東 京 都 地 域 防 災 計 画

震　災　編

（令和元年修正）

［別冊①資料］

東 京 都 防 災 会 議

東 京 都 地 域 防 災 計 画

震　災　編

（令和元年修正）

［別冊①資料］

東 京 都 防 災 会 議

東京都地域防災計画（震災編）別冊①資料一覧

（第１部　東京の防災力の高度化に向けて）

第1　「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月東京都防災会議公表）（都総務局）……　2

第2　地震に関する地域危険度（都都市整備局）……　26

第3　火災予防審議会（地震対策部会）の諮問及び答申事項一覧（東京消防庁）……　30

第4　東京消防庁の実施している各種調査研究等（東京消防庁）……　32

（第２部　施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）

（第１章　都、区市町村等の基本的責務と役割）

別冊②協定等を参照

（第２章　都民と地域の防災力向上）

第5　応急手当普及用資器材現況（東京消防庁）……　33

第6　応急手当指導員・普及員数[特別区]（東京消防庁）……　33

第7　防災市民組織の結成数の推移（都総務局）……　33

第8　防災市民組織の訓練用資器材の現況（東京消防庁）……　33

第9　消防団の現況（都総務局、東京消防庁）……　34

第10　消防団施設・装備の現況[特別区]（東京消防庁）……　35

第11　指定公共機関等の訓練一覧（指定公共機関等）……　36

第12　防災機関の災害対策組織（各防災機関）……　44

第13　東京都防災ボランティアに関する要綱（都総務局）……　119

（第３章　安全な都市づくりの実現）

第14　防火地域・準防火地域の指定状況（都都市整備局）……　123

第15　不燃化率・耐火構造比率の推移（都都市整備局）……　123

第16　建築物混成率の現状（東京消防庁）……　124

第17　地区別・高さ別高層建築物一覧表（都都市整備局）……　125

第18　地下街一覧表（都都市整備局）……　126

第19　宅地造成工事規制区域の内訳（都都市整備局）……　127

第20　土石流危険渓流と砂防指定地（都建設局）……　128

第21　地すべり危険箇所と地すべり防止区域（都建設局）……　129

第22　急傾斜地崩壊危険箇所と急傾斜地崩壊危険区域（都建設局）……　130

第23　土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域指定数（都建設局）……　131

第24　山地災害危険地区（都産業労働局）……　135

第25　防火対象施設現況（東京消防庁）……　136

第26　消防水利の現況（東京消防庁）…… 137
第27　危険物貯蔵所等一覧（東京消防庁・稲城市）…… 138
第28　放射線障害防止法の対象事業所数（原子力規制委員会）…… 139
第29　火薬類製造所一覧（都環境局）…… 140
第30　火薬類及び火薬外貯蔵施設一覧（都環境局）…… 140
第31　高圧ガス関係対象事業所数（都環境局）…… 141
第32　高圧ガス保安法・液化石油ガス法関係対象事業者数（都環境局）…… 141
第33　毒物・劇物営業者及び業務上取扱者一覧（都福祉保健局）…… 142
第34　危険物とう載船の専用岸壁（第三管区海上保安本部）…… 143
第35　貨物駅の危険物取扱量（JR貨物）…… 143
第36　高圧ガス震災時応援連絡体制図（都環境局）…… 144
第37　高圧ガスに係わる連絡通報窓口(都総務局・環境局・警視庁・東京消防庁)・ 145
第38　高圧ガス大規模漏えい時通報様式（都環境局）…… 147
第39　高圧ガス漏えい事故発生時の広域通報系統図（都環境局）…… 148
第40　災害時の毒物劇物飛散・流出等に係る連絡系統図（都福祉保健局）…… 149
第41　防除資材等常備状況表（第三管区海上保安本部）…… 150
第42　東京消防庁化学消火剤等保有状況表（東京消防庁）…… 150
第43　消防艇一覧表（東京消防庁）…… 151
第44　港湾区域における貯木場能力一覧（都港湾局）…… 151

（第４章　安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保）

第45　道路の延長（都建設局、都港湾局、関東地方整備局、東日本高速道路、中日本高速道路、首都高速道路）…… 152
第46　緊急通行車両等の確認事務①②（都財務局、警視庁）…… 153
第47　橋梁現況表　①都建設局、②都港湾局…… 167
第48　公道現況表（都建設局）…… 168
第49　鉄道施設の現況（各鉄道機関）…… 169
第50　鉄道施設の耐震化及び安全対策（各鉄道機関）…… 170
第51　空港施設の現況（都港湾局、東京航空局）…… 172
第52　港湾施設の整備（都港湾局）…… 173
第53　島しょ港湾・漁港けい船施設現況、島しょ港湾・漁港の緊急輸送用岸壁整備計画（都港湾局）…… 174
第54　指定拠点一覧表（各防災機関）…… 175
第55　震災復旧用材料一覧（都水道局）…… 197
第56　通信施設の現況（通信事業者等）…… 198
第57　運転者のとるべき措置（警視庁）…… 199
第58　緊急道路障害物除去路線等の作業分担（都建設局、都港湾局、関東地方整備局、東日本高速道路、中日本高速道路、首都高速道路）…… 199
第59　鉄道事業者の初動措置ほか（各鉄道事業者）…… 200
第60　地震災害対策本部組織図（東京航空局）…… 207
第61　給水対策本部組織図（都水道局）…… 208

第62　通信事業者等の活動態勢（通信事業者等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 209
第63　通信事業者等の応急対策（通信事業者等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 212
第64　都内幹線有料道路現況表（東日本高速道路、中日本高速道路）・・・・・・・・・・・・ 216
第65　首都高速道路現況（首都高速道路）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 216
第66　首都高速トンネル現況（首都高速道路）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 218
第67　首都高速道路網図（首都高速道路）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 219
第68　通信事業者等の復旧対策（通信事業者等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 220

（第５章　津波等対策）
第69　水防組織配備動員態勢（都建設局、都港湾局、都下水道局）・・・・・・・・・・・・・ 221
第70　津波警報・注意報の種類、標識（東京管区気象台）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 221
第71　津波避難指示文例、津波に対する心得（都総務局）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 222

（第６章　広域的な視点からの応急対応力の強化）
第72　救助資機（器）材の現況（東京消防庁）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 223
第73　消防車両等の現況（東京消防庁）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 223
第74　救急資機（器）材の現況（東京消防庁）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 224
第75　東京消防庁ヘリコプター性能諸元（東京消防庁）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 225
第76　胴体下部取付け式消火タンクの現況（東京消防庁）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 225
第77　医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場及び河川等船着場候補地（都総務局、都建設局）・・・・・・ 226
第78　災害時臨時離着陸場候補地一覧（都総務局）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 229
第79　大規模救出救助活動拠点候補地一覧（都総務局）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 240
第80　九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項（都総務局）　241
第81　都災害対策本部特別非常配備態勢（都総務局）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 242
第82　都各局の災害活動マニュアル等（都総務局）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 244
第83　東京都関係部署所属船艇等一覧表（第三管区海上保安本部）・・・・・・・・・・・・・ 247
第84　警備本部組織図（警視庁）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 249
第85　警備活動用資機材の整備（警視庁）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 250
第86　ヘリコプターの機種及び性能基準（警視庁）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 251
第87　警備艇の性能等（警視庁）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 252
第88　警察災害派遣隊の派遣要請の流れ（警視庁）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 253
第89　緊急消防援助隊の要請の流れ（東京消防庁）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 254
第90　災害派遣要請の手続等（自衛隊）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 255
第91　陸上・航空自衛隊航空機能力基準（自衛隊）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 257
第92　陸上自衛隊車両・舟艇等能力基準（自衛隊）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 258
第93　海上自衛隊艦艇・航空機の能力基準等（自衛隊）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 260
第94　ヘリコプター発着場基準及び表示要領（自衛隊）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 261
第95　震災時の即時救援主要部隊の態勢図（自衛隊）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 263

（第７章　情報通信の確保）

第96　業務用MCA無線機配備一覧（都総務局）…… 264
第97　東京都防災行政無線の概要（都総務局）…… 268
第98　東京都防災行政無線構成図（都総務局）…… 269
①東京都防災行政無線回線構成図…… 269
②東京都防災行政無線移動系回線構成図…… 270
③東京都防災行政無線回線構成図（区部・多摩）…… 271
④東京都防災行政無線回線構成図（島しょ系）…… 272
第99　都各局の保有する無線（都各局）…… 273
第100　東京消防庁通信連絡系統図（東京消防庁）…… 276
第101　消防通信設備の現況（東京消防庁）…… 277
第102　情報処理設備の現況（東京消防庁）…… 277
第103　区市町村防災行政無線等の概要（都総務局）…… 277
第104　区市町村の保有する防災行政無線等一覧表（都総務局）…… 278
第105　非常通信協議会の構成表（総務省、関東総合通信局）…… 279
第106　放送施設の整備計画（各放送機関）…… 280
第107　関係防災機関その他に対する地震及び津波に関する情報の伝達系統図（東京管区気象台）…… 281
第108　気象庁による注意報、警報の種類及び基準表（東京管区気象台）…… 282
第109　FAXによる気象等警報等の伝達系統図（NTT東日本）…… 285
第110　災害時の放送（各放送機関）…… 287
第111　電報の優先利用について（NTT東日本）…… 290
①　電気通信設備の優先利用が可能な新聞社等の適用基準（NTT東日本）…… 292
②　医療のための無線電報を発信し、又は配達を受ける病院（NTT東日本）…… 292
第112　タクシーによる防災情報ネットワーク実施要領（東タク協）…… 293
第113　各放送機関の主な活動態勢（各放送機関）…… 294

（第８章　医療救護・保健等対策）

第114　東京都災害拠点病院標準整備品目（都福祉保健局）…… 299
第115　救急医療機関数（都福祉保健局）…… 300
第116　都立・国立病院施設の現況（都病院経営本部・国立病院機構等）…… 300
第117　都における医薬品・医療資器材の備蓄整備状況（都福祉保健局）…… 301
第118　東京都災害拠点病院一覧（都福祉保健局）…… 303
第119　遺体収容所における標準的な配置区分図（都福祉保健局）…… 304
第120　遺体検視・検案活動等の発令、要請、情報連絡系統図（各防災機関）…… 305
第121　検視班の編成基準（警視庁）…… 306
第122　検案班処理能力（都福祉保健局）…… 306
第123　火葬場一覧表（都福祉保健局）…… 307

（第９章　帰宅困難者対策）

第124　災害用伝言板の利用方法（各通信事業者）…… 308
第125　東京都帰宅困難者対策条例（都総務局）…… 310
第126　都立一時滞在施設一覧（都総務局）…… 315
第127　災害時帰宅支援ステーション協定締結先一覧及び各都県市店舗数（都総務局）…… 319
第128　帰宅支援の対象道路（16路線）（都総務局）…… 320

（第10章　避難者対策）

第129　区部の避難場所、区部の地区内残留地区（都総務局・都都市整備局）…… 321
第130　区別避難道路系統図（都都市整備局）…… 324
第131　避難所及び福祉避難所区市町村別一覧表（都総務局・都福祉保健局）…… 325
第132　多摩・島しょ地域の避難場所（都総務局）…… 326

（第11章　物流・備蓄・輸送対策の推進）

第133　食料等の備蓄状況（都福祉保健局・都総務局）…… 327
第134　米穀の調達先一覧表（都産業労働局）…… 328
第135　米穀販売事業者等名簿一覧表（都産業労働局）…… 328
第136　調製粉乳等備蓄等一覧（都福祉保健局）…… 329
第137　副食品の調達先(予定)一覧表（都産業労働局）…… 330
第138　食塩調達経路図（都福祉保健局）…… 330
第139　災害時給水ステーション（給水拠点）となる施設一覧表（都水道局、都都市整備局等）…… 331
第140　応急給水用資器材及び給水能力一覧表（都水道局）…… 333
第141　輸送拠点一覧（各防災機関）…… 334
第142　都備蓄倉庫一覧（都福祉保健局）…… 338
第143　車両等の調達・供給等の流れ（都財務局）…… 339
第144　貨物自動車・乗合自動車供給機関（都財務局）…… 340
第145　都各局舟艇保有状況（都港湾局）…… 341
第146　調達あっせん対象船舶一覧表（関東運輸局）…… 342
第147　ヘリコプター等による緊急輸送業務実施の流れ（都港湾局）…… 343

（第13章　住民の生活の早期再建）

第148　災害用トイレの分類と備蓄等状況（都総務局）…… 344
第149　区市町村別災害救助法適用基準早見表（都総務局）…… 345
第150　「がれき」処理の基本的流れ（都環境局）…… 346
第151　「がれき」の推定発生量（都総務局）…… 347
第152　東京都災害廃棄物対策本部（仮称）の業務（都環境局）…… 348

第153　激甚災害法に定める事業及び関係局（都総務局）…… 351
第154　応急仮設住宅供給能力一覧表（都住宅政策本部）…… 353
第155　災害復旧用材の供給に係わる特例措置（関東森林管理局）…… 353
第156　災害弔慰金等の支給（都福祉保健局）…… 354
第157　災害救援物資等の支給（日本赤十字社東京都支部）…… 354
第158　災害援護資金の貸付（都福祉保健局）…… 355
第159　生活福祉資金の貸付（都福祉保健局）…… 356
第160　被災者生活再建支援金の支給（都福祉保健局）…… 357
第161　中小企業への融資（都産業労働局）…… 358
第162　農林漁業関係者への融資（都産業労働局）…… 360
第163　災害救助法上（災害の発生から終了まで）の流れ（都総務局）…… 364
第164　各担当別災害救助関連必要帳票一覧（都総務局）…… 365
第165　災害報告の様式（都総務局）…… 368
第166　日毎の記録を整理するために必要な書類（都総務局）…… 371
第167　災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都総務局）…… 375
第168　給与品事前購入分一覧表（都福祉保健局・都総務局）…… 377

（第３部　災害復興計画）

第169　復興の全体像（都総務局）…… 379
第170　都市復興（都総務局）…… 380
第171　住宅復興（都総務局）…… 381
第172　くらしの復興（都総務局）…… 382
第173　産業復興（都総務局）…… 383
第174　東京都震災復興本部及び関連組織（都総務局）…… 384
第175　復興総局の編成（都総務局）…… 385
第176　被災者総合相談所の相談分野・相談内容（都総務局）…… 386

（第４部　南海トラフ地震等防災対策）

第177　南海トラフ地震防災対策推進地域（都総務局）…… 387
第178　東海地震に係る地震防災対策強化地域（都総務局）…… 391
第179　警戒宣言、地震予知情報について（東京管区気象台）…… 393
第180　東海地震における津波避難勧告文例、津波に対する心得（都総務局）…… 396
第181　異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス（東京管区気象台）… 398
第182　予知情報の発表に伴うコメント案文（都総務局）…… 399

図表編

図1　東京都の地形区分（都総務局）…… 401
図2　模式地質断面図（都総務局）…… 402
図3　関東ローム層と段丘との関係（都総務局）…… 402
図4　防災都市づくり推進計画（都都市整備局）…… 403

図5　東京都立公園・庭園配置図（都建設局）…… 404
図6　海上公園配置図（都港湾局）…… 405
図7　水道水源と水系別給水区域概要図（都水道局）…… 406
図8　主要送配水幹線図（都水道局）…… 407
図9　緊急道路障害物除去路線図（都建設局）…… 408
図10　東京都の津波予報区（気象庁）…… 410
図11　帰宅支援の対象道路（都総務局）…… 411
図12　避難場所及び避難道路図（都都市整備局）…… 412

資料第１における「首都直下地震等による東京の被害想定」で想定するシーン

時間帯によって人々の滞留特性は大きく異なるため、地震の発生時刻が変わると人的被害の発生する様相も変化する。

また、時間帯や季節によって火気器具等の使用状況が異なるため、火災の出火件数も変化すると考えられる。このため、想定される被害が異なる３種類の特徴的なシーン（季節・時刻）を設定している。

図表　想定するシーン（季節・時刻）

シーン設定		想定される被害の特徴
基本シーン	①冬、朝５時	・　兵庫県南部地震と同じ発生時間帯 ・　多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 ・　オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
	②冬、昼 12 時	・　オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 ・　住宅内滞留者数は、1 日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。
	③冬、夕 18 時	・　火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース ・　オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留 ・　ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 ・　鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。

資料第１「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成 24 年４月 18 日東京都防災会議公表）（本文７頁）

	夜間人口（人）	昼間人口（人）	面積（km^2）	震度別面積率(%)					建物棟数		原因別建物全壊棟数				ゆれ 建物全壊棟数		ゆれ 建物全壊率(%)		急傾斜地崩壊危険箇所	火災		
																				出火件数	焼失棟数	
																					倒壊建物を	
				5弱以下	5強	6弱	6強	7	木造	非木造	計	ゆれ	液状化	急傾斜地崩壊	木造	非木造	木造	非木造			含む	含まない
千代田区	47,115	853,382	11.6	0.0	0.0	3.2	96.8	0.0	3,629	15,380	835	824	4	7	461	362	12.7	2.4	17	14	2	2
中央区	122,762	647,733	10.2	0.0	0.0	7.1	92.9	0.0	6,210	12,760	1,942	1,926	15	0	1,444	482	23.3	3.8	0	23	101	91
港区	205,131	908,940	20.3	0.0	0.0	6.9	93.1	0.1	13,050	21,979	2,150	2,035	8	106	1,472	564	11.3	2.6	118	34	276	260
新宿区	326,309	770,094	18.2	0.0	0.0	19.5	80.5	0.0	36,731	29,507	3,683	3,600	5	78	2,986	614	8.1	2.1	46	37	2,179	2,060
文京区	206,626	336,229	11.3	0.0	0.0	11.9	88.1	0.0	27,454	19,692	3,602	3,543	5	54	3,141	402	11.4	2.0	48	22	2,443	2,259
台東区	175,928	303,522	10.1	0.0	0.0	2.1	97.9	0.0	22,814	22,088	6,687	6,649	31	7	5,860	789	25.7	3.6	4	27	2,730	2,326
墨田区	247,606	262,514	13.8	0.0	0.0	0.1	99.9	0.0	34,427	23,443	9,902	9,826	76	0	8,722	1,104	25.3	4.7	0	32	9,341	7,755
江東区	460,819	490,708	39.5	0.0	0.0	0.1	99.3	0.5	27,895	24,091	8,010	7,926	84	0	6,731	1,195	24.1	5.0	0	44	3,536	2,997
品川区	365,302	505,034	22.7	0.0	0.0	3.1	95.9	0.9	51,286	25,015	5,281	5,214	9	57	4,689	525	9.1	2.1	43	40	21,569	20,095
目黒区	268,330	271,320	14.7	0.0	0.0	12.8	87.2	0.0	40,796	23,689	2,538	2,510	6	23	2,119	391	5.2	1.6	20	27	11,232	10,795
大田区	693,373	657,209	59.5	0.0	0.0	5.5	93.1	1.4	99,142	45,038	11,108	10,856	187	65	9,656	1,199	9.7	2.7	70	68	32,218	29,792
世田谷区	877,138	736,040	58.1	0.0	0.0	33.2	66.8	0.0	129,338	56,307	6,074	6,020	7	48	5,247	772	4.1	1.4	57	62	22,455	21,727
渋谷区	204,492	542,803	15.1	0.0	0.0	6.6	93.4	0.0	19,674	19,101	2,592	2,574	4	15	2,111	463	10.7	2.4	12	29	3,398	3,172
中野区	314,750	285,636	15.6	0.0	0.0	47.5	52.5	0.0	51,464	20,821	2,241	2,215	3	23	1,977	238	3.8	1.1	14	24	7,222	7,000
杉並区	549,569	439,379	34.0	0.0	0.0	47.3	52.7	0.0	92,388	30,825	3,692	3,687	3	2	3,300	388	3.6	1.3	2	37	23,028	22,339
豊島区	284,678	378,475	13.0	0.0	0.0	88.4	11.6	0.0	37,098	19,923	1,679	1,672	3	4	1,506	166	4.1	0.8	12	8	1,355	1,315
北区	335,544	307,317	20.6	0.0	0.0	74.3	25.7	0.0	50,151	22,372	2,792	2,658	29	104	2,465	193	4.9	0.9	58	14	643	620
荒川区	203,296	184,021	10.2	0.0	0.0	7.0	93.0	0.0	26,888	11,633	7,217	7,180	32	4	6,731	449	25.0	3.9	5	23	5,521	4,492
板橋区	535,824	456,425	32.2	0.0	0.1	84.3	15.6	0.0	65,083	29,528	1,656	1,601	11	44	1,424	176	2.2	0.6	54	13	760	747
練馬区	716,124	530,628	48.2	0.0	0.0	99.9	0.1	0.0	114,320	32,078	1,946	1,935	7	3	1,792	143	1.6	0.4	12	12	3,106	3,065
足立区	683,426	539,309	53.2	0.0	0.0	9.3	90.7	0.0	104,482	38,845	10,082	9,933	149	0	9,235	698	8.8	1.8	0	66	16,124	15,007
葛飾区	442,586	343,039	34.8	0.0	0.0	23.8	76.2	0.0	78,991	27,793	7,446	7,230	216	0	6,649	581	8.4	2.1	0	43	11,114	10,362
江戸川区	678,967	534,942	49.9	0.0	0.0	23.1	76.8	0.1	87,962	33,956	8,744	8,529	215	0	7,653	876	8.7	2.6	0	55	14,956	13,910
区部計	8,945,695	11,284,699	616.7	0.0	0.0	30.0	69.8	0.2	1,221,273	605,864	111,898	110,145	1,109	644	97,374	12,771	8.0	2.1	592	754	195,309	182,188
八王子市	580,053	549,417	186.3	49.9	35.4	14.7	0.0	0.0	118,849	35,966	174	124	3	47	112	12	0.1	0.0	509	5	249	249
立川市	179,668	193,465	24.4	0.0	60.9	39.1	0.0	0.0	35,188	11,697	23	20	0	3	14	5	0.0	0.0	16	2	55	55
武蔵野市	138,734	154,448	10.7	0.0	0.0	93.4	6.6	0.0	21,101	8,163	414	414	0	0	352	62	1.7	0.8	0	3	1,056	1,041
三鷹市	186,083	148,458	16.5	0.0	0.0	88.6	11.4	0.0	32,764	8,103	764	746	2	17	681	64	2.1	0.8	9	4	741	727
青梅市	139,339	127,176	103.3	84.3	15.7	0.0	0.0	0.0	37,782	7,607	2	0	0	2	0	0	0.0	0.0	511	0	27	27
府中市	255,506	236,133	29.3	0.0	26.6	73.4	0.0	0.0	47,162	14,711	88	79	3	6	67	13	0.1	0.1	8	3	289	288
昭島市	112,297	100,508	17.3	0.0	86.8	13.2	0.0	0.0	20,558	5,530	5	5	0	0	4	1	0.0	0.0	9	1	28	28
調布市	223,593	186,275	21.5	0.0	0.0	98.2	1.8	0.0	29,412	8,668	421	405	4	12	366	38	1.2	0.4	17	4	326	323
町田市	426,987	364,091	71.6	3.7	10.0	85.9	0.3	0.0	87,953	22,322	870	789	6	76	730	59	0.8	0.3	198	8	506	502
小金井市	118,852	95,195	11.3	0.0	0.1	99.9	0.0	0.0	22,335	5,024	224	223	0	2	209	14	0.9	0.3	4	2	270	267
小平市	187,035	160,499	20.5	0.0	3.8	96.2	0.0	0.0	42,481	9,322	99	99	0	0	87	11	0.2	0.1	0	3	287	287
日野市	180,052	154,114	27.5	0.0	50.7	49.3	0.0	0.0	33,122	9,441	107	54	2	51	47	7	0.1	0.1	72	2	32	32
東村山市	153,557	115,046	17.2	0.0	9.9	90.1	0.0	0.0	31,779	6,245	66	60	1	5	53	7	0.2	0.1	8	3	164	164
国分寺市	120,650	95,649	11.5	0.0	5.9	94.1	0.0	0.0	20,001	4,889	87	59	0	28	51	7	0.3	0.2	15	2	191	190
国立市	75,510	71,295	8.2	0.0	22.8	77.2	0.0	0.0	8,768	2,557	17	15	0	1	13	3	0.1	0.1	2	1	79	79
福生市	59,796	52,442	10.2	0.0	99.4	0.6	0.0	0.0	11,631	3,475	2	0	0	2	0	0	0.0	0.0	9	0	21	21
狛江市	78,751	57,386	6.4	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	10,391	2,668	157	157	0	0	147	10	1.4	0.4	0	1	601	594
東大和市	83,068	64,274	13.5	0.0	81.7	18.3	0.0	0.0	17,689	3,856	10	9	0	2	8	1	0.0	0.0	8	1	68	68
清瀬市	74,104	60,733	10.2	0.0	0.1	99.9	0.0	0.0	13,007	3,111	39	35	1	2	30	5	0.2	0.2	5	1	46	46
東久留米市	116,546	90,315	12.9	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	21,922	3,959	93	80	0	13	71	8	0.3	0.2	11	2	159	159
武蔵村山市	70,053	59,591	15.4	0.0	89.5	10.5	0.0	0.0	16,788	3,785	3	3	0	0	2	1	0.0	0.0	11	1	31	31
多摩市	147,648	137,622	21.1	0.0	14.9	85.1	0.0	0.0	12,107	5,304	111	79	1	31	71	8	0.6	0.2	43	2	17	17
稲城市	84,835	58,913	18.0	0.0	4.4	93.7	1.9	0.0	11,702	3,370	194	173	2	20	163	10	1.4	0.3	46	1	25	25
羽村市	57,032	55,966	9.9	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	8,513	3,578	1	0	0	1	0	0	0.0	0.0	12	1	43	43
あきる野市	80,868	67,814	73.3	63.6	35.7	0.7	0.0	0.0	26,124	4,269	14	1	0	14	0	0	0.0	0.0	271	0	189	189
西東京市	196,511	148,056	15.9	0.0	0.1	99.9	0.0	0.0	31,416	6,457	338	338	0	1	318	19	1.0	0.3	1	3	397	394
瑞穂町	33,497	36,088	16.8	0.0	98.8	1.2	0.0	0.0	8,480	2,652	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	1	0	14	14
日の出町	16,650	13,965	28.1	78.3	21.7	0.0	0.0	0.0	5,321	1,194	2	0	0	2	0	0	0.0	0.0	183	0	29	29
檜原村	2,558	2,566	105.4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,865	307	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	235	0	0	0
奥多摩町	6,045	6,205	225.6	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3,975	868	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	378	0	0	0
多摩計	4,185,878	3,663,705	1159.9	50.2	21.0	28.5	0.3	0.0	790,186	209,098	4,325	3,965	25	336	3,596	368	0.5	0.2	2,592	56	5,940	5,888
都計	13,131,573	14,948,404	1776.6	32.8	13.7	29.0	24.4	0.1	2,011,459	814,962	116,224	114,109	1,134	980	100,970	13,139	5.0	1.6	3,184	811	201,249	188,076

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※焼失した建物と倒壊した建物の棟数は、一部被害が重複するので、焼失した建物に倒壊した建物を含む場合と含まない場合を示す。

東京湾北部地震(M7.3)　冬 18 時・風速 8m/s

人的被害																				避難者	帰宅困難者		閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	災害時要援護者	自力脱出困難者	震災廃棄物(万t)	
死者							負傷者							うち重傷者													
計(人)	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物(参考値)	計(人)	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物(参考値)	計(人)	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物(参考値)	発生数(人)	滞留者数(人)	帰宅困難者数(人)		死者数(人)	発生数(人)		
273	271	1	1	0	0	13	10,364	10,333	1	20	2	9	525	1,355	1,347	1	6	1	1	114	11,076	1,080,758	501,355	645	7	3,563	60	千
151	146	0	5	0	0	9	7,275	7,220	0	33	8	13	349	1,023	1,009	0	9	3	1	76	44,773	687,953	309,315	585	14	3,836	88	中
200	174	13	11	1	0	17	9,127	9,008	16	53	42	8	524	1,162	1,121	8	15	16	1	114	51,313	1,052,177	468,794	745	21	3,831	112	港
293	220	7	64	1	0	13	6,792	6,479	9	258	41	5	372	887	794	5	72	16	1	81	76,805	754,164	313,811	487	69	2,606	137	新
253	185	4	59	4	0	7	4,217	3,815	6	232	141	24	169	608	482	3	65	55	3	37	61,865	336,926	131,632	267	81	1,592	107	文
482	410	1	68	2	0	7	5,548	5,162	1	275	85	25	176	924	811	0	77	33	3	38	78,114	292,785	112,757	481	183	3,023	184	台
665	465	0	200	1	0	9	7,121	6,215	0	879	21	6	187	1,312	1,057	0	245	8	1	40	144,939	242,306	79,083	340	324	3,713	267	墨
449	365	0	82	3	0	15	10,164	9,699	0	349	94	22	342	1,654	1,517	0	98	37	2	74	233,762	509,466	178,078	440	204	6,201	275	江
779	252	5	520	1	0	12	8,016	5,642	6	2,337	28	3	270	1,376	710	3	652	11	0	59	184,510	480,501	179,084	370	289	2,459	190	品
332	96	2	230	4	0	6	3,195	2,041	2	1,016	131	6	129	576	240	1	283	51	1	28	94,335	241,932	78,206	152	153	828	117	目
1,073	424	4	642	3	0	16	10,412	7,387	5	2,908	101	11	344	1,855	1,000	3	811	39	1	75	364,824	556,136	166,426	384	604	3,868	440	大
655	215	3	411	26	1	14	7,449	4,637	4	1,857	899	52	321	1,366	489	2	518	351	6	70	242,390	601,311	168,047	269	406	1,850	257	世
253	147	2	101	4	0	10	5,006	4,444	2	417	126	17	265	690	522	1	117	49	2	58	65,234	529,282	222,342	402	48	2,179	107	渋
214	78	1	133	1	0	3	2,415	1,786	2	576	48	3	64	356	175	1	161	19	0	14	76,807	213,227	58,123	108	125	633	90	中
556	131	0	416	8	0	9	4,849	2,701	0	1,869	265	13	197	895	269	0	522	104	1	43	176,369	358,016	92,357	167	354	1,062	169	杉
121	85	0	33	3	0	4	2,778	2,556	0	101	113	8	96	279	205	0	28	44	1	21	52,485	374,171	140,005	183	48	770	65	豊
126	105	7	13	1	0	3	2,837	2,758	8	24	42	4	72	268	240	4	7	17	0	16	73,410	247,350	69,466	99	94	865	101	北
422	313	0	107	1	0	6	4,484	3,969	0	457	48	11	113	753	605	0	127	19	1	25	116,502	144,651	39,287	140	299	2,635	154	荒
81	59	3	15	4	0	5	2,657	2,467	3	32	148	7	112	226	156	2	9	58	1	24	71,832	377,648	104,123	122	56	612	82	板
145	73	0	57	15	0	6	3,265	2,521	0	225	504	15	138	415	154	0	63	197	2	30	91,229	417,116	98,294	98	101	610	86	練
712	400	0	309	3	0	14	9,033	7,523	0	1,395	104	12	287	1,294	863	0	389	40	1	62	280,862	430,379	107,115	177	528	3,228	335	足
500	288	0	209	2	0	9	5,515	4,489	0	933	85	9	191	852	558	0	260	33	1	42	200,970	292,473	70,560	113	334	2,113	288	葛
600	317	0	279	4	0	13	7,706	6,303	0	1,257	133	13	276	1,209	805	0	351	52	1	60	316,536	414,385	102,564	205	401	3,198	340	江
9,337	5,222	54	3,964	93	4	218	140,227	119,153	67	17,501	3,210	296	5,518	21,334	15,131	34	4,886	1,252	31	1,201	3,110,940	10,635,113	3,790,824	6,980	4,741	55,278	4,049	区
14	5	3	5	0	0	3	342	319	4	9	9	0	45	19	10	2	3	4	0	8	11,047	489,631	146,971	74	7	38	15	八
3	1	0	1	0	0	1	104	90	0	3	11	0	16	7	2	0	1	4	0	3	4,468	174,410	56,735	42	1	8	4	立
41	17	0	23	1	0	2	796	709	0	58	29	1	40	83	55	0	16	11	0	9	25,176	151,201	53,755	60	18	182	21	武
44	28	1	14	1	0	2	851	794	1	25	29	1	39	80	61	1	7	11	0	8	30,192	131,438	36,195	38	26	233	29	三
1	0	0	1	0	0	1	2	1	0	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	208	112,351	30,734	2	0	0	0	青
10	3	0	6	0	0	3	255	234	0	9	11	0	62	15	8	0	3	4	0	14	16,637	212,025	66,153	50	5	27	9	府
1	0	0	1	0	0	1	23	19	0	1	3	0	9	2	0	0	0	1	0	2	1,114	89,744	25,772	3	1	2	1	昭
23	16	1	6	1	0	2	704	674	1	10	19	0	48	51	41	0	3	7	0	11	29,272	162,590	46,407	44	14	174	21	調
47	32	5	10	1	0	4	1,271	1,224	6	17	23	0	95	76	59	3	5	9	0	21	31,235	319,134	86,680	73	28	227	45	町
14	9	0	5	0	0	1	337	318	0	7	11	0	23	22	16	0	2	4	0	5	12,347	80,649	22,652	6	8	64	11	小
10	4	0	6	1	0	2	259	232	0	9	17	0	42	17	8	0	2	7	0	9	9,222	137,813	38,306	10	6	28	8	小
7	2	3	1	0	0	1	167	146	4	2	15	0	13	13	5	2	1	6	0	2	6,710	135,905	38,531	22	4	18	9	日
7	2	0	3	1	0	2	188	152	0	5	30	0	33	18	5	0	2	12	0	7	9,095	99,112	23,310	6	5	18	6	東
9	2	2	4	2	0	1	196	125	2	6	62	0	27	31	4	1	2	24	0	6	8,187	86,028	23,791	21	6	21	7	国
2	1	0	2	0	0	1	59	52	0	2	4	0	17	4	2	0	1	1	0	4	3,848	61,502	18,218	2	1	8	2	国
1	0	0	0	0	0	0	6	3	0	1	2	0	4	1	0	0	0	1	0	1	652	41,779	10,596	2	0	0	0	福
17	6	0	11	0	0	1	257	233	0	13	10	0	14	20	12	0	4	4	0	3	12,457	43,071	8,872	3	12	60	8	狛
2	0	0	1	0	0	1	38	30	0	2	6	0	6	4	1	0	1	2	0	1	2,745	59,513	15,194	2	1	3	1	東
3	1	0	1	0	0	1	98	94	0	2	2	0	16	5	3	0	1	1	0	4	3,832	51,898	12,939	3	2	13	3	清
7	3	1	3	0	0	1	195	179	1	5	10	0	24	12	7	0	1	4	0	5	7,126	72,147	16,721	4	5	27	6	東
1	0	0	1	0	0	0	14	11	0	1	1	0	5	1	0	0	0	0	0	1	1,043	51,159	13,997	2	1	1	1	武
6	3	2	0	0	0	2	344	336	3	2	3	0	38	16	13	1	1	1	0	8	12,086	129,381	39,123	5	3	55	7	多
8	7	1	1	0	0	1	296	291	1	1	2	0	16	18	16	1	0	1	0	4	10,638	54,682	14,593	4	5	64	9	稲
1	0	0	1	0	0	0	3	1	0	1	1	0	5	1	0	0	0	0	0	1	882	45,720	13,497	2	0	0	0	羽
5	0	1	4	0	0	1	9	3	1	5	1	0	6	2	0	1	1	0	0	1	768	60,658	15,173	2	2	0	2	あ
21	13	0	7	1	0	2	568	535	0	10	22	0	40	38	27	0	3	9	0	9	22,862	127,759	31,227	7	17	119	16	西
0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	611	33,909	10,651	2	0	0	0	瑞
1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	90	15,893	4,655	0	0	0	0	日
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,688	562	0	0	0	0	檜
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,036	1,480	0	0	0	0	奥
304	156	22	117	10	0	36	7,384	6,811	27	208	333	5	693	559	356	14	58	130	0	146	274,549	3,239,826	923,490	494	179	1,388	241	多
9,641	5,378	76	4,081	103	4	254	147,611	125,964	94	17,709	3,543	301	6,211	21,893	15,487	47	4,944	1,382	32	1,347	3,385,489	13,874,939	4,714,314	7,473	4,921	56,666	4,289	都

	夜間人口（人）	昼間人口（人）	面積（km^2）	震度別面積率(%)					建物棟数		原因別建物全壊棟数				ゆれ 建物全壊棟数		ゆれ 建物全壊率(%)		急傾斜地崩壊危険箇所	火災		
				5弱以下	5強	6弱	6強	7	木造	非木造	計	ゆれ	液状化	急傾斜地崩壊	木造	非木造	木造	非木造		出火件数	焼失棟数	倒壊建物を
																					含む	含まない
千代田区	47,115	853,382	11.6	0.0	0.0	3.2	96.8	0.0	3,629	15,380	835	824	4	7	461	362	12.7	2.4	17	14	2	2
中央区	122,762	647,733	10.2	0.0	0.0	7.1	92.9	0.0	6,210	12,760	1,942	1,926	15	0	1,444	482	23.3	3.8	0	20	61	55
港区	205,131	908,940	20.3	0.0	0.0	6.9	93.1	0.1	13,050	21,979	2,150	2,035	8	106	1,472	564	11.3	2.6	118	23	77	72
新宿区	326,309	770,094	18.2	0.0	0.0	19.5	80.5	0.0	36,731	29,507	3,683	3,600	5	78	2,986	614	8.1	2.1	46	23	775	733
文京区	206,626	336,229	11.3	0.0	0.0	11.9	88.1	0.0	27,454	19,692	3,602	3,543	5	54	3,141	402	11.4	2.0	48	13	507	469
台東区	175,928	303,522	10.1	0.0	0.0	2.1	97.9	0.0	22,814	22,088	6,687	6,649	31	7	5,860	789	25.7	3.6	4	19	1,376	1,172
墨田区	247,606	262,514	13.8	0.0	0.0	0.1	99.9	0.0	34,427	23,443	9,902	9,826	76	0	8,722	1,104	25.3	4.7	0	21	5,001	4,151
江東区	460,819	490,708	39.5	0.0	0.0	0.1	99.3	0.5	27,895	24,091	8,010	7,926	84	0	6,731	1,195	24.1	5.0	0	23	731	619
品川区	365,302	505,034	22.7	0.0	0.0	3.1	95.9	0.9	51,286	25,015	5,281	5,214	9	57	4,689	525	9.1	2.1	43	21	3,236	3,015
目黒区	268,330	271,320	14.7	0.0	0.0	12.8	87.2	0.0	40,796	23,689	2,538	2,510	6	23	2,119	391	5.2	1.6	20	13	2,768	2,660
大田区	693,373	657,209	59.5	0.0	0.0	5.5	93.1	1.4	99,142	45,038	11,108	10,856	187	65	9,656	1,199	9.7	2.7	70	36	5,450	5,040
世田谷区	877,138	736,040	58.1	0.0	0.0	33.2	66.8	0.0	129,338	56,307	6,074	6,020	7	48	5,247	772	4.1	1.4	57	27	3,202	3,098
渋谷区	204,492	542,803	15.1	0.0	0.0	6.6	93.4	0.0	19,674	19,101	2,592	2,574	4	15	2,111	463	10.7	2.4	12	18	1,321	1,233
中野区	314,750	285,636	15.6	0.0	0.0	47.5	52.5	0.0	51,464	20,821	2,241	2,215	3	23	1,977	238	3.8	1.1	14	11	1,408	1,365
杉並区	549,569	439,379	34.0	0.0	0.0	47.3	52.7	0.0	92,388	30,825	3,692	3,687	3	2	3,300	388	3.6	1.3	2	17	6,449	6,256
豊島区	284,678	378,475	13.0	0.0	0.0	88.4	11.6	0.0	37,098	19,923	1,679	1,672	3	4	1,506	166	4.1	0.8	12	4	587	569
北区	335,544	307,317	20.6	0.0	0.0	74.3	25.7	0.0	50,151	22,372	2,792	2,658	29	104	2,465	193	4.9	0.9	58	7	300	289
荒川区	203,296	184,021	10.2	0.0	0.0	7.0	93.0	0.0	26,888	11,633	7,217	7,180	32	4	6,731	449	25.0	3.9	5	14	699	569
板橋区	535,824	456,425	32.2	0.0	0.1	84.3	15.6	0.0	65,083	29,528	1,656	1,601	11	44	1,424	176	2.2	0.6	54	7	412	405
練馬区	716,124	530,628	48.2	0.0	0.0	99.9	0.1	0.0	114,320	32,078	1,946	1,935	7	3	1,792	143	1.6	0.4	12	6	1,509	1,489
足立区	683,426	539,309	53.2	0.0	0.0	9.3	90.7	0.0	104,482	38,845	10,082	9,933	149	0	9,235	698	8.8	1.8	0	37	5,926	5,515
葛飾区	442,586	343,039	34.8	0.0	0.0	23.8	76.2	0.0	78,991	27,793	7,446	7,230	216	0	6,649	581	8.4	2.1	0	25	4,102	3,824
江戸川区	678,967	534,942	49.9	0.0	0.0	23.1	76.8	0.1	87,962	33,956	8,744	8,529	215	0	7,653	876	8.7	2.6	0	30	6,005	5,584
区部計	8,945,695	11,284,699	616.7	0.0	0.0	30.0	69.8	0.2	1,221,273	605,864	111,898	110,145	1,109	644	97,374	12,771	8.0	2.1	592	431	51,901	48,185
八王子市	580,053	549,417	186.3	49.9	35.4	14.7	0.0	0.0	118,849	35,966	174	124	3	47	112	12	0.1	0.0	509	3	129	129
立川市	179,668	193,465	24.4	0.0	60.9	39.1	0.0	0.0	35,188	11,697	23	20	0	3	14	5	0.0	0.0	16	1	29	29
武蔵野市	138,734	154,448	10.7	0.0	0.0	93.4	6.6	0.0	21,101	8,163	414	414	0	0	352	62	1.7	0.8	0	2	273	269
三鷹市	186,083	148,458	16.5	0.0	0.0	88.6	11.4	0.0	32,764	8,103	764	746	2	17	681	64	2.1	0.8	9	2	317	311
青梅市	139,339	127,176	103.3	84.3	15.7	0.0	0.0	0.0	37,782	7,607	2	0	0	2	0	0	0.0	0.0	511	0	14	14
府中市	255,506	236,133	29.3	0.0	26.6	73.4	0.0	0.0	47,162	14,711	88	79	3	6	67	13	0.1	0.1	8	2	144	144
昭島市	112,297	100,508	17.3	0.0	86.8	13.2	0.0	0.0	20,558	5,530	5	5	0	0	4	1	0.0	0.0	9	0	16	16
調布市	223,593	186,275	21.5	0.0	0.0	98.2	1.8	0.0	29,412	8,668	421	405	4	12	366	38	1.2	0.4	17	2	131	130
町田市	426,987	364,091	71.6	3.7	10.0	85.9	0.3	0.0	87,953	22,322	870	789	6	76	730	59	0.8	0.3	198	5	288	286
小金井市	118,852	95,195	11.3	0.0	0.1	99.9	0.0	0.0	22,335	5,024	224	223	0	2	209	14	0.9	0.3	4	1	123	122
小平市	187,035	160,499	20.5	0.0	3.8	96.2	0.0	0.0	42,481	9,322	99	99	0	0	87	11	0.2	0.1	0	2	155	155
日野市	180,052	154,114	27.5	0.0	50.7	49.3	0.0	0.0	33,122	9,441	107	54	2	51	47	7	0.1	0.1	72	1	16	16
東村山市	153,557	115,046	17.2	0.0	9.9	90.1	0.0	0.0	31,779	6,245	66	60	1	5	53	7	0.2	0.1	8	2	91	91
国分寺市	120,650	95,649	11.5	0.0	5.9	94.1	0.0	0.0	20,001	4,889	87	59	0	28	51	7	0.3	0.2	15	1	84	84
国立市	75,510	71,295	8.2	0.0	22.8	77.2	0.0	0.0	8,768	2,557	17	15	0	1	13	3	0.1	0.1	2	0	36	36
福生市	59,796	52,442	10.2	0.0	99.4	0.6	0.0	0.0	11,631	3,475	2	0	0	2	0	0	0.0	0.0	9	0	13	13
狛江市	78,751	57,386	6.4	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	10,391	2,668	157	157	0	0	147	10	1.4	0.4	0	1	121	120
東大和市	83,068	64,274	13.5	0.0	81.7	18.3	0.0	0.0	17,689	3,856	10	9	0	2	8	1	0.0	0.0	8	0	37	37
清瀬市	74,104	60,733	10.2	0.0	0.1	99.9	0.0	0.0	13,007	3,111	39	35	1	2	30	5	0.2	0.2	5	1	23	23
東久留米市	116,546	90,315	12.9	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	21,922	3,959	93	80	0	13	71	8	0.3	0.2	11	1	81	80
武蔵村山市	70,053	59,591	15.4	0.0	89.5	10.5	0.0	0.0	16,788	3,785	3	3	0	0	2	1	0.0	0.0	11	0	18	18
多摩市	147,648	137,622	21.1	0.0	14.9	85.1	0.0	0.0	12,107	5,304	111	79	1	31	71	8	0.6	0.2	43	1	7	7
稲城市	84,835	58,913	18.0	0.0	4.4	93.7	1.9	0.0	11,702	3,370	194	173	2	20	163	10	1.4	0.3	46	1	14	14
羽村市	57,032	55,966	9.9	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	8,513	3,578	1	0	0	1	0	0	0.0	0.0	12	0	31	31
あきる野市	80,868	67,814	73.3	63.6	35.7	0.7	0.0	0.0	26,124	4,269	14	1	0	14	0	0	0.0	0.0	271	0	108	108
西東京市	196,511	148,056	15.9	0.0	0.1	99.9	0.0	0.0	31,416	6,457	338	338	0	1	318	19	1.0	0.3	1	2	191	190
瑞穂町	33,497	36,088	16.8	0.0	98.8	1.2	0.0	0.0	8,480	2,652	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	1	0	10	10
日の出町	16,650	13,965	28.1	78.3	21.7	0.0	0.0	0.0	5,321	1,194	2	0	0	2	0	0	0.0	0.0	183	0	16	16
檜原村	2,558	2,566	105.4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,865	307	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	235	0	0	0
奥多摩町	6,045	6,205	225.6	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3,975	868	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	378	0	0	0
多摩計	4,185,878	3,663,705	1159.9	50.2	21.0	28.5	0.3	0.0	790,186	209,098	4,325	3,965	25	336	3,596	368	0.5	0.2	2,592	30	2,515	2,497
都計	13,131,573	14,948,404	1776.6	32.8	13.7	29.0	24.4	0.1	2,011,459	814,962	116,224	114,109	1,134	980	100,970	13,139	5.0	1.6	3,184	461	54,417	50,682

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※焼失した建物と倒壊した建物の棟数は、一部被害が重複するので、焼失した建物に倒壊した建物を含む場合と含まない場合を示す。

東京湾北部地震(M7.3)　冬 12 時・風速 8m/s

人的被害																				避難者	帰宅困難者		閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	災害時要援護者	自力脱出困難者	震災廃棄物(万t)	
死者							負傷者							うち重傷者													
計(人)	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物(参考値)	計(人)	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物(参考値)	計(人)	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物(参考値)	発生数(人)	滞留者数(人)	帰宅困難者数(人)		死者 数(人)	発生数(人)		
336	333	1	1	0	0	16	12,858	12,822	2	24	2	9	657	1,679	1,670	1	7	1	1	143	11,076	1,080,758	501,355	645	7	4,417	60	千
162	157	0	4	0	0	10	8,533	8,479	0	33	8	13	424	1,180	1,166	0	9	3	1	92	44,570	687,953	309,315	585	12	4,444	88	中
210	189	15	5	1	0	20	10,391	10,285	18	38	42	8	613	1,309	1,272	9	11	16	1	134	50,306	1,052,177	468,794	742	19	4,357	111	港
257	221	8	27	1	0	15	7,163	7,035	10	71	41	5	425	894	852	5	20	16	1	93	70,612	754,164	313,811	474	52	2,806	134	新
223	197	5	16	4	0	8	4,547	4,343	7	32	141	24	207	613	543	3	9	55	3	45	54,378	336,926	131,632	256	57	1,795	103	文
485	440	1	41	2	0	8	6,009	5,758	1	140	85	25	205	970	894	0	39	33	3	45	73,795	292,785	112,757	475	155	3,340	181	台
553	439	0	114	1	0	8	6,655	6,149	0	479	21	6	192	1,176	1,033	0	134	8	1	42	130,874	242,306	79,083	332	254	3,628	257	墨
355	333	0	19	3	0	15	9,729	9,565	0	48	94	22	356	1,524	1,471	0	13	37	2	77	214,698	509,466	178,078	431	151	6,017	269	江
325	233	6	86	1	0	12	6,009	5,623	7	348	28	3	290	811	699	3	97	11	0	63	109,115	480,501	179,084	297	111	2,425	148	品
157	89	2	61	4	0	6	2,433	2,056	2	238	131	6	138	358	239	1	67	51	1	30	63,417	241,932	78,206	128	67	824	98	目
464	347	4	111	3	0	15	7,297	6,700	5	479	101	11	340	1,067	890	3	134	39	1	74	262,747	556,136	166,426	316	259	3,446	380	大
277	186	3	61	26	1	14	5,570	4,365	4	250	899	52	328	886	458	2	70	351	6	72	159,956	601,311	168,047	229	173	1,733	213	世
194	144	2	44	4	0	10	5,001	4,711	2	146	126	17	295	641	548	1	41	49	2	64	55,545	529,282	222,342	386	33	2,297	102	渋
100	70	2	27	1	0	3	1,828	1,688	2	87	48	3	66	209	165	1	24	19	0	14	53,408	213,227	58,123	94	57	597	77	中
236	112	0	116	8	0	8	3,249	2,473	0	497	265	13	195	489	245	0	139	104	1	43	108,043	358,016	92,357	134	153	970	131	杉
103	83	0	16	3	0	4	2,766	2,621	0	23	113	8	111	263	212	0	6	44	1	24	48,926	374,171	140,005	178	35	795	63	豊
104	90	6	6	1	0	3	2,534	2,468	8	12	42	4	75	239	215	4	3	17	0	16	71,982	247,350	69,466	98	75	774	100	北
295	279	0	14	1	0	5	3,749	3,660	0	29	48	11	111	581	553	0	8	19	1	24	95,582	144,651	39,287	130	207	2,411	143	荒
65	50	3	8	4	0	5	2,374	2,201	3	14	148	7	116	206	142	2	4	58	1	25	69,971	377,648	104,123	121	44	556	81	板
97	57	0	25	15	0	6	2,662	2,061	0	81	504	15	126	349	128	0	23	197	2	28	83,827	417,116	98,294	96	77	505	82	練
427	316	0	107	3	0	12	6,850	6,268	0	468	104	12	264	887	715	0	131	40	1	58	240,055	430,379	107,115	166	336	2,673	312	足
313	236	0	74	2	0	8	4,303	3,899	0	311	85	9	180	601	481	0	87	33	1	39	178,218	292,473	70,560	105	219	1,820	272	葛
350	240	0	106	4	0	11	5,844	5,242	0	456	133	13	254	842	662	0	127	52	1	55	277,703	414,385	102,564	191	249	2,630	320	江
6,086	4,841	58	1,090	93	4	223	128,356	120,472	73	4,305	3,210	296	5,967	17,775	15,252	36	1,203	1,252	31	1,300	2,528,804	10,635,113	3,790,824	6,610	2,803	55,261	3,724	区
11	5	3	3	0	0	3	311	292	4	5	9	0	47	17	10	2	1	4	0	9	10,602	489,631	146,971	73	5	35	14	八
2	1	0	1	0	0	1	103	90	0	2	11	0	17	7	3	0	0	4	0	3	4,368	174,410	56,735	42	1	8	3	立
24	16	0	7	1	0	2	763	724	0	9	29	1	45	71	57	0	2	11	0	10	21,860	151,201	53,755	56	9	189	19	武
32	24	1	6	1	0	2	772	732	1	8	29	1	40	71	56	1	2	11	0	9	28,429	131,438	36,195	38	19	217	28	三
0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	169	112,351	30,734	2	0	0	0	青
7	3	0	3	0	0	3	232	215	0	5	11	0	64	14	8	0	1	4	0	14	16,070	212,025	66,153	50	3	26	9	府
1	0	0	0	0	0	1	23	20	0	1	3	0	9	2	0	0	0	1	0	2	1,062	89,744	25,772	3	0	2	1	昭
17	13	1	3	1	0	2	627	603	1	4	19	0	49	46	37	0	1	7	0	11	28,215	162,590	46,407	43	10	158	21	調
35	25	4	6	1	0	4	1,048	1,009	6	10	23	0	94	65	51	3	3	9	0	21	30,414	319,134	86,680	72	21	193	44	町
11	8	0	2	0	0	1	330	315	0	3	11	0	25	21	16	0	1	4	0	5	11,744	80,649	22,652	6	6	63	10	小
7	3	0	3	1	0	2	226	204	0	5	17	0	42	16	7	0	1	7	0	9	8,760	137,813	38,306	10	4	26	8	小
6	2	3	0	0	0	1	151	132	4	1	15	0	13	12	4	2	0	6	0	2	6,644	135,905	38,531	22	3	17	9	日
5	2	0	2	1	0	1	158	124	0	3	30	0	30	17	4	0	1	12	0	7	8,812	99,112	23,310	6	4	16	5	東
7	2	2	2	2	0	1	172	105	2	2	62	0	26	30	4	1	1	24	0	6	7,692	86,028	23,791	21	4	19	6	国
1	1	0	1	0	0	1	56	51	0	1	4	0	19	3	2	0	0	1	0	4	3,569	61,502	18,218	2	1	9	2	国
0	0	0	0	0	0	0	6	3	0	0	2	0	4	1	0	0	0	1	0	1	622	41,779	10,596	2	0	0	0	福
7	5	0	2	0	0	1	207	193	0	3	10	0	13	15	10	0	1	4	0	3	9,737	43,071	8,872	3	5	50	7	狛
1	0	0	1	0	0	0	34	26	0	1	6	0	6	3	1	0	0	2	0	1	2,632	59,513	15,194	2	1	2	1	東
2	1	0	0	0	0	1	85	82	0	1	2	0	16	4	3	0	0	1	0	3	3,727	51,898	12,939	3	1	12	3	清
5	2	1	1	0	0	1	154	141	1	2	10	0	22	10	6	0	1	4	0	5	6,784	72,147	16,721	4	4	22	6	東
0	0	0	0	0	0	0	13	12	0	1	1	0	5	1	0	0	0	0	0	1	997	51,159	13,997	2	0	1	1	武
5	3	2	0	0	0	1	291	284	3	1	3	0	39	14	11	1	0	1	0	8	12,010	129,381	39,123	5	2	48	7	多
7	5	1	0	0	0	1	252	248	1	1	2	0	16	16	14	1	0	1	0	4	10,577	54,682	14,593	4	4	55	9	稲
1	0	0	1	0	0	0	3	2	0	1	1	0	4	1	0	0	0	0	0	1	822	45,720	13,497	2	0	0	0	羽
3	0	1	2	0	0	0	7	3	1	3	1	0	6	2	0	1	1	0	0	1	551	60,658	15,173	2	2	0	1	あ
13	10	0	2	1	0	2	470	444	0	3	22	0	39	32	23	0	1	9	0	8	21,861	127,759	31,227	7	18	101	15	西
0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	599	33,909	10,651	2	0	0	0	瑞
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	56	15,893	4,655	0	0	0	0	日
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,688	562	0	0	0	0	檜
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,036	1,480	0	0	0	0	奥
210	131	21	49	10	0	33	6,498	6,058	26	76	333	5	697	492	327	13	21	130	0	147	259,387	3,239,826	923,490	487	131	1,270	233	多
6,296	4,972	79	1,138	103	4	256	134,854	126,530	99	4,381	3,543	301	6,665	18,267	15,579	49	1,225	1,382	32	1,447	2,788,191	13,874,939	4,714,314	7,096	2,934	56,531	3,957	都

	夜間人口（人）	昼間人口（人）	面積（km²）	震度別面積率(%)					建物棟数		原因別建物全壊棟数				ゆれ 建物全壊棟数		ゆれ 建物全壊率(%)		急傾斜地崩壊危険箇所	火災		
				5弱以下	5強	6弱	6強	7	木造	非木造	計	ゆれ	液状化	急傾斜地崩壊	木造	非木造	木造	非木造		出火件数	焼失棟数	倒壊建物を
																					含む	含まない
千代田区	47,115	853,382	11.6	0.0	0.0	3.2	96.8	0.0	3,629	15,380	835	824	4	7	461	362	12.7	2.4	17	7	1	1
中央区	122,762	647,733	10.2	0.0	0.0	7.1	92.9	0.0	6,210	12,760	1,942	1,926	15	0	1,444	482	23.3	3.8	0	10	2	2
港区	205,131	908,940	20.3	0.0	0.0	6.9	93.1	0.1	13,050	21,979	2,150	2,035	8	106	1,472	564	11.3	2.6	118	11	10	9
新宿区	326,309	770,094	18.2	0.0	0.0	19.5	80.5	0.0	36,731	29,507	3,683	3,600	5	78	2,986	614	8.1	2.1	46	12	91	86
文京区	206,626	336,229	11.3	0.0	0.0	11.9	88.1	0.0	27,454	19,692	3,602	3,543	5	54	3,141	402	11.4	2.0	48	7	126	116
台東区	175,928	303,522	10.1	0.0	0.0	2.1	97.9	0.0	22,814	22,088	6,687	6,649	31	7	5,860	789	25.7	3.6	4	12	130	110
墨田区	247,606	262,514	13.8	0.0	0.0	0.1	99.9	0.0	34,427	23,443	9,902	9,826	76	0	8,722	1,104	25.3	4.7	0	14	699	580
江東区	460,819	490,708	39.5	0.0	0.0	0.1	99.3	0.5	27,895	24,091	8,010	7,926	84	0	6,731	1,195	24.1	5.0	0	14	200	169
品川区	365,302	505,034	22.7	0.0	0.0	3.1	95.9	0.9	51,286	25,015	5,281	5,214	9	57	4,689	525	9.1	2.1	43	12	1,379	1,284
目黒区	268,330	271,320	14.7	0.0	0.0	12.8	87.2	0.0	40,796	23,689	2,538	2,510	6	23	2,119	391	5.2	1.6	20	7	869	835
大田区	693,373	657,209	59.5	0.0	0.0	5.5	93.1	1.4	99,142	45,038	11,108	10,856	187	65	9,656	1,199	9.7	2.7	70	21	2,500	2,312
世田谷区	877,138	736,040	58.1	0.0	0.0	33.2	66.8	0.0	129,338	56,307	6,074	6,020	7	48	5,247	772	4.1	1.4	57	15	1,772	1,715
渋谷区	204,492	542,803	15.1	0.0	0.0	6.6	93.4	0.0	19,674	19,101	2,592	2,574	4	15	2,111	463	10.7	2.4	12	9	191	178
中野区	314,750	285,636	15.6	0.0	0.0	47.5	52.5	0.0	51,464	20,821	2,241	2,215	3	23	1,977	238	3.8	1.1	14	6	605	587
杉並区	549,569	439,379	34.0	0.0	0.0	47.3	52.7	0.0	92,388	30,825	3,692	3,687	3	2	3,300	388	3.6	1.3	2	9	3,688	3,577
豊島区	284,678	378,475	13.0	0.0	0.0	88.4	11.6	0.0	37,098	19,923	1,679	1,672	3	4	1,506	166	4.1	0.8	12	3	376	365
北区	335,544	307,317	20.6	0.0	0.0	74.3	25.7	0.0	50,151	22,372	2,792	2,658	29	104	2,465	193	4.9	0.9	58	5	200	193
荒川区	203,296	184,021	10.2	0.0	0.0	7.0	93.0	0.0	26,888	11,633	7,217	7,180	32	4	6,731	449	25.0	3.9	5	10	400	325
板橋区	535,824	456,425	32.2	0.0	0.1	84.3	15.6	0.0	65,083	29,528	1,656	1,601	11	44	1,424	176	2.2	0.6	54	4	270	266
練馬区	716,124	530,628	48.2	0.0	0.0	99.9	0.1	0.0	114,320	32,078	1,946	1,935	7	3	1,792	143	1.6	0.4	12	4	1,036	1,022
足立区	683,426	539,309	53.2	0.0	0.0	9.3	90.7	0.0	104,482	38,845	10,082	9,933	149	0	9,235	698	8.8	1.8	0	23	2,121	1,974
葛飾区	442,586	343,039	34.8	0.0	0.0	23.8	76.2	0.0	78,991	27,793	7,446	7,230	216	0	6,649	581	8.4	2.1	0	16	1,451	1,353
江戸川区	678,967	534,942	49.9	0.0	0.0	23.1	76.8	0.1	87,962	33,956	8,744	8,529	215	0	7,653	876	8.7	2.6	0	19	1,413	1,314
区部計	8,945,695	11,284,699	616.7	0.0	0.0	30.0	69.8	0.2	1,221,273	605,864	111,898	110,145	1,109	644	97,374	12,771	8.0	2.1	592	247	19,528	18,374
八王子市	580,053	549,417	186.3	49.9	35.4	14.7	0.0	0.0	118,849	35,966	174	124	3	47	112	12	0.1	0.0	509	2	86	86
立川市	179,668	193,465	24.4	0.0	60.9	39.1	0.0	0.0	35,188	11,697	23	20	0	3	14	5	0.0	0.0	16	1	19	19
武蔵野市	138,734	154,448	10.7	0.0	0.0	93.4	6.6	0.0	21,101	8,163	414	414	0	0	352	62	1.7	0.8	0	1	170	167
三鷹市	186,083	148,458	16.5	0.0	0.0	88.6	11.4	0.0	32,764	8,103	764	746	2	17	681	64	2.1	0.8	9	1	209	205
青梅市	139,339	127,176	103.3	84.3	15.7	0.0	0.0	0.0	37,782	7,607	2	0	0	2	0	0	0.0	0.0	511	0	8	8
府中市	255,506	236,133	29.3	0.0	26.6	73.4	0.0	0.0	47,162	14,711	88	79	3	6	67	13	0.1	0.1	8	1	98	97
昭島市	112,297	100,508	17.3	0.0	86.8	13.2	0.0	0.0	20,558	5,530	5	5	0	0	4	1	0.0	0.0	9	0	12	12
調布市	223,593	186,275	21.5	0.0	0.0	98.2	1.8	0.0	29,412	8,668	421	405	4	12	366	38	1.2	0.4	17	1	87	86
町田市	426,987	364,091	71.6	3.7	10.0	85.9	0.3	0.0	87,953	22,322	870	789	6	76	730	59	0.8	0.3	198	3	218	216
小金井市	118,852	95,195	11.3	0.0	0.1	99.9	0.0	0.0	22,335	5,024	224	223	0	2	209	14	0.9	0.3	4	1	79	79
小平市	187,035	160,499	20.5	0.0	3.8	96.2	0.0	0.0	42,481	9,322	99	99	0	0	87	11	0.2	0.1	0	1	111	111
日野市	180,052	154,114	27.5	0.0	50.7	49.3	0.0	0.0	33,122	9,441	107	54	2	51	47	7	0.1	0.1	72	1	11	11
東村山市	153,557	115,046	17.2	0.0	9.9	90.1	0.0	0.0	31,779	6,245	66	60	1	5	53	7	0.2	0.1	8	1	67	67
国分寺市	120,650	95,649	11.5	0.0	5.9	94.1	0.0	0.0	20,001	4,889	87	59	0	28	51	7	0.3	0.2	15	0	52	52
国立市	75,510	71,295	8.2	0.0	22.8	77.2	0.0	0.0	8,768	2,557	17	15	0	1	13	3	0.1	0.1	2	0	23	23
福生市	59,796	52,442	10.2	0.0	99.4	0.6	0.0	0.0	11,631	3,475	2	0	0	2	0	0	0.0	0.0	9	0	10	10
狛江市	78,751	57,386	6.4	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	10,391	2,668	157	157	0	0	147	10	1.4	0.4	0	0	76	75
東大和市	83,068	64,274	13.5	0.0	81.7	18.3	0.0	0.0	17,689	3,856	10	9	0	2	8	1	0.0	0.0	8	0	27	27
清瀬市	74,104	60,733	10.2	0.0	0.1	99.9	0.0	0.0	13,007	3,111	39	35	1	2	30	5	0.2	0.2	5	0	13	13
東久留米市	116,546	90,315	12.9	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	21,922	3,959	93	80	0	13	71	8	0.3	0.2	11	1	54	54
武蔵村山市	70,053	59,591	15.4	0.0	89.5	10.5	0.0	0.0	16,788	3,785	3	3	0	0	2	1	0.0	0.0	11	0	14	14
多摩市	147,648	137,622	21.1	0.0	14.9	85.1	0.0	0.0	12,107	5,304	111	79	1	31	71	8	0.6	0.2	43	1	5	5
稲城市	84,835	58,913	18.0	0.0	4.4	93.7	1.9	0.0	11,702	3,370	194	173	2	20	163	10	1.4	0.3	46	1	10	10
羽村市	57,032	55,966	9.9	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	8,513	3,578	1	0	0	1	0	0	0.0	0.0	12	0	26	26
あきる野市	80,868	67,814	73.3	63.6	35.7	0.7	0.0	0.0	26,124	4,269	14	1	0	14	0	0	0.0	0.0	271	0	82	82
西東京市	196,511	148,056	15.9	0.0	0.1	99.9	0.0	0.0	31,416	6,457	338	338	0	1	318	19	1.0	0.3	1	1	127	126
瑞穂町	33,497	36,088	16.8	0.0	98.8	1.2	0.0	0.0	8,480	2,652	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	1	0	8	8
日の出町	16,650	13,965	28.1	78.3	21.7	0.0	0.0	0.0	5,321	1,194	2	0	0	2	0	0	0.0	0.0	183	0	10	10
檜原村	2,558	2,566	105.4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,865	307	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	235	0	0	0
奥多摩町	6,045	6,205	225.6	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3,975	868	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	378	0	0	0
多摩計	4,185,878	3,663,705	1159.9	50.2	21.0	28.5	0.3	0.0	790,186	209,098	4,325	3,965	25	336	3,596	368	0.5	0.2	2,592	20	1,713	1,700
都計	13,131,573	14,948,404	1776.6	32.8	13.7	29.0	24.4	0.1	2,011,459	814,962	116,224	114,109	1,134	980	100,970	13,139	5.0	1.6	3,184	268	21,240	20,074

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※焼失した建物と倒壊した建物の棟数は、一部被害が重複するので、焼失した建物に倒壊した建物を含む場合と含まない場合を示す。

東京湾北部地震(M7.3)　冬５時・風速 8m/s

人的被害																												
死者							負傷者														避難者	帰宅困難者		閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	災害時要援護者	自力脱出困難者	震災廃棄物（万t）	
														うち重傷者														
計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物（参考値）	計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物（参考値）	計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物（参考値）	発生数（人）	滞留者数（人）	帰宅困難者数（人）		死者 数（人）	発生数（人）		
33	33	0	0	0	0	1	916	905	0	1	2	9	41	127	126	0	0	1	1	9	11,072	－	－	645	13	324	60	千
100	100	0	0	0	0	4	2,751	2,728	0	3	8	13	97	447	442	0	1	3	1	21	44,266	－	－	584	43	1,641	88	中
109	103	4	0	1	0	6	3,302	3,243	5	3	42	8	146	459	438	3	1	16	1	32	49,966	－	－	741	49	1,447	111	港
213	206	5	1	1	0	9	4,376	4,316	6	7	41	5	200	581	560	3	2	16	1	44	67,597	－	－	468	109	1,811	132	新
226	216	4	2	4	0	7	3,920	3,743	5	7	141	24	140	550	488	2	2	55	3	31	52,902	－	－	254	102	1,605	102	文
408	402	0	3	2	0	7	4,647	4,526	1	10	85	25	145	774	735	0	3	33	3	32	69,822	－	－	470	222	2,729	178	台
615	598	0	16	1	0	11	7,484	7,424	0	33	21	6	225	1,308	1,290	0	9	8	1	49	116,933	－	－	322	285	4,529	247	墨
474	466	0	5	3	0	18	10,902	10,770	0	16	94	22	367	1,784	1,741	0	4	37	2	81	211,088	－	－	429	232	7,107	268	江
352	321	4	27	1	0	12	6,100	5,979	5	85	28	3	246	813	776	3	24	11	0	54	101,476	－	－	289	166	2,682	144	品
173	146	2	21	4	0	8	2,872	2,687	2	46	131	6	162	388	322	1	13	51	1	36	56,481	－	－	122	70	1,117	93	目
734	663	6	62	3	0	23	10,780	10,417	7	243	101	11	472	1,552	1,440	4	68	39	1	104	251,498	－	－	308	336	5,566	373	大
440	362	4	47	26	1	24	8,425	7,300	6	168	899	52	504	1,181	775	3	47	351	6	112	153,833	－	－	225	192	2,925	210	世
153	146	1	3	4	0	6	3,220	3,069	1	7	126	17	138	434	380	1	2	49	2	31	50,270	－	－	378	66	1,557	100	渋
155	136	2	16	1	0	5	2,958	2,880	3	24	48	3	98	311	284	1	7	19	0	22	50,178	－	－	92	63	1,023	75	中
333	227	0	99	8	0	15	5,037	4,362	0	396	265	13	316	651	436	0	111	104	1	70	96,664	－	－	128	145	1,719	125	杉
114	103	0	7	3	0	4	2,878	2,747	0	10	113	8	80	267	219	0	3	44	1	18	47,951	－	－	177	57	817	63	豊
184	168	9	5	1	0	5	4,298	4,230	12	10	42	4	103	393	367	6	3	17	0	23	71,565	－	－	98	103	1,328	100	北
471	459	0	10	1	0	9	5,704	5,624	0	20	48	11	164	891	865	0	6	19	1	36	94,283	－	－	130	258	3,763	142	荒
113	98	4	7	4	0	8	4,084	3,912	5	12	148	7	169	309	245	3	3	58	1	37	69,216	－	－	120	56	956	81	板
166	122	0	29	15	0	11	4,722	4,130	0	72	504	15	223	469	251	0	20	197	2	49	81,635	－	－	95	76	990	81	練
689	629	0	57	3	0	22	11,759	11,426	0	218	104	12	437	1,420	1,317	0	61	40	1	97	224,832	－	－	161	369	4,923	304	足
496	454	0	39	2	0	15	7,020	6,796	0	131	85	9	294	920	850	0	37	33	1	65	169,618	－	－	102	236	3,218	266	葛
566	524	0	39	4	0	22	10,149	9,871	0	132	133	13	437	1,359	1,269	0	37	52	1	97	257,786	－	－	183	262	5,042	310	江
7,319	6,681	46	495	93	4	251	128,304	123,085	58	1,655	3,210	296	5,203	17,388	15,613	29	463	1,252	31	1,151	2,400,934	－	－	6,523	3,509	58,821	3,651	区
14	8	4	2	0	0	5	451	432	5	4	9	0	57	21	14	2	1	4	0	10	10,444	－	－	73	6	50	14	八
2	1	0	0	0	0	2	117	105	0	1	11	0	18	7	3	0	0	4	0	3	4,332	－	－	42	1	8	3	立
29	24	0	4	1	0	2	906	872	0	5	29	1	44	80	67	0	1	11	0	10	21,424	－	－	56	12	216	19	武
54	47	2	5	1	0	3	1,261	1,221	2	7	29	1	57	107	92	1	2	11	0	13	27,980	－	－	37	23	355	28	三
0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	1	151	－	－	2	0	0	0	青
8	5	0	2	0	0	4	331	315	1	4	11	0	80	16	10	0	1	4	0	18	15,887	－	－	49	4	34	9	府
1	0	0	0	0	0	1	26	23	0	1	3	0	11	2	1	0	0	1	0	2	1,045	－	－	3	0	2	1	昭
29	25	1	2	1	0	3	1,048	1,024	1	4	19	0	70	70	61	1	1	7	0	16	27,975	－	－	43	13	261	20	調
63	50	7	6	1	0	7	1,882	1,840	8	10	23	0	135	104	88	4	3	9	0	30	30,151	－	－	72	28	335	44	町
17	14	0	2	0	0	2	519	504	0	3	11	0	36	30	25	0	1	4	0	8	11,565	－	－	6	7	100	10	小
9	6	0	3	1	0	3	354	332	0	4	17	0	59	19	11	0	1	7	0	13	8,604	－	－	10	4	38	7	小
8	3	4	0	0	0	2	233	211	6	1	15	0	18	15	6	3	0	6	0	3	6,624	－	－	22	4	25	9	日
7	4	0	2	1	0	2	260	226	1	3	30	0	49	20	7	0	1	12	0	11	8,719	－	－	6	4	26	5	東
9	4	2	1	2	0	2	262	194	3	2	62	0	38	33	6	2	1	24	0	8	7,542	－	－	21	4	30	6	国
2	1	0	1	0	0	1	80	76	0	1	4	0	24	4	2	0	0	1	0	5	3,483	－	－	2	1	11	2	国
0	0	0	0	0	0	1	6	3	0	1	2	0	6	1	0	0	0	1	0	1	611	－	－	2	0	0	0	福
12	10	0	2	0	0	1	412	399	0	3	10	0	25	26	21	0	1	4	0	5	9,481	－	－	3	6	102	7	狛
2	1	0	1	0	0	1	49	41	0	1	6	0	8	4	1	0	0	2	0	2	2,593	－	－	2	1	4	1	東
3	2	0	0	0	0	1	138	135	0	1	2	0	24	6	4	0	0	1	0	5	3,685	－	－	3	1	18	3	清
8	5	1	1	0	0	2	285	271	1	2	10	0	37	15	10	1	1	4	0	8	6,667	－	－	4	4	39	6	東
1	0	0	0	0	0	1	16	14	0	1	1	0	7	1	0	0	0	0	0	1	983	－	－	2	0	1	1	武
8	5	3	0	0	0	2	479	472	3	1	3	0	48	21	18	2	0	1	0	11	11,988	－	－	5	3	75	7	多
13	11	2	0	0	0	1	481	476	2	1	2	0	26	29	26	1	0	1	0	6	10,556	－	－	4	6	104	8	稲
1	0	0	1	0	0	0	3	1	0	1	1	0	6	1	0	0	0	0	0	1	803	－	－	2	0	0	0	羽
3	0	1	2	0	0	1	8	3	1	3	1	0	8	2	0	1	1	0	0	2	482	－	－	2	1	0	1	あ
26	22	0	4	1	0	3	890	862	0	6	22	0	62	53	43	0	2	9	0	14	21,551	－	－	7	12	189	15	西
0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	595	－	－	2	0	0	0	瑞
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	42	－	－	0	0	0	0	日
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	檜
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	奥
330	246	29	45	10	0	53	10,499	10,055	37	70	333	5	964	685	516	18	20	130	0	208	255,964	－	－	485	144	2,024	231	多
7,649	6,927	76	540	103	4	304	138,804	133,140	95	1,725	3,543	301	6,167	18,073	16,129	47	483	1,382	32	1,359	2,656,898	－	－	7,008	3,654	60,844	3,882	都

	夜間人口（人）	昼間人口（人）	面積（km²）	震度別面積率(%)					建物棟数		原因別建物全壊棟数				ゆれ 建物全壊棟数		ゆれ 建物全壊率(%)		急傾斜地崩壊危険箇所	火災		
				5弱以下	5強	6弱	6強	7	木造	非木造	計	ゆれ	液状化	急傾斜地崩壊	木造	非木造	木造	非木造		出火件数	焼失棟数 倒壊建物を 含む	焼失棟数 倒壊建物を 含まない
千代田区	47,115	853,382	11.6	0.0	0.0	75.7	24.3	0.0	3,629	15,380	231	222	4	5	117	105	3.2	0.7	17	4	0	0
中央区	122,762	647,733	10.2	0.0	0.0	74.0	26.0	0.0	6,210	12,760	662	649	13	0	496	153	8.0	1.2	0	9	2	2
港区	205,131	908,940	20.3	0.0	0.0	62.4	37.6	0.0	13,050	21,979	1,097	1,005	7	85	722	282	5.5	1.3	118	17	13	12
新宿区	326,309	770,094	18.2	0.0	0.0	96.0	4.0	0.0	36,731	29,507	1,290	1,225	3	63	1,019	205	2.8	0.7	46	8	97	95
文京区	206,626	336,229	11.3	0.0	0.0	99.5	0.5	0.0	27,454	19,692	649	603	4	42	521	81	1.9	0.4	48	4	73	73
台東区	175,928	303,522	10.1	0.0	0.0	75.1	24.9	0.0	22,814	22,088	2,300	2,274	20	6	2,040	234	8.9	1.1	4	10	90	86
墨田区	247,606	262,514	13.8	0.0	0.0	67.1	32.9	0.0	34,427	23,443	2,761	2,715	46	0	2,443	272	7.1	1.2	0	12	458	437
江東区	460,819	490,708	39.5	0.0	0.0	59.7	40.3	0.0	27,895	24,091	2,702	2,639	64	0	2,300	339	8.2	1.4	0	24	985	935
品川区	365,302	505,034	22.7	0.0	0.0	75.7	24.3	0.0	51,286	25,015	1,836	1,782	8	45	1,606	177	3.1	0.7	43	10	1,010	986
目黒区	268,330	271,320	14.7	0.0	0.0	97.9	2.1	0.0	40,796	23,689	919	894	5	19	777	117	1.9	0.5	20	5	751	741
大田区	693,373	657,209	59.5	0.0	0.0	84.8	15.2	0.0	99,142	45,038	3,063	2,882	134	47	2,585	298	2.6	0.7	70	16	1,834	1,797
世田谷区	877,138	736,040	58.1	0.0	0.0	78.4	21.6	0.0	129,338	56,307	3,573	3,524	6	44	3,107	417	2.4	0.7	57	27	3,266	3,204
渋谷区	204,492	542,803	15.1	0.0	0.0	93.3	6.7	0.0	19,674	19,101	828	815	2	10	652	163	3.3	0.9	12	6	123	120
中野区	314,750	285,636	15.6	0.0	0.0	99.6	0.4	0.0	51,464	20,821	1,080	1,068	2	10	971	98	1.9	0.5	14	6	674	664
杉並区	549,569	439,379	34.0	0.0	0.0	98.2	1.8	0.0	92,388	30,825	2,036	2,033	2	1	1,849	184	2.0	0.6	2	11	4,169	4,100
豊島区	284,678	378,475	13.0	0.0	0.0	97.5	2.5	0.0	37,098	19,923	1,214	1,209	3	3	1,091	118	2.9	0.6	12	6	747	731
北区	335,544	307,317	20.6	0.0	0.0	89.4	10.6	0.0	50,151	22,372	1,786	1,657	25	104	1,528	128	3.0	0.6	58	9	312	304
荒川区	203,296	184,021	10.2	0.0	0.0	38.4	61.6	0.0	26,888	11,633	2,746	2,717	26	4	2,551	166	9.5	1.4	5	14	534	497
板橋区	535,824	456,425	32.2	0.0	0.0	99.8	0.2	0.0	65,083	29,528	1,278	1,223	11	44	1,092	131	1.7	0.4	54	9	726	716
練馬区	716,124	530,628	48.2	0.0	0.0	98.3	1.7	0.0	114,320	32,078	2,611	2,601	7	3	2,393	208	2.1	0.6	12	12	3,022	2,968
足立区	683,426	539,309	53.2	0.0	0.0	90.7	9.3	0.0	104,482	38,845	4,397	4,274	124	0	3,952	321	3.8	0.8	0	18	2,229	2,163
葛飾区	442,586	343,039	34.8	0.0	0.0	95.1	4.8	0.0	78,991	27,793	2,500	2,368	132	0	2,185	183	2.8	0.7	0	11	933	912
江戸川区	678,967	534,942	49.9	0.0	3.9	73.3	22.8	0.0	87,962	33,956	2,633	2,508	125	0	2,283	226	2.6	0.7	0	22	1,432	1,402
区部計	8,945,695	11,284,699	616.7	0.0	0.3	84.5	15.2	0.0	1,221,273	605,864	44,194	42,887	773	534	38,280	4,607	3.1	0.8	592	270	23,480	22,946
八王子市	580,053	549,417	186.3	0.0	39.4	20.3	40.1	0.2	118,849	35,966	7,006	6,760	8	238	6,072	688	5.1	1.9	509	44	6,599	6,311
立川市	179,668	193,465	24.4	0.0	0.0	0.6	99.4	0.0	35,188	11,697	1,457	1,438	0	18	1,205	233	3.4	2.0	16	18	2,881	2,793
武蔵野市	138,734	154,448	10.7	0.0	0.0	86.5	13.5	0.0	21,101	8,163	440	440	0	0	377	62	1.8	0.8	0	4	527	519
三鷹市	186,083	148,458	16.5	0.0	0.0	84.8	15.2	0.0	32,764	8,103	846	826	2	19	751	74	2.3	0.9	9	4	814	797
青梅市	139,339	127,176	103.3	42.9	24.7	31.2	1.2	0.0	37,782	7,607	457	355	0	101	325	31	0.9	0.4	511	3	278	276
府中市	255,506	236,133	29.3	0.0	0.0	69.5	30.5	0.0	47,162	14,711	1,052	1,032	9	11	909	123	1.9	0.8	8	10	1,337	1,315
昭島市	112,297	100,508	17.3	0.0	0.0	1.1	98.1	0.8	20,558	5,530	1,216	1,210	1	5	1,065	145	5.2	2.6	9	12	1,707	1,628
調布市	223,593	186,275	21.5	0.0	0.0	86.4	13.6	0.0	29,412	8,668	673	656	4	12	589	68	2.0	0.8	17	5	339	334
町田市	426,987	364,091	71.6	0.0	1.1	32.2	66.7	0.0	87,953	22,322	3,931	3,797	7	128	3,478	319	4.0	1.4	198	31	3,443	3,324
小金井市	118,852	95,195	11.3	0.0	0.0	32.6	67.4	0.0	22,335	5,024	725	723	0	2	665	57	3.0	1.1	4	9	1,974	1,921
小平市	187,035	160,499	20.5	0.0	0.0	1.0	99.0	0.0	42,481	9,322	2,083	2,083	0	0	1,885	198	4.4	2.1	0	19	4,826	4,632
日野市	180,052	154,114	27.5	0.0	0.0	4.2	95.3	0.5	33,122	9,441	2,476	2,367	5	104	2,074	294	6.3	3.1	72	18	1,473	1,391
東村山市	153,557	115,046	17.2	0.0	0.0	4.2	95.8	0.0	31,779	6,245	1,275	1,265	2	8	1,147	118	3.6	1.9	8	15	2,658	2,569
国分寺市	120,650	95,649	11.5	0.0	0.0	5.1	94.9	0.0	20,001	4,889	1,110	1,074	0	36	976	98	4.9	2.0	15	12	3,267	3,126
国立市	75,510	71,295	8.2	0.0	0.0	24.3	75.7	0.0	8,768	2,557	375	370	0	5	325	45	3.7	1.8	2	6	1,623	1,570
福生市	59,796	52,442	10.2	0.0	0.0	13.1	86.9	0.0	11,631	3,475	429	418	0	11	369	49	3.2	1.4	9	6	488	475
狛江市	78,751	57,386	6.4	0.0	0.0	99.7	0.3	0.0	10,391	2,668	233	233	0	0	213	20	2.0	0.8	0	1	278	273
東大和市	83,068	64,274	13.5	0.0	0.0	0.2	99.8	0.0	17,689	3,856	774	760	0	14	688	73	3.9	1.9	8	8	2,404	2,319
清瀬市	74,104	60,733	10.2	0.0	0.0	90.3	9.7	0.0	13,007	3,111	303	299	1	2	273	26	2.1	0.8	5	2	74	73
東久留米市	116,546	90,315	12.9	0.0	0.0	50.2	49.8	0.0	21,922	3,959	719	707	0	13	643	64	2.9	1.6	11	6	768	747
武蔵村山市	70,053	59,591	15.4	0.0	0.0	40.3	59.7	0.0	16,788	3,785	438	435	0	2	387	49	2.3	1.3	11	6	1,561	1,528
多摩市	147,648	137,622	21.1	0.0	0.0	6.2	93.8	0.0	12,107	5,304	931	845	2	83	731	114	6.0	2.2	43	13	449	427
稲城市	84,835	58,913	18.0	0.0	0.0	16.6	83.4	0.0	11,702	3,370	666	627	3	35	584	43	5.0	1.3	46	5	141	135
羽村市	57,032	55,966	9.9	0.0	0.0	90.2	9.8	0.0	8,513	3,578	108	103	0	5	76	27	0.9	0.8	12	2	258	256
あきる野市	80,868	67,814	73.3	8.6	48.1	29.2	14.1	0.0	26,124	4,269	603	549	0	54	509	40	1.9	0.9	271	5	1,168	1,147
西東京市	196,511	148,056	15.9	0.0	0.0	72.0	28.0	0.0	31,416	6,457	831	830	0	1	767	64	2.4	1.0	1	7	681	666
瑞穂町	33,497	36,088	16.8	0.0	0.0	97.3	2.7	0.0	8,480	2,652	152	150	0	3	136	13	1.6	0.5	1	1	83	82
日の出町	16,650	13,965	28.1	21.0	23.1	52.2	3.7	0.0	5,321	1,194	132	82	0	50	76	6	1.4	0.5	183	1	189	187
檜原村	2,558	2,566	105.4	23.6	76.4	0.1	0.0	0.0	1,865	307	25	0	0	24	0	0	0.0	0.0	235	0	0	0
奥多摩町	6,045	6,205	225.6	99.3	0.7	0.0	0.0	0.0	3,975	868	11	0	0	11	0	0	0.0	0.0	378	0	1	0
多摩計	4,185,878	3,663,705	1159.9	26.3	19.3	23.4	31.0	0.1	790,186	209,098	31,474	30,435	45	995	27,293	3,142	3.5	1.5	2,592	274	42,291	40,822
都計	13,131,573	14,948,404	1776.6	17.2	12.7	44.6	25.5	0.0	2,011,459	814,962	75,668	73,322	817	1,528	65,573	7,749	3.3	1.0	3,184	544	65,770	63,768

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※焼失した建物と倒壊した建物の棟数は、一部被害が重複するので、焼失した建物に倒壊した建物を含む場合と含まない場合を示す。

多摩直下地震(M7.3)　冬 18 時・風速 8m/s

人的被害																					避難者	帰宅困難者		閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	災害時要援護者	自力脱出困難者	震災廃棄物（万t）	
死者							負傷者							うち重傷者														
計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物（参考値）	計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物（参考値）	計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物（参考値）	発生数（人）	滞留者数（人）	帰宅困難者数（人）		死者 数（人）	発生数（人）		
71	70	1	0	0	0	5	4,498	4,489	1	5	1	3	262	370	367	0	1	0	0	57	7,446	1,080,758	501,355	351	2	975	25	千
51	50	0	1	0	0	3	3,549	3,528	0	11	6	5	168	339	333	0	3	2	0	37	35,066	687,953	309,315	350	5	1,263	44	中
99	86	10	1	1	0	8	5,816	5,743	13	22	34	4	269	583	556	6	6	13	0	59	39,090	1,052,177	468,794	546	10	1,902	71	港
85	75	6	3	1	0	7	3,535	3,484	7	12	29	2	192	288	269	4	3	11	0	42	41,072	754,164	313,811	300	20	882	66	新
39	31	3	2	2	0	3	1,511	1,414	4	6	83	4	82	121	84	2	2	32	0	18	25,687	336,926	131,632	134	13	279	37	文
147	142	0	3	2	0	2	2,777	2,699	1	12	56	9	71	301	274	0	3	22	1	16	47,314	292,785	112,757	261	56	1,021	84	台
140	130	0	10	0	0	3	3,111	3,075	0	21	13	2	67	302	291	0	6	5	0	15	81,142	242,306	79,083	167	68	1,020	109	墨
149	124	0	23	2	0	11	5,099	4,956	0	72	64	7	270	541	495	0	20	25	1	59	159,745	509,466	178,078	261	68	2,023	136	江
116	86	4	25	1	0	5	3,177	3,085	5	67	19	1	133	271	242	3	19	7	0	29	64,030	480,501	179,084	185	43	838	75	品
55	35	1	16	3	0	3	1,308	1,187	2	29	88	2	68	127	84	1	8	34	0	15	41,249	241,932	78,206	87	25	290	47	目
155	113	3	37	2	0	7	3,666	3,462	4	134	64	3	166	328	264	2	37	25	0	36	167,065	556,136	166,426	197	88	1,021	181	大
212	127	3	60	21	0	8	4,554	3,536	3	248	736	31	174	646	285	2	69	287	3	38	145,473	601,311	168,047	190	137	1,076	150	世
53	46	1	4	2	0	5	2,350	2,247	1	11	85	6	139	208	171	1	3	33	1	30	30,187	529,282	222,342	251	10	715	48	渋
53	38	1	13	1	0	3	1,380	1,321	1	20	37	1	64	104	84	0	5	14	0	14	42,219	213,227	58,123	72	31	302	48	中
155	73	0	76	6	0	5	2,666	2,142	0	309	208	7	108	315	147	0	86	81	1	24	104,701	358,016	92,357	108	101	579	89	杉
83	62	0	18	3	0	4	2,263	2,123	0	33	100	6	96	197	148	0	9	39	1	21	43,597	374,171	140,005	165	33	556	52	豊
79	65	7	6	1	0	3	2,090	2,030	8	14	36	2	73	172	150	4	4	14	0	16	58,139	247,350	69,466	87	59	541	77	北
131	119	0	11	1	0	2	2,346	2,286	0	22	34	4	42	249	229	0	6	13	0	9	65,792	144,651	39,287	84	93	997	80	荒
66	45	3	14	4	0	5	2,295	2,119	3	26	141	5	113	184	119	2	7	55	1	25	70,097	377,648	104,123	114	46	467	70	板
170	97	0	56	16	0	6	3,699	2,893	0	218	568	20	137	493	208	0	61	222	2	30	118,245	417,116	98,294	101	118	822	101	練
217	172	0	43	2	0	6	4,859	4,612	0	163	78	5	136	449	372	0	46	31	1	30	187,884	430,379	107,115	113	162	1,391	197	足
114	95	0	18	2	0	4	2,530	2,426	0	45	56	3	92	217	183	0	13	22	0	20	123,639	292,473	70,560	69	77	691	141	葛
124	94	0	27	2	0	6	3,163	2,982	0	95	82	4	133	294	236	0	27	32	0	29	178,365	414,385	102,564	127	84	936	144	江
2,562	1,975	44	466	76	2	115	72,242	67,840	55	1,593	2,618	136	3,060	7,098	5,589	28	446	1,021	14	666	1,877,243	10,635,113	3,790,824	4,321	1,348	20,586	2,071	区
443	291	16	135	1	0	6	5,341	4,672	20	594	51	4	137	763	567	10	166	20	0	30	128,646	489,631	146,971	195	216	2,060	206	八
126	62	1	62	1	0	4	1,629	1,345	2	244	36	2	92	246	163	1	68	14	0	20	40,303	174,410	56,735	93	62	511	57	立
31	18	0	11	1	0	2	773	727	0	16	30	1	40	75	58	0	4	12	0	9	31,496	151,201	53,755	57	13	191	20	武
49	31	1	15	1	0	2	887	823	1	31	31	1	39	89	67	1	9	12	0	8	33,065	131,438	36,195	39	28	259	31	三
29	17	7	6	0	0	2	450	428	8	9	4	0	35	35	26	4	2	2	0	8	9,239	112,351	30,734	8	14	97	21	青
72	43	1	28	1	0	3	1,268	1,156	1	86	23	1	62	132	99	0	24	9	0	13	42,452	212,025	66,153	69	38	340	45	府
83	49	0	34	0	0	2	977	845	0	116	14	1	51	145	107	0	33	5	0	11	30,836	89,744	25,772	10	46	423	38	昭
33	25	1	7	1	0	2	932	896	1	11	23	1	48	79	67	0	3	9	0	10	33,913	162,590	46,407	46	20	284	28	調
229	152	8	68	1	0	8	3,200	2,863	10	282	43	2	175	389	288	5	79	17	0	38	92,758	319,134	86,680	100	133	1,100	120	町
64	28	0	35	1	0	2	697	552	0	126	18	1	41	94	52	0	35	7	0	9	30,495	80,649	22,652	8	38	208	25	小
182	86	0	95	1	0	4	1,764	1,316	0	398	46	3	81	298	169	0	111	18	0	18	50,759	137,813	38,306	17	103	580	62	小
130	92	7	29	1	0	4	1,685	1,524	8	100	48	3	81	249	197	4	28	19	0	18	43,903	135,905	38,531	48	71	769	74	日
104	51	0	51	2	0	3	1,187	908	1	198	76	3	60	190	104	0	55	30	0	13	36,160	99,112	23,310	11	71	379	40	東
111	40	2	63	5	0	2	1,095	675	3	252	158	7	49	212	78	1	70	61	1	11	39,102	86,028	23,791	37	59	369	37	国
46	14	0	31	0	0	1	468	356	0	102	9	0	30	68	36	0	29	4	0	7	25,703	61,502	18,218	4	25	184	16	国
28	17	1	10	0	0	1	355	330	1	15	8	0	24	41	33	0	4	3	0	5	10,087	41,779	10,596	5	16	131	15	福
14	8	0	5	0	0	1	289	270	0	6	12	0	14	25	19	0	2	5	0	3	12,640	43,071	8,872	3	10	89	9	狛
80	32	1	47	1	0	2	725	527	1	176	21	1	35	118	60	1	49	8	0	8	23,541	59,513	15,194	7	48	236	27	東
14	13	0	1	0	0	1	353	346	0	3	4	0	16	30	27	0	1	1	0	4	11,122	51,898	12,939	4	10	108	11	清
44	28	1	15	1	0	2	680	630	1	29	19	1	44	74	58	0	8	7	0	10	22,450	72,147	16,721	6	29	233	24	東
48	17	0	30	0	0	1	412	310	0	98	3	0	28	58	29	0	27	1	0	6	14,939	51,159	13,997	6	31	116	18	武
50	34	6	10	0	0	3	1,332	1,296	8	20	7	0	72	154	142	4	6	3	0	16	33,049	129,381	39,123	9	24	603	34	多
29	24	2	3	0	0	1	603	591	3	7	3	0	31	64	59	1	2	1	0	7	16,649	54,682	14,593	5	18	234	19	稲
10	4	0	5	0	0	1	172	162	0	8	3	0	14	15	11	0	2	1	0	3	8,606	45,720	13,497	4	5	44	8	羽
53	26	3	23	0	0	1	432	356	4	65	7	0	19	55	32	2	18	3	0	4	10,749	60,658	15,173	5	26	123	21	あ
44	32	0	12	1	0	2	892	839	0	20	32	1	40	85	67	0	5	13	0	9	41,099	127,759	31,227	8	36	297	28	西
10	8	0	2	0	0	0	189	185	0	3	1	0	10	13	11	0	1	1	0	2	3,648	33,909	10,651	3	4	49	7	瑞
12	4	3	4	0	0	0	71	61	4	5	1	0	4	8	4	2	1	0	0	1	1,912	15,893	4,655	1	5	20	6	日
2	0	2	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	84	2,688	562	0	1	0	2	檜
1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	6,036	1,480	0	0	0	1	奥
2,169	1,246	65	836	21	0	63	28,860	24,991	82	3,020	731	36	1,372	3,804	2,631	41	844	285	4	299	879,437	3,239,826	923,490	809	1,201	10,040	1,050	多
4,732	3,220	109	1,302	97	2	178	101,102	92,831	137	4,614	3,349	172	4,432	10,902	8,220	68	1,290	1,306	18	965	2,756,681	13,874,939	4,714,314	5,130	2,549	30,626	3,121	都

	夜間人口（人）	昼間人口（人）	面積（km²）	震度別面積率(%)					建物棟数		原因別建物全壊棟数				ゆれ 建物全壊棟数		ゆれ 建物全壊率(%)		急傾斜地崩壊危険箇所	火災		
																					焼失棟数	
																						倒壊建物を
				5弱以下	5強	6弱	6強	7	木造	非木造	計	ゆれ	液状化	急傾斜地崩壊	木造	非木造	木造	非木造		出火件数	含む	含まない
千代田区	47,115	853,382	11.6	0.0	0.0	75.7	24.3	0.0	3,629	15,380	231	222	4	5	117	105	3.2	0.7	17	4	0	0
中央区	122,762	647,733	10.2	0.0	0.0	74.0	26.0	0.0	6,210	12,760	662	649	13	0	496	153	8.0	1.2	0	7	1	1
港区	205,131	908,940	20.3	0.0	0.0	62.4	37.6	0.0	13,050	21,979	1,097	1,005	7	85	722	282	5.5	1.3	118	12	8	7
新宿区	326,309	770,094	18.2	0.0	0.0	96.0	4.0	0.0	36,731	29,507	1,290	1,225	3	63	1,019	205	2.8	0.7	46	5	48	48
文京区	206,626	336,229	11.3	0.0	0.0	99.5	0.5	0.0	27,454	19,692	649	603	4	42	521	81	1.9	0.4	48	2	38	38
台東区	175,928	303,522	10.1	0.0	0.0	75.1	24.9	0.0	22,814	22,088	2,300	2,274	20	6	2,040	234	8.9	1.1	4	7	54	52
墨田区	247,606	262,514	13.8	0.0	0.0	67.1	32.9	0.0	34,427	23,443	2,761	2,715	46	0	2,443	272	7.1	1.2	0	8	300	286
江東区	460,819	490,708	39.5	0.0	0.0	59.7	40.3	0.0	27,895	24,091	2,702	2,639	64	0	2,300	339	8.2	1.4	0	12	190	181
品川区	365,302	505,034	22.7	0.0	0.0	75.7	24.3	0.0	51,286	25,015	1,836	1,782	8	45	1,606	177	3.1	0.7	43	6	565	552
目黒区	268,330	271,320	14.7	0.0	0.0	97.9	2.1	0.0	40,796	23,689	919	894	5	19	777	117	1.9	0.5	20	3	388	382
大田区	693,373	657,209	59.5	0.0	0.0	84.8	15.2	0.0	99,142	45,038	3,063	2,882	134	47	2,585	298	2.6	0.7	70	9	978	958
世田谷区	877,138	736,040	58.1	0.0	0.0	78.4	21.6	0.0	129,338	56,307	3,573	3,524	6	44	3,107	417	2.4	0.7	57	13	1,503	1,474
渋谷区	204,492	542,803	15.1	0.0	0.0	93.3	6.7	0.0	19,674	19,101	828	815	2	10	652	163	3.3	0.9	12	4	60	59
中野区	314,750	285,636	15.6	0.0	0.0	99.6	0.4	0.0	51,464	20,821	1,080	1,068	2	10	971	98	1.9	0.5	14	3	328	323
杉並区	549,569	439,379	34.0	0.0	0.0	98.2	1.8	0.0	92,388	30,825	2,036	2,033	2	1	1,849	184	2.0	0.6	2	5	2,061	2,027
豊島区	284,678	378,475	13.0	0.0	0.0	97.5	2.5	0.0	37,098	19,923	1,214	1,209	3	3	1,091	118	2.9	0.6	12	3	394	386
北区	335,544	307,317	20.6	0.0	0.0	89.4	10.6	0.0	50,151	22,372	1,786	1,657	25	104	1,528	128	3.0	0.6	58	5	167	163
荒川区	203,296	184,021	10.2	0.0	0.0	38.4	61.6	0.0	26,888	11,633	2,746	2,717	26	4	2,551	166	9.5	1.4	5	8	327	304
板橋区	535,824	456,425	32.2	0.0	0.0	99.8	0.2	0.0	65,083	29,528	1,278	1,223	11	44	1,092	131	1.7	0.4	54	5	383	378
練馬区	716,124	530,628	48.2	0.0	0.0	98.3	1.7	0.0	114,320	32,078	2,611	2,601	7	3	2,393	208	2.1	0.6	12	7	1,609	1,580
足立区	683,426	539,309	53.2	0.0	0.0	90.7	9.3	0.0	104,482	38,845	4,397	4,274	124	0	3,952	321	3.8	0.8	0	11	1,451	1,408
葛飾区	442,586	343,039	34.8	0.0	0.0	95.1	4.8	0.0	78,991	27,793	2,500	2,368	132	0	2,185	183	2.8	0.7	0	7	643	629
江戸川区	678,967	534,942	49.9	0.0	3.9	73.3	22.8	0.0	87,962	33,956	2,633	2,508	125	0	2,283	226	2.6	0.7	0	12	840	823
区部計	8,945,695	11,284,699	616.7	0.0	0.3	84.5	15.2	0.0	1,221,273	605,864	44,194	42,887	773	534	38,280	4,607	3.1	0.8	592	157	12,338	12,060
八王子市	580,053	549,417	186.3	0.0	39.4	20.3	40.1	0.2	118,849	35,966	7,006	6,760	8	238	6,072	688	5.1	1.9	509	24	2,520	2,410
立川市	179,668	193,465	24.4	0.0	0.0	0.6	99.4	0.0	35,188	11,697	1,457	1,438	0	18	1,205	233	3.4	2.0	16	9	750	727
武蔵野市	138,734	154,448	10.7	0.0	0.0	86.5	13.5	0.0	21,101	8,163	440	440	0	0	377	62	1.8	0.8	0	2	214	210
三鷹市	186,083	148,458	16.5	0.0	0.0	84.8	15.2	0.0	32,764	8,103	846	826	2	19	751	74	2.3	0.9	9	2	310	304
青梅市	139,339	127,176	103.3	42.9	24.7	31.2	1.2	0.0	37,782	7,607	457	355	0	101	325	31	0.9	0.4	511	2	175	174
府中市	255,506	236,133	29.3	0.0	0.0	69.5	30.5	0.0	47,162	14,711	1,052	1,032	9	11	909	123	1.9	0.8	8	5	480	472
昭島市	112,297	100,508	17.3	0.0	0.0	1.1	98.1	0.8	20,558	5,530	1,216	1,210	1	5	1,065	145	5.2	2.6	9	6	428	408
調布市	223,593	186,275	21.5	0.0	0.0	86.4	13.6	0.0	29,412	8,668	673	656	4	12	589	68	2.0	0.8	17	3	162	159
町田市	426,987	364,091	71.6	0.0	1.1	32.2	66.7	0.0	87,953	22,322	3,931	3,797	7	128	3,478	319	4.0	1.4	198	16	999	965
小金井市	118,852	95,195	11.3	0.0	0.0	32.6	67.4	0.0	22,335	5,024	725	723	0	2	665	57	3.0	1.1	4	4	370	360
小平市	187,035	160,499	20.5	0.0	0.0	1.0	99.0	0.0	42,481	9,322	2,083	2,083	0	0	1,885	198	4.4	2.1	0	10	1,213	1,165
日野市	180,052	154,114	27.5	0.0	0.0	4.2	95.3	0.5	33,122	9,441	2,476	2,367	5	104	2,074	294	6.3	3.1	72	9	335	317
東村山市	153,557	115,046	17.2	0.0	0.0	4.2	95.8	0.0	31,779	6,245	1,275	1,265	2	8	1,147	118	3.6	1.9	8	8	542	524
国分寺市	120,650	95,649	11.5	0.0	0.0	5.1	94.9	0.0	20,001	4,889	1,110	1,074	0	36	976	98	4.9	2.0	15	5	449	430
国立市	75,510	71,295	8.2	0.0	0.0	24.3	75.7	0.0	8,768	2,557	375	370	0	5	325	45	3.7	1.8	2	3	431	417
福生市	59,796	52,442	10.2	0.0	0.0	13.1	86.9	0.0	11,631	3,475	429	418	0	11	369	49	3.2	1.4	9	3	258	251
狛江市	78,751	57,386	6.4	0.0	0.0	99.7	0.3	0.0	10,391	2,668	233	233	0	0	213	20	2.0	0.8	0	1	132	130
東大和市	83,068	64,274	13.5	0.0	0.0	0.2	99.8	0.0	17,689	3,856	774	760	0	14	688	73	3.9	1.9	8	4	644	622
清瀬市	74,104	60,733	10.2	0.0	0.0	90.3	9.7	0.0	13,007	3,111	303	299	1	2	273	26	2.1	0.8	5	1	40	40
東久留米市	116,546	90,315	12.9	0.0	0.0	50.2	49.8	0.0	21,922	3,959	719	707	0	13	643	64	2.9	1.6	11	3	189	184
武蔵村山市	70,053	59,591	15.4	0.0	0.0	40.3	59.7	0.0	16,788	3,785	438	435	0	2	387	49	2.3	1.3	11	3	397	389
多摩市	147,648	137,622	21.1	0.0	0.0	6.2	93.8	0.0	12,107	5,304	931	845	2	83	731	114	6.0	2.2	43	5	48	45
稲城市	84,835	58,913	18.0	0.0	0.0	16.6	83.4	0.0	11,702	3,370	666	627	3	35	584	43	5.0	1.3	46	3	43	41
羽村市	57,032	55,966	9.9	0.0	0.0	90.2	9.8	0.0	8,513	3,578	108	103	0	5	76	27	0.9	0.8	12	1	186	184
あきる野市	80,868	67,814	73.3	8.6	48.1	29.2	14.1	0.0	26,124	4,269	603	549	0	54	509	40	1.9	0.9	271	3	683	670
西東京市	196,511	148,056	15.9	0.0	0.0	72.0	28.0	0.0	31,416	6,457	831	830	0	1	767	64	2.4	1.0	1	4	307	300
瑞穂町	33,497	36,088	16.8	0.0	0.0	97.3	2.7	0.0	8,480	2,652	152	150	0	3	136	13	1.6	0.5	1	1	59	59
日の出町	16,650	13,965	28.1	21.0	23.1	52.2	3.7	0.0	5,321	1,194	132	82	0	50	76	6	1.4	0.5	183	0	106	104
檜原村	2,558	2,566	105.4	23.6	76.4	0.1	0.0	0.0	1,865	307	25	0	0	24	0	0	0.0	0.0	235	0	0	0
奥多摩町	6,045	6,205	225.6	99.3	0.7	0.0	0.0	0.0	3,975	868	11	0	0	11	0	0	0.0	0.0	378	0	0	0
多摩計	4,185,878	3,663,705	1159.9	26.3	19.3	23.4	31.0	0.1	790,186	209,098	31,474	30,435	45	995	27,293	3,142	3.5	1.5	2,592	139	12,472	12,060
都計	13,131,573	14,948,404	1776.6	17.2	12.7	44.6	25.5	0.0	2,011,459	814,962	75,668	73,322	817	1,528	65,573	7,749	3.3	1.0	3,184	296	24,811	24,120

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※焼失した建物と倒壊した建物の棟数は、一部被害が重複するので、焼失した建物に倒壊した建物を含む場合と含まない場合を示す。

多摩直下地震(M7.3)　冬 12 時・風速 8m/s

人的被害																					避難者	帰宅困難者		閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	災害時要援護者	自力脱出困難者	震災廃棄物（万t）	
死者							負傷者							うち重傷者														
計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物（参考値）	計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物（参考値）	計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物（参考値）	発生数（人）	滞留者数（人）	帰宅困難者数（人）		死者 数（人）	発生数（人）		
87	86	1	0	0	0	7	5,575	5,564	1	6	1	3	328	458	455	1	2	0	0	71	7,446	1,080,758	501,355	351	2	1,209	25	千
54	53	0	1	0	0	4	4,109	4,089	0	10	6	5	207	389	383	0	3	2	0	45	35,061	687,953	309,315	350	4	1,458	44	中
107	93	12	1	1	0	10	6,601	6,530	15	18	34	4	317	657	631	7	5	13	0	69	39,063	1,052,177	468,794	546	10	2,165	71	港
85	75	7	2	1	0	7	3,764	3,717	8	8	29	2	222	306	288	4	2	11	0	48	40,846	754,164	313,811	300	17	949	66	新
41	33	4	1	2	0	4	1,684	1,587	5	4	83	4	103	133	96	3	1	32	0	22	25,543	336,926	131,632	134	11	318	37	文
157	152	1	2	2	0	3	3,053	2,978	1	9	56	9	85	327	301	0	3	22	1	19	47,195	292,785	112,757	261	50	1,124	84	台
130	123	0	7	0	0	3	3,025	2,996	0	15	13	2	72	292	283	0	4	5	0	16	80,602	242,306	79,083	166	60	993	108	墨
120	113	0	5	2	0	11	4,869	4,781	0	16	64	7	286	506	476	0	5	25	1	62	154,100	509,466	178,078	257	51	1,945	134	江
100	80	4	15	1	0	6	3,066	3,017	5	23	19	1	146	255	238	3	6	7	0	32	62,087	480,501	179,084	182	34	826	74	品
45	32	2	9	3	0	3	1,264	1,160	2	12	88	2	74	121	82	1	3	34	0	16	39,878	241,932	78,206	86	19	285	46	目
117	92	3	20	2	0	7	3,166	3,044	4	52	64	3	169	275	234	2	14	25	0	37	163,560	556,136	166,426	194	66	904	179	大
163	110	3	29	21	0	8	4,136	3,271	3	96	736	31	180	583	265	2	27	287	3	39	137,917	601,311	168,047	186	105	1,002	146	世
51	45	1	2	2	0	5	2,457	2,358	1	7	85	6	156	217	180	1	2	33	1	34	29,881	529,282	222,342	250	9	758	48	渋
42	34	1	6	1	0	3	1,271	1,222	1	9	37	1	66	96	78	0	3	14	0	14	40,815	213,227	58,123	71	24	282	47	中
106	62	0	37	6	0	4	2,263	1,916	0	132	208	7	108	251	132	0	37	81	1	24	96,268	358,016	92,357	103	70	524	85	杉
74	60	0	11	3	0	4	2,290	2,168	0	16	100	6	111	197	153	0	4	39	1	24	41,952	374,171	140,005	163	26	573	51	豊
67	56	6	3	1	0	3	1,869	1,815	8	7	36	2	75	155	135	4	2	14	0	16	57,526	247,350	69,466	87	48	485	77	北
114	106	0	7	1	0	2	2,145	2,093	0	13	34	4	43	227	209	0	4	13	0	9	64,849	144,651	39,287	84	80	911	80	荒
52	38	3	7	4	0	5	2,045	1,883	3	12	141	5	116	169	108	2	3	55	1	25	68,279	377,648	104,123	113	36	423	69	板
120	76	0	27	16	0	6	3,059	2,382	0	89	568	20	126	422	173	0	25	222	2	28	111,931	417,116	98,294	99	94	684	98	練
164	135	0	26	2	0	6	3,987	3,817	0	86	78	5	129	364	309	0	24	31	1	28	184,769	430,379	107,115	112	130	1,156	195	足
91	78	0	12	2	0	4	2,151	2,074	0	18	56	3	89	184	157	0	5	22	0	19	122,656	292,473	70,560	68	64	594	140	葛
89	71	0	15	2	0	5	2,533	2,411	0	36	82	4	126	234	192	0	10	32	0	27	175,638	414,385	102,564	126	64	762	142	江
2,176	1,804	47	246	76	2	118	70,382	66,874	59	694	2,618	136	3,335	6,818	5,558	30	195	1,021	14	727	1,827,863	10,635,113	3,790,824	4,290	1,074	20,328	2,046	区
321	250	16	54	1	0	6	4,714	4,426	19	214	51	4	144	622	532	10	60	20	0	31	114,821	489,631	146,971	188	150	1,935	197	八
74	55	1	17	1	0	4	1,427	1,352	2	35	36	2	96	186	161	1	10	14	0	21	33,047	174,410	56,735	87	35	510	52	立
23	17	0	5	1	0	2	779	741	0	7	30	1	45	74	60	0	2	12	0	10	30,264	151,201	53,755	56	9	197	19	武
35	27	1	6	1	0	2	805	763	1	8	31	1	40	78	63	1	2	12	0	9	31,003	131,438	36,195	38	20	242	30	三
25	15	6	4	0	0	2	411	394	8	5	4	0	34	32	24	4	2	2	0	7	8,931	112,351	30,734	8	12	90	21	青
48	37	1	10	1	0	3	1,119	1,078	1	16	23	1	64	106	92	0	4	9	0	14	39,255	212,025	66,153	67	25	319	43	府
51	41	0	9	0	0	2	845	816	0	15	14	1	52	111	102	0	4	5	0	11	26,081	89,744	25,772	10	27	402	35	昭
26	21	1	3	1	0	2	841	811	1	5	23	1	49	72	61	0	2	9	0	11	32,959	162,590	46,407	46	16	260	28	調
146	118	7	20	1	0	7	2,575	2,464	9	56	43	2	171	286	248	5	16	17	0	37	84,304	319,134	86,680	97	86	948	114	町
35	27	0	7	1	0	2	589	559	0	11	18	1	44	63	53	0	3	7	0	10	24,438	80,649	22,652	7	19	210	22	小
96	71	0	24	1	0	4	1,336	1,216	0	71	46	3	79	191	153	0	20	18	0	17	39,263	137,813	38,306	16	55	526	54	小
91	77	6	7	1	0	3	1,504	1,431	8	14	48	3	80	210	183	4	4	19	0	18	39,606	135,905	38,531	46	50	714	72	日
51	38	0	10	2	0	2	877	780	0	16	76	3	56	123	88	0	4	30	0	12	28,505	99,112	23,310	10	38	323	35	東
46	31	2	9	5	0	2	781	600	3	13	158	7	47	135	68	1	4	61	1	10	27,114	86,028	23,791	32	26	319	31	国
22	13	0	9	0	0	1	379	357	0	12	9	0	33	43	36	0	3	4	0	7	18,903	61,502	18,218	4	11	184	14	国
19	14	1	5	0	0	1	309	292	1	8	8	0	23	35	29	0	2	3	0	5	9,242	41,779	10,596	5	12	115	15	福
9	7	0	2	0	0	1	243	228	0	3	12	0	13	21	16	0	1	5	0	3	11,827	43,071	8,872	3	7	76	9	狛
40	26	1	12	1	0	2	511	472	1	17	21	1	34	67	53	0	5	8	0	7	17,514	59,513	15,194	6	25	210	23	東
11	10	0	1	0	0	1	308	303	0	2	4	0	16	26	24	0	0	1	0	3	10,980	51,898	12,939	4	9	95	11	清
25	20	1	3	1	0	2	539	513	1	5	19	1	39	57	48	0	2	7	0	8	20,089	72,147	16,721	5	19	191	22	東
21	13	0	8	0	0	1	292	277	0	11	3	0	27	30	26	0	3	1	0	6	11,330	51,159	13,997	5	14	104	16	武
35	28	6	1	0	0	3	1,191	1,170	8	5	7	0	72	136	128	4	2	3	0	16	29,932	129,381	39,123	9	16	541	33	多
23	20	2	1	0	0	1	525	516	3	3	3	0	30	55	52	1	1	1	0	7	16,144	54,682	14,593	5	15	204	19	稲
7	3	0	4	0	0	1	154	145	0	5	3	0	14	13	11	0	1	1	0	3	8,300	45,720	13,497	4	4	41	8	羽
39	23	3	13	0	0	1	358	328	4	19	7	0	18	40	29	2	5	3	0	4	9,512	60,658	15,173	5	21	114	20	あ
29	25	0	3	1	0	2	757	718	0	5	32	1	38	72	58	0	1	13	0	8	39,414	127,759	31,227	8	40	258	27	西
9	7	0	1	0	0	0	178	174	0	2	1	0	10	12	11	0	1	1	0	2	3,579	33,909	10,651	3	3	47	7	瑞
10	4	4	2	0	0	0	70	62	5	3	1	0	5	8	5	2	1	0	0	1	1,703	15,893	4,655	1	4	20	6	日
2	0	2	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	84	2,688	562	0	1	0	2	檜
1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	6,036	1,480	0	0	0	1	奥
1,371	1,036	63	250	21	0	59	24,418	22,985	79	586	731	36	1,372	2,906	2,413	40	164	285	4	299	768,178	3,239,826	923,490	776	769	9,195	982	多
3,546	2,840	111	496	97	2	177	94,799	89,859	139	1,280	3,349	172	4,707	9,724	7,971	69	359	1,306	18	1,026	2,596,041	13,874,939	4,714,314	5,066	1,842	29,523	3,028	都

	夜間人口（人）	昼間人口（人）	面積（km²）	震度別面積率(%)					建物棟数		原因別建物全壊棟数				ゆれ 建物全壊棟数		ゆれ 建物全壊率(%)		急傾斜地崩壊危険箇所	火災		
				5弱以下	5強	6弱	6強	7	木造	非木造	計	ゆれ	液状化	急傾斜地崩壊	木造	非木造	木造	非木造		出火件数	焼失棟数 倒壊建物を 含む	焼失棟数 倒壊建物を 含まない
千代田区	47,115	853,382	11.6	0.0	0.0	75.7	24.3	0.0	3,629	15,380	231	222	4	5	117	105	3.2	0.7	17	2	0	0
中央区	122,762	647,733	10.2	0.0	0.0	74.0	26.0	0.0	6,210	12,760	662	649	13	0	496	153	8.0	1.2	0	3	1	1
港区	205,131	908,940	20.3	0.0	0.0	62.4	37.6	0.0	13,050	21,979	1,097	1,005	7	85	722	282	5.5	1.3	118	6	4	4
新宿区	326,309	770,094	18.2	0.0	0.0	96.0	4.0	0.0	36,731	29,507	1,290	1,225	3	63	1,019	205	2.8	0.7	46	3	31	30
文京区	206,626	336,229	11.3	0.0	0.0	99.5	0.5	0.0	27,454	19,692	649	603	4	42	521	81	1.9	0.4	48	1	23	23
台東区	175,928	303,522	10.1	0.0	0.0	75.1	24.9	0.0	22,814	22,088	2,300	2,274	20	6	2,040	234	8.9	1.1	4	4	34	32
墨田区	247,606	262,514	13.8	0.0	0.0	67.1	32.9	0.0	34,427	23,443	2,761	2,715	46	0	2,443	272	7.1	1.2	0	5	207	197
江東区	460,819	490,708	39.5	0.0	0.0	59.7	40.3	0.0	27,895	24,091	2,702	2,639	64	0	2,300	339	8.2	1.4	0	7	115	109
品川区	365,302	505,034	22.7	0.0	0.0	75.7	24.3	0.0	51,286	25,015	1,836	1,782	8	45	1,606	177	3.1	0.7	43	4	380	371
目黒区	268,330	271,320	14.7	0.0	0.0	97.9	2.1	0.0	40,796	23,689	919	894	5	19	777	117	1.9	0.5	20	2	253	249
大田区	693,373	657,209	59.5	0.0	0.0	84.8	15.2	0.0	99,142	45,038	3,063	2,882	134	47	2,585	298	2.6	0.7	70	5	635	622
世田谷区	877,138	736,040	58.1	0.0	0.0	78.4	21.6	0.0	129,338	56,307	3,573	3,524	6	44	3,107	417	2.4	0.7	57	8	936	918
渋谷区	204,492	542,803	15.1	0.0	0.0	93.3	6.7	0.0	19,674	19,101	828	815	2	10	652	163	3.3	0.9	12	2	40	39
中野区	314,750	285,636	15.6	0.0	0.0	99.6	0.4	0.0	51,464	20,821	1,080	1,068	2	10	971	98	1.9	0.5	14	2	209	206
杉並区	549,569	439,379	34.0	0.0	0.0	98.2	1.8	0.0	92,388	30,825	2,036	2,033	2	1	1,849	184	2.0	0.6	2	3	1,343	1,321
豊島区	284,678	378,475	13.0	0.0	0.0	97.5	2.5	0.0	37,098	19,923	1,214	1,209	3	3	1,091	118	2.9	0.6	12	2	273	267
北区	335,544	307,317	20.6	0.0	0.0	89.4	10.6	0.0	50,151	22,372	1,786	1,657	25	104	1,528	128	3.0	0.6	58	3	114	111
荒川区	203,296	184,021	10.2	0.0	0.0	38.4	61.6	0.0	26,888	11,633	2,746	2,717	26	4	2,551	166	9.5	1.4	5	5	201	187
板橋区	535,824	456,425	32.2	0.0	0.0	99.8	0.2	0.0	65,083	29,528	1,278	1,223	11	44	1,092	131	1.7	0.4	54	3	245	242
練馬区	716,124	530,628	48.2	0.0	0.0	98.3	1.7	0.0	114,320	32,078	2,611	2,601	7	3	2,393	208	2.1	0.6	12	4	1,139	1,119
足立区	683,426	539,309	53.2	0.0	0.0	90.7	9.3	0.0	104,482	38,845	4,397	4,274	124	0	3,952	321	3.8	0.8	0	8	1,044	1,013
葛飾区	442,586	343,039	34.8	0.0	0.0	95.1	4.8	0.0	78,991	27,793	2,500	2,368	132	0	2,185	183	2.8	0.7	0	5	484	473
江戸川区	678,967	534,942	49.9	0.0	3.9	73.3	22.8	0.0	87,962	33,956	2,633	2,508	125	0	2,283	226	2.6	0.7	0	8	578	566
区部計	8,945,695	11,284,699	616.7	0.0	0.3	84.5	15.2	0.0	1,221,273	605,864	44,194	42,887	773	534	38,280	4,607	3.1	0.8	592	94	8,288	8,101
八王子市	580,053	549,417	186.3	0.0	39.4	20.3	40.1	0.2	118,849	35,966	7,006	6,760	8	238	6,072	688	5.1	1.9	509	15	1,668	1,595
立川市	179,668	193,465	24.4	0.0	0.0	0.6	99.4	0.0	35,188	11,697	1,457	1,438	0	18	1,205	233	3.4	2.0	16	5	315	305
武蔵野市	138,734	154,448	10.7	0.0	0.0	86.5	13.5	0.0	21,101	8,163	440	440	0	0	377	62	1.8	0.8	0	1	138	136
三鷹市	186,083	148,458	16.5	0.0	0.0	84.8	15.2	0.0	32,764	8,103	846	826	2	19	751	74	2.3	0.9	9	1	209	205
青梅市	139,339	127,176	103.3	42.9	24.7	31.2	1.2	0.0	37,782	7,607	457	355	0	101	325	31	0.9	0.4	511	1	128	127
府中市	255,506	236,133	29.3	0.0	0.0	69.5	30.5	0.0	47,162	14,711	1,052	1,032	9	11	909	123	1.9	0.8	8	3	284	280
昭島市	112,297	100,508	17.3	0.0	0.0	1.1	98.1	0.8	20,558	5,530	1,216	1,210	1	5	1,065	145	5.2	2.6	9	4	280	267
調布市	223,593	186,275	21.5	0.0	0.0	86.4	13.6	0.0	29,412	8,668	673	656	4	12	589	68	2.0	0.8	17	2	107	105
町田市	426,987	364,091	71.6	0.0	1.1	32.2	66.7	0.0	87,953	22,322	3,931	3,797	7	128	3,478	319	4.0	1.4	198	10	658	636
小金井市	118,852	95,195	11.3	0.0	0.0	32.6	67.4	0.0	22,335	5,024	725	723	0	2	665	57	3.0	1.1	4	2	216	210
小平市	187,035	160,499	20.5	0.0	0.0	1.0	99.0	0.0	42,481	9,322	2,083	2,083	0	0	1,885	198	4.4	2.1	0	6	523	502
日野市	180,052	154,114	27.5	0.0	0.0	4.2	95.3	0.5	33,122	9,441	2,476	2,367	5	104	2,074	294	6.3	3.1	72	6	169	160
東村山市	153,557	115,046	17.2	0.0	0.0	4.2	95.8	0.0	31,779	6,245	1,275	1,265	2	8	1,147	118	3.6	1.9	8	5	265	256
国分寺市	120,650	95,649	11.5	0.0	0.0	5.1	94.9	0.0	20,001	4,889	1,110	1,074	0	36	976	98	4.9	2.0	15	3	234	224
国立市	75,510	71,295	8.2	0.0	0.0	24.3	75.7	0.0	8,768	2,557	375	370	0	5	325	45	3.7	1.8	2	1	157	152
福生市	59,796	52,442	10.2	0.0	0.0	13.1	86.9	0.0	11,631	3,475	429	418	0	11	369	49	3.2	1.4	9	2	165	161
狛江市	78,751	57,386	6.4	0.0	0.0	99.7	0.3	0.0	10,391	2,668	233	233	0	0	213	20	2.0	0.8	0	0	87	85
東大和市	83,068	64,274	13.5	0.0	0.0	0.2	99.8	0.0	17,689	3,856	774	760	0	14	688	73	3.9	1.9	8	3	403	389
清瀬市	74,104	60,733	10.2	0.0	0.0	90.3	9.7	0.0	13,007	3,111	303	299	1	2	273	26	2.1	0.8	5	1	27	27
東久留米市	116,546	90,315	12.9	0.0	0.0	50.2	49.8	0.0	21,922	3,959	719	707	0	13	643	64	2.9	1.6	11	2	123	119
武蔵村山市	70,053	59,591	15.4	0.0	0.0	40.3	59.7	0.0	16,788	3,785	438	435	0	2	387	49	2.3	1.3	11	2	235	230
多摩市	147,648	137,622	21.1	0.0	0.0	6.2	93.8	0.0	12,107	5,304	931	845	2	83	731	114	6.0	2.2	43	3	29	28
稲城市	84,835	58,913	18.0	0.0	0.0	16.6	83.4	0.0	11,702	3,370	666	627	3	35	584	43	5.0	1.3	46	2	27	26
羽村市	57,032	55,966	9.9	0.0	0.0	90.2	9.8	0.0	8,513	3,578	108	103	0	5	76	27	0.9	0.8	12	1	158	157
あきる野市	80,868	67,814	73.3	8.6	48.1	29.2	14.1	0.0	26,124	4,269	603	549	0	54	509	40	1.9	0.9	271	2	490	481
西東京市	196,511	148,056	15.9	0.0	0.0	72.0	28.0	0.0	31,416	6,457	831	830	0	1	767	64	2.4	1.0	1	2	201	197
瑞穂町	33,497	36,088	16.8	0.0	0.0	97.3	2.7	0.0	8,480	2,652	152	150	0	3	136	13	1.6	0.5	1	1	50	49
日の出町	16,650	13,965	28.1	21.0	23.1	52.2	3.7	0.0	5,321	1,194	132	82	0	50	76	6	1.4	0.5	183	0	69	69
檜原村	2,558	2,566	105.4	23.6	76.4	0.1	0.0	0.0	1,865	307	25	0	0	24	0	0	0.0	0.0	235	0	0	0
奥多摩町	6,045	6,205	225.6	99.3	0.7	0.0	0.0	0.0	3,975	868	11	0	0	11	0	0	0.0	0.0	378	0	0	0
多摩計	4,185,878	3,663,705	1159.9	26.3	19.3	23.4	31.0	0.1	790,186	209,098	31,474	30,435	45	995	27,293	3,142	3.5	1.5	2,592	86	7,419	7,178
都計	13,131,573	14,948,404	1776.6	17.2	12.7	44.6	25.5	0.0	2,011,459	814,962	75,668	73,322	817	1,528	65,573	7,749	3.3	1.0	3,184	180	15,707	15,280

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※焼失した建物と倒壊した建物の棟数は、一部被害が重複するので、焼失した建物に倒壊した建物を含む場合と含まない場合を示す。

多摩直下地震(M7.3)　冬５時・風速 8m/s

人的被害																												
死者							負傷者														避難者	帰宅困難者		閉じ込めにつながり得るｴﾚﾍﾞｰﾀｰ停止台数	災害時要援護者	自力脱出困難者	震災廃棄物（万t）	
														うち重傷者														
計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物（参考値）	計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物（参考値）	計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物（参考値）	発生数（人）	滞留者数（人）	帰宅困難者数（人）		死者 数（人）	発生数（人）		
9	8	0	0	0	0	0	415	411	0	0	1	3	19	34	33	0	0	0	0	4	7,445	－	－	351	4	86	25	千
35	34	0	0	0	0	1	1,515	1,504	0	1	6	5	38	153	150	0	0	2	0	8	35,058	－	－	350	15	556	44	中
55	51	3	0	1	0	3	2,218	2,175	4	2	34	4	68	232	216	2	1	13	0	15	39,045	－	－	545	25	714	71	港
75	70	4	0	1	0	4	2,570	2,533	5	2	29	2	95	205	190	2	1	11	0	21	40,764	－	－	300	38	616	66	新
42	36	3	0	2	0	3	1,534	1,442	4	1	83	4	63	118	83	2	0	32	0	14	25,481	－	－	134	19	273	37	文
143	140	0	1	2	0	2	2,514	2,445	0	3	56	9	53	276	251	0	1	22	1	12	47,127	－	－	261	78	933	84	台
172	167	0	5	0	0	3	3,792	3,768	0	9	13	2	75	365	357	0	3	5	0	17	80,282	－	－	166	80	1,252	108	墨
163	159	0	3	2	0	13	5,822	5,742	0	8	64	7	279	606	578	0	2	25	1	62	153,564	－	－	257	80	2,360	134	江
121	110	3	7	1	0	5	3,471	3,436	4	11	19	1	113	278	265	2	3	7	0	25	61,282	－	－	181	57	917	73	品
64	53	2	6	3	0	4	1,754	1,654	2	8	88	2	84	152	115	1	2	34	0	19	39,369	－	－	85	26	399	46	目
199	177	4	16	2	0	10	5,145	5,050	5	23	64	3	220	416	382	3	6	25	0	49	162,156	－	－	193	92	1,477	179	大
265	214	4	25	21	0	13	6,486	5,653	5	61	736	31	270	763	453	3	17	287	3	60	135,490	－	－	185	117	1,711	144	世
49	45	1	1	2	0	3	1,742	1,649	1	2	85	6	66	154	120	0	0	33	1	15	29,781	－	－	250	21	492	47	渋
74	66	1	6	1	0	5	2,235	2,187	1	8	37	1	99	154	137	1	2	14	0	22	40,332	－	－	70	30	494	47	中
169	127	0	36	6	0	8	3,861	3,539	0	107	208	7	172	352	240	0	30	81	1	38	93,396	－	－	101	74	947	83	杉
83	75	0	5	3	0	4	2,419	2,305	0	7	100	6	80	200	158	0	2	39	1	18	41,387	－	－	162	42	591	51	豊
118	104	9	3	1	0	5	3,172	3,115	12	6	36	2	104	251	229	6	2	14	0	23	57,300	－	－	87	66	827	76	北
180	174	0	5	1	0	3	3,311	3,261	0	10	34	4	58	344	327	0	3	13	0	13	64,276	－	－	83	99	1,424	80	荒
90	75	4	6	4	0	8	3,532	3,370	5	10	141	5	169	248	187	3	3	55	1	38	67,545	－	－	113	44	731	69	板
212	164	0	32	16	0	11	5,389	4,715	0	86	568	20	223	585	337	0	24	222	2	49	109,831	－	－	98	96	1,331	97	練
300	270	0	28	2	0	10	7,195	7,037	0	75	78	5	203	618	566	0	21	31	1	45	183,139	－	－	111	161	2,117	194	足
164	149	0	13	2	0	7	3,793	3,714	0	20	56	3	139	306	278	0	6	22	0	31	122,114	－	－	68	78	1,054	140	葛
174	156	0	16	2	0	10	4,861	4,750	0	26	82	4	207	413	374	0	7	32	0	46	174,429	－	－	125	81	1,486	142	江
2,953	2,624	39	213	76	2	133	78,746	75,458	49	485	2,618	136	2,898	7,224	6,028	24	136	1,021	14	642	1,810,593	－	－	4,279	1,424	22,788	2,037	区
477	415	20	41	1	0	9	6,363	6,140	25	143	51	4	175	823	751	12	40	20	0	39	111,931	－	－	186	195	2,729	195	八
93	83	1	7	1	0	5	1,605	1,553	2	13	36	2	107	210	192	1	4	14	0	24	31,564	－	－	85	43	597	51	立
30	26	0	3	1	0	2	933	898	0	4	30	1	44	84	71	0	1	12	0	10	29,966	－	－	56	13	229	19	武
59	51	2	5	1	0	3	1,298	1,257	2	7	31	1	57	117	102	1	2	12	0	13	30,588	－	－	38	25	393	30	三
34	22	8	3	0	0	2	570	551	10	5	4	0	46	42	33	5	1	2	0	10	8,791	－	－	8	13	124	21	青
71	62	1	7	1	0	4	1,568	1,532	1	11	23	1	79	143	130	1	3	9	0	17	38,526	－	－	66	31	446	43	府
81	73	0	7	0	0	4	1,165	1,138	1	12	14	1	70	155	147	0	3	5	0	16	25,531	－	－	10	35	578	34	昭
45	40	1	3	1	0	3	1,376	1,347	1	5	23	1	70	110	99	1	1	9	0	16	32,664	－	－	46	20	422	28	調
267	237	11	17	1	0	13	4,278	4,189	14	30	43	2	253	453	421	7	8	17	0	56	83,126	－	－	96	118	1,609	114	町
52	45	0	6	1	0	3	886	858	0	9	18	1	65	90	81	0	2	7	0	14	23,858	－	－	7	21	324	21	小
144	129	0	14	1	0	6	1,877	1,807	0	21	46	3	114	259	235	0	6	18	0	25	37,068	－	－	15	63	808	52	小
157	142	9	5	1	0	6	2,189	2,116	11	10	48	3	114	304	277	6	3	19	0	25	38,979	－	－	46	67	1,078	71	日
88	78	1	7	2	0	5	1,413	1,320	1	13	76	3	91	186	152	0	4	30	0	20	27,503	－	－	10	43	554	35	東
81	67	3	6	5	0	4	1,173	994	4	10	158	7	71	183	116	2	3	61	1	16	26,199	－	－	32	32	557	31	国
27	22	0	4	0	0	2	518	502	1	6	9	0	43	56	51	0	2	4	0	10	17,341	－	－	4	12	262	13	国
31	25	1	4	0	0	2	480	464	1	7	8	0	35	53	47	1	2	3	0	8	8,901	－	－	5	14	185	15	福
17	15	0	2	0	0	1	472	457	0	3	12	0	24	37	31	0	1	5	0	5	11,575	－	－	3	8	150	9	狛
59	47	1	10	1	0	3	765	728	1	14	21	1	50	96	83	1	4	8	0	11	16,689	－	－	6	27	328	22	東
20	19	0	1	0	0	1	501	496	0	1	4	0	24	41	39	0	0	1	0	5	10,925	－	－	4	11	154	11	清
49	44	1	3	1	0	3	966	939	1	6	19	1	67	96	86	1	2	7	0	15	19,820	－	－	5	23	346	22	東
33	26	0	6	0	0	2	450	438	0	9	3	0	39	44	40	0	2	1	0	9	10,828	－	－	5	16	164	15	武
58	50	7	1	0	0	4	1,731	1,711	9	3	7	0	92	197	188	4	1	3	0	20	29,789	－	－	9	24	801	33	多
44	40	3	1	0	0	2	961	952	4	2	3	0	50	100	96	2	1	1	0	11	16,059	－	－	5	19	378	19	稲
10	5	0	4	0	0	1	211	202	1	5	3	0	18	17	14	0	2	1	0	4	8,182	－	－	4	4	53	7	羽
52	35	5	13	0	0	1	498	469	6	16	7	0	26	52	42	3	4	3	0	6	9,022	－	－	5	20	162	20	あ
60	52	0	6	1	0	3	1,366	1,322	0	10	32	1	62	121	105	0	3	13	0	14	38,937	－	－	8	26	465	27	西
11	9	0	1	0	0	1	216	212	0	2	1	0	11	14	13	0	1	1	0	2	3,551	－	－	3	4	56	7	瑞
10	5	4	2	0	0	0	78	71	5	2	1	0	5	8	5	2	1	0	0	1	1,614	－	－	1	4	23	6	日
2	0	2	0	0	0	0	3	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	84	－	－	0	1	0	2	檜
1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	32	－	－	0	0	0	1	奥
2,161	1,865	84	190	21	0	95	35,912	34,662	105	378	731	36	1,904	4,095	3,647	53	106	285	4	422	749,643	－	－	770	930	13,973	971	多
5,115	4,489	123	403	97	2	228	114,658	110,119	154	864	3,349	172	4,802	11,319	9,675	77	242	1,306	18	1,064	2,560,236	－	－	5,048	2,354	36,761	3,007	都

	夜間人口（人）	昼間人口（人）	面積（km²）	震度別面積率(%)					建物棟数		原因別建物全壊棟数				ゆれ 建物全壊棟数		ゆれ 建物全壊率(%)		急傾斜地崩壊危険箇所	津波全壊棟数	火災		
				5弱以下	5強	6弱	6強	7	木造	非木造	計	ゆれ	液状化	急傾斜地崩壊	木造	非木造	木造	非木造			出火件数	焼失棟数 倒壊建物を 含む	焼失棟数 倒壊建物を 含まない
千代田区	47,115	853,382	11.6	0.0	0.0	80.6	19.4	0.0	3,629	15,380	333	326	3	5	184	142	5.1	0.9	17	0	4	0	0
中央区	122,762	647,733	10.2	0.0	0.0	48.1	51.9	0.0	6,210	12,760	1,046	1,035	10	0	811	224	13.1	1.8	0	39	13	3	3
港区	205,131	908,940	20.3	0.0	0.0	54.1	45.9	0.0	13,050	21,979	1,172	1,087	6	80	803	284	6.2	1.3	118	4	17	25	25
新宿区	326,309	770,094	18.2	0.0	0.0	96.2	3.8	0.0	36,731	29,507	1,059	995	2	63	815	180	2.2	0.6	46	0	8	78	77
文京区	206,626	336,229	11.3	0.0	0.0	99.7	0.3	0.0	27,454	19,692	726	681	3	42	593	88	2.2	0.4	48	0	4	75	74
台東区	175,928	303,522	10.1	0.0	0.0	83.8	16.2	0.0	22,814	22,088	2,114	2,091	17	6	1,858	233	8.1	1.1	4	0	8	78	74
墨田区	247,606	262,514	13.8	0.0	0.0	45.6	54.4	0.0	34,427	23,443	3,390	3,356	34	0	3,028	328	8.8	1.4	0	31	19	3,339	3,145
江東区	460,819	490,708	39.5	0.0	0.0	6.8	93.2	0.0	27,895	24,091	3,979	3,942	37	0	3,470	472	12.4	2.0	0	40	38	2,569	2,374
品川区	365,302	505,034	22.7	0.0	0.0	2.8	96.9	0.3	51,286	25,015	4,883	4,814	10	59	4,355	459	8.5	1.8	43	10	40	20,755	19,445
目黒区	268,330	271,320	14.7	0.0	0.0	50.9	49.1	0.0	40,796	23,689	1,549	1,522	5	22	1,301	221	3.2	0.9	20	0	17	7,067	6,900
大田区	693,373	657,209	59.5	0.0	0.0	2.6	94.2	3.3	99,142	45,038	13,503	13,253	179	71	11,776	1,476	11.9	3.3	70	88	73	35,332	32,084
世田谷区	877,138	736,040	58.1	0.0	0.0	65.3	34.7	0.0	129,338	56,307	4,435	4,385	5	45	3,861	523	3.0	0.9	57	0	37	9,202	8,985
渋谷区	204,492	542,803	15.1	0.0	0.0	78.6	21.4	0.0	19,674	19,101	1,172	1,158	2	12	940	219	4.8	1.1	12	0	10	158	153
中野区	314,750	285,636	15.6	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	51,464	20,821	600	588	1	10	528	60	1.0	0.3	14	0	5	622	617
杉並区	549,569	439,379	34.0	0.0	0.0	99.8	0.2	0.0	92,388	30,825	1,230	1,227	2	1	1,121	106	1.2	0.3	2	0	9	3,790	3,752
豊島区	284,678	378,475	13.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	37,098	19,923	693	689	2	3	616	74	1.7	0.4	12	0	5	548	542
北区	335,544	307,317	20.6	0.0	0.0	98.7	1.2	0.0	50,151	22,372	1,324	1,200	19	105	1,103	97	2.2	0.4	58	0	6	258	254
荒川区	203,296	184,021	10.2	0.0	0.0	68.1	31.9	0.0	26,888	11,633	2,340	2,320	16	4	2,182	138	8.1	1.2	5	0	9	364	342
板橋区	535,824	456,425	32.2	0.0	0.5	99.5	0.0	0.0	65,083	29,528	742	691	6	44	604	88	0.9	0.3	54	0	8	678	673
練馬区	716,124	530,628	48.2	0.0	0.1	99.9	0.0	0.0	114,320	32,078	556	549	4	3	487	62	0.4	0.2	12	0	10	2,542	2,532
足立区	683,426	539,309	53.2	0.0	0.0	99.4	0.6	0.0	104,482	38,845	3,039	2,966	73	0	2,741	225	2.6	0.6	0	0	13	1,247	1,221
葛飾区	442,586	343,039	34.8	0.0	0.3	95.7	4.0	0.0	78,991	27,793	2,445	2,348	97	0	2,175	173	2.8	0.6	0	0	10	1,349	1,319
江戸川区	678,967	534,942	49.9	0.0	0.0	55.2	44.8	0.0	87,962	33,956	3,861	3,769	92	0	3,452	317	3.9	0.9	0	19	36	7,739	7,499
区部計	8,945,695	11,284,699	616.7	0.0	0.1	67.2	32.4	0.3	1,221,273	605,864	56,191	54,992	625	573	48,803	6,189	4.0	1.0	592	230	400	97,819	92,093
八王子市	580,053	549,417	186.3	0.0	47.4	25.4	27.2	0.0	118,849	35,966	3,798	3,591	7	199	3,242	349	2.7	1.0	509	0	29	2,196	2,145
立川市	179,668	193,465	24.4	0.0	0.0	98.4	1.6	0.0	35,188	11,697	533	523	0	10	458	66	1.3	0.6	16	0	4	210	207
武蔵野市	138,734	154,448	10.7	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	21,101	8,163	249	249	0	0	221	28	1.0	0.3	0	0	2	370	367
三鷹市	186,083	148,458	16.5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	32,764	8,103	550	532	1	17	497	36	1.5	0.4	9	0	3	453	447
青梅市	139,339	127,176	103.3	61.2	17.7	21.1	0.0	0.0	37,782	7,607	92	38	0	54	32	6	0.1	0.1	511	0	2	129	129
府中市	255,506	236,133	29.3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	47,162	14,711	461	445	5	11	405	40	0.9	0.3	8	0	5	385	382
昭島市	112,297	100,508	17.3	0.0	0.0	76.2	23.8	0.0	20,558	5,530	448	443	1	5	401	41	2.0	0.7	9	0	3	214	211
調布市	223,593	186,275	21.5	0.0	0.0	96.6	3.4	0.0	29,412	8,668	615	601	3	11	540	61	1.8	0.7	17	0	5	307	302
町田市	426,987	364,091	71.6	0.0	1.1	6.9	91.3	0.7	87,953	22,322	8,500	8,358	7	135	7,659	699	8.7	3.1	198	0	47	7,609	7,032
小金井市	118,852	95,195	11.3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	22,335	5,024	205	203	0	2	190	13	0.8	0.3	4	0	2	267	265
小平市	187,035	160,499	20.5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	42,481	9,322	466	466	0	0	438	29	1.0	0.3	0	0	4	323	320
日野市	180,052	154,114	27.5	0.0	0.0	47.4	52.6	0.0	33,122	9,441	1,349	1,242	4	103	1,095	147	3.3	1.6	72	0	12	738	717
東村山市	153,557	115,046	17.2	0.0	0.7	99.3	0.0	0.0	31,779	6,245	116	109	1	5	98	11	0.3	0.2	8	0	3	171	171
国分寺市	120,650	95,649	11.5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	20,001	4,889	368	340	0	28	320	20	1.6	0.4	15	0	2	221	218
国立市	75,510	71,295	8.2	0.0	0.0	99.8	0.2	0.0	8,768	2,557	160	155	0	4	143	12	1.6	0.5	2	0	1	154	152
福生市	59,796	52,442	10.2	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	11,631	3,475	151	143	0	7	131	12	1.1	0.4	9	0	2	129	127
狛江市	78,751	57,386	6.4	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	10,391	2,668	199	199	0	0	186	13	1.8	0.5	0	0	1	492	485
東大和市	83,068	64,274	13.5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	17,689	3,856	254	245	0	8	230	16	1.3	0.4	8	0	2	256	253
清瀬市	74,104	60,733	10.2	0.0	15.3	84.7	0.0	0.0	13,007	3,111	33	31	1	2	26	4	0.2	0.1	5	0	1	44	44
東久留米市	116,546	90,315	12.9	0.0	0.1	99.9	0.0	0.0	21,922	3,959	84	71	0	13	63	9	0.3	0.2	11	0	2	158	157
武蔵村山市	70,053	59,591	15.4	0.0	0.0	99.7	0.3	0.0	16,788	3,785	153	151	0	1	138	13	0.8	0.3	11	0	2	185	184
多摩市	147,648	137,622	21.1	0.0	0.0	37.6	62.4	0.0	12,107	5,304	580	511	2	67	438	72	3.6	1.4	43	0	9	209	203
稲城市	84,835	58,913	18.0	0.0	0.0	90.3	9.7	0.0	11,702	3,370	338	308	2	28	287	22	2.5	0.6	46	0	2	35	34
羽村市	57,032	55,966	9.9	0.0	1.3	98.7	0.0	0.0	8,513	3,578	21	17	0	5	11	6	0.1	0.2	12	0	2	240	240
あきる野市	80,868	67,814	73.3	26.3	34.9	37.7	1.2	0.0	26,124	4,269	215	167	0	48	156	11	0.6	0.3	271	0	2	618	615
西東京市	196,511	148,056	15.9	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	31,416	6,457	211	210	0	1	194	16	0.6	0.2	1	0	3	376	373
瑞穂町	33,497	36,088	16.8	0.0	1.9	98.1	0.0	0.0	8,480	2,652	23	23	0	0	19	4	0.2	0.1	1	0	1	76	76
日の出町	16,650	13,965	28.1	31.0	23.3	45.5	0.2	0.0	5,321	1,194	78	34	0	44	31	3	0.6	0.2	183	0	0	150	150
檜原村	2,558	2,566	105.4	19.7	80.3	0.0	0.0	0.0	1,865	307	22	0	0	22	0	0	0.0	0.0	235	0	0	0	0
奥多摩町	6,045	6,205	225.6	98.3	1.7	0.0	0.0	0.0	3,975	868	3	0	0	3	0	0	0.0	0.0	378	0	0	0	0
多摩計	4,185,878	3,663,705	1159.9	28.7	19.9	38.3	13.1	0.0	790,186	209,098	20,275	19,407	36	832	17,650	1,757	2.2	0.8	2,592	0	152	16,716	16,005
都計	13,131,573	14,948,404	1776.6	18.8	13.0	48.3	19.8	0.1	2,011,459	814,962	76,465	74,399	661	1,405	66,453	7,946	3.3	1.0	3,184	230	552	114,534	108,098

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※焼失した建物と倒壊した建物の棟数は、一部被害が重複するので、焼失した建物に倒壊した建物を含む場合と含まない場合を示す。

元禄型関東地震(M8.2)　冬 18 時・風速 8m/s

人的被害																						避難者	帰宅困難者		閉じ込めにつながるエレベーター停止台数	災害時要援護者	自力脱出困難者	震災廃棄物(万t)	
死者								負傷者							うち重傷者														
計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	津波	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物(参考値)	計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物(参考値)	計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物(参考値)	発生数（人）	滞留者数（人）	帰宅困難者数（人）		死者数（人）	発生数（人）		
109	108	1	0	0	0	0	5	5,778	5,766	1	6	1	4	261	535	532	0	2	1	0	57	9,757	1,080,758	501,355	398	3	1,405	31	千
82	80	0	1	0	0	0	7	4,700	4,670	0	17	6	7	314	525	517	0	5	2	1	68	41,431	687,953	309,315	498	7	1,957	57	中
107	94	9	2	0	1	0	8	5,981	5,908	12	22	34	5	269	613	587	6	6	13	0	59	48,228	1,052,177	468,794	580	11	2,000	70	港
70	60	6	3	0	1	0	7	3,097	3,052	8	11	26	1	193	240	223	4	3	10	0	42	55,968	754,164	313,811	294	16	732	59	新
43	35	3	2	0	2	0	3	1,643	1,543	4	6	85	5	82	132	95	2	2	33	1	18	35,906	336,926	131,632	137	14	313	39	文
134	130	0	2	0	2	0	2	2,770	2,696	1	10	56	8	71	279	254	0	3	22	1	16	50,963	292,785	112,757	254	51	946	83	台
233	161	0	72	0	0	0	2	3,837	3,532	0	290	13	2	67	445	359	0	81	5	0	15	95,110	242,306	79,083	249	113	1,259	124	墨
248	186	0	59	0	2	0	12	6,879	6,553	0	245	69	11	287	831	734	0	69	27	1	62	185,911	509,466	178,078	410	112	2,998	153	江
741	234	5	501	0	1	0	11	7,632	5,348	7	2,248	27	3	266	1,291	650	3	627	10	0	58	183,671	480,501	179,084	383	275	2,251	180	品
209	59	2	145	0	3	0	3	2,271	1,535	2	622	109	4	68	361	144	1	174	42	0	15	81,575	241,932	78,206	124	96	498	80	目
1,228	517	5	704	0	3	0	17	11,705	8,385	6	3,191	108	14	360	2,159	1,222	3	891	42	1	78	400,268	556,136	166,426	451	690	4,726	493	大
352	158	3	169	0	23	1	8	5,533	3,962	4	745	784	38	174	874	355	2	208	306	4	38	212,581	601,311	168,047	218	212	1,340	184	世
75	66	1	5	0	3	0	5	2,849	2,727	2	16	96	8	138	282	238	1	5	37	1	30	46,085	529,282	222,342	276	14	996	58	渋
34	21	1	12	0	1	0	3	944	894	1	17	31	1	64	64	46	0	5	12	0	14	50,084	213,227	58,123	68	20	167	33	中
118	44	0	69	0	5	0	5	2,073	1,616	0	277	176	5	109	235	88	0	77	69	0	24	104,661	358,016	92,357	103	75	349	67	杉
51	35	0	13	0	2	0	4	1,716	1,607	0	19	86	3	97	125	85	0	5	34	0	21	49,238	374,171	140,005	153	20	321	38	豊
60	47	7	5	0	1	0	3	1,780	1,727	8	10	34	2	73	129	109	4	3	13	0	16	66,784	247,350	69,466	81	44	392	65	北
110	102	0	7	0	1	0	2	2,192	2,141	0	14	33	4	42	213	195	0	4	13	0	9	66,525	144,651	39,287	77	78	850	70	荒
44	25	3	13	0	3	0	5	1,639	1,491	3	22	120	3	113	123	68	2	6	47	0	25	77,151	377,648	104,123	110	29	267	50	板
78	20	0	47	0	11	0	6	1,686	1,126	0	177	378	4	139	242	45	0	50	148	0	30	89,288	417,116	98,294	92	50	177	43	練
145	119	0	24	0	2	0	6	3,974	3,826	0	75	69	4	137	307	258	0	21	27	0	30	170,052	430,379	107,115	104	107	966	144	足
121	94	0	26	0	2	0	4	2,627	2,489	0	81	55	3	92	225	181	0	23	21	0	20	125,233	292,473	70,560	69	81	684	126	葛
290	142	0	145	0	3	0	6	4,786	4,051	0	636	93	6	133	568	353	0	178	36	1	29	233,904	414,385	102,564	168	193	1,404	175	江
4,683	2,537	47	2,024	0	72	2	135	88,093	76,644	58	8,757	2,490	143	3,548	10,797	7,337	29	2,445	971	15	773	2,480,374	10,635,113	3,790,824	5,298	2,311	27,001	2,421	区
215	155	13	45	0	1	0	6	3,418	3,182	17	179	38	2	139	374	300	8	50	15	0	30	97,962	489,631	146,971	156	105	1,092	130	八
29	23	1	5	0	1	0	2	884	851	1	8	22	1	49	69	58	0	2	9	0	11	17,839	174,410	56,735	60	14	181	24	立
19	11	0	8	0	1	0	2	618	584	0	11	23	0	40	44	32	0	3	9	0	9	28,873	151,201	53,755	53	8	104	14	武
31	21	1	9	0	1	0	2	779	740	1	12	25	1	39	56	42	1	3	10	0	8	34,467	131,438	36,195	36	18	163	24	三
8	2	4	3	0	0	0	1	99	88	4	4	2	0	11	7	3	2	1	1	0	2	3,766	112,351	30,734	6	4	11	7	青
28	19	1	8	0	0	0	3	818	788	1	12	16	0	62	52	42	0	3	6	0	14	36,215	212,025	66,153	59	15	143	25	府
23	18	0	4	0	0	0	1	551	534	0	7	9	0	26	44	39	0	2	4	0	6	16,738	89,744	25,772	7	13	152	17	昭
30	23	1	6	0	1	0	2	916	883	1	10	22	1	48	73	61	0	3	8	0	11	48,995	162,590	46,407	45	18	259	27	調
494	335	9	149	0	2	0	10	5,406	4,675	11	660	56	5	200	846	634	5	184	22	1	43	157,946	319,134	86,680	130	287	2,421	206	町
13	8	0	5	0	0	0	1	315	297	0	7	11	0	23	21	14	0	2	4	0	5	17,044	80,649	22,652	6	8	58	10	小
27	20	0	6	0	1	0	2	698	663	0	10	24	1	42	49	37	0	3	9	0	9	20,078	137,813	38,306	10	15	127	20	小
71	49	7	15	0	1	0	3	1,136	1,057	8	31	38	2	74	131	103	4	9	15	0	16	37,150	135,905	38,531	39	39	402	49	日
9	4	0	3	0	1	0	2	267	228	0	6	33	0	33	24	9	0	2	13	0	7	14,023	99,112	23,310	7	6	33	8	東
22	13	2	4	0	3	0	1	521	418	2	6	92	2	26	63	24	1	2	36	0	6	17,157	86,028	23,791	22	11	113	16	国
10	6	0	3	0	0	0	1	254	243	0	4	6	0	17	18	14	0	1	2	0	4	10,648	61,502	18,218	3	5	75	7	国
9	6	0	3	0	0	0	1	221	211	1	4	5	0	13	15	11	0	1	2	0	3	5,737	41,779	10,596	4	5	45	7	福
16	7	0	9	0	0	0	1	301	279	0	11	11	0	14	23	16	0	3	4	0	3	19,242	43,071	8,872	3	11	76	9	狛
16	11	1	5	0	0	0	1	355	336	1	7	12	0	19	26	19	0	2	5	0	4	10,533	59,513	15,194	4	10	75	11	東
2	1	0	1	0	0	0	1	88	84	0	2	2	0	16	4	3	0	0	1	0	4	7,410	51,898	12,939	3	2	11	3	清
7	3	1	3	0	0	0	1	180	164	1	5	10	0	24	12	6	0	1	4	0	5	11,724	72,147	16,721	4	4	24	6	東
10	6	0	4	0	0	0	1	192	184	0	5	2	0	16	12	10	0	1	1	0	3	7,398	51,159	13,997	4	6	40	8	武
30	21	5	5	0	0	0	2	1,022	998	6	12	6	0	38	95	86	3	3	2	0	8	36,490	129,381	39,123	8	14	366	25	多
14	12	2	1	0	0	0	1	426	420	2	2	2	0	16	32	29	1	1	1	0	4	20,042	54,682	14,593	4	9	115	13	稲
6	1	0	5	0	0	0	1	52	43	0	7	2	0	14	5	2	0	2	1	0	3	4,688	45,720	13,497	4	3	7	3	羽
23	8	3	12	0	0	0	1	211	187	4	15	5	0	19	18	10	2	4	2	0	4	6,260	60,658	15,173	4	12	38	11	あ
15	8	0	6	0	1	0	2	417	386	0	9	21	0	40	28	17	0	3	8	0	9	28,301	127,759	31,227	7	12	75	12	西
3	1	0	2	0	0	0	0	54	51	0	3	1	0	10	3	2	0	1	0	0	2	2,188	33,909	10,651	3	1	7	2	瑞
8	2	3	3	0	0	0	0	47	38	4	4	1	0	4	5	2	2	1	0	0	1	1,568	15,893	4,655	1	4	8	5	日
2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	89	2,688	562	0	1	0	1	檜
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	6,036	1,480	0	0	0	0	奥
1,192	792	55	331	0	14	0	50	20,248	18,611	68	1,053	498	17	1,074	2,149	1,624	34	295	194	2	234	720,607	3,239,826	923,490	693	660	6,221	700	多
5,875	3,330	101	2,355	0	87	2	185	108,341	95,256	127	9,811	2,988	160	4,622	12,946	8,961	63	2,740	1,165	17	1,006	3,200,981	13,874,939	4,714,314	5,991	2,971	33,222	3,121	都

	夜間人口（人）	昼間人口（人）	面積（km²）	震度別面積率(%)					建物棟数		原因別建物全壊棟数				ゆれ 建物全壊棟数		ゆれ 建物全壊率(%)		急傾斜地崩壊危険箇所	津波全壊棟数	火災		
				5弱以下	5強	6弱	6強	7	木造	非木造	計	ゆれ	液状化	急傾斜地崩壊	木造	非木造	木造	非木造			出火件数	焼失棟数 倒壊建物を 含む	焼失棟数 倒壊建物を 含まない
千代田区	47,115	853,382	11.6	0.0	0.0	80.6	19.4	0.0	3,629	15,380	333	326	3	5	184	142	5.1	0.9	17	0	4	0	0
中央区	122,762	647,733	10.2	0.0	0.0	48.1	51.9	0.0	6,210	12,760	1,046	1,035	10	0	811	224	13.1	1.8	0	39	10	2	2
港区	205,131	908,940	20.3	0.0	0.0	54.1	45.9	0.0	13,050	21,979	1,172	1,087	6	80	803	284	6.2	1.3	118	4	12	10	10
新宿区	326,309	770,094	18.2	0.0	0.0	96.2	3.8	0.0	36,731	29,507	1,059	995	2	63	815	180	2.2	0.6	46	0	5	37	37
文京区	206,626	336,229	11.3	0.0	0.0	99.7	0.3	0.0	27,454	19,692	726	681	3	42	593	88	2.2	0.4	48	0	2	40	40
台東区	175,928	303,522	10.1	0.0	0.0	83.8	16.2	0.0	22,814	22,088	2,114	2,091	17	6	1,858	233	8.1	1.1	4	0	6	48	46
墨田区	247,606	262,514	13.8	0.0	0.0	45.6	54.4	0.0	34,427	23,443	3,390	3,356	34	0	3,028	328	8.8	1.4	0	31	12	426	401
江東区	460,819	490,708	39.5	0.0	0.0	6.8	93.2	0.0	27,895	24,091	3,979	3,942	37	0	3,470	472	12.4	2.0	0	40	19	221	204
品川区	365,302	505,034	22.7	0.0	0.0	2.8	96.9	0.3	51,286	25,015	4,883	4,814	10	59	4,355	459	8.5	1.8	43	10	21	2,569	2,407
目黒区	268,330	271,320	14.7	0.0	0.0	50.9	49.1	0.0	40,796	23,689	1,549	1,522	5	22	1,301	221	3.2	0.9	20	0	8	1,041	1,017
大田区	693,373	657,209	59.5	0.0	0.0	2.6	94.2	3.3	99,142	45,038	13,503	13,253	179	71	11,776	1,476	11.9	3.3	70	88	39	8,412	7,639
世田谷区	877,138	736,040	58.1	0.0	0.0	65.3	34.7	0.0	129,338	56,307	4,435	4,385	5	45	3,861	523	3.0	0.9	57	0	17	1,831	1,788
渋谷区	204,492	542,803	15.1	0.0	0.0	78.6	21.4	0.0	19,674	19,101	1,172	1,158	2	12	940	219	4.8	1.1	12	0	6	79	76
中野区	314,750	285,636	15.6	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	51,464	20,821	600	588	1	10	528	60	1.0	0.3	14	0	3	278	276
杉並区	549,569	439,379	34.0	0.0	0.0	99.8	0.2	0.0	92,388	30,825	1,230	1,227	2	1	1,121	106	1.2	0.3	2	0	4	1,718	1,701
豊島区	284,678	378,475	13.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	37,098	19,923	693	689	2	3	616	74	1.7	0.4	12	0	3	264	261
北区	335,544	307,317	20.6	0.0	0.0	98.7	1.2	0.0	50,151	22,372	1,324	1,200	19	105	1,103	97	2.2	0.4	58	0	3	137	135
荒川区	203,296	184,021	10.2	0.0	0.0	68.1	31.9	0.0	26,888	11,633	2,340	2,320	16	4	2,182	138	8.1	1.2	5	0	6	234	220
板橋区	535,824	456,425	32.2	0.0	0.5	99.5	0.0	0.0	65,083	29,528	742	691	6	44	604	88	0.9	0.3	54	0	4	336	334
練馬区	716,124	530,628	48.2	0.0	0.1	99.9	0.0	0.0	114,320	32,078	556	549	4	3	487	62	0.4	0.2	12	0	5	1,141	1,137
足立区	683,426	539,309	53.2	0.0	0.0	99.4	0.6	0.0	104,482	38,845	3,039	2,966	73	0	2,741	225	2.6	0.6	0	0	9	867	849
葛飾区	442,586	343,039	34.8	0.0	0.3	95.7	4.0	0.0	78,991	27,793	2,445	2,348	97	0	2,175	173	2.8	0.6	0	0	7	644	630
江戸川区	678,967	534,942	49.9	0.0	0.0	55.2	44.8	0.0	87,962	33,956	3,861	3,769	92	0	3,452	317	3.9	0.9	0	19	19	1,073	1,039
区部計	8,945,695	11,284,699	616.7	0.0	0.1	67.2	32.4	0.3	1,221,273	605,864	56,191	54,992	625	573	48,803	6,189	4.0	1.0	592	230	223	21,412	20,250
八王子市	580,053	549,417	186.3	0.0	47.4	25.4	27.2	0.0	118,849	35,966	3,798	3,591	7	199	3,242	349	2.7	1.0	509	0	15	1,121	1,095
立川市	179,668	193,465	24.4	0.0	0.0	98.4	1.6	0.0	35,188	11,697	533	523	0	10	458	66	1.3	0.6	16	0	2	125	123
武蔵野市	138,734	154,448	10.7	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	21,101	8,163	249	249	0	0	221	28	1.0	0.3	0	0	1	169	168
三鷹市	186,083	148,458	16.5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	32,764	8,103	550	532	1	17	497	36	1.5	0.4	9	0	1	215	212
青梅市	139,339	127,176	103.3	61.2	17.7	21.1	0.0	0.0	37,782	7,607	92	38	0	54	32	6	0.1	0.1	511	0	1	76	76
府中市	255,506	236,133	29.3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	47,162	14,711	461	445	5	11	405	40	0.9	0.3	8	0	3	202	201
昭島市	112,297	100,508	17.3	0.0	0.0	76.2	23.8	0.0	20,558	5,530	448	443	1	5	401	41	2.0	0.7	9	0	2	131	129
調布市	223,593	186,275	21.5	0.0	0.0	96.6	3.4	0.0	29,412	8,668	615	601	3	11	540	61	1.8	0.7	17	0	2	137	135
町田市	426,987	364,091	71.6	0.0	1.1	6.9	91.3	0.7	87,953	22,322	8,500	8,358	7	135	7,659	699	8.7	3.1	198	0	25	2,701	2,497
小金井市	118,852	95,195	11.3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	22,335	5,024	205	203	0	2	190	13	0.8	0.3	4	0	1	120	120
小平市	187,035	160,499	20.5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	42,481	9,322	466	466	0	0	438	29	1.0	0.3	0	0	2	189	187
日野市	180,052	154,114	27.5	0.0	0.0	47.4	52.6	0.0	33,122	9,441	1,349	1,242	4	103	1,095	147	3.3	1.6	72	0	6	190	185
東村山市	153,557	115,046	17.2	0.0	0.7	99.3	0.0	0.0	31,779	6,245	116	109	1	5	98	11	0.3	0.2	8	0	2	96	96
国分寺市	120,650	95,649	11.5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	20,001	4,889	368	340	0	28	320	20	1.6	0.4	15	0	1	108	106
国立市	75,510	71,295	8.2	0.0	0.0	99.8	0.2	0.0	8,768	2,557	160	155	0	4	143	12	1.6	0.5	2	0	1	79	78
福生市	59,796	52,442	10.2	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	11,631	3,475	151	143	0	7	131	12	1.1	0.4	9	0	1	85	84
狛江市	78,751	57,386	6.4	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	10,391	2,668	199	199	0	0	186	13	1.8	0.5	0	0	1	127	125
東大和市	83,068	64,274	13.5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	17,689	3,856	254	245	0	8	230	16	1.3	0.4	8	0	1	160	158
清瀬市	74,104	60,733	10.2	0.0	15.3	84.7	0.0	0.0	13,007	3,111	33	31	1	2	26	4	0.2	0.1	5	0	0	22	22
東久留米市	116,546	90,315	12.9	0.0	0.1	99.9	0.0	0.0	21,922	3,959	84	71	0	13	63	9	0.3	0.2	11	0	1	79	79
武蔵村山市	70,053	59,591	15.4	0.0	0.0	99.7	0.3	0.0	16,788	3,785	153	151	0	1	138	13	0.8	0.3	11	0	1	114	113
多摩市	147,648	137,622	21.1	0.0	0.0	37.6	62.4	0.0	12,107	5,304	580	511	2	67	438	72	3.6	1.4	43	0	4	28	28
稲城市	84,835	58,913	18.0	0.0	0.0	90.3	9.7	0.0	11,702	3,370	338	308	2	28	287	22	2.5	0.6	46	0	1	19	18
羽村市	57,032	55,966	9.9	0.0	1.3	98.7	0.0	0.0	8,513	3,578	21	17	0	5	11	6	0.1	0.2	12	0	1	171	171
あきる野市	80,868	67,814	73.3	26.3	34.9	37.7	1.2	0.0	26,124	4,269	215	167	0	48	156	11	0.6	0.3	271	0	1	377	375
西東京市	196,511	148,056	15.9	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	31,416	6,457	211	210	0	1	194	16	0.6	0.2	1	0	1	170	169
瑞穂町	33,497	36,088	16.8	0.0	1.9	98.1	0.0	0.0	8,480	2,652	23	23	0	0	19	4	0.2	0.1	1	0	1	54	54
日の出町	16,650	13,965	28.1	31.0	23.3	45.5	0.2	0.0	5,321	1,194	78	34	0	44	31	3	0.6	0.2	183	0	0	87	87
檜原村	2,558	2,566	105.4	19.7	80.3	0.0	0.0	0.0	1,865	307	22	0	0	22	0	0	0.0	0.0	235	0	0	0	0
奥多摩町	6,045	6,205	225.6	98.3	1.7	0.0	0.0	0.0	3,975	868	3	0	0	3	0	0	0.0	0.0	378	0	0	0	0
多摩計	4,185,878	3,663,705	1159.9	28.7	19.9	38.3	13.1	0.0	790,186	209,098	20,275	19,407	36	832	17,650	1,757	2.2	0.8	2,592	0	81	7,153	6,889
都計	13,131,573	14,948,404	1776.6	18.8	13.0	48.3	19.8	0.1	2,011,459	814,962	76,465	74,399	661	1,405	66,453	7,946	3.3	1.0	3,184	230	304	28,565	27,139

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※焼失した建物と倒壊した建物の棟数は、一部被害が重複するので、焼失した建物に倒壊した建物を含む場合と含まない場合を示す。

元禄型関東地震(M8.2)　冬 12 時・風速 8m/s

人的被害																												
死者								負傷者													避難者	帰宅困難者		閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	災害時要援護者	自力脱出困難者	震災廃棄物(万t)	
															うち重傷者													
計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	津波	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物(参考値)	計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物(参考値)	計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物(参考値)	発生数（人）	滞留者数（人）	帰宅困難者数（人）		死者数（人）	発生数（人）		
134	133	1	0	0	0	0	7	7,159	7,146	1	7	1	4	326	663	659	1	2	1	0	71	9,757	1,080,758	501,355	398	3	1,742	31	千
87	86	0	1	0	0	0	8	5,443	5,413	0	16	6	7	383	600	592	0	5	2	1	84	41,426	687,953	309,315	498	6	2,249	57	中
115	102	11	1	0	1	0	10	6,775	6,705	14	18	34	5	317	690	664	7	5	13	0	69	48,155	1,052,177	468,794	580	10	2,270	70	港
70	61	7	2	0	1	0	7	3,304	3,261	8	7	26	1	222	257	240	4	2	10	0	48	55,790	754,164	313,811	294	14	792	59	新
46	37	4	1	0	2	0	4	1,828	1,729	5	4	85	5	103	145	107	3	1	33	1	22	35,770	336,926	131,632	137	11	355	39	文
143	139	1	2	0	2	0	3	3,048	2,976	1	8	56	8	85	304	279	0	2	22	1	19	50,867	292,785	112,757	254	46	1,043	83	台
162	152	0	10	0	0	0	3	3,477	3,440	0	21	13	2	71	360	349	0	6	5	0	15	85,211	242,306	79,083	235	74	1,225	117	墨
178	169	0	6	0	2	0	12	6,417	6,313	0	23	69	11	302	737	702	0	7	27	1	66	169,446	509,466	178,078	397	75	2,871	148	江
291	216	6	68	0	1	0	12	5,614	5,308	7	269	27	3	286	728	638	4	75	10	0	62	110,478	480,501	179,084	295	99	2,212	138	品
83	55	2	23	0	3	0	3	1,702	1,525	2	62	109	4	73	204	143	1	17	42	0	16	60,366	241,932	78,206	104	35	493	67	目
601	423	5	170	0	3	0	15	8,509	7,630	6	751	108	14	354	1,345	1,088	3	210	42	1	77	301,656	556,136	166,426	368	334	4,213	432	大
197	136	3	35	0	23	1	8	4,634	3,681	4	126	784	38	180	677	330	2	35	306	4	39	182,625	601,311	168,047	201	116	1,248	167	世
72	65	1	3	0	3	0	5	2,985	2,868	2	10	96	8	156	293	251	1	3	37	1	34	45,728	529,282	222,342	275	12	1,053	58	渋
25	19	1	5	0	1	0	3	869	829	1	8	31	1	67	58	44	0	2	12	0	15	48,758	213,227	58,123	67	14	158	32	中
74	38	0	31	0	5	0	4	1,721	1,437	0	103	176	5	109	177	80	0	29	69	0	24	96,538	358,016	92,357	98	47	314	62	杉
44	34	0	7	0	2	0	4	1,738	1,637	0	11	86	3	111	126	88	0	3	34	0	24	47,975	374,171	140,005	151	15	332	38	豊
51	40	7	3	0	1	0	3	1,590	1,541	8	6	34	2	76	117	98	4	2	13	0	16	66,296	247,350	69,466	80	36	353	64	北
96	90	0	5	0	1	0	2	2,003	1,957	0	9	33	4	43	194	178	0	3	13	0	9	65,954	144,651	39,287	77	67	777	69	荒
34	21	3	7	0	3	0	5	1,466	1,329	3	10	120	3	116	114	63	2	3	47	0	25	75,401	377,648	104,123	109	22	246	49	板
46	16	0	19	0	11	0	6	1,364	928	0	53	378	4	127	201	38	0	15	148	0	28	83,020	417,116	98,294	90	33	151	40	練
112	94	0	16	0	2	0	6	3,263	3,153	0	37	69	4	130	252	215	0	10	27	0	28	168,535	430,379	107,115	103	88	803	143	足
91	77	0	12	0	2	0	4	2,196	2,121	0	18	55	3	89	182	155	0	5	21	0	19	122,860	292,473	70,560	68	63	587	124	葛
130	108	0	19	0	3	0	5	3,427	3,269	0	59	93	6	125	339	286	0	16	36	1	27	204,298	414,385	102,564	154	92	1,136	159	江
2,881	2,310	50	447	0	72	2	138	80,531	76,198	62	1,637	2,490	143	3,851	8,762	7,287	31	458	971	15	839	2,176,909	10,635,113	3,790,824	5,033	1,313	26,623	2,248	区
172	133	13	24	0	1	0	6	3,095	2,965	16	73	38	2	146	324	281	8	21	15	0	32	94,314	489,631	146,971	154	80	1,021	127	八
25	20	1	3	0	1	0	2	837	807	1	5	22	1	52	67	56	0	1	9	0	11	17,531	174,410	56,735	60	11	176	24	立
15	10	0	4	0	1	0	2	608	579	0	6	23	0	45	43	32	0	2	9	0	10	28,076	151,201	53,755	52	6	106	13	武
23	18	1	4	0	1	0	2	698	665	1	6	25	1	40	51	39	1	2	10	0	9	33,515	131,438	36,195	36	13	149	23	三
6	1	3	2	0	0	0	1	92	83	4	3	2	0	11	7	3	2	1	1	0	2	3,604	112,351	30,734	6	3	10	7	青
22	16	1	4	0	0	0	3	732	707	1	7	16	0	64	47	38	0	2	6	0	14	35,538	212,025	66,153	58	11	131	25	府
19	15	0	3	0	0	0	1	501	486	0	5	9	0	27	41	36	0	1	4	0	6	16,408	89,744	25,772	7	10	141	17	昭
23	19	1	3	0	1	0	2	822	794	1	5	22	1	49	66	56	0	1	8	0	11	48,157	162,590	46,407	45	14	237	27	調
321	259	8	53	0	2	0	8	4,380	4,099	10	211	56	5	192	632	546	5	59	22	1	42	142,660	319,134	86,680	124	188	2,084	195	町
10	8	0	2	0	0	0	1	309	294	0	3	11	0	25	20	15	0	1	4	0	5	16,469	80,649	22,652	6	6	58	10	小
21	16	0	4	0	1	0	2	600	570	0	6	24	1	42	43	32	0	2	9	0	9	19,625	137,813	38,306	10	12	111	19	小
52	40	6	4	0	1	0	3	1,027	971	8	9	38	2	74	117	95	4	2	15	0	16	35,100	135,905	38,531	38	28	371	48	日
6	3	0	2	0	1	0	1	222	186	0	3	33	0	30	22	8	0	1	13	0	7	13,741	99,112	23,310	7	5	28	8	東
16	10	2	2	0	3	0	1	439	339	2	3	92	2	26	58	19	1	1	36	0	6	16,648	86,028	23,791	22	9	93	15	国
8	5	0	2	0	0	0	1	237	228	0	2	6	0	19	17	14	0	1	2	0	4	10,181	61,502	18,218	3	4	71	7	国
7	5	0	2	0	0	0	1	187	179	1	3	5	0	13	13	10	0	1	2	0	3	5,573	41,779	10,596	4	4	38	7	福
8	6	0	2	0	0	0	1	245	231	0	3	11	0	13	18	13	0	1	4	0	3	17,376	43,071	8,872	3	6	63	8	狛
12	9	0	3	0	0	0	1	302	285	1	4	12	0	18	23	17	0	1	5	0	4	10,188	59,513	15,194	4	8	65	10	東
2	1	0	0	0	0	0	1	77	74	0	1	2	0	16	4	3	0	0	1	0	3	7,314	51,898	12,939	3	1	10	3	清
4	2	1	1	0	0	0	1	143	131	1	2	10	0	22	10	5	0	1	4	0	5	11,397	72,147	16,721	4	3	20	6	東
7	5	0	2	0	0	0	1	160	154	0	3	2	0	15	10	8	0	1	1	0	3	7,169	51,159	13,997	4	5	34	7	武
23	17	5	1	0	0	0	1	905	889	6	4	6	0	38	84	78	3	1	2	0	8	35,192	129,381	39,123	8	10	330	25	多
12	10	2	0	0	0	0	1	368	362	2	1	2	0	16	28	26	1	0	1	0	4	19,968	54,682	14,593	4	8	101	13	稲
4	0	0	3	0	0	0	1	46	40	0	5	2	0	14	4	2	0	1	1	0	3	4,380	45,720	13,497	4	2	7	3	羽
17	7	3	7	0	0	0	1	187	170	4	9	5	0	18	15	9	2	2	2	0	4	5,637	60,658	15,173	4	9	34	11	あ
9	6	0	2	0	1	0	2	349	325	0	3	21	0	39	24	15	0	1	8	0	8	27,345	127,759	31,227	7	12	65	12	西
2	1	0	1	0	0	0	0	51	48	0	2	1	0	10	3	2	0	1	0	0	2	2,125	33,909	10,651	3	1	7	2	瑞
7	2	3	2	0	0	0	0	46	39	4	2	1	0	5	5	2	2	1	0	0	1	1,411	15,893	4,655	1	3	8	4	日
1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	89	2,688	562	0	1	0	1	檜
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	6,036	1,480	0	0	0	0	奥
855	645	53	142	0	14	0	47	17,667	16,699	66	386	498	17	1,078	1,794	1,456	33	108	194	2	235	686,772	3,239,826	923,490	682	471	5,571	678	多
3,736	2,955	103	589	0	87	2	184	98,198	92,898	129	2,023	2,988	160	4,929	10,556	8,743	64	566	1,165	17	1,074	2,863,681	13,874,939	4,714,314	5,716	1,784	32,194	2,926	都

	夜間人口（人）	昼間人口（人）	面積（km²）	震度別面積率(%)					建物棟数		原因別建物全壊棟数				ゆれ 建物全壊棟数		ゆれ 建物全壊率(%)		急傾斜地崩壊危険箇所	津波全壊棟数	火災		
				5弱以下	5強	6弱	6強	7	木造	非木造	計	ゆれ	液状化	急傾斜地崩壊	木造	非木造	木造	非木造			出火件数	焼失棟数 倒壊建物を 含む	焼失棟数 倒壊建物を 含まない
千代田区	47,115	853,382	11.6	0.0	0.0	80.6	19.4	0.0	3,629	15,380	333	326	3	5	184	142	5.1	0.9	17	0	2	0	0
中央区	122,762	647,733	10.2	0.0	0.0	48.1	51.9	0.0	6,210	12,760	1,046	1,035	10	0	811	224	13.1	1.8	0	39	5	1	1
港区	205,131	908,940	20.3	0.0	0.0	54.1	45.9	0.0	13,050	21,979	1,172	1,087	6	80	803	284	6.2	1.3	118	4	6	6	5
新宿区	326,309	770,094	18.2	0.0	0.0	96.2	3.8	0.0	36,731	29,507	1,059	995	2	63	815	180	2.2	0.6	46	0	3	22	22
文京区	206,626	336,229	11.3	0.0	0.0	99.7	0.3	0.0	27,454	19,692	726	681	3	42	593	88	2.2	0.4	48	0	1	25	25
台東区	175,928	303,522	10.1	0.0	0.0	83.8	16.2	0.0	22,814	22,088	2,114	2,091	17	6	1,858	233	8.1	1.1	4	0	3	31	30
墨田区	247,606	262,514	13.8	0.0	0.0	45.6	54.4	0.0	34,427	23,443	3,390	3,356	34	0	3,028	328	8.8	1.4	0	31	7	272	256
江東区	460,819	490,708	39.5	0.0	0.0	6.8	93.2	0.0	27,895	24,091	3,979	3,942	37	0	3,470	472	12.4	2.0	0	40	10	135	125
品川区	365,302	505,034	22.7	0.0	0.0	2.8	96.9	0.3	51,286	25,015	4,883	4,814	10	59	4,355	459	8.5	1.8	43	10	12	1,218	1,141
目黒区	268,330	271,320	14.7	0.0	0.0	50.9	49.1	0.0	40,796	23,689	1,549	1,522	5	22	1,301	221	3.2	0.9	20	0	4	547	534
大田区	693,373	657,209	59.5	0.0	0.0	2.6	94.2	3.3	99,142	45,038	13,503	13,253	179	71	11,776	1,476	11.9	3.3	70	88	23	2,748	2,496
世田谷区	877,138	736,040	58.1	0.0	0.0	65.3	34.7	0.0	129,338	56,307	4,435	4,385	5	45	3,861	523	3.0	0.9	57	0	10	1,082	1,057
渋谷区	204,492	542,803	15.1	0.0	0.0	78.6	21.4	0.0	19,674	19,101	1,172	1,158	2	12	940	219	4.8	1.1	12	0	3	56	54
中野区	314,750	285,636	15.6	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	51,464	20,821	600	588	1	10	528	60	1.0	0.3	14	0	1	161	159
杉並区	549,569	439,379	34.0	0.0	0.0	99.8	0.2	0.0	92,388	30,825	1,230	1,227	2	1	1,121	106	1.2	0.3	2	0	3	1,021	1,011
豊島区	284,678	378,475	13.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	37,098	19,923	693	689	2	3	616	74	1.7	0.4	12	0	2	166	164
北区	335,544	307,317	20.6	0.0	0.0	98.7	1.2	0.0	50,151	22,372	1,324	1,200	19	105	1,103	97	2.2	0.4	58	0	2	94	92
荒川区	203,296	184,021	10.2	0.0	0.0	68.1	31.9	0.0	26,888	11,633	2,340	2,320	16	4	2,182	138	8.1	1.2	5	0	4	153	143
板橋区	535,824	456,425	32.2	0.0	0.5	99.5	0.0	0.0	65,083	29,528	742	691	6	44	604	88	0.9	0.3	54	0	2	199	197
練馬区	716,124	530,628	48.2	0.0	0.1	99.9	0.0	0.0	114,320	32,078	556	549	4	3	487	62	0.4	0.2	12	0	3	681	678
足立区	683,426	539,309	53.2	0.0	0.0	99.4	0.6	0.0	104,482	38,845	3,039	2,966	73	0	2,741	225	2.6	0.6	0	0	6	667	653
葛飾区	442,586	343,039	34.8	0.0	0.3	95.7	4.0	0.0	78,991	27,793	2,445	2,348	97	0	2,175	173	2.8	0.6	0	0	5	484	473
江戸川区	678,967	534,942	49.9	0.0	0.0	55.2	44.8	0.0	87,962	33,956	3,861	3,769	92	0	3,452	317	3.9	0.9	0	19	12	739	716
区部計	8,945,695	11,284,699	616.7	0.0	0.1	67.2	32.4	0.3	1,221,273	605,864	56,191	54,992	625	573	48,803	6,189	4.0	1.0	592	230	129	10,508	10,034
八王子市	580,053	549,417	186.3	0.0	47.4	25.4	27.2	0.0	118,849	35,966	3,798	3,591	7	199	3,242	349	2.7	1.0	509	0	10	773	755
立川市	179,668	193,465	24.4	0.0	0.0	98.4	1.6	0.0	35,188	11,697	533	523	0	10	458	66	1.3	0.6	16	0	2	93	92
武蔵野市	138,734	154,448	10.7	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	21,101	8,163	249	249	0	0	221	28	1.0	0.3	0	0	1	101	100
三鷹市	186,083	148,458	16.5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	32,764	8,103	550	532	1	17	497	36	1.5	0.4	9	0	1	144	142
青梅市	139,339	127,176	103.3	61.2	17.7	21.1	0.0	0.0	37,782	7,607	92	38	0	54	32	6	0.1	0.1	511	0	1	54	54
府中市	255,506	236,133	29.3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	47,162	14,711	461	445	5	11	405	40	0.9	0.3	8	0	2	144	143
昭島市	112,297	100,508	17.3	0.0	0.0	76.2	23.8	0.0	20,558	5,530	448	443	1	5	401	41	2.0	0.7	9	0	1	100	98
調布市	223,593	186,275	21.5	0.0	0.0	96.6	3.4	0.0	29,412	8,668	615	601	3	11	540	61	1.8	0.7	17	0	1	93	91
町田市	426,987	364,091	71.6	0.0	1.1	6.9	91.3	0.7	87,953	22,322	8,500	8,358	7	135	7,659	699	8.7	3.1	198	0	16	1,088	1,005
小金井市	118,852	95,195	11.3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	22,335	5,024	205	203	0	2	190	13	0.8	0.3	4	0	1	77	76
小平市	187,035	160,499	20.5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	42,481	9,322	466	466	0	0	438	29	1.0	0.3	0	0	2	143	142
日野市	180,052	154,114	27.5	0.0	0.0	47.4	52.6	0.0	33,122	9,441	1,349	1,242	4	103	1,095	147	3.3	1.6	72	0	4	119	116
東村山市	153,557	115,046	17.2	0.0	0.7	99.3	0.0	0.0	31,779	6,245	116	109	1	5	98	11	0.3	0.2	8	0	1	72	72
国分寺市	120,650	95,649	11.5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	20,001	4,889	368	340	0	28	320	20	1.6	0.4	15	0	1	73	72
国立市	75,510	71,295	8.2	0.0	0.0	99.8	0.2	0.0	8,768	2,557	160	155	0	4	143	12	1.6	0.5	2	0	0	55	54
福生市	59,796	52,442	10.2	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	11,631	3,475	151	143	0	7	131	12	1.1	0.4	9	0	1	66	65
狛江市	78,751	57,386	6.4	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	10,391	2,668	199	199	0	0	186	13	1.8	0.5	0	0	0	82	80
東大和市	83,068	64,274	13.5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	17,689	3,856	254	245	0	8	230	16	1.3	0.4	8	0	1	124	122
清瀬市	74,104	60,733	10.2	0.0	15.3	84.7	0.0	0.0	13,007	3,111	33	31	1	2	26	4	0.2	0.1	5	0	0	13	13
東久留米市	116,546	90,315	12.9	0.0	0.1	99.9	0.0	0.0	21,922	3,959	84	71	0	13	63	9	0.3	0.2	11	0	1	52	52
武蔵村山市	70,053	59,591	15.4	0.0	0.0	99.7	0.3	0.0	16,788	3,785	153	151	0	1	138	13	0.8	0.3	11	0	1	90	89
多摩市	147,648	137,622	21.1	0.0	0.0	37.6	62.4	0.0	12,107	5,304	580	511	2	67	438	72	3.6	1.4	43	0	2	17	17
稲城市	84,835	58,913	18.0	0.0	0.0	90.3	9.7	0.0	11,702	3,370	338	308	2	28	287	22	2.5	0.6	46	0	1	13	13
羽村市	57,032	55,966	9.9	0.0	1.3	98.7	0.0	0.0	8,513	3,578	21	17	0	5	11	6	0.1	0.2	12	0	1	145	145
あきる野市	80,868	67,814	73.3	26.3	34.9	37.7	1.2	0.0	26,124	4,269	215	167	0	48	156	11	0.6	0.3	271	0	1	287	286
西東京市	196,511	148,056	15.9	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	31,416	6,457	211	210	0	1	194	16	0.6	0.2	1	0	1	106	105
瑞穂町	33,497	36,088	16.8	0.0	1.9	98.1	0.0	0.0	8,480	2,652	23	23	0	0	19	4	0.2	0.1	1	0	1	45	45
日の出町	16,650	13,965	28.1	31.0	23.3	45.5	0.2	0.0	5,321	1,194	78	34	0	44	31	3	0.6	0.2	183	0	0	58	58
檜原村	2,558	2,566	105.4	19.7	80.3	0.0	0.0	0.0	1,865	307	22	0	0	22	0	0	0.0	0.0	235	0	0	0	0
奥多摩町	6,045	6,205	225.6	98.3	1.7	0.0	0.0	0.0	3,975	868	3	0	0	3	0	0	0.0	0.0	378	0	0	0	0
多摩計	4,185,878	3,663,705	1159.9	28.7	19.9	38.3	13.1	0.0	790,186	209,098	20,275	19,407	36	832	17,650	1,757	2.2	0.8	2,592	0	53	4,228	4,104
都計	13,131,573	14,948,404	1776.6	18.8	13.0	48.3	19.8	0.1	2,011,459	814,962	76,465	74,399	661	1,405	66,453	7,946	3.3	1.0	3,184	230	182	14,736	14,138

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※焼失した建物と倒壊した建物の棟数は、一部被害が重複するので、焼失した建物に倒壊した建物を含む場合と含まない場合を示す。

元禄型関東地震(M8.2)　冬５時・風速 8m/s

人的被害																						避難者	帰宅困難者		閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	災害時要援護者	自力脱出困難者	震災廃棄物(万t)	
死者								負傷者							うち重傷者														
計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	津波	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物(参考値)	計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物(参考値)	計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物(参考値)	発生数（人）	滞留者数（人）	帰宅困難者数（人）		死者数（人）	発生数（人）		
13	13	0	0	0	0	0	0	539	533	0	0	1	4	19	51	50	0	0	1	0	4	9,757	－	－	398	5	128	31	千
56	56	0	0	0	0	0	3	2,002	1,987	0	1	6	7	82	245	242	0	0	2	1	18	41,421	－	－	498	24	895	57	中
60	56	3	0	0	1	0	3	2,330	2,286	4	2	34	5	68	251	235	2	1	13	0	15	48,132	－	－	580	27	775	70	港
61	56	4	0	0	1	0	4	2,232	2,199	5	2	26	1	95	167	154	2	0	10	0	21	55,725	－	－	293	31	500	59	新
47	41	3	0	0	2	0	3	1,676	1,581	4	1	85	5	62	130	94	2	0	33	1	14	35,711	－	－	136	21	308	39	文
130	127	0	1	0	2	0	2	2,505	2,437	0	3	56	8	54	255	231	0	1	22	1	12	50,812	－	－	254	70	858	83	台
214	207	0	6	0	0	0	3	4,356	4,328	0	13	13	2	75	450	441	0	4	5	0	17	84,689	－	－	235	99	1,548	117	墨
244	239	0	3	0	2	0	14	7,706	7,614	0	11	69	11	301	894	863	0	3	27	1	66	168,842	－	－	396	119	3,522	148	江
326	298	4	24	0	1	0	12	5,838	5,731	5	71	27	3	241	750	717	3	20	10	0	53	105,040	－	－	288	153	2,477	135	品
108	90	2	13	0	3	0	4	2,205	2,072	2	18	109	4	83	244	195	1	5	42	0	18	58,626	－	－	102	43	678	65	目
887	809	6	68	0	3	0	25	12,184	11,782	8	272	108	14	496	1,881	1,758	4	76	42	1	110	280,907	－	－	350	405	6,795	419	大
322	266	4	29	0	23	1	13	7,218	6,309	5	81	784	38	270	899	564	3	23	306	4	60	179,583	－	－	199	134	2,129	165	世
69	65	1	1	0	3	0	3	2,079	1,972	1	2	96	8	66	210	171	0	1	37	1	15	45,624	－	－	275	29	700	58	渋
42	36	1	4	0	1	0	5	1,516	1,477	1	6	31	1	99	90	75	1	2	12	0	22	48,304	－	－	67	17	272	32	中
109	77	0	27	0	5	0	8	2,932	2,684	0	67	176	5	173	233	145	0	19	69	0	38	93,806	－	－	96	47	571	60	杉
48	42	0	3	0	2	0	4	1,850	1,756	0	5	86	3	81	125	90	0	1	34	0	18	47,539	－	－	151	24	337	38	豊
88	75	9	2	0	1	0	5	2,706	2,654	12	5	34	2	104	186	166	6	1	13	0	23	66,120	－	－	80	49	599	64	北
154	149	0	4	0	1	0	3	3,106	3,062	0	8	33	4	58	295	279	0	2	13	0	13	65,595	－	－	77	84	1,216	69	荒
54	42	4	5	0	3	0	8	2,503	2,367	5	8	120	3	170	158	106	3	2	47	0	38	74,697	－	－	108	26	413	49	板
64	33	0	19	0	11	0	11	2,243	1,833	0	27	378	4	225	227	71	0	8	148	0	50	80,958	－	－	90	27	281	39	練
207	187	0	18	0	2	0	10	5,954	5,853	0	28	69	4	204	428	393	0	8	27	0	45	167,735	－	－	103	110	1,469	143	足
163	148	0	13	0	2	0	7	3,897	3,820	0	20	55	3	139	303	276	0	5	21	0	31	122,319	－	－	68	77	1,046	124	葛
259	236	0	20	0	3	0	10	6,603	6,461	0	42	93	6	206	611	562	0	12	36	1	46	202,818	－	－	154	119	2,235	159	江
3,726	3,348	42	262	0	72	2	157	86,181	82,801	53	694	2,490	143	3,370	9,085	7,878	27	194	971	15	746	2,134,760	－	－	4,997	1,742	29,753	2,223	区
258	221	17	19	0	1	0	9	4,344	4,242	21	40	38	2	177	436	399	10	11	15	0	39	93,135	－	－	153	105	1,451	126	八
35	31	1	2	0	1	0	3	1,091	1,063	1	4	22	1	57	81	70	0	1	9	0	13	17,416	－	－	60	16	219	24	立
18	15	0	2	0	1	0	2	785	759	0	3	23	0	44	50	40	0	1	9	0	10	27,806	－	－	52	8	130	13	武
40	34	2	4	0	1	0	3	1,197	1,164	2	5	25	1	58	78	66	1	1	10	0	13	33,233	－	－	36	17	254	23	三
8	2	4	1	0	0	0	1	122	112	6	2	2	0	14	8	3	3	1	1	0	3	3,539	－	－	6	3	13	7	青
33	28	1	4	0	0	0	4	1,109	1,085	1	6	16	0	79	65	56	1	2	6	0	18	35,322	－	－	58	14	192	25	府
31	27	0	3	0	0	0	2	770	756	1	4	9	0	36	59	54	0	1	4	0	8	16,286	－	－	7	13	213	17	昭
41	37	1	2	0	1	0	3	1,360	1,333	1	4	22	1	70	101	91	1	1	8	0	16	47,939	－	－	45	18	386	26	調
564	522	12	29	0	2	0	15	6,919	6,757	15	86	56	5	291	981	927	7	24	22	1	64	137,634	－	－	122	248	3,543	191	町
15	13	0	2	0	0	0	2	483	469	0	3	11	0	36	28	23	0	1	4	0	8	16,299	－	－	5	6	91	10	小
34	30	0	4	0	1	0	3	993	962	0	6	24	1	59	64	53	0	2	9	0	13	19,470	－	－	10	15	182	19	小
88	75	9	3	0	1	0	5	1,554	1,495	11	7	38	2	104	168	145	6	2	15	0	23	34,834	－	－	38	37	566	48	日
10	7	0	2	0	1	0	2	378	340	1	3	33	0	49	27	13	0	1	13	0	11	13,649	－	－	7	5	48	8	東
29	22	2	2	0	3	0	2	763	663	3	3	92	2	38	75	37	2	1	36	0	8	16,491	－	－	22	11	177	15	国
12	10	0	1	0	0	0	1	372	364	0	2	6	0	24	25	21	0	1	2	0	5	10,034	－	－	3	5	110	7	国
11	9	1	2	0	0	0	1	315	307	1	3	5	0	19	19	16	0	1	2	0	4	5,500	－	－	4	5	64	7	福
15	13	0	2	0	0	0	1	491	477	0	3	11	0	24	32	27	0	1	4	0	5	17,145	－	－	3	7	129	8	狛
20	16	1	3	0	0	0	1	501	483	1	4	12	0	27	34	27	0	1	5	0	6	10,058	－	－	4	9	107	10	東
2	2	0	0	0	0	0	1	124	121	0	1	2	0	24	5	4	0	0	1	0	5	7,276	－	－	3	1	15	3	清
7	4	1	1	0	0	0	2	261	248	1	2	10	0	37	14	9	1	1	4	0	8	11,285	－	－	4	3	35	6	東
12	9	0	2	0	0	0	1	277	272	0	3	2	0	22	16	14	0	1	1	0	5	7,092	－	－	4	6	57	7	武
37	30	6	1	0	0	0	2	1,349	1,333	7	2	6	0	47	120	114	4	1	2	0	10	35,113	－	－	8	15	484	25	多
23	20	3	0	0	0	0	1	688	681	3	1	2	0	26	50	47	2	0	1	0	6	19,943	－	－	4	10	186	13	稲
5	1	0	4	0	0	0	1	61	54	0	5	2	0	18	4	2	0	1	1	0	4	4,263	－	－	4	2	8	3	羽
22	11	4	7	0	0	0	1	267	248	5	9	5	0	26	20	13	2	3	2	0	6	5,404	－	－	4	9	50	11	あ
17	13	0	3	0	1	0	3	643	616	0	5	21	0	62	36	27	0	1	8	0	14	27,049	－	－	7	7	117	11	西
2	1	0	1	0	0	0	1	61	58	0	2	1	0	11	3	2	0	0	0	0	2	2,099	－	－	3	1	8	2	瑞
7	2	3	1	0	0	0	0	51	45	4	2	1	0	5	5	2	2	0	0	0	1	1,339	－	－	1	3	10	4	日
2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	89	－	－	0	1	0	1	檜
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	－	－	0	0	0	0	奥
1,399	1,205	71	109	0	14	0	75	27,330	26,506	88	220	498	17	1,487	2,605	2,303	44	62	194	2	329	676,782	－	－	679	599	8,845	672	多
5,125	4,552	113	371	0	87	2	232	113,511	109,307	141	914	2,988	160	4,857	11,690	10,181	71	256	1,165	17	1,075	2,811,542	－	－	5,676	2,341	38,598	2,895	都

	夜間人口（人）	昼間人口（人）	面積（km^2）	震度別面積率(%)					建物棟数		原因別建物全壊棟数				ゆれ 建物全壊棟数		ゆれ 建物全壊率(%)		急傾斜地崩壊危険箇所	火災		
																				出火件数	焼失棟数	
																					倒壊建物を	
				5弱以下	5強	6弱	6強	7	木造	非木造	計	ゆれ	液状化	急傾斜地崩壊	木造	非木造	木造	非木造			含む	含まない
千代田区	47,115	853,382	11.6	1.6	98.4	0.0	0.0	0.0	3,629	15,380	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	17	1	0	0
中央区	122,762	647,733	10.2	30.9	69.1	0.0	0.0	0.0	6,210	12,760	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	1	0	0
港区	205,131	908,940	20.3	24.4	75.6	0.0	0.0	0.0	13,050	21,979	4	0	0	4	0	0	0.0	0.0	118	1	0	0
新宿区	326,309	770,094	18.2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	36,731	29,507	6	0	0	5	0	0	0.0	0.0	46	2	5	5
文京区	206,626	336,229	11.3	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	27,454	19,692	3	0	0	3	0	0	0.0	0.0	48	1	3	3
台東区	175,928	303,522	10.1	1.0	99.0	0.0	0.0	0.0	22,814	22,088	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	4	1	1	1
墨田区	247,606	262,514	13.8	1.3	98.7	0.0	0.0	0.0	34,427	23,443	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	1	9	9
江東区	460,819	490,708	39.5	40.9	59.1	0.0	0.0	0.0	27,895	24,091	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	2	6	6
品川区	365,302	505,034	22.7	78.4	21.6	0.0	0.0	0.0	51,286	25,015	2	0	0	2	0	0	0.0	0.0	43	1	15	15
目黒区	268,330	271,320	14.7	41.3	58.7	0.0	0.0	0.0	40,796	23,689	4	0	0	4	0	0	0.0	0.0	20	1	26	26
大田区	693,373	657,209	59.5	95.2	4.8	0.0	0.0	0.0	99,142	45,038	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	70	1	33	33
世田谷区	877,138	736,040	58.1	6.0	84.5	9.5	0.0	0.0	129,338	56,307	32	27	0	5	22	5	0.0	0.0	57	4	220	219
渋谷区	204,492	542,803	15.1	4.2	95.8	0.0	0.0	0.0	19,674	19,101	3	0	0	3	0	0	0.0	0.0	12	1	9	9
中野区	314,750	285,636	15.6	0.0	71.4	28.6	0.0	0.0	51,464	20,821	39	38	0	1	30	8	0.1	0.0	14	3	149	149
杉並区	549,569	439,379	34.0	0.0	26.0	74.0	0.0	0.0	92,388	30,825	245	244	1	0	205	38	0.2	0.1	2	7	3,030	3,024
豊島区	284,678	378,475	13.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	37,098	19,923	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	12	1	42	42
北区	335,544	307,317	20.6	11.9	86.4	1.7	0.0	0.0	50,151	22,372	9	1	0	7	1	0	0.0	0.0	58	1	9	9
荒川区	203,296	184,021	10.2	0.2	99.8	0.0	0.0	0.0	26,888	11,633	1	0	0	0	0	0	0.0	0.0	5	1	0	0
板橋区	535,824	456,425	32.2	9.8	88.7	1.5	0.0	0.0	65,083	29,528	10	2	0	8	1	1	0.0	0.0	54	2	50	50
練馬区	716,124	530,628	48.2	1.0	70.2	28.8	0.0	0.0	114,320	32,078	114	113	1	0	103	10	0.1	0.0	12	5	633	633
足立区	683,426	539,309	53.2	18.1	81.9	0.0	0.0	0.0	104,482	38,845	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	3	107	107
葛飾区	442,586	343,039	34.8	62.9	37.1	0.0	0.0	0.0	78,991	27,793	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	1	54	54
江戸川区	678,967	534,942	49.9	68.7	31.3	0.0	0.0	0.0	87,962	33,956	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	1	50	50
区部計	8,945,695	11,284,699	616.7	29.4	62.6	8.1	0.0	0.0	1,221,273	605,864	470	425	3	43	363	62	0.0	0.0	592	43	4,451	4,445
八王子市	580,053	549,417	186.3	23.5	19.7	28.2	26.9	1.7	118,849	35,966	4,617	4,417	3	197	3,960	458	3.3	1.3	509	32	3,451	3,353
立川市	179,668	193,465	24.4	0.0	0.0	0.0	72.2	27.8	35,188	11,697	3,806	3,788	0	18	3,232	556	9.2	4.7	16	26	4,592	4,221
武蔵野市	138,734	154,448	10.7	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	21,101	8,163	133	133	0	0	114	19	0.5	0.2	0	2	333	331
三鷹市	186,083	148,458	16.5	0.0	2.5	97.5	0.0	0.0	32,764	8,103	192	175	0	16	158	17	0.5	0.2	9	3	389	387
青梅市	139,339	127,176	103.3	0.0	52.5	23.2	23.0	1.3	37,782	7,607	1,527	1,359	0	168	1,183	176	3.1	2.3	511	12	1,012	982
府中市	255,506	236,133	29.3	0.0	0.0	39.1	60.9	0.0	47,162	14,711	1,559	1,542	4	13	1,345	196	2.9	1.3	8	18	3,450	3,364
昭島市	112,297	100,508	17.3	0.0	0.0	0.0	88.4	11.6	20,558	5,530	2,604	2,598	0	5	2,294	305	11.2	5.5	9	14	2,190	1,972
調布市	223,593	186,275	21.5	0.0	44.7	55.3	0.0	0.0	29,412	8,668	79	72	0	7	63	9	0.2	0.1	17	2	142	142
町田市	426,987	364,091	71.6	1.3	39.0	59.1	0.5	0.0	87,953	22,322	306	253	1	53	233	20	0.3	0.1	198	5	312	311
小金井市	118,852	95,195	11.3	0.0	0.0	59.2	40.8	0.0	22,335	5,024	645	643	0	2	595	48	2.7	1.0	4	6	1,149	1,122
小平市	187,035	160,499	20.5	0.0	0.0	13.3	86.0	0.7	42,481	9,322	2,322	2,322	0	0	2,113	209	5.0	2.2	0	18	4,364	4,168
日野市	180,052	154,114	27.5	0.0	0.0	1.1	95.0	3.9	33,122	9,441	3,314	3,205	3	106	2,812	393	8.5	4.2	72	21	1,839	1,701
東村山市	153,557	115,046	17.2	0.0	0.0	31.5	68.5	0.0	31,779	6,245	1,094	1,085	2	8	986	99	3.1	1.6	8	13	1,812	1,760
国分寺市	120,650	95,649	11.5	0.0	0.0	0.0	99.7	0.2	20,001	4,889	2,399	2,360	0	39	2,154	206	10.8	4.2	15	14	4,637	4,198
国立市	75,510	71,295	8.2	0.0	0.0	0.0	99.9	0.1	8,768	2,557	1,119	1,113	0	6	970	143	11.1	5.6	2	8	3,143	2,834
福生市	59,796	52,442	10.2	0.0	0.0	0.0	72.5	27.5	11,631	3,475	1,372	1,361	0	12	1,200	160	10.3	4.6	9	8	1,406	1,279
狛江市	78,751	57,386	6.4	0.0	99.9	0.1	0.0	0.0	10,391	2,668	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	27	27
東大和市	83,068	64,274	13.5	0.0	0.0	0.0	99.8	0.2	17,689	3,856	1,640	1,627	0	13	1,476	151	8.3	3.9	8	9	3,884	3,590
清瀬市	74,104	60,733	10.2	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	13,007	3,111	100	97	0	2	89	8	0.7	0.3	5	1	49	48
東久留米市	116,546	90,315	12.9	0.0	0.0	97.9	2.1	0.0	21,922	3,959	285	272	0	13	251	21	1.1	0.5	11	2	230	228
武蔵村山市	70,053	59,591	15.4	0.0	0.0	0.0	70.0	30.0	16,788	3,785	1,900	1,898	0	2	1,654	244	9.9	6.4	11	14	3,243	2,944
多摩市	147,648	137,622	21.1	0.0	0.0	33.2	66.8	0.0	12,107	5,304	666	593	1	71	520	73	4.3	1.4	43	9	318	307
稲城市	84,835	58,913	18.0	0.0	0.0	79.7	20.3	0.0	11,702	3,370	197	175	1	21	160	15	1.4	0.5	46	2	27	27
羽村市	57,032	55,966	9.9	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	8,513	3,578	490	483	0	7	336	147	3.9	4.1	12	8	2,181	2,094
あきる野市	80,868	67,814	73.3	19.0	38.8	6.8	34.9	0.5	26,124	4,269	1,065	1,002	0	63	924	78	3.5	1.8	271	8	2,853	2,759
西東京市	196,511	148,056	15.9	0.0	0.1	97.4	2.5	0.0	31,416	6,457	428	427	0	1	398	29	1.3	0.5	1	3	409	405
瑞穂町	33,497	36,088	16.8	0.0	0.0	0.0	96.9	3.1	8,480	2,652	830	827	0	4	724	103	8.5	3.9	1	5	873	808
日の出町	16,650	13,965	28.1	0.0	34.5	41.5	24.0	0.0	5,321	1,194	208	146	0	61	135	12	2.5	1.0	183	1	533	521
檜原村	2,558	2,566	105.4	97.3	2.7	0.0	0.0	0.0	1,865	307	2	0	0	2	0	0	0.0	0.0	235	0	0	0
奥多摩町	6,045	6,205	225.6	75.7	24.1	0.2	0.0	0.0	3,975	868	37	0	0	37	0	0	0.0	0.0	378	0	2	0
多摩計	4,185,878	3,663,705	1159.9	28.6	19.9	22.5	27.0	2.0	790,186	209,098	34,936	33,974	17	946	30,080	3,894	3.8	1.9	2,592	265	48,850	45,883
都計	13,131,573	14,948,404	1776.6	28.9	34.7	17.5	17.6	1.3	2,011,459	814,962	35,407	34,399	20	988	30,443	3,956	1.5	0.5	3,184	308	53,302	50,328

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※焼失した建物と倒壊した建物の棟数は、一部被害が重複するので、焼失した建物に倒壊した建物を含む場合と含まない場合を示す。

立川断層帯地震(M7.4)　冬 18 時・風速 8m/s

人的被害																						避難者	帰宅困難者		閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	災害時要援護者	自力脱出困難者	震災廃棄物(万t)	
死者							負傷者							うち重傷者															
計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物(参考値)	計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物(参考値)	計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物(参考値)	発生数（人）	滞留者数（人）	帰宅困難者数（人）		死者 数（人）	発生数（人）		
0	0	0	0	0	0	3	140	138	0	1	0	0	85	0	0	0	0	0	0	15	97	1,080,758	501,355	138	0	0	1	千
0	0	0	0	0	0	2	68	67	0	1	1	0	55	1	0	0	0	0	0	10	348	687,953	309,315	109	0	0	1	中
1	0	0	0	0	0	5	76	70	1	2	4	0	88	2	0	0	0	1	0	16	245	1,052,177	468,794	167	0	0	1	港
1	0	0	0	0	0	4	140	129	1	2	8	0	63	4	0	0	1	3	0	11	2,389	754,164	313,811	130	0	0	4	新
1	0	0	0	1	0	2	82	57	0	1	24	0	27	10	0	0	0	10	0	5	753	336,926	131,632	62	1	0	2	文
0	0	0	0	0	0	1	86	74	0	1	11	0	24	5	0	0	0	4	0	4	1,083	292,785	112,757	85	0	0	2	台
0	0	0	0	0	0	1	90	87	0	1	3	0	22	1	0	0	0	1	0	4	1,429	242,306	79,083	52	0	0	3	墨
0	0	0	0	0	0	3	73	63	0	2	8	0	47	4	0	0	0	3	0	8	913	509,466	178,078	80	0	0	1	江
1	0	0	0	0	0	2	6	4	0	1	1	0	16	1	0	0	0	0	0	2	134	480,501	179,084	25	0	0	0	品
1	0	0	1	0	0	1	12	3	0	1	7	0	8	3	0	0	0	3	0	1	354	241,932	78,206	26	1	0	1	目
1	0	0	1	0	0	2	3	1	0	1	0	0	20	1	0	0	0	0	0	3	469	556,136	166,426	19	0	0	0	大
11	1	0	4	6	0	4	327	127	0	8	193	0	57	80	2	0	2	75	0	10	7,585	601,311	168,047	85	9	8	7	世
1	0	0	0	1	0	3	114	89	0	2	23	0	45	9	0	0	0	9	0	8	1,882	529,282	222,342	107	0	0	2	渋
5	1	0	3	1	0	2	169	147	0	5	17	0	21	11	3	0	1	7	0	4	6,546	213,227	58,123	43	3	12	7	中
67	8	0	55	3	0	5	872	539	0	213	119	1	109	124	18	0	59	46	0	24	29,614	358,016	92,357	86	44	73	29	杉
2	0	0	1	1	0	2	120	87	0	2	30	0	31	12	0	0	1	12	0	6	2,769	374,171	140,005	73	1	0	3	豊
1	0	0	0	0	0	2	64	55	1	1	7	0	24	4	0	0	0	3	0	4	3,827	247,350	69,466	32	1	0	3	北
0	0	0	0	0	0	1	101	92	0	1	9	0	14	4	0	0	0	3	0	3	3,914	144,651	39,287	27	0	0	3	荒
2	0	0	1	1	0	3	86	53	1	3	30	0	37	13	0	0	1	12	0	7	10,237	377,648	104,123	49	2	1	3	板
22	4	0	12	6	0	3	519	288	0	16	215	0	45	97	9	0	5	84	0	8	22,464	417,116	98,294	56	17	36	11	練
2	0	0	2	0	0	4	52	38	0	4	10	0	45	5	0	0	1	4	0	8	7,697	430,379	107,115	40	2	0	2	足
1	0	0	1	0	0	1	18	13	0	2	3	0	11	2	0	0	1	1	0	1	2,724	292,473	70,560	16	1	0	1	葛
1	0	0	1	0	0	2	20	14	0	2	4	0	16	2	0	0	1	1	0	2	578	414,385	102,564	26	1	0	1	江
122	15	3	83	21	0	57	3,238	2,233	4	273	726	1	910	395	33	2	76	283	0	165	108,053	10,635,113	3,790,824	1,533	84	130	87	区
275	190	13	71	1	0	6	3,905	3,547	16	297	42	2	138	478	371	8	83	16	0	30	106,673	489,631	146,971	163	134	1,348	147	八
265	165	1	98	1	0	5	3,069	2,596	2	414	51	6	110	561	424	1	116	20	1	24	69,535	174,410	56,735	120	130	1,331	107	立
13	6	0	7	1	0	2	385	355	0	10	20	0	41	28	18	0	3	8	0	9	14,562	151,201	53,755	51	6	58	9	武
16	7	1	7	1	0	2	352	322	1	10	18	0	39	25	14	1	3	7	0	8	12,454	131,438	36,195	34	9	55	12	三
93	61	11	21	0	0	2	972	893	14	57	8	0	34	128	102	7	16	3	0	7	22,756	112,351	30,734	12	45	375	52	青
136	64	1	71	1	0	5	1,734	1,418	1	287	27	2	112	239	148	1	80	10	0	24	61,507	212,025	66,153	84	71	511	61	府
149	105	0	43	1	0	3	1,595	1,414	0	160	18	2	60	282	230	0	45	7	0	13	45,900	89,744	25,772	13	82	907	63	昭
6	3	0	3	0	0	2	210	194	1	5	12	0	49	13	7	0	1	5	0	11	8,352	162,590	46,407	32	4	31	6	調
20	10	3	6	0	0	2	509	479	4	11	15	0	31	30	19	2	3	6	0	6	16,657	319,134	86,680	56	12	73	19	町
46	25	0	21	0	0	1	611	535	0	58	17	1	23	69	46	0	16	7	0	5	25,170	80,649	22,652	7	28	185	22	小
183	96	0	86	1	0	4	1,816	1,410	0	357	46	3	82	305	187	0	100	18	0	18	58,129	137,813	38,306	17	104	644	63	小
170	125	7	36	2	0	4	2,078	1,875	9	134	55	5	85	331	267	4	38	21	0	19	63,534	135,905	38,531	52	93	1,039	91	日
81	43	0	35	2	0	3	1,040	843	1	123	70	3	59	151	89	0	34	27	0	13	41,900	99,112	23,310	10	55	325	34	東
187	89	3	90	6	0	3	1,725	1,131	3	373	202	16	55	356	170	2	104	79	2	12	58,443	86,028	23,791	45	99	808	61	国
104	43	0	60	0	0	2	977	727	0	235	14	1	36	180	109	0	66	5	0	8	42,407	61,502	18,218	6	57	559	35	国
84	55	1	28	0	0	1	775	673	1	87	12	1	30	138	109	0	24	5	0	6	23,213	41,779	10,596	7	49	427	35	福
1	0	0	0	0	0	0	6	2	0	1	3	0	5	2	0	0	0	1	0	1	548	43,071	8,872	2	0	0	0	狛
146	68	1	76	1	0	2	1,194	858	1	307	26	2	40	225	128	1	86	10	0	9	38,210	59,513	15,194	9	86	504	44	東
5	4	0	1	0	0	1	187	183	0	2	2	0	16	10	9	0	1	1	0	4	8,836	51,898	12,939	3	4	35	5	清
16	11	1	4	0	0	1	407	387	1	7	13	0	24	30	22	0	2	5	0	5	17,650	72,147	16,721	5	11	89	13	東
137	74	0	63	0	0	2	1,050	793	0	251	6	0	34	198	126	0	70	2	0	7	32,922	51,159	13,997	9	88	510	51	武
36	24	5	7	0	0	3	1,060	1,032	6	15	7	0	69	109	99	3	4	3	0	15	32,788	129,381	39,123	8	17	420	26	多
8	7	1	1	0	0	1	291	286	2	2	2	0	16	19	17	1	0	1	0	4	9,803	54,682	14,593	4	5	66	9	稲
62	17	0	45	0	0	1	587	418	1	164	5	0	27	101	53	0	46	2	0	6	24,832	45,720	13,497	7	30	206	29	羽
108	47	4	57	0	0	2	716	483	5	218	9	0	35	126	58	2	61	4	0	8	20,357	60,658	15,173	7	54	226	33	あ
24	16	0	7	1	0	2	619	584	0	10	25	1	40	47	34	0	3	10	0	9	26,451	127,759	31,227	7	20	152	18	西
61	42	0	19	0	0	1	470	426	0	42	2	0	20	74	62	0	12	1	0	4	11,759	33,909	10,651	5	24	269	24	瑞
23	8	4	11	0	0	0	107	87	5	14	1	0	4	15	8	3	4	0	0	1	3,577	15,893	4,655	2	11	36	9	日
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2,688	562	0	0	0	0	檜
3	0	2	0	0	0	0	4	0	3	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	152	6,036	1,480	0	2	0	2	奥
2,460	1,403	62	973	21	1	63	28,452	23,950	78	3,649	727	48	1,315	4,272	2,926	39	1,019	284	5	285	899,086	3,239,826	923,490	775	1,328	11,189	1,080	多
2,582	1,417	66	1,056	42	1	119	31,690	26,183	82	3,922	1,453	49	2,226	4,668	2,959	41	1,096	567	5	450	1,007,138	13,874,939	4,714,314	2,308	1,412	11,320	1,166	都

	夜間人口（人）	昼間人口（人）	面積（km²）	震度別面積率(%)					建物棟数		原因別建物全壊棟数				ゆれ 建物全壊棟数		ゆれ 建物全壊率(%)		急傾斜地崩壊危険箇所	火災		
				5弱以下	5強	6弱	6強	7	木造	非木造	計	ゆれ	液状化	急傾斜地崩壊	木造	非木造	木造	非木造		出火件数	焼失棟数	倒壊建物を
																					含む	含まない
千代田区	47,115	853,382	11.6	1.6	98.4	0.0	0.0	0.0	3,629	15,380	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	17	1	0	0
中央区	122,762	647,733	10.2	30.9	69.1	0.0	0.0	0.0	6,210	12,760	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	1	0	0
港区	205,131	908,940	20.3	24.4	75.6	0.0	0.0	0.0	13,050	21,979	4	0	0	4	0	0	0.0	0.0	118	1	0	0
新宿区	326,309	770,094	18.2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	36,731	29,507	6	0	0	5	0	0	0.0	0.0	46	1	2	2
文京区	206,626	336,229	11.3	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	27,454	19,692	3	0	0	3	0	0	0.0	0.0	48	0	1	1
台東区	175,928	303,522	10.1	1.0	99.0	0.0	0.0	0.0	22,814	22,088	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	4	1	0	0
墨田区	247,606	262,514	13.8	1.3	98.7	0.0	0.0	0.0	34,427	23,443	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	1	5	5
江東区	460,819	490,708	39.5	40.9	59.1	0.0	0.0	0.0	27,895	24,091	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	1	2	2
品川区	365,302	505,034	22.7	78.4	21.6	0.0	0.0	0.0	51,286	25,015	2	0	0	2	0	0	0.0	0.0	43	0	7	7
目黒区	268,330	271,320	14.7	41.3	58.7	0.0	0.0	0.0	40,796	23,689	4	0	0	4	0	0	0.0	0.0	20	0	11	11
大田区	693,373	657,209	59.5	95.2	4.8	0.0	0.0	0.0	99,142	45,038	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	70	0	15	15
世田谷区	877,138	736,040	58.1	6.0	84.5	9.5	0.0	0.0	129,338	56,307	32	27	0	5	22	5	0.0	0.0	57	2	82	82
渋谷区	204,492	542,803	15.1	4.2	95.8	0.0	0.0	0.0	19,674	19,101	3	0	0	3	0	0	0.0	0.0	12	1	3	3
中野区	314,750	285,636	15.6	0.0	71.4	28.6	0.0	0.0	51,464	20,821	39	38	0	1	30	8	0.1	0.0	14	1	57	57
杉並区	549,569	439,379	34.0	0.0	26.0	74.0	0.0	0.0	92,388	30,825	245	244	1	0	205	38	0.2	0.1	2	3	1,236	1,234
豊島区	284,678	378,475	13.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	37,098	19,923	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	12	1	16	16
北区	335,544	307,317	20.6	11.9	86.4	1.7	0.0	0.0	50,151	22,372	9	1	0	7	1	0	0.0	0.0	58	1	4	4
荒川区	203,296	184,021	10.2	0.2	99.8	0.0	0.0	0.0	26,888	11,633	1	0	0	0	0	0	0.0	0.0	5	0	0	0
板橋区	535,824	456,425	32.2	9.8	88.7	1.5	0.0	0.0	65,083	29,528	10	2	0	8	1	1	0.0	0.0	54	1	22	22
練馬区	716,124	530,628	48.2	1.0	70.2	28.8	0.0	0.0	114,320	32,078	114	113	1	0	103	10	0.1	0.0	12	2	269	269
足立区	683,426	539,309	53.2	18.1	81.9	0.0	0.0	0.0	104,482	38,845	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	2	59	59
葛飾区	442,586	343,039	34.8	62.9	37.1	0.0	0.0	0.0	78,991	27,793	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	1	32	32
江戸川区	678,967	534,942	49.9	68.7	31.3	0.0	0.0	0.0	87,962	33,956	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	1	27	27
区部計	8,945,695	11,284,699	616.7	29.4	62.6	8.1	0.0	0.0	1,221,273	605,864	470	425	3	43	363	62	0.0	0.0	592	21	1,850	1,848
八王子市	580,053	549,417	186.3	23.5	19.7	28.2	26.9	1.7	118,849	35,966	4,617	4,417	3	197	3,960	458	3.3	1.3	509	18	1,525	1,482
立川市	179,668	193,465	24.4	0.0	0.0	0.0	72.2	27.8	35,188	11,697	3,806	3,788	0	18	3,232	556	9.2	4.7	16	14	1,774	1,631
武蔵野市	138,734	154,448	10.7	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	21,101	8,163	133	133	0	0	114	19	0.5	0.2	0	1	143	142
三鷹市	186,083	148,458	16.5	0.0	2.5	97.5	0.0	0.0	32,764	8,103	192	175	0	16	158	17	0.5	0.2	9	1	162	162
青梅市	139,339	127,176	103.3	0.0	52.5	23.2	23.0	1.3	37,782	7,607	1,527	1,359	0	168	1,183	176	3.1	2.3	511	7	501	486
府中市	255,506	236,133	29.3	0.0	0.0	39.1	60.9	0.0	47,162	14,711	1,559	1,542	4	13	1,345	196	2.9	1.3	8	9	941	917
昭島市	112,297	100,508	17.3	0.0	0.0	0.0	88.4	11.6	20,558	5,530	2,604	2,598	0	5	2,294	305	11.2	5.5	9	8	567	511
調布市	223,593	186,275	21.5	0.0	44.7	55.3	0.0	0.0	29,412	8,668	79	72	0	7	63	9	0.2	0.1	17	1	59	59
町田市	426,987	364,091	71.6	1.3	39.0	59.1	0.5	0.0	87,953	22,322	306	253	1	53	233	20	0.3	0.1	198	3	170	169
小金井市	118,852	95,195	11.3	0.0	0.0	59.2	40.8	0.0	22,335	5,024	645	643	0	2	595	48	2.7	1.0	4	3	319	312
小平市	187,035	160,499	20.5	0.0	0.0	13.3	86.0	0.7	42,481	9,322	2,322	2,322	0	0	2,113	209	5.0	2.2	0	9	1,059	1,012
日野市	180,052	154,114	27.5	0.0	0.0	1.1	95.0	3.9	33,122	9,441	3,314	3,205	3	106	2,812	393	8.5	4.2	72	10	542	501
東村山市	153,557	115,046	17.2	0.0	0.0	31.5	68.5	0.0	31,779	6,245	1,094	1,085	2	8	986	99	3.1	1.6	8	6	379	368
国分寺市	120,650	95,649	11.5	0.0	0.0	0.0	99.7	0.2	20,001	4,889	2,399	2,360	0	39	2,154	206	10.8	4.2	15	7	763	691
国立市	75,510	71,295	8.2	0.0	0.0	0.0	99.9	0.1	8,768	2,557	1,119	1,113	0	6	970	143	11.1	5.6	2	4	1,176	1,061
福生市	59,796	52,442	10.2	0.0	0.0	0.0	72.5	27.5	11,631	3,475	1,372	1,361	0	12	1,200	160	10.3	4.6	9	5	610	555
狛江市	78,751	57,386	6.4	0.0	99.9	0.1	0.0	0.0	10,391	2,668	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	10	10
東大和市	83,068	64,274	13.5	0.0	0.0	0.0	99.8	0.2	17,689	3,856	1,640	1,627	0	13	1,476	151	8.3	3.9	8	5	1,624	1,501
清瀬市	74,104	60,733	10.2	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	13,007	3,111	100	97	0	2	89	8	0.7	0.3	5	1	25	25
東久留米市	116,546	90,315	12.9	0.0	0.0	97.9	2.1	0.0	21,922	3,959	285	272	0	13	251	21	1.1	0.5	11	1	103	102
武蔵村山市	70,053	59,591	15.4	0.0	0.0	0.0	70.0	30.0	16,788	3,785	1,900	1,898	0	2	1,654	244	9.9	6.4	11	8	1,361	1,235
多摩市	147,648	137,622	21.1	0.0	0.0	33.2	66.8	0.0	12,107	5,304	666	593	1	71	520	73	4.3	1.4	43	4	51	49
稲城市	84,835	58,913	18.0	0.0	0.0	79.7	20.3	0.0	11,702	3,370	197	175	1	21	160	15	1.4	0.5	46	1	15	15
羽村市	57,032	55,966	9.9	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	8,513	3,578	490	483	0	7	336	147	3.9	4.1	12	4	974	935
あきる野市	80,868	67,814	73.3	19.0	38.8	6.8	34.9	0.5	26,124	4,269	1,065	1,002	0	63	924	78	3.5	1.8	271	5	1,559	1,507
西東京市	196,511	148,056	15.9	0.0	0.1	97.4	2.5	0.0	31,416	6,457	428	427	0	1	398	29	1.3	0.5	1	2	184	182
瑞穂町	33,497	36,088	16.8	0.0	0.0	0.0	96.9	3.1	8,480	2,652	830	827	0	4	724	103	8.5	3.9	1	3	354	327
日の出町	16,650	13,965	28.1	0.0	34.5	41.5	24.0	0.0	5,321	1,194	208	146	0	61	135	12	2.5	1.0	183	1	287	280
檜原村	2,558	2,566	105.4	97.3	2.7	0.0	0.0	0.0	1,865	307	2	0	0	2	0	0	0.0	0.0	235	0	0	0
奥多摩町	6,045	6,205	225.6	75.7	24.1	0.2	0.0	0.0	3,975	868	37	0	0	37	0	0	0.0	0.0	378	0	1	0
多摩計	4,185,878	3,663,705	1159.9	28.6	19.9	22.5	27.0	2.0	790,186	209,098	34,936	33,974	17	946	30,080	3,894	3.8	1.9	2,592	141	17,239	16,228
都計	13,131,573	14,948,404	1776.6	28.9	34.7	17.5	17.6	1.3	2,011,459	814,962	35,407	34,399	20	988	30,443	3,956	1.5	0.5	3,184	162	19,089	18,075

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※焼失した建物と倒壊した建物の棟数は、一部被害が重複するので、焼失した建物に倒壊した建物を含む場合と含まない場合を示す。

立川断層帯地震(M7.4)　冬 12 時・風速 8m/s

人的被害																					避難者	帰宅困難者		閉じ込めにつながるエレベーター停止台数	災害時要援護者	自力脱出困難者	震災廃棄物(万t)	
死者							負傷者							うち重傷者														
計(人)	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物(参考値)	計(人)	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物(参考値)	計(人)	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物(参考値)	発生数(人)	滞留者数(人)	帰宅困難者数(人)		死者 数(人)	発生数(人)		
0	0	0	0	0	0	4	173	172	0	1	0	0	107	0	0	0	0	0	0	19	97	1,080,758	501,355	138	0	0	1	千
0	0	0	0	0	0	2	81	79	0	1	1	0	68	1	0	0	0	0	0	12	348	687,953	309,315	109	0	0	1	中
1	0	1	0	0	0	5	87	82	1	1	4	0	104	2	0	0	0	1	0	19	245	1,052,177	468,794	167	0	0	1	港
1	0	1	0	0	0	4	157	146	1	1	8	0	72	4	0	0	0	3	0	13	2,373	754,164	313,811	130	0	0	4	新
1	0	0	0	1	0	2	92	67	0	1	24	0	33	10	0	0	0	10	0	6	745	336,926	131,632	62	0	0	2	文
0	0	0	0	0	0	1	94	82	0	1	11	0	28	5	0	0	0	4	0	5	1,082	292,785	112,757	85	0	0	2	台
0	0	0	0	0	0	1	89	85	0	1	3	0	24	1	0	0	0	1	0	4	1,411	242,306	79,083	52	0	0	3	墨
0	0	0	0	0	0	3	72	62	0	1	8	0	50	3	0	0	0	3	0	9	882	509,466	178,078	80	0	0	1	江
0	0	0	0	0	0	2	6	4	0	1	1	0	18	0	0	0	0	0	0	2	95	480,501	179,084	25	0	0	0	品
1	0	0	0	0	0	1	12	4	0	1	7	0	9	3	0	0	0	3	0	1	289	241,932	78,206	26	0	0	1	目
0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	1	0	0	21	0	0	0	0	0	0	3	385	556,136	166,426	19	0	0	0	大
8	1	0	2	6	0	4	319	123	0	3	193	0	59	78	2	0	1	75	0	11	6,939	601,311	168,047	85	7	8	7	世
1	0	0	0	1	0	3	120	95	0	1	23	0	51	9	0	0	0	9	0	9	1,852	529,282	222,342	107	0	0	2	渋
3	1	0	1	1	0	2	160	141	0	2	17	0	22	10	3	0	1	7	0	4	6,153	213,227	58,123	42	2	11	7	中
33	7	0	22	3	0	4	671	487	0	63	119	1	109	82	17	0	18	46	0	24	21,727	358,016	92,357	81	22	69	24	杉
1	0	0	0	1	0	2	125	94	0	1	30	0	36	12	0	0	0	12	0	7	2,639	374,171	140,005	73	1	0	3	豊
1	0	0	0	0	0	2	60	51	1	1	7	0	25	3	0	0	0	3	0	4	3,801	247,350	69,466	32	1	0	3	北
0	0	0	0	0	0	1	94	85	0	0	9	0	14	4	0	0	0	3	0	3	3,913	144,651	39,287	27	0	0	3	荒
2	0	0	0	1	0	3	83	52	1	1	30	0	38	12	0	0	0	12	0	7	10,076	377,648	104,123	49	2	1	3	板
14	3	0	5	6	0	3	460	239	0	6	215	0	41	93	8	0	2	84	0	7	20,720	417,116	98,294	56	13	30	10	練
1	0	0	1	0	0	3	45	34	0	2	10	0	42	4	0	0	1	4	0	8	7,470	430,379	107,115	40	1	0	2	足
1	0	0	1	0	0	1	16	11	0	1	3	0	11	2	0	0	0	1	0	1	2,635	292,473	70,560	16	1	0	1	葛
1	0	0	0	0	0	2	17	12	0	1	4	0	15	2	0	0	0	1	0	2	447	414,385	102,564	26	0	0	1	江
72	12	4	34	21	0	58	3,032	2,207	5	93	726	1	994	342	31	2	26	283	0	180	96,323	10,635,113	3,790,824	1,526	53	120	81	区
210	163	13	33	1	0	6	3,502	3,326	16	114	42	2	145	405	348	8	32	16	0	32	100,157	489,631	146,971	159	98	1,268	142	八
189	146	1	40	1	0	5	2,818	2,617	2	142	51	6	114	477	416	1	40	20	1	25	61,017	174,410	56,735	112	88	1,313	101	立
9	5	0	3	1	0	2	381	356	0	5	20	0	45	27	18	0	1	8	0	10	13,725	151,201	53,755	50	4	60	9	武
10	6	1	3	1	0	2	318	294	1	4	18	0	40	23	14	1	1	7	0	9	11,455	131,438	36,195	33	6	52	11	三
75	54	10	10	0	0	2	889	851	13	17	8	0	34	111	97	6	5	3	0	7	21,300	112,351	30,734	11	37	358	50	青
76	55	1	20	1	0	5	1,424	1,345	1	50	27	2	115	165	140	1	14	10	0	25	52,572	212,025	66,153	78	39	484	55	府
102	89	0	12	1	0	3	1,418	1,378	0	19	18	2	60	230	218	0	5	7	0	13	40,463	89,744	25,772	12	54	860	60	昭
4	2	0	1	0	0	2	190	176	1	2	12	0	49	12	7	0	1	5	0	11	7,875	162,590	46,407	32	3	29	6	調
15	8	3	3	0	0	2	423	398	4	6	15	0	30	26	16	2	2	6	0	5	16,117	319,134	86,680	56	9	63	19	町
31	24	0	6	0	0	1	565	539	0	9	17	1	24	56	47	0	3	7	0	5	21,968	80,649	22,652	7	17	186	20	小
101	79	0	21	1	0	4	1,402	1,295	0	57	46	3	80	203	169	0	16	18	0	17	48,216	137,813	38,306	16	58	581	56	小
123	104	7	11	2	0	4	1,856	1,768	8	20	55	5	85	279	247	4	6	21	0	18	59,175	135,905	38,531	50	67	964	88	日
42	33	0	7	2	0	2	802	717	0	12	70	3	55	107	76	0	3	27	0	12	37,123	99,112	23,310	10	32	276	31	東
90	67	2	15	6	0	2	1,265	1,015	3	28	202	16	53	237	147	2	8	79	2	12	43,598	86,028	23,791	38	50	695	52	国
63	38	0	25	0	0	2	835	752	0	68	14	1	38	134	109	0	19	5	0	8	32,055	61,502	18,218	5	32	561	31	国
57	44	1	11	0	0	1	638	608	1	16	12	1	28	105	96	0	5	5	0	6	20,684	41,779	10,596	7	35	376	33	福
0	0	0	0	0	0	0	6	2	0	0	3	0	4	1	0	0	0	1	0	1	447	43,071	8,872	2	0	0	0	狛
88	56	1	30	1	0	2	904	776	1	100	26	2	38	152	114	0	28	10	0	8	31,379	59,513	15,194	8	54	447	39	東
4	3	0	0	0	0	1	161	157	0	1	2	0	16	9	8	0	0	1	0	3	8,736	51,898	12,939	3	3	31	5	清
11	8	1	2	0	0	1	319	303	1	3	13	0	22	24	18	0	1	5	0	5	17,134	72,147	16,721	4	8	72	12	東
84	57	0	26	0	0	2	840	752	0	81	6	0	33	141	116	0	23	2	0	7	28,024	51,159	13,997	8	55	468	47	武
26	20	5	1	0	0	3	935	918	6	4	7	0	69	95	88	3	1	3	0	15	30,788	129,381	39,123	8	12	374	25	多
7	5	1	0	0	0	1	252	248	2	1	2	0	16	17	15	1	0	1	0	4	9,738	54,682	14,593	4	5	59	9	稲
33	13	0	19	0	0	1	455	402	1	47	5	0	26	66	51	0	13	2	0	6	20,470	45,720	13,497	6	17	198	26	羽
75	42	4	30	0	0	2	557	448	5	95	9	0	34	86	54	2	26	4	0	7	17,257	60,658	15,173	6	40	208	30	あ
16	13	0	2	1	0	2	519	491	0	3	25	1	39	40	29	0	1	10	0	8	25,375	127,759	31,227	7	21	130	17	西
47	39	0	8	0	0	1	431	416	0	12	2	0	21	64	60	0	3	1	0	4	10,472	33,909	10,651	5	18	260	22	瑞
18	7	5	6	0	0	0	103	88	6	8	1	0	5	14	8	3	2	0	0	1	2,986	15,893	4,655	2	8	36	8	日
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2,688	562	0	0	0	0	檜
3	0	3	0	0	0	0	4	0	3	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	151	6,036	1,480	0	2	0	2	奥
1,610	1,181	60	347	21	1	59	24,211	22,438	76	923	727	48	1,317	3,309	2,724	38	258	284	5	286	790,462	3,239,826	923,490	739	871	10,408	1,008	多
1,681	1,193	64	381	42	1	117	27,243	24,645	80	1,016	1,453	49	2,312	3,651	2,755	40	284	567	5	466	886,785	13,874,939	4,714,314	2,266	923	10,528	1,089	都

	夜間人口（人）	昼間人口（人）	面積（km²）	震度別面積率(%)					建物棟数		原因別建物全壊棟数				ゆれ 建物全壊棟数		ゆれ 建物全壊率(%)		急傾斜地崩壊危険箇所	火災		
				5弱以下	5強	6弱	6強	7	木造	非木造	計	ゆれ	液状化	急傾斜地崩壊	木造	非木造	木造	非木造		出火件数	焼失棟数	倒壊建物を
																						含む
千代田区	47,115	853,382	11.6	1.6	98.4	0.0	0.0	0.0	3,629	15,380	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	17	0	0	0
中央区	122,762	647,733	10.2	30.9	69.1	0.0	0.0	0.0	6,210	12,760	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
港区	205,131	908,940	20.3	24.4	75.6	0.0	0.0	0.0	13,050	21,979	4	0	0	4	0	0	0.0	0.0	118	0	0	0
新宿区	326,309	770,094	18.2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	36,731	29,507	6	0	0	5	0	0	0.0	0.0	46	0	1	1
文京区	206,626	336,229	11.3	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	27,454	19,692	3	0	0	3	0	0	0.0	0.0	48	0	1	1
台東区	175,928	303,522	10.1	1.0	99.0	0.0	0.0	0.0	22,814	22,088	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	4	0	0	0
墨田区	247,606	262,514	13.8	1.3	98.7	0.0	0.0	0.0	34,427	23,443	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	2	2
江東区	460,819	490,708	39.5	40.9	59.1	0.0	0.0	0.0	27,895	24,091	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	1	1
品川区	365,302	505,034	22.7	78.4	21.6	0.0	0.0	0.0	51,286	25,015	2	0	0	2	0	0	0.0	0.0	43	0	3	3
目黒区	268,330	271,320	14.7	41.3	58.7	0.0	0.0	0.0	40,796	23,689	4	0	0	4	0	0	0.0	0.0	20	0	5	5
大田区	693,373	657,209	59.5	95.2	4.8	0.0	0.0	0.0	99,142	45,038	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	70	0	7	7
世田谷区	877,138	736,040	58.1	6.0	84.5	9.5	0.0	0.0	129,338	56,307	32	27	0	5	22	5	0.0	0.0	57	1	43	43
渋谷区	204,492	542,803	15.1	4.2	95.8	0.0	0.0	0.0	19,674	19,101	3	0	0	3	0	0	0.0	0.0	12	0	2	2
中野区	314,750	285,636	15.6	0.0	71.4	28.6	0.0	0.0	51,464	20,821	39	38	0	1	30	8	0.1	0.0	14	1	28	28
杉並区	549,569	439,379	34.0	0.0	26.0	74.0	0.0	0.0	92,388	30,825	245	244	1	0	205	38	0.2	0.1	2	1	631	629
豊島区	284,678	378,475	13.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	37,098	19,923	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	12	0	7	7
北区	335,544	307,317	20.6	11.9	86.4	1.7	0.0	0.0	50,151	22,372	9	1	0	7	1	0	0.0	0.0	58	0	2	2
荒川区	203,296	184,021	10.2	0.2	99.8	0.0	0.0	0.0	26,888	11,633	1	0	0	0	0	0	0.0	0.0	5	0	0	0
板橋区	535,824	456,425	32.2	9.8	88.7	1.5	0.0	0.0	65,083	29,528	10	2	0	8	1	1	0.0	0.0	54	1	11	11
練馬区	716,124	530,628	48.2	1.0	70.2	28.8	0.0	0.0	114,320	32,078	114	113	1	0	103	10	0.1	0.0	12	1	155	154
足立区	683,426	539,309	53.2	18.1	81.9	0.0	0.0	0.0	104,482	38,845	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	1	37	37
葛飾区	442,586	343,039	34.8	62.9	37.1	0.0	0.0	0.0	78,991	27,793	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	20	20
江戸川区	678,967	534,942	49.9	68.7	31.3	0.0	0.0	0.0	87,962	33,956	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	15	15
区部計	8,945,695	11,284,699	616.7	29.4	62.6	8.1	0.0	0.0	1,221,273	605,864	470	425	3	43	363	62	0.0	0.0	592	11	971	969
八王子市	580,053	549,417	186.3	23.5	19.7	28.2	26.9	1.7	118,849	35,966	4,617	4,417	3	197	3,960	458	3.3	1.3	509	11	1,043	1,013
立川市	179,668	193,465	24.4	0.0	0.0	0.0	72.2	27.8	35,188	11,697	3,806	3,788	0	18	3,232	556	9.2	4.7	16	9	518	476
武蔵野市	138,734	154,448	10.7	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	21,101	8,163	133	133	0	0	114	19	0.5	0.2	0	1	78	78
三鷹市	186,083	148,458	16.5	0.0	2.5	97.5	0.0	0.0	32,764	8,103	192	175	0	16	158	17	0.5	0.2	9	1	95	95
青梅市	139,339	127,176	103.3	0.0	52.5	23.2	23.0	1.3	37,782	7,607	1,527	1,359	0	168	1,183	176	3.1	2.3	511	4	354	343
府中市	255,506	236,133	29.3	0.0	0.0	39.1	60.9	0.0	47,162	14,711	1,559	1,542	4	13	1,345	196	2.9	1.3	8	5	482	470
昭島市	112,297	100,508	17.3	0.0	0.0	0.0	88.4	11.6	20,558	5,530	2,604	2,598	0	5	2,294	305	11.2	5.5	9	5	370	333
調布市	223,593	186,275	21.5	0.0	44.7	55.3	0.0	0.0	29,412	8,668	79	72	0	7	63	9	0.2	0.1	17	1	36	36
町田市	426,987	364,091	71.6	1.3	39.0	59.1	0.5	0.0	87,953	22,322	306	253	1	53	233	20	0.3	0.1	198	2	124	123
小金井市	118,852	95,195	11.3	0.0	0.0	59.2	40.8	0.0	22,335	5,024	645	643	0	2	595	48	2.7	1.0	4	2	190	185
小平市	187,035	160,499	20.5	0.0	0.0	13.3	86.0	0.7	42,481	9,322	2,322	2,322	0	0	2,113	209	5.0	2.2	0	6	522	499
日野市	180,052	154,114	27.5	0.0	0.0	1.1	95.0	3.9	33,122	9,441	3,314	3,205	3	106	2,812	393	8.5	4.2	72	7	200	185
東村山市	153,557	115,046	17.2	0.0	0.0	31.5	68.5	0.0	31,779	6,245	1,094	1,085	2	8	986	99	3.1	1.6	8	4	222	216
国分寺市	120,650	95,649	11.5	0.0	0.0	0.0	99.7	0.2	20,001	4,889	2,399	2,360	0	39	2,154	206	10.8	4.2	15	4	391	354
国立市	75,510	71,295	8.2	0.0	0.0	0.0	99.9	0.1	8,768	2,557	1,119	1,113	0	6	970	143	11.1	5.6	2	2	345	311
福生市	59,796	52,442	10.2	0.0	0.0	0.0	72.5	27.5	11,631	3,475	1,372	1,361	0	12	1,200	160	10.3	4.6	9	3	263	239
狛江市	78,751	57,386	6.4	0.0	99.9	0.1	0.0	0.0	10,391	2,668	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	5	5
東大和市	83,068	64,274	13.5	0.0	0.0	0.0	99.8	0.2	17,689	3,856	1,640	1,627	0	13	1,476	151	8.3	3.9	8	3	532	492
清瀬市	74,104	60,733	10.2	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	13,007	3,111	100	97	0	2	89	8	0.7	0.3	5	0	15	15
東久留米市	116,546	90,315	12.9	0.0	0.0	97.9	2.1	0.0	21,922	3,959	285	272	0	13	251	21	1.1	0.5	11	1	67	66
武蔵村山市	70,053	59,591	15.4	0.0	0.0	0.0	70.0	30.0	16,788	3,785	1,900	1,898	0	2	1,654	244	9.9	6.4	11	5	459	416
多摩市	147,648	137,622	21.1	0.0	0.0	33.2	66.8	0.0	12,107	5,304	666	593	1	71	520	73	4.3	1.4	43	2	29	28
稲城市	84,835	58,913	18.0	0.0	0.0	79.7	20.3	0.0	11,702	3,370	197	175	1	21	160	15	1.4	0.5	46	1	10	10
羽村市	57,032	55,966	9.9	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	8,513	3,578	490	483	0	7	336	147	3.9	4.1	12	3	396	380
あきる野市	80,868	67,814	73.3	19.0	38.8	6.8	34.9	0.5	26,124	4,269	1,065	1,002	0	63	924	78	3.5	1.8	271	3	1,016	983
西東京市	196,511	148,056	15.9	0.0	0.1	97.4	2.5	0.0	31,416	6,457	428	427	0	1	398	29	1.3	0.5	1	1	118	116
瑞穂町	33,497	36,088	16.8	0.0	0.0	0.0	96.9	3.1	8,480	2,652	830	827	0	4	724	103	8.5	3.9	1	2	131	121
日の出町	16,650	13,965	28.1	0.0	34.5	41.5	24.0	0.0	5,321	1,194	208	146	0	61	135	12	2.5	1.0	183	1	165	162
檜原村	2,558	2,566	105.4	97.3	2.7	0.0	0.0	0.0	1,865	307	2	0	0	2	0	0	0.0	0.0	235	0	0	0
奥多摩町	6,045	6,205	225.6	75.7	24.1	0.2	0.0	0.0	3,975	868	37	0	0	37	0	0	0.0	0.0	378	0	1	0
多摩計	4,185,878	3,663,705	1159.9	28.6	19.9	22.5	27.0	2.0	790,186	209,098	34,936	33,974	17	946	30,080	3,894	3.8	1.9	2,592	88	8,177	7,751
都計	13,131,573	14,948,404	1776.6	28.9	34.7	17.5	17.6	1.3	2,011,459	814,962	35,407	34,399	20	988	30,443	3,956	1.5	0.5	3,184	99	9,147	8,720

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

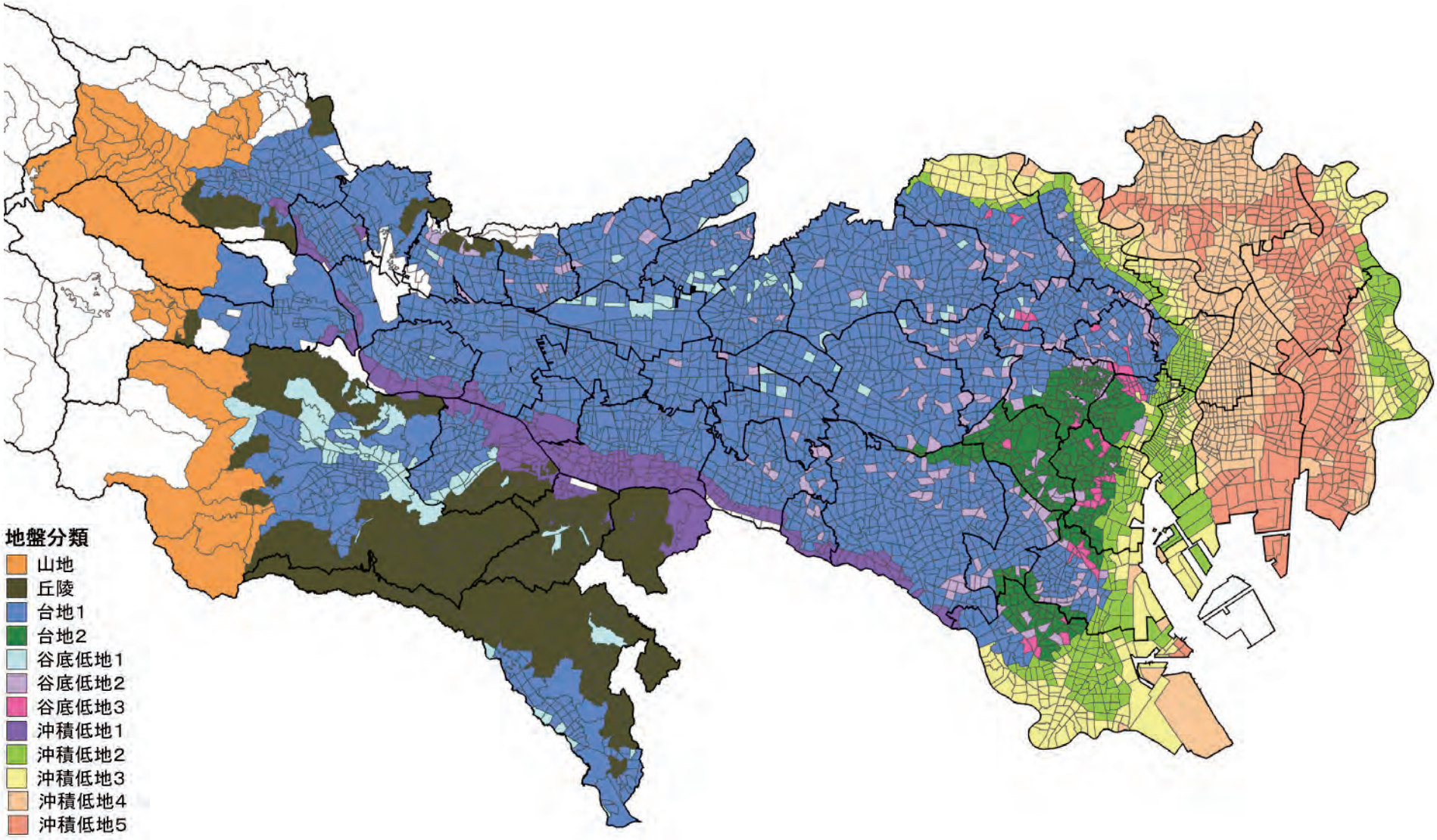
※焼失した建物と倒壊した建物の棟数は、一部被害が重複するので、焼失した建物に倒壊した建物を含む場合と含まない場合を示す。

立川断層帯地震(M7.4)　冬5時・風速8m/s

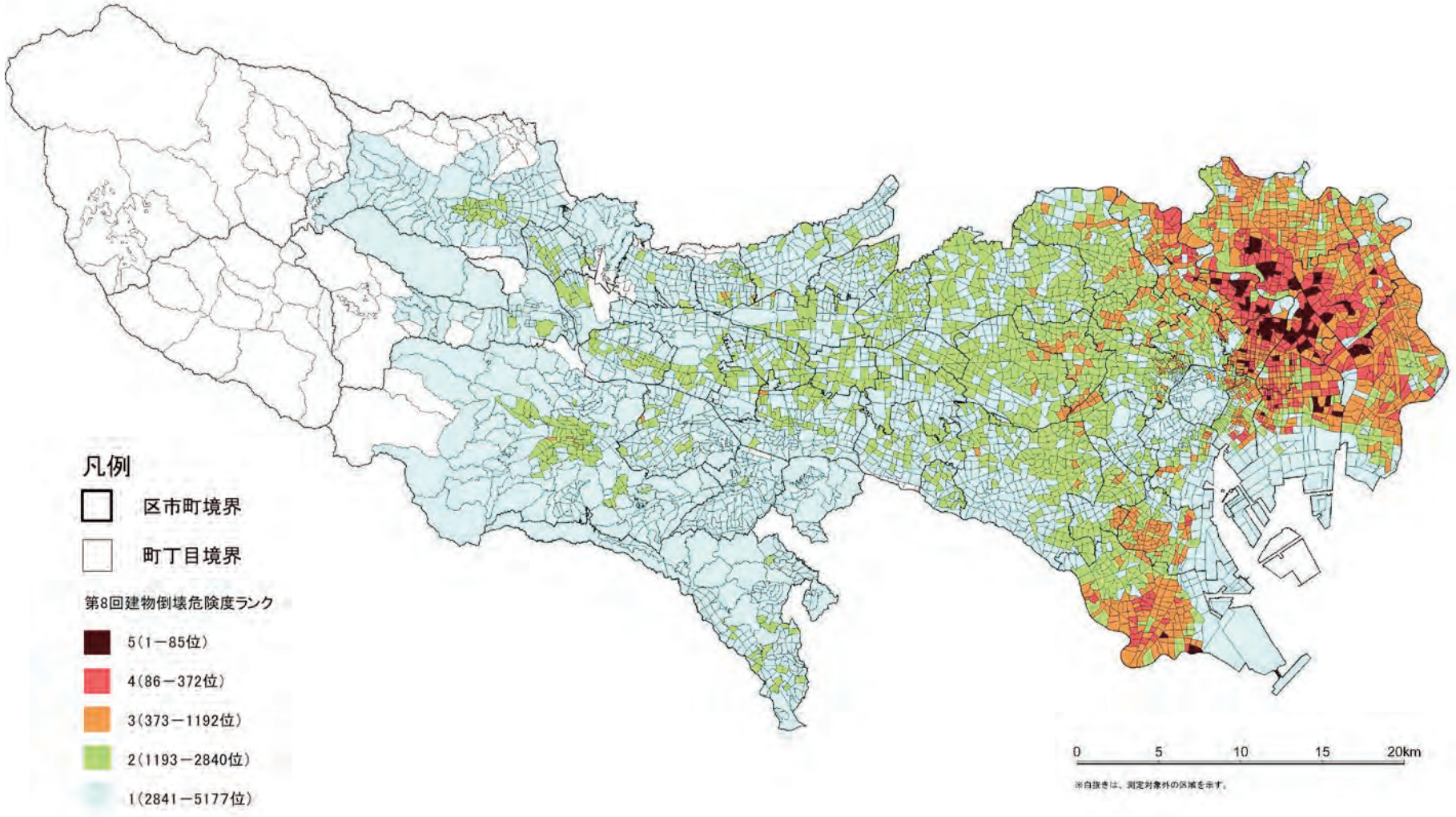
人的被害																						避難者	帰宅困難者		閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	災害時要援護者	自力脱出困難者	震災廃棄物（万t）	
死者							負傷者							うち重傷者															
計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物（参考値）	計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物（参考値）	計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物（参考値）	発生数（人）	滞留者数（人）	帰宅困難者数（人）		死者数（人）	発生数（人）		
0	0	0	0	0	0	0	11	11	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	1	97	－	－	138	0	0	1	千
0	0	0	0	0	0	1	24	23	0	0	1	0	12	0	0	0	0	0	0	2	348	－	－	109	0	0	1	中
0	0	0	0	0	0	1	23	19	0	0	4	0	22	2	0	0	0	1	0	4	245	－	－	167	0	0	1	港
1	0	0	0	0	0	2	76	67	0	0	8	0	30	4	0	0	0	3	0	6	2,368	－	－	130	0	0	4	新
1	0	0	0	1	0	2	75	50	0	0	24	0	20	10	0	0	0	10	0	4	742	－	－	62	1	0	2	文
0	0	0	0	0	0	1	76	64	0	0	11	0	17	4	0	0	0	4	0	3	1,081	－	－	85	0	0	2	台
0	0	0	0	0	0	2	106	104	0	0	3	0	25	1	0	0	0	1	0	5	1,400	－	－	52	0	0	3	墨
0	0	0	0	0	0	3	77	69	0	0	8	0	45	3	0	0	0	3	0	8	871	－	－	80	0	0	1	江
0	0	0	0	0	0	2	4	3	0	0	1	0	13	0	0	0	0	0	0	2	76	－	－	25	0	0	0	品
1	0	0	0	0	0	1	11	3	0	0	7	0	10	3	0	0	0	3	0	1	265	－	－	26	0	0	0	目
0	0	0	0	0	0	3	2	1	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	3	345	－	－	19	0	0	0	大
9	2	0	1	6	0	7	389	194	1	2	193	0	86	79	3	0	1	75	0	16	6,756	－	－	85	5	13	7	世
1	0	0	0	1	0	2	82	59	0	0	23	0	21	9	0	0	0	9	0	4	1,843	－	－	107	1	0	2	渋
3	2	0	1	1	0	3	252	234	0	1	17	0	31	12	5	0	0	7	0	6	6,026	－	－	42	2	17	7	中
35	14	0	17	3	0	8	1,022	881	0	21	119	1	174	81	29	0	6	46	0	39	19,063	－	－	80	16	114	23	杉
1	0	0	0	1	0	2	115	84	0	0	30	0	26	12	0	0	0	12	0	5	2,598	－	－	73	1	0	3	豊
1	0	1	0	0	0	3	90	81	1	0	7	0	33	3	0	0	0	3	0	6	3,793	－	－	32	1	1	3	北
0	0	0	0	0	0	2	139	130	0	0	9	0	19	3	0	0	0	3	0	4	3,913	－	－	27	0	0	3	荒
2	0	1	0	1	0	4	110	79	1	1	30	0	54	13	0	0	0	12	0	10	10,018	－	－	49	1	1	3	板
18	7	0	4	6	0	6	687	466	0	6	215	0	71	100	15	0	2	84	0	13	20,172	－	－	56	10	58	10	練
1	0	0	1	0	0	6	68	56	0	2	10	0	65	4	0	0	1	4	0	12	7,368	－	－	40	1	0	2	足
1	0	0	1	0	0	2	23	19	0	1	3	0	16	2	0	0	0	1	0	2	2,584	－	－	16	0	0	1	葛
1	0	0	0	0	0	3	26	21	0	1	4	0	24	2	0	0	0	1	0	3	383	－	－	26	0	0	1	江
76	25	3	26	21	0	65	3,488	2,718	4	39	726	1	846	348	52	2	11	283	0	158	92,355	－	－	1,524	40	204	79	区
314	270	17	26	1	0	9	4,840	4,703	21	71	42	2	177	537	490	10	20	16	0	39	98,523	－	－	158	128	1,782	141	八
237	222	1	12	1	0	7	3,066	2,986	2	21	51	6	131	534	507	1	6	20	1	29	57,218	－	－	108	108	1,577	98	立
10	8	0	2	1	0	2	474	452	0	2	20	0	45	30	22	0	1	8	0	10	13,440	－	－	49	4	69	9	武
15	11	1	2	1	0	3	524	500	2	3	18	0	58	31	22	1	1	7	0	13	11,158	－	－	33	7	83	11	三
104	81	14	9	0	0	2	1,148	1,109	17	14	8	0	45	141	126	9	4	3	0	10	20,880	－	－	11	41	466	50	青
106	92	1	12	1	0	7	1,894	1,846	1	18	27	2	145	210	194	1	5	10	0	32	50,938	－	－	77	47	666	54	府
167	157	0	9	1	0	4	1,923	1,887	1	15	18	2	83	327	315	0	4	7	0	18	39,803	－	－	12	72	1,242	59	昭
6	4	1	1	0	0	3	304	290	1	2	12	0	71	16	11	0	0	5	0	16	7,741	－	－	32	3	46	6	調
24	16	5	3	0	0	4	743	716	6	6	15	0	43	39	28	3	2	6	0	8	15,942	－	－	56	11	107	19	町
46	41	0	5	0	0	2	861	836	0	7	17	1	36	81	72	0	2	7	0	8	21,469	－	－	7	19	288	20	小
159	144	0	13	1	0	6	2,015	1,944	0	21	46	3	116	286	262	0	6	18	0	26	46,605	－	－	15	69	902	54	小
209	193	9	5	2	0	6	2,674	2,591	12	12	55	5	121	406	375	6	3	21	0	27	58,025	－	－	50	89	1,459	87	日
76	67	1	6	2	0	5	1,316	1,232	1	11	70	3	89	161	130	0	3	27	0	20	36,602	－	－	9	37	475	31	東
167	147	3	10	6	0	4	1,886	1,649	4	15	202	16	82	342	255	2	4	79	2	18	42,171	－	－	37	66	1,225	51	国
76	67	1	9	0	0	3	1,025	998	1	12	14	1	51	162	153	0	3	5	0	11	27,677	－	－	5	33	788	29	国
90	82	1	7	0	0	2	955	930	1	11	12	1	43	161	153	1	3	5	0	9	19,583	－	－	7	40	603	32	福
0	0	0	0	0	0	1	5	2	0	0	3	0	8	1	0	0	0	1	0	1	418	－	－	2	0	0	0	狛
116	101	1	14	1	0	3	1,225	1,177	1	19	26	2	57	195	179	1	5	10	0	13	28,077	－	－	7	53	702	36	東
7	6	0	0	0	0	1	267	264	0	1	2	0	24	14	13	0	0	1	0	5	8,696	－	－	3	4	50	5	清
20	17	1	2	0	0	2	605	588	1	3	13	0	37	40	33	1	1	5	0	8	16,987	－	－	4	10	134	12	東
125	113	0	12	0	0	3	1,099	1,075	0	18	6	0	50	182	175	0	5	2	0	11	25,678	－	－	8	61	708	45	武
43	36	6	1	0	0	4	1,400	1,383	8	3	7	0	88	140	132	4	1	3	0	20	30,627	－	－	8	17	564	25	多
13	11	2	0	0	0	1	468	463	2	1	2	0	26	29	27	1	0	1	0	6	9,716	－	－	4	6	105	9	稲
34	23	1	10	0	0	2	509	489	1	14	5	0	34	69	63	0	4	2	0	8	18,379	－	－	6	14	241	25	羽
94	63	5	26	0	0	3	711	632	7	64	9	0	49	102	77	3	18	4	0	11	15,958	－	－	6	37	296	29	あ
32	27	0	4	1	0	3	963	932	0	6	25	1	62	66	54	0	2	10	0	14	25,056	－	－	7	14	239	17	西
53	49	0	3	0	0	1	480	472	0	5	2	0	23	72	69	0	1	1	0	5	9,919	－	－	5	20	301	22	瑞
17	9	5	4	0	0	0	112	100	6	5	1	0	5	14	9	3	1	0	0	1	2,694	－	－	2	7	41	8	日
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	－	－	0	0	0	0	檜
3	0	3	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	151	－	－	0	2	0	2	奥
2,366	2,058	79	207	21	1	93	33,499	32,246	99	378	727	48	1,798	4,388	3,944	50	106	284	5	396	760,136	－	－	729	1,017	15,159	988	多
2,442	2,083	83	233	42	1	158	36,987	34,965	103	417	1,453	49	2,644	4,737	3,996	52	117	567	5	554	852,491	－	－	2,253	1,056	15,364	1,066	都

資料第２　地震に関する地域危険度（都都市整備局）　　**（本文 14 頁）**

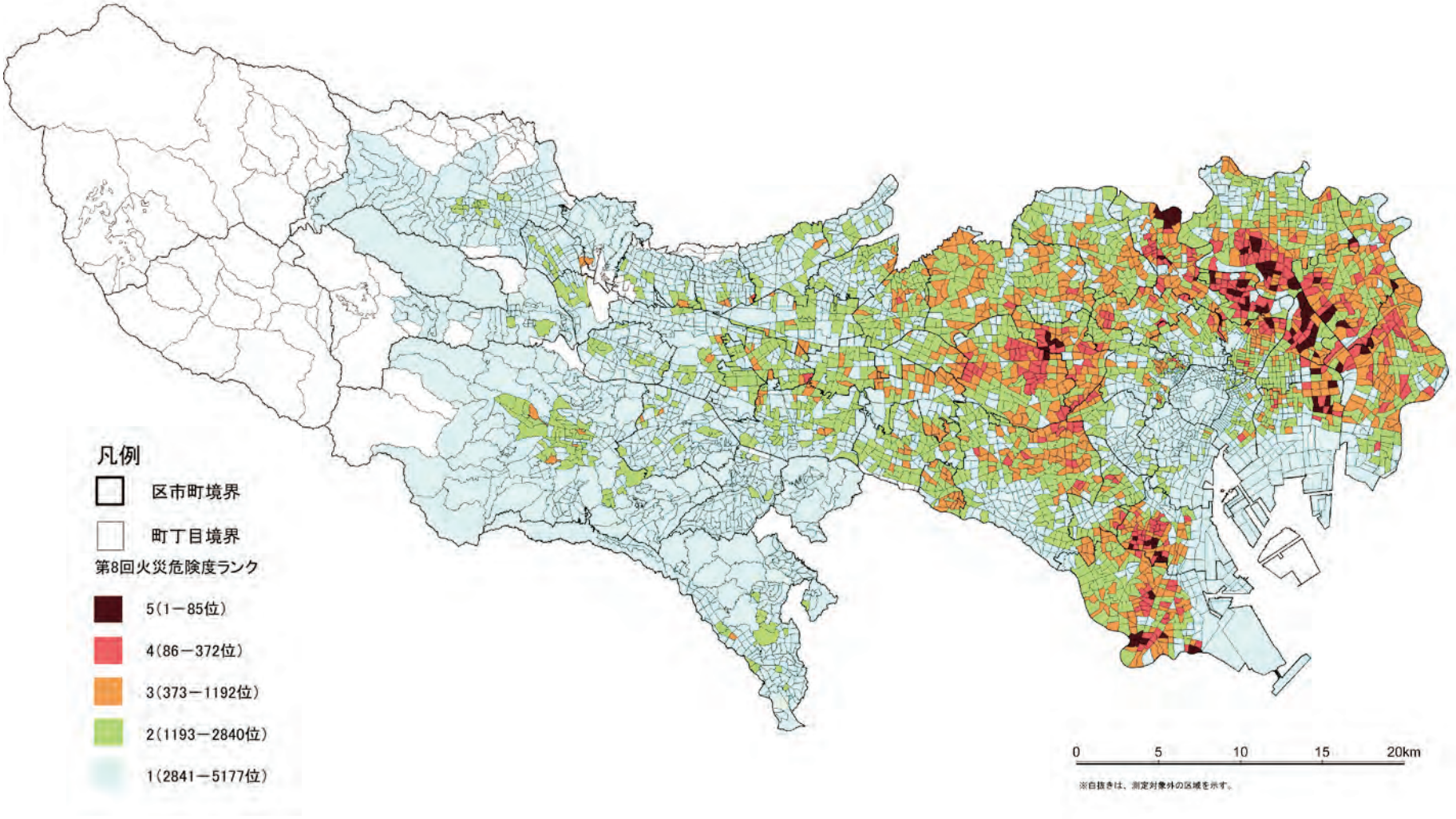
①　地盤分類



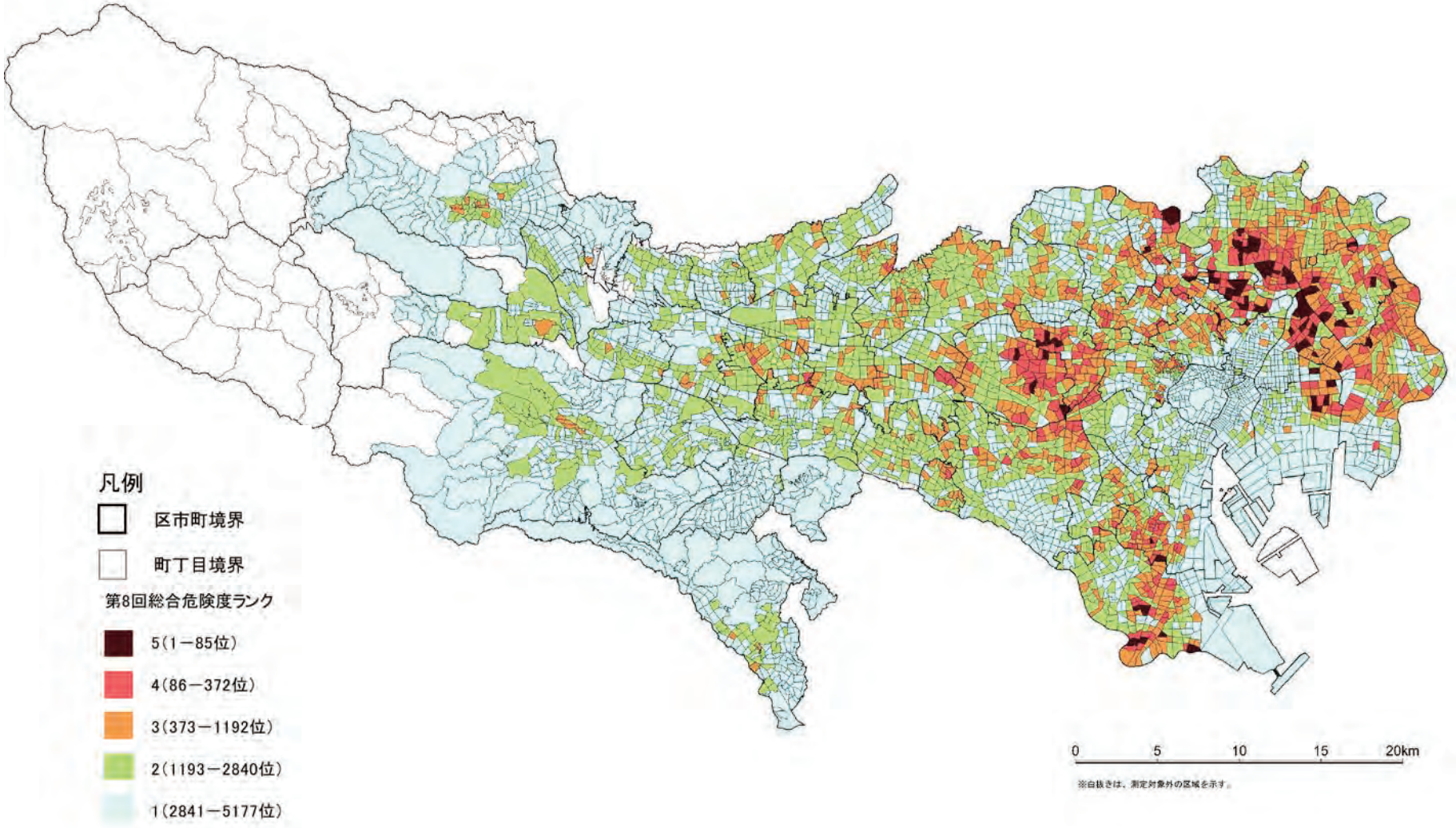
② 建物倒壊危険度


凡例
区市町境界
町丁目境界
第8回建物倒壊危険度ランク
5(1－85位)
4(86－372位)
3(373－1192位)
2(1193－2840位)
1(2841－5177位)
0
5
10
15
20km
※白抜きは、測定対象外の区域を示す。

③　火災危険度


凡例
区市町境界
町丁目境界
第8回火災危険度ランク
5(1－85位)
4(86－372位)
3(373－1192位)
2(1193－2840位)
1(2841－5177位)
0
5
10
15
20km
※白抜きは、測定対象外の区域を示す。

③　総合危険度


凡例
区市町境界
町丁目境界
第8回総合危険度ランク
5(1－85位)
4(86－372位)
3(373－1192位)
2(1193－2840位)
1(2841－5177位)
0
5
10
15
20km
※白抜きは、測定対象外の区域を示す。

資料第３　火災予防審議会（地震対策部会）の諮問及び答申事項一覧（東京消防庁）

（本文15頁）

年　月	諮　問　事　項	年　月	答　申　事　項
昭 47.11 （第１期）	震災時における出火危険度及び延焼拡大危険度の諸要因と対策について	昭 49. 4	・東京区部における火災危険度及び延焼危険度の測定、及びその対策
昭 50. 3 （第２期）	地震時の火災危険逓減対策について	昭 52. 3	・区部の路線の焼け止まり効果判定及び建物の不燃化等防災都市への対策指針 ・LPガスの感震遮断装置に関する技術基準
昭 52. 3 （第３期）	地下街の消防対策について	昭 54. 3	・地下街における出火防止対策、パニック防止対策、防火管理体制の強化対策
昭 54. 5 （第４期）	地震時における出火要因の解明と対策について	昭 56. 3	・工業炉等多量の火気使用設備の安全指針 ・危険物・LPガス施設及び輸送車両の地震対策 ・化学薬品の混触発火の危険性とその対策
昭 56. 5 （第５期）	「地震時における用途別建物の出火危険予測と対策」及び「東京区部における延焼危険度の推移と対策」について	昭 57. 3 昭 58. 3	・東京区部における延焼危険度の測定及びその対策 ・不特定多数者の収容施設の用途別出火危険評価の実施及びその対策指針 ・地震時における防災市民組織等の消火活動能力評価とその充実強化
昭 58. 5 （第６期）	地震時における市街地大火の延焼性状の解明と対策について	昭 60. 3	・延焼速度式(東消式)の開発 ・市街地大火の延焼性状に与える各種影響の分析及び延焼防止対策
昭 60. 5 （第７期）	地震時における地域別の総合的出火危険予測と対策について	昭 62. 3	・総合的な出火危険予測手法の確立 ・火気器具別の出火防止対策
昭 62. 6 （第８期）	地震時における災害情報に関する課題と対策について	平　元. 3	・災害情報の収集・処理・伝達に関する体制の整備強化対策 ・延焼速度式(東消拡張式)の開発
平　元. 6 （第９期）	都市環境の変化に伴う都民の新たな震災対策の在り方について	平　３. 3	・都民の生活、行動様式の変化に対応した防災意識、防災行動力の高揚対策 ・市街地の建物状況など都市の空間構造の変化に対応した防災対策
平　３. 7 （第10期）	都市活動の深夜化に対する震災対策の在り方について	平　５. 3	・都市活動の深夜化、24時間化に伴う夜間の都市活動と防災体制の実態及び夜間発災時の危険要因の把握 ・夜間に発災した場合の安全対策、防災行動力確保のための諸対策
平　５. 6 （第11期）	東京直下の地震を踏まえた地域防災力向上策等震災対策の在り方について	平　７. 5	・地震被害予測システムの開発 ・地域防災力の評価手法の開発 ・災害時支援ボランティアのあり方について
平　７. 6 （第12期）	直下の地震を踏まえた新たな出火要因及び延焼性状の解明と対策について	平　９. 3	・電気に起因する出火など、新たな出火要因に対応した出火防止対策 ・延焼速度式の更新(東消式97)及び建物倒壊を考慮した延焼防止対策
平　９. 7 （第13期）	地震発生時における人命危険要因の解明と対策について	平 11. 3	・道路通行障害への諸対策 ・地震発生時における人命危険量及び救助活動障害度の評価手法の開発 ・屋内の安全空間づくりの推進等を主旨とする体系化された対策
平 11. 7 （第14期）	地震火災に関する地域の防災性能評価手法の開発と活用方策	平 13. 3	・地域の消火活動の可能性に関する評価手法の開発 ・消防機関の消火活動の困難性に関する評価手法の開発 ・新たな延焼速度式「東消式2001」の構築

年　月	諮　問　事　項	年　月	答　申　事　項
平 13. 7 （第15期）	地震における消防活動体制のあり方について	平 15. 3	・都民が主体となった初期消火体制の充実 ・都民等との協働・連携を強化した消防署単位での震災消防活動対策の推進 ・東京消防庁管内全域での被害軽減のための震災消防活動体制の整備
平 15. 8 （第16期）	地震時における人口密集地域の災害危険要因の解明と消防対策について	平 17. 3	・人口密集地域に対する消防活動体制の拡充 ・人口密集地域における出火防止対策の推進 ・人的被害軽減対策の推進
平 17. 6 （第17期）	地震時における地域の防災力に関する課題と対策について	平 19. 3	・消防団の災害対応能力の向上 ・地域の住民による災害活動能力の向上 ・地域の事業所による災害対応能力の向上
平 19. 7 （第18期）	地震時における地域消防活動と災害情報収集伝達体制のあり方について	平 21. 3	・地震火災を地域内で消火できる活動体制の整備 ・主体的な地域防災力を形成する効果の上がる防災訓練等の推進 ・地震時における災害情報収集・処理・伝達体制の整備
平 21. 7 （第19期）	減災目標を達成するため木造住宅密集地域において緊急に実施すべき震災対策について	平 23. 3	・出火防止・初期消火対策の推進 ・地域の消火活動体制の構築 ・木造住宅密集地域の特性を踏まえた消防活動体制の推進
平 23. 4 （第20期）	大規模災害に備えた災害時要援護者の被害軽減方策について	平25. 3	・災害時要援護者に対する防災意識啓発の推進 ・災害時要援護者に対する防火防災訓練の推進 ・災害時要援護者世帯における生活の安全化 ・災害時要援護者に対する地域ぐるみの支援体制の構築
平25. 4 （第21期）	地震火災による人的被害の軽減方策	平27. 4	・地震時の出火の減少に関する対策 ・地震時の初期消火活動に関する対策 ・地震時の延焼被害の軽減に関する対策 ・地震火災時の避難場所への避難支援に関する対策
平27. 5 （第22期）	地域特性を踏まえた防火防災訓練のあり方	平29. 3	・訓練未参加者に、訓練の情報・必要性を知ってもらう方策 ・訓練に参加できる環境を整えて参加してもらう方策 ・訓練参加者には訓練の参加を続けてもらう方策
平29. 7 （第23期）	地震時等における火災情報等の活用方策	平31. 4	・ＩＣＴ等の活用による都民の安全性を高めるための情報収集手段の充実 ・ＡＩ等の活用による都民に役立つ災害情報の「一元化」「見える化」 ・関係機関との情報共有・都民への情報提供の仕組づくり

資料第４　東京消防庁の実施している各種調査研究等（東京消防庁）　（本文15頁）

１　震災による被害の軽減に関する調査研究
市街地状況調査、出火・延焼危険度測定、路線別焼け止まり効果測定を中心とした各種危険度測定の実施による震災時の被害予測に関する基礎データの収集や、震災時における消防活動の支援等に活用するための提供情報の整備を行う。
２　消防活動技術に関する調査検証
火災をはじめとする各種災害による被害の軽減と消防活動の安全化に資するため、火災性状、消防活動技術、消防活動用の資器材等に関する調査検証を行う。
３　都民や事業所の火災対応に関する調査検証
震災時等における出火防止対策に資するため、出火原因となる物品やその燃焼性状を科学的に把握するとともに事業所が使用する機器等について、火災等に起因する各種の事故を防止するため、その危険性について検証する。
４　危険物質対策に関する調査検証
震災時に発生すると見込まれる危険物質に関連する施設等の災害や家屋倒壊等の災害から発生する有害物質への対応力の強化を目的とし、発生しうる有害物質の性状や対応方策について調査検証を実施する。
５　消防活動に関する調査検証
消防隊員の安全かつ効率的な活動に資するため、震災時の長時間かつ困難な消防活動に係る生理学的検証や災害心理の調査検証を行う。

資料第５　応急手当普及用資器材現況（東京消防庁）　　**（本文76頁）**

区分	平成31年 ４月１日現在
普及用 訓練人形	2,012体

資料第６　応急手当指導員・普及員数[特別区]（東京消防庁）　　**（本文81頁）**

区分	平成31年 ４月１日現在
消防団員 （特別区）	2,583人

資料第７　防災市民組織の結成数の推移（都総務局）　　**（本文78頁）**

（各年４月１日現在）

区分＼年	25	26	27	28	29	30
特別区	4,703	4,700	4,703	4,707	4,721	4,730
市町村	2,429	2,477	2,526	2,582	2,471	2,371
計	7,132	7,177	7,229	7,289	7,192	7,101

資料第８　防災市民組織の訓練用資器材の現況（東京消防庁）　　**（本文78頁）**

区分	平成31年４月１日現在
D級可搬消防ポンプ	８１台
スタンドパイプセット	３１３セット
煙体験ハウス	８３棟
訓練用通報装置	１６６台
起震車	１台
ＶＲ防災体験車	１台
まちかど防災訓練車	４台
模擬消火装置（ほのお君）	８４台

資料第９　消防団の現況（都総務局、東京消防庁）　（本文80頁）

（平成31年４月１日現在）

地域	団数	分団数	定員
千代田区	3	8	370
丸の内	1	2	100
麹町	1	3	120
神田	1	3	150
中央区	3	18	400
京橋	1	7	150
日本橋	1	7	150
臨港	1	4	100
港区	4	19	580
芝	1	8	220
麻布	1	4	120
赤坂	1	3	130
高輪	1	4	110
新宿区	3	19	550
四谷	1	3	100
牛込	1	4	150
新宿	1	12	300
文京区	2	12	400
小石川	1	6	200
本郷	1	6	200
台東区	3	16	550
上野	1	8	280
浅草	1	4	130
日本堤	1	4	140
墨田区	2	17	650
本所	1	8	300
向島	1	9	350
江東区	2	18	570
深川	1	10	290
城東	1	8	280
品川区	3	17	700
品川	1	6	270
大井	1	4	200
荏原	1	7	230
目黒区	1	12	500
目黒	1	12	500
大田区	4	31	1,170
大森	1	8	300
田園調布	1	9	300
蒲田	1	7	300
矢口	1	7	270
世田谷区	3	36	1,250
世田谷	1	18	700
玉川	1	11	300
成城	1	7	250
渋谷区	1	11	450
渋谷	1	11	450
中野区	2	16	500
中野	1	8	250
野方	1	8	250
杉並区	2	16	750
杉並	1	9	400
荻窪	1	7	350
豊島区	2	13	450
豊島	1	7	220
池袋	1	6	230
北区	3	23	610
王子	1	8	200
赤羽	1	7	200
滝野川	1	8	210
荒川区	2	14	500
荒川	1	8	300
尾久	1	6	200
板橋区	2	18	700
板橋	1	8	350
志村	1	10	350
練馬区	3	23	790
練馬	1	8	280
光が丘	1	5	180
石神井	1	10	330
足立区	3	29	1,260
千住	1	8	380
足立	1	12	520
西新井	1	9	360
葛飾区	2	27	1,200
本田	1	16	700
金町	1	11	500
江戸川区	3	26	1,100
江戸川	1	10	350
葛西	1	8	300
小岩	1	8	450
特別区小計	58	439	16,000

地域	分団数	定員
八王子市	13	1,590
立川市	10	200
武蔵野市	10	260
三鷹市	10	204
青梅市	8	673
府中市	18	420
昭島市	4	90
調布市	15	304
町田市	5	660
小金井市	5	83
小平市	9	150
日野市	8	490
東村山市	7	150
国分寺市	6	94
国立市	6	126
福生市	5	186
狛江市	6	108
東大和市	7	189
清瀬市	7	145
東久留米市	10	224
武蔵村山市	8	210
多摩市	10	212
稲城市	8	207
羽村市	6	200
あきる野市	7	506
西東京市	12	244
瑞穂町	5	170
日の出町	5	224
檜原村	4	200
奥多摩町	7	315
多摩地域小計	241	8,834

地域	分団数	定員
大島町	8	414
利島村	2	40
新島村	11	280
神津島村	3	210
三宅村	5	150
御蔵島村	2	35
八丈町	5	330
青ヶ島村	2	35
小笠原村	1	93
島しょ地区小計	39	1,587

（本文80頁）

資料第10　消防団施設・装備の現況[特別区]（東京消防庁）

区分	平成31年 4月1日現在
分団本部施設 可搬ポンプ積載車	360棟 285台

資料第 11　指定公共機関等の訓練一覧（指定公共機関等）　（本文 81 頁）

機　関　名	内　　容
日　本　銀　行	（訓練項目） 1　システム障害対策訓練 2　代替業務拠点移行訓練 3　本店災害対策本部立上訓練 4　本店災害対策本部運営訓練 5　危機回避行動訓練および避難訓練 6　業務継続要員参集訓練 7　安否確認訓練 8　一斉連絡・応答訓練 9　その他 （実施時期・回数） 年１回（９月～１０月）が主
Ｊ　Ｒ　東　日　本	（訓練項目） 1　非常招集・参集 2　情報連絡・情報提供 3　社員・家族安否確認 4　脱線復旧 5　初期消火 6　避難誘導 7　救出救護 8　列車防護 9　応急復旧 10　対策本部設置運営 （実施時期及び場所） 「防災の日」に本社、支社及び各現場が一体となった総合防災訓練を実施しているほか、現場独自の計画による訓練も適宜実施している。
Ｊ　Ｒ　東　海	1　社員に対する教育・訓練 本社、各鉄道事業本部等は、社員に対して防災知識の普及に努めるとともに、災害応急業務又は災害復旧業務に従事する社員に対しては、必要な技術、技量を高度に発揮できる教育・訓練を実施することとする。また、社員に対してより実践的で効果的な合同訓練を実施することとする。 2　関係機関の訓練への参加 本社は中央防災会議が実施する訓練に、各鉄道事業本部等は地方防災会議等が実施する訓練に参加することとする。
東　京　電　力 グ　ル　ー　プ	（訓練項目） 1　情報連絡訓練 2　非常呼集や参集訓練 3　復旧訓練 4　消防避難訓練 5　国及び自治体が実施する防災訓練への参加 （実施時期・回数） 年１回以上（全社規模及び各事業所）
東　京　ガ　ス	（訓練項目） 1　地震時の出動訓練 2　地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 3　各事業所間の応援体制訓練 4　各事業所間の応援体制訓練 5　災害発生を想定した応急措置、復旧計画訓練 6　その他国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加 （実施時期・回数） 年１回以上（本社及び各事業所）

機 関 名	内 容
日本郵便株式会社東京支社	（訓練項目） 1　危機管理社内訓練 2　緊急時一斉応答訓練 3　避難・初期消火訓練 4　自治体が実施する防災訓練への参加 （実施時期・回数） 年１回以上
ＮＴＴ東日本 ＮＴＴコミュニケーションズ ＮＴＴドコモ	1　防災訓練 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年１回以上実施する。 （1）災害予報及び警報の伝達 （2）非常招集 （3）災害時における通信そ通確保（災害用伝言サービスの運営を含む） （4）各種災害対策用機器の操作 （5）電気通信設備等の災害応急復旧 （6）消防及び水防 （7）避難及び救護 2　総合防災訓練への参加 中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
ＫＤＤＩ	（訓練項目） 1　災害の予報及び警報（警戒宣言等）の伝達訓練 2　本社・災害対策本部の設営、運営訓練 3　地方・現地対策室の設営、運営訓練 4　関係要員の非常招集訓練 5　全事業所を対象とした情報連絡訓練 6　通信設備の被害を想定した応急復旧訓練 7　営業、広報、管理、管財及び救護対策訓練 8　災害対策用機器の操作訓練 9　避難、救護、重要書類の持ち出し等の訓練 10　防災会議及び行政機関等で実施する防災訓練への参加 （実施時期・回数） 定期的又は随時、年１回以上
ソフトバンク	1　社内防災訓練 防災業務を円滑、かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を毎年１回以上実施する。 （1）地震災害予報及び警報の伝達 （2）非常招集 （3）各種災害対策用機器の操作 （4）電気通信設備等の災害応急復旧 （5）避難所等への支援 2　社外防災訓練 防災会議及び行政機関等で実施する防災訓練へ参加する。

機関名	内容
日赤東京都支部	災害発生時における迅速かつ円滑な救護活動の実施を目的として訓練を行う。同時に赤十字病産院、血液センターにおいては、入院患者安全確保対策、血液確保対策等の訓練を行う。 また、赤十字奉仕団員、赤十字個人ボランティア及び一般都民を対象に、救護ボランティア活動に必要な応急救護訓練、無線通信訓練等を行い、防災意識の高揚を図る。 （訓練項目） 1　情報収集・伝達 2　職員招集 3　本部運営 4　救護ボランティア受入活動 5　応急救護 6　医療救護 7　血液救護班派遣 8　緊急血液輸送 9　非常炊出し 10　安否確認 11　災害救援物資輸送 12　後方医療機関運営 13　帰宅困難者支援 14　その他災害救護に関する研修 （実施時期・回数） 1　総合訓練年１回 2　広域応援救護訓練年１回 3　施設訓練年１回以上 4　職員災害救護基礎訓練年１回 5　職員災害救護フォローアップ訓練年１回 6　その他訓練適宜
首都高速道路	（訓練項目） 1　高架下点検訓練 2　交通パトロール訓練 3　災害対策本部運営訓練 4　情報受伝達訓練 5　初期参集訓練 6　その他訓練 （実施時期・回数） 年１回以上
東日本高速道路	（訓練項目） 1　非常参集訓練 2　情報収集・伝達訓練 3　災害対策本部設置運営訓練 4　災害応急対策訓練 5　その他訓練 （実施時期・回数） 年１回以上
中日本高速道路	（訓練項目） 1　初動対応訓練 2　安否確認・非常参集訓練 3　災害対策本部運営訓練 4　応急対策訓練 5　緊急地震速報・防災拡声放送訓練 6　避難誘導訓練 7　その他訓練
日本放送協会	（訓練項目） 1　組織動員 2　情報連絡 3　放送送出 4　視聴者対応 5　放送施設防災 6　局舎防災 7　輸送 8　宿泊 9　給水 10　避難救助 11　非常持出 12　医療救護ほか 13　生活情報収集・放送 （実施時期・回数） 年２回（総合訓練と実地訓練）

機 関 名	内　　容
ＴＢＳテレビ	（訓練項目） 1　防災一般（総合、部分） 2　放送送出（非常用送信） 3　情報連絡 4　災害時特別番組制作のための訓練 （実施時期・回数） 年数回
文 化 放 送	（訓練項目） 1　防災一般（総合） 2　放送送出（非常用送信） 3　防災特別放送（兼　訓練） （実施時期・回数） 年２回、自衛消防訓練（防火・防災）を実施 なお、９月１日には、防災意識の向上を図るため、防災特別放送を実施している。
ニッポン放送	（訓練項目） 1　組織動員 2　情報収集伝達（放送送出） 3　放送施設の保守確保 4　局舎の保守業務 5　非常持出品・食品の点検 （実施時期・回数） 年１回 なお、毎年９月１日に、非常対策規程の運用と社員の訓練を兼ねた長時間の防災特別放送を実施している。
ラ ジ オ 日 本	（訓練項目） 1　組織・連絡系統の点検 2　災害時の放送施設の運用 3　情報収集・伝達訓練 （実施時期・回数） 年１回以上、９月１日前後
エフエム東京	（訓練項目） 1　情報連絡・組織動員 2　非常用設備動作訓練 （実施時期・回数） 年１回以上
Ｊ－ＷＡＶＥ	（訓練項目） 1　緊急連絡系統の確認・訓練（非常特別放送態勢訓練を含む。） 2　情報収集と伝達訓練 3　放送設備の防災と保守 4　社内防災訓練 （実施時期・回数） 年１回

機　関　名	内　　容
日経ラジオ社	（訓練項目） 1　組織・動員 2　放送設備防災 3　社屋の防災 4　避難・救助ほか （実施時期・回数） 年１回以上
日本テレビ	（訓練項目） 1　組織、連絡系統動員 2　放送施設防災 3　自衛消防隊組織、防御、教育、避難、消火の総合訓練（年２回以上） 4　報道特別番組制作のための訓練 （実施時期・回数） 年１回以上
フジテレビジョン	（訓練項目） 1　災害時放送体制訓練（ＦＮＮ協力、非常呼集など） 2　非常無線、備品等の点検 3　非常通信体制訓練など （実施時期・回数） 年２回
テレビ朝日	（訓練項目） 1　非常時放送体制訓練（ＡＮＮ協力） 2　非常無線、備品等の点検 （実施時期・回数） 年１回
テレビ東京	（訓練項目） 1　非常災害態勢の訓練（バックヤード） 2　災害時特別報道番組の訓練（ＴＸＮ系列局と連携を含む） 3　防災訓練 4　備品等の点検 5　緊急時の安否確認訓練、緊急要員召集 （実施時期・回数） 年１回以上
TOKYO MX	（訓練項目） 1　組織、連絡系統の点検 2　災害時の放送実施の運用訓練 3　社内防災訓練 4　非常通信設備、備品等の点検 （実施時期・回数） 年１回

機 関 名	内　　容
ＴＢＳラジオ	（訓練項目） 1　防災一般（総合、部分） 2　放送送出（非常用送信） 3　情報連絡 4　災害時特別番組制作のための訓練 （実施時期・回数） 年１回以上
東　武　鉄　道	（訓練項目） 1　異常時総合訓練 （1）列車脱線復旧訓練　（5）初期消火訓練 （2）鉄道施設復旧訓練　（6）非常召集訓練 （3）列車防護訓練　（7）情報伝達訓練 （4）旅客の避難誘導訓練　（8）その他 2　防災訓練 （1）減速運転訓練　（4）旅客の避難誘導・救急措置訓練 （2）一旦停止と注意運転訓練　（5）要注箇所点検訓練 （3）駅混乱防止対策訓練　（6）情報伝達訓練 （実施時期・回数） 異常時総合訓練は、本線・東上線でそれぞれ毎年 1 回実施している。防災訓練は、九都県市合同防災訓練に合わせ毎年１回実施している。
東　急　電　鉄	（訓練項目） 1　車両脱線復旧訓練　5　情報収集伝達訓練 2　車両火災の初期消火訓練　6　施設点検訓練 3　旅客の避難誘導訓練　7　減速運転訓練 4　非常招集訓練　8　広報活動訓練 （実施時期・回数） 総合訓練を防災の日を含め、年２回実施するとともに、各現業・職場ごとに防災対策上必要な訓練を実施する。
京　成　電　鉄	（訓練項目） 1　車両脱線復旧訓練　6　施設点検訓練 2　車両火災の初期消火訓練　7　減速運転訓練 3　旅客の救急措置訓練　8　列車一旦停止訓練 4　非常招集訓練　9　誘導案内放送訓練 5　情報収集伝達訓練　10　広報活動訓練 （実施時期・回数） 総合訓練を防災の日を含め、年２回実施するとともに、各現業・職場ごとに防災対策上必要な訓練を実施する。
京　王　電　鉄	（訓練項目） 1　非常招集（安否確認）訓練　5　避難誘導案内訓練 2　事故対策本部設置訓練　6　救急・救護活動訓練 3　情報収集・伝達訓練　7　脱線復旧訓練 4　施設の点検訓練　8　その他 （実施時期・回数） 総合防災訓練、防災の日

機 関 名	内　　容
京 急 電 鉄	（訓練項目） 1　通信訓練 2　列車の一旦停止訓練 3　列車の減速運転訓練 4　非常招集訓練 5　避難誘導訓練 6　救助訓練 7　列車防護訓練 8　情報伝達訓練 9　対策本部設置訓練 10　安否登録訓練 11　鉄道事故復旧訓練 12　その他 （実施時期・回数） ９月に鉄道本部全体で防災訓練を実施するとともに、関係自治体等が実施する各種訓練等に参加する他、各種運動期間中に職場ごとで訓練を実施する。その他の訓練として、津波避難誘導訓練、津波避難者受入訓練、テロ対策訓練を年１回実施する。
西 武 鉄 道	（訓練項目） 1　総合復旧訓練 （1）災害（事故）対策本部設置訓練 （2）架線断線復旧訓練 （3）通信訓練 （4）列車の脱線復旧訓練 （5）施設の点検訓練 （6）出動訓練 （7）通報・連絡・伝達訓練 2　防災訓練 （1）一旦停止・減速運転訓練 （2）震災時安否等報告訓練 （3）情報伝達訓練 （4）避難誘導訓練 （実施時期・回数） 総合復旧訓練（１１月）、防災訓練（防災の日）に実施。その他職場ごとに異常時訓練を年１回実施する。
小 田 急 電 鉄	（訓練項目） 1　非常招集訓練 2　情報収集と伝達訓練 3　旅客避難・誘導訓練 4　従業員避難訓練 5　対策本部設置訓練 6　各担当業務に必要な防災及び応急処置訓練 （実施時期・回数） 異常時総合訓練１０月　全社防災訓練（防災週間） その他の訓練は鉄道各部門が定めた年間スケジュールに基づき実施
東 京 地 下 鉄	（訓練項目） 1　対策本部訓練 2　減速運転訓練 3　一旦停止訓練 4　情報伝達訓練 5　非常招集訓練 6　避難誘導訓練 7　自衛消防訓練 8　救護活動訓練 9　応急処置訓練 10　連絡通報訓練 11　復旧訓練 12　異常時総合想定訓練 13　その他の訓練（各地域防災訓練の参加等） （実施時期・回数） 異常時総合想定訓練は、原則として防災週間に実施している。その他防災対策上必要な訓練を各種運動期間中に、地域防災ネットワーク及び各職場ごとに実施する。

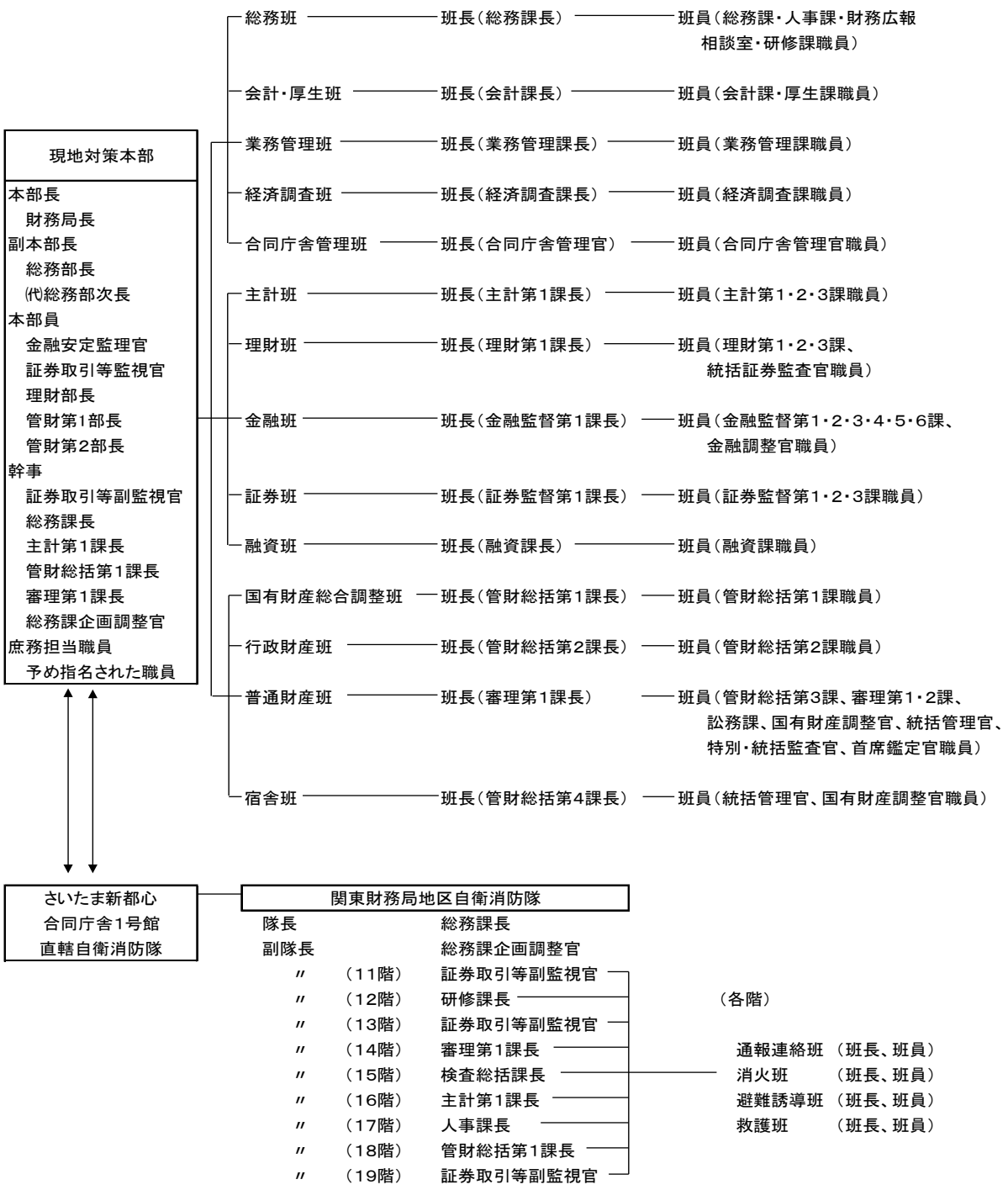
機関名	内容
東京モノレール	（訓練項目） 1　減速運転 2　一旦停止訓練 3　非常招集訓練 4　情報連絡訓練 5　旅客誘導案内訓練 6　応急救護訓練 7　各担当に必要な防災訓練 8　その他（関係自治体等各地域の総合防災訓練に参加） （実施時期・回数） 防災週間及び火災予防運動の期間に合わせ、地域の実態にあわせて行う。
ゆりかもめ	（訓練項目） 1　列車の減速運転訓練 2　連絡通報・招集訓練 3　情報伝達訓練 4　事故復旧本部、事故・災害対策本部設置訓練 5　避難誘導訓練 6　事故復旧訓練 （実施時期・回数） 異常時総合訓練及び防災訓練（防災の日）を、それぞれ年１回
多摩都市モノレール	（訓練項目） 1　異常時想定訓練 2　非常招集伝達訓練 3　非常参集訓練 4　自衛消防訓練（通報・消火・避難） 5　その他必要とするもの （実施時期・回数） 年１回以上
北総鉄道	（訓練項目） 1　非常招集訓練 2　鉄道災害対策本部設置訓練 3　列車の減速運転訓練 4　情報収集、伝達訓練 5　施設の点検訓練 6　車両脱線復旧訓練（年２回実施） 7　消火器、消火栓の使用訓練 8　広報活動訓練　　ほか （実施時期・回数） 総合防災訓練　防災の日
東京臨海高速鉄道	（訓練項目） 1　非常招集訓練 2　情報連絡訓練 3　旅客誘導案内訓練 4　各担当業務に必要な防災訓練 （実施時期・回数） 年１回以上
首都圏新都市鉄道	（訓練項目） 1　異常時総合訓練 2　列車防護訓練 3　通報連絡訓練 4　対策本部・現地本部設置訓練 5　情報収集伝達訓練 6　救出・非難誘導訓練 7　仮設電話設置訓練 8　支障物除去訓練 9　応急手当訓練 10　心肺蘇生訓練 11　軌道復旧訓練 12　車両脱線復旧訓練 13　電車線断線復旧訓練 14　非常召集訓練 15　一旦停止訓練 （実施時期・回数） 異常時総合訓練１０月、防災の日、その他各職場で９月に防災訓練を実施する。

資料第12　防災機関の災害対策組織（各防災機関）　（本文318頁）

	機関名	頁		機関名	頁
1	関東財務局	45	35	東京電力グループ	84
2	関東信越厚生局	47	36	東武鉄道	86
3	関東農政局	48	37	東急電鉄	87
4	関東森林管理局	50	38	京成電鉄	88
5	関東経済産業局	51	39	京王電鉄	89
6	関東東北産業保安監督部	52	40	京急電鉄	90
7	関東地方整備局	53	41	西武鉄道	91
8	関東運輸局	56	42	小田急電鉄	93
9	東京航空局	58	43	東京地下鉄	94
10	関東地方測量部	59	44	東京モノレール	95
11	第三管区海上保安本部	60	45	ゆりかもめ	95
12	東京管区気象台	60	46	北総鉄道	96
13	関東総合通信局	61	47	多摩都市モノレール	97
14	関東地方環境事務所	62	48	東京臨海高速鉄道	98
15	北関東防衛局	63	49	首都圏新都市鉄道	99
16	NTT東日本	64	50	都トラック協会	100
17	NTTコミュニケーションズ	65	51	都医師会	101
18	NTTドコモ	66	52	都歯科医師会	103
19	日本銀行	67	53	都薬剤師会	103
20	日赤東京都支部	68	54	献血供給事業団	104
21	日本放送協会	69	55	都獣医師会	105
22	東日本高速道路	70	56	TBSホールディングス	106
23	中日本高速道路	71	57	文化放送	107
24	首都高速道路	72	58	ニッポン放送	108
25	水資源機構	73	59	ラジオ日本	109
26	国立病院機構	74	60	エフエム東京	110
27	KDDI	76	61	Ｊ－ＷＡＶＥ	110
28	ソフトバンク	77	62	日経ラジオ社	111
29	JR東日本	78	63	日本テレビ	112
30	JR東海	79	64	テレビ東京	113
31	JR貨物	80	65	フジテレビジョン	114
32	東京ガス	81	66	テレビ朝日	115
33	日本通運	82	67	ＴＯＫＹＯ　ＭＸ	117
34	西濃運輸	83	68	ＴＢＳラジオ	118

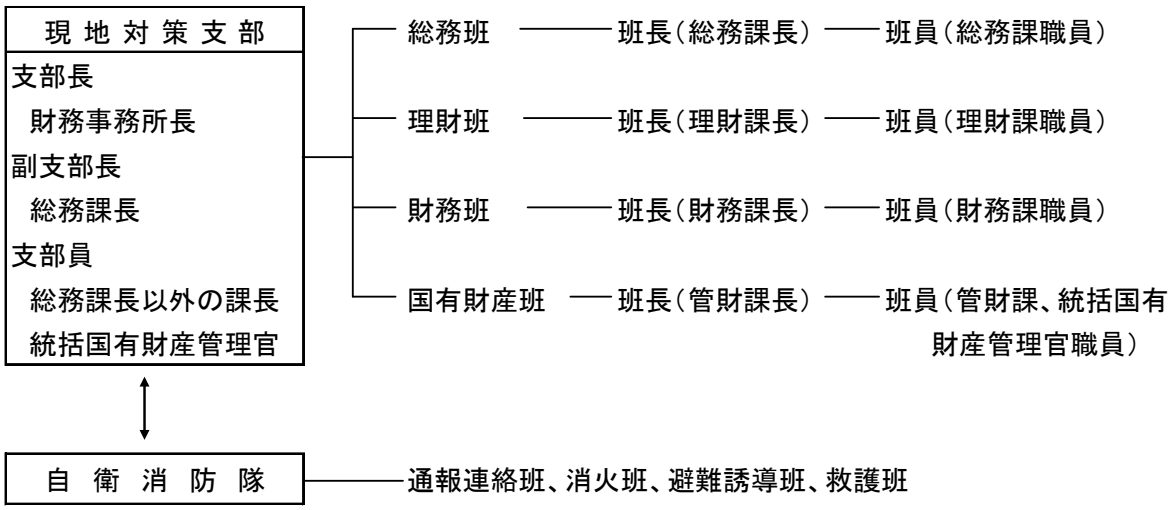
1　関東財務局

業務別班編成及び地区自衛消防隊組織（本局）

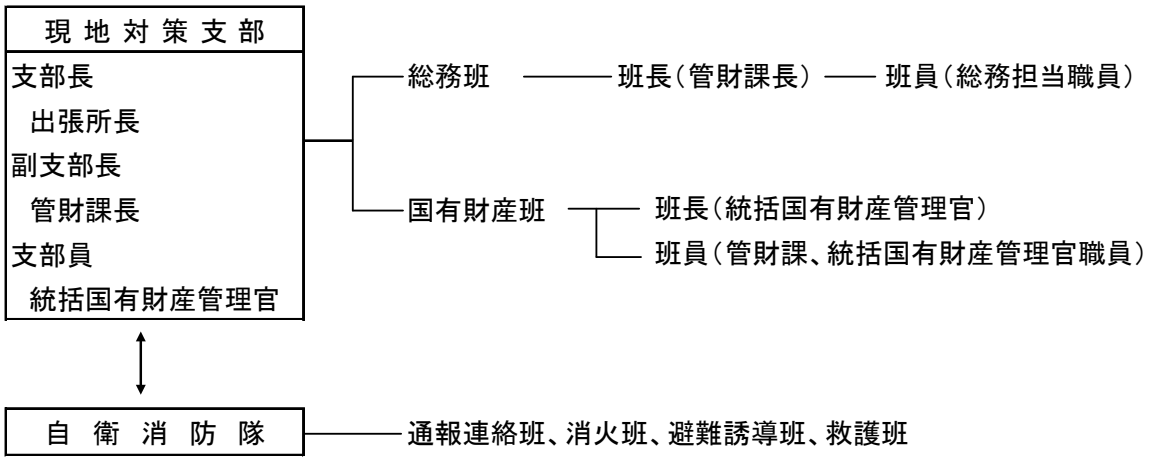


業務別班編成及び自衛消防隊組織（財務事務所・出張所）

［財務事務所］



［出張所］



※　上記の業務別班編成、自衛消防隊組織については、各財務事務所等において適宜修正する。

２　関東信越厚生局

災害対策本部

災害対策本部の構成

本部長	局長
本部員	上席総務管理官 麻薬取締部長 総務管理官 指導総括管理官 特別指導管理官 本局内各課長 各都県事務所長 各年金審査分室長 調査総務課長 麻薬取締部横浜分室長 総括社会保険審査官
事務局	総務課長補佐 企画調整課長補佐 庶務係長 企画調整係長 指名緊急参集要員たる職員

３　関東農政局

○　災害対策本部の構成及び災害応急業務

関東農政局災害対策本部

区　　分	職　　名
本　部　長	関東農政局長
副 本 部 長	関東農政局次長
〃	関東農政局次長
本　部　員	企画調整室長
〃	総務部長
〃	消費･安全部長
〃	生産部長
〃	経営・事業支援部長
〃	農村振興部長
〃	統計部長
〃	地方参事官（生産振興）
〃	地方参事官（事業支援）
〃	地方参事官（各省調整）
〃	地方参事官（事業計画）
〃	地方参事官（都市農業）
〃	地方参事官（埼玉県担当）
〃	総務課長
〃	消費生活課長
〃	生産振興課長
〃	担い手育成課長
〃	設計課長
〃	調整課長

対策本部事務局窓口：　企画調整室

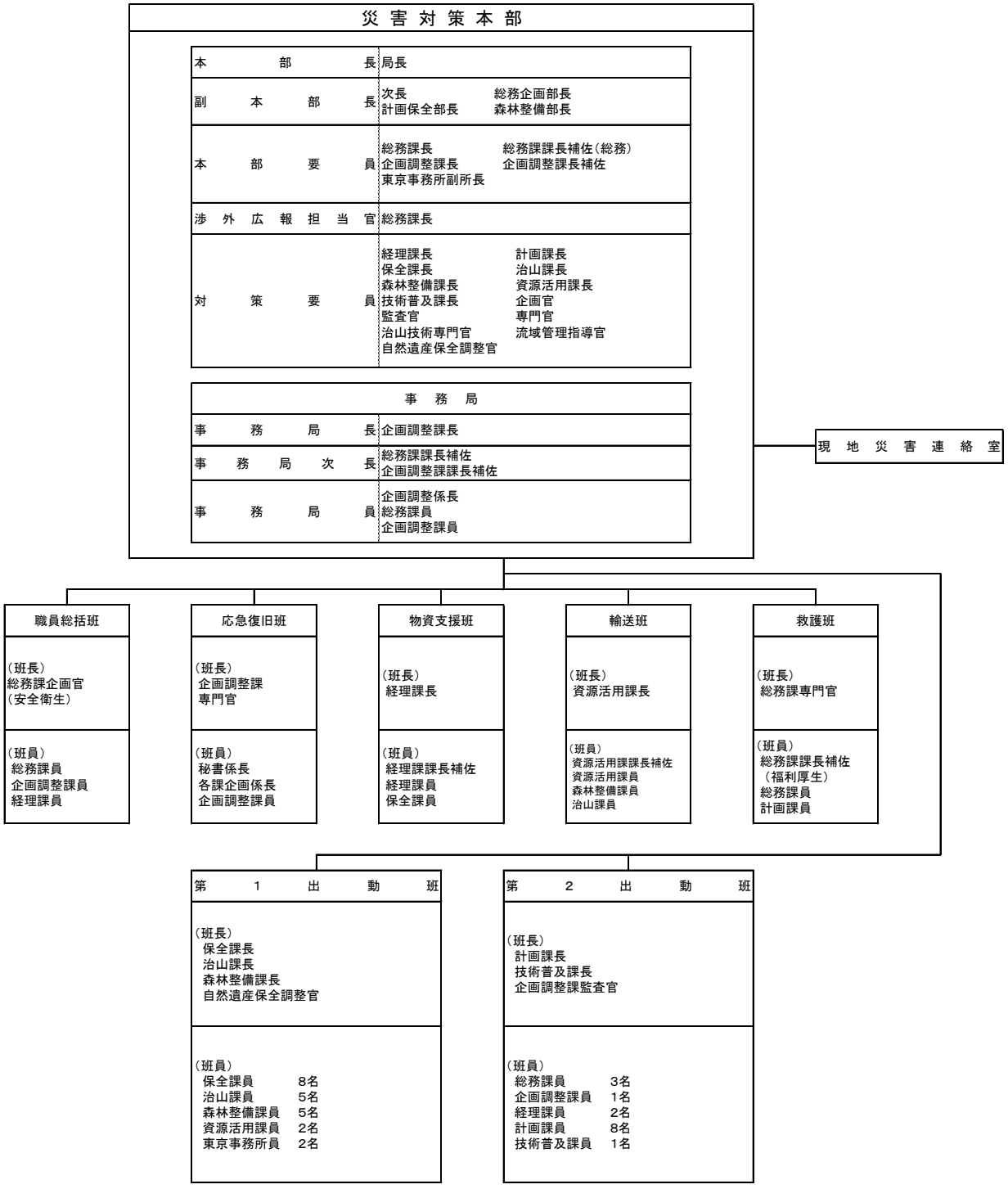
○　関東農政局震災応急業務一覧

震災応急業務	責任者
①　全体統括	
1　災害対応の総括	企画調整室長
2　被害状況の把握・報告	
2-1 農業関係被害の取りまとめ	企画調整室長
2-2 農作物の被害応急調査	統計部長
2-3 農地・農業用施設等の被害状況の把握と緊急応急対策の実施	農村振興部長
2-4 卸売市場施設、食品産業関連事業者等の被害状況の把握	経営・事業支援部長
3　職員の派遣	企画調整室長
②　震災応急対応	
4　応急用食料・物資の支援	生産部長、経営・事業支援部長
5　需給・価格動向の調査	企画調整室長
6　飲食料品（７の対象となるものを除く）及び油脂の安定供給対策	経営・事業支援部長

7 米穀、野菜、食肉・鶏卵等の農畜産物及びこれらを主な原材料とする飲食料品の安定供給対策	生産部長
8 食品安全の危機管理対策	消費・安全部長
9 食品表示制度の弾力的運用	消費・安全部長
10 飼料の安定供給対策生産部長	生産部長
11 種子の安定供給対策（稲、麦及び大豆）	生産部長
12 病害虫防除対策	消費・安全部長
13 家畜衛生対策	消費・安全部長
14 営農技術指導	生産部長
15 家畜移動	生産部長
16 相談窓口の設置・対応	
16-1 被害農業者の被害に関する相談窓口	企画調整室長
16-2 消費者からの緊急相談窓口	消費・安全部長
③ 災害復旧	
17 災害復旧（農業共同利用施設）	経営・事業支援部長
18 災害復旧（農地・農業用施設、公共土木（農地海岸、地すべり対策（農地）））	農村振興部長
④ 金融	
19 金融対策	経営・事業支援部長
⑤ 職員等の安否確認、庁舎管理等	
20 職員等に係る安否確認	総務部長
21 庁舎等管理に係る対策	総務部長
22 宿舎管理に係る対策	総務部長
23 安全管理等に係る対策（負傷者の救護等）	総務部長
24 情報システムに係る対策	総務部長
25 執行可能な予算金額の把握等	総務部長

4　関東森林管理局

関東森林管理局災害対策本部組織図



5　関東経済産業局

○　災害対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部本部長　＜局長＞

災害対策本部副本部長　＜総務企画部長＞

災害対策本部部員　＜次のうちから本部長が任命する＞

地域経済部長、産業部長、資源エネルギー環境部長、総務企画部次長、地域経済部次長、電源開発調整官、地域エネルギー振興企画官、総務課長、政策評価広報課長、会計課長、企画調査課長、地域経済課長、企業立地支援室長、産業技術革新課長、地域振興課長、次世代・情報産業課長、産業振興課長、国際課長、消費経済課長、製造産業課長、アルコール室長、流通・サービス産業課長、中小企業課長、中小企業金融課長、経営支援課長、資源エネルギー環境課長、電力事業課長、資源・燃料課長、ガス事業課長、東京通商事務所長、横浜通商事務所長、その他の当局職員

課　室　名	所　　掌　　事　　務
総務課	1　情報の収集、伝達その他防災に関する事務の総合調整に関すること。 2　中央防災会議並びに地方防災会議に設置される災害対策本部その他関係機関との連絡又は協議に関すること。 3　防災上必要な教育及び訓練の実施に関すること。 4　防災関係備品の整備に関すること。 5　災害対策本部の事務で他の所掌に属しないもの。
政策評価広報課	1　広報に関すること。 2　防災上必要な情報システムの整備に関すること。
会計課	1　庁舎内外の国有財産の被害状況の把握及び復旧等の措置に関すること。 2　消防用設備の点検等職員の安全確保に関すること。 3　その他庁舎内の防火管理に関すること。
企画調査課	管内の経済状況の把握、情報の収集に関すること。
地域経済課	1　総務課及び地域経済部内との連絡に関すること。 2　地域経済部の所掌に係る事業に関する災害の防止に関する事務を総括すること。
企業立地支援課	工業用地下水の汲上げによる地盤沈下その他工業用水及び工業用水道に係る災害の防止に関すること。
産業技術革新課	公設試験研究機関の被害状況の把握、情報の収集に関すること。
地域振興課	産業クラスター参加機関の被害状況の把握、情報の収集に関すること。
次世代・情報産業課	情報サービス業その他所掌事業に係る被害状況の把握、情報の収集に関すること。
産業振興課	1　総務課及び産業部内との連絡に関すること。 2　産業部の所掌に係る事業に関する災害の防止に関する事務を総括すること。
アルコール室	アルコール事務所への連絡及び被害状況の把握、情報の収集に関すること。
国際課	1　輸出製品に係る被害状況の把握、情報の収集に関すること。 2　災害発生証明書の交付等に関すること。
消費経済課	電気用品、ガス用品の安全の確保に関すること。
製造産業課	1　機械工業、鉄鋼業、化学工業その他所掌事業に係る被害状況の把握、情報収集に関すること。 2　繊維工業、雑貨工業その他所掌事業に係る被害状況の把握、情報の収集に関すること。
流通・サービス産業課	大規模小売店舗等の被害状況の把握、情報の収集に関すること。
中小企業課 中小企業金融課 経営支援課	1　中小企業者に係る被害状況の把握、情報の収集に関すること。 2　中小企業者の復旧資金の融通その他防災上必要な措置の実施に関すること。
資源エネルギー環境課	1　総務課及び資源エネルギー環境部内との連絡に関すること。 2　資源エネルギー環境部の所掌に係る事業に関する災害の防止に関する事務を総括すること。
電力事業課	電気の需給の調整に関すること。
資源・燃料課	1　石油製品販売事業者の被害状況の把握、情報の収集に関すること。 2　採石、砂利採取に伴う災害の防止に関すること。 3　各種鉱山の被害状況の把握、情報の収集に関すること。
ガス事業課	ガスの供給に関すること。
東京通商事務所 横浜通商事務所	1　輸出製品に係る被害状況の把握、情報の収集に関すること。 2　災害発生証明書の交付等に関すること。

6　関東東北産業保安監督部

○　災害対策本部の組織及び事務分掌

【災害対策本部】

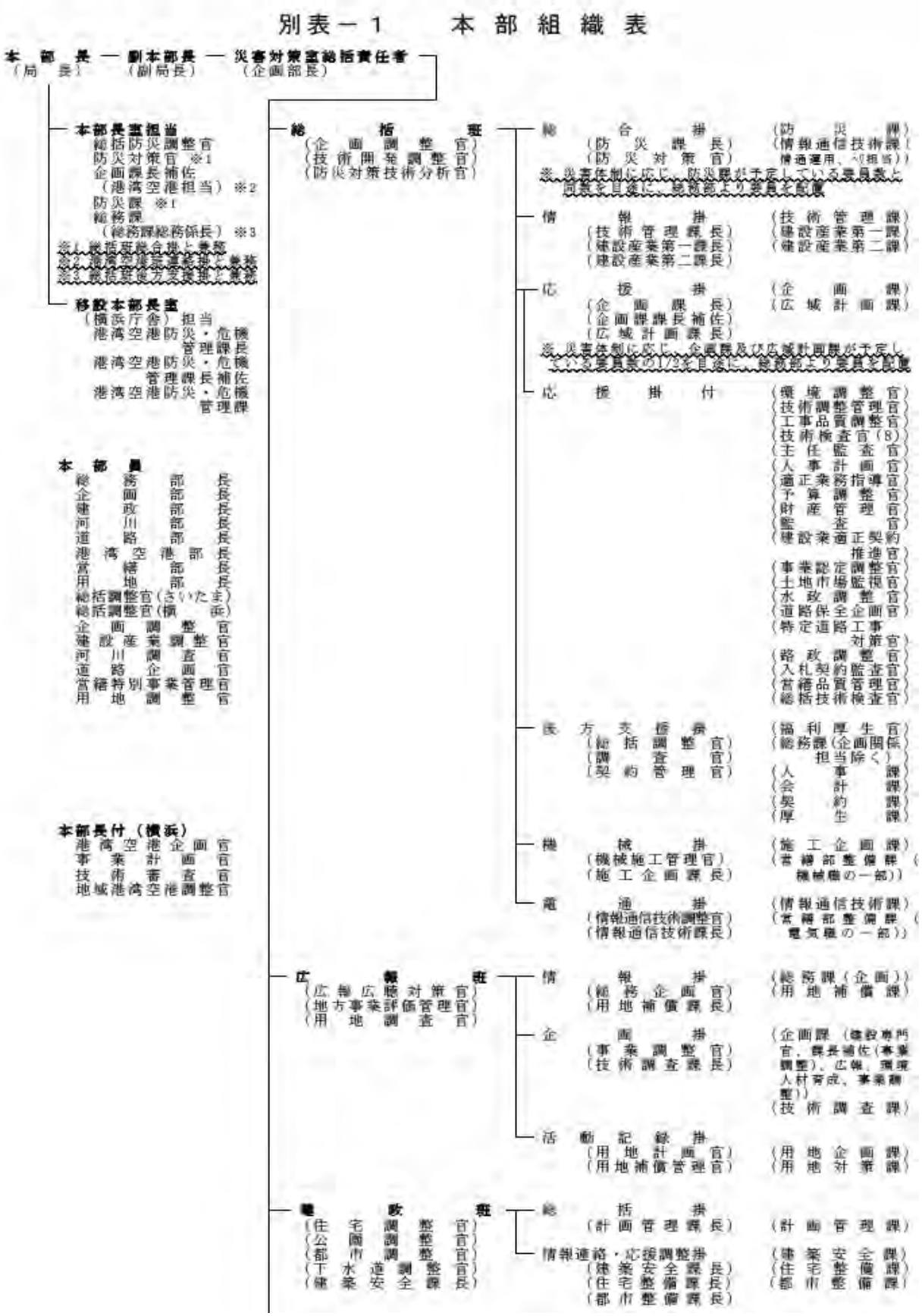
役　職	担当幹部
本　部　長	部長
副本部長	産業保安監督管理官
本　部　員	企画調整官
	管理課長、電力安全課長、保安課長、鉱山保安課長、統括鉱務監督官、鉱害防止課長
本部員候補	管理課課長補佐（総括）、電力安全課課長補佐（総括）、保安課課長補佐（総括）、鉱山保安課課長補佐（総括）、鉱山保安課課長補佐（石油総括）、鉱害防止課課長補佐（総括）、管理課課長補佐（防災担当）
	電力安全課（課長補佐）、保安課（課長補佐）、鉱山保安課（課長補佐）、鉱害防止課（課長補佐）
	管理課（総括係長）、同（管理係長）、同（広報・情報公開係長）、電力安全課（総括係長）、同（発電係長）、同（火力係長）、保安課（総括係長）、同（高圧ガス火薬係長）、鉱山保安課（総括係長）、同（監督係長）、同（石油総括係長）、鉱害防止課（総括係長）、同（鉱害監督係長）

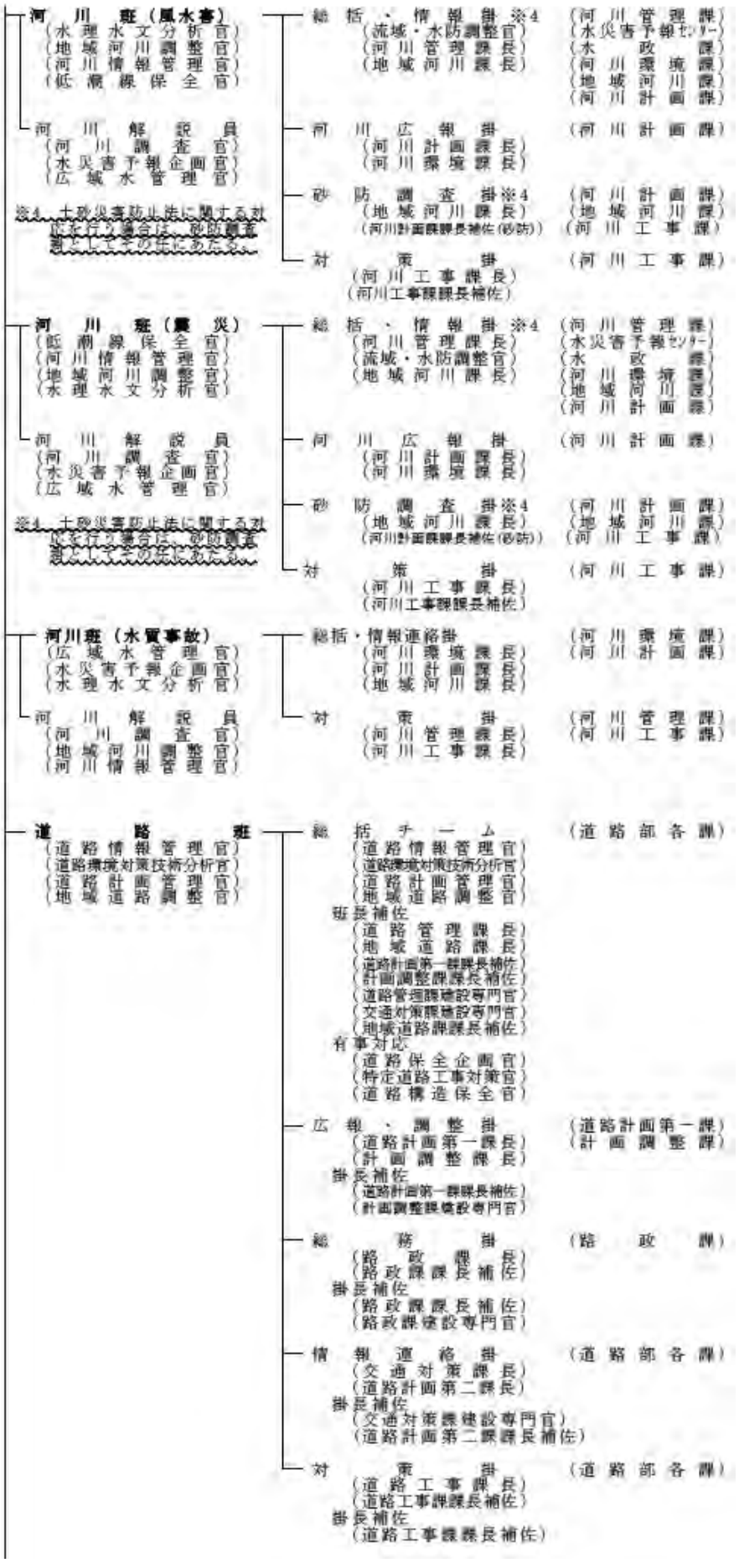
※本部長（部長）は、上記本部員候補の中から本部員を任命する。

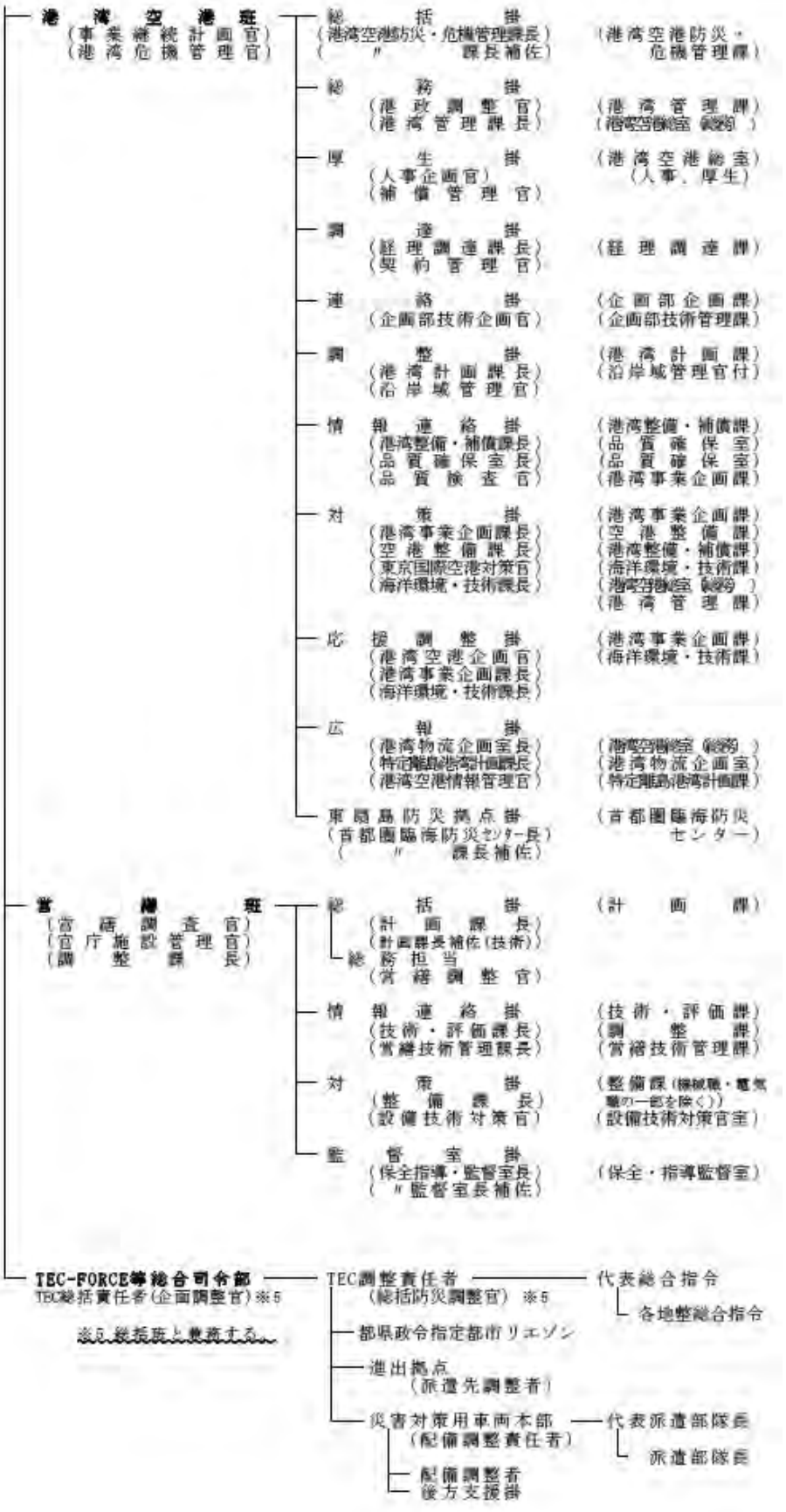
課　名	事　務　分　掌
管理課	1．情報の収集及び伝達その他防災に関する事務を総括すること 2．中央防災会議並びに地方防災会議に設置される災害対策本部その他関係機関との連絡又は協議に関すること 3．防災上必要な教育及び訓練の実施に関すること 4．災害対策本部の事務で他の所掌に属しないもの
電力安全課	1．変電所、送電線その他の電気施設に係る災害の防止、災害応急対策、災害復旧、その他防災に関すること 2．電気施設に係る災害の防止、災害応急対策、災害復旧、その他防災に関すること
保安課	1．ガスに関する施設に関する災害の防止、災害応急対策、災害復旧、その他防災に関すること 2．火薬類、一般高圧ガス、液化石油ガスなどの危険物及び石油コンビナートによる災害の防止、災害応急対策、災害復旧、その他防災に関すること
鉱山保安課	1．鉱山における災害の防止、災害応急対策、災害復旧、その他防災に関すること（鉱害に関することを除く。） 2．石油・天然ガス鉱山における災害の防止、災害応急対策、災害復旧、その他防災に関することは事務分掌規程に基づき定められた担当において行う。
鉱害防止課	1．鉱山における鉱害の防止、応急対策、災害復旧、その他鉱害に関すること。

7　関東地方整備局

○　災害対策本部の本部組織表




河川班（風水害）
（水理水文分析官）
（地域河川調整官）
（河川情報管理官）
（低灘線保全官）
河川解説員
（河川調査官）
（水災害予報企画官）
（広域水管理官）
※4 土砂災害防止法に関する対応を行う場合は、砂防調査班となることがある。
総括・情報係 ※4
（河川管理課長）
（流域・水防調整官）
（河川管理課長）
（地域河川課長）
（河川管理課）
（水災害予報センター）
（水政課）
（河川環境課）
（地域河川課）
（河川計画課）
河川広報係
（河川計画課長）
（河川環境課長）
（河川計画課）
砂防調査係 ※4
（地域河川課長）
（河川計画課長補佐(砂防)）
（河川計画課）
（地域河川課）
（河川工事課）
対策係
（河川工事課長）
（河川工事課課長補佐）
（河川工事課）
河川班（震災）
（低潮線保全官）
（河川情報管理官）
（地域河川調整官）
（水理水文分析官）
河川解説員
（河川調査官）
（水災害予報企画官）
（広域水管理官）
※4 土砂災害防止法に関する対応を行う場合は、砂防調査班となることがある。
総括・情報係 ※4
（河川管理課長）
（流域・水防調整官）
（地域河川課長）
（河川管理課）
（水災害予報センター）
（水政課）
（河川環境課）
（地域河川課）
（河川計画課）
河川広報係
（河川計画課長）
（河川環境課長）
（河川計画課）
砂防調査係 ※4
（地域河川課長）
（河川計画課長補佐(砂防)）
（河川計画課）
（地域河川課）
（河川工事課）
対策係
（河川工事課長）
（河川工事課課長補佐）
（河川工事課）
河川班（水質事故）
（広域水管理官）
（水災害予報企画官）
（水理水文分析官）
河川解説員
（河川調査官）
（地域河川調整官）
（河川情報管理官）
総括・情報連絡係
（河川環境課長）
（河川計画課長）
（地域河川課長）
（河川環境課）
（河川計画課）
対策係
（河川管理課長）
（河川工事課長）
（河川管理課）
（河川工事課）
道路班
（道路情報管理官）
（道路環境対策技術分析官）
（道路計画管理官）
（地域道路調整官）
総括チーム
（道路情報管理官）
（道路環境対策技術分析官）
（道路計画管理官）
（地域道路調整官）
班長補佐
（道路管理課長）
（地域道路課長）
（道路計画第一課課長補佐）
（計画調整課課長補佐）
（道路管理課建設専門官）
（交通対策課建設専門官）
（地域道路課課長補佐）
有事対応
（道路保全企画官）
（特定道路工事対策官）
（道路構造保全官）
（道路部各課）
広報・調整係
（道路計画第一課長）
（計画調整課長）
掛長補佐
（道路計画第一課課長補佐）
（計画調整課建設専門官）
（道路計画第一課）
（計画調整課）
総務係
（路政課長）
（路政課課長補佐）
掛長補佐
（路政課課長補佐）
（路政課建設専門官）
（路政課）
情報連絡係
（交通対策課長）
（道路計画第二課長）
掛長補佐
（交通対策課建設専門官）
（道路計画第二課課長補佐）
（道路部各課）
対策係
（道路工事課長）
（道路工事課課長補佐）
掛長補佐
（道路工事課課長補佐）
（道路部各課）


港湾空港班
(事業継続計画官)
(港湾危機管理官)
総括係
(港湾空港防災・危機管理課長)
(〃 課長補佐)
(港湾空港防災・危機管理課)
総務係
(港政調整官)
(港湾管理課長)
(港湾管理課)
(港湾空港総室 総務)
厚生係
(人事企画官)
(補償管理官)
(港湾空港総室)
(人事、厚生)
調達係
(経理調達課長)
(契約管理官)
(経理調達課)
連絡係
(企画部技術企画官)
(企画部企画課)
(企画部技術管理課)
調整係
(港湾計画課長)
(沿岸域管理官)
(港湾計画課)
(沿岸域管理官付)
情報連絡係
(港湾整備・補償課長)
(品質確保室長)
(品質検査官)
(港湾整備・補償課)
(品質確保室)
(港湾事業企画課)
対策係
(港湾事業企画課長)
(空港整備課長)
(東京国際空港対策官)
(海洋環境・技術課長)
(港湾事業企画課)
(空港整備課)
(港湾整備・補償課)
(海洋環境・技術課)
(港湾空港総室 総務)
(港湾管理課)
応援調整係
(港湾空港企画官)
(港湾事業企画課長)
(海洋環境・技術課長)
(港湾事業企画課)
(海洋環境・技術課)
広報係
(港湾物流企画室長)
(特定離島港湾計画課長)
(港湾空港情報管理官)
(港湾空港総室 総務)
(港湾物流企画室)
(特定離島港湾計画課)
東京臨海防災拠点係
(首都圏臨海防災センター長)
(〃 課長補佐)
(首都圏臨海防災センター)
営繕班
(営繕調査官)
(官庁施設管理官)
(調整課長)
総括係
(計画課長)
(計画課長補佐(技術))
総務担当
(営繕調整官)
(計画課)
情報連絡係
(技術・評価課長)
(営繕技術管理課長)
(技術・評価課)
(調整課)
(営繕技術管理課)
対策係
(整備課長)
(設備技術対策官)
(整備課(機械職・電気職の一部を除く))
(設備技術対策官室)
監督室係
(保全指導・監督室長)
(〃 監督室長補佐)
(保全・指導監督室)
TEC-FORCE等総合司令部
TEC総括責任者(企画調整官)※5
※5 総括班と兼務する。
TEC調整責任者
(総括防災調整官) ※5
代表総合指令
各地整総合指令
都県政令指定都市リエゾン
進出拠点
(派遣先調整者)
災害対策用車両本部
(配備調整責任者)
代表派遣部隊長
派遣部隊長
配備調整者
後方支援係

8　関東運輸局

○　災害対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部　本部長　＜局　長＞

災害対策本部　副本部長　＜次　長＞

災害対策本部　本部員

総務部長、交通政策部長、観光部長、鉄道部長、自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長、海事振興部長、海上安全環境部長、総務部次長、同部安全防災・危機管理調整官、同部総務課長、同部人事課長、同部会計課長、同部広報対策官

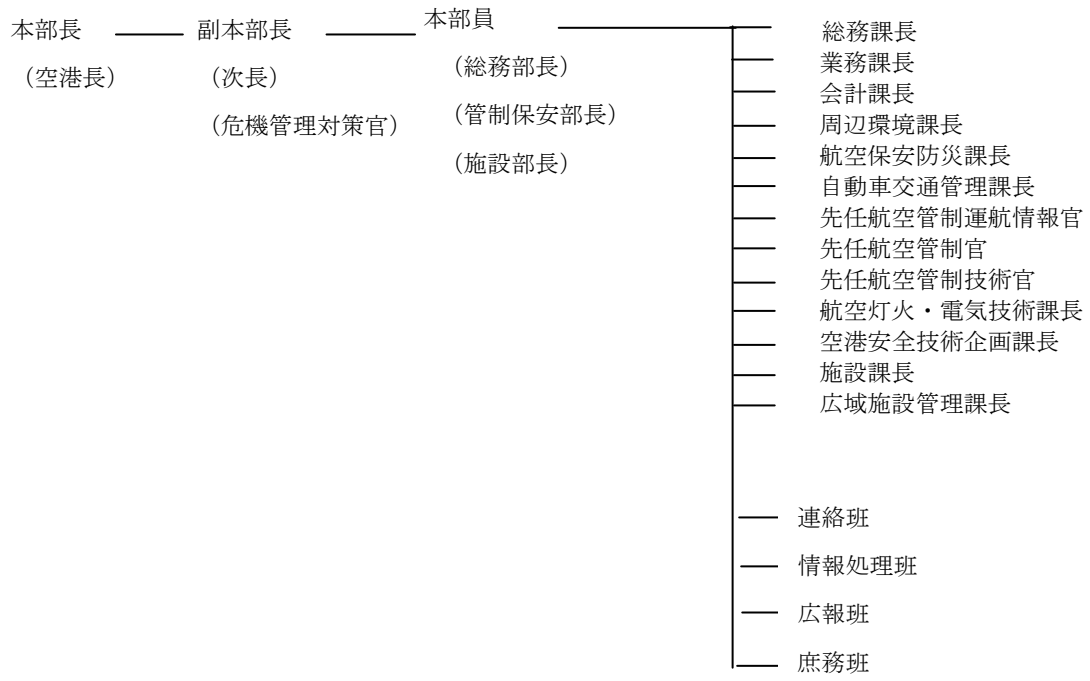
災害対策本部支援チーム

	構成員	担当事務
総括・広報班	総務部安全防災・危機管理調整官（班長）、同部総務課長（副班長）、同部広報対策官、同部安全防災・危機管理課長（副班長）	・災害全般の状況、関係省庁の動向に関すること ・自治体との連絡調整に関すること ・住民及びマスコミへの広報に関すること ・災害対策本部の運営に関すること
職員・庁舎班	総務部人事課長（班長）、 同部会計課長（副班長）	・来庁者、職員及び職員の家族に関すること ・他局職員の応援要請に関すること ・技能職員及びボランティアに関すること ・庁舎の被災対応に関すること ・設備、物品、食料等の調達に関すること
緊急輸送班	交通政策部計画調整官（班長）、同部環境・物流課長（副班長、兼任）、自動車交通部貨物課長（兼任）、海事振興部旅客課長（兼任）、貨物課長（兼任）	・緊急輸送計画に関すること
代替輸送班	交通政策部交通企画課長（班長）、同部消費者行政・情報課長、観光部観光企画課長（兼任）、同部国際観光課長（兼任）同部観光地域振興課長（兼任）、鉄道部監理課長（兼任）、自動車交通部旅客第一課長（兼任）、海事振興部旅客課長（兼任）、貨物課長（兼任）	・代替輸送計画に関すること ・帰宅困難者対策に関すること
鉄道班	鉄道部監理課長（班長、兼任）、同部計画課長、同部技術第一課長、同部技術第二課長、同部安全指導課長（副班長）、首席鉄道安全監査官	・乗客等の被害状況に関すること ・鉄道の運行状況に関すること ・鉄道施設・車両の被害状況及び復旧見通しに関すること ・不通区間の代替輸送に関すること

自動車班	自動車交通部旅客第一課長（班長、兼任）、同部旅客第二課長、同部貨物課長（兼任）、交通政策部環境・物流課長（兼任）、自動車監査指導部首席自動車監査官（旅客）（副班長）、同部首席自動車監査官（貨物）、自動車技術安全部管理課長（副班長）、同部保安・環境課長、同部整備課長、同部技術課長	・乗客等の被害状況に関すること ・自動車の運行状況に関すること ・道路（一般、高速）の被害状況及び復旧見通しに関すること ・自動車による緊急・代替輸送に関すること
海上交通班	海事振興部旅客課長（班長、兼任）、同部貨物課長（兼任）、同部港運課長、同部船舶産業課長、同部船員労政課長（兼任）、海上安全環境部調整官（副班長）、同部監理課長、同部船舶安全環境課長、同部船員労働環境・海技資格課長、同部次席海技試験官、同部次席運航労務監理官、同部次席海事技術専門官（検査）、同部次席海事技術専門官（測度）、同部次席外国船舶監督官	・乗客等の被害状況に関すること ・船舶の運航状況に関すること ・船舶、港湾施設の被害状況及び復旧見通しに関すること ・船舶による緊急・代替輸送に関すること ・帰宅困難者の宿泊施設（船舶）の確保に関すること（副）
倉庫班	交通政策部環境・物流課長（班長）	・従業員の被害状況に関すること ・物流施設、保管貨物の被害状況及び復旧見通しに関すること ・倉庫での緊急輸送物資の一時保管、積替に関すること
宿泊施設班	観光部観光企画課長（班長）、同部国際観光課長、同部観光地域振興課長、海事振興部船員労政課長（副班長）	・宿泊者等の被害状況に関すること ・宿泊施設の被害状況及び復旧見通しに関すること ・帰宅困難者の宿泊施設の確保に関すること（正）

９　東京航空局（東京空港事務所）

災害対策本部の組織図

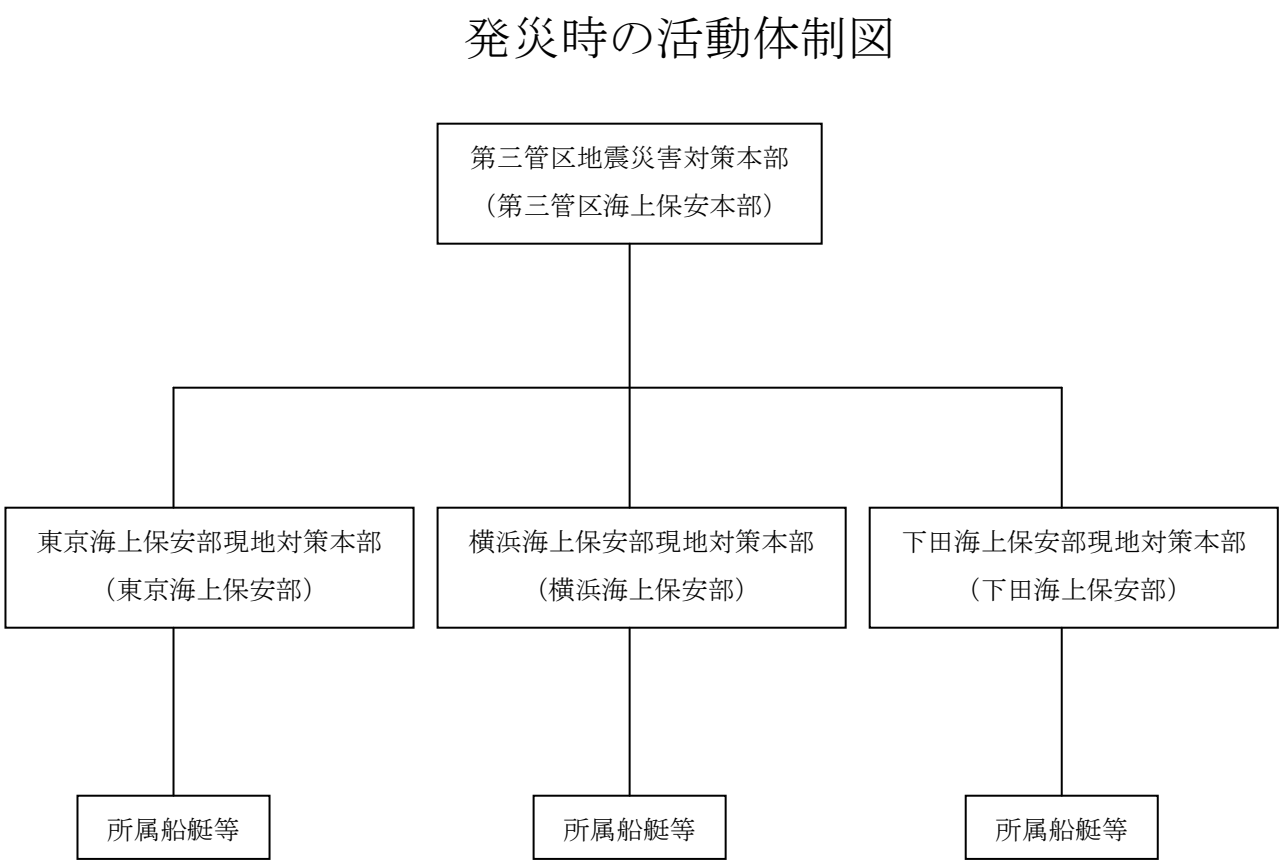


１０　関東地方測量部

国土地理院関東地方測量部地方災害対策本部

区分	職名
本部長	部長
副本部長	次長
	防災課長
	測量課長
本部員	地理空間情報管理官
	管理課長
	防災課防災企画係長
	防災課防災情報係長
	主任指導官
	管理課総務係長
	管理課総務係員
	測量課技術専門員
	調査係長

１１　第三管区海上保安本部



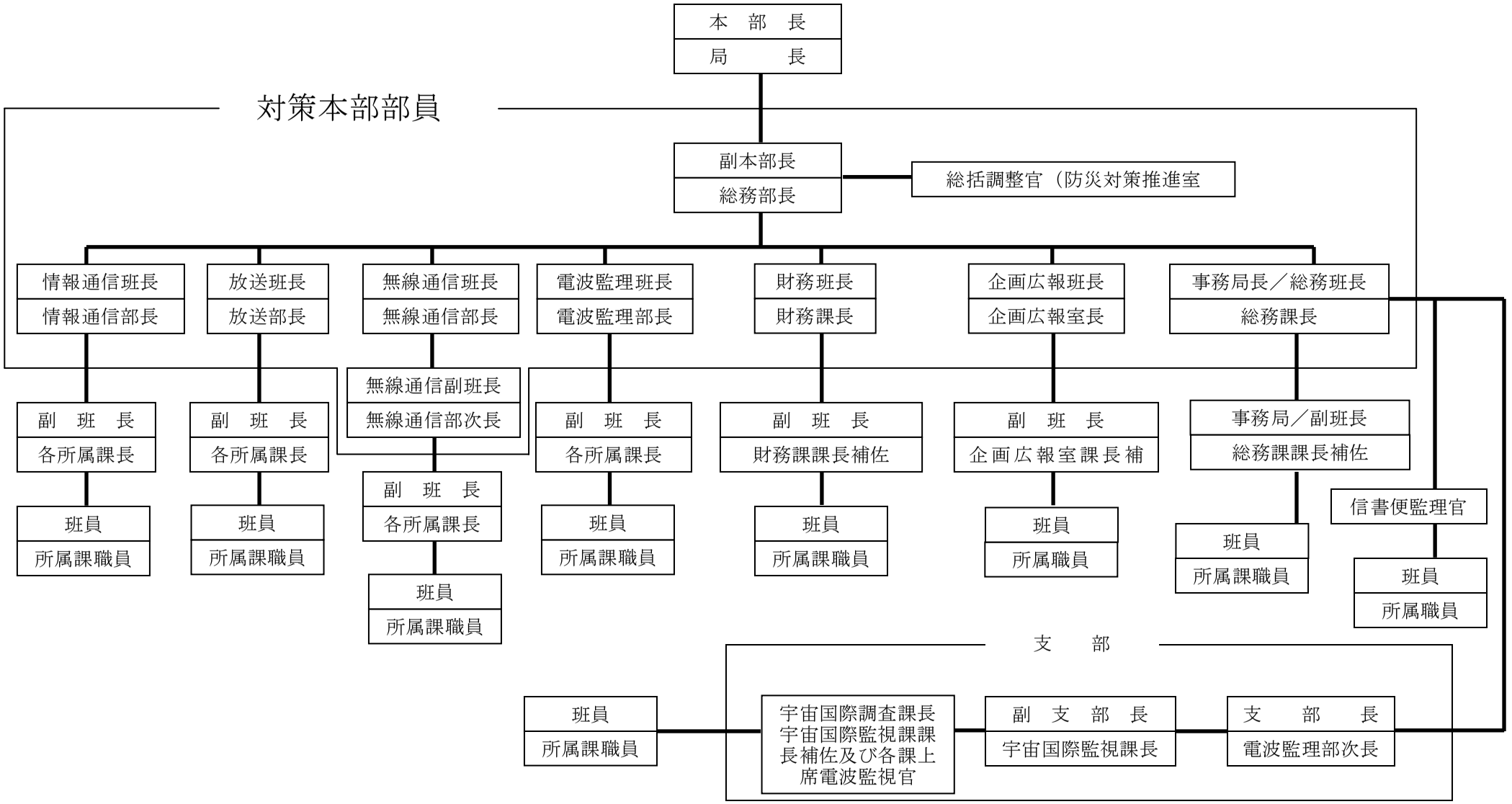
１２　東京管区気象台

○　東京管区気象台災害対策本部の本部組織

本部長	副本部長	本部員	事務局長	事務局
管区気象台長	総務部長	危機管理調整官	業務課防災調整官	応急対策班
	気象防災部長	情報セキュリティ管理官		総務班
		気象防災部次長		広報班
		気象防災情報調整官		情報班
		気候変動・海洋情報調整官		調整班
		地震津波火山防災情報調整官		
		総務課長		
		会計課長		
		業務課長		
		防災調査課長		
		地球環境・海洋課長		
		技術課長		

１３　関東総合通信局

対策本部組織図



１４　関東地方環境事務所

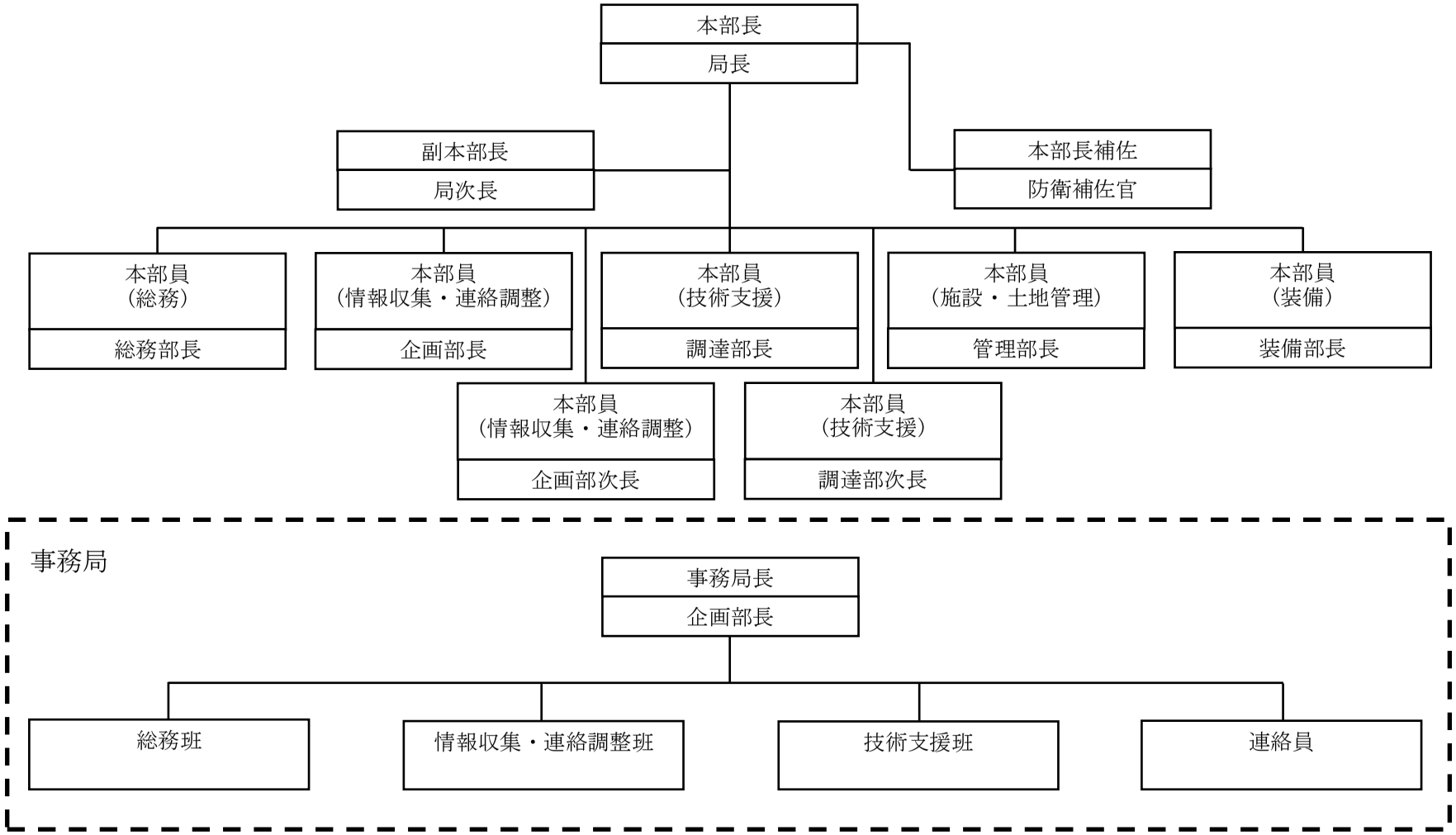
災 害 対 策 業 務 分 担 表

○災害対策本部	
本 部 長 副本部長 本 部 員	所　長 総務課長 保全統括官 放射能汚染対策課長 廃棄物･リサイクル対策課長 環境対策課 野生生物課 国立公園課長 自然環境整備課長 事務局：総務課

○災害対策業務分担	
総務課	･管内被害状況の把握・広報 ･災害対策本部事務局の運営
放射能汚染対策課	･放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援
廃棄物･リサイクル対策課	･廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ･災害廃棄物処理対策支援
環境対策課	･有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
野生生物課	･動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 ･有害危険動物の拡散対応 ･災害ペット対策
国立公園課 自然環境整備課	･国立公園の被災･損壊対応

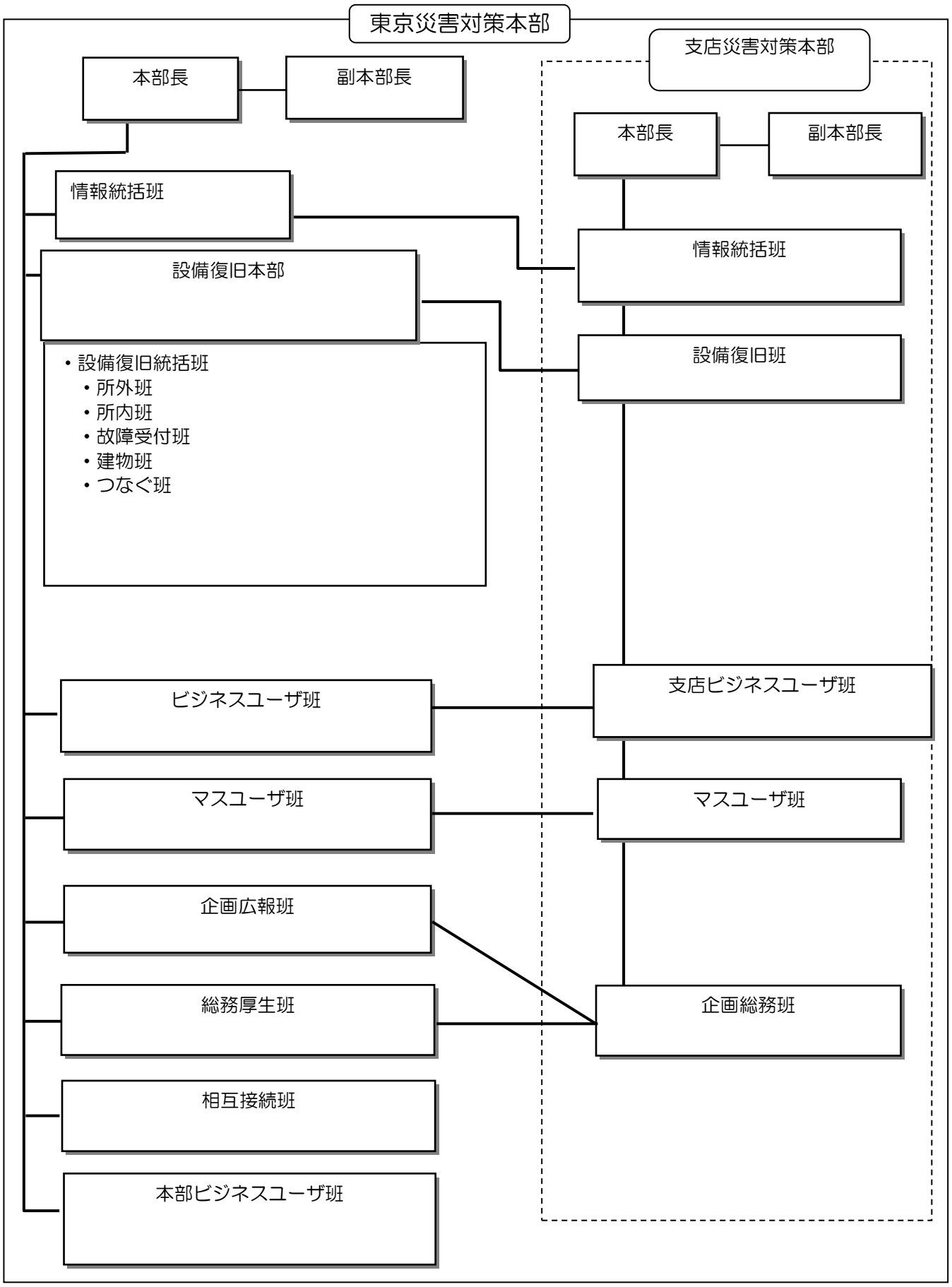
１５　北関東防衛局

北関東防衛局緊急事態等対策本部組織図
（大規模震災が発生した場合）



１６　ＮＴＴ東日本

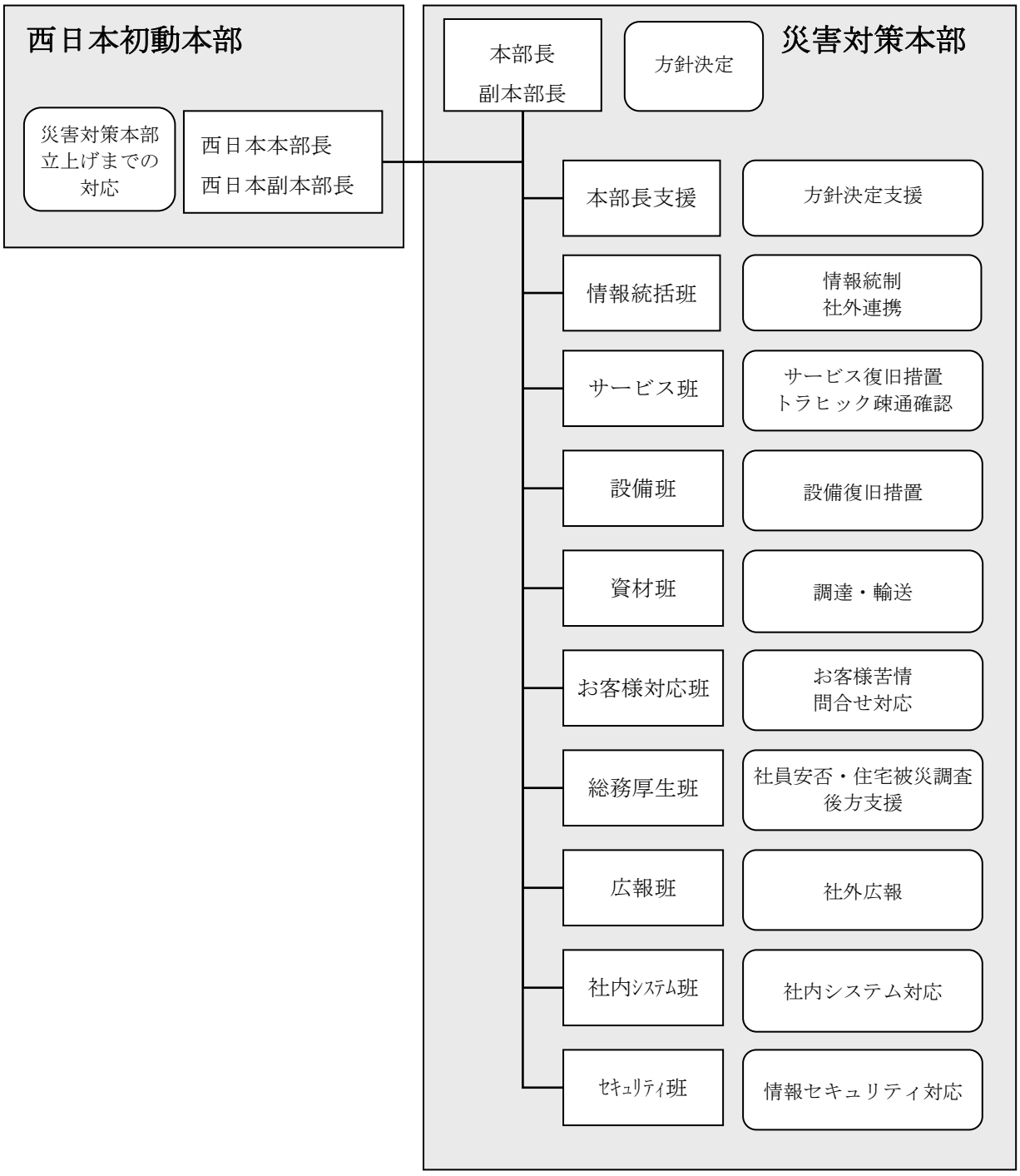
〇東京災害対策本部の組織体制



１７　ＮＴＴコミュニケーションズ

災害対策本部の組織体制および情報伝達体制

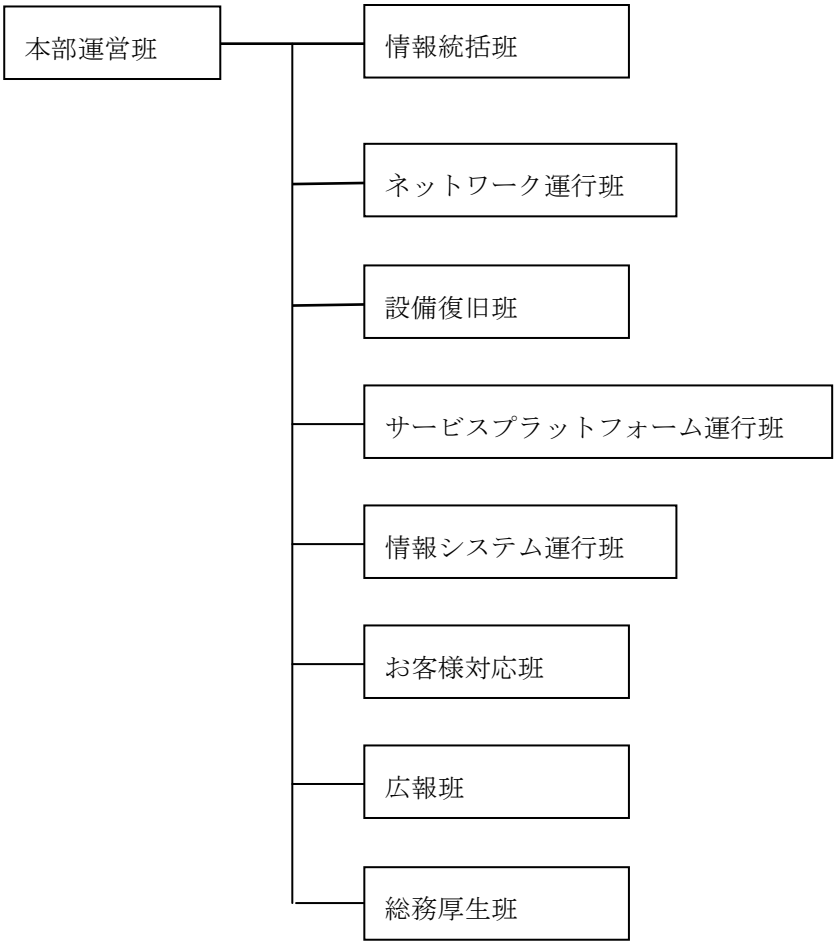
（強化地域における警戒宣言の発令、及び災害等発生時、又は大規模故障が発生した場合に設置する。）



１８　ＮＴＴドコモ

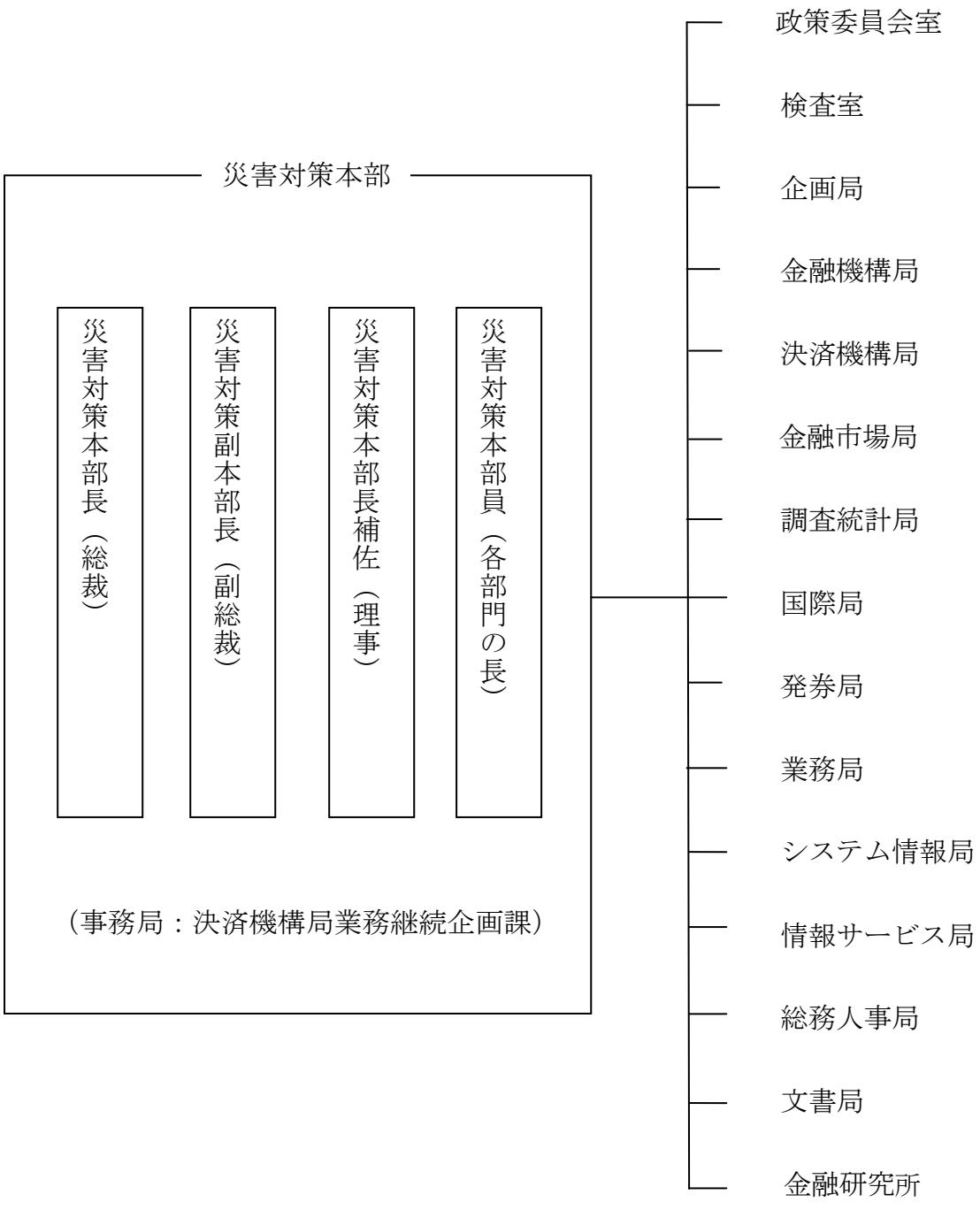
○　災害対策本部の組織体制及び情報伝達系統

（災害が発生し、又は、発生する恐れがある場合に設置する。）



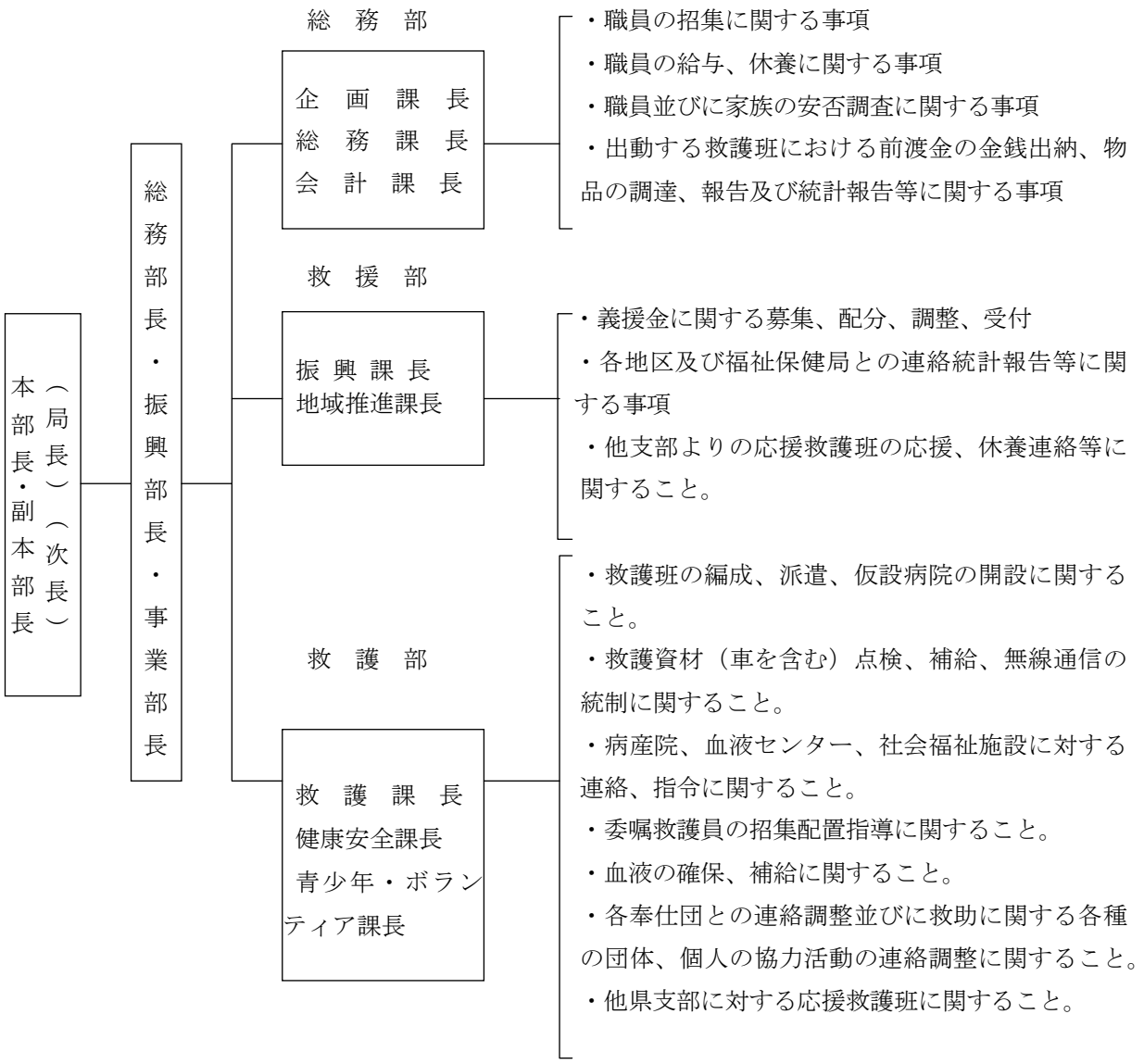
１９　日本銀行

○　災害対策本部の構成



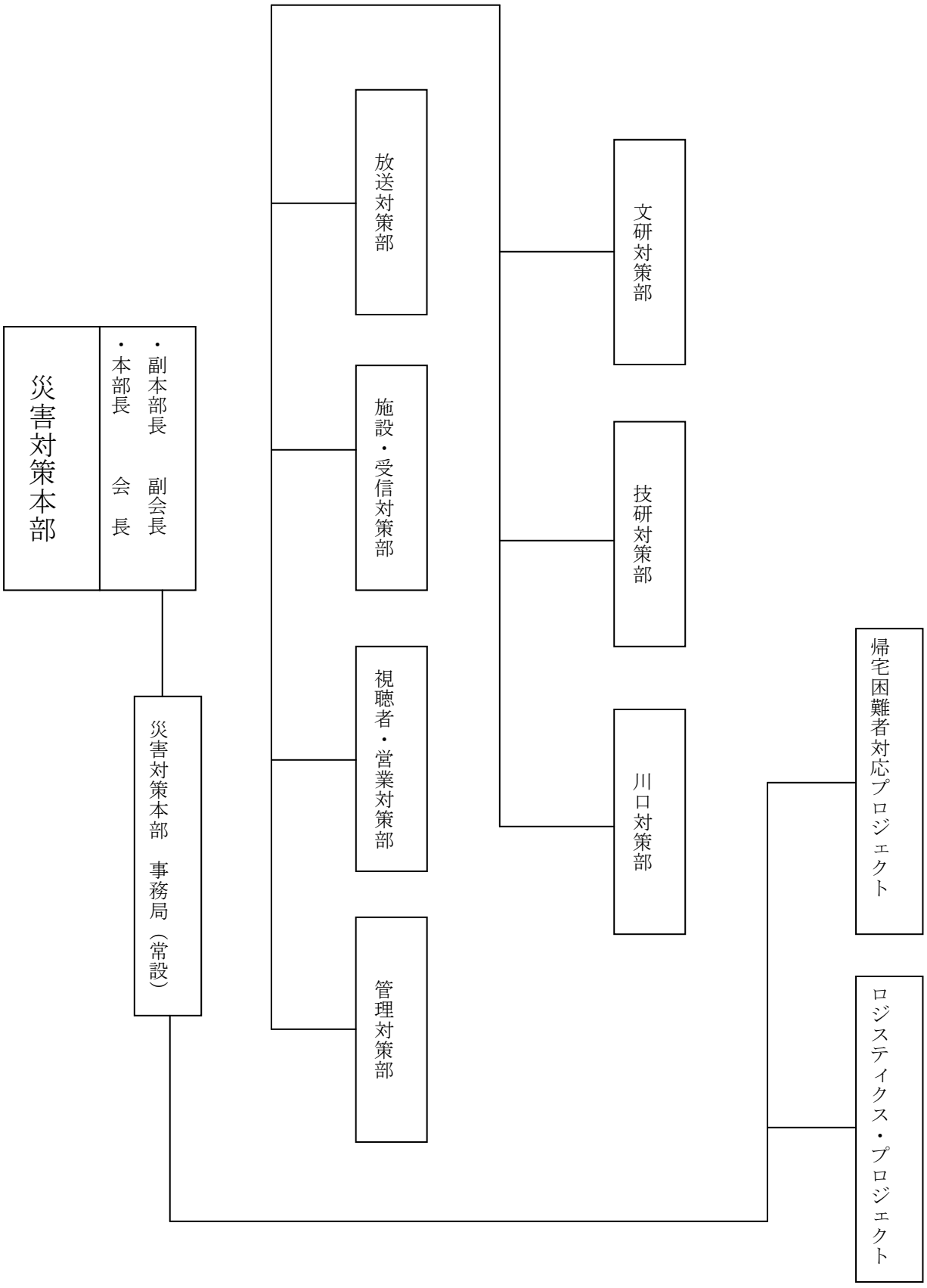
２０　日赤東京都支部

○　災害対策本部の組織及び事務分掌



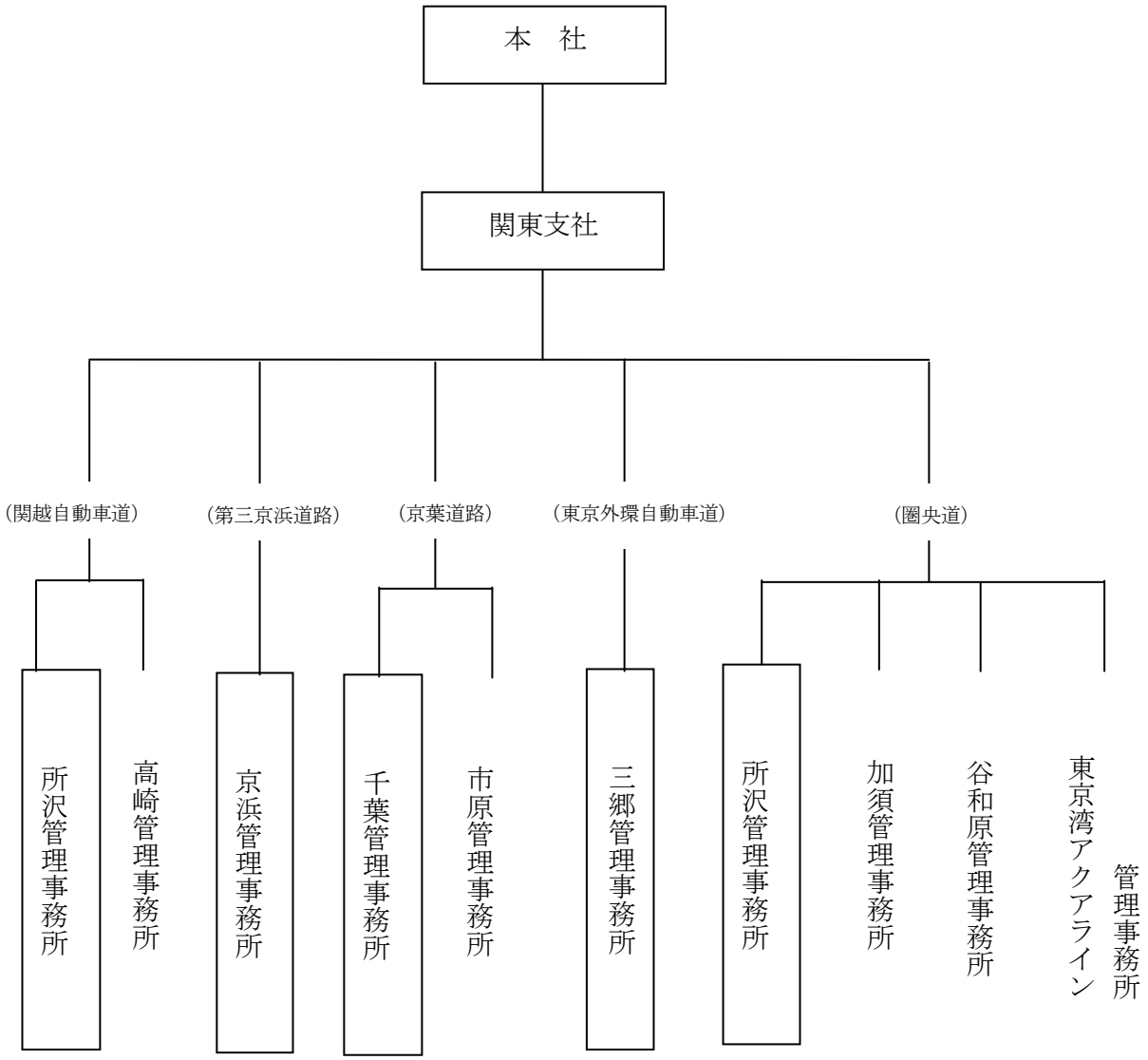
２１　日本放送協会

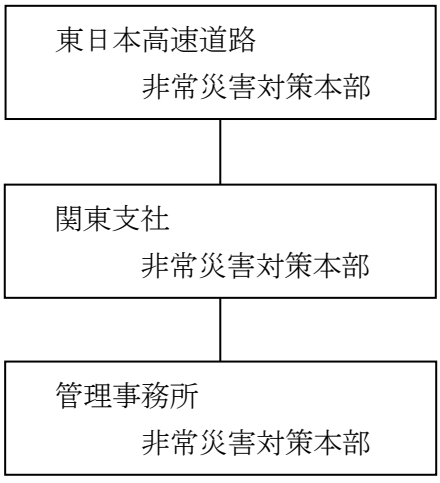
○　災害対策本部の組織図



２２　東日本高速道路

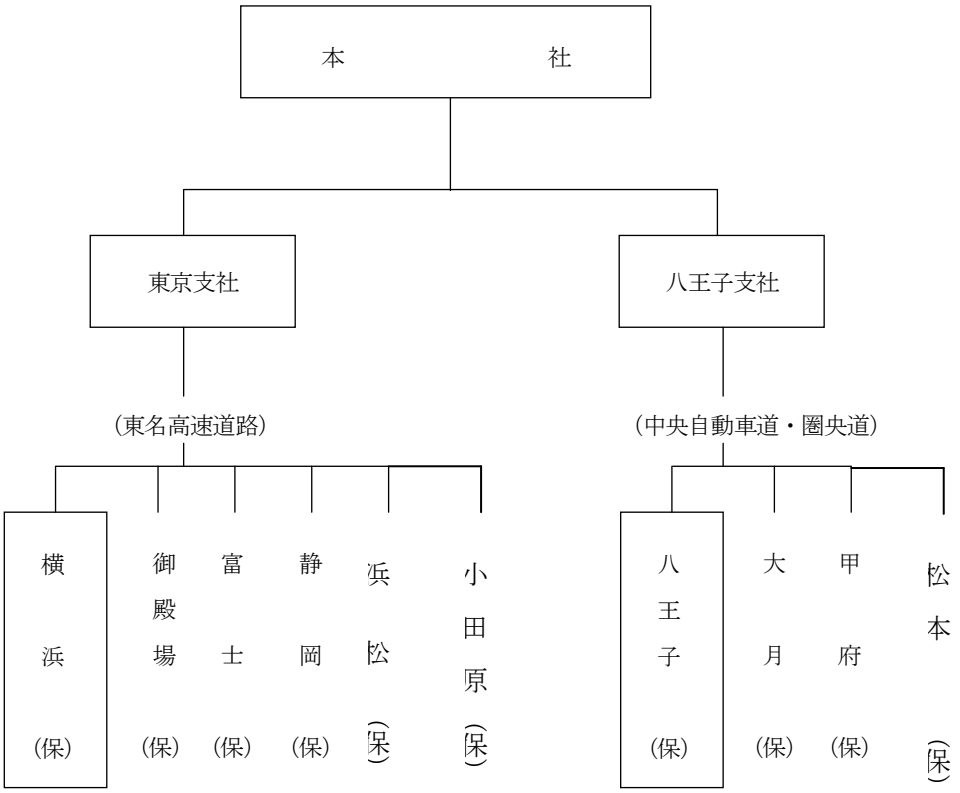
○　防災体制の組織

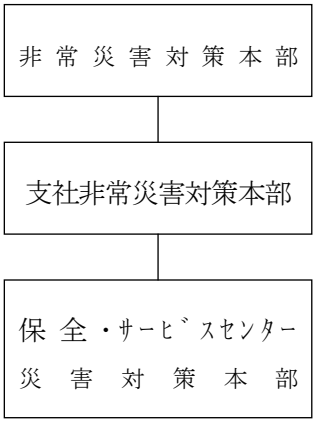




２３　中日本高速道路

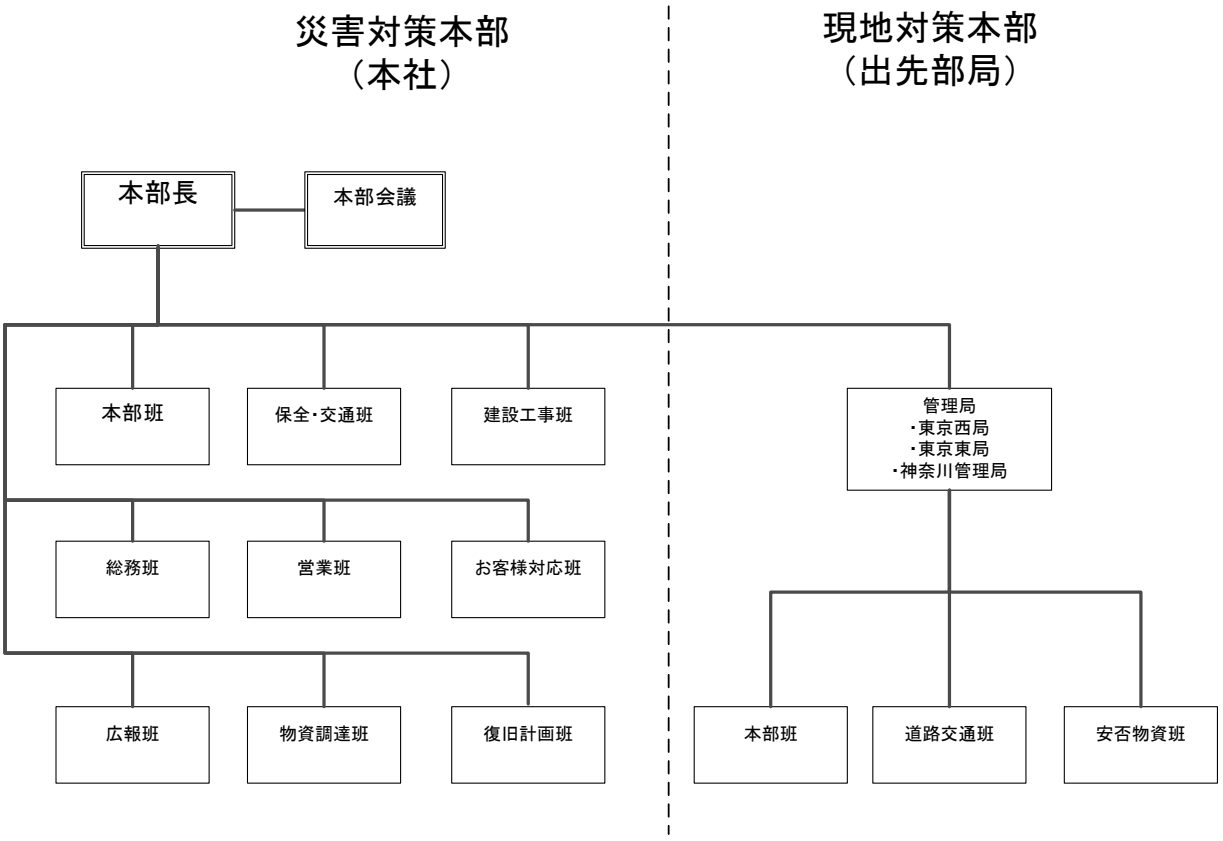
○　防災体制の組織





※（保）：保全・サービスセンター略称

２４　首都高速道路


災害対策本部
（本社）
現地対策本部
（出先部局）
本部長
本部会議
本部班
保全・交通班
建設工事班
総務班
営業班
お客様対応班
広報班
物資調達班
復旧計画班
管理局
・東京西局
・東京東局
・神奈川管理局
本部班
道路交通班
安否物資班

２５　水資源機構

防災本部構成一覧

	注　意　態　勢	第一警戒態勢	第二警戒態勢	非　常　態　勢	備　　考
本部長	危機管理監が指名する者 （危機管理監）	危機管理監が指名する者 （危機管理監）	理事長が指名する者 （危機管理監）	理事長	1. 本部長及び副本部長の（　）は、地震・津波・風水害対策以外（以下「その他」という。）とする。 2. 副本部長において、理事長又は危機管理監が指名する者とは、事案に応じてダム事業部長、ダム事業部次長（管理）、水路事業部長、水路事業部次長から指名する。 **【共通】** 1. 自宅待機 注意態勢においては、自宅等において防災業務を行うことができる。ただし、注意態勢要員に対し、情報の伝達を適切に行う。 2. 各班長は原則として以下の通りとする。 事務局長（危機管理監）、総務班長（総務部長）、広報班長（経営企画部長）、調整班長（技術管理室長）、ダム班長（ダム事業部長）、水路班長（水路事業部長） 3. 各班の協力 各班の態勢時に人員が必要なときは各班は相互に協力する。 4. 班長が指定する者 各班長が指定する者は別表３の構成の中から指名する。 **【地震・津波・風水害対策・その他】** 理事長又は危機管理監不在時の代行者は以下の通りとする。 1. 注意態勢、第一警戒態勢 ダム事業部長→水路事業部長→ダム事業部次長（管理）→水路事業部次長→ダム事業部ダム管理課長→水路事業部利水課長 2. 第二警戒態勢 ダム事業本部長→水路事業本部長→危機管理監→ダム事業部長→水路事業部長→ダム事業部次長（管理）→水路事業部次長 3. 非常態勢 副理事長→ダム事業本部長→水路事業本部長→経営企画本部長→総務人事本部長→財務用地本部長 **【水質事故・第三者に起因する大規模災害】** 理事長又は危機管理監不在時の代行者は以下の通りとする。 1. 注意態勢、第一警戒態勢及び第二警戒態勢 【地震・津波・風水害対策】の1. と同様。 2. 非常態勢　【地震・津波・風水害対策】の3. と同様。
副本部長	危機管理監が指名する者	危機管理監が指名する者	理事長が指名する者 （危機管理監が指名する者）	副理事長	
本部員				各理事 各監事 技師長	
事務局	事務局長が指定する者	事務局長が指定する者	事務局長が指定する者	事務局長が指定する者	
総務班		総務班長が指定する者	総務班長が指定する者	総務班長が指定する者	
広報班	広報班長が指定する者	広報班長が指定する者	広報班長が指定する者	広報班長が指定する者	
調整班		調整班長が指定する者	調整班長が指定する者	調整班長が指定する者	
ダム班	ダム班長が指定する者	ダム班長が指定する者	ダム班長が指定する者	ダム班長が指定する者	
水路班	水路班長が指定する者	水路班長が指定する者	水路班長が指定する者	水路班長が指定する者	

防災本部業務内容一覧

	構　　成	注　意　態　勢	第　一　警　戒　態　勢	第　二　警　戒　態　勢	非　常　態　勢
事務局	（局長）危機管理監 （副局長）設備保全室長 （副局長）管理調整室長 特命審議役（関東事業担当） 関東事業担当 管理調整室 設備保全室（建築課除く） 監査室 危機管理監付	・防災業務の総合調整、窓口 ・東海地震に係わる情報収集 ・防災情報の収集、共有 ・通信設備、予備電力の確保 ・利水者対応	・防災業務の総合調整、窓口 ・内閣府、東京都との無線通信、関東防災連絡会との連絡 ・防災情報の収集、共有 ・通信設備、予備電力の確保 ・利水者対応	・防災業務の総合調整、窓口 ・内閣府、東京都との無線通信、関東防災連絡会との連絡 ・防災情報の収集、共有 ・通信設備、予備電力の確保 ・組立式衛星無線通信装置の設営 ・利水者対応	・防災業務の総合調整、窓口 ・東海地震に係わる地震予知情報等の情報収集 ・内閣府、東京都との無線通信、関東防災連絡会との連絡 ・防災情報の収集、共有 ・通信設備、予備電力の確保 ・組立式衛星無線通信装置の設営 ・利水者対応
総務班	（班長）総務部長 （副班長）人事部長 （副班長）用地管財部長 常務参与 特命審議役 総務部総務課 人事部 用地管財部 設備保全室（建築課）		・庁舎、宿舎の点検 ・役職員及び家族の安否確認 ・炊き出し等 ・本社職員等被災者の対応 ・来庁者の避難誘導	・庁舎、宿舎の点検 ・役職員及び家族の安否確認 ・炊き出し等 ・本社職員等被災者の対応 ・来庁者の避難誘導	・庁舎、宿舎の点検 ・役職員及び家族の安否確認 ・炊き出し等 ・本社職員等被災者の対応 ・来庁者の避難誘導
広報班	（班長）経営企画部長 （副班長）経営企画部次長 首席審議役 総務部広報課 経営企画部	・広報に関する業務 ・メディア情報等の収集 ・防災業務全体の記録	・広報に関する業務 ・メディア情報等の収集 ・防災業務全体の記録	・広報に関する業務 ・メディア情報等の収集 ・防災業務全体の記録	・広報に関する業務 ・メディア情報等の収集 ・防災業務全体の記録
調整班	（班長）技術管理室長 （副班長）財務部長 財務部 技術管理室		・支援体制（人員・物資機材）の確保、調整、派遣 ・関係機関への情報連絡員の派遣調整、派遣 ・支援者及び情報連絡員の連絡窓口 ・機構施設影響による第三者被災者の対応 ・緊急通行車両の標章及び証明書の交付手続き	・支援体制（人員・物資機材）の確保、調整、派遣 ・関係機関への情報連絡員の派遣調整、派遣 ・支援者及び情報連絡員の連絡窓口 ・機構施設影響による第三者被災者の対応 ・緊急通行車両の標章及び証明書の交付手続き	・支援体制（人員・物資機材）の確保、調整、派遣 ・関係機関への情報連絡員の派遣調整、派遣 ・支援者及び情報連絡員の連絡窓口 ・機構施設影響による第三者被災者の対応 ・緊急通行車両の標章及び証明書の交付手続き
ダム班	（班長）ダム事業部長 （副班長）ダム事業部次長 ダム事業部	・ダム事業部所管事務所に係る防災業務の状況把握、指示等 ・主務省への報告・連絡(水路施設含む)	・ダム事業部所管事務所に係る防災業務の状況把握、指示等 ・主務省への報告・連絡(水路施設含む)	・ダム事業部所管事務所に係る防災業務の状況把握、指示等 ・主務省への報告・連絡(水路施設含む)	・ダム事業部所管事務所に係る防災業務の状況把握、指示等 ・主務省への報告・連絡(水路施設含む)
水路班	（班長）水路事業部長 （副班長）水路事業部次長 水路事業部	・水路事業部所管事務所に係る防災業務の状況把握、指示等 ・主務省への報告・連絡 ・関東地方水質汚濁対策連絡協議会との連絡	・水路事業部所管事務所に係る防災業務の状況把握、指示等 ・主務省への報告・連絡 ・関東地方水質汚濁対策連絡協議会との連絡	・水路事業部所管事務所に係る防災業務の状況把握、指示等 ・主務省への報告・連絡 ・関東地方水質汚濁対策連絡協議会との連絡	・水路事業部所管事務所に係る防災業務の状況把握、指示等 ・主務省への報告・連絡 ・関東地方水質汚濁対策連絡協議会との連絡

２６　国立病院機構

○　災害対策本部の組織及び事務分掌

国立病院機構災害対策本部

本部長：理事長 / 副本部長：副理事長 / 本部員：全ての常勤理事、部長

① 総　括　班	【班長：総務課長】【班の構成：総務課、人事課】

1. 災害対策本部の庶務に関すること
2. 災害対策本部への連絡に関すること
3. 本部職員の現地災害対策本部への派遣に関すること
4. 厚生労働省への報告に関すること
5. その他、他の班に属さないこと

② 情報収集班	【班長：企画調整課長】【班の構成：企画調整課、経営課、評価課、指導課】

以下に掲げる事項の情報収集に関すること

イ．被災地域の被災状況（当該地域のライフライン、通信、交通、物流、避難所などの情報をテレビやラジオ等から収集）

ロ．被災した NHO 病院の被災状況（当該病院のライフライン、通信、患者・職員の死傷者の状況等の情報を病院から収集）

ハ．被災した NHO 病院の近隣医療機関の活動状況（広域災害・救急医療情報システムから情報収集）

ニ．被災した NHO 病院等の必要物資に関する情報

③ 医療救護支援班	【班長：医療課長】【班の構成：医療課、サービス安全課、総合研究センター】

1. 次に掲げる初動医療班及び医療班の派遣に関すること
   イ．初動医療班及び医療班の派遣先、活動拠点及び宿泊先に係る調整
   ロ．初動医療班及び医療班の移動状況並びに活動状況の把握・確認
   ハ．医療班派遣終了時期の調整
2. 被災地域からの患者移送の調整に関すること
3. 看護師等個別職種の派遣に関すること
4. 被災した NHO 病院への職員派遣に関すること
5. 医療救護支援に係る政府、地方自治体等からの要請に関すること
6. DMAT 事務局との情報共有及び連携に関すること

④ 物資調達・供給班	【班長：計画課長】【班の構成：計画課、整備課】

1. 次に掲げる被災病院の物品の調達・搬送に関すること
   イ．地方公共団体及び事業者等との災害時における供給に係る協定の締結
   ロ．被災した NHO 病院への物資流通経路の確認
   ハ．被災した NHO 病院への医薬品、水及び食料等の調達・搬送
   ニ．ライフライン途絶に伴う自家発電機の燃料、給水車及び電源車の調達依頼
2. 次に掲げる災害救援物資の受入れに関すること
   イ．救援物資及び義援金品の保管場所の確保
   ロ．救援物資及び義援金品についての台帳管理

⑤ 広　報　班	【班長：広報文書課長】【班の構成：広報文書課、ＩＴ推進室、業務監査室】

1. 広報資料の作成・周知に関すること
2. マスコミ等への広報に関すること
3. プレス発表場所の設営・運営に関すること
4. ホームページ災害掲示板の管理に関すること

⑥ 災害復旧班	【班長：施設整備主幹】【班の構成：施設整備企画室、施設整備設計室】

1. 次に掲げる施設、設備等の被害状況の把握に関すること
   イ．被災した NHO 病院の応急診断
   ロ．被災した NHO 病院の建物、設備等被害状況についての取りまとめ
   ハ．二次被害のおそれがある施設に対する応急措置の助言

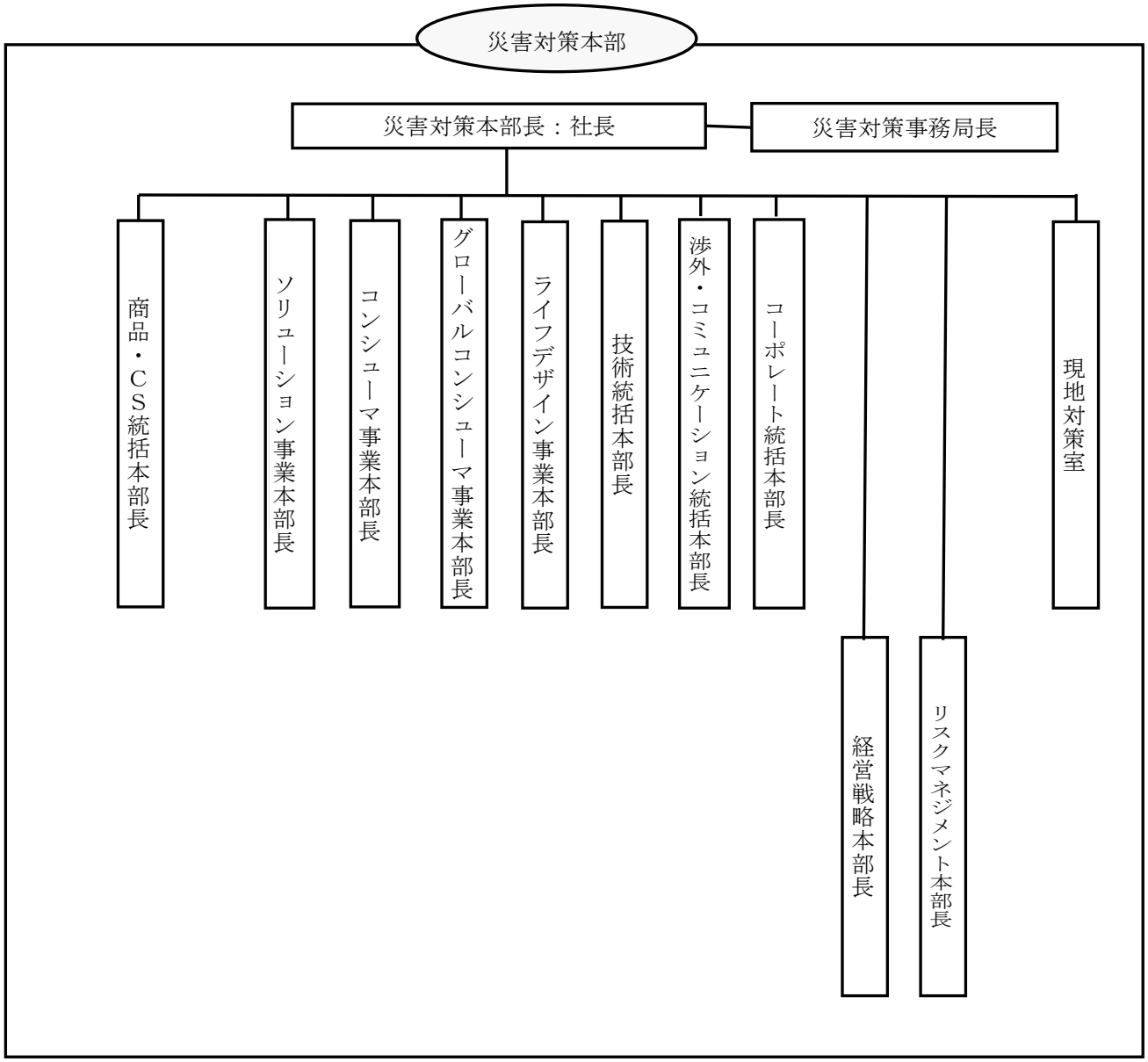
2. 次に掲げる電気、ガス及び水道等のライフラインの復旧状況の把握等に関すること
　イ．被災地域の電気、ガス及び水道等のライフラインの復旧状況の把握
　ロ．被災地域の電気、ガス及び水道等のライフラインに係る応急措置の助言
3. 災害復旧に係る整備に関すること（被災建物、設備等についての復旧整備に係る計画の策定）

⑦ 対 応 記 録 班	【班長：職員課長】【班の構成：職員課、厚生課】
災害対策本部が実施した対応の記録に関すること	

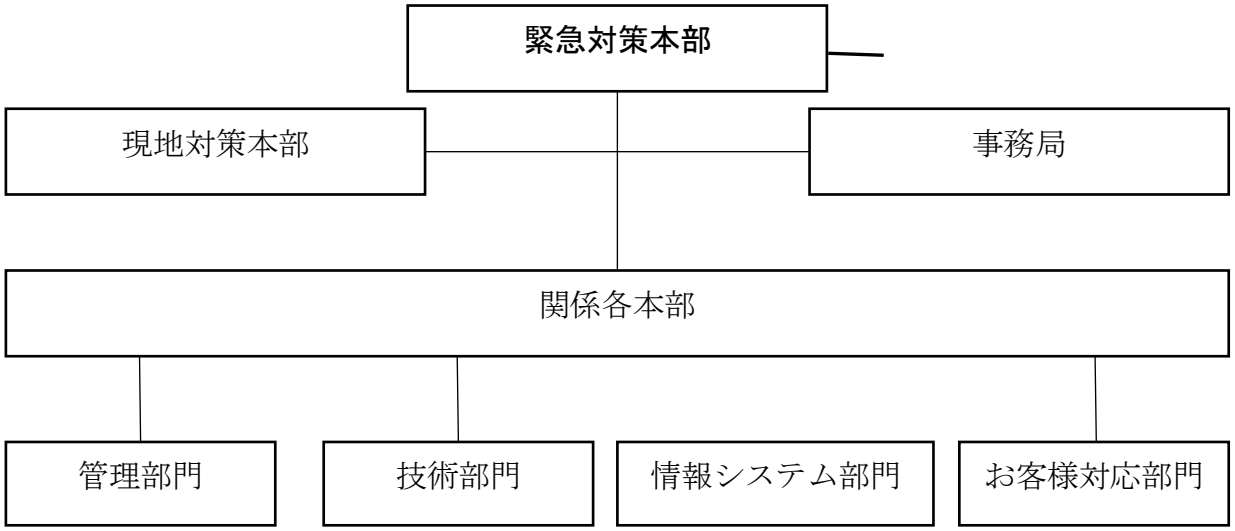
※災害が発生し、理事長が必要と認めたときは、防災業務計画の規定に基づく現地災害対策本部を設置する。

２７　ＫＤＤＩ

○　本社災害対策本部の対策部及び事務局の構成表



２８　ソフトバンク



２９　ＪＲ東日本

○　対策本部の組織及び任務

班名	班長	班員	各班の主な役割
本部長　支社長			すべての業務の総括
副本部長　総務部長			本部長の補佐
総務班	総務部企画担当部長 副班長 東京ｽﾃｰｼｮﾝｼﾃｨ運営担当部長 調査役 総務課長	総務部企画室 総務部人事課 総務部法務課 総務部総務課 総務部安全企画室	支社及び現業機関の安否情報の集約 報道や関係機関から道路や社会状況等について情報収集 対策本部における記録の作成、業務用自動車の借り上げ手配、関係警察機関等への連絡 死傷者遺族・家族等の対応 事故原因調査、証拠物件の保全 自治体への連絡 社内システムに関する対応
広報班	広報課長	総務部広報課	広報対応について本社と協議し方針の策定 情報の整理及びマスコミへの発表、問い合わせ対応
医療班	勤労担当部長	勤労課	医療機関に対する救護手配 負傷者、死傷者対応
運車班	運輸車両部長	運輸車両部企画課 運輸車両部輸送課 運輸車両部運用課 運輸車両部車両課	車内の死傷者の救助・救護、長時間に及ぶ駅間の停車時、沿線火災や津波発生時の早期お客さま救済 列車、運転設備、車両ｾﾝﾀｰ等の被災状況の把握 輸送計画策定、他会社との調整、運転不能区間の把握 列車のう回、運休、救援列車等の運転計画及び整理 旅客の輸送手配、乗務員の運用手配
営業班	営業部長 副班長 ｻｰﾋﾞｽ品質改革室長	営業部企画課 営業部業務課 営業部販売課 営業部首都圏 　ｴｰｼﾞｪﾝﾄｾﾝﾀｰ ｻｰﾋﾞｽ品質改革室	駅の状況把握 駅における死傷者の救助・救援への対応 一時滞在場所の提供、帰宅困難者対応に関する情報の把握 お客さま案内要員の要請手配 応援要員の手配及び休憩室の確保 お客さまへの情報提供 公民鉄との連絡・調整
施設班	施設部長 副班長 施設部担当部長	施設部企画課 施設部保線課 施設部工事課 施設部耐震補強対策室 施設部東京圏 　ﾎｰﾑﾄﾞｱ整備推進室 施設部建築課 施設部機械課	線路設備、鉄道建造物、駅舎等建築物、機械関係設備状況の把握 人命に関わる被災設備の撤去 グループ会社等への資機材(重機)、要員の要請手配 被災設備の復旧 応援要員の手配
電気班	電気部長 副班長 電気部担当部長	電気部企画課 電気部電力課 電気部信号通信課	電力関係、信号通信設備状況の把握 臨時照明、通信設備の仮設 人命に関わる被災設備の撤去 グループ会社等への資機材(重機)、要員の要請手配 被災設備の復旧 応援要員の手配
機動班	監査室長 副班長 総務部総合事務ｾﾝﾀｰ所長	監査室 総務部総合事務ｾﾝﾀｰ	支社対策本部長の指示した業務
資材班	財務部長	財務部経理課 財務部契約審査課	必要物資の調達、支援物資の事前把握 復旧材料の調達、輸送用燃料の確保 備蓄食料等の操配
事業班	事業部長	事業部企画・地域共創課 事業部不動産活用課 事業部首都圏 　えきまち創造ｾﾝﾀｰ	グループ会社の情報収集 グループ会社への支援要請の調整 グループ会社で実施した社員安否確認情報の把握 グループ会社からの応援要員の手配、確保
事務局	安全企画室長	総務部安全企画室	支社対策本部の運営 地震、津波の概況把握 各班の調整、本社対策本部への連絡 応援要員の全体的な調整

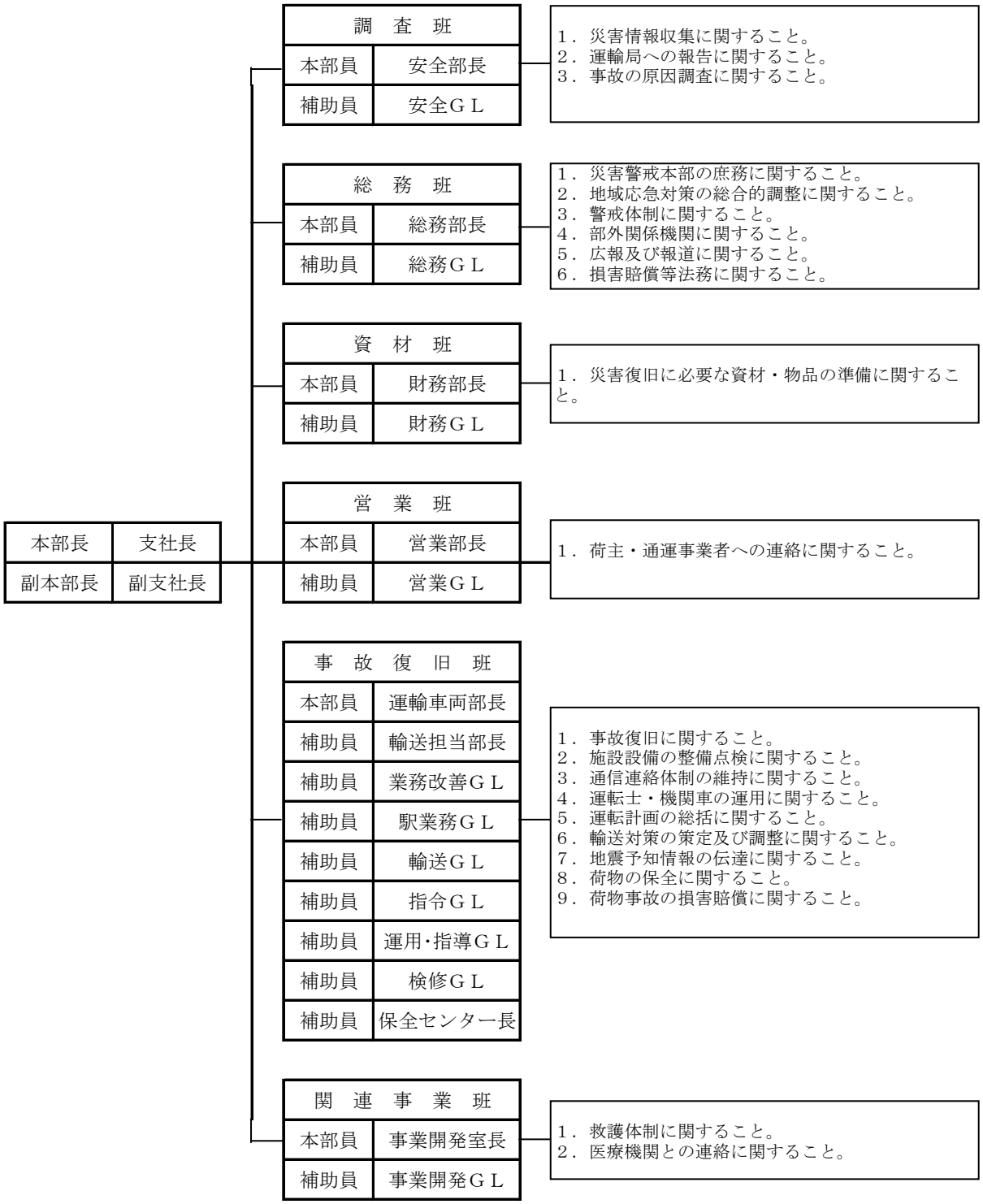
３０　ＪＲ東海

○　対策本部の組織及び任務

班	班　長	班　員	班　務
本部長　新幹線鉄道事業本部長			対策本部における総括指揮
副本部長　関　西　支　社　長 新幹線鉄道事業本部副本部長			対策本部長の補佐
総務・救護班	管理部長	総務課長	救護、記録、連絡、ヘリコプターの手配及び他に属さない事項
経理班	管理部長	経理課長	自動車借り上げ、宿舎、給食、休養、資材及び備品の手配その他
広報班	東京広報室長	――――	報道関係及び関係会社への広報業務
指令班	指令担当部長	指令担当課長	情報収集及び関係箇所への連絡並びに輸送手配及び運転再開への指令統括
輸送・旅客班	運輸営業部長	管理課長 営業課長 輸送課長 運用課長	輸送計画、旅客手配、運転手配、運用変更及び要員の手配並びに車両に対する事故復旧処理および原因調査
調査班	運輸営業部長	――――	事故等状況、内容の調査、復旧の進捗状況、事故等対策会議等の記録及び事故等の状況の関係運輸局、安全対策部への連絡並びに事故等対策会議決定事項等の関係箇所への連絡
車両班	車両部長	車両課長	車両に関する事故等復旧処理及び原因調査
施設班	施設部長	保線課長 工事課長	施設に関する事故等復旧処理及び原因調査
電気班	電気部長	電力課長 信号通信課長 システム課長	電気に関する事故等復旧処理及び原因調査
情報設備班	電気部長	中央電気所長	対策本部、復旧本部間の情報連絡設備の設置

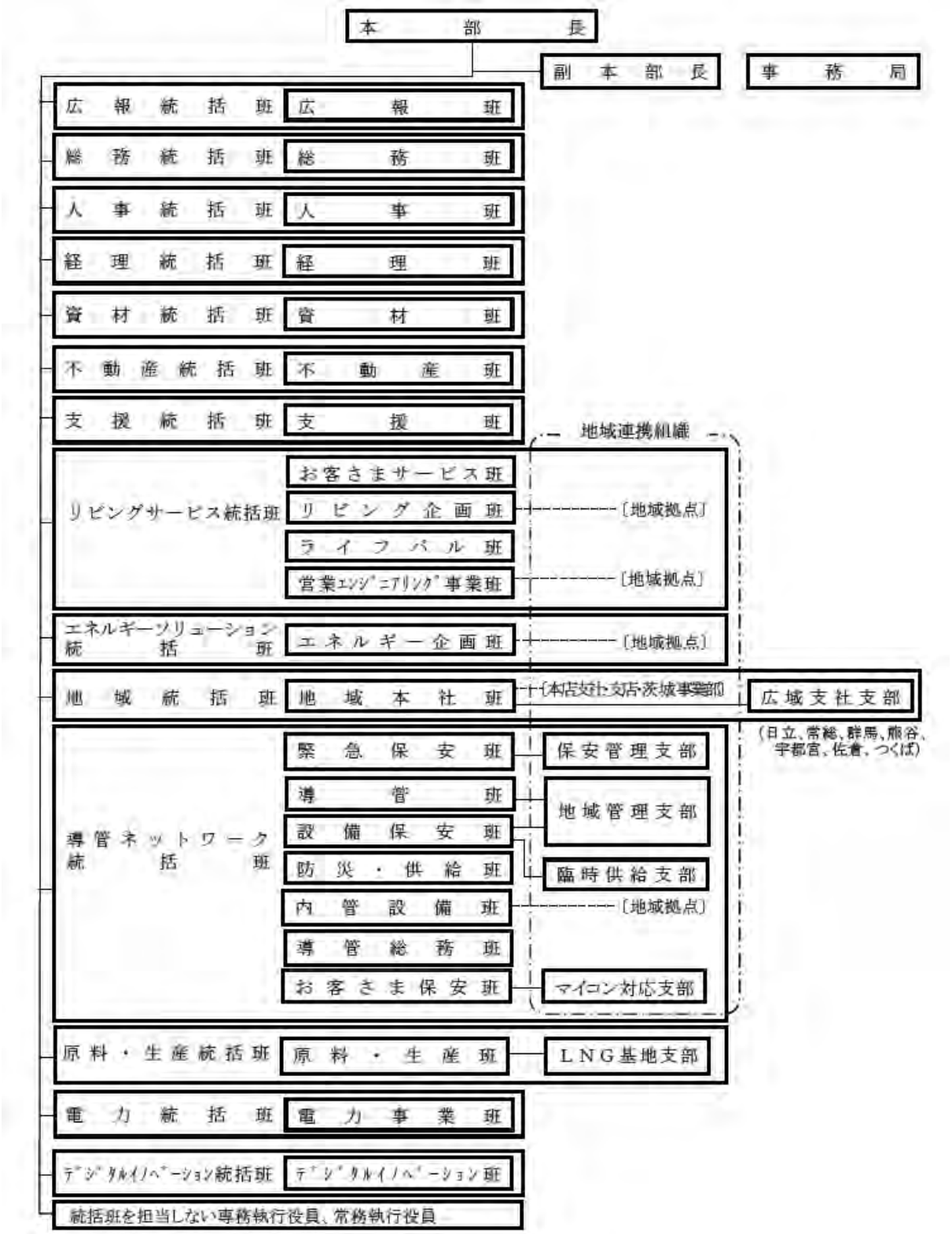
３１　ＪＲ貨物

○　災害対策本部活動体制



３２　東京ガス

非常事態対策本部の組織



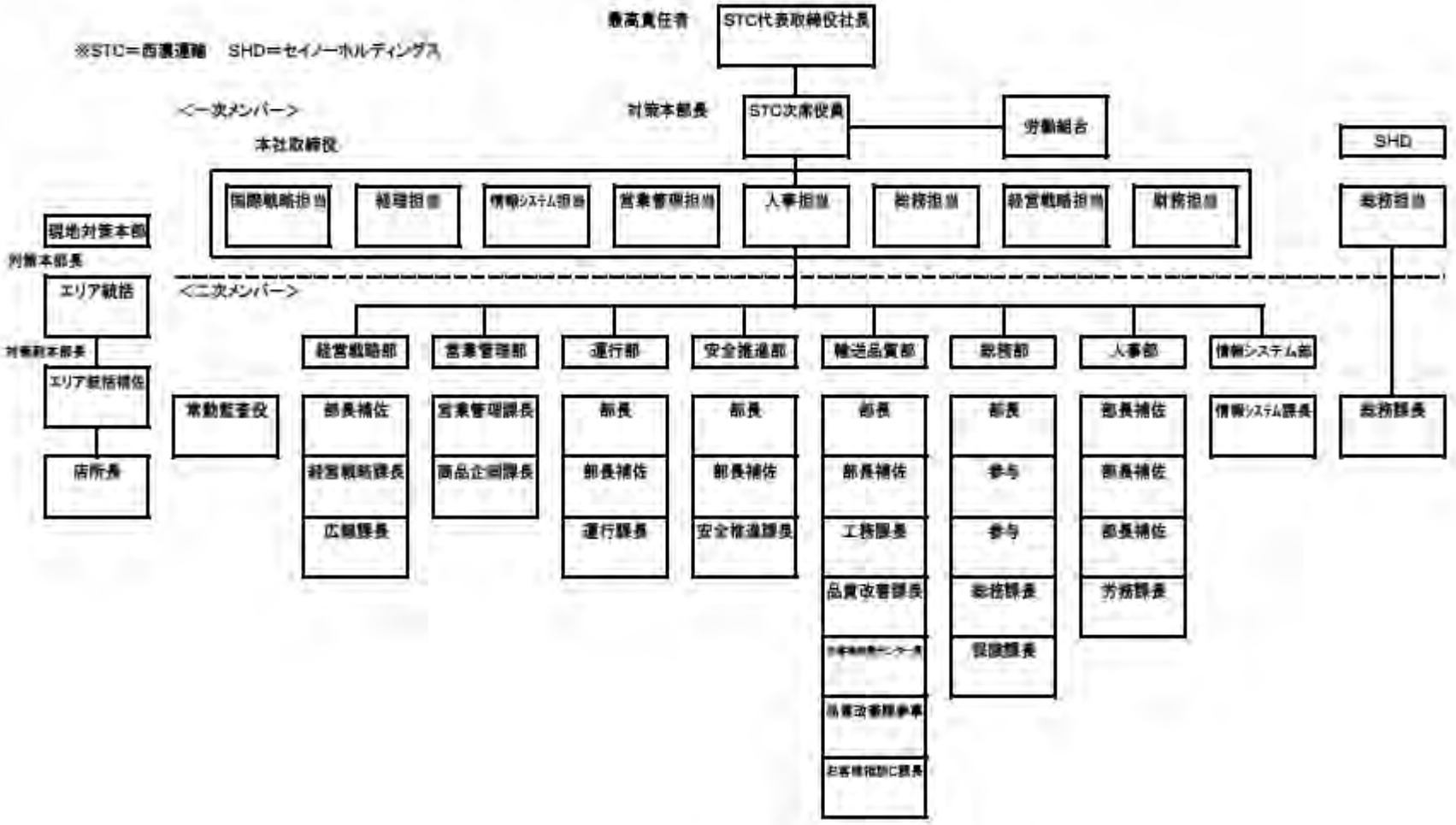
３３　日本通運

災害対策委員会の役割

メ　ン　バ　ー		役　　割
委員長	首都圏支店長	業務および活動全般の統括
副委員長	首都圏支店部長（総務） 首都圏支店部長（営業）	災害対策委員長の補佐、代理
事務局	首都圏支店課長（総務） 首都圏支店課長（経理） 首都圏支店課長（業務）	災害対策委員会等の事務局業務に関すること
（総務対策班）	首都圏支店課長（総務）	①災害対策委員会の運営に関すること ②労働組合との協力および連携に関すること ③従業員の被災状況の把握に関すること ④従業員との連絡事務に関すること ⑤非常時緊急用品の活用等に関すること ⑥社内外からの救援品の受付と管理に関すること ⑦顧客および官庁以外の関係先との連絡・対応に関すること ⑧従業員およびその家族の救援活動に関すること ⑨宿泊施設等の確保に関すること ⑩社員およびその家族に対する物資等の配布に関すること ⑪各対策班の情報集約に関すること ⑫他本部との窓口、連携、調整事務に関すること ⑬ＢＣＰ（非常時）の適切な遂行等に関すること
（通信・情報対策班）	首都圏支店課長（総務）	①通信・情報連絡手段の整備と復旧に関すること ②情報システムの復旧およびデータ等の保全に関すること ③情報連絡体制の確立等に関すること ④ＢＣＰ（非常時）の適切な遂行に関すること
（広報対策班）	首都圏支店課長（労働）	①報道機関等との対応に関すること ②外部からの情報収集に関すること ③ＢＣＰ（非常時）の適切な遂行に関すること
（経理対策班）	首都圏支店次長（経理）	①災害対策資金の調達に関すること ②災害対策に要する費用の出納と管理に関すること ③必要物資等の調達に関すること ④債権の確認と保全に関すること ⑤社有財産の罹災状況の把握に関すること ⑥社有財産の復旧に関すること ⑦従業員の家屋等の復旧・再建の支援活動に関すること ⑧ＢＣＰ（非常時）の適切な遂行に関すること
（輸送対策班）	首都圏支店部長（業務） 首都圏支店次長（自動車） 首都圏支店次長（業務）	①出勤可能人員の把握と出勤の確保に関すること ②作業対応人員の確保に関すること ③車両等の確保および整備に関すること ④傭車・下請との連絡と確保に関すること ⑤作業計画の策定および作業対応の記録に関すること ⑥政府・諸官庁との連絡・対応に関すること ⑦関係業界との連絡・対応に関すること ⑧ＢＣＰ（非常時）の適切な遂行に関すること
（顧客対策班）	首都圏支店部長（営業） 首都圏支店部長（移転引越営業）	①顧客の要請の把握に関すること ②顧客業務の継続に関すること ③顧客への情報提供に関すること ④顧客の被災状況の把握に関すること ⑤顧客への見舞いに関すること ⑥ＢＣＰ（非常時）の適切な遂行等に関すること

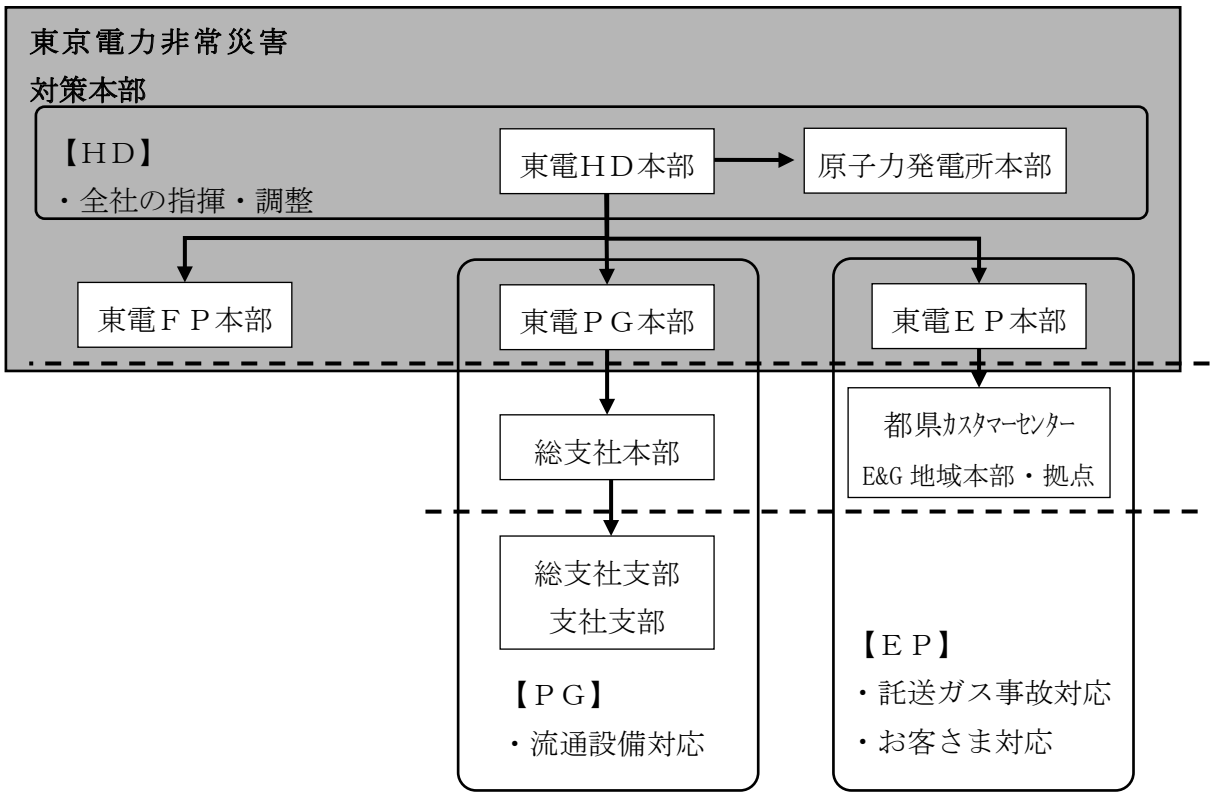
３４　西濃運輸

災害対策本部　組織図



３５　東京電力グループ

○東京電力非常災害態勢



○非常対策組織構成

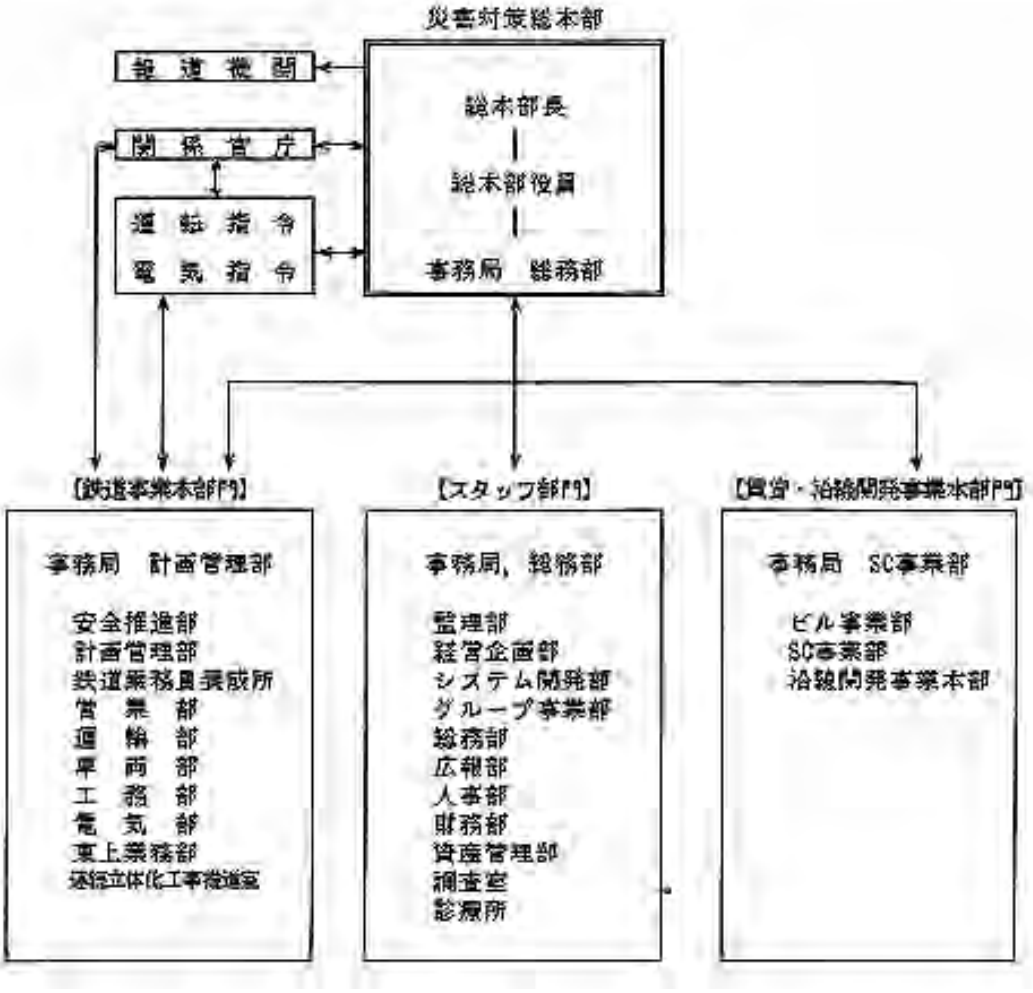
班　構　成	業　　務　　分　　掌
情　報　班	①本部長指令の伝達 ②各班の情報総括，各班への情報配信 ③国，都の災害対策本部等への派遣者との連絡 ④官公庁との連絡 ⑤一般被害情報等の収集，連絡 ⑥停電軒数集約 ⑦お客さま対応の総括
広　報　班	①マスコミ対応，連絡 ②社内全体への情報提供

復　旧　班	①当社被害・復旧情報の収集，連絡 ②復旧計画の樹立ならびに復旧活動の実施 ③所要応援隊の把握，手配 ④所要復旧資機材の把握，手配 ⑤設備の災害予防措置の実施
給　電　班	①電力系統運用状況の把握 ②電力系統の応急対策，復旧方法の検討 ③供給力増強対策（他社からの応援受電，自家発電要請を含む） ④電力の緊急融通体制の確認
資　材　班	①所要復旧資機材の調達，輸送 ②社外工事力および社外機動力の調達 ③東地域等他電力会社からの資機材融通
厚　生　班	①人身災害情報，厚生班関連設備の被害・復旧情報の収集，連絡 ②救急，救護，医療，防疫，衛生活動 ③食料，被服の調達 ④宿泊施設，寝具の手配 ⑤社員・家族間の安否状況連絡の実施，支援センターの設置 ⑥厚生班関連設備の災害予防措置の実施
総　務　班	①非常災害対策本部の設置・運営支援 ②業務設備の被害・復旧情報の収集，連絡 ③通話制限の実施 ④業務設備の災害予防措置の実施 ⑤本社保有建物の建物危険度判定，機能継続処置の実施 ⑥本社保有建物建物自己調査ならびに建物危険度判定実施状況の把握 ⑦行政からの要請に基づく建物応急危険度判定に関する対応
スタッフ	①非常態勢発令の役員等への連絡，要員呼集 ②非常災害対策本部の運営

３６　東武鉄道

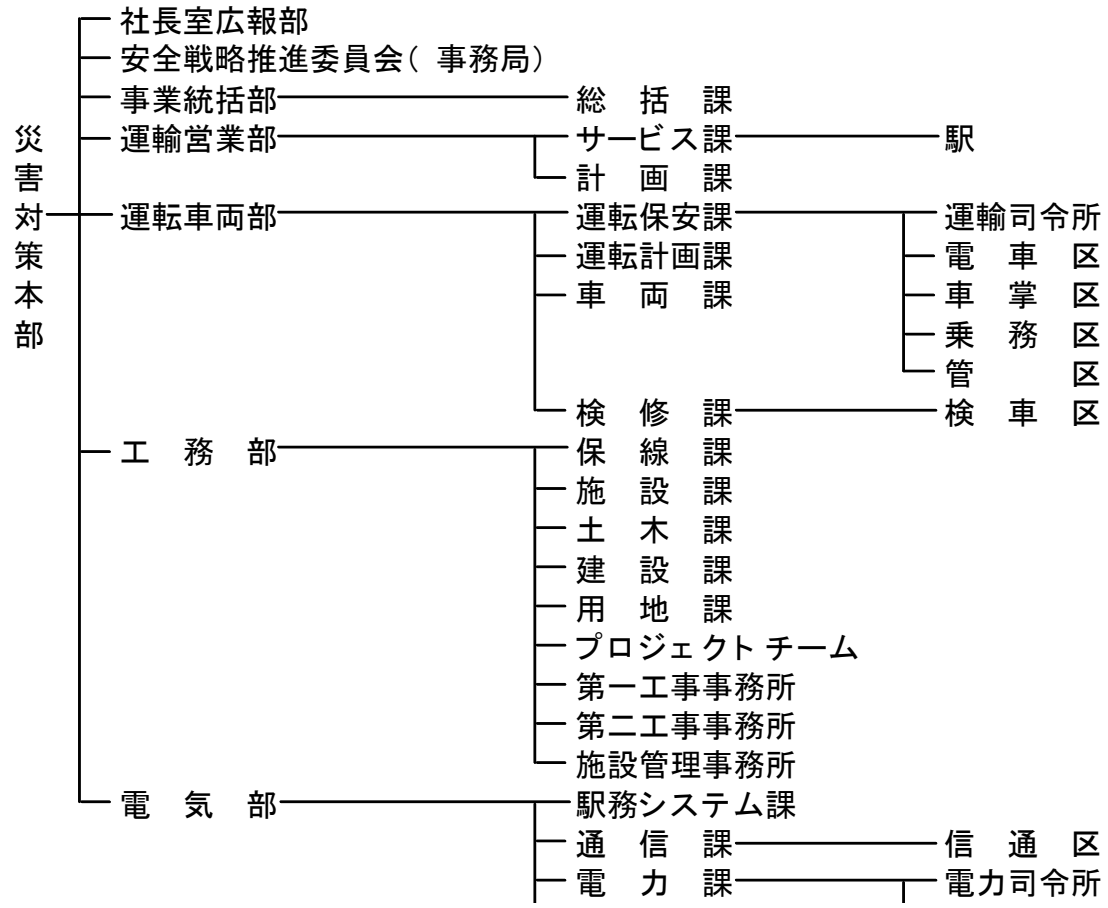
災害対策総本部が設置されたときの連絡体制

・各部は、それぞれ所属する部門の事務局と相互に連絡を行うものとする。ただし、緊急を要する事項については、直接災害対策総本部と連絡することができる。
・災害対策本部を設置した場合は、別途連絡体制を講じるものとする。
・各部門の事務局は、所管部・室・所の連絡体制を構築し、定期的に見直しを行うものとする。

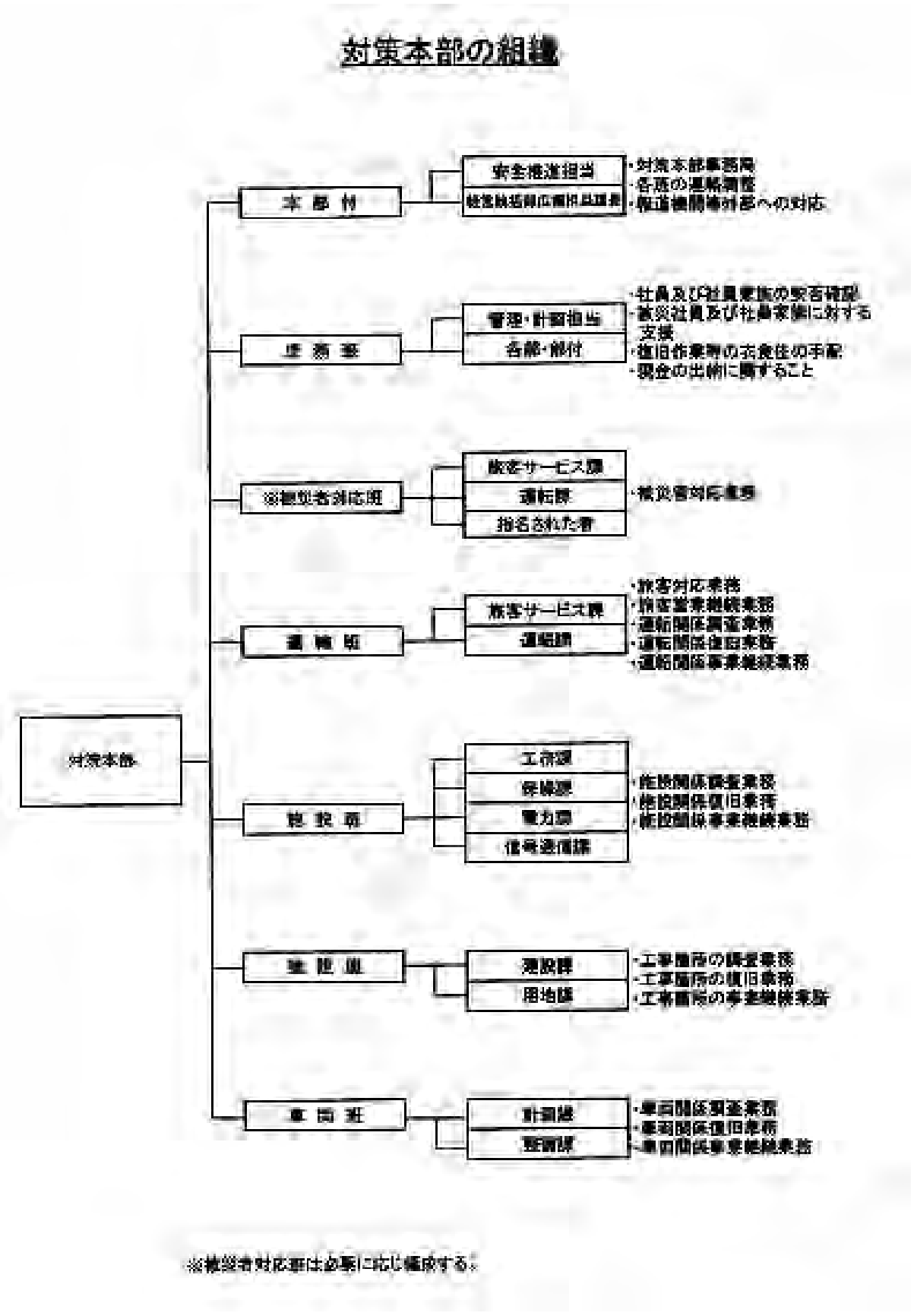


３７　東急電鉄

○　災害対策本部の組織



３８　京成電鉄


対策本部の組織
対策本部
本部付
安全推進担当
・対策本部事務局
・各班の連絡調整
・報道機関等外部への対応
庶務班
管理・計画担当
各部・部付
・社員及び社員家族の安否確認
・被災社員及び社員家族に対する支援
・復旧作業等の衣食住の手配
・現金の出納に関すること
※被災者対応班
旅客サービス課
運転課
指名された者
・被災者対応業務
運輸班
旅客サービス課
運転課
・旅客対応業務
・旅客営業継続業務
・運転関係調査業務
・運転関係復旧業務
・運転関係事業継続業務
施設班
工務課
保線課
電力課
信号通信課
・施設関係調査業務
・施設関係復旧業務
・施設関係事業継続業務
建設班
建設課
用地課
・工事箇所の調査業務
・工事箇所の復旧業務
・工事箇所の事業継続業務
車両班
計画課
整備課
・車両関係調査業務
・車両関係復旧業務
・車両関係事業継続業務
※被災者対応班は必要に応じ編成する。

３９　京王電鉄

◎　組　織

（本社災害対策本部）

本社災害対策本部長
　鉄道事業本部長

本社災害対策本部員
　鉄道営業部長
　（運転指令長）
　工務部長
　車両電気部長
　（電力指令長）

広報・庶務班	計画管理部	管　理　担　当
旅客対策班	鉄道営業部	旅客サービス課
運転対策班	〃	運　　転　　課
死傷者対策班	〃	営 業 企 画 課
軌道対策班	工　務　部	保　　線　　課
土木対策班	〃	土　　木　　課
建築対策班	〃	建　　築　　課
電力対策班	車両電気部	電　　力　　課
通信対策班	〃	通　　信　　課
車両対策班	〃	検　　車　　課

（現地災害対策本部）

京王線東部地区災害対策本部
本部長　桜上水乗務区長または関係部長（課長）

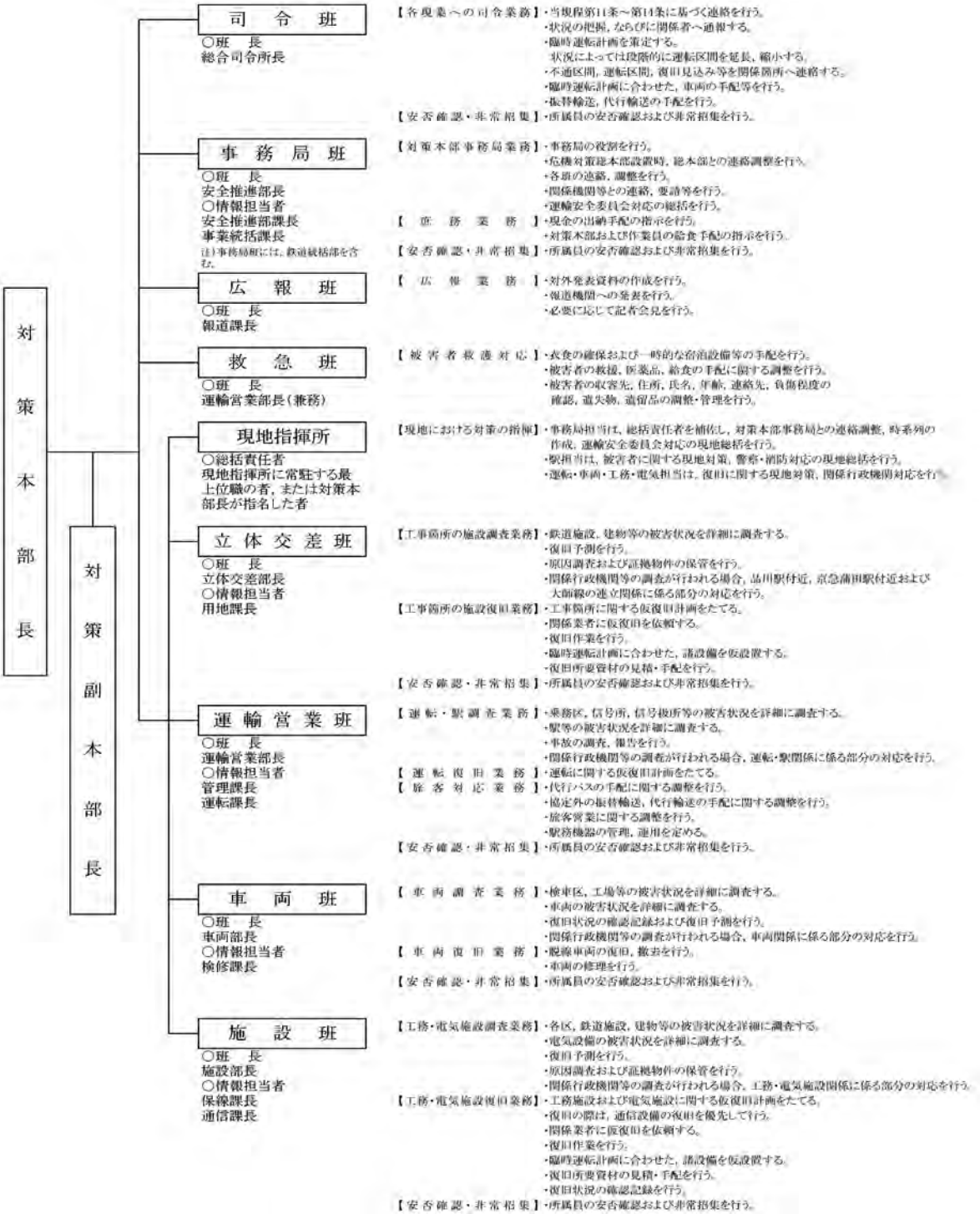
京王線西部地区災害対策本部
本部長　高幡不動乗務区長または関係部長（課長）

相模原線地区災害対策本部
本部長　若葉台乗務区長または関係部長（課長）

井の頭線地区災害対策本部
本部長　富士見ヶ丘乗務区長または関係部長（課長）

４０　京急電鉄

対策本部の組織および業務分掌



４１　西武鉄道

○　災害対策本部の組織及び業務分掌

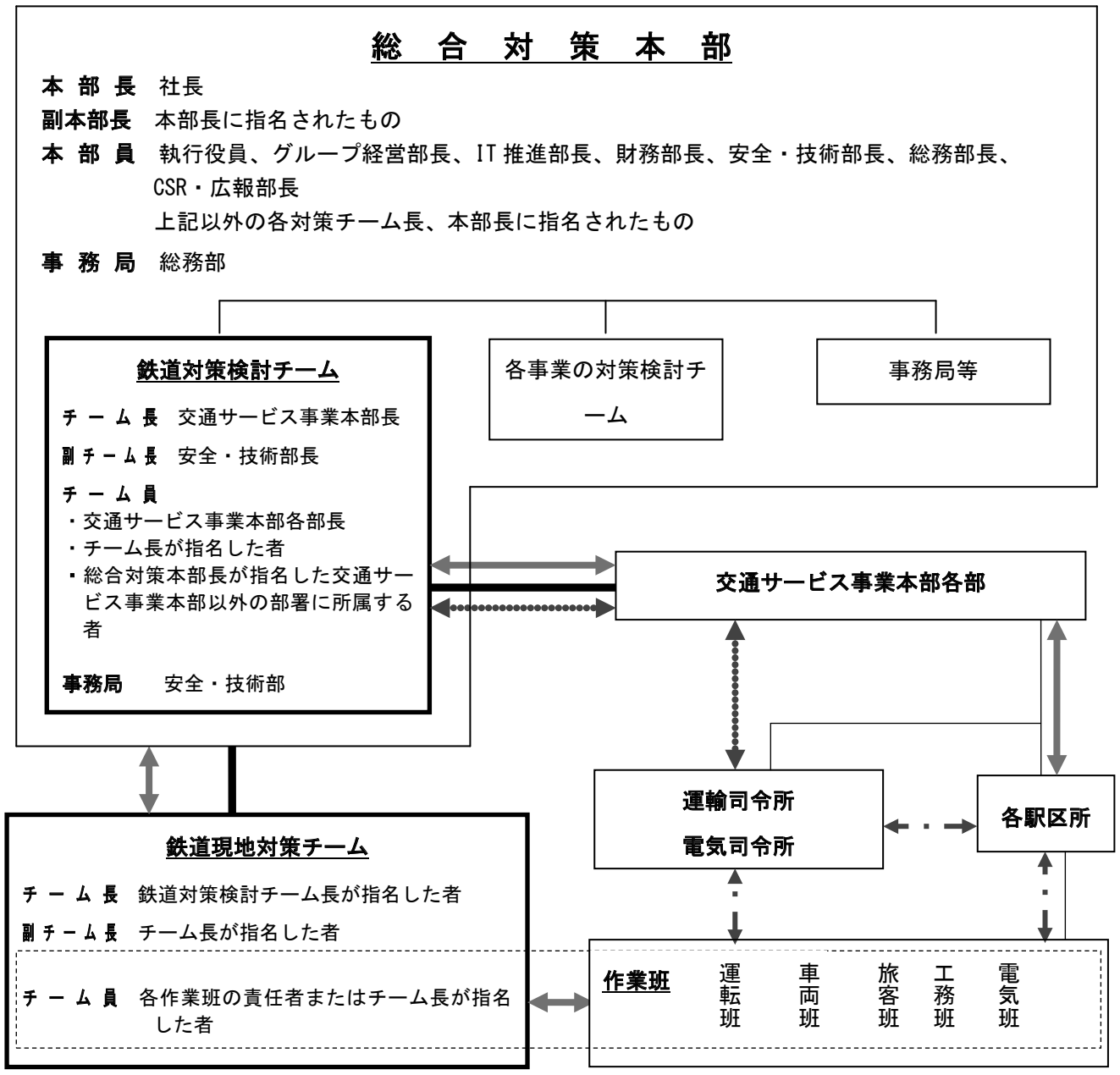
災害対策本部長（災害対策会議議長＝社長執行役員）

執行役員	災害対策本部長等の補佐（災害対策会議議長より指名ある場合は特定災害対策本部長）
経理部長	所要資金の手配※１ 現金の出納※２
情報システム部長	情報システム関連施設・設備の被災状況調査 情報システム・諸データ全般の保全措置 緊急時タブレット等情報機器の利用環境構築および運用 情報システムの復旧計画の策定と実施
管理部長	災害対策本部の設置および運営（各部間調整を含む） 被害者支援室の設置および運営（注） 西武鉄道ビルの被災状況調査および機能保持 当社がガバナンス上管理する会社およびその他協力先との連絡調整 被災状況集約（全事業および当社がガバナンス上管理する会社）※３ 被害金額の推計（全事業および当社がガバナンス上管理する会社）※３ 復旧計画および予算措置の総括（全事業および当社がガバナンス上管理する会社）※３ グループ各社の状況確認※３ 西武ＨＤとの連絡調整※３ 復旧関係費用の調整※３ 西武鉄道ビルの非常用備蓄品の搬出、配給および調達 その他庶務事項
広報部長	情報の収集および社内外広報
人事部長	復旧要員確保の調整 従業者の安否確認および被災状況の把握 所掌施設の被災状況調査 ガバナンス上管理する会社の被災状況集約（㈱西武パレット） 被災従業者の支援対策 食糧等の調達配給および支援 医療機関との連絡調整

管財部長	特定災害対策本部の設置および運営 所掌不動産および建築物の被災状況調査、復旧計画の策定と実施
資材部長	所要物品の手配 緊急復旧工事の発注支援 主要取引先および発注資材等の被災状況調査
計画管理部長	鉄道施設の復旧に関する予算措置の総括 ガバナンス上管理する会社の被災状況集約（西武鉄道サービス㈱・西武電設工業㈱） 関係諸官庁への報告
安全推進部長	特定災害対策本部（鉄道本部内）の設置および運営 鉄道施設の被災状況の集約 鉄道施設の被害金額の推計 鉄道施設の復旧計画の総括 関係諸官庁への報告
運輸部長	鉄道営業に関する事項 ⑴旅客の避難誘導と混乱防止措置 ⑵駅施設等の点検、被災状況調査 ⑶列車運行計画の策定と実施 ⑷旅客被災者への対応 旅客誘致イベント実施時の避難誘導、混乱防止措置 関係諸官庁への報告
電気部長	電気関係施設の点検、被災状況調査、復旧計画の策定と実施 ⑴電車線路 ⑵電力設備 ⑶変電設備 ⑷信号保安設備 ⑸通信設備
工務部長	線路・諸建造物・施工中の所掌工事個所・鉄道用地の点検、被災状況調査、復旧計画の策定と実施
建設部長	施工中の連立施設の点検、被災状況調査、復旧計画の策定と実施
車両部長	車両関係の点検、被災状況調査、復旧計画の策定と実施
沿線事業企画部長	特定災害対策本部の設置および運営 所掌営業施設・広告媒体の被災状況調査、復旧計画の策定と実施 ガバナンス上管理する会社・沿線観光施設の被災状況集約、復旧計画の総括（西武レクリエーション（株）・（株）豊島園・多摩川開発（株）・多摩川ボートシステム（株））
沿線事業企画部ジェネラルマネジャー（不動産事業担当）	所掌不動産・建築物の被災状況調査、復旧計画の策定と実施
沿線事業企画部ジェネラルマネジャー（ドーム担当）	所掌営業施設の被災状況調査、復旧計画の策定と実施

４２　小田急電鉄

総合対策本部設置後の組織と情報連絡経路



凡　例

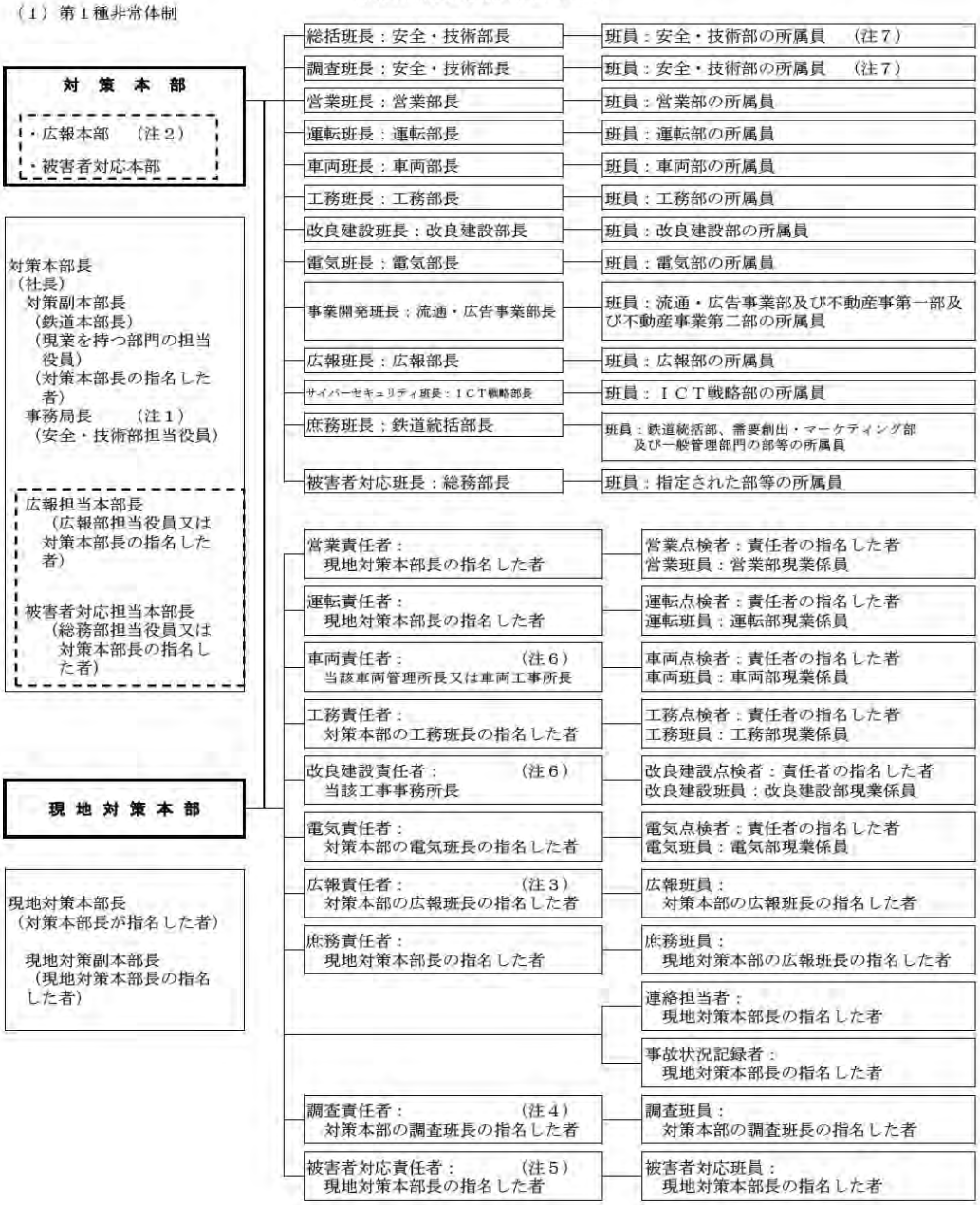
復旧作業に関する伝達経路

列車運行に関する伝達経路

復旧時間に関する伝達経路

４３　東京地下鉄

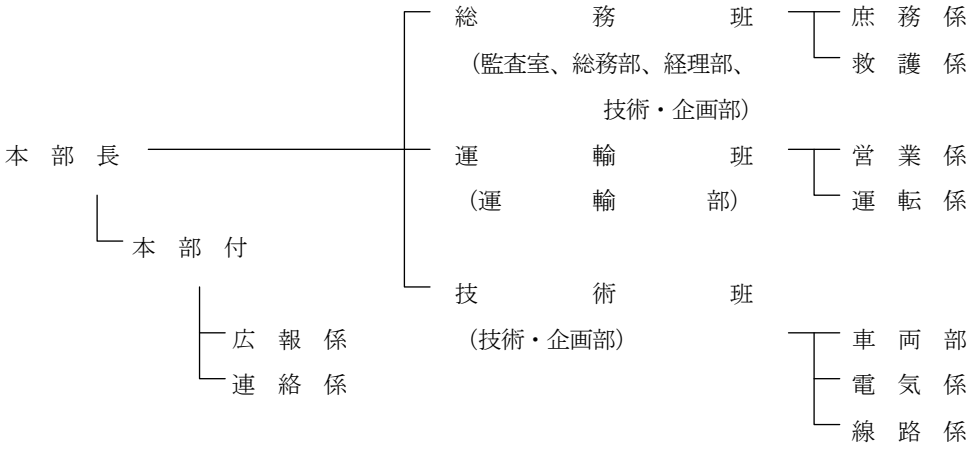
対策本部及び現地対策本部の組織



（注１）対策本部には、対策本部の運営を統括する事務局長を置く。
（注２）対策本部には、必要により広報本部及び被害者対応本部を置くことができる。
（注３）広報責任者又は広報班員が到着するまでの間については、現地対策本部長の指名した者が報道対応責任者となりその任に当たる。広報責任者又は広報班員が到着したときは、それまでの対応状況を正確に引継報告する。
（注４）調査責任者又は調査班員が到着するまでの間については、現地対策本部長の指名した者がその任に当たる。調査責任者又は調査班員が到着したときは、それまでの調査状況を正確に引継報告する。
（注５）被害者対応班が到着したときは、それまでの対応状況、負傷者の状況等を正確に引継報告し、その指揮下に入る。
（注６）車両及び改良建設の各責任者は、各所長又は所長の指名した者とする。
（注７）営業部、運転部、車両部、工務部、改良建設部及び電気部と安全・技術部を兼務している所属員は、総括班又は調査班の班員とする。

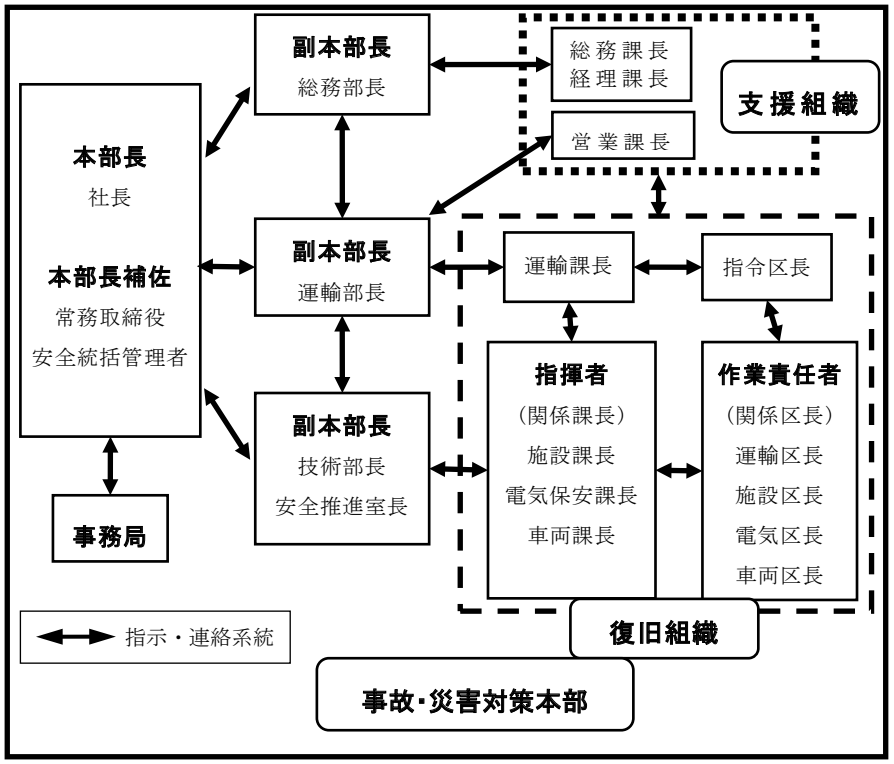
４４　東京モノレール

○　事故対策本部の組織

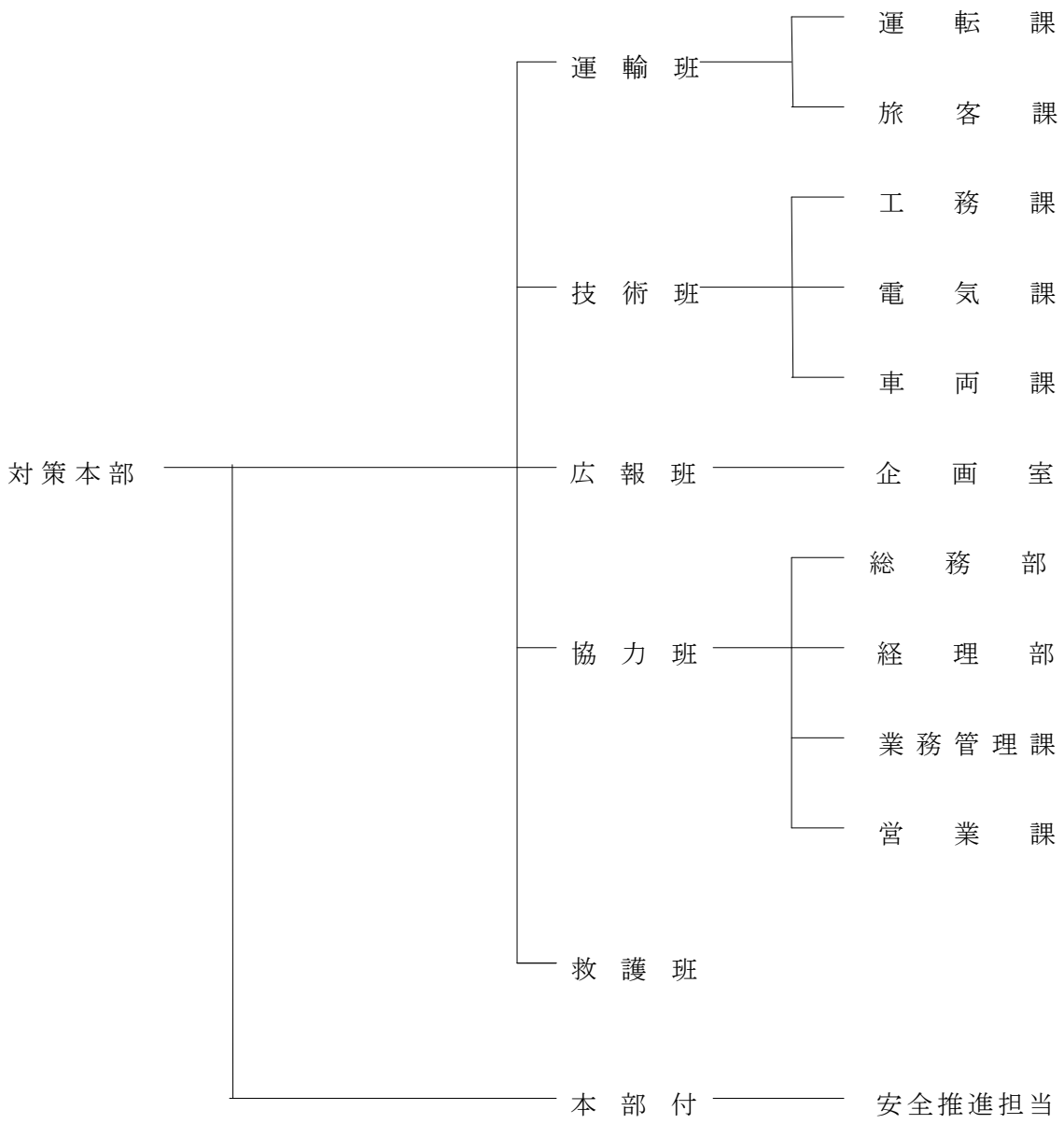


４５　ゆりかもめ

○　事故・災害対策本部の組織



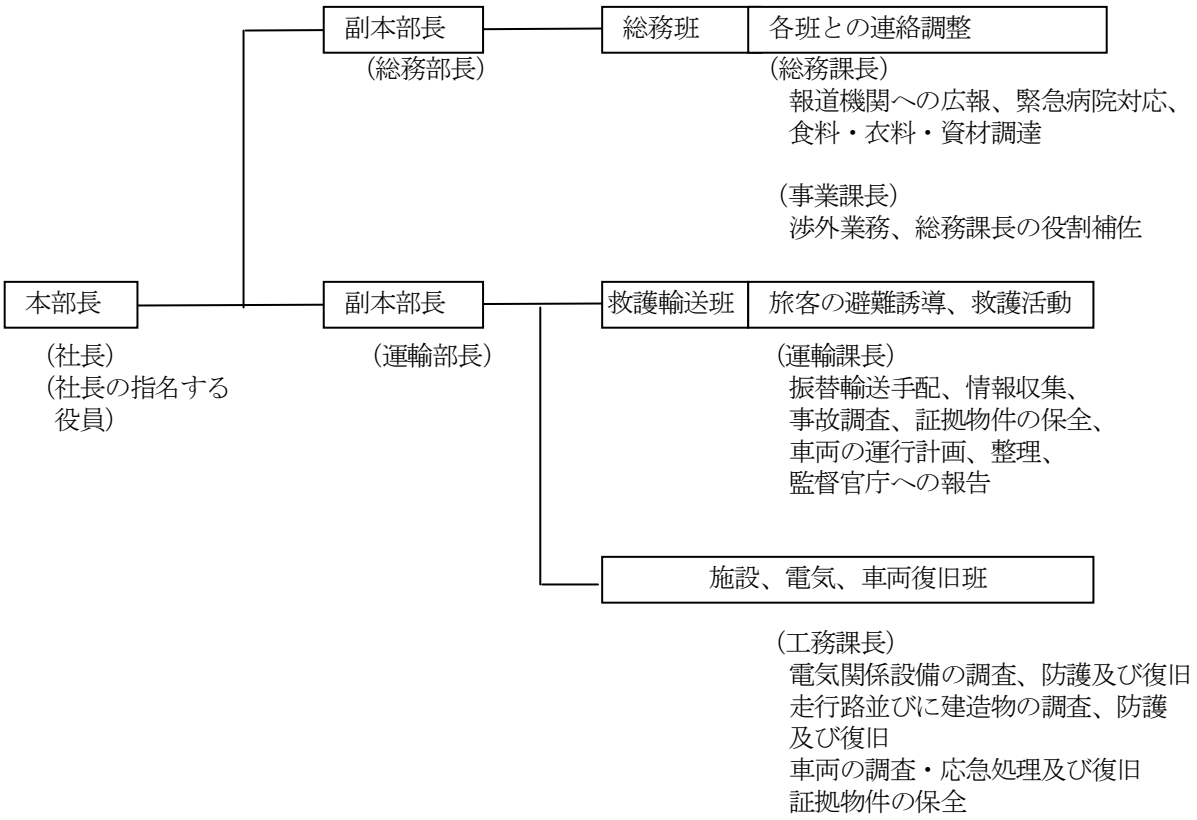
４６　北総鉄道



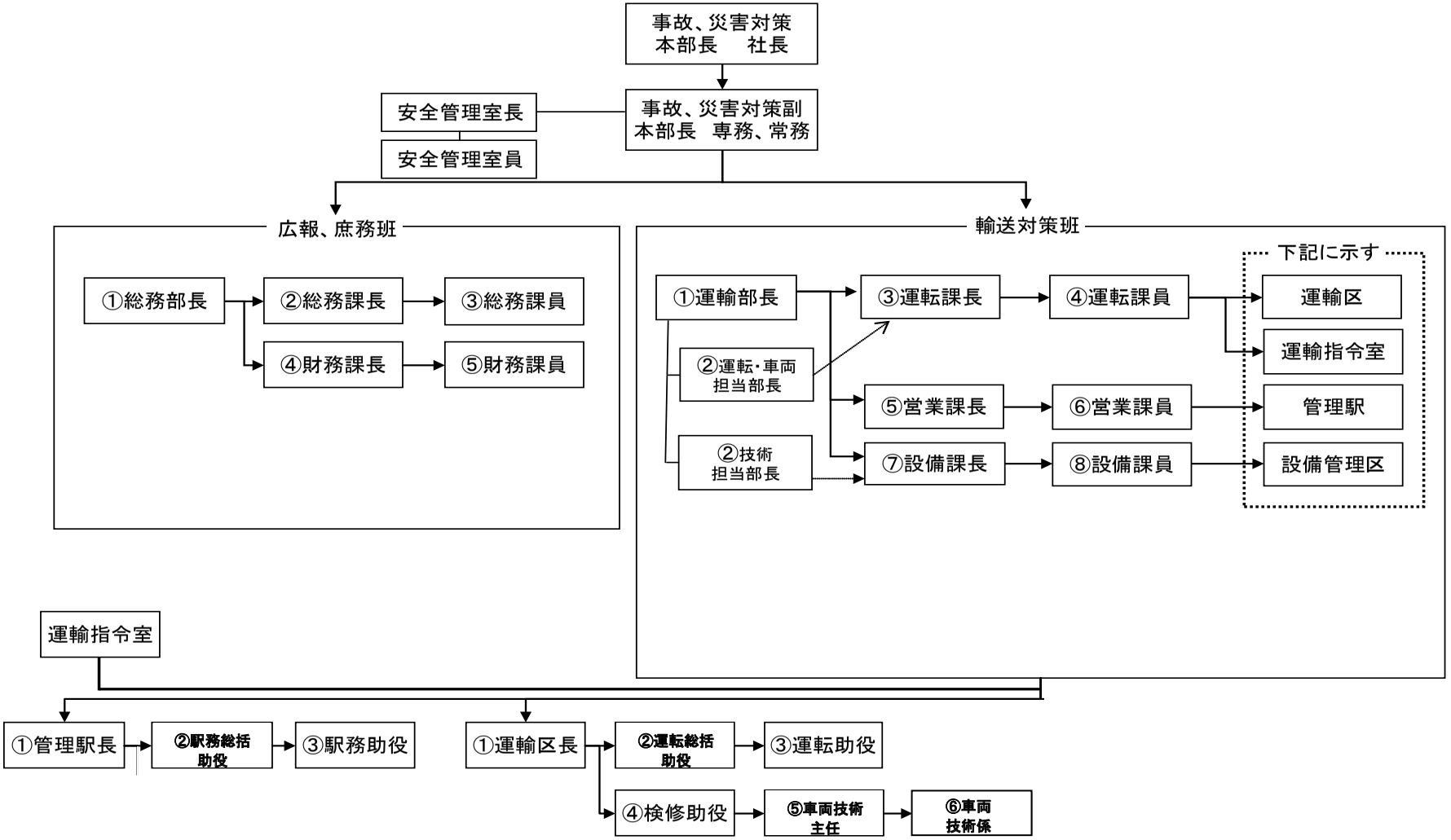
○　救護班の編成は、事故の状況により本課全社員による。

４７　多摩都市モノレール

○対策本部組織と役割

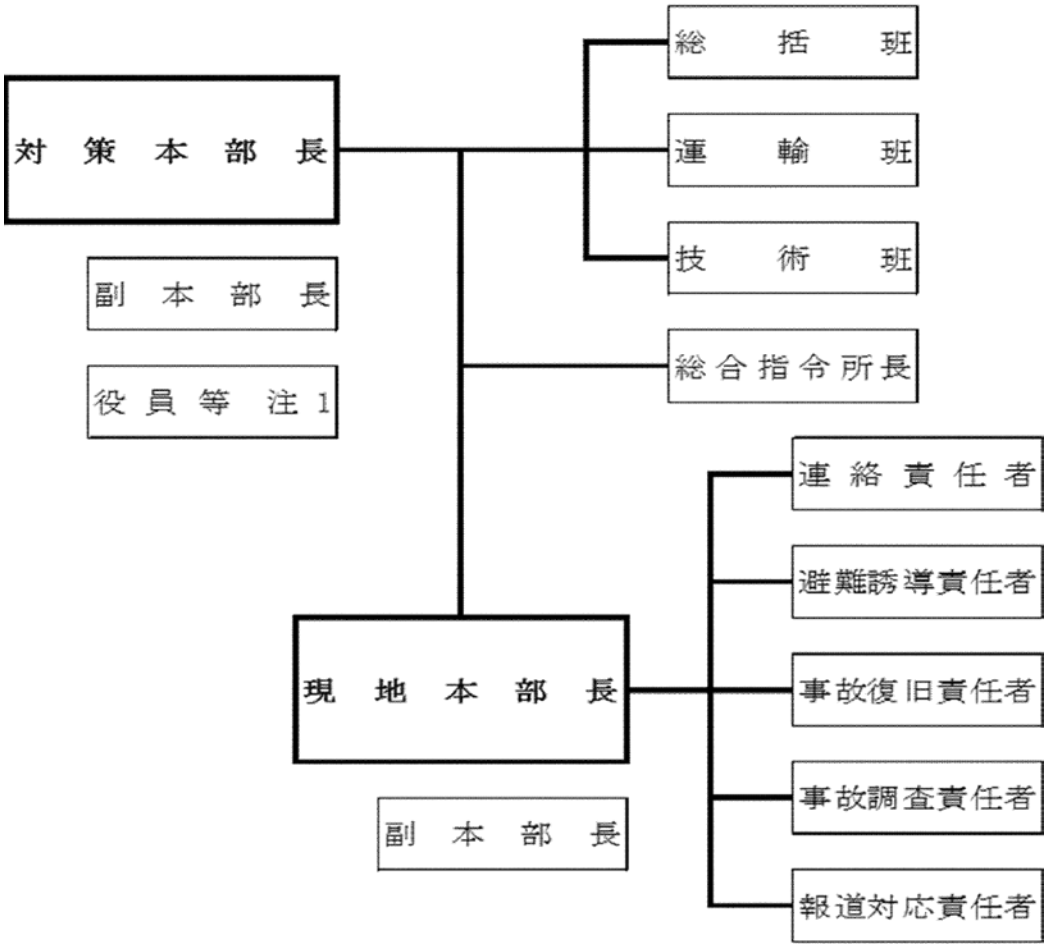


４８　東京臨海高速鉄道


事故、災害対策
本部長　社長
安全管理室長
安全管理室員
事故、災害対策副
本部長　専務、常務
広報、庶務班
①総務部長
②総務課長
③総務課員
④財務課長
⑤財務課員
輸送対策班
下記に示す
①運輸部長
②運転・車両
担当部長
②技術
担当部長
③運転課長
④運転課員
⑤営業課長
⑥営業課員
⑦設備課長
⑧設備課員
運輸区
運輸指令室
管理駅
設備管理区
運輸指令室
①管理駅長
②駅務総括
助役
③駅務助役
①運輸区長
②運転総括
助役
③運転助役
④検修助役
⑤車両技術
主任
⑥車両
技術係

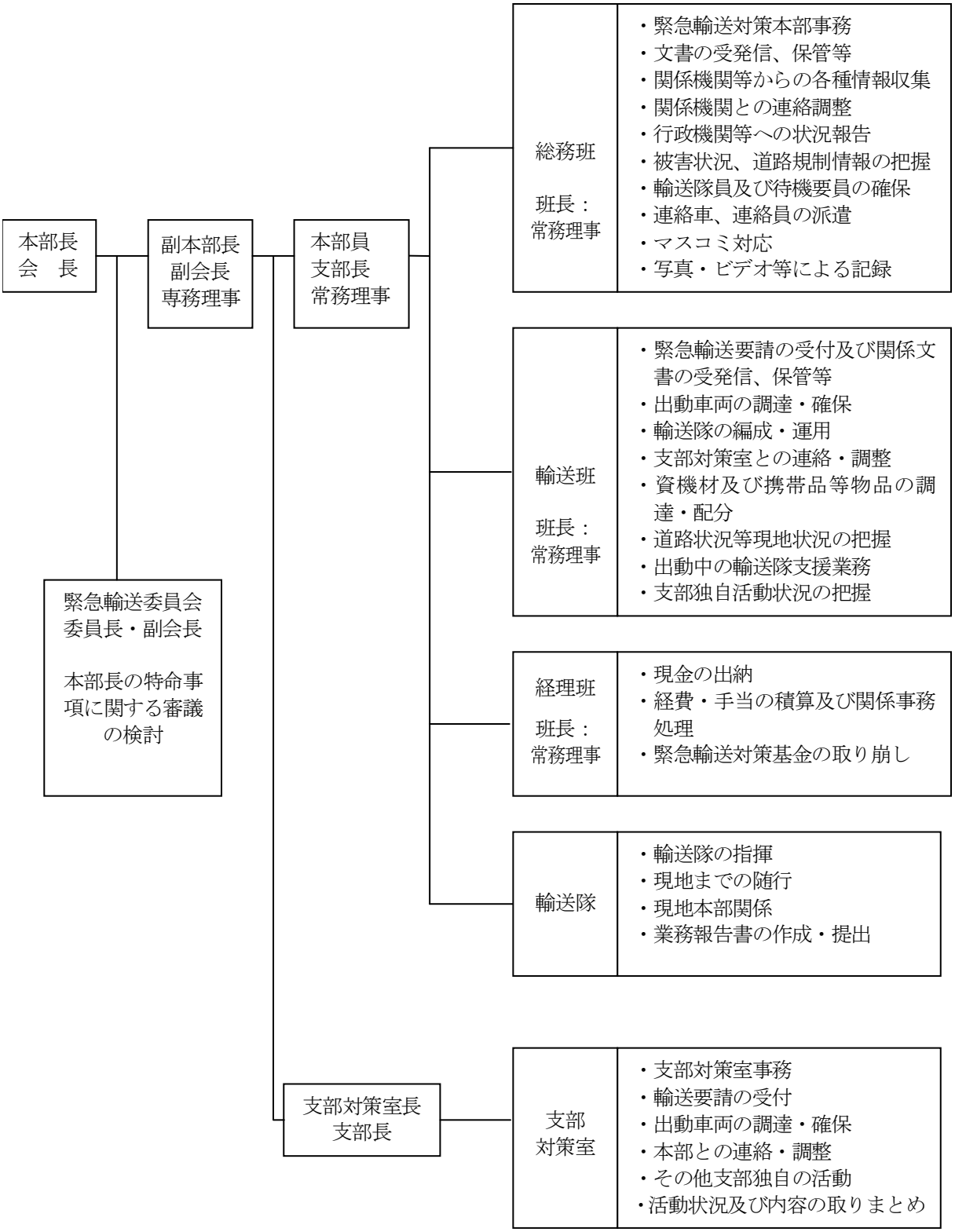
４９　首都圏新都市鉄道

○　対策本部等の組織



５０　都トラック協会

○緊急輸送対策本部組織及び事務分掌



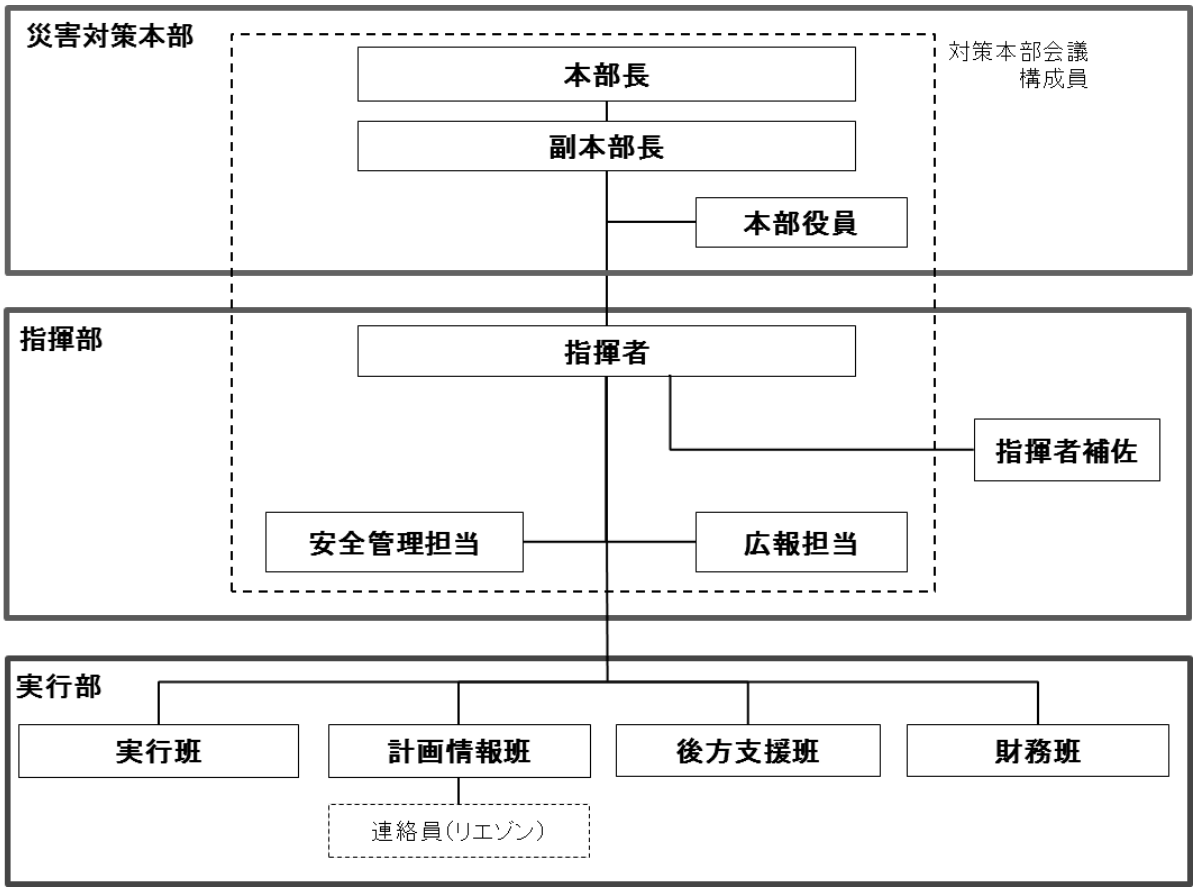
５１　都医師会

災害対応体制の構成･役割

構成員		役割（○：災害対応業務に係るもの　●：継続業務に係るもの）
災害対策本部	本部長	○●災害対策本部の設置・解散判断 ○●災害対策本部の統率・指揮、最終的な意思決定
	副本部長	○●本部長の補佐
	本部役員	○●本部長・副本部長の補佐
指揮部	指揮者	○●災害対応業務・継続業務に係る現場総指揮 ※指揮者は、本部役員を兼任する。
	指揮者補佐	○●災害対応業務・継続業務に係る指揮者の補佐 ○●外部機関との調整
	安全管理担当	○●実行部の安全の確認および助言
	広報担当	○●会員、都民、報道機関等への情報発信の総括
実行部	実行班	○都医療救護班派遣に係る調整 ○JMAT の受け入れに係る調整 ○関東甲信越医師会医療支援チームの受け入れに係る調整 ○十四大都市医師会資料支援チームの受け入れに係る調整 ○遺体検案に関わる調整 ○防疫活動に係る調整 ○外部の帰宅困難者支援（会館受入の実務） ●地域医療体制の継続（救急相談センターへの相談医の派遣） ●東京都リハビリテーション病院の管理運営
	計画情報班	○東京都災害対策本部における情報収集（連絡員の派遣） ○地震に関する情報収集 ○地区医師会、会員等の被災状況の把握 ○情報システムの復旧 ○●その他、対応に必要な情報の把握 ○●その他関連書類の作成 ○対応の記録 ○来援者に対する宿泊事情等の情報の提供 ○会館を来援者の宿泊場所に提供する場合の調整 ●情報発信（会員、都民、地域、報道機関等）
	後方支援班	○役職員の安否確認 ○役職員の参集状況の把握 ○役職員への対応（情報発信、負傷者対応、帰宅困難の役職員への対応、食料等の支給） ○会館の復旧 ○通信の確保

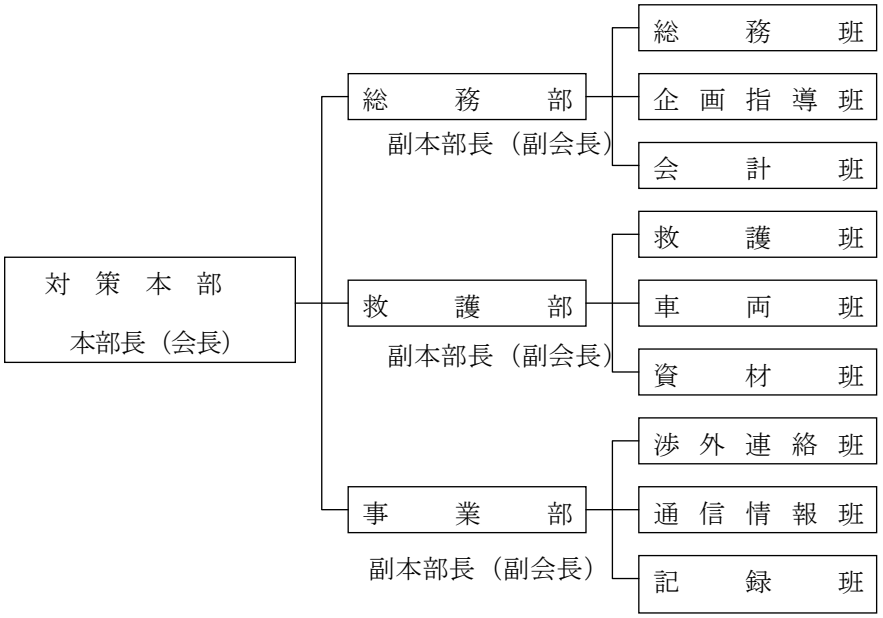
		○その他対応に必要な後方支援
	財務班	○都医療救護班および JMAT の出動費に係る処理 ○●出納業務（災害対応に要する費用の把握、調達（現金出納）、その他の費用の調達（現金出納）、給与・賞与の支給）

災害対応体制図



５２　都歯科医師会

○　災害救護対策本部組織

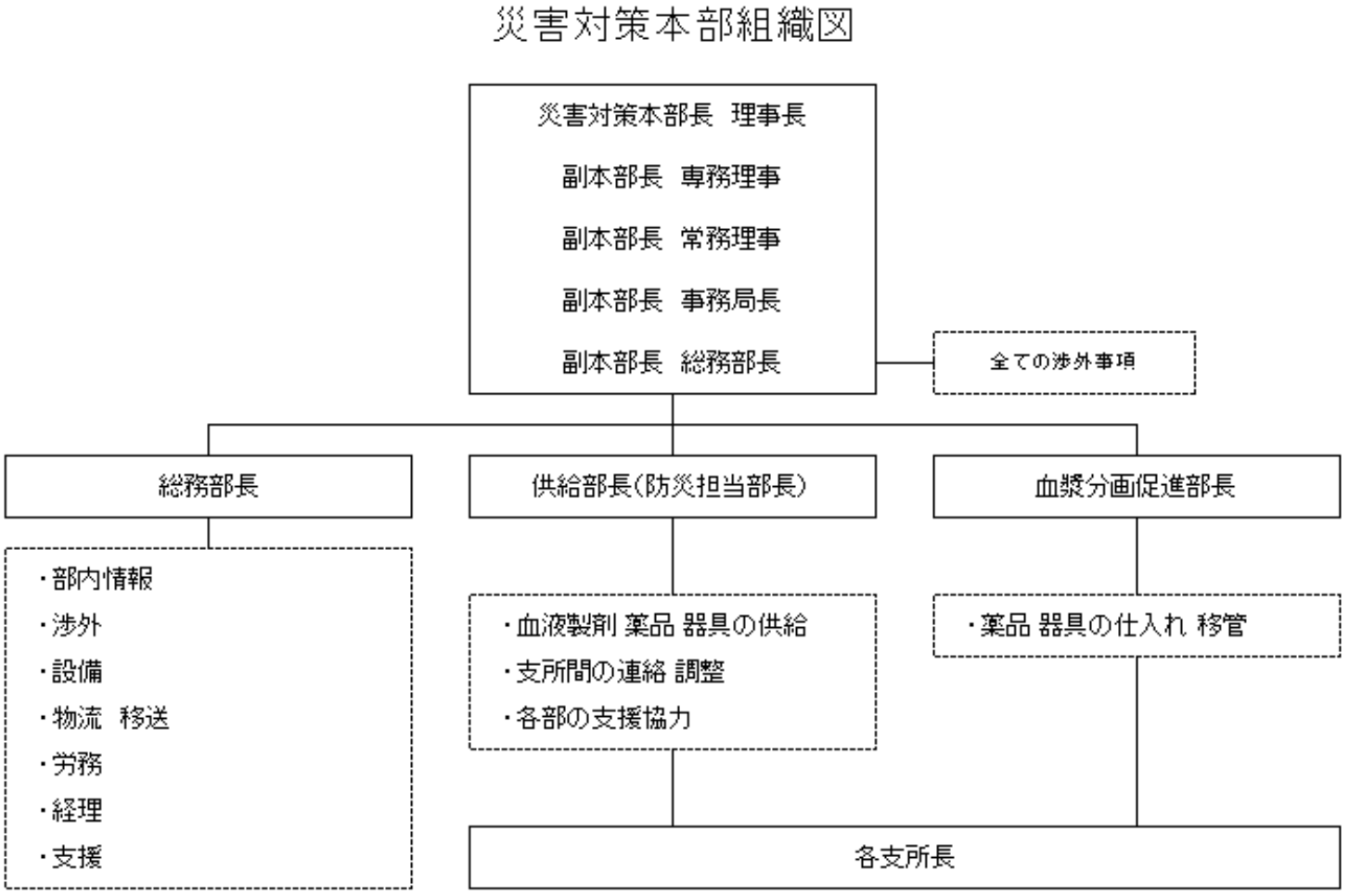


５３　都薬剤師会

○　災害対策本部組織図

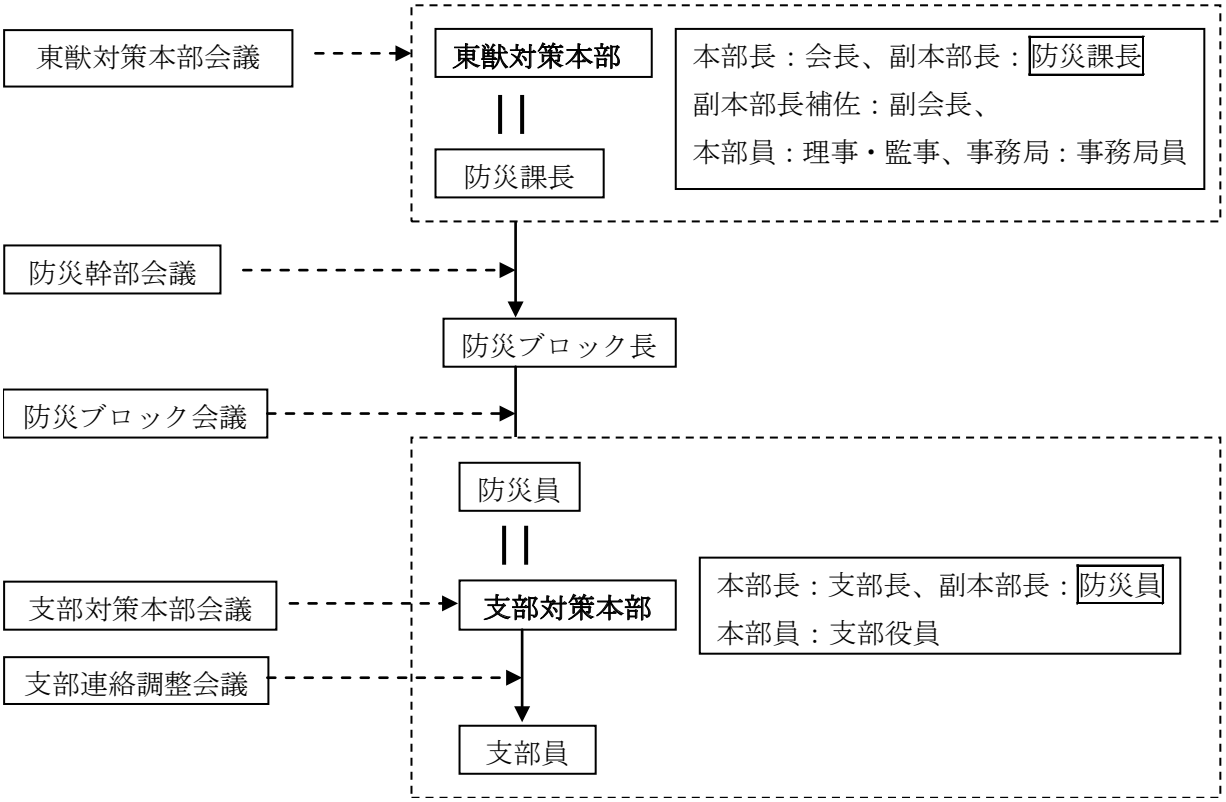


５４　献血供給事業団


災害対策本部組織図
災害対策本部長　理事長
副本部長　専務理事
副本部長　常務理事
副本部長　事務局長
副本部長　総務部長
全ての渉外事項
総務部長
供給部長(防災担当部長)
血漿分画促進部長
・部内情報
・渉外
・設備
・物流　移送
・労務
・経理
・支援
・血液製剤 薬品 器具の供給
・支所間の連絡 調整
・各部の支援協力
・薬品 器具の仕入れ 移管
各支所長

５５　都獣医師会

東京都獣医師会動物救護対策本部の組織構造図

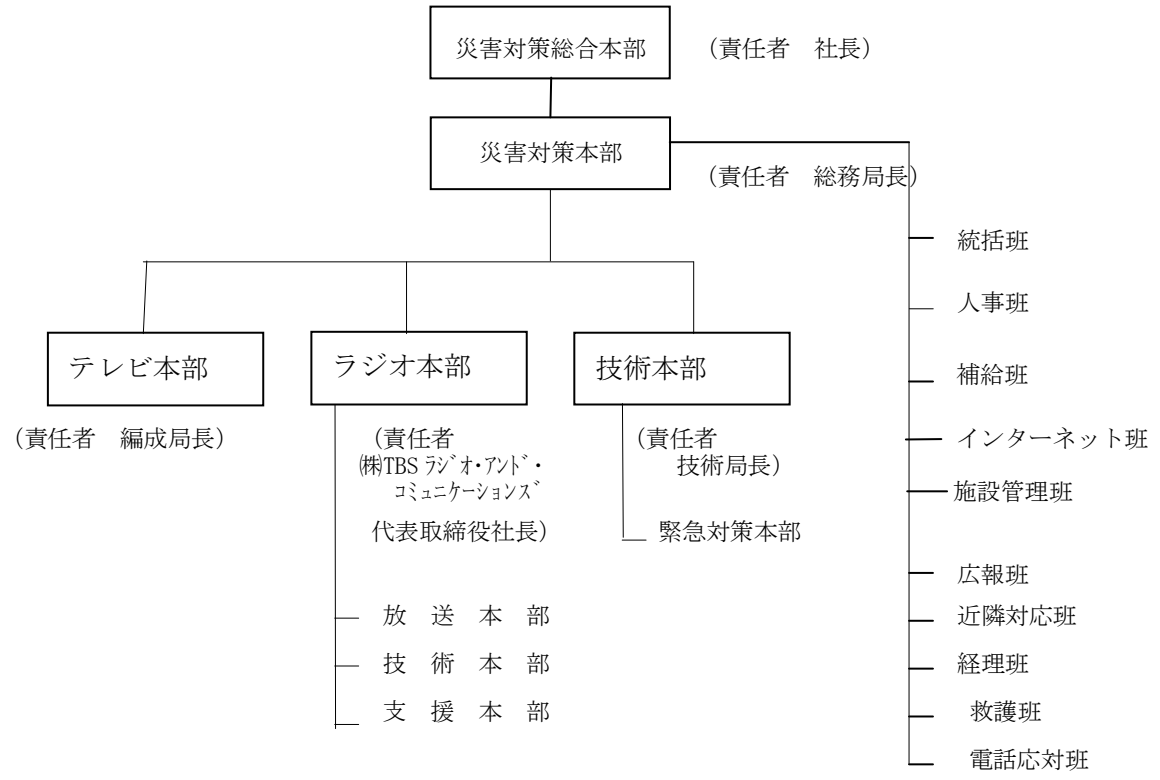


５６　ＴＢＳホールディングス

（株）TBS ホールディングス　災害対策本部組織図

災害放送の実施体制

（連絡系統組織図）



災害放送の実施体制

災　害　対　策　組　織　概　略

1．大規模な震災が発生し、通常の体制では対応できないと判断された時は災害対策本部及び災害対策総合本部を設置し、組織維持と震災報道全般に関わる指揮をとる。その下に震災報道に携わる現場の本部が出来る。

2．各本部の役割と構成は以下の通り

●災害対策総合本部…社長を本部長として常勤役員と秘書部で構成し、災害対策本部と緊密な連携をとって全体を指揮統括、重要事項を決定する。指揮連絡用電話がある。

●災害対策本部……総務局長を責任者として災害放送の現場にかかわる社員以外のすべての社員がここに集結し、人事班、補給班、広報班などの各担務に分かれて放送以外の災害対策に関わる一切の実務を行なう。社員の安否、出社の可否など社内外の状況をここで把握し、総合調整を行なう。

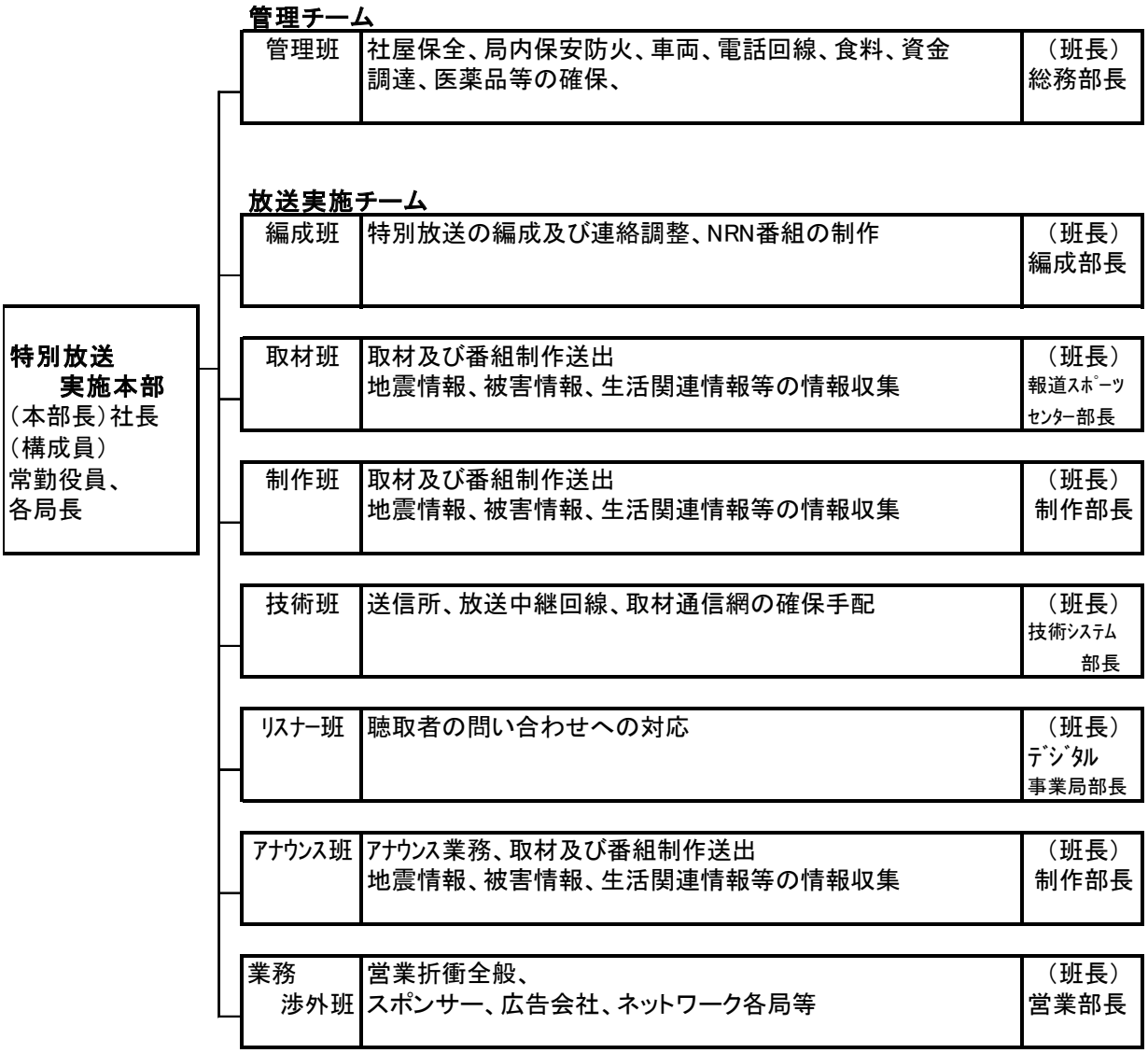
●テレビ本部……報道局内に本部設置。報道局、編成制作局、アナウンス部、情報制作局、スポーツ局等ＴＢＳテレビの現場要員が所属。

●ラジオ本部……放送センター　ラジオ&コミュニケーション内に設置。ＴＢＳラジオ&コミュニケーションとアナウンス部が所属。

●技術本部……回線ルームに設置。技術局と美術センターで構成。災害報道に従事するとともに、技術的被害の把握や復旧に努める。また系列局へ技術設備機材や技術要員の応援を要請する。美術セットやトータルシステムを確保し、インターネット等放送以外のメディア対応も行う。

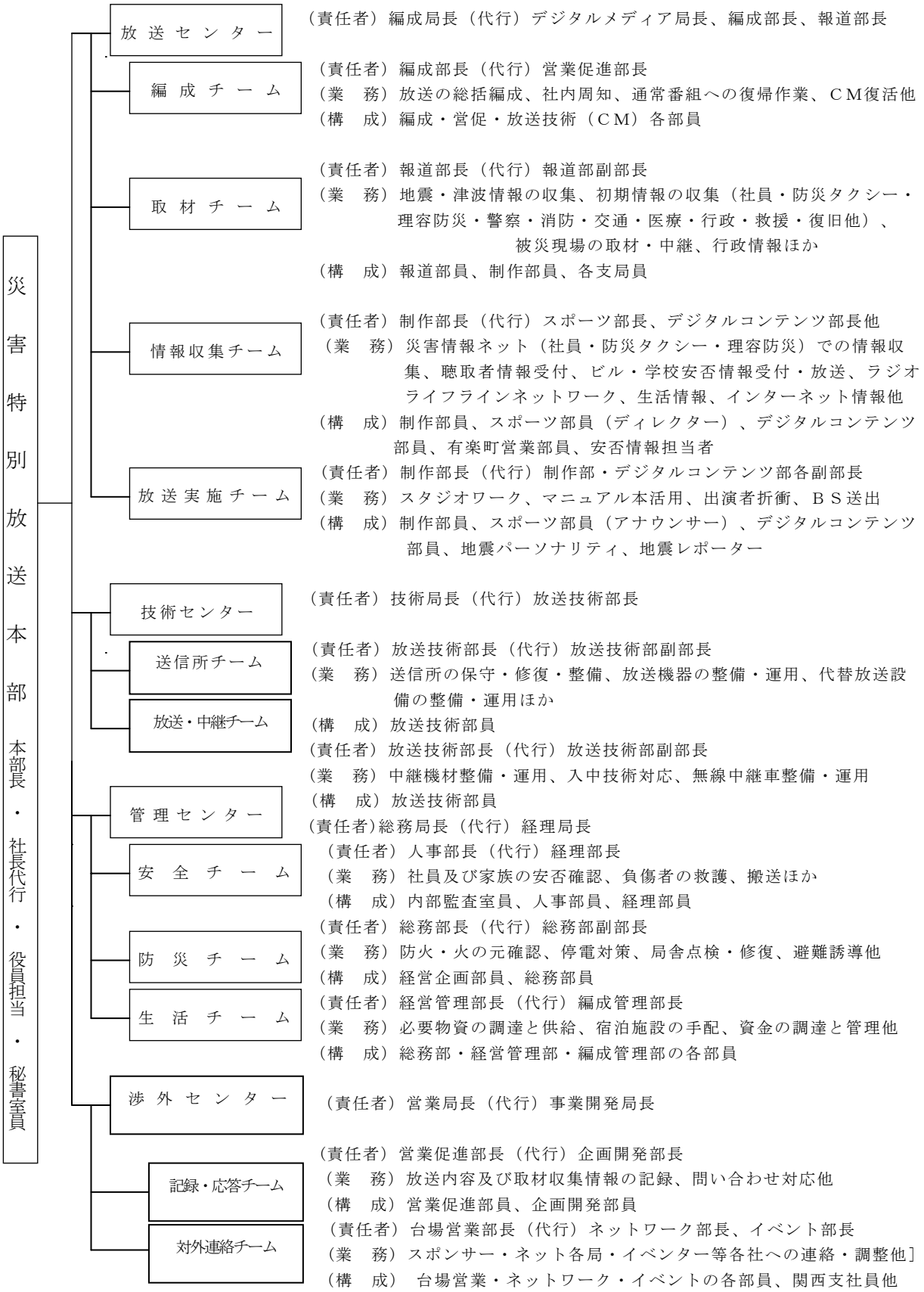
５７　文化放送

〇特別放送実施本部の構成と担務



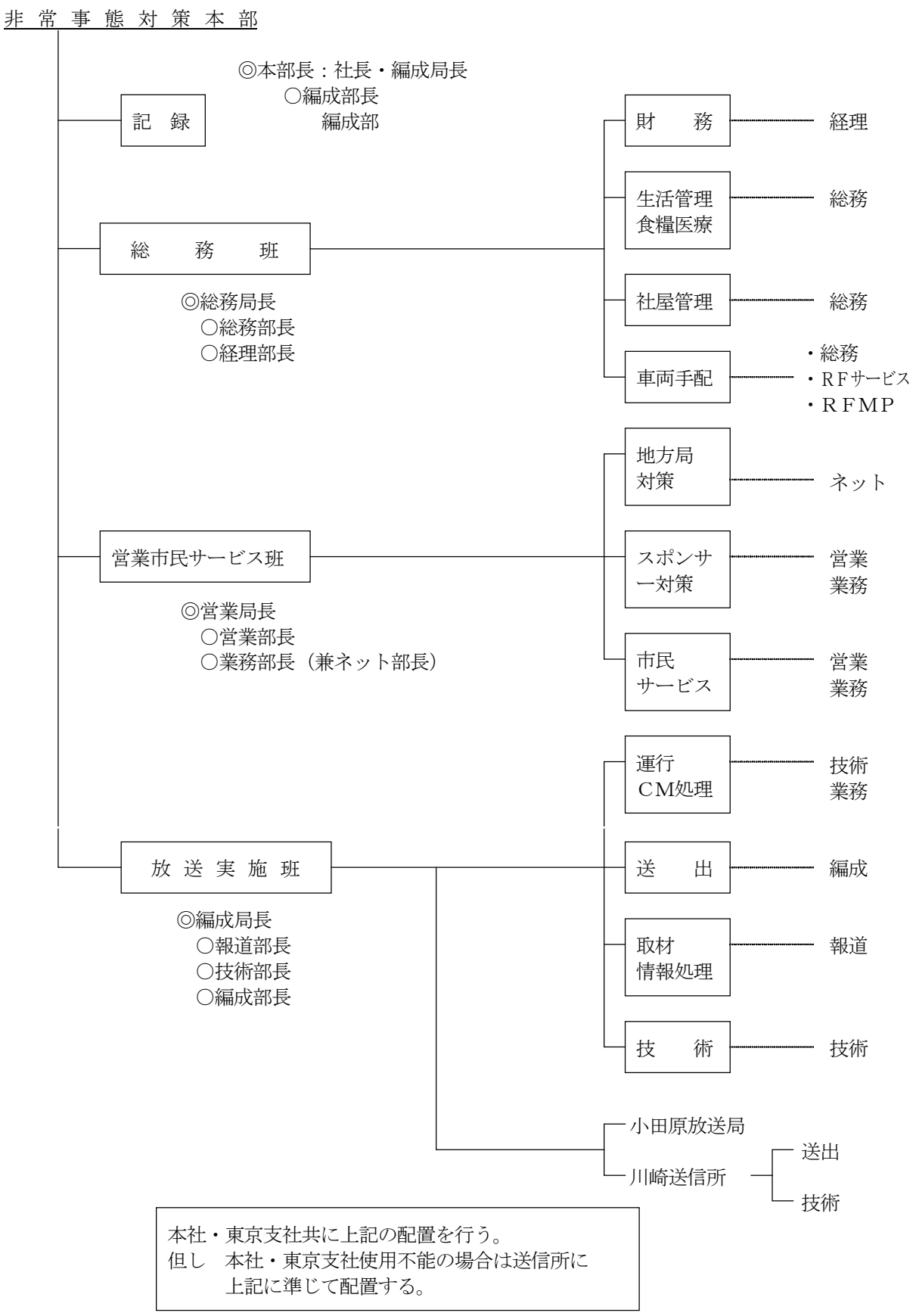
５８　ニッポン放送

○　災害特別放送本部の構成・業務



５９　ラジオ日本

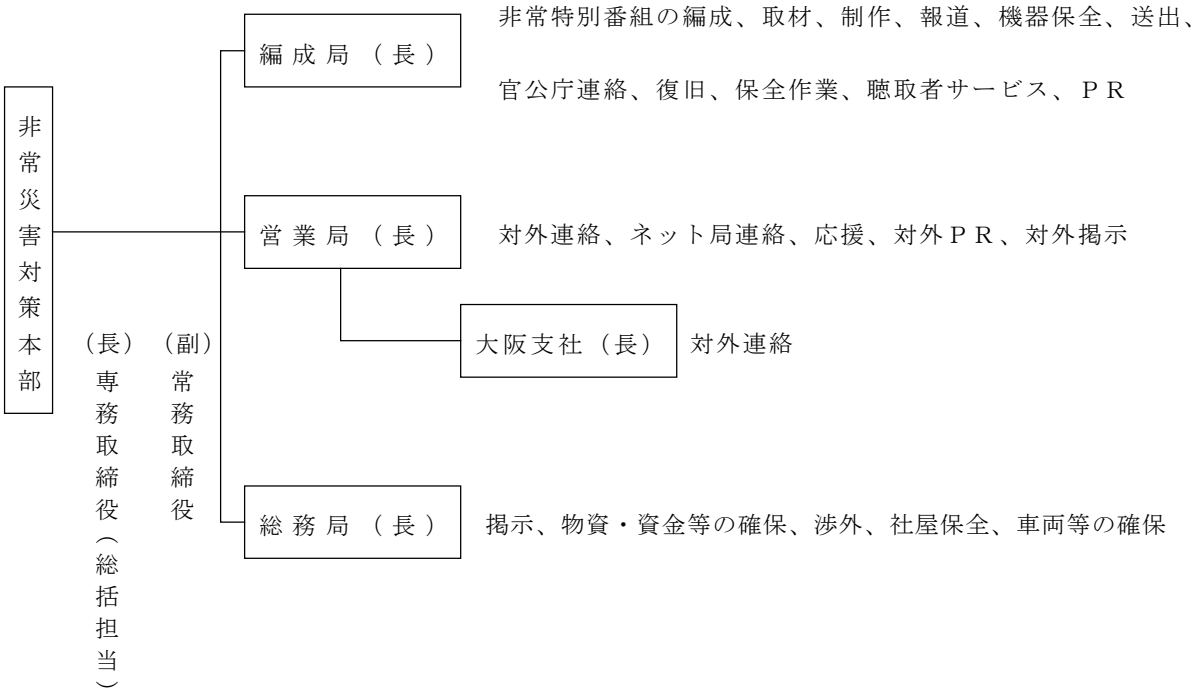
○　社内非常事務配置表



本社・東京支社共に上記の配置を行う。
但し　本社・東京支社使用不能の場合は送信所に
上記に準じて配置する。

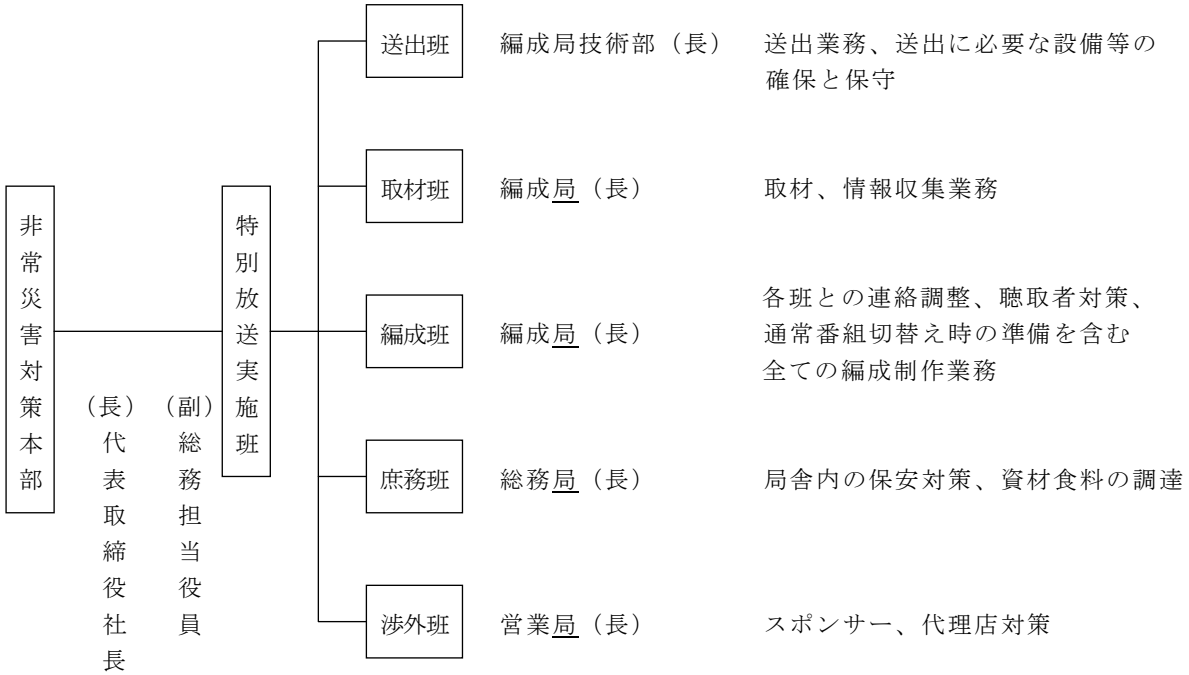
６０　エフエム東京

○　非常災害対策本部の組織及び事務分掌



６１　Ｊ－ＷＡＶＥ

○　災害対策本部組織及び職務分担



（注）各班の職務は原則として当該部員が行う。
本部は本社に設置する。ただし、業務継続が困難なときは、送信所に移設する。

６２　日経ラジオ社

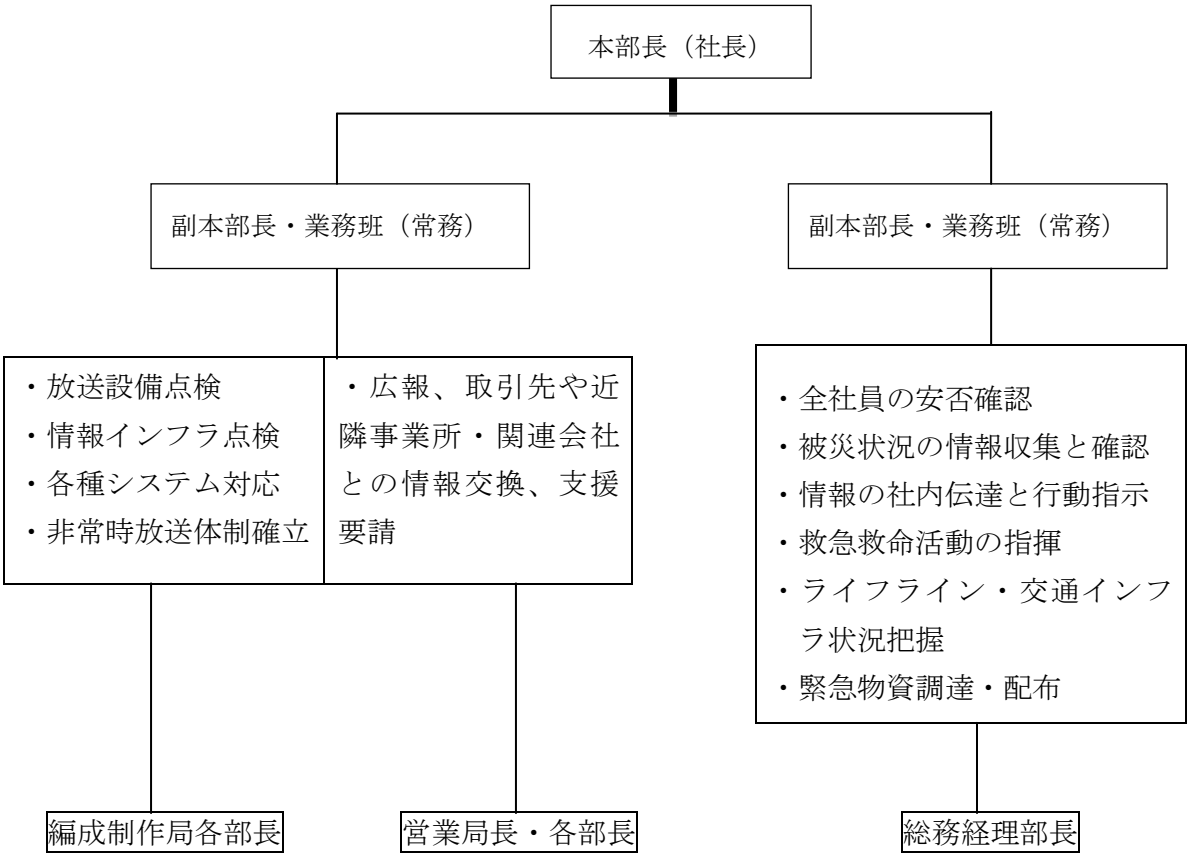
災害対策本部の設置

１．設置時期　　震度５強以上の地震、その他火災などの大規模災害発生時
（社長の指示によるか、社長不在時には職制最上位者が判断）

２．設置場所　　日経ラジオ社内もしくは近隣の安全な場所

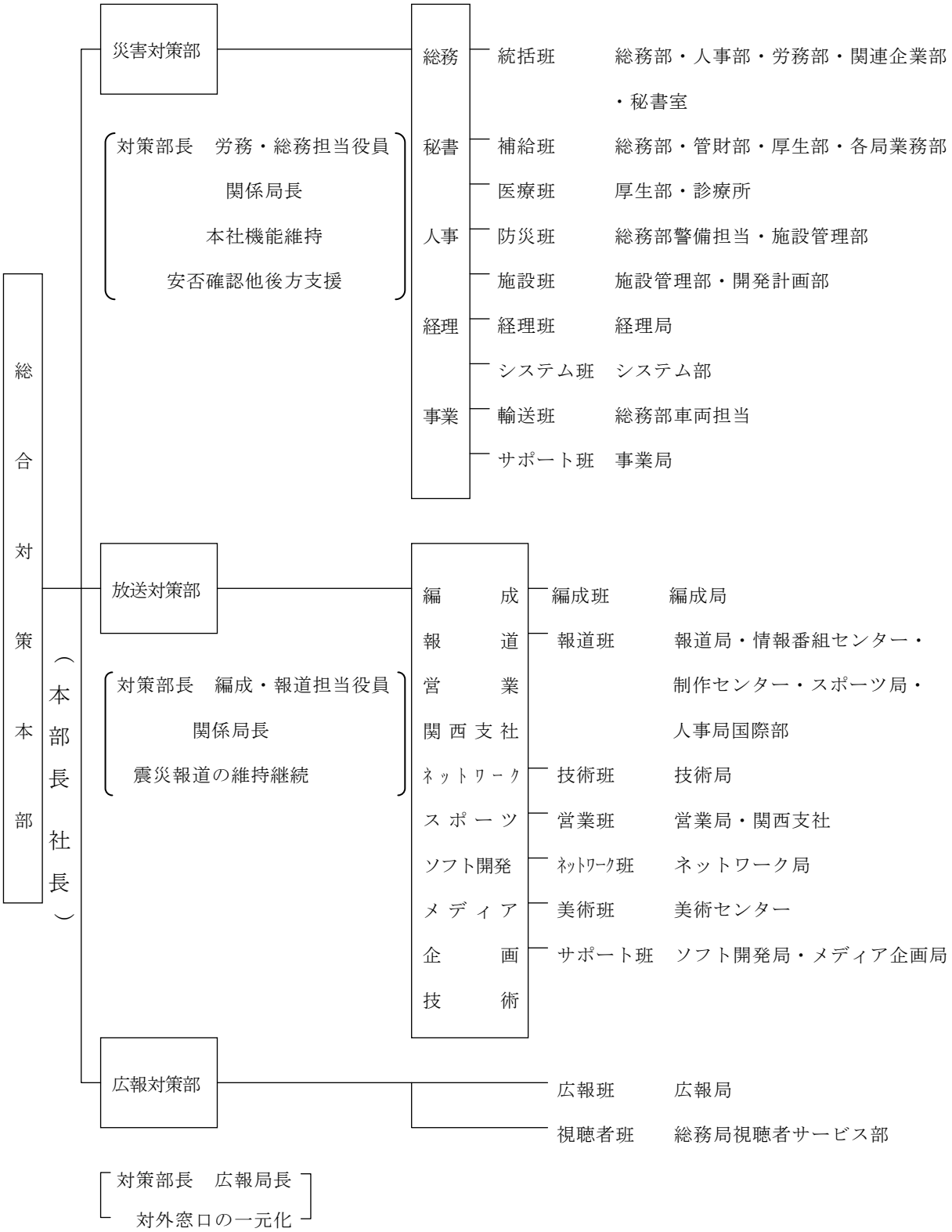
必要機材	電話機、パソコン、事業所配置図、組織図、社員名簿、飲料水、非常食、毛布など

３．組織と役割



６３　日本テレビ

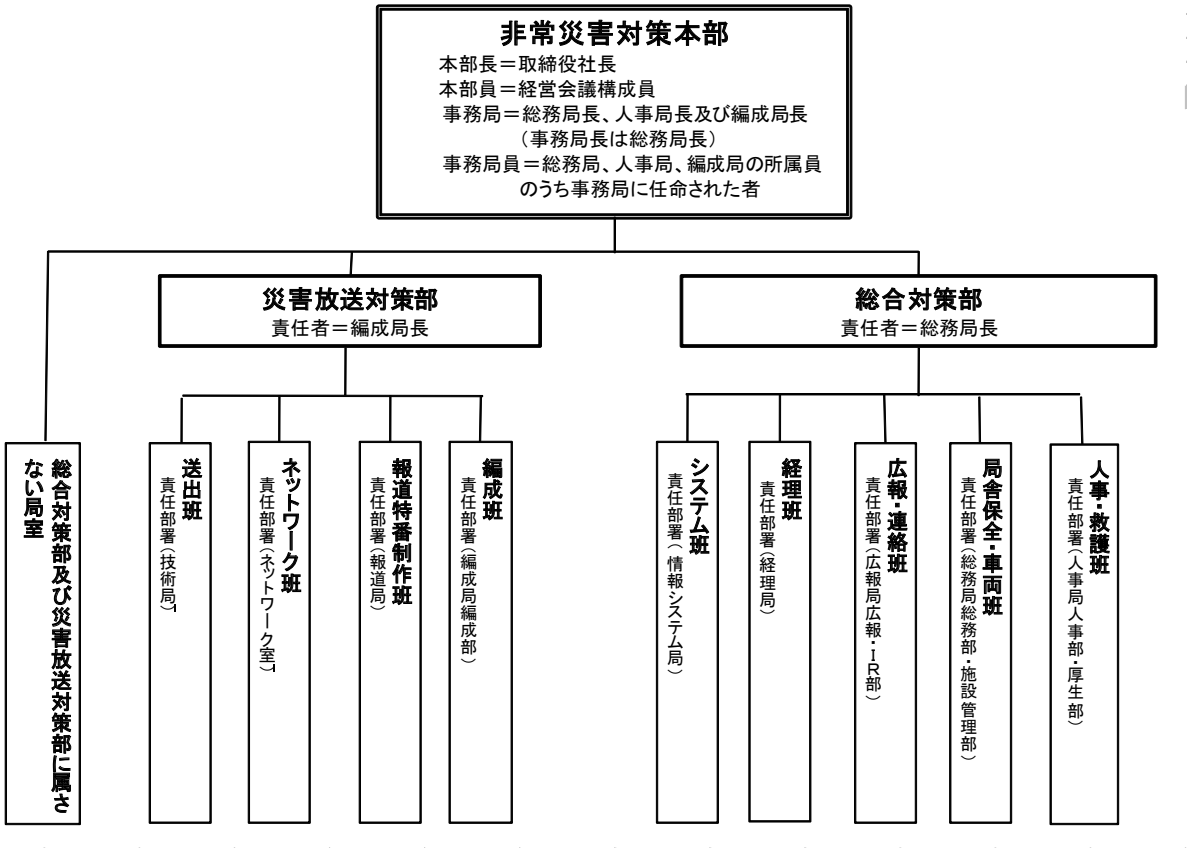
○　総合対策本部組織図



※この組織に指定のない部署の人は、各対策部の指示に従う。

６４　テレビ東京

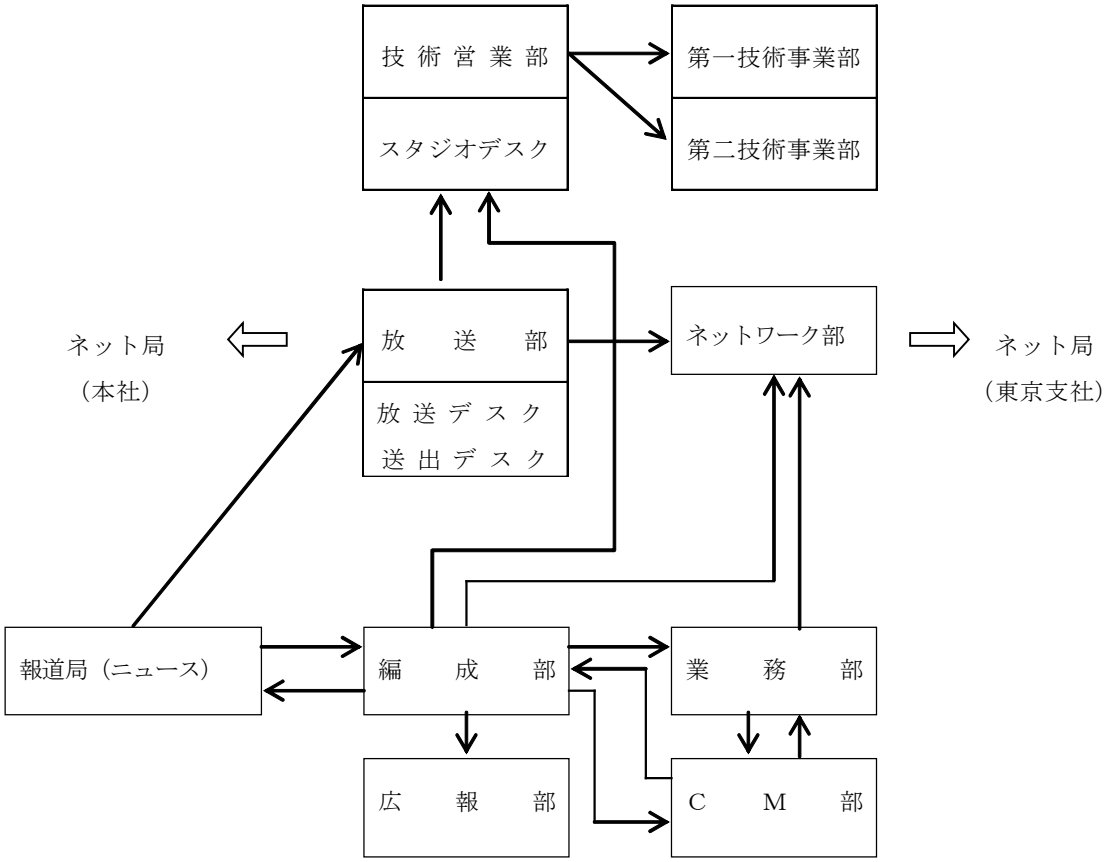
○　非常災害時の組織図



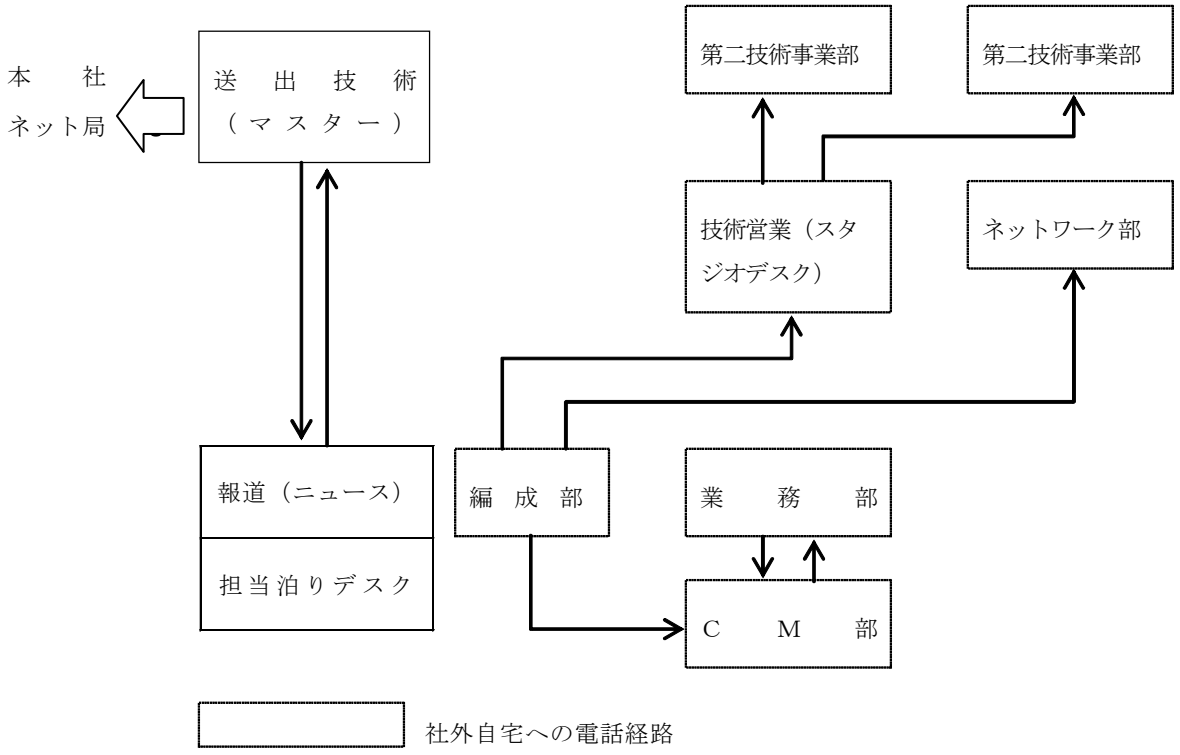
６５　フジテレビジョン

○　災害時の組織

1 昼間（午前10時～午後６時）体制



2　夜間（午後６時～午前10時）体制



６６　テレビ朝日

○　非常災害対策本部組織図

非常災害対策本部	
本部長	社長
副本部長	副社長
本部メンバー	常務会メンバー

※　この組織に指定のない部署の人は、安全対策部の指示に従う。

放送対策部	
部長	編成局分担
副部長	編成局長・報道局長・技術局長
メンバー	下記の各班の局長および編成部長、報道センター長

- 編成班　編成局長・同局勤務者　（放送プランの作成・決定、放送対応の実施）
- 報道班　報道局長・同局勤務者　非常災害放送、災害関係の取材、交通・生活情報の伝達
- 技術班　技術局長・同局勤務者　放送実施、放送設備・機材の保安維持、送信所の保守維持
- 国際班　国際局長・同局勤務者　（国際関係の連絡、調整、伝達等）
- 番組制作班　制作局長・同局勤務者　情報局長・同局勤務者　スポーツ局長・同局勤務者　災害関係番組の制作、制作関係の連絡、調整伝達等
- 営業班　営業局長・同局勤務者　（営業関係の連絡、調整、伝達等）
- ネットワーク班　ネットワーク局長・同局勤務者（ﾈｯﾄﾜｰｸ関係の連絡、調整、伝達等）
- 広報・視聴者班　広報局長・同局勤務者　広報関係の連絡、調整、伝達、視聴者との各種対応
- 事業班　事業局長・同局勤務者　（各種イベントの対応）

安全対策部	
部長	総務局分担
副部長	総務局長・経営企画局長・経理局長
メンバー	下記の各班担当管理職

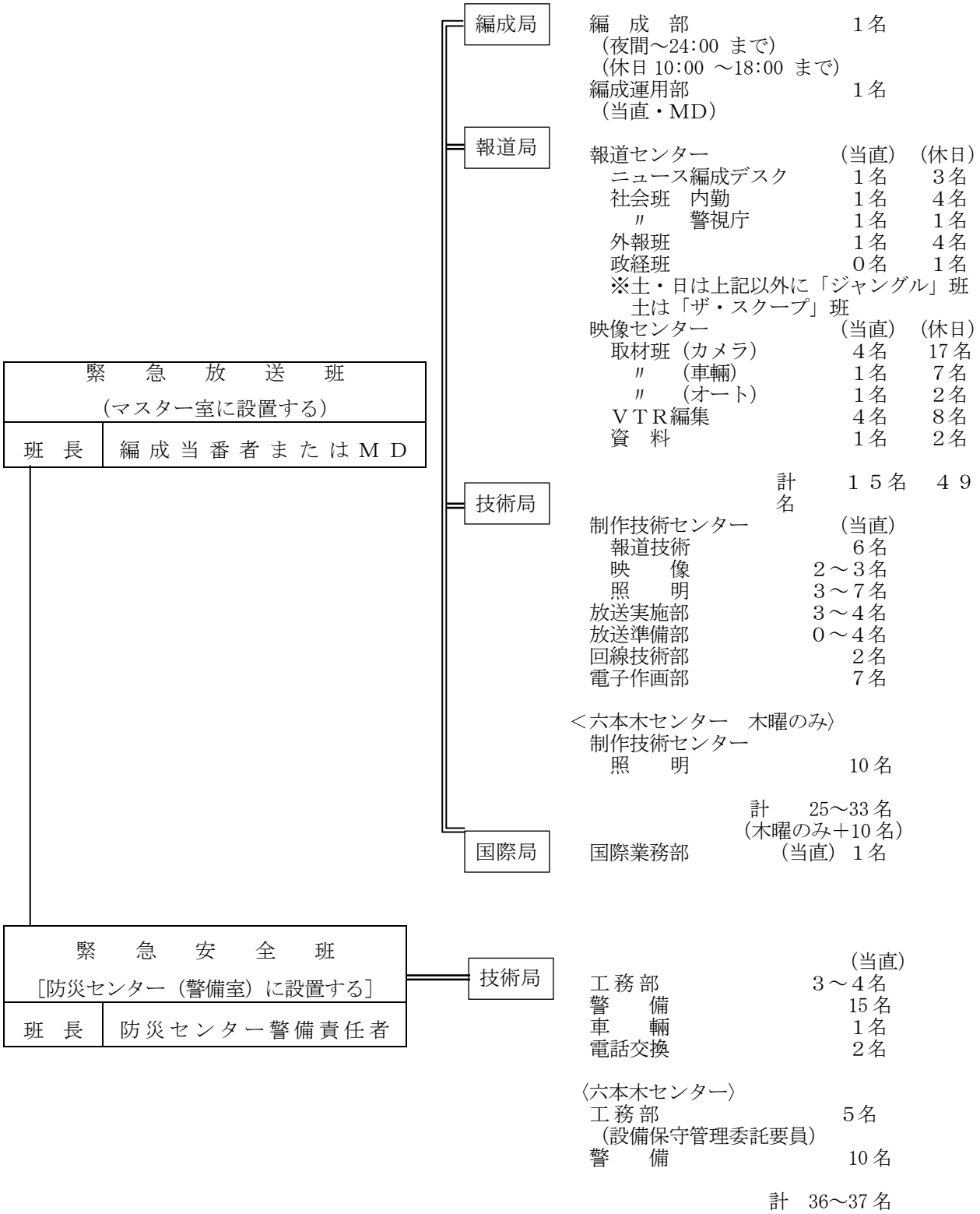
- 総合統括班　総務部長・同部勤務者、警備・受付・電話交換（動員・情報収集・社内伝達・避難・非常持出・防災・警戒・給水給食・宿泊・備蓄品の配布・物資調達等）
- 工務班　工務部長・同部勤務者　（電源、局舎設備の保守維持）
- 医療救護班　人事部長・同部勤務者、診療所勤務者　（医療・救急への対応）
- 連絡班　人事部長・同部勤務者　（従業員の安否確認、家族との連絡対応）
- 経理班　経理局各部長・同部勤務者　（資金の調達、支払い）
- システム班　情報システム部長・同部勤務者　（コンピュータの保守調整）
- 関連会社連絡班　関連事業部長・同部勤務者　（関連会社への連絡対応）
- 六本木センター班　六本木センター管理室長・同室勤務者（六本木センターにおける情報収集、伝達、避難・非常持出・防災・警戒・給水給食・宿泊・備蓄品の配布等）

○　非常災害緊急対策部組織図
（夜間・早朝・休日の場合）

☆　この組織は非常災害対策本部が設置されるまでの応急体制です。

☆　当直勤務者以外の従業員が災害発生時に在社の場合、緊急放送班または緊急安全班の指示に従い、各班を応援する。

☆　緊急安全班は、緊急放送班の要請があった場合、緊急放送班の指揮下に入り、可能な限り緊急放送班を支援する。

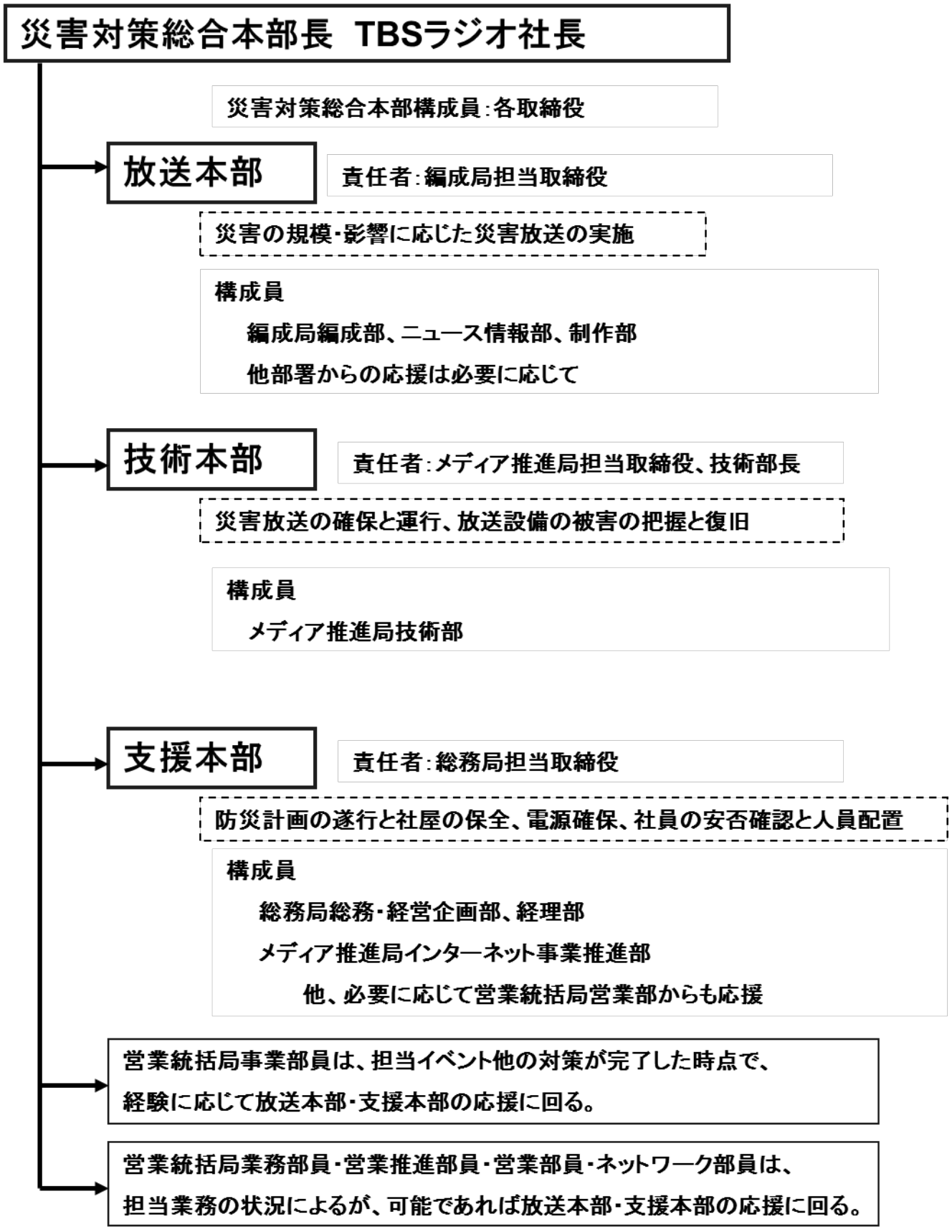


６７　ＴＯＫＹＯ　ＭＸ

○　ＴＯＫＹＯ　ＭＸ非常災害対策本部の組織及び事務分掌



６８　ＴＢＳラジオ


災害対策総合本部長 TBSラジオ社長
災害対策総合本部構成員：各取締役
放送本部
責任者：編成局担当取締役
災害の規模・影響に応じた災害放送の実施
構成員
編成局編成部、ニュース情報部、制作部
他部署からの応援は必要に応じて
技術本部
責任者：メディア推進局担当取締役、技術部長
災害放送の確保と運行、放送設備の被害の把握と復旧
構成員
メディア推進局技術部
支援本部
責任者：総務局担当取締役
防災計画の遂行と社屋の保全、電源確保、社員の安否確認と人員配置
構成員
総務局総務・経営企画部、経理部
メディア推進局インターネット事業推進部
他、必要に応じて営業統括局営業部からも応援
営業統括局事業部員は、担当イベント他の対策が完了した時点で、
経験に応じて放送本部・支援本部の応援に回る。
営業統括局業務部員・営業推進部員・営業部員・ネットワーク部員は、
担当業務の状況によるが、可能であれば放送本部・支援本部の応援に回る。

東京都防災ボランティアに関する要綱

平成７年５月11日
６総災防第 280号
総 務 局 長 決 定

（目　　的）
第１条　この要綱は、震災等の大規模な災害が発生した場合において、都民によるボランティア活動を支援し、もって被災地域における円滑な応急対策活動の実施に資することを目的とする。
（定　　義）
第２条　この要綱において「防災ボランティア」とは、震災等の大規模な災害発生時において、第５条の規定による知事の要請に基づき、第３条に規定する活動に従事する者をいう。
（防災ボランティア活動の種類及び資格）
第３条　防災ボランティアが従事する活動の種類及び該当活動に必要な資格は、別表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の右欄に定める資格とする。
（防災ボランティアの登録等）
第４条　防災ボランティアになろうとする者は、防災ボランティア登録申込書（第１号様式）を知事に提出しなければならない。
２　前項に規定する申込書の提出があったときは、知事は、申込者に対し、必要な講習、訓練を受けさせるものとする。
３　知事は、前項の講習などを終了した者を防災ボランティアとして登録し、防災ボランティア登録証（第２号様式）を交付する。
（防災ボランティアの出動）
第５条　知事は、災害救助法（昭和22年法律第 118号）の適用を受ける程度の大規模又は広域的な規模の災害が発生した場合において、被害を受けた地域の区市町村長の要請に基づき、防災ボランティアに対し、出動を要請するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要と認めたときは、防災ボランティアに対し出動を要請できるものとする。
（出動経費の負担）
第６条　防災ボランティアの活動に要する交通費、食費、宿泊費等の実費（現物支給を含む。）は、出動を要請した区市町村長が負担するものとする。ただし、前条第２項の規定による出動経費については、知事が負担するものとする。
（損害補償）
第７条　防災ボランティアが、活動中の事故により死亡し、又は障害を受けたときは、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）の規定に準じて、補償するものとする。
（被服等の支給）
第８条　災害現場における円滑な業務遂行に資するため、活動内容に対応した被服等を、防災ボランティアに対し支給する。
（登録事項の変更手続き等）
第９条　防災ボランティアは、登録事項に変更があったとき、又は登録を抹消しようとするときは、防災ボランティア登録事項変更・登録抹消届（第３号様式）により、知事に提出しなければならない。
（委　　任）
第10条　この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　　則

この要綱は、平成７年５月11日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成８年８月23日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

別表

種　　別	資　　格
建築物の応急危険度判定	建築士法（昭和25年法律第 202号）に定める建築士又は知事が特に必要と認めた者であって、都内に住所を有するもの又は勤務地を有するもの
語学ボランティア	別に定める基準に該当する者又は知事が特に必要と認めた者であって、都内に住所を有し、勤務し、又は在学するもので、満18歳以上のもの

別記

第１号様式

年　　月　　日

東京都防災ボランティア登録申込書

東京都知事　殿

氏名　　印

私は、東京都防災ボランティアとして活動したいので、下記のとおり申込みます。

ボランティア活動の種類	
免許等の種類・登録番号	第　　号
住　　所	〒 電話　（　）
	FAX　（　）
（ふりがな） 氏　　名	
生　年　月　日	年　　月　　日生　（男・女）
（ふりがな） 勤　務　先	名　称
（ふりがな） 学　　校	電話　（　） 所在地
	〒 FAX　（　）
緊急時の連絡先	電話　（　）
	FAX　（　）

別記
第２号様式

東京防災ボランティア登録証

写　真

氏名

年　　月　　日生

Ｎｏ　　種類

登録年月日　　年　　月　　日生

上記の者は、東京防災ボランティアであることを証明する。

東　京　都　知　事　　印

別記
第３号様式

年　　月　　日

東京都防災ボランティア登録事項変更・登録抹消届

東京都知事　殿

氏名　　印

□防災ボランティアの登録事項を変更したので、
□防災ボランティアの登録を抹消したいので、下記のとおり届け出ます。

ボランティア活動の種類		
免許等の種類・登録番号		第　　号
変更	変　更　前	
	変　更　後	
	変更年月日	年　　月　　日
抹消	抹消理由	
	抹消年月日	年　　月　　日

資料第14　防火地域・準防火地域の指定状況（都都市整備局）　（本文114頁）

（平成31年4月1日現在）

区分	用途地域面積(A)	防火地域(B)	割合(B/A)	準防火地域(C)	割合(C/A)
区部	58,193.4ha	13,403.6ha	23.0%	44,122.0ha	75.8%
多摩	53,236.5ha	1,242.9ha	2.3%	25,777.2ha	48.4%
大島	102.7ha	3.8ha	3.7%	98.9ha	96.3%

資料第15　不燃化率・耐火構造比率の推移（都都市整備局）　（本文114頁）

1　不燃化率（建築面積ベース）の推移

不燃化率＝全建築物に対する耐火造及び準耐火造の建築面積の割合（%）

	平成13年度	平成14年度	平成18年度	平成19年度	平成23年度	平成24年度	平成28年度	平成29年度
区部	57.9		60.7		62.8		65.6	
多摩 都市部		44.2		45.5		46.0		47.5
山村部		18.0		19.9		18.8		19.1
島しょ部		37.4		37.4		35.6		36.1

2　耐火構造比率（建築面積ベース）の推移

耐火構造比率＝全建築物に対する耐火造の建築面積の割合（%）

	平成13年度	平成14年度	平成18年度	平成19年度	平成23年度	平成24年度	平成28年度	平成29年度
区部	43.1		45.0		46.8		48.2	
多摩 都市部		28.7		29.1		29.3		29.7
山村部		9.4		9.1		9.3		9.9
島しょ部		24.5		24.6		23.8		24.1

※1 多摩山村部は、奥多摩町、檜原村。多摩都市部は、左記町村を除く多摩地域。

※2 島しょ部は、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、
青ヶ島村、小笠原村

資料第16　建築物混成率の現状（東京消防庁）　（本文114頁）

（平成31年　市街地状況調査）

区名	混成率（%）			
	木造	防火	準耐	耐火
千代田区	0.9	2.6	1.4	95.1
中央区	0.8	5.9	3.8	89.5
港区	1.7	6.8	5.5	86.0
新宿区	1.1	18.8	11.6	68.5
文京区	2.0	22.0	13.4	62.5
台東区	4.1	22.8	11.1	62.1
墨田区	2.3	24.0	22.7	51.1
江東区	1.0	12.5	20.8	65.7
品川区	2.4	30.9	12.9	53.9
目黒区	2.3	26.2	21.2	50.4
大田区	4.0	31.9	19.6	44.4
世田谷区	3.5	40.0	18.4	38.1
渋谷区	0.9	17.1	8.5	73.5
中野区	4.3	39.2	17.1	39.5
杉並区	4.5	47.9	17.4	30.2
豊島区	2.0	25.4	17.6	55.1
北区	1.9	32.5	17.6	48.0
荒川区	2.4	28.8	28.4	40.4
板橋区	3.0	27.9	23.5	45.5
練馬区	6.8	47.4	11.5	34.3
足立区	3.6	33.3	25.0	38.1
葛飾区	4.5	39.1	19.0	37.3
江戸川区	4.1	35.4	28.2	32.3
中央防波堤	0.0	3.8	15.0	81.2
特別区小計	3.3	31.0	17.8	48.0

(注1)
　建築物混成率(%)とは、各建物の建築面積が全建築面積に占める割合をそれぞれ百分率で表したものをいう。

(注2)
　四捨五入をしているため、合計は100%にならない場合がある。

市町村名	混成率（%）			
	木造	防火	準耐	耐火
八王子市	8.9	48.1	13.8	29.2
立川市	4.9	35.3	21.8	37.9
武蔵野市	4.6	43.6	12.7	39.1
三鷹市	6.5	47.9	15.7	29.8
青梅市	13.2	50.8	16.6	19.3
府中市	5.9	37.2	19.1	37.8
昭島市	6.5	30.7	22.1	40.7
調布市	5.5	44.6	12.6	37.3
町田市	6.4	47.6	24.0	22.0
小金井市	6.6	52.4	12.6	28.4
小平市	5.5	37.2	32.9	24.3
日野市	4.5	49.9	18.0	27.6
東村山市	6.6	36.7	27.1	29.5
国分寺市	6.1	47.9	20.8	25.3
国立市	4.2	44.3	16.0	35.5
福生市	8.6	50.1	19.4	21.8
狛江市	9.1	55.3	9.9	25.7
東大和市	7.9	40.4	24.3	27.4
清瀬市	11.2	46.4	8.8	33.6
東久留米市	6.4	53.0	13.4	27.2
武蔵村山市	6.7	50.4	20.1	22.8
多摩市	2.8	31.7	13.6	51.9
稲城市	10.5	33.6	17.0	38.9
羽村市	7.2	33.8	34.4	24.5
あきる野市	16.1	56.4	13.4	14.1
西東京市	7.1	52.6	9.8	30.5
瑞穂町	10.4	34.5	29.7	25.4
日の出町	22.8	40.4	22.4	14.4
檜原村	61.9	22.4	7.3	8.4
奥多摩町	42.3	35.1	12.2	10.4
多摩地区小計	7.7	44.6	18.3	29.3
東京都合計	5.0	36.2	18.0	40.9

資料第17　地区別・高さ別高層建築物一覧表（都都市整備局）　（本文120頁）

（単位：棟）

高さ m / 地区	45超え50以下	50超え60以下	60超え70以下	70超え80以下	80超え90以下	90超え100以下	100超え120以下	120超え140以下	140超え160以下	160超え180以下	180超え200以下	200超えるもの	合計
千代田区	92	114	39	31	19	22	37	19	19	11	5	4	412
中央区	152	144	16	21	11	14	18	10	8	10	8	0	412
港　区	167	177	52	37	37	48	47	25	25	17	6	11	649
新宿区	85	61	13	11	17	13	7	14	4	6	3	9	243
文京区	60	33	6	8	7	8	1	1	3	0	0	0	127
台東区	54	23	6	3	4	1	4	4	0	0	0	0	99
墨田区	17	9	4	2	3	8	1	2	2	0	0	1	49
江東区	51	53	19	9	7	14	24	6	8	5	0	0	196
品川区	48	39	15	14	16	20	18	4	6	0	0	0	180
目黒区	16	3	2	1	2	2	3	0	2	2	0	0	33
大田区	31	11	3	11	4	3	1	0	0	0	0	0	64
世田谷区	13	3	1	2	3	4	2	2	1	0	0	0	31
渋谷区	58	59	22	13	6	9	9	6	1	3	2	3	191
中野区	11	5	0	0	2	6	2	2	0	0	0	0	28
杉並区	6	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	12
豊島区	32	16	7	7	5	8	4	3	1	1	2	1	87
北　区	16	15	3	3	2	3	0	0	0	0	0	0	42
荒川区	15	17	2	1	3	2	4	3	1	0	0	0	48
板橋区	16	12	1	2	2	1	1	0	0	0	0	0	35
練馬区	12	2	1	2	2	7	3	0	0	0	0	0	29
足立区	18	7	6	2	1	4	1	0	0	0	0	0	39
葛飾区	12	6	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	22
江戸川区	10	19	4	3	2	2	2	0	0	0	0	0	42
区部計	992	829	224	187	156	199	189	103	81	55	26	29	3,070
八王子市	21	12	2	3	0	2	0	0	1	0	0	0	41
立川市	5	5	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	13
武蔵野市	4	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	10
三鷹市	6	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	9
府中市	9	6	2	1	0	2	1	1	0	0	0	0	22
調布市	6	10	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	17
町田市	5	7	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	13
小平市	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
日野市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
東村山市	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
国分寺市	1	4	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	8
小金井市	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
国立市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
東大和市	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
清瀬市	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
東久留米市	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
多摩市	11	9	1	0	2	1	2	0	0	0	0	0	26
稲城市	6	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
西東京市	2	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
福生市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
市部計	93	71	10	5	3	10	6	4	1	0	0	0	203
東京都合計	1085	900	234	192	159	209	195	107	82	55	26	29	3,273
	1,985		794				494						3,273
	1,985		1,288										3,273

＊昭和３９年から平成３０年３月末までに建築確認済みの建築物の棟数（高さ４５ｍを超えるもの。）

資料第18　地下街一覧表（都都市整備局）　（本文120頁）

平成３１年４月現在

地下街名(通称名)	所在地	経営主体	開設日	都計決	階層	延床	用途別延床面積(㎡)			
			年月日	年月日		面積(㎡)	駐車場	地下道	店舗	その他
池袋東口地下街 (I.S.P)	豊島区東池袋1	㈱池袋 ショッピングパーク	S39.9.2	S32.12.28	地下３層	15,434	6,584	2,495	4,356	1,999
八重洲地下街	中央区八重洲2	八重洲地下街㈱	S40.6.1	S31.6.6	地下３層	69,185	25,336	16,729	18,166	8,954
新宿駅東口地下街 (ルミネエスト)	新宿区新宿3	㈱ルミネ	S39.5.20	S35.5.17	地下３層	18,675	7,343	3,420	4,145	3,767
新宿駅西口地下街 (小田急エース)	新宿区西新宿1	小田急電鉄㈱	S41.11.25	S35.6.15	地下３層	28,130	18,004	2,363	3,772	3,991
京王新宿名店街 (京王モール)	新宿区西新宿1	京王地下駐車場㈱	S51.3.10	S38.10.30	地下６層	17,086	10,424	1,432	1,950	3,280
池袋西口地下街 (東武ホープセンター)	豊島区西池袋1	㈱東武百貨店	S44.4.2	S40.6.7	地下３層	14,709	6,405	2,795	2,637	2,872
新橋駅東口地下街 (ウィング新橋 ・しんちか)	港区新橋2	㈱京急百貨店	S47.6.1	S41.8.24	地下４層	10,149	4,467	2,029	1,580	2,073
歌舞伎町地下街 (サブナード)	新宿区歌舞伎町1	新宿サブナード㈱	S48.9.15	S43.2.23	地下２層	38,449	14,952	10,078	7,449	5,970
渋谷地下街	渋谷区渋谷2	渋谷地下街㈱	S32.12.1		地下１層	4,676		1,447	2,967	261

※都計決（年月日）は、地下街が付帯する都市計画駐車場の都市計画決定年月日

資料第19　宅地造成工事規制区域の内訳（都都市整備局）　（本文122頁）

（平成31年４月１日現在）

地区	面積 (ha)	区市	面積（ha）			
			計	第1次指定	第2次指定	第3次指定
区部	771.6	世田谷区	246.0		246.0	
		板橋区	525.6		525.6	
市部	15,208.8	町田市	6,306.8	2,414.0	3,892.8	
		八王子市	8,902.0	6,689.0	2,213.0	
多摩建築指導事務所開発指導第一課所管区域	3,098.8	青梅市	2,377.0		47.8	2,329.2
		日野市	700.5	700.5		
		あきる野市	21.3	21.3		
多摩建築指導事務所開発指導第二課所管区域	3,217.8	三鷹市	71.4		71.4	
		調布市	121.6		121.6	
		小金井市	67.3		67.3	
		東久留米市	3.5	3.5		
		多摩市	1,650.0	1,650.0		
		稲城市	1,304.0		1,304.0	
合計	22,297.0	11市２区	22,297.0	11,478.3	8,489.5	2,329.2
区域指定の効力発生年月日				昭37.10.1	昭38.11.10	昭40.10.20

資料第20　土石流危険渓流と砂防指定地（都建設局）　（本文123頁）

１　土石流危険渓流

（平成26年３月末現在）

市町村名	土石流危険渓流数	市町村名	土石流危険渓流数
八王子市	141	大島町	40
青梅市	183	新島村	5
町田市	3	神津島村	9
あきる野市	59	三宅村	29
日の出町	68	御蔵島村	6
檜原村	54	八丈町	22
奥多摩町	55	青ヶ島村	5
		小笠原村	24
多摩地域計	563	島しょ地域計	140
		東京都合計	703

○ 土石流危険渓流は、東京都建設局河川部のホームページにて公開している。

東京都建設局河川部ホームページ　http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/river.html

資料第21　地すべり危険箇所と地すべり防止区域（都建設局）　（本文123頁）

１　地すべり危険箇所（都建設局所管分）

（平成26年３月末現在）

市町村名	箇所数	市町村名	箇所数
八王子市	1	神津島村	2
青梅市	4	御蔵島村	1
あきる野市	1	八丈町	3
日の出町	1	青ヶ島村	1
檜原村	5	小笠原村	12
奥多摩町	12		
多摩地域計	24	島しょ地域計	19
		東京都合計	43

○ 地すべり危険箇所は、東京都建設局河川部のホームページにて公開している。

東京都建設局河川部ホームページ　http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/river.html

資料第22　急傾斜地崩壊危険箇所と急傾斜地崩壊危険区域（都建設局）　　（本文124頁）

１　急傾斜地崩壊危険箇所

（平成26年３月末現在）

区市町村名	箇所数
千代田区	17
港区	118
新宿区	46
文京区	48
台東区	4
品川区	43
目黒区	20
大田区	70
世田谷区	57
渋谷区	12
中野区	14
杉並区	2
豊島区	12
北区	58
荒川区	5
板橋区	54
練馬区	12
区部計	592

区市町村名	箇所数
八王子市	481
立川市	16
三鷹市	9
青梅市	460
府中市	8
昭島市	9
調布市	17
町田市	194
日野市	72
小金井市	4
東村山市	8
国分寺市	15
国立市	2
西東京市	1
福生市	9
東大和市	8
清瀬市	5
東久留米市	11
武蔵村山市	11
多摩市	43
稲城市	45
あきる野市	200
羽村市	12
瑞穂町	1
日の出町	161
檜原村	143
奥多摩町	209
多摩地域計	2,154

区市町村名	箇所数
大島町	31
新島村	36
神津島村	25
三宅村	－
御蔵島村	2
八丈町	79
小笠原村	53
島しょ地域計	226
東京都合計	2,972

（１）　急傾斜地崩壊危険箇所とは、傾斜度30°以上、がけ高5m以上の急斜面で、崩壊した場合に人家や公共施設等に被害が生じるおそれがある箇所をいう。

（２）　本表の箇所数は平成11年度から14年度に実施した調査結果に基づく。

（３）　三宅村の急傾斜地崩壊危険個所は、平成12年の噴火災害発生のため未調査。

○　急傾斜地崩壊危険箇所は、東京都建設局河川部のホームページにて公開している。
東京都建設局河川部ホームページ　http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/river.html

資料第23　土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域指定数（都建設局）　（本文124頁）

1　土砂災害警戒区域指定数

（平成31年3月末現在）

区市町村名	土砂災害の発生要因となる自然現象の種類			計
	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり	
中央区	0	0	0	0
港区	0	23	0	23
新宿区	0	20	0	20
文京区	0	15	0	15
台東区	0	2	0	2
墨田区	0	0	0	0
江東区	0	0	0	0
目黒区	0	25	0	25
大田区	0	96	0	96
世田谷区	0	100	0	100
中野区	0	21	0	21
杉並区	0	7	0	7
豊島区	0	21	0	21
北区	0	95	0	95
荒川区	0	7	0	7
板橋区	0	149	0	149
練馬区	0	16	0	16
足立区	0	0	0	0
葛飾区	0	0	0	0
江戸川区	0	0	0	0
八王子市	497	3,158	1	3,656
立川市	0	26	0	26
武蔵野市	0	0	0	0
青梅市	400	1,062	3	1,465
昭島市	0	37	0	37
町田市	21	1,966	0	1,987
小平市	0	1	0	1
日野市	15	450	0	465
東村山市	2	9	0	11
国分寺市	0	16	0	16
国立市	0	11	0	11

福生市	0	17	0	17
東大和市	4	50	0	54
清瀬市	0	10	0	10
東久留米市	0	14	0	14
武蔵村山市	10	115	0	125
稲城市	5	275	0	280
羽村市	1	27	0	28
あきる野市	133	645	0	778
西東京市	0	4	0	4
瑞穂町	8	34	0	42
日の出町	164	504	1	669
檜原村	150	775	6	931
奥多摩町	152	727	10	889
大島町	105	444	0	549
利島村	1	89	0	90
新島村	25	161	0	186
神津島村	41	255	2	298
三宅村	81	233	0	314
御蔵島村	16	75	2	93
八丈町	93	468	1	562
青ヶ島村	8	61	0	69
小笠原村	52	244	4	300
計	1,984	12,560	30	14,574

2　土砂災害特別警戒区域指定数

（平成31年3月末現在）

区市町村名	土砂災害の発生要因となる自然現象の種類			計
	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり	
中央区	0	0	0	0
港区	0	22	0	22
新宿区	0	14	0	14
文京区	0	11	0	11
台東区	0	1	0	1
墨田区	0	0	0	0
江東区	0	0	0	0
目黒区	0	18	0	18
大田区	0	59	0	59

世田谷区	0	79	0	79
中野区	0	11	0	11
杉並区	0	6	0	6
豊島区	0	10	0	10
北区	0	71	0	71
荒川区	0	6	0	6
板橋区	0	117	0	117
練馬区	0	12	0	12
足立区	0	0	0	0
葛飾区	0	0	0	0
江戸川区	0	0	0	0
八王子市	418	2,807	0	3,225
立川市	0	22	0	22
青梅市	354	1,034	0	1,388
昭島市	0	32	0	32
町田市	18	1,719	0	1,737
小平市	0	0	0	0
日野市	7	381	0	388
東村山市	0	5	0	5
国分寺市	0	4	0	4
国立市	0	10	0	10
福生市	0	14	0	14
東大和市	3	47	0	50
清瀬市	0	10	0	10
東久留米市	0	8	0	8
武蔵村山市	6	107	0	113
稲城市	4	219	0	223
羽村市	1	25	0	26
あきる野市	119	621	0	740
西東京市	0	2	0	2
瑞穂町	8	26	0	34
日の出町	142	487	0	629
檜原村	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0
大島町	92	419	0	511
利島村	0	76	0	76
新島村	18	149	0	167

神津島村	30	203	0	233
三宅村	42	224	0	266
御蔵島村	13	64	0	77
八丈町	79	464	0	543
青ヶ島村	4	57	0	61
小笠原村	41	235	0	276
計	1,399	9,908	0	11,307

○　中央区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市については、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域等の指定に該当する地形が確認されていません。

○　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は、各建設事務所、区市町村、建設局河川部計画課において閲覧できるほか、インターネットでも公開している。

東京都HP（http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/river/dosha_saigai/map/dosha_r.html）

東京都土砂災害警戒区域等マップ（http://www2.sabomap.jp/tokyo/）

資料第24　山地災害危険地区（都産業労働局）　（本文124頁）

（平成30年4月1日現在）

区分	崩壊土砂流出危険地区		山腹崩壊危険地区		地すべり等発生危険地区	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
八王子市	18	39.23	20	285.0	0	0.0
町田市	1	1.36	0	0.0	0	0.0
青梅市	32	59.12	27	516.0	0	0.0
稲城市	0	0.00	0	0.0	0	0.0
あきる野市	16	28.23	31	346.0	0	0.0
日の出町	13	18.51	14	218.0	0	0.0
檜原村	54	63.75	36	341.0	0	0.0
奥多摩町	54	99.15	62	570.0	0	0.0
多摩地域小計	188	309.35	190	2,276.0	0	0.0
大島町	26	66.42	12	44.0	0	0.0
新島村	2	3.78	16	294.0	0	0.0
神津島村	21	51.51	17	153.0	0	0.0
利島村	1	0.65	2	38.0	0	0.0
三宅村	33	90.09	6	72.0	0	0.0
御蔵島村	10	6.89	3	15.0	0	0.0
八丈町	21	38.69	11	64.0	0	0.0
青ヶ島村	4	1.80	6	37.0	0	0.0
島しょ小計	118	259.83	73	717.0	0	0.0
東京都合計	306	569.18	263	2,993.0	0	0.0

（注）

1　崩壊土砂流失危険地区：山腹崩壊地、地すべり等から多量の土砂が渓流を流下し、被害を与えるおそれのある地区

2　山腹崩壊危険地区：崩壊が発生又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区

3　地すべり等発生危険地区：地すべり等防止法第３条の規定による地すべり防止区域に指定された地区

資料第25　防火対象施設現況（東京消防庁）　（本文138頁）

（平成31年3月末）

用途			対象物数合計 単位（棟）
計			417,169
1	イ	劇場等	148
	ロ	公会堂等	56
2	イ	キャバレー等	56
	ロ	遊技場等	524
	ハ	性風俗関係等	14
	ニ	カラオケボックス等	197
3	イ	待合等	102
	ロ	飲食店	7,474
4		百貨店等	7,828
5	イ	旅館等	2,927
	ロ	寄宿舎等	169,204
6	イ	病院等	2,820
	ロ	福祉施設等（入所）	2,488
	ハ	福祉施設等（通所）	5,290
	ニ	幼稚園等	1,358
7		学校等	9,037
8		図書館等	437
9	イ	熱気浴場等	159
	ロ	公衆浴場	384
10		停車場等	615
11		神社等	4,535
12	イ	工場等	10,940
	ロ	スタジオ等	66
13	イ	車庫等	2,929
	ロ	格納庫等	22
14		倉庫	8,637
15		事務所等	42,688
16	イ	特定用途の複合	62,115
	ロ	上記以外の複合	73,565
(16)項の２		地下街	10
(16)項の３		準地下街	2
(17)項		文化財等	482
18		アーケード	60

注１　稲城市、島しょ地区を除く。
注２　本表における分類は、消防法施行令別表第１の例による。
注３　本表の件数は、棟を単位とする。
注４　総合予防情報システムに登録されている対象物数のみを計上した。
注５　ひとつの対象物で管轄が複数の署に分かれている場合は、各署ごとに１棟として計上した。

資料第26　消防水利の現況（東京消防庁）　（本文139頁）

① 消防水利の現況　（平成31年3月末現在）

区分		特別区	多摩地区	区分	特別区	多摩地区
消火栓		89,059	45,883	受水槽	1,709	655
貯水槽	40㎥以上	22,087	12,184	プール	1,507	893
	40㎥未満	677	379	河川・溝	1,815	722
	計	22,764	12,563	海	439	－
貯水池	40㎥以上	73	136	池・濠	198	153
	40㎥未満	12	32	その他	15	1
	計	85	168	合計	117,591	61,038

注１　表中の貯水槽とは、防火水槽、地中ばり水槽及び転用水槽をいう。

注２　表中の受水槽とは、飲料用受水槽、雨水貯留槽、蓄熱槽及び兼用水槽をいう。

注３　表中のその他とは、大型高圧消火栓及び井戸をいう。

注４　表中の多摩地区については、稲城市を除く。

② 巨大水利の現況　（平成31年３月末現在）

法的区分	水利種別	特別区	多摩地区	合計
消防法第20・21条	貯水槽	10	8	18
	受水槽	26	16	42
	大型高圧消火栓	3	0	3
	貯水池	14	18	32
	プール	28	34	62
	河川・溝	1,815	722	2,537
	池・濠	95	44	139
	海	439	0	439
	井戸	11	0	11
	小計	2,441	842	3,283
消防法第30条	貯水槽	0	0	0
	受水槽	52	12	64
	貯水池	6	9	15
	プール	3	0	3
	河川・溝	120	50	170
	池・濠	12	16	28
	海	48	0	48
	井戸	1	7	8
	小計	242	94	336
合計		2,683	936	3,619

注　表中の多摩地区については、稲城市を除く。

資料第27　危険物貯蔵所等一覧（東京消防庁、稲城市）　（本文140頁）

（平成31年3月末現在）

		計	製造所	貯蔵所	取扱所
区部	千代田区	755	0	436	319
	中央区	528	1	334	193
	港　区	701	0	417	284
	新宿区	385	0	239	146
	文京区	184	0	110	74
	台東区	144	0	68	76
	墨田区	287	2	199	86
	江東区	750	1	443	306
	品川区	560	0	415	145
	目黒区	126	0	73	53
	大田区	711	12	446	253
	世田谷区	304	0	177	127
	渋谷区	282	0	173	109
	中野区	80	0	40	40
	杉並区	110	0	49	61
	豊島区	125	0	75	50
	北　区	265	6	163	96
	荒川区	185	2	129	54
	板橋区	372	11	225	136
	練馬区	221	0	124	97
	足立区	546	9	338	199
	葛飾区	286	1	179	106
	江戸川区	485	4	308	173

		計	製造所	貯蔵所	取扱所
多摩地区（市町村）	八王子市	702	4	506	192
	立川市	226	0	153	73
	武蔵野市	40	0	26	14
	三鷹市	139	0	83	56
	青梅市	271	2	177	92
	府中市	243	0	160	83
	昭島市	181	0	117	64
	調布市	138	0	80	58
	町田市	243	1	165	77
	小金井市	43	0	29	14
	小平市	147	1	105	41
	日野市	149	1	88	60
	東村山市	95	1	64	30
	国分寺市	34	0	20	14
	国立市	53	0	32	21
	福生市	70	0	40	30
	狛江市	16	0	6	10
	東大和市	41	0	25	16
	清瀬市	36	0	23	13
	東久留米市	99	0	68	31
	武蔵村山市	87	0	49	38
	多摩市	115	0	70	45
	羽村市	129	1	77	51
	稲城市	71	0	43	28
	あきる野市	134	3	72	59
	西東京市	71	0	38	33
	瑞穂町	165	5	108	52
	日の出町	45	0	29	16
	檜原村	15	0	10	5
	奥多摩町	44	0	25	19
島しょ地区	大島町	85	0	62	23
	利島村	12	0	9	3
	新島村	41	0	22	19
	神津島村	28	0	14	14
	三宅村	47	0	32	15
	御蔵島村	9	0	6	3
	八丈町	67	0	46	21
	青ヶ島村	6	0	4	2
	小笠原村	141	0	114	27

資料第28 放射線障害防止法の対象事業所数(使用事業所)　　(原子力規制委員会)

(本文141、144、155、555、558頁)

(平成30年３月31日現在)

区市町村	分類					
	教育機関	研究機関	医療機関	民間機関	その他の機関	計
千代田	2	1	8	17	6	34
中央	2	2	3	21	3	31
港	4	2	11	14	1	32
新宿	12	2	11	15	4	44
文京	15	2	8	13	4	42
台東		1		6		7
墨田			2	6	2	10
江東		8	4	30	8	50
品川	2	2	4	15	1	24
目黒	9	2	4	2	2	19
大田	2	1	4	42	5	54
世田谷	5	3	3	12	6	29
渋谷			6	6	2	14
中野		1	3	13	1	18
杉並				7	1	8
豊島	3		1	16		20
北		1	1	15	1	18
荒川	2			5	1	8
板橋	3	5	10	14	2	34
練馬			1	11	15	27
足立	1		3	10	3	17
葛飾	2		1	4	1	8
江戸川			4	19		23
区計	64	33	92	313	69	571

原子力規制委員会ホームページより抜粋

区市町村	分類					
	教育機関	研究機関	医療機関	民間機関	その他の機関	計
八王子	7	3	4	14	1	29
立川		1	2	3	5	11
武蔵野	2		1	2		5
三鷹	3	2	1	6		12
青梅			1	3		4
府中	2		2	8	1	13
昭島			1	4		5
調布	2			4	1	7
町田	1	1	1	13		16
小金井	5			3		8
小平			4		1	5
日野				11		11
東村山		2	2	1	1	6
国分寺		1		1		2
国立				2		2
福生				2	1	3
狛江		1	1	1		3
東大和		1				1
清瀬	1		2		1	4
東久留米				3		3
武蔵村山		1	1	1		3
多摩		2	2			4
稲城			1	2		3
羽村				2		2
あきる野			1	1	1	3
西東京				1		1
市　計	23	15	27	88	13	166
瑞穂				3		3
日の出				1		1
檜原						0
奥多摩						0
大島						0
八丈						0
利島						0
新島						0
神津島						0
三宅						0
御蔵島						0
青ヶ島						0
小笠原				1		1
町村　計				5		5
都　合計	87	48	119	406	82	742

資料第29　火薬類製造所一覧（都環境局）　（本文142頁）

（平成30年３月末現在）

区分／地域	けん銃実包製造所	警戒救命信号等製造所	合計
26市・郡部	1	1	2

（関東東北産業保安監督部所管）

資料第30　火薬類及び火薬外貯蔵施設一覧（都環境局）　（本文142頁）

（平成30年３月末現在）

区分	23区・島しょ	26市・郡部	計
火薬類製造所	0	0	0
火薬類販売所	230	42	272
火薬庫	18	102	120
火薬庫外貯蔵施設	315	92	407
合計	563	236	799

資料第31　高圧ガス関係対象事業所数（都環境局）　（本文143頁）

（平成30年３月末現在）

高圧ガス保安法関係対象事業所数	21,032
液化石油ガス法関係対象事業所数	2,523

資料第32　高圧ガス保安法・液化石油ガス法関係対象事業者数（都環境局）　（本文143頁）

①　高圧ガス保安法関係対象事業所数　（平成30年３月末日現在）

事業所名	規制態様	23区島しょ	多摩	合計	内訳								
					一般ガス			冷凍ガス			LPガス		
					23区島しょ	多摩	計	23区島しょ	多摩	計	23区島しょ	多摩	計
第一種製造事業所	許可	595	185	780	104	69	173	429	75	504	62	41	103
第二種製造事業所	届出	6,160	1,618	7,778	920	386	1,306	5,230	1,224	6,454	10	8	18
第一種貯蔵所	許可	86	45	131	80	34	114	0	0	0	6	11	17
第二種貯蔵所	届出	1,180	262	1,442	1,156	254	1,410	0	0	0	24	8	32
販売所	届出	8,943	1,613	10,556	2,889	743	3,632	4,818	476	5,294	1,236	394	1,630
登録容器検査所	登録	159	47	206	159	46	205	0	0	0	0	1	1
特定高圧ガス消費事業所	届出	86	53	139	84	42	126	0	0	0	2	11	13
合計		17,209	3,823	21,032	5,392	1,574	6,966	10,477	1,775	12,252	1,340	474	1,814

※ 販売所の中には、一般ガスと液化石油ガスの両方を販売する事業者が含まれる。

②　液化石油ガス法関係対象事業所数

（平成30年３月末日現在）

事業区分	規制態様	23区島しょ	26市郡部	計
販売事業者	登録	264	271	535
認定販売事業者	認定	0	2	2
認定保安機関事業者	認定	256	231	487
貯蔵施設	許可	21	7	28
特定供給設備	許可	5	25	30
充てん設備	許可	1	37	38
設備工事事業者	届出	742	661	1,403
合計		1,289	1,234	2,523

※ 本表の事業者は、液化石油ガス法の規制対象となっている事業者である。

資料第33　毒物・劇物営業者及び業務上取扱者一覧（都福祉保健局）

（本文143頁）

（平成30年3月末日現在）

地区別	毒物劇物営業者			特定毒物		毒物劇物業務上取扱者(要届出)		
	製造業	輸入業	販売業	研究者	使用者	電気めっき業	金属熱処理業	運送業
千代田区	7	184	706	4	1	1	0	0
中央区	3	226	819	2	4	0	0	0
港区	0	150	519	3	1	0	0	0
新宿区	1	40	222	2	2	1	0	0
文京区	1	37	243	4	0	4	0	0
台東区	4	25	238	0	1	27	0	0
墨田区	12	12	193	9	0	34	0	4
江東区	5	17	246	4	0	3	0	1
品川区	1	32	238	3	0	16	0	3
目黒区	2	6	81	0	1	5	0	0
大田区	12	17	286	8	1	37	1	1
世田谷区	1	12	142	4	0	4	0	0
渋谷区	3	24	136	1	0	0	0	0
中野区	1	4	76	1	2	1	0	0
杉並区	2	4	117	0	0	0	0	0
豊島区	1	5	127	0	0	3	0	0
北区	9	7	129	2	1	7	1	2
荒川区	4	5	80	1	0	11	0	0
板橋区	12	12	163	8	0	10	0	0
練馬区	4	7	157	2	1	2	0	0
足立区	8	4	176	4	1	25	0	0
葛飾区	9	0	134	0	0	43	0	1
江戸川区	15	7	162	4	0	12	0	6

地区別	毒物劇物営業者			特定毒物		毒物劇物業務上取扱者(要届出)		
	製造業	輸入業	販売業	研究者	使用者	電気めっき業	金属熱処理業	運送業
西多摩								
青梅市								
福生市								
あきる野市								
羽村市								
瑞穂町								
日の出町								
檜原村								
奥多摩町	9	1	88	1	0	3	0	0
八王子								
八王子市	5	8	162	11	0	2	0	0
南多摩								
日野市								
多摩市								
稲城市	4	3	82	3	0	1	0	0
町田								
町田市	3	5	80	2	0	2	0	0
多摩立川								
立川市								
昭島市								
国分寺市								
国立市								
東大和市								
武蔵村山市	4	4	169	9	2	8	2	1
多摩府中								
武蔵野市								
三鷹市								
府中市								
調布市								
小金井市								
狛江市	3	6	201	6	0	6	0	0
多摩小平								
小平市								
東村山市								
西東京市								
清瀬市								
東久留米市	3	1	121	2	0	4	0	0
島しょ	0	0	18	0	0	0	0	0
合計	148	865	6311	100	18	272	4	19

資料第34　危険物とう載船の専用岸壁（第三管区海上保安本部）　（本文146、165頁）

（平成31年4月現在）

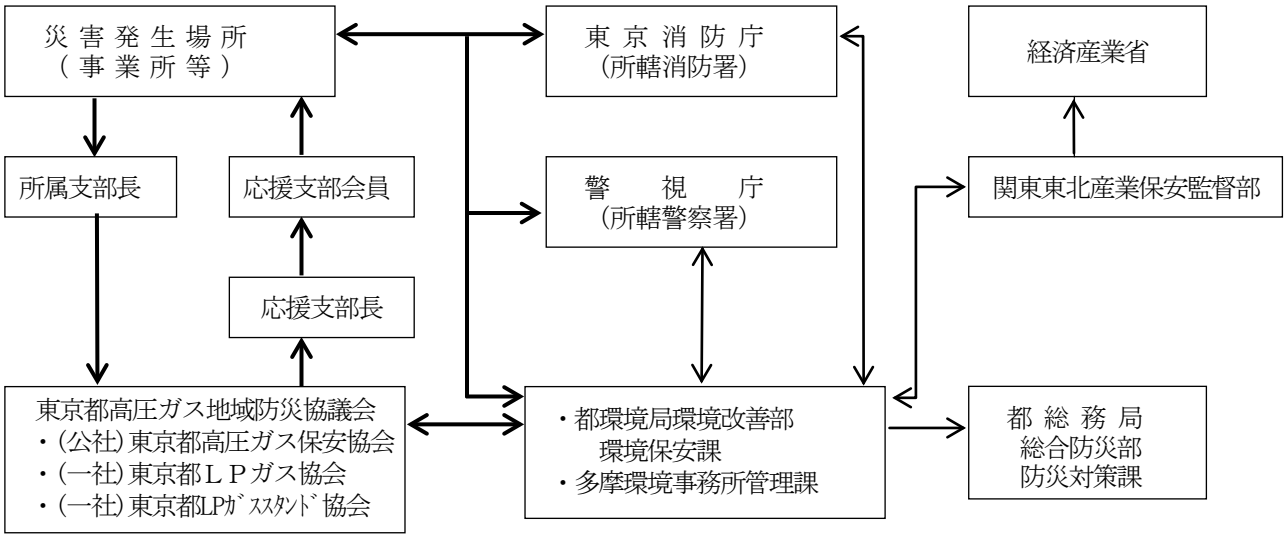
岸壁名称	最大使用船舶	貯蔵タンク		備考
		危険物	重油	
出光興産㈱ 東京油槽所 第１岸壁	2,593G/T	ガソリン 4,000kℓ ×1 3,000kℓ×2 灯油 2,500kℓ×1 3,000kℓ×1 軽油 3,000kℓ×2 2,300kℓ×1	3,000kℓ×1 2,500kℓ×1	江東区若洲２－９－２ 03-3521-2761
三愛石油㈱ 受入桟橋	4,289G/T	ジェット燃料 9,800kℓ×3 8,000kℓ×5		大田区羽田空港３－７ 03-5757-0321
東京電力㈱ 大井火力発電所 5,000ｔ桟橋	休止中			品川区八潮１－２－２ 03-3471-1591
㈱朝田商会 東京油槽所桟橋	499G/T	キシレン 173kℓ×1 トルエン 198kℓ×1 灯油 493kℓ×1 軽油 198kℓ×6	493kℓ×3 493kℓ×2	江東区若洲 ２－８－１４ 03-5569-5001

資料第35　貨物駅の危険物取扱量（ＪＲ貨物）　（本文147頁）

（平成30年3月現在）

駅名	取扱品目	取扱数量（ｔ）
隅田川 （荒川区南千住 4-1-1）	化学薬品	22,620
東京貨物ターミナル （品川区八潮 3-3-22 ）	化学薬品	171,185
計		193,805

資料第36　高圧ガス震災時応援連絡体制図（都環境局）　　**（本文158頁）**



（注）太線は応援出動体制を示す。

資料第 37　高圧ガスに係わる連絡通報窓口　（都総務局、環境局、警視庁、東京消防庁）

（本文 159 頁）

① 高圧ガス大規模漏えい時に係る連絡通報窓口

都県名	連絡窓口			
	機関別担当課名			電話番号
東京都	都	昼	総務局総合防災部防災対策課 環境局環境改善部環境保安課	13-70227（消防防災無線） 13-70096（〃FAX） 03-5321-1111（NTT）（代） 03-5388-2456（NTT） 03-5388-1260（〃FAX） 03-5388-3542（NTT）
		夜	夜間防災連絡室	13-70349（消防防災無線） 13-70096（〃 FAX） 03-3488-7270（NTT）
	警察		警視庁警備部災害対策課	03-3581-4321（NTT）（代） 内 55541
	消防本部		東京消防庁災害救急情報センター 稲城市消防本部	03-3212-2111（NTT）（代） 042-377-7119（NTT）
埼玉県	県	昼	危機管理防災部消防防災課 危機管理防災部化学保安課	11-68181（消防防災無線） 11-68159（〃FAX） 048-824-2111（NTT）（代） 048-830-8181（NTT） 048-830-8159（〃FAX） 048-830-8111（NTT） 048-830-8443（NTT） 048-830-8444（〃FAX）
		夜	システム管理室	11-68111（消防防災無線） 11-68119（〃FAX） 048-830-8111（NTT）
	警察		県警察本部（危機管理課）	048-832-0110（NTT）（代）
	消防本部		各消防本部	別紙のとおり
千葉県	県	昼	防災危機管理部消防課 予防・石油コンビナート班 防災危機管理部産業保安課保安対策室	12-7207（消防防災無線） 12-7298（〃FAX） 043-223-2177（NTT） 043-224-5481（〃FAX） 043-223-2736（NTT） 043-227-3548（〃FAX）
		夜	防災危機管理部危機管理課情報通信管理室	12-7655（消防防災無線） 043-223-2178（NTT）
	警察		県警察本部警備部警備課	043-201-0110（NTT）（代） 昼（内）5805　夜（内）2076
	消防本部		各消防本部	別紙のとおり
神奈川県	県	昼	安全防災局災害対策課 安全防災局工業保安課	9721（消防防災無線） 9734（〃FAX） 045-210-3430（NTT） 045-210-8829（〃FAX） 045-210-3489（NTT） 045-210-8830（〃FAX）
		夜	安全防災局災害対策課	9734（消防防災無線FAX） 045-210-3456（NTT） 045-201-6409（〃FAX）
	警察		県警察本部危機管理対策課	045-211-1212（NTT）（代） 内 5775~5776
	消防本部		各消防本部	別紙のとおり

② 各県消防本部一覧（県境を接する本部のみ掲載）

県名	機関名	電話	ＦＡＸ	県名	機関名	電話	ＦＡＸ
埼玉県	川口市消防局	048-261-3119	048-261-5955	千葉県	市川市消防局	047-333-2111	047-333-8181
	春日部市消防本部	048-738-3111	048-735-1536		松戸市消防局	047-363-1111	047-363-1110
	草加八潮消防局	048-924-0119	048-928-8338		野田市消防本部	04-7124-0119	04-7124-3416
	戸田市消防本部	048-420-2119	048-444-2118		流山市消防本部	04-7158-0119	04-7158-0276
	三郷市消防本部	048-952-1211	048-952-5568		浦安市消防本部	047-304-0119	047-355-7733
	朝霞地区一部事務組合 埼玉県南西部消防本部	048-460-0119	048-463-0493	神奈川県	横浜市消防局	045-334-6789	045-331-5221
					川崎市消防局	044-223-1199	044-223-2654
	秩父消防本部	0494-21-0119	0494-21-0124		相模原市消防局	042-751-9111	042-751-9284
	吉川松伏消防組合 消防本部	048-982-3931	048-981-7150		大和市消防本部	046-261-1119	046-262-0119
	埼玉西部消防局	04-2924-0119	04-2929-9127	山梨県	上野原市消防本部	0554-62-4112	0554-63-4119
					大月市消防本部	0554-30-0119	0554-23-0119
	埼玉東部消防組合 消防局	0480-21-0119	0480-23-1542		東山梨行政事務組合 東山梨消防本部	0553-32-0119	0553-32-3240

資料第 38　高圧ガス大規模漏えい時通報様式　（都環境局）　　**（本文 159 頁）**

被害状況報告書（様式）

<table>
<tr><td>受付日時</td><td>年　月　日　ＡＭ　時　分
ＰＭ　時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="5">内　容</td><td>日時　年　月　日　ＡＭ　時　分
ＰＭ　時　分</td></tr>
<tr><td>場所　区　町　丁目　番　号
市</td></tr>
<tr><td>事業所名

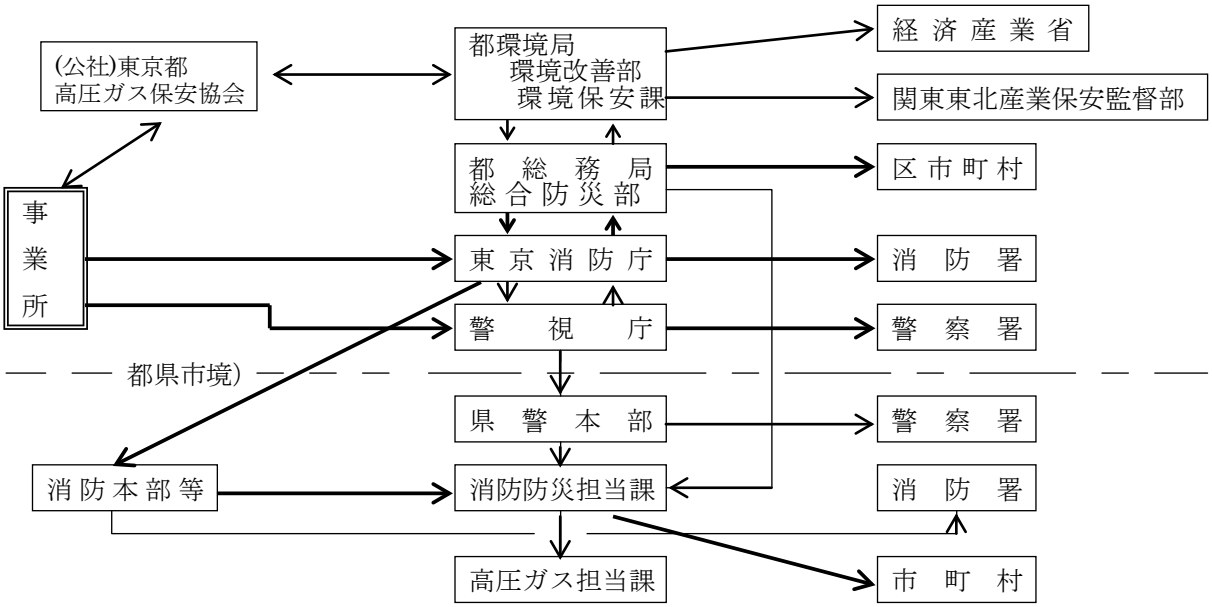
（連絡先電話　　）</td></tr>
<tr><td>被害状況（規模、被害の範囲等）
人的被害
死　者　名
重傷者　名
軽傷者　名
なし

物的被害

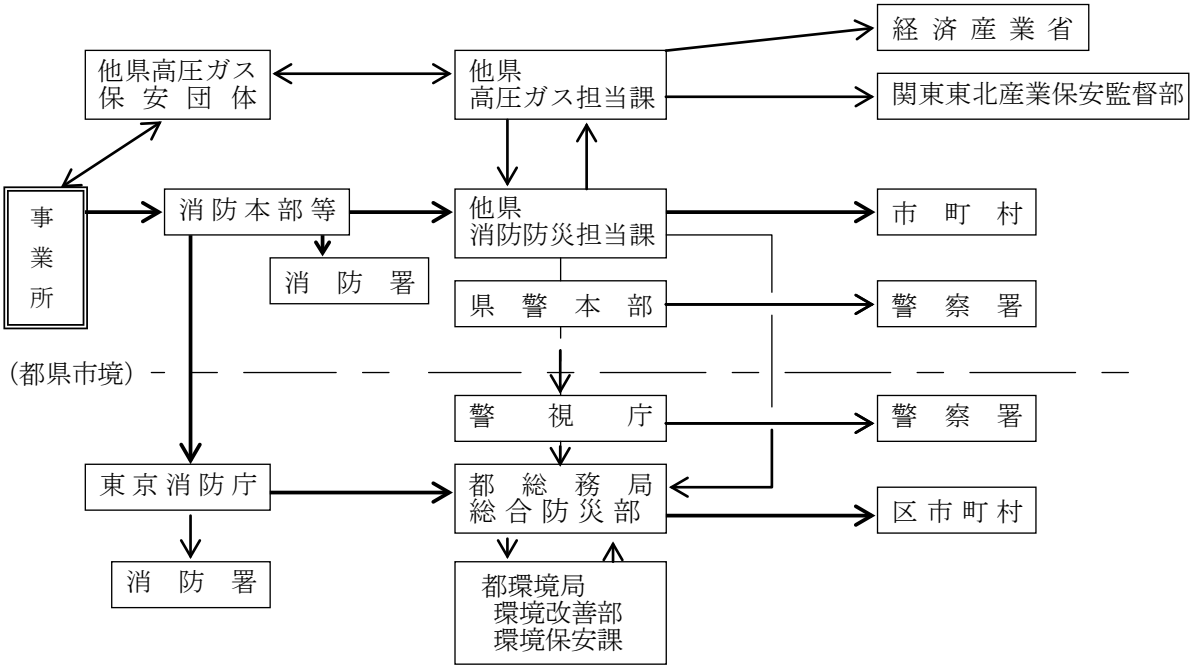
ガスの種類、量：
火薬の種類、量：</td></tr>
<tr><td>応急措置（消火活動、救急活動、緊急作業の実施状況）</td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td></td></tr>
</table>

資料第 39　高圧ガス漏えい事故発生時の広域通報系統図（都環境局）　（本文 159 頁）

都において事故が発生した場合



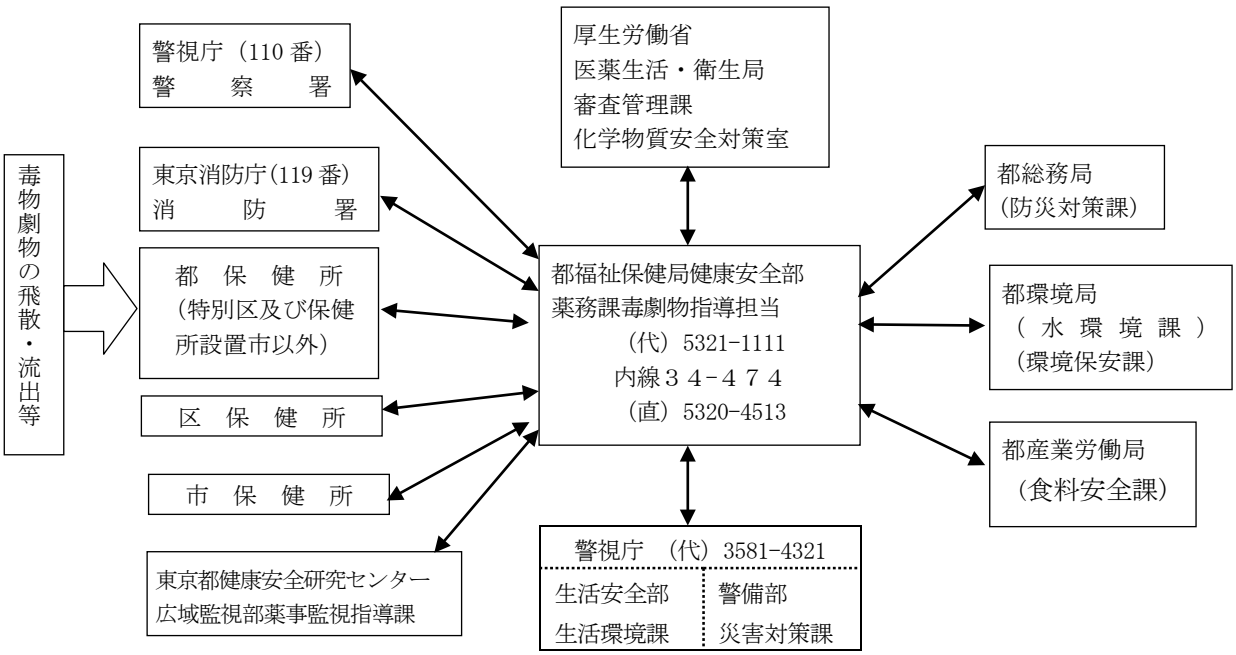
隣接県において事故が発生した場合



（注）１　太線は基幹ルートである。
（注）２　有線の途絶時には、総務省消防庁の無線により通報する。

資料第 40　災害時の毒物劇物飛散・流出等に係る連絡系統図（都福祉保健局）

（本文 160 頁）



電話番号一覧

厚生労働省 医薬生活・衛生局 審査管理課 化学物質安 全対策室 毒物劇物係	警　視　庁		東京消防庁 警防部 特殊災害課 化学災害係	総務局 総合防災部 防災対策課 運用担当	環　境　局	
	生活安全部 生活環境課 保健衛生 第一係	警備部 災害対策課 都市災害 警備係			自然環境部 水環境課 河川水質担当	環境改善部 環境保安課 防災担当 （高圧ガス）
5253-1111 内　2798	3581-4321 内　34311	3581-4321 内　55552	3212-2111 内　3705	5388-2456 内 25-051	5388-3569 内 42-651	5388-3542 内 42-435

産業労働局 農林水産部 食料安全課 生産環境担当	健康安全研究センター 広域監視部 薬事監視指導課 流通・毒劇物指導担当
5320-4834 内 37-342	5937-1028

資料第 41　防除資材等常備状況表（第三管区海上保安本部）　（本文 170 頁）

（平成 28 年 4 月現在）

会社等機関名	所在地	防除資材			備考
		オイルフェンス（m）	油処理剤（ℓ）	油吸着材（kg）	
東京都港湾局	新宿区西新宿 2-8-1	2,500	900	195	03-5463-0217
東京消防庁	千代田区大手町 1-3-5	資料第 42 参照			03-3212-2111
東京海上保安部	江東区青海 2-7-11	200	1,200	187	03-5564-2021
計		2,700	2,100	382	

資料第 42　東京消防庁化学消火剤等保有状況表（東京消防庁）　（本文 170 頁）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

消火剤等	化学消火薬剤			油処理剤				
種別	たん白・耐アルコール系（ℓ）	合成界面系（ℓ）	水成膜（ℓ）	粒状（kg）	マット状（枚）	シート状（枚）	俵状（本）	ｵｲﾙﾌｪﾝｽ（m）
保有数量	141,680	52,680	2,400	28,380	19,251	5,207	99	1,060

資料第 43　消防艇一覧表（東京消防庁）　（本文 170 頁）

（平成 31 年４月１日現在）

区分	100 トン級	40　トン級	30 トン級	10 トン級	10 トン未満
艇　名	みやこどり おおえど	かちどき ありあけ	すみだ	は る み	しぶき　　き よ す は や て　　はまかぜ

資料第 44　港湾区域における貯木場能力一覧（都港湾局）　（本文 170 頁）

（平成 31 年４月１日現在）

施　　設　　名		貯木可能面積	同時保管量
貯　木　場	12 号地	369,601 ㎡	76,507 トン
	14 号地	256,607	53,118
	豊　洲	26,350	5,455
	新　砂	49,218	10,188
合　　計		701,776	145,268

資料第 45　道路の延長（都建設局、都港湾局、関東地方整備局、東日本高速道路、中日本高速道路、首都高速道路）　（本文 184 頁）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

機関名	道路延長	道路施設等の状況
都建設局	2,243.7 km	橋梁 1,225 橋　横断歩道橋 590 橋　人道橋 105 橋
都港湾局	72.8 km	橋梁　16 橋
関東地方整備局	239.1 km	橋梁　253 橋　横断歩道橋 244 橋
東日本高速道路 中日本高速道路	75.8 km	東名高速道路、中央自動車道、関越自動車道、第三京浜道路、京葉道路、東京外かん自動車道、圏央道
首都高速道路	201.9 km	高架構造が全体の約８割
区市町村	21,854.1 km	
計	24,687.4 km	

資料第46　緊急通行車両等の確認事務（都財務局、警視庁）

①緊急通行車両等の確認事務処理要領（都財務局）　（本文184、208、214、525頁）

（目　的）

第１条　この要領は、大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年政令第385号。以下「大震法施行令」という。）第12条及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条の規定に基づき、知事が行う緊急輸送車両及び緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認事務の処理について、必要事項を定めることを目的とする。

（緊急通行車両等の要件）

第２条　地震防災応急対策及び災害応急対策のため、緊急通行車両等として確認する車両は、次の各号に掲げるいずれかの一に該当する業務に従事する車両とする。

なお、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条に規定する災害時における交通の規制等が措置された場合は、災対法施行令第32条の２第１項に基づき道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第１項の緊急自動車は除くものとする。

ア　警戒宣言発令時の地震予知情報の伝達、災害発生の警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの

イ　消防、水防その他応急措置に使用されるもの

ウ　応急の救護を要すると認められるものの救護、被災者の救難、救助その他の保護に使用されるもの

エ　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの

オ　施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの

カ　清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの

キ　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの

ク　緊急輸送の確保に使用されるもの

ケ　警戒宣言発令時、地震災害が発生した場合における食糧、医療品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に使用されるもの

コ　その他に災害の発生の防御又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの

（確認機関）

第３条　都所有の車両、雇上車両及び業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両（以下「関係車両」という。）のうち次項に規定するもの以外の確認については、財務局長が行う。

２　交通局、水道局、下水道局及び東京消防庁に所管する関係車両の確認については、交通局長、水道局長、下水道局長及び東京消防庁消防総監が行う。

（確認）

第４条　確認は、当該緊急輸送業務等の実施の責任者（以下「申請者」という。）に別記様式第１の緊急通行車両等確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出させ、当該関係車両が緊急通行車等に該当するか審査して行うものとする。

（事前届出）

第５条　関係車両のうち、地震防災応急対策及び災害応急対策に使用することがあらかじめ決定しているものについては、確認手続の効率化・省力化を図るため、申請者の申出により、第３条の各確認機関において、あらかじめ緊急通行車両等に該当するか審査（以下「事前届出」という。）を行うこと

ができるものとする。

2　申請者は、別記様式第２の１の緊急通行車両等事前届出書を提出するものとする。

3　審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、別記様式第２の２の緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

4　届出済証の交付を受けた車両（以下「届出済車両」という。）の使用者は、当該車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、廃車になったとき及びその他緊急通行車両等としての必要が無くなったときは、速やかに届出済証を返還するものとする。

5　各確認機関は、別記様式第３の緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出書の受理、届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

（標章及び証明書の交付）

第６条　各確認機関は、第４条の確認を行ったときは、当該申請者に対し、大震法施行令第12条に基づく場合は大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第６条に規定する標章及び緊急輸送車両確認証明書を、災対法施行令第33条に基づく場合は災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第３条に規定する緊急通行車両の標章及び緊急通行車両確認証明書（以下「標章等」という。）を交付するものとする。

2　各確認機関は、届出済車両について確認の申請があった場合には、第４条の確認申請書に代えて届出済証を提出させて行うものとする。この場合においては、確認のため必要な審査は省略できるものとする。

3　届出済車両の確認の申請は、事前届出を行った確認機関に対し行うことを原則とするが、やむを得ない場合には、警察署、交通機動隊本部、又は交通検問所において確認申請し、標章等の交付を受けることができるものとする。

4　大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第24条の規定に基づく緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両は、大震法第９条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災対法第76条第１項の規定に基づく緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなし取り扱うこととする。

（標章等の整理）

第７条　確認機関は、標章等の交付状況を明らかにするため、別記様式第４の緊急通行車両等確認申請受理簿（標章等交付簿）を備え、その整理をしなければならない。

別記様式第１

地震防災
応急対策用
災　害

緊急通行車両等確認申請書

年　月　日

東京都知事　殿

申請者住所
（電話）
氏名　　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	（　）　局　　番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

別記様式第２の１

地震防災
応急対策用
災　害

緊急通行車両等事前届出書

年　月　日

東京都知事　殿

申請者住所
（電話）
氏名　　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	（　）　局　　番
	氏名	
出発地		

（注）　この届出書は作成のうえ都交通局、都水道局、都下水道局及び東京消防庁が所管又は使用する車両についてはそれぞれの局庁に、その他の車両については都財務局に提出して下さい。

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

別記様式第２の２

地震防災
応急対策用
災　害

緊急通行車両等事前届出書

年　月　日

東京都知事　殿

申請者住所
（電話）
氏名　　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	（　）　局　　番
	氏名	
出発地		

（注）　この届出書は作成のうえ都交通局、都水道局、都下水道局及び東京消防庁が所管又は使用する車両についてはそれぞれの局庁に、その他の車両については都財務局に提出して下さい。

地震防災　　第　　号
応急対策用
災　害

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

年　月　日

東京都知事　印

（注）１　警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を申請を行った局（庁）もしくは、最寄りの警視庁本部、警察署、交通検問所等に提出して、所要の手続を受けて下さい。

２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けて下さい。

３　次に該当するときは、本届出済証を返還して下さい。
⑴　緊急通行車両等に該当しなくなったとき
⑵　緊急通行車両等が廃車になったとき
⑶　その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ４とする。

別記様式第３

緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）　〔地震防災・災害〕

受付（交付）番号	番号標に表示されている番号	使用者氏名	交付年月日	備考
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ４とする。

別記様式第４

緊急通行車両等確認申請受理簿（標章等交付簿）　〔地震防災・災害〕

受付（交付）番号	番号標に表示されている番号	使用者氏名	交付年月日	備考
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ４とする。

② 緊急通行車両等の確認事務等の実施要領（警視庁）　（本文 184、208、214、525 頁）

第１　目的

この要領は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号。以下「地震法」という。）の規定に基づく緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認及びこれらの法律（地震法を除く。）の規定に基づき実施される交通規制の対象から除外する車両として東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意思決定のあった車両（以下「規制除外車両」という。）の確認に関する事務の円滑かつ適正を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第２　準拠

緊急通行車両等の確認事務等については、災対法、災害対策基本法施行令（昭和３７年政令第２８８号）、災害対策基本法施行規則（昭和３７年総理府令第５２号。以下「災対法施行規則」という。）、地震法、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和５３年政令第３８５号）、大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和５４年総理府令第３８号。以下「地震法施行規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第３　用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

１　防災基本計画　災対法第２条第８号に規定する防災基本計画をいう。
２　防災業務計画　災対法第２条第９号に規定する防災業務計画をいう。
３　地域防災計画　災対法第２条第１０号に規定する地域防災計画をいう。
４　指定行政機関　災対法第２条第３号に規定する指定行政機関をいう。
５　指定地方行政機関　災対法第２条第４号に規定する指定地方行政機関をいう。
６　指定公共機関　災対法第２条第５号に規定する指定公共機関をいう。
７　指定地方公共機関　災対法第２条第６号に規定する指定地方公共機関をいう。

第４　緊急通行車両等の事前届出

１　緊急通行車両等の事前届出の対象車両

緊急通行車両等として使用される車両であることの確認（以下「緊急通行車両等の確認」という。）に係る事前の届出（以下「緊急通行車両等の事前届出」という。）の対象車両は、次に掲げるものとする。

なお、災害対策等に従事する自衛隊、米軍及び外交官等の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別のナンバープレートを有しているものは、規制除外車両とする。

(1)　災対法の規定に基づく緊急通行車両としての対象車両

災対法第５０条第１項に規定する災害応急対策（以下「災害応急対策」という。）を実施するための車両として使用されることとなる車両であって、次のいずれにも該当する車両

ア　災害発生時に、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害応急対策を実施するための車両として使用される計画がある車両

イ　指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関又は指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両若しくは指定行政機関等との契約等により当該指定行政機関等の活動のために常時使用される車両又は災害発生時に、指定行政機関等が他の関係機関･団体等から調達する車両

(2)　地震法の規定に基づく緊急輸送車両としての対象車両

地震法第２４条に規定する緊急輸送（以下「緊急輸送」という。）を行うこととなる車両であって、次のいずれにも該当する車両

ア　地震法第９条第１項の規定に基づき地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられたときに、地震法第３条第１項の規定に基づき地震防災対策強化地域として指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第２１条第１項に規定する地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を行う車両として使用される計画がある車両

イ　指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有する車両若しくは指定行政機関等との契約等により指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために常時使用される車両又は警戒宣言が発せられたときに、指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が他の関係機関･団体等から調達する車両

2　緊急通行車両等の事前届出に関する手続

(1)　緊急通行車両等の事前届出の受理

緊急通行車両等の事前届出の受理は、交通規制課長が行うものとする。

(2)　緊急通行車両等の事前届出の際に提出させる書類

交通規制課長は、緊急通行車両等の事前届出の受理に当たっては、車両を緊急通行車両等として使用して行うこととなる業務の実施について責任を有する者（当該業務を代行する者を含む。以下「緊急通行車両等業務責任者」という。）に別記様式第１号の「緊急通行車両等事前届出書」並びに当該車両の自動車検査証又は当該車両を特定する書類の写し及び輸送協定書その他当該車両が前１に掲げる車両であることを疎明する書類（以下「事前届出書等」という。）を提出させるものとする。

(3)　警察署長が事前届出書等の提出を受けた場合の措置

警察署長は、自署管内に緊急通行車両等として使用されることとなる車両の使用の本拠の位置を有する緊急通行車両等業務責任者から事前届出書等の提出を受けた場合は、交通規制課長（災害交通対策第一係経由）に当該事前届出書等を送付するものとする。

(4)　届出済証の交付等

ア　届出済証の交付

交通規制課長は、緊急通行車両等の事前届出を受理した場合は、事前届出書等に係る車両が前１に掲げる車両に該当するかどうかの審査後、別記様式第１号の「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を当該事前届出書等の提出をした者に交付するものとする。この場合において、前(３)の規定により警察署長から送付を受けた事前届出書等に係る届出済証については、当該警察署長を経由して交付すること。

イ　届出済証の再交付

(ｱ)　交通規制課長は、届出済証の交付を受けた者から緊急通行車両等の事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出を受けた場合は、届出済証の再交付を行うものとする。この場合において、再交付する届出済証に「再」と朱書すること。

(ｲ)　警察署長は、前アの規定により経由して交付した届出済証について前(ア)の申出を受けた場合は、その旨を交通規制課長（災害交通対策第一係経由）に連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた交通規制課長は、当該警察署長を経由して再交付を行うこと。

ウ　届出済証の返還

交通規制課長及び警察署長は、届出済証に係る車両（以下「事前届出車両」という。）が緊急通行車両等として使用されることとなる車両でなくなった場合、廃車となった場合又はその他緊急通行車両等として使用される必要性がなくなったと認めた場合は、速やかに公安委員会（交通規制課災害交通対策第一係経由）に当該届出済証を返還させるものとする。

3　緊急通行車両等の事前届出に係る処理経過

(1)　交通規制課長は、別記様式第２号の「緊急通行車両等事前届出取扱簿（本部用）」を備え付け、緊急通行車両等の事前届出に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。

(2)　警察署長は、別記様式第３号の「緊急通行車両等事前届出取扱簿（警察署用）」を備え付け、緊急通行車両等の事前届出に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。

第５　緊急通行車両等の確認

1　緊急通行車両等の確認の手続

(1)　緊急通行車両等の確認の実施

緊急通行車両等の確認は、交通規制課長、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長（以下「交通規制課長等」という。）が、警視庁本部、警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の隊本部並びに交通部長が別に定めるところにより設置される交通検問所（以下「本部等」という。）において行うものとする。この場合におい

て、届出済証の交付を受けている者（車両の使用者を含む。以下同じ。）から緊急通行車両等の確認を求める旨の申出があったときは、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うこと。

(2) 緊急通行車両等の確認の際に提出させる書類等

ア 事前届出車両に対する緊急通行車両等の確認

交通規制課長等は、事前届出車両に対する緊急通行車両等の確認に当たっては、届出済証の交付を受けている者に、届出済証を提示させるとともに、別記様式第４号の「緊急通行車両等確認申請書」及び必要事項を記載した災対法施行規則別記様式第４の証明書又は地震法施行規則別記様式第７の証明書（以下総称して「証明書」という。）を提出させるものとする。

イ 事前届出車両以外の車両に対する緊急通行車両等の確認

交通規制課長等は、事前届出車両以外の車両に対する緊急通行車両等の確認に当たっては、当該車両の使用者に、当該車両の自動車検査証又は当該車両を特定する書類及び輸送協定書その他当該車両が緊急通行車両等として使用される車両であることを疎明する書類を提示させるとともに、緊急通行車両等確認申請書及び必要事項を記載した証明書を提出させるものとする。

(3) 緊急通行車両等の確認を行った場合の措置

ア 交通規制課長等は、緊急通行車両等の確認を行った場合は、災対法施行規則別記様式第３の標章又は地震法施行規則別記様式第６の標章（以下総称して「確認標章」という。）及び証明書を交付するものとする。

イ 確認標章の有効期限は、原則として発行の日の翌日から起算して１か月後の日とする。

(4) 道府県公安委員会又は都道府県知事が発行した緊急通行車両等届出済証の取扱い

道府県公安委員会又は都道府県知事が発行した緊急通行車両等届出済証の交付を受けている者から、緊急通行車両等の確認を求める旨の申出を受けた場合は、当該緊急通行車両等届出済証を届出済証とみなして、届出済証の交付を受けている者と同様に取り扱うものとする。

2 緊急通行車両等の確認に係る処理経過

交通規制課長等は、別記様式第５号の「緊急通行車両等確認申請取扱簿」を備え付け、緊急通行車両等の確認に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。この場合において、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長は、当該取扱状況について、交通規制課長（災害交通対策第一係経由）に通知すること。

第６ 規制除外車両の事前届出

1 規制除外車両の事前届出の対象車両

規制除外車両として使用される車両であることの確認（以下「規制除外車両の確認」という。）に係る事前の届出（以下「規制除外車両の事前届出」という。）の対象車両は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両として災対法、原災法又は国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外することが適切であり、かつ、緊急通行車両等として使用されることとなる車両に該当しないものとする。ただし、災害対策に従事する自衛隊車両等であって特別のナンバープレートを有しているものは、規制除外車両ではあるが、規制除外車両の事前届出は要しないものとする。

(1) 医師若しくは歯科医師又は医療機関等が使用する車両

(2) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

(3) 患者等を搬送する車両（そのために必要な特別の構造又は装置があるものに限る。）

(4) 建設用重機

(5) 道路啓開作業車両

(6) 重機輸送用車両

2 規制除外車両の事前届出に関する手続

(1) 規制除外車両の事前届出の受理

規制除外車両の事前届出の受理は、交通規制課長が行うものとする。ただし、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者である者に限って受理すること。

(2) 規制除外車両の事前届出の際に提出させる書類

交通規制課長は、規制除外車両の事前届出の受理に当たっては、車両を規制除外車両として使用して行うことと

なる業務の実施について責任を有する者（当該業務を代行する者を含む。以下「規制除外車両業務責任者」という。）に別記様式第６号の「規制除外車両事前届出書」並びに当該車両の自動車検査証又は当該車両を特定する書類の写し及び次に掲げる書類（以下「除外事前届出書等」という。）を提出させるものとする。

ア　前１の（１）に規定する車両については、医師免許証若しくは歯科医師免許証又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し

イ　前１の（２）に規定する車両については、使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造業者又は販売業者であることを確認できる書類の写し

ウ　前１の（３）に規定する車両については、車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

エ　前１の（４）及び（５）に規定する車両については、車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

オ　前１の（６）に規定する車両については、車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状（建設用重機を積載した状況）が確認できるもの）

(3)　警察署長が除外事前届出書等の提出を受けた場合の措置

警察署長が、自署管内に規制除外車両として使用されることとなる車両の使用の本拠の位置を有する規制除外車両業務責任者から除外事前届出書等の提出を受けた場合は、交通規制課長（災害交通対策第一係経由）に当該除外事前届出書等を送付するものとする。

(4)　除外届出済証の交付等

ア　除外届出済証の交付

交通規制課長は、規制除外車両の事前届出を受理した場合は、除外事前届出書等に係る車両が前１に掲げる車両に該当するかどうかの審査後、別記様式第６号の「規制除外車両事前届出済証」（以下「除外届出済証」という。）を当該除外事前届出書等の提出をした者に交付するものとする。この場合において、前（３）の規定により警察署長から送付を受けた除外事前届出書等に係る除外届出済証については、当該警察署長を経由して交付すること。

イ　緊急通行車両に係る届出済証の再交付及び返還に関する規定の準用

前記第４の２の（４）のイ及びウの規定は、除外届出済証の再交付及び返還の手続に準用する。

３　規制除外車両の事前届出に係る処理経過

(1)　交通規制課長は、別記様式第７号の「規制除外車両事前届出取扱簿（本部用）」を備え付け、規制除外車両の事前届出に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。

(2)　警察署長は、別記様式第８号の「規制除外車両事前届出取扱簿（警察署用）」を備え付け、規制除外車両の事前届出に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。

第７　規制除外車両の確認

１　規制除外車両の確認の手続

(1)　規制除外車両の確認の実施

規制除外車両の確認は、交通規制課長等が、本部等において行うものとする。この場合において、除外届出済証の交付を受けている者（車両の使用者を含む。以下同じ。）から規制除外車両の確認を求める旨の申出があったときは、除外届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うこと。

(2)　規制除外車両の確認の際に提出させる書類等

ア　除外事前届出車両に対する規制除外車両の確認

交通規制課長等は、除外届出済証に係る車両（以下「除外事前届出車両」という。）に対する規制除外車両の確認に当たっては、除外届出済証の交付を受けている者に、除外届出済証を提示させるとともに、別記様式第９号の「規制除外車両確認申請書」及び必要事項を記載した別記様式第１０号の「規制除外車両確認証明書」（以下「除外証明書」という。）を提出させるものとする。

イ　除外事前届出車両以外の車両に対する規制除外車両の確認

交通規制課長等は、除外事前届出車両以外の車両に対する規制除外車両の確認に当たっては、当該車両の使用者に、当該車両の自動車検査証又は当該車両を特定する書類及び前第６の１に掲げる車両又は交通対策本部長

（交通部長）が別途指示する車両であることを疎明する書類を提示させるとともに、規制除外車両確認申請書及び必要事項を記載した除外証明書を提出させるものとする。

(3)　規制除外車両の確認を行った場合の措置

ア　交通規制課長等は、規制除外車両の確認を行った場合は、確認標章及び除外証明書を交付するものとする。

イ　確認標章の有効期限は、原則として発行の日の翌日から起算して１か月後の日とする。

２　規制除外車両の拡大

災対法に基づく交通規制の実施後において、被害状況、道路及び交通状況、災害応急対策、緊急事態応急対策又は国民の保護を実施するための措置の進展状況等により、規制除外車両の対象範囲を拡大する場合は、車両の種別、確認事務の手続その他必要事項について、交通対策本部長が別途指示する。

３　規制除外車両の確認に係る処理経過

交通規制課長等は、別記様式第１１号の「規制除外車両確認申請取扱簿」を備え付け、規制除外車両の確認に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。この場合において、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長は、当該取扱状況について、交通規制課長（災害交通対策第一係経由）に通知すること。

別記様式第１号

整理番号（　　署　　課　　号）

□災害 □地震防災応急対策用 □原子力災害 □国民保護措置用 **緊急通行車両等事前届出書** 年　月　日 東京都公安委員会殿 申請機関名 所在地 電話番号 取扱者任者役職 氏名　印	□災害　第　号 □地震防災応急対策用 □原子力災害 □国民保護措置用 **緊急通行車両等事前届出済証** 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年　月　日 東京都公安委員会

番号標に表示されている番号		備考	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		(注)１　災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた場合には、この届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊、交通検問所又は警視庁本部（交通規制課）に提出して所要の手続を受けてください。 ２　届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、東京都公安委員会（届出をした警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。 ３　届出をした車両が次のいずれかに該当する場合は、この届出済証を速やかに返還してください。 (1)　緊急通行車両等として使用されることとなる車両でなくなったとき。 (2)　廃車となったとき。 (3)　その他緊急通行車両等として使用される必要性がなくなったとき。		
使用者機関名 所在地 電話番号 使用責任者役職 氏名			
届出車両の出発地			
※　この事前届出書（２枚組のもの）を１部作成し、自動車検査証又は車両を特定する書類の写し及び車両を使用して行う業務の内容を証する書類等を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

別記様式第２号

緊急通行車両等事前届出取扱簿（本部用）

整理番号	受理年月日	番号標に表示されている番号	申請機関名又は申請者氏名	交付番号	決定年月日	備考
	．．．				．．．	
	．．．				．．．	
	．．．				．．．	
	．．．				．．．	
	．．．				．．．	
	．．．				．．．	
	．．．				．．．	
	．．．				．．．	
	．．．				．．．	
	．．．				．．．	
	．．．				．．．	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

別記様式第３号

緊急通行車両等事前届出取扱簿（警察署用）

整理番号	受付年月日	番号標に表示されている番号	申請機関名又は申請者氏名	交付年月日	備考
	・　・			・　・	
	・　・			・　・	
	・　・			・　・	
	・　・			・　・	
	・　・			・　・	
	・　・			・　・	
	・　・			・　・	
	・　・			・　・	
	・　・			・　・	
	・　・			・　・	
	・　・			・　・	
	・　・			・　・	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

別記様式第４号

整理番号（　　署課係　　号）

災害
地震防災応急対策用　　年　月　日
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等確認申請書

東京都公安委員会　殿

申請権限名
所在地
電話番号
氏名　　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	（　）　局　番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ５とする。

別記様式第５号

緊急通行車両等確認申請取扱簿

整理番号	受理年月日	番号標に表示されている番号	申請機関名又は申請者氏名	交付番号	交付年月日	備考
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

別記様式第６号

整理番号（　　署　　号）

□災害対策基本法
□原子力災害対策特別措置法
□国民保護法

規制除外車両事前届出書

年　月　日

東京都公安委員会殿

申請機関名
所在地
電話番号
取扱責任者役職
氏名　　印

番号標に表示されている番号	
車両の用途	
使用者機関名 所在地 電話番号 使用責任者役職 氏名	
届出車両の出発地	

※　この事前届出書（２枚組のもの）を１部作成し、自動車検査証又は車両を特定する書類の写し及び車両を使用して行う業務の内容を証する書類等を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。

□災害対策基本法
□原子力災害対策特別措置法
□国民保護法

第　　号

規制除外車両事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

年　月　日

東京都公安委員会

備考	

（注）１　災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた場合には、この届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊、交通検問所又は警視庁本部（交通規制課）に提出して所要の手続を受けてください。
２　届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、東京都公安委員会（届出をした警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。
３　届出をした車両が次のいずれかに該当する場合は、この届出済証を速やかに返還してください。
（1）　規制除外車両として使用されることとなる車両でなくなったとき。
（2）　廃車となったとき。
（3）　その他規制除外車両として使用される必要性がなくなったとき。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

別記様式第７号

規制除外車両事前届出取扱簿（本部用）

整理番号	受理年月日	番号標に表示されている番号	申請機関名又は申請者氏名	交付番号	決定年月日	備考
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

別記様式第８号

規制除外車両事前届出取扱簿（警察署用）

整理番号	受付年月日	番号標に表示されている番号	申請機関名又は申請者氏名	交付年月日	備考
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

別記様式第９号

整理番号（　　署課隊　　号）

災害
原子力災害応急対策用
団民保護措置用

年　月　日

規制除外車両確認申請書

東京都公安委員会　殿

申請機関名
所在地
電話番号
氏名　　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途		
使用者	住所	（　）局　番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ５とする。

別記様式第１０号

整理番号（　　署課隊　　号）

第　　号

年　月　日

規制除外車両確認証明書

東京都公安委員会　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途		
使用者	住所	（　）局　番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ５とする。

別記様式第１１号

規制除外車両確認申請取扱簿

整理番号	受理年月日	番号標に表示されている番号	申請機関名又は申請者氏名	交付番号	交付年月日	備考
	．．．				．．．	
	．．．				．．．	
	．．．				．．．	
	．．．				．．．	
	．．．				．．．	
	．．．				．．．	
	．．．				．．．	
	．．．				．．．	
	．．．				．．．	
	．．．				．．．	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

資料第47　①橋梁現況表（都建設局）　（本文185頁）

（平成31年4月1日現在）

区分		橋数（橋）	橋長（m）	橋面積(㎡)	橋齢別現況		
					15年未満	15～25年	25年以上
一般橋	15m未満	510	3,504	45,824	22	24	464
	15～30m未満	233	4,856	82,977	26	27	180
	30～100m未満	264	13,932	211,778	21	50	193
	100m以上	218	57,321	897,891	21	35	162
	計	1,225	79,613	1,238,470	90	136	999
横断歩道橋		590	36,527	71,640	16	19	555
人道橋		105	2,901	9,229	5	9	91

②橋梁現況表（都港湾局）

（平成31年４月１日現在）

区分		橋数（橋）	橋長（m）	橋面積(㎡)	橋齢別現況		
					15年未満	15～25年	25年以上
一般橋	30m未満	－	－	－	－	－	－
	30～100m未満	1	85	2,550	－	－	1
	100m以上	15	8,809	169,106	3	2	10
	計	16	8,894	171,656	3	2	11

資料第48　公道現況表（都建設局）　（本文185頁）

（平成３０年４月１日現在）

区分			公道合計		都管理道路				区市町村道	
							一般国道（指定区間外）			
			延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）
区部	舗装道	コンクリート舗装	72,611	3,114,113	6,212	1,469,764		28,363	66,399	1,644,349
		高級瀝青舗装	8,581,336	60,283,557	878,268	13,119,391	17,889	298,815	7,703,068	47,164,166
		ブロック舗装	141,788	4,680,337	120	866,237		8,994	141,668	3,814,100
		コンクリート平板舗装	29,354	1,901,074		796,238		23,099	29,354	1,104,836
		簡易舗装	2,743,929	19,429,758	8,812	3,203,017		65,179	2,735,117	16,226,741
	砂利道		12,936	45,303					12,936	45,303
	その他		2,690	2,489,671		2,062,621		27,913	2,690	427,050
	計		11,584,644	91,943,813	893,412	21,517,268	17,889	452,363	10,691,232	70,426,545
多摩部	舗装道	コンクリート舗装	159,858	3,883,251	17,089	1,550,659	1,782	67,843	142,769	2,332,592
		高級瀝青舗装	5,486,410	36,055,296	999,901	9,180,739	54,582	409,470	4,486,509	26,874,557
		ブロック舗装	47,174	1,685,127		354,359		3,216	47,174	1,330,768
		コンクリート平板舗装	23,167	783,617	860	253,591		6,673	22,307	530,026
		簡易舗装	3,470,224	21,699,126	50,895	2,803,458		71,065	3,419,329	18,895,668
	砂利道		1,822,545	3,797,830	37,259	144,390		880	1,785,286	3,653,440
	その他		17,778	4,423,813		2,966,889		206,058	17,778	1,456,924
	計		11,027,156	72,328,060	1,106,004	17,254,085	56,364	765,205	9,921,152	55,073,975
島部	舗装道	コンクリート舗装	306,104	1,699,761	76,296	682,184			229,808	1,017,577
		高級瀝青舗装	323,422	2,019,613	164,465	1,063,941			158,957	955,672
		ブロック舗装	700	67,862	238	64,109			462	3,753
		コンクリート平板舗装	414	44,292		35,710			414	8,582
		簡易舗装	178,834	962,126	1,036	89,857			177,798	872,269
	砂利道		676,498	1,421,806	2,232	11,217			674,266	1,410,589
	その他		1	1,017,942		922,515			1	95,427
	計		1,485,973	7,233,402	244,267	2,869,533			1,241,706	4,363,869
合計	舗装道	コンクリート舗装	538,573	8,697,125	99,597	3,702,607	1,782	96,206	438,976	4,994,518
		高級瀝青舗装	14,391,168	98,358,466	2,042,634	23,364,071	72,471	708,285	12,348,534	74,994,395
		ブロック舗装	189,662	6,433,326	358	1,284,705		12,210	189,304	5,148,621
		コンクリート平板舗装	52,935	2,728,983	860	1,085,539		29,772	52,075	1,643,444
		簡易舗装	6,392,987	42,091,010	60,743	6,096,332		136,244	6,332,244	35,994,678
	砂利道		2,511,979	5,264,939	39,491	155,607		880	2,472,488	5,109,332
	その他		20,469	7,931,426		5,952,025		233,971	20,469	1,979,401
	計		24,097,773	171,505,275	2,243,683	41,640,886	74,253	1,217,568	21,854,090	129,864,389

資料第49　鉄道施設の現況（各鉄道機関）　（本文188頁）

1 路線の延長

（平成31年4月現在）

機関名	路線延長（m）	内訳（m）						
		掘割区間	地下区間	高架区間	盛土区間	切土区間	平地区間	橋梁区間
都交通局								
都電	12,212	－	－	－	－	－	12,176	36
地下鉄	109,000	－	101,573	5,438	50	10	－	1,929
日暮里・舎人ライナー	9,700	－	－	8,870	－	－	－	830
小計	130,912	－	101,573	14,308	50	10	12,176	2,795
JR東日本	279,343	－	31,629	92,038	132,670※1	102,283※1	－	698※2
JR東海	15,615	275	－	7,048	5,045	2,489	－	794
東武鉄道	31,201	124	496	7,710	3,855	2,295	16,043	678
東急電鉄	62,826	（ずい道）4,467	10,650	7,937	7,147	12,307	17,602	2,689
京成電鉄	24,419	318	1,690	8,019	5,272	－	5,624	3,496
京王電鉄	82,978	（ずい道）3,361	6,019	14,445	5,400	11,100	40,537	2,116
京急電鉄	19,929	600	4,560	11,447	172	－	890	2,260
西武鉄道	101,133	－	2,186	9,630	5,826	－	81,955	1,536
小田急電鉄	26,552	1,959	1,748	11,359	1,515	3,431 364※3	5,691	485
東京地下鉄	195,944	－	166,817	17,360	6,713		－	5,054
東京モノレール	17,959	528	4,210	11,311	－	－	－	1,910
ゆりかもめ	14,790			14,790				
北総鉄道	2,000	40		1,303			326	331
東京臨海高速鉄道	12,246	－	8,705	2,031	－	395	577	538
多摩都市モノレール	16,180	（ずい道含）515		15,665				
首都圏新都市鉄道	58,260	－	16,312	25,523	1,888	4,353	－	10,184

＊は箇所を示す
＊　JR東日本：※1は盛土、切土の総延長を示す　※2は箇所数を示す。
＊　小田急電鉄：※3は片切片盛区間を示す。

2 駅舎

（平成31年4月現在）

機関名	駅舎数	構造別内訳				立地別内訳			
		防火	準耐火	耐火	その他	地下	高架下	橋上	平地
都交通局	149		21	98	30	98	21		30
都電	30	－	－	－	30	－	－	－	30
地下鉄	106		8	98	－	98	8		－
日暮里・舎人ライナー	13		13	－	－	－	13		－
JR東日本	139	2	78	57	2	6	28	44	61
JR東海	2	－	－	2	－	－	1	1	－
東武鉄道	28	10	13	3	2	1	6	5	16
東急電鉄	60	13	17	30	0	9	5	3	43
京成電鉄	19	0	13	6	－	2	11	4	2
京王電鉄	66	7	32	27	－	16	6	13	31
京急電鉄	19	0	4	15	－	4	12	－	3
西武鉄道	61	12	30	17	2	1	9	27	24
小田急電鉄	23	0	4	13	6	1	13	2	7
東京地下鉄	179	－	－	179	－	158	18	－	3
東京モノレール	10	－	－	10	－	4	－	6	－
ゆりかもめ	16	－	－	16	－	－	16	－	－
多摩都市モノレール	19	－	－	19			18	1	
北総鉄道	1	－	－	1	－	－	1	－	－
東京臨海高速鉄道	7	－	1	6	－	5	2	－	－
首都圏新都市鉄道	20	8	5	0	7	8	12	－	－
計	818	52	218	499	49	313	179	106	220

資料第 50　鉄道施設の耐震化及び安全対策（各鉄道機関）　（本文 188 頁）

機　関　名	事　業　計　画
都交通局	1　これまで阪神・淡路大震災を受けて出された国の通達に基づく耐震対策は完了している。現在は施設等の安全性をより一層高めるとともに、早期の運行再開を図るため、更なる耐震対策を実施している。 2　列車無線、鉄道電話、ＪＲ電話等により、ＮＴＴ電話や携帯電話等の公衆回線の不通時における内部間及び国や他鉄道事業者等との情報連絡体制を確保している。 3　指令庁舎等地下鉄線内５か所に設置した「計測震度計」により、震度に応じた運転規制を行い、運転の安全確保を図るとともに、地下鉄線内16か所に設置している「ゾーン地震計」により、点検作業のスピードアップを図り、安全性を確保した上で、早期の運転再開を図る。 4　「早期地震警報システム」により、自動的に列車無線で乗務員に通報し、全列車を停止させることで、地震発生時の迅速な対応と二次災害の低減を図る。
ＪＲ東日本	1　地震計を始め、雨量計、水位計、風速計等沿線に設置した各種センサーと中央情報処理装置を組み合わせた防災情報システムの活用により、リアルタイムに情報を感知し列車運行の安全を確保するための体制をとっている。 2　駅舎等建築物については、阪神･淡路、新潟県中越地震等の教訓を踏まえ、耐震診断の結果補強工事を要するものは計画的に進めており、高架橋、橋梁等の構造物については、「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成 25 年国土交通省令第 16 号）」に基づき、耐震補強工事を計画実施している。 3　運転士、指令間の情報連絡設備の整備 列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の運転再開の指示、列車の被害状況の報告等を的確、迅速に行うため、運転士、指令間の無線による情報連絡設備の整備を図っている。
ＪＲ東海	1．鉄道施設の耐震化については、阪神淡路大震災以降、地震の被害状況や国土交通省の指導を踏まえ、高架橋柱の耐震補強等を実施してきた。また、地震時の脱線による被害の拡大を可能な限り防止するための脱線・逸脱防止対策を進めている。 2．地震発生時に、列車をいち早く停止させる対策として、「東海道新幹線早期地震警報システム」を導入しているほか、緊急地震速報を活用するなど、さらなる安全性の向上を図っている。
東武鉄道	1　軌道については定期的に全般検査を実施し、補修を必要とする施設については、継続的に調査を行い必要に応じ取替補修を実施していく。 2　構造物については、定期的に全般検査を実施し、その結果により補修、補強工事を実施するとともに、耐震診断の結果、補修を必要とされるものについても補強工事を実施していく。 3　この他、高架化、路線増設工事に際して建造物を更新し、耐震性強化を図る。
東急電鉄	1　軌道及び建造物については、定期検査を行い、機能維持のため必要があれば、直ちに補修改良の計画を策定し、工事を行っていく。 2　耐震補強工事については、緊急補強すべき高架橋の柱、橋梁の橋脚及び開削トンネルの中柱を選定し、耐震補強を実施している。 3　駅舎等建築物については、関東運輸局通達の「鉄道駅の耐震補強の推進について」に基づき、新耐震設計以前の建物について耐震診断を実施し、診断の結果、補強工事を要するものについては現在計画的に補強工事を実施している。
京成電鉄	1　連続立体交差事業として、押上～八広間約 1.5㎞、四ツ木～青砥間約 2.2㎞を実施中である。 2　既存の鉄道構造物のうち耐震力が不足する高架橋柱等の耐震補強工事を行うよう国土交通省からの通達に基づき、必要箇所の工事を施行する。
京王電鉄	1　本社社屋、駅舎 月１回の巡回及び年１回の定期検査により、点検を実施する。 建物の位置構造については、建築基準法、その他関係法令に基づき耐震性の安全を確認する。 2　軌道、架線 (1) 線路巡回：本線は２日に１回、側線は月１回、分岐器は１０日に１回 (2) 構造物については、２年に１回以上の検査を実施する。 3　高架橋、盛土部分 高架橋については、構造的にも安全な耐震設計であり、原則として気象庁震度階級の震度６相当の地震まで耐え得るよう考慮している。 盛土部分については、法面の流出、崩壊、沈下等特に高い築堤には副堤（押え盛土）を設けている。

機　関　名	事　　業　　計　　画
京急電鉄	〔地震対策〕 これまで高架橋および駅施設の耐震化を進めており，今後も計画的に取り組むことにより，人災を未然に防ぎ，震災時における輸送力の確保へと繋げていく。 〔安全対策〕 土構造物，高架橋・橋りょう，抗土圧構造物，トンネルの通常全般検査を確実な検査サイクルで実施し，変状の早期発見と迅速な補修措置によるパッケージングで安全を図っていく。
西武鉄道	1　駅舎、事業所 (1) 年１回の定期検査により点検を実施する。 (2) 建物の位置、構造については、建築基準法その他関係法令に基づき耐震性上の安全を確保する。 (3) 旧耐震基準建物については、関東運輸局通達による補強対象駅以外の建物についても、順次耐震診断を行い必要に応じて耐震補強を実施していく。 2　その他の構造物 構造物については、定期検査により健全度を調査し、必要に応じ補修を行い、機能の強化を図る。
小田急電鉄	1　既存鉄道構造物に係わる耐震補強の措置として次のとおり工事を実施している。 (1) ラーメン高架橋の柱補強工事 (2) 各橋梁等補強工事（落橋防止工事） 2　既存鉄道構造物については、定期検査により健全度を調査し、その結果必用に応じ補修または、補強工事を行い、機能の維持と安全を図っていく。 3　大規模地震発生時に、通常の通信網や鉄道内線が利用できない場合を想定し、災害時優先電話回線の確保や衛星携帯電話等の配備等、情報の収集・提供設備を整備している。 4　大規模地震発生時、主要動到着前に列車を停止または減速することにより被害の軽減を図るため、緊急地震速報を活用した「早期地震警報システム」を導入している。
東京地下鉄	1　平成 22 年 4 月に政府の中央防災会議が公表した浸水シミュレーションに基づき、大規模浸水対策として平成 23 年度から 5 か年計画で 115 箇所の浸水防止機の改良・新設を順次実施した他、駅の出入り口、坑口、換気塔の浸水対策強化を図る。 2　施設における浸水及び浸水による被害を最小限にとどめ、旅客、公衆及び会社施設の安全を確保するため、浸水対策規則を制定した。 3　高架橋の未補強柱の全数を対象に、新たな耐震補強を実施する。 4　地震警報装置及び早期地震警報システムの活用により輸送の安全確保を図っている。 5　トンネル等の構築物劣化対策として必要な調査及び工事を実施する。
東京モノレール	1　長期計画による鋼構造物の定期的塗装を実施する。 2　コンクリート構造物の調査補修を行う。 3　電車線取付支持金具の定期的点検と補修を行う。 4　鋼桁落橋防止対策を実施する。 5　看板類等落下物の調査補修を行う。
ゆりかもめ	1　インフラ外の案内軌条及び電車線取付金具等の定期点検及び補修を行う。 2　インフラ構造物については、関係局と調整のうえ適宜実施する。
北総鉄道	1　鉄道施設の耐震化については、国の耐震省令に基づき高架橋、開削トンネル中柱については、せん断破壊先行型の柱を曲げ破壊先行型となるよう補強を行う。橋梁については桁の落橋防止を行う。 2　鉄道施設の安全対策としては、各設備の実施基準等に基づき定期的な保守点検を行っている。補修にあたっては、第三者への影響が想定される場所については優先的に行う。
東京臨海高速鉄道	1　耐震性能が不足している既存の構造物については、既に耐震補強を実施済みである。 2　鉄道施設はそれぞれの実施基準に基づいて保守点検を行い、必要に応じ補修、補強、更新等を実施している。
首都圏新都市鉄道	1　土木構造物、軌道、駅舎及び電気・機械設備は、それぞれの実施基準等に基づいて保守点検を行い、必要に応じ補修を実施することとしている。 2　沿線防災設備システム（風速、地震、水位、雨量、レール温度、大気温度測定装置）によるリアルタイムに収集される気象情報を基に列車運転規制を行い、より安全な輸送を確保する体制をとっている。 また、早期地震警報システムの導入により、地震への対応を充実させ安全性を向上する。 3　乗務員と総合指令との情報交換は、デジタル列車無線システムにより、効率化、信頼性の向上を図っている。

資料第 51　空港施設の現況（都港湾局、東京航空局）　（本文 189 頁）

（平成 31 年３月現在）

機　関	施 設 名	基　　本　　施　　設	附　　帯　　施　　設
東京航空局（東京空港事務所）	東京国際空港	空港敷地面積 1,516ha 滑走路 A　3,000 × 60 m B　2,500 × 60 m C　3,360 × 60 m D　2,500 × 60 m 駐機場　222 スポット	ターミナルビル 駐車場　(9,570 台駐車可) 〔航空保安施設〕 地上着陸誘導施設、計器着陸誘導施設、照明施設、標識施設、消防車 救急医療作業車
都港湾局	東京都調布飛行場	空港敷地面積　39ha 滑走路　800m×30m 駐機場　78 スポット	ターミナルビル、管理事務所棟 駐車場（175 台） [航空保安施設] 対空通信施設、航空灯火施設、航空標識、自家用発電施設、消防車、医療用資器材
	東京ヘリポート	空港敷地面積　15ha 滑走路　90 × 30 m 駐機場　38 スポット	ターミナルビル 駐車場（10 台） [航空保安施設] 対空通信施設、航空標識、航空灯火施設、自家用発電設備、消防車、医療用資器材
	大島空港	空港敷地面積　62ha 滑走路　1,800m×45m 駐機場　13 スポット	ターミナルビル 駐車場（233 台） [航空保安施設] 計器着陸誘導施設、対空通信施設、航空灯火施設、航空標識、自家用発電施設、消防車、医療用資器材
	三宅島空港	空港敷地面積　29ha 滑走路　1,200m×30m 駐機場　６スポット	ターミナルビル（仮設） 駐車場（53 台） [航空保安施設] 対空通信施設（羽田リモート）、航空灯火施設、航空標識、自家用発電施設、消防車、医療用資器材
	八丈島空港	空港敷地面積　76ha 滑走路　2,000m×45m 駐機場　３スポット	ターミナルビル 駐車場（274 台） [航空保安施設] 計器着陸誘導施設、対空通信施設(羽田リモート)、航空灯火施設、航空標識、自家用発電施設、消防車、医療用資器材
	新島空港	空港敷地面積　18ha 滑走路　800m×25m 駐機場　３スポット	ターミナルビル 駐車場（62 台） [航空保安施設] 対空通信施設（羽田リモート）、航空灯火施設、航空標識、自家用発電施設、消防車、医療用資器材
	神津島空港	空港敷地面積　26ha 滑走路　800m×25m 駐機場　３スポット	ターミナルビル 駐車場（44 台） [航空保安施設] 対空通信施設（羽田リモート）、航空灯火施設、航空標識、自家用発電施設、消防車、医療用資器材

資料第52　港湾施設の整備　（本文190頁）

① 東京港係留施設の現況（都港湾局）　（平成31年4月1日）

ふ 頭 名	水 深	対象船舶	バース		備　考
	(m)	(DWT)	数	延長(m)	
竹芝ふ頭	−7.5	5,000	3	465	うち海上輸送基地 1バース(耐震強化岸壁:計画)
日の出ふ頭	−6.7	3,000	6	564	うち海上輸送基地 1バース(耐震強化岸壁:計画)
芝浦ふ頭	−7.5 −5.5	5,000 2,000	6 1	780 165	うち海上輸送基地 5バース(耐震強化岸壁:既設)
品川ふ頭(内貿、コンテナ)	−8.0～ −10.0	6,000～ 15,000	9	1,600	うち海上輸送基地 5バース (耐震強化岸壁:既設2バース、事業中1バース、計画2バース)
晴海ふ頭	−10.0 −10.0 −9.0	20,000 GT 15,000 10,000	2 1 1	456 190 146	うち海上輸送基地 1バース(耐震強化岸壁:計画)
月島ふ頭	−7.5	5,000	2	266	
大井コンテナふ頭	−15.0	50,000	7	2,354	うち海上輸送基地 7バース (耐震強化岸壁:既設3バース、計画4バース)
大井水産物ふ頭	−12.0	30,000	2	450	うち海上輸送基地 1バース (大井ｺﾝﾃﾅふ頭再編・耐震強化岸壁:計画)
大井食品ふ頭	−12.0 −11.0	30,000 15,000	1 2	230 380	うち海上輸送基地 2バース(耐震強化岸壁:既設)
大井建材ふ頭	−5.0	1,000	4	280	
10号地ふ頭	−7.5 −5.0	5,000 1,000	11 13	1,500 920	うち海上輸送基地 6バース (耐震強化岸壁:事業中2バース、計画4バース)
フェリーふ頭	−7.5 ～−8.5	6,000 ～16,000 GT	4	876	うち海上輸送基地 1バース(耐震強化岸壁:事業中)
10号地その1多目的ふ頭	−7.5	5,000 GT	1	180	うち海上輸送基地 1バース(耐震強化岸壁:既設)
お台場ライナーふ頭	−10.0	15,000	9	1,800	
青海コンテナふ頭	−15.0 −13.0	50,000 35,000	3 2	1,050 520	うち海上輸送基地 3バース(耐震強化岸壁:計画) うち海上輸送基地 2バース(耐震強化岸壁:計画)
有明ふ頭	−5.0	1,000	10	750	
若洲内貿ふ頭	−11.0	15,000	1	190	
15号地木材ふ頭	−12.0	25,000	3	720	
若洲建材ふ頭	−5.5	2,000	4	370	
辰巳ふ頭	−5.0	1,000	13	1,040	うち海上輸送基地 2バース(耐震強化岸壁:既設)
城南島建設発生土ふ頭	−7.5	5,000	1	160	
中央防波堤内側ばら物ふ頭	−12.0	30,000	1	240	
中央防波堤内側内貿ふ頭	−9.0	12,000 GT	2	460	うち海上輸送基地 2バース(耐震強化岸壁:既設)
中央防波堤内側建設発生土ふ頭	−7.5	5,000	1	130	
中央防波堤外側コンテナふ頭	−16.0 −11.0	150,000 20,000	1 1	400 230	うち海上輸送基地 1バース(耐震強化岸壁:既設) うち海上輸送基地 1バース(耐震強化岸壁:計画)

② 耐震強化岸壁の整備計画（都港湾局）

耐震強化岸壁	現況(26年4月1日)	全体計画
緊急物資輸送対応施設	13ﾊﾞｰｽ 2,040 m	26ﾊﾞｰｽ 4,920 m
国際海上コンテナターミナル	3ﾊﾞｰｽ 990 m	5ﾊﾞｰｽ 1,790 m

（全体計画規模：東京港第７次改訂港湾計画（一部改訂））

資料第53 島しょ港湾・漁港けい船施設現況（都港湾局） （本文190頁）

（平成31年4月1日現在）

島名	港名	区分	水深(m)	延長(m)	備考
大島	元町港	岸壁	-7.5	300	5,000t級
		〃	-6.0	160	500t級
		物揚場	-3.0	50	小型船
	岡田港	岸壁	-7.5	150	5,000t級
		〃	-6.5	125	4,000t級
		〃	-5.0	110	500t級
		〃	-4.5	45	500t級
	波浮港	〃	-6.5	135	4,000t級
		物揚場	-3.0	757	小型船
	元町漁港	岸壁	-3.0	187	〃
	岡田漁港	〃	-3.0	284	〃
	野増漁港	〃	-3.0	140	〃
	差木地漁港	〃	-3.0	111	〃
	泉津漁港	〃	-3.0	90	〃
利島	利島港	〃	-7.5	450	5,000t級
		〃	-6.0	80	500t級
		物揚場	-3.0	137	小型船
新島	新島港	岸壁	-7.5	300	5,000t級
		〃	-6.0	80	500t級
		物揚場	-3.0	200	小型船
	若郷漁港	岸壁	-6.0	45	小型船
		〃	-4.5	51	小型船
		〃	-3.0	448	小型船
	羽伏漁港	〃	-7.5	155	5,000t級
		〃	-3.0	295	小型船
式根島	式根島港	〃	-7.5	150	5,000t級
		物揚場	-3.0	80	小型船
	野伏漁港	岸壁	-7.5	195	5,000t級
		〃	-3.0	380	小型船
	小浜漁港	〃	-3.0	93	〃
		物揚場	-2.0	110	〃
神津島	神津島港	岸壁	-7.5	440	5,000t級
		物揚場	-2.0～-3.0	617	小型船
	三浦漁港	岸壁	-7.5	155	5,000t級
		〃	-5.0	150	500t級
		〃	-3.0	766	小型船
三宅島	三池港	岸壁	-7.5	150	5,000t級
		〃	-6.0	80	500t級
	大久保港	物揚場	-3.0	30	休止中
	湯の浜漁港	岸壁	-3.0	210	小型船
	伊ヶ谷漁港	〃	-7.5	150	〃
		物揚場～岸壁	-2.0～-3.0	148	〃
	大久保漁港	物揚場	-2.0	101	〃
	坪田漁港	岸壁	-3.0	225	〃
		物揚場	-2.0～-2.5	210	〃
	阿古漁港	岸壁	-7.5	150	5,000t級
		〃	-5.0	120	小型船
		〃	-3.0	790	〃
御蔵島	御蔵島港	岸壁	-7.5	300	5,000t級
		物揚場	-3.0	162	小型船
八丈島	神湊港	岸壁	-7.5	150	5,000t級
		〃	-6.0	160	500t級
	八重根港	〃	-7.5	150	5,000t級
		〃	-6.5	80	500t級
	洞輪沢漁港	〃	-3.0	229	小型船
	中之郷漁港	〃	-3.0	105	〃
	神湊漁港	〃	-5.0	105	〃
		〃	-4.5	114	〃
		〃	-3.0	809	〃
	八重根漁港	〃	-3.0	752	〃
青ヶ島	青ヶ島港	〃	-3.0	54	〃
	大千代港	〃	-3.0	50	〃
父島	二見港	〃	-7.5	200	10,000t級
		〃	-5.0	140	500t級
		物揚場	-3.0	130	小型船
	二見漁港	岸壁	-4.5	90	小型船
		物揚場～岸壁	-2.0～-4.0	627	〃
母島	沖港	岸壁	-4.5	180	500t級
		物揚場	-3.0	363	小型船

資料第53-1 島しょ港湾・漁港の緊急輸送用岸壁整備計画（都港湾局） （本文656頁）

（平成31年4月1日現在）

地域名	島名	港名
伊豆諸島	大島	岡田港岸壁(-7.5m)
	利島	利島港岸壁(-7.5m)
	新島	新島港岸壁(-7.5m)
	式根島	野伏漁港-7.5m岸壁
	神津島	神津島港岸壁(-7.5m)
	三宅島	阿古漁港-7.5m岸壁
	御蔵島	御蔵島港岸壁(-7.5m)
	八丈島	神湊港岸壁(-7.5m)、八重根漁港-5.5m岸壁
	青ヶ島	青ヶ島港岸壁(-6.0m)
小笠原諸島	父島	二見港岸壁(-7.5m)
	母島	沖港(-5.0m)

※「伊豆・小笠原諸島における港湾等防災対策基本方針(平成26年１月東京都港湾局離島港湾部計画課)」より

資料54　指定拠点一覧表（各防災機関）　　**（本文196頁）**

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
1-1　本部ー都・区市町村本庁舎等					
（１）　本庁舎、立川地域防災センター	2	1	都庁舎	新宿区西新宿2-8-1	新宿
		1	立川地域防災センター	立川市緑町3233	立川
（２）　区市町村本庁舎	53	1	千代田区本庁舎	千代田区九段南1-2-1	千代田
		1	中央区本庁舎	中央区築地1-1-1	中央
		1	港区本庁舎	港区芝公園1-5-25	港
		1	新宿区本庁舎	新宿区歌舞伎町1-4-1	新宿
		1	文京区本庁舎	文京区春日1-16-21	文京
		1	台東区本庁舎	台東区東上野4-5-6	台東
		1	墨田区本庁舎	墨田区吾妻橋1-23-20	墨田
		1	江東区本庁舎	江東区東陽4-11-28	江東
		1	品川区本庁舎	品川区広町2-1-36	品川
		1	目黒区本庁舎	目黒区上目黒2-19-15	目黒
		1	大田区本庁舎	大田区蒲田5-13-14	大田
		1	世田谷区本庁舎	世田谷区世田谷4-21-27	世田谷
		1	渋谷区本庁舎	渋谷区宇田川町1-1	渋谷
		1	中野区本庁舎	中野区中野4-8-1	中野
		1	杉並区本庁舎	杉並区阿佐谷南1-15-1	杉並
		1	豊島区本庁舎	豊島区南池袋2-45-1	豊島
		1	北区本庁舎	北区王子1-15-22	北
		1	荒川区本庁舎	荒川区荒川2-2-3	荒川
		1	板橋区本庁舎	板橋区板橋2-66-1	板橋
		1	練馬区本庁舎	練馬区豊玉北6-12-1	練馬
		1	足立区本庁舎	足立区中央本町1-17-1	足立
		1	葛飾区本庁舎	葛飾区立石5-13-1	葛飾
		1	江戸川区本庁舎	江戸川区中央1-4-1	江戸川
		1	八王子市本庁舎	八王子市元本郷町3-24-1	八王子
		1	立川市本庁舎	立川市泉町1156-9	立川
		1	武蔵野市本庁舎	武蔵野市緑町2-2-28	武蔵野
		1	元気創造プラザ総合防災センター	三鷹市新川6-37-1	三鷹
		1	青梅市本庁舎	青梅市東青梅1-11-1	青梅
		1	府中市本庁舎	府中市宮西町2-24	府中
		1	昭島市本庁舎	昭島市田中町1-17-1	昭島
		1	調布市本庁舎	調布市小島町2-35-1	調布
		1	町田市庁舎	町田市森野2-2-22	町田
		1	小金井市本庁舎	小金井市本町6-6-3	小金井
		1	小平市本庁舎	小平市小川町2-1333	小平
		1	日野市本庁舎	日野市神明1-12-1	日野
		1	東村山市本庁舎	東村山市本町1-2-3	東村山
		1	国分寺市本庁舎	国分寺市戸倉1-6-1	国分寺
		1	国立市本庁舎	国立市富士見台2-47-1	国立
		1	西東京市役所田無庁舎	西東京市南町5-6-13	西東京
		1	福生市本庁舎	福生市本町5	福生
		1	狛江市本庁舎	狛江市和泉本町1-1-5	狛江
		1	東大和市本庁舎	東大和市中央3-930	東大和
		1	清瀬市本庁舎	清瀬市中里5-842	清瀬
		1	東久留米市本庁舎	東久留米市本町3-3-1	東久留米
		1	武蔵村山市本庁舎	武蔵村山市本町1-1-1	武蔵村山
		1	多摩市本庁舎	多摩市関戸6-12-1	多摩
		1	稲城市本庁舎	稲城市東長沼2111	稲城
		1	羽村市本庁舎	羽村市緑ヶ丘5-2-1	羽村
		1	あきる野市本庁舎	あきる野市二宮350	あきる野
		1	瑞穂町本庁舎	西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335	瑞穂
		1	日の出町本庁舎	西多摩郡日の出町大字平井2780	日の出
		1	檜原村本庁舎	西多摩郡檜原村467-1	檜原
		1	奥多摩町本庁舎	西多摩郡奥多摩町氷川215-6	奥多摩

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
2-1　輸送路管理－道路管理機関					
（１）関東地方整備局	3		関東地方整備局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	都外
国道事務所		1	東京国道事務所	千代田区九段南1-2-1	千代田
		1	相武国道事務所	八王子市大和田町4-3-13	八王子
（２）警視庁	1	1	警視庁	千代田区霞が関2-1-1	千代田
（３）都建設事務所	11	1	第一建設事務所	中央区明石町 2-4	中央
		1	第二建設事務所	品川区広町2-1-36	品川
		1	第三建設事務所	中野区中野4-8-1	中野
		1	第四建設事務所	豊島区南大塚2-36-2	豊島
		1	第五建設事務所（仮庁舎）	江東区亀戸2-10-7	江東
		1	第六建設事務所	足立区千住東2-10-10	足立
		1	西多摩建設事務所	青梅市東青梅3-20-1	青梅
		1	南多摩東部建設事務所	町田市中町1-31-12	町田
		1	南多摩西部建設事務所	八王子市明神町3-19-2	八王子
		1	北多摩南部建設事務所	府中市緑町1-27-1	府中
		1	北多摩北部建設事務所	立川市柴崎町2-15-19	立川
（４）中日本高速道路八王子支社	2	1	八王子支社	八王子市宇津木町231	八王子
		1	八王子保全・サービスセンター	八王子市宇津木町287-1	八王子
（５）首都高速道路株式会社	5	1	本社	千代田区霞が関1-4-1	千代田
・本社１		1	東京西局	千代田区平河町2-16-3	千代田
・管理局２		1	東京西局新富分室	中央区新富1-1-3	中央
・管理局分室２		1	東京東局	中央区日本橋箱崎町43-5	中央
		1	東京東局木場分室	江東区木場6-1-1	江東
（６）東日本高速道路株式会社	1		関東支社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20	都外
2-2　輸送路管理－鉄道管理機関					
（１）鉄道本社等	14	1	東武鉄道（株）	墨田区押上2-18-12	墨田
		1	東京急行電鉄（株）	渋谷区南平台町5-6	渋谷
			京成電鉄（株）	市川市八幡3-3-1	都外
		1	京王電鉄（株）	多摩市関戸1-9-1	多摩
		1	京浜急行電鉄（株）	港区高輪2-20-20	港
			西武鉄道（株）	埼玉県所沢市くすのき台1-11-1	都外
			小田急電鉄（株）	神奈川県相模原市南区相模大野8-18-1	都外
		1	東京地下鉄㈱	台東区東上野3-19-6	台東
		1	東京モノレール（株）	港区浜松町2-4-12	港
		1	（株）ゆりかもめ	江東区有明3-13-1	江東
		1	多摩都市モノレール（株）	立川市泉町1078-92	立川
			北総鉄道（株）	千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷4-2-3	都外
		1	東京臨海高速鉄道（株）	江東区青海1-2-1	江東
		1	首都圏新都市鉄道（株）	千代田区神田練塀町85番地	千代田
2-3　輸送路管理－空港管理機関					
（１）東京航空局空港事務所、空港工事事務所	1	1	東京空港事務所	大田区羽田空港3-3-1	大田
（２）東京都調布飛行場管理事務所	1	1	東京都調布飛行場管理事務所	調布市西町290-3	調布
（３）東京港管理事務所ヘリポート担当	1	1	東京港管理事務所ヘリポート担当	江東区新木場4-7-28	江東
2-4　輸送路管理－港湾管理機関					
（１）東京港管理事務所	1	1	東京港管理事務所	港区港南3-9-56	港
（２）東京港建設事務所	3	1	東京港建設事務所	港区港南3-9-56	港
高潮対策センター		1	高潮対策センター	江東区辰巳1-1-33	江東
		1	第二高潮対策センター	港区港南3-9-56	港
（３）関東地方整備局、東京港湾事務所	1	1	東京港湾事務所	江東区新木場1-6-25	江東
2-5　輸送路管理－河川管理機関					
（１）荒川下流河川事務所	1	1	荒川下流河川事務所	北区志茂5-41-1	北
（２）都建設局事務所	11		※（再掲）		
（３）都建設局江東治水事務所	2	1	江東治水事務所（仮庁舎）※都建設事務所に含む	江東区亀戸2-10-7	江東
水門管理センター		1	水門管理センター	江東区清澄1-2-37	江東

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
3-1　放送－放送機関					
（１）放送局	15	2	日本放送協会	渋谷区神南2-2-1	渋谷
		2	（株）TBSテレビ	港区赤坂5-3-6	港
		2	（株）文化放送	港区浜松町1-31	港
		2	（株)ニッポン放送	千代田区有楽町1-9-3	千代田
		2	（株）ｱｰﾙ･ｴﾌ･ﾗｼﾞｵ日本	港区麻布台2-2-1	港
		2	（株）エフエム東京	千代田区麹町1-7	千代田
		2	（株）日経ラジオ社	港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー16F	港
		2	日本テレビ放送網（株）	港区東新橋1-6-1	港
		2	（株）フジテレビジョン	港区台場2-4-8	港
		2	（株）テレビ朝日	港区六本木6-9-1	港
		2	（株）テレビ東京	港区六本木3-2-1	港
		2	（株）J-WAVE	港区六本木6-10-1 六本木ﾋﾙｽﾞ森ﾀﾜｰ	港
		2	東京ﾒﾄﾛﾎﾟﾘﾀﾝﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ（株）	千代田区麹町1-12	千代田
		2	（株）InterFM897	東品川1-3-3-7F	品川
		2	（株）ＴＢＳラジオ	港区赤坂5-3-6	港
4-1-1　主要初動対応－基幹的広域防災拠点					
(1) 基幹的広域防災拠点	2	1	基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）	江東区有明3-8-35	江東
			基幹的広域防災拠点（東扇島地区）	川崎市川崎区東扇島	都外
4-2-1　主要初動対応－自衛隊－自衛隊					
（１）陸上自衛隊駐屯地	9	2	陸上自衛隊三宿駐屯地	世田谷区池尻1-2-24	世田谷
		2	陸上自衛隊十条駐屯地	北区十条台1-5-70	北
		2	陸上自衛隊練馬駐屯地	練馬区北町4-1-1	練馬
		2	陸上自衛隊朝霞駐屯地	練馬区大泉学園町	練馬
		2	陸上自衛隊用賀駐屯地	世田谷区上用賀1-20-1	世田谷
		2	陸上自衛隊立川駐屯地	立川市緑町5	立川
		2	陸上自衛隊東立川駐屯地	立川市栄町1-2-10	立川
		2	陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地	新宿区市谷本村町5-1	新宿
		2	陸上自衛隊小平駐屯地	小平市喜平町2-3-1	小平
（２）航空自衛隊基地２	2	2	航空自衛隊府中基地	府中市浅間町1-5-5	府中
		2	航空自衛隊横田基地	福生市大字福生2552	福生
4-3-1　主要初動対応－警察－警視庁					
（１）警視庁	1		※警視庁	千代田区霞ヶ関2-1-1	千代田
（２）警視庁多摩総合庁舎	1	2	警視庁多摩総合庁舎	立川市緑町3280	立川
警視庁新橋庁舎	1	2	警視庁新橋庁舎	港区新橋6-18-8	港
（３）機動隊	9	2	第一機動隊	千代田区北の丸公園4-1	千代田
		2	第二機動隊	江戸川区臨海町1-2-2	江戸川
		2	第三機動隊	目黒区大橋2-17-16	目黒
		2	第四機動隊	立川市緑町3567	立川
		2	第五機動隊	新宿区市谷本村町6-1	新宿
		2	第六機動隊	品川区勝島1-3-18	品川
		2	第七機動隊	府中市朝日町3-16-8	府中
		2	第八機動隊	新宿区若松町14-1	新宿
		2	第九機動隊	江東区新砂1-7-20	江東
（４）特科車両隊	1	2	特科車両隊	新宿区市谷本村町7-1	新宿
（５）自動車警ら隊	7	2	第一自動車警ら隊	港区海岸3-12-1	港
		2	第一自動車警ら隊蒲田分駐所	大田区蒲田本町2-29-12	大田
		2	第二自動車警ら隊	北区滝野川7-49-10	北
		2	第二自動車警ら隊新宿分駐所	新宿区高田馬場2-5-27	新宿
		2	第二自動車警ら隊南千住分駐所	荒川区南千住8-4-6	荒川
		2	第八方面自動車警ら隊	立川市緑町3280	立川
		2	第九方面自動車警ら隊	八王子市大横町14-20	八王子
（６）交通機動隊	13	2	第一方面交通機動隊	中央区晴海3-16-14	中央
		2	第二方面交通機動隊	品川区勝島1-3-12	品川
		2	第三方面交通機動隊	目黒区大橋2-21-8	目黒
		2	第四方面交通機動隊	中野区中野4-12-2	中野
		2	第五方面交通機動隊	文京区春日1-5-12	文京
		2	第五方面交通機動隊目白分駐所	豊島区目白2-10-6	豊島
		2	第六方面交通機動隊	足立区小台1-4-4	足立
		2	第七方面交通機動隊	墨田区横川4-8-9	墨田
		2	第七方面交通機動隊新木場分駐所	江東区新木場4-2-31	江東
		2	第八方面交通機動隊	立川市緑町3280	立川

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
		2	第九方面交通機動隊	八王子市大横町14-20	八王子
		2	第九方面交通機動隊青梅分駐所	青梅市野上町4-6-3	青梅
		2	第十方面交通機動隊	北区西が丘3-4-7	北
（７）方面本部	10	2	第一方面本部	千代田区霞が関2-1-1	千代田
		2	第二方面本部	品川区勝島1-3-12	品川
		2	第三方面本部	目黒区大橋2-21-8	目黒
		2	第四方面本部	中野区中野4-12-2	中野
		2	第五方面本部	文京区春日1-5-12	文京
		2	第六方面本部	台東区東浅草2-27-12	台東
		2	第七方面本部	江東区新木場4-2-31	江東
		2	第八方面本部	立川市緑町3280	立川
		2	第九方面本部	八王子市大横町14-20	八王子
		2	第十方面本部	北区西が丘3-4-7	北
（８）警察署	97	2	赤坂警察署	港区赤坂4-18-19	港
		2	赤羽警察署	北区神谷3-10-1	北
		2	昭島警察署	昭島市上川原町1-1-1	昭島
		2	浅草警察署	台東区浅草4-47-11	台東
		2	麻布警察署	港区六本木4-7-1	港
		2	愛宕警察署	港区新橋6-18-12	港
		2	綾瀬警察署	足立区谷中4-1-24	足立
		2	荒川警察署	荒川区荒川3-1-2	荒川
		2	池上警察署	大田区池上3-20-10	大田
		2	池袋警察署	豊島区西池袋1-7-5	豊島
		2	板橋警察署	板橋区板橋2-60-13	板橋
		2	五日市警察署	あきる野市五日市888-7	あきる野
		2	上野警察署	台東区東上野4-2-4	台東
		2	牛込警察署	新宿区南山伏町1-15	新宿
		2	荏原警察署	品川区荏原6-19-10	品川
		2	大井警察署	品川区大井5-10-2	品川
		2	大崎警察署	品川区大崎4-2-10	品川
		2	青梅警察署	青梅市野上町4-6-3	青梅
		2	王子警察署	北区王子3-22-22	北
		2	大塚警察署	文京区音羽2-12-26	文京
		2	大森警察署	大田区大森中1-1-16	大田
		2	荻窪警察署	杉並区桃井3-1-3	杉並
		2	尾久警察署	荒川区西尾久3-8-5	荒川
		2	葛西警察署	江戸川区東葛西6-39-1	江戸川
		2	蒲田警察署	大田区蒲田本町2-3-3	大田
		2	亀有警察署	葛飾区新宿4-22-19	葛飾
		2	神田警察署	千代田区神田錦町3-10	千代田
		2	北沢警察署	世田谷区松原6-4-14	世田谷
		2	蔵前警察署	台東区蔵前1-3-24	台東
		2	小岩警察署	江戸川区東小岩6-9-17	江戸川
		2	麹町警察署	千代田区麹町1-4-5	千代田
		2	小金井警察署	小金井市貫井南町3-21-3	小金井
		2	小平警察署	小平市小川町2-1264-1	小平
		2	駒込警察署	文京区本駒込2-28-18	文京
		2	小松川警察署	江戸川区松島1-19-22	江戸川
		2	品川警察署	品川区東品川3-14-32	品川
		2	渋谷警察署	渋谷区渋谷3-8-15	渋谷
		2	志村警察署	板橋区小豆沢1-11-6	板橋
		2	下谷警察署	台東区北上野2-24-14	台東
		2	石神井警察署	練馬区石神井町6-17-26	練馬
		2	城東警察署	江東区北砂2-1-24	江東
		2	新宿警察署	新宿区西新宿6-1-1	新宿
		2	巣鴨警察署	豊島区北大塚1-15-15	豊島
		2	杉並警察署	杉並区成田東4-38-16	杉並
		2	成城警察署	世田谷区千歳台3-19-1	世田谷
		2	世田谷警察署	世田谷区三軒茶屋2-4-4	世田谷
		2	千住警察署	足立区千住1-38-1	足立
		2	高井戸警察署	杉並区宮前1-16-1	杉並
		2	高島平警察署	板橋区高島平3-12-32	板橋
		2	高輪警察署	港区高輪3-15-20	港

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
		2	滝野川警察署	北区西ヶ原2-4-1	北
		2	立川警察署	立川市緑町3233-2	立川
		2	玉川警察署	世田谷区中町2-9-22	世田谷
		2	田無警察署	西東京市田無町5-2-5	西東京
		2	多摩中央警察署	多摩市鶴牧1-26-1	多摩
		2	中央警察署	中央区日本橋兜町14-2	中央
		2	調布警察署	調布市国領町2-25-1	調布
		2	月島警察署	中央区晴海3-16-14	中央
		2	築地警察署	中央区築地1-6-1	中央
		2	田園調布警察署	大田区田園調布1-1-8	大田
		2	東京空港警察署	大田区羽田空港3-4-1	大田
		2	東京湾岸警察署	江東区青海2-7-1	江東
		2	戸塚警察署	新宿区西早稲田3-30-13	新宿
		2	富坂警察署	文京区小石川2-14-2	文京
		2	中野警察署	中野区中央4-4-3	中野
		2	西新井警察署	足立区西新井栄町1-16-1	足立
		2	練馬警察署	練馬区豊玉北5-2-7	練馬
		2	野方警察署	中野区中野4-12-1	中野
		2	八王子警察署	八王子市元本郷町3-19-1	八王子
		2	原宿警察署	渋谷区神宮前1-4-17	渋谷
		2	東村山警察署	東村山市本町1-1-3	東村山
		2	東大和警察署	東大和市芋窪6-1061-1	東大和
		2	光が丘警察署	練馬区光が丘2-9-8	練馬
		2	久松警察署	中央区日本橋久松町8-1	中央
		2	日野警察署	日野市日野589-1	日野
		2	碑文谷警察署	目黒区碑文谷4-24-17	目黒
		2	深川警察署	江東区木場3-18-6	江東
		2	府中警察署	府中市府中町1-10-5	府中
		2	福生警察署	福生市加美平3-25	福生
		2	本所警察署	墨田区横川4-8-9	墨田
		2	葛飾警察署	葛飾区立石2-7-9	葛飾
		2	町田警察署	町田市旭町3-1-3	町田
		2	三田警察署	港区芝浦4-2-12	港
		2	三鷹警察署	三鷹市上連雀8-2-36	三鷹
		2	南大沢警察署	八王子市南大沢1-8-3	八王子
		2	丸の内警察署	千代田区丸の内3-8-1	千代田
		2	万世橋警察署	千代田区外神田1-16-5	千代田
		2	南千住警察署	荒川区南千住6-45-43	荒川
		2	武蔵野警察署	武蔵野市中町2-1-2	武蔵野
		2	目黒警察署	目黒区中目黒2-7-13	目黒
		2	目白警察署	豊島区目白2-10-2	豊島
		2	向島警察署	墨田区文花3-18-9	墨田
		2	四谷警察署	新宿区新宿1-26-12	新宿
		2	代々木警察署	渋谷区本町1-11-3	渋谷
		2	本富士警察署	文京区本郷7-1-7	文京
		2	高尾警察署	八王子市東浅川町23-34	八王子
		2	竹の塚警察署	足立区保木間1-16-4	足立

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
4-4-1　主要初動対応－消防－東京消防庁					
（１）東京消防庁	1	2	東京消防庁本部庁舎	千代田区大手町1-3-5	千代田
（２）消防方面本部・訓練場	25	2	第一消防方面本部	千代田区麹町1-12	千代田
		2	第二消防方面本部	大田区大森東1-32-8	大田
		2	第三消防方面本部	世田谷区三軒茶屋2-33-21	世田谷
		2	第四消防方面本部	新宿区大久保3-14-26	新宿
		2	第五消防方面本部	豊島区西池袋2-37-8	豊島
		2	第六消防方面本部	台東区蔵前2-10-9	台東
		2	第七消防方面本部	江東区森下5-1-4	江東
		2	第八消防方面本部	立川市泉町1156-1	立川
		2	第九消防方面本部	八王子市石川町2099-2	八王子
		2	第十消防方面本部	練馬区北町3-10-14	練馬
		2	第二消防方面本部消防救助機動部隊	大田区京浜島1-1-4	大田
		2	第三消防方面本部消防救助機動部隊	渋谷区幡ヶ谷1-13-20	渋谷
		2	第六消防方面本部消防救助機動部隊	足立区新田3-37-1	足立
		2	第八消防方面本部消防救助機動部隊	立川市泉町1156-1	立川
		2	第九消防方面本部消防救助機動部隊	八王子市鑓水2-108-2	八王子
		2	夢の島消防訓練場（第四・第六消防方面訓練場）	江東区夢の島3-1-1	江東
		2	潮見消防訓練場（第一消防方面訓練場）	江東区潮見１－29	江東
		2	第二消防方面訓練場	大田区京浜島1-1-4	大田
		2	第三消防方面訓練場	渋谷区幡ヶ谷1-13-20	渋谷
		2	消防学校	渋谷区西原2-51-1	渋谷
		2	第五消防方面訓練場	北区西ヶ原2-1-1	北
		2	第七消防方面訓練場	葛飾区高砂1-1-1	葛飾
		2	第八消防方面訓練場	立川市泉町1156-1	立川
		2	南多摩総合防災施設（第九消防方面訓練場）	八王子市鑓水2-108-2	八王子
		2	第九消防方面小宮訓練場	八王子市小宮町336	八王子
（３）航空隊	2	2	航空隊江東航空センター	江東区新木場4-7-25	江東
		2	航空隊多摩航空センター	立川市泉町1156-1	立川
（４）装備工場	1	2	装備工場	渋谷区幡ヶ谷1-13-20	渋谷
（５）消防技術安全所	1	2	消防技術安全所	渋谷区幡ヶ谷1-13-20	渋谷
（６）消防署	81	2	赤坂消防署	港区南青山2-16-9	港
		2	赤羽消防署	北区赤羽南1-10-4	北
		2	秋川消防署	あきる野市伊奈466	あきる野
		2	昭島消防署	昭島市松原町1-14-1	昭島
		2	麻布消防署	港区元麻布3-4-42	港
		2	足立消防署	足立区梅島2-1-1	足立
		2	浅草消防署	台東区駒形1-5-8	台東
		2	荒川消防署	荒川区荒川2-1-13	荒川
		2	池袋消防署	豊島区西池袋2-37-8	豊島
		2	板橋消防署	板橋区板橋2-60-15	板橋
		2	上野消防署	台東区東上野5-2-9	台東
		2	牛込消防署	新宿区筑土八幡町5-16	新宿
		2	江戸川消防署	江戸川区中央2-9-13	江戸川
		2	荏原消防署	品川区平塚3-16-20	品川
		2	大井消防署	品川区東大井3-6-12	品川
		2	王子消防署	北区王子4-28-1	北
		2	青梅消防署	青梅市師岡町3-2-5	青梅
		2	大森消防署	大田区大森東1-32-8	大田
		2	荻窪消防署	杉並区桃井3-4-1	杉並
		2	尾久消防署	荒川区東尾久8-44-4	荒川
		2	奥多摩消防署	西多摩郡奥多摩町氷川952	奥多摩
		2	葛西消防署	江戸川区中葛西1-29-1	江戸川
		2	金町消防署	葛飾区金町4-15-20	葛飾
		2	蒲田消防署	大田区蒲田本町2-28-1	大田
		2	神田消防署	千代田区外神田4－14－3	千代田
		2	北多摩西部消防署	東大和市上北台1-956-1	東大和
		2	京橋消防署	中央区京橋3-14-1	中央
		2	清瀬消防署	清瀬市中清戸2-850-1	清瀬
		2	小石川消防署	文京区白山3-3-1	文京
		2	小岩消防署	江戸川区鹿骨2-42-11	江戸川
		2	麹町消防署	千代田区麹町1-12	千代田
		2	小金井消防署	小金井市本町6-6-1	小金井

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
		2	国分寺消防署	国分寺市本多1-7-15	国分寺
		2	小平消防署	小平市仲町21	小平
		2	狛江消防署	狛江市和泉本町1-23-10	狛江
		2	品川消防署	品川区北品川3-7-31	品川
		2	芝消防署	港区東新橋2-13-7	港
		2	渋谷消防署	渋谷区神南1-8-3	渋谷
		2	志村消防署	板橋区相生町17-1	板橋
		2	石神井消防署	練馬区下石神井5-16-8	練馬
		2	城東消防署	江東区亀戸6-42-9	江東
		2	新宿消防署	新宿区百人町3-29-4	新宿
		2	杉並消防署	杉並区阿佐谷南3-4-3	杉並
		2	成城消防署	世田谷区成城1-21-14	世田谷
		2	世田谷消防署	世田谷区三軒茶屋2-33-21	世田谷
		2	千住消防署	足立区千住中居町9-14	足立
		2	高輪消防署	港区白金2-4-12	港
		2	滝野川消防署	北区西ヶ原2-1-1	北
		2	立川消防署	立川市泉町1156-1	立川
		2	多摩消防署	多摩市諏訪1-69	多摩
		2	玉川消防署	世田谷区中町3-1-19	世田谷
		2	調布消防署	調布市下石原1-16-1	調布
		2	田園調布消防署	大田区雪谷大塚町13-22	大田
		2	豊島消防署	豊島区東池袋3-19-20	豊島
		2	中野消防署	中野区中央3-25-3	中野
		2	西新井消防署	足立区伊興2-5-11	足立
		2	西東京消防署	西東京市中町1-1-6	西東京
		2	日本橋消防署	中央区日本橋兜町14-12	中央
		2	日本堤消防署	台東区千束4-1-1	台東
		2	練馬消防署	練馬区豊玉北5-1-8	練馬
		2	野方消防署	中野区丸山2-21-1	中野
		2	八王子消防署	八王子市上野町33番地	八王子
		2	東久留米消防署	東久留米市幸町3-4-34	東久留米
		2	東村山消防署	東村山市美住町2-28-16	東村山
		2	光が丘消防署	練馬区光が丘2-9-1	練馬
		2	日野消防署	日野市神明2-14-3	日野
		2	深川消防署	江東区木場3-18-10	江東
		2	府中消防署	府中市寿町1-5	府中
		2	福生消防署	福生市大字福生1072	福生
		2	本郷消防署	文京区本郷7-1-11	文京
		2	本所消防署	墨田区横川4-6-6	墨田
		2	本田消防署	葛飾区東立石3-12-7	葛飾
		2	町田消防署	町田市本町田2380-3	町田
		2	丸の内消防署	千代田区大手町1-3-5	千代田
		2	三鷹消防署	三鷹市新川6-28-14	三鷹
		2	向島消防署	墨田区東向島6-22-3	墨田
		2	武蔵野消防署	武蔵野市吉祥寺北町4-6-1	武蔵野
		2	目黒消防署	目黒区下目黒6-1-22	目黒
		2	矢口消防署	大田区多摩川2-5-20	大田
		2	四谷消防署	新宿区四谷3-10	新宿
		2	臨港消防署	中央区晴海5-1-23	中央
4-4-2　主要初動対応－消防－稲城市消防本部					
（１）消防署	1	2	稲城消防署	稲城市東長沼2111	稲城

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
4-5-1　主要初動対応－医療－病院等					
（１）災害拠点病院	82		【区中央部】		
		2	日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	千代田
		2	三井記念病院	千代田区神田和泉町1	千代田
		2	聖路加国際病院	中央区明石町9-1	中央
		2	東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17	港
		2	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	港
		2	北里大学北里研究所病院	港区白金5-9-1	港
		2	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	文京
		2	東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	文京
		2	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3	文京
		2	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45	文京
		2	東京大学医学部付属病院	文京区本郷7-3-1	文京
		2	永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	台東
			【区南部】		
		2	東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1	大田
		2	大森赤十字病院	大田区中央4-30-1	大田
		2	公社荏原病院	大田区東雪谷4-5-10	大田
		2	東京労災病院	大田区大森南4-13-21	大田
		2	池上総合病院	大田区池上6-1-19	大田
		2	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8	品川
		2	ＮＴＴ東日本関東病院	品川区東五反田5-9-22	品川
			【区西南部】		
		2	東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10	渋谷
		2	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22	渋谷
		2	至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5-19-1	世田谷
		2	公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1	世田谷
		2	東京都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1	世田谷
		2	国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘2-5-1	目黒
			【区西部】		
		2	慶応義塾大学病院	新宿区信濃町35	新宿
		2	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1	新宿
		2	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1	新宿
		2	公社大久保病院	新宿区歌舞伎町2-44-1	新宿
		2	国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山1-21-1	新宿
		2	東京山手メディカルセンター	新宿区百人町3-22-1	新宿
		2	東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町5-1	新宿
		2	新渡戸記念中野総合病院	中野区中央4-59-16	中野
		2	東京警察病院	中野区中野4-22-1	中野
		2	立正佼成会付属佼成病院	杉並区和田2-25-1	杉並
		2	荻窪病院	杉並区今川3-1-24	杉並
			【区西北部】		
		2	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	板橋
		2	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1	板橋
		2	東京都保健医療公社豊島病院	板橋区栄町33-1	板橋
		2	東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町35-2	板橋
		2	練馬光が丘病院	練馬区光が丘2-11-1	練馬
		2	順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台3-1-10	練馬
		2	東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	北
		2	東京都立大塚病院	豊島区南大塚2-8-1	豊島
			【区東北部】		
		2	東京女子医科大学東医療センター	荒川区西尾久2-1-10	荒川
		2	西新井病院	足立区西新井本町1-12-12	足立
		2	博慈会記念総合病院	足立区鹿浜5-11-1	足立
		2	苑田第一病院	足立区竹の塚4-1-12	足立
		2	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	葛飾区青戸6-41-2	葛飾
		2	東京都保健医療公社東部地域病院	葛飾区亀有5-14-1	葛飾
		2	平成立石病院	葛飾区立石5-1-9	葛飾
			【区東部】		
		2	東京都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15	墨田
		2	東京曳舟病院	墨田区東向島2-27-1	墨田
		2	江東病院	江東区大島6-8-5	江東

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
		2	順天堂大学医学部附属 順天堂江東高齢者医療センター	江東区新砂3-3-20	江東
		2	がん研究会有明病院	江東区有明3-8-31	江東
		2	昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲5-1-38	江東
		2	江戸川病院	江戸川区東小岩2-24-18	江戸川
		2	東京臨海病院	江戸川区臨海町1-4-2	江戸川
		2	森山記念病院	江戸川区北葛西4-3-1	江戸川
			【西多摩】		
		2	青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5	青梅
		2	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田78-1	あきる野
		2	公立福生病院	福生市加美平1-6-1	福生
			【南多摩】		
		2	東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町1163	八王子
		2	東海大学八王子病院	八王子市石川町1838	八王子
		2	日野市立病院	日野市多摩平4-3-1	日野
		2	日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1	多摩
		2	東京都保健医療公社多摩南部地域病院	多摩市中沢2-1-2	多摩
		2	稲城市立病院	稲城市大丸1171	稲城
		2	町田市民病院	町田市旭町2-15-41	町田
		2	南町田病院	町田市鶴間4-4-1	町田
			【北多摩西部】		
		2	国立病院機構災害医療センター	立川市緑町3256	立川
		2	立川病院	立川市錦町4-2-22	立川
		2	東大和病院	東大和市南街1-13-12	東大和
			【北多摩南部】		
		2	武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町1-26-1	武蔵野
		2	東京都立多摩総合・小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	府中
		2	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2	三鷹
		2	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町4-11-1	狛江
			【北多摩北部】		
		2	公立昭和病院	小平市花小金井8-1-1	小平
		2	佐々総合病院	西東京市田無町4-24-15	西東京
		2	東京都保健医療公社多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1	東村山
		2	国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘3-1-1	清瀬
（２）日赤東京都支部	1	2	日本赤十字社東京都支部	新宿区大久保1-2-15	新宿
4-5-2　主要初動対応－医療－医薬品等備蓄倉庫					
（１）医療品等備蓄倉庫	7		（※）立川地域防災センター	立川市緑町3233-2	立川
		2	災害対策職員住宅柏木住宅内 集中備蓄倉庫	新宿区北新宿4-6-1	新宿
		2	板橋区若木原公園内倉庫	板橋区若木1-24区立若木原公園内	板橋
		2	大田区仲六郷複合施設地区備蓄倉庫	大田区仲六郷2-44-11	大田
		2	白鬚東防災拠点内備蓄倉庫	墨田区堤通2-4-3 都営白鬚東ｱﾊﾟｰﾄ3号棟1階	墨田
		2	都営大江戸線清澄白河駅内備蓄倉庫	都営大江戸線清澄白河駅構内	江東
		2	都営大江戸線麻布十番駅内備蓄倉庫	都営大江戸線麻布十番駅構内	港
（２）都薬剤師会医薬品・情報管理センター	15	2	品川区	品川区東中延2-4-2	品川
		2	杉並区	杉並区荻窪4-21-17	杉並
		2	練馬区	練馬区富士見台3-56-3	練馬
		2	中野区	中野区中野1-15-7	中野
		2	北区	北区王子2-3-1	北
		2	三鷹地区	三鷹市上連雀7-4-8	三鷹
		2	目黒区	目黒区鷹番1-7-11	目黒
		2	板橋区	板橋区常盤台1-40-1	板橋
		2	西武地区	小平市美園町3-1-8	小平
		2	墨田区	墨田区向島1-27-5　3F	墨田
		2	新宿区	新宿区新宿7-26-4	新宿
		2	足立区	足立区綾瀬2-23-7	足立
		2	江東区	江東区大島4-4-3	江東
		2	世田谷区	世田谷区池尻3-13-1	世田谷
		2	武蔵野地区	武蔵野市中町3-7-1	武蔵野

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
（３）医薬品卸売販売業者倉庫	32		アルフレッサ㈱埼玉物流センター	埼玉県新座市野火止2-7-36	都外
			アルフレッサ㈱神奈川物流センター	神奈川県小田原市中村原520番地-1	都外
			アルフレッサ㈱千葉物流センター	千葉県木更津市潮浜1-17-96	都外
		2	アルフレッサ㈱文京医薬品センター	文京区水道1-6-13	文京
		2	アルフレッサ㈱江戸川医薬品センター	江戸川区平井7-5-32	江戸川
		2	アルフレッサ㈱目黒医薬品センター	目黒区目黒本町2-18-16	目黒
			アルフレッサヘルスケア㈱ＭＫ吉川物流センター	埼玉県吉川市旭7-1 A棟	都外
			アルフレッサヘルスケア㈱横浜配送センター	神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷町8953-1	都外
			アルフレッサヘルスケア㈱南関東物流センター	神奈川県厚木市酒井1902-1	都外
			アルフレッサヘルスケア㈱柏配送センター	千葉県柏市鷲野谷1027-1	都外
			春日部配送センター	埼玉県春日部市小渕1094-1	都外
			岩渕薬品㈱流通センター	千葉県四街道市鷹の台1-5	都外
		2	イワキ㈱王子物流センター	北区豊島7-30-17	北
			㈱大木 神奈川物流センター	神奈川県藤沢市円行1-3-1	都外
			㈱大木 新東京物流センター	埼玉県鴻巣市大字常光1515	都外
			㈱大木 浦和ＦＤＣ	埼玉県さいたま市緑区大字大門1916-1	都外
			㈱大木 吉川ＦＤＣ	埼玉県吉川市南広島字下谷2155	都外
			㈱大木 綾瀬ＦＤＣ	神奈川県綾瀬市大上1-7-34	都外
			㈱スズケン戸田物流センター	埼玉県戸田市笹目南町7-40	都外
			㈱スズケン神奈川物流センター	神奈川県高座郡寒川町一之宮7-9-2	都外
			㈱スズケン千葉物流センター	千葉県印西市みどり台1-1-1	都外
			東邦薬品㈱ＴＢＣ埼玉	埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲6000-1	都外
		2	東邦薬品㈱ ＴＢＣ東京	品川区八潮3-2-29 ｴﾌﾌﾟﾗｻﾞ東京E棟	品川
		2	株式会社バイタルネット	大田区羽田空港1-8-2	大田
			㈱メディセオ東京物流センター	千葉県浦安市港76-1	都外
			㈱メディセオ埼玉ＡＬＣ	埼玉県三郷市上彦川戸852-1	都外
			㈱メディセオ神奈川ＡＬＣ	神奈川県横浜市戸塚区吉田町180-9	都外
			㈱メディセオ南東京ＡＬＣ	神奈川県川崎市高津区千年1200-1	都外
		2	㈱メディセオ東京中央ＦＬＣ	千代田区外神田3-3-6	千代田
		2	㈱日栄東海 物流センター	小平市小川東町4-6-7	小平
			㈱ＰＡＬＴＡＣ　ＲＤＣ東京	千葉県浦安市千鳥12-15	都外
			㈱ＰＡＬＴＡＣ　ＲＤＣ横浜	神奈川県座間市広野台2-10-11	都外
（４）医療用ガス販売業者倉庫	8	2	相互産業㈱	大田区大森南2-11-13	大田
		2	㈱星医療酸器	足立区入谷7-11-18	足立
		2	日本メガケア㈱	板橋区新河岸1-13-5	板橋
		2	㈱千代田	杉並区南荻窪3-29-12	杉並
		2	㈱世田谷酸素商事	世田谷区喜多見7-36-33	世田谷
		2	市村酸素㈱	立川市錦町2-11-5	立川
		2	立川酸素㈱	昭島市福島町2-28-20	昭島
		2	㈱千代田	清瀬市松山2-13-11	清瀬
4-5-3　主要初動対応－医療－血液センター等					
（１）日赤東京都血液センター	4	2	東京都赤十字血液センター	新宿区若松町12-2	新宿
		2	東京都赤十字血液センター辰巳供給出張所	江東区辰巳2-1-67	江東
		2	東京都赤十字血液センター葛飾事業所	葛飾区亀有5-14-15	葛飾
		2	東京都赤十字血液センター立川事業所	立川市緑町3256	立川
（２）献血供給事業団	1	2	献血供給事業団本部	武蔵野市境南町1-26-1	武蔵野
4-5-4　主要初動対応－医療－保健所					
（１）保健所	58	2	八王子市保健所	八王子市旭町13-18	八王子
		2	南多摩保健所	多摩市永山2-1-5	多摩
		2	西多摩保健所	青梅市東青梅1-167-15	青梅
		2	町田市保健所	町田市森野2-2-22（町田市庁舎内）	町田
		2	多摩府中保健所	府中市宮西町1-26-1	府中
		2	多摩立川保健所	立川市羽衣町2-63	立川
		2	多摩小平保健所	小平市花小金井1-31-24	小平
		2	千代田保健所	千代田区九段北1-2-14	千代田
		2	中央区保健所	中央区明石町12-1	中央
		2	みなと保健所	港区三田1-4-10	港
		2	新宿区保健所	新宿区新宿5-18-21	新宿
		2	文京保健所	文京区春日1-16-21	文京
		2	台東保健所	台東区東上野4-22-8	台東
		2	墨田区保健所	墨田区吾妻橋1-23-20	墨田
		2	江東区保健所	江東区東陽2-1-1	江東
		2	品川区保健所	品川区広町2-1-36	品川

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
		2	目黒区保健所	目黒区上目黒2-19-15(総合庁舎内)	目黒
		2	大田区保健所（健康政策部）	大田区蒲田5-13-14	大田
		2	世田谷保健所	世田谷区世田谷4-22-35	世田谷
		1	※渋谷区保健所（渋谷区本庁舎）	渋谷区宇田川町1-1	渋谷
		2	中野区保健所	中野区中野2-17-4	中野
		2	杉並保健所	杉並区荻窪5-20-1	杉並
		2	豊島区池袋保健所	豊島区東池袋1-20-9	豊島
		2	北区保健所	北区東十条2-7-3	北
		2	荒川区保健所	荒川区荒川2-11-1	荒川
		2	板橋区保健所	板橋区大山東町32-15	板橋
		2	練馬区保健所	練馬区豊玉北6-12-1	練馬
		2	足立保健所（生活衛生課）	足立区中央本町1-5-3	足立
		2	葛飾保健所	葛飾区青戸4-15-14	葛飾
		2	江戸川保健所（保健予防課）	江戸川区中央4-24-19	江戸川
		2	立川健康会館	立川市高松町3-22-9	立川
		2	武蔵野市保健センター	武蔵野市吉祥寺北町4-8-10	武蔵野
		2	三鷹市総合保健センター	三鷹市新川6-37-1	三鷹
		2	青梅市健康センター	青梅市東青梅1-174-1	青梅
		2	府中市保健センター	府中市府中町2-25	府中
		2	昭島市保健福祉センター	昭島市昭和町4-7-1	昭島
		2	調布市保健センター	調布市小島町2-33-1	調布
		2	小金井市保健センター	小金井市貫井北町5-18-18	小金井
		2	小平市健康センター	小平市学園東町1-19-12	小平
		2	日野市生活保健センター	日野市日野本町1-6-2	日野
		2	東村山市保健福祉総合センター	東村山市本町1-2-3	東村山
		2	国分寺市いずみ保健センター	国分寺市泉町2-3-8	国分寺
		2	国立市保健センター	国立市富士見台3-16-5	国立
		2	福生市保健センター	福生市大字福生2125-3	福生
		2	狛江市あいとぴあセンター	狛江市元和泉2-35-1	狛江
		2	東大和市保健センター	東大和市中央3-918-1	東大和
		2	清瀬市健康センター	清瀬市中里5-842	清瀬
		2	東久留米市わくわく健康プラザ（健康課）	東久留米市滝山4-3-14	東久留米
		2	武蔵村山市保健相談センター	武蔵村山市本町1-23	武蔵村山
		2	多摩市立健康センター	多摩市関戸4-19-5	多摩
		2	稲城市保健センター	稲城市百村112-1	稲城
		2	羽村市保健センター	羽村市緑ヶ丘5-5-2	羽村
		2	あきる野市五日市保健センター	あきる野市五日市414-5	あきる野
		2	西東京市保谷保健福祉総合センター	西東京市中町1-5-1	西東京
		2	瑞穂町保健センター	西多摩郡瑞穂町大字石畑1970	瑞穂
		2	日の出町保健センター	西多摩郡日の出町平井2780	日の出
		2	檜原村やすらぎの里	西多摩郡檜原村2717	檜原
		2	奥多摩町保健福祉センター	西多摩郡奥多摩町氷川1111	奥多摩
4-6-1　主要初動対応ー救出救助拠点ー救出救助拠点					
（１）大規模救出救助活動拠点	32	2	中央清掃工場	中央区晴海5-2-1	中央
（告示済箇所）		2	港清掃工場	港区港南5-7-1	港
（区部）		2	白髭東地区及び汐入公園	墨田区堤通二丁目地内	墨田
		2	墨田清掃工場	墨田区東墨田1-10-23	墨田
		2	都立木場公園（多目的広場）	江東区平野4丁目地内	江東
		2	有明清掃工場	江東区有明2-3-10	江東
		2	新江東清掃工場	江東区夢の島3丁目1-1	江東
		2	品川清掃工場	品川区八潮1-4-1	品川
		2	目黒清掃工場	目黒区三田2-19-43	目黒
		2	大田清掃工場	大田区京浜島3-6-1	大田
		2	多摩川清掃工場	大田区下丸子2-33-1	大田
		2	都立駒沢オリンピック公園（陸上競技場）	目黒区東が丘2丁目及び世田谷区駒沢公園各地内	世田谷
		2	都立砧公園（野球場）	世田谷区砧公園地内	世田谷
		2	世田谷清掃工場	世田谷区大蔵1-1-1	世田谷
		2	千歳清掃工場	世田谷区八幡山2-7-1	世田谷
		2	都立代々木公園（陸上競技場）	渋谷区神南2丁目地内	渋谷
		2	渋谷清掃工場	渋谷区東1-35-1	渋谷
		2	都立和田堀公園（競技場）	杉並区大宮2丁目	杉並
		2	杉並清掃工場	杉並区高井戸東3-7-1	杉並

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
		2	豊島清掃工場	豊島区上池袋2-5-1	豊島
		2	北清掃工場	北区志茂1-2-36	北
		2	都立城北中央公園（競技場）	板橋区桜川1丁目及び 練馬区氷川台1丁目各地内	板橋
		2	板橋清掃工場	板橋区高島平9-48-1	板橋
		2	練馬清掃工場	練馬区谷原6-10-11	練馬
		2	光が丘清掃工場	練馬区光が丘5-3-1	練馬
		2	都立舎人公園（陸上競技場）	足立区舎人公園地内	足立
		2	足立清掃工場	足立区西保木間4-7-1	足立
		2	都立水元公園（駐車場）	葛飾区水元公園地内	葛飾
		2	葛飾清掃工場	葛飾区水元1-20-1	葛飾
		2	都立篠崎公園（野球場）	江戸川区上篠崎1丁目地内	江戸川
		2	都立葛西臨海公園（第3駐車場）	江戸川区臨海町6丁目地内	江戸川
		2	江戸川清掃工場	江戸川区江戸川2-10番地	江戸川
（２）医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場	61	2	千代田区立外濠公園総合グラウンド	千代田区5番町地先	千代田
（区部）		2	北の丸公園第三駐車場	千代田区北の丸公園1-1	千代田
		2	中央区立月島運動場	中央区晴海1-3-29	中央
		2	都立芝公園野球場	港区芝公園4-10-17	港
		2	港区立麻布運動場軟式野球場	港区南麻布5-6-33	港
		2	聖心女子学院グラウンド	港区白金4-11-1	港
		2	都庁第一本庁舎	新宿区西新宿2-8-1	新宿
		2	新宿区立西戸山公園野球場	新宿区百人町4-1	新宿
		2	明治神宮外苑軟式野球場	新宿区霞ヶ丘町1-1	新宿
		2	国立国際医療研究センターヘリポート	新宿区戸山1-21-1	新宿
		2	東京大学御殿下グラウンド	文京区本郷7-3-1	文京
		2	順天堂大学医学部附属順天堂医院ヘリポート	文京区本郷3-1-3	文京
		2	東京医科歯科大学医学部附属病院ヘリポート	文京区湯島1-5-45	文京
		2	東京大学医学部付属病院ヘリポート	文京区本郷7-3-1	文京
		2	日本医科大学付属病院ヘリポート	文京区千駄木1-1-5	文京
		2	永寿総合病院ヘリポート	台東区東上野2-23-16	台東
		2	都立上野恩賜公園正岡子規記念球場	台東区上野公園	台東
		2	墨田区立東墨田運動場	墨田区東墨田1-10	墨田
		2	東京都立墨東病院ヘリポート	墨田区江東橋4-23-15	墨田
		2	都立亀戸中央公園多目的広場	江東区亀戸9-37-28	江東
		2	東京ビッグサイト西棟屋外駐車場	江東区有明3-11-1	江東
		2	有明の丘防災拠点（東京臨海広域防災公園）	江東区有明	江東
		2	都立猿江恩賜公園野球場	江東区毛利2-28	江東
		2	がん研究会有明病院ヘリポート	江東区有明3-8-31	江東
		2	都立辰巳の森海浜公園	江東区辰巳1-1-35	江東
		2	品川区立西大井広場公園	品川区西大井1-4-10	品川
		2	東京都保健医療公社荏原病院ヘリポート	大田区東雪谷4-5-10	大田
		2	大田区立平和島公園運動場	大田区平和島4-2-2	大田
		2	東京労災病院ヘリポート	大田区大森南4-13-21	大田
		2	区民広場（西六郷3丁目）	大田区西六郷3-13先多摩川左岸	大田
		2	大田スタジアム	大田区東海1-2-10	大田
		2	都立駒沢オリンピック公園陸上競技場	世田谷区駒沢公園1-1	世田谷
		2	都立祖師谷公園運動広場	世田谷区上祖師谷3-22	世田谷
		2	東京農業大学野球場	世田谷区桜丘1-1	世田谷
		2	東京都立広尾病院ヘリポート	渋谷区恵比寿2-34-10	渋谷
		2	日本赤十字社医療センターヘリポート	渋谷区広尾4-1-22	渋谷
		2	東京大学教育学部附属中等教育学校校庭	中野区南台1-15	中野
		2	中野区立上高田公園野球場	中野区上高田5-7-1	中野
		2	東京警察病院ヘリポート	中野区中野4-22-1	中野
		2	都立和田堀公園第一競技場	杉並区大宮2-26	杉並
		2	杉並区立桃井原っぱ公園	杉並区桃井3-8-1	杉並
		2	豊島区区立総合体育場一帯	豊島区東池袋4	豊島
		2	東尾久運動場多目的広場	荒川区東尾久7-1-1	荒川
		2	板橋区立東板橋公園グラウンド	板橋区板橋3-50-1	板橋
		2	都立城北中央公園競技場	板橋区桜川1-4	板橋
		2	板橋区立小豆沢公園	板橋区小豆沢3-1-1	板橋
		2	帝京大学医学部附属病院ヘリポート	板橋区加賀2-11-1	板橋
		2	東京都保健医療公社豊島病院ヘリポート	板橋区栄町33-1	板橋
		2	都立光が丘公園競技場	練馬区光が丘4丁目	練馬

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
		2	都立城北中央公園野球場	練馬区氷川台11-6	練馬
		2	東台野球場	練馬区石神井町1-11-32	練馬
		2	都立舎人公園陸上競技場	足立区舎人公園1番地	足立
		2	都立東綾瀬公園西側野球場	足立区綾瀬6-37	足立
		2	都立東綾瀬公園東側野球場	足立区東綾瀬3-4	足立
		2	足立区立保木間公園	足立区竹の塚	足立
		2	葛飾区立総合スポーツセンター陸上競技場	葛飾区奥戸7-17-1	葛飾
		2	堀切少年野球場荒川河川敷（京成上野線下流）	葛飾区堀切2-2先	葛飾
		2	葛西臨海公園第3駐車場	江戸川区臨海町6-2	江戸川
		2	江戸川区臨海球技場第一	江戸川区臨海町1-1-2	江戸川
		2	都立篠崎公園A地区野球場	江戸川区上篠崎1-25	江戸川
		2	都立大島小松川公園（自由の広場）	江戸川区小松川1-7	江戸川
（３）河川等船着場（災害拠点病院近接）	16	2	和泉橋	千代田区神田佐久間町1丁目11番地先	千代田
		2	千代田区庁舎前	千代田区九段南1丁目2番地先	千代田
		2	新川	中央区新川2丁目地先	中央
		2	明石町	中央区明石町地先	中央
		2	日の出桟橋	港区海岸2丁目地先	港
		2	新芝-西-7	港区芝浦3丁目地先	港
		2	市兵衛河岸	文京区後楽1丁目	文京
		2	桜橋	台東区今戸1丁目地先	台東
		2	亀戸	江東区亀戸2丁目1番地先	江東
		2	天神橋	江東区亀戸3丁目8番地先	江東
		2	有明客船ターミナル	江東区有明3丁目	江東
		2	夫婦橋	大田区南蒲田1	大田
		2	東糀谷六丁目	大田区東糀谷6丁目	大田
		2	北赤羽	北区浮間1丁目1番地先	北
		2	荒川遊園	荒川区西尾久6丁目地先	荒川
		2	東尾久	荒川区東尾久7丁目3番地	荒川
（４）大規模救出救助活動拠点 （告示済箇所） （市部）	15	2	八王子市立上柚木公園（陸上競技場）	八王子市上柚木2丁目地内	八王子
		2	八王子市滝ガ原運動場（グラウンド）	八王子市高月町地内	八王子
		2	八王子市立富士森公園（陸上競技場）	八王子市台町2丁目地内	八王子
		2	北野多目的広場（多目的広場）	八王子市北野町地内	八王子
		2	都立武蔵野中央公園（原っぱ広場）	武蔵野市八幡町2丁目地内	武蔵野
		2	青梅スタジアム（野球場）	青梅市今井5丁目地内	青梅
		2	都立武蔵野の森公園（朝日サッカー場）	府中市朝日町3丁目地内	府中
		2	都立府中の森公園（サッカー場）	府中市浅間町1丁目地内	府中
		2	都立神代植物公園（芝生広場）	調布市深大寺元町5丁目地内	調布
		2	都立小金井公園（いこいの広場）	小金井市関野町2丁目地内	小金井
		2	多摩川グラウンド（河川敷）	日野市万願寺1丁目地先地内	日野
		2	多摩川緑地公園グランド（野球場）	狛江市猪方4丁目地内	狛江
		2	都立東大和南公園（陸上競技場）	東大和市桜が丘3丁目地内	東大和
		2	都立秋留台公園（陸上競技場）	あきる野市二宮地内	あきる野
		2	多摩市立陸上競技場（陸上競技場）	多摩市諏訪4丁目地内	多摩

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
(5) 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場	27	2	八王子市立大塚公園運動場	八王子市松が谷66	八王子
（市部）		2	東京医科大学八王子医療センターヘリポート	八王子市館町1163	八王子
		2	東海大学医学部付属八王子病院ヘリポート	八王子市石川町1838	八王子
		2	元横山２号河川敷広場	八王子市田町4番地	八王子
		2	国立病院機構災害医療センターヘリポート	立川市緑町3256	立川
		2	立川飛行場	立川市緑町5番地	立川
		2	武蔵野赤十字病院ヘリポート	武蔵野市境南町1-26-1	武蔵野
		2	三鷹市立第一中学校校庭	三鷹市下連雀9-10-1	三鷹
		2	杏林大学医学部付属病院ヘリポート	三鷹市新川6-20-2	三鷹
		2	青梅市民球技場野球場	青梅市河辺町1-872-1	青梅
		2	青梅市立総合病院ヘリポート	青梅市東青梅4-16-5	青梅
		2	東京都立多摩・小児総合医療センターヘリポート	府中市武蔵台2-8-29	府中
		2	調布市民野球場	調布市染地2-43-1	調布
		2	町田市立町田市民球場	町田市旭町3-20-60	町田
		2	町田市鶴見川クリーンセンター	町田市三輪緑山1-1	町田
		2	都立小金井公園いこいの広場	小金井市関野町2-9	小金井
		2	丸井総合グラウンド	小平市花小金井8-25	小平
		2	日野市立多摩平第一公園	日野市多摩平4-2	日野
		2	東村山市立東村山運動公園	東村山市恩多町1-51-1	東村山
		2	一橋大学グラウンド	国立市中2-1	国立
		2	加美平野球場	福生市加美平1-21	福生
		2	向台運動場	西東京市向台町5-4-44	西東京
		2	都立東大和南公園運動広場	東大和市桜が丘3丁目地内	東大和
		2	日本社会事業大学内グラウンド	清瀬市竹丘3-10-5	清瀬
		2	多摩市立多摩市東公園陸上競技場	多摩市諏訪4-9	多摩
		2	稲城市立中央公園総合グラウンド	稲城市長峰1-1	稲城
		2	亜細亜大学日の出グランド	日の出町平井1466	日の出
4-6-2　主要初動対応ー救出救助拠点ーその他					
（１）公園緑地事務所	2	2	東部公園緑地事務所	台東区上野公園7-47	台東
		2	西部公園緑地事務所	武蔵野市御殿山1-17-59	武蔵野
5-1　ライフラインー電信電話					
（１）東日本電信電話（株）	42	2	東日本電信電話（株）霞ヶ関ビル	千代田区内幸町1-1-6	千代田
		2	東日本電信電話（株）九段ビル	千代田区九段北3-2-1	千代田
		2	東日本電信電話（株）東京支店	港区港南1-9-1 NTT品川WINS	港
		2	東日本電信電話（株）白金ビル	港区白金台3-14-6	港
		2	東日本電信電話（株）芝ビル	港区西新橋3-22-8	港
		2	東日本電信電話（株）青山ビル	港区北青山2-7-15	港
		2	東日本電信電話（株）四谷ビル	新宿区新宿1-33-13	新宿
		2	東日本電信電話（株）新淀橋ビル	新宿区西新宿3-19-2	新宿
		2	東日本電信電話（株）新宿ビル	新宿区北新宿1-5-1	新宿
		2	東日本電信電話（株）旧四谷ビル	新宿区四谷4-12-1	新宿
		2	東日本電信電話（株）上野別館ビル	台東区上野5-24-11	台東
		2	東日本電信電話（株）浅草ビル	台東区雷門1-4-2	台東
		2	東日本電信電話（株）城東ビル	江東区大島3-5-2	江東
		2	東日本電信電話（株）品川ビル	品川区東品川3-28-22	品川
		2	東日本電信電話（株）唐ケ崎ビル	目黒区中央町1-11-7	目黒
		2	東日本電信電話（株）矢口ビル	大田区下丸子3-1-17	大田
		2	東日本電信電話（株）羽田ビル	大田区萩中3-21-5	大田
		2	東日本電信電話（株）世田谷ビル	世田谷区太子堂4-3-4	世田谷
		2	東日本電信電話（株）砧ビル	世田谷区成城1-14-1	世田谷
		2	東日本電信電話（株）東渋谷ビル	渋谷区渋谷2-12-3	渋谷
		2	東日本電信電話（株）高円寺ビル	杉並区高円寺北4-29-6	杉並
		2	東日本電信電話（株）井草ビル	杉並区清水2-16-20	杉並

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
		2	東日本電信電話（株）杉並ビル	杉並区梅里2-36-11	杉並
		2	東日本電信電話（株）池袋ビル	豊島区東池袋3-21-8	豊島
		2	東日本電信電話（株）巣鴨ビル	豊島区巣鴨4-26-18	豊島
		2	東日本電信電話（株）田端テクノビル	北区田端新町1-19-10	北
		2	東日本電信電話（株）荒川ビル	荒川区荒川1-26-1	荒川
		2	東日本電信電話（株）北町ビル	練馬区北町1-12-1	練馬
		2	東日本電信電話（株）大泉ビル	練馬区東大泉2-9-4	練馬
		2	東日本電信電話（株）西新井ビル	足立区西新井5-40-1	足立
		2	東日本電信電話（株）東江戸川ビル	江戸川区瑞江2-46-3	江戸川
		2	東日本電信電話（株）葛西ビル	江戸川区北葛西4-1-43	江戸川
		2	東日本電信電話（株）散田ビル	八王子市散田町3-14-20	八王子
		2	東日本電信電話（株）明神ビル	八王子市明神町1-7-17	八王子
		2	東日本電信電話（株）新立川ビル	立川市曙町3-3-26	立川
		2	東日本電信電話（株）錦町別館ビル	立川市錦町4-12-6	立川
		2	東日本電信電話（株）三鷹ビル	三鷹市下連雀4-14-28	三鷹
		2	東日本電信電話（株）青梅ビル	青梅市勝沼3-95	青梅
		2	東日本電信電話（株）武蔵府中別館ビル	府中市八幡町1-1	府中
		2	東日本電信電話（株）木曽ビル	町田市木曽町144	町田
		2	東日本電信電話（株）小金井ビル	小金井市前原町3-36-21	小金井
		2	東日本電信電話（株）武蔵村山ビル	武蔵村山市三ツ木1-39	武蔵村山
（２）ＫＤＤＩ（株）	5	2	KDDI新宿	新宿区西新宿2-3-2	新宿
		2	KDDI東京Ⅱ	多摩市南野3-15-3	多摩
		2	KDDI東京Ⅲ	多摩市唐木田3-7-1	多摩
		2	KDDI東京Ⅳ	多摩市唐木田3-2	多摩
		2	KDDI府中	府中市日鋼町1-43	府中
（３）（株）ＮＴＴドコモ	6	2	（株）ＮＴＴドコモ	千代田区永田町2-11-1	千代田
		2	（株）ＮＴＴドコモドコモ品川ビル	港区港南2-1-65	港
		2	（株）ＮＴＴドコモドコモ代々木	渋谷区千駄ヶ谷5-24-3	渋谷
		2	（株）ＮＴＴドコモドコモ墨田ビル	墨田区横網1-9-2	墨田
		2	平和島物流センタ	大田区平和島1-1-2	大田
		2	（株）ＮＴＴドコモドコモ立川	立川市曙町3-18-55	立川
（４）ＮＴＴコミュニケーションズ（株）	7	2	ＮＴＴコミュニケーションズ（株）本社	千代田区大手町2-3-1	千代田
		2	ＮＴＴコミュニケーションズ（株）大手町ビル	千代田区大手町2-3-5	千代田
		2	ＮＴＴコミュニケーションズ（株）立川ビル	立川市曙町3-3-26	立川
		2	ＮＴＴコミュニケーションズ（株）唐ヶ崎ビル	目黒区中央町1-11-7	目黒
		2	ＮＴＴコミュニケーションズ（株）白鬚ビル	台東区清川2-25-19	台東
		2	ＮＴＴコミュニケーションズ（株）新宿ビル	新宿区北新宿1-5-1	新宿
		2	ＮＴＴコミュニケーションズ（株）ＴＲＣビル	港区赤坂8-4-23	港
（５）ソフトバンク（株）	6	2	ソフトバンク（株）本社	港区東新橋1-9-1	港
		2	ソフトバンク(株)天王洲ビル	品川区東品川2-2-3	品川
		2	ソフトバンク（株）新砂ビル	江東区新砂3-4-7	江東
		2	ソフトバンク(株)　北池袋センター	豊島区上池袋4-30-17	豊島
		2	ソフトバンク（株）クロスゲート新砂	江東区新砂3-4-12	江東
		2	ソフトバンク（株）新田端ビル	北区田端6-2-8	北
5-2　ライフライン－電気					
（１）東京電力（株）	29	2	東京電力ホールディングス㈱本社	千代田区内幸町1-1-3	千代田
		2	東京電力パワーグリッド（株）東京総支社	新宿区新宿5-4-9	新宿
		2	東京電力パワーグリッド（株）銀座支社	港区芝公園2-2-4	港
		2	東京電力パワーグリッド（株）上野支社	台東区竜泉2-18-6	台東
		2	東京電力パワーグリッド（株）大塚支社	豊島区北大塚2-33-17	豊島
		2	東京電力パワーグリッド（株）荻窪支社	練馬区中村北1-12-7	練馬
		2	東京電力パワーグリッド（株）渋谷支社	渋谷区神南1-12-10	渋谷
		2	東京電力パワーグリッド（株）品川支社　別館	品川区西五反田5-3-1	品川
		2	東京電力パワーグリッド（株）武蔵野支社	武蔵野市西久保1-6-24	武蔵野
		2	東京電力パワーグリッド（株）多摩総支社　八王子北館	八王子市八日町8-1	八王子
		2	東京電力パワーグリッド（株）立川支社	立川市緑町6-6	立川
		2	東京電力パワーグリッド（株）越中島資材倉庫	江東区越中島3-5-19	江東
		2	東京電力パワーグリッド（株）戸田電柱置場	板橋区舟渡4-9-1	板橋
		2	東京電力パワーグリッド（株）小松川電柱置場	江戸川区松江5-14-1	江戸川
		2	東京電力パワーグリッド（株）新大田資材センター	大田区東海4-1-23	大田
		2	東京電力パワーグリッド（株）千住資材倉庫	足立区千住桜木1-13-1	足立
		2	東京電力パワーグリッド（株）八王子資材倉庫	八王子市石川町2967-8	八王子
		2	東京電力パワーグリッド（株）天神町資材置場	小平市天神町4-33-20	小平

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
		2	東京電力パワーグリッド（株）玉堤電柱置場	世田谷区玉堤2-4	世田谷
		2	東京電力パワーグリッド（株）銀座支社 永代橋事務所	中央区新川1-28-40	中央
		2	東京電力パワーグリッド（株）上野支社 葛飾事務所	葛飾区亀有4-20-1	葛飾
		2	東京電力パワーグリッド（株）上野支社 亀戸ビル	江東区亀戸2-1-6	江東
		2	東京電力パワーグリッド（株）江東支社 江戸川事務所	江戸川区中央1-5-3	江戸川
		2	東京電力パワーグリッド（株）大塚支社 板橋事務所	板橋区坂下2-5-1	板橋
		2	東京電力パワーグリッド（株）渋谷支社　世田谷事務所	世田谷区新町3-1-3	世田谷
		2	東京電力パワーグリッド（株）品川支社　大田事務所	大田区池上5-12-17	大田
		2	東京電力パワーグリッド（株）武蔵野支社　府中事務所	府中市美好町1-2-1	府中
		2	東京電力パワーグリッド（株）多摩総支社　町田事務所	町田市原町田5-14-1	町田
		2	東京電力パワーグリッド（株）立川支社　青梅事務所	青梅市東青梅5-15-1	青梅
5-3　ライフライン－ガス					
（１）東京ガス（株）	15	2	東京ガス(株)浜松町本社ビル	港区海岸1-5-20	港
		2	東京ガス（株）新宿パークタワー	新宿区西新宿3-7-1	新宿
		2	東京ガス（株）目黒ビル	目黒区目黒3-1-3	目黒
		2	東京ガス（株）西荻窪ビル	杉並区西荻北5-8-22	杉並
		2	東京ガス（株）板橋整圧所　（倉庫）	板橋区新河岸 2-1-3	板橋
		2	東京ガス（株）滝野川ビル	北区滝野川5-42	北
		2	東京ガス（株）千住ビル	荒川区南千住3-13-1	荒川
		2	東京ガス（株）粕谷ビル	世田谷区粕谷1-7-3	世田谷
		2	東京ガス（株）麻布ビル	港区南麻布2-5-19	港
		2	東京ガス（株）山之内ビル	新宿区西新宿3-7-30	新宿
		2	東京ガス（株）深川グラウンド	江東区猿江2-15	江東
		2	東京ガス（株）大森グラウンド	大田区大森東3-28	大田
		2	東京ガス（株）立川ビル	立川市曙町3-6-13	立川
		2	東京ガス（株）ファミリーセンター武蔵野苑	小平市大沼町3-14	小平
		2	東京ガス（株）多摩整圧所　（倉庫）	多摩市唐木田2-2809	多摩
5-4　ライフライン－水道					
（１）水道局支所等	9	2	水道局中央支所	千代田区内神田2-1-12	千代田
		2	水道局東部第一支所	江東区新砂1-7-2	江東
		2	水道局東部第二支所	荒川区南千住6-40-1	荒川
		2	水道局西部支所	杉並区和泉3-8-10	杉並
		2	水道局南部支所	大田区平和島1-1-2	大田
		2	水道局南部支所（桜丘庁舎）	世田谷区桜丘5-50-16	世田谷
		2	水道局北部支所	練馬区中村北1-9-4	練馬
		2	水道局多摩水道改革推進本部 立川給水管理事務所	立川市緑町6-7	立川
		2	水道局多摩水道改革推進本部 多摩給水管理事務所	多摩市山王下1-17	多摩
5-5　ライフライン－下水道					
（１）下水道局下水道事務所	8	2	中部下水道事務所	千代田区大手町2-6-2	千代田
		2	北部下水道事務所	台東区蔵前2-1-8	台東
		2	東部第一下水道事務所	江東区東陽7-1-14	江東
		2	東部第二下水道事務所	葛飾区小菅1-2-1	葛飾
		2	西部第一下水道事務所	中野区新井3-37-4	中野
		2	西部第二下水道事務所	北区浮間4-27-1	北
		2	南部下水道事務所	大田区雪谷大塚町13-26	大田
		2	流域下水道本部	立川市錦町1-7-26	立川

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
6-1-1　輸送拠点－広域輸送－陸上輸送基地					
（１）立川地域防災センター	1		（※）立川地域防災センター	立川市緑町3233	立川
（２）多摩広域防災倉庫	1	3	多摩広域防災倉庫	立川市緑町3256-5	立川
（３）トラックターミナル	4	3	京浜トラックターミナル	大田区平和島2-1-1	大田
		3	板橋トラックターミナル	板橋区高島平6-1-1	板橋
		3	足立トラックターミナル	足立区入谷6-1-1	足立
		3	葛西トラックターミナル	江戸川区臨海町4-3-1	江戸川
6-1-2　輸送拠点－広域輸送－航空輸送基地					
（１）東京国際空港	1	1	東京空港事務所	大田区羽田空港3-3-1	大田
（２）東京都調布飛行場	1	1	東京都調布飛行場	調布市西町290-3	調布
（３）東京都東京ヘリポート	1	1	東京都東京ヘリポート	江東区新木場4-7-28	江東
6-1-3　輸送拠点－広域輸送－海上輸送基地					
（１）緊急物資輸送対応施設	6	1	大井食品ふ頭	大田区東海5･6丁目	大田
		1	芝浦ふ頭	港区海岸3丁目	港
		1	辰巳ふ頭	江東区辰巳3丁目	江東
		1	10号地その1多目的ふ頭	江東区有明3丁目	江東
		1	品川ふ頭	港区港南5丁目	港
		1	中央防波堤内側内貿ふ頭	江東区青海3丁目地先 中央防波堤内側埋立地	
（２）幹線貨物輸送対応施設	3	1	大井コンテナふ頭	品川区八潮2丁目	品川
		1	中央防波堤外側コンテナふ頭	江東区青海3丁目地先 中央防波堤外側埋立地	
		1	中央防波堤内側内貿ふ頭	江東区青海3丁目地先 中央防波堤内側埋立地	
（３）緊急物資輸送等対応施設	9	3	竹芝ふ頭	港区海岸1丁目	港
（島しょを除く。）		3	日の出ふ頭	港区海岸2丁目	港
		3	晴海ふ頭	中央区晴海5丁目	中央
		3	品川ふ頭	港区港南5丁目 品川区東品川5丁目	品川
		3	フェリーふ頭	江東区有明4丁目	江東
		3	10号地ふ頭	江東区有明4丁目	江東
		3	青海コンテナふ頭	江東区青海3丁目	江東
		3	大井コンテナふ頭	品川区八潮2丁目 大田区東海五丁目	品川・大田
		3	中央防波堤外側コンテナふ頭	江東区青海3丁目地先 中央防波堤外側埋立地	
6-2-1　輸送拠点－水上輸送－水上輸送基地					
（１）河川等船着場（その他）	96	3	新三崎橋	千代田区飯田橋3丁目10番地先	千代田
		3	月島ふ頭	中央区豊海町	中央
		3	浜町	中央区日本橋浜町1丁目地先	中央
		3	常盤橋	中央区日本橋本石町2丁目1番先	中央
		3	日本橋	中央区日本橋1丁目9番先	中央
		3	箱崎町	中央区日本橋箱崎町地先	中央
		3	朝潮運河	中央区晴海3丁目1番先	中央
		3	お台場海浜公園	港区台場1丁目地先	港
		3	芝浦-西-2	港区芝浦4丁目地先	港
		3	芝浦-西-4	港区芝浦2丁目地先	港
		3	芝浦西-西-1	港区芝浦4丁目地先	港
		3	新芝-東-5	港区芝浦3丁目地先	港
		3	高浜-東-2	港区港南3丁目地先	港
		3	高浜-西-3	港区港南3丁目地先	港
		3	墨田緊急用船着場	墨田区墨田5丁目地先	墨田
		3	おしなり公園	墨田区押上1	墨田
		3	両国	墨田区横網1丁目地先	墨田
		3	両国２	墨田区横網1丁目地先	墨田
		3	平井橋	墨田区立花3丁目地先	墨田
		3	吾妻橋	墨田区吾妻橋1丁目先	墨田
		3	浅草	台東区花川戸1丁目地先	台東
		3	浅草東参道二天門	台東区花川戸2丁目地先	台東
		3	越中島	江東区越中島1丁目地先	江東
		3	扇橋閘門	江東区猿江1丁目地先	江東
		3	高橋	江東区高橋	江東
		3	番所橋	江東区東砂2丁目14番地先	江東
		3	小名木川クローバー橋	江東区北砂1丁目2番地先	江東
		3	新砂緊急用船着場	江東区新砂3丁目地先	江東

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
		3	青海客船ターミナル	江東区青海2丁目	江東
		3	夢の島マリーナ	江東区夢の島3丁目	江東
		3	夢の島	江東区夢の島地先	江東
		3	黒船橋	江東区門前仲町1丁目1番地先	江東
		3	木場六丁目	江東区木場6丁目	江東
		3	亀戸中央公園	江東区亀戸8丁目	江東
		3	豊洲三丁目	江東区豊洲3丁目	江東
		3	旧中川・川の駅スロープ	江東区大島9丁目	江東
		3	砂町-北-1	江東区潮見1丁目地先	江東
		3	東雲-南-1	江東区辰巳1丁目地先	江東
		3	豊洲-東-2	江東区枝川1丁目地先	江東
		3	汐見-南-1	江東区枝川3丁目地先	江東
		3	豊洲-東-7	江東区塩浜1丁目地先	江東
		3	汐見-北-5	江東区塩浜2丁目地先	江東
		3	豊洲-東-10	江東区越中島3丁目地先	江東
		3	豊洲五丁目スロープ	江東区豊洲5丁目1番地先	江東区
		3	豊洲ぐるり公園	江東区豊洲5丁目1番地先	江東区
		3	大井ふ頭中央海浜公園	品川区八潮4丁目地先	品川
		3	勝島１丁目	品川区勝島1丁目	品川
		3	水辺ライン（大井）	品川区勝島1-5	品川
		3	しながわ水族館桟橋	品川区勝島2丁目	品川
		3	東海橋	品川区北品川2丁目	品川
		3	品川天王洲桟橋	品川区東品川1丁目	品川
		3	東品川二丁目防災桟橋	品川区東品川2丁目	品川
		3	五反田	品川区西五反田1-10	品川
		3	多摩川二丁目緊急用船着場	大田区多摩川2丁目地先	大田
		3	東京都漁連水産物流通センター	大田区京浜島3丁目	大田
		3	大森ふるさとの浜辺公園	大田区平和の森公園2番2号	大田
		3	羽田2、3丁目	大田区羽田2､3丁目	大田
		3	羽田空港天空橋	大田区羽田空港1丁目	大田
		3	神谷	北区神谷1丁目3番地先	北
		3	岩淵緊急用船着場	北区志茂5丁目	北
			岩淵	北区志茂5丁目41番地先	北
		3	志茂防災船着場	北区志茂5丁目	北
		3	豊島	北区豊島5丁目5番地先	北
		3	白鬚西	荒川区南千住8丁目地先	荒川
		3	小豆沢	板橋区小豆沢4丁目地先	板橋
		3	板橋緊急用船着場	板橋区舟渡2丁目	板橋
		3	新田緊急用船着場	足立区新田2丁目地先	足立
		3	足立緊急用船着場	足立区足立2丁目	足立
		3	千住	足立区千住曙町地先	足立
		3	堀切緊急用船着場	葛飾区堀切1丁目地先	葛飾
		3	柴又緊急用船着場	葛飾区柴又7-19番地先	葛飾
		3	東立石	葛飾区東立石4-6番先	葛飾
		3	西新小岩	葛飾区西新小岩1丁目地先	葛飾
		3	青戸六丁目広場付近護岸	葛飾区青戸6-40番先	葛飾
		3	東京東部漁協荒天時避難繋船場	葛飾区奥戸7-20番先	葛飾
		3	北沼公園	葛飾区奥戸8-17番先	葛飾
		3	第五建築事務所上平井橋係留所	葛飾区東四つ木1-1番先	葛飾
		3	ミヨシ油脂㈱専用荷揚げ場	葛飾区堀切4-66番先	葛飾
		3	臨海緊急用船着場	江戸川区清新町1丁目	江戸川
		3	上篠崎緊急用船着場	江戸川区上篠崎2丁目地先	江戸川
		3	葛西臨海公園	江戸川区臨海町2丁目地先	江戸川
		3	一之江橋	江戸川区新堀1丁目1番地先	江戸川
		3	東篠崎	江戸川区東篠崎2丁目地先	江戸川
		3	鹿骨新橋	江戸川区松本2	江戸川
		3	小松川緊急用船着場	江戸川区小松川1丁目地先	江戸川
		3	新今井橋	江戸川区江戸川4丁目	江戸川
		3	ふれあい橋	江戸川区平井3-1	江戸川
		3	平井	江戸川区平井6丁目71番地先	江戸川
		3	平井七丁目	江戸川区平井7-2	江戸川
		3	なぎさ公園	江戸川区南葛西7丁目3番地先	江戸川
		3	今井交通公園	江戸川区江戸川4丁目9番先	江戸川

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
		3	スポーツランド	江戸川区東篠崎1丁目8番地先	江戸川
		3	ポニーランド	江戸川区篠崎町3丁目23番地先	江戸川
		3	船堀	江戸川区船堀1丁目地先	江戸川
		3	西葛西	江戸川区西葛西2丁目地先	江戸川
		3	篠崎公園	江戸川区上篠崎1丁目25番地先	江戸川
		3	小岩菖蒲園	江戸川区北小岩4丁目37番先	江戸川
6-3-1　輸送拠点－地域内輸送－地域内輸送拠点					
（１）区市町村庁舎等	101	3	九段中等教育学校	千代田区九段北2-2-1	千代田
		3	中央区立総合スポーツセンター	中央区日本橋浜町2-59-1	中央
		3	みなとパーク芝浦	港区芝浦1-16-1	港
		3	新宿区立新宿ｺｽﾞﾐｯｸｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ	新宿区大久保3-1-2	新宿
		3	文京シビックセンター	文京区春日1-16-21	文京
		3	文京スポーツセンター	文京区大塚3-29-2	文京
		3	文京総合体育館	文京区本郷7-1-2	文京
		1	※台東区本庁舎	台東区東上野4-5-6	台東
		1	※墨田区本庁舎	墨田区吾妻橋1-23-20	墨田
		3	江東区中央防災倉庫	江東区塩浜1-3-14	江東
		3	品川区防災センター	品川区広町2-1-36	品川
		3	品川学園	品川区北品川3-9-30	品川
		3	荏原平塚学園	品川区平塚3-16-26	品川
		3	浜川中学校	品川区東大井3-18-34	品川
		3	大井競馬場	品川区勝島2-1-2	品川
		1	※目黒区総合庁舎	目黒区上目黒2-19-15	目黒
		3	大森スポーツセンター	大田区大森本町2-2-5	大田
		3	大田区産業プラザ（Ｐｉｏ）	大田区南蒲田1-20-20	大田
		3	羽田クロノゲート	大田区羽田旭町11-1	大田
		3	京浜島地区備蓄倉庫	大田区京浜島3-5-8	大田
		3	世田谷区立大蔵第二運動場	世田谷区大蔵4-6-1	世田谷
		3	国士舘大学	世田谷区世田谷4-28-1	世田谷
		1	※渋谷区本庁舎	渋谷区宇田川町1-1	渋谷
		1	※中野区本庁舎	中野区中野4-8-1	中野
		3	都立稔ヶ丘高等学校	中野区上鷺宮5-11-1	中野
		3	都立富士高等学校	中野区弥生町5-21-1	中野
		3	杉並区立永福体育館	杉並区永福1-7-6	杉並
		3	杉並区立上井草スポーツセンター	杉並区上井草3-34-1	杉並
		3	杉並区立高円寺体育館	杉並区高円寺南2-36-31	杉並
		3	日本通運株式会社　江古田流通センター	練馬区旭丘1-22-13	練馬
		3	滝野川体育館	北区西ケ原2-1-6	北
		3	桐ケ丘体育館	北区赤羽台3-17-57	北
		3	赤羽体育館	北区志茂3-46-16	北
		3	サンパール荒川	荒川区荒川1-1-1	荒川
		3	南千住野球場	荒川区南千住８－１３－２	荒川
		3	あらかわ遊園スポーツハウス	荒川区西尾久８－３－１	荒川
		3	あらかわ遊園運動場	荒川区西尾久８－３－１	荒川
		3	東尾久運動場	東尾久７－１－１	荒川
		3	荒川総合スポーツセンター	荒川区南千住6-45-5	荒川
		3	板橋区立小豆沢体育館	板橋区小豆沢3-1-1	板橋
		3	板橋区立上板橋体育館	板橋区桜川1-3-1	板橋
		3	練馬区立総合体育館	練馬区谷原1-7-5	練馬
		3	練馬区立光が丘体育館	練馬区光が丘4-1-4	練馬
		3	足立区立保木間公園	足立区竹の塚3-8-1	足立
		3	都立東綾瀬公園	足立区東綾瀬3-4	足立
		3	都立舎人公園	足立区舎人公園1-1	足立
		3	テクノプラザかつしか	葛飾区青戸7-2-1	葛飾
		3	葛飾区立総合スポーツセンター エイトホール	葛飾区高砂1-2-1	葛飾
		3	江戸川区総合文化センター	江戸川区中央4-14-1	江戸川
		3	葛西防災施設	江戸川区西葛西8-17-1	江戸川
		3	小松川防災施設	江戸川区小松川1-7	江戸川
		3	八王子市甲の原体育館	八王子市中野町2726-8	八王子
		3	片倉つどいの森公園	八王子市片倉町3506番地	八王子
		3	あったかホール	八王子市北野町596-3	八王子
		3	南大沢文化会館	八王子市南大沢2-27	八王子
		3	総合体育館（エスフォルタアリーナ八王子）	八王子市狭間町1451-3	八王子

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
		3	柴崎市民体育館	立川市柴崎町6-15-9	立川
		3	泉市民体育館	立川市泉町786-11	立川
		3	武蔵野市立武蔵野総合体育館	武蔵野市吉祥寺北町5-11-20	武蔵野
		3	総合スポーツセンター	三鷹市新川6-37-1	三鷹
		1	※青梅市本庁舎	青梅市東青梅1-11-1	青梅
		3	青梅市民球技場	青梅市河辺町1-872-1	青梅
		3	青梅市立第六小学校	青梅市二俣尾3-903-1	青梅
		3	明星大学グラウンド	青梅市長渕2-590	青梅
		1	府中市役所北庁舎屋内駐車場	府中市宮西町2-24	府中
		3	府中市水防・防災ステーション	府中市小柳町6-1	府中
		3	昭島市総合スポーツセンター	昭島市東町5-13-1	昭島
		3	大町備蓄倉庫（大町ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ）	調布市菊野台3-27-40	調布
		3	東京スタジアム	調布市西町376-3	調布
		3	小島町防災倉庫	調布市小島町3-98-5	調布
		3	町田市立総合体育館	町田市南成瀬5-12	町田
		3	小金井市役所第２駐車場	小金井市前原町3-41-15	小金井
		3	小金井市総合体育館	小金井市関野町1-13-1	小金井
		3	小平市民総合体育館	小平市津田町1-1-1	小平
		3	小平市役所	小平市小川町2-1333	小平
		3	東部出張所	小平市花小金井1-8-1	小平
		3	西部出張所	小平市小川西町4-10-13	小平
		3	市民の森ふれあいホール	日野市本町6-1-3	日野
		3	東村山市民スポーツセンター	東村山市久米川町3-30-5	東村山
		3	ひかりスポーツセンター	国分寺市光町1-46-8	国分寺
		3	国分寺市民スポーツセンター	小平市上水本町6-22-1	国分寺
		3	くにたち市民総合体育館	国立市富士見台2-48	国立
		3	福生市民会館	福生市福生2455	福生
		3	福生市防災食育センター	福生市熊川1606-1	福生
		3	狛江市民総合体育館	狛江市和泉本町3-25-1	狛江
		1	※東大和市本庁舎	東大和市中央3-930	東大和
		1	※清瀬市本庁舎	清瀬市中里5-842	清瀬
		1	※武蔵村山市本庁舎	武蔵村山市本町1-1-1	武蔵村山
		3	武蔵村山市民会館	武蔵村山市本町1-17-1	武蔵村山
		3	多摩市立武道館・陸上競技場	多摩市諏訪4-9	多摩
		3	稲城長峰スポーツ広場防災倉庫	稲城市長峰三丁目10番地の1	稲城
		3	羽村市スポーツセンター	羽村市羽加美1-29-5	羽村
		1	※あきる野市本庁舎	あきる野市二宮350	あきる野
		1	※西東京市役所田無庁舎	西東京市南町5-6-13	西東京
		1	※西東京市役所保谷庁舎	西東京市中町1-5-1	西東京
		3	瑞穂スカイホール	瑞穂町箱根ヶ崎2475	瑞穂
		3	元狭山広域防災広場	瑞穂町二本木487-1	瑞穂
		1	※日の出町本庁舎	日の出町大字平井2780	日の出
		1	※檜原村本庁舎	檜原村467-1	檜原
		1	※奥多摩町本庁舎	西多摩郡奥多摩町氷川215-6	奥多摩
		3	奥多摩町福祉会館	西多摩郡奥多摩町氷川199	奥多摩
6-4　輸送拠点－その他					
（１）ＪＲ東日本他	21	3	東京駅	千代田区丸の内1-9-1	千代田
・山手線		3	秋葉原駅	千代田外神田1-17-6	千代田
・京浜東北線		3	上野駅	台東区上野7-1-1	台東
・中央線		3	日暮里駅	荒川区西日暮里2丁目19番地	荒川
・青梅線		3	池袋駅	豊島区南池袋1-28-1	豊島
・常磐線		3	新宿駅	新宿区新宿3-38-1	新宿
・総武線		3	渋谷駅	渋谷区道玄坂1-1-1	渋谷
・京王線		3	品川駅	港区高輪3-26-27	港

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
・東武伊勢崎線		3	赤羽駅	北区赤羽1-1-1	北
・ゆりかもめ		3	蒲田駅	大田区蒲田5-13-1	大田
		3	錦糸町駅	墨田区江東橋3-14-5	墨田
		3	大崎駅	品川区大崎1-21-4	品川
		3	新橋駅	港区新橋2-17-14	港
		3	立川駅	立川市曙町2-1-1	立川
		3	八王子駅	八王子市旭町1-1	八王子
		3	三鷹駅	三鷹市下連雀3-46-1	三鷹
		3	国分寺駅	国分寺市本町2	国分寺
		3	北千住駅	足立区千住旭町42-2	足立
		3	京王多摩センター駅	多摩市落合1-10-2	多摩
		3	浅草駅	台東区	台東
		3	テレコムセンター駅	江東区青海2-5-8先	江東
（２）ＪＲ貨物	3	3	日本貨物鉄道（株）八王子駅	八王子市	八王子
		3	日本貨物鉄道（株）隅田川駅	荒川区	荒川
		3	日本貨物鉄道（株）東京貨物ﾀｰﾐﾅﾙ駅	品川区	品川
（３）高速道路PA、SA	17	3	加平ＰＡ	足立区	足立
（首都高15、中央高速２）		3	駒形ＰＡ	墨田区	墨田
		3	箱崎ＰＡ	中央区	中央
		3	志村ＰＡ	板橋区	板橋
		3	南池袋ＰＡ	豊島区	豊島
		3	永福ＰＡ	杉並区	杉並
		3	代々木ＰＡ	渋谷区	渋谷
		3	用賀ＰＡ	世田谷区	世田谷
		3	辰巳第１ＰＡ	江東区	江東
		3	辰巳第２ＰＡ	江東区	江東
		3	芝浦ＰＡ	港区	港
		3	大井ＰＡ（西行）	品川区	品川
		3	大井ＰＡ（東行）	品川区	品川
		3	平和島ＰＡ（上り）	大田区	大田
		3	平和島ＰＡ（下り）	大田区	大田
		3	石川ＰＡ（上り）	八王子市	八王子
		3	石川ＰＡ（下り）	八王子市	八王子
（４）都中央卸売市場	7	3	大田市場	大田区東海3-2-1	大田
		3	豊洲市場	江東区豊洲6-6-1	江東
		3	板橋市場	板橋区高島平6-1-5	板橋
		3	北足立市場	足立区入谷6-3-1	足立
		3	世田谷市場	世田谷区大蔵1-4-1	世田谷
		3	葛西市場	江戸川区臨海町3-4-1	江戸川
		3	多摩ニュータウン市場	多摩市永山7-4	多摩
7-1　車両基地ー車両基地					
（１）都交通局自動車営業所	11	3	品川自動車営業所	品川区北品川区1-5-12	品川
		3	渋谷自動車営業所	渋谷区東2-25-36	渋谷
		3	小滝橋自動車営業所	中野区東中野5-30-2	中野
		3	早稲田自動車営業所	新宿区西早稲田1-9-23	新宿
		3	巣鴨自動車営業所	豊島区巣鴨2-9-8	豊島
		3	北自動車営業所	北区神谷3-10-6	北
		3	千住自動車営業所	足立区梅田2-3-11	足立
		3	南千住自動車営業所	荒川区南千住2-33-1	荒川
		3	江東自動車営業所	墨田区江東橋4-30-10	墨田
		3	江戸川自動車営業所	江戸川区中葛西4-9-11	江戸川
		3	深川自動車営業所	江東区東雲2-7-41	江東
（２）その他の車両基地	2	3	東京都トラック総合会館	新宿区四谷3-1-8	新宿
		3	（一社）東京都トラック協会　緊急輸送センター	江戸川区臨海町3-1-1	江戸川

種　別	箇所数	1次 2次 3次	施　設　名　称	所　在　地	区市町村
8-1　備蓄ー備蓄倉庫					
（１）備蓄倉庫（直営倉庫）	10	3	毛利倉庫	江東区毛利2-1-12	江東
		3	塩浜倉庫	江東区塩浜2-26-13	江東
		3	北鳥山倉庫	世田谷区北鳥山7-1	世田谷
		3	船橋倉庫	世田谷区船橋4-41-17	世田谷
		3	白鬚東倉庫	墨田区堤通2-8-13,14	墨田
		3	城南大橋第二倉庫	大田区東海3-4-2	大田
		3	西新小岩倉庫	葛飾区西新小岩2-1	葛飾
		3	南千住倉庫	荒川区南千住6-45-41	荒川
		3	麻布十番駅地下倉庫	港区麻布十番一丁目２番地先から３番地先	港
		3	清澄白河駅地下倉庫	江東区三好一丁目８番地先から１番地先	江東
（２）備蓄倉庫（兼用倉庫） （島しょの４支庁分を除く。）	6		※都庁第二庁舎	新宿区西新宿2-8-1	新宿
			※立川地域防災センター	立川市緑町3233	立川
			※葛飾区役所	葛飾区立石5-13-1	葛飾
			※多摩広域防災倉庫	立川市緑町3256-5	立川
		3	テレコムセンター倉庫	江東区青海2-38	江東
		3	西多摩福祉事務所倉庫	青梅市河辺町6-4-1	青梅
9-1　その他					
(1) 火葬場	18	3	瑞江葬儀所	江戸川区春江町3-26-1	江戸川
		3	町屋斎場	荒川区町屋1-23-4	荒川
		3	落合斎場	新宿区上落合3-34-12	新宿
		3	代々幡斎場	渋谷区西原2-42-1	渋谷
		3	四ツ木斎場	葛飾区白鳥2-9-1	葛飾
		3	桐ヶ谷斎場	品川区西五反田5-32-20	品川
		3	臨海斎場	大田区東海1-3-1	大田
		3	堀之内斎場	杉並区梅里1-2-27	杉並
		3	戸田葬祭場	板橋区舟渡4-15-1	板橋
		3	青梅市火葬場	青梅市長淵5-743	青梅
		3	思い出を語るロマン社ひので斎場	日の出町大字平井字谷戸3092	日の出
		3	瑞穂斎場	西多摩郡瑞穂町大字富士山栗原新田244	瑞穂
		3	八王子市斎場	八王子市山田町1681-2	八王子
		3	日野市営火葬場	日野市多摩平3-28-8	日野
		3	南多摩斎場	町田市上小山田町2147	町田
		3	立川聖苑	立川市羽衣町3-20-18	立川
		3	日華多磨葬祭場	府中市多磨町2-1-1	府中
		3	府中の森市民聖苑	府中市浅間町1-3	府中

（注1）（※）は再掲

（注2）島しょは本冊記載のとおり

資料第55　震災復旧用材料一覧（都水道局）　（本文197頁）

（平成30年4月1日現在）

品　種 （単位）	被害想定に基づく必要材料	都水道局在庫数
直管　（本）	2,626	2,845
異形管　（個）	26,401	24,859
弁類　（個）	468	996
押輪類　（個）	44,118	19,849
ゴム輪類　（個）	43,462	35,930
接合部品類　（本、個、組）	96,332	184,415
鉄蓋弁キョウ類　（組）	166	2,648

（注１）　首都中枢機関等の発災後3日以内の復旧作業、重要・一般路線の発災後10日以内の復旧作業に必要な材料は、すべて局が保有する。

（注２）　発災後11日目以降の復旧作業に必要な材料は、災害時における供給に関する協定等により局が調達する。

資料第 56　通信施設の現況（通信事業者等）　（本文 199 頁）

機　関　名	現　況
日本郵便株式会社東京支社	日本郵便株式会社東京支社が受け持つ施設は、次のとおりである。 （平成 31 年３月 31 日現在）　1,476 局
ＮＴＴ東日本	電気通信業務を所掌する施設・設備は次のとおりである。 １　交換機設備ビル数　178 ビル ２　とう道　260.8㎞（亘長）（平成３０年３月末）
ＮＴＴコミュニケーションズ	国内・国際電話等のサービスを提供する施設・設備は次のとおり １　交換機設備設置ビル数　３ ビル（都内）
ＮＴＴドコモ	電気通信業務を所掌する施設は、次のとおりである。 １　交換機設備ビル数　６ ビル
ＫＤＤＩ	国内・国際電話等の通信サービスを提供する通信施設を有する都内のビルは次のとおりである。 １　交換機等を設置しているビル数　：都内７ビル（地方にも設置）
ソフトバンク	国内・国際電話等の通信サービスを提供する通信施設を有する都内のビルは次のとおりである。 １　交換機等を設置しているビル数　都内６ビル

資料第 57　運転者のとるべき措置（警視庁）　（本文 215 頁）

1　原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。

2　現に車両を運転中の運転者は、速やかに緊急自動車専用路又は緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。

3　首都高速道路等を通行している車両の運転者は、次の原則を守ること。

①　慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けること。）、エンジンを止める。

②　カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を聞いて状況を把握する。

③　危険が切迫している場合以外は、自分の判断でみだりに走行しない。

④　カーラジオ、交通情報板等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動する。

4　やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、次の原則を守ること。

①　交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。

②　エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておく。

③　窓は閉め、ドアはロックしない。

④　貴重品を車内に残さない。

資料第 58　緊急道路障害物除去路線等の作業分担（都建設局、都港湾局、関東地方整備局、東日本高速道路、中日本高速道路、首都高速道路）　（本文 217 頁）

分担機関	分担路線			主要路線名
	道路管理者	路線数	路線延長	
都建設局	都 区市町村	291 319	km 1,311.5 197.9	【都道】環状７号、環状８号、芝新宿王子（明治通り）、新宿青梅（青梅街道・新青梅街道）、御徒町小岩（蔵前橋通り）、練馬所沢（目白通り）、府中町田（鎌倉街道）、杉並あきる野（五日市街道）、その他
都港湾局	都	39	45.21	
関東地方整備局	国	12	km 239.1	【国道】１号（日比谷通り・桜田通り・第二京浜）、４号（昭和通り・日光街道）、６号（江戸通り・水戸街道）、14 号（京葉道路）、15 号（第一京浜）、16 号（東京環状）、17 号（本郷通り・白山通り・新大宮ﾊﾞｲﾊﾟｽ・中山道）、20 号（新宿通り・甲州街道）、246 号（青山通り・玉川通り）254 号（春日通り、川越街道）、 357 号（湾岸道路）、298 号（東京外かく環状道路）
東日本高速道路 中日本高速道路	東日本高速道路 中日本高速道路	7	km 75.8	東名高速道路、中央自動車道、関越自動車道、第三京浜道路、京葉道路、東京外かん自動車道、圏央道
首都高速道路	首都高速道路	19	km 201.9	【首都高速道路】都心環状線、中央環状線、１号上野線、１号羽田線、２号目黒線、３号渋谷線、４号新宿線、５号池袋線、６号向島線、６号三郷線、７号小松川線、９号深川線、10 号晴海線、11 号台場線、川口線、湾岸線、湾岸分岐線、八重洲線、神奈川１号横羽線

資料第 59　鉄道事業者の初動措置ほか（各鉄道事業者）　（本文 219、220 頁）

①鉄道事業者の初動措置

機関名	運転規制の内容	乗務員の対応		その他の措置
		列車の運転	乗客への対応	
都 交 通 局	震度４ 25 ㎞以下の徐行運転（日暮里・舎人ライナーは 20㎞以下の徐行運転） 震度５弱以上 運転中止	強い地震を感知し、運転継続が危険と認めた場合、あるいは、総合指令から指示があった場合には、直ちに安全な箇所で停止する。異常が認められない場合は、総合指令の指示により、前途支障の有無に注意し、5㎞ 以下の徐行運転により、次駅まで走行する。駅に停車中の場合は、出発を見合わせ、駅長の指示に従う。	車内放送により、乗客の動揺防止及び車外脱出の防止を行い、安全確保に努めるとともに、負傷者の有無を確認する。	地震による運転規制が実施された場合には、関係各所（駅、保守区等）は、あらかじめ指定した箇所を点検し、速やかに総合指令に点検結果を報告する。
ＪＲ東日本	地震が発生したときは、当社の運転規制の定めに基づき運転規制を行う。	運転中に危険と認めたときは直ちに停止。最寄の停車場の駅長又は指令室と連絡をとり、その指示を受ける。	災害の規模、被害状況及び運行の見通し等を把握し輸送指令の指示等により、適切な旅客案内を行う。	駅等の混乱防止、輸送力の確保を図るため報道機関に情報を提供する。
ＪＲ東海	地震が発生したときは、当社の運転規制の定めに基づき運転規制を行う。	地震防災システムの動作により、停電させ、列車を直ちに停止させる。また、運転士が、危険を認めた際は、直ちに停止させる。	災害の規模、被害状況及び運行の見通し等を把握し輸送指令の指示等により、適切な旅客案内を行う。	無線等で輸送指令に、停止した地点、列車及び旅客の状況、設備状況を確認し運行継続の可否等を通報、連絡する。
ＪＲ貨物	震度４ 25㎞以下の徐行運転 震度５弱以上 運転中止	(1) 列車運転が危険と認めた場合、直ちに停止させる。 (2) 安全な場所に列車を停止させる。 (3) 最寄りの停車場の駅長と連絡をとり、指示に従う。		
東武鉄道	震度４ 全列車一旦停止後、25㎞以下の注意運転 震度５以上 全列車一旦停止、安全確認まで運転見合せ （※震度５弱の場合は、全列車一旦停止、駅間に停車した列車は安全確認を行いつつ、最徐行で次駅に収容する。）	(1)速やかに安全な箇所に停止し異常の有無を確かめる。 (2)異常が認められないときは、25ｋｍ以下で注意運転を行う。 (3)次駅駅長に異常の有無を通告する。	(1)車内放送等により乗客の不安除去に努め、混乱防止を図る。 (2)車内に負傷者が発生した場合は、駅長の協力を得るなどして救出救護等臨機の処置をとる。	(1)運転指令は、震度や被害及び列車運行の把握に努め適切な指令を行う。 (2)電気指令は、必要により送電中止等適切な処置をする。 (3)駅長は運転を見合せ運転指令に報告し、構内を点検する。 (4)工務電気関係管理所長は、要注箇所の点検

機関名	運転規制の内容	乗務員の対応		その他の措置
		列車の運転	乗客への対応	
				を行う。なお震度５以上と認めたときは、至急巡回点検を行う。
東 急 電 鉄	震度４ ・全列車の停止を指令 ・震動停止後 25 ㎞以下の注意運転 ・構造物に異常がない旨確認後、平常運転に復する。 震度５弱 ・全列車の停止を指令 ・震動停止後 15 ㎞以下の注意運転で先行列車があった場所まで運転 ・乗務員及び駅長から構造物等に異常がない旨報告があった場合は 25㎞以下の注意運転 ・電力司令長及び保線区長から構造物等に異常がない旨報告があった場合は平常運転に復する。 震度５強以上 ・全列車の停止を指令 ・電力司令長及び保線区長から構造物等に異常がない旨報告があった場合は 25㎞以下の注意運転、５分間経過後平常運転に復する。	（地上区間） 橋梁、高架橋、築堤、隋道等をなるべく避け直ちに停止する。 （地下区間） 信号現示条件に従って、速やかに乗降場に進入し停止する。	被害の状況、運行見通し、今後のとるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止する。	(1)被害状況の把握 (2)線路、駅施設、電気設備等の点検 (3)出火防止、初期消火 (4)旅客の避難誘導 (5)負傷者の救出、救護 (6)電気施設の緊急措置 (7)通信による災害情報の緊密化 (8)防災機関との連携
京 成 電 鉄	震度４ 直ちに列車停止手配をとる。指定点検箇所の異常の有無を確認の上、25㎞/h 以下の運転規制を行う。各員の報告により安全を確認した区間から規制解除し、通常運転に服する。 震度５以上 運転を中止し、全線の鉄道施設の点検を実施する。安全を確認した区間から遂次運転を再開する。	１　直ちに列車を停止させるとともに、運輸指令に状況を報告、その指示を受ける。乗客にその旨を案内する。 ２　運転再開は運輸指令又は駅長の指示により行い、途中の線路状態・沿線構造物等の状況を運輸指令に報告する。		
京 王 電 鉄	震度４ 全列車停止 震動停止後 25㎞ 以下の注意運転 震度５以上 全列車停止	列車の運転が危険と判断した場合または停車の指令を受けたときは、列車を停止する	車内放送にて、状況を旅客に説明し、混乱防止に努める	(1)被害状況の把握 (2)負傷者の救出、救護 (3)旅客の避難誘導 (4)出火防止、初期消火 (5)線路、駅、電気設備等の点検 (6)通信、電気施設の緊急

機関名	運転規制の内容	乗務員の対応		その他の措置
		列車の運転	乗客への対応	
	点検後、異常なしを確認後、順次運転速度の規制緩和			措置 (7)防災機関との連携
京 急 電 鉄	危険な箇所を避け一旦停止後 震度４ 見通しの範囲に異常を認めないときは、35km/h 以下の注意運転 震度５弱 見通しの範囲に異常を認めないときは、25km/h 以下の注意運転 震度５強以上 保守担当者が異常のないことを確認するまで、運転見合わせ 停車場間に停止した場合、最寄り停車場構内の運転諸設備と当該列車の見通しの範囲内に異常を認めないときは、運輸司令の指示により、旅客の避難誘導のため 15km/h 以下の速度で注意運転	地震を感知した時、又は運輸司令から地震発生の通報を受けた時は、危険な箇所を避け速やかに列車を停止させる。以後の運転は、運輸司令の指示による。	被害の状況、運行見通し等を説明し、旅客の動揺と混乱防止に努める。	(1)震度４以上の場合、施設等の点検
西 武 鉄 道	震度４ 一旦停止後、毎時 55 ㎞以下の注意運転 異常のないのを確認後、平常運転に復す 震度５弱 一旦停止後、毎時 25 ㎞以下の注意運転 異常のないのを確認後、平常運転に復す 震度５強以上 全列車停止、全線の点検が終了するまで運転中止	(1)列車の運転が危険と判断した場合又は停止指令があった場合列車を停止する。 (2)安全な位置に停止し、パンタグラフを降下し転動防止処置をとる。 (3)列車が駅に到着したときは、その区間の状況を運転司令長に報告する。		(1)駅長は、構内を巡視し異常の有無を運転司令に報告する。 (2)電気司令長は、必要に応じて一時送電中止の処置をとる。 (3)運転司令長は、震度５強の場合、状況により旅客の避難・誘導等を目的として、毎時 15km 以下で次駅または最近の駅まで運転するよう指令することができる。
小 田 急 電 鉄	40 ガル以上 ・全列車を一時停車 40～79 ガル ・震動停止後 25 ㎞以下の注意運転により異常を認めない停車場毎に平常運転に復す。 80～99 ガル ・震動停止後 15 ㎞以下の注意運転により異常を認めない停車場毎に 25km 以下	(1)列車の運転が危険であると判断した場合は、直ちに列車を停止させる。 (2)列車を停止させた場合は、運輸司令所長に報告し、その指示を受ける。	□車内の放送設備等により状況を旅客に説明し、旅客の動揺と混乱防止に努める。	□関係駅区所長は所管施設の点検を実施し、異常の有無を運輸司令所長に報告する。 □技術区所は、線路点検を実施し、点検結果を運輸司令所長に報告する。

機関名	運転規制の内容	乗務員の対応		その他の措置
		列車の運転	乗客への対応	
	の注意運転に移行 ・線路点検後、異常を認めない停車場毎に平常運転に復す。 100ガル以上 ・線路点検後、異常を認めない停車場間毎に平常運転に復す			
東京地下鉄	「地震警報装置による運転規制」 震度4以上 全列車緊急停止 「エリア地震計情報装置による運転規制」 震度3以下 注意運転 震度4 25km/h以下の注意運転 震度5弱以上 運転見合せ	(1)列車を緊急停止させた後、状況を総合指令所に報告し、指示を受ける。 (2)停止した箇所が橋りょう、築堤上等であって危険のおそれがあるときは、進路の安全を確かめ列車を移動させる。この場合、総合指令所に状況を報告し、指示を受ける。	車内放送により、状況を旅客に説明し、動揺防止及び車外脱出の防止に努める。	(1)被害状況の把握 (2)施設・設備の点検 震度5弱以上 歩行点検
東京モノレール	8～24㌍ 一旦停止後注意して運転（通常運転） 25～39㌍ 40 km毎時以下の速度で運転指令者が指示する区間まで注意して運転 40～79㌍ 施設区長の指示があるまで40km毎時以下の速度で注意して運転 80～119㌍ 施設区長の指示があるまで15km毎時以下の速度で注意して運転 120㌍以上 事故対策本部長又は施設区長の指示があるまで停止	列車運転中、地震を感知したとき又は運転指令者から地震が発生した通知を受けたときは、安全な箇所に速やかに停止する。運転の再開は運転指令者に指示を受ける。	運転指令者から得た情報を適宜放送し、旅客の動揺防止に努める。	40㌍以上の場合は、線路、電路、沿線の状況等について点検する。 また、防災無線・ファックス等により情報の収集に努め、関係部署に周知するほか、個々の列車に情報の伝達と適切な指示をする。

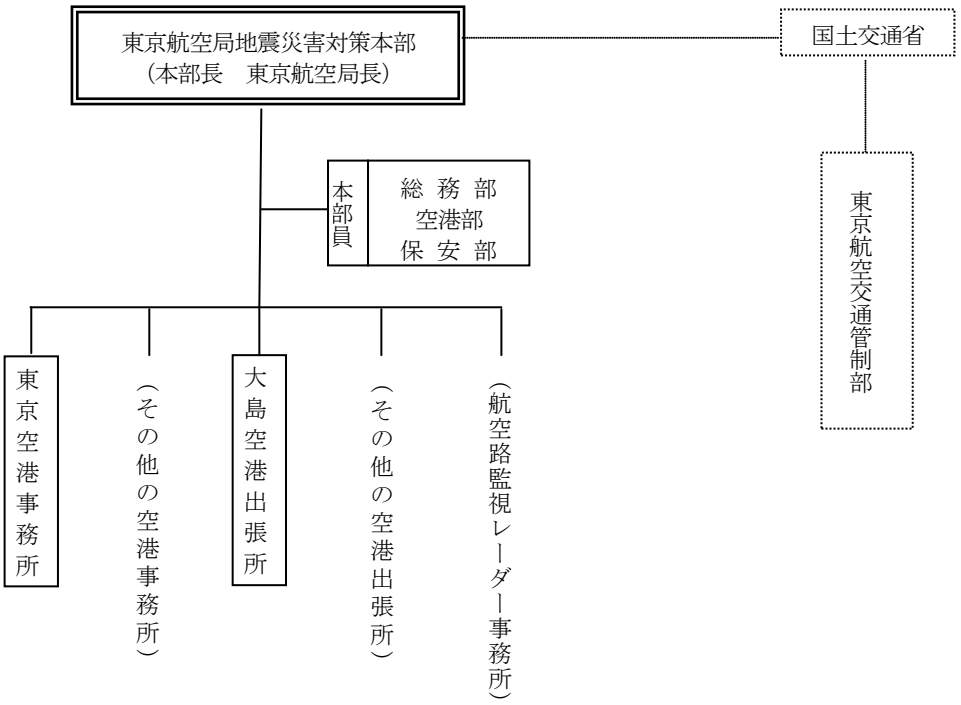
機関名	運転規制の内容	乗務員の対応		その他の措置
		列車の運転	乗客への対応	
ゆりかもめ	震度４以上の地震発生時は直ちに全列車を一時停止 震動停止後 震度４ 係員が添乗し時速20㎞以下で運転 震度５弱以上 運転見合せ		駅間に停止した列車の旅客を誘導する場合は、係員を派遣	駅設備、線路の異常の有無を確認
多摩都市モノレール	震度４ 25㎞以下の注意運転 震度５弱以上 運転中止	列車の運転が危険と判断した場合又は指令管理所長の指示があった場合は、列車を停止させた後、状況を指令管理所長に報告し、指示を受ける。	状況を旅客に説明し、動揺と混乱防止に努める。	(1)旅客の避難誘導 (2)被害状況の把握 (3)施設・設備の点検 (4)出火防止、初期消火 (5)通信、電気施設の緊急措置 (6)防災機関との連携
北総鉄道	震度４ 25㎞以下の注意運転 震度５以上 運転中止	地震を感知するか運輸司令から指示をうけたときは列車を停止させ、運輸司令に状況を報告する。		
東京臨海高速鉄道	沿線地震計による 60～99ガル（相当震度４） 25㎞以下の徐行運転 100ガル以上（相当震度５以上） 運転中止	(1)列車の運転が危険と判断した場合又は停止指令があった場合、列車を停止する。 (2)列車を停止させたときは、その状況を運輸指令室長に報告し、指示を受ける。		
首都圏新都市鉄道	・予測震度４以上の警報発信で全列車一旦停止、その後沿線地震計の震度による取扱いとする。 (1)震度４以下(計測震度3.5以上4.5未満) 通常運転を再開する。 (2)震度５弱（計測震度4.5以上5.0未満） 35㎞/h以下の注意運転 (3)震度５強以上(計測震度5.0以上) 全列車運転停止、安全確認まで運転見合わせ	地震が発生し、列車の運転が危険と判断した場合、又は、運輸指令から停止手配の指令があったときは、原則として直ちに列車を停止。運輸指令に状況を報告、指示を受ける。	災害の規模、被害状況及び運行の見通し等を運輸指令からの指示等により、適切な旅客案内を行う。	・総合指令は、震度や被害等の把握に努め適切な指示を行う。 ・施設、電気管理所長は、注意箇所の点検を行う。なお震度５強以上と認めたときは、至急巡視を行う。

② 事故発生時の救護活動

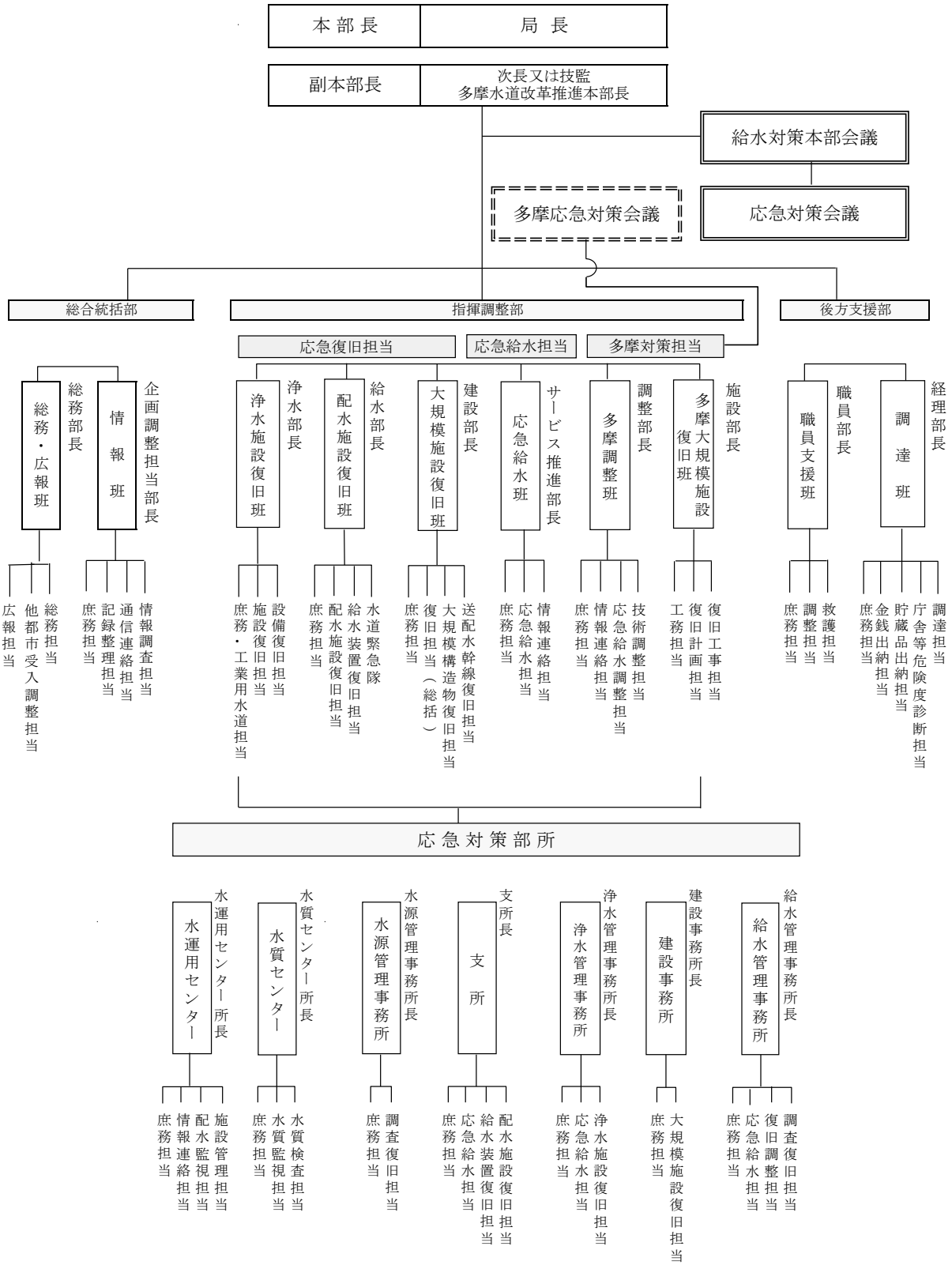
機関名	内　　容
都交通局	○　地下鉄駅係員、都電乗務員及び日暮里・舎人ライナー係員は、負傷者の救護措置を行い、旅客の生命の安全を図る。
Ｊ　Ｒ 東日本	○　旅客誘導・放送案内等による駅構内の混乱防止及び負傷者の救出に努めるとともに、被害状況により、救護所の開設、警察署・消防署等への出動要請を行う。
ＪＲ東海	○　被害の状況によっては、対策本部を設置して応急体制をとるほか、医療機関、消防署、警察署等へ救援を要請する。
東武鉄道	○　負傷者があった場合、救出・救護等の処置を行うほか、消防署、警察署等へ救援を要請する。
東急電鉄	○　災害発生時には、異常時対策規程に基づき、対策本部を設置し、救護活動に当たるとともに、消防署、警察署に出動を要請する。
京成電鉄	①　災害発生時には、駅従事員、乗務員が救急救護活動に当たる。 ②　災害対策規則に基づき、災害対策本部、現地対策本部に救護班を編成し、救護活動に当たる。
京王電鉄	①　災害発生時には、災害対策本部を設置し、負傷者の救護を優先的に行う。 ②　併発事故の防止に万全を講ずるとともに、必要に応じ警察署・消防署に出動・救護の要請を行い旅客の安全を図る。
京急電鉄	○　死傷者の救護を最優先とし、続発事故の防止に万全を講ずるものとし、必要により警察署及び消防署に通報し、出動・救援の要請を行う。
西武鉄道	○　災害発生により旅客等に事故が発生した場合、適切な救護活動を行う。 ①　負傷者の救出の際には、旅客（医師・看護師等）の協力を求める。 ②　付近に病院等がある場合には、その医師に協力を求める。 ③　救急車の依頼等、医師の手当を受ける手配をする。 ④　多数の負傷者が発生した場合は、安全な場所に臨時救護所を設置する。
小田急 電　鉄	①　係員は、相互に協力して、あらかじめ定められた担当任務に従い、旅客・従業員等の救護を的確かつ迅速に行う。 ②　救護にあたっては、関係防災機関等との連携に努める。
東　京 地下鉄	○　災害が発生した場合、社員は互いに協力し、旅客の安全確保を第一の使命として行動する。 ①　旅客の人命救助及び避難誘導を行う。 ②　旅客に被害が拡大しないように二次災害及び付帯事故の防止措置を行う。 ③　死傷者のあるときは、救出及び応急救護に努めるとともに、119番通報し救急隊の出動を要請する。 ④　現地対策本部は、救援隊を編成して旅客の救出、応急救護、負傷者搬送及び消防隊、救急隊の出動要請及び活動に協力する。
東京モノ レール	○　災害発生時には、駅従事員、乗務員はその状況を冷静に判断し、死傷者の救護を最優先とし、負傷者に対する応急措置と最寄の病院へ収容又は救急車の要請、手配をする。

機関名	内　　容
ゆ　り かもめ	①　災害発生時には鉄道事故災害対策要綱等に基づき策定されたマニュアルにより救護活動に当たる。 ②　必要に応じ、消防署、警察署に出動を要請する。
北総鉄道	①　　災害発生時には、「異常時対策規則」に基づき、旅客の救出救護、避難誘導に当たる。 ②　必要に応じ警察及び消防署に出動・救護の要請を行う。
東京臨海 高速鉄道	①　事故発生により人命に危険が生じたときは、これの救助を先決として最善を尽くす。 ②　旅客に負傷者が発生した場合、速やかにその旨を運輸指令室長または最寄りの駅長に報告するとともにその救護に当たり、必要に応じ、警察署及び消防署等に救援を要請する。
多摩都市 モノレール	①　当事者及び発見者は、死傷者の救護を最優先する。また、併発事故の防止の手配をとるとともに、直ちに指令管理所長及び駅務管理所長へ通報する。 ②　事故現場に居合わせた係員は、可能な限り事故の処置に協力する。
首都圏新 都市鉄道	○　旅客の誘導、放送案内等により、駅構内の混乱防止と負傷者の救護措置を行うとともに、医療機関、警察署及び消防署等の救援を要請する。

資料第 60　地震災害対策本部組織図（東京航空局）　（本文 226 頁）



資料第61　給水対策本部組織図（都水道局）　（本文229頁）



資料第 62　通信事業者等の活動態勢（通信事業者等）　（本文 235、707 頁）

機　関　名	実　施　内　容
日本郵便株式会社 東　京　支　社	1　非常災害対策本部等の設置 (1)　業務運営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる災害等の緊急事態が発生した場合には、非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を設けて、当該緊急事態に的確に対応する。 (2)　非常災害対策本部等においては、各機関内部、各機関相互間及び関係行政機関等又は関係事業者と密接な連絡及び協力を行い、迅速かつ的確に被災現地の状況を把握し、適切な災害応急対策及び災害復旧活動を行う。 2　非常参集体制等 速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。また関係行政機関等との間において、緊密な連携の確保に努める。 3　通信手段の確保 災害発生後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。 4　災害に関する情報の収集及び伝達 災害発生時においては、災害の状況を的確に把握し、災害応急対策を迅速かつ適切に講じ得るよう、災害に関する情報の収集及び伝達を行う。特に、災害発生直後においては、郵便局等における被害状況、ライフライン被害等の関連情報の収集に当たる。 5　災害の拡大防止活動 災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講ずる。 6　救助・救急及び消火活動 災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、発災後初期段階においては、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。 7　避難活動 災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、郵便局等の不特定多数の者が利用する施設においては、利用者等を避難場所に 適切に誘導するものとする。特に、大地震発生時に津波のおそれのある地域においては、津波警報、地方公共団体からの避難命令等の情報収集に万全を期すこととする。なお、その際には、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮する。 8　施設及び設備の応急復旧活動 災害発生後は、災害の種類及び被害状況に応じ、専門技術を持つ社員等を活用して施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、応急復旧を速やかに行う。 9　災害時における広報活動 災害時においては、業務に係る当該災害による被害、応急対策の措置状況等並びに事業の運営状況及びその見通し等について、適切かつ効果的な広報活動を行う。

<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>実　施　内　容</th></tr>
<tr><td>Ｎ Ｔ Ｔ 東 日 本

Ｎ　Ｔ　Ｔ
コミュニケーションズ

Ｎ Ｔ Ｔ ド コ モ</td><td>1　非常態勢の区分
災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、次に定める態勢により対処する。
<table><tr><th></th><th>非常態勢の区分</th><th>非常事態の情勢</th></tr><tr><td>準備</td><td>警戒態勢</td><td>・災害の発生が予想される場合</td></tr><tr><td rowspan="3">アクション</td><td>第１非常態勢</td><td>・激甚災害（国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害）が発生した場合</td></tr><tr><td>第２非常態勢</td><td>・大規模な災害が発生した場合
・警戒宣言が発せられた場合</td></tr><tr><td>第３非常態勢</td><td>・中規模な災害が発生した場合</td></tr></table>
2　災害対策組織
(1) 非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておく。
(2) 対策組織を次のとおり区分する。
<table><tr><th>対策組織</th><th>機能</th></tr><tr><td>情報連絡室</td><td>・非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施
・非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施</td></tr><tr><td>支援本部</td><td>・非常災害対策活動の支援</td></tr><tr><td>地震災害警戒本部</td><td>・大規模地震の発生に備えた対策活動の実施</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td>・非常災害対策活動の実施</td></tr><tr><td>緊急災害対策本部</td><td>・緊急災害対策活動の実施</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>Ｋ　Ｄ　Ｄ　Ｉ</td><td>1　災害対策本部の設置及び運営
(1) 災害が発生し、通信サービスを確保するための応急復旧活動が必要であると判断された場合、あるいは国から大規模地震に関する警戒宣言が発せられた場合本社に災害対策本部を設置する。
(2) 同本部は、社長を長とし、通信の疎通確保に関する対策、営業、管財、広報、管理及び救護に関する対策等、災害対策に関する一切の活動を組織的かつ統一的に指揮する。
(3) 関係事業所には必要に応じて現地対策室を設置し、災害対策本部の指示の下に災害復旧活動を行う。
(4) 都本部並び国等の関係防災機関との連絡・調整を行う。
2　災害対策要員の招集と任務
(1) 実施する応急復旧の内容に応じて、あらかじめ定めておいた所定要員を非常招集する。
(2) 対策要員は災害対策本部長の指揮の下所定業務を遂行する。
3　情報連絡活動
(1) 社外関係機関との連絡・調整は、東京都の防災行政無線、内閣府の中央防災無線等を利用する。
(2) 社内及び社外間の連絡は社内連絡網、災害時優先指定済の加入電話、携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ等を利用する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>実　施　内　容</th></tr>
<tr><td>ソフトバンク</td><td>
1　緊急事態区分
災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合（以下「緊急事態」という。）は、次に定める緊急事態により対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。

<table>
<tr><th>緊急態勢区分</th><th>緊急事態の情勢</th></tr>
<tr><td>レベルⅣ</td><td>激甚災害（国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害）が発生した場合</td></tr>
<tr><td>レベルⅢ</td><td>大・中規模な災害が発生した場合</td></tr>
<tr><td>レベルⅡ</td><td>小規模な災害が発生した場合</td></tr>
<tr><td>レベルⅠ</td><td>災害の発生が予想される場合</td></tr>
</table>

2　緊急事態に対応する対策組織を次のとおりあらかじめ編成しておく。
<table>
<tr><th>対策組織</th><th>機　能</th></tr>
<tr><td>緊急対策本部</td><td>事業全体の災害対策活動の実施</td></tr>
<tr><td>災害対策本部</td><td>業務部門の災害対策活動の実施</td></tr>
<tr><td>エリア復旧本部</td><td>地域内の復旧に特化した災害対策活動の実施</td></tr>
<tr><td>事故対策本部</td><td>軽微な災害に対する対策活動の実施</td></tr>
<tr><td>事故対策本部（警備）</td><td>災害の発生に備えた警備活動の実施</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

資料第 63　通信事業者等の応急対策（通信事業者等）　（本文 235、707 頁）

機　関　名	実　施　内　容
日本郵便株式会社 東　京　支　社	1　災害に関する情報の収集及び伝達 災害発生時においては、災害の状況を的確に把握し、災害応急対策を迅速かつ適切に講じ得るよう、災害に関する情報の収集及び伝達を行う。特に、災害発生直後においては、郵便局における被害状況、ライフライン被害等の関連情報の収集に当たる。 2　郵便物の送達の確保 災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、次の措置を講ずる。 (1) 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。 (2) 郵便物の運送又は集配の委託を受けた者が運送又は集配に当たって災害に遭遇した場合は、その業務の継続又は郵便物の保全等のために必要な措置をとるよう、指示を行う。 (3) 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止する。また、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止する措置をとる。 3　窓口業務の維持 災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。 4　その他 郵便業務の確保を図るため、社員の非常服務体制の確立、滞留郵便物の配送処理等のために必要な要員の確保、郵便物等の応急保全、郵便機械類の応急復旧、事業用品の応急調達及び緊急輸送等の災害応急対策に関する措置をとる。

機　　関　　名	実　　施　　内　　容
Ｎ Ｔ Ｔ 東 日 本	1　通報、連絡 各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。 2　情報の収集、報告 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。 (1) 気象状況、災害予報等　(2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況 (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況　(4) 被災設備、回線等の復旧状況 (5) 復旧要員の稼動状況　(6) その他必要な情報 3　警戒措置 災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に揚げる事項について警戒の措置をとる。 (1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。 (2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。 (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。 (4) 災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。 (5) 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。 (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講じること。 (7) その他、安全上必要な措置を講じること。 4　重要通信のそ通確保 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。 (1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。 (2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第８条第２項及び電気通信事業法施行規則第５６条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 (3) 非常、緊急電報は電気通信事業法第８条第１項及び電気通信事業法施行規則第５５条の定めるところにより、一般の電報に優先して取扱うこと。 (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。 5　被災地特設公衆電話の設置 被災救助法が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。 6　携帯電話の貸出し 「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部等への携帯電話の貸し出しに努める。 7　災害用伝言ダイヤル等の提供 地震（震度６弱以上）や日本国内にて「津波警報」以上が発表された場合、あるいはその他災害等発生により著しく通信ふくそうが発生した（恐れ含む）場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

機　　関　　名	実　　施　　内　　容
ＮＴＴドコモ	1　通報、連絡 各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。 2　情報の収集、報告 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。 (1) 気象情報、災害予報等 (2) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況 (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (4) 被災設備、回線等の復旧状況 (5) 復旧要員の稼働状況 (6) その他必要な情報 3　重要通信の疎通確保 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。 (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を執ること。 (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要が有るときは、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第８条第２項及び電気通信事業法施行規則（昭和６０年郵政省令第２５号）第５６条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を執ること。 (3) 非常、緊急通話は、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第８条第１項及び電気通信事業法施工規則（昭和６０年郵政省令第２５条）第５５条の定める所により、一般の通話に優先して取り扱うこと。 (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。 4　携帯電話の貸出し 災害救助法が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。
ＮＴＴコミュニケーションズ	1　通報、連絡 各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。 2　情報の収集、報告 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。 (1) 気象状況、災害予報等 (2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況 (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (4) 被災設備、回線等の復旧状況 (5) 復旧要員の稼動状況 (6) その他必要な情報 3　重要通信のそ通確保 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。 (1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。 (2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気

機　　関　　名	実　　施　　内　　容
	通信事業法第８条第２項及び電気通信事業法施行規則第５６条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 (3) 非常、緊急通話は電気通信事業法第８条第１項及び電気通信事業法施行規則第５５条の定めるところにより、一般の通話に優先して取扱うこと。 (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。
Ｋ　Ｄ　Ｄ　Ｉ	1　通信疎通の管理、制御等 電話用の疎通状態を24時間体制で監視し、異常が発生すれば通信疎通の制御、疎通ルートのう回措置及び代替回線の設定等の措置を早急に実施する。 2　災害用伝言板の運用 災害発生時の運用基準に従い、災害被害者の安否確認の手段として災害用伝言板の運用を行なう。 3　災害対策資機材の利用 災害対策用資機材として緊急連絡用設備、災害対策車両、緊急輸送用ヘリコプター、車載型無線基地局、移動電源車等を配備し、対策要員の活動のための装備品、備蓄食糧等を貯蔵しているのでこれらを使用し対応する。 4　通信サービスの利用制限 通信の疎通が著しく困難な状態となった場合には、重要通信の確保を前提に、通信の利用を一部制限する場合がある。 5　携帯電話等の貸出し 指定行政機関、地方公共団体などから要請を受けた場合、貸出し用の携帯電話・衛星携帯電話の貸し出しに努める。
ソ　フ　ト　バ　ン　ク	1　通信の利用制限等の措置 電気通信疎通が著しく困難になった場合は、地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を取る。 2　災害用伝言板及び音声お届けサービス等の運用 状況に応じて、災害用伝言板及び音声お届けサービス等の運用を開始する。 3　対策要員の確保 状況に応じて、あらかじめ決められた要員が対策組織毎に参集する。 4　災害対策用機器等の配備および災害対策用資機材の確保 地震災害発生時等において、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備する。 災害復旧等に係る組織 において、災害対策用資機材、車両等の所在および数量等を確認し、必要な手配等を実施する。 5　通信建物・設備等の巡視と点検 通信建物および重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。 6　携帯電話等の貸出 地方公共団体などから要請を受けた場合、携帯電話・衛星携帯電話の貸出しに努める。

資料第64　都内幹線有料道路現況表（東日本高速道路、中日本高速道路）

（本文236頁）

（平成31年4月1日現在）

路線名	区　　間	延長	車線数	使用開始日	連絡道路	連絡位置	摘　　要
東名 高速道路	世田谷区玉川瀬田町～ 世田谷区宇奈根町	km 3.9	6	昭 43. 4.25	環状８号 高速３号	世田谷区 玉川瀬田町	
中央 自動車道	世田谷区高井戸～ 八王子市裏高尾町	39.7	4	43.12.20	一般国道20号 〃　16号 首都高速４号	調布市 国立市 八王子市	
関越 自動車道	練馬区三原台～ 清瀬市下宿	4.2	4	46.12.20	放射７号	練馬区三原台	延長の4.18kmは埼玉県新座市の4.3kmを除く
第三 京浜道路	世田谷区上野毛～ 世田谷区野毛	0.6	4	39.10. 6	放射８号	世田谷区 上野毛	
京葉道路	江戸川区一之江～ 江戸川区下篠崎町	3.0	6	35. 4.29 41. 4. 9 44. 4.25	一般国道14号 高速７号	江戸川区 一之江町 〃	供用開始日は第一期、第二期、第三期と別れる
東京外環 自動車道	練馬区大泉町内	1.3	6	平 6. 3.30	放射７号	練馬区大泉町	
	葛飾区東金町内	0.9	4	平 30. 6. 2	一般国道２９８号	（三郷南ＩＣ）埼玉県三郷市　（松戸ＩＣ）千葉県松戸市	
圏央道	青梅市今井	0.3	4	平 8. 3.26	一般国道16号 （主要地方道 瑞穂富岡線）	青梅市	
	青梅市今井～ 日の出町平井	8.7	4	13. 3.29	一般国道411号 （都道奥多摩 あきる野線）	日ノ出町	
	八王子市裏高尾町～ あきる野市牛沼	9.2	4	19.6.23	一般国道411号	あきる野市 八王子市	
	八王子市南浅川町～ 八王子市裏高尾町	4.0	4	24.3.25	一般国道20号 一般国道20号BP	八王子市	

資料第65　首都高速道路現況（首都高速道路）

（本文237頁）

（東京都内）（平成31年4月1日現在）

路線名	呼称	区間	延　長	一般街路との連絡施設名	
				入　　口	出　　口
高速都心環状線	C1	江戸橋JCT ～江戸橋JCT （環状線部分）	14.8km	〔内回り〕 江戸橋、神田橋、代官町、霞が関、飯倉、芝公園、銀座、宝町 〔外回り〕 京橋、銀座、汐留、芝公園、霞が関、神田橋、呉服橋	〔内回り〕 呉服橋、神田橋、北の丸、霞が関、芝公園、汐留、銀座、新富町 京橋 〔外回り〕 宝町、新富町、銀座、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、神田橋、江戸橋
高速中央環状線	C2	大橋JCT～葛西JCT	46.9km	〔内回り〕 西池袋、初台南、清新町、平井大橋、四つ木、千住新橋、扇大橋、滝野川 〔外回り〕 高松、中野長者橋、富ヶ谷、五反田、王子北、扇大橋、千住新橋、小菅、四つ木、船堀橋	〔内回り〕 西池袋、中野長者橋、富ヶ谷、五反田、中環大井南、船堀橋、四つ木、小菅、千住新橋、扇大橋、王子北 〔外回り〕 西池袋、初台南、新板橋、扇大橋、千住新橋、四つ木、平井大橋、清新町

路線名	呼称	区間	延　長	一般街路との連絡施設名	
				入　　口	出　　口
高速１号上野線	1	江戸橋JCT ～入谷出入口	4.4km	〔上り〕 入谷、上野、本町 〔下り〕 本町	〔上り〕 本町 〔下り〕 本町、上野、入谷
高速１号羽田線	1	浜崎橋JCT ～羽田	13.8km	〔上り〕 羽田、空港西、平和島、鈴ケ森、芝浦 〔下り〕 芝浦、勝島、平和島、羽田	〔上り〕 平和島、勝島、芝浦、羽田 〔下り〕 芝浦、鈴ケ森、平和島、空港西、羽田
高速２号目黒線	2	一ノ橋JCT ～戸越	5.9km	〔上り〕 戸越、荏原、目黒、天現寺	〔下り〕 天現寺、目黒、荏原、戸越
高速３号渋谷線	3	谷町JCT ～用賀	11.9km	〔上り〕 用賀、三軒茶屋、渋谷、高樹町 〔下り〕 池尻	〔上り〕 池尻、渋谷 〔下り〕 高樹町、渋谷、三軒茶屋、用賀
高速４号新宿線	4	三宅坂JCT ～高井戸	13.5km	〔上り〕 高井戸、永福、幡ケ谷、新宿、代々木、外苑 〔下り〕 外苑、初台、永福	〔上り〕 永福、初台、新宿、外苑 〔下り〕 外苑、代々木、新宿、幡ケ谷、永福、高井戸
高速５号池袋線	5	竹橋JCT ～都県境	18.5km	〔上り〕 高島平、中台、板橋本町、北池袋、東池袋、護国寺、西神田 〔下り〕 一ツ橋、飯田橋、東池袋、板橋本町	〔上り〕 板橋本町、東池袋、飯田橋、一ツ橋 〔下り〕 西神田、早稲田、護国寺、東池袋、北池袋、板橋本町、中台、高島平
高速６号向島線	6	江戸橋JCT ～ 堀切JCT	10.5km	〔上り〕 堤通、向島、駒形、箱崎(浜町) 〔下り〕 箱崎(浜町)、向島、堤通	〔上り〕 堤通、向島、箱崎(浜町、清洲橋) 〔下り〕 箱崎(浜町、清洲橋)、駒形、向島、堤通
高速６号三郷線	6	小菅JCT ～都県境	4.9km	〔上り〕 加平 〔下り〕 加平	〔上り〕 加平 〔下り〕 加平
高速7号小松川線	7	両国JCT ～谷河内	10.4km	〔上り〕 一之江、小松川、錦糸町 〔下り〕 錦糸町	〔上り〕 錦糸町 〔下り〕 錦糸町、小松川、一之江
高速９号深川線	9	箱崎JCT ～辰巳JCT	5.3km	〔上り〕 木場 〔下り〕 福住、塩浜	〔上り〕 枝川、福住 〔下り〕 木場
高速10号晴海線	10	東雲JCT～晴海	2.7km	〔下り〕 豊洲、晴海	〔上り〕 豊洲、晴海
高速11号台場線	11	芝浦JCT ～有明JCT	5.0km	〔上り〕 台場	〔下り〕 台場
高速川口線	s1	江北JCT～都県境	5.6km	〔上り〕 加賀、鹿浜橋 〔下り〕 鹿浜橋、足立入谷	〔上り〕 足立入谷、東領家 〔下り〕 鹿浜橋、加賀

路線名	呼称	区間	延　長	一般街路との連絡施設名	
				入　　口	出　　口
高速湾岸線	B	東京都千葉県管理境～多摩川トンネル東京側坑口	21.8km	〔東行き〕 空港中央、大井南、大井、有明、新木場、葛西 〔西行き〕 葛西、新木場、臨海副都心、大井南、空港中央、湾岸環八	〔東行き〕 湾岸環八、空港中央、大井南、臨海副都心、新木場、葛西 〔西行き〕 葛西、新木場、有明、大井、大井南、空港中央
高速湾岸線	B	多摩川トンネル東京側坑口～東京都神奈川県管理境	1.3km	なし	なし
高速湾岸分岐線		昭和島JCT～東海JCT	1.9km	なし	なし
高速八重洲線	Y	神田橋JCT～汐留JCT（東京高速道路㈱線を除く）	1.9km	なし	〔南行き〕 丸の内
高速神奈川1号横羽線	k1	羽田～都県境	0.9km	なし	なし
計			201.9km		

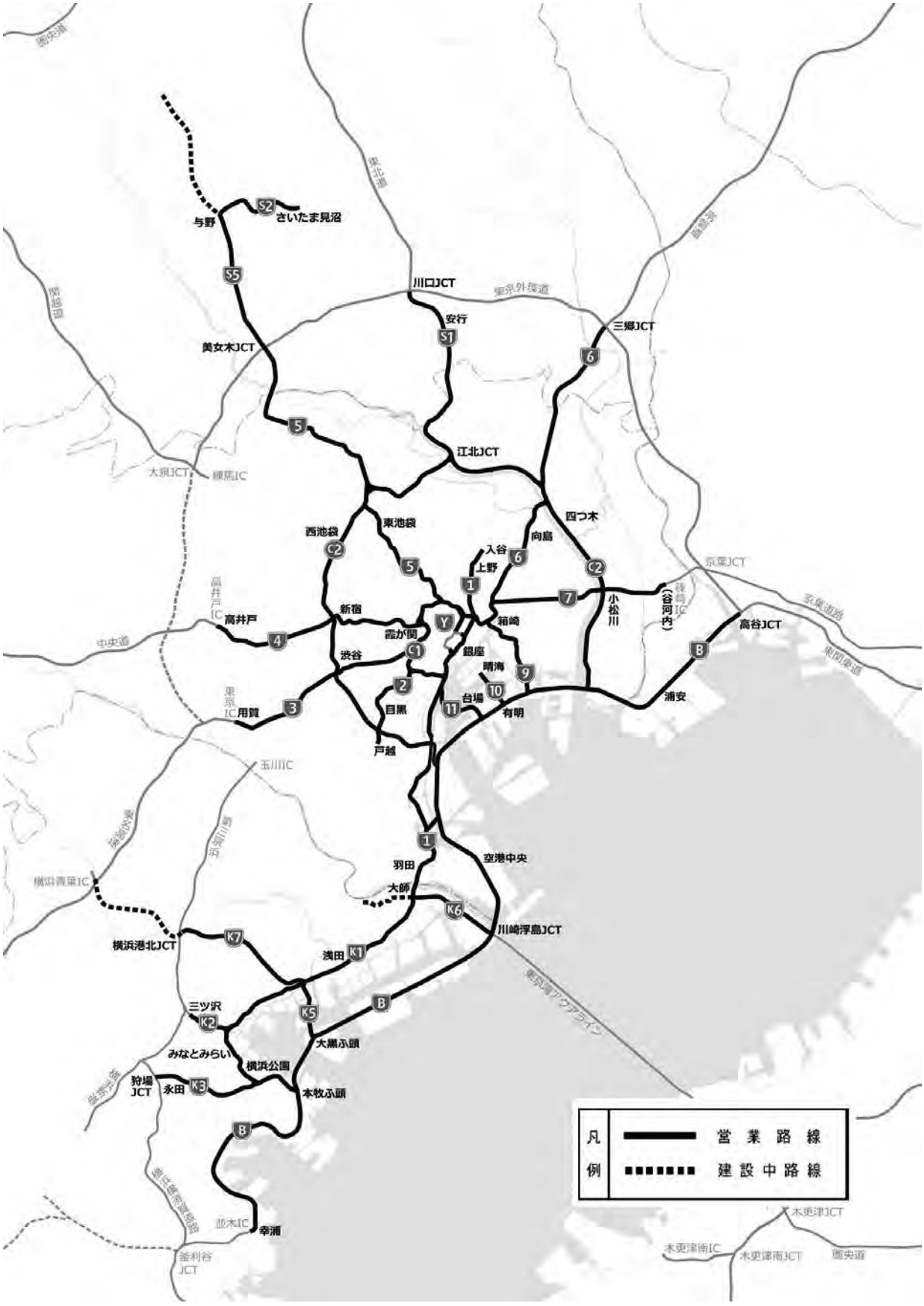
資料第66　首都高速トンネル現況（首都高速道路）　（本文237頁）

（東京都内）（平成30年4月1日現在）

トンネル	路線名	延長 (m)	通報・警報設備					消火設備			避難誘導設備	その他設備				
			非常電話	押ボタン通報装置	火災検知器	警報表示板	信号機	消火器箱	泡消火栓	水噴霧設備	非常口（高速上扉）	ラジオ再放送	監視用テレビ	換気設備	消火水槽 (t)	水噴霧水槽 (t)
汐留	高速都心環状線	286	4	12	22	2		12	12			有	18	有	19	
飯倉	高速都心環状線	109	1	9		1		10	2			有			69	
霞が関	高速都心環状線	781	16	16	81	4	有	30	30	有	2	有	43	有	145	145
千代田	高速都心環状線・高速4号新宿線	1,900	40	40	152	11	有	76	79	有	6	有	81	有	51	265
北の丸	高速都心環状線	186	2	4		2	有	8				有				
飛鳥山	高速中央環状線	482(内) 745(外)	21	29	60	2	有	29	27	有	6	有	16	有	303	消火兼用
山手	高速中央環状線	18,200	493	902	1,839	40	有	906	896	有	169	有	574	有	2,652	消火兼用
八重洲	高速八重洲線	1,400	33	61	116	6	有	71	61	有	10	有	45	有	190	199
羽田	高速1号羽田線	303	4	14	24	2		14	12		2	有	15	有	60	
青山	高速3号渋谷線	103						4				有				
赤坂	高速4号新宿線	528	6	24	43	2	有	24	24		1	有	25	有	20	
信濃町	高速4号新宿線	108		4		2	有	2				有				
代々木	高速4号新宿線	96						4				有				
多摩川	高速湾岸線	2,170	47	90	183	2	有	178	90	有	68	有	46	有	379	消火兼用
空港南	高速湾岸線	250	6	10	20	2	有	18				有	8			
空港北	高速湾岸線	1,353	42	60	118	4	有	118	60	有	18	有	34	有	265	消火兼用
東京港	高速湾岸線	1,325	58	118	114	2	有	120	58	有	47	有	25	有	200	130

資料第67　首都高速道路網図（首都高速道路）　（本文237頁）

（平成３１年４月現在）



資料第 68　通信事業者等の復旧対策（通信事業者等）　（本文 244 頁）

<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>実　施　内　容</th></tr>
<tr><td>日本郵便
株式会社
東京支社</td><td>物資及び資材の調達計画並びに人材の広域応援等に関し、迅速かつ円滑に復旧作業を行う。
なお、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、再度、災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。</td></tr>
<tr><td>ＮＴＴ東日本

ＮＴＴコミュニケーションズ

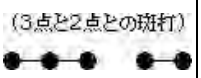
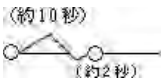
ＮＴＴドコモ</td><td>1　災害復旧
(1) 応急復旧工事終了後、すみやかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
(2) 被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。
2　復旧の順位
<table>
<tr><th>順位</th><th>復旧する電気通信設備</th></tr>
<tr><td>1</td><td>気象機関に設置されるもの
水防機関に設置されるもの
消防機関に設置されるもの
災害救助機関に設置されるもの
警察機関に設置されるもの
防衛機関に設置されるもの
輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</td></tr>
<tr><td>2</td><td>ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
選挙管理機関に設置されるもの
第２章第１節４項の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの
預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの
国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第１順位となるものを除く。）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>第１順位及び第２順位に該当しないもの</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>ＫＤＤＩ</td><td>1　復旧工事の計画
(1) 応急復旧工事
被災した通信設備等については、機能維持に必要な補強整備工事等の応急措置を実施する。
(2) 原状復旧工事
被災した通信設備等については、機能等において被災前の状態に復旧する工事を実施する。
(3) 本復旧工事
被害の再発を防止し、設備機能の充実又は改善を施した本格的な復旧工事を実施する。
2　復旧の順位
復旧工事に当たっては、通信の確保を重点とし、応急復旧、原状復旧及び本復旧工事の順で実施する。</td></tr>
<tr><td>ソフトバンク</td><td>1　応急復旧
被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義としてすみやかに実施する。復旧にあたっては、行政機関等と連携し、早期復旧に努める。
2　本復旧
応急復旧工事後、すみやかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画・設計する。</td></tr>
</table>

資料第 69　水防組織配備動員態勢（都建設局、都港湾局、都下水道局）

（本文 258 頁）

機　関　名	水門、排水機場 防　潮　扉　数	配置職員数	公舎居住職員数 （夜間、休日時）	備　　考
都　建　設　局	14 か所	113 人	9 人	
都　港　湾　局	56 か所	89 人	50 人	
都 下 水 道 局	52 か所	42 人	―	緊急時は民間団体と連携し対応

資料第 70　津波警報・注意報の種類、標識（東京管区気象台）　　（本文 260、660 頁）

種　類	発表基準	発表される津波の高さ		標　　識	
		数値での発表 （津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	鐘　音	サイレン音
大津波警報 ※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	**10m超** （10m＜予想高さ）	**巨大**		
		10m （5m＜予想高さ≦10m）			
		5m （3m＜予想高さ≦5m）			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	**3m** （1m＜予想高さ≦3m）	**高い**		
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	**1m** （0.2m≦予想高さ≦1m）	（表記しない）		
津波注意報・津波警報及び大津波警報解除					

※　大津波警報を津波特別警報に位置づけている。

注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

資料第71　津波避難指示文例、津波に対する心得（都総務局）　　（本文262頁）

（１）津波避難指示文例（内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」）

① 大津波警報、津波警報が発表された場合
■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
■こちらは、○○町（村）役場です。
■大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、○時○分に○○地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。
■ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。
※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

② 強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合
■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
■こちらは、○○町（村）役場です。
■強い揺れの地震がありました。
■津波が発生する可能性があるため、○時○分に○○地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。
■ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。
※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

③ 津波注意報が発表された場合
■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
■こちらは、○○町（村）役場です。
■津波注意報が発表されたため、○時○分に○○地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。
■海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に避難してください。
※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

（２）津波に対する心得

１　一般編
⑴　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難
⑵　地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難
⑶　正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手
⑷　津波注意報でも、海水浴や、磯釣りは、危険なので行わない。
⑸　津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。
２　船舶編
⑴　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避
⑵　地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、すぐ港外退避　（注1）
⑶　正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手
⑷　港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。（注1 ・2）
⑸　津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
（注1）　港外：水深の深い、広い海域
（注2）　港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

資料第 72　救助資機（器）材の現況（東京消防庁）　（本文 293 頁）

区　　分		平成３１年４月１日現在
車両	救助車（Ⅱ型）	２９台
	震災対策用救助車（Ⅲ，Ⅳ型）	６台
救助資器材	高度救助用資器材運用隊	５隊
	救助用ユニット	８２組
	消防隊員用救助資器材	２９２組

資料第 73　消防車両等の現況（東京消防庁）　（本文 294 頁）

消防用自動車

（平成３１年４月１日現在）

ポンプ車	４８９	水難救助車	４
非常用ポンプ車	１８４	山岳救助車	５
はしご車	８３	指揮統制車	７
空中作業車	３	救出救助車	２
化学車	４２	資材搬送車	２０
大型化学車	６	重機搬送車	７
救助車	３５	救援車	１
指揮隊車	９３	補給車	１０
ホース延長車	４	査察広報車	３７４
送水車	４	方面警防車	１０
１０ｔ水槽車	１０	司令車	７
屈折放水塔車	６	火災調査車	１
照明電源車	１０	人員輸送車	９２
工作車	５	移動防災教室車	５
特殊災害対策車	１８	消防活動二輪車	２０
排煙高発泡車	４	非常用消防活動二輪車	１０
クレーン車	３		

救急用自動車

（平成３１年４月１日現在）

救急車	２５９
特殊救急車	7
非常用救急車	８９

その他の自動車

（平成３１年４月１日現在）

人員輸送車	９２
起震車	2
指揮車	2
貨物車	１５
訓練車	１１
原動機付自転車	４２９

資料第 74　救急資機（器）材の現況（東京消防庁）　（本文 294 頁）

区　分		平成３１年４月１日現在
車両	救急車	２５９台
	非常用救急車	８９台
	特殊救急車（ｽｰﾊﾟｰｱﾝﾋﾞｭﾗﾝｽ等）	７台
救急資器材	高度救急資器材	２５９組
	非常用救急車用資器材	８７組
	非常用救急資器材	３７７組
	消防隊用救護資器材	５７１組
	トリアージタッグ	２０，７８０枚

資料第 75　東京消防庁ヘリコプター性能諸元（東京消防庁）　（本文 294、317 頁）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

項目＼機体		ひばり	ゆりかもめ	こうのとり はくちょう	ちどり	おおたか かもめ つばめ
機体	型式	ユーロコプター式 ＡＳ３３２Ｌ１型	ユーロコプター式 ＥＣ２２５ＬＰ型	ﾕｰﾛｺﾌﾟﾀｰ式／ ｴｱﾊﾞｽ･ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰｽﾞ式 EC225LP 型	アグスタ式 ＡＷ１３９型	ユーロコプター式 ＡＳ３６５Ｎ３型
性能	全備重量	８，６００kg	１１，０００kg	１１，０００kg	６，８００kg	４，３００kg
	巡航速度	２５２km/h	２６２km/h	２６２km/h	２５９km/h	２６９km/h
	航続時間	５時間５４分	４時間３３分	４時間３７分	５時間１３分	４時間０６分
	航続距離	１，１０５ｋｍ	９３７km	９４６km	１，０６１ｋｍ	７９２ｋｍ
	座席数 （乗員含む）	２３席	２３席	２２席	１６席	１４席 （おおたか１３席）
	エンジン	ターボメカ式 1,877 馬力×２基	ターボメカ式 2,358 馬力×２基	ターボメカ式 2,382 馬力×２基	プラットホイットニー式 1,872 馬力×２基	ターボメカ式 977 馬力×２基
	使用燃料	航空用ジェットＡ－１				
装備品等	消火装置 （容量）	胴体下部取付け式 2,０００リットル	胴体下部取付け式 2,５００リットル	※胴体下部取付け式 2,５００リットル	胴体下部取付け式 １，８９３リットル	※胴体下部取付け式 ９００リットル（おおたかは、かもめ、つばめと共用）
	ホイスト装置 （最大つり上げ重量）	２７２ｋｇ				
	スリング （最大つり下げ重量）	3,０００ｋｇ	３，８００kg		２，２００ｋｇ	１，６００ｋｇ

備考

１　本諸元、性能値は製造者性能表における、全備重量時の数値を掲示したものである。

２　輸入後の消防ヘリコプターとしての機体改修、各種災害活動に対処するための消防活動用装備品の選択及び当庁運用基準によりその数値は変化する。

３　航続距離については、推奨巡航速度での数値である。航続時間については、ＥＣ２２５型１４８km/h、ＡＳ３３２型１３０km/h、ＡＳ３６５型１４０km/h で飛行した場合の数値であり航続距離を含め予備燃料は考慮していない。

※はくちょうは放水式消火装置、かもめ、つばめは消火弾式消火装置搭載可能

資料第 76　胴体下部取付け式消火タンクの現況（東京消防庁）　（本文 294 頁）

（平成 31 年３月末現在）

大型機用	３　式
中型機用	３　式

資料第77　医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場及び河川等船着場候補地（都総務局、都建設局）　（本文297頁）

1 ヘリコプター緊急離着陸場候補地

災害拠点病院	ヘリコプター緊急離着陸場候補地	所在地	現況
日本大学病院	北の丸公園第３駐車場	千代田区北の丸公園1-1	駐車場
三井記念病院			
聖路加国際病院	中央区立月島運動場	中央区晴海1－3－29	グラウンド
東京慈恵会医科大学附属病院	都立芝公園野球場	港区芝公園4-10	野球場
東京都済生会中央病院			
北里大学北里研究所病院	聖心女子学院グラウンド	港区白金4－11－1	グラウンド
東京女子医科大学病院	千代田区立外濠公園運動場	千代田区五番町地先	野球場
国立国際医療研究センター病院	国立国際医療研究センターヘリポート	新宿区戸山1－21－1	屋上施設
慶應義塾大学病院	明治神宮外苑軟式野球場	新宿区霞ヶ丘町1－1	野球場
東京医科大学病院	東京都庁第一本庁舎	新宿区西新宿2－8－1	屋上施設
東京都保健医療公社大久保病院			
国立国際医療研究センター病院	新宿区立西戸山公園野球場	新宿区百人町4－1	野球場
東京医科大学病院			
東京山手メディカルセンター			
東京都保健医療公社大久保病院			
東京新宿メディカルセンター			
順天堂大学医学部附属順天堂医院	順天堂大学医学部附属順天堂医院ヘリポート	文京区本郷3－1－3	屋上施設
東京大学医学部附属病院	東京大学医学部付属病院ヘリポート	文京区本郷7－3－1	屋上施設
順天堂大学医学部附属順天堂医院	東京大学御殿下グラウンド	文京区本郷7－3－1	グラウンド
東京大学医学部附属病院			
日本医科大学付属病院	日本医科大学付属病院ヘリポート	文京区千駄木1-1-5	屋上施設
都立駒込病院	東京大学御殿下グラウンド	文京区本郷7－3－1	グラウンド
東京医科歯科大学医学部附属病院			
東京医科歯科大学医学部附属病院	東京医科歯科大学医学部附属病院ヘリポート	文京区湯島1－5－45	屋上施設
永寿総合病院	永寿総合病院ヘリポート	台東区東上野2-23-16	屋上施設
永寿総合病院	都立上野恩賜公園正岡子規記念球場	台東区上野公園5番地	野球場
東京曳舟病院	墨田区立東墨田運動場	墨田区東墨田1－10	野球場
都立墨東病院	都立墨東病院ヘリポート	墨田区江東橋4－23－15	屋上施設
都立墨東病院	都立猿江恩賜公園野球場	江東区毛利2-28	野球場
江東病院	都立亀戸中央公園多目的広場	江東区亀戸9－37	広場
順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター	葛西臨海公園第3駐車場	江戸川区臨海町6-2	駐車場
がん研究会有明病院	東京ビッグサイト西棟屋外駐車場	江東区有明3－21－1	駐車場
がん研究会有明病院	有明の丘防災拠点（東京臨海広域防災公園）	江東区有明3-8	ヘリポート
がん研究会有明病院	がん研究会有明病院ヘリポート	江東区有明3-8-31	屋上施設
昭和大学江東豊洲病院	都立辰巳の森海浜公園	江東区辰巳1-1-35	公園
NTT東日本関東病院	聖心女子学院グラウンド	港区白金4－11－1	グラウンド
昭和大学病院	品川区立西大井広場公園	品川区西大井1－4－10	公園
東京都保健医療公社荏原病院			
国立病院機構東京医療センター	都立駒沢オリンピック公園陸上競技場	目黒区東が丘2-16、世田谷区駒沢公園1番地	競技場
東邦大学医療センター大森病院	大田スタジアム	大田区東海1-2-10	野球場
大森赤十字病院	大田区立平和島公園運動場	大田区平和島4-2-2	グラウンド
東京都保健医療公社荏原病院	東京都保健医療公社荏原病院ヘリポート	大田区東雪谷4-5-10	屋上施設
東京労災病院	東京労災病院ヘリポート	大田区大森南4-13-21	屋上施設
池上総合病院	区民広場（西六郷3丁目）	大田区西六郷3-13先多摩川左岸	河川敷

災害拠点病院	ヘリコプター緊急離着陸場候補地	所在地	現況
都立松沢病院	都立祖師谷公園運動広場	世田谷区上祖師谷3-22	広場
至誠会第二病院			
公立学校共済組合関東中央病院	東京農業大学野球場	世田谷区桜丘1-1	野球場
日本赤十字社医療センター	日本赤十字社医療センターヘリポート	渋谷区広尾4-1-22	屋上施設
日本赤十字社医療センター	港区立麻布運動場・野球場	港区南麻布5－6－33	野球場
都立広尾病院			
都立広尾病院	東京都立広尾病院ヘリポート	渋谷区恵比寿2－34－10	屋上施設
東京警察病院	中野区立上高田公園野球場	中野区上高田5-7-1	野球場
東京警察病院	東京警察病院ヘリポート	中野区中野4-22-1	屋上施設
立正佼成会附属佼成病院	東京大学教育学部附属中等教育学校校庭	中野区南台1-15	校庭
東京医療生活協同組合中野総合病院			
荻窪病院	杉並区立桃井原っぱ公園	杉並区桃井3-8-1	公園
立正佼成会附属佼成病院	都立和田堀公園第一競技場	杉並区大宮2-26	競技場
都立大塚病院	豊島区立総合体育場一帯	豊島区東池袋4	グラウンド
東京北医療センター	板橋区立小豆沢公園	板橋区小豆沢3-8	公園
東京女子医科大学東医療センター	東尾久運動場多目的広場	荒川区東尾久7-1-1	グラウンド
日本大学医学部附属板橋病院	都立城北中央公園野球場	練馬区氷川台1-6	野球場
東京都健康長寿医療センター	都立城北中央公園競技場	板橋区桜川1-4	競技場
東京都保健医療公社豊島病院	東京都保健医療公社豊島病院ヘリポート	板橋区栄町33-1	屋上施設
帝京大学医学部附属病院	板橋区立東板橋公園グラウンド	板橋区板橋3－50－1	野球場
帝京大学医学部附属病院	帝京大学医学部附属病院ヘリポート	板橋区加賀2-11-1	屋上施設
練馬光が丘病院	都立光が丘公園陸上競技場	練馬区光が丘4-1	競技場
順天堂大学医学部附属練馬病院	東台野球場	練馬区石神井町1-11-32	野球場
博慈会記念総合病院	都立舎人公園陸上競技場	足立区舎人公園1番地	競技場
西新井病院			
苑田第一病院	足立区立保木間公園	足立区竹の塚3-8-1	公園
東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	葛飾区立総合スポーツセンター陸上競技場	葛飾区奥戸7-17-1	競技場
平成立石病院	堀切少年野球場荒川河川敷（京成上野線下流）	葛飾区堀切2-2先	河川敷
東京都保健医療公社東部地域病院	都立東綾瀬公園東側野球場	足立区東綾瀬3-4	野球場
東京都保健医療公社東部地域病院	都立東綾瀬公園西側野球場	足立区綾瀬6-37	野球場
東京臨海病院	江戸川区臨海球技場第一	江戸川区臨海町1-1-2	グラウンド
江戸川病院	都立篠崎公園Ａ地区野球場	江戸川区上篠崎1-25	野球場
森山記念病院	都立大島小松川公園（自由の広場）	江戸川区小松川1-7	公園
東京医科大学八王子医療センター	東京医科大学八王子医療センターヘリポート	八王子市館町1163	屋上施設
東海大学八王子病院	東海大学医学部付属八王子病院ヘリポート	八王子市石川町1838	屋上施設
東海大学八王子病院	元横山２号河川敷広場	八王子市田町4番地	河川敷
町田市民病院	町田市立町田市民球場	町田市旭町3-20-60	野球場
南町田病院	町田市鶴見川クリーンセンター	町田市三輪緑山１－１	芝
青梅市立総合病院	青梅市市民球技場野球場	青梅市河辺町1-872-1	野球場
青梅市立総合病院	青梅市立総合病院ヘリポート	青梅市東青梅4-16-5	屋上施設
公立福生病院	加美平野球場	福生市加美平1-21	野球場
公立阿伎留医療センター	亜細亜大学日の出グラウンド	日の出町平井1466	グラウンド
日野市立病院	日野市立多摩平第一公園	日野市多摩平4-2	公園
日本医科大学多摩永山病院	多摩市立多摩市東公園陸上競技場	多摩市諏訪4-9	競技場
東京都保健医療公社多摩南部地域病院	八王子市立大塚公園運動場	八王子市松が谷66	野球場
稲城市立病院	稲城市立中央公園総合グラウンド	稲城市長峰1-1	競技場
国立病院機構災害医療センター	国立病院機構災害医療センターヘリポート	立川市緑町3256	屋上施設
立川病院	立川飛行場	立川市緑町5番地	飛行場
東大和病院	都立東大和南公園運動広場	東大和市桜が丘3丁目地内	広場
都立多摩・小児総合医療センター	都立多摩・小児総合医療センターヘリポート	府中市武蔵台2-8-29	屋上施設
都立多摩・小児総合医療センター	一橋大学グラウンド	国立市中2-1	グラウンド

災害拠点病院	ヘリコプター緊急離着陸場候補地	所在地	現況
東京慈恵会医科大学附属第三病院	調布市民野球場	調布市染地2-43-1	野球場
武蔵野赤十字病院	武蔵野赤十字病院ヘリポート	武蔵野市境南町1-26-1	屋上施設
武蔵野赤十字病院	都立小金井公園いこいの広場	小金井市関野町2-9	広場
杏林大学医学部付属病院	三鷹市立第一中学校校庭	三鷹市下連雀9-10-1	校庭
杏林大学医学部付属病院	杏林大学医学部付属病院ヘリポート	三鷹市新川6-20-2	屋上施設
公立昭和病院	丸井総合グラウンド	小平市花小金井8-25	グラウンド
佐々総合病院	向台運動場	西東京市向台町5-4-44	グラウンド
東京都保健医療公社多摩北部医療センター	東村山市立東村山運動公園	東村山市恩多町1-51-1	グラウンド
国立病院機構東京病院	日本社会事業大学内グラウンド	清瀬市竹丘3-1207-8	グラウンド

2　河川等船着場候補地

災害拠点病院	河川等防災船着場候補地	所在地	備考
順天堂大学医学部附属順天堂医院	新三崎橋	千代田区飯田橋3丁目	
日本大学病院	和泉橋	千代田区神田佐久間町	
東京医科歯科大学医学部附属病院			
三井記念病院			
聖路加国際病院	新川	中央区新川2丁目地先	
聖路加国際病院	明石町	中央区明石町地先	
聖路加国際病院	箱崎町	中央区日本橋箱崎町地先	
順天堂大学医学部附属順天堂医院	市兵衛河岸	文京区後楽１丁目	
東京曳舟病院	桜橋	台東区今戸1丁目地先	
永寿総合病院	浅草	台東区花川戸１丁目地先	
永寿総合病院	吾妻橋	墨田区吾妻橋１丁目先	
聖路加国際病院	越中島	江東区越中島１丁目地先	
東京都立墨東病院	亀戸	江東区亀戸2丁目1番地先	
東京都立墨東病院	天神橋	江東区亀戸3丁目8番地先	
江東病院	番所橋	江東区東砂2丁目14番地先	
東邦大学医療センター大森病院	夫婦橋	大田区南蒲田１	
博慈会記念総合病院	神谷	北区神谷1丁目3番地先	
東京女子医科大学東医療センター	荒川遊園	荒川区西尾久６丁目地先	
東京女子医科大学東医療センター	東尾久	荒川区東尾久7丁目3番地	

資料第78　災害時臨時離着陸場候補地一覧（都総務局）　　**（本文297頁）**

	施設名	所在地	確保面積（㎡）	現況	備考
1	皇居前広場	千代田区皇居外苑1番馬場先地区	15,000	広場	
2	都立日比谷公園（第二花壇）	千代田区日比谷公園1番地	1,800	公園	
3	上智大学運動場	千代田区紀尾井町5番	6,000	大学グラウンド	
4	北の丸公園第2駐車場	千代田区北の丸公園2		駐車場	
5	北の丸公園第3駐車場	千代田区北の丸公園1-1	4,000	駐車場	日本大学病院、三井記念病院
6	千代田区立外濠公園総合グラウンド	千代田区五番町先	9,000	野球場	東京女子医科大学病院
7	中央区立月島運動場	中央区晴海1-3-29	7,700	野球場	聖路加国際病院
8	中央区立豊海運動公園	中央区豊海町3-19	3,000	公園	
9	都立芝公園野球場	港区芝公園4-10		野球場	東京都済生会中央病院、東京慈恵会医科大学附属病院
10	港区立麻布運動場・野球場	港区南麻布5-6-33		野球場	
11	聖心女子学院グラウンド	港区白金4-11-1	5,000	高校グラウンド	北里大学北里研究所病院、NTT東日本関東病院
12	国立大学法人東京海洋大学グラウンド	港区港南4-5-7	5,850	大学グラウンド	
13	迎賓館ヘリポート	港区元赤坂2丁目	3,600	ヘリポート	
14	明治神宮外苑軟式野球場	新宿区霞ヶ丘町1-1	39,200	野球場	慶應義塾大学病院
15	新宿区立西戸山公園野球場	新宿区百人町4-1	8,100	野球場	東京医科大学病院、東京都保健医療公社大久保病院、国立国際医療研究センター、東京山手メディカルセンター、東京新宿メディカルセンター
16	東京都庁第一本庁舎	新宿区西新宿2-8-1	437	屋上施設	東京医科大学病院、東京都保健医療公社大久保病院
17	国立国際医療研究センターヘリポート	新宿区戸山1-21-1	437	屋上施設	国立国際医療研究センター
18	新宿区立西落合公園少年野球場	新宿区西落合2-19	4,875	野球場	
19	東京大学御殿下グラウンド	文京区本郷7-3-1		大学グラウンド	都立駒込病院、順天堂大学医学部附属順天堂医院、東京医科歯科大学医学部附属病院、東京大学医学部附属病院
20	東京大学医学部附属病院ヘリポート	文京区本郷7-3-1	437	屋上施設	東京大学医学部附属病院
21	東京大学農学部グラウンド	文京区弥生1-1		大学グラウンド	
22	順天堂大学医学部附属順天堂医院ヘリポート	文京区本郷3-1-3	480	屋上施設	順天堂大学医学部附属順天堂医院
23	東京医科歯科大学医学部附属病院ヘリポート	文京区湯島1-5-45	480	屋上施設	東京医科歯科大学医学部附属病院
24	目白台運動公園	文京区目白台1-20-2		グラウンド（公共等）	
25	文京シビックセンター	文京区春日1-16-21	399	屋上施設	
26	台東区立リバーサイドスポーツセンター野球場	台東区今戸1-1-30	2,025	野球場	
27	台東区立リバーサイドスポーツセンター少年野球場	台東区浅草7-1-22		野球場	
28	永寿総合病院ヘリポート	台東区東上野2-23-16	300	屋上施設	永寿総合病院
29	都立上野恩賜公園正岡子規記念球場	台東区上野公園5番地		野球場	永寿総合病院
30	都立墨東病院ヘリポート	墨田区江東橋4-23-15	357	屋上施設	都立墨東病院
31	墨田区立東墨田運動場	墨田区東墨田1-10	2,500	野球場	東京曳舟病院
32	白鬚東地区（都立東白鬚公園隣接地）	墨田区堤通二丁目地内	6,400	空地	
33	都立辰巳の森海浜公園	江東区辰巳1-1-35	15,200	公園	昭和大学江東豊洲病院
34	東京ビッグサイト西棟屋外駐車場	江東区有明3-21-1	14,625	駐車場	がん研究会有明病院

	施設名	所在地	確保面積（㎡）	現況	備考
35	都立木場公園多目的広場	江東区平野4-6	9,600	広場	
36	江東区立若洲公園多目的広場	江東区若洲3-2-1	14,400	広場	
37	若洲海浜公園	江東区若洲35番	6,400	ゴルフ場	
38	新砂運動場	江東区新砂3-9-1	7,200	グラウンド（公共等）	
39	都立亀戸中央公園多目的広場	江東区亀戸9-37	5,100	広場	江東病院
40	あそか病院ヘリポート	江東区住吉1-18-1	255	屋上施設	
41	都立夢の島公園競技場	江東区夢の島2丁目地内	20,900	競技場	
42	東京海洋大学越中島キャンパス第2グラウンド	江東区越中島2-1-6	14,400	大学グラウンド	
43	有明の丘防災拠点（東京臨海広域防災公園）	江東区有明3-8	34,200	ヘリポート	がん研究会有明病院
44	都立猿江恩賜公園野球場	江東区毛利2-28	5,670	野球場	都立墨東病院
45	がん研究会有明病院ヘリポート	江東区有明3-8-31	300	屋上施設	がん研究会有明病院
46	江東区立潮見運動公園	江東区潮見1丁目		野球場	
47	都立有明テニスの森公園	江東区有明2丁目		公園	
48	都立シンボルプロムナード公園	江東区青海1・2、有明2・3 港区台場一丁目・二丁目		公園	公園は港区と江東区にまたがる
49	都立大島小松川公園少年運動広場	江東区大島9丁目9番	30,000	広場	
50	青海フロンティアビル	江東区青海2-43	400	屋上施設	
51	テレコムセンタービル	江東区青海2-38	300	屋上施設	
52	都立大井埠頭中央海浜公園陸上競技場	品川区八潮4-1-19	20,000	競技場	
53	品川区立天王州公園	品川区東品川2-5-42		公園	
54	品川区立鮫洲運動公園	品川区東大井1－4－11		公園	
55	品川区立八潮公園多目的広場	品川区八潮5－11－16		広場	
56	品川区立西大井広場公園	品川区西大井1－4－10		公園	東京都保健医療公社荏原病院、昭和大学病院
57	都立林試の森公園大きな広場	品川区小山台2		広場	
58	品川区しながわ中央公園	品川区西品川1-28-4		公園	
59	都立桜修館中等教育学校	目黒区八雲1-1-2	10,000	高校グラウンド	
60	目黒区立碑文谷公園（旧第一勧業銀行グラウンド）	目黒区碑文谷6-12	5,625	野球場	
61	東京大学陸上競技場	目黒区駒場3-8		大学グラウンド	
62	都立駒沢オリンピック公園陸上競技場	目黒区東が丘2-16、世田谷区駒沢公園1番地		競技場	国立病院機構東京医療センター
63	大田区立平和島公園運動場	大田区平和島4-2-2	12,100	グラウンド（公共等）	大森赤十字病院
64	都立大井埠頭中央海浜公園第2球技場	大田区東海1-4	9,100	野球場	
65	京浜島防災広場運動場	大田区京浜島2-10	4,500	グラウンド（公共等）	
66	多摩川丸子橋緑地少年野球場	大田区田園調布本町31多摩川左岸	900	河川敷（野球場）	
67	多摩川緑地サッカー場	大田区西六郷4-38先多摩川左岸	7,500	河川敷（サッカー場）	
68	多摩川緑地野球場（西六郷4丁目）	大田区西六郷4-24先多摩川左岸	2,500	河川敷（野球場）	
69	多摩川ガス橋緑地少年サッカー場（下丸子3丁目）	大田区下丸子3-30先多摩川左岸	3,750	河川敷（サッカー場）	
70	多摩川ガス橋緑地少年野球場（下丸子2丁目）	大田区下丸子2-13先多摩川左岸	900	河川敷（野球場）	

	施設名	所在地	確保面積（㎡）	現況	備考
71	東京都保健医療公社荏原病院ヘリポート	大田区東雪谷4-5-10	289	屋上施設	東京都保健医療公社荏原病院
72	多摩川緑地広場硬式野球場Ａ面(旧巨人軍グラウンド)	大田区田園調布4-44多摩川左岸	10,000	河川敷（野球場）	
73	多摩川大師橋緑地野球場	大田区本羽田2-14先	2,500	河川敷（野球場）	
74	区民広場(西六郷三丁目)	大田区西六郷3-13先多摩川左岸	45,000	河川敷	池上総合病院
75	大田スタジアム	大田区東海1-2-10		野球場	東邦大学医療センター大森病院
76	萩中公園野球場	大田区荻中3-25-46	4,900	野球場	
77	多摩川六郷橋緑地野球場	大田区東六郷3-25先多摩川左岸	2,500	河川敷	
78	多摩川田園調布緑地サッカー場	大田区田園調布5-54先多摩川左岸	6,000	河川敷（サッカー場）	
79	大田区立東調布公園野球場	大田区南雪谷5-13-1	6,084	野球場	
80	多摩川大橋緑地	大田区多摩川2-30多摩川左岸	1,500	河川敷	
81	東京国際空港	大田区羽田空港3-3-1		空港	
82	大田桜台高校グランド	大田区中馬込3-11-10		高校グラウンド	
83	東糀谷防災公園	大田区東糀谷4-5-1	2,500	公園	
84	世田谷公園軟式野球場	世田谷区池尻1-5	13,300	野球場	
85	駒沢大学祖師谷グラウンド	世田谷区上祖師谷2-8	13,750	大学グラウンド	
86	都立砧公園野球場	世田谷区砧公園1番地	7,700	野球場	
87	都立祖師谷公園運動広場	世田谷区上祖師谷3-22		広場	至誠会第二病院、都立松沢病院
88	明治大学八幡山グラウンド	世田谷区八幡山2-13-9		大学グラウンド	
89	二子玉川緑地運動場	世田谷区鎌田1丁目先	12,100	河川敷	
90	世田谷区立小泉公園	世田谷区駒沢2-42		公園	
91	世田谷区立赤松公園	世田谷区赤堤4-10		公園	
92	日本体育大学グラウンド	世田谷区深沢7-1		大学グラウンド	
93	東京農業大学野球場	世田谷区桜丘1-1		野球場	公立学校共済組合関東中央病院
94	成城学園グラウンド	世田谷区成城6-1		高校グラウンド	
95	駒澤大学玉川校舎グラウンド	世田谷区宇奈根1-1		大学グラウンド	
96	日本大学グラウンド	世田谷区桜上水3-25-40		大学グラウンド	
97	日本女子体育大学グラウンド	世田谷区北烏山8-19-1		大学グラウンド	
98	玉川3丁目先多摩川左岸河川敷	世田谷区玉川3丁目先		河川敷	
99	国立成育医療センター	世田谷区大蔵2-10-1	437	屋上施設	
100	自衛隊中央病院	世田谷区池尻1-2-24	888	屋上施設	
101	都立松沢病院屋上	世田谷区上北沢2-1-1	940	屋上施設	都立松沢病院
102	世田谷区立羽根木公園	世田谷区代田4-38		公園	
103	都立代々木公園競技場(織田フィールド)	渋谷区神南2-3	20,400	競技場	
104	渋谷区立スポーツセンター	渋谷区西原1-40-1	8,000	グラウンド（公共等）	
105	都立広尾病院ヘリポート	渋谷区恵比寿2-34-10	480	屋上施設	都立広尾病院
106	日本赤十字社医療センターヘリポート	渋谷区広尾4-1-22	529	屋上施設	日本赤十字社医療センター

	施設名	所在地	確保面積（㎡）	現況	備考
107	渋谷区立広尾中学校	渋谷区東4-13-25	5,616	小中校庭	
108	渋谷区立代々木中学校	渋谷区西原1-46-1	6,048	小中校庭	
109	渋谷区立富谷小学校	渋谷区上原1-46-4	3,570	小中校庭	
110	東京大学教育学部附属中等教育学校校庭	中野区南台1-15	11,200	小中校庭	立正佼成会付属佼成病院、東京医療生活協同組合中野総合病院
111	都立武蔵丘高等学校校庭	中野区上鷺宮2-14-1	7,500	高校グラウンド	
112	中野区立上高田公園野球場	中野区上高田5-7-1		野球場	東京警察病院
113	東京警察病院ヘリポート	中野区中野4-22-1	576	屋上施設	東京警察病院
114	中野区立緑野中学校運動場	中野区丸山1-1-19		小中校庭	
115	都立和田掘公園第一競技場	杉並区大宮2-26	8,000	競技場	立正佼成会附属佼成病院
116	都立和田堀公園第二競技場	杉並区堀ノ内1-15	5,000	競技場	
117	都立高井戸公園（仮称）計画地	杉並区久我山2-2	16,000	公園計画地	
118	杉並区立桃井原っぱ公園	杉並区桃井3-8-1	12,000	公園	荻窪病院
119	杉並区立柏の宮公園	杉並区浜田山2-5-1		公園	
120	杉並区立井草森公園	杉並区井草4-12-1	6,600	公園	
121	杉並区立杉並第二小学校	杉並区成田西3-4-1		小中校庭	
122	杉並区立杉並第十小学校	杉並区和田3-55-49		小中校庭	
123	杉並区立高円寺中学校	杉並区高円寺北1-4-11		小中校庭	
124	杉並区立西宮中学校	杉並区宮前5-1-25		小中校庭	
125	杉並区立桃井第二小学校	杉並区荻窪5-10-25		小中校庭	
126	杉並区立桃井第五小学校	杉並区下井草4-22-4		小中校庭	
127	杉並区立松庵小学校	杉並区松庵2-23-24		小中校庭	
128	杉並区立井草中学校	杉並区上井草3-20-11		小中校庭	
129	杉並区立下高井戸おおぞら公園	杉並区下高井戸2-28-23		公園	
130	豊島区立総合体育場一帯	豊島区東池袋4	9,000	グラウンド（公共等）	都立大塚病院
131	学習院大学グラウンド	豊島区目白		大学グラウンド	
132	北区立中央公園野球場	北区十条台1-2-1	12,750	野球場	
133	北区立十条富士見中学校校庭	北区十条台1-9-33	5,000	小中校庭	
134	荒川下流岩淵場外	北区志茂4-19先　荒川河川敷	460	ヘリポート	
135	北区立北運動公園	北区神谷2-47-6	7,140	公園	
136	北区立赤羽スポーツの森公園	北区赤羽西5-2	7,140	公園	
137	北区立赤羽自然観察公園	北区赤羽西5-2-34	6,175	公園	
138	新河岸東公園・浮間子どもスポーツ広場	北区浮間4-27-1	6,175	公園	
139	豊島五丁目遊び場	北区豊島5-6-1	1,200	公園	
140	国立西が丘サッカー場	北区西が丘3-15	7,140	サッカー場	
141	浮間防災ステーション場外離着陸場	北区浮間1地先	460	河川敷	
142	新荒川大橋野球場	北区赤羽3-29先	9,000	河川敷（野球場）	

	施設名	所在地	確保面積（㎡）	現況	備考
143	東尾久運動場多目的広場	荒川区東尾久7-1-1	6,300	グラウンド（公共等）	東京女子医科大学東医療センター
144	都立汐入公園多目的広場	荒川区南千住8-13	3,000	広場	
145	荒川区立南千住野球場	荒川区南千住6-45		野球場	
146	都立城北中央公園競技場	板橋区桜川1-4、練馬区氷川台1-7		競技場	東京都健康長寿医療センター
147	板橋区立城北公園野球場	板橋区坂下2-19		野球場	
148	板橋区立東板橋公園グラウンド	板橋区板橋3－50－1	5,625	野球場	帝京大学医学部附属病院
149	荒川戸田橋緑地草地広場	板橋区新河岸1-15先	4,000	河川敷	
150	荒川戸田橋緑地野球場	板橋区舟渡3丁目（番地不詳）	10,000	野球場	
151	板橋区立小豆沢公園野球場	板橋区小豆沢3-8	12,000	野球場	東京北医療センター
152	都立赤塚公園野球場	板橋区高島平3-1	4,900	野球場	
153	帝京大学医学部附属病院ヘリポート	板橋区加賀2-11-1	529	屋上施設	帝京大学医学部附属病院
154	東京都保健医療公社豊島病院ヘリポート	板橋区栄町33-1	300	屋上施設	東京都保健医療公社豊島病院
155	都立城北中央公園野球場	練馬区氷川台1-6	13,800	野球場	日本大学医学部附属板橋病院
156	練馬総合運動場公園	練馬区練馬2-29-10	6,000	グラウンド（公共等）	
157	都立光が丘公園陸上競技場	練馬区光が丘4-1	23,400	競技場	練馬光が丘病院
158	都立石神井公園内Ｂ地区野球場	練馬区石神井町5-17	16,625	野球場	
159	都立大泉中央公園陸上競技場	練馬区大泉学園町9-4	15,300	競技場	
160	練馬区役所屋上	練馬区豊玉北6-12	289	屋上施設	
161	豊島園	練馬区向山3-25-1		グラウンド（公共等）	
162	石神井松の風文化公園	練馬区石神井台1－33		グラウンド（公共等）	
163	東台野球場	練馬区石神井町1-11-32		野球場	順天堂大学医学部附属練馬病院
164	足立区立千住新橋グラウンド（虹の広場）	足立区千住5-22	6,325	グラウンド（公共等）	
165	荒川西新井橋緑地グラウンド	足立区梅田３－５先	7,700	河川敷	
166	都立東綾瀬公園東側野球場	足立区東綾瀬3-4	10,000	野球場	東京都保健医療公社東部地域病院
167	都立東綾瀬公園西側野球場	足立区綾瀬6-37	6,000	野球場	東京都保健医療公社東部地域病院
168	足立区立谷中公園野球場	足立区谷中2-23-36	3,025	野球場	
169	足立区立平野運動場	足立区平野2-12-1	11,000	グラウンド（公共等）	
170	都立舎人公園管理事務所空地	足立区舎人公園1番地	3,600	空地	
171	都立舎人公園陸上競技場	足立区舎人公園1番地	24,000	競技場	西新井病院、博慈会記念総合病院
172	都立舎人公園野球場	足立区皿沼3-33		野球場	
173	足立区立保木間公園	足立区竹の塚3-8-1		公園	苑田第一病院
174	総合スポーツセンター	足立区東保木間2-27		体育施設	
175	千住新橋緑地	足立区千住大川町41番	8,325	河川敷	
176	西新井橋公園	足立区本木1-2	14,000	公園	
177	葛飾区立総合スポーツセンター陸上競技場	葛飾区奥戸7-17-1	10,000	競技場	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター
178	都立水元公園駐車場	葛飾区水元公園4番地	11,200	駐車場	

	施設名	所在地	確保面積（㎡）	現況	備考
179	都立水元公園少年野球場（葛飾区東金町運動場少年野球場）	葛飾区東金町8-27	4,356	野球場	
180	葛飾区立柴又公園（矢切の渡し）	葛飾区柴又７丁目（江戸川河川敷）	12,800	河川敷	
181	新四つ木橋地区東岸	葛飾区東四つ木3丁目地先		河川敷	
182	葛飾区立奥戸運動場	葛飾区高砂１、奥戸２		グラウンド（公共等）	
183	葛飾区立新小岩公園	葛飾区西新小岩１－１－３		公園	
184	堀切少年野球場荒川河川敷（京成上野線下流）	葛飾区堀切2-2先	16,000	河川敷	平成立石病院
185	都立葛西臨海公園第3駐車場	江戸川区臨海町6-2	3,000	駐車場	順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター
186	都立大島小松川公園（自由の広場）	江戸川区小松川1-7	10,000	広場	森山記念病院
187	第一葛西水再生センターこども広場	江戸川区臨海町1-1-2		広場	東京臨海病院
188	京成鉄橋上流野球場	江戸川区北小岩4丁目先	10,000	河川敷（野球場）	
189	篠崎緑地	江戸川区篠崎町1-26先	30,000	空地	
190	都立篠崎公園Ａ地区野球場	江戸川区上篠崎1-25	8,000	野球場	江戸川病院
191	江戸川区営河川敷広場	江戸川区上篠崎1丁目先	10,000	河川敷	
192	都立篠崎公園Ｂ地区（江戸川区少年野球場）	江戸川区篠崎町8-5	8,000	野球場	
193	平井運動公園	江戸川区平井7丁目先		公園	
194	小松川リバーステーション	江戸川区小松川1丁目先		河川敷	
195	清川河川敷広場	八王子市清川町19先	5,000	河川敷	
196	滝が原運動場	八王子市高月町2401　多摩川右岸	62,500	グラウンド（公共等）	
197	八王子市立由木中学校校庭	八王子市下柚木2-34-2	8,050	小中校庭	
198	西寺方グラウンド野球場	八王子市西寺方町626	12,000	野球場	
199	拓殖大学グラウンド	八王子市館町815-1	900	大学グラウンド	
200	共立女子学園グラウンド	八王子市元八王子町1-710	8,800	大学グラウンド	
201	東海大学八王子病院ヘリポート	八王子市石川町1838	304	屋上施設	東海大学八王子病院
202	元横山２号河川敷広場	八王子市田町4番地	7,000	河川敷	東海大学八王子病院
203	八王子市立富士森公園陸上競技場	八王子市台町2-2	14,000	競技場	
204	八王子市立大塚公園運動場	八王子市松が谷66	5,000	野球場	東京都保健医療公社多摩南部地域病院
205	東京医科大学八王子医療センターヘリポート	八王子市館町1163	437	屋上施設	東京医科大学八王子医療センター
206	首都大学東京南大沢キャンパスグラウンド	八王子市南大沢1-1	10,000	大学グラウンド	
207	八王子市立上柚木公園陸上競技場	八王子市上柚木2丁目40-1	8,000	競技場	
208	片倉つどいの森公園	八王子市片倉町3506	6,000	公園	
209	国立病院機構災害医療センターヘリポート	立川市緑町3256	594	屋上施設	国立病院機構災害医療センター
210	立川飛行場	立川市緑町5		飛行場	立川病院
211	武蔵野陸上競技場	武蔵野市吉祥寺北町5-11-20	15,300	競技場	
212	都立武蔵野中央公園原っぱ広場	武蔵野市八幡町2-4	60,000	広場	
213	武蔵野赤十字病院ヘリポート	武蔵野市境南町1-26-1	400	屋上施設	武蔵野赤十字病院
214	都立小金井公園野球場	武蔵野市桜堤3-8	10,000	野球場	

	施設名	所在地	確保面積（㎡）	現況	備考
215	武蔵野市立境南小学校	武蔵野市境南町2-27-27		小中校庭	
216	武蔵野市立第三中学校	武蔵野市吉祥寺東町1-23-8		小中校庭	
217	武蔵野市立第五中学校	武蔵野市関町2-10-20		小中校庭	
218	三鷹市立第一中学校校庭	三鷹市下連雀9-10-1	11,200	小中校庭	杏林大学医学部付属病院
219	大沢野川グラウンド	三鷹市大沢5-21	9,600	サッカー場	
220	杏林大学医学部付属病院ヘリポート	三鷹市新川6-20-2	576	屋上施設	杏林大学医学部付属病院
221	立正佼成会青梅練成道場グラウンド	青梅市小曾木2-450	900	グラウンド（公共等）	
222	明星大学青梅キャンパスグラウンド	青梅市長淵2-590	3,685	大学グラウンド	
223	青梅市市民球技場野球場	青梅市河辺町1-872-1	14,400	野球場	青梅市立総合病院
224	青梅市立総合病院ヘリポート	青梅市東青梅4-16-5		屋上施設	青梅市立総合病院
225	青梅市立第六小学校校庭	青梅市二俣尾3-903-1	10,120	小中校庭	
226	御岳山ヘリポート	青梅市御岳山211（長尾平園地付近）		ヘリポート	
227	なちゃぎり林道ヘリポート	青梅市成木7-1128		ヘリポート	
228	岨端沢林道ヘリポート	青梅市柚木町2-880		ヘリポート	
229	都立武蔵野の森公園（府中朝日フットボールパーク）	府中市朝日町3-7	8,000	サッカー場	
230	東京競馬場第1駐車場	府中市八幡町3-11	25,200	駐車場	
231	東京競馬場	府中市日吉町1	100,000	競馬場	
232	稲城大橋河川敷	府中市押立町5丁目多摩川左岸	18,000	河川敷	
233	関戸橋河川敷	府中市住吉町2丁目多摩川左岸	15,000	河川敷	
234	府中市陸上競技場	府中市寿町2-20	25,200	競技場	
235	都立多摩・小児総合医療センターヘリポート	府中市武蔵台2-8-29	480	屋上施設	都立多摩・小児総合医療センター
236	府中市民球場	府中市寿町3丁目18番	18,200	野球場	
237	郷土の森公園（是政緑地）	府中市是政6丁目	20,000	公園	
238	都立府中の森公園サッカー場	府中市浅間町1-3	8,000	サッカー場	
239	昭島市立大神公園・市立多摩川緑地くじら運動公園	昭島市宮沢町3-17	52,500	公園	
240	昭和の森ゴルフコース（アウトコース７番）	昭島市つつじが丘１－１－７	12,000	ゴルフ場	
241	多摩川河川敷第１区（鶴川街道の上流左岸）	調布市布田町無番地	8,250	河川敷	
242	多摩川河川敷第２区（京王閣の南）	調布市布田町無番地	22,400	河川敷	
243	多摩川河川敷第３区（多摩川自然観察緑地）	調布市布田町無番地	13,800	河川敷	
244	調布市民野球場	調布市染地2-43-1	9,975	野球場	東京慈恵会医科大学附属第三病院
245	調布市立調布中学校校庭	調布市富士見町4-17-1	7,150	小中校庭	
246	調布市立第八中学校校庭	調布市仙川町2-15-2	8,500	小中校庭	
247	調布市立第四中学校校庭	調布市若葉町3-15-1	7,225	小中校庭	
248	調布市立第三中学校校庭	調布市染地3-2-7	6,600	小中校庭	
249	調布市立神代中学校校庭	調布市佐須町5-26-1	4,750	小中校庭	
250	調布市立布田小学校校庭	調布市染地1-1-85	3,750	小中校庭	

	施設名	所在地	確保面積（㎡）	現況	備考
251	調布市立第三小学校校庭	調布市上石原2-19-13	3,575	小中校庭	
252	調布市立北ノ台小学校校庭	調布市深大寺北町2-41-1	3,025	小中校庭	
253	都立神代植物公園芝生広場	調布市深大寺元町5-31	8,800	広場	
254	調布市民大町スポーツ施設大運動場	調布市菊野台3-27-4	2,520	運動場	
255	調布市立八雲台小学校校庭	調布市八雲台1-1-1	3,600	小中校庭	
256	調布市立上ノ原小学校校庭	調布市柴崎2-26-1	3,250	小中校庭	
257	調布市立調和小学校校庭	調布市西つつじケ丘4-22-6	2,700	小中校庭	
258	調布市立緑ヶ丘小学校校庭	調布市緑ケ丘2-16-1	2,600	小中校庭	
259	調布市立杉森小学校校庭	調布市染地2-25-4	3,150	小中校庭	
260	調布市立国領小学校校庭	調布市国領町8-1-55	4,000	小中校庭	
261	調布市立第五中学校校庭	調布市上石原3-27-1	3,600	小中校庭	
262	調布市立第七中学校校庭	調布市八雲台2-16-1	3,000	小中校庭	
263	町田市立町田市民球場	町田市旭町3-20-60	6,300	野球場	町田市民病院
264	町田市鶴見川クリーンセンター	町田市三輪緑山１－１	1,000	ごみ処理場	南町田病院
265	日本大学第三高等学校運動場	町田市図師町2375	6,300	高校グラウンド	
266	法政大学プレイグラウンド	町田市相原町4342	5,400	大学グラウンド	
267	町田市立野津田公園陸上競技場	町田市野津田2035	28,500	競技場	
268	日向山公園野球場（藤の台球場）	町田市本町田3486	8,180	野球場	
269	山崎第2スポーツ広場	町田市山崎町566-1	15,600	広場	
270	町田市最終処分場	町田市下小山田町3267	10,000	ごみ処理場	
271	鶴間公園広場	町田市鶴間3-1-1	9,000	公園	
272	木曽山崎公園	町田市本町田1996-1	12,000	公園	
273	上水公園運動施設グラウンド	小金井市桜町2-2	12,250	公園	
274	都立小金井公園いこいの広場	小金井市関野町2-9	10,000	広場	武蔵野赤十字病院
275	丸井総合グラウンド	小平市花小金井8-25	18,000	グラウンド（公共等）	公立昭和病院
276	千代田区立花小金井運動施設	小平市花小金井南町3-2	9,450	グラウンド（公共等）	
277	小平市立中央公園グラウンド	小平市津田町1-1	14,000	グラウンド（公共等）	
278	東光寺グラウンド	日野市栄町5-5先	2,025	河川敷	
279	浅川スポーツ広場	日野市万願寺5-3先	4,500	広場	
280	豊田児童グラウンド	日野市豊田1-3先	1,200	河川敷	
281	多摩川総合グラウンド	日野市（新井）万願寺1-1-2先	4,500	河川敷	
282	杉野女子大学日野キャンパス	日野市百草1006		大学グラウンド	
283	市民の森スポーツ公園	日野市日野本町7-12		グラウンド（公共等）	
284	日野市立多摩平第一公園	日野市多摩平4-2		公園	日野市立病院
285	平山台健康・市民支援センター	日野市平山2-1-1	2,800	グラウンド（公共等）	
286	万願寺中央公園グラウンド	日野市万願寺4-20		グラウンド（公共等）	

	施設名	所在地	確保面積（㎡）	現況	備考
287	東村山市立東村山運動公園	東村山市恩多町1-51-1	6,400	グラウンド（公共等）	東京都保健医療公社多摩北部医療センター
288	経済産業研究所グラウンド	東村山市富士見町5-4-36	9,200	グラウンド（公共等）	
289	都立東村山中央公園中央広場	東村山市富士見町5-4		広場	
290	東村山市立久米川小学校	東村山市久米川町4-11-1	10,450	小中校庭	
291	国分寺市立窪東公園	国分寺市東戸倉2-19	5,100	公園	
292	一橋大学グラウンド	国立市中2-1		大学グラウンド	都立多摩・小児総合医療センター
293	多摩川河川敷グラウンド	国立市谷保9544		河川敷	
294	都立第五商業学校	国立市中3-4		高校グラウンド	
295	都立国立高等学校	国立市東4-25-1		高校グラウンド	
296	福生市立多摩川中央公園（げんき広場）	福生市北田園1-17	4,692	公園	
297	福生市立多摩川緑地福生南公園	福生市南田園１－１－１	7,137	公園	
298	加美平野球場	福生市加美平1-21	4,928	野球場	公立福生病院
299	狛江市立多摩川緑地公園グラウンド	狛江市猪方４丁目先　多摩川左岸	45,000	河川敷	
300	防衛省共済組合狛江スポーツセンター	狛江市元和泉2－30		グラウンド（公共等）	
301	都立東大和南公園運動広場	東大和市桜が丘3丁目地内	11,400	広場	東大和病院
302	東大和市立第６小学校校庭	東大和市仲原1-5-1	5,500	小中校庭	
303	東大和市立第１中学校運動場	東大和市奈良橋3-530		小中校庭	
304	東京都共済組合清瀬運動場	清瀬市竹丘3-10-5	15,000	グラウンド（公共等）	国立病院機構東京病院
305	東久留米市立滝山公園	東久留米市滝山2-4	4,900	公園	
306	柳泉園組合グラウンド	東久留米市下里4-3-10		グラウンド（公共等）	
307	東京経済大学運動場	武蔵村山市学園5-22-1	12,000	大学グラウンド	
308	多摩市立多摩市東公園陸上競技場	多摩市諏訪4-9	6,000	競技場	日本医科大学多摩永山病院
309	多摩市立一ノ宮公園	多摩市一ノ宮1049先	13,600	河川敷	
310	宝野公園	多摩市落合5-5		公園	
311	府中カントリークラブ敷地内	多摩市中沢1-41-1		ゴルフ場	
312	稲城市立中央公園総合グラウンド	稲城市長峰1-1	10,500	競技場	稲城市立病院
313	九段尽性園グラウンド	稲城市矢野口3750-11	22,000	グラウンド（公共等）	
314	日本大学商学部グラウンド	稲城市坂浜字19号1382-1	16,530	大学グラウンド	
315	ふれんど平尾運動場	稲城市平尾1-9-1	21,340	運動場	
316	羽村市立宮ノ下運動公園	羽村市羽加美4-875先	9,450	河川敷	
317	羽村市立江戸街道公園	羽村市五ノ神347		公園	
318	学校法人菅生学園初等学校校庭	あきる野市菅生1468	8,800	小中校庭	
319	市民運動場	あきる野市二宮683	13,650	グラウンド（公共等）	
320	あきる野市立小和田グラウンド	あきる野市小和田8	16,000	グラウンド（公共等）	
321	五日市カントリー	あきる野市網代745	2,500	ゴルフ場	
322	立川国際カントリー	あきる野市草花2390	2,500	ゴルフ場	

	施設名	所在地	確保面積（㎡）	現況	備考
323	戸倉運動場	あきる野市戸倉611-1	4,500	グラウンド（公共等）	
324	都立秋留台公園競技場	あきる野市二宮地内	8,000	競技場	
325	東京サマーランド西駐車場	あきる野市上代継600	12,925	駐車場	
326	向台運動場	西東京市向台町5-4-44	15,000	グラウンド（公共等）	佐々総合病院
327	西東京市立文理台公園	西東京市東町1-4	2,500	公園	
328	西東京市立谷戸小学校	西東京市緑町3-1-1	2,500	小中校庭	
329	西東京いこいの森公園	西東京市緑町3-2	5,000	公園	
330	西東京市立保谷第一小学校	西東京市下保谷1-4-4	2,500	小中校庭	
331	西東京市立田無小学校	西東京市田無町4-5-21	2,500	小中校庭	
332	西東京市立田無第一中学校	西東京市南町6-9-37	2,400	小中校庭	
333	西東京市立田無第四中学校	西東京市向台町2-14-9	2,500	小中校庭	
334	西東京市立保谷中学校	西東京市保谷町1-17-4	2,500	小中校庭	
335	瑞穂ビューパーク	瑞穂町大字箱根ケ崎2475		競技場	
336	町営第2グラウンド	瑞穂町箱根ケ崎西松原3-1		グラウンド（公共等）	
337	亜細亜大学日の出グラウンド	日の出町平井1466	26,450	大学グラウンド	公立阿伎留医療センター
338	谷戸沢グランド	日の出町平井谷戸廃棄物処理場	11,250	グラウンド（公共等）	
339	檜原村ヘリポート	檜原村倉掛9428	1,800	ヘリポート	
340	甲武トンネル待避所	檜原村南郷6081-6	1,050	空地	
341	やすらぎの里（原則特異災害のみ）	檜原村三都郷2717	1,250	空地	
342	数馬ヘリポート	檜原村数馬6858-2	225	ヘリポート	
343	檜原総合グラウンド	檜原村三都郷	4,950	グラウンド（公共等）	
344	東京消防庁奥多摩消防ヘリポート	奥多摩町氷川字栃久保1930-2外	3,250	ヘリポート	
345	雲取山ヘリポート	奥多摩町日原1024-1	600	ヘリポート	
346	大丹波緊急離着陸場	奥多摩町大丹波516	400	ヘリポート	
347	北蓑緊急離着陸場	奥多摩町川野1527	1,800	ヘリポート	
348	登計原山林広場運動公園	奥多摩町氷川940	8,100	公園	
349	小河内ダム緊急離着陸場	奥多摩町原5	900	ヘリポート	
350	奥多摩町立古里小学校校庭	奥多摩町小丹波75	6,500	小中校庭	
351	滝谷ノ峰ヘリポート（アララギ山）	奥多摩町日原孫惣谷滝谷ノ峰	400	ヘリポート	
352	大島トウシキヘリポート	大島町	5,000	広場	
353	大島空港	大島町元町字北の山270	81,000	飛行場	
354	利島ヘリポート	利島村	672	ヘリポート	
355	式根島臨時ヘリポート	新島村式根島910	1,600	ヘリポート	
356	若郷臨時ヘリポート	新島村若郷字野原霞山79番	2,500	ヘリポート	
357	新島空港	新島村本村	20,000	飛行場	
358	神津島臨時ヘリポート	神津島村字鷗穴157	625	ヘリポート	

	施設名	所在地	確保面積（㎡）	現況	備考
359	神津島空港	神津島村字金長	20,000	飛行場	
360	三宅島空港	三宅島村坪田1378	36,000	飛行場	
361	御蔵島ヘリポート	御蔵島村字古入金	957	ヘリポート	
362	八丈島空港	八丈町大賀郷2839-2	90,000	飛行場	
363	富士中学校	八丈町三根4655		小中校庭	
364	富士野球場	八丈町三根		小中校庭	
365	大賀郷中学校	八丈町大賀郷3073		小中校庭	
366	三原中学校	八丈町中之郷2474		小中校庭	
367	末吉運動場	八丈町末吉2648		グラウンド（公共等）	
368	樫立運動場	八丈町		グラウンド（公共等）	
369	青ヶ島臨時ヘリポート	青ヶ島村		ヘリポート	
370	母島臨時ヘリポート	小笠原村母島		ヘリポート	
371	小笠原高等学校グラウンド	小笠原村父島字清瀬	4,950	高校グラウンド	
372	小笠原村小中学校グラウンド	小笠原村父島字宮之浜	2,064	小中校庭	
373	奥村運動場	小笠原村父島字奥村	9,100	グラウンド（公共等）	
374	母島小中学校グラウンド	小笠原村母島字元地	4,225	小中校庭	
375	評議平グラウンド	小笠原村母島字評議平	4,800	グラウンド（公共等）	

資料第79　大規模救出救助活動拠点候補地一覧　（都総務局）　（本文 298頁）

大規模救出救助活動拠点（屋外施設）

NO.	候　補　地　名　称	所　在　地	想定候補面積（㎡）	ヘリ離着陸想定面（m）及び現況	
1	東京都立木場公園	江東区平野四丁目地内	15,000	100×80	多目的広場
2	東京都立駒沢オリンピック公園	目黒区東が丘二丁目及び世田谷区駒沢公園各地内	18,000	100×80	陸上競技場
3	東京都立和田堀公園	杉並区大宮二丁目地内	16,000	100×80	競技場
4	東京都立城北中央公園	板橋区桜川一丁目及び練馬区氷川台一丁目各地内	28,000	100×80	競技場
5	東京都立舎人公園	足立区舎人公園地内	18,000	100×80	陸上競技場
6	東京都立水元公園	葛飾区水元公園地内	20,000	100×80	駐車場
7	東京都立篠崎公園	江戸川区上篠崎一丁目地内	20,000	80×100	野球場
8	東京都立葛西臨海公園	江戸川区臨海町六丁目地内	20,000	100×100	第三駐車場
9	若洲海浜公園	江東区若洲三丁目	20,000	80×80	駐車場
10	東京ビッグサイト	江東区有明三丁目	23,000	100×80	屋外展示場
11	白鬚東地区及び汐入公園	墨田区堤通二丁目地内	15,000	80×80	空地
12	東京都立代々木公園	渋谷区神南二丁目地内	26,000	100×100	陸上競技場
13	東京都立光が丘公園	練馬区光が丘	43,000	100×80	陸上競技場
14	東京都立大井ふ頭中央海浜公園	品川区八潮四丁目	21,000	100×80	陸上競技場
15	ガス橋緑地少年野球場	大田区下丸子二丁目地先	67,000	80×100	野球場
16	東京都立砧公園	世田谷区砧公園地内	15,000	80×100	野球場
17	東京都立小金井公園	小金井市関野町二丁目地内	22,000	100×100	いこいの広場
18	東京都立神代植物公園	調布市深大寺元町五丁目地内	24,000	100×100	芝生広場
19	東京都立武蔵野の森公園	府中市朝日町三丁目地内	25,000	100×80	府中朝日フットボールパーク
20	東京都立川地域防災センター	立川市緑町3233-2	立川防災基地内の都防災機関の施設等の機能を含む。		
21	東京都立秋留台公園	あきる野市二宮地内	15,000	80×100	陸上競技場
22	東京都立東村山中央公園	東村山市富士見町五丁目	25,000	100×100	中央広場
23	東京都立東大和南公園	東大和市桜が丘三丁目地内	21,000	100×80	陸上競技場
24	東京都立府中の森公園	府中市浅間町一丁目地内	19,000	100×80	サッカー場
25	東京都立武蔵野中央公園	武蔵野市八幡町二丁目地内	27,000	100×100	原っぱ広場
26	八王子市立上柚木公園	八王子市上柚木二丁目地内	16,000	80×100	陸上競技場
27	八王子市立滝が原運動場	八王子市高月町地内	30,000	100×80	グラウンド
28	八王子市立富士森公園	八王子市台町二丁目地内	15,000	80×100	陸上競技場
29	多摩市立陸上競技場	多摩市諏訪四丁目地内	15,000	80×100	陸上競技場
30	町田市立野津田公園	町田市野津田2035	15,000	100×100	陸上競技場
31	多摩川グラウンド	日野市万願寺一丁目地先内	20,000	80×100	河川敷
32	青梅スタジアム	青梅市今井五丁目地内	28,000	100×100	野球場
33	北野多目的広場	八王子市北野町地内			多目的広場
34	多摩川緑地公園グランド	狛江市猪方四丁目地内			野球場
35	有明の丘防災拠点（東京臨海広域防災公園）	江東区有明三丁目地内	基幹的広域防災拠点の機能を含む。		

注）想定候補面積（㎡）は、救助・救出部隊の活動拠点としての想定面積
　　想定候補面積（㎡）及びヘリ離着陸想定面（m）については、平成25年度の調査を基に計上

大規模救出救助活動拠点（屋内施設）

NO.	候　補　地　名　称	所　在　地	アクセス道路
1	中央清掃工場	中央区晴海五丁目2番1号	晴海通り
2	港清掃工場	港区港南五丁目7番1号	海岸通り
3	墨田清掃工場	墨田区東墨田一丁目10番23号	国道６号線
4	有明清掃工場	江東区有明二丁目3番10号	湾岸道路
5	新江東清掃工場	江東区夢の島三丁目1番1号	湾岸道路
6	品川清掃工場	品川区八潮一丁目4番1号	湾岸道路
7	目黒清掃工場	目黒区三田二丁目19番43号	山手通り
8	大田清掃工場	大田区京浜島三丁目6番１号	湾岸道路
9	多摩川清掃工場	大田区下丸子二丁目33番１号	環状８号線
10	世田谷清掃工場	世田谷区大蔵一丁目1番１号	環状８号線
11	千歳清掃工場	世田谷区八幡山二丁目7番１号	環状８号線
12	渋谷清掃工場	渋谷区東一丁目35番1号	明治通り
13	杉並清掃工場	杉並区高井戸東三丁目7番6号	環状８号線
14	豊島清掃工場	豊島区上池袋二丁目5番１号	川越街道
15	北清掃工場	北区志茂一丁目2番36号	北本通り
16	板橋清掃工場	板橋区高島平九丁目48番１号	高島通り
17	練馬清掃工場	練馬区谷原六丁目10番11号	目白通り
18	光が丘清掃工場	練馬区光が丘五丁目3番１号	笹目通り
19	足立清掃工場	足立区西保木間四丁目7番１号	尾竹橋通り
20	葛飾清掃工場	葛飾区水元一丁目20番１号	岩槻街道
21	江戸川清掃工場	江戸川区江戸川二丁目10番地	篠崎街道
22	北野清掃工場	八王子市北野町596番3号	国道20号線
23	昭島市清掃センター	昭島市田中町四丁目3番14号	国道16号線
24	町田リサイクル文化センター	町田市下小山田町3160番	町田街道
25	多摩清掃工場	多摩市唐木田二丁目1番地1号	尾根幹線道路
26	柳泉園クリーンポート	東久留米市下里四丁目3番10号	新所沢街道

資料第 80　九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項（都総務局）（本文 298 頁）

九都県市は、構成する都県市が公共建築物の屋上等へ施設名の表示（以下「ヘリサイン」という。）に共同して取り組んでいくものとし、その利用上の利便性を高めるため、ヘリサインを表示する場合の表示方法等を以下のとおりとすることを申し合わせる。

１　目　的

当該都県市が所管する公共建築物の屋上等にヘリサインを表示することにより、災害時にヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動等の迅速化に資することを目的とする。

２　表示対象建築物

ヘリサイン表示の対象となる公共建築物は、当該都県市が所管する公立学校、災害時に医療活動の拠点となる公立病院等の公立施設の中から、表示スペースの有無及び災害対策上の有効性等を考慮して選定する。

３　表示方法

ヘリサインの表示方法は、原則として次のとおりとする。

なお、当該都県市の実情に応じて、仕様を付加することは妨げない。

（１）ヘリサインには、対象建築物の名称またはその略称を用いるものとする。

（２）表示場所は、対象建築物の屋上等とする。

（３）文字は、漢字、ひらがな、またはカタカナ等を使用し、横書きとする。

（４）一文字の大きさは、縦４メートル、横４メートル程度とし、文字の間隔は１メートル程度とする。

（５）文字の色は、白色、オレンジ色または黄色等の明るい色を用いるものとする。

平成１４年４月２５日
七都県市首脳会議防災対策委員会決定

追補
平成１９年４月２４日
八都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定

平成２２年４月１日
九都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定

資料第81　都災害対策本部特別非常配備態勢（都総務局）　（本文 309頁）

（平成31年4月1日現在）

局			総数	第一配備			第二配備			現地機動班	特例配備		
				本庁	事業所	計	本庁	事業所	計		本庁	事業所	計
政策企画局	管理職	男	62	24	0	24	18	0	18	9	11	0	11
		女	13	7	0	7	5	0	5	1	0	0	0
		計	75	31	0	31	23	0	23	10	11	0	11
	総数	男	150	68	0	68	43	0	43	21	18	0	18
		女	79	41	0	41	21	0	21	11	6	0	6
		計	229	109	0	109	64	0	64	32	24	0	24
都民安全推進本部	管理職	男	10	4		4	2		2	0	4		4
		女	4	1		1	0		0	3	0		0
		計	14	5	0	5	2	0	2	3	4	0	4
	総数	男	38	11		11	3		3	14	10		10
		女	25	7		7	1		1	16	1		1
		計	63	18	0	18	4	0	4	30	11	0	11
戦略政策情報推進本部	管理職	男	39	12	0	12	12	0	12	2	13	0	13
		女	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
		計	41	14	0	14	12	0	12	2	13	0	13
	総数	男	117	41	0	41	31	0	31	13	32	0	32
		女	25	13	0	13	6	0	6	6	0	0	0
		計	142	54	0	54	37	0	37	19	32	0	32
総務局	管理職	男	75	22	0	22	25	0	25	8	20	0	20
		女	20	13	0	13	2	1	3	3	1	0	1
		計	95	35	0	35	27	1	28	11	21	0	21
	総数	男	367	128	0	128	97	2	99	67	73	0	73
		女	207	89	2	91	43	4	47	49	19	1	20
		計	574	217	2	219	140	6	146	116	92	1	93
財務局	管理職	男	52	12	3	15	14	2	16	1	16	4	20
		女	4	2	0	2	2	0	2	0	0	0	0
		計	56	14	3	17	16	2	18	1	16	4	20
	総数	男	398	116	6	122	110	16	126	61	89	0	89
		女	105	38	1	39	37	1	38	16	12	0	12
		計	503	154	7	161	147	17	164	77	101	0	101
主税局	管理職	男	154	8	15	23	11	31	42	25	21	43	64
		女	54	4	10	14	5	14	19	3	6	12	18
		計	208	12	25	37	16	45	61	28	27	55	82
	総数	男	1,616	74	256	330	70	234	304	876	35	71	106
		女	1,343	49	265	314	32	194	226	763	9	31	40
		計	2,959	123	521	644	102	428	530	1,639	44	102	146
生活文化局	管理職	男	47	9	1	10	10	3	13	7	16	1	17
		女	17	4	0	4	6	0	6	2	1	4	5
		計	64	13	1	14	16	3	19	9	17	5	22
	総数	男	259	59	16	75	54	11	65	79	29	10	39
		女	199	65	4	69	57	17	74	31	12	12	24
		計	458	124	20	144	111	28	139	110	41	22	63
オリンピック・パラリンピック準備局	管理職	男	80	29	0	29	29	0	29	0	22	0	22
		女	20	11	0	11	5	0	5	0	4	0	4
		計	100	40	0	40	34	0	34	0	26	0	26
	総数	男	299	119	0	119	115	0	115	43	22	0	22
		女	149	73	0	73	46	0	46	25	5	0	5
		計	448	192	0	192	161	0	161	68	27	0	27
都市整備局	管理職	男	94	15	5	20	29	12	41	0	20	13	33
		女	13	5	0	5	2	1	3	0	2	3	5
		計	107	20	5	25	31	13	44	0	22	16	38
	総数	男	639	118	53	171	138	90	228	0	68	172	240
		女	253	71	37	108	46	33	79	0	20	46	66
		計	892	189	90	279	184	123	307	0	88	218	306
住宅政策本部	管理職	男	44	11	1	12	10	1	11		11	10	21
		女	10	3	1	4	4		4		2		2
		計	54	14	2	16	14	1	15	0	13	10	23
	総数	男	283	64	21	85	52	31	83		48	67	115
		女	157	29	21	50	39	20	59		20	28	48
		計	440	93	42	135	91	51	142	0	68	95	163
環境局	管理職	男	56	9	3	12	8	2	10	12	19	3	22
		女	7	2	0	2	2	0	2	3	0	0	0
		計	63	11	3	14	10	2	12	15	19	3	22
	総数	男	449	52	28	80	71	43	114	92	109	54	163
		女	161	35	9	44	26	13	39	39	30	9	39
		計	610	87	37	124	97	56	153	131	139	63	202
福祉保健局	管理職	男	151	23	38	61	14	32	46		16	28	44
		女	127	18	44	62	11	27	38		7	20	27
		計	278	41	82	123	25	59	84	0	23	48	71
	総数	男	1,684	253	347	600	196	334	530		190	364	554
		女	2,714	235	995	1,230	168	717	885		151	448	599
		計	4,398	488	1,342	1,830	364	1,051	1,415	0	341	812	1,153
病院経営本部	管理職	男	448	9	246	255	5	100	105	0	3	85	88
		女	178	0	81	81	1	57	58	0	2	37	39
		計	626	9	327	336	6	157	163	0	5	122	127
	総数	男	1,836	33	950	983	27	462	489	0	20	344	364
		女	5,482	13	3,600	3,613	18	1,325	1,343	0	8	518	526
		計	7,318	46	4,550	4,596	45	1,787	1,832	0	28	862	890
産業労働局	管理職	男	86	22	11	33	12	8	20	6	11	16	27
		女	14	3	4	7	2	1	3	2	0	2	2
		計	100	25	15	40	14	9	23	8	11	18	29
	総数	男	743	114	103	217	126	133	259	234	8	25	33
		女	475	86	82	168	82	92	174	128	1	4	5
		計	1,218	200	185	385	208	225	433	362	9	29	38

資料第81　都災害対策本部特別非常配備態勢（都総務局）　（本文 309頁）

（平成31年4月1日現在）

局			総数	第一配備			第二配備			現地機動班	特例配備		
				本庁	事業所	計	本庁	事業所	計		本庁	事業所	計
中央卸売市場	管理職	男	52	3	4	7	11	13	24		14	7	21
		女	5	2	0	2	0	2	2		0	1	1
		計	57	5	4	9	11	15	26	0	14	8	22
	総数	男	564	31	68	99	45	141	186		49	230	279
		女	91	13	12	25	14	22	36		8	22	30
		計	655	44	80	124	59	163	222	0	57	252	309
建設局	管理職	男	166	57	85	142	6	5	11		9	4	13
		女	19	6	11	17	1	1	2		0	0	0
		計	185	63	96	159	7	6	13	0	9	4	13
	総数	男	1,925	239	577	816	154	420	574		148	387	535
		女	629	74	176	250	45	207	252		27	100	127
		計	2,554	313	753	1,066	199	627	826	0	175	487	662
港湾局	管理職	男	66	9	5	14	11	16	27		9	16	25
		女	4	0		0	1	1	2		1	1	2
		計	70	9	5	14	12	17	29	0	10	17	27
	総数	男	517	50	93	143	39	109	148	0	37	189	226
		女	155	27	29	56	16	36	52	0	8	39	47
		計	672	77	122	199	55	145	200	0	45	228	273
会計管理局	管理職	男	14	14	0	14	0	0	0	0	0	0	0
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	14	14	0	14	0	0	0	0	0	0	0
	総数	男	76	35	0	35	24	0	24	0	17	0	17
		女	28	10	0	10	12	0	12	0	6	0	6
		計	104	45	0	45	36	0	36	0	23	0	23
交通局	管理職	男	100	10	5	15	25	13	38		23	24	47
		女	3	2	0	2	0	0	0		1	0	1
		計	103	12	5	17	25	13	38	0	24	24	48
	総数	男	6,506	125	1,668	1,793	179	1,746	1,925		205	2,583	2,788
		女	200	42	32	74	33	30	63		25	38	63
		計	6,706	167	1,700	1,867	212	1,776	1,988	0	230	2,621	2,851
水道局	管理職	男	144	51	87	138	5	1	6	0	0	0	0
		女	12	2	10	12	0	0	0	0	0	0	0
		計	156	53	97	150	5	1	6	0	0	0	0
	総数	男	3,005	245	824	1,069	204	719	923	0	207	806	1,013
		女	670	56	110	166	63	171	234	0	58	212	270
		計	3,675	301	934	1,235	267	890	1,157	0	265	1,018	1,283
下水道局	管理職	男	106	42	63	105	1	0	1	0	0	0	0
		女	10	4	5	9	0	0	0	0	0	1	1
		計	116	46	68	114	1	0	1	0	0	1	1
	総数	男	2,095	130	737	867	170	451	621	0	6	601	607
		女	298	44	87	131	27	77	104	0	0	63	63
		計	2,393	174	824	998	197	528	725	0	6	664	670
教育庁	管理職	男	720	30	204	234	31	224	255		43	188	231
		女	152	9	54	63	8	40	48		11	30	41
		計	872	39	258	297	39	264	303	0	54	218	272
	総数	男	9,653	113	3,866	3,979	134	3,272	3,406		148	2,120	2,268
		女	7,922	76	3,899	3,975	69	2,590	2,659		57	1,231	1,288
		計	17,575	189	7,765	7,954	203	5,862	6,065	0	205	3,351	3,556
選挙管理委員会事務局	管理職	男	4	3	0	3	1	0	1	0	0	0	0
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	4	3	0	3	1	0	1	0	0	0	0
	総数	男	18	8	0	8	5	0	5	5	0	0	0
		女	11	4	0	4	3	0	3	4	0	0	0
		計	29	12	0	12	8	0	8	9	0	0	0
人事委員会事務局	管理職	男	14	0	0	0	0	0	0	10	4	0	4
		女	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1
		計	16	0	0	0	0	0	0	11	5	0	5
	総数	男	42	1	0	1	1	0	1	35	5	0	5
		女	22	1	0	1	2	0	2	17	2	0	2
		計	64	2	0	2	3	0	3	52	7	0	7
監査事務局	管理職	男	8	3		3			0	5			0
		女	3	2		2			0	1			0
		計	11	5	0	5	0	0	0	6	0	0	0
	総数	男	61	6		6			0	55			0
		女	27	2		2			0	25			0
		計	88	8	0	8	0	0	0	80	0	0	0
労働委員会事務局	管理職	男	6	0	0	0	0	0	0		6	0	6
		女	1	0	0	0	0	0	0		1	0	1
		計	7	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7
	総数	男	28	6	0	6	0	0	0	13	9	0	9
		女	11	1	0	1	0	0	0	8	2	0	2
		計	39	7	0	7	0	0	0	21	11	0	11
収用委員会事務局	管理職	男	5			0	1		1	3	1		1
		女	1	1		1			0				0
		計	6	1	0	1	1	0	1	3	1	0	1
	総数	男	18	8		8	3		3	5	2		2
		女	10	3		3			0	6	1		1
		計	28	11	0	11	3	0	3	11	3	0	3
職員共済組合事務局	管理職	男	15	2	1	3	2	3	5	2	0	5	5
		女	5	4	0	4	0	0	0	1	0	0	0
		計	20	6	1	7	2	3	5	3	0	5	5
	総数	男	80	4	13	17	7	29	36	21	0	6	6
		女	73	16	9	25	9	15	24	24	0	0	0
		計	153	20	22	42	16	44	60	45	0	6	6
合計	管理職	男	2,735	410	776	1,186	271	465	736	88	288	437	725
		女	688	102	219	321	53	145	198	20	38	111	149
		計	3,423	512	995	1,507	324	610	934	108	326	548	874
	総数	男	33,066	2,146	9,605	11,751	2,015	8,212	10,227	1,621	1,504	7,962	9,466
		女	21,339	1,171	9,349	10,520	870	5,544	6,414	1,162	468	2,774	3,242
		計	54,405	3,317	18,954	22,271	2,885	13,756	16,641	2,783	1,972	10,736	12,708
警　視　庁	定数		46,501										
東京消防庁	定数		18,620										
合　計			119,526	3,317	18,954	22,271	2,885	13,756	16,641	2,783	1,972	10,736	12,708

資料第82　都各局の災害活動マニュアル等（都総務局）

局名/マニュアル名称	概要等	最終改訂時期
政策企画局		
危機管理対応マニュアル	災害時における局の非常配備態勢等を規定	平成27年4月
都民安全推進本部		
災害対策マニュアル	災害時における職員の行動要領を規定	平成27年3月
総務局		
総務局震災時初動対応マニュアル	災害時における職員の行動要領を規定	平成11年12月
東京都震災復興マニュアル	各復興分野の具体的な施策及び復興の全体像やプロセスを規定	平成28年3月
総務局災害活動マニュアル	災害時における局の非常配備態勢等を規定	平成25年3月
職員共済組合		
東京都職員共済組合BCP(災害編)	災害時における局の初動体制を規定	平成31年3月
財務局		
財務局災害対策マニュアル（地震編）	震災時における職員の行動要領を規定	平成30年8月
都庁舎防災マニュアル	庁舎管理課の活動方針のうち「安全」についての行動指針	平成19年3月
主税局		
主税局危機管理対応マニュアル	災害時における職員の行動要領を規定	平成30年12月
生活文化局		
生活文化局危機管理マニュアル	災害時における職員の行動要領を規定	平成22年7月
オリンピック・パラリンピック準備局		
オリンピック・パラリンピック準備局危機管理マニュアル	災害時における職員の行動要領を規定	平成31年3月
都市整備局		
東京都被災建築物応急危険度判定業務マニュアル	危険度判定員の指導・支援を行う内容を規定	平成14年4月
被災宅地危険度判定業務実務マニュアル他	危険度判定士が判定を行うための手引き	平成26年3月
都市整備局危機管理マニュアル	災害時における局の非常配備態勢等を規定	平成30年12月
環境局		
環境局BCP（地震編） （環境局危機管理マニュアル（震災編））	災害時における局の初動態勢等を規定	平成26年3月
高圧ガス取扱事業所における地震時の通報連絡体制	高圧ガスに起因する事故・震災時の連絡応援体制等を規定	平成18年3月
東京都震災がれき処理マニュアル	震災がれきの処理方針を規定	平成18年3月
廃棄物埋立管理事務所危機管理	災害時における局の初動態勢等を規定	平成23年8月
高圧ガス及び火薬類に係る震災対応マニュアル	地震発生時から1週間程度の期間における対応を規定	平成18年12月
福祉保健局		
福祉保健局災害対策活動マニュアル	災害時における職員の行動要領を規定	平成25年2月
福祉保健局職員災害時初動対応の心得	災害時における職員の行動要領を規定	平成25年8月
避難所管理運営の指針	避難所運営に携わる全ての方が災害時に避難所の管理運営を円滑に行う参考指針を規定	平成30年3月
災害要援護者防災行動マニュアル作成のための指針（区市町村向け）	災害時要援護者の平常時から復興期に至る一連の防災活動指針を規定	平成25年2月
災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）	区市町村が災害時要援護者への災害対策を体系的に進め、円滑な業務を行ううえでの参考指針を規定	平成25年2月
東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針	区市町村等関係機関及び関係者が災害時に人工呼吸器使用者を適切に支援できるよう参考指針を規定	平成24年3月
災害時における透析医療活動マニュアル	透析医療を行うための標準的な活動要領を規定	平成26年3月
妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドライン	妊産婦や乳幼児の支援にあたっての留意点等をまとめた基礎資料	平成26年3月

局名/マニュアル名称	概要等	最終改訂時期
健康危機管理マニュアル	連絡体制の確立のための手順等を規定	平成25年3月
災害時における保健所活動マニュアル（暫定版）	保健所における大規模災害時の標準的な活動要領を規定	平成25年3月
災害時医療救護活動ガイドライン	首都直下地震等の大規模地震により、地域の医療機能が低下した場合に必要な医療救護活動を適切に行うための活動指針を規定	平成30年3月
トリアージ　ハンドブック	一時的に多数の傷病者が発生した場合に必要とするトリアージに関する標準活動要領を規定	平成31年1月
災害時歯科医療救護活動ガイドライン	災害時における歯科医療救護活動の基本的な方針を規程	平成29年12月
災害時薬剤師班活動ガイドライン	薬剤師班の標準的な活動方針を規定	平成31年3月
災害時における遺体の取扱いに関する共通指針（検視・検案等活動マニュアル）	検視・検案活動をはじめとする遺体取扱いに関する活動の標準的な活動指針を規定	平成29年8月
病院における防災訓練マニュアル	病院における標準的な訓練事項を規定	平成8年8月
災害時における検案活動の実務	検案活動を行うための標準的な活動指針を規定	平成9年6月
災害時における医薬品・医療資器材等の新たな備蓄・供給体制	災害時における医薬品・医療資器材等の備蓄・供給体制について規定	平成10年3月
大規模イベントにおける医療・救護計画策定ガイドライン	大規模イベント開催時に、関係者が円滑に傷病者の医療・救護活動に当たることができるようにするための指針	平成31年3月
東京都広域火葬実施計画	災害時に広域火葬を円滑に実施するため、都、区市町村及び火葬場経営者が行うべき基本的事項を規定	平成25年1月
東京都災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）マニュアル	災害発時における東京都災害派遣精神医療チームの指揮命令系統等について規定	平成30年3月
病院経営本部		
病院経営本部災害時活動マニュアル	大規模災害発生時における本部職員の活動要領を規定	平成28年6月
病院経営本部BCP	発災時においても優先的に取り組むべき重要な業務を継続するための対応方針や手段等を規定	平成28年6月
都立病院BCP	発災時においても各都立病院が公的医療機関としての役割を果たすことができるよう対応方針や手段等を規定	平成30年11月
都立病院医療危機管理ネットワーク活動指針	都立病院の医療危機管理ネットワークに関する活動方針を規定	平成31年4月
産業労働局		
産業労働局危機管理マニュアル	災害時における職員の行動要領を規定	平成23年3月
中央卸売市場		
事件・事故対策マニュアル	市場施設内の事件・事故が発生した場合等の活動要領を規定	平成18年10月
食品危害対策マニュアル	食の安全・安心を脅かす事態が発生した場合等の活動要領を規定	平成18年10月
東京都中央卸売市場震災対策マニュアル	大規模災害発生時における市場の情報連絡体制や初動態勢を規定	平成21年3月
建設局		
建設局危機管理マニュアル	災害時における職員の行動要領を規定	平成21年3月
震災対策の手引き（第五版）	災害時における職員の行動要領を規定	平成25年11月
緊急道路啓開作業マニュアル	震災時の緊急輸送の道路啓開の作業要領を規定	平成21年7月
地震時の河川施設点検・復旧マニュアル（低地河川編）	地震時の低地部の河川施設の点検と復旧要領を規定	平成24年3月
情報連絡訓練マニュアル	情報連絡訓練の実施要領を規定	平成7年9月1日

局名/マニュアル名称		概要等	最終改訂時期
	防災訓練における所管施設の点検訓練マニュアル	道路・河川公園等施設の点検訓練の実施要領を規定	平成7年9月1日
	東京都緊急輸送道路ネットワーク計画	緊急輸送道路の計画的な整備を実施	平成26年4月
港湾局			
	危機対応の手引き	大規模災害発生時における局の活動要領を規定	平成13年3月
	震災対策の手引き	震災時における局の活動要領を規定	平成26年7月
	新型インフルエンザ編	新型インフルエンザ発生時における局の活動要領を規定	平成23年3月
	島しょ災害編	島しょ地域の大規模災害発生時における局の活動要領を規定	平成27年3月
会計管理局			
	会計管理局災害対策の手引	震災時の職員の行動要領と会計事務処理を規定	平成30年9月
交通局			
	交通局危機管理対策計画（震災編）	計画の方針、震災予防計画、震災応急活動計画及び震災復旧活動計画を規定	平成25年9月
水道局			
	東京都水道局震災応急対策計画	発災時における応急対策の諸活動	平成31年1月
	東京都水道局震災対策事業計画	施設の耐震性強化及び飲料水確保のための施設整備計画	平成25年9月
下水道局			
	東京都下水道局地震対策マニュアル	災害時における職員の行動要領を規定	平成25年4月
教育庁			
	学校危機管理マニュアル	児童・生徒の安全確保に関する標準的な事項を規定	平成25年3月
選挙管理委員会			
	危機管理マニュアル	災害時における職員の行動要領を規定	平成27年3月
人事委員会			
	東京都人事委員会事務局危機管理マニュアル	災害時における職員の行動要領を規定	平成31年1月
監査事務局			
	危機管理マニュアル	災害時における職員の行動要領を規定	平成24年2月
労働委員会			
	危機管理マニュアル	災害時における職員の行動要領を規定	平成31年3月
収用委員会			
	収用委員会事務局危機管理マニュアル	災害時における職員の行動要領を規定	平成29年3月
議会局			
	東京都議会災害対策連絡調整本部事務局運営マニュアル	災害時における職員の行動要領を規定	平成28年4月
	東京都議会災害情報連絡事務局運営マニュアル	災害時における職員の行動要領を規定	平成28年4月
警視庁			
	警視庁災害警備実施計画	発災直後における応急対策の措置要領を規定	平成31年4月
東京消防庁			
	東京消防庁震災警防規程	震災消防活動の基本を規定	平成24年3月

資料第83　東京都関係部署所属船艇等一覧表（第三管区海上保安本部）　（本文314頁）

１　船　艇（巡視船６隻、巡視艇１６隻、消防船１隻）

所　　属	船　種	船　名	総トン数	全　長(m)	喫　水(m)
東京海上保安部 (所在地) 東京都江東区青海 ２－７－１１ ☎ 03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	165	35.0	3.5
		ゆりかぜ	23	20.0	2.5
		ゆめかぜ	23	20.0	2.5
		いそぎく	26	20.0	2.5
		やまぶき	26	20.0	2.5
		はやかぜ	23	20.0	2.5
横浜海上保安部 (所在地) 横浜市中区新港 １－２－１ ☎ 045-641-4999	ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ搭載型巡視船	あきつしま	6,500	150.0	１０．０
	巡視船	い　　ず	3,680	110.0	７．５
		ぶこう	1,500	96.0	5.5
		もとぶ	1,500	96.0	5.5
	消防船 ひりゅう		280	35.0	５．５
	巡視艇	はまなみ	110	35.0	3.5
		はまぐも	110	35.0	3.5
		いそづき	64	27.0	3.5
		きりかぜ	23	20.0	2.5
		はまかぜ	23	20.0	2.5
		のげかぜ	26	20.0	2.5
		やまゆり	26	20.0	2.5
		しおかぜ	23	20.0	2.5
		たまかぜ	26	20.0	2.5
下田海上保安部 (所在地) 静岡県下田市 ３－18－23 ☎ 0558-22-4999	巡視船	しきね	1,300	89.0	３．５
		かの	335	56.0	3.0
	巡視艇	いずなみ	100	32.0	1.5

２－（１） 航空機（固定翼４機、回転翼５機）

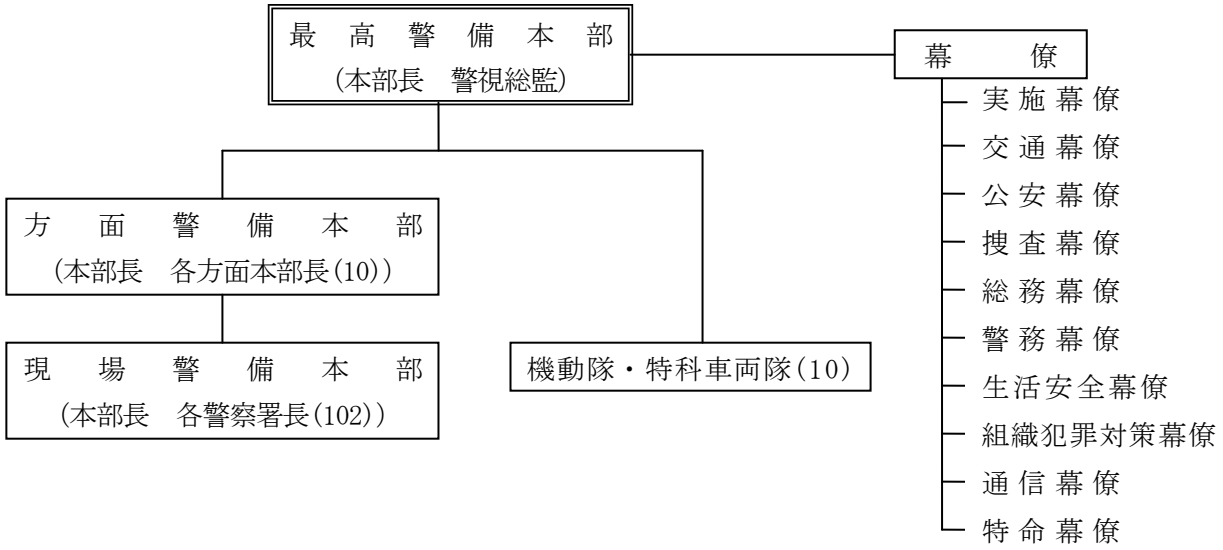
所　　属	機　　種	機番号	型　　式 （略　称）
羽　田　航　空　基　地 （所在地） 東京都大田区 羽田空港１－12－１ ☎ 03-3747-1118	大　型　ジ　ェ　ッ　ト　飛　行　機	LAJ500	ガルフストリーム ・エアロスペース式 G-Ⅴ型 （ガルフⅤ）
		LAJ501	
	中　　型　　飛　　行　　機	MA 722	ボンバルディア式 ＤＨＣ－８－３１５型 （ボンバル３００）
		MA 725	
	中　型　回　転　翼　航　空　機	MH 691 MH 692	ユーロコプター式 EC225LP型 （スーパーピューマ225）
巡視船「あきつしま」搭載機	中　型　回　転　翼　航　空　機	MH 689	ユーロコプター式 ＥＣ２２５LP型 （スーパーピューマ225）
		MH 690	

２－（２） 航空機性能（羽田駐機分）

区　分		巡行速度 （ｋｔ）	搭　載　能　力			使　用 燃　料
			人	物　資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き （Ｃｍ）	
固定翼	ガルフⅤ	510	22	1,136	78×90×95	ジェットA-1
	ボンバル300	180	26	2,300	160× 100× 80	ジェットA-1
回転翼	ｽｰﾊﾟｰﾋﾟｭｰﾏ225	150	21	1,355	129× 119× 168	ジェットA-1

＊　１　搭載能力については、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。
＊　２　物資最大容積は、航空機に搬入可能な１個当たりの最大容積をいう。
＊　３　気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
＊　４　搭載能力の人は、乗組員を含めた人数である。

資料第 84　警備本部組織図（警視庁）　　**（本文 315 頁）**



資料第 85　警備活動用資機材の整備（警視庁）　（本文 315、700 頁）

区　分	配備数（平成 31 年 4 月現況）	
ヘリコプター	１４機	
警　備　艇	２２隻	
車　　両	指　揮　用　車	２７３台
	警ら用無線自動車	1,２９２台
	交通取締用自動二輪車	９５８台
	警備用自動二輪車	５２台
	機動救助車	１０台
	機動救助資材車	１２台
	輸　送　車	４２２台
	クレーン・レッカー	４１台
	ショベル車	２１台
	災害用資材車	１１２台
	災害用広報車	１０台
	多目的災害用車	１０台
	水難救助車	３台
	山岳救助車	３台
	災害用投光車	２台
	衛星通信車	１台
	給水車	４台
資　　材	救命ボート	４１５
	船外機	１９６
	救命索発射器	６７
	救命胴衣	2,６００
	スコップ・ハンマー	4,４９６
	牽引車補助車	５２０
	バール	1,１６７
	自動膨張式救命浮環	2,１３７
	チェンソー	２８９
	エンジンカッター	４００
	担架	５４２
	渡河橋	１
	テント	３４７
	土のう袋	７４,６３４
	可搬式膨張堰	４５

資料第86　ヘリコプターの機種及び性能基準（警視庁）　　（本文315、700頁）

1　機　種

（1）はやぶさ１・３号	レオナルド式　Ａ１０９Ｓ型
	※　はやぶさ１号は、平成３１年７月更新予定
（2）はやぶさ２号	ユーロコプター式　ＥＣ１３５Ｔ２＋型
（3）はやぶさ４号	アグスタ式　Ａ１０９Ｅ型
（4）おおとり１号／５号	ユーロコプター式　ＥＣ１５５Ｂ１型／エアバス・ヘリコプターズ式　ＥＣ１５５Ｂ１型
（5）おおとり２・４号／３・６号	アグスタ・ベル式　ＡＢ１３９型／アグスタ・ウェストランド式　ＡＷ１３９型
（6）おおとり７・８号	ベル式　４１２ＥＰ型
（7）おおぞら１号	※　ＡＳ３３２Ｌ１型で平成３１年度更新予定
（8）おおぞら２号	シコルスキー式　Ｓ－９２Ａ型

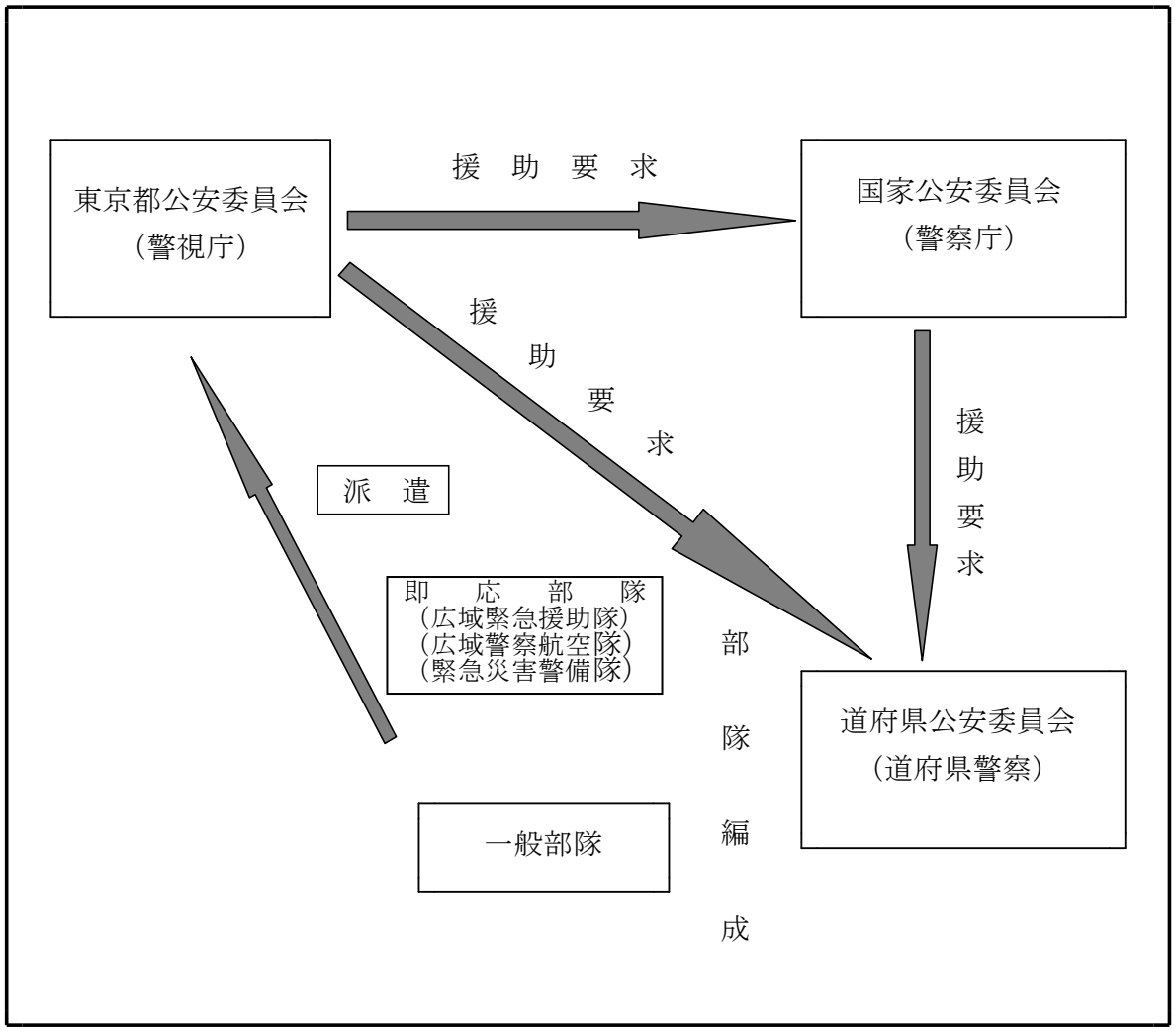
2　機種別の性能

区　分	はやぶさ				おおとり								おおぞら	
	１号	２号	３号	４号	１号	２号	３号	４号	５号	６号	７号	８号	１号	２号
巡航速度	未定	257 km/h	280 km/h	285 km/h	271 km/h	290 km/h			271 km/h	290 km/h	226 km/h		未定	272 km/h
航続時間		3：30	3:00	3:00	4:30	5：10			4：30	5:10	3：30			4：00
有効搭載量		1012 ｋｇ	1019 ｋｇ	855 ｋｇ	1642 ｋｇ	2132 ｋｇ			1642 ｋｇ	2132 ｋｇ	1801 ｋｇ	1815 ｋｇ		4218 ｋｇ
座席数		８ 席			１４ 席			１７ 席	１４ 席		１３ 席			２１ 席
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38）　　立川飛行センター100ｍ×60ｍ（駐機スポット10）													
使用燃料	航空用ジェットＡ－１													
耐風性	未定	15.3 m/s			18 m/s	23 m/s			18 m/s	23 m/s	18 m/s		未定	18 m/s
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上													
最低雲高	300m以上													
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能													
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能													
テレビカメラ搭載装置	○						―	○		―				
救助用吊上装置	未定	230kg	―	272kg										
吊下装置（カーゴフック）		1300kg	―	1000kg	1600kg	―	2200kg	―					未定	3600kg
担架装置（リッターキット）		１人	―	１人	―		１人	―						３人
投光機（サーチライト）		○												○
拡声器（スピーカー）		○							―					○
地震判読システム搭載用装置		―	○	―	○		―	○		―				
備　考	1　飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2　性能はいずれも標準大気１５℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。													

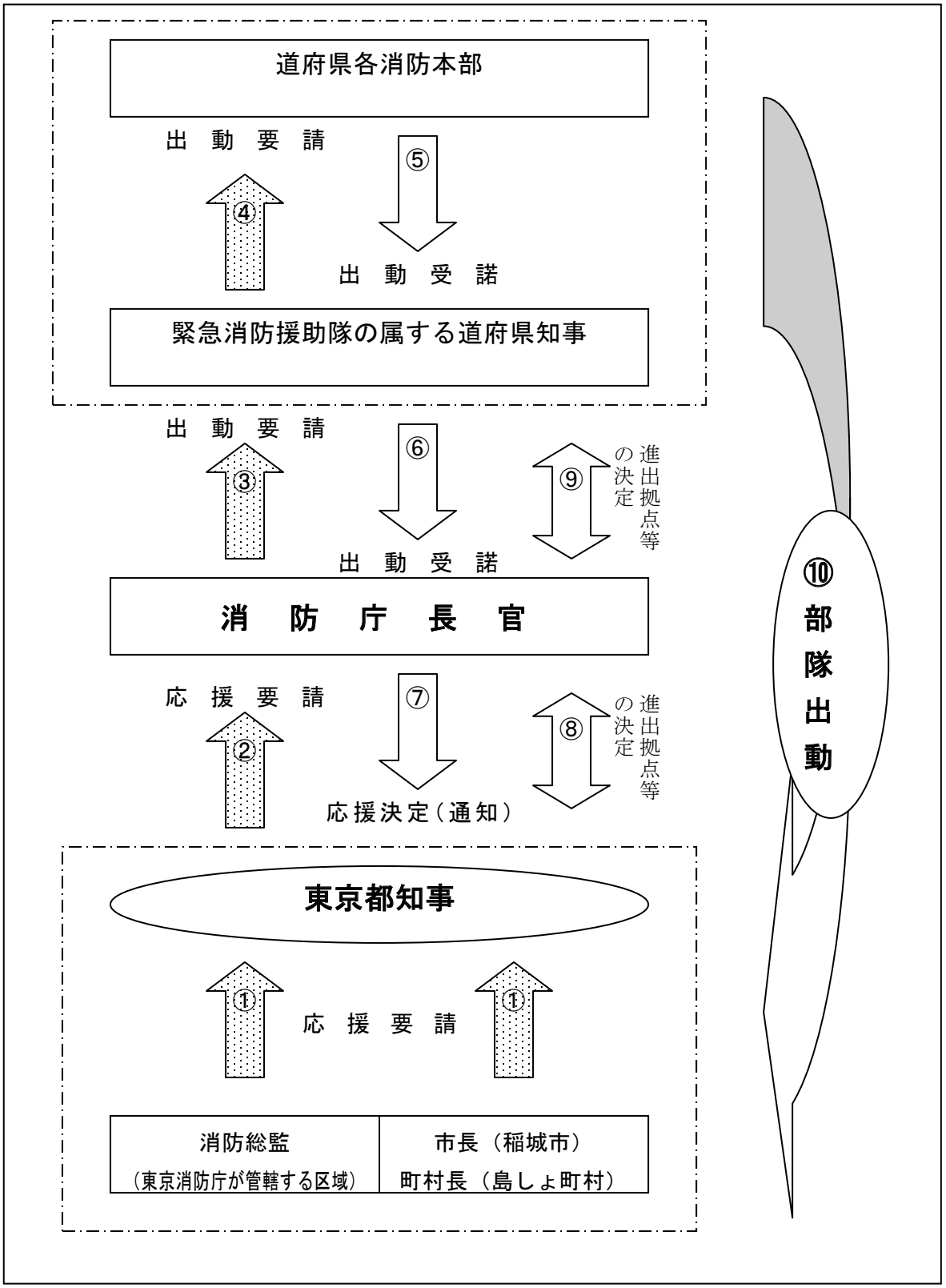
資料第87　警備艇の性能等（警視庁）　　**（本文315、700頁）**

船　名	全長 (m)	トン数 （t）	搭載 人員	巡航速力		主燃料	航　行 区　域
				Knot	Km		
ふ　じ	20.05	29.00	30	25.7	47.5	軽油	沿海
あおみ	18.55	21.00	11	37.9	70.1	軽油	沿海
だいば	14.00	10.00	14	35.2	65.2	軽油	限定沿海
しおかぜ	14.00	10.00	14	35.2	65.2	軽油	限定沿海
ひので	12.20	12.00	15	26.2	48.5	軽油	限定沿海
たかお	13.35	10.00	14	35.0	64.8	軽油	限定沿海
あさしお	12.00	7.30	14	26.0	48.1	軽油	限定沿海
つきしま	12.00	7.30	14	26.0	48.1	軽油	限定沿海
かわせみ	10.00	4.50	9	36.3	67.2	軽油	限定沿海
はくちょう	10.00	4.50	9	36.3	67.2	軽油	限定沿海
わかちどり	10.00	4.50	9	36.3	67.2	軽油	限定沿海
ゆりかもめ	9.90	4.80	8	34.7	64.1	軽油	限定沿海
らいちょう	9.99	4.60	8	35.0	64.8	軽油	限定沿海
いそちどり	9.99	4.60	8	35.0	64.8	軽油	限定沿海
みやこどり	9.95	4.60	8	35.0	64.8	軽油	限定沿海
はまちどり	7.20	2.60	8	22.7	41.9	ガソリン	限定沿海
すみれ	9.99	4.60	8	35.0	64.8	軽油	限定沿海
あじさい	9.60	3.70	8	35.9	66.4	軽油	限定沿海
すいせん	9.90	4.80	8	34.7	64.1	軽油	限定沿海
なでしこ	7.20	2.60	8	22.7	41.9	ガソリン	限定沿海
き　く	5.81	1.30	6	24.0	44.4	ガソリン	限定沿海
ひめゆり	5.44	1.50	5	23.6	43.6	軽油	限定沿海
２２隻							

資料第 88　警察災害派遣隊の派遣要請の流れ（警視庁）　　（本文 324 頁）



資料第 89　緊急消防援助隊の要請の流れ（東京消防庁）　　**（本文 324 頁）**



資料第 90　災害派遣要請の手続等（自衛隊）　（本文 326、696 頁）

①緊急の場合の連絡先

部隊名等（駐屯地・基地名）		連絡責任者 時間内	連絡責任者 時間外
陸上自衛隊	第１師団司令部（練馬）	第３部長又は同部防衛班長 (3933)1161 内線 2230・2750	司令部当直長 (3933)1161 内線 2708
	第１普通科連隊（練馬）	第３科長又は運用訓練幹部 (3933)1161 内線 2503・2531	部隊当直司令 (3933)1161 内線 2505
	第１後方支援連隊（練馬）	第３科長又は通信施設整備幹部 (3933)1161 内線 2403・2436	部隊当直司令 (3933)1161 内線 2405
	第１施設大隊（朝霞）	第３係主任又は連絡幹部 048(460)1711 内線 4830・4832	部隊当直司令 048(460)1711 内線 4898
海上自衛隊	横須賀地方総監部（横須賀）	第３幕僚室長 又は国民保護・防災主任 046(822)3522	オペレーション当直幕僚 046(823)1009
	自衛艦隊司令部（横須賀）	作戦幕僚 046(861)8281 内線 2231	オペレーション当直幕僚 046(861)8286
	航空集団司令部（厚木）	運用幕僚 0467(78)8611 内線 4431	当直幕僚 0467(78)8611 内線 4421
	第４航空群司令部（厚木）	作戦幕僚 0467(78)8611 内線 2213	群当直士官 0467(78)8611 内線 2222
	第 21 航空群司令部（館山）	運用幕僚 0470(22)3191 内線 213	群当直士官 0470(22)3191 内線 222
	第 31 航空群司令部（岩国）	運用幕僚 0827(22)3181 内線 6213	群当直士官 0827(22)3181 内線 6222
航空自衛隊	作戦システム運用隊（横田）	企画科長又は防衛班長 042(553)6611 内線 2259・2604	作戦システム運用隊当直 042(553)6611 内線 2348

（注）第１普通科連隊、第１後方支援連隊、第１施設大隊への連絡については、第６章第５節３（３）ク（オ）の関係担任地区市町村に限る。

②要請文の宛先（自衛隊）

区　分	宛　先		所　在　地	活　動　内　容
陸上自衛隊に対するもの	第 1 師団長		〒179-0081 練馬区北町 4-1-1	車両・舟艇・航空機・地上部隊による各種災害の救援活動
海上自衛隊に対するもの	横須賀地方総監		〒238-0046 横須賀市西逸見町１丁目無番地	艦艇又は航空機をもってする人員・物資の輸送、状況偵察、通信応援等
	自衛艦隊司令官		〒237-0076 横須賀市船越町 7-73	
	状況により	第４航空群司令	〒252-1101 神奈川県綾瀬市厚木航空基地内	
		第 21 航空群司令	〒294-8501 館山市宮城無番地	
航空自衛隊に対するもの	作戦システム運用隊司令 （連絡窓口）		〒197-8503 福生市大字福生 2552	主として航空機による偵察・人員物資の輸送
	航空総隊司令官			
	航空支援集団司令官		〒183-8521 府中市浅間町 1-5-5	
	中部航空方面隊司令官		〒350-1394 狭山市稲荷山 2-3	

資料第91　陸上・航空自衛隊航空機能力基準（自衛隊）　（本文328、698頁）

（平成31年4月現在）

機能／機種		性能					飛行制限		装備部隊
		巡航速度 km／h	航続時間h 又は航続距Km	搭載能力：人（物資:kg）	離着陸場所 要面積 長さ×巾m	使用燃料	最小視程 km	最低雲高 m	
回転翼機（ヘリコプター）	ＯＨ－６Ｄ（中型ヘリ）	239	435Km	2＋2	30×30	ＪＰ－４	5.0 VMC基準	300 VMC基準	陸上自衛隊
	ＯＨ－１			2＋0	35×35	〃			
	ＵＨ１Ｈ（中型ヘリ）	215	420Km	2＋11	40×40	〃	〃	〃	
	ＵＨ１Ｊ（中型ヘリ）	216	370Km	2＋11	40×40	〃	〃	〃	
	６０ＪＡ（中型ヘリ）	240	470Km	2＋12	40×40	〃	〃	〃	
	ＣＨ４７Ｊ（大型ヘリ）	267	537Km	3＋55	100×100	〃	〃	〃	
	ＣＨ４７ＪＡ（大型ヘリ）	257	1,037Km	3＋55	100×100	〃	〃	〃	
	ＡＨ－１Ｓ（対戦車ヘリ）	233	520Km	2＋0	40×40	〃	〃	〃	
	ＣＨ－４７（大　型）	270	2.0	48	100×100	ＪＰ－４Ａ	〃	〃	
	ＣＨ４７Ｊ（大型ヘリ）	257	1,111Km	3＋55	100×100	〃	〃	〃	航空自衛隊
	ＵＨ－６０Ｊ（中　型）	243	463Km	2＋0	100×100	〃	〃	〃	
固定翼機（レシプロ及びジェット（Ｊ））	ＬＲ－１（連絡偵察機）	460	1,325Km	2＋5	滑走420	ＪＰ－４	〃	〃	陸上自衛隊
	ＬＲ－２（連絡偵察機）	440	1,800Km	2＋8	滑走1,006	〃	〃	〃	
	Ｕ－４（J）（多用途支援機）	M0.8	6,575Km	15	2,000×45	ＪＰ－４Ａ	〃	〃	航空自衛隊
	U-１２５Ａ(J)（捜索救難機）	820	4,000Km	4	1,500×45	〃	〃	〃	
	ＹＳ－１１（輸　送　機）	432	2.7	46 (4,600)	870×45	〃	〃	〃	
	Ｃ－１（J）（輸　送　機）	570	3.2	64 (8,000)	640×45	〃	〃	〃	
	Ｃ－１３０Ｈ（輸　送　機）愛知県小牧基地	620	4,000Km	72	1,500×45	〃	〃	〃	
	Ｔ－４００(J)（輸　送　機）鳥取県美保基地	870	3,000Km	6	1,500×45	〃	〃	〃	
	Ｔ－４　（J）（複座連絡機）	640	1.5	2	610×45	〃	〃	〃	

	ＲＦ－４Ｅ（J） （複座偵察機）	720	1.5	2	800×45	〃	〃	〃	
	Ｃ－２	890	7,600km	110 (32000)	500×45	〃	〃	〃	

資料第92　陸上自衛隊車両・舟艇等能力基準（自衛隊）　（本文328、698頁）

（平成31年4月現在）

区　　分	主要作業区分	能　　力	使用燃料	重　　量	備　　考
大型トラック	輸送一般	積載重量６ｔ	軽　油	８．２ｔ～	通称３トン半
特大型トラック	輸送一般	積載重量８．８ｔ	〃	１０．８ｔ～	小数保有
大型ダンプ	工事一般	積載重量５ｔ	〃	９．４ｔ	３トン半ダンプ型
特大型	工事一般	積載重量７ｔ	〃		７トンダンプ型
大型水タンク車	給水・配水	積載水量５ｔ	〃	７．８ｔ	数量保有
水タンクトレーラ	給水・配水	積載水量１ｔ	〃	１ｔ	牽引式
中型救急車	患者輸送	人員１１人	〃	３．９ｔ	中型トラック
軽レッカー車	重量物吊上げ	吊上力４．８ｔ	〃	１４．２ｔ	民間型と同等
クレーン	重量物吊上げ	吊上力２０ｔ	〃		民間型と同等
装甲人員輸送車	危険地域の 人員等輸送	人員１０人	〃	１１．８ｔ	小数保有
ドーザ	土木作業一般 障害物除去等	アタッチメント有	〃	５～１９．２ｔ	各形式有り
特大型セミトレーラ	重量物輸送	搭載量４０ｔ	〃	１７．８ｔ	小数保有
油圧ショベル	土木工事一般 土砂作業等	バケット０．８m^3	〃	２０ｔ	民間型と同等
バケットローダ	土木工事一般 土砂積込み等	バケット１．５m^3	〃	１０．８ｔ	民間型と同等
グレーダ	土木工事一般 整地作業等	ブレード幅３．７ｍ	〃	１１．５ｔ	民間型と同等
自走架柱橋	応急架橋	６０ｍ×６．７ｍ	〃		橋梁等級４２
０７機動支援橋	応急架橋	６０ｍ×４．５ｍ	〃		橋梁等級６０
ＭＧＢ	架設架橋	４２ｍ×４．０ｍ	〃		橋梁等級７０
９２式浮橋		１個セット １０４ｍ×４．０ｍ			橋梁等級６０
渡河ボート	１　人員輸送 ２　捜索救助	２６人又は３．８ｔ	手漕又は動力		２個１セット 舷外機をつけ動力運行
偵察ボート	捜索救助	５人又は０．９ｔ	手　漕		ゴムボート式
除染車	化学剤中和	積載水量２．５ｔ	軽　油	９．８ｔ	有毒化学剤の除染

冷凍冷蔵車	給食一般	積載重量３．５ｔ	〃	９．５ｔ	民間型と同等
野外炊具１号	給食一般	２００人分／４５分	灯　油	大型トラックで	トレーラ型
			ガソリン	牽引	
浄水セット	浄水・給水	７．５ｔ／６０分		大型トラックで	珪藻土式
			ガソリン	輸送	
入浴セット	入浴支援	５０人／６０分	軽 油	大型トラックで	練馬の湯
			ガソリン	輸送	
野外手術システム	野外施術	１０～１５人／１日	軽 油	大型トラック×	現行法では、手術不可
			ガソリン	４で構成	

備考：　１　上記以外に自衛隊は各種の装備・資機材を保有しているが、関東地区の自衛隊の保有する災害用として使用する一般的なものを記載した。

２　能力の数値等は、新旧等又は、用途により各種のモデルがあり、一部概数

資料第93　海上自衛隊艦艇・航空機の能力基準等（自衛隊）　（本文328、698頁）

（平成31年4月１日現在）

部隊名	艦艇				航空機			
	護衛艦	掃海艇（艦）	輸送艦	その他	哨戒機	ヘリコプター		輸送機
						UH-60J SH-60J/K	(M)CH-101	
自衛艦隊等	11隻	4隻	0隻	6隻	約10機	約35機		2機
横須賀地方隊		2隻	0隻	5隻			2機	
合計	11隻	6隻	0隻	11隻	約10機	約35機	2機	2機
人員輸送能力（１隻（機）当り）	約400～2,200人	約100人	約850人	約50～850人	8人	4～8人	約20人	約40人
物資搭載能力（１隻（機）当り）	約70～2,000ｔ	約15ｔ	約2,000ｔ	約15～300ｔ	約2ｔ	約1ｔ	約2ｔ	約3ｔ

（注）１　この表は、主に関東周辺在籍の艦艇・航空機であり、災害発生時の行動、修理等の状況により派遣可能数は変わることがある。

２　艦艇・航空機の搭載可能人員及び搭載可能物資は、いずれか１つの場合の基準を示す。

３　艦艇輸送能力は、海上平穏な場所における一日以内の輸送能力の基準を示すものであって、艦艇の種別、日数、気象状況、物資の形状等によって変動することがある。

４　航空輸送能力は、気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。

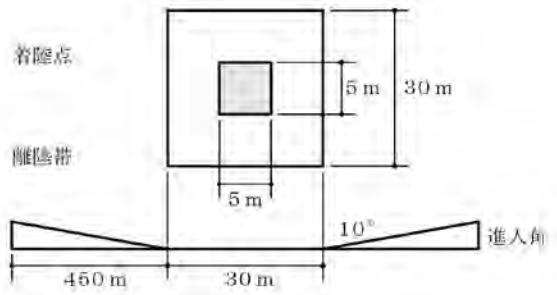
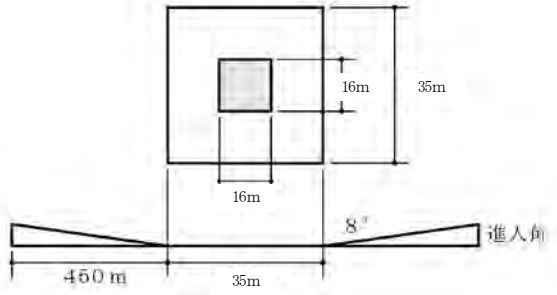
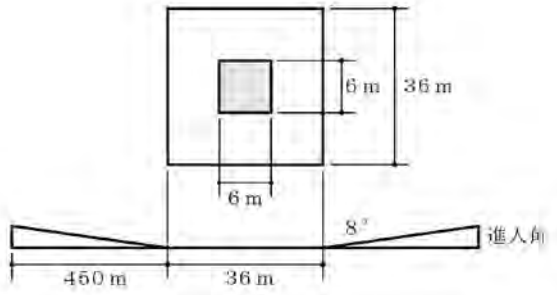
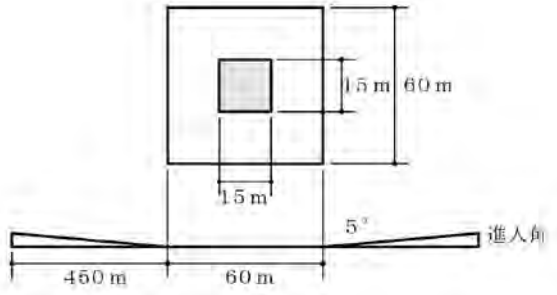
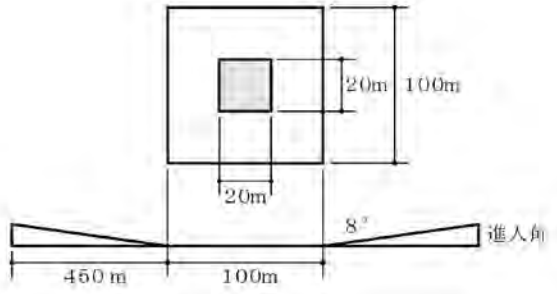
５　横須賀地方隊のヘリコプターは、砕氷艦「しらせ」に搭載のものである。

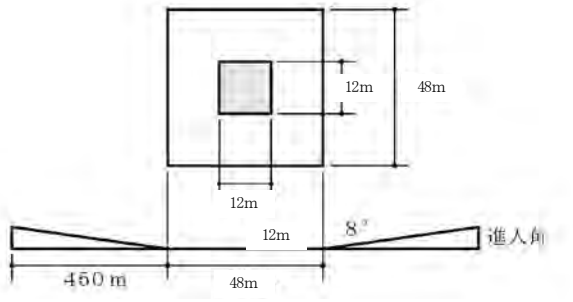
６　護衛艦、輸送艦は、小型舟艇２～３隻を搭載している。

海上自衛隊艦艇の接岸上の要件

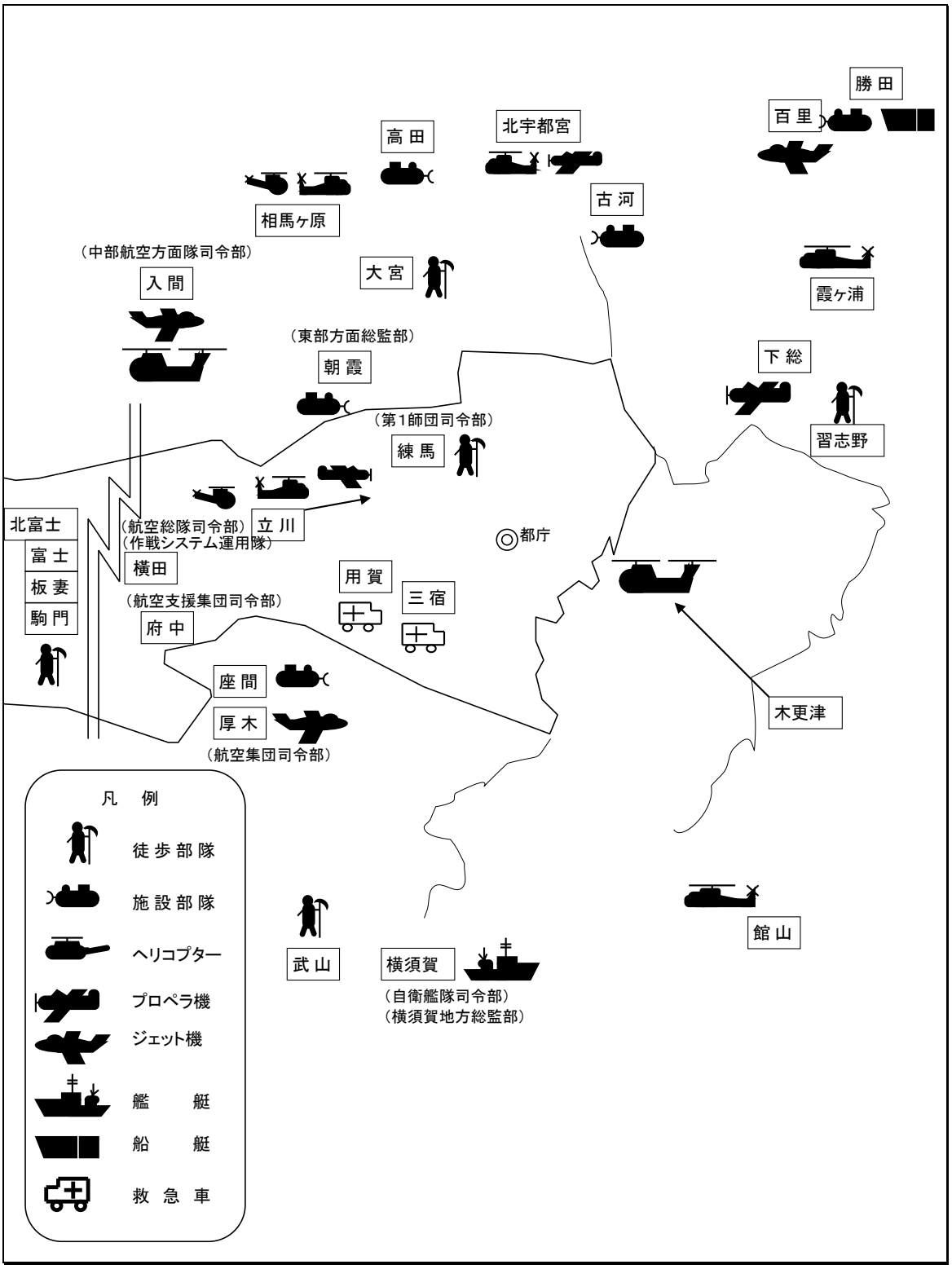
	護衛艦			掃海艇	輸送艦
	DDH（約19,950ｔ）	DDG（約7,300/7,700ｔ）	DD（約5,100/4,600ｔ/3,000ｔ）	MSC（約500ｔ）	LST（約9,000ｔ）
必要な水深	約12m	約13m	約12m	約6m	約10m
艦艇の長さ	約248m	約160m	約150m（130）	約60m	約180m
タグボートの要否（型×隻数）大型：約1,800ps 小型：約　400ps	要（大型×4）※特大防舷物×2が必要	要（大型×2）	要（大型×2）	否	要（大型×2）LCACによるﾋﾟｰﾁﾝｸﾞ可能

資料第94　ヘリコプター発着場基準及び表示要領（自衛隊）　（本文328、698頁）

区分＼条件		標準
発着基準	ＯＨ－６Ｄ （小 型 機）	
	ＯＨ－１	
	ＵＨ－１Ｈ（Ｊ） （中 型 機）	
	ＵＨ－６０Ｊ ＳＨ－６０Ｊ ＳＨ－６０Ｋ （中 型 機）	
	ＣＨ－４７Ｊ ＣＨ－４７ＪＡ （大 型 機）	

	ＥＣ－２２５	
表 示 要 領		1 着　陸　点：着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径４ｍ以上の円を描き、中央にＨと記す。 2 風向指示器：着陸点付近（ 着陸点からなるべく離れた地点 ）に吹き流し、又は旗を立てる (1)布製 (2)風速25m/秒に耐えられる強度

資料第95　震災時の即時救援主要部隊の態勢図（自衛隊）　（本文328、698頁）



資料第96　業務用MCA無線機配備一覧（都総務局）　（本文341頁）

区分	配備先
医療	(一社)東京医薬品卸業協会
医療	商工組合日本医療機器協会
医療	(一社)日本産業・医療ガス協会
医療	(一社)日本衛生材料工業連合会
医療	大東京歯科用品商協同組合
大規模施設等	(公財)東京都歴史文化財団
大規模施設等	(公財)東京都スポーツ文化事業団
大規模施設等	(株)東京スタジアム
大規模施設等	東京都住宅供給公社
大規模施設等	東京都社会福祉保健医療研修センター
大規模施設等	東京トラフィック開発(株)
大規模施設等	(株)東京交通会館
大規模施設等	有電ビル管理(株)
宿泊施設	東京都ホテル旅館生活衛生同業組合
宿泊施設	(一社)全日本シティホテル連盟 本部
宿泊施設	東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合
公園	(公財)東京都公園協会
道路	(一社)東京建設業協会
道路	(一社)日本道路建設業協会
道路	(一社)東京都中小建設業協会
道路	(一社)北多摩建設業協会
道路	(一社)南多摩建設業協会
道路	西多摩建設業協同組合
道路	東日本旅客鉄道(株) 東京工事事務所
道路	西武鉄道(株) 鉄道本部工務部
道路	京王電鉄(株) 鉄道事業本部 工務部
道路	京浜急行電鉄(株) 鉄道本部
道路	京成電鉄(株) 鉄道本部建設部
道路	小田急電鉄(株) 複々線建設部
道路	全日本高速道路レッカー事業協同組合
道路	全国ロードサービス協会
道路	ＪＡＦ 関東本部 東京支部
交通	(株)ゆりかもめ
河川	(公財)東京都環境公社 厩橋分室
河川	(公財)東京都環境公社 潮見分室
河川	(公財)東京都公園協会 水辺事業部水辺ライン課
港湾	東京港埠頭(株)
ライフライン	東京都下水道サービス(株)
ライフライン	東京下水道エネルギー(株)
ライフライン	下水道メンテナンス協同組合
ライフライン	(一社)東京下水道設備協会
ライフライン	(一社)日本下水道施設管理業協会
産業保安	(公社)東京都高圧ガス保安協会
産業保安	(一社)東京都LPガス協会
産業保安	(一社) 東京都LPガススタンド協会
産業保安	(一社)東京都火薬類保安協会
産業保安	東京都銃砲火薬商保安協会
建築物	(一社)東京建築士会
建築物	(一社)東京都建築士事務所協会

区分	配備先
環境	(公財)東京都環境公社
環境	東京二十三区清掃一部事務組合
環境	(一社)東京都産業廃棄物協会
環境	東京たま広域資源循環組合
環境	ふじみ衛生組合
環境	柳泉園組合
環境	湖南衛生組合
環境	西多摩衛生組合
環境	多摩川衛生組合
環境	小平・村山・大和衛生組合
環境	西秋川衛生組合
環境	多摩ニュータウン環境組合
金融	(株)みずほ銀行 公務部
その他	(公財)東京都島しょ振興公社
その他	東京都島嶼町村一部事務組合
その他	(公財)東京都人権啓発センター
その他	(公財)東京税務協会
その他	(公財)東京都体育協会
その他	東京熱供給(株)
その他	社会福祉法人東京都社会福祉協議会
その他	(株)東京臨海ホールディングス

災害拠点病院	東京労災病院
災害拠点病院	池上総合病院
災害拠点病院	東京新宿メディカルセンター
災害拠点病院	平成立石病院
災害拠点病院	昭和大学江東豊洲病院
災害拠点病院	森山記念病院
災害拠点病院	南町田病院
災害拠点病院	立川病院
現地機動班	都立代々木公園
現地機動班	都立砧公園
現地機動班	都立秋留台公園
現地機動班	都立東大和南公園
現地機動班	都立府中の森公園
現地機動班	都立武蔵野中央公園
現地機動班	八王子市立上柚木公園
現地機動班	八王子市立滝ガ原運動場
現地機動班	八王子市立富士森公園
現地機動班	多摩市立陸上競技場
現地機動班	日野市多摩川グラウンド
現地機動班	北野多目的広場
現地機動班	多摩川緑地公園グランド
現地機動班	青梅スタジアム
現地機動班	都立和田掘公園

区分	配備先
物資・物流	石油連盟
物資・物流	東京都石油商業組合
物資・物流	日本自動車ターミナル(株) 本社
物資・物流	日本自動車ターミナル(株) 京浜トラックターミナル
物資・物流	日本自動車ターミナル(株) 板橋トラックターミナル
物資・物流	日本自動車ターミナル(株) 足立トラックターミナル
物資・物流	日本自動車ターミナル(株) 葛西トラックターミナル
物資・物流	ケイヒン株式会社
物資・物流	安田倉庫株式会社
物資・物流	株式会社ウインローダー
物資・物流	株式会社ダイワコーポレーション
物資・物流	株式会社丸運
物資・物流	株式会社若洲
物資・物流	株式会社住友倉庫
物資・物流	共栄商事株式会社
物資・物流	共進倉庫株式会社
物資・物流	鴻池運輸株式会社
物資・物流	三井倉庫株式会社
物資・物流	三信倉庫株式会社
物資・物流	三菱倉庫株式会社
物資・物流	新日本物流株式会社
物資・物流	多摩運送株式会社
物資・物流	第一倉庫株式会社
物資・物流	醍醐倉庫株式会社
物資・物流	帝蚕倉庫株式会社
物資・物流	東海運株式会社
物資・物流	東京食料センター株式会社
物資・物流	東洋運輸倉庫株式会社
物資・物流	東洋埠頭株式会社
物資・物流	内外日東株式会社
物資・物流	楠原輸送株式会社
物資・物流	日本ロジスティック株式会社
物資・物流	日本通運株式会社
物資・物流	平田倉庫株式会社
物資・物流	澁澤倉庫株式会社
物資・物流	東京倉庫協会
物資・物流	岩崎倉庫株式会社
物資・物流	斉藤倉庫株式会社
物資・物流	東京ロジファクトリー株式会社
物資・物流	中野倉庫運輸株式会社
物資・物流	船橋倉庫
物資・物流	毛利倉庫
物資・物流	塩浜倉庫
物資・物流	南千住倉庫
物資・物流	西新小岩倉庫
物資・物流	北烏山倉庫
物資・物流	城南大橋第二倉庫
物資・物流	麻布十番駅地下倉庫
物資・物流	清澄白河駅地下倉庫
物資・物流	西多摩福祉事務所(倉庫)

区分	配備先
物資・物流	(一社)全国清涼飲料工業会
物資・物流	東京都生活協同組合連合会
物資・物流	(一社)日本即席食品工業協会
物資・物流	(株)ヤマタネ
物資・物流	全農パールライス(株)
物資・物流	東京山手食糧販売協同組合
物資・物流	木徳神糧(株)
物資・物流	(株)イクタツ
物資・物流	(株)ニュー・ノザワ・フーズ
物資・物流	(株)カーギルジャパン
物資・物流	三多摩食糧卸協同組合
物資・物流	(株)神明
物資・物流	東光食品(株)
物資・物流	イオン(株)
物資・物流	アサヒグループホールディングス(株)
物資・物流	味の素(株)
物資・物流	(株)伊藤園
物資・物流	伊藤忠食品(株)
物資・物流	花王(株)
物資・物流	加藤産業(株)
物資・物流	キユーピー(株)
物資・物流	キリン(株)
物資・物流	国分(株)
物資・物流	サッポログループマネジメント(株)
物資・物流	サントリー食品インターナショナル(株)
物資・物流	(株)資生堂
物資・物流	(合)西友
物資・物流	日清食品ビジネスサポート(株)
物資・物流	(株)日本アクセス
物資・物流	日本コカ・コーラ(株)
物資・物流	(株)Paltac
物資・物流	ひかり味噌(株)
物資・物流	三菱食品(株)
物資・物流	(株)明治
物資・物流	森永製菓(株)
物資・物流	森永乳業(株)
物資・物流	雪印メグミルク(株)
物資・物流	ライオン(株)
物資・物流	(株)ライフコーポレーション
物資・物流	(株)ローソン

区分	配備先
一時滞在施設	東京しごとセンター
一時滞在施設	千代田都税事務所
一時滞在施設	（公財）東京都中小企業振興公社
一時滞在施設	スクワール麹町
一時滞在施設	日比谷グリーンサロン
一時滞在施設	緑と水の市民カレッジ
一時滞在施設	東京都立一橋高等学校
一時滞在施設	(株)東京交通会館
一時滞在施設	東京舞台芸術活動支援センター
一時滞在施設	東京都立晴海総合高等学校
一時滞在施設	ニューピア竹芝ノースタワー(ニューピアホール)
一時滞在施設	ホテルアジュール竹芝
一時滞在施設	東京都島しょ農林水産総合センター
一時滞在施設	台場フロンティアビル
一時滞在施設	東京都立三田高等学校
一時滞在施設	東京都計量検定所
一時滞在施設	東京都立芝商業高等学校
一時滞在施設	東京都立六本木高等学校
一時滞在施設	東京都立総合芸術高等学校
一時滞在施設	新宿都税事務所
一時滞在施設	消防博物館
一時滞在施設	東京都立戸山高等学校
一時滞在施設	東京都立中央・城北職業能力開発センター
一時滞在施設	東京都立小石川中等教育学校
一時滞在施設	東京都立向丘高等学校
一時滞在施設	東京都立竹早高等学校
一時滞在施設	東京都立工芸高等学校
一時滞在施設	東京都立忍岡高等学校
一時滞在施設	東京都立浅草高等学校
一時滞在施設	上野グリーンサロン
一時滞在施設	台東都税事務所
一時滞在施設	東京都立蔵前工業高等学校
一時滞在施設	東京都立産業貿易センター台東館
一時滞在施設	東京都立白鴎高等学校
一時滞在施設	東京都立皮革技術センター
一時滞在施設	東京都立墨田川高等学校
一時滞在施設	本所都民防災教育センター
一時滞在施設	東京都立両国高等学校
一時滞在施設	東京都立日本橋高等学校
一時滞在施設	東京都立産業技術研究センター本部
一時滞在施設	タイム２４ビル
一時滞在施設	テレコムセンタービル
一時滞在施設	東京国際展示場
一時滞在施設	ＴＦＴビル
一時滞在施設	有明パークビル
一時滞在施設	有明フロンティアビル
一時滞在施設	江東都税事務所
一時滞在施設	東京都立城東職業能力開発センター
一時滞在施設	東京都立大江戸高等学校
一時滞在施設	東京都立深川高等学校
一時滞在施設	若洲海浜公園ヨット訓練所
一時滞在施設	東京都立墨田工業高等学校
一時滞在施設	有明テニスの森公園テニス施設

区分	配備先
一時滞在施設	東京都立産業技術高等専門学校　品川キャンパス
一時滞在施設	東京都立城南職業能力開発センター
一時滞在施設	大井ふ頭中央海浜公園（スポーツセンター）
一時滞在施設	東京都立小山台高等学校
一時滞在施設	東京都立大崎高等学校
一時滞在施設	東京都写真美術館
一時滞在施設	東京都立駒場高等学校
一時滞在施設	東京都立桜修館中等教育学校
一時滞在施設	東京都立城南職業能力開発センター大田校
一時滞在施設	東京都立産業技術研究センター城南支所
一時滞在施設	東京都立大田桜台高等学校
一時滞在施設	東京都立世田谷総合高等学校
一時滞在施設	駒沢オリンピック公園総合運動場
一時滞在施設	東京都立松原高等学校
一時滞在施設	東京都立総合工科高等学校
一時滞在施設	東京都立園芸高等学校
一時滞在施設	東京都立深沢高等学校
一時滞在施設	東京消防庁消防学校
一時滞在施設	東京ウィメンズプラザ
一時滞在施設	東京都立青山高等学校
一時滞在施設	東京都立広尾高等学校
一時滞在施設	東京都立稔ヶ丘高等学校
一時滞在施設	中野都税事務所
一時滞在施設	東京都立鷺宮高等学校
一時滞在施設	東京都立武蔵丘高等学校
一時滞在施設	東京都立富士高等学校
一時滞在施設	東京都立杉並高等学校
一時滞在施設	池袋都民防災教育センター(池袋防災館)
一時滞在施設	東京都労働相談情報センター池袋事務所
一時滞在施設	東京都立文京高等学校
一時滞在施設	東京都立豊島高等学校
一時滞在施設	東京都障害者総合スポーツセンター
一時滞在施設	東京都立王子総合高等学校
一時滞在施設	東京都立中央・城北職業能力開発センター赤羽校
一時滞在施設	東京都立赤羽商業高等学校
一時滞在施設	荒川都税事務所
一時滞在施設	首都大学東京　荒川キャンパス
一時滞在施設	東京都立荒川工業高等学校
一時滞在施設	東京都立板橋有徳高等学校
一時滞在施設	東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校
一時滞在施設	東京都立板橋高等学校
一時滞在施設	東京都立練馬高等学校
一時滞在施設	東京都立第四商業高等学校
一時滞在施設	東京都立練馬工業高等学校
一時滞在施設	東京都立光丘高等学校
一時滞在施設	東京都立足立東高等学校
一時滞在施設	東京都立荒川商業高等学校
一時滞在施設	東京都立足立西高等学校
一時滞在施設	東京都立足立新田高等学校
一時滞在施設	足立都税事務所
一時滞在施設	東京都立淵江高等学校
一時滞在施設	東京武道館
一時滞在施設	東京都立産業技術研究センター城東支所

区分	配備先
一時滞在施設	東京都立南葛飾高等学校
一時滞在施設	東京都立葛西工業高等学校
一時滞在施設	東京都立城東職業能力開発センター江戸川校
一時滞在施設	東京都立篠崎高等学校
一時滞在施設	東京都立江戸川高等学校
一時滞在施設	東京都立葛西南高等学校
一時滞在施設	東京都立小松川高等学校
一時滞在施設	東京都立八王子拓真高等学校
一時滞在施設	東京都立多摩職業能力開発センター八王子校
一時滞在施設	東京都立松が谷高等学校
一時滞在施設	八王子都税事務所
一時滞在施設	東京都労働相談情報センター八王子事務所
一時滞在施設	東京都立南多摩中等教育学校
一時滞在施設	東京都立八王子桑志高等学校
一時滞在施設	東京都立八王子北高等学校
一時滞在施設	東京都立立川国際中等教育学校
一時滞在施設	立川都民防災教育センター（立川防災館）
一時滞在施設	（公財）東京都農林水産振興財団（立川庁舎）
一時滞在施設	東京都立立川高等学校
一時滞在施設	東京都立三鷹中等教育学校
一時滞在施設	東京都立多摩高等学校
一時滞在施設	東京都青梅合同庁舎
一時滞在施設	（公財）東京都農林水産振興財団（青梅庁舎）
一時滞在施設	東京都立青梅総合高等学校
一時滞在施設	東京都立府中東高等学校
一時滞在施設	東京都立府中工業高等学校
一時滞在施設	東京都立農業高等学校
一時滞在施設	東京都立府中高等学校
一時滞在施設	東京都立多摩職業能力開発センター府中校
一時滞在施設	東京都立府中西高等学校
一時滞在施設	東京都立産業技術研究センター多摩テクノプラザ
一時滞在施設	東京都立産多摩職業能力開発センター
一時滞在施設	東京都立昭和高等学校
一時滞在施設	味の素スタジアム（調布庁舎）
一時滞在施設	東京都立町田工業高等学校
一時滞在施設	東京都立町田総合高等学校
一時滞在施設	東京都立成瀬高等学校
一時滞在施設	江戸東京たてもの園
一時滞在施設	東京都立多摩科学技術高等学校
一時滞在施設	東京都立小金井北高等学校
一時滞在施設	東京都立小平西高等学校
一時滞在施設	東京都立小平高等学校
一時滞在施設	東京都立小平南高等学校
一時滞在施設	東京都立日野台高等学校
一時滞在施設	首都大学東京　日野キャンパス
一時滞在施設	東京都立南平高等学校
一時滞在施設	東京都東村山ナーシングホーム
一時滞在施設	東京都立東村山高等学校
一時滞在施設	東京都立国分寺高等学校
一時滞在施設	東京都労働相談情報センター国分寺事務所
一時滞在施設	東京都立国立高等学校
一時滞在施設	東京都多摩障害者スポーツセンター
一時滞在施設	東京都立第五商業高等学校

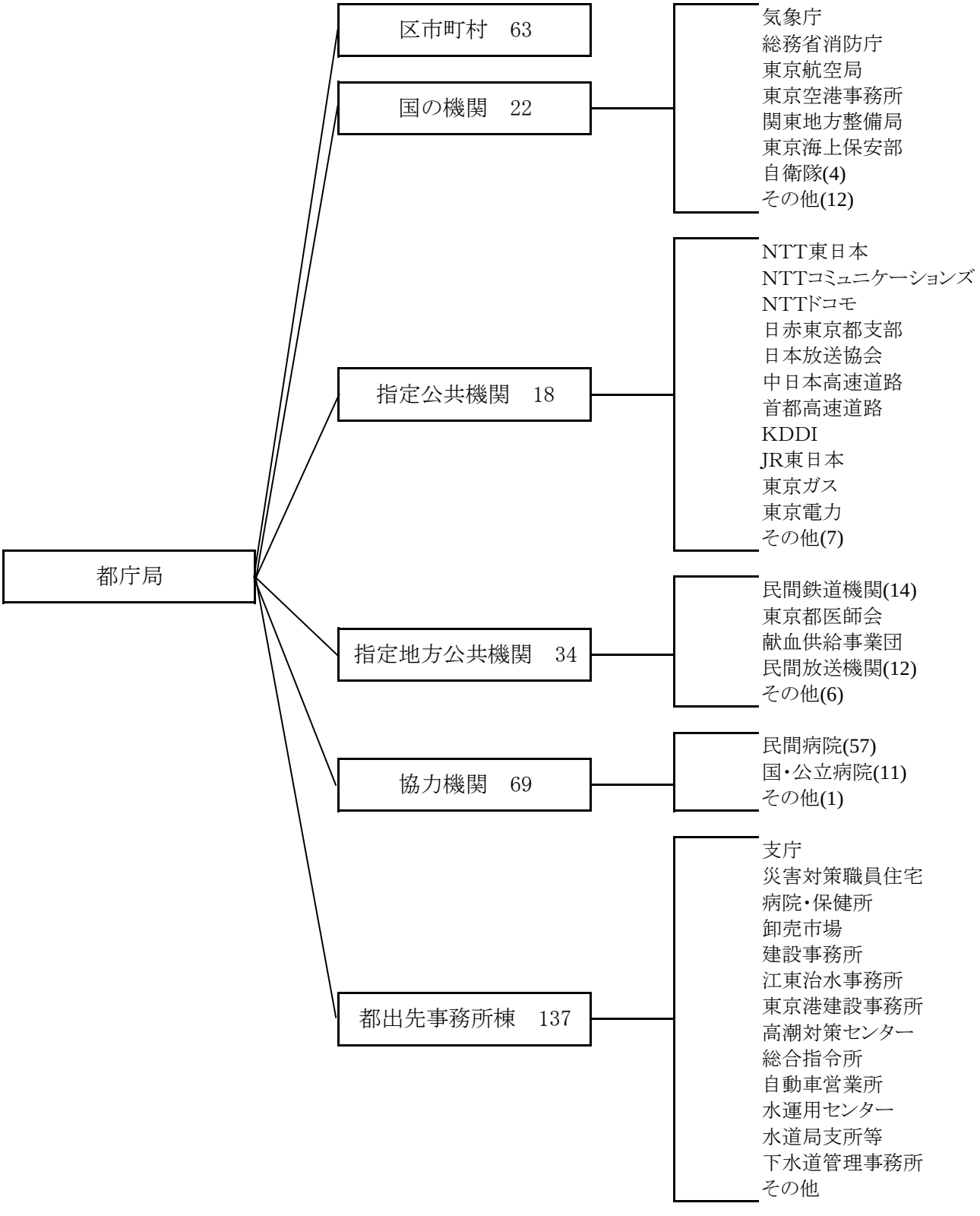
区分	配備先
一時滞在施設	東京都立福生高等学校
一時滞在施設	東京都立多摩工業高等学校
一時滞在施設	東京都立東大和高等学校
一時滞在施設	東京都立清瀬高等学校
一時滞在施設	東京都立東久留米総合高等学校
一時滞在施設	東京都立上水高等学校
一時滞在施設	東京都立武蔵村山高等学校
一時滞在施設	東京都立永山高等学校
一時滞在施設	東京都立若葉総合高等学校
一時滞在施設	東京都立羽村高等学校
一時滞在施設	東京都立五日市高等学校
一時滞在施設	東京都立秋留台高等学校
一時滞在施設	東京都立瑞穂農芸高等学校
一時滞在施設	立川都税事務所
一時滞在施設	立川都税事務所小平都税支所
一時滞在施設	京浜島勤労厚生会館
一時滞在施設	品川都税事務所
一時滞在施設	お台場海浜公園
一時滞在施設	板橋都税事務所
一時滞在施設	江戸川都税事務所
一時滞在施設	東京都立豊多摩高等学校
一時滞在施設	東京都立農芸高等学校
一時滞在施設	東京都立調布南高等学校
一時滞在施設	武蔵野の森スポーツプラザ
一時滞在施設	東京都立富士森高等学校
一時滞在施設	東京都立翔陽高等学校
一時滞在施設	東京都立町田高等学校
一時滞在施設	東京都立小川高等学校
一時滞在施設	東京都立足立工業高等学校
一時滞在施設	東京都立上野高等学校
一時滞在施設	東京都立橘高等学校
一時滞在施設	東京都立第三商業高等学校
一時滞在施設	東京都立千早高等学校
一時滞在施設	東京都立北豊島工業高等学校
一時滞在施設	東京都立本所高等学校
一時滞在施設	東京都立国際高等学校
一時滞在施設	東京都立第一商業高等学校

資料第97　東京都防災行政無線の概要（都総務局）　（本文341頁）

東京都防災行政無線の概要　　（平成31年4月現在）

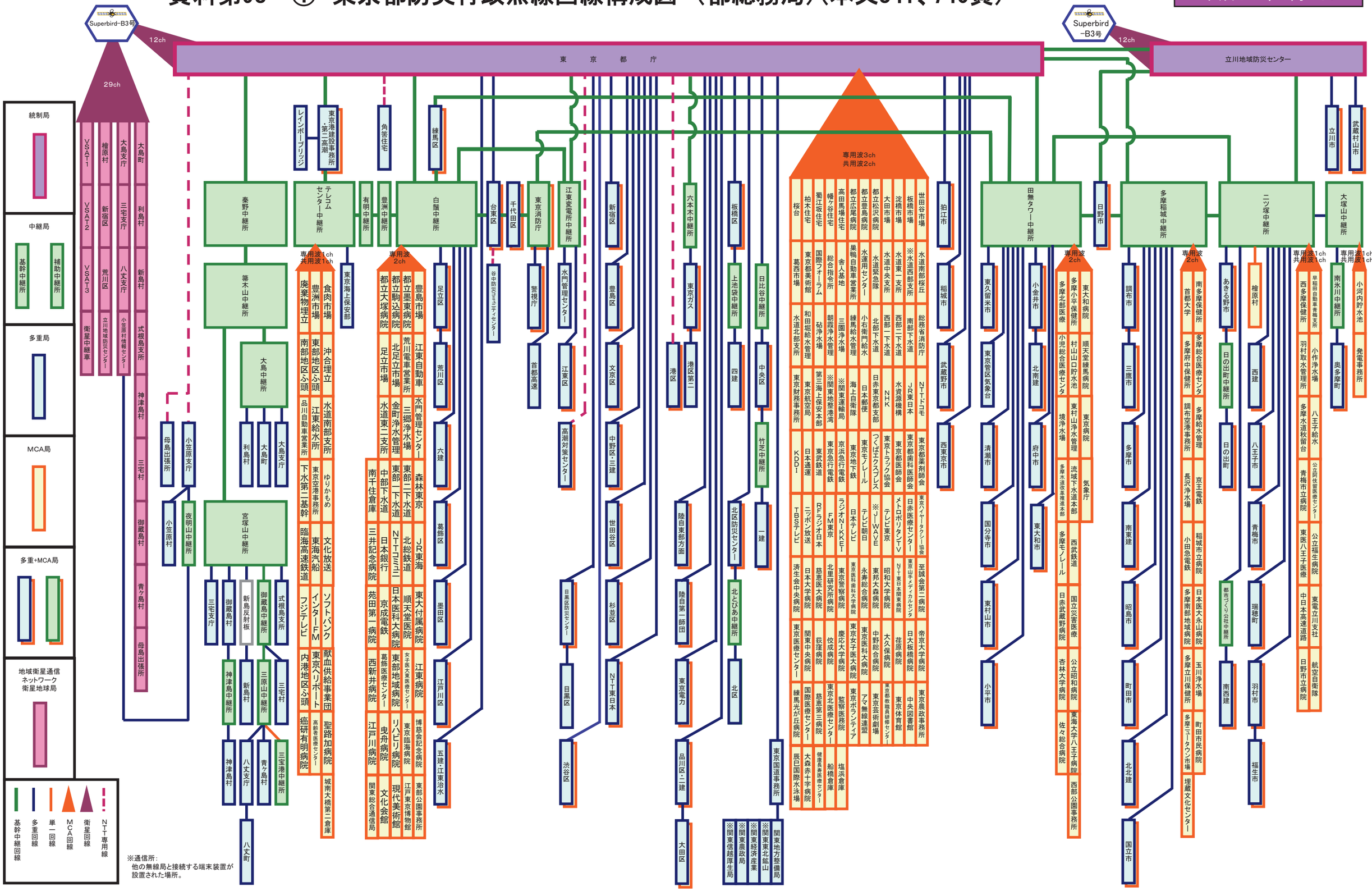
区分	固定系				移動系			衛星系			合計
種別	統制局	中継局	端末局	小計	基地局*	移動局	小計	地球局	VSAT	小計	
局数	2	27	329	358	31	537	568	4	16	20	946

＊ 移動系基地局に携帯基地局９局は含まれていない。



資料第98－①　東京都防災行政無線回線構成図　（都総務局）（本文341、740頁）

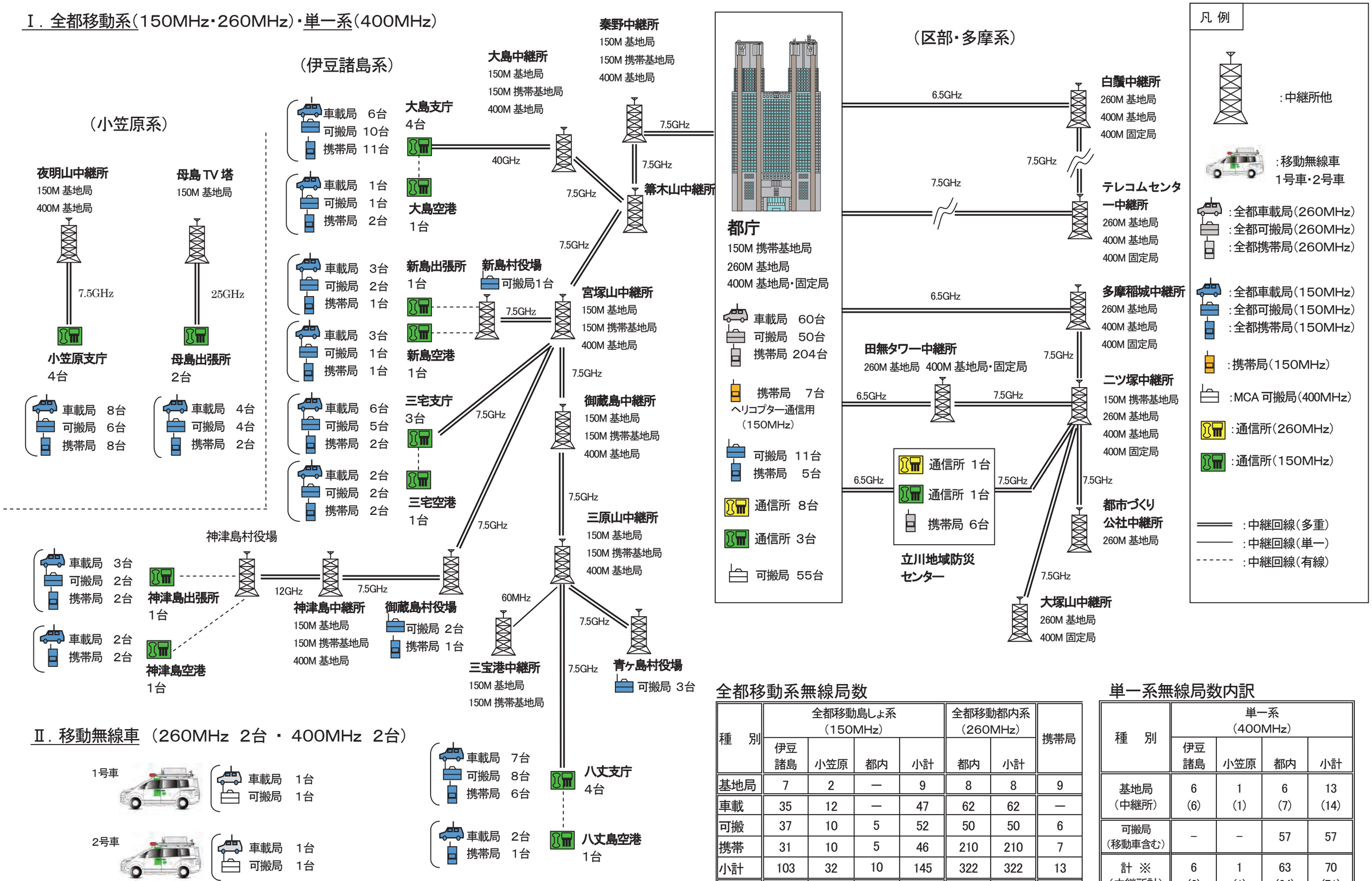
平成31年4月1日


Superbird-B3号
12ch
29ch
東京都庁
Superbird-B3号
12ch
立川地域防災センター
統制局
中継局
基幹中継所
補助中継所
多重局
MCA局
多重+MCA局
地域衛星通信ネットワーク衛星地球局
VSAT1
VSAT2
VSAT3
檜原村
新宿区
荒川区
衛星中継車
大島支庁
三宅支庁
八丈支庁
小笠原村役場センター
立川地域防災センター
大島町
利島村
新島村
式根島支所
神津島村
三宅村
御蔵島村
青ヶ島村
母島出張所
母島出張所
小笠原支庁
小笠原村
夜明山中継所
大島支庁
利島村
大島町
大島中継所
筲木山中継所
秦野中継所
宮塚山中継所
三宅支庁
御蔵島村
新島反射板
神津島中継所
神津島村
御蔵島中継所
新島村
三原山中継所
八丈支庁
青ヶ島村
八丈町
式根島支所
三宅村
三宅港中継所
レインボーブリッジ
東京港建設事務所・第二高潮
テレコムセンター中継所
有明中継所
角筈住宅
豊洲中継所
白鬚中継所
練馬区
台東区
千代田区
東京消防庁
江東変電所中継所
新宿区
六本木中継所
板橋区
日比谷中継所
上池袋中継所
中央区
竹芝中継所
一連
北区防災センター
北とびあ中継所
北区
専用波3ch
共用波2ch
専用波1ch
共用波1ch
専用波2ch
専用波1ch
共用波1ch
専用波2ch
専用波1ch
共用波1ch
専用波1ch
共用波1ch
東京海上保安部
廃棄物埋立
豊洲市場
南部地区ふ頭
品川自動車営業所
食肉市場
沖合埋立
東部地区ふ頭
江東給水所
下水第二基幹
臨海高速鉄道
水道南部支所
ゆりかもめ
東京空港事務所
東海汽船
フジテレビ
文化放送
ソフトバンク
インターFM
東京ヘリポート
内港地区ふ頭
献血供給事業団
聖路加病院
高齢者医療センター
城南大橋第二倉庫
豊島市場
都立墨東病院
都立駒込病院
都立大塚病院
江東自動車
荒川電車営業所
北足立市場
水門管理センター
三郷浄水場
金町浄水管理
水道東二支所
森林東京
東部二下水道
東部一下水道
中部下水道
三井記念病院
JR東海
北総鉄道
順天堂医院
NTTコミニ
日本銀行
京成電鉄
苑田第一病院
東大付属病院
江東病院
女子医大東医療センター
東京臨海病院
リハビリ病院
現代美術館
博慈会記念病院
東部公園事務所
江戸東京博物館
文化会館
関東総合通信局
江戸川病院
曳舟病院
葛飾区
墨田区
江戸川区
五建・江東治水
谷中防災コミュニティセンター
警視庁
首都高速
高潮対策センター
目黒区防災センター
目黒区
渋谷区
足立区
荒川区
六建
豊島区
文京区
江東区
中野区三建
世田谷区
杉並区
NTT東日本
水門管理センター
港区
港区第二
四建
陸自東部方面
陸自第一師団
東京電力
品川区二建
大田区
東京ガス
板橋区
世田谷市場
水道南部桜丘
板橋市場
※水道西部支所
淀橋市場
水道東一支所
大田市場
水道中央支所
都立松沢病院
水道緊急隊
都立豊島病院
水運用センター
都立広尾病院
巣鴨自動車営業所
高田馬場住宅
舎人基地
幡ヶ谷住宅
総合指令所
蜀江坂住宅
国際フォーラム
柏木住宅
東京都美術館
桜台
葛西市場
総務省消防庁
南部下水道
西部二下水道
西部一下水道
北部下水道
小右衛門給水
練馬給水管理
三園浄水場
朝霞浄水管理
砧浄水場
第三海上保安本部
東京航空局
東京財務事務所
和田堀給水管理
水道北部支所
NTTドコモ
JR東日本
水資源機構
NHK
日赤東京都支部
日本郵便
海上自衛隊
※関東運輸局
※関東地整港湾
東京都薬剤師会
東京都歯科医師会
東京都医師会
東京トラック協会
つくばエクスプレス
東京モノレール
東京地下鉄
京浜急行電鉄
東武鉄道
日本通運
日赤医療センター
東京ハイヤータクシー協会
メトロポリタンTV
テレビ東京
※JーWAVE
テレビ朝日
日本テレビ
ラジオNIKKEI
FM東京
RFラジオ日本
ニッポン放送
TBSテレビ
至誠会第二病院
帝京大学病院
日大板橋病院
荏原病院
中野総合病院
東京医科大病院
東京女子医大病院
慶応大学病院
佼成病院
荻窪病院
関東中央病院
第三海上保安本部
東京警察病院
北里研究所病院
慈恵医大病院
日本大学病院
永寿総合病院
東京歯科大学病院
昭和大学病院
東邦大森病院
大久保病院
東京体育館
東京都職員研修センター
アマ無線連盟
東京ボランティア
監察医務院
東京北医療センター
慈恵第三病院
健康長寿医療センター
船橋倉庫
塩浜倉庫
大森赤十字病院
国際医療センター
練馬光が丘病院
展巳国際水泳場
中央図書館
東京農政事務所
東京会館劇場
東京医療センター
済生会中央病院
日本大学病院
東京都美術館
桜台
柏木住宅
葛西市場
和田堀給水管理
水道北部支所
東京都庁
東京港建設事務所・第二高潮
東京海上保安部
東京都庁
東京都庁
東京都庁

資料第 98－②　東京都防災行政無線移動系回線構成図（都総務局）　（本文 341、740 頁）

平成３１年４月１日

Ⅰ．全都移動系（150MHz・260MHz）・単一系（400MHz）



Ⅱ．移動無線車（260MHz　2台 ・ 400MHz　2台）

1号車　車載局　1台　可搬局　1台

2号車　車載局　1台　可搬局　1台

全都移動系無線局数

種　別	全都移動島しょ系（150MHz）				全都移動都内系（260MHz）		携帯局
	伊豆諸島	小笠原	都内	小計	都内	小計	
基地局	7	2	—	9	8	8	9
車載	35	12	—	47	62	62	—
可搬	37	10	5	52	50	50	6
携帯	31	10	5	46	210	210	7
小計	103	32	10	145	322	322	13
計 ※	110	34	10	154	330	330	22

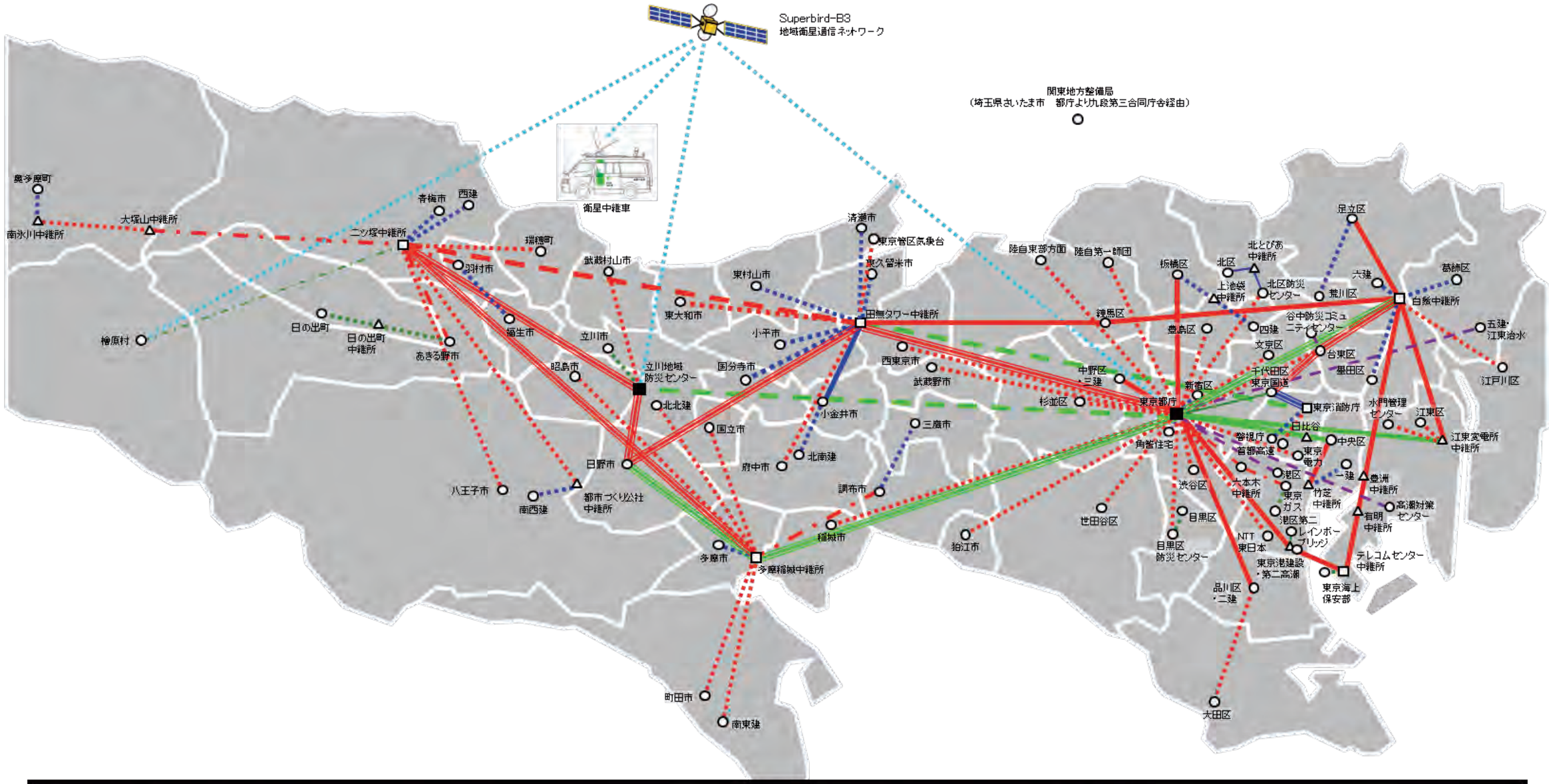
単一系無線局数内訳

種　別	単一系（400MHz）			
	伊豆諸島	小笠原	都内	小計
基地局（中継所）	6 (6)	1 (1)	6 (7)	13 (14)
可搬局（移動車含む）	－	－	57	57
計 ※（中継所計）	6 (6)	1 (1)	63 (64)	70 (71)

※1　島しょ系の全都移動局基地局と携帯局の基地局は同一設備　※2　可搬MCAの基地局は固定系MCA親局と同一設備

資料第 98－③　東京都防災行政無線回線構成図（区部・多摩）　（都総務局）　（本文 341 頁）

平成31年4月1日



凡例

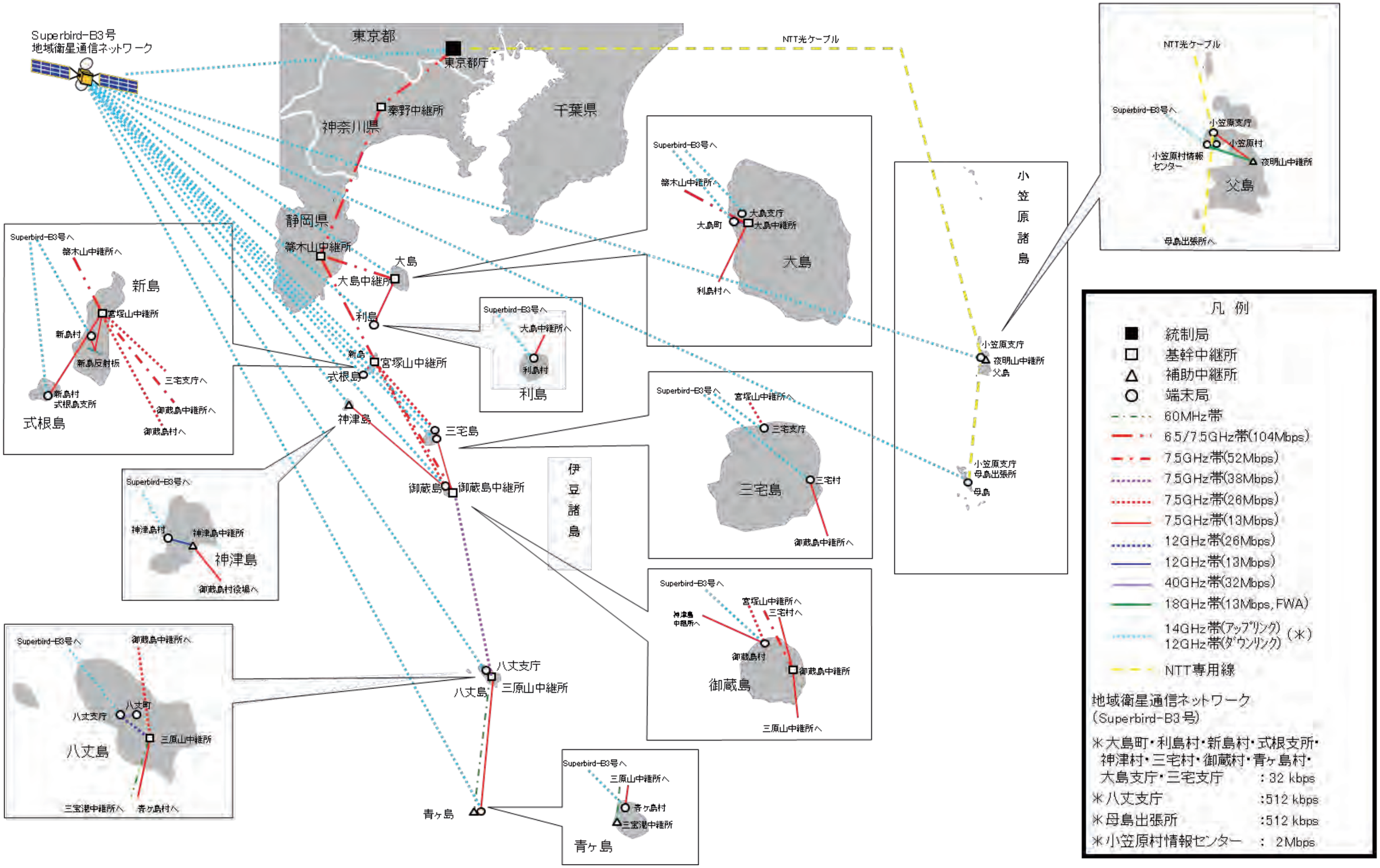
- ■ 統制局
- □ 基幹中継所
- △ 補助中継所
- ○ 端末局

- 6.5GHz帯(312Mbps)
- 6.5GHz帯(208Mbps)
- 6.5GHz帯(104Mbps)
- 7.5GHz帯(312Mbps)
- 7.5GHz帯(208Mbps)
- 7.5GHz帯(104Mbps)
- 7.5GHz帯(52Mbps)
- 7.5GHz帯(26Mbps)
- 12GHz帯(312Mbps)
- 12GHz帯(104Mbps)
- 12GHz帯(26Mbps)
- 12GHz帯(13Mbps)
- 14GHz帯(ｱｯﾌﾟﾘﾝｸ) 12GHz帯(ﾀﾞｳﾝﾘﾝｸ)（＊）
- 18GHz帯(26Mbps,FWA)
- 18GHz帯(13Mbps,FWA)
- 60MHz帯
- NTT専用線（ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ）

地域衛星通信ネットワーク
（Superbird-B3号）
＊東京都庁　：2Mbps
＊立川地域防災センター　：2Mbps
＊檜原村役場　：512kbps

資料第 98－④　東京都防災行政無線回線構成図（島しょ系）　（都総務局）　（本文 341 頁）

平成31年4月1日



資料第99　都各局の保有する無線（都各局）　（本文342頁）

(1) 港湾局所管無線設備（水防用無線）

種別	呼出名称	周波数帯	電波の形式	空中線電力	設置場所 (常置場所)
基地局	とうきょう たかしお	150MHz	F3E	10W	高潮対策センター
移動局	とうきょう たかしお 61	〃	〃	10W	〃　（車載）
移動局	とうきょう たかしお 11～16	〃	〃	5W	高潮対策センター
基地局	たかしお たつみ	〃	〃	1W	辰巳排水機場
基地局	たかしお つくだ	〃	〃	1W	佃水門
移動局	とうきょう たかしお 21～23	〃	〃	5W	〃
基地局	たかしお つきじ	〃	〃	5W	浜離宮排水機場
移動局	とうきょう たかしお 31 32	〃	〃	5W	〃
基地局	たかしお しばうら	〃	〃	5W	芝浦排水機場
基地局	とうきょうだいにたかしお	〃	〃	5W	第二高潮センター（通信所）
移動局	とうきょう たかしお 62	〃	〃	10W	第二高潮センター（車載）
移動局	とうきょう たかしお 41～44	〃	〃	5W	第二高潮センター
基地局	たかしお のみかわ	〃	〃	5W	呑川水門
移動局	とうきょう たかしお 51 52	〃	〃	1W	〃

(2) 交通局所管無線設備

目的＼種別	基地局	陸上移動局	固定局
高速電車・軌道・懸垂事業用	1	5	
高速電車事業用	62	595	
軌道事業用		66	2
新交通事業用	2	45	
懸垂事業用	1	4	
電気事業用			22
計	66	715	24

(3) 水道局所管無線設備

用途 / 系統 / (方式) 種別・用途 / 周波数帯		業務用無線電話				放流警報用	計
		都区内多摩系	小河内系				
		260MHz	150MHz単信	18GHz	400MHz	70MHz	
基地局	送受信局	9	8				17
陸上移動局		441	62				503
固定局	通信局	42	8				50
	基地局間中継用			2	4		6
	水防放流警報用					20	20
計		492	78	2	4	20	596

(4) 下水道局所管無線設備

無線局の目的	上・下水道事業共用	通信区域		23区全域及び多摩地域(山間部等を除く。)
電波の形式	G1D及びG1E	無線局種別	基地局	9局（水道局と設備共用）
周波数帯	260MHz帯　12ch		通信所	12か所
空中線電力	基地局 20W 移動局 2W 固定局 2W		統制局	1か所
運用時間	常時		陸上移動局	携帯型 290局
回線制御方式	MCA(Multi Channel Access)方式		固定局	固定型 102局

(5) 建設局所管無線設備

地区移動系防災行政無線

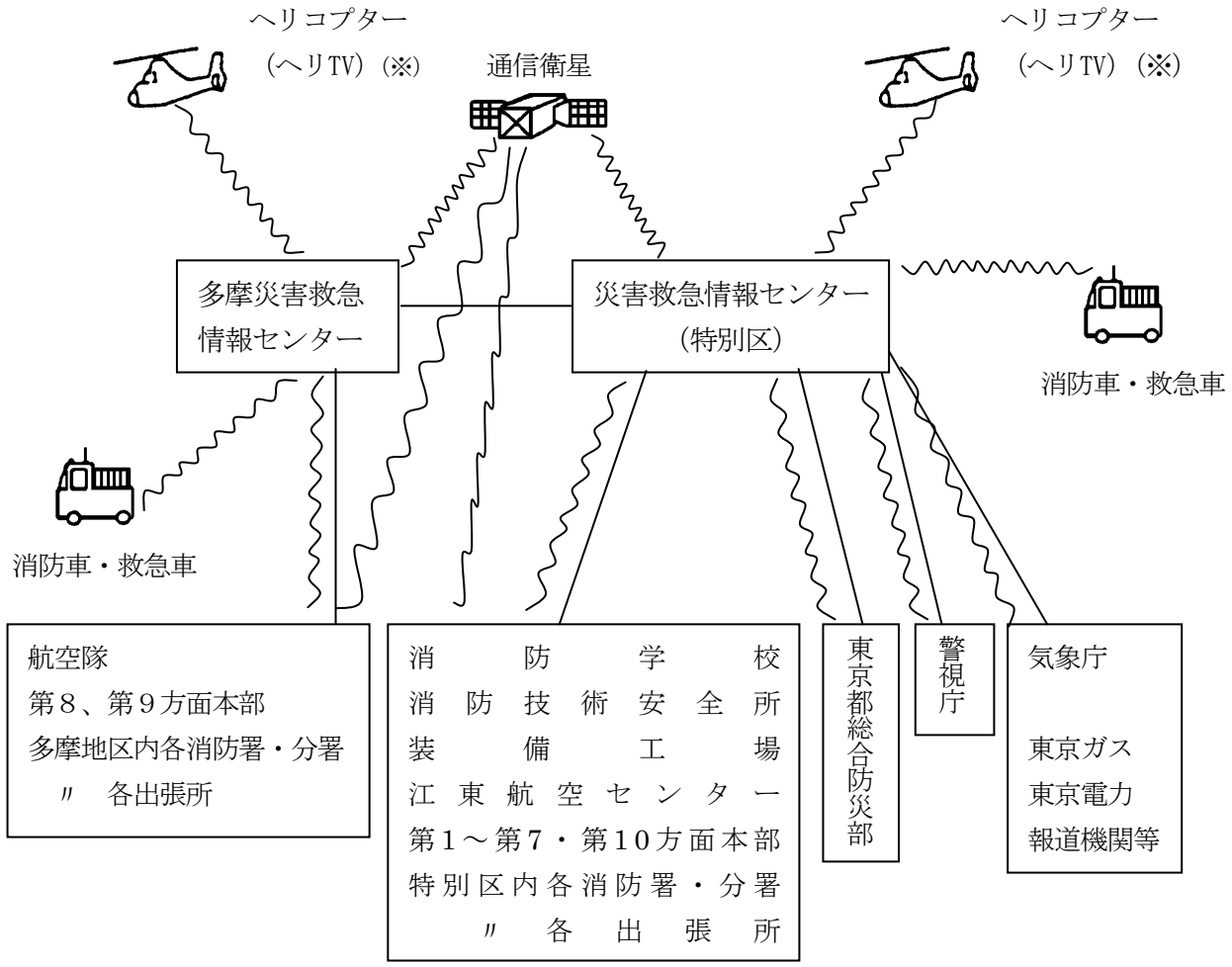
種別	呼出名称	局数	周波数帯	電波の形式	空中線電力	設置場所（常置場所）
基地局	ぼうさいいおぎとんねる	1	150MHz	F3E	10w	第三建設事務所
基地局	ぼうさいねりまとんねる	1	〃	〃	10w	
移動局	さんけん100～101	2	〃	〃	1w	
基地局	ぼうさいにしけん	1	〃	〃	25w	西多摩建設事務所
移動局	にしけん1～3	3	〃	〃	25w	
移動局	にしけん10、12～15、18	6	〃	〃	10w	
移動局	にしけん100～103	4	〃	〃	1w	
基地局	ぼうさいなんせいけん	1	〃	〃	25w	南多摩西部建設事務所
移動局	なんせい1～2	2	〃	〃	25w	
移動局	なんせい11～12	2	〃	〃	10w	
移動局	なんせい100～103	4	〃	〃	1w	
計		27				

MCA無線機

所属	無線番号	機種	所属	無線番号	機種	所属	無線番号	機種
総務部	1001	半固定	第三建設事務所	1400	半固定	南多摩西部建設事務所	1700	半固定
	1002	携帯局		1401~	携帯局		1701~	携帯局
	1003			~1412			~1710	
道路管理部	1100	半固定	第三建設事務所（井荻・練馬トンネル）	1430、1440	半固定	北多摩南部建設事務所	1750	半固定
	1101	携帯局		1413	携帯局		1751~	携帯局
	1102			1414			~1764	
道路建設部	1150	半固定	第四建設事務所	1450	半固定	北多摩北部建設事務所	1800	半固定
	1151	携帯局		1451~	携帯局		1801~	携帯局
	1152			~1465			~1814	
公園緑地部	1200	半固定	第五建設事務所	1500	半固定	東部公園緑地事務所	1850	半固定
	1201	携帯局		1501~	携帯局		1851	携帯局
	1202			~1515			1852	
河川部	1250	半固定	第六建設事務所	1550	半固定	西部公園緑地事務所	1900	半固定
	1251	携帯局		1551~	携帯局		1901	携帯局
	1252			~1565			1902	
第一建設事務所	1300	半固定	西多摩建設事務所	1600	半固定	江東治水事務所	1950	半固定
	1301~	携帯局		1601~	携帯局		1951~	携帯局
	~1314			~1610			~1956	
第二建設事務所	1350	半固定	南多摩東部建設事務所	1650	半固定			
	1351~	携帯局		1651~	携帯局			
	~1367			~1660				

半固定　計　　21
携帯局　計　　168

資料第 100　東京消防庁通信連絡系統図（東京消防庁）　　（本文 343 頁）



凡例
―：消防電話、指令電話、専用電話
～：無線電話

※消防ヘリコプターに積載するカメラは、夜間にも対応可能な高度なものである。

資料第 101　消防通信設備の現況（東京消防庁）　（本文 343 頁）

区　　分	平成 30 年 4 月 1 日現況
多重無線通信網	1 式
早期支援情報収集装置	1 式
部隊運用装置	1 式
消防・救急デジタル無線設備	1 式（整備中）
高度衛星通信網	1 式

資料第 102　情報処理設備の現況（東京消防庁）　（本文 343 頁）

区　　分	平成 31 年 4 月 1 日現況
事務端末装置	９，７０３台
救急モバイル端末装置	３６２台
病院端末装置	３１７病院
インターネット端末装置	１，０７２台

資料第 103　区市町村防災行政無線等の概要(都総務局)　（本文 343 頁）

区市町村防災行政無線等の概要　（平成 30 年４月１日現在）

区分 / 種別	区　(23)			市町村　(39)		
	既整備	未整備	整備率%	既整備	未整備	整備率%
防災行政無線（固定局）	23	0	100	38	1	97.4
防災行政無線（移動局）・地域防災無線	23	0	100	36	3	92.3

資料第 104　区市町村の保有する防災行政無線等一覧表（都総務局）　（本文 343 頁）

（平成 30 年 4 月 1 日）

(1)　特　別　区

種別／団体名	区市町村防災行政無線 固定局 屋外	区市町村防災行政無線 固定局 戸別	区市町村防災行政無線 移動局	地域防災無線
千代田	局 85	局 215	局 —	局 356
中央	82	87	—	297
港	126	213	210	—
新宿	103	423	68	196
文京	97	472	130	62
台東	75	—	48	104
墨田	72	169	34	198
江東	163	1	264	—
品川	136	280	—	206
目黒	65	148	266	—
大田	250	614	—	404
世田谷	189	310	35	447
渋谷	84	149	167	—
中野	112	592	202	—
杉並	127	758	—	225
豊島	76	650	176	—
北	110	1,018	419	—
荒川	103	240	—	262
板橋	165	80	187	—
練馬	207	1,065	217	68
足立	193	395	—	351
葛飾	131	200	—	229
江戸川	290	367	325	—
区計	3,041	8,446	2,748	3,405

(2)　市

種別／団体名	区市町村防災行政無線 固定局 屋外	区市町村防災行政無線 固定局 戸別	区市町村防災行政無線 移動局	地域防災無線
八王子	局 421	局 414	局 —	局 221
立川	81	—	13	199
武蔵野	47	81	194	—
三鷹	54	284	—	189
青梅	126	—	74	—
府中	132	48	160	—
昭島	64	—	83	—
調布	115	135	147	—
町田	270	177	214	—
小金井	58	—	—	119
小平	90	—	18	110
日野	123	142	136	162
東村山	63	130	59	—
国分寺	41	—	2	—
国立	32	—	—	98
福生	54	170	58	—
狛江	27	22	91	—
東大和	52	—	18	—
清瀬	39	—	90	—
東久留米	49	38	5	143
武蔵村山	59	—	—	141
多摩	114	98	78	112
稲城	58	—	93	—
羽村	53	—	60	—
あきる野	109	782	136	—
西東京	75	—	15	140
市計	2,406	2,521	1,744	1,634

(3)　町　村

瑞穂町	局 49	局 56	局 41	局
日の出町	38	900	71	—
檜原村	32	1,150	54	—
奥多摩町	5	2,889	39	—
多摩町村計	124	4,995	205	0
大島町	82	—	55	—
利島村	4	171	—	—
新島村	30	1,800	53	—
神津島村	22	950	8	—
三宅村	46	1,712	45	—
御蔵島村	—	—	—	—
八丈町	41	4,294	15	—
青ヶ島村	12	—	11	—
小笠原村	20	1,603	—	—
島しょ町村計	257	10,530	187	—

総計	5,704	21,497	4,679	5,039

資料第105　非常通信協議会の構成表（総務省、関東総合通信局）　（本文344頁）

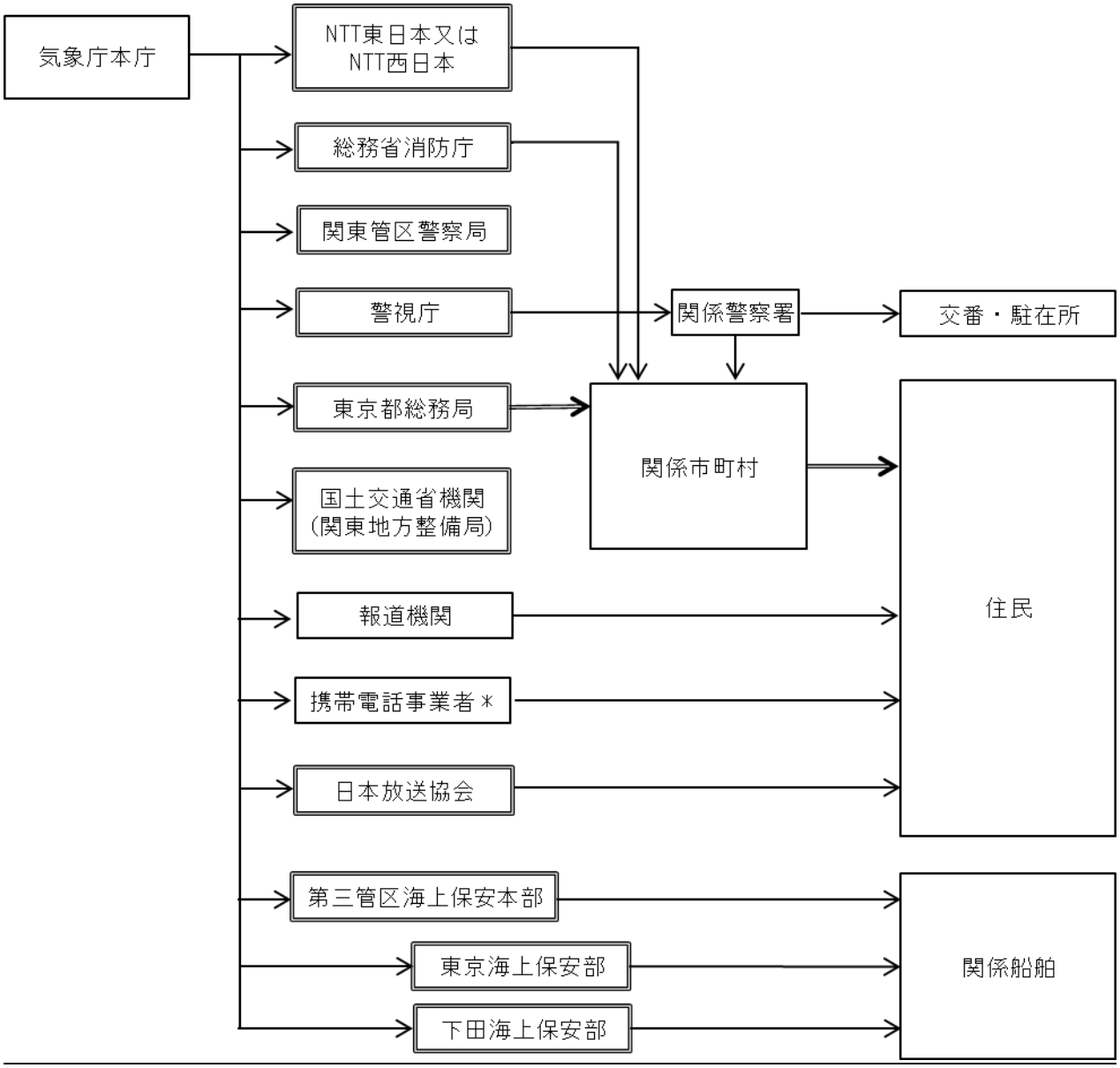
（平成31年2月現在）

協議会名等	構　成　表
中央非常通信協議会 結成地域：全国一円 （所在地:東京）	総務省、消防庁、内閣府、警察庁、防衛省、法務省、林野庁、水産庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、スカパーJSAT㈱、ソフトバンク㈱、一般財団法人自治体衛星通信機構、一般社団法人全国漁業無線協会、一般社団法人全国自動車無線連合会、全国消防長会、電気事業連合会、電源開発㈱、西日本電信電話㈱、一般社団法人日本アマチュア無線連盟、一般財団法人移動無線センター、一般社団法人日本ガス協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本赤十字社、日本通運㈱、日本電信電話㈱、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、東日本電信電話㈱、独立行政法人水資源機構
関東地方非常通信協議会 結成地域：関東総合通信局の管轄する区域 （所在地:東京）	関東総合通信局、内閣府、気象庁、東京管区気象台、海上保安庁、第三管区海上保安本部、国土交通省東京航空局、国土交通省関東地方整備局港湾空港部、国土交通省関東地方整備局企画部、関東管区警察局、関東管区警察局茨城県情報通信部、関東管区警察局栃木県情報通信部、関東管区警察局群馬県情報通信部、関東管区警察局埼玉県情報通信部、関東管区警察局千葉県情報通信部、関東管区警察局神奈川県情報通信部、関東管区警察局山梨県情報通信部、東京都警察情報通信部、茨城県警察本部、栃木県警察本部、群馬県警察本部、埼玉県警察本部、千葉県警察本部、警視庁、神奈川県警察本部、山梨県警察本部、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、山梨県企業局、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、日立市、東京消防庁、全国消防長会関東支部、公益財団法人千葉県消防協会、独立行政法人水資源機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、茨城県市長会、茨城県町村会、栃木県市長会、栃木県町村会、群馬県市長会、群馬県町村会、埼玉県町村会、神奈川県市長会、神奈川県町村会、山梨県市長会、山梨県町村会、東日本電信電話（株）茨城支店、東日本電信電話（株）栃木支店、東日本電信電話（株）群馬支店、東日本電信電話（株）埼玉事業部、東日本電信電話（株）千葉事業部、東日本電信電話（株）東京事業部、東日本電信電話（株）神奈川事業部、東日本電信電話（株）山梨支店、（株）エヌ・ティ・ティエムイー、（株）NTT ドコモ、ＫＤＤＩ（株）小山テクニカルセンター、スカパーＪＳＡＴ（株）、ソフトバンク（株）、（株）日本デジコム、アイピースタージャパン(株)、日本放送協会放送技術局、日本放送協会水戸放送局、日本放送協会宇都宮放送局、日本放送協会前橋放送局、日本放送協会さいたま放送局、日本放送協会千葉放送局、日本放送協会横浜放送局、日本放送協会甲府放送局、日本テレビ放送網（株）、（株）ＴＢＳテレビ、（株）フジテレビジョン、（株）テレビ朝日、（株）テレビ東京、（株）とちぎテレビ、群馬テレビ（株）、（株）テレビ埼玉、千葉テレビ放送（株）、東京メトロポリタンテレビジョン（株）、（株）テレビ神奈川、（株）山梨放送、（株）テレビ山梨、（株）日経ラジオ社、（株）ＴＢＳラジオ、（株）文化放送、（株）ニッポン放送、（株）茨城放送、（株）栃木放送、（株）アール・エフ・ラジオ日本、（株）エフエム栃木、（株）エフエム群馬、（株）FMNACK５、（株）ベイエフエム、（株）エフエム東京、（株）Ｊ－ＷＡＶＥ、横浜エフエム放送（株）、（株）エフエム富士、東京電力パワーグリッド（株）、電源開発（株）東地域流通システムセンター、日本原子力発電（株）、東京ガス（株）、（株）関電工、東日本旅客鉄道（株）東京支社、東日本旅客鉄道（株）水戸支社、東日本旅客鉄道（株）千葉支社、東海旅客鉄道（株）新幹線鉄道事業本部、東海旅客鉄道（株）静岡支社、小田急電鉄（株）、京王電鉄（株）、京浜急行電鉄（株）、西武鉄道（株）、東京急行電鉄（株）、東武鉄道（株）、京成電鉄（株）、富士急行（株）、日本航空（株）、全日本空輸（株）、大島旅客自動車（株）、山梨交通（株）、日本通運（株）首都圏支店、中日本高速道路（株）東京支社、東日本高速道路（株）関東支社、日本赤十字社茨城県支部、日本赤十字社栃木県支部、日本赤十字社群馬県支部、日本赤十字社埼玉県支部、日本赤十字社千葉県支部、日本赤十字社東京都支部、日本赤十字社神奈川県支部、日本赤十字社山梨県支部、一般社団法人関東自動車無線協会、一般財団法人移動無線センター、一般社団法人日本アマチュア無線連盟関東地方本部、一般社団法人日本アマチュア無線連盟東京都支部、一般社団法人日本アマチュア無線連盟茨城県支部、鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域無線連絡協議会、関東漁業無線連合会、太平洋セメント（株）、綜合警備保障（株）、関東新聞通信無線連盟、（株）ウェザーニューズ、日本銀行、（株） 日本政策金融公庫、（株）商工組合中央金庫、（株）三菱ＵＦＪ銀行、（株）足利銀行、日本郵便（株）関東支社、日本郵便（株）南関東支社、事業継続対策コンソーシアム

資料第 106　放送施設の整備計画（各放送機関）　（本文 347 頁）

機　関	内　　容
日本放送協会	1　電源設備に関わる機能強化 2　安否情報、ライフライン情報システムの強化 3　放送設備全般に関わるバックアップシステムの機能強化
ＴＢＳテレビ	1 局舎の耐震構造の強化 2 緊急連絡網の強化 3 燃料確保手段の強化
文化放送	1　電源系統設備の強化 2　取材、中継用無線機器類整備の強化
ニッポン放送	1　安否情報システム・生活情報収集システムの拡充強化 2　取材、中継用無線機器類の整備
ラジオ日本	横浜旧本社（西区老松町 19）に非常用送信機（１kw）の設備及び非常用電源設備を計画中
ｴﾌｴﾑ東京	設備、機器の点検・整備の充実を図り、震災時の各種対策が効果的に実施できるよう努める。
Ｊ－ＷＡＶＥ	1　送信所無停電設備の導入 2　演奏所予備電源設備の強化
ＩｎｔｅｒＦＭ	非常時の連絡、取材、プログラム伝送に簡便に使える無線系を調査・検討している。
日経ラジオ社	1　局舎等の耐震対策を一層強化する。 2　放送機器の倒壊、落下防止強化。
日本テレビ	1　社屋の耐震性の強化及び放送設備の防災化構造の推進を図る。 2　バックアップシステムの構築を図る。 3　放送機器の倒壊、落下防止については、より一層対策を強化する。
フジテレビジョン	1　取材用無線設備の整備 2　移動用電源の整備
テレビ東京	1　系列局と連携した衛星中継システムの機能強化 2　デジタル送信親局の冗長化
ＴＯＫＹＯ　ＭＸ	1　デジタル放送バックアップシステムの設置 2　ＳＴＬ回線バックアップ系の設置 3　本社放送機器の耐震対策の強化
ＴＢＳラジオ	1　局舎の耐震対策の推進 2　放送施設の耐震化構造の強化 3　情報収集用機材の増強

資料第107　関係防災機関その他に対する地震及び津波に関する情報の伝達系統図
（東京管区気象台）　（本文353、676頁）



＊緊急速報メールは、大津波警報、津波警報が発表されたときに、気象庁から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信する。

注）二重線でかこまれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先。

注）二重線の経路は、気象業務法第１５条の２によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

資料第108　気象庁による注意報、警報の種類及び基準表（東京管区気象台）

（本文353頁）

（１）大津波警報・津波警報・津波注意報

ア．大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する、予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

<table>
<tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th rowspan="2"></th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">想定される被害ととるべき行動</th></tr>
<tr><th>数値での発表
（津波の高さの予想の区分）</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr>
<tr><td rowspan="3">大津波警報</td><td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合</td><td></td><td>10m超
（10m＜予想高さ）</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="4">（巨大）
木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
（高い）
標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr>
<tr><td></td><td>10ｍ
（5m＜予想高さ≦10m）</td></tr>
<tr><td></td><td>５ｍ
（3m＜予想高さ≦5m）</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合</td><td></td><td>３ｍ
（1m＜予想高さ≦3m）</td><td>高い</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の高さが高いところで0.２ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td></td><td>１ｍ
（0.2m≦予想高さ≦1m）</td><td>（表記しない）</td><td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td></tr>
</table>

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ．津波警報等の留意事項等

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合もある。
・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

（２）津波情報

ア．津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	１ｍ超	数値で発表
	１ｍ以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 ｍ以上	数値で発表
	0.2 ｍ未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測されて津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の都網予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
・沿岸から距離が100㎞を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値でなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	３m超	沖合での観測値、沿岸での推定値ともに数値で発表
	３m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	１m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値ともに数値で発表

イ．津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

（３）津波予報

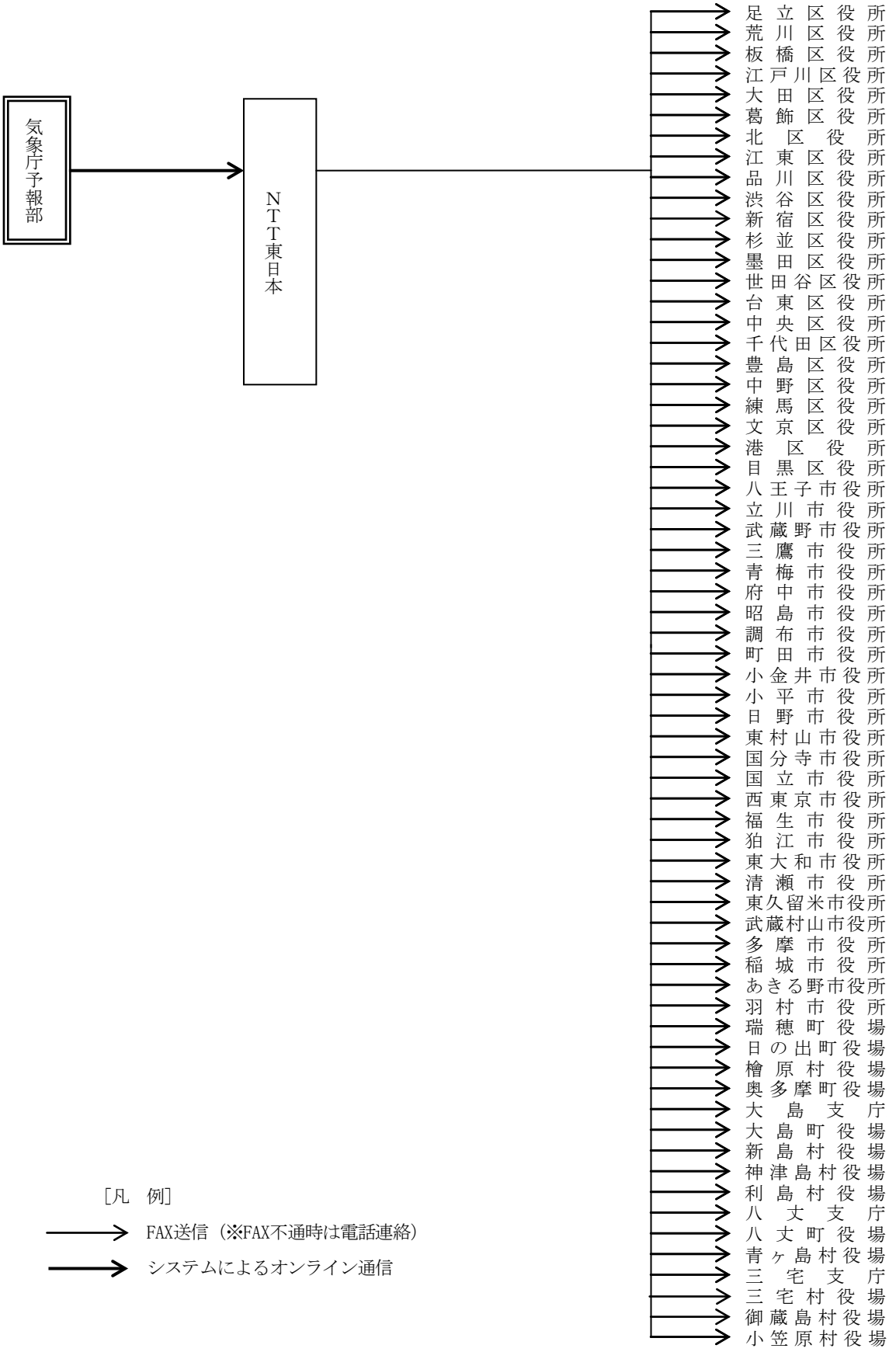
気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

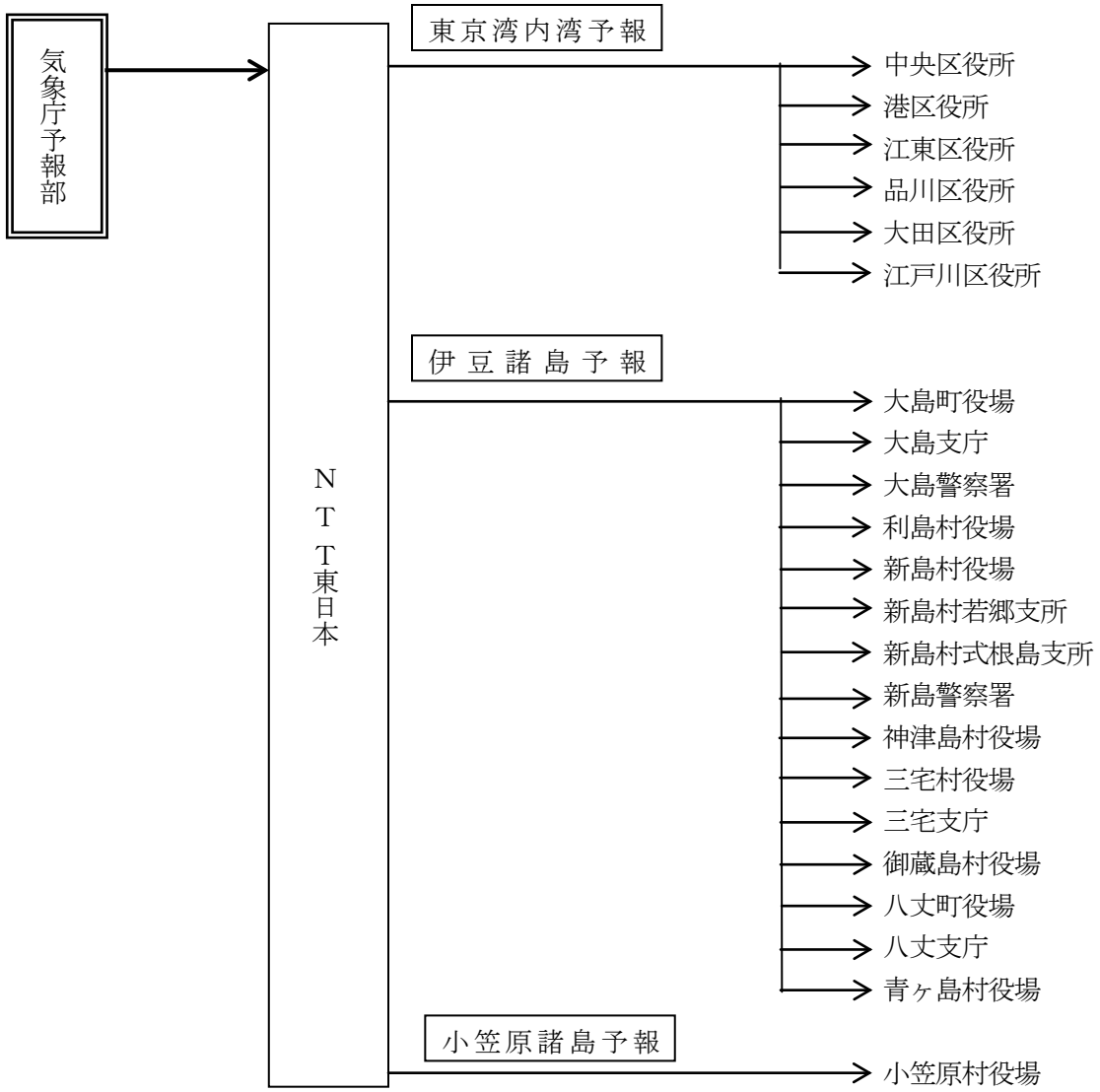
	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

資料第109　FAXによる気象等警報等の伝達系統図（NTT東日本）　　（本文353、676頁）

(1) 津波関係を除く警報等



（2） 津波関係予報



〔凡　例〕

→ FAX送信（※FAX不達時は電話連絡）

➡ システムによるオンライン送信

資料第 110　災害時の放送（各放送機関）　（本文 353、370 頁）

機関	内　容
日本放送協会	1　災害に関する警報等の周知 関係法規及び気象庁との申し合わせにより、気象庁から放送に適するよう整理した予報、注意報、警報等の通知を受けて、通報事項を放送する。 2　災害関連番組の編成 災害時又は災害の発生が予想される場合には、必要な施設、資機材、人員等を確保し、状況に応じ、次のとおり災害関連番組を編成する。 (1) 災害関係の警報・情報・注意報 (2) 災害関係のニュース及び告知事項 (3) 防災、災害対策のための解説・キャンペーン番組 (4) 民心の安定に役立つ教養、娯楽番組等
ＴＢＳテレビ	1　災害に関する警報等の周知 関係法規及び気象庁との申合せにより、放送に適する気象、地象等に関する情報の通知を受け、通知事項を放送する。 2　放送順序と内容 社内の規定に従い、まず可及的速やかにスーパー速報を行う。その後、必要に応じて特別番組を開始する。 特別番組では、警報の周知、二次災害防止、災害情報のほか、交通、ライフライン情報に重点を置き、緊急時に市民が必要とする情報を可能な限り提供する。
文化放送	1　放送内容 (1) 東京都知事との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づく事項 (2) 災害報道等の緊急情報 (3) 避難誘導、交通機関の状況 (4) 被害の程度を考慮しての生活安否情報等に重点を置き、人心の安定に努める。
ニッポン放送	災害特別放送の内容は、被害を最小限に止めるための“救命報道”に努めるとともに、安否情報や生活情報などの“安心報道”にウェートを置くが、おおむね次のような放送となる。 1　総務大臣の緊急通信命令に基づく事項 2　東京都知事との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づく事項 3　地震規模、余震、津波情報 4　注意事項など人心安定への呼びかけ 5　社員レポーター、タクシー防災レポーター、理容防災ネットワークからの初期情報 6　安否情報 7　生活情報 8　交通機関の状況 9　応急復旧・救援対策状況 10　危険、避難情報 11　被害状況
ラジオ日本	社内規定「臨時ニュース等実施要領」及び「非常事態対策要領」に基づき、ニュース速報又は臨時ニュースを放送する。
エフエム東京	エフエム東京「非常災害対策要領」に基づき、非常事態Ａ又はＢの番組編成を行う。 1　情報収集 (1) 都庁、消防庁など関係官庁への直接取材 (2) 一般市民、及びリスナーをパーソナル情報提供者にすべく計画中 2　番組編成は、災害発生とともに、その状況に応じて特別編成に切り換え、正確な情報の伝達に努める。

機関	内　　容
J-WAVE	社内規定「非常災害対策規定」に基づき、災害特別放送を実施する態勢をとる。 1　情報収集 (1) 非常災害対策本部からの情報収集 (2) 各省庁からの情報収集 2　放送内容 災害の規模状況により通常番組を中断して特別番組に切り替える。 小規模のときは通常番組に臨時ニュースを挿入する処置を講ずる。 3　災害関連番組の編成 被災状況、救援連絡、救援キャンペーンの実施等の放送をし、正確な情報が行き渡るようにする。
InterFM	1　災害に関する警報等の周知 災害基本法に基づく放送要請が関係所管官庁からあった場合、社内に特別放送本部を設置し、通報事項を放送する。特別放送は、災害の規模に応じてパターンA、パターンBに分け、緊急 特別放送を実施する。放送内容は次のとおりである。 (1) 大規模地震における警戒宣言とその内容 (2) 津波警報が発せられた場合の警報の内容 (3) 東京都知事との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づく事項 (4) 横浜市長との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づく事項 2　放送内容 (1) パターンA 震度5以上の地震や大規模災害が首都圏で発生した場合、通常番組を中断し特別放送に切替える。 (2) パターンB 被害が小規模なときは、通常番組内で適時速報を流す。 (3) 特別放送では原則として英語を使用するが、被害の規模に応じて日本語を含む10か国語で放送し、「被害情報」ときめ細かい「安心情報」を伝える。 (4) 民間のボランティア団体の協力を得て、各団体による放送の他、被災レポート、復旧状況を取材して「安心情報」を伝える。
日経ラジオ社	災害時の編成・取材及び放送内容については、別に定める要領により災害の様相に合わせて弾力的に対処する。放送に際しては、特に正確な情報の提供を行い、人心の安定、秩序ある社会生活の維持に努める。
日本テレビ	当社内規「非常事態放送対策要領」に基づき、情報の収集及び放送体制をとる。 1　情報収集 (1) 災害対策本部からの収集 (2) 各省庁担当記者からの収集 (3) ＮＮＮ系列からの収集 (4) 当社支局員からの収集 2　災害関連番組の編成及び放送体制 災害発生と同時に、その態様に応じて、スーパー速報処理から緊急特別番組編成に至るまで適宜、定められた放送形式により放送を行う。
フジテレビジョン	特別番組に関する統一タイトルは「報道特別番組」とする。

機関	内　　容
テレビ朝日	1　災害発生の第一報の確認ができ次第、ＡＮＮニュース速報を番組中にスーパーする。 2　地震であれば震度・津波の社内基準によって、その他災害の場合は被害状況によって、レギュラー番組を中断し、ニュースタジオから災害の模様を放送する。 3　さらに災害及び被害の規模によっては、報道特別番組に切換える。
テレビ東京	1　災害関係の警報等及び避難に関する情報の周知 関係法令及び気象庁の申し合わせに基づき、地震・津波、気象に関する情報をスーパー速報等を通じて速やかに放送する。 2　緊急警報放送の実施 (1)　大規模地震の警戒宣言が発せられた時 (2)　関東地方に津波警報が発表された時 災害対策基本法に基づく放送要請があった時 3　報道特別番組の放送 甚大な災害が発生、又は被害の予想される場合は報道特別番組を放送する。 (1)　上記1.同様、津波警報や政府、地方公共団体の避難指示・勧告など人命・安全に関わる情報を最優先で繰り返し伝える。災害時は情報が錯そうするので、正確な情報提供と冷静な対応を呼びかけ、人心の安定に努める。 (2)　大規模災害が発生した場合には、交通機関やライフラインなど必要とされる情報を整理して伝える。 (3)　首都直下地震で懸念される帰宅困難者については一斉帰宅の抑制の周知や安全確保に必要な情報提供に努める。
ＴＯＫＹＯ　ＭＸ	1　災害発生の確認ができ次第、直ちに速報をスーパーする。 2　災害状況に応じ、通常放送を中断し、災害の模様等を放送する。 3　災害及び被害の規模によっては、災害特別放送に切り換える。 4　災害状況、救援連絡等の情報収集を次により行う。 (1) 都庁及び各省庁の担当記者 (2) 都内各地域の担当記者 (3) 一般市民からの情報の活用
ＴＢＳラジオ	1　災害に関する警報等の周知 関係法規及び気象庁との申合せにより、放送に適する気象、地象等に関する情報の通知を受け、通知事項を放送する。 2　放送順序と内容 社内の規定に従い、まず可及的速やかに速報を行う。その後、必要に応じて特別番組を開始する。 特別番組では、警報の周知、二次災害防止、災害情報のほか、交通、ライフライン情報に重点を置き、パニック防止と、被災地及び周辺の人心の安定に努める。

資料第111　電報の優先利用について（NTT東日本）

（本文359頁）

ウ　緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。

区分		電報の内容	機関等
緊急扱い電　報	1	気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって緊急を要する事項	気象機関相互間
	2	火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命に係る事態が発生し、又は発生するおそれのある場合において、その予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取扱う機関相互間（前アの表中８欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	3	治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間（海上保安庁の機関を含む。） (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4	国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5	天災、事変その他の災害状況の報道を内容とする事項	電気通信設備の優先利用が可能な新放送事業者又は通信社の機関相互間 （資料117-①、別冊Ｐ436）
	6	船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と「医療のための無線電報を発信し、又は配達を受ける病院」の相互間 （資料117-②、別冊Ｐ436）
	7	水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関相互間 （前アの表及びこの表の１欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。）

(2)非常・緊急電報の申し込み

区分	内　　容
非常扱い及び緊急扱い電報	1　加入電話から、市外局番なし「115番」へダイヤルし、申し込む。 ※受付時間：8：00～19:00 ※ＮＴＴ東日本の加入電話、ひかり電話、ＮＴＴドコモの携帯電話、その他一部事業者から利用できる。契約の利用回線によって、NTT東日本以外の事業者の電報受付センタに接続される場合がある。その際はNTT東日本の電報を希望と伝える 2　非常扱い及び緊急扱い電報を発信するときには、発信人は「非常扱い及び緊急扱い電報」である旨を告げるものとする。

(3) 接続及び配達順位

区分	内　　容
非常扱い電報	非常扱い電報はすべての電報に優先して取扱う。
緊急扱い電報	緊急扱い電報は他の電報に優先して取扱う。 ただし、非常扱い電報より後順位とする。

(4) 料　金

区分	内　　容
非常及び緊急扱い電報	料金は普通電報と同額とする。

資料第111-①　電気通信設備の優先利用が可能な新聞社等の適用基準（NTT東日本）

区　分	基　　準
1　新　聞　社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)　政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2)　発行部数が１の題号について、8,000部以上であること。
2　放送事業者	放送法（昭和25年法律132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹局提供事業者
3　通　信　社	新聞社又は放送事業にニュース（１欄の基準をすべて備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース情報（広告を除く。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

資料第111-②　医療のための無線電報を発信し、又は配達を受ける病院（NTT東日本）

名称	位置	あて名
小樽掖済会病院	小樽市色内１の１０の１７	ｵﾀﾙｴｷｻｲ
宮城利府掖済会病院	宮城郡利府町森郷字新太子堂５１	ﾐﾔｷﾞﾘﾌｴｷｻｲ
横浜掖済会病院	横浜市中区山田町１の２	ﾖｺﾊﾏｴｷｻｲ
名古屋掖済会病院	名古屋市中区松年町４の66	ﾅｺﾞﾔｴｷｻｲ
大阪掖済会病院	大阪市西区本田2の1の10	ｵｵｻｶｴｷｻｲ
神戸掖済会病院	神戸市垂水区学ヶ丘1の21の1	ｺｳﾍﾞｴｷｻｲ
日本海員掖済会門司病院	北九州市門司区清滝1の3の1	ﾓｼﾞｴｷｻｲ
日本海員掖済会長崎病院	長崎市樺島町5の16	ﾅｶﾞｻｷｴｷｻｲ
せんぽ東京高輪病院	東京都港区高輪3の10の11	ﾄｳｷｮｳｾﾝｲﾝﾎｹﾝ
船員保険無線医療センター	横浜市保土ヶ谷区釜台町43の1 横浜船員保険病院内	ｾﾝﾎﾟﾑｾﾝｲﾘｮｳｾﾝﾀｰ又はﾖｺﾊﾏｾﾝｲﾝﾎｹﾝ
大阪船員保険病院	大阪市港区築港1の8の30	ｵｵｻｶｾﾝｲﾝﾎｹﾝ

資料第112　タクシーによる防災情報ネットワーク実施要領（東タク協）

（本文359頁）

平成31年4月1日
（一社）東京ハイヤー・タクシー協会

（目的）
24時間都市・東京を文字どおり24時間ウォッチングしているのが、都民の足・タクシードライバーです。災害時に“現場の第一目撃者”となる可能性が高いタクシードライバーからの生の情報が寄せられ放送を通じて知らせることができたら、どんなに災害対策に役立つか計りしれません。
災害時の指定地方公共機関であり公的な役割を担う（一社）東京ハイヤー・タクシー協会は、社会貢献の一環として災害時にマスメディアの協力を得て都民に適切な情報を迅速に提供し、都民の生命と財産を災害から守るために活動しております。
（情報内容）
大地震、風水害、大事故等が発生したとき、営業中の『タクシー防災レポーター』はお客様と身の回りの安全を図りながら現場や周辺の様子と道路状況を伝えます。（大地震の場合は“被害が無い”ことも含む。）
（災害時の体制）
いざ東京に大規模な災害が発生した場合、営業中の『タクシー防災レポーター』は現場からの生の情報をマスメディアや関係行政機関に電話・携帯電話又はメールで伝えます。
（提供方法）
携帯電話又はメールで提供します。
（タクシー防災レポーターの選任）
『タクシー防災レポーター』は、東タク協会員会社の中から参加希望会社を募り、当該会社の管理者及び乗務員の中からレポーターを選任します。（任期2年）
（防災ステッカー貼付等）
『タクシー防災レポート車』のステッカーを防災車両に貼付し、都民に周知を図ります。また、車両屋根には上空から防災車両であることが確認できるよう表示いたします。
（初期消火及び救助）
『タクシー防災レポート車』には初期消火や救助活動のために消火器、救助機材・救急箱等を搭載し、必要に応じ活用します。
（搭載機材について）
東京消防庁より発表される資料に基づき、必要と思われる機材を搭載しております。
(a)携帯電話（災害時優先使用）　(b)救急セット　(c)消火器　(d)ロープ　(e)ジャッキ　(f)バール　(g)ノコギリ　(h)発煙筒　(i)赤色旗　(j)ヘルメット　(k)救急セット（三角巾・包帯・ハサミ・消毒薬・ヨードチンキ等）
（防災教育等）
選ばれた『タクシー防災レポーター』には、防災・放送関係者による防災・レポート教育を実施します。
（実施時期）
平成8年1月17日から実施する。

注　(1)　タクシー防災レポーター及びタクシー防災レポート車数（平成31年4月現在）
72台（69社）、241名体制
(2)　各タクシー防災レポーターからのすべての情報は、ニッポン放送及び東京放送の協力を得て、取りまとめのうえ、都防災行政無線及びFAXにより、都災害対策本部に伝達する。なお、乗務員は、旅客並びに自身の安全を図り、車両を路肩に停止し避難し、車両走行による情報の収集は行わない。

資料第 113　各放送機関の主な活動態勢（各放送機関）　（本文 370 頁）

機関	内　　容
日本放送協会	1　災害時の活動態勢 　重大な災害が発生した場合、会長を本部長とする災害対策本部を設置し、全組織をあげて放送の確保に取り組む。 2　発災時の対応 　非常災害が発生した場合、迅速、的確に必要な措置をとる。 　なお、放送所や放送施設が被災した場合は、あらかじめ選定してある場所に速やかに移転、または業務を移管し、放送を継続する。 (1) 全国規模の動員・応援態勢を構築して、きめ細かく情報を伝える。 (2) 専従班を立ち上げて、ライフライン情報を伝える。 (3) 「Ｊ-ａｎｐｉ」を通じて、安否情報の確認の場を提供する。 (4) 国内の外国人向けの情報発信を強化する。 (5) 上記対応に必要な機材や放送装置を適切に確保する 3　応急復旧対策 　被災した設備や施設等について、応急仮設、設備変更などにより、復旧対策を講じ、速やかに原状回復を図る。 4　関連情報の周知 (1) 放送などの各種手段により災害に関連する情報を周知する。 (2) 避難場所等における放送受信の確保に努める。
ＴＢＳテレビ	災害時の応急措置 非常災害が発生した場合は、災害の規模、状況により迅速、的確に必要な措置を講じ、放送の維持確保を図る。 (1) 局外中継用機器（中継基地）の機能確保 (2) 送信所並びに中継センタ（ＴＲＣ（ＮＴＴ））までの中継線の確保 (3) 放送用電源の確保 (4) テレビ送信所の機能確保と代替送信設備の稼働 (5) 上記の諸施策を講じて放送の継続を図るとともに、被災の復旧に努める。
文化放送	1　発災時の取り組み 　発災とともに速報で一報を伝える。一都六県の文化放送エリア内で震度５強以上の地震が発生し、大規模な被害が既に発生しているか、大規模な被害が発生するおそれがある場合、通常放送を中止し、災害特別放送に切替える。 2　応急復旧対策 　発災時、本社放送機能が被害にあった場合、速やかに次の措置をとり、放送継続に努める。 (1) 無線局、社外非常スタジオ、送信所予備スタジオを開設する。 (2) 本社ＳＴＬ（放送回線）使用不能の場合は、ライン又は非常用無線によって送出する。 (3) ＳＴＬ、無線、ライン等の送出系統が使用不能の場合は、送信所予備スタジオを使用する。

機関	内　　容
ニッポン放送	1　発災時の応急放送措置 震度が５強以上で甚大な被害が出た場合、災害特別放送体制に移行し、発災時の注意事項とともに、応急救命対策のために、社員レポーター、タクシー防災レポーター、理容防災ネットワークによる発災直後の被害状況（被害の無いことも含め）等を収集し放送する。なお、タクシー防災レポーターからの情報は、東京都等防災機関に迅速に提供する。 このため、専門知識を備えた地震パーソナリティ・地震レポーターの養成、安否情報の組織化、地震レポーターによる防災機関の担当制、幹部社員の週末時地震宿直等の体制を敷いている。 2　応急復旧対策 万一、木更津の本送信所（出力 100kw）が送信不能の場合は、足立予備送信所（出力１kw）に切替え、放送の継続に努める。また、本社放送機能に支障を生じたときは、有楽町の第一生命本社ビル等に仮設スタジオを設け放送を継続し、原状の早期回復に努力する。
ラジオ日本	1　災害時の活動態勢 (1) 非常事態対策本部長は非常事態の状況に応じ「非常事態Ａ」又は「非常事態Ｂ」のいずれかを設定する。「非常事態Ａ」とは、通常サービスエリア内で震度６以上の烈震の発生、あるいはサービスエリア内に大被害をもたらす超大型台風の襲来、エリア内の大半を焼く大火災及び大規模な化学災害等をいう。 (2) 非常事態対策本部のもとに設置される特別態勢は、東京支社及び横浜本社は同時に同一機構による併列配置をとる。 (3) 災害に関する情報、注意、官公庁からの通報等の迅速な収集及び放送のため、社員は、「災害時の行動マニュアル」に基づいて対処する。 2　発災時の応急措置 (1) 東京支社での放送が不能な場合は、横浜本社から放送を行うが、両所とも放送不可能な場合は、川崎送信所から放送を確保する。 (2) 上記演奏所～送信所間の放送系統が使用不能となった場合は、無線によって放送を確保する。 (3) その他適宜移動無線局を使用して取材及び連絡を確保する。
エフエム東京	1　災害時の活動態勢 非常災害の規模状況に応じ、本部長は、関係の各局（長）に次のような指示を行い、各々迅速な措置が講じられる。 (1) 編成局　非常特別番組の編成、取材、制作、報道、機器保全、送出、官公庁連絡、復旧、保全、作業、対外ＰＲ・掲示、聴取者サービス、ＰＲ、応援 (2) 営業局　対外連絡、ネット局連絡、応援（大阪支社は対外連絡） (3) 総務局　掲示、物資・資金等の確保、渉外、社屋保全、車両等の確保 2　放送体制 当社内規「災害対策時作業要領」に基づき、緊急報道体制をとって放送を行う。 3　発災時の応急措置 演奏所機能が停止した場合は、送信所より放送を実施する。
InterFM	応急復旧対策 本社放送施設が機能しなくなった場合は、速やかに芝送信所からの放送に切り換え、放送を継続する。

機関	内　　容
J-WAVE	1　災害特別放送体制 「特別放送実施細則」に基づき、特別放送態勢をとり、定められた放送形式により放送を行う。 2　発災時の応急措置 (1) 放送設備等の被災に対しては下記の手順で放送の継続をし、障害の早期回復を図る。 ア　送信所及び中継回線被災の場合は、演奏所の予備送信機で放送を継続する。 イ　演奏所被災の場合は、送信所に移動し、放送を継続する。
日経ラジオ社	1　災害時の活動態勢 (1) 社内規程「防災マニュアル」に基づき、放送態勢の確保と従業員の安全確保に努める。 (2) 本部長（社長）の管理統括のもとに、副本部長（２名）で構成する指揮系統で対応する。 2　発災時の応急措置 (1)本社⇔送信所間、光回線（本線）使用不能の場合は、予備ラインで放送を継続する。 (2)本線、予備ライン使用不能の場合には、送信所に要員配置し電話回線で放送する。 STL、ラインとも使用不能の場合には、本社スタジオから無線でプログラムを直接送信所に伝送する。 (3)全てのラインが使用不能の場合には、送信所に要員配置し直接放送する。 (4)本社スタジオ、日経スタジオ、送信所の停電の場合に自家発電を運転する。 (5)災害時の取材・放送は、主として日本経済新聞社内のスタジオを使用して同新聞社との連携を強化する。 (6)その他適宜、移動無線局、携帯局を使用して、ライン障害に対する手当を行い、取材・放送を確保する。
日本テレビ	1　災害時の活動態勢 災害発生時には、報道局を中心に編成局（制作センター・情報番組センター）、技術局等からなる「非常事態放送対策センター」を設置、報道特別番組を実施する。 2　発災時の応急措置 非常災害が発生し、以下の放送設備に被害が発生した場合は、災害の規模、状況により迅速、的確に必要な措置を講じ、放送の維持確保を図る。 (1) 放送送出関係 ア　本社　(ｱ) 同期信号設備　(ｲ) 送出センター イ　本社、日本電信電話㈱間（伝送回路（ネット回路）） ウ　本社、送信所間（伝送回線） (2) 送信関係　ア　本　社　　イ　東京スカイツリー　ウ　芝送信所　　エ　生田スタジオ (3) 電源関係　バックアップシステムの構築　ア　受電設備　　イ　非常用発電設備 (4) その他（本社）

機関	内　　容
フジテレビジョン	1　災害時の活動体制 (1) 各部局ごとに、あらかじめ定められた緊急招集体制により、放送活動に必要な人員を確保するとともに、速やかに災害特別放送実施本部を設置する。 (2) 関係法規、気象庁との申し合せ事項により整理された通報事項を、当社災害特別放送実施要領に基づき、災害特別放送を実施する。 (3) 法令に定められた特定緊急事態の場合には、社内規定に従ってＥＷＳを用いる。 2　放送体制 災害特別放送実施本部長の判断に基づき、特別放送を行う。 編成部は、報道センターからの連絡に基づき、編成案を作成する。 ネット局への連絡は原則として、ネットワーク部が窓口となるが、夜間及び緊急の場合は放送デスク又はマスターが行い、局数を掌握する。 3　発災時の応急措置 (1) 電　源 ア　２種の送電ルートによるバックアップ イ　自家用発電 2,200KVA の対応 (2) 送　信 ア　地下埋設ケーブルによる東京タワー送信 イ　予備・マイクロ回線による東京タワー送信 ウ　新宿センタービル非常用設備による送信
テレビ朝日	1　災害時の活動態勢 (1) 放送体制 「放送対策部」の構成メンバーは、次のとおりである。 編成制作局担当役員、編成制作局長、報道局長、技術局長、各班の局長及び編成部長、ニュースセンター長とする。 (2) 報道特別番組の編成 報道特別番組の編成の必要が生じた場合は、「放送対策部」が対応する。 なお、緊急の場合には、その時の編成担当者及びニュース担当責任者の判断で決定する。 (3) 放送実施 すでに定めている災害時の放送実施ルートにより放送する。 2　発災時の応急措置 災害発生時には可及的速やかに放送機器の点検を行い、放送の可能を確認する。 (1) マスター又はスタジオが使用不能になった時は随時処置として、中継車から直接東京タワーの送信所に送出する。 （※2012 年末から東京スカイツリーが送信所となり、東京タワーが予備施設となる） (2) 東京電力からの送電が停止された場合は、非常用発電機を稼働させ、放送用電力を確保する。 3　放送対策要員の確保（夜間の体制） 常時夜間当直制をとり、放送進行責任者のもとに、緊急時にも放送できる体制にある。 関係者は放送終了後、各職場に隣接した宿泊室にて仮眠するようになっている。

機関	内　　容
テレビ東京	1　災害時の活動態勢 非常災害が発生した場合は、取締役社長による非常事態宣言を受けて、以下の非常災害対策体制に移行する。 (1) 非常災害対策本部 事務局長：総務局長 事務局：総務局長、人事局長、編成局長、及び、事務局が任命した総務局員、人事局員、編成局員 (2) 総合対策部 責任者：総務局長（非常災害時の安全確保、ライフラインの確保） 構成部署：人事・救護班、局舎保全・車両班、広報・連絡班、経理班、システム班 (3) 災害放送対策部 責任者：編成局長（非常災害放送の速やかな実施） 構成部署：編成班、報道制作班、ネットワーク班、送出班 (4) 上記に属さない部署は、担当業務内での緊急対応をしつつ、通常放送体制への移行の準備に備える。 2　発災時の応急措置 可及的速やかに放送設備・機器の点検を行い、放送の可能を確認する。 東京電力からの電力供給が停止した場合、UPS 及び非常用発電機の稼動により放送電源を確保。 マスター又はスタジオが使用不能になった時は随時処置として、関係会社スタジオ、天王洲スタジオ等に報道拠点を移し、中継車、中継機材を活用の上、東京タワーへ伝送し直接送出する。 3　要員の確保（夜間の体制） 夜間休日は、報道局員、技術局員、設備関連スタッフが最少人数体制で常勤している。 災害発生時（東京２３区で震度５強）には、指定された緊急要員が速やかに出社し、非常災害対策体制の確保、及び、報道局の指示で災害放送にあたる体制となっている。
TOKYO MX	1　災害時の活動態勢 (1) 災害状況に応じ、通常放送を中断し、災害特別放送に切り換える。 (2) 災害特別放送については、本部が要員、機器等の状況を把握、判断し、対応する。 (3) 本部を設置するまでの初動時点においては、規定に基づいて、社内勤務者が代行する。 （24 時間放送体制をとっている。） (4) 社内勤務者以外の者は、規定に基づいて直ちに対応することとし、放送活動及び防災活動に従事する。 2　発災時の応急措置 (1) 可及的速やかに放送機器の点検を行い、放送を確保する。 (2) マスター又はスタジオが使用不能の場合は、多摩ニュースセンター、都庁記者クラブ、中継車から直接東京タワー送信所に送出する。
TBSラジオ	1　災害時の応急措置 非常災害が発生した場合は、災害の規模、状況により迅速、的確に必要な措置を講じ、放送の維持確保を図る。 (1) 局外中継用機器（中継基地）の機能確保 (2) 送信所ならびに中継センタ（ＴＲＣ（ＮＴＴ））までの中継線の確保 (3) 放送用電源の確保 (4) ラジオ送信所の機能確保と代替送信設備の稼働 (5) 上記の諸施策を講じて放送の継続を図るとともに、被災の復旧に努める。 なお、タクシー防災レポーターによる発災直後の被害状況(被害の無いことも含め)等を収集し放送するとともに、東京都等防災機関に迅速に提供する。

資料第114　東京都災害拠点病院標準整備品目（都福祉保健局）　（本文390頁）

（平成31年4月現在）

品　　名		数　　量	必須整備	選択整備
1	救急医療資材セット新７点セット（医療器具及び薬品）	１セット	○	
2	現場携行用医療資器材	１セット	○	
3	トリアージ・タッグ	５００枚	○	
4	ベット兼担架	１００台		○
5	毛布	１００枚		○
6	空気枕	１００個		○
7	ガートル台	３０台		○
8	煮沸消毒用器材	５式		○
9	ポータブル発電機及び付属品	病院の規模等に応じて、整備量を設定すること。 ただし、水、常用発電、トイレ（簡易方式）は、使用可能な状況を必ず確保すること。		○
１０	大型投光器			○
１１	非常用キャンドル			○
１２	組立水槽			○
１３	浄水セット			○
１４	組立式簡易トイレ			○
１５	野外炊飯設備			○
１６	非常食			○

（注）選択整備品目については、施設において既に整備済（院内患者対応分を除く）又はこれに代替することが可能である場合は、変更することができる。

資料第 115　救急医療機関数（都福祉保健局）　（本文 391 頁）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分			区部	多摩地区	島しょ地区	計
救急告示医療機関			２３１か所	８４か所	２か所	３１７か所
	うち指定二次救急医療機関		１７２か所	６７か所	２か所	２４１か所
		うち救命救急センター	１８か所 （４９０床）	８か所 （２３１床）	―	２６か所 （７２１床）

資料第 116　都立・国立病院施設の現況（都病院経営本部、国立病院機構等）（本文 391 頁）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

病院名	救急	所在地		病床数
都立広尾病院	◎	渋谷区恵比寿 2-34-10		426
都立大塚病院	○	豊島区南大塚 2-8-1		508
都立駒込病院	○	文京区本駒込 3-18-22		815
都立墨東病院	◎	墨田区江東橋 4-23-15		765
都立多摩・小児総合医療センター	◎	府中市武蔵台 2-8-29	多摩	789
			小児	561
都立神経病院		府中市武蔵台 2-6-1		304
都立松沢病院	●	世田谷区上北沢 2-1-1		898
国立病院機構東京医療センター	◎	目黒区東が丘 2-5-1		741
国立病院機構災害医療センター	◎	立川市緑町 3256		455
国立病院機構東京病院	○	清瀬市竹丘 3-1-1		522
国立病院機構村山医療センター	●	武蔵村山市学園 2-37-1		303
国立国際医療研究センター病院	◎	新宿区戸山 1-21-1		763
国立成育医療研究センター病院	○	世田谷区大蔵 2-10-1		490
国立がん研究センター中央病院		中央区築地 5-1-1		578
国立精神・神経医療研究センター病院		小平市小川東町 4-1-1		486
国立療養所多磨全生園		東村山市青葉町 4-1-1		465

（救急）◎：救命救急センター
○：東京都指定二次救急医療機関
●：救急告示医療機関

資料第 117　都における医薬品・医療資器材の備蓄整備状況（都福祉保健局）

（本文 411 頁）

①　備蓄倉庫一覧

（平成31年4月1日現在）

倉　庫　名	所　在　地
立川地域防災ｾﾝﾀｰ内集中備蓄倉庫	立川市緑町 3233－2
災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫	新宿区北新宿 4－6－1
板橋区若木原公園内倉庫	板橋区若木 1－24　区立若木原公園内
大田区仲六郷複合施設地区備蓄倉庫	大田区仲六郷 2-44-11　六郷地域力推進センター　B1F
白鬚東防災拠点内備蓄倉庫	墨田区堤通 2－4－3　都営白鬚東アパート 3 号棟 1 階
都営大江戸線清澄白河駅内備蓄倉庫	江東区三好一丁目８番地先から１番地先
都営大江戸線麻布十番駅内備蓄倉庫	港区麻布十番一丁目２番地先から３番地先

②　医療資器材

（平成31年4月1日現在）

品　名	数　量（ｾｯﾄ）	備　蓄　場　所	対応人員（人分）
災害用救急医療資器材（新７点セット）	107	災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫（15ｾｯﾄ） 立川地域防災センター内集中備蓄倉庫（10ｾｯﾄ） 東京都災害拠点病院（82ｾｯﾄ）	50,000
現場携行用医療資器材	83	東京都災害拠点病院（ 82ｾｯﾄ） 東京都福祉保健局内（ 1ｾｯﾄ）	213
セルフケアセット（救急箱）	256	都立学校（251ｾｯﾄ） 都営大江戸線災害備蓄倉庫（5ｾｯﾄ）	128,000
単品補充用医薬品		立川地域防災センター内集中備蓄倉庫 板橋区若木原公園内倉庫 大田区仲六郷複合施設地区備蓄倉庫 白鬚東防災拠点備蓄倉庫	74,000人分
合　計			252,213人分

③ 応急用資器材の備蓄状況

（平成31年4月1日現在）

品　名	規　格	数量計	立川地域防災センター内集中備蓄倉庫	災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫
煮沸消毒用機器	鍋・補助燃料	150個	75個	75個
非常食	1ｾｯﾄ60食分	500ｾｯﾄ	250ｾｯﾄ	250ｾｯﾄ
テント	2間×3間	120張	60張	60張
ベット兼担架		150台	75台	75台
毛布		4,500枚	2,000枚	2,500枚
空気枕		4,500個	2,400個	2,100個
ガードル台		2,100台	1,100台	1,000台
洗面器		300面	150面	150面
タオル		6,000枚	3,000枚	3,000枚
非常用ｷｬﾝﾄﾞﾙ	補充用ろうそく6本	750個	390個	360個
組立式簡易ﾄｲﾚ		90個	50個	40個

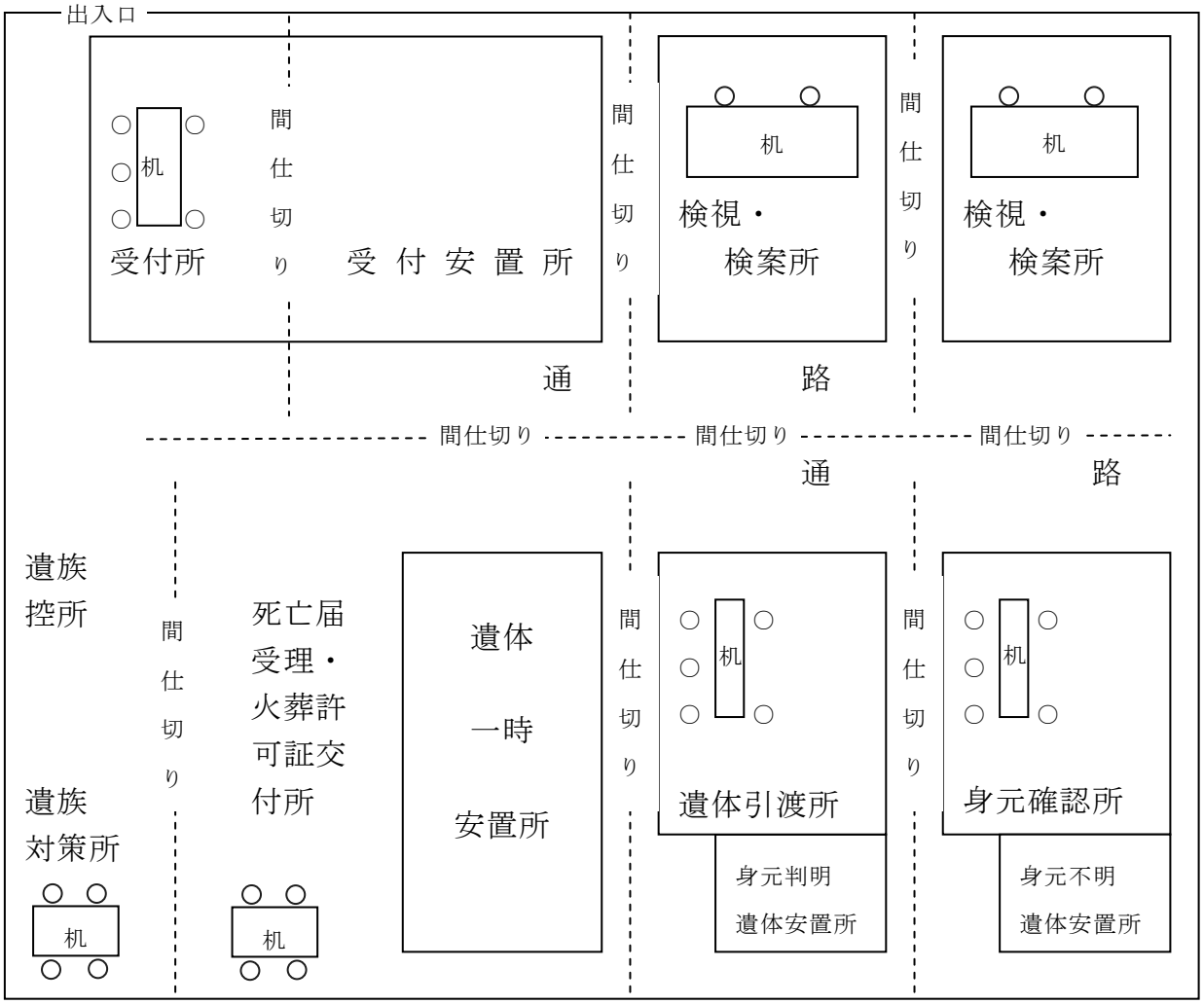
資料第118　東京都災害拠点病院一覧（都福祉保健局）　　**（本文416頁）**

平成31年4月1日現在

二次保健医療圏		施設名	所在地	電話番号	病床数	三次救急	ヘリ
区中央部		日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	03－3293－1711	320	○	
		三井記念病院	千代田区神田和泉町1	03－3862－9111	482		
		聖路加国際病院	中央区明石町9-1	03－3541－5151	520	○	
		東京都済生会中央病院	港区三田1－4－17	03－3451－8211	535	○	
		東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	03－3433－1111	1,074		
		北里大学北里研究所病院	港区白金5-9-1	03－3444－6161	329		
	☆	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	03－3822－2131	877	○	○
		東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	03－3823－2101	815		
		順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3	03－3813－3111	1,032		○
		東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45	03－3813－6111	753	○	○
		東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1	03－3815－5411	1,228	○	○
		永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	03－3833－8381	400		○
区南部		昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8	03－3784－8000	815	○	
		NTT東日本関東病院	品川区東五反田5-9-22	03－3448－6111	594		
	☆	東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1	03－3762－4151	934	○	
		大森赤十字病院	大田区中央4-30-1	03－3775－3111	344		
		東京都保健医療公社荏原病院	大田区東雪谷4-5-10	03－5734－8000	506		○
		東京労災病院	大田区大森南4-13-21	03－3742－7301	400		○
		池上総合病院	大田区池上6-1-19	03－3752－3151	384		
区西南部		国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘2-5-1	03－3411－0111	741	○	
		至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5-19-1	03－3300－0366	305		
		公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1	03－3429－1171	403		
		東京都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1	03－3303－7211	898		○
	★	東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10	03－3444－1181	426	○	○
		日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22	03－3400－1311	708	○	○
区西部	☆	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1	03－3342－6111	1,015	○	
		慶応義塾大学病院	新宿区信濃町35	03－3353－1211	960		
		東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1	03－3353－8111	1,379	○	
		東京都保健医療公社大久保病院	新宿区歌舞伎町2-44-1	03－5273－7711	304		
		国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山1-21-1	03－3202－7181	763	○	○
		東京山手メディカルセンター	新宿区百人町3-22-1	03－3364－0251	418		
		東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町5-1	03－3269－8111	520		
		新渡戸記念中野総合病院	中野区中央4-59-16	03－3382－1231	296		
		東京警察病院	中野区中野4-22-1	03－5343－5611	415		○
		荻窪病院	杉並区今川3-1-24	03－3399－1101	252		
		立正佼成会附属佼成病院	杉並区和田2-25-1	03－3383－1281	340		
区西北部		東京都立大塚病院	豊島区南大塚2-8-1	03－3941－3211	508		
		東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	03－5963－3311	343		
		日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	03－3972－8111	1,025	○	
	☆	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1	03－3964－1211	1,078	○	○
		東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町35-2	03－3964－1141	550		
		東京都保健医療公社豊島病院	板橋区栄町33－1	03－5375－1234	470		○
		練馬光が丘病院	練馬区光が丘2-11-1	03－3979－3611	342		
		順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台3-1-10	03－5923－3111	400		
区東北部	☆	東京女子医科大学東医療センター	荒川区西尾久2-1-10	03－3810－1111	450	○	
		西新井病院	足立区西新井本町1-12-12	03－5647－1700	196		
		苑田第一病院	足立区竹の塚4-1-12	03－3850－5721	221		
		博慈会記念総合病院	足立区鹿浜5－11－1	03－3899－1311	306		
		東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	葛飾区青戸6-41-2	03－3603－2111	365		
		東京都保健医療公社東部地域病院	葛飾区亀有5-14-1	03－5682－5111	314		
		平成立石病院	葛飾区立石5-1-9	03－3692－2121	203		
区東部	☆	東京都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15	03－3633－6151	765	○	○
		東京曳舟病院	墨田区東向島2-27-1	03－5655－1120	200		
		江東病院	江東区大島6-8-5	03－3685－2166	286		
		順天堂大学医学部附属順天堂江東高齢者医療センター	江東区新砂3-3-20	03－5632－3111	404		
		がん研究会有明病院	江東区有明3-8-31	03－3520－0111	686		○
		昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲5-1-38	03－6204－6000	309		
		東京臨海病院	江戸川区臨海町1-4-2	03－5605－8811	400		
		江戸川病院	江戸川区東小岩2-24-18	03－3673－1221	418		
		森山記念病院	江戸川区北葛西4-3-1	03－5679－1211	275		
西多摩	☆	青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5	0428－22－3191	529	○	○
		公立阿伎留医療センター	あきる野市引田78-1	042－558－0321	305		
		公立福生病院	福生市加美平1-6-1	042－551－1111	316		
南多摩	☆	東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町1163	042－665－5611	610	○	○
		東海大学八王子病院	八王子市石川町1838	042－639－1111	500		○
		日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1	042－371－2111	401	○	
		東京都保健医療公社多摩南部地域病院	多摩市中沢2-1-2	042－338－5111	287		
		稲城市立病院	稲城市大丸1171	042－377－0931	290		
		町田市民病院	町田市旭町2-15-41	042－722－2230	447		
		南町田病院	町田市鶴間4-4-1	042－799－6161	222		
		日野市立病院	日野市多摩平4-3-1	042－581－2677	300		
北多摩西部	★	国立病院機構災害医療センター	立川市緑町3256	042－526－5511	455	○	○
		立川病院	立川市錦町4-2-22	042－523－3131	450		
		東大和病院	東大和市南街1-13-12	042－562－1411	284		
北多摩南部		武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町1-26-1	0422－32－3111	611	○	○
	☆	東京都立多摩・小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	多摩　042－323－5111	789	○	○
				小児　042－300－5111	561		
		杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2	0422－47－5511	1,153	○	○
		東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町4-11-1	03－3480－1151	581		
北多摩北部	☆	公立昭和病院	小平市花小金井8-1-1	042－461－0052	518	○	
		佐々総合病院	西東京市田無町4-24-15	042－461－1535	183		
		東京都保健医療公社多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1	042－396－3811	344		
		国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘3-1-1	042－491－2111	522		
合計		82施設			43,657	26	23

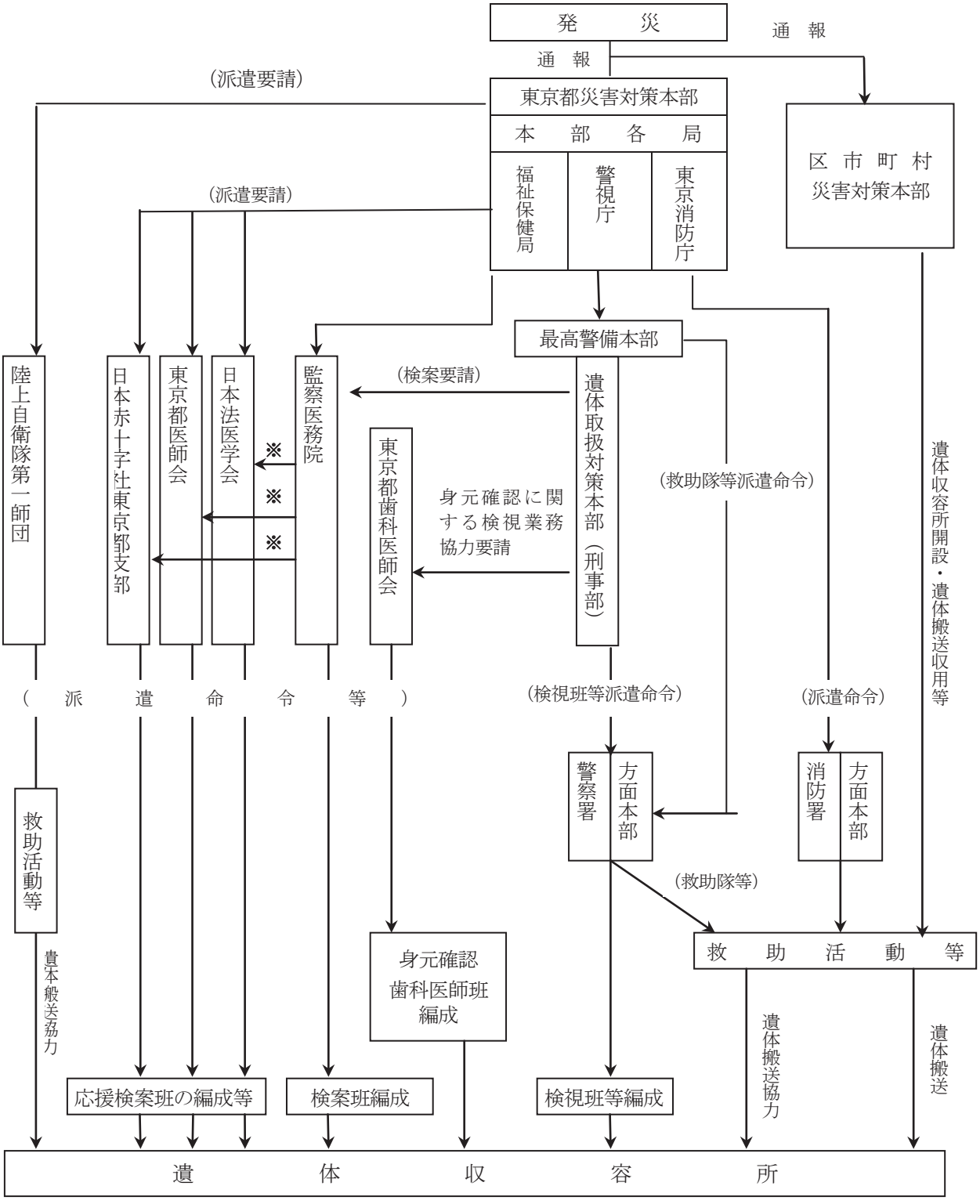
★印は広域基幹災害拠点病院、☆印は地域災害拠点中核病院を表す。
三次救急とは、救命救急センター等の三次救急医療施設をいう。
ヘリとは、ヘリコプターの臨時離発着場をいう。

資料第119　遺体収容所における標準的な配置区分図(都福祉保健局)（本文419頁）



資料第 120　遺体検視・検案活動等の発令、要請、情報連絡系統図（各防災機関）

（本文 420 頁）



※　災害時における検案医の派遣要請方法については、状況により、検案班の編成実務を担当する監察医務院から、直接要請する場合もある。その場合、監察医務院長は都福祉保健局長に対してその旨を報告する。

資料第 121　検視班の編成基準（警視庁）　（本文 420 頁）

担当業務等	編成人員等	担当業務等	編成人員等
検視責任者	1	写真撮影	1
検視補助・記録	2	指紋採取	2
検案補助	1	合計	7

※各警察署に３班編成

資料第 122　検案班処理能力（都福祉保健局）　（本文 420 頁）

構成	構成人員			計	編成班数	期間	出動延班数	１班処理件数	処理可能延件数
	監察医	事務	作業						
監察医務院	1 人	1 人	1 人	5 人	9 班	10 日	90 班	64 体 / 1 日	5,760 体
応援監察医等	2 人	―	―						

資料第123　火葬場一覧表（都福祉保健局）　（本文428頁）

（平成31年4月1日現在）

	名称・所在地・電話番号			経営者
23区9施設	瑞江葬儀所	江戸川区春江町3－26－1	03(3670)0132	東京都
	町屋斎場	荒川区町屋1－23－4	03(3892)0311	東京博善㈱
	落合斎場	新宿区上落合3－34－12	03(3361)4042	
	代々幡斎場	渋谷区西原2－42－1	03(3466)1006	
	四ツ木斎場	葛飾区白鳥2－9－1	03(3601)0424	
	桐ヶ谷斎場	品川区西五反田5－32－20	03(3491)0213	
	堀ノ内斎場	杉並区梅里1－2－27	03(3311)2324	
	戸田葬祭場	板橋区舟渡4－15－1	03(3966)4241	㈱戸田葬祭場
	臨海斎場	大田区東海1－3－1	03(5755)2833	臨海部広域斎場組合
多摩地区9施設	青梅市火葬場	青梅市長淵5－743	0428(22)3918	青梅市
	瑞穂斎場	瑞穂町大字富士山栗原新田244	042(557)0064	瑞穂斎場組合
	想い出を語るロマンの杜ひので斎場	日の出町大字平井3092	042(597)2131	秋川流域斎場組合
	八王子市斎場	八王子市山田町1681－2	0426(64)5707	八王子市
	日野市営火葬場	日野市多摩平3－28－8	042(583)8888	日野市
	南多摩斎場	町田市上小山田町2147	042(797)7641	南多摩斎場組合
	立川聖苑	立川市羽衣町3－20－18	042(522)2730	立川・昭島・国立聖苑組合
	日華多磨葬祭場	府中市多磨町2－1－1	042(361)2174	㈱日華
	府中の森市民聖苑	府中市浅間町1－3	042(367)7788	府中市
島しょ8施設	八丈町火葬場	八丈町三根3481	04996(2)3020	八丈町
	小笠原村父島火葬場	小笠原村父島字洲崎	04998(2)3111	小笠原村
	小笠原村母島火葬場	小笠原村母島字評議平	04998(2)3111	
	新島村火葬場	新島村字道下77－1	04992(5)1110	新島村
	式根島火葬場	新島村式根島856－3	04992(7)0373	
	神津島村火葬場	神津島村字金長	04992(8)1250	神津島村
	大島町火葬場	大島町元町字黒ママ352－3	04992(2)2914	大島町
	三宅村火葬場	三宅村阿古548-10	04994(5)0423	三宅村
	26ヶ所			

ケータイ
ご利用の方

「災害用伝言板」への伝言の登録や、その確認は、つぎのように。

「災害用伝言板」は、震度６以上の地震など、大きな災害が発生した場合にケータイのネット上に緊急開設されます。
つぎの各ケータイ上のWebサイトトップ画面からアクセスしてください。

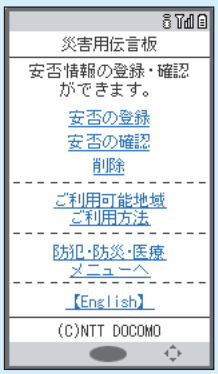
（本文441、446頁）

docomo

Menu
トップ画面

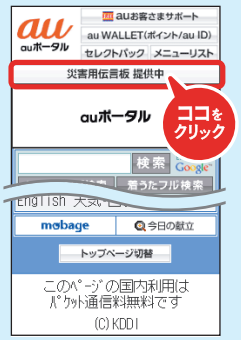


災害用伝言板
トップ画面

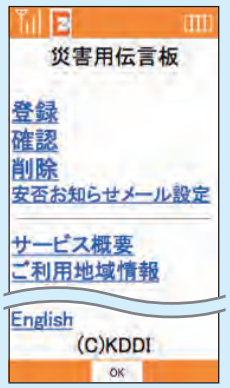


au

auポータル
トップ画面



災害用伝言板
トップ画面

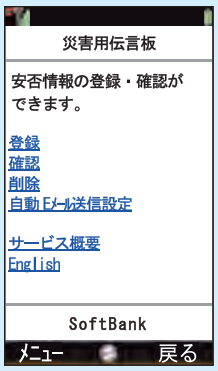


SoftBank

Yahoo!ケータイ
トップ画面

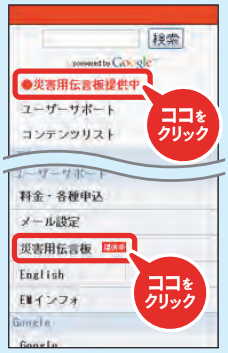


災害用伝言板
トップ画面

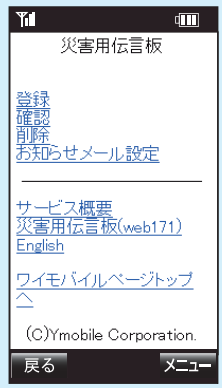


Y!mobile

ケータイ
トップ画面



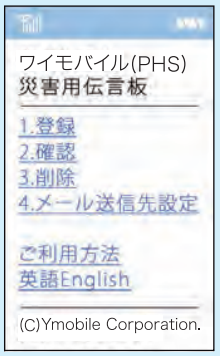
災害用伝言板
トップ画面



ケータイ(PHS)
トップ画面



災害用伝言板
トップ画面



伝言の登録

「登録」→「メッセージ」→「登録」と覚えてください。

① トップ画面の「災害用伝言板」を選ぶ。
↓
② 「災害用伝言板」の画面が現れたら、「登録」を選ぶ。
↓
③ メッセージしたい項目を選ぶ。（コメントも書き込めます）
↓
④ その画面でも「登録」を選ぶ。
↓
伝言の登録が完了。

伝言の確認

「確認」→「電話番号」→「検索」と覚えてください。

① トップ画面の「災害用伝言板」を選ぶ。
↓
② 「災害用伝言板」の画面が現れたら、「確認」を選ぶ。
↓
③ 相手のケータイ電話番号を入力。
↓
④ その画面で「検索」を選ぶ。
↓
伝言の検索結果が表示。

「全社一括検索」全ケータイ会社共通対応。

被災者の方のメッセージを、すべてのケータイ会社から素早く、スムーズに検索します。

スマートフォン
ご利用の方

「災害用伝言板」への伝言の登録や、その確認は、つぎのように。

「災害用伝言板」は、震度６以上の地震など、大きな災害が発生した場合にスマートフォン上に緊急開設されます。
つぎの各スマートフォン上のWebサイトトップ、またはアプリ画面からアクセスしてください。

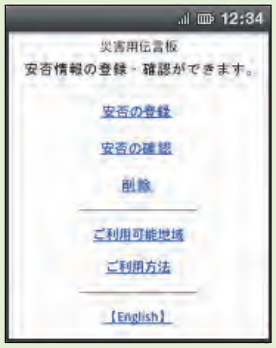
docomo

dmenu
トップ画面



▼

災害用伝言板
トップ画面



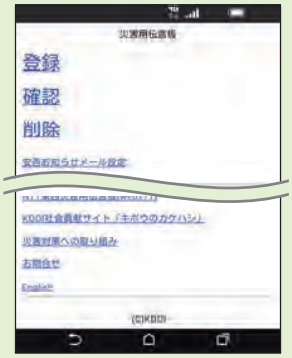
au

auポータル（auスマートパス）
トップ画面



▼

災害用伝言板
トップ画面



SoftBank

「災害伝言板」アプリ
ダウンロード方法

iPhone

App Store ⇒
「災害伝言板」で検索
⇒「災害用伝言板」
アプリをダウンロード

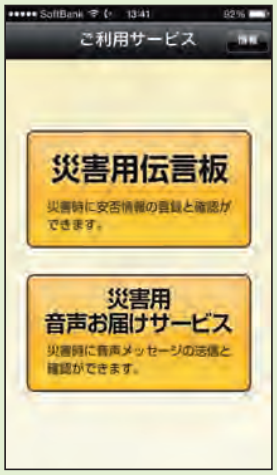
SoftBankスマートフォン

Playストア⇒
「災害伝言板」で検索
⇒「災害用伝言板」アプリをダウンロード

または、MySoftBank
（http://my.softbank.jp/）から

▼

災害用伝言板
トップ画面

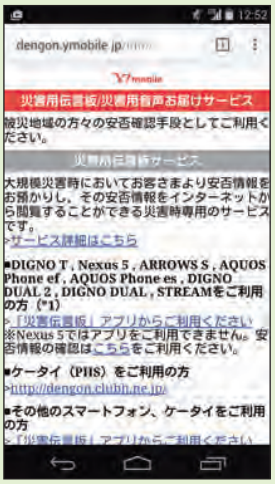


Y!mobile

「災害伝言板」
アクセス方法

WEBサイト

http://dengon.ymobile.jp/info/
からご利用のスマートフォン・
ケータイごとに記載の案内を
ご確認ください。



伝言の登録

「登録」→「メッセージ」→「登録」
と覚えてください。

① トップ画面の「災害用伝言板」を選ぶ。
▼
② 「災害用伝言板」の画面が現れたら、「登録」を選ぶ。
▼
③ メッセージしたい項目を選ぶ。（コメントも書き込めます）
▼
④ その画面でも「登録」を選ぶ。
▼
伝言の登録が完了。

伝言の確認

「確認」→「電話番号」→「検索」
と覚えてください。

① トップ画面の「災害用伝言板」を選ぶ。
▼
② 「災害用伝言板」の画面が現れたら、「確認」を選ぶ。
▼
③ 相手のケータイ電話番号を入力。
▼
④ その画面で「検索」を選ぶ。
▼
伝言の検索結果が表示。

<iPhone・iPad・App Store>TM and ©2014 Apple Inc. All rights reserved. iPad・iPhoneは、米国および他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスにもとづき使用されています。App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。

「全社一括検索」全ケータイ会社共通対応。

被災者の方のメッセージを、すべてのケータイ会社から素早く、スムーズに検索します。

資料第 125　東京都帰宅困難者対策条例（都総務局）　　（本文 438 頁）

東京都帰宅困難者対策条例

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　一斉帰宅抑制に係る施策の推進（第七条―第九条）
第三章　安否確認及び情報提供（第十条・第十一条）
第四章　一時滞在施設の確保（第十二条）
第五章　帰宅支援（第十三条）
第六章　雑則（第十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しがない場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

（知事の責務）

第二条　知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

２　知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれ

があると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができると認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

3　知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

（都民の責務）

第三条　都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

2　都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第四条　事業者は、その社会的責任を認識して、従業者の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

2　事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業者へ周知するよう努めなければならない。

3　事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。

4　事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

（帰宅困難者対策実施状況の報告）

第五条　知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求めることができる。

（事業者等に対する支援）

第六条　知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第二章　一斉帰宅抑制に係る施策の推進

（従業者の一斉帰宅抑制）

第七条　事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

２　事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

（公共交通事業者等による利用者の保護）

第八条　鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

２　百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

３　前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（学校等における生徒等の安全確保）

第九条　学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。）第一条に規定する学校をいう。）、専修学校（法第百二十四条に規定する専修学校をいう。）及び各種学校（法第百三十四条に規定する各種学校をいう。）並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三章　安否確認及び情報提供

（安否確認及び情報提供のための体制整備）

第十条　知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報（以下「災害関連情報等」という。）の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

（安否確認手段の周知等）

第十一条　知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

２　事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第四章　一時滞在施設の確保

（一時滞在施設の確保等）

第十二条　知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下この条において「一時滞在施設」という。）を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

２　知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

３　知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければ

ならない。

第五章　帰宅支援

（帰宅支援）

第十三条　知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション（徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。）を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第六章　雑則

（委任）

第十四条　この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附　則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

資料第126　都立一時滞在施設一覧（都総務局）　（本文447頁）

平成31年4月1日現在

番号	施設名称	所在地	区市町村	所管局
1	千代田都税事務所	千代田区内神田2-1-12	千代田区	主税局
2	東京しごとセンター	千代田区飯田橋3-10-3	千代田区	産業労働局
3	東京都中小企業振興公社	千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎	千代田区	産業労働局
4	東京国際フォーラム	千代田区丸の内3-5-1	千代田区	産業労働局
5	日比谷グリーンサロン	千代田区日比谷公園1-5	千代田区	建設局
6	「緑と水」の市民カレッジ	千代田区日比谷公園1-5	千代田区	建設局
7	スクワール麹町	千代田区麹町6-6	千代田区	東京消防庁
8	東京交通会館	千代田区有楽町2-10-1	千代田区	交通局
9	一橋高等学校	千代田区東神田1-12-13	千代田区	教育庁
10	東京舞台芸術活動支援センター	中央区日本橋箱崎町18-14	中央区	生活文化局
11	晴海総合高等学校	中央区晴海1-2-1	中央区	教育庁
12	ホテルアジュール竹芝	港区海岸1-11-2	港区	職員共済組合
13	島しょ農林水産総合センター	港区海岸2-7-104	港区	産業労働局
14	ニューピア竹芝ノースタワー(ニューピアホール)	港区海岸1-11-1	港区	港湾局
15	東京港建設事務所	港区港南3-9-56	港区	港湾局
16	お台場海浜公園	港区台場１丁目	港区	港湾局
17	台場フロンティアビル	港区台場2-3-2	港区	港湾局
18	三田高等学校	港区三田1-4-46	港区	教育庁
19	東京都立中央図書館	港区南麻布5-7-13	港区	教育庁
20	芝商業高等学校	港区海岸1-8-25	港区	教育庁
21	六本木高等学校	港区六本木6-16-36	港区	教育庁
22	東京都庁第一本庁舎	新宿区西新宿2-8-1	新宿区	総務局
23	東京都庁第二本庁舎	新宿区西新宿2-8-1	新宿区	総務局
24	東京都議会議事堂	新宿区西新宿2-8-1	新宿区	総務局
25	新宿都税事務所	新宿区西新宿7-5-8	新宿区	主税局
26	淀橋市場	新宿区北新宿4-2-1	新宿区	中央卸売市場
27	消防博物館	新宿区四谷3-10	新宿区	東京消防庁
28	総合芸術高等学校	新宿区富久町22-1	新宿区	教育庁
29	戸山高等学校	新宿区戸山3-19-1	新宿区	教育庁
30	中央・城北職業能力開発センター	文京区後楽1-9-5	文京区	産業労働局
31	教職員研修センター	文京区本郷1-3-3	文京区	教育庁
32	小石川中等教育学校	文京区本駒込2-29-29	文京区	教育庁
33	向丘高等学校	文京区向丘1-11-18	文京区	教育庁
34	竹早高等学校	文京区小石川4-2-1	文京区	教育庁
35	工芸高等学校	文京区本郷1-3-9	文京区	教育庁
36	台東都税事務所	台東区雷門1-6-1	台東区	主税局
37	東京文化会館	台東区上野公園5-45	台東区	生活文化局
38	東京都美術館	台東区上野公園8-36	台東区	生活文化局
39	産業貿易センター台東館	台東区花川戸2-6-5	台東区	産業労働局
40	上野グリーンサロン	台東区上野公園7-47	台東区	建設局
41	忍岡高等学校	台東区浅草橋5-1-24	台東区	教育庁
42	浅草高等学校	台東区今戸1-8-13	台東区	教育庁
43	蔵前工業高等学校	台東区蔵前1-3-57	台東区	教育庁
44	白鴎高等学校	台東区元浅草1-6-22	台東区	教育庁
45	上野高等学校	台東区上野公園10-14	台東区	教育庁
46	東京都江戸東京博物館	墨田区横網1-4-1	墨田区	生活文化局
47	皮革技術センター	墨田区東墨田3-3-14	墨田区	産業労働局
48	本所都民防災教育センター	墨田区横川4-6-6	墨田区	東京消防庁
49	墨田川高等学校	墨田区東向島3-34-14	墨田区	教育庁
50	両国高等学校	墨田区江東橋1-7-14	墨田区	教育庁
51	日本橋高等学校	墨田区八広1-28-21	墨田区	教育庁
52	橘高等学校	墨田区立花4-29-7	墨田区	教育庁
53	本所高等学校	墨田区向島3-37-25	墨田区	教育庁

54	江東都税事務所	江東区大島3-1-3	江東区	主税局
55	東京都現代美術館	江東区三好4-1-1	江東区	生活文化局
59	計量検定所	江東区新砂3-3-41	江東区	生活文化局
56	東京辰巳国際水泳場	江東区辰巳2-8-10	江東区	オリンピック・パラリンピック準備局
57	若洲海浜公園ヨット訓練所	江東区若洲3-1-1	江東区	オリンピック・パラリンピック準備局
58	有明テニスの森公園テニス施設	江東区有明2-2-22	江東区	オリンピック・パラリンピック準備局
60	豊洲市場	江東区豊洲6-6-1	江東区	中央卸売市場
61	産業技術研究センター本部	江東区青海2-4-10	江東区	産業労働局
62	タイム24ビル	江東区青海2-4-32	江東区	産業労働局
63	東京国際展示場	江東区有明3-11-1	江東区	産業労働局
64	TFTビル	江東区有明3-6-11	江東区	産業労働局
65	有明パークビル	江東区有明3-7-11	江東区	産業労働局
66	テレコムセンタービル	江東区青海2-5-10	江東区	港湾局
67	有明フロンティアビル	江東区有明3-7-26	江東区	港湾局
68	大江戸高等学校	江東区千石3-2-11	江東区	教育庁
69	深川高等学校	江東区東陽5-32-19	江東区	教育庁
70	墨田工業高等学校	江東区森下5-1-7	江東区	教育庁
71	第三商業高等学校	江東区越中島3-3-1	江東区	教育庁
72	東京都立産業技術高等専門学校品川キャンパス	品川区東大井1-10-40	品川区	総務局
73	品川都税事務所	品川区広町2-1-36　品川区総合庁舎内	品川区	主税局
74	城南職業能力開発センター	品川区東品川3-31-16	品川区	産業労働局
75	大井ふ頭中央海浜公園（スポーツセンター）	品川区八潮4-1-19 品川区八潮4-2-1	品川区	港湾局
76	小山台高等学校	品川区小山3-3-32	品川区	教育庁
77	大崎高等学校	品川区豊町2-1-7	品川区	教育庁
78	東京都写真美術館	目黒区三田1-13-3	目黒区	生活文化局
79	駒場高等学校	目黒区大橋2-18-1	目黒区	教育庁
80	桜修館中等教育学校	目黒区八雲1-1-2	目黒区	教育庁
81	国際高等学校	目黒区駒場2―19―59	目黒区	教育庁
82	城南職業能力開発センター大田校	大田区本羽田3-4-30	大田区	産業労働局
83	産業技術研究センター城南支所	大田区南蒲田1-20-20	大田区	産業労働局
84	京浜島勤労者厚生会館	大田区京浜島2-9-1	大田区	産業労働局
85	大田市場	大田区東海3-2-1	大田区	中央卸売市場
86	大田桜台高等学校	大田区中馬込3-11-10	大田区	教育庁
87	駒沢オリンピック公園総合運動場	世田谷区駒沢公園1-1	世田谷区	オリンピック・パラリンピック準備局
88	世田谷市場	世田谷区大蔵1-4-1	世田谷区	中央卸売市場
89	世田谷総合高等学校	世田谷区岡本2-9-1	世田谷区	教育庁
90	松原高等学校	世田谷区桜上水4-3-5	世田谷区	教育庁
91	総合工科高等学校	世田谷区成城9-25-1	世田谷区	教育庁
92	園芸高等学校	世田谷区深沢5-38-1	世田谷区	教育庁
93	深沢高等学校	世田谷区深沢7-3-14	世田谷区	教育庁
94	東京ウィメンズプラザ	渋谷区神宮前5-53-67	渋谷区	生活文化局
95	東京体育館	渋谷区千駄ヶ谷1-17-1	渋谷区	オリンピック・パラリンピック準備局
96	東京消防庁消防学校	渋谷区西原2-51-1	渋谷区	東京消防庁
97	青山高等学校	渋谷区神宮前2-1-8	渋谷区	教育庁
98	広尾高等学校	渋谷区東4-14-14	渋谷区	教育庁
99	第一商業高等学校	渋谷区鉢山町8-1	渋谷区	教育庁
100	中野都税事務所	中野区中野4-6-15	中野区	主税局
101	稔ヶ丘高等学校	中野区上鷺宮5-11-1	中野区	教育庁
102	鷺宮高等学校	中野区若宮3-46-8	中野区	教育庁
103	武蔵丘高等学校	中野区上鷺宮2-14-1	中野区	教育庁
104	富士高等学校	中野区弥生町5-21-1	中野区	教育庁
105	杉並高等学校	杉並区成田西4-15-15	杉並区	教育庁
106	豊多摩高等学校	杉並区成田西2-6-18	杉並区	教育庁
107	農芸高等学校	杉並区今川3-25-1	杉並区	教育庁
108	東京芸術劇場	豊島区西池袋1-8-1	豊島区	生活文化局
109	労働相談情報センター池袋事務所	豊島区東池袋4-23-9	豊島区	産業労働局
110	豊島市場	豊島区巣鴨5-1-5	豊島区	中央卸売市場

111	池袋都民防災教育センター	豊島区西池袋2-37-8	豊島区	東京消防庁
112	文京高等学校	豊島区西巣鴨1-1-5	豊島区	教育庁
113	豊島高等学校	豊島区千早4-9-21	豊島区	教育庁
114	千早高等学校	豊島区千早3-46-21	豊島区	教育庁
115	東京都障害者総合スポーツセンター	北区十条台1-2-2	北区	オリンピック・パラリンピック準備局
116	中央・城北職業能力開発センター赤羽校	北区西が丘3-7-8	北区	産業労働局
117	王子総合高等学校	北区滝野川3-54-7	北区	教育庁
118	赤羽商業高等学校	北区西が丘3-14-20	北区	教育庁
119	首都大学東京　荒川キャンパス	荒川区東尾久7-2-10	荒川区	総務局
120	荒川都税事務所	荒川区西日暮里2-25-1	荒川区	主税局
121	荒川工業高等学校	荒川区南千住6-42-1	荒川区	教育庁
122	板橋都税事務所	板橋区大山東町44-8	板橋区	主税局
123	中央・城北職業能力開発センター板橋校	板橋区舟渡2-2-1	板橋区	産業労働局
124	板橋市場	板橋区高島平6-1-5	板橋区	中央卸売市場
125	板橋有徳高等学校	板橋区徳丸2-17-1	板橋区	教育庁
126	板橋高等学校	板橋区大谷口1-54-1	板橋区	教育庁
127	北豊島工業高等学校	板橋区富士見町28-1	板橋区	教育庁
128	練馬高等学校	練馬区春日町4-28-25	練馬区	教育庁
129	第四商業高等学校	練馬区貫井3-45-19	練馬区	教育庁
130	練馬工業高等学校	練馬区早宮2-9-18	練馬区	教育庁
131	光丘高等学校	練馬区旭町2-1-35	練馬区	教育庁
132	足立都税事務所	足立区西新井栄町2-8-15	足立区	主税局
133	東京武道館	足立区綾瀬3-20-1	足立区	オリンピック・パラリンピック準備局
134	城東職業能力開発センター	足立区綾瀬5-6-1	足立区	産業労働局
135	北足立市場	足立区入谷6-3-1	足立区	中央卸売市場
136	足立市場	足立区千住橋戸町50	足立区	中央卸売市場
137	足立東高等学校	足立区大谷田2-3-5	足立区	教育庁
138	荒川商業高等学校	足立区小台2-1-31	足立区	教育庁
139	足立西高等学校	足立区江北5-7-1	足立区	教育庁
140	足立新田高等学校	足立区新田2-10-16	足立区	教育庁
141	淵江高等学校	足立区東保木間2-10-1	足立区	教育庁
142	足立工業高等学校	足立区西新井4-30-1	足立区	教育庁
143	産業技術研究センター城東支所	葛飾区青戸7-2-5	葛飾区	産業労働局
144	南葛飾高等学校	葛飾区立石6-4-1	葛飾区	教育庁
145	江戸川都税事務所	江戸川区中央4-24-19	江戸川区	主税局
146	城東職業能力開発センター江戸川校	江戸川区中央2-31-27	江戸川区	産業労働局
147	葛西市場	江戸川区臨海町3-4-1	江戸川区	中央卸売市場
148	篠崎高等学校	江戸川区東篠崎1-10-1	江戸川区	教育庁
149	葛西工業高等学校	江戸川区一之江7-68-1	江戸川区	教育庁
150	江戸川高等学校	江戸川区松島2-38-1	江戸川区	教育庁
151	葛西南高等学校	江戸川区南葛西1-11-1	江戸川区	教育庁
152	小松川高等学校	江戸川区平井1-27-10	江戸川区	教育庁
153	首都大学東京　南大沢キャンパス	八王子市南大沢1-1	八王子市	総務局
154	八王子都税事務所	八王子市明神町3-19-2 東京都八王子合同庁舎内	八王子市	主税局
155	労働相談情報センター八王子事務所	八王子市明神町3-5-1	八王子市	産業労働局
156	多摩職業能力開発センター八王子校	八王子市台町1-11-1	八王子市	産業労働局
157	松が谷高等学校	八王子市松が谷1772	八王子市	教育庁
158	八王子拓真高等学校	八王子市台町3-25-1	八王子市	教育庁
159	南多摩中等教育学校	八王子市明神町4-20-1	八王子市	教育庁
160	八王子桑志高等学校	八王子市千人町4-8-1	八王子市	教育庁
161	八王子北高等学校	八王子市楢原町601	八王子市	教育庁
162	富士森高等学校	八王子市長房町420―2	八王子市	教育庁
163	翔陽高等学校	八王子市館町 1097-136	八王子市	教育庁
164	立川都税事務所	立川市錦町4-6-3東京都立川合同庁舎内	立川市	主税局
165	東京都農林水産振興財団（立川庁舎）	立川市富士見町3-8-1	立川市	産業労働局
166	立川都民防災教育センター（立川防災館）	立川市泉町1156-1	立川市	東京消防庁
167	立川国際中等教育学校	立川市曙町3-29-37	立川市	教育庁

168	立川高等学校	立川市錦町2-13-5	立川市	教育庁
169	三鷹中等教育学校	三鷹市新川6-21-21	三鷹市	教育庁
170	東京都青梅合同庁舎	青梅市河辺町6-4-1	青梅市	産業労働局
171	東京都農林水産振興財団（青梅庁舎）	青梅市新町6-7-1	青梅市	産業労働局
172	多摩高等学校	青梅市裏宿町580	青梅市	教育庁
173	青梅総合高等学校	青梅市勝沼1-60-1	青梅市	教育庁
174	多摩職業能力開発センター府中校	府中市南町4-37-2	府中市	産業労働局
175	府中東高等学校	府中市押立町4-21	府中市	教育庁
176	府中工業高等学校	府中市若松町2-19-1	府中市	教育庁
177	農業高等学校	府中市寿町1-10-2	府中市	教育庁
178	府中高等学校	府中市栄町3-3-1	府中市	教育庁
179	府中西高等学校	府中市日新町4-6-7	府中市	教育庁
180	産業技術研究センター多摩テクノプラザ	昭島市東町3-6-1	昭島市	産業労働局
181	多摩職業能力開発センター	昭島市東町3-6-33	昭島市	産業労働局
182	昭和高等学校	昭島市東町2-3-21	昭島市	教育庁
183	調布南高等学校	調布市多摩川6-2-1	調布市	教育庁
184	味の素スタジアム（調布庁舎）	調布市西町376-3	調布市	オリンピック・パラリンピック準備局
185	武蔵野の森スポーツプラザ	調布市西町290-11	調布市	オリンピック・パラリンピック準備局
186	町田工業高等学校	町田市忠生1-20-2	町田市	教育庁
187	町田総合高等学校	町田市木曽西3-5-1	町田市	教育庁
188	成瀬高等学校	町田市成瀬1222-1	町田市	教育庁
189	町田高等学校	町田市中町4-25-3	町田市	教育庁
190	小川高等学校	町田市小川2-1002-1	町田市	教育庁
191	江戸東京たてもの園	小金井市桜町3-7-1	小金井市	生活文化局
192	多摩科学技術高等学校	小金井市本町6-8-9	小金井市	教育庁
193	小金井北高等学校	小金井市緑町4-1-1	小金井市	教育庁
194	立川都税事務所小平都税支所	小平市花小金井1-6-20	小平市	主税局
195	小平西高等学校	小平市小川町1-502-95	小平市	教育庁
196	小平高等学校	小平市仲町112	小平市	教育庁
197	小平南高等学校	小平市上水本町6-21-1	小平市	教育庁
198	首都大学東京　日野キャンパス	日野市旭が丘6-6	日野市	総務局
199	南平高等学校	日野市南平8-2-3	日野市	教育庁
200	日野台高等学校	日野市大坂上4-16-1	日野市	教育庁
201	東村山高等学校	東村山市恩多町4-26-1	東村山市	教育庁
202	労働相談情報センター国分寺事務所	国分寺市南町3-22-10	国分寺市	産業労働局
203	国分寺高等学校	国分寺市新町3-2-5	国分寺市	教育庁
204	多摩図書館	国分寺市泉町2-2-26	国分寺市	教育庁
205	東京都多摩障害者スポーツセンター	国立市富士見台2-1-1	国立市	オリンピック・パラリンピック準備局
206	国立高等学校	国立市東4-25-1	国立市	教育庁
207	第五商業高等学校	国立市中3-4-1	国立市	教育庁
208	福生高等学校	福生市北田園2-11-3	福生市	教育庁
209	多摩工業高等学校	福生市熊川215	福生市	教育庁
210	東大和高等学校	東大和市中央3-945	東大和市	教育庁
211	清瀬高等学校	清瀬市松山3-1-56	清瀬市	教育庁
212	東久留米総合高等学校	東久留米市幸町5-8-46	東久留米市	教育庁
213	上水高等学校	武蔵村山市大南4-62-1	武蔵村山市	教育庁
214	武蔵村山高等学校	武蔵村山市中原1-7-1	武蔵村山市	教育庁
215	多摩ニュータウン市場	多摩市永山7-4	多摩市	中央卸売市場
216	永山高等学校	多摩市永山5-22	多摩市	教育庁
217	若葉総合高等学校	稲城市坂浜1434-3	稲城市	教育庁
218	羽村高等学校	羽村市羽4152-1	羽村市	教育庁
219	五日市高等学校	あきる野市五日市894	あきる野市	教育庁
220	秋留台高等学校	あきる野市平沢153-4	あきる野市	教育庁
221	瑞穂農芸高等学校	瑞穂町石畑2027	瑞穂町	教育庁

注）周辺の被災状況及び施設の被災・準備状況により、施設によっては発災直後に開設できない場合もあります。

資料127 災害時帰宅支援ステーション協定締結先一覧及び各都県市店舗数（都総務局）

平成30年2月末現在

No	協定の相手方	埼玉県	さいたま市	千葉県	千葉市	東京都	神奈川県	横浜市	川崎市	相模原市	合計	協定締結年月日
1	株式会社セブン−イレブン・ジャパン	1,196	(210)	1,090	(165)	2,621	1,403	(508)	(237)	(122)	6,310	
2	山崎製パン株式会社	77	(18)	142	(31)	146	95	(42)	(11)	(6)	460	
3	株式会社ファミリーマート	796	(151)	633	(116)	2,525	1,042	(442)	(183)	(84)	4,996	平成17年8月31日
4	ミニストップ株式会社	159	(27)	202	(43)	292	142	(40)	(23)	(12)	795	
5	株式会社ローソン	674	(101)	610	(92)	1,687	1,060	(435)	(184)	(78)	4,031	
6	株式会社吉野家	83	(16)	56	(10)	201	84	(30)	(15)	(7)	424	
7	国分グローサーズチェーン株式会社	3	(0)	3	(0)	35	12	(1)	(1)	(2)	53	
8	株式会社ポプラ	20	(2)	25	(5)	76	23	(10)	(2)	(2)	144	平成17年9月22日
9	山田食品産業株式会社	83	(10)	11	(3)	17	9	(0)	(0)	(4)	120	
10	株式会社セブン&アイフードシステムズ	30	(6)	48	(7)	113	61	(20)	(7)	(2)	252	平成19年2月8日等
11	ロイヤルホールディングス株式会社	29	(9)	20	(5)	111	43	(19)	(3)	(6)	203	
12	株式会社モスフードサービス	70	(15)	53	(10)	174	85	(37)	(15)	(5)	382	平成20年6月11日
13	株式会社壱番屋	60	(12)	46	(8)	182	59	(25)	(10)	(5)	347	平成22年8月20日
14	ワタミ株式会社	20	(3)	20	(6)	136	33	(11)	(7)	(5)	209	平成23年6月20日
15	チムニー株式会社	45	(9)	61	(13)	172	55	(24)	(9)	(2)	333	
16	株式会社第一興商	「埼玉県カラオケ業防災協力会」「千葉県カラオケ事業者防犯協会」 「東京カラオケボックス事業者防犯協力会」「神奈川県カラオケボックス協会」の欄に記載										平成23年9月1日
17	株式会社ビーアンドブィ											
18	株式会社サガミチェーン	4	(0)	0	(0)	4	9	(3)	(1)	(0)	17	平成24年8月31日
19	味の民芸フードサービス株式会社	2	(1)	8	(0)	21	12	(4)	(3)	(2)	43	
20	埼玉県カラオケ業防犯協力会											
21	千葉県カラオケ事業者防犯協会											
22	東京カラオケボックス事業者防犯協力会											平成24年9月19日
23	神奈川県カラオケボックス協会	260	(49)	160	(30)	579	313	(124)	(48)	(23)	1,312	
24	サトフードサービス株式会社	13	(4)	4	(0)	18	6	(2)	(1)	(1)	41	平成24年12月1日
25	株式会社ダスキン	23	(5)	13	(3)	59	28	(14)	(5)	(2)	123	平成25年3月11日
26	タリーズコーヒージャパン株式会社	13	(2)	11	(2)	91	29	(14)	(4)	(2)	144	
27	株式会社ストロベリーコーンズ	2	(1)	2	(1)	20	7	(1)	(2)	(0)	31	平成25年10月8日
28	株式会社オートバックスセブン	61	(9)	55	(7)	60	68	(22)	(8)	(6)	244	平成26年11月6日
小計1		3,723	660	3,273	557	9,340	5,617	2,200	923	447	21,014	
29	ガソリンスタンド	773	(112)	794	(85)	879	695	(244)	(92)	(63)	3,141	
30	都立学校（東京都のみ）					239					239	
31	日産自動車系販売店(東京都のみ)					116					116	平成26年12月19日
32	トヨタ自動車系販売店（東京都のみ）			1		417					418	平成27年12月21日
33	農業協同組合等（東京都のみ）					53					53	平成28年11月2日
34	その他（東京都のみ）					2					2	
35	神奈川四県市（神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市）締結分						4,505	(1,551)	(583)	(321)	4,505	
小計2		773	112	795	85	1,706	5,200	1,795	675	384	8,474	
合計		4,496	772	4,068	642	11,046	10,817	3,995	1,598	831	29,488	

※ カッコ書き（政令市分）の数字は、内数

資料第 128　帰宅支援の対象道路（１６路線）（都総務局）　（本文 455 頁）

① 放射状路線
- 1　第一京浜（日本橋～六郷橋）
- 2　第二京浜（日本橋元標～多摩川大橋）
- 3　中原街道（中原口～丸子橋）
- 4　玉川通り（三宅坂～二子橋）
- 5　甲州街道（桜田門～八王子）
- 6　青梅街道・新青梅街道（新宿大ガード西～箱根ヶ崎）
- 7　川越街道（本郷３～東埼橋）
- 8　中山道（宝町３～戸田橋）
- 9　北本通り（王子駅～新荒川大橋）
- 10　日光街道（日本橋元標～水神橋）
- 11　水戸街道（本町３～新葛飾橋・金町～葛飾橋）
- 12　蔵前橋通り（湯島１～市川橋）
- 13　井の頭通り（大原２～関前）
- 14　五日市街道（関前～福生）

② 環状路線
- 1　環状７号線
- 2　環状８号線

資料第129-１　区部の避難場所（都総務局・都都市整備局）　（本文484頁）

（平成30年4月1日現在）

区名	指定箇所（カ所）	想定収容人数（人）
中央区	28	188,153
港区	60	314,076
新宿区	6	341,602
文京区	7	349,600
台東区	3	313,138
墨田区	7	254,047
江東区	11	411,272
品川区	5	206,655
大田区	9	632,074
世田谷区	18	659,847
渋谷区	3	278,553
中野区	7	193,695
杉並区	80	564,421
豊島区	4	202,383
北区	16	336,047
荒川区	4	154,978
板橋区	4	194,258
練馬区	107	506,214
足立区	31	665,989
江戸川区	9	586,269
葛飾区	11	574,028
目黒区	40	193,458
港区・新宿区	1	22,359
港区・品川区	2	132,831
港区・新宿区・渋谷区	1	92,689
新宿区・中野区	1	78,038
江東区・江戸川区	1	79,718
品川区・大田区	1	21,418
品川区・目黒区	1	85,120
目黒区・大田区	1	85,067
目黒区・世田谷区・渋谷区	1	112,704
目黒区・渋谷区	2	151,875
目黒区・世田谷区	2	199,037
大田区・世田谷区	1	91,369
中野区・杉並区	2	120,691
杉並区・練馬区	1	36,814
豊島区・北区	1	66,683
北区・板橋区	3	252,853
板橋区・練馬区	2	380,660
新宿区・渋谷区	1	167,272
総計	495	10,297,955

（注）
１　本表は災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び東京都震災対策条例に基づく避難場所の両方を計上している。
２　避難場所が2以上の自治体に係る場合、「○区・○区」と標記している。
３　本表は地震用の避難場所を指す。

資料第129-２　区部の地区内残留地区（都都市整備局）　（本文484頁）

（平成30年4月1日現在）

地区名	所在地	地区内 退避人口
千代田区、秋葉原、上野地区	全域 秋葉原、上野１～６丁目	845,522
銀座、日本橋周辺地区	京橋１～３丁目、銀座１～８丁目、日本橋１～３丁目、日本橋大伝馬町、日本橋蛎殻町１～２丁目、日本橋兜町、日本橋茅場町１～３丁目、日本橋小網町、日本橋小伝馬町、日本橋小舟町、日本橋富沢町、日本橋人形町１、３丁目、日本橋浜町１丁目、日本橋馬喰町１～２丁目、日本橋久松町、日本橋堀留町１～２丁目、日本橋本石町１～４丁目、日本橋本町１～４丁目、日本橋室町１～４丁目、日本橋横山町、八丁堀１～４丁目、東日本橋１～３丁目、八重洲１～２丁目	399,850
新富町、築地地区	明石町、新富１～２丁目、築地１～３、５丁目、４、６丁目の各一部、浜離宮庭園	55,182
日本橋浜町、箱崎地区	日本橋中洲、日本橋人形町２丁目、日本橋箱崎町、日本橋浜町２～３丁目	38,819
東新橋、海岸地区	海岸１丁目、東新橋１丁目	63,940
芝浦地区	芝浦１～４丁目	55,977
港南地区	港南１～４丁目	71,867
港南、東品川地区	港南５丁目 東品川５丁目	3,321
海岸地区	海岸２～３丁目	20,733
青海、東八潮、台場地区	台場１～２丁目 青海１～４丁目 東八潮	25,919
赤坂、六本木地区	赤坂１～９丁目、六本木１～７丁目、麻布台１～３丁目、麻布永坂町、麻布狸穴町、愛宕１～２丁目、虎ノ門１～５丁目、西新橋１～３丁目、芝公園３丁目の一部	235,463
新橋、芝地区	芝１～２、４丁目、芝公園１～２丁目、芝大門１～２丁目、新橋１～６丁目、浜松町１～２丁目、東新橋２丁目	135,073
元赤坂地区	元赤坂１丁目、２丁目の一部 南元町の一部	10,773
青山、麻布地区	東麻布１丁目～３丁目、芝公園４丁目の一部、南青山１～３丁目、４丁目の一部、西麻布１、３丁目、元麻布３丁目、麻布十番１丁目	42,978
西新宿地区	西新宿１～２、６～７丁目、３丁目の一部	199,700
錦糸町地区	錦糸１～４丁目、江東橋１～４丁目	42,362
若洲地区	若洲１～３丁目	1,293
新木場、夢の島地区	新木場１～４丁目、夢の島１～３丁目	21,107
新砂地区	新砂１～３丁目	35,289
豊洲地区	豊洲１～６丁目	57,504
有明、東雲地区	有明１～４丁目、東雲１～２丁目	37,115
辰巳、潮見、枝川地区	枝川２～３丁目、木場１、６丁目、塩浜１～２丁目、潮見１～２丁目、辰巳１～３丁目、越中島３丁目	52,683
五反田地区	大崎１、５丁目、４丁目の一部、西五反田１～２、７～８丁目、３～６丁目の各一部、東五反田２、５丁目、１丁目の一部、北品川５丁目の一部	121,576
八潮、東海、城南島地区	八潮１～５丁目、東品川２～４丁目 城南島１～７丁目、東海１～６丁目	91,738
勝島地区	勝島１～３丁目	5,809
昭和島地区	昭和島１～２丁目	2,630
京浜島地区	京浜島１～３丁目	6,177

羽田空港地区	羽田空港１～３丁目	43,585
平和島地区	平和島１～６丁目、平和の森公園、大森東１丁目の一部、大森北１～２丁目、大森本町１丁目	42,368
蒲田地区	蒲田４～５丁目、西蒲田７～８丁目、５丁目の一部	44,538
渋谷地区	宇田川町、桜丘町、渋谷１～３丁目、松濤１丁目、神宮前５～６丁目の各一部、神南１～２丁目の各一部、道玄坂１～２丁目、南平台町、神山町、鶯谷町、猿楽町、代官山町、恵比寿西１～２丁目、鉢山町	169,494
池袋地区	池袋１～２、４丁目の各一部、上池袋２丁目の一部、西池袋１丁目、東池袋１、３丁目、４丁目の一部、南池袋１丁目の一部	110,931
南千住地区	南千住４、８丁目、３丁目の一部	16,721
高島平地区	新河岸１～３丁目、高島平６～９丁目、蓮根３丁目、舟渡４丁目、三園２丁目	38,395
入谷地区	入谷６～９丁目	12,346
西葛西地区	中葛西３～４丁目、西葛西２～５丁目	35,073
	総計	**3,193,851**

資料第130　区別避難道路系統図（都都市整備局）

（本文484頁）

避難道路
　避難道路系統図

（注）○内数字：避難道路系統番号　　補103：都市計画道路補助第103号線 道路番号の右側（ ）内はその道路の通称名
　　環1：都市計画道路環状第1号線　　都449：都市計画都道第449号線　　下側（ ）内は道路始点を表す

番号	避難場所名	利用区	避難道路系統図	延長距離
19	新宿中央公園・高層ビル群一帯	中野 新宿	①主要地方道東京・所沢線（青梅街道） （中野区本町三丁目）	(km) 1.3
28	上野公園一帯	台東	②特例都道上野月島線 （台東区西浅草一丁目） 環状3号（言問通り） （台東区浅草三丁目） 国道4号（昭和通り） （台東区三ノ輪二丁目） 特例都道神田白山線 主要地方道御徒町小岩線（蔵前橋通り） （台東区浅草橋三丁目） 国道4号（昭和通り） （台東区台東一丁目） ③主要地方道上野尾竹線 （三河島駅） 環状3号（言問通り） （寛永寺橋） 区道63号 環状3号（言問通り） 区道67号 都道神田白山線 （両大師橋） 区道62号（鶯谷駅陸橋）	7.5 3.3
39	大井競馬場・しながわ区民公園	品川	④準幹線32号線 区道 （品川区西大井六丁目） （大井警察署前） 幹線一級7号線 （新浜川橋）	2.2
44	平和島地区	大田	⑤都道東品川下丸子線（池上通り） （大田区中央八丁目） 一般国道15号（第一京浜） （大田区大森本町二丁目） 環状7号線 （大田区中馬込一丁目） （都大橋） ⑥都道東品川下丸子線（池上通り） （大田区山王一丁目） 区道7－87号（新井道架道橋） 区道主要52号（区境道路） 区道主要50号 （大田区山王二丁目） 一般国道15号（第一京浜） 区道主要15－1号 （平和橋） 一般 国道15号（第一京浜） （大田区大森本町一丁目）	6.4 3.5
52	多摩川河川敷・ガス橋一帯	大田	区道32号 区道57号 区道34号 区道4－142号 区道4－43号 都道東品川下丸子線（池上通り） ⑦環状7号線 （大田区仲池上一丁目） 区道23号 （環状8号線横断） 主要地方道大田調布線 都道大田神奈川線	6.6
64	明治神宮・代々木公園一帯	渋谷	⑧特例都道鮫洲大山線（中野通り） （渋谷区幡ヶ谷三丁目） 国道20号線（甲州街道） （渋谷区笹塚一丁目） 区道	4.3
73	明大和泉校舎一帯	杉並	⑨環状7号線 （杉並区方南一丁目） 国道20号線（甲州街道）	1.9
89	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区	板橋 北	⑩環状6号線（山手通り） （板橋区熊野町） 国道17号（中仙道） 国道17号（中仙道） （板橋区志村一丁目） 環状7号線 特別都道本郷赤羽線	5.1
101	城北中央公園一帯	板橋 練馬	⑪国道254号線（川越街道） （板橋区大山町） 区道21－069号 区道練馬26号線	3.1
105	大泉中央公園一帯	練馬	⑫区道39号 （練馬区東大泉四丁目） 区道63号（長久保通り） 都道東京朝霞線	3.6
117	篠崎公園・江戸川緑地一帯	江戸川	⑬一般国道14号（千葉街道） （江戸川区南小岩五丁目） 都道315号御徒町小岩線	2.2
136	都立尾久の原公園一帯	荒川	⑭主要地方道王子千住夢の島線 （荒川区荒川六丁目） 主要地方道王子千住夢の島線（明治通り） （荒川区荒川五丁目） 主要地方道台東川口線 区道271号	3.1
	計	12区	14系統　　58路線 （対象避難場所　12か所）	総延長 54．1km

資料第131　避難所及び福祉避難所区市町村別一覧表（都総務局・都福祉保健局）

（本文486頁）

（平成30年4月1日現在）

区分	避難所	福祉避難所	収容人数
	カ所	カ所	人
千代田	17	3	10,126
中央	31	14	40,792
港	57	21	43,746
新宿	51	68	69,002
文京	33	15	38,987
台東	45	13	87,589
墨田	40	18	57,525
江東	195	21	154,680
品川	157	33	124,015
目黒	84	21	54,873
大田	130	36	195,125
世田谷	91	81	167,130
渋谷	32	10	46,505
中野	48	46	49,500
杉並	94	24	97,642
豊島	76	36	23,815
北	70	51	155,671
荒川	37	53	80,367
板橋	79	37	102,283
練馬	99	40	97,144
足立	124	69	160,546
葛飾	82	68	90,574
江戸川	154	40	151,983
区計	1,826	818	2,099,620

区分	避難所	福祉避難所	収容人数
	カ所	カ所	人
八王子	137	85	170,776
立川	67	15	47,480
武蔵野	20	33	41,970
三鷹	33	9	22,304
青梅	32	11	14,637
府中	47	12	28,553
昭島	38	10	30,926
調布	32	29	20,100
町田	85	51	49,907
小金井	14	19	31,781
小平	39	32	55,807
日野	43	35	59,607
東村山	26	15	90,912
国分寺	17	24	18,304
国立	37	13	11,492
福生	17	7	16,502
狛江	13	12	9,182
東大和	29	15	26,624
清瀬	26	22	19,645
東久留米	24	36	36,863
武蔵村山	31	6	36,065
多摩	33	26	21,067
稲城	39	7	16,601
羽村	20	6	39,923
あきる野	28	0	13,848
西東京	32	29	36,257
市計	959	559	967,133

区分	避難所	福祉避難所	収容人数
	カ所	カ所	人
瑞穂町	23	2	13,100
日の出町	14	12	12,032
檜原村	9	0	2,045
奥多摩町	38	4	13,321
多摩町村計	84	18	40,498
大島町	23	0	11,475
利島村	2	2	270
新島村	15	0	3,650
神津島村	9	0	25,458
三宅村	13	0	12,161
御蔵島村	4	0	454
八丈町	20	0	6,942
青ヶ島村	4	0	800
小笠原村	5	0	1,560
島しょ町村計	95	2	62,770
総計	2,964	1,397	3,170,021

（注）
1　本表は、震災時に開設する避難所及び福祉避難所について記載している。
2　避難所には、避難所が使用できない場合や収容可能人数を超えた場合等により開設する避難所、協定施設等を含む。
3　避難所が福祉避難所を兼ねる場合、避難所に計上している。

資料第132　多摩・島しょ地域の避難場所（都総務局）

（本文486頁）

（平成30年4月1日現在）

市町村名	指定箇所（カ所）	想定収容人数（人）
八王子市	132	2,516,461
立川市	41	1,125,460
武蔵野市	5	1,176,500
三鷹市	45	413,662
青梅市	65	221,160
府中市	52	1,535,263
昭島市	37	2,168,000
調布市	10	222,650
町田市	105	1,038,430
小金井市	8	－
小平市	49	893,554
日野市	50	50,431
東村山市	25	1,330,386
国分寺市	25	－
国立市	6	323,381
福生市	32	396,000
狛江市	22	－
東大和市	3	26,688
清瀬市	29	150,309
東久留米市	32	212,020
武蔵村山市	37	251,365
多摩市	32	－
稲城市	30	190,649
羽村市	13	168,889
あきる野市	29	390,894
西東京市	86	717,896
市計	1,000	15,520,048

市町村名	指定箇所（カ所）	想定収容人数（人）
瑞穂町	9	98,640
日の出町	12	44,159
檜原村	10	3,581
奥多摩町	7	37,945
多摩町村計	38	184,325
大島町	16	77,324
利島村	1	300
新島村	6	3,652
神津島村	9	25,458
三宅村	0	0
御蔵島村	4	454
八丈町	11	0
青ヶ島村	4	800
小笠原村	6	3,190
島しょ町村計	57	111,178
総計	1,095	15,815,551

資料第 133　食料等の備蓄状況（都福祉保健局・都総務局）　（本文 520、528 頁）

①食の備蓄状況

（都：平成 31 年 4 月 1 日現在）

（区、市町村：平成 30 年 4 月 1 日現在）

品目	都	区	市町村	合計
クラッカー等	236 万食	517 万食	173 万食	926 万食
アルファ化米	495 万食	669 万食	378 万食	1,542 万食
即席めん	220 万食			220 万食
その他		165 万食	56 万食	221 万食
計	951 万食	1,351 万食	607 万食	2,909 万食

②調製粉乳の備蓄状況　（平成 31 年 4 月 1 日現在）

品目	都
調製粉乳	29,796 缶 4,987 箱 （計 19,375,472ｇ）
ほ乳びん	10,000 本

③生活必需品等の備蓄状況

（都：平成 31 年 4 月 1 日現在）

（区、市町村：平成 30 年 4 月 1 日現在）

品目	都	区	市町村	合計
毛布	657 千枚	1,849 千枚	529 千枚	3,035 千枚
敷物	1,009 千枚	1,151 千枚	459 千枚	2,619 千枚
コンロ	21 千個			21 千個
木炭	27 千袋			27 千袋
肌着	5 千組	371 千組	132 千組	508 千組
鍋・やかん	32 千個			32 千個
簡易風呂	30 個			30 個

資料第134　米穀の調達先一覧表（都産業労働局）　（本文520、534頁）

（令和元年6月末見込）

区　分	調　達　先　（　予　定　）		即　　時　　調　　達	
	住　所　・　名　称	電　話	数　量	
米　穀	千代田区霞ヶ関1-2-1 農林水産省 政策統括官付貿易業務課	(6744)0585	必要量を調達	・災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例として、知事又は区市町村長は、政府所有米穀の引渡を要請 ・政府所有米穀は民間委託先の倉庫に保管 ※調達した政府所有米穀については協定先の精米工場でとう精

資料第135　米穀販売事業者等名簿一覧表（都産業労働局）　（本文520、534頁）

（令和元年6月末現在）

区分	米穀販売事業者名・所在地	電　話 ＦＡＸ	精米工場名・所在地	電　話 ＦＡＸ
1	東京山手食糧販売協同組合 杉並区桃井2-2-1 山手荻窪ビル	3301-8031 3301-8047	川越精米工場 川越市石田本郷1040-1	049-224-0581 049-224-7372
2	三多摩食糧卸協同組合 立川市柴崎町3-16-24	042-527-1316 042-524-9374	サンショクライスセンター 武蔵村山市伊那平1-88-3	042-560-0511 042-560-0512
3	木徳神糧株式会社 千代田区神田小川町2-8木徳神糧小川町ビル	3233-5146 3233-5152	桶川精米工場 桶川市川田谷字楽上1117	048-786-3358 048-786-3735
			本牧工場 神奈川県横浜市中区かもめ町42	045-621-5844 045-622-2297
4	全農パールライス株式会社 千代田区内神田1-1-12ｺｰﾌﾟﾋﾞﾙ2F	3518-0581 3291-2338	調布精米工場 調布市多摩川1-29-7	042-481-2017 042-487-0740
			八王子工場 八王子市北野町587-1	042-645-5431 042-645-5001
5	株式会社神明ホールディングス 兵庫県神戸市中央区栄町通6-1-21	078-371-2131 078-341-3757	東京工場 川口市領家5-5-24	048-222-8011 048-222-8029
6	株式会社ニュー・ノザワ・フーズ 東村山市野口町3-10-1	042-393-2316 042-394-6421	ﾆｭｰ・ﾉｻﾞﾜ・ﾌｰｽﾞ 精米センター 東村山市野口町3-10-1	042-393-2316 042-394-6421
7	株式会社ヤマタネ 江東区越中島1-2-21　ヤマタネビル2階	3820-9280 3820-9380	東京精米工場 江東区新木場4-12-14	3521-0888 3521-0890
			岩槻精米工場 さいたま市岩槻区大字掛573	048-758-4471 048-758-4472
8	東光食品株式会社 川崎市川崎区東扇島23-4	044-287-1084 044-287-1360	精米センター 川崎市川崎区東扇島23-4	044-287-1098 044-287-1123
9	株式会社イクタツ 千葉市花見川区犢橋町1634-1	043-258-8861 043-258-8887	イクタツ千葉ライスステーション 千葉市花見川区犢橋町1634-1	043-258-8861 043-258-8887
10	株式会社カーギルジャパン 千代田区丸の内3-1-1国際ビル4階	5224-5740 5224-5734	つくば精米センター つくば市上岩崎1776-2	029-840-1111 029-876-2222

資料第136　調製粉乳等備蓄等一覧（都福祉保健局）　（本文520、528頁）

（平成31年4月1日現在）

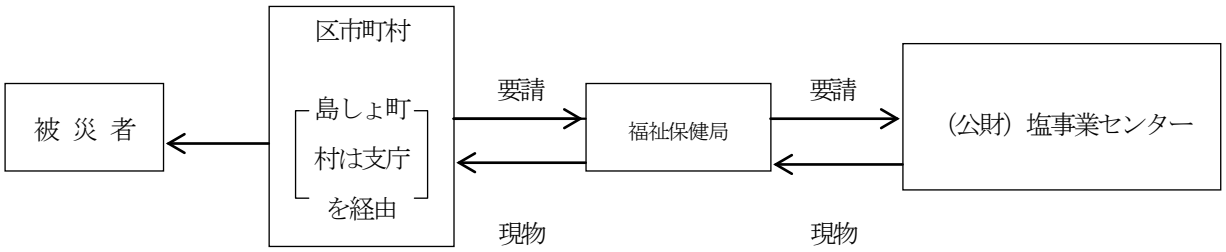
品名	数量	製品名（内訳）	備蓄所在地	調達連絡先
調整粉乳	8,340缶	・森永はぐくみ （1缶810g 7,352缶） ・乳たんぱく質消化調製粉末 ニューMA－1（1缶800g 216缶） ・乳たんぱく質消化調製粉末 MA－mi（1缶800g 208缶） ・無乳糖調製粉末ノンラクト （1缶300g 564缶）	鴻池運輸㈱ 関東中央支店 西多摩営業所 西多摩郡瑞穂町富士山栗原新田182 042(556)1935	森永乳業㈱ 港区港南3-8-1（森永乳業港南ビル） 03(5479)4671
	4,987箱	・明治ほほえみらくらくキューブ （1箱 1,296g）	㈱明治 坂戸工場倉庫 埼玉県坂戸市千代田5-3-1 049(289)8746	㈱明治 江東区新砂1-2-10 03(5677)6045
	21,456缶	・ビーンスタークすこやかM1 （1缶300g缶　21,216缶） ・ビーンスタークペプディエット （1缶350g缶　240缶）	雪印ビーンスターク㈱群馬工場 群馬県邑楽大泉町吉田1201 0276(63)1211	雪印ビーンスターク㈱ 調布市多摩川1－30－4 042(490)7951
	（管理）福祉保健局　少子社会対策部　家庭支援課			
ほ乳びん	10,000本	・プラスチック製ほ乳びん （環境ホルモン対応）乳首付 （240ml　5,000本） （200ml　5,000本）	鈴与㈱ 東日本物流センター 埼玉県比企郡川島町かわじま2-3　プロロジスパーク川島2 049(299)2101	ピジョン㈱ 中央区日本橋久松町4-4 03(3661)4271
	（管理）福祉保健局　少子社会対策部　家庭支援課			

資料第137　副食品の調達先（予定）一覧表　（都産業労働局）　（本文520、534頁）

（平成31年4月現在）

品　名	名　称　・　住　所	電　話
漬　　物	東京都漬物事業協同組合 江東区三好1-1-2渡辺ビル	（５８７５）８２５３
つくだ煮 煮　　豆	全国調理食品工業協同組合 台東区東上野3-１-10　井門東上野ビル	（６８０７）７５７６
味　　噌	東京都味噌工業協同組合 中央区日本橋浜町２－16－５東味ビル	（３６６９）５３９１
	全国味噌工業協同組合連合会 中央区新川１-26-19全中・全味ビル	（３５５１）７１６１
醤　　油	日本醤油協会 中央区日本橋小網町３－11日本橋SOYICビル	（３６６６）３２８６

資料第138　食塩調達経路図（都福祉保健局）　（本文520、534頁）



※　備蓄数量　約20,005t（平成30年3月末現在）

名　称	所　在　地	電　話
（公財）塩事業センター	品川区大井１－４７－１NTビル	０３（５７４３）７７１１

資料第139　災害時給水ステーション（給水拠点）となる施設一覧表（都水道局、都都市整備局等）

（1）区部の給水拠点（応急給水槽、浄水場、給水所等）

（本文522頁）　平成31年4月1日現在

【水道局設置分】　(m^3)

番号	区名	施設名		所在地	確保水量
1	千代田区	区立東郷元帥記念公園	★	三番町18番地	1,500
2		都立日比谷公園	★	日比谷公園1番地	1,500
3		都立一橋高等学校	☆	東神田一丁目12番13号	100
4	中央区	晴海給水所		晴海一丁目6番3号	1,300
5		区立あかつき公園	★	築地七丁目19番1号	1,500
6		区立堀留児童公園	☆	日本橋堀留町一丁目1番16号	100
7	港区	芝給水所		芝公園三丁目6番7号	26,600
8		都立青山公園	★	六本木七丁目23番	1,500
9		シティハイツ桂坂(港区防災活動拠点)	☆	高輪二丁目13番8号	100
10	新宿区	淀橋給水所		西新宿二丁目10番1号	24,000
11		区立鶴巻南公園	★	早稲田鶴巻町507番	1,500
12		区立百人町ふれあい公園	★	百人町三丁目28番	1,500
13	文京区	本郷給水所		本郷二丁目7番29号	20,000
14		区立教育の森公園	★	大塚三丁目29番	1,500
15	台東区	都立上野恩賜公園	★	上野公園8番51号	1,500
16		区立隅田公園山谷堀広場	☆	浅草七丁目1番	100
17	墨田区	区立文花公園	★	文花一丁目27番5号	1,500
18		区立両国公園	☆	両国四丁目25番3号	100
19	江東区	亀戸給水所		亀戸二丁目6番50号	20,000
20		豊住給水所		東陽六丁目1番8号	13,300
21		江東給水所		新砂三丁目6番17号	22,000
22		有明給水所		有明三丁目1番8号	6,600
23		区立南砂三丁目公園	★	南砂三丁目14番21号	1,500
24		都立辰巳の森海浜公園	★	辰巳二丁目1番	1,500
25	品川区	区立戸越公園	★	豊町二丁目1番30号	1,500
26		区立しおじ公園	★	八潮五丁目6番	1,500
27		都立八潮高等学校	☆	東品川三丁目27番22号	100
28	目黒区	八雲給水所		八雲一丁目1番	16,600
29		都立林試の森公園	★	下目黒五丁目37番	1,500
30	大田区	馬込給水所		西馬込二丁目15番6号	12,080
31		上池台給水所		上池台一丁目48番25号	11,000
32		東海給水所		東海一丁目3番12号	13,300
33		区立西六郷三丁目公園	★	西六郷三丁目16番16号	1,500
34		区立萩中公園	★	萩中三丁目25番26号	1,500
35		区立都堀公園	★	大森東一丁目30番	1,500
36		区立下丸子公園	★	下丸子四丁目21番	1,500
37		区立女塚なかよし公園	☆	池上五丁目24番	100
38	世田谷区	砧浄水場		喜多見二丁目9番1号	8,300
39		砧下浄水所(注1)		鎌田二丁目4番1号	700
40		和田堀給水所		大原二丁目30番43号	20,200
41		玉川給水所		玉川田園調布一丁目19番1号	20,000
42		大蔵給水所		砧二丁目8番1号	13,300
43		駒沢給水所		弦巻二丁目41番5号	3,200
44		区立こどものひろば公園	★	下馬二丁目31番4号	1,500
45		区立葭根公園	★	船橋六丁目21番	1,500
46		都立祖師谷公園	★	上祖師谷四丁目2番	1,500
47		区立中町二丁目公園	☆	中町二丁目34番1号	100
48	渋谷区	都立代々木公園	★	代々木神園町二番1号	1,500
49		都立第一商業高等学校	☆	鉢山町8番1号	100
50		区立景丘公園	☆	恵比寿四丁目19番21号	100
51	中野区	区立弥生公園	☆	弥生町五丁目4番	100
52		区立江古田の森公園	☆	江古田三丁目14番	100
53		区立みずのとう公園	☆	江古田一丁目3番	100
54	杉並区	杉並浄水所(注2)		善福寺三丁目28番5号	0
55		和泉水圧調整所		和泉二丁目5番23号	16,600
56		上井草給水所		上井草三丁目22番12号	60,000
57		都立和田堀公園	★	大宮二丁目26番	1,500
58	杉並区	区立蚕糸の森公園	★	和田三丁目55番	1,500
59		区立昭栄公園	★	高井戸西一丁目12番	1,500
60		区立井草森公園	★	井草四丁目12番1号	1,500
61		区立馬橋公園	☆	高円寺北四丁目35番5号	100
62		都立善福寺川緑地	☆	成田西三丁目14番	100
63	豊島区	区立西池袋公園	★	西池袋三丁目20番1号	1,500
64		都立文京高等学校	☆	西巣鴨一丁目1番5号	100
65	北区	区立桐ヶ丘中央公園	★	桐ヶ丘一丁目8番	1,500
66		区立滝野川公園	★	西ヶ原二丁目1番	1,500
67		区立北運動公園	★	神谷二丁目47番6号	1,500
68	荒川区	南千住給水所		南千住八丁目2番6号	33,300
69		区立日暮里南公園	★	東日暮里五丁目19番1号	1,500
70	板橋区	三園浄水場		三園二丁目10番1号	15,600
71		板橋給水所		加賀一丁目17番1号	26,600
72		大谷口給水所		大谷口一丁目4番	11,600
73		都立城北中央公園	★	桜川一丁目1番	1,500
74		区立城北公園	★	坂下二丁目19番1号	1,500
75		都立板橋高等学校	☆	大谷口一丁目54番1号	100
76		都立赤塚公園	☆	高島平三丁目1番	100
77		区立西徳第二公園	☆	西台三丁目42番1号	100
78	練馬区	練馬給水所		光が丘二丁目4番1号	66,600
79		区立大泉公園	★	大泉学園町六丁目25番	1,500
80		区立学田公園	★	豊玉南三丁目32番	1,500
81		区立はやいち公園	☆	早宮一丁目47番11号	100
82		区立みんなの広場公園	☆	石神井町八丁目41番	100
83	足立区	小右衛門給水所		中央本町三丁目8番1号	16,600
84		区総合スポーツセンター	★	東保木間二丁目27番1号	1,500
85		区立千住スポーツ公園	★	千住緑町二丁目1番1号	1,500
86		区立諏訪木東公園	★	西新井三丁目25番	1,500
87		区立大谷田南公園	★	中川四丁目42番1号	1,500
88		区立北鹿浜公園	★	鹿浜三丁目26番	1,500
89		都立舎人公園	☆	舎人公園1番1号	100
90		区立北宮城町公園	☆	扇二丁目37番1号	100
91		江北給水所		江北五丁目5番	16,600
92	葛飾区	金町浄水場		金町浄水場1番1号	48,700
93		水元給水所(都立水元公園内自由広場)		水元公園4番	33,300
94		区立上千葉公園	★	東堀切三丁目25番1号	1,500
95		区立新小岩公園	★	西新小岩一丁目1番3号	1,500
96		区立渋江東公園	☆	東四つ木二丁目15番	100
97	江戸川区	西瑞江給水所		東瑞江一丁目26番2号	6,600
98		葛西給水所		北葛西三丁目9番	13,300
99		都立篠崎公園	★	上篠崎一丁目25番	1,500
100		区立宇喜田中央公園	★	北葛西四丁目15番	1,500
101		区立小岩公園	★	北小岩六丁目43番	1,500
102		都立大島小松川公園	★	小松川一丁目7番	1,500
103		都立葛西南高等学校	☆	南葛西一丁目11番1号	100
104		仮称 一之江五丁目公園	☆	一之江五丁目14番	100
	区部【水道局設置分】小計　(104か所)				689,480

(注1) 杉並浄水所は、平成28年12月28日から運用を停止している。

★:応急給水槽(1,500m^3槽) ☆:小規模応急給水槽(100m3槽)

【都市整備局等所管分】

番号	区名	施設名	所在地	確保水量
105	墨田区	白鬚東地区防災拠点	堤通二丁目	2,700

※白鬚東地区防災拠点は、既存の貯水槽を給水拠点に位置づける。

区部合計確保水量　(105か所)	692,180

資料第139　災害時給水ステーション（給水拠点）となる施設一覧表（都水道局、都都市整備局等）

（2） 多摩地区の給水拠点（応急給水槽、浄水場、給水所等）等　　（本文522頁）　平成31年4月1日現在

【都営水道市町】　　(m^3)

番号	市町名	施設名	所在地	確保水量
1	八王子市	鑓水給水所	鑓水401番地	1,660
2		西寺方給水所	西寺方町1006番地167	1,660
3		狭間給水所	狭間町1994番地478	5,000
4		犬目第二給水所	犬目町710番地	1,760
5		高月給水所	高月町2240番地	5,000
6		散田給水所	散田町二丁目6番地1	6,660
7		東浅川給水所	東浅川町674番地	4,330
8		寺田配水所	寺田町1359番地4	330
9		元八王子配水所	元八王子町三丁目2750番487号	150
10		北野給水所	北野町595番地3	5,280
11		南陽台配水所	南陽台三丁目5番1号	330
12		楢原給水所	楢原町1294番地3	13,330
13		暁町配水所	暁町三丁目3番1号	830
14		久保山配水所	久保山町二丁目15番1号	730
15		大船給水所	七国三丁目56番1号	7,330
16		鑓水小山給水所	鑓水二丁目92番地	23,330
17		南大沢給水所	南大沢四丁目25番地	4,950
18		都立陵南公園　★	長房町1572番地	1,500
19		椚田ポンプ所	椚田町545番	440
20	立川市	柴崎浄水所	柴崎町一丁目1番41号	1,500
21		砂川中部浄水所（注1）	砂川町三丁目11番7号	0
22		立川栄町浄水所	栄町五丁目38番5号	330
23		西砂第一浄水所（注1）	西砂町二丁目53番14号	0
24		立川砂川浄水所	砂川町六丁目41番1号	5,100
25		市立松中公園　☆	西砂町一丁目19番地の12	100
26	三鷹市	上連雀浄水所(西配水場)	上連雀九丁目41番4号	5,430
27		三鷹新川浄水所(東配水場)	新川二丁目1番15号	3,330
28	青梅市	日向和田浄水所	日向和田二丁目370番地	880
29		千ヶ瀬第二浄水所	千ヶ瀬町一丁目69番地の1	200
30		御岳山第一配水所	御岳山170番地の3	70
31		成木配水所	成木八丁目690番地の3	30
32		新町給水所	新町五丁目24番地の1	2,330
33		二俣尾配水所	二俣尾五丁目107番2号	70
34		城山配水所	東青梅六丁目95番地の1	1,440
35		梅郷配水所	和田町二丁目578番1号	1,330
36	府中市	府中武蔵台浄水所及び府中武蔵台ポンプ所	武蔵台二丁目7番地及び武蔵台一丁目25番地	3,730
37		若松浄水所	若松町四丁目10番地	1,760
38		幸町浄水所(注2)	幸町二丁目24番地	1,140
39		府中南町浄水所	南町一丁目50番地	1,660
40		都立武蔵野公園　★	多磨町三丁目2番地	1,500
41	調布市	上石原浄水所	上石原一丁目34番地7号	1,120
42		仙川浄水所	仙川町三丁目6番地27号	320
43		深大寺浄水所	深大寺南町五丁目56番地1号	9,900
44		調布西町給水所	西町717番地	6,660
45	町田市	小野路給水所	小野路町2637番地1	6,330
46		原町田浄水所	原町田五丁目13番3号	520
47		滝の沢浄水所	旭町二丁目7番7号	1,880
48		野津田浄水所	野津田町3398番地	1,000
49		市立つくし野セントラルパーク　★	つくし野三丁目19番地	1,500
50		市立鶴川中央公園　☆	鶴川六丁目6番地	100
51		成瀬コミュニティセンター　☆	西成瀬二丁目49番1号	100
52		市立忠生公園　☆	忠生一丁目3番地	100
53		市立三輪中央公園　☆	三輪緑山三丁目21番	100
54	小金井市	梶野浄水所	梶野町五丁目10番33号	1,300
55		上水南浄水所	小平市上水南町三丁目12番36号	11,660
56	小平市	小川浄水所	小川町一丁目847番地	6,580
57		津田二号水源	津田町三丁目39番3号	1,200
58	日野市	大坂上浄水所	大坂上一丁目17番地の11	650
59		多摩平浄水所	多摩平二丁目7番地の2	3,660
60		程久保給水所	程久保五丁目10番地の1	6,700
61	日野市	三沢配水所	三沢905番地の2	1,490
62		日野旭が丘給水所	旭が丘二丁目42番地の2	1,660
63	東村山市	八坂給水所	富士見町五丁目4番地46	20,000
64		東村山浄水場	美住町二丁目20番地236	36,000
65		美住給水所(注3)	美住町二丁目13番地4	2,020
66		市立東村山運動公園　★	恩多町一丁目9番地5	1,500
67		市立秋津小学校　☆	秋津町三丁目48番地1	100
68	国分寺市	東恋ヶ窪浄水所	東恋ヶ窪二丁目5番地8	1,220
69		国分寺北町第二浄水所	北町四丁目1番地5	5,800
70	国立市	国立中浄水所	中三丁目8番1号	2,000
71		谷保浄水所	谷保1462番地1	2,000
72	西東京市	芝久保浄水所	芝久保町五丁目9番1号	6,030
73		保谷町浄水所	保谷町一丁目5番24号	2,910
74		西東京栄町浄水所	栄町二丁目7番6号	1,000
75	福生市	福生武蔵野台浄水所	武蔵野台二丁目32番地	2,540
76		市立明神下公園　★	南田園一丁目12番地1	1,500
77	狛江市	和泉本町浄水所	和泉本町四丁目6番1号	2,260
78	東大和市	上北台浄水所	上北台一丁目801番地1	5,330
79		東大和給水所	桜が丘三丁目44番地	26,660
80	清瀬市	清瀬元町浄水所	元町二丁目27番12号	600
81		清瀬旭が丘浄水所(注4)	旭が丘二丁目5番5号	0
82		市立第3保育園　☆	旭が丘三丁目755番地1	100
83	東久留米市	南沢浄水所	南沢三丁目9番地21	3,330
84		滝山浄水所	滝山六丁目1番地1	1,960
85	武蔵村山市	学園配水所	学園一丁目5番地の7	1,460
86		中藤配水所	中藤二丁目1番地の3	950
87		市立中原公園　★	中原二丁目21番地の4	1,500
88	多摩市	桜ヶ丘浄水所	桜ヶ丘四丁目10番地	1,500
89		落合浄水所	中沢一丁目12番地	100
90		愛宕配水所	愛宕二丁目51番地	1,140
91		南野給水所	南野二丁目16番地	3,360
92		聖ヶ丘給水所	聖ヶ丘四丁目1番地	14,000
93		市立並木公園　★	和田1551番地1	1,500
94	稲城市	坂浜浄水所	坂浜816番地	1,510
95		向陽台給水所	向陽台六丁目16番地	2,000
96		若葉台給水所	若葉台一丁目19番地	2,160
97	あきる野市	秋留台給水所	秋川三丁目2番地10	2,000
98		菅生給水所	菅生683番地	2,000
99		上代継浄水所	上代継407番地	200
100		戸倉給水所	戸倉348番地1	1,660
101		小峰台配水所	小峰台40番地	160
102		伊奈配水所	伊奈372番地3	130
103	瑞穂町	石畑給水所	石畑2301番地	10,000
104	日の出町	文化の森給水所	平井3075番地	2,000
	多摩地区【都営水道市町】小計　（104か所）			355,250

【都営水道市町以外】

1	武蔵野市	第一浄水場(注5)	吉祥寺北町四丁目11番46号	0
2		第二浄水場(注5)	桜堤一丁目6番6号	0
3	昭島市	西部配水場	緑町二丁目17番16号	2,780
4		東部配水場	朝日町四丁目23番地	2,160
5	羽村市	第一配水場	緑ヶ丘二丁目18番地5	2,060
6		小作浄水場	小作台四丁目2番地1	14,260
	多摩地区【都営水道市町以外】小計　（6か所）			21,260

多摩地区合計確保水量　（110か所）	376,510

★:応急給水槽(1,500m^3槽)

☆:小規模応急給水槽(100m^3槽)

(注1) 砂川中部浄水所及び西砂第一浄水所は、平成14年8月14日から運用を停止している。

(注2) 幸町浄水所は、工事により平成32年3月末まで運用停止予定。

(注3) 美住給水所は工事により、平成33年3月末まで運用停止予定。

(注4) 清瀬旭が丘浄水所は、平成17年6月24日から運用を停止している。

(注5) 運搬給水拠点（給水車等の車両への水の補給施設）
拠点給水は、市立小中学校及び広域避難場所で行う。

資料第140　応急給水用資器材及び給水能力一覧表(都水道局)（本文522､529頁）

水道局応急給水用資器材の現有数及び給水能力　　（平成30年4月1日現在）

資　器　材	容量	数量	基本給水量（Ｌ）	給水可能水量（Ｌ）	給水可能人数□(人)
給水車	４ｍ^3	1台	4,000	28,000	9,300
	3.2ｍ^3	1台	3,200	22,400	7,400
	２ｍ^3	12台	24,000	168,000	56,000
仮設水槽	２ｍ^3	21基	42,000	294,000	98,000
	１ｍ^3	429基	429,000	3,003,000	1,001,000
給水タンク	３ｍ^3	3基	9,000	63,000	21,000
	２ｍ^3	1基	2,000	14,000	4,600
	１ｍ^3	7基	7,000	49,000	16,300
	0.3ｍ^3	52基	15,600	109,200	36,400
ポリ容器	20Ｌ	3,868個	77,360	541,520	180,500
	10Ｌ	3,053個	30,530	213,710	71,200
	6Ｌ	540個	3,240	22,680	7,500
合　計			646,930	4,528,510	1,509,200

（注）　1　給水可能水量とは、目安として、飲料水を車両輸送により１日７往復した場合の水量である。
2　給水可能人数とは、目安として、飲料水１日１人当り約３Ｌとした場合の人数である。
3　上記以外に、他の水道事業体との覚書等により、被災状況に応じて必要な救援を受ける。

資料第141　輸送拠点一覧（各防災機関）　（本文524､548頁）

1　広域輸送基地

（平成31年4月1日現在）

区分＼項目	施設名称	所在地	備考
陸上輸送基地	1　多摩広域防災倉庫 2　立川地域防災センター	立川市緑町3256番地の５ 立川市緑町3,233 の２外	都総務局
	3　京浜トラックターミナル 4　板橋トラックターミナル 5　足立トラックターミナル 6　葛西トラックターミナル	大田区平和島2－1－1 板橋区高島平6－1－1 足立区入谷6－1－1 江戸川区臨海町4－3－1	日本自動車ターミナル株式会社
海上輸送基地	1　大井食品ふ頭 2　芝浦ふ頭 3　辰巳ふ頭 4　10号地その1多目的ふ頭 5　品川ふ頭（内貿） 6　中央防波堤内側内貿ふ頭 7　竹芝ふ頭 8　日の出ふ頭 9　晴海ふ頭 10　フェリーふ頭 11　10号地ふ頭	大田区東海5・6丁目 港区海岸3丁目 江東区辰巳3丁目 江東区有明3丁目 港区港南5丁目 中央防波堤内側埋立地 港区海岸1丁目 港区海岸2丁目 中央区晴海5丁目 江東区有明4丁目 江東区有明4丁目	都港湾局
	12　大井コンテナふ頭 13　中央防波堤外側ｺﾝﾃﾅふ頭 14　青海コンテナふ頭 15　品川ふ頭（コンテナ）	品川区八潮2丁目 中央防波堤外側埋立地 江東区青海3丁目 品川区東品川5丁目	東京港埠頭株式会社
航空輸送基地	1　東京国際空港（羽田飛行場）	大田区羽田空港	東京航空局
	2　東京都調布飛行場 3　東京ヘリポート	調布市西町外 江東区新木場4丁目	都港湾局

２　水上輸送基地（河川等船着場　112箇所）（平成31年3月末現在）

	施設名称	所在地		施設名称	所在地
1	新三崎橋	千代田区飯田橋3丁目10番地先	34	番所橋	江東区東砂2丁目14番地先
2	和泉橋	千代田区神田佐久間町1丁目11番地先	35	小名木川クローバー橋	江東区北砂1丁目2番地先
3	千代田区庁舎前	千代田区九段南1丁目2番地先	36	新砂緊急用船着場	江東区新砂3丁目地先
4	月島ふ頭	中央区豊海町	37	青海客船ターミナル	江東区青海2丁目
5	浜町	中央区日本橋浜町1丁目地先	38	夢の島マリーナ	江東区夢の島3丁目
6	常盤橋	中央区日本橋本石町2丁目1番先	39	夢の島	江東区夢の島地先
7	日本橋	中央区日本橋1丁目9番先	40	黒船橋	江東区門前仲町1丁目1番地先
8	箱崎町	中央区日本橋箱崎町地先	41	木場六丁目	江東区木場6丁目
9	朝潮運河	中央区晴海3丁目1番先	42	亀戸中央公園	江東区亀戸8丁目
10	新川	中央区新川2丁目地先	43	豊洲三丁目	江東区豊洲3丁目
11	明石町	中央区明石町地先	44	旧中川・川の駅スロープ	江東区大島9丁目
12	お台場海浜公園	港区台場1丁目地先	45	砂町-北-1	江東区潮見1丁目地先
13	芝浦-西-2	港区芝浦4丁目地先	46	東雲-南-1	江東区辰巳1丁目地先
14	芝浦-西-4	港区芝浦2丁目地先	47	豊洲-東-2	江東区枝川1丁目地先
15	芝浦西-西-1	港区芝浦4丁目地先	48	汐見-南-1	江東区枝川3丁目地先
16	新芝-東-5	港区芝浦3丁目地先	49	豊洲-東-7	江東区塩浜1丁目地先
17	高浜-東-2	港区港南3丁目地先	50	汐見-北-5	江東区塩浜2丁目地先
18	高浜-西-3	港区港南3丁目地先	51	豊洲-東-10	江東区越中島3丁目地先
19	日の出桟橋	港区海岸2丁目地先	52	豊洲五丁目スロープ	江東区豊洲5丁目1番地先
20	新芝-西-7	港区芝浦3丁目地先	53	豊洲ぐるり公園	江東区豊洲5丁目1番地先
21	市兵衛河岸	文京区後楽1丁目	54	亀戸	江東区亀戸2丁目1番地先
22	墨田緊急用船着場	墨田区墨田5丁目地先	55	天神橋	江東区亀戸3丁目8番地先
23	おしなり公園	墨田区押上1	56	有明客船ターミナル	江東区有明3丁目
24	両国	墨田区横網1丁目地先	57	大井ふ頭中央海浜公園	品川区八潮4丁目地先
25	両国２	墨田区横網1丁目地先	58	勝島１丁目	品川区勝島1丁目
26	平井橋	墨田区立花3丁目地先	59	水辺ライン（大井）	品川区勝島1-5
27	吾妻橋	墨田区吾妻橋1丁目先	60	しながわ水族館桟橋	品川区勝島2丁目
28	浅草	台東区花川戸1丁目地先	61	東海橋	品川区北品川2丁目
29	浅草東参道二天門	台東区花川戸2丁目地先	62	品川天王洲桟橋	品川区東品川1丁目
30	桜橋	台東区今戸1丁目地先	63	東品川二丁目防災桟橋	品川区東品川2丁目
31	越中島	江東区越中島1丁目地先	64	五反田	品川区西五反田1-10
32	扇橋閘門	江東区猿江1丁目地先	65	多摩川二丁目緊急用船着場	大田区多摩川2丁目地先
33	高橋	江東区高橋	66	東京都漁連水産物流通ｾﾝﾀｰ	大田区京浜島3丁目

	施設名称	所在地		施設名称	所在地
67	大森ふるさとの浜辺公園	大田区平和の森公園2番2号	90	東京東部漁協荒天時避難繋船場	葛飾区奥戸7-20番先
68	羽田2、3丁目	大田区羽田2､3丁目	91	北沼公園	葛飾区奥戸8-17番先
69	羽田空港天空橋	大田区羽田空港1丁目	92	第五建築事務所上平井橋係留所	葛飾区東四つ木1-1番先
70	夫婦橋	大田区南蒲田1	93	ﾐﾖｼ油脂㈱専用荷揚げ場	葛飾区堀切4-66番先
71	東糀谷六丁目	大田区東糀谷6丁目	94	臨海緊急用船着場	江戸川区清新町1丁目
72	神谷	北区神谷1丁目3番地先	95	上篠崎緊急用船着場	江戸川区上篠崎2丁目地先
73	岩淵緊急用船着場	北区志茂5丁目	96	葛西臨海公園	江戸川区臨海町2丁目地先
	岩淵	北区志茂5丁目41番地先	97	一之江橋	江戸川区新堀1丁目1番地先
74	志茂防災船着場	北区志茂5丁目	98	東篠崎	江戸川区東篠崎2丁目地先
75	豊島	北区豊島5丁目5番地先	99	鹿骨新橋	江戸川区松本2
76	北赤羽	北区浮間1丁目1番地先	100	小松川緊急用船着場	江戸川区小松川1丁目地先
77	白鬚西	荒川区南千住8丁目地先	101	新今井橋	江戸川区江戸川4丁目
78	東尾久	荒川区東尾久7丁目地先	102	ふれあい橋	江戸川区平井3-1
79	荒川遊園	荒川区西尾久6丁目地先	103	平井	江戸川区平井6丁目71番地先
80	小豆沢	板橋区小豆沢4丁目地先	104	平井七丁目	江戸川区平井7-2
81	板橋緊急用船着場	板橋区舟渡2丁目	105	なぎさ公園	江戸川区南葛西7丁目3番地先
82	新田緊急用船着場	足立区新田2丁目地先	106	今井交通公園	江戸川区江戸川4丁目9番先
83	足立緊急用船着場	足立区足立2丁目	107	スポーツランド	江戸川区東篠崎1丁目8番地先
84	千住	足立区千住曙町地先	108	ポニーランド	江戸川区篠崎町3丁目23番地先
85	堀切緊急用船着場	葛飾区堀切1丁目地先	109	船堀	江戸川区船堀1丁目地先
86	柴又緊急用船着場	葛飾区柴又7-19番地先	110	西葛西	江戸川区西葛西2丁目地先
87	東立石	葛飾区東立石4-6番先	111	篠崎公園	江戸川区上篠崎1丁目25番地先
88	西新小岩	葛飾区西新小岩1丁目地先	112	小岩菖蒲園	江戸川区北小岩4丁目37番先
89	青戸六丁目広場付近護岸	葛飾区青戸6-40番先			

3　地域内輸送拠点（101箇所）

（平成31年4月現在）

	施設名称	所在地
1	九段中等教育学校	千代田区九段北2-2-1
2	中央区立総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ	中央区日本橋浜町2-59-1
3	みなとパーク芝浦	港区芝浦1-16-1
4	新宿区立新宿ｺｽﾞﾐｯｸｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ	新宿区大久保3-1-2
5	文京ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ	文京区大塚3-29-2
6	文京総合体育館	文京区本郷7-1-2
7	文京ｼﾋﾞｯｸｾﾝﾀｰ	文京区春日1-16-21
8	台東区本庁舎	台東区東上野4-5-6
9	墨田区本庁舎	墨田区吾妻橋1-23-20
10	江東区中央防災倉庫	江東区塩浜1-3-14
11	品川区防災ｾﾝﾀｰ	品川区広町2-1-36
12	品川学園	品川区北品川3-9-30
13	荏原平塚学園	品川区平塚3-16-26
14	浜川中学校	品川区東大井3-18-34
15	大井競馬場	品川区勝島2-1-2
16	目黒区総合庁舎	目黒区上目黒2-19-15
17	大森ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ	大田区大森本町2-2-5
18	大田区産業ﾌﾟﾗｻﾞ（Pio）	大田区南蒲田1-20-20
19	京浜島地区備蓄倉庫	大田区京浜島3-5-8
20	世田谷区立大蔵第二運動場	世田谷区大蔵4-6
21	国士舘大学	世田谷区世田谷4-28-1
22	羽田クロノゲート(世田谷区)	大田区羽田旭町11-1
23	渋谷区本庁舎	渋谷区宇田川町1-1
24	中野区本庁舎	中野区中野4-8-1
25	都立稔ヶ丘高等学校	中野区上鷺宮5-11-1
26	都立富士高等学校	中野区弥生町5- 21- 1
27	杉並区立永福体育館	杉並区永福1-7-6
28	杉並区立上井草ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ	杉並区上井草3-34-1
29	杉並区立高円寺体育館	杉並区高円寺南2-36-31
30	日本通運株式会社　江古田流通センター	練馬区旭丘1-22-13
31	滝野川体育館	北区西ヶ原2-1-6
32	桐ヶ丘体育館	北区赤羽台3-17-57
33	赤羽体育館	北区志茂3-46-16
34	荒川区民会館（ｻﾝﾊﾟｰﾙ荒川）	荒川区荒川1-1-1
35	荒川総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ	荒川区南千住6-45-5
36	あらかわ遊園ｽﾎﾟｰﾂﾊｳｽ	荒川区西尾久8-3-1
37	あらかわ遊園運動場	荒川区西尾久8-3-1
38	東尾久運動場	荒川区東尾久7-1-1
39	南千住野球場	荒川区南千住9-45-5
40	板橋区立小豆沢体育館	板橋区小豆沢3-1-1
41	板橋区立上板橋体育館	板橋区桜川1-3-1
42	練馬区立総合体育館	練馬区谷原1-7-5
43	練馬区立光が丘体育館	練馬区光が丘4-1-4
44	足立区立保木間公園	足立区竹の塚3-8-1
45	都立東綾瀬公園	足立区東綾瀬3-4
46	都立舎人公園	足立区舎人公園1-1
47	ﾃｸﾉﾌﾟﾗｻﾞかつしか	葛飾区青戸7-2-1
48	奥戸総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰｴｲﾄﾎｰﾙ	葛飾区高砂1-2-1
49	江戸川区総合文化ｾﾝﾀｰ	江戸川区中央4-14-1
50	葛西防災施設	江戸川区西葛西8-17-1
51	小松川防災施設	江戸川区小松川1-7
52	八王子市甲の原体育館	八王子市中野町2726-8
53	片倉つどいの森公園	八王子市片倉町3506番地
54	あったかﾎｰﾙ	八王子市北野町596-3
55	南大沢文化会館	八王子市南大沢2-27
56	ｴｽﾌｫﾙﾀｱﾘｰﾅ八王子（八王子市総合体育館）	八王子市狭間町1453-1
57	柴崎市民体育館	立川市柴崎町6-15-9
58	泉市民体育館	立川市泉町786-11
59	武蔵野市立武蔵野総合体育館	武蔵野市吉祥寺北町5-11-20
60	元気創造ﾌﾟﾗｻﾞ総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ	三鷹市新川6-37-1
61	青梅市本庁舎	青梅市東青梅1-11-1
62	青梅市民球技場	青梅市河辺町1-872-1
63	青梅市立第六小学校	青梅市二俣尾3-903-1
64	明星大学ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	青梅市長渕2-590
65	府中市役所北庁舎屋内駐車場	府中市宮西町2-24
66	府中市水防・防災ｽﾃｰｼｮﾝ	府中市小柳町6-1
67	昭島市総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ	昭島市東町5-13-1
68	大町備蓄倉庫	調布市菊野台3-27-40
69	東京スタジアム	調布市西町376-3
70	小島町備蓄倉庫	調布市小島町3-98-5
71	町田市総合体育館	町田市南成瀬5-12
72	小金井市役所第二駐車場	小金井市前原町3-41-15
73	小金井市総合体育館	小金井市関野町1-13-1
74	小平市役所	小平市小川町2-1333
75	小平市民総合体育館	小平市津田町1-1-1
76	東部出張所	小平市花小金井1-8-1
77	西部出張所	小平市小川西町4-10-13
78	市民の森ふれあいホール	日野市本町6-1-3
79	東村山市民スポーツセンター	東村山市久米川町3-30-5
80	国分寺市民スポーツセンター	小平市上水本町6-22-1
81	市民ひかりスポーツセンター	国分寺市光町1-46-8
82	くにたち市民総合体育館	国立市富士見台2-48-1
83	福生市民会館	福生市福生2455
84	福生市防災食育センター	福生市熊川1606-1
85	狛江市民総合体育館	狛江市和泉本町3-25-1
86	東大和市本庁舎	東大和市中央3-930
87	清瀬市本庁舎	清瀬市中里5-842
88	武蔵村山市本庁舎	武蔵村山市本町1-1-1
89	武蔵村山市民会館	武蔵村山市本町1-17-1
90	多摩市立武道館	多摩市諏訪4-9
91	稲城長峰スポーツ広場	稲城市長峰3-10-1
92	羽村市スポーツセンター	羽村市羽加美1-29-5
93	あきる野市本庁舎	あきる野市二宮350
94	西東京市役所田無庁舎	西東京市南町5-6-13
95	西東京市役所保谷庁舎	西東京市中町1-5-1
96	瑞穂スカイホール	瑞穂町箱根ヶ崎2475
97	元狭山広域防災広場	瑞穂町二本木487-1
98	日の出町本庁舎	日の出町大字平井2780
99	檜原村本庁舎	檜原村467-1
100	奥多摩町本庁舎	奥多磨町氷川215-6
101	奥多摩町福祉会館	奥多摩町氷川199-ロ

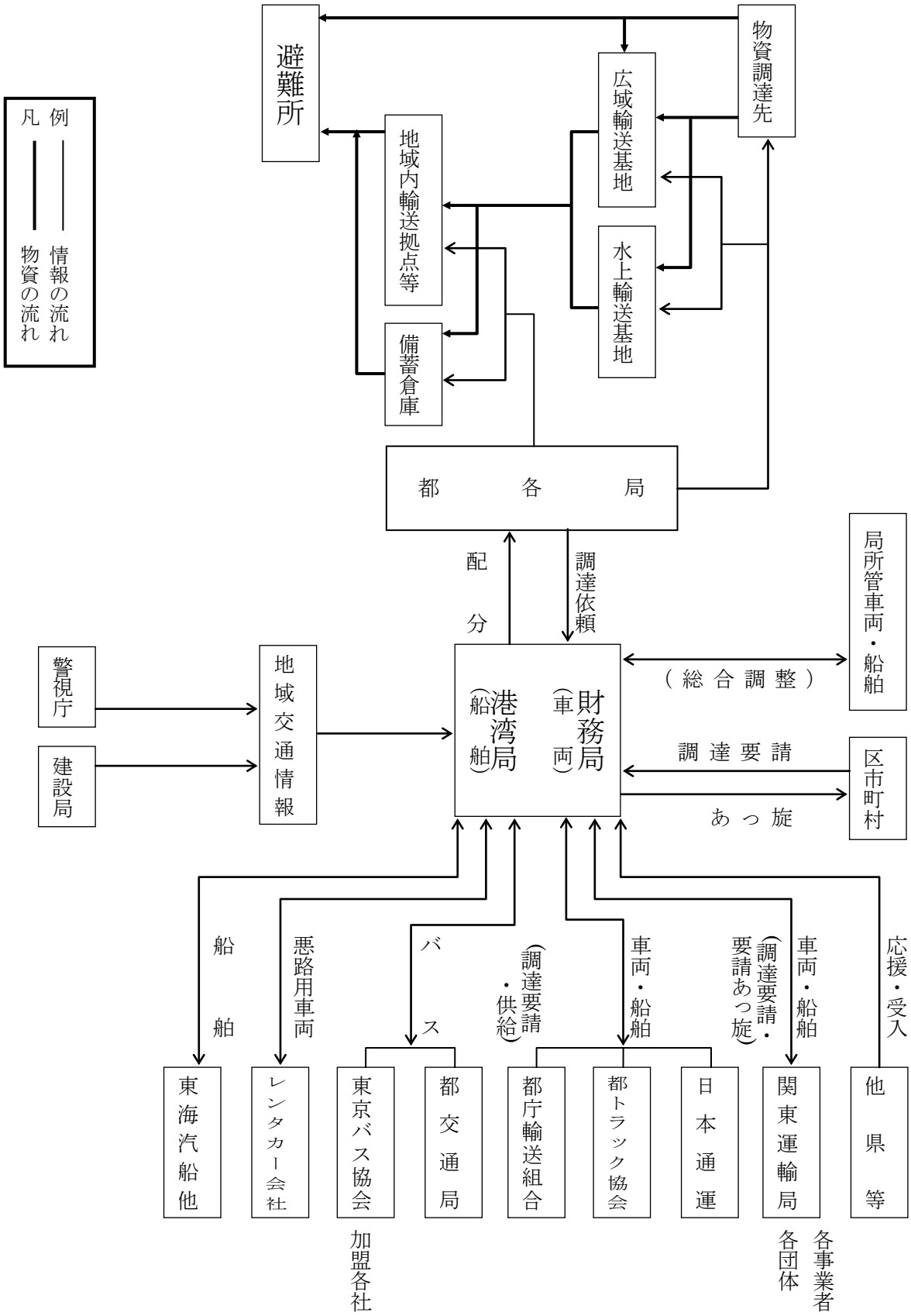
資料第 142　都備蓄倉庫一覧（都福祉保健局）　（本文 524、548 頁）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

倉庫名		所在地	規模
直営倉庫	毛利	江東区毛利 2-1-12	1,166 ㎡
	北烏山	世田谷区北烏山 7-2-9 先、8-1-2 先	540 ㎡
	塩浜	江東区塩浜 2-26-13	2,023 ㎡
	船橋	世田谷区船橋 4-41-17	1,569 ㎡
	西新小岩	葛飾区西新小岩 2-1-10	1,096 ㎡
	白鬚東	墨田区堤通 2-7-13、2-8-14	9,724 ㎡
	城南大橋第二	大田区東海 3-4-1	3,497 ㎡
	南千住	荒川区南千住 6-45-41	2,120 ㎡
	麻布十番駅地下	都営大江戸線麻布十番駅	1,480 ㎡
	清澄白河駅地下	都営大江戸線清澄白河駅	767 ㎡
兼用倉庫	多摩広域防災倉庫	立川市緑町 3256-5	3,741 ㎡
	立川地域防災センター	立川市緑町 3233-2	1,686 ㎡
	都庁第二本庁舎	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎	60 ㎡
	葛飾区	葛飾区立石 5-13-1 葛飾区役所	177 ㎡
	西多摩福祉事務所	青梅市河辺 6-4-1 青梅合同庁舎	32 ㎡
	大島支庁	大島町元町字小清水	130 ㎡
	三宅支庁	三宅村伊豆 642	150 ㎡
	八丈支庁	八丈町大賀郷	40 ㎡
	小笠原支庁	小笠原村父島字西町	50 ㎡
契約倉庫	ﾃﾚｺﾑｾﾝﾀｰ備蓄倉庫	江東区青海 2-5-10	2,907 ㎡
計		20か所	32,955 ㎡

資料第143　車両等の調達・供給等の流れ（都財務局）　（本文537頁）

（物資輸送の場合）



資料第144　貨物自動車・乗合自動車供給機関（都財務局）　（本文537頁）

機関別

機 関 名	所 在 地	電 話 等
一般社団法人 東京都トラック協会	新宿区四谷3-1-8	3359-6251(NTT代表) 86961(防災無線) 86960(無線ﾌｧｸｼﾐﾘ)
東京都庁輸送 事業協同組合	新宿区新宿4-3-15	3352-5550(NTT代表)
日本通運㈱	中央区日本橋人形町2-26-5	5652-6950(NTT代表) 86801(防災無線) 86800(無線ﾌｧｸｼﾐﾘ)
一般社団法人 東京バス協会	渋谷区初台1-34-14 初台TNビル1階	3379-2441(NTT代表) 79541(防災無線)
オリックス自動車㈱	港区芝3-22-8	6436-6000 (NTT代表)
㈱トヨタレンタリース東京	千代田区九段南2-3-18	3263-6321 (NTT代表)

資料第145　都各局舟艇保有状況（都港湾局）　（本文538頁）

機　関　名	保　有　数	備　考
建　設　局	２５	水上バス、指揮艇、清掃船
港　湾　局	３０	監視艇、指揮艇、清掃船ほか 平成31年4月1日現在
警　視　庁	３３８	警備艇、救命ボート
東　京　消　防　庁	２５８	消防艇(10)、救命ボート（248） 平成31年4月1日現在
合　計	６４６	

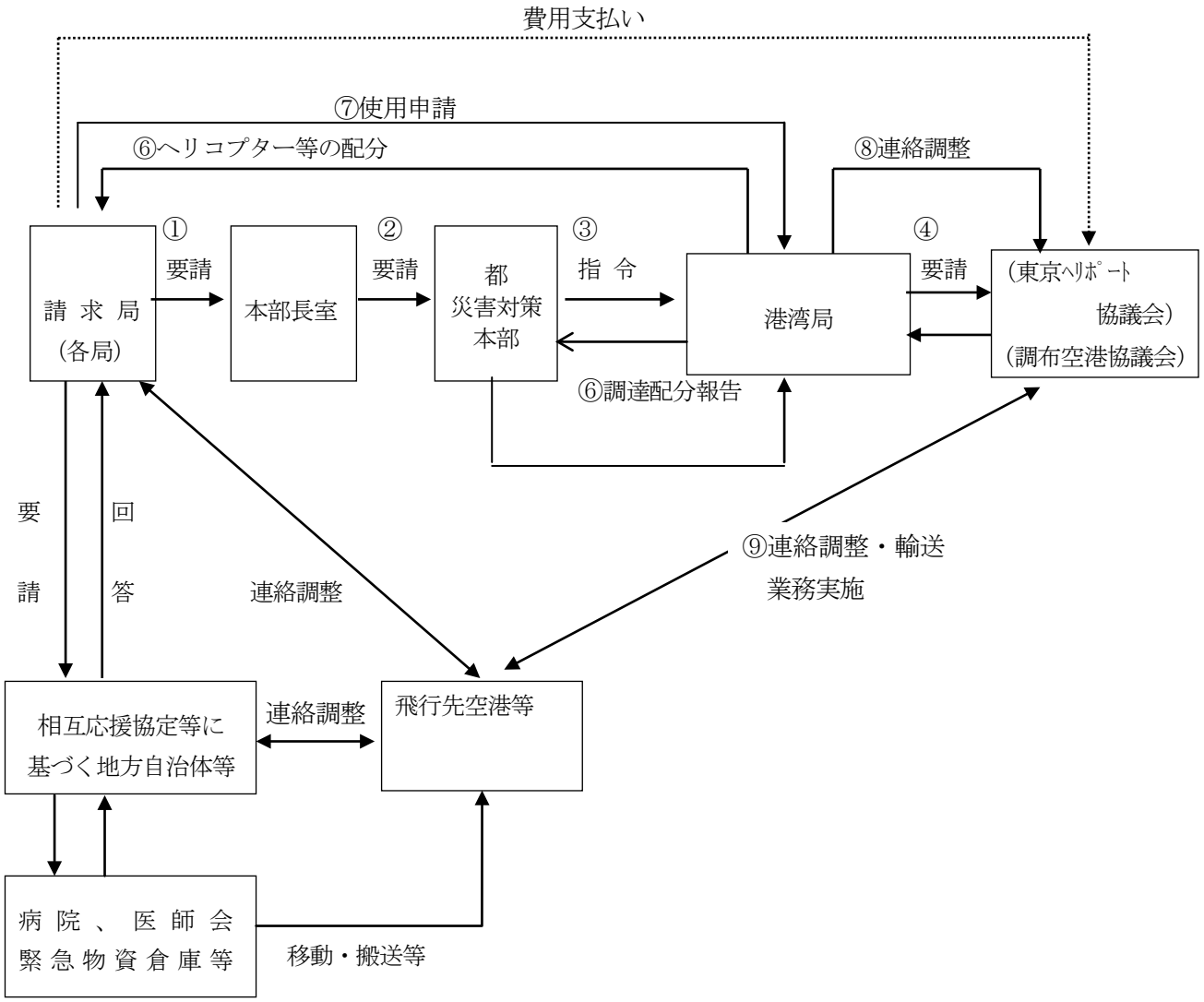
※港湾局の場合、用途を監視艇、指揮艇及び清掃船に限定すると、２４隻となる。

資料第146　調達あっせん対象船舶一覧表（関東運輸局）　（本文538頁）

（平成31年4月1日現在）

事業者又は団体名	住所・電話	船名	トン数	輸送能力		備考
				人	容積（㎥）	
東海汽船（株）	港区海岸1-16-1 ﾆｭｰﾋﾟｱ竹芝ｻｳｽﾀﾜｰ5F ℡3436-1137	橘丸	5,681	596	574.3	貨客船
		さるびあ丸	4,992	沿海　1,546 限定近海　514	436.2	〃
		セブンアイランド愛	280	255		旅客船　ジェット船
		セブンアイランド虹	281	255		〃　ジェット船
		セブンアイランド大漁	165	255		〃　ジェット船
		セブンアイランド友	164	255		〃　ジェット船
東京都観光汽船（株）	台東区花川戸1-1-1 ℡3457-7824	ﾘﾊﾞｰﾀｳﾝ	141	550		〃
		ｱﾜｰﾀｳﾝ	138	320		〃
		ｼﾞｭﾋﾞﾘｰ	146	480		〃
		竜馬	143	560		〃
		道灌	148	553		〃
		海舟	146	540		〃
		いりす	77	240		〃
		ヒミコ	114	160		〃
		ホタルナ	167	261		〃
		エメラルダス	132	100		〃
		御座船　安宅丸	486	500		〃
観光汽船興業(株)	中央区日本橋茅場町 2-17-3 ℡3457-1071	アーバンランチⅠ	19	41		〃
		アーバンランチⅡ	19	41		〃
		アーバンランチⅢ	19	41		〃
東京ｼｯﾌﾟｻｰﾋﾞｽ（株）	港区海岸3-1-3 ℡3455-2121 3455-1461	第30港丸	11	34		〃
		第31港丸	11	36		〃
		しらさぎ	12	36		〃
		第27東港丸	14	50		〃
		第55港丸	14	46		〃
小笠原海運(株)	港区芝浦3-7-9DKビル8F ℡3451-5171	おがさわら丸	11,035	894	928.3	貨客船
伊豆諸島開発(株)	港区海岸3-6-43 ℡3455-3090	あおがしま丸	460	50	640.2	〃
		ははじま丸	453	200	－	〃
		ゆり丸	469	沿海　115 限定近海　40	930.6	〃
神新汽船（株）	港区海岸1-16-1 ﾆｭｰﾋﾟｱ竹芝ｻｳｽﾀﾜｰ5F ℡3436-1146	フェリーあぜりあ	485	240	138.1	〃
東京都新島村	新島村本村1-1-1 ℡04992-7-0004	にしき	69	100		旅客船

資料第 147　ヘリコプター等による緊急輸送業務実施の流れ（都港湾局）　（本文540頁）



資料第148　災害用トイレの分類と備蓄等状況　（都総務局）　　（本文575頁）

（都：平成31年4月1日現在）

（区市町村：平成30年4月1日現在）

名　　称	特　　徴	備蓄量等	
		区市町村	都
マンホール設置型トイレ	公園等の一部施設においてマンホール上に設置し、直接汚水を流せるようにしたもの	10,629基	1,692基
便槽付トイレ	主に工事現場やイベント等で利用されているトイレで、便槽に貯留し汲み取りするもの	8,296基	-
簡易トイレ	室内に設置可能な小型で持ち運びのできるトイレで、し尿を貯留するタイプのもの	39,009基	7,984基
携帯トイレ	既設のトイレの便座等に便袋を設置し、し尿をパックするタイプのもの	5,023,846枚(個)	-
その他	上記以外のもの（自動ラップ式トイレ、マンホール・便槽併用型トイレ等）	1,270台	-
し尿処理車	-	16台	-

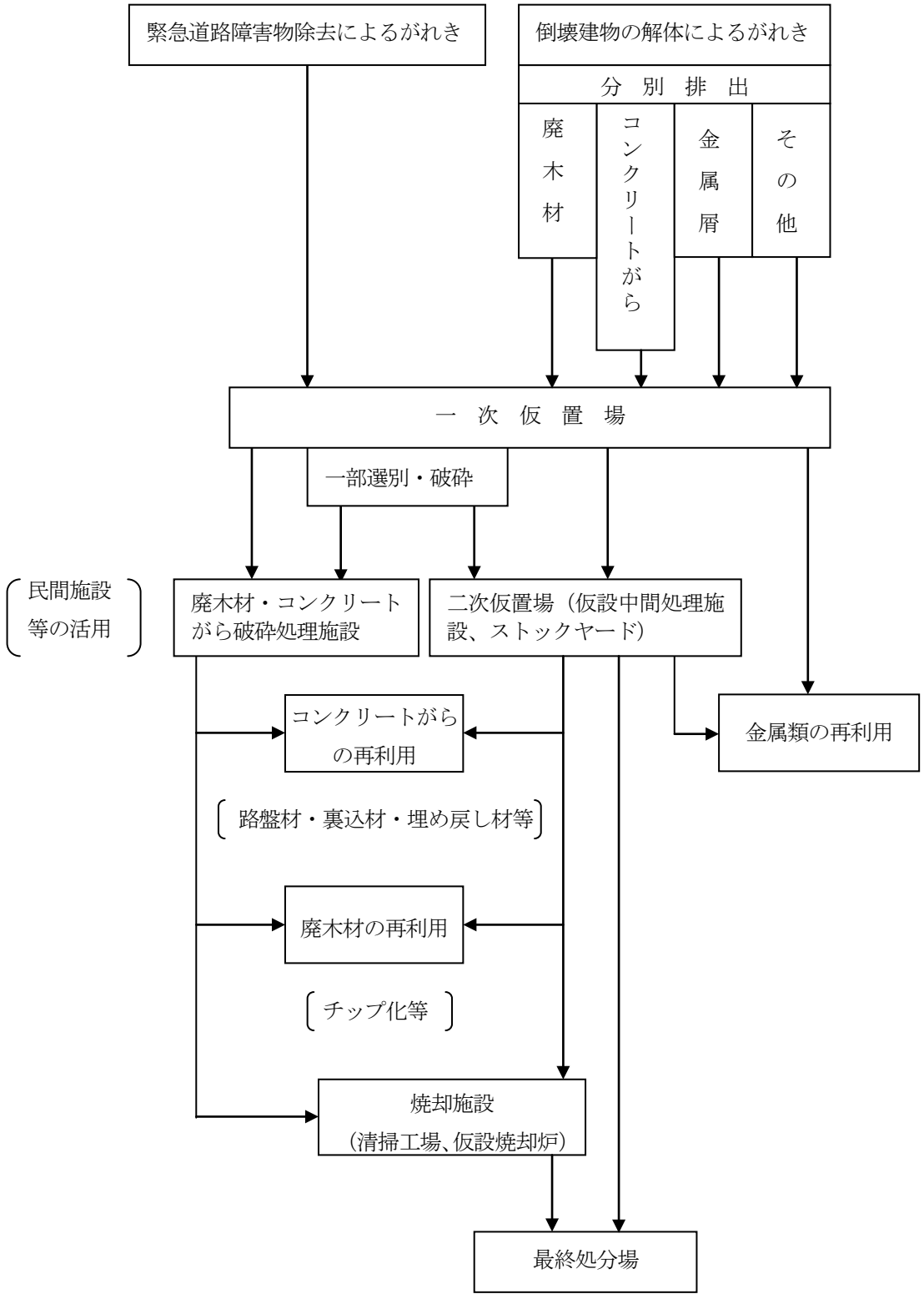
資料第149　区市町村別災害救助法適用基準早見表（都総務局）　（本文577頁）

区市町村		人口	基準	
			1号	2号
区部	千代田区	58,406	80	40
	中央区	141,183	100	50
	港区	243,283	100	50
	新宿区	333,560	150	75
	文京区	219,724	100	50
	台東区	198,073	100	50
	墨田区	256,274	100	50
	江東区	498,109	150	75
	品川区	386,855	150	75
	目黒区	277,622	100	50
	大田区	717,082	150	75
	世田谷区	903,346	150	75
	渋谷区	224,533	100	50
	中野区	328,215	150	75
	杉並区	563,997	150	75
	豊島区	291,167	100	50
	北区	341,076	150	75
	荒川区	212,264	100	50
	板橋区	561,916	150	75
	練馬区	721,722	150	75
	足立区	670,122	150	75
	葛飾区	442,913	150	75
	江戸川区	681,298	150	75
	計	9,272,740		
多摩地域	八王子市	577,513	150	75
	立川市	176,295	100	50
	武蔵野市	144,730	100	50
	三鷹市	186,936	100	50
	青梅市	137,381	100	50
	府中市	260,274	100	50
	昭島市	111,539	100	50
	調布市	229,061	100	50
	町田市	432,348	150	75
	小金井市	121,396	100	50
	小平市	190,005	100	50
	日野市	186,283	100	50
	東村山市	149,956	100	50
	国分寺市	122,742	100	50
	国立市	73,655	80	40
	福生市	58,395	80	40
	狛江市	80,249	80	40
	東大和市	85,157	80	40
	清瀬市	74,864	80	40
	東久留米市	116,632	100	50
	武蔵村山市	71,229	80	40
	多摩市	146,631	100	50
	稲城市	87,636	80	40
	羽村市	55,833	80	40
	あきる野市	80,954	80	40
	西東京市	200,012	100	50
	計	4,157,706		
島部	瑞穂町	33,445	60	30
	日の出町	17,446	50	25
	檜原村	2,209	30	15
	奥多摩町	5,234	40	20
	計	58,334		
	大島町	7,884	40	20
	利島村	337	30	15
	新島村	2,749	30	15
	神津島村	1,891	30	15
	三宅村	2,482	30	15
	御蔵島村	335	30	15
	八丈町	7,613	40	20
	青ヶ島村	178	30	15
	小笠原村	3,022	30	15
	計	26,491		
都計		13,515,271		

（注１）表中の「１号」「２号」は、それぞれ災害救助法施行令第１条第１号及び第２号を指す。

（注２）人口は、平成30年4月27日現在国勢調査による。

資料第 150　「がれき」処理の基本的流れ（都環境局）　　（本文 588 頁）



資料第151　「がれき」の推定発生量(都総務局)　（本文589頁）

（単位：万ｔ、万㎥）

	東京湾北部地震 (M7.3)		多摩直下地震 (M7.3)		元禄型関東地震 (M8.2)		立川断層帯地震 (M7.4)	
	重量	体積	重量	体積	重量	体積	重量	体積
東京都	4,289	5,125	3,121	3,771	3,121	3,825	1,166	1,412
区部	4,049	4,807	2,071	2,465	2,421	2,928	87	104
多摩	241	318	1,050	1,306	700	896	1,080	1,308

※「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」より

資料第 152　東京都災害廃棄物対策本部（仮称）の業務（都環境局）（本文 590 頁）

<table>
<tr><th>項　目</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>①災害廃棄物処理全般に関する進行管理</td><td>○　災害廃棄物処理全般の進行管理を行う。</td></tr>
<tr><td>②東京都全体の災害廃棄物の予測</td><td>○　発災後、区市町村は速やかに家屋等の被害状況（全壊及び半壊建物数）を確認し、東京都災害廃棄物対策本部（仮称）に報告する。東京都災害廃棄物対策本部（仮称）は、その被害報告に基づき災害廃棄物の発生量を予測する。</td></tr>
<tr><td>③国との連絡調整・協議</td><td>○　区市町村の建物に甚大な被害が生じた場合、東京都災害廃棄物対策本部（仮称）は、公費負担による災害廃棄物処理の対象となる範囲※を定めるため、国（環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）との連絡調整・協議を行う。
※　範囲とは、①適用地域、②適用主体（個人及び事業所の範囲）、③適用業務（基礎部分や塀等の解体・撤去を含むかどうか）　等</td></tr>
<tr><td>④東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）の策定</td><td>○　被災状況などの情報を収集・整理し、災害廃棄物処理の基本方針を示す「東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）」（以下「推進計画」という。）を策定する。
○　推進計画に規定する主な内容
1　災害廃棄物の発生予測量
2　公費による処理対象
a 適用地域　b 適用主体　c 適用業務
3　処理スケジュール
a 発生予測量に基づく最終的な処理完了予定時期
b 解体受付開始見込み時期
c 都の提供する集積場所の確保時期
d 区市町村の解体、撤去の優先順位の考え方
4　家屋情報（建物に係る権利及び延床面積）の確認方法
5　区市町村から定期的に報告を受ける事項
a 解体・撤去受付件数、受付延床面積
b 撤去、運搬量　c 集積場所搬入量
6　区市町村の処理に対する留意事項
7　広域的応援体制</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項　目</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>⑤区市町村との連絡調整、情報提供</td><td>
<table>
<tr><th>項　目</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>1　区市町村災害廃棄物処理実行計画の把握</td><td>東京都災害廃棄物対策本部（仮称）は、各区市町村が策定した「災害廃棄物処理実行計画」（以下「区市町村災害廃棄物処理実行計画」という。）を把握するため、区市町村に対して策定後提出を求める。</td></tr>
<tr><td>2　区市町村災害廃棄物処理実行計画の作成支援</td><td>東京都災害廃棄物対策本部（仮称）は、区市町村災害廃棄物処理実行計画の記載内容、進捗状況を確認し、被災状況や処理能力等に鑑みて、内容の過不足、進捗の遅れ等がある場合は、必要な助言、民間業者の活用推進等を行い、区市町村災害廃棄物処理実行計画の作成を支援する。</td></tr>
<tr><td>3　支援体制への活用</td><td>東京都災害廃棄物対策本部（仮称）は、区市町村災害廃棄物処理実行計画の内容から、都が重点的に支援すべき地域を把握する。</td></tr>
<tr><td>4　適正処理等を徹底するための注意喚起</td><td>被災時の混乱に乗じて不適正処理・不法投棄を行う業者が現れる可能性があることから、区市町村に対して委託業者が適正処理を徹底し、集積場所などの警備体制を確立するよう、必要な情報提供・支援等を行う。</td></tr>
<tr><td>5　区市町村への情報提供</td><td>都から各区市町村に対して、迅速に必要な情報提供を行う。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>⑥災害廃棄物の処理に関する広報</td><td>○　災害廃棄物の処理に関する広報は、対応時期によって、情報の内容及び方法を変えながら、都民の心理的動揺や混乱が生ずることのないよう、的確な情報提供を行うよう努める。情報提供にあたっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
発災直後には、他の優先情報の周知の阻害、情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、緊急情報（危険物・有害物の情報、野焼きの禁止、区市町村の窓口・問い合わせ先案内、今後のスケジュールなど）を発信する。</td></tr>
</table>

項　目	内　容
⑦仮置場に関する支援	1　仮置場の確定、情報提供 ○　被災状況報告等に基づき、仮置場として都が提供できる土地を確定し、その情報を区市町村に対し提供する。 2　仮置場確保に関する調整 ○　被災状況を把握後、比較的被災度合いの低い地域に対して、①既に仮置場として利用している土地の受入能力に余裕がないか、②仮置場として新たに利用できる土地がないかなどについて調査を行う。 ○　仮置場として利用できる土地の受入能力に余裕がある場合は、被災度合いの低い地域に対して仮置場の提供を働きかける。 ○　仮置場とすべき場所に余裕がなく、都内のみで対処できない場合については、近隣県に対して応援を求める等、広域的な連絡調整を行う。 3　仮置場の運用状況の把握 ○　各仮置場の運用状況を把握するため、各区市町村に対し、週１回、仮置場の状況報告を依頼する。 4　災害廃棄物のリサイクル・適正処理の推進 ○　あらかじめ災害廃棄物の分別方法、管理方法に関するマニュアルを策定し、それに基づいて、区市町村において仮置場での災害廃棄物の分別・管理が徹底され、災害廃棄物のリサイクル・適正処理が推進されるよう促す。
⑧広域的な処理体制を確保するための周辺県市との調整	○　東京都内の施設や機材等のみでの対応が困難であると判断される場合は、速やかに「九都県市災害時相互応援に関する協定」（平成 22 年 4 月 1 日制定）に基づき、周辺県市からの応援を要請するための手続を進める。 ○　九都県市内での対応が困難な場合は、１都９県との応援協定に基づき同様の手続を講じる。
⑨最終処分に関する調整	○　平成 12 年から 23 区の清掃事業は各区の事務となっているが、23 区のごみの最終処分は、都が設置・管理する最終処分場において、都が 23 区の委託を受けて実施している。このことから、以下のとおり、23 区の災害廃棄物の最終処分に関する調整を行う。 1　最終処分場受入計画の策定 ・環境局では、都の管理する最終処分場の被災状況について把握する。 ・把握した情報に基づき、最終処分場の受入可能量を算定する。 ・環境局は、被災状況の報告及び災害廃棄物発生量予測等に基づき、最終処分場受入計画を策定する。 2　最終処分場への受入 ・災害廃棄物処理は再資源化を基本とし、都の管理する最終処分場には、原則として、再資源化、再利用が出来ない焼却残渣、分別残渣等に限り搬入を認める。 ・最終処分場への搬入は、緊急道路障害物除去が終了し、道路交通事情が回復した時点で開始する。

資料第 153　激甚災害法に定める事業及び関係局（都総務局）　（本文 592 頁）

適用条項	事　　業　　名	都関係局名	備　　考
第３条	1　公共土木施設災害復旧事業	建　設　局 港　湾　局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2　公共土木施設災害関連事業	建　設　局 港　湾　局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3　公立学校施設災害復旧事業	教　育　庁	
	4　公営住宅施設災害復旧事業	住宅政策本部	
	5　生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局	
	6　児童福祉施設災害復旧事業		
	7　老人福祉施設災害復旧事業		
	8　身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業		
	9　障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、又は障害福祉サービス事業の用に供する施設の災害復旧事業		
	10　婦人保護施設災害復旧事業		
第３条 及び 第 19 条	11　感染症予防事業	福祉保健局	
	12　感染症指定医療機関災害復旧事業		
第３条 及び 第９条	13　堆積土砂排除事業	建　設　局 下水道局 港　湾　局 産業労働局 都市整備局 総　務　局	河川、道路、公園、緑地、運河、溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水路 林業用施設（貯木場等） 林業用施設、漁場 上記の施設の区域外
第３条 及び 第 10 条	14　湛水排除事業	建　設　局 下水道局 港　湾　局 産業労働局	
第５条	15　農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
第５条 及び 第６条	16　農林水産業共同利用施設災害復旧事業		
第７条	17　開拓者等の施設の災害復旧事業		
第８条	18　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第 11 条	19　共同利用小型漁船の建造費の補助		
第 12 条	20　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		

適用条項	事　　業　　名	都関係局名	備　　考
第13条	21　小規模企業者等設備同遠敷資金助成法による貸付金の償還期間の特例		
第14条	22　事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第16条	24　公立社会教育施設災害復旧事業	教　育　庁	
第17条	25　私立学校施設の災害復旧事業	生活文化局	
第20条	26　母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉保健局	
第21条	27　水防資材費の補助の特例	建　設　局	
第22条	28　り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	住宅政策本部	
第24条	30　公共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	建　設　局 教　育　庁 産業労働局 財　務　局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定

資料第154　応急仮設住宅供給能力一覧表（都住宅政策本部）　（本文599頁）

（平成30年8月現在）

被災地		仮設住宅の供給（建設）（戸当たり29.7㎡換算）		
ブロック	都県名	1か月以内	3か月以内累計	6か月以内累計
関東	茨城県	3,800戸	29,000戸	62,000戸
	栃木県			
	群馬県			
	埼玉県			
	東京都			
	千葉県			
	神奈川県			
	山梨県			
	長野県			
	新潟県			

（注）本表は、関東ブロックで災害が発生した場合、全国から関東ブロックに対し、どのくらい供給（建設）できるかを調べたものである(一般社団法人プレハブ建築協会報告)。ただし、次の条件が満たされることを前提としている。

a. 標準の仕様及び標準プランに基づくこと。
b. 各事業所、生産工場が当該災害の被害の影響がないこと。
c. 生産資材、生産部材などの原材料、設備機器が確保されること。
d. 生産資材、生産部材などの運搬手段が確保されること。
e. 建設技術者、作業員が当該地域内外より確保されること。
f. 給排水・電気・ガス設備は、敷地内（団地内）の範囲とすること。

資料第155　災害復旧用材の供給に係わる特例措置（関東森林管理局）　（本文599頁）

用材（立木）・素材	販売の相手方	特別措置 ＼ 用途区分		代金返納	減額（時価の五割以内）	随意契約
					可否	可否
	都	災害救助法に基づく災害救助用	応急復旧住宅等	「国の所有に属する物品の売り払い代金の納付に関する法律」に基づき、国有林材の売払いに際し、代金の延納の特約を締結することが可能 延納期間や担保の有無、延納利率などの条件については、毎年度財務省と協議の上決定	可	可
		都道府県の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設（公営住宅を含む）		否	可
		個人用施設の復旧用			否	可
	区市町村	災害救助法が適用された災害で、区市町村の管理に属する公共施設の復旧用	事務所、学校、病院診療所、託児所、道路、橋、堤防		可	可
		区市町村の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設（公営住宅を含む）		否	可
		個人用施設の復旧用	住宅店舗等		否	可
	個人	災害復旧用	住宅店舗等		否	可

（注）減額譲渡は、国有林野の所在する地方の市町村の区域内に著しい被害が発生し、災害救助法が適用された場合に可能であり、この場合の要請は、発災から20日以内に都又は区市町村が、関東森林管理局に被災状況、供給を受けようとする素材の種類、品名計画等を記録した申請書を提出して行う。
緊急を要する場合には、事後に申請書を提出することを条件として、口頭で要請することができる。

資料第 156　災害弔慰金等の支給（都福祉保健局）　（本文 603 頁）

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1　１区市町村において住居が５世帯以上滅失した災害 2　都道府県内において住居が５世帯以上滅失した区市町村が３以上ある場合の災害 3　都道府県内において災害救助法が適用された区市町村が１以上ある場合の災害	1　災害弔慰金の支給等に関する法律 2　実施主体等 (1) 実施主体 区市町村(条例) (2) 経費負担 国　1/2 都　1/4 区市町村　1/4	死亡者の配偶者 〃　子 〃　父母 〃　孫 〃　祖父母 上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹(死亡時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)	死亡者１人につき主たる生計者の場合　500 万円 それ以外の場合　250 万円	1　当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2　法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）第２条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合
災害障害見舞金	4　災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害		法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者１人につき主たる生計者の場合　250 万円 それ以外の場合　125 万円	

＊上記基準を原則とするが、災害の規模に応じてはこの限りではない。

資料第 157　災害救援物資等の支給（日本赤十字社東京都支部）　（本文 603 頁）

種別	対象となる災害	支給対象者	支　給　内　容	備　　考
災害救援物資	震災・風水害・火災等	全半壊・全半焼 床上浸水 避難所へ１晩以上避難	毛布、緊急セット 毛布、緊急セット バスタオル 毛布、緊急セット 安眠セット	毛布・バスタオル・安眠セットは全員に、緊急セットは世帯あたり各１とする。

資料第 158　災害援護資金の貸付（都福祉保健局）　（本文 603 頁）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金・国制度（都福祉保健局・区市町村）	自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 １人　220 万円 ２人　430 万円 ３人　620 万円 ４人　730 万円 ５人以上　730 万円に世帯人員が１人増すごとに 30 万円を加算した額 （注）住居が滅失した場合は、1,270 万円に緩和	１　災害弔慰金の支給等に関する法律 ２　実施主体 区市町村(条例) ３　経費負担 国　2/3 都　1/3 ４　対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 １　世帯主の１か月以上の負傷　150 万円 ２　家財等の損害 ア　家財の 1/3 以上の損害　150 万円 イ　住居の半壊　170 万円 ウ　住居の全壊　250 万円 エ　住居全体の滅失又は流失　350 万円 ３　１と２が重複した場合 ア　１と２のアの重複　250 万円 イ　１と２のイの重複　270 万円 ウ　１と２のウの重複　350 万円 ４　次のいずれかの事由の１に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア　２のイの場合　250 万円 イ　２のウの場合　350 万円 ウ　３のイの場合　350 万円	１　据置期間 ３年（特別の事情がある場合５年） ２　償還期間 据置期間経過後７年 （特別の事情がある場合５年） ３　償還方法 年賦、半年賦又は月賦 ４　貸付利率 年３％以内で条例で定める率（据置期間中は無利子） ５　延滞利息 年 5 ％
災害援護資金・都制度（都福祉保健局・区市町村）	国制度と同じ	１　東京都災害援護資金貸付事業実施要綱 ２　実施主体 区市町村（要綱） ３　経費負担 都 10/10 ４　対象となる災害 国制度と同じ ５　適用条件 福祉保健局長が必要と認めた場合	次のいずれかに該当する場合 150 万円を上限に貸付 １　世帯主の１ヶ月以上の負傷 ２　家財の 1/3 以上の損害 ３　住居の半壊 ４　住居の全壊 ５　住居の全体が滅失又は流出	１　据置期間 ３年（特別の事情がある場合 5 年） ２　償還期間 据置期間経過後 7 年（特別の事情がある場合 5 年） ３　償還方法 年賦、半年賦又は月賦 ４　貸付利率 年１％以内（据え置き期間中は無利子） ５　延滞利息 年 5%

資料第 159　生活福祉資金の貸付（都福祉保健局）　（本文 603 頁）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
生活福祉資金（福祉資金）（都福祉保健局）	低所得世帯のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 区市町村社会福祉協議会	1 世帯　150 万円以内	1 据置期間 貸付けの日から 6 ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後 7 年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年 1.5%（据置期間中は無利子） 4 連帯保証人 原則必要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、区市町村社会福祉協議会に申し込む。
生活福祉資金（緊急小口資金）（都福祉保健局）	低所得世帯のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 区市町村社会福祉協議会	1 世帯　10 万円以内	1 据置期間 貸付けの日から 2 ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後 12 ヶ月以内 3 貸付利率 無利子 4 連帯保証人 不要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、区市町村社会福祉協議会に申し込む。

資料第 160　被災者生活再建支援金の支給（都福祉保健局）　（本文 603 頁）

<table>
<tr><th>種別</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>被災者生活再建支援金の支給（都福祉保健局・区市町村）</td><td>
1　根拠法令
被災者生活再建支援法

2　実施主体
都(ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区市町村が行う。)

3　対象となる自然災害
自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる自然災害は次の区域に係る当該自然災害。
（1）　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村
（2）１０世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村
（3）１００世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
（4）（1）又は（2）の区市町村を含む都道府県の区域内で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口１０万人未満に限る。）
（5）(1) ～（3）の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口１０万人未満に限る。）
（6）（1）若しくは（2）の区市町村を含む都道府県又は（3）の都道府県が２以上ある場合に、
５世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口１０万人未満に限る。）
２世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口５万人未満に限る。）

4　制度の対象となる被災世帯
３の自然災害により
（1）住宅が全壊した世帯
（2）住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
（3）災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
（4）住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

5　支援金の支給額
支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。
（※　世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３/４の額）
（1）　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td>住宅の
被害程度</td><td>全壊
4（1）に該当</td><td>解体
4（2）に該当</td><td>長期避難
4（3）に該当</td><td>大規模半壊
4（4）に該当</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>１００万円</td><td>１００万円</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td></tr>
</table>
（2）　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借
（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>２００万円</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td></tr>
</table>
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で２００（又は１００）万円
</td></tr>
</table>

資料第 161　中小企業への融資（都産業労働局）　　（本文 606 頁）

機関名	区分	内　　容	
都産業労働局	災害復旧資金融資（災）	①　資金使途	運転資金、設備資金
		②　対象企業	都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で次に定める災害により、被害を受けたもの
		③　対象災害	次の(1)又は(2)に該当するもののうち知事が指定するもの (1)　災害救助法の適用があった災害 (2)　(1)のほか特に知事が必要と認めたもの
		④　限度額	8,000万円
		⑤　利率	年1.7%（平成24年10月1日現在）
		⑥　期間	運転資金、設備資金10年以内
		⑦　保証人	要する。法人は代表者個人、組合は代表理事
		⑧　担保	原則として無担保とし、信用保証合計残高が8,000万円を超える場合は、必要に応じ、担保を要する。
		⑨　信用保証	東京信用保証協会の信用保証を要する。
		⑩　信用保証料	保証協会の定めるところによる。ただし、都が全額補助する。
		⑪　返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）
	経営支援融資「区市町村認定不要型（経営一般）」	①　資金使途	運転資金、設備資金
		②　対象企業	都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合
		③　限度額	１億円　組合２億円
		④　利率	融資期間に応じて年1.7%～2.2%以下 （平成24年10月1日現在）
		⑤　期間	運転資金、設備資金10年以内
		⑥　保証人	要する。法人は代表者個人、組合は代表理事
		⑦　担保	原則として、信用保証合計残高が8,000万円以下の場合は不要
		⑧　信用保証	東京信用保証協会の信用保証を要する。
		⑨　信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、小規模企業者に対しては都が信用保証料の2分の1を補助する。
		⑩　返済方法	分割返済（元金据置期間は２年以内）

機関名	区分	内容
中小企業金融公庫	災害復旧貸付	①　資金使途　災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 ②　対象企業　公庫が当貸付の適用を認めた災害により、災害を被った中小企業者 ③　限度額　（直接貸付）既往債務残高にかかわらず1億5,000万円 （代理貸付）既往残高にかかわらず直接貸付の範囲内で 7,500万円 ④　利率　基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。） ⑤　期間　10年以内（うち据置期間２年以内） ⑥　保証人・担保　原則として必要。ただし直接貸付において3,000万円を限度として担保の徴求の一　部免除が受けられるなどの特例を設けている。 ⑦　返済方法　分割返済
国民生活金融公庫	災害貸付	①　資金使途　災害復旧のための設備資金及び運転資金 ②　対象企業　公庫が当貸付の適用を認めた指定被災地内で事業を営む方で、直接に災害を受け、区市町村長などからその旨の証明を受けた方（直接被害者）及び災害によって売上の減少、売掛債権の固定化などの間接的な被害を受けた方（間接被害者） ③　限度額　各貸付ごとの融資限度額に、１災害当たり3,000万円を加えた額 （特に異例の災害の場合は、災害の都度閣議決定により定める。） ④　利率　各貸付ごとの利率（特に異例の災害の場合は、災害の都度閣議決定により定める。） ⑤　期間　10年以内（うち据置期間２年以内） ⑥　保証人・担保　必要に応じて ⑦　返済方法　割賦払（毎月、半年払など）又は一時払
商工組合中央金庫	災害復旧貸付	①　資金使途　災害復旧のための設備資金及び運転資金 ②　対象企業　金庫が当貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 ③　限度額　特に定めず ④　利率　所定利率 ⑤　期間　設備資金20年以内（うち据置期間３年以内） 運転資金10年以内（うち据置期間３年以内） ⑥　保証人・担保　必要に応じて提供 ⑦　返済方法　分割返済

資料第 162　農林漁業関係者への融資（都産業労働局）　　（本文 607 頁）

①株式会社日本政策金融公庫による融資　　（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	資金の種類		融資対象となる事業	貸付けの相手方	利率（年利）	償還期間	償還期間のうち据置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金		農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・同連合会等	災害 0.16 ～ 0.20%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金		＜災害復旧＞ 農業施設の復旧、果樹の改植又は補植	農業を営む者	災害 0.16 ～ 0.20%	15年以内（果樹の改植又は補植は25年以内）	３年以内（果樹の改植又は補植は10年以内）
林業関係資金	林業基盤整備資金	造林	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	災害 0.16 ～ 0.19%	15年以内	５年以内
			激甚災害による被害造林地の復旧（補助事業）	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協	災害 0.16 ～ 0.20%	30年以内	20年以内
		林道	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	災害 0.16 ～ 0.20%	20年以内	３年以内
	農林漁業施設資金		＜主務大臣指定施設＞ 林業用施設の復旧	林業を営む者	災害 0.16 ～ 0.19%	15年以内	３年以内

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付けの相手方	利率（年利）	償還期間	償還期間のうち据置期間
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港施設、漁場及び水産種苗生産施設等の復旧	水産業協同組合（漁港施設の復旧においては漁業生産組合を除く。）	災害 0.16　～ 0.20％	20年以内	３年以内
	農林漁業施設資金	主務大臣指定施設の復旧及び漁船の復旧	漁業を営む者	災害 0.16　～ 0.19％	15年以内	３年以内
共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金（原則として天災）	農林漁業者	災害 0.16％	10年以内	３年以内
	農林漁業施設資金	＜共同利用施設＞ 農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の復旧	農協・同連合会、土地改良区・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合（漁業生産組合を除く）、５割法人・団体、農林漁業振興法人、農業共済組合・同連合会	災害 0.16％	20年以内	３年以内

（申込方法）株式会社日本政策金融公庫に直接申し込むか、あるいは、農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じて行うことができる。

（貸付限度）原則として８割で、額は各資金によって異なる。

②経営資金等の融通（貸付主体は金融機関。都は国の補助を得て利子補給する。）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率（年利）	償還期間	償還期間のうち据置期間
天災資金（一般及び激甚）	経営資金	種苗、肥料、漁業用燃油等の購入等	被害農林漁業者	特別被害者※1 3.0%以内 3割被害者※2 5.5%以内 その他 6.5%以内	3年以内～6年以内 （激甚災害の場合は4年以内～7年以内）	――
	事業資金	天災により災害を受けたため必要となった事業運営資金	被害組合及び連合会	6.5%以内	3年以内	――

	（融資条件）天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（天災融資法）が適用された場合、農協、森林組合、漁協等を通じて融通する。 なお、天災融資法の適用となった天災が、さらに激甚災害法の適用も受け、激甚災害対象都道府県となった場合に、天災融資法に基づく天災資金の償還について、償還期間等の特例を受けることができる。 （貸付限度）[経営資金] ・個人は200万円以内（政令で定める資金500万円以内）なお、激甚災害の場合は、250万円以内(政令で定める資金600万円以内) ・法人は2,000万円以内（政令で定める資金2,500万円以内） [事業資金] ・組合は2,500万円以内、連合会は5,000万円以内 なお、激甚災害の場合は、組合は5,000万円以内、連合会7,500万円以内 （注）① 利率については、発動の都度、他の災害資金を考慮して設定する。 ② 上記表の利率（年利） ※１ 特別被害者とは、都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農業にあっては、年収の50%（開拓者は30%）以上の損失額のある者または50%（開拓者は40%）以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の50%以上の損失額のある者または70%以上の施設損失額のある者をいう。 ※２ ３割被害者等とは、年収の30%以上の損失額のある被害農林漁業者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）及び開拓者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）をいう。

（注）○ 一般農林漁業関係資金（農業近代化資金等）について、運用の範囲内で被害農家に融資することができる。

○ 既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金等）については、被害農業者に対し､法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

資料第163　災害救助法上（災害の発生から終了まで）の流れ（都総務局）　（本文613頁）

（災害の発生から終了まで）

災害の発生
　↓
各地区からの災害速報
（防災市民組織・町会・自治会の情報連絡責任者⇒区市町村救助総括班）
　↓
被害状況調査班の編成派遣
（区市町村災害対策本部長⇒区市町村被害状況調査班）
　↓
被害状況の把握・災害発生報告
（区市町村被害状況調査班⇒区市町村救助総括班⇒区市町村災害対策本部長）
　↓
災害発生報告
（区市町村救助総括班⇒都総務局）
　↓
災害救助法の適用申請
（区市町村救助総括班⇒都総務局）
　↓
救助法の適用決定・公告
（都総務局）
　↓
応急救助の実施〔日計表等帳票の作成〕
（各局・区市町村の救助担当部課）
　↓
救助実施状況の報告
（各局・区市町村の救助担当部課⇒区市町村救助総括班⇒市町村災害対策本部長）
　↓
救助日報の作成
（区市町村救助総括班）
　↓
都への救助実施状況の報告〔災害中間報告・災害決定報告〕
（区市町村救助総括班⇒都総務局）
　↓
繰替支弁金の交付申請
（区市町村救助総括班⇒都総務局）
　↓
繰替支弁金の交付
（都総務局⇒区市町村）

資料第164　各担当別災害救助関連必要帳票一覧（都総務局）　（本文613頁）

救助実施担当		作成整備すべき帳票名	
1　救助総括担当	体整制備	事前の体制整備に要するもの	1　災害救助実施組織表 2　被害状況調査実施組織表 3　世帯別被害状況調査表
	被調害査	被害状況の収集に伴うもの	1　被害状況集計表 2　被災者台帳 3　世帯構成員別被害状況
	災報害告	災害報告に伴うもの	1　速報 2　発生報告 3　中間報告 4　決定報告 5　救助の種類別実施状況及び救助費概算額調
	救実助施	救助の実施に伴うもの	1　救助日報 2　被災世帯状況調 3　救助物資購入（配分）計画表
	繰支弁替金	繰替支弁金の請求に伴うもの	1　災害救助費概算交付申請書 2　災害救助費精算交付申請書
2　被害状況調査担当		1　世帯別被害状況調査表 2　被害状況集計表 3　世帯構成員別被害状況	
3　各担当共通の参考様式等	救実助施	1　救助実施記録日計表 2　救助関係物資等受払簿 3　救助に関する支出関係証拠書類 4　輸送記録簿 5　人夫雇上台帳 6　引渡書 7　受領書 ――― （※別紙物資引渡書）	
	救事助務	出張命令簿・超勤命令簿・賃金台帳等応急救助事務に関する帳票等（救助事務に関する帳票等は経常事務のものとは厳に区別し作成する。）	
4　避難所設置運営担当		1　救助実施記録日計票 2　避難所物資受払簿 3　避難所設置状況及び避難（住民等の）状況 4　避難所設置に要した物品受払証拠書類	
5　炊出し等食品給与担当		1　救助実施記録日計票 2　炊き出しその他による食品給与物品受払簿 3　炊出しその他による給与状況 4　炊き出しその他による食糧購入代金等支払証拠書類 5　炊き出しその他による食品給与物品受払証拠書類 6　その他必要な書類、帳簿等	
6　飲料水供給担当		1　救助実施記録日計票 2　飲料水の供給用物品等受払簿 3　飲料水供給簿 4　飲料水供給のための支払証拠書類 5　その他必要な書類、帳簿等	
7　被服・寝具等生活必需品給与担当		1　救助実施記録日計票 2　物資受払簿 3　物資給与状況 4　物資購入及び払出関係証拠書類 5　その他必要な書類、帳簿等	
		物資購入(配分)のための参考様式	1　世帯構成員別被害状況 2　救助物資購入（配分）計画表
8　医療救護担当	救班護	1　救助実施記録日計票 2　医薬品衛生材料受払簿 3　救護班活動状況	
	医療部本班	1　救助実施記録日計票 2　医薬品衛生材料受払簿 3　救護班活動状況（写） 4　医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類 5　その他必要な書類、帳簿等	

救助実施担当		作成整備すべき帳票名
9　助産担当 （医療救護班）		1　救助実施記録日計票 2　衛生材料等受払簿 3　助産台帳 4　助産関係支出証拠書類 5　その他必要な書類、帳簿等
10　救出担当		1　救助実施記録日計票 2　被災者救出用機械器具燃料等受払簿 3　被災者救出状況記録簿 4　被災者救出用関係支払証拠書類 5　その他必要な書類、帳簿等
11　応急仮設住宅設営担当	委よ託る工場事合に	1　救助実施記録日計票 2　応急仮設住宅台帳 3　応急仮設住宅用敷地貸借契約書 4　応急仮設住宅使用貸借契約書 5　応急仮設住宅建築工事契約書・設計書・仕様書、工事費支払証拠書類 6　その他必要な書類、帳簿等
	直工営事	上記の外 1　工事材料受払簿 2　大工、人夫等出勤簿 3　輸送記録簿
	特準別設基定	（設置戸数引上げに要する参考様式） 1　被災住宅状況調 2　全壊世帯に対する住宅復旧計画 3　応急仮設住宅入居予定者名簿
12　被災住宅の応急修理担当	委よ託る工場事合に	1　救助実施記録日計票 2　住宅の応急修理記録簿 3　住宅の応急修理のための契約書・仕様書 4　住宅の応急修理関係支払証拠書類 5　その他必要な書類、帳簿等
	直工営事	上記の外 1　工事材料受払簿 2　大工、人夫等出勤簿 3　輸送記録簿
	特準別設基定	（修理戸数引上げに要する参考様式） 1　被災住宅状況調 2　半壊世帯に対する住宅復旧計画 3　住宅の応急修理予定者名簿
13　学用品等給与担当		1　救助実施記録日計票 2　学用品の給与状況 3　学用品購入関係証拠書類 4　備蓄物資払出証拠書類 5　その他必要な書類、帳簿等
		学用品購入（配分）のための参考様式　1　学年別児童生徒数調査表（調査表及び調査方法は任意） 2　学用品購入（配分）計画表 3　学用品受払簿
14　死体の捜索担当		1　救助実施記録日計票 2　捜索用機械器具燃料等受払簿 3　捜索状況記録簿 4　捜索用関係支払証拠書類 5　その他必要な書類、帳簿等
15　死体の処理担当		1　救助実施記録日計票 2　遺体処理台帳 3　遺体処理費関係支払証拠書類 4　その他必要な書類、帳簿等
16　死体の埋葬担当		1　救助実施記録日計票 2　埋葬台帳 3　埋葬費支出関係証拠書類 4　その他必要な書類、帳簿等
17　障害物除去担当		1　救助実施記録日計票 2　障害物の除去の状況 3　障害物の除去支出関係証拠書類 4　その他必要な書類、帳簿等
	障害物除去対象世帯数引上申請に要する参考様式	1　被災住宅状況調 2　半壊・床上浸水世帯に対する障害物除去計画 3　障害物除去対象者名簿
輸送協力人夫関係	18　輸送担当	1　救助実施記録日計表 2　輸送記録簿 3　燃料及び消耗品受払簿 4　輸送関係支払証拠書類
	19　労務供給担当	1　救助実施記録日計表 2　人夫雇上げ台帳 3　人夫賃関係支払証拠書類

〔救助協力班関係参考様式〕

救助実施担当		作成整備すべき帳票名
救助協力担当	20　物資調達担当	1　物資等購入（配分）計画表　4　引渡書 2　物資調達関係支払証拠書類　5　受領書 3　物資受払簿
	21　救援物資等受付配分担当	1　救援物資等受付簿（様式任意） 2　救援物資等配分計画表　5　受領書 3　物資受払簿　6　輸送記録簿 4　引渡書　7　人夫雇上げ台帳

※別紙（甲）　物資引渡書

引　渡　書

年　月　日

殿

引渡責任者　職氏名

印

下記物品を引き渡すので受領されたい。

1　引渡場所
2　引渡時間　年　月　日　時　分
3　引渡物品　下記のとおり

品名等	単位呼称	数量	備考

※別紙（乙）　物資受領書

受　領　書

年　月　日

殿

受領責任者　職氏名

印

下記物品を確かに受領した。

1　受領場所
2　受領時間　年　月　日　時　分
3　受領物品　下記のとおり

品名等	単位呼称	数量	備考

資料第165　災害報告の様式（都総務局）　（本文613頁）

災害報告様式

Ｎｏ．１　被害概況速報

地区名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

<table>
<tr><td colspan="2">災害の種類</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2">災害の発生地区</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2">災害発生年月日</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2">報告の時限</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2">報告責任者</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">人的被害</td><td>死者</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>行方不明者</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>重傷者</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>軽傷者</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>計</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">道路の被害</td><td>道路損壊</td><td>箇所</td><td rowspan="3">河川の被害</td><td>河川決壊</td><td>箇所</td><td rowspan="3">その他被害</td><td>がけ崩れ</td><td>箇所</td></tr>
<tr><td>道路冠水</td><td>箇所</td><td>河川溢水</td><td>箇所</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>通行不能</td><td>箇所</td><td>下水溢水</td><td>箇所</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の特記事項</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

Ｎｏ．２　被害状況調　　区市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

被害の状況＼地区名				地区	地区	地区	地区	計
人的被害	死者							
	行方不明							
	負傷	重傷						
		軽傷						
		小計						
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失						
		半壊又は半焼						
		一部破損						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯					
			人員					
		半壊又は半焼	世帯					
			人員					
		一部破損	世帯					
			人員					
		床上浸水	世帯					
			人員					
		床下浸水	世帯					
			人員					
災害発生年月日				年　月　日				

Ｎｏ．３　世帯構成員別被害状況

年　月　日　時現在

区市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

世帯構成員別＼被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学生	中学生	高校生
全壊・全焼														
流失														
半壊・半焼														
床上浸水														

Ｎｏ．４　災害救助費概算額調

種目別区分	員数	単価	金額	備考
1 救助費		円	円	
⑴ 収容施設供与費				
避難所設置費	延 人			
応急仮設住宅設置費	戸			
⑵ 炊出しその他による食品給与費	延 人			
⑶ 飲料水供給費	延 人			
⑷ 被服寝具その他生活必需品給（貸）与費	世帯			員数内訳別表のとおり
⑸ 医療費及び助産費	延 人			
医療費	延 人			
助産費	延 人			
⑹ 災害にかかった者の救出費	人			
⑺ 住宅の応急修理費	世帯			
⑻ 生業資金の貸与費	世帯			
⑼ 学用品の給与費	人			員数内訳別表のとおり
小学校児童	人			うち教科書　円
中学校生徒	人			うち教科書　円
高等学校等生徒	人			うち教科書　円
⑽ 埋葬費	体			
大人	体			
小人	体			
⑾ 死体の捜索費	体			
⑿ 死体の処理費	体			
⒀ 障害物の除去費	世帯			
⒁ 輸送費				
⒂ 人夫費				
2 実費弁償費	人			
3 扶助費	件			
4 損失補償費	件			
5 法第３４条の補償費				
6 法第３５条の求償に対する支払費				
合計				

別　表　　世帯構成員別被害状況

被害別＼世帯構成員別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯以上	計	小学生	中学生	高校生
全壊（焼）流出											世帯	円	円	円
半壊（焼） 床上浸水														

資料第166　日毎の記録を整理するために必要な書類（都総務局）（本文613頁）

Ｎｏ．１　救助実施記録日計票

法による救助の実施は、迅速にして正確な被害状況の把握から始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に整理しておかなければならない。

日毎の整理のための「救助の実施記録日計票」の様式例は次のとおりである。

救助の実施記録日計票

救助の種類				
	避難所	炊出し等	飲料水	生活必需品
	医療救護	助産	仮設住宅	住宅修理
	救護班	学用品等	死体捜索	死体処理
	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸送
	労務供給			

区市町村

責任者氏名　　印

NO.　　月　日　時　分

員数（世帯）	
品目（数量・金額）	
受入先	
払出先	
場所	
方法	
記事	

救助総括様式　　Ｎｏ．２　救　助　日　報

<table>
<tr><td colspan="3">報告機関</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">受信機関</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">送信者</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">受信者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">報告時限</td><td colspan="3">年　月　日　時現在</td><td colspan="2">受信時間</td><td colspan="3">年　月　日　時現在</td></tr>
<tr><td rowspan="5">避難場所開設</td><td rowspan="2">開設期間</td><td>開設日時</td><td colspan="3">日　時</td><td rowspan="4">被服寝具生活必需品給与</td><td colspan="2">都より受入又は前日よりの繰越量</td><td>点</td></tr>
<tr><td>閉鎖予定日</td><td colspan="3">月　日</td><td rowspan="2">本日支給</td><td>全壊（焼）　世帯数
流失　世帯数</td><td>（　）世帯
点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">既存建物</td><td>箇所数</td><td colspan="3">箇所</td><td>半壊半焼　世帯数
床上浸水　世帯数</td><td>（　）世帯
点</td></tr>
<tr><td>収容人員</td><td colspan="3">人</td><td colspan="2">翌日への繰越量</td><td>点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野外仮設</td><td>箇所数</td><td colspan="3">箇所</td><td colspan="2">救助終了予定月日</td><td>月　日</td></tr>
<tr><td>収容人員</td><td colspan="3">人</td><td colspan="2">救出地区</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="12">炊出し</td><td rowspan="2">炊出期間</td><td>開始月日</td><td colspan="3">月　日</td><td rowspan="8">医療・助産救助</td><td rowspan="2">医療班</td><td>医療班出動数</td><td>ケ班</td></tr>
<tr><td>終了予定日</td><td colspan="3">月　日</td><td>救助地区</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">炊出し箇所数</td><td colspan="3">箇所</td><td rowspan="2">医療機関</td><td rowspan="2">診療者数</td><td>医療</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="4">救出人員</td><td>朝</td><td colspan="3">人</td><td>助産</td><td>人</td></tr>
<tr><td>昼</td><td colspan="3">人</td><td rowspan="2">医療</td><td>施設数</td><td>ケ所</td></tr>
<tr><td>夜</td><td colspan="3">人</td><td>診療人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td>計</td><td colspan="3">人</td><td>助産</td><td>施設数</td><td>ケ所</td></tr>
<tr><td colspan="2">供給人員</td><td colspan="3">人</td><td colspan="2">救助終了予定月日</td><td>月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">供給水量</td><td colspan="3">ℓ</td><td rowspan="5">被災者救出</td><td colspan="2">救出地区</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">給水期間</td><td>開始月日</td><td colspan="3">月　日</td><td colspan="2">救助した人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td>終了予定日</td><td colspan="3">月　日</td><td colspan="2">今後救出を要する人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">給水方法</td><td rowspan="2" colspan="3"></td><td colspan="2">救出終了予定月日</td><td>月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">救出の方法</td><td></td></tr>
</table>

学用品支給	都より受入又は前日よりの繰越量			死体の処理	死亡原因別人員		体
	小学生	全壊（焼）世帯	（　）人　点		死体処理	死体洗浄	体
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（　）人　点			死体縫合	体
	中学生	全壊（焼）世帯	（　）人　点			死体消毒	体
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（　）人　点		死体保存	既存建物利用	ケ所
	高校生	全壊（焼）世帯	（　）人　点			仮設建物	ケ所
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（　）人　点		死体処理機関		
	翌日への繰越量		点		今後処理を要する死体		体
					死体処理終了予定月日		月　日
埋葬	前日までの埋葬		体	障害物の除去	要障害物除去戸数		戸
	本日埋葬	大人	体		本日除去した戸数	(計戸)	戸
		小人	体		今後除去する戸数		戸
		計	体		除去終了予定月日		月　日
	翌日以降の要埋葬数		体	輸送	公用車使用		台
	埋葬終了予定月日		月　日		借上車使用		台
死体の捜索	捜索地区				救助の種類		
	死体	捜索を要する死体	体	人夫	人夫雇上げ数		
		本日発見死体	体		従事作業		
		今後の要捜索死体	体		その他		
	捜索の方法			備考			
	捜索終了予定月日		月　日				
仮設住宅	着工月日		戸　月　日				
	竣工月日		戸　月　日				
住宅修理	着工月日		戸　月　日				
	竣工月日		戸　月　日				

Ｎｏ．３　災害救助法に基づく救助措置及び救助費報告

報告主管局	項目	救助措置	救助費（千円）
福祉保健局	避難所	カ所・　人	
住宅政策本部	応急仮設住宅	戸	
福祉保健局	炊出し	カ所・　人	
水道局	飲料水	人	
福祉保健局	被服寝具等	全壊・流失　世帯　半壊・床上　世帯	
福祉保健局	医療	救護班　病院診療所　診療人員 班　カ所　人	
	助産	カ所・　人	
総務局	救出	人	
住宅政策本部	住宅の修理	戸	
教育庁	学用品	教科書　小学生　人　中学生　人　学用品　小学生　人　中学生　人	
建設局	埋葬	大人　体　小人　体人	
総務局	死体捜索		
福祉保健局	死体の処理	洗浄　体　消毒　体　保存　体　検案　体	
建設局	障害物の除去	戸	
各局	輸送	人	
	人夫		
	法第34条の補償		
	事務費		

(注)　報告主管局は、項目ごとに、毎日正午までに区市町村別に前日分を取りまとめて報告すること。

資料第 167　災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都、区市町村）（都総務局）　（本文 613 頁）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>救　助　の　対　象</th><th>平成３１年度　費用の限度額</th><th>救　助　の　期　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>避難所の設置</td><td>現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者</td><td>基本額　避難所設置費１日１人当たり
320 円以内
加算額　「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算</td><td>災害発生の日から７日以内
（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>１　対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費。
２　輸送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者</td><td>１　建設型仮設住宅
１戸当たり 5,610,000 円以内
２　借上型仮設住宅
地域の実情に応じた額</td><td>１　建設型仮設住宅
着工時期：災害発生の日から 20 日以内
救助期間：完成の日から最長２年
２　借上型仮設住宅
着工時期：災害発生の日から速やかに提供
救助期間：最長２年</td><td>１　半壊であっても住み続けることが困難な程度の痛みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）
２　応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。
３　老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。</td></tr>
<tr><td>炊出しその他による食品の給与</td><td>１　避難所に避難している者
２　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>１人１日当たり 1,140 円以内</td><td>災害発生の日から７日以内
（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内
（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与</td><td>住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季（４月～９月）冬季（10 月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
２　下記金額の範囲内
<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増す毎に加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏季</td><td>18,500 円</td><td>23,800 円</td><td>35,100 円</td><td>42,000 円</td><td>53,200 円</td><td>7,800 円</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>30,600 円</td><td>39,700 円</td><td>55,200 円</td><td>64,500 円</td><td>81,200 円</td><td>11,200 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏季</td><td>6,000 円</td><td>8,100 円</td><td>12,200 円</td><td>14,800 円</td><td>18,700 円</td><td>2,600 円</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>9,800 円</td><td>12,800 円</td><td>18,100 円</td><td>21,500 円</td><td>27,100 円</td><td>3,500 円</td></tr>
</table>
</td><td>災害発生の日から 10 日以内
（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>備蓄物資の価格は年度当初の評価額</td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者（応急的措置）</td><td>１　救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費
２　病院又は診療所：国民健康保険診療報酬の額以内
３　施術者：協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から 14 日以内
（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>患者等の移送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者</td><td>１　救護班：使用した衛生材料等の実費
２　助産師：慣行料金の８割以内の額</td><td>分べんした日から７日以内
（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>妊婦等の移送費は別途計上</td></tr>
</table>

救助の種類	救　助　の　対　象	平成３１年度　費用の限度額	救　助　の　期　間	備　　考
被災者の救出	１　現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 ２　生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	１　期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 ２　輸送費、人件費は別途計上
被災住宅の応急修理	１　災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者 ２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要 最小限度の部分に対して、１世帯当たり　584,000 円	災害発生の日から１か月以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	
学用品の給与	全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	１　教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材の実費 ２　文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童１人当たり 4,400 円以内 中学校生徒１人当たり 4,700 円以内 高等学校等生徒１人当たり 5,100 円以内	１　教科書 災害発生の日から１か月以内 ２　文房具及び通学用品 災害発生の日から 15 日以内	１　備蓄物資は評価額 ２　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 ３　幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外
埋　　葬	１　災害の際死亡した者 ２　実際に埋葬する者	１体当たり 大人（12 歳以上）　211,300 円以内 小人（12 歳未満）　168,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者	１　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 １体当たり 3,400 円以内 ２　死体の一時保存 ① 既存建物利用の場合：通常の実費 ② 既存建物利用でない場合：１体当たり 5,300 円以内 ※ドライアイスの購入費の実費加算可 ３　検　　案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	１　検案は原則として救護班 ２　輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者	１世帯当たり 135,400 円以内	災害発生の日から 10 日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	
輸送費及び賃金職員等雇上費	１ 被災者の避難　５ 死体の捜索 ２ 医療及び助産　６ 死体の処理 ３ 被災者の救出　７ 救済用物資 ４ 飲料水の供給　　の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	

資料第168　給与品事前購入分一覧表（都福祉保健局・都総務局）

（本文615頁）

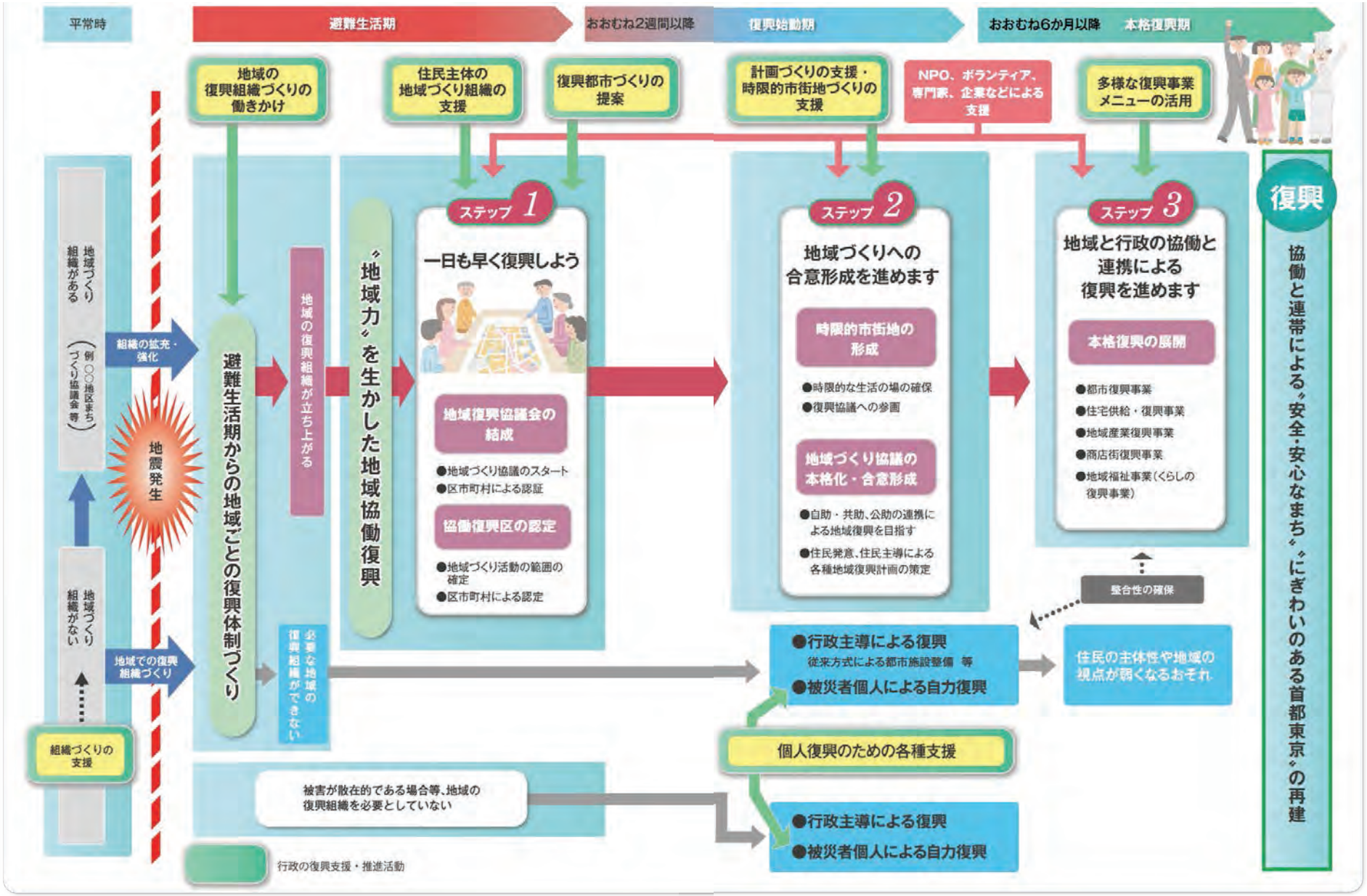
（平成31年3月31日）

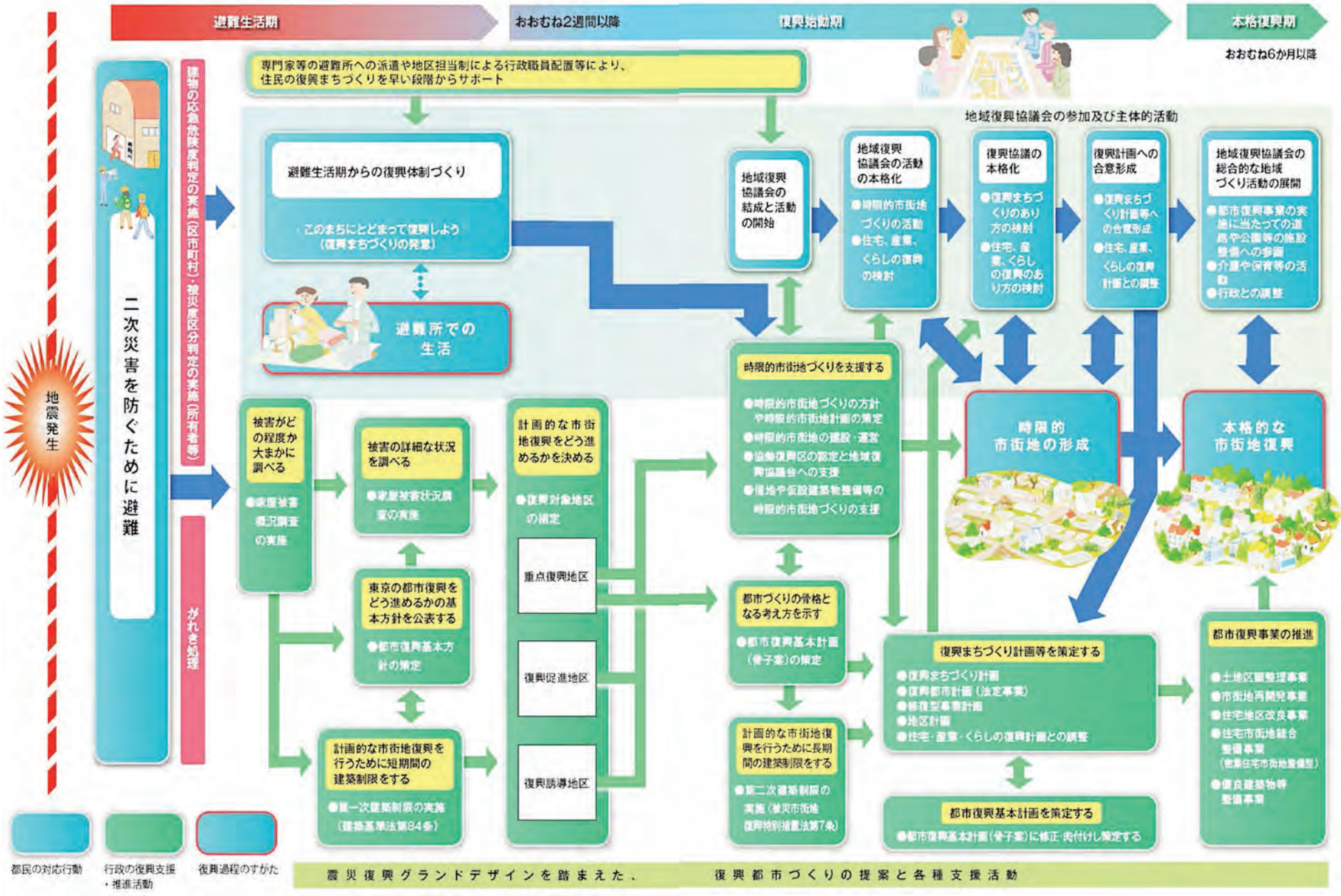
区分			数量	金額(評価額)
都福祉保健局	食料品・生活必需品・医療資器材	クラッカー	745,060食	115,894,258円
		ショートブレッド	817,200食	114,654,052円
		クリームサンドビスケット	400,000食	64,368,000円
		クッキー	399,000食	64,638,000円
		アルファ化米	4,916,600食	918,705,080円
		即席めん	2,200,000食	311,256,000円
		毛布	656,663枚	1,730,041,798円
		ビニールゴザ・カーペット	1,008,724枚	1,074,730,907円
		肌着	5,280組	3,574,796円
		安全キャンドル	179,429本	132,407,770円
		木炭	26,800袋	112,660,430円
		コンロ	20,650個	49,426,580円
		なべセット	23,998個	58,828,582円
		やかん	7,998個	23,708,791円
		簡易風呂・シャワー	30組	89,939,600円
		簡易トイレ	7,690組	12,879,010円
		折畳式リヤカー	100台	9,888,000円
		水袋詰機	5機	44,805,000円
		家庭用テント	964張	28,903,901円
		ビッグテント	17張	28,191,100円
		紙おむつ	367,624枚	20,144,093円
		生理用品	714,600枚	5,402,376円
		調製粉乳	29,796缶、4,987箱、	42,012,500円
		ほ乳びん	10,000本	5,528,250円
		医療資器材	252,213人分	430,522,192円
小計				5,493,111,066円

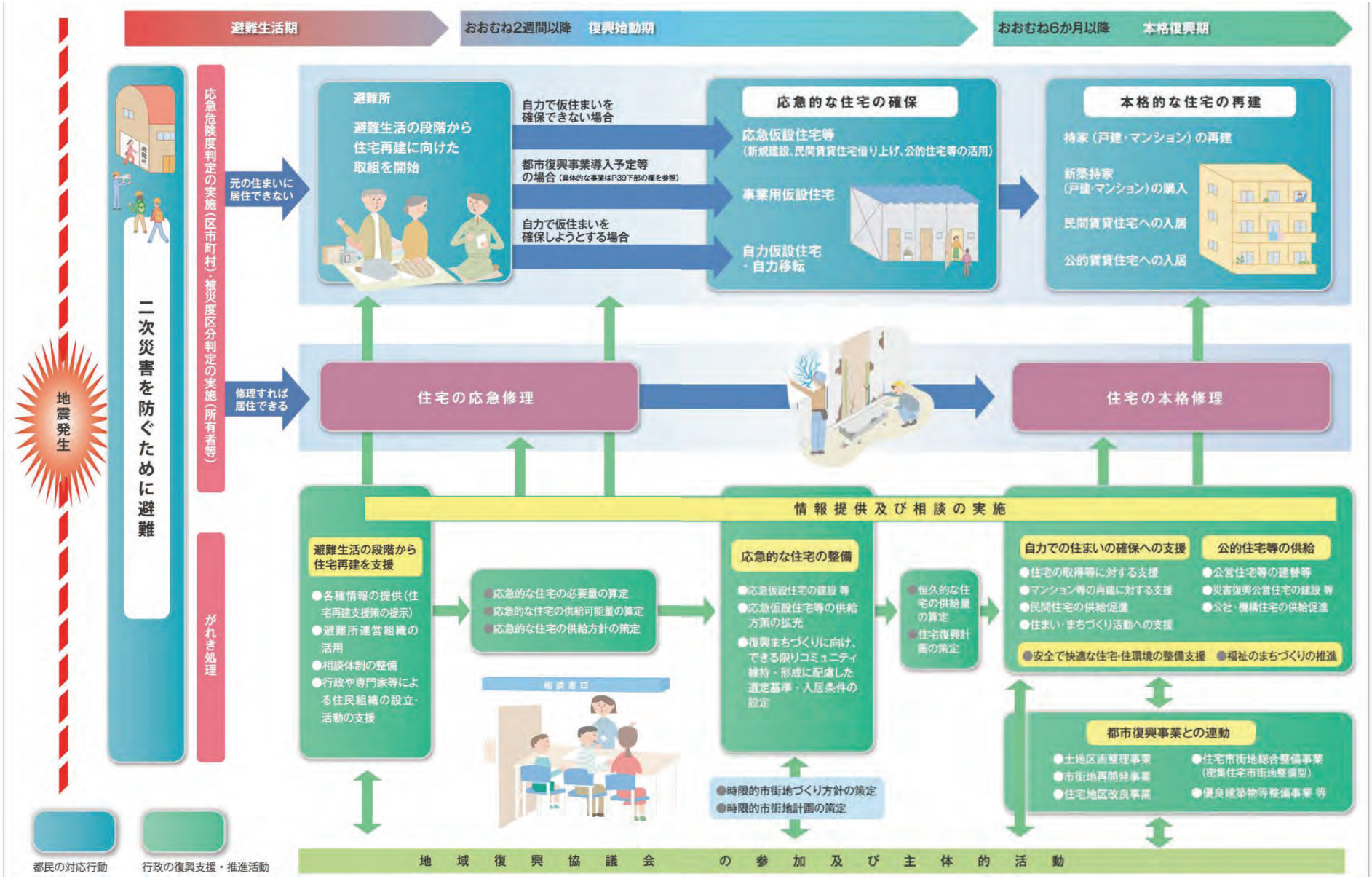
都総務局	食料品・生活必需品・医療資器材	クラッカー	134,234食	21,672,295円
		ショートブレッド	130,826食	59,060,090円
		クリームサンドビスケット	130,826食	21,193,812円
		パン	768食	251,320円
		アルファ化米	198,639食	47,629,344円
		保存水	1,189,554本	99,726,784円
		毛布	69,200枚	6,382,800円
		ビニールゴザ・カーペット	69,200枚	41,307,840円
		組立式簡易トイレ	384台	1,142,232円
		簡易トイレ	9,882組	34,050,288円
		生理用品	16組	4,702円
		救急セット	192組	1,000,440円
小計				333,421,947円
合計				5,826,533,013円

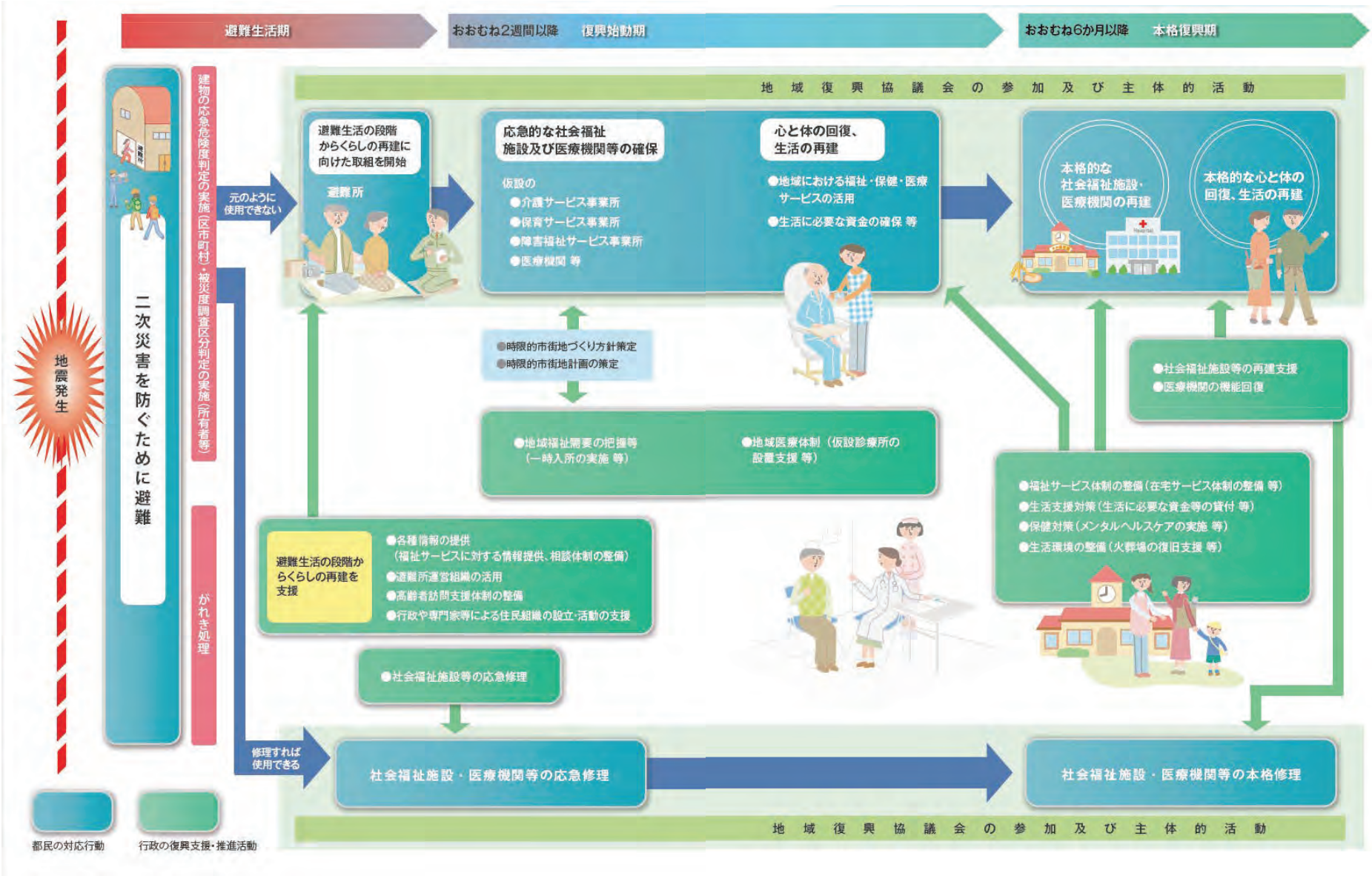
(注)計数は、平成31年3月31日現在の見込額である。

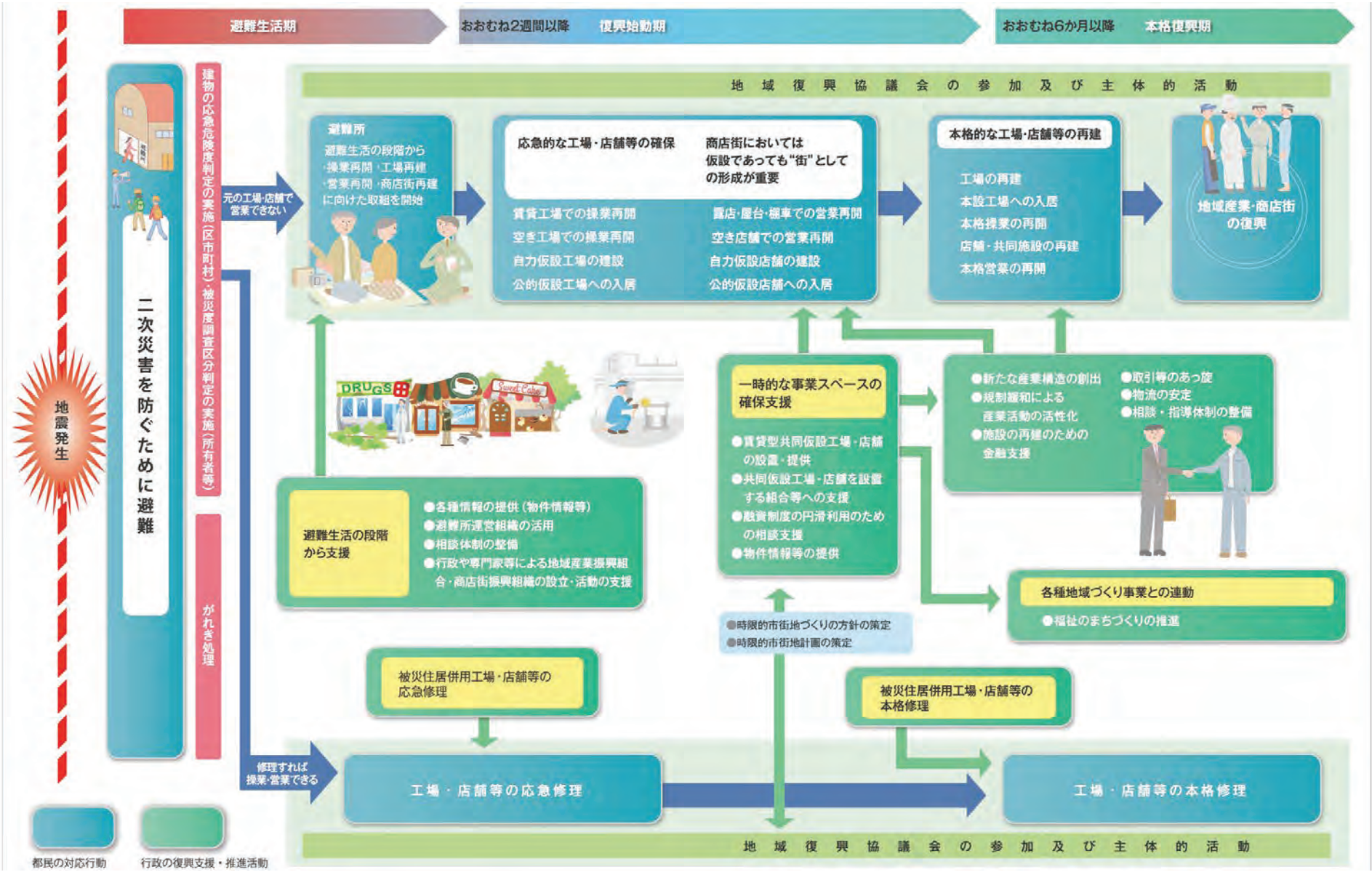
資料第169　復興の全体像（都総務局）　　**（本文619頁）**



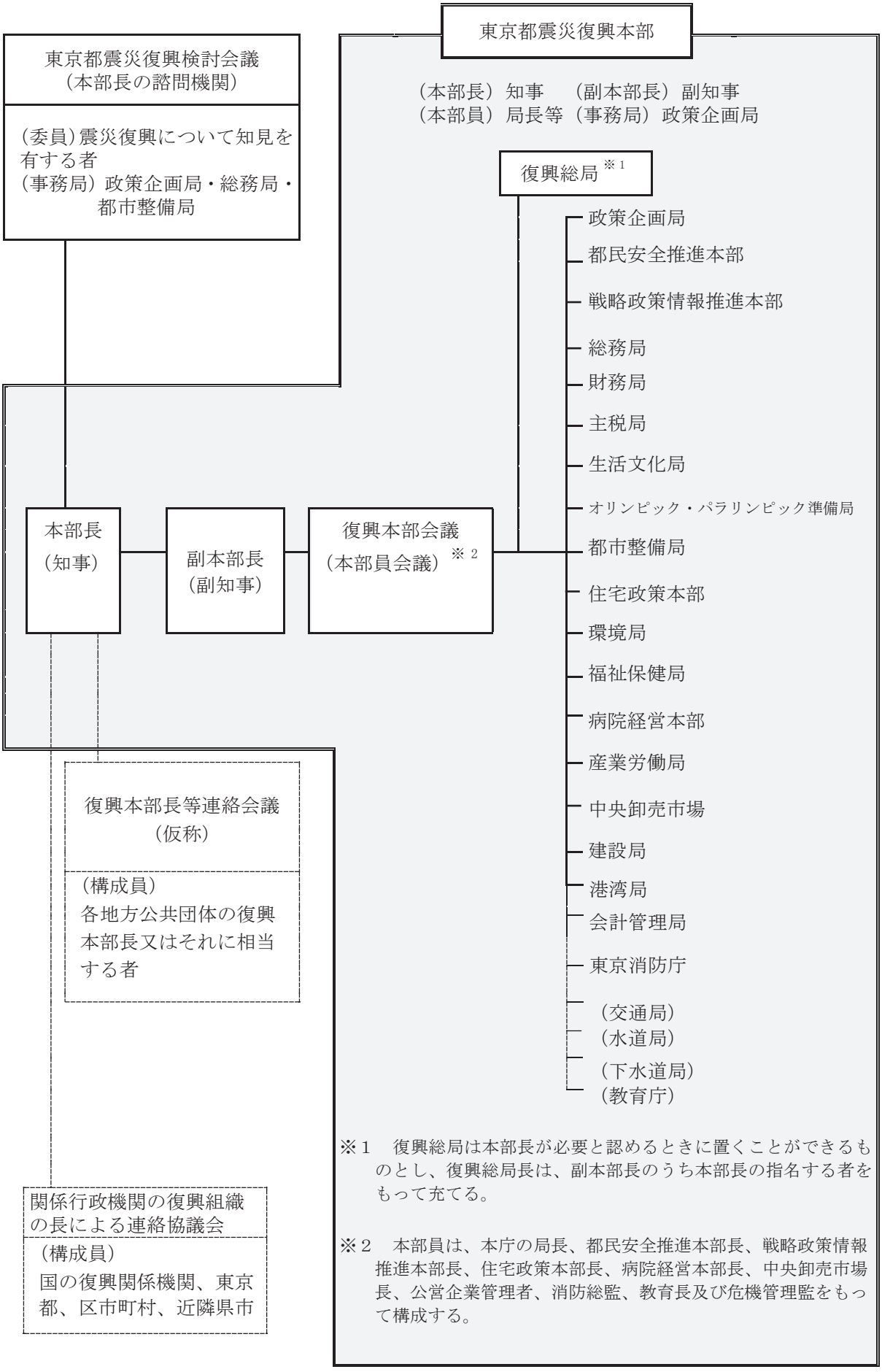

避難生活期
おおむね2週間以降
復興始動期
本格復興期
おおむね6か月以降
専門家等の避難所への派遣や地区担当制による行政職員配置等により、
住民の復興まちづくりを早い段階からサポート
地域復興協議会の参加及び主体的活動
建物の応急危険度判定の実施（区市町村）・被災度区分判定の実施（所有者等）
地震発生
二次災害を防ぐために避難
避難生活期からの復興体制づくり
・このまちにとどまって復興しよう
（復興まちづくりの発意）
避難所での生活
地域復興協議会の結成と活動の開始
地域復興協議会の活動の本格化
●時限的市街地づくりの活動
●住宅、産業、くらしの復興の検討
復興協議の本格化
●復興まちづくりのあり方の検討
●住宅、産業、くらしの復興のあり方の検討
復興計画への合意形成
●復興まちづくり計画等への合意形成
●住宅、産業、くらしの復興計画との調整
地域復興協議会の総合的な地域づくり活動の展開
●都市復興事業の実施に当たっての道路や公園等の施設整備への参画
●介護や保育等の活動
●行政との調整
被害がどの程度か大まかに調べる
●家屋被害概況調査の実施
被害の詳細な状況を調べる
●家屋被害状況調査の実施
計画的な市街地復興をどう進めるかを決める
●復興対象地区の指定
重点復興地区
復興促進地区
復興誘導地区
東京の都市復興をどう進めるかの基本方針を公表する
●都市復興基本方針の策定
計画的な市街地復興を行うために短期間の建築制限をする
●第一次建築制限の実施（建築基準法第84条）
時限的市街地づくりを支援する
●時限的市街地づくりの方針や時限的市街地計画の策定
●時限的市街地の建設・運営
●協働復興区の認定と地域復興協議会への支援
●借地や仮設建築物整備等の時限的市街地づくりの支援
時限的市街地の形成
本格的な市街地復興
都市づくりの骨格となる考え方を示す
●都市復興基本計画（骨子案）の策定
計画的な市街地復興を行うために長期間の建築制限をする
●第二次建築制限の実施（被災市街地復興特別措置法第7条）
復興まちづくり計画等を策定する
●復興まちづくり計画
●復興都市計画（法定事業）
●修復型事業計画
●地区計画
●住宅・産業・くらしの復興計画との調整
都市復興基本計画を策定する
●都市復興基本計画（骨子案）に修正・肉付けし策定する
都市復興事業の推進
●土地区画整理事業
●市街地再開発事業
●住宅地区改良事業
●住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）
●優良建築物等整備事業
がれき処理
都民の対応行動
行政の復興支援・推進活動
復興過程のすがた
震災復興グランドデザインを踏まえた、　復興都市づくりの提案と各種支援活動


避難生活期
おおむね2週間以降　復興始動期
おおむね6か月以降　本格復興期
地震発生
二次災害を防ぐために避難
応急危険度判定の実施（区市町村）・被災度区分判定の実施（所有者等）
がれき処理
元の住まいに居住できない
修理すれば居住できる
避難所
避難生活の段階から住宅再建に向けた取組を開始
自力で仮住まいを確保できない場合
都市復興事業導入予定等の場合（具体的な事業はP39下部の欄を参照）
自力で仮住まいを確保しようとする場合
応急的な住宅の確保
応急仮設住宅等
（新規建設、民間賃貸住宅借り上げ、公的住宅等の活用）
事業用仮設住宅
自力仮設住宅・自力移転
本格的な住宅の再建
持家（戸建・マンション）の再建
新築持家（戸建・マンション）の購入
民間賃貸住宅への入居
公的賃貸住宅への入居
住宅の応急修理
住宅の本格修理
情報提供及び相談の実施
避難生活の段階から住宅再建を支援
●各種情報の提供（住宅再建支援策の提示）
●避難所運営組織の活用
●相談体制の整備
●行政や専門家等による住民組織の設立・活動の支援
●応急的な住宅の必要量の算定
●応急的な住宅の供給可能量の算定
●応急的な住宅の供給方針の策定
相談窓口
応急的な住宅の整備
●応急仮設住宅の建設 等
●応急仮設住宅等の供給方策の拡充
●復興まちづくりに向け、できる限りコミュニティ維持・形成に配慮した選定基準・入居条件の設定
●恒久的な住宅の供給量の算定
●住宅復興計画の策定
●時限的市街地づくり方針の策定
●時限的市街地計画の策定
自力での住まいの確保への支援
●住宅の取得等に対する支援
●マンション等の再建に対する支援
●民間住宅の供給促進
●住まい・まちづくり活動への支援
公的住宅等の供給
●公営住宅等の建替等
●災害復興公営住宅の建設 等
●公社・機構住宅の供給促進
●安全で快適な住宅・住環境の整備支援
●福祉のまちづくりの推進
都市復興事業との連動
●土地区画整理事業
●市街地再開発事業
●住宅地区改良事業
●住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）
●優良建築物等整備事業 等
地域復興協議会の参加及び主体的活動
都民の対応行動
行政の復興支援・推進活動


避難生活期
おおむね2週間以降　復興始動期
おおむね6か月以降　本格復興期
地震発生
二次災害を防ぐために避難
建物の応急危険度判定の実施（区市町村）・被災度調査区分判定の実施（所有者等）
がれき処理
元のように使用できない
修理すれば使用できる
地域復興協議会の参加及び主体的活動
避難生活の段階からくらしの再建に向けた取組を開始
避難所
応急的な社会福祉施設及び医療機関等の確保
仮設の
●介護サービス事業所
●保育サービス事業所
●障害福祉サービス事業所
●医療機関 等
心と体の回復、生活の再建
●地域における福祉・保健・医療サービスの活用
●生活に必要な資金の確保 等
本格的な社会福祉施設・医療機関の再建
本格的な心と体の回復、生活の再建
●時限的市街地づくり方針策定
●時限的市街地計画の策定
●地域福祉需要の把握等（一時入所の実施 等）
●地域医療体制（仮設診療所の設置支援 等）
●社会福祉施設等の再建支援
●医療機関の機能回復
●福祉サービス体制の整備（在宅サービス体制の整備 等）
●生活支援対策（生活に必要な資金等の貸付 等）
●保健対策（メンタルヘルスケアの実施 等）
●生活環境の整備（火葬場の復旧支援 等）
避難生活の段階からくらしの再建を支援
●各種情報の提供（福祉サービスに対する情報提供、相談体制の整備）
●避難所運営組織の活用
●高齢者訪問支援体制の整備
●行政や専門家等による住民組織の設立・活動の支援
●社会福祉施設等の応急修理
社会福祉施設・医療機関等の応急修理
社会福祉施設・医療機関等の本格修理
都民の対応行動
行政の復興支援・推進活動


避難生活期
おおむね2週間以降　復興始動期
おおむね6か月以降　本格復興期
地震発生
二次災害を防ぐために避難
建物の応急危険度判定の実施（区市町村）・被災度調査区分判定の実施（所有者等）
がれき処理
元の工場・店舗で営業できない
地域復興協議会の参加及び主体的活動
避難所
避難生活の段階から
・操業再開・工場再建
・営業再開・商店街再建
に向けた取組を開始
応急的な工場・店舗等の確保
商店街においては仮設であっても“街”としての形成が重要
賃貸工場での操業再開
空き工場での操業再開
自力仮設工場の建設
公的仮設工場への入居
露店・屋台・棚車での営業再開
空き店舗での営業再開
自力仮設店舗の建設
公的仮設店舗への入居
本格的な工場・店舗等の再建
工場の再建
本設工場への入居
本格操業の再開
店舗・共同施設の再建
本格営業の再開
地域産業・商店街の復興
一時的な事業スペースの確保支援
●賃貸型共同仮設工場・店舗の設置・提供
●共同仮設工場・店舗を設置する組合等への支援
●融資制度の円滑利用のための相談支援
●物件情報等の提供
●新たな産業構造の創出
●規制緩和による産業活動の活性化
●施設の再建のための金融支援
●取引等のあっ旋
●物流の安定
●相談・指導体制の整備
避難生活の段階から支援
●各種情報の提供（物件情報等）
●避難所運営組織の活用
●相談体制の整備
●行政や専門家等による地域産業振興組合・商店街振興組織の設立・活動の支援
各種地域づくり事業との連動
●福祉のまちづくりの推進
●時限的市街地づくりの方針の策定
●時限的市街地計画の策定
被災住居併用工場・店舗等の応急修理
被災住居併用工場・店舗等の本格修理
修理すれば操業・営業できる
工場・店舗等の応急修理
工場・店舗等の本格修理
地域復興協議会の参加及び主体的活動
都民の対応行動
行政の復興支援・推進活動

資料第174　東京都震災復興本部及び関連組織（都総務局）　（本文621頁）



※１　復興総局は本部長が必要と認めるときに置くことができるものとし、復興総局長は、副本部長のうち本部長の指名する者をもって充てる。

※２　本部員は、本庁の局長、都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長、公営企業管理者、消防総監、教育長及び危機管理監をもって構成する。

資料第 175　復興総局の編成（都総務局）　（本文 624 頁）

本部長（知事）

副本部長

総局長（本部長が指名する副本部長）

⇨ 条例・規則で規定

被災後の状況に応じて編成

⇧

連絡調整室長

担　当	事務分掌	所管局部
総括担当	１　復興本部会議の運営に関すること。 ２　震災復興に関する重要施策の総合調整に関すること。 ３　その他特命事項に関すること。	政策企画局総務部、総務局総合防災部、都市整備局市街地整備部
渉外担当	国、他府県市の総合調整に関すること。	政策企画局調整部
区市町村担当	１　特別区の総合調整に関すること。 ２　市町村の総合調整に関すること。	総務局行政部

復興調整室長

担　当	事務分掌	所管局部
計画調整担当	１　震災復興基本方針の作成に関すること。 ２　震災復興計画の総合調整に関すること。	政策企画局計画部
人事・組織調整担当	人事及び組織計画の総合調整に関すること。	総務局人事部
財政調整担当	財政計画の総合調整に関すること。	財務局主計部
用地調整担当	震災復興事業の推進に係る用地利用の総合調整に関すること。	財務局財産運用部

※１　連絡調整室長及び復興調整室長は、本部長が本庁の局長のうちから任命する。また、担当部長は、事務分掌を所管する局の部長とする。

２　復興総局の職員は、本部の職員であり組織規程上の局等の職員のうちから本部長が指名する。

３　復興総局の職員の身分は、本部員である局長の指揮監督下にあるとともに、復興総局の局長の指揮監督下にも入るという兼務の形態となる。

４　復興総局の組織は、被災状況により弾力的に対応する。

資料第176　被災者総合相談所の相談分野・相談内容（都総務局）　（本文627頁）

局　名	相談分野・相談内容
生活文化局	①　復興に関する都政一般相談 ②　復興に関する苦情受付 ③　情報の提供 ④　外国人相談 ⑤　消費生活相談
住宅政策本部	①　住宅総合相談（都区市町村の支援策・応急仮設住宅受付窓口の案内等） ②　再建等のための融資に関する相談 ③　住宅の修理・解体・撤去に関する相談 ④　建築制限に関する相談 ⑤　住宅に係る法律相談や税相談 （支払い中の住宅ローンや不動産取引等に関する相談）
産業労働局	①　中小企業経営相談 ②　商店街（個店）の施設復旧相談 ③　中小企業の資金融資等についての相談 ④　労働相談 ⑤　生活資金相談 ⑥　職業訓練に関する相談 ⑦　就業相談
福祉保健局	①　福祉相談（生活再建支援金、災害援護資金、生活福祉資金等） ②　福祉相談（生活保護） ③　障害者相談 ④　高齢者相談（介護保険制度等） ⑤　メンタルヘルスケア ⑥　こども相談 ⑦　保健・医療相談（育児相談） ⑧　保健・医療相談（健康相談） ⑨　衛生相談（食品衛生） ⑩　衛生相談（麻薬・覚せい剤・毒物・劇物の取り扱い） ⑪　衛生相談（環境衛生） ⑫　衛生相談（動物の保護・譲渡・飼育） ⑬　衛生相談（感染症の予防・治療・まん延防止）
主税局	①　都税に関する相談（減免措置、徴収猶予等の相談）
教育庁	①　教育相談（授業再開予定、就学・転校手続き、授業料減免措置）

資料第 177　南海トラフ地震防災対策推進地域（都総務局）　（本文 639 頁）

指定・公示日　平成 26 年 3 月 31 日（内閣府告示第 21 号）

都府県	市町村
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
茨城県	水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町、那珂郡東海村
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町、安房郡鋸南町
神奈川県	横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、同郡富士川町、中巨摩郡昭和町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、南佐久郡川上村、同郡南牧村、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、同郡原村、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、同郡飯島町、同郡南箕輪村、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡平谷村、同郡根羽村、同郡下條村、同郡売木村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村、木曽郡上松町、同郡南木曽町、同郡大桑村、同郡木曽町
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、同郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、同郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、可児郡御嵩町
静岡県	全域
愛知県	全域
三重県	全域
滋賀県	全域

京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、同郡宇治田原町、相楽郡笠置町、同郡和束町、同郡精華町、同郡南山城村
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡稲美町、同郡播磨町、揖保郡太子町
奈良県	全域
和歌山県	全域
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡和気町、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、同郡海田町、同郡熊野町、同郡坂町、豊田郡大崎上島町
山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、同郡田布施町、同郡平生町
徳島県	全域
香川県	全域
愛媛県	全域
高知県	全域
福岡県	北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同郡築上町
熊本県	宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町、天草郡苓北町
大分県	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町
宮崎県	全域
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡三島村、同郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡湧水町、曽於郡大崎町、肝属郡東

	串良町、同郡錦江町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町、同郡屋久島町、大島郡大和村、同郡宇検村、同郡瀬戸内町、同郡龍郷町、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知名町、同郡与論町
沖縄県	名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、同郡東村、島尻郡与那原町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡八重瀬町、宮古郡多良間村

※ 平成２６年３月２８日現在

計　１都２府２６県７０７市町村

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

指定・公示日　平成 26 年 3 月 31 日（内閣府告示第 22 号）

都府県	市町村
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
千葉県	館山市、南房総市、安房郡鋸南町
神奈川県	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄下郡真鶴町、同郡湯河原町
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、榛原郡吉田町
愛知県	豊橋市、田原市、知多郡南知多町
三重県	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、三重郡川越町、多気郡明和町、度会郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、同郡紀宝町
兵庫県	洲本市、南あわじ市
和歌山県	和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、有田郡湯浅町、同郡広川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、西牟婁郡白浜町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町、同郡串本町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、海部郡牟岐町、同郡美波町、同郡海陽町、板野郡松茂町
愛媛県	宇和島市、八幡浜市、西予市、西宇和郡伊方町、南宇和郡愛南町
高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡芸西村、高岡郡中土佐町、同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡黒潮町

大分県	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市
宮崎県	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町
鹿児島県	西之表市、志布志市、曽於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町

※ 平成２６年３月２８日現在

計　１都１３県１３９市町村

資料第178　東海地震に係る地震防災対策強化地域（都総務局）　（本文710頁）

1　昭和54 年8 月７日付指定（総理府告示第26 号）

昭和53 年6 月15 日、大震法が制定され、同年12 月14 日施行された。

この法律は、強化地域の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災事前対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、東海地震（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8 程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生じるおそれのある震度６弱以上と予想される地域（６県167 市町村）が、強化地域として指定された。

2　平成14 年4 月24 日付追加指定（内閣府告示第12 号）

平成13 年12 月の中央防災会議において、東海地震に関する専門調査会（平成13 年3 月設置）から、東海地震に係る想定震源域が見直され「震度６弱以上となる地域が西側に拡大するとともに、高い津波が発生する地域も拡大する」との報告がなされた。

平成14 年4 月の中央防災会議において、強化地域は、大震法第３条第１項に「著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する地域」とされていることに鑑み、以下の基準に基づき、新たに96 市町村が指定され、８都県263 市町村となった（平成24年４月１日現在　８都県157市町村）。

(1) 地震の揺れによる被害

木造建築物等が一般的に著しい被害を被る揺れという見地から、震度６弱以上の揺れが発生する地域（この基準は、従来どおりであるが、想定震源域見直しに伴い指定地域が拡大した。）

(2) 津波による被害

大津波（３ｍ以上）若しくは満潮時に地上の浸水深が２ｍ以上の津波が予想される地域のうち、地震発生から20 分以内に津波が襲来するおそれのある地域

(3) 一体的な防災体制の確保等の観点

周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制が執れる地域については、一体的な防災体制等を執るべき地域を併せて強化地域とするのが妥当であるとした。

都においては新島村、神津島村及び三宅村が、上記(2)に該当するとして、強化地域に指定されたものである。

指定・公示日　平成 14 年 4 月 24 日（内閣府告示第 12 号）

都府県	市町村
東京都	新島村、神津島村、三宅村
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、同郡富士川町、中巨摩郡昭和町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、同郡原村、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、同郡飯島町、同郡南箕輪村、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡下條村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村
岐阜県	中津川市
静岡県	全域
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、海部郡大治町、同郡蟹江町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡南知多町、同郡美浜町、同郡武豊町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、同郡東栄町
三重県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、桑名郡木曽岬町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町

※平成24年４月１日現在

計　８都県１５７市町村

資料第179　警戒宣言、地震予知情報について（東京管区気象台）　（本文720頁）

１ 地震予知体制

大規模地震対策特別措置法第３３条に基づき、現在「東海地震」に対して気象庁が行っている地震の予知体制は、地震の前兆現象を捕捉するための各種観測データを監視する体制と、異常が現れた場合に、これが大地震の前ぶれであるかどうかなどについての判断をするための判定組織から成っている。

「東海地震」の前兆現象を捉えるため、東海地域及びその周辺に展開されている観測網から地震、地殻岩石歪、傾斜、伸縮、検潮及び地下水の各種観測データが、リアルタイムで気象庁にテレメータされており、２４時間体制で異常の有無が監視されている。

これらの観測は、気象庁のほか、地方公共団体、東京大学、名古屋大学、防災科学技術研究所、国土地理院及び産業技術総合研究所などにより実施されている。

判定組織としては、地震防災対策強化地域判定会（気象庁長官の私的諮問機関、以下「判定会」という）が設置されている。判定会は、地震に関する専門家である、会長及び委員５名で構成されており、いつでも気象庁に参集できるよう体制が整えられている。

２ 東海地震に関連する情報

（１）東海地震に関連する調査情報（臨時）

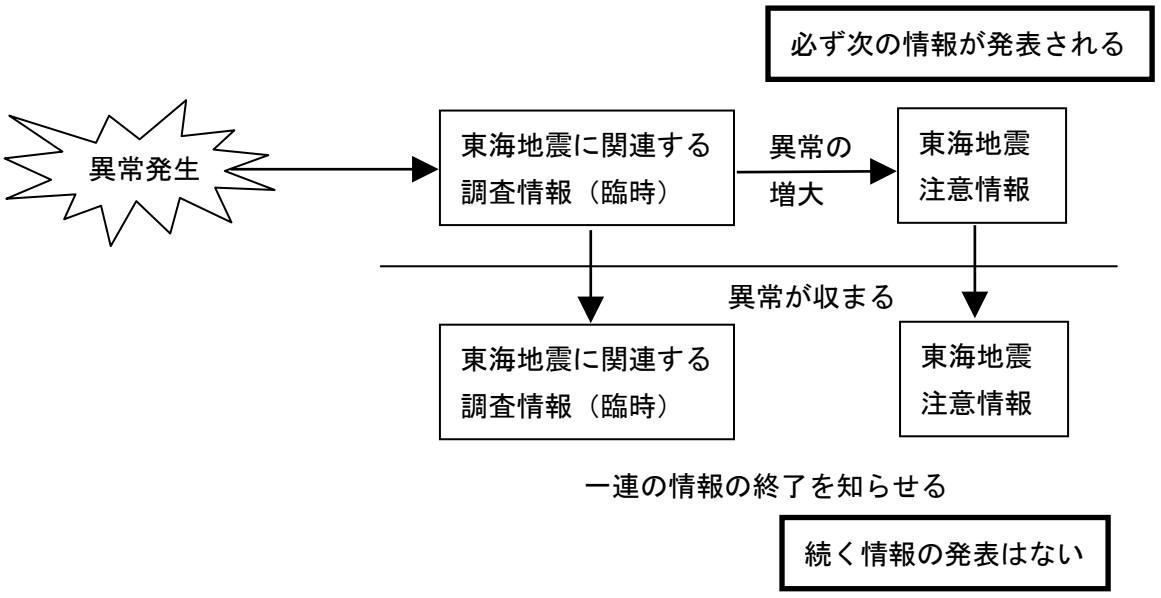
気象庁では、観測データに何らかの注目すべき異常が現れてはいるが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合などに東海地震関連する調査情報（臨時）を発表する。

（２）東海地震注意情報

異常が進んで、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に東海地震注意情報を発表する。

また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合、解除情報である旨を明記して東海地震注意情報を発表する。

東海地震に関連する調査情報（臨時）と東海地震注意情報の発表形態



（３）東海地震予知情報

東海地震予知情報の内容については、警戒宣言発令とほぼ同時に発表され、気象庁長官から詳しい技術的説明が行われるが、これには次のような事柄が含まれることになっている。

すなわち、

(1) 地震が発生するおそれがあると認められる旨及びその理由

(2) 地震が発生するおそれがあると認められる時期

(3) 震源域

(4) 地震の規模

(5) 地震が発生した場合に予想される地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）における震度

(6) 地震の発生により生ずるおそれのある津波の予想

(7) その他

このうち、(2)の「時期」を除いた(3)以下の各項目については、一つのモデルが想定されている。

地震が発生するおそれがあると思われる「時期」は、防災対策上も重要な事柄であるが、現在の予知技術水準で、これをはっきり予想するのは甚だ困難である。

過去の地震の例では、直前の前兆現象から地震発生までの時間は、短い場合で数時間、長くても、２、３日以内であった例が多い。

そこで、「時期」については、「数時間以内」と「２、３日以内」と２通りの場合が考えられている。

異常現象の現れ方が、広範囲に活発で、事態がひっ迫していると判断された場合には「数時間以内」と表現されることもあるかも知れないが、一般には「２、３日以内」になるものと思われる。

ただし、この場合でも、はじめの数時間あるいは１日ぐらいの間はまだ大丈夫という意味ではなく、警戒宣言の発せられた時点から２、３日以内という意味である。

なお、警戒宣言が発せられた後、その後の観測データの解析・検討の結果、当該地震について「新たな事態」が生じた場合には、気象庁長官は、「地震予知情報」として内閣総理大臣に報告しなければならないことになっている。「新たな事態」とは、

(1) 予想された大規模地震の発生の時期がさらに遅れることが予想される

(2) 異常現象が正常に戻るなど、地震の発生するおそれがなくなったと認められた場合

である。(1)の場合には、状況に応じて臨機の措置が執られることになるであろうが、(2)の場合には、「警戒解除宣言」が発せられ、警戒態勢は解かれ、応急措置は中止されることになる。

警戒宣言が発せられた後でも、気象庁では観測データを２４時間監視し解析・検討が続けられ、地震活動や地殻変動の状況や推移等を「東海地震予知情報」として、関係機関や一般の利用に供するために発表する。

「東海地震予知情報」には事態の推移等が説明されるので、情報を正しく解釈し、冷静に行動することが必要である。

３ 警戒宣言

判定会が、強化地域に係る大規模な地震の発生するおそれがあると判定した場合には、これに基づいて、気象庁長官は、直ちに「地震予知情報」を内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は閣議に諮ったうえで、地震災害に関する警戒宣言を発することになる。

警戒宣言文の一例

東海地震の地震災害に関する警戒宣言及び国民に対する呼び掛け

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発令します。

本日、気象庁長官から、東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、現在から２、３日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の強化地域内では震度６弱以上、その隣接地域では震度５強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。

強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

年　月　日

内閣総理大臣　○　○　○　○

資料第180　東海地震における津波避難勧告文例、津波に対する心得（都総務局）
（本文720頁）

① 津波警報時避難勧告文例

〔同報無線・自動放送〕

こちらは、○○町（村）役場です。

ただいま、大きな地震がありました。

○○地区の住民の皆さんは、津波の危険がありますので、直ちに○○へ（高台など安全な場所に）避難してください。

（繰返し放送）

〔同報無線〕

こちらは、○○町（村）の警戒本部です。

○○時○○分、○○島に津波警報が出されました。

○○地区の住民の皆さんは、直ちに○○へ（高台など安全な場所に）避難してください。

（繰返し放送）

〔広報車〕

こちらは、○○町（村）の広報車です。

（本文、同報無線に同じ）

（注）避難広報は対象地域に限定して、広報車などで集中的に実施するほか、戸別連絡を行うことが望ましい。

② 警戒宣言時の津波避難勧告文例

〔同報無線〕

こちらは、○○町（村）警戒本部です。

ただいま、東海地震の警戒宣言が発令されました。

これによりますと、駿河湾沖を震源域とする大地震が２，３日（または数時間）以内に発生する恐れがあります。この地震が起こるとこの地域では、大津波の到来が予想されますので、住民の皆さんは直ちに避難の準備をして下さい。

特に、○○地区の住民の皆さんは、直ちに海浜を離れ、○○へ（高台など安全な場所に）避難できるよう準備をして下さい。

（繰返し放送）

〔広報車〕

こちらは、○○町（村）の広報車です。

ただいま、東海地震の警戒宣言が発令されました。

これによりますと、駿河湾沖を震源域とする大地震が２，３日（または数時間）以内に発生する恐れがあります。この地震が起こるとこの地域では、大津波の到来が予想されますので、住民の皆さんは直ちに避難の準備をして下さい。

特に、○○地区の住民の皆さんは、直ちに海浜を離れ、○○へ（高台など安全な場所に）避難できるよう準備をして下さい。

（繰返し放送）

③ 津波に対する心得

1 一般編

(1) 強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台など安全な場所に避難すること。

(2) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台など安全な場所に避難すること。

(3) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。

(4) 津波注意報でも、海水浴や、磯釣りは、危険なので行わない。

(5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。

2 船舶編

(1) 強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外へ退避する。

(2) 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、すぐ港外へ退避する。 (注1)

(3) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

(4) 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。(注2)

津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

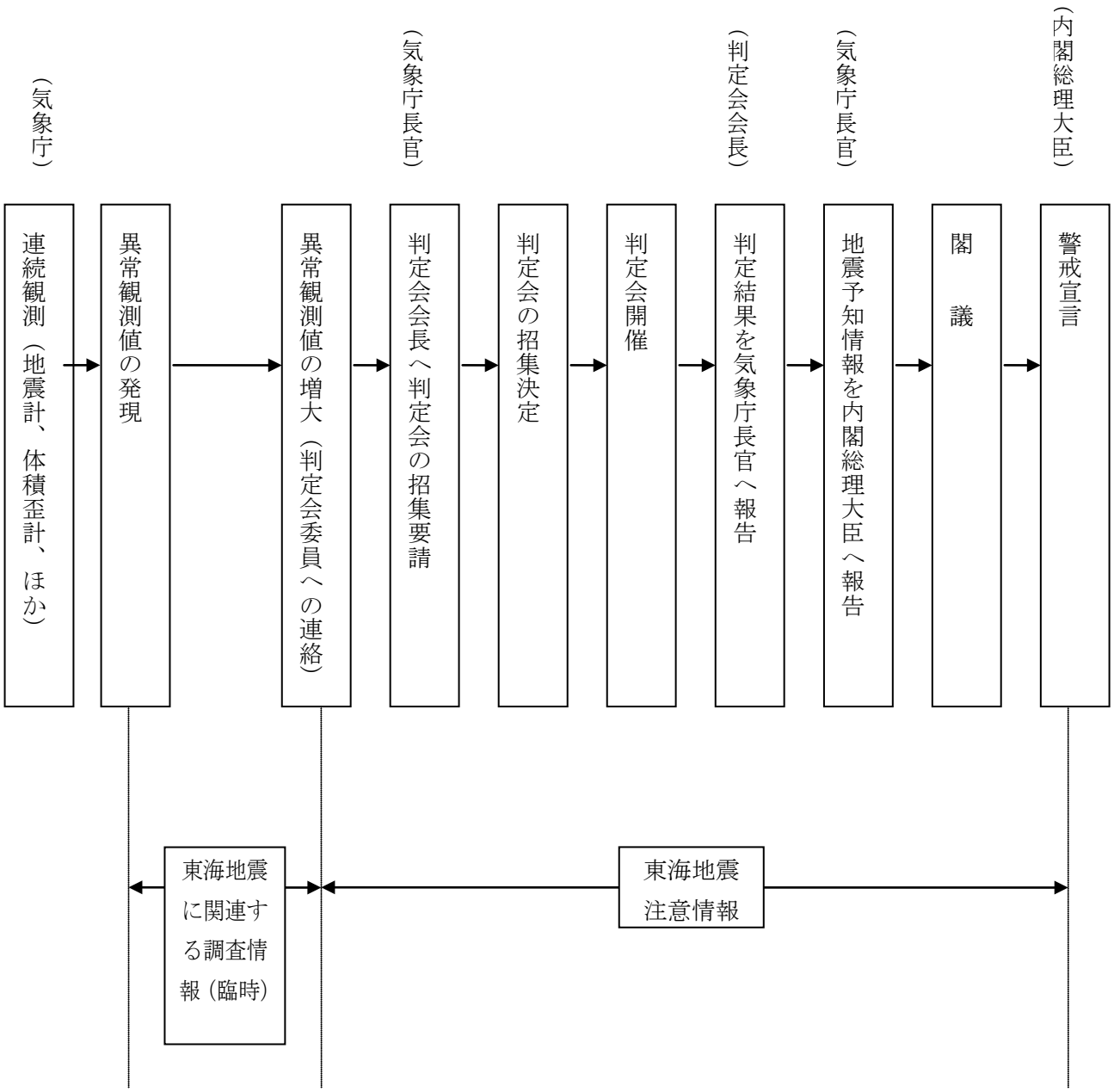
(注1) 港外：水深の深い、広い海域

(注2) 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

東海地震の場合、本震発生後１０分以内に津波が到達すると予想されているので、船は放置して高台に避難すること。

資料第181　異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス（東京管区気象台）

（本文737頁）



資料第182　予知情報の発表に伴うコメント案文（都総務局）　（本文777頁）

① 警戒宣言が発せられたときの知事コメント案文

都民の皆様、東京都知事の○○○○○です。
内閣総理大臣から、東海地震の「警戒宣言」が発せられております。
東海地震が発生した場合、地震防災対策強化地域に指定されている新島村、神津島村、三宅村については津波の襲来が心配されますので十分に注意してください。その他の島しょ地域についても津波には十分注意してください。
都内のその他の地域の震度は、５強から５弱程度であると予想されています。
震度５強から５弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。
しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられます。十分に注意してください。
予想より大きいゆれがくることも考えられますので、火元や危険物の管理、家具の固定等も行ってください。
東京都と各区市町村においては、すでに警戒本部等を設置しております。
地震が何時起きてもいいように、応急対策の体制を確立しておりますからご安心ください。
地震が起きましてもあわてずに落ちついて行動してください。

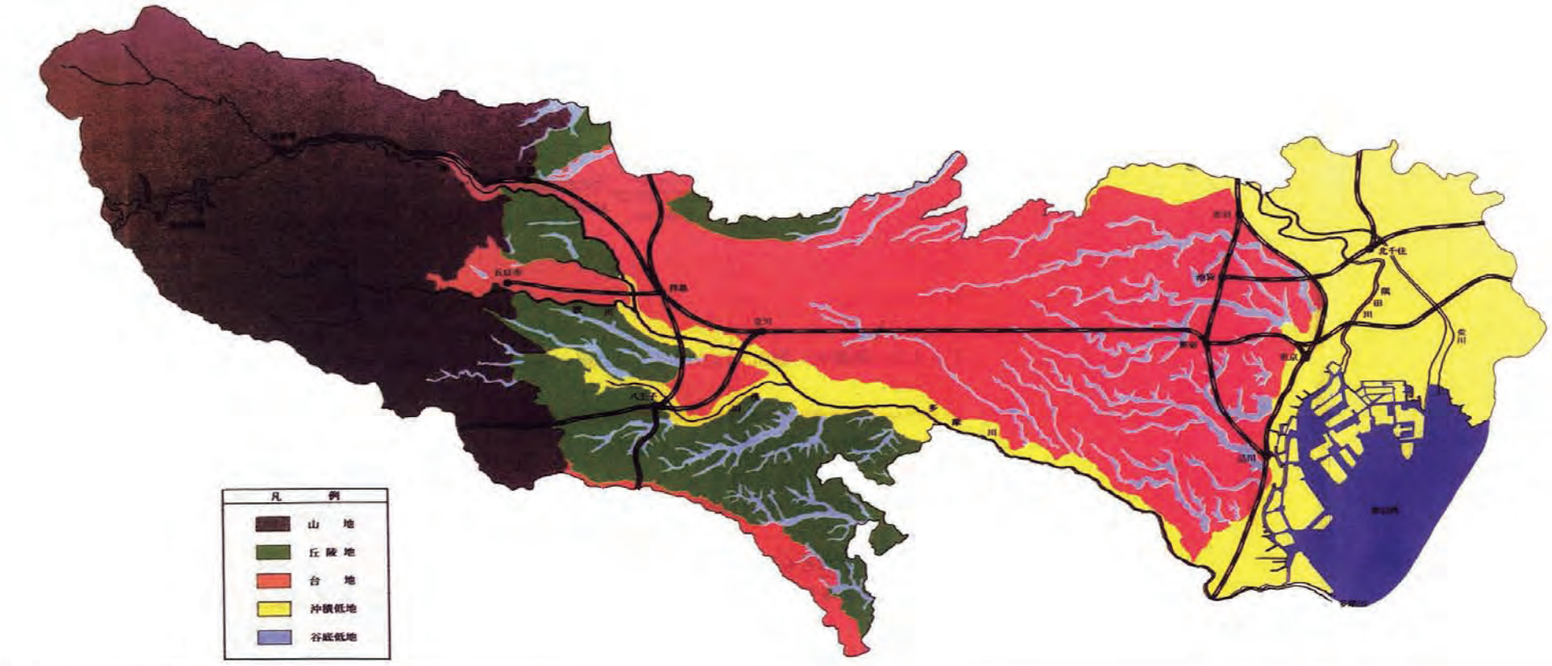
② 注意情報が発せられたときの危機管理監コメント案文

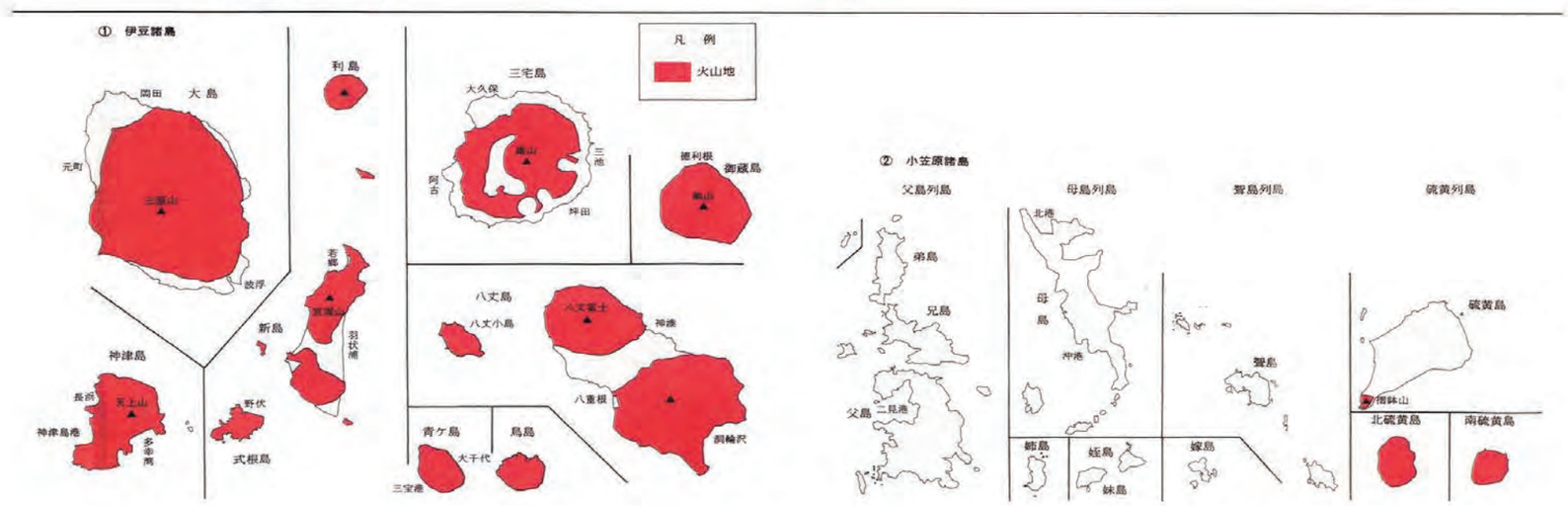
都民の皆様、東京都危機管理監の○○○○です。
内閣官房長官から、東海地震の発生に備えて「準備行動を行なう」旨の発表がなされております。
都においても、「警戒宣言」が発せられた場合に、直ちに対応できる態勢を整えておりますので、都民の皆様は落ち着いて行動してください。
状況が確定するまで、旅行の自粛や学生の登下校の安全確保に留意してください。
また、交通機関の運行状況を把握し、帰宅等に備えてください。
東海地震が発生した場合、地震防災対策強化地域に指定されている新島村、神津島村、三宅村については津波の襲来が心配されますので、十分に注意してください。
その他の島しょ地域についても津波には十分注意してください。
都内のその他の地域の震度は、５強から５弱程度であると予想されています。
震度５強から５弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。
しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられますので、家庭や事業所において、火元や危険物の管理、家具の固定等の安全対策を行なってください。
なお、内閣総理大臣が警戒宣言を発令した場合、または、準備体制を解除した場合は、直ちに皆様にお知らせしますので、ラジオ、テレビ等のニュースに注意してください。

都民の皆様、東京都危機管理監の○○○○です。
政府より、東海地震準備体制を解除する旨の発表がなされております。
これを受けて都も災害即応体勢等の準備体制を解除したので、お知らせします。
交通機関の運行状況等が平常に戻るまで、引続きラジオ、テレビ等のニュースに注意し、落ち着いて行動してください。

図１　東京都の地形区分（都総務局）

（本文５頁）





位　置　図

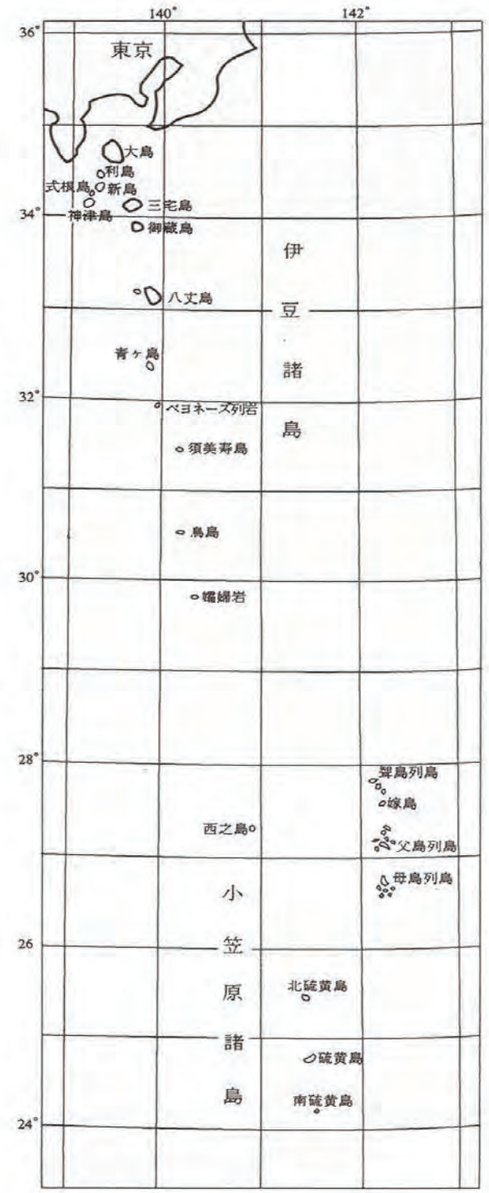


図２　模式地質断面図（都総務局）　　**（本文５頁）**

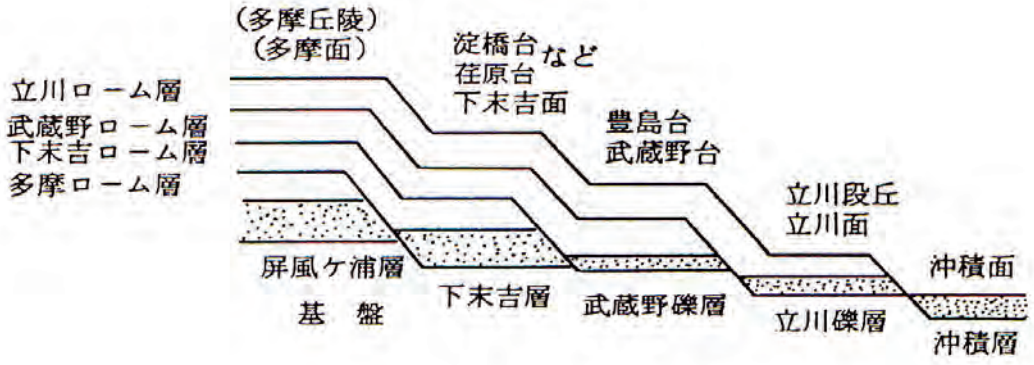


図３　関東ローム層と段丘との関係（都総務局）　　**（本文５頁）**

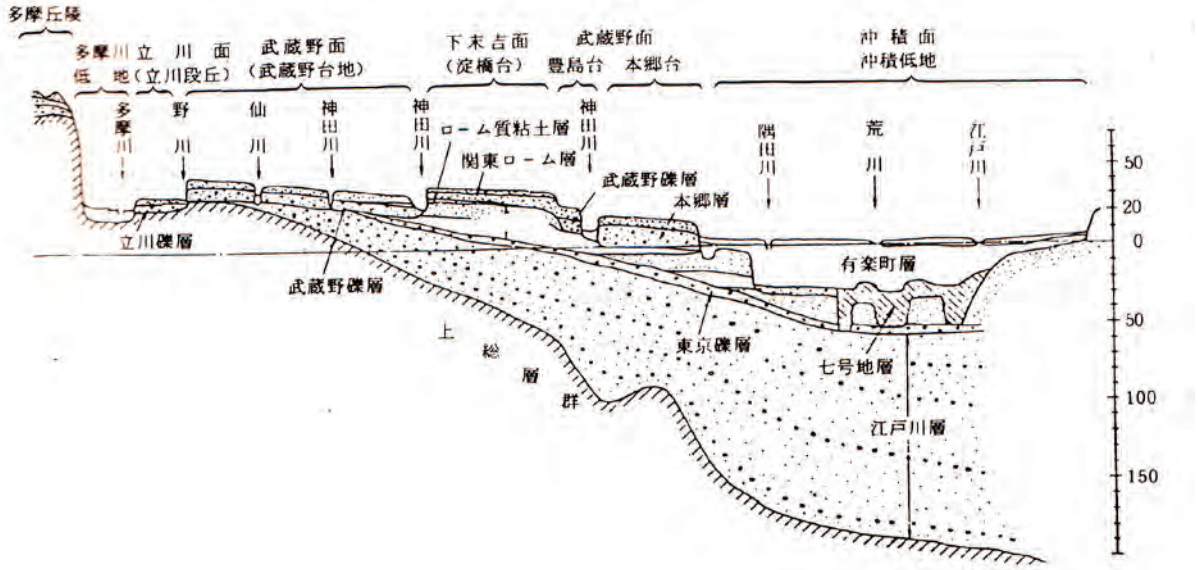
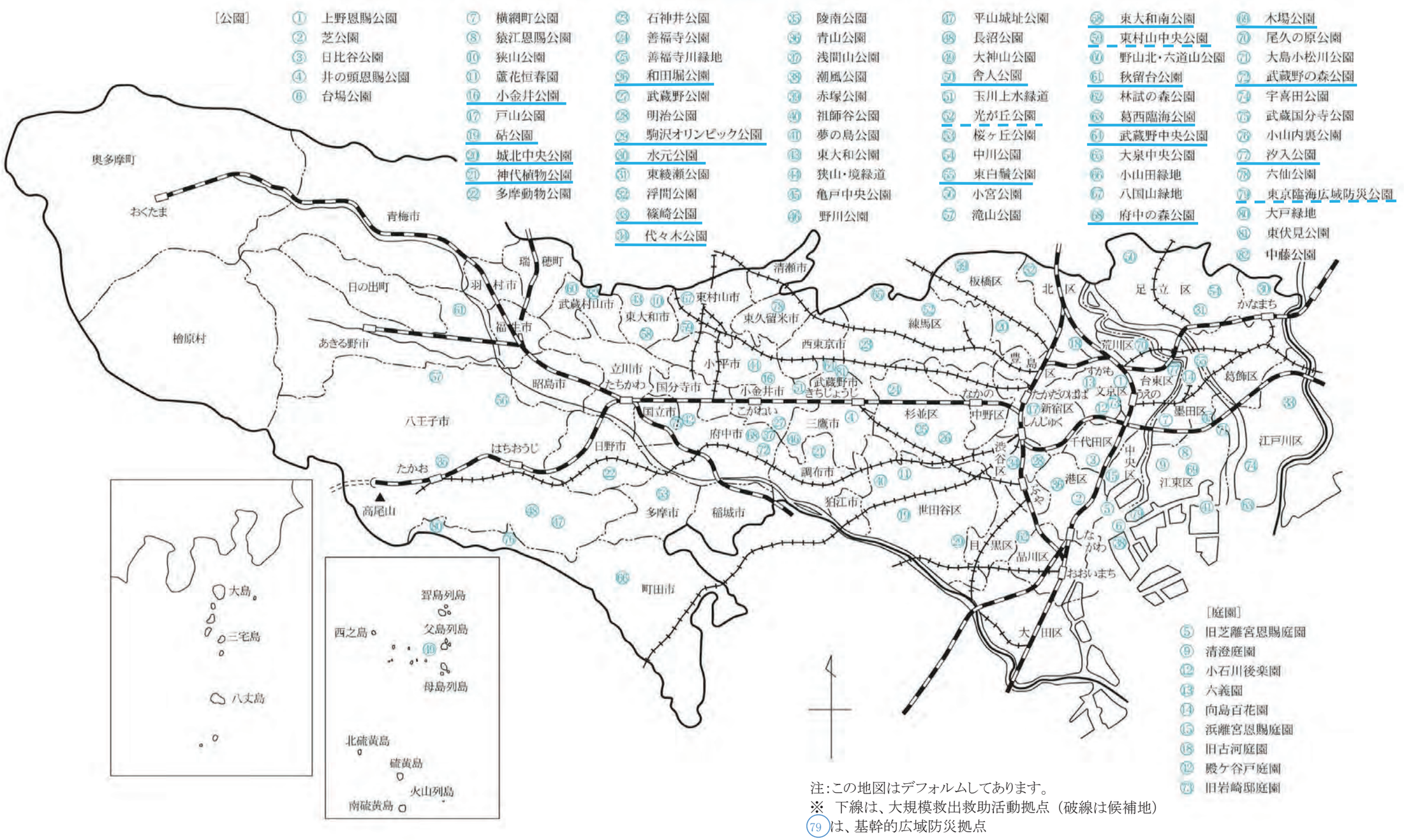


図４　防災都市づくり推進計画（都都市整備局）　（本文 99 頁）



図5　東京都立公園・庭園　配置図（30．4．1 現在）　※番号は開園順

（本文116頁）



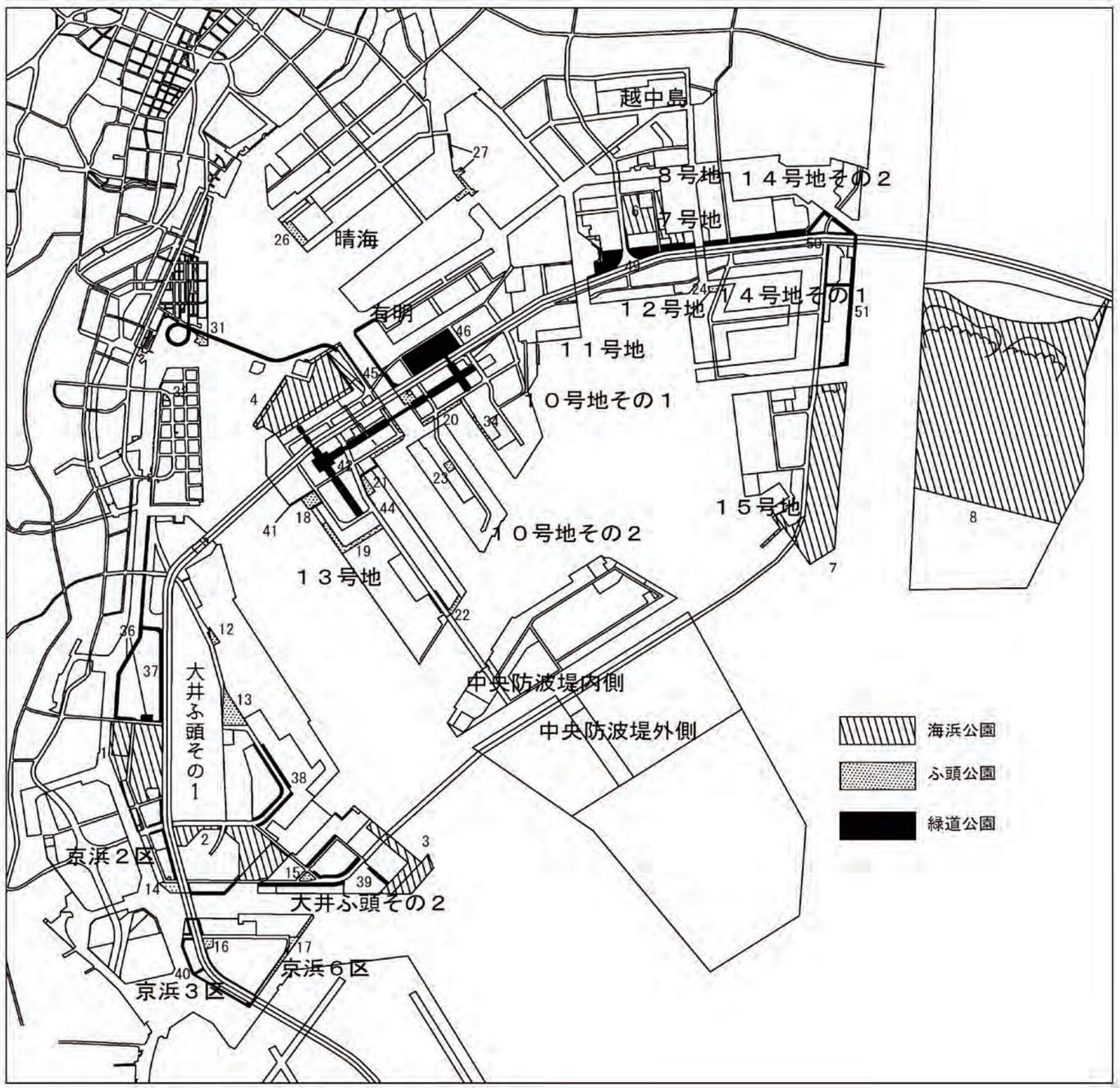
注：この地図はデフォルムしてあります。

※　下線は、大規模救出救助活動拠点（破線は候補地）

(79)は、基幹的広域防災拠点

図6　海上公園配置図（都港湾局）

（本文117頁）

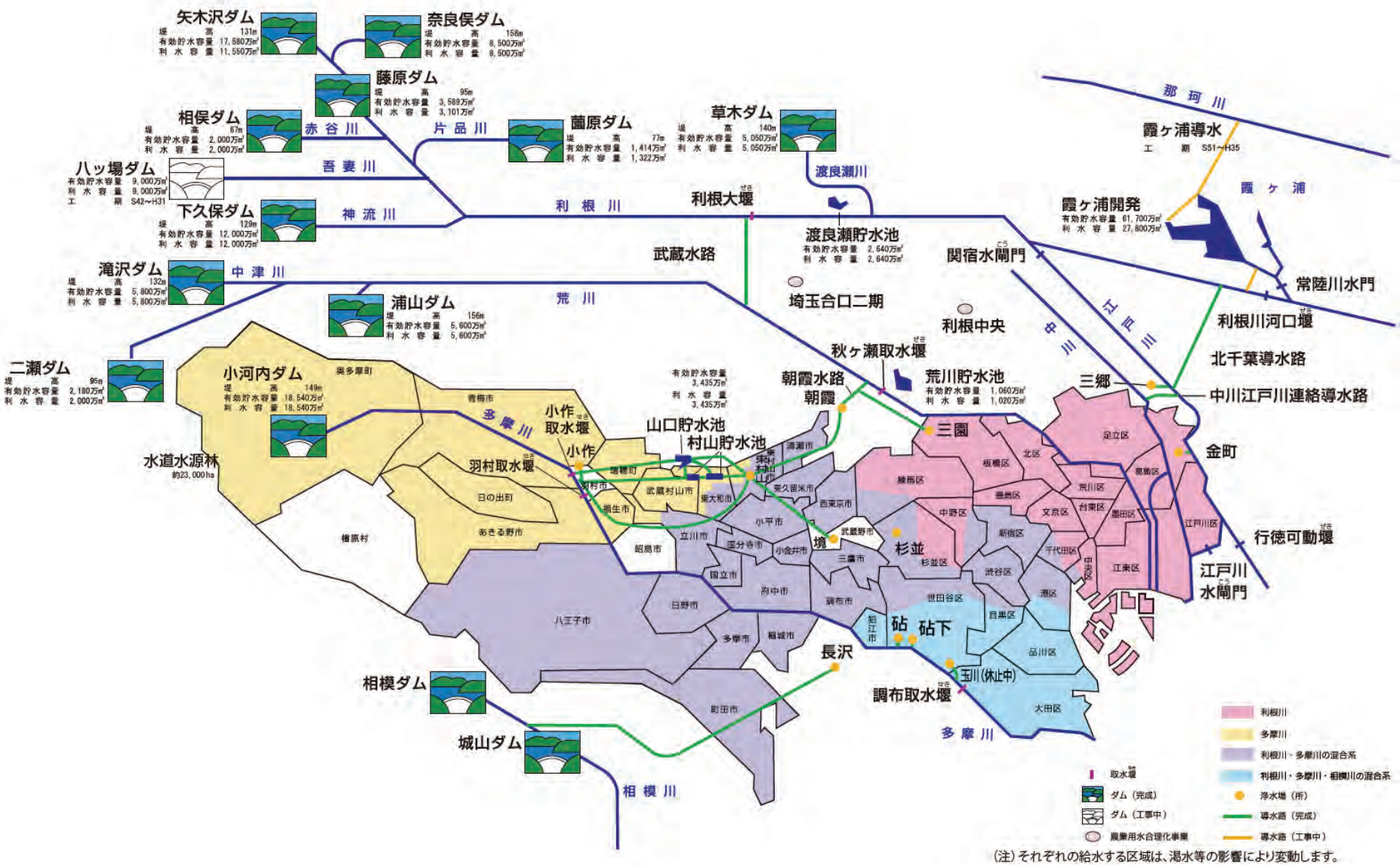


（平成31年4月1日現在）

種別	計画	公　園　名	面積(㎡)
海浜公園	1	大井ふ頭中央海浜公園	454,271.75
	2	東京港野鳥公園	360,208.59
	3	城南島海浜公園	199,532.56
	4	お台場海浜公園	510,809.79
	6	辰巳の森海浜公園	169,237.48
	7	若洲海浜公園	830,177.65
	8	葛西海浜公園	4,117,473.01
			6,641,710.83
ふ頭公園	12	コンテナふ頭公園	2,383.00
	13	みなとが丘ふ頭公園	50,265.00
	14	東海ふ頭公園	22,694.18
	15	城南島ふ頭公園	7,139.71
	16	京浜島ふ頭公園	12,577.15
	17	京浜島つばさ公園	25,037.00
	18	青海北ふ頭公園	25,812.00
	19	青海南ふ頭公園	43,760.40
	20	水の広場公園	78,387.11
	21	青海中央ふ頭公園	12,450.00
	22	暁ふ頭公園	15,502.30
	23	フェリーふ頭公園	9,293.10
	24	新木場公園	7,596.00
	26	晴海ふ頭公園	24,513.27
	27	春海橋公園	23,967.84
	31	芝浦南ふ頭公園	9,925.71
	32	品川北ふ頭公園	5,950.00
	34	有明西ふ頭公園	10,288.00
			387,541.77
緑道公園	36	京浜運河緑道公園	81,649.19
	37	大井ふ頭緑道公園	32,662.00
	38	東海緑道公園	43,890.31
	39	城南島緑道公園	19,959.95
	40	京浜島緑道公園	31,562.27
	41	東八潮緑道公園	4,879.00
	42	シンボルプロムナード公園	264,205.28
	44	青海緑道公園	6,251.00
	45	有明北緑道公園	26,426.86
	46	有明テニスの森公園	163,349.69
	49	辰巳の森緑道公園	145,503.24
	50	夢の島緑道公園	104,335.30
	51	新木場緑道公園	63,074.10
			987,748.19
合　計（38公園）			8,017,000.79

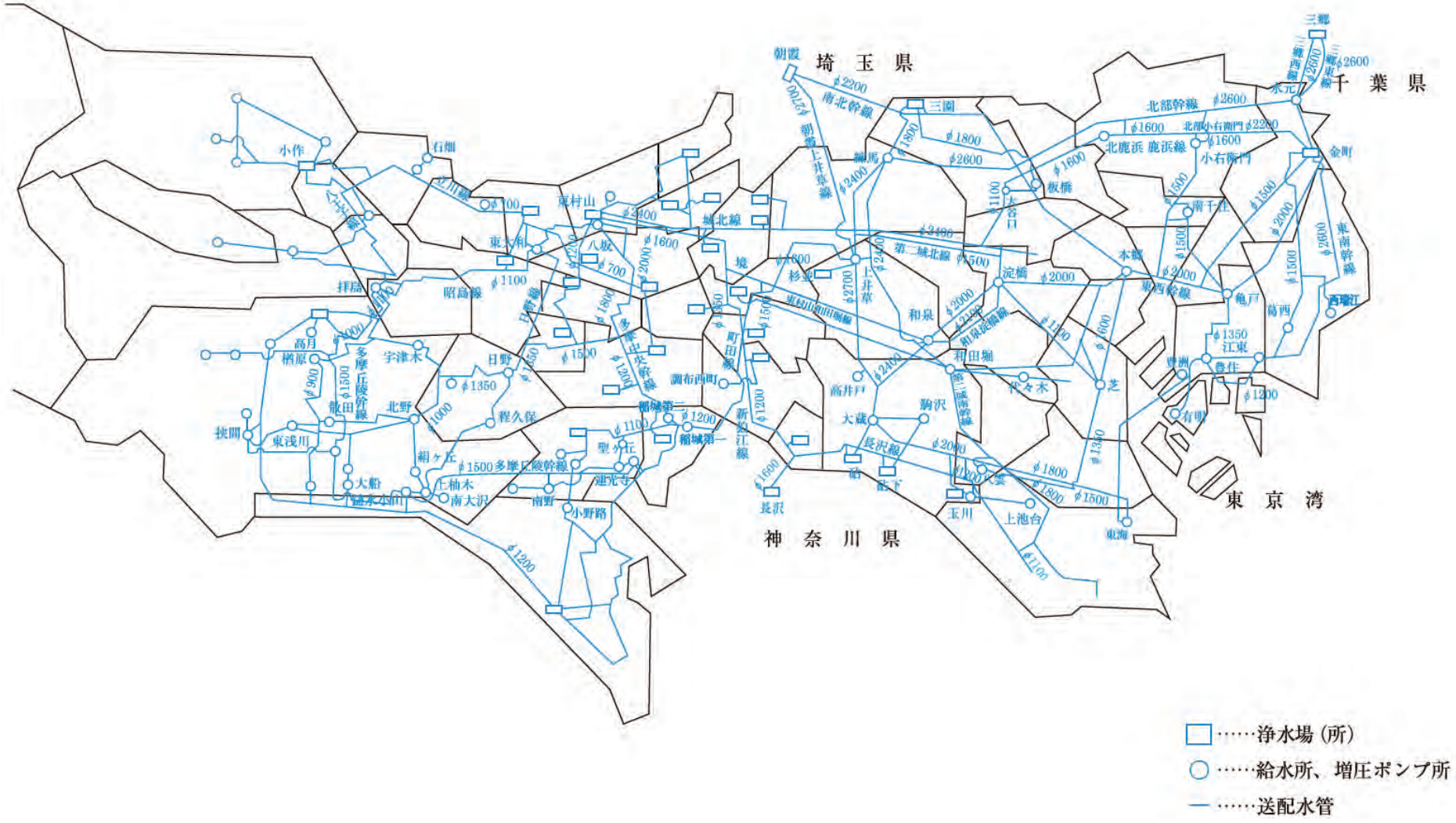
図７　水道水源と水系別給水区域概要図（都水道局）

（本文197頁）



（注）それぞれの給水する区域は、渇水等の影響により変動します。

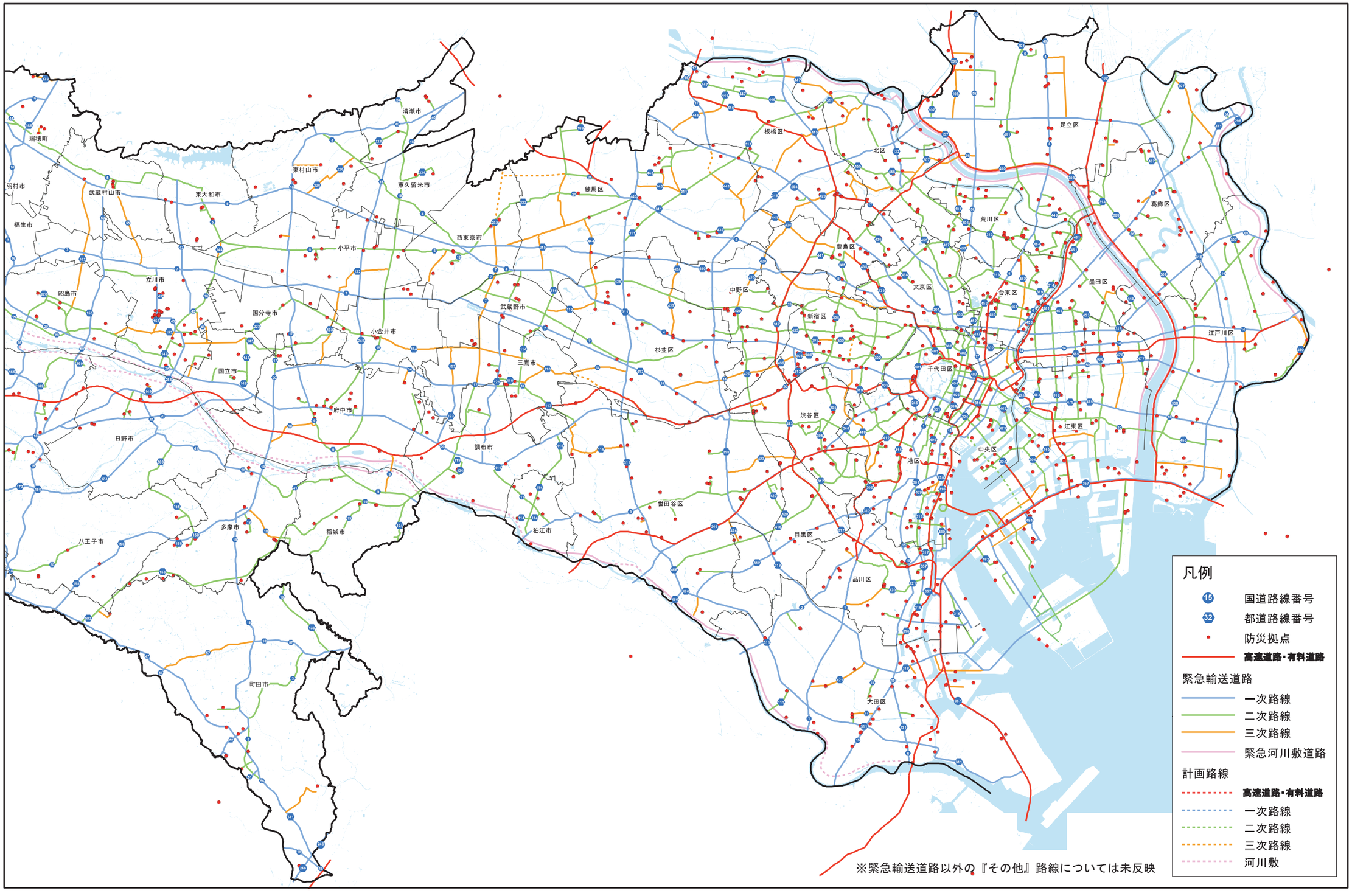
図８　主要送配水幹線図（都水道局）　　**（本文 197 頁）**



（本文185頁）

緊急道路障害物除去路線図　1/2

平成31年３月現在



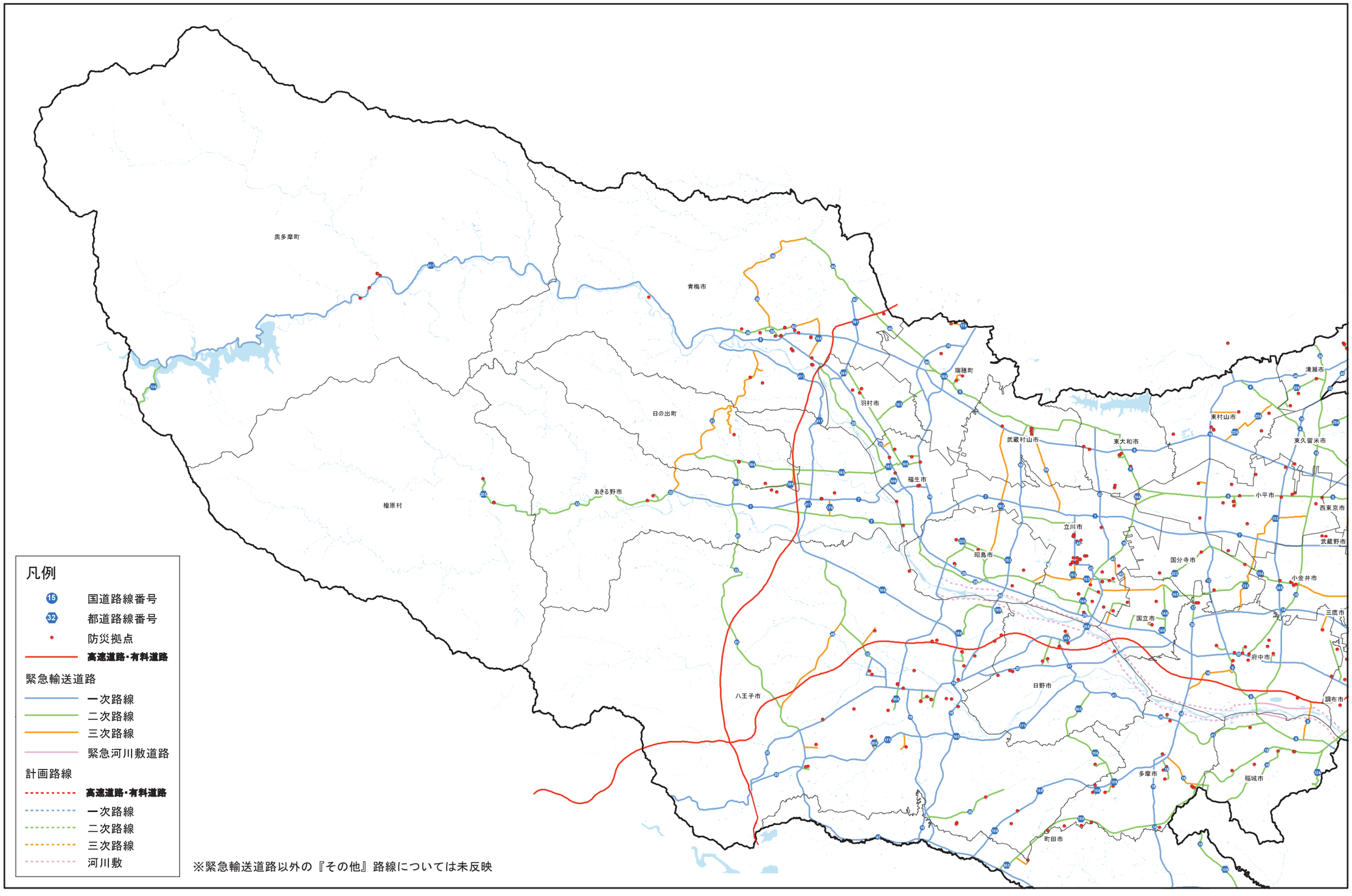
1:150,000

0　5　10　15　20 km

緊急道路障害物除去路線図　2/2

（本文185頁）

平成31年３月現在



1:150,000

0　5　10　15　20 km

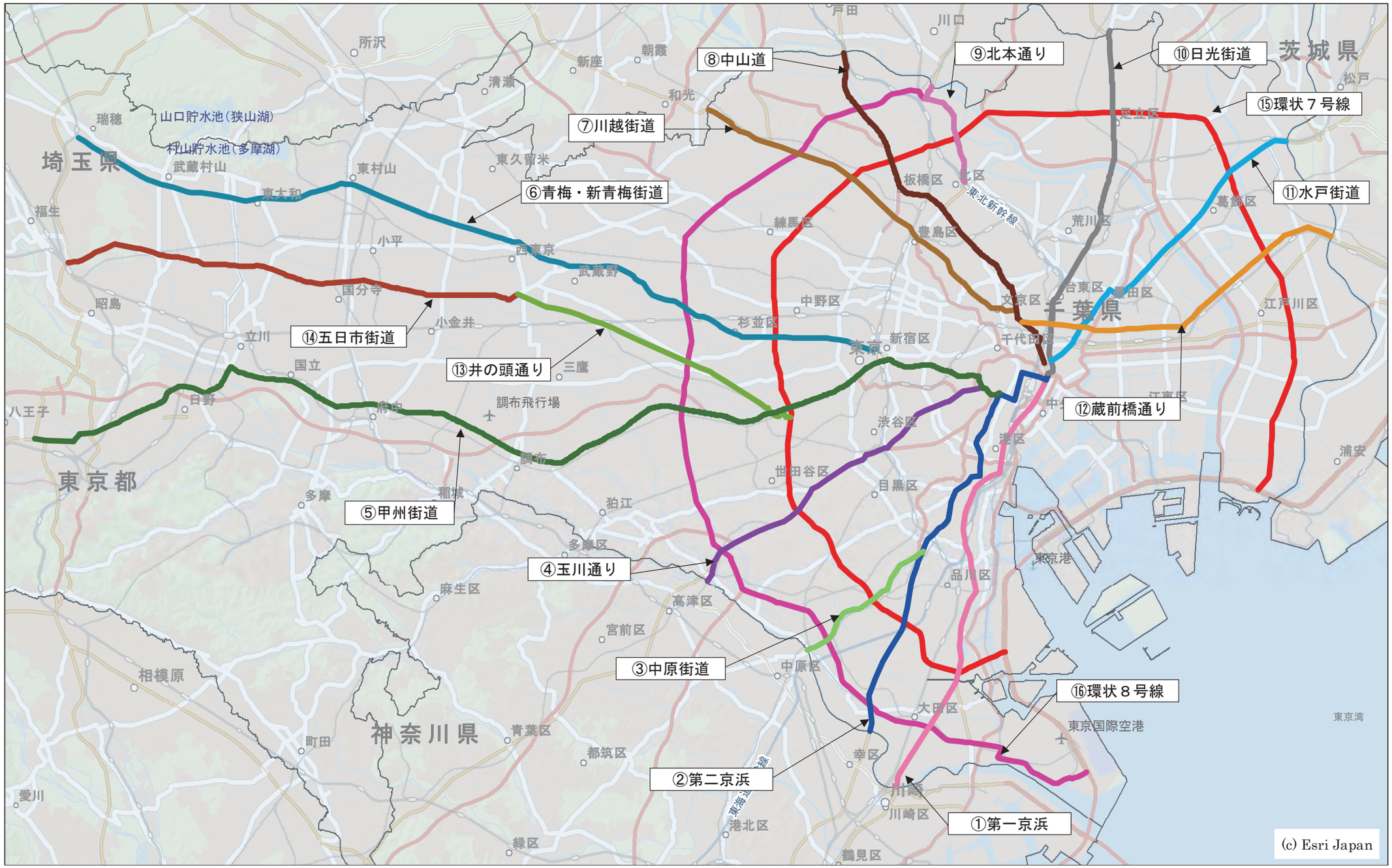
図10　東京都の津波予報区（気象庁）　　**（本文260、660頁）**

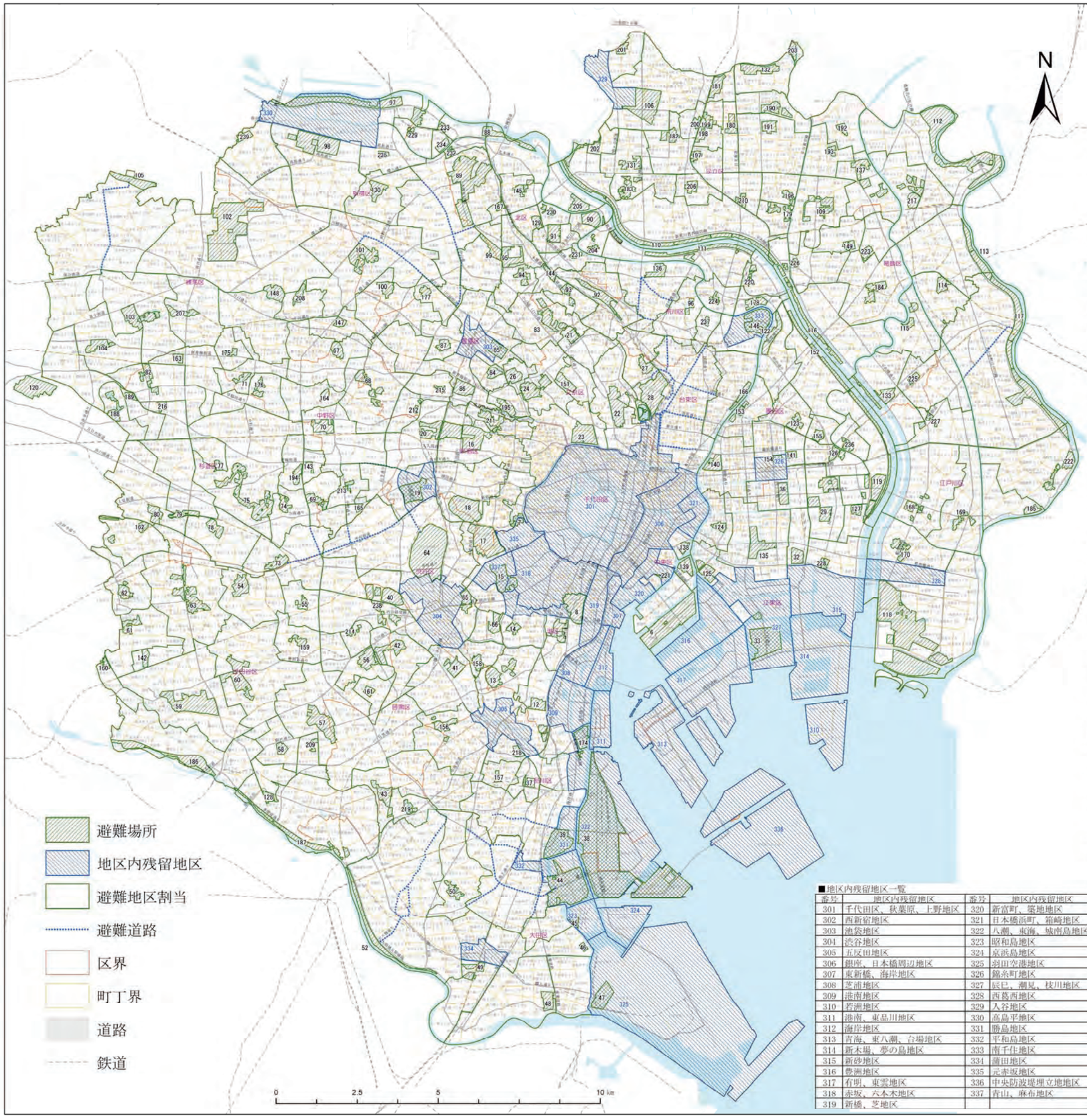


東京都が該当する津波予報区

津波予報区	区域	対応する東京都の区市町村
東京湾内湾	千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。）、東京都（特別区に限る。）、神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。）	江戸川区、江東区、中央区、港区、品川区、大田区
伊豆諸島	東京都（大島支庁、三宅支庁及び八丈支庁に限る。）	大島町、新島村、利島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
小笠原諸島	東京都（小笠原支庁に限る。）	小笠原村

図 11　帰宅支援の対象道路（①～⑯）（都総務局）　　（本文 455、470 頁）





■避難場所一覧

番号	避難場所名	番号	避難場所名	番号	避難場所名
6	晴海地区	90	豊島五丁目団地一帯	166	隅田公園一帯
7	迎賓館一帯	91	王子六・飛鳥高校・駿台学園一帯	167	清水坂公園一帯
8	芝公園・慶応大学一帯	92	JR田端・尾久駅周辺一帯	168	船堀一丁目住宅一帯
12	高輪三丁目・四丁目・御殿山地区	93	北区防災センター・旧古河庭園一帯	169	都立葛西工業高校・西瑞江住宅一帯
13	自然教育園・聖心女子学院一帯	94	都営滝野川三丁目団地一帯	170	行船公園・宇喜田住宅一帯
14	有栖川宮記念公園一帯	95	十条台・北区中央公園一帯	174	天王洲アイル周辺
15	青山墓地一帯	96	荒川自然公園一帯	175	都立武蔵丘高校一帯
16	戸山公園一帯	97	浮間公園・荒川河川敷緑地一帯	176	白鷺一丁目地区
17	明治神宮外苑地区	98	高島平二・三丁目地区	177	都営幸町アパート一帯
18	新宿御苑	99	東京家政大学・加賀中学校一帯	178	千寿第八小学校一帯
19	新宿中央公園・高層ビル群一帯	100	公社向原住宅一帯	179	都立江北高校一帯
20	百人町三・四丁目地区	101	城北中央公園一帯	180	竹の塚第一団地一帯
21	六義園	102	光が丘団地・光が丘公園一帯	181	都営西保木間四丁目アパート一帯
22	東京大学	103	石神井公園一帯	182	フレール西新井中央公園一帯
23	後楽園一帯	104	上石神井アパート一帯	183	江北半成公園一帯
21	お茶の水女子大学一帯・教育の森公園一帯	105	大泉中央公園一帯	184	区役所・青戸団地一帯
26	護国寺一帯	106	舎人公園一帯	185	江戸川清掃工場一帯
27	谷中墓地	109	東綾瀬団地一帯	186	多摩川河川敷・二子橋一帯
28	上野公園一帯	110	荒川北岸・河川敷緑地一帯	187	多摩川河川敷・田園調布先一帯
99	大島・北砂団地一帯	111	荒川南岸・河川敷緑地一帯	188	善福寺公園・東京女子大学一帯
32	公社南砂二丁目団地一帯	112	水元公園・江戸川緑地一帯	189	井草八幡宮一帯
33	辰巳団地・潮見運動公園一帯	113	柴又野球場・江戸川緑地一帯	190	都営保木間第５アパート一帯
36	猿江恩賜公園一帯	114	都営高砂団地一帯	191	総合スポーツセンター一帯
37	JRアパート・品川区役所一帯	115	奥戸運動場	192	区立中川北小学校・都営六ツ木町アパート一帯
38	大井ふ頭一帯	116	新四ツ木橋地区東岸	193	区立辰沼小学校・都営辰沼町アパート一帯
39	大井競馬場・しながわ区民公園	117	篠崎公園・江戸川緑地一帯	191	セシオン杉並・妙法寺一帯
40	駒場東大一帯	118	江戸川南部一帯	195	目白台運動公園付近一帯
41	中目黒公園一帯	119	亀戸・大島・小松川地区	196	区立青井小中学校・都営青井三丁目アパート一帯
42	世田谷公園一帯	120	グリーンパーク	197	栗原団地一帯
43	東京工業大学	122	白鷺東地区	198	竹の塚小学校一帯
44	平和島地区	123	都営文花一丁目住宅一帯	199	竹ノ塚駅東口・竹の塚センター一帯
45	昭和島野球場一帯	124	清澄庭園	200	区立第十四中学校一帯
46	森ヶ崎公園	125	東京海洋大学一帯	201	区立舎人第一小学校・都営舎人町アパート一帯
47	東京国際空港大空橋周辺	126	亀戸中央公園	202	区立北鹿浜小学校一帯
48	荻中公園	127	都営東砂二丁目住宅一帯	203	都営花畑第４アパート一帯
49	旧蒲田電車区周辺一帯	128	玉川野毛町公園一帯	204	宮城ファミリー公園・江南中学校一帯
50	池上本門寺一帯	129	王子五丁目団地一帯	205	ハートアイランド新田一帯
52	多摩川河川敷・ガス橋一帯	130	中台三丁目地区	206	西新井駅西口地区一帯
54	日本大学文理学部一帯	131	江北六丁目団地一帯	207	都営南田中アパート
55	羽根木公園一帯	132	花畑団地一帯	208	神馬総合運動場一帯
56	昭和女子大学一帯	133	新小岩公園・平井大橋地区	209	東京学芸大学附属世田谷小・中学校一帯
57	駒沢オリンピック公園一帯	135	木場公園一帯	210	都立足立高校一帯
58	都立園芸高校	136	都立尾久の原公園　帯	211	早稲田大学早稲田キャンパス　帯
59	砧公園・大蔵運動公園　一帯	137	中川公園　一帯・大谷田団地　一帯	212	落合中央公園一帯
60	馬事公苑・東京農業大学一帯	138	新川ツインビル地区	213	本五ふれあい公園一帯
61	祖師谷公園・総合工科高校一帯	139	個リバーシティ地区	214	太子堂円泉ヶ丘公園・三宿の森緑地一帯
62	第一生命グランド一帯	140	両国地区	215	おとめ山公園地区一帯
63	芦花公園・明大八幡山グランド一帯	141	亀戸二丁目団地一帯	216	桃井原っぱ公園一帯
64	明治神宮・代々木公園一帯	142	成城学園一帯	217	東京理科大学一帯
65	青山学院・実践女子学園一帯	143	蚕糸の森公園一帯	218	大崎駅西口地区一帯
66	聖心女子大学一帯	144	飛鳥山公園	219	洗足池公園一帯
67	江古田の森公園一帯	145	北運動公園一帯	220	東京電機大学一帯
68	哲学堂公園一帯	146	都立汐入公園一帯	221	あかつき公園一帯
69	コーシャハイム中野弥生町・立正佼成会大聖堂一帯	147	武蔵大学	222	江戸川スポーツランド周辺一帯
70	中野区役所一帯	148	豊島園	223	亀有一丁目一帯
71	公社鷺宮西住宅一帯	149	上千葉砂原公園一帯	224	千住大橋駅地区一帯
73	明大和泉校舎一帯	151	小石川植物園	225	私学事業団総合運動場
74	和田堀公園（東地区）一帯	152	荒川・四ツ木橋緑地	226	小菅東スポーツ公園
75	善福寺川緑地・和田堀公園（西地区）一帯	153	黒田区役所・隅田公園自由広場一帯	227	都立江戸川高校一帯
77	シャレール荻窪一帯	154	錦糸公園	228	南砂三丁目公園一帯
78	柏の宮公園一帯	155	立花一丁目団地一帯	229	新河岸東公園一帯
79	高井戸駅一帯	156	林試の森公園	230	東京成徳学園・神谷堀公園一帯
80	久我山二丁目地区グランド一帯	157	戸越公園一帯	231	堀船地区一帯
82	上井草スポーツセンター一帯	158	恵比寿ガーデンプレイス	232	赤羽北地区　帯
83	染井墓地・駒込中学校一帯	159	国士舘大学一帯	233	浮間一丁目地区
84	雑司ヶ谷墓地	160	きたみふれあい広場一帯	234	浮間小学校・浮間三丁目団地地区
85	豊島区立総合体育場一帯	161	学芸大学附属高校一帯	235	城北公園一帯
86	学習院大学	162	烏山北住宅・日本女子体育大学一帯	236	都営平井アパート一帯
87	立教大学	163	井草森公園一帯	237	荒川工業高校一帯
88	荒川河川敷一帯	164	平和の森公園一帯	238	駒場地区
89	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区	165	東京大学附属中等教育学校一帯	239	都営成増五丁目第２アパート一帯

■地区内残留地区一覧

番号	地区内残留地区	番号	地区内残留地区
301	千代田区、秋葉原、上野地区	320	新富町、築地地区
302	西新宿地区	321	日本橋浜町、箱崎地区
303	池袋地区	322	八潮、東海、城南島地区
304	渋谷地区	323	昭和島地区
305	五反田地区	324	京浜島地区
306	銀座、日本橋周辺地区	325	羽田空港地区
307	東新橋、海岸地区	326	錦糸町地区
308	芝浦地区	327	辰巳、潮見、枝川地区
309	港南地区	328	西葛西地区
310	若洲地区	329	入谷地区
311	港南、東品川地区	330	高島平地区
312	海岸地区	331	勝島地区
313	青海、東八潮、台場地区	332	平和島地区
314	新木場、夢の島地区	333	南千住地区
315	新砂地区	334	蒲田地区
316	豊洲地区	335	元赤坂地区
317	有明、東雲地区	336	中央防波堤埋立地地区
318	赤坂、六本木地区	337	青山、麻布地区
319	新橋、芝地区		

昭和 48 年 10 月　　第１次修正
令和元年７月　　第 15 次修正

印刷物規格表第２類
印 刷 番 号（31）32

東京都地域防災計画

震災編　別冊①資料

編集発行　　東京都防災会議

（東京都防災会議事務局）東京都総務局総合防災部
〒163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
電　話　０３（５３２１）１１１１（代）内線 25-036

印　　刷　　宮嶋印刷株式会社
〒101-0065　東京都千代田区西神田３丁目２番１号
電　話　０３（６８２３）５３６８

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

東 京 都 地 域 防 災 計 画

震　災　編

（令和元年修正）

［別冊②協定等］

東 京 都 防 災 会 議

東 京 都 地 域 防 災 計 画

震　災　編

（令和元年修正）

［別冊②協定等］

東 京 都 防 災 会 議

東京都地域防災計画（震災編）別冊②協定等一覧

都と民間団体等との協力

応援協定等の名称	締結日	締結局名	構成団体又は締結先	協定の内容等	番号
ライフライン等の応急復旧対応					
災害時における応急対策業務に関する協定	昭和50年4月1日	総務局、建設局、水道局、下水道局、住宅政策本部	(一社)東京建設業協会	建設資機材と労働力等の提供、費用負担等	1－①、②、③、④、⑤、⑥
同趣旨の協定	昭和51年4月1日		(一社)日本道路建設業協会		
同趣旨の協定	昭和62年4月1日		(一社)東京都中小建設業協会		
同趣旨の協定	平成8年7月18日		(一社)南多摩建設業協会、(一社)北多摩建設業協会		
同趣旨の協定	平成8年7月18日		西多摩建設業協同組合		
災害時における設計、測量、地質調査等の応急対策業務に関する協定	平成25年6月25日	総務局、建設局、港湾局	(一社)建設コンサルタンツ協会関東支部、(一社)東京都測量設計業協会、(一社)東京都地質調査業協会	被害状況の調査などの応急対策業務、費用負担等	2－①、②、③
災害時におけるクレーン等の供給に関する協定	平成26年2月18日	総務局、建設局、港湾局	東京建設重機協同組合	災害時におけるクレーンの供給	3－①、②、③
災害時における応急対策業務に関する協定	昭和54年12月1日	総務局、住宅政策本部	(一社)プレハブ建築協会	応急仮設住宅の建設及び建設資機材の提供等災害応急対策業務、費用負担等	4-①、②
大規模災害時における清掃工場の使用に関する協定	平成20年3月31日	総務局	東京二十三区清掃一部事務組合	災害応急対策を実施する救出救助機関及び民間ライフライン機関等への活動拠点の提供	5
災害時における建物の解体等の応急対策業務に関する協定	平成25年11月8日	総務局	(一社)東京建物解体協会	災害時における建物の解体等の応急対策業務	6
災害時等における道路啓開等の支援に関する協定	平成26年7月31日	総務局	(一社)日本自動車連盟 全日本高速道路レッカー事業協同組合 (一社)全国ロードサービス協会	道路障害物となる車両の移動及び保管場所の確保	7
災害時におけるコンクリート圧送車等での応急対策業務に関する協定	平成31年3月4日	総務局	東京都コンクリート圧送協同組合	コンクリート圧送車等を活用した応急対策業務	8
震災時における応急危険度判定員への宿泊施設の提供に関する協定	平成22年9月30日	都市整備局	(一社)全日本シティホテル連盟関東支部 東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合	震災発生後における応急危険度判定員への宿泊施設の提供等	9

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書	平成23年6月30日	都市整備局	(一社)東京都建築士事務所協会、(一社)日本建築構造技術者協会、特定非営利活動法人耐震総合安全機構	緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する相談体制の整備と普及啓発、耐震診断の実施、診断者の技術力向上に関すること等	10
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書	平成24年7月6日	都市整備局	(一社)東京建設業協会	緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する相談体制の整備と普及啓発、耐震改修の実施等	11
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書	平成25年12月25日	都市整備局	(一社)東京都中小建設業協会	緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する相談体制の整備と普及啓発、耐震改修の実施等	12
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書	平成25年1月17日	都市整備局	㈱みずほ銀行、みずほ信託銀行㈱	緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する相談体制の整備と普及啓発、耐震改修等の実施	13
災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定書	平成25年7月11日	住宅政策本部	(一社)全国木造建設事業協会	災害時における応急仮設住宅の建設への協力	14
災害時における応急復旧業務に関する協定	平成9年9月1日	建設局	東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会	堤防・護岸の応急復旧、船舶による巡回・点検、費用負担等	15
災害時における水門等の応急復旧業務に関する協定	平成9年10月1日	建設局	石川島播磨重工業㈱、川崎重工業㈱、㈱栗本鐵工所、佐藤鉄工㈱、大同機工㈱、㈱豊国工業東京支店、日立造船㈱、三菱重工業㈱	河川管理施設のうち、水門、閘門、樋門に対する災害時の応急復旧、費用負担等	16
災害時における排水機場の応急復旧業務に関する協定	平成9年10月1日	建設局	㈱荏原製作所、㈱電業社機械製作所、㈱酉島製作所、新潟原動機㈱、㈱日立製作所、ヤンマー東日本㈱	河川管理施設のうち、排水機場に対する災害時の応急復旧、費用負担等	17
災害時における応急業務に関する協定	平成21年9月9日	建設局	(一社)東京都造園緑化業協会	災害時における都立公園の応急対策業務への協力	18
地震時における緊急点検等に関する協定	平成24年3月9日	建設局	(財)東京都環境整備公社 (現 (公財)東京都環境公社)	地震時における浮遊物の状況把握、河川管理施設の緊急点検、被災者等人員の輸送、救援物資等の貨物輸送及び費用負担等	19
災害時等における情報収集業務等に関する協力協定	平成25年3月22日	建設局	(一社)東京道路清掃協会	災害時等における道路施設の情報収集及び点検	20

災害時等における復旧業務の協力等に関する協定	平成28年3月14日	建設局	街路灯保守管理協同組合	災害時等における施設の状況確認、点検、情報収集及び復旧業務	21
災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年8月30日	港湾局	(一社)日本埋立浚渫協会	港湾施設、海岸保全施設の緊急応急措置、費用負担等	22
災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年8月30日	港湾局	東京タグセンター	被害状況調査に必要な船舶の応援、危険水域の海上警戒、費用負担等	23
災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する協定	平成22年9月30日	港湾局	㈱IHIインフラシステム、豊国工業㈱、大同機工㈱、三菱重工鉄構エンジニアリング㈱、西田鉄工㈱	江東地区、中央地区内の水門門扉及び陸閘の緊急応急措置等 港地区、港南地区内の水門門扉及び陸閘の緊急応急措置等	24 25
災害時における排水機場のポンプ等の応急対策業務に関する協定	平成22年9月30日	港湾局	㈱日立プラントテクノロジー、クボタ機工㈱、㈱荏原製作所	災害時における排水機場の各ポンプ機器及び主機関の緊急応急措置、費用負担等	26
災害時における応急対策業務に関する協定	平成25年10月16日	港湾局	(一社)日本埋立浚渫協会 伊豆七島建設業協同組合	災害時における伊豆、小笠原諸島の空港、港湾及び漁港の応急対策業務等	27
都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定	平成21年3月16日	教育庁	(一社)東京電業協会 (一社)東京都電設協会	震災時における都立学校の電気設備の機能確保及び復旧対応	28
都立学校における震災時の防水等の応急対策業務に関する協定	平成22年6月23日	教育庁	東京都塗装工業協同組合	震災時における都立学校の天井及び外壁等の防水機能確保及び復旧対応	29
災害時における応急対策業務に関する細目協定	平成27年6月11日	水道局	(一社)東京都中小建設業協会	水道局の土木・建築施設の災害時の応急措置及び復旧等	30
災害時における応急対策用建設機械の供給に関する協定	昭和54年2月26日	水道局	東京建設重機協同組合	災害時におけるクレーンの供給	31
震災等非常災害時における水道工事用材料の供給に関する協定	平成22年4月30日	水道局	日本ダクタイル鉄管協会 日本ダクタイル異形管工業会 水道バルブ工業会 日本水道鋼管協会	災害時における水道工事用材料の供給	32
震災等非常災害時における水道工事用材料の供給に関する覚書	平成22年4月30日	水道局	株式会社クボタ、コスモ工機株式会社、大成機工株式会社、株式会社栗本鐵工所、日本鋳鉄管株式会社	災害時における水道工事用材料の供給	33
災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定	平成24年7月26日	水道局	(一社)東京空調衛生工業会	災害時における給水装置の応急措置に係る協力	34

災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定	平成25年12月16日	水道局	東京都管工事工業協同組合	災害時における水道施設等の応急措置に係る協力	35
災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定	平成25年12月16日	水道局	協同組合東京都水道請負工事連絡会	災害時における水道施設等の応急措置に係る協力	36
災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定	平成24年7月30日	水道局	東京都水道専業者協会	災害時における水道施設等の応急措置に係る協力	37
災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定	平成24年5月24日	水道局	三多摩管工事協同組合	災害時における水道施設等の応急措置に係る協力	38
災害発生時の応急対策業務等に関する協定	平成29年7月31日	水道局	東京水道サービス㈱	災害時における水道施設等の応急措置に係る協力	39
地震災害等の発生時における業務の協力に関する協定	平成31年3月29日	水道局	㈱PUC	災害時における水道局が行う業務に関する協力	40
発災時における復旧用資機材等の情報提供に関する覚書	平成26年11月18日	水道局	東京管工機材商商業協同組合	震災時における復旧用資機材等の情報提供	41
応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定	平成29年3月10日	水道局	協同組合東京都水道請負工事連絡会、東京都水道専業者協会、東京都管工事工業協同組合、三多摩管工事協同組合	災害時における水道施設等の応急措置に係る協力	42
災害時における下水道管路施設の応急復旧業務に関する協定	平成13年10月1日	下水道局	下水道メンテナンス協同組合	下水道施設のうち、管路等に対する災害時の応急措置及び復旧等	43
水再生センター・ポンプ所内における緊急時の応急措置等に関する協定	平成17年4月1日	下水道局	下水道メンテナンス協同組合	送泥管、送水管等の事故及び下水道施設の冠水に係る応急措置等	44
災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定	平成25年4月1日	下水道局	(一社)東京下水道設備協会	下水道施設のうち、水再生センター等の設備機器に対する災害時の応急復旧、費用負担等	45
災害時における処理場等の応急対策業務に関する協定	平成13年12月1日	下水道局	(一社)日本下水道施設管理業協会	下水道施設のうち、流域下水道本部の所管する水再生センター等の設備機器の運転等に対する災害時の応急対策、費用負担等	46

災害時における排水設備の復旧に関する協定	平成25年5月28日	下水道局	東京都管工事工業協同組合	下水道施設のうち、排水設備に対する災害時の被害状況等の調査及び応急措置、復旧等	47
地震時における都有施設の応急危険度判定に関する協定・細目協定	平成31年1月17日	財務局	(一社)日本建築構造技術者協会	地震時における都有施設の応急危険度判定活動の技術的な協力	48
災害発生時等における協力体制に関する覚書	平成22年3月25日	下水道局	東京都下水道サービス㈱	災害時における協力体制	49
多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定	平成30年10月29日	下水道局	多摩地域30市町村、(公財)東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合	多摩地域30市町村の管理する下水道管路施設に対する災害時の復旧支援等	50
救出・救助関係					
災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定	平成10年11月26日	警視庁	(一社)東京都警備業協会	緊急交通路の確保に関する交通誘導警備、被災地の防犯パトロール、避難所等の警戒活動、費用負担等	51
災害時における救助・救急業務に関する協定	昭和57年2月1日	東京消防庁	(一社)東京建設業協会	災害時における迅速かつ円滑な救助救急資機材労力等の出動、費用負担等	52
災害時における救急用酸素の調達業務に係る協定	平成24年12月1日	東京消防庁	(一社)日本産業・医療ガス協会	災害時における救急用酸素の調達、供給等	53
災害時における救急資器材の調達に係る協定	平成24年12年1日	東京消防庁	商工組合日本医療機器協会	災害時における救急資器材の調達、供給等	54
災害時における医薬品類の調達業務に係る協定	平成24年12年1日	東京消防庁	(一社)東京医薬品卸業協会	災害時における医薬品類の調達、供給等	55
災害時における衛生材料の調達業務に係る協定	平成25年7年1日	東京消防庁	(一社)日本衛生材料工業連合会	災害時における衛生材料の調達、供給等	56
震災時における消防活動業務の協力に関する協定	平成8年3月27日	東京消防庁	東京セメント建材協同組合	コンクリートミキサー車による消火用水の搬送、防火水槽等への充水、建設資機材を活用した救助活動の支援作業等	57
震災時における消火活動業務に関する協定	平成8年9月30日	東京消防庁	コンクリート工業に係る7組合(東京都生コンクリート工業組合、東京地区生コンクリート協同組合、三多摩生コンクリート協同組合、東関東生コン協同組合、埼玉中央生コン協同組合、玉川生コンクリート協同組合、湘南生コンクリート協同組合)	コンクリートミキサー車による消火用水の搬送、防火水槽等への充水、建設資機材を活用した救助活動の支援作業等	58

震災時における消防職員及び消防資器材の搬送に関する協定 同趣旨の協定	平成8年6月28日 平成8年10月31日	東京消防庁	(公財)東京都公園協会 屋形船東京都協同組合	水路による消防職員消防資器材の搬送、実施方法、費用負担等	59 60
災害救助犬団体等との協定	平成9年7月1日	東京消防庁	(社)ジャパンケネルクラブ 全国災害救助犬協会 日本災害救助犬協会 （現　日本救助犬協会） 日本レスキュー協会	災害救助犬による人命救助検索活動、費用負担等	61
震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定	平成27年6月29日	東京消防庁	東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会	傷病者の搬送、費用負担等	62
水による消火が適さない金属を取り扱う工場等での火災発生時における消火資器材提供に関する協定	平成26年11月28日	東京消防庁	(一社)日本消火器工業会 (一社)日本マグネシウム協会	マグネシウム等の水による消火が適さない物質を取り扱う工場等において火災が発生した場合に、火災の鎮圧のため緊急に必要とされる消火資器材の円滑な供給への協力	63
医療・福祉関係					
災害時の救護活動等についての協定	平成26年3月27日	福祉保健局	(公社)東京都柔道接骨師会	傷病者に対する応急救護の実施、衛生材料等の提供及び費用弁償等	64
災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定	平成13年3月1日	福祉保健局	(一財)日本救急医療財団	災害時の航空機による被災者、医薬品、医療従事者の搬送	65
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成18年2月13日	福祉保健局	(一社)東京医薬品卸業協会	医薬品等の調達及び費用弁償等	66－①
災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定	平成18年2月13日	福祉保健局	大東京歯科用品商協同組合	歯科用医薬品等の調達及び費用弁償等	66－②
災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定	平成19年10月1日	福祉保健局	(一社)日本産業・医療ガス協会	酸素ガス及び液体酸素の調達及び使用にあたり必要となる資器材の等の提供、費用弁償等	66－③
災害時における医療機器等の調達業務に関する協定	平成18年2月13日	福祉保健局	商工組合日本医療機器協会	医療救護活動に必要な医療機器等の提供及び費用弁償等	66－④
災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書	平成18年2月13日	福祉保健局	(一社)日本衛生材料工業連合会	医療救護活動、避難所等で使用される衛生材料の提供及び費用弁償等	66－⑤

災害時の救護活動等についての協定	平成19年6月11日	福祉保健局	(公社)東京助産師会	助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導等	67
災害時における要援護者の移送に関する協定	平成19年6月11日	福祉保健局	(一財)全国福祉輸送サービス協会東京都支部	被災地内の要援護者を他地区へ移送する場合における必要な車両の調達	68
災害時の救護活動等についての協定	平成24年10月30日	福祉保健局	(公社)東京都看護協会	医療救護班の編成への協力、傷病者等に対する応急救護の実施等	69
災害時における被災者の支援に関する協定	平成25年7月11日	福祉保健局	東京都生活衛生同業組合連合会	災害時における被災者の生活衛生に関する協力	70
災害時における高齢者の生活支援等のための介護職員等派遣に関する協定	平成25年8月12日	福祉保健局	(社福)東京都社会福祉協議会 (一社)東京都老人保健施設協会	災害時における高齢者の生活支援等のための介護職員等派遣	71
東京都災害福祉広域調整センターの設置及び運営等に関する協定	平成30年3月7日	福祉保健局	(社福)東京都社会福祉協議会	災害時における福祉職員等の派遣調整	72
災害時における要配慮者の生活支援のための福祉職員等派遣に関する協定	平成30年3月7日	福祉保健局	(一社)東京都医療社会事業協会	災害時における要配慮者の生活支援のための福祉職員等派遣	73
災害時における要配慮者の生活支援等のための福祉職員等派遣に関する協定	平成30年3月7日	福祉保健局	(一社)東京精神保健福祉士協会 (公社)東京社会福祉士会 (公社)東京都介護福祉士会 (NPO法人)東京都介護支援専門員研究協議会	災害時における要配慮者の生活支援等のための福祉職員等派遣	74
災害時における救援活動協力に関する協定書	平成22年4月1日	病院経営本部	日本災害医療支援機構(JVMAT)	災害発生時における車両及び運転者等の派遣、救援活動に必要な輸送業務	75
火葬関係					
災害時における遺体の搬送に関する協定 同趣旨の協定	平成11年6月30日 平成13年7月10日	福祉保健局	(一社)全国霊柩自動車協会 (一社)全日本冠婚葬祭互助協会	火葬場への遺体の搬送及び費用弁償等	76－① ②
災害時における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定	平成11年6月30日	福祉保健局	ドライアイスメーカー会 全日本ドライアイスディーラー会	遺体保存用ドライアイスの供給及び費用弁償等	77
災害時における火葬の実施に関する協定	平成11年6月30日	福祉保健局	東京博善㈱ ㈱戸田葬祭場 ㈱日華	遺体の火葬及び費用弁償等	78

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定 同趣旨の協定 同趣旨の協定	平成11年6月30日 平成13年7月10日 平成29年9月1日	福祉保健局	全東京葬祭業連合会 (一社)全日本冠婚葬祭互助協会 全日本葬祭業協同組合連合会 八王子葬祭業協同組合	棺等葬祭用品等の提供及び費用弁償等	79
帰宅支援関係					
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	平成16年8月5日	総務局	東京都石油商業組合	徒歩帰宅者に対する、水、トイレ情報提供等	80
災害時における帰宅困難者支援に関する協定		総務局	※締結日及び締結先は協定書参照	帰宅困難者に対する、水道水、トイレ、情報提供等	81
災害時における帰宅困難者支援に関する協定		総務局	※締結日及び締結先は協定書参照	帰宅困難者に対する、水道水、トイレ、情報提供、一時休憩所の提供等	82
輸送関係					
震災時等におけるタイヤ整備等の支援協力に関する協定	平成27年4月10日	総務局	東京自動車タイヤ商工協同組合	タイヤ整備等の支援協力	83
震災時における船舶による輸送等に関する協定	平成19年1月11日	建設局	(公財)東京都公園協会	災害時における被災者等人員の輸送、救援物資等の貨物輸送、費用負担等	84
災害時における船舶による輸送等に関する協定 同趣旨の協定 同趣旨の協定	平成8年7月1日 平成8年12月27日 平成8年8月26日	港湾局	関東旅客船協会 (一社)日本船主協会 (一社)日本外航客船協会	被災者等人員の輸送、救援物資等の貨物輸送、被災者等の臨時宿泊施設、費用負担等	85 86 87
災害時における船舶による輸送等に関する協定	平成8年7月1日	港湾局	日本内航海運組合総連合会	救援物資等の貨物輸送、その他の船舶による応急対策業務、費用負担等	88
災害時における緊急物資受け入れ等に関する協定	平成9年2月26日	港湾局	(社)東京港運協会 東京港港湾運送事業協同組合	緊急救護物資の受入れ、受入れ施設の指定、費用負担等	89 90
災害時の航空機による緊急輸送業務への協力に関する協定	平成19年1月31日	港湾局	調布空港協議会	航空機、航空燃料等の資機材及び操縦士、整備士等の労力等の提供、費用負担等	91
災害時の航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	平成18年3月29日	港湾局	東京ヘリポート協議会	航空機、航空燃料等の資機材及び操縦士、整備士等の労力等の提供、費用負担等	92
災害時における水上輸送基地の利用に関する協定	平成13年3月31日	港湾局	東京都漁業協同組合連合会 東京湾遊漁船業協同組合	災害における公共利用、被災者等人員の輸送、救護物資等の貨物輸送、船舶による応急対策業務、船舶の調達及び運航に関する事務、費用負担等	93 94

災害時における応急・復旧業務に関する協定	平成26年8月15日	港湾局	(公社)関東小型船安全協会	災害時における救援物資の海上輸送、航路啓開、被害状況の情報収集等	95
災害時における緊急物資の受入れ及び輸送等に関する協定	平成31年4月1日	福祉保健局	(一社)全国物流ネットワーク協会	広域輸送基地における物流の流れに関する助言	96
災害時における施設使用等に関する協定	平成24年10月31日	福祉保健局	日本自動車ターミナル㈱	広域輸送基地の運営に必要な場所の提供、施設周辺等の被災状況の把握と情報提供等	97
災害時における応急対策用バスの供給に関する協定	平成19年3月13日	水道局	西武バス㈱、東京パッセンジャー㈱、小田急箱根高速バス㈱、青和観光㈱、東栄運輸㈱、東京滋賀交通㈱、東武バスセントラル㈱、ニュープリンス観光バス㈱、日本中央バス㈱、日立自動車交通㈱、㈱フジエクスプレス、㈱平成エンタープライズ、㈱瑞 穂、南多摩運送㈱、ワールド自興㈱	応急活動要員輸送用バスの供給	98
物資調達関係					
災害時における容器入飲料の調達に関する協定	平成17年10月27日	総務局	(一社)全国清涼飲料工業会	災害時における水、茶等の調達及び費用弁償等	99
災害時等における緊急支援物資の保管及び荷役等に関する協定	平成25年5月24日	総務局	東京倉庫協会	災害時における緊急支援物資の保管及び荷役等の協力	100
災害時における物資の調達支援協力に関する協定	平成25年3月11日	総務局	日本TCGF	災害時における物資の調達支援の協力	101
災害時における物資の調達支援協力に関する協定	平成27年3月31日	総務局	㈱セブン＆アイ・ホールディングス	災害時における物資の調達支援の協力	102
災害時における物資の調達支援協力に関する協定	平成29年3月31日	総務局	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の調達支援の協力	103
大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定	平成20年11月26日	総務局	石油連盟	災害時における防災上重要な施設等への石油燃料の安定的な供給	104
大規模災害時における石油燃料の安定供給等に関する協定	平成20年11月26日	総務局	東京都石油業協同組合 東京都石油商業組合	災害時における防災上重要な施設等への石油燃料の安定的な供給	105
大規模災害時における石油燃料確保のための備蓄等に関する協定	平成27年9月4日	総務局	石油販売事業者等	災害応急・復旧対策活動に必要な石油燃料確保のための備蓄及び供給	106
災害時における応急対策用天幕等の確保に関する協定	平成8年3月1日	財務局	ティ・エス・ピー太陽㈱	災害時における応急収容施設としての天幕の調達	107
災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	平成8年1月22日	生活文化局	東京都生活協同組合連合会	応急生活物資の調達と安定供給、医療・保健活動への支援等	108
災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	平成26年5月19日	環境局	(一社)東京都LPガス協会	災害時における避難所へのLPガス等の供給	109

災害時における食料品調達業務に関する協定	平成12年6月19日	福祉保健局	(一社)日本即席食品工業協会	災害時における都民生活に必要となる食料品(即席めん)の調達	110
災害時における副食品(漬物、つくだ煮・煮豆)供給に関する協定	平成26年4月1日	産業労働局	全国調理食品工業協同組合 東京都漬物事業協同組合	災害時における都民生活に必要となる副食品(漬物、つくだ煮・煮豆)の調達	111-① -②
災害時における調味料(味噌、醤油)供給に関する協定	平成26年4月1日	産業労働局	東京都味噌工業協同組合 全国味噌工業協同組合連合会 日本醤油協会	災害時における都民生活に必要となる調味料(味噌、醤油)の調達	111-③ -④ -⑤
異常災害等発生時における給食用米穀とう精及び輸送に関する協定	平成23年11月21日	産業労働局	㈱神明	災害時における給食用米穀の提供、とう精、輸送、費用負担等	112
同趣旨の協定	平成23年11月22日		㈱ニュー・ノザワ・フーズ 、㈱イクタツ		
同趣旨の協定	平成23年11月25日		三多摩食糧卸協同組合		
同趣旨の協定	平成23年11月30日		全農パールライス東日本㈱東京支店		
同趣旨の協定	平成23年12月1日		東京山手食糧販売協同組合、木徳神糧㈱		
同趣旨の協定	平成23年12月5日		㈱ヤマタネ		
同趣旨の協定	平成23年12月6日		東光食品㈱		
	平成23年12月9日		東京食糧㈱		
大規模災害時における生鮮食料品の調達に関する協定	平成13年6月6日	中央卸売市場	東京都水産物卸売業者協会、東京魚市場卸協同組合、豊洲市場青果連合事業協会、豊洲市場関連事業者等協議会	災害時における生鮮食料品の調達に関する協力	113-①
同協定	平成13年3月7日		東京新宿ベジフル㈱、淀橋市場青果卸売協同組合、淀橋市場関連事業者組合		
同協定	平成13年3月15日		東京豊島青果㈱、豊島市場青果卸売協同組合、豊島市場関連事業者組合		
同協定	平成13年3月19日		東京北魚㈱、大都魚類㈱千住支社、東京千住魚市場卸協同組合、足立市場関連事業者組合		
同協定	平成13年3月26日		東京豊島青果㈱板橋支社、東京富士青果㈱、板橋市場青果卸売協同組合、板橋市場関連事業者組合、東京千住青果㈱、東京北足立市場青果卸売協同組合、東京都北足立市場関連事業者組合		
同協定	平成13年3月29日		東京千住青果㈱葛西支社、葛西市場青果卸売協同組合		
同協定	平成17年2月23日		東京新宿ベジフル世田谷㈱、世田谷市場青果卸売協同組合、世田谷市場関連事業者組合		
同協定	平成25年3月8日		東京ニュータウン青果㈱		
同協定	平成25年5月31日		多摩ニュータウン市場青果卸売協同組合		

大規模災害時における生鮮食料品の調達及び輸送に関する協定	平成13年9月26日	中央卸売市場	東京青果㈱、東京神田青果市場㈱、大都魚類㈱大田支社、大田市場青果卸売協同組合、大田市場関連事業者協同組合	災害時における生鮮食料品の調達及び輸送に関する協力	113-②
同協定	平成13年9月25日		東京荏原青果㈱、東京東梅食品㈱、新神田市場青果卸売協同組合		
同協定	平成13年9月21日		東京大田市場青果卸売協同組合		
同協定	平成13年9月20日		協同組合大田市場21		
同協定	平成13年9月28日		大田市場水産物卸協同組合		
大規模災害時における生鮮食料品の輸送に関する協定	平成13年9月28日	中央卸売市場	大田市場流通事業協同組合	災害時における生鮮食料品の輸送に関する協力	113-③
	平成13年9月26日		協和エンタープライズ株式会社		
	平成13年9月21日		株式会社ジェイディエス		
災害時における物資の調達支援協力に関する協定	平成31年3月25日	福祉保健局	イオン㈱	災害時における乳児用液体ミルク等の調達	114
その他					
災害時等における報道要請に関する協定	平成9年9月1日	政策企画局	【乙】東京都公安委員会【丙】㈱朝日新聞社、㈳共同通信社、㈱読売新聞社、㈱毎日新聞社、㈱日本経済新聞社、㈱中日新聞東京本社、㈱産業経済新聞東京本社、㈱日刊工業新聞社、㈱日本工業新聞社、㈱時事通信社、㈱ジャパンタイムズ	災害時における新聞社への報道要請等	115
災害時等における放送要請に関する協定	平成23年10月25日	政策企画局	アメリカン・フォーシズ・ネットワーク（AFN）	災害時における公共への通知等	116
アマチュア無線による災害時の情報収集活動に関する協定	平成19年3月1日	総務局	（一社）日本アマチュア無線連盟	災害時における情報収集活動及び費用負担等	117
東京の防災力の向上のための連携協力に関する協定	平成26年5月29日	総務局	東京商工会議所	帰宅困難者対策の推進に係る防災説明会、セミナー等の実施、広報媒体を活用した普及啓発等	118

復興まちづくりの支援に関する協定	平成19年1月11日	総務局	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、東京司法書士会、東京税理士会、東京都行政書士会、東京土地家屋調査士会、東京都社会保険労務士会、(一社)中小企業診断協会東京支部、(公社)東京都不動産鑑定士協会、(公社)日本建築家協会、(一社)東京都建築士事務所協会、(公社)日本技術士会、(一社)再開発コーディネーター協会	震災後の被災住民に対する法律相談・助言等	119
同趣旨の協定	平成22年3月26日		(一社)東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会、(公社)東京公共嘱託登記司法書士協会、日本公認会計士協会東京会、日本弁理士会関東会		
同趣旨の協定	平成22年5月31日		(一社)全日本土地区画整理士会		
同趣旨の協定	平成28年12月1日		(公社)東京社会福祉士会		
災害ボランティア活動支援に関する協定	平成25年3月31日	生活文化局	(社福)東京都社会福祉協議会	災害時における東京都災害ボランティアセンターの設置・運営等	120
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	平成19年12月25日	環境局	(一社)東京産業廃棄物協会	災害廃棄物の撤去、収集運搬等に関する協力等	121
震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	平成14年9月10日	住宅政策本部	(公社)東京都宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会東京都本部、(公社)東京共同住宅協会	災害時の利用可能な民間賃貸住宅についての情報提供と住宅提供の協力	122-①
同協定	平成27年7月14日		(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会		-②
震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定の一部を変更する協定	平成27年7月14日	住宅政策本部	(公社)東京都宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会東京都本部 (公社)東京共同住宅協会	災害時の利用可能な民間賃貸住宅についての情報提供と住宅提供の協力	123
災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定	平成17年9月1日	住宅政策本部	住宅金融公庫首都圏支店	被災住宅の早期復興のため、相談窓口の設置、住宅復興にかかる諸制度の周知等	124
災害時における指定金融機関との取り決めについて	平成12年3月31日	会計管理局	㈱みずほ銀行(旧・富士銀行)	災害時における現金の支払体制、営業時間外の公金の取扱等	125
震災時等における情報の提供に関する協定	平成27年3月30日	都民安全推進本部	(公財)日本道路交通情報センター	震災時、交通の安全と円滑に資する情報を運転者等に提供	126

東京都災害派遣精神医療チーム派遣等に関する協定書	平成30年3月30日	福祉保健局	医療法人永寿会 恩方病院 医療法人財団岩尾会 東京海道病院 医療法人財団厚生協会 大泉病院 医療法人財団厚生協会 東京足立病院 医療法人財団青溪会 駒木野病院 医療法人社団青山会 青木病院 医療法人社団欣助会 吉祥寺病院 医療法人社団薫風会 山田病院 医療法人社団光生会 平川病院 医療法人社団じうんどう 慈雲堂病院 医療法人社団清愛会 七生病院 医療法人社団成仁 成仁病院 医療法人社団大和会 大内病院 医療法人社団東京愛成会 高月病院 学校法人順天堂 順天堂大学医学部附属順天堂東京 江東高齢者医療センター 学校法人日本医科大学 日本医科大学付属病院 公益財団法人井之頭病院 社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会桜ヶ丘記念病院 国立研究開発法人　国立精神・神経医療研究センター病院 学校法人日本大学 日本大学医学部附属板橋病院 学校法人昭和大学 昭和大学附属烏山病院 国家公務員共済組合連合会立川病院	災害発時における東京都災害派遣精神医療チームの派遣等	127
同協定	平成31年3月29日				
東京都災害派遣精神医療チーム派遣等に関する覚書	平成30年3月30日	福祉保健局	(公財)東京都保健医療公社豊島病院	災害発時における東京都災害派遣精神医療チームの派遣等	128

東京都組織内の協力等

応援協定等の名称	締結日	締結局名	構成団体又は締結先	協定の内容等	番号
東京都災害備蓄倉庫(直営)の即応態勢の強化に関する協定	平成18年2月21日		福祉保健局、東京消防庁	災害時における災害備蓄倉庫からの迅速な備蓄物資の輸送を可能とするための態勢の構築	129
放射性物質等による災害時等対応に関する協定	平成19年3月12日	産業労働局	東京都立産業技術研究センター	放射性物質等による災害時等対応に対する協力	130
東京都災害派遣精神医療チーム派遣等に関する覚書	平成30年3月30日	福祉保健局	東京都立　小児総合医療センター 東京都立　多摩総合医療センター 東京都立　広尾病院 東京都立　墨東病院 東京都立　松沢病院	災害発時における東京都災害派遣精神医療チームの派遣等	131

都と他地方公共団体との協定

応援協定等の名称	締結日等	締結局名	構成団体又は締結先	協定の内容等	番号
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	平成30年11月9日改定	総務局	全都道府県	被災地における救援・救護・災害応急・復旧・復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務提供又はそれらのあっ旋、ブロックによる連絡調整等	132
震災時等の相互応援に関する協定	平成31年3月31日改定	総務局	(1都9県)東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県	物資等の提供及びあっ旋、職員の派遣、施設又は業務の提供及びあっ旋、応援の自主出動、応援拠点都県の設置、資料の交換、連絡会議の設置、応援経費の負担等	133
九都県市災害時相互応援に関する協定	平成15年4月1日、 平成26年2月13日最終改正	総務局	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市	物資等の提供及びあっ旋並びに人員の派遣、医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっ旋、被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっ旋、火葬場及びし尿等処理施設の提供及びあっ旋、応援の自主出動、応援調整都県市の設置、現地連絡本部の設置等	134－ ①②
関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	平成26年3月6日	総務局	関西広域連合、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市	職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供、資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、車両・ヘリコプター・船舶等の輸送手段の確保、医療支援、その他被災した構成都府県市が要請した措置等	135
21大都市災害時相互応援に関する協定	平成24年4月1日適用	総務局	東京都、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市	食料、飲料水及び生活必需物資の提供、被災者の救出、応急復旧時等に必要な資器材及び物資の提供救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供、医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣、自主出動	136－ ①②
全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	平成24年9月1日	中央卸売市場	全国中央卸売市場協会 全国中央卸売市場協会北海道・東北支部 全国中央卸売市場協会関東支部 全国中央卸売市場協会東海・北陸支部 全国中央卸売市場協会近畿支部 全国中央卸売市場協会中国・四国支部 全国中央卸売市場協会九州支部	災害時における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策	137－ ①②
19大都市水道局災害相互応援に関する覚書	平成25年3月31日	水道局	東京都、札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市	災害が発生した際の水道施設の応急復旧活動及び給水活動の相互応援とその円滑かつ迅速な実施等	138－ ①②
公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定	平成28年8月8日	水道局	日本水道協会各支部	災害が発生した際の水道施設の応急復旧活動及び給水活動の相互応援とその円滑かつ迅速な実施等	139

東京都水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定	平成9年5月30日	水道局	東京都、千葉県	災害が発生した際の水道施設の応急復旧活動及び給水活動の相互応援とその円滑かつ迅速な実施等	140
東京都と仙台市との情報連絡調整担当水道事業体としての活動に関する覚書	平成28年11月29日	水道局	東京都、仙台市	災害が発生した際に一方の事業体が被災した場合、もう一方が被災事業体に赴き、被害情報の集約や応援要請の規模、内容等を決定する等の役割を担い、相互応援を実施	141
東京都水道局と大阪市水道局の災害時の救援活動に関する覚書	平成30年1月19日	水道局	東京都、大阪市	災害が発生した際の水道施設の応急復旧活動及び給水活動の相互応援とその円滑かつ迅速な実施等	142
東京都水道局と岡山市水道局の災害時の救援活動に関する覚書	平成30年2月8日	水道局	東京都、岡山市	災害が発生した際の水道施設の応急復旧活動及び給水活動の相互応援とその円滑かつ迅速な実施等	143
東京都と茨城県との中継水道事業体としての活動に関する覚書	平成26年9月16日	水道局	東京都、茨城県	災害が発生した際に、遠方の水道事業体による応援を円滑かつ迅速に受け入れるため、応援隊の移動に対し、車両の待機場所や応援隊員の休憩場所等を提供	144
東京都と茨城県との支援拠点水道事業体としての活動に関する覚書	平成31年2月4日	水道局	東京都、茨城県	災害が発生した際に、被災事業体への効率的な救援体制の構築を実現するため、宿泊施設及び食糧支給事業者と調整を実施	145
関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定	平成11年1月5日	水道局	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市	災害が発生した際の工業用水道施設の応急復旧活動の相互応援とその円滑かつ迅速な実施等	146
消防(相互)応援協定	資料を参照	東京消防庁	稲城市、大島町、新島村、八丈町、利島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村、相模原市、川崎市、浦安市等	応援対象災害等の範囲、経費の負担等	147
関東ブロック大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	平成29年3月27日	住宅政策本部	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、(公社)東京都宅地建物取引業協会他各県協会、(公社)全日本不動産協会東京都本部他各県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会、(公社)東京共同住宅協会	大規模広域災害が発生した場合に応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力要請	148-① ②③

災害時における施設使用等に関する協定		総務局	八王子市、青梅市、狛江市、日野市、町田市、多摩市	震災時において救出及び救助の活動拠点となる「大規模救出救助活動拠点」の円滑な使用を確保	149-①②③④⑤⑥

都と防災機関との協定

応援協定等の名称	締結日等	締結局名	構成団体又は締結先	協定の内容等	番号
災害時の医療救護活動についての協定	昭和51年8月17日	福祉保健局	(公社)東京都医師会	医療救護班の派遣手続業務及び費用弁償等	150-①
災害時の歯科医療救護活動についての協定	平成11年6月28日	福祉保健局	(公社)東京都歯科医師会	歯科医療救護班の派遣手続業務及び費用弁償等	150-②
災害時の救護活動に関する協定	平成20年7月17日	福祉保健局	(公社)東京都薬剤師会	薬剤師班の派遣手続、業務及び費用弁償等	150-③
災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書	平成15年7月1日	福祉保健局	日本赤十字社東京都支部、(公財)献血供給事業団	災害時における血液製剤の調達及び費用弁償等	151
災害時における愛護動物の救護活動についての協定書	平成23年3月15日	福祉保健局	(社)東京都獣医師会	災害時における愛護動物の救護活動	152
災害時等における放送要請に関する協定 同文の協定	昭和55年12月1日 昭和55年12月1日～平成8年4月30日	政策企画局	日本放送協会 民間放送各社	発災時、電気通信設備等が通信不能又は著しく通信が困難な場合の放送要請手続 〔根拠法令　災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条〕	153
災害時における東京都災害備蓄倉庫での荷役作業等に関する協定	平成24年10月31日	福祉保健局	東京都トラック協会	東京都災害備蓄倉庫での荷役作業等	154
災害対策用車両供給協定書	平成25年3月15日	水道局	東京都庁輸送事業協同組合	災害時における応急対策に必要な車両の供給	155
災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書	平成30年3月28日	総務局	国土交通省関東地方整備局、(一社)日本建設業連合会関東支部	災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達	156

都と防災機関等との契約

契約の名称	締結日	締結局名	防災機関等名	契約内容等	番号
災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約	平成4年4月1日	福祉保健局	日本赤十字社東京都支部	医療、助産及び死体の検案についての委託業務の範囲、費用の負担等	157
災害応急対策用貨物自動車供給契約書	平成17年4月1日	財務局	(一社)東京都トラック協会	災害応急対策活動並びに都道府県等相互の応援措置のために必要な一般貨物自動車の供給	158
災害応急対策用貨物自動車供給契約書	平成17年4月1日	財務局	東京都庁輸送事業協同組合	災害応急対策活動並びに都道府県等相互の応援措置のために必要な一般貨物自動車の供給	159
災害応急対策用貨物自動車供給契約書	平成17年4月1日	財務局	日本通運(株)	災害応急対策活動並びに都道府県等相互の応援措置のために必要な一般貨物自動車の供給	160
災害応急対策用バス供給契約書	平成17年4月1日	財務局	(一社)　東京バス協会	災害応急対策活動並びに都道府県等相互の応援措置のために必要な一般貸切旅客自動車の供給	161
災害時における普通貨物四輪駆動車の優先供給契約書	平成16年4月1日	財務局	オリックス自動車(株)	災害時における普通貨物四輪駆動車の優先供給	162
災害時における普通乗用四輪駆動車の優先供給契約書	平成16年4月1日	財務局	(株)トヨタレンタリース東京	災害時における普通乗用四輪駆動車の優先供給	163

資料第１　東京建設業協会等との協定・細目協定
（都総務局、都建設局、都水道局、都下水道局、都住宅政策本部）

①　「災害時における応急対策業務に関する協定」（都総務局）

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、東京都が社団法人東京建設業協会に対し、災害応急業務に関する協力を行うことを求めるときの手続き等を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　東京都知事（以下「甲」という。）は、災害が発生し東京都のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により社団法人東京建設業協会長（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。
（業務の指示）
第３条　甲は災害の実情に応じて、乙に対し地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い所管業務局長より業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。
（建設資機材等の提供）
第４条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供する。
（費用負担）
第５条　甲の使用した建設資機材等に要する費用は甲が負担する。
（請　　求）
第６条　乙は業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。
（協　　議）
第７条　この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲（又は所管業務局長）と乙が協議して定めるものとする。
（雑　　則）
第８条　この協定は、昭和50年４月１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

昭和50年４月１日

	甲	東京都知事	美濃部亮吉
	乙	社団法人 東京建設業協会長	戸田順之助
（同趣旨の協定　昭和51年４月１日）	甲	東京都知事	美濃部亮吉
	乙	社団法人 日本道路建設業協会長	清水忠雄
（同趣旨の協定　昭和62年４月１日）	甲	東京都知事	鈴木俊一
	乙	社団法人 東京都中小建設業協会長	渡邉　輝
（同趣旨の協定　平成８年７月18日）	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	社団法人 南多摩建設業協会理事長	横瀬喜久平
（同趣旨の協定　平成８年７月18日）	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	社団法人 北多摩建設業協会長	林　貞夫
（同趣旨の協定　平成８年７月18日）	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	西多摩建設業協同組合理事長	入江　實

②　「災害時における応急対策業務に関する細目協定」（都建設局）

東京都知事（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会長（以下「乙」という。）とは昭和50年４月１日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第７条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第１条　甲が乙に実施を要請する業務は、道路における緊急点検及び損壊箇所の応急措置並びに障害物の除去（以下「本業務」という。）とする。

（業務実施区間）

第２条　乙に属する会員のうち本業務に従事するもの（以下「会員」という。）の業務実施区間は、別に定める表のとおりとする。

２　前項の業務実施区間又は会員を変更しようとするときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

（建設資機材等の報告）

第３条　乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に可動可能な建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

２　前項の建設資機材等に、著しい変化があったとき、又は、甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第４条　甲は乙に対し、前条の業務実施区間の具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して建設資機材等の出動を、文書又は電話等の方法により要請するものとする。

２　甲は、前項の出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請するものとする。

３　乙及び会員は、東京地方に震度６以上（気象庁発表）の地震が発生した場合は、甲からの要請があったものとみなし自主的に出動するものとする。

（業務の実施）

第５条　乙は、前条に基づく出動要請（前条第３項の場合を含む。）があったときは、会員をして建設資機材等を業務実施区間へ出動させ、業務を実施させるものとする。

２　会員は、出動要請（前条第３項の場合を含む。）があったときは、業務実施区間へ出動し、業務を実施するものとする。

３　会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を当該業務実施区間を所管する東京都建設事務所長及び東京港管理事務所長（以下「所長」という。）に報告しなければならない。

（業務の指示）

第６条　業務の指示は、所長が行うものとし、会員は、その指示に従うものとする。

２　第４条第３項により出動した会員は、別に定める「緊急道路啓開作業マニュアル」に基づき、業務実施区域の被害状況の把握、応急対策業務を実施するものとする。

（業務の完了）

第７条　会員は、業務が完了したときは、直ちに所長に報告するものとする。

（実費用の請求及び支払い）

第８条　会員は、業務完了後、別紙様式により当該業務に要した実費を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第９条　業務の実施に伴い、損害が生じた時は、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

（従事者の災害保障）

第10条　甲は、会員の業務従事者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

（協　　議）

第11条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項についてはその都度、甲乙協議して定めるものとする。

（雑　　則）
第12条　昭和53年６月１日付「災害時における応急対策業務に関する細目協定」は、この協定締結の日をもって廃止する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成８年７月18日

甲　東京都知事　青島幸男
乙　社団法人
東京建設業協会長　佐藤嘉剛

（同趣旨の協定　平成８年７月18日）　甲　東京都知事　青島幸男
乙　社団法人
日本道路建設業協会長　岡上忠夫

（同趣旨の協定　平成８年７月18日）　甲　東京都知事　青島幸男
乙　社団法人
東京都中小建設業協会長　渡邉輝

（同趣旨の協定　平成８年７月18日）　甲　東京都知事　青島幸男
乙　社団法人
南多摩建設業協会理事長　横瀬喜久平

（同趣旨の協定　平成８年７月18日）　甲　東京都知事　青島幸男
乙　社団法人
北多摩建設業協会長　林貞夫

（同趣旨の協定　平成８年７月18日）　甲　東京都知事　青島幸男
乙　西多摩建設業協同組合理事長　入江實

③　「災害時における応急対策業務に関する細目協定」（都建設局）

東京都知事（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会長（以下「乙」という。）とは昭和50年４月１日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第７条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結をする。

（業務の内容）
第１条　甲が乙に実施を要請する業務は、河川における損壊箇所の応急復旧並びに河道内障害物の除去（以下「業務等」という。）とする。

（業務等実施区間）
第２条　乙に属する会員のうち業務等に従事する者（以下「会員」という。）の業務等実施区間は、都内河川のうち、甲乙協議により詳細を別途定めるものとする。
２　前項の業務等実施区間又は会員を変更しようとするときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

（建設資機材等の報告）
第３条　乙はあらかじめ会員が保有する災害時に稼働可能な建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。
２　前項の建設資機材等に、著しい変化があったとき、又は甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）
第４条　甲は乙に対し、第２条の業務等実施区間の具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して建設資機材等の出動を、文書又は電話等の方法により要請するものとする。
２　甲は、前項の出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請するものとする。

（業務等の実施）
第５条　乙は、前条に基づく出動要請があったときは、会員をして建設資機材等を業務等実施区間へ出動させ、業務等を実施させるものとする。
２　会員は、出動要請があったときは、業務等実施区間へ出動し、業務等を実施するものとする。
３　会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を当該業務等実施区間を所管する

東京都建設事務所長（以下「所長」という。）に報告しなければならない。

（業務等の指示）

第６条　業務等の指示は、所長が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（業務等の完了）

第７条　会員は、業務等が完了したときは、直ちに所長に報告するものとする。

（実費用の請求及び支払い）

第８条　会員は、業務等完了後、当該業務等に要した実費を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の要求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の処置）

第９条　業務等の実施に伴い、甲及び乙双方の責に期さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙が協議し、定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第10条　甲は、会員の業務等従事者が、業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

（協　議）

第11条　この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑　則）

第12条　この協定は、平成９年９月１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成９年９月１日

甲　東京都知事　青　島　幸　男

乙　社団法人
東京建設業協会長　佐　藤　嘉　剛

（同趣旨の協定　平成９年９月１日）

甲　東京都知事　青　島　幸　男

乙　社団法人
東京都中小建設業協会長　渡　邉　　輝

（同趣旨の協定　平成９年９月１日）

甲　東京都知事　青　島　幸　男

乙　社団法人
北多摩建設業協会長　林　　貞　夫

（同趣旨の協定　平成９年10月１日）

甲　東京都知事　青　島　幸　男

乙　社団法人
南多摩建設業協会理事長　横　背　喜久平

（同趣旨の協定　平成９年10月１日）

甲　東京都知事　青　島　幸　男

乙　西多摩建設業協同組合理事長　入　江　　實

④　「災害時における応急対策業務に関する細目協定」　（都水道局）

東京都水道局（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会（以下「乙」という。）とは、昭和50年４月１日付をもつて東京都知事と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第７条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第１条　甲が乙に要請する業務は、配水管等の水道施設の応急復旧及び障害物の除去（以下「業務」という。）とする。

（建設資機材等の報告）

第２条　乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に可動可能な建設資材及び労力（以下「建設資機材等」という。）をは握し、甲に報告するものとする。

２　前項の建設資機材等に著しい変化があつたとき、又は甲の請求があつた場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第３条　甲は乙に対し、日時及び場所を指定して、文書又は電話等の方法により建設資機材等の出動を要請するものとする。

（業務の実施）

第４条　乙は、前条に基づく甲の出動要請があつたときは、会員をして建設資機材等を業務実施場所へ出動させ、業務を実施させるものとする。

２　会員は、出動要請があつたときは、当該場所へ出動し、業務を実施するものとする。

３　会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を甲に報告しなければならない。

（業務の指示）

第５条　業務の指示は甲が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（支給材料）

第６条　本業務に必要とする水道管及び弁、栓等の材料は、甲が支給するものとする。

（業務の完了）

第７条　会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（実費用の請求及び支払い）

第８条　会員は、前条により甲に報告後、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があつたときは、内容を精査確認し、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

（損害の負担）

第９条　業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

（従事者の災害補償）

第10条　甲は、会員の業務従事者が、本業務においてその者の責に帰さない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年条例第38号）に定めるところに準じ、その損害を補償する。

（協　議）

第11条　この協定の各条項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和５４年８月３１日

甲　　東京都水道局長　　船木　喜久郎

乙　　社団法人　東京建設業協会
　　会長　　飛鳥　斉

⑤　「災害時における応急対策業務に関する細目協定」（都下水道局）

東京都下水道局長（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会長（以下「乙」という。）とは、昭和５０年４月１日付けをもって東京都知事と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第７条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第１条　甲が乙に実施を要請する業務は、東京都下水道局の土木・建築施設における被害箇所の応急措置及び復旧（以下「業務等」という。）とする。

（業務等実施場所）

第２条　乙に所属する会員のうち業務等に従事するもの（以下「会員」という。）の業務等実施場所は、甲乙協議により別途定めるものとする。

（建設資機材等の報告）

第３条　乙は、あらかじめ、会員が都内及びその周辺に保有する災害時に可動可能な建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

２　乙は、建設資機材等に著しい変化があった場合又は甲の請求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第４条　甲は乙に対して、具体的災害の状況に応じて、日時及び場所を指定して、文書又は電話、ファクシミリ等の方法により建設資機材等の出動を要請するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、緊急時においては、会員に対し直接出動を要請することができるものとする。

（業務等の指示）

第５条　業務等の指示は、当該業務等実施場所を所管する管理事務所長、水処理センター所長又は流域下水道本部技術部長（以下「指示者」という。）が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（業務等の実施）

第６条　乙は、第４条の規定による甲の出動要請があったときは、会員をして建設資機材等を業務等実施場所へ出動させ、業務等を実施させるものとする。

２　会員は、出動要請があったときは、指定された業務等実施場所へ出動し、業務等を実施するものとする。

３　会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を指示者に報告しなければならない。

（業務等の完了）

第７条　会員は、業務等が完了したときは、直ちに指示者に報告するものとする。

（実費用の請求及び支払い）

第８条　会員は、前条の規定による報告後、当該業務等に要した実費を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第９条　業務等の実施に伴い第三者に損害が生じたときは、その賠償の責については、甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第１０条　甲は、会員の業務従事者が、業務等においてその者の責に帰さない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和３８年　東京都条例第３８号）に定めるところに準じ、これを補償するものとする。

（協　議）

第１１条　この協定の各条項について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成１３年　９月　４日

甲　　東京都公営企業管理者
下 水 道 局 長　　鈴木　　宏

乙　　社団法人　東京建設業協会長　　前田　靖治

⑥　「災害時における応急対策業務に関する協定実施細目」（都住宅政策本部）

（実施細目の趣旨）

第１条　この実施細目は、災害時における応急対策業務に関する協定（昭和５０年４月１日東京都、社団法人東京都建設業協会間協定）第７条に基づき東京都住宅局（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会（以下「乙」という。）との間に、建設業者が行う応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理その他甲が必要とする災害応急対策業務（以下「応急業務」という。）の円滑かつ迅速な処理を期するため必要事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、前条の目的を達成するため必要な事項について乙に協力の要請をすることができる。

（連絡員）

第３条　乙は、甲から災害発生のおそれがある旨又は災害が発生した旨の通報を受けた場合は、必要に応じて連絡員を甲の指定する場所に派遣し、応急業務に関する事項について、甲との連絡に当たらせるものとする。

（建設資機材等の提供）

第４条　乙は、甲が乙に対して災害発生により応急業務に従事することを要請した場合、又は甲が建設業者に対して公用令書を交付する場合は、甲の求に応じて建設業者の選定並びに建設用資材、機械及び労力等のあつせんについて甲に協力するものとする。

（緊急工事）

第５条　建設業者は、乙の選定を受けて応急業務に従事し、又は甲の交付する公用令書により応急業務に従事する場合で、公共の安全確保その他の理由により緊急に工事を施行する必要があるときは、甲の指示により通常の事務手続を経ないで工事を施行することができる。ただし、事後直ちに所定の事務手続をとるものとする。

（費用の請求）

第６条　応急業務に従事した建設業者は、これに要した費用を当該業務の終了後、甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

（腕章）

第７条　乙は、甲が第４条の規定に基づき選定された建設業者に対して交付する腕章（現場用）の着用について協力するものとする。

（会員名簿の提出）

第８条　乙は、乙に加盟する建設業者の会員名簿を毎年１回甲に提出するものとし、会員に異動があつた場合は、その都度報告を行うものとする。

（協議）

第９条　この実施細目に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（適用）

第１０条　この実施細目は昭和５０年１２月３日から適用する。

この実施細目を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

昭和５０年１２月３日

甲　　東京都住宅局長　　児　玉　　工

乙　　社団法人
　　東京建設業協会長　　戸　田　順之助

資料第２　災害時等における設計、測量、地質調査等の応急対策業務に関する協定（都総務局、都建設局、都港湾局）

①　「災害時等における設計、測量、地質調査等の応急対策業務に関する協定」（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）、一般社団法人建設コンサルタンツ協会関東支部（以下「乙」という。）、一般社団法人東京都測量設計業協会（以下「丙」という。）及び一般社団法人東京都地質調査業協会（以下「丁」という。）は、東京都内に、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における迅速な被害状況の調査などの応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、災害時等において迅速に被害状況を把握し、早期に対策を実施するために、甲から乙、丙及び丁に対して行う応急対策業務の協力要請に関して必要な事項を定める。

（応急対策業務に関する要請）

第２条　甲は、災害時等において乙、丙及び丁の協力が必要であると認められるときは、乙、丙及び丁に対し、応急対策業務の協力を要請することができる。

２　前項の要請は、東京都地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い、当該分掌事務を所管する局長より行うものとする。

３　乙、丙及び丁は、第１項の要請に基づき、できる限り速やかに、応急対策業務を実施するものとする。ただし、災害の状況等やむを得ない事情により、乙、丙及び丁が応急対策業務を実施できない場合においては、この限りではない。

（業務の内容）

第３条　乙、丙及び丁は、前条の要請を受けたときは、あらかじめ定めた担当業務を行うものとする。

（費用負担）

第４条　第２条の要請に基づき乙、丙及び丁が実施した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

（損害の負担）

第５条　本協定に基づく応急対策業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼした場合又は業務に従事した者に損害が生じた場合には、その処置について、甲、乙、丙及び丁は誠意をもって協議の上、取り決める。

（協議等）

第６条　本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

２　甲、乙、丙及び丁は、相互に協力して、本協定に係る検討、協議、訓練を行うなど、本協定に基づく業務の円滑な運用に努める。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 26 年３月 31 日までの間とする。ただし、期間満了日の３か月前までに、甲乙丙丁のいずれかの者が文書により更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降もこの例による。

この協定を証するため、本書を４通作成し、甲乙丙丁記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

平成 25 年６月 25 日

甲　東　京　都
東京都知事　　猪　瀬　直　樹

乙　一般社団法人建設コンサルタンツ協会関東支部
支　部　長　　長谷川　伸　一

丙　一般社団法人東京都測量設計業協会
会　　長　　岩　松　俊　男

丁　一般社団法人東京都地質調査業協会
会　　長　　早　田　守　廣

② 「災害時等における設計、測量、地質調査等の応急対策業務に関する細目協定」（都建設局）

東京都建設局（以下「甲」という。）と一般社団法人建設コンサルタンツ協会関東支部（以下「乙」という。）、一般社団法人東京都測量設計業協会（以下「丙」という。）及び一般社団法人東京都地質調査業協会（以下「丁」という。）とは、平成 25 年６月 25 日をもって東京都知事と乙、丙及び丁との間に締結した「災害時等における設計、測量、地質調査等の応急対策業務に関する協定」第６条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第１条　甲が乙、丙及び丁に協力を要請する業務は、甲が管理する施設における応急対策業務とする。

（協力の要請）

第２条　乙、丙及び丁は、甲からの協力要請に基づき、できる限り速やかに乙、丙及び丁を構成する会員（以下「会員」という。）と調整し、現地へ派遣可能な会員名を甲へ通知するものとし、甲は、その中から協力を要請する会員を確定するものとする。

２ 災害により甲が乙、丙及び丁に連絡することが不可能な場合及び緊急を要する場合、甲は、会員に直接協力要請を行うことができるものとする。その場合において、甲はその旨を事後、乙、丙、又は丁に報告するものとする。

３ 甲の要請には、別表に掲げる者（以下「事務所長等」という。）からの要請を含むものとする。

（協力要請の手続き）

第３条　甲からの、乙、丙及び丁又は会員への協力要請は文書で行うものとする。

２　前項によりがたい場合は、甲から、乙、丙及び丁又は会員への協力要請を口頭、電話その他適切な手段で行うことができるものとし、この場合において、甲は、要請後速やかに文書を乙、丙及び丁又は会員に提出するものとする。

（業務の内容）

第４条　協力の要請を受けた会員は速やかに現地の状況を把握し、予め定めた担当業務を実施するものとする。

２　甲は、会員が業務を実施するために必要な情報を提供するものとする。

（業務の実施体制）

第５条　乙、丙及び丁は、第４条の業務内容を早急に実施できるよう事前に業務の内容並びに必要な技術者等の確保及び動員の方法を定め、その実施体制及び連絡系統並びに会員を示した文書（以下「実施計画書」という。）を甲に報告するものとする。なお、実施計画書に変更が生じた場合には速やかに甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第６条　乙、丙及び丁又は会員は、第４条の業務が終了したときは、甲に報告書を提出するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第７条　乙、丙及び丁又は会員が、第４条の業務に要した費用は甲が負担するものとし、乙、丙及び丁又は会員は前条の報告書を提出する際、甲に請求するものとする。

２　甲は、乙、丙及び丁又は会員から前項の請求があった場合には、所定の手続きにより、費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第８条　業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁又は会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は技術者等に損害が生じた場合には、乙、丙及び丁又は会員は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告、その処置について甲と乙、丙及び丁又は会員は協議して定めるものとする。

（読替規定）

第９条　第２条第３項の規定を適用する場合には、同条から第８条までの「甲」を「事務所長等」と読み替えるものとする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

（協定の効力及び更新）

第 11 条　この協定の期間は、協定締結した日から平成 26 年３月 31 日までの期間とする。

２　前項に規定する期間満了の３箇月前までに甲、乙、丙及び丁のいずれかから文書により何ら申し出がないときは、前項の定めにかかわらず、同一条件をもって更に１年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

この協定を証するため、本書を４通作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、それぞれ１通を保有するものとする。

平成 25 年６月 25 日

甲　東　京　都
建 設 局 長　　村尾　公一

乙　一般社団法人
　　建設コンサルタンツ協会関東支部
　　支　部　長　　長谷川　伸　一

丙　一般社団法人
　　東京都測量設計業協会
　　会　　長　　岩　松　俊　夫

丁　一般社団法人
　　東京都地質調査業協会
　　会　　長　　早　田　守　甲

別　表

東京都第一建設事務所長

東京都第二建設事務所長

東京都第三建設事務所長

東京都第四建設事務所長

東京都第五建設事務所長

東京都第六建設事務所長

東京都西多摩建設事務所長

東京都南多摩東部建設事務所長

東京都南多摩西部建設事務所長

東京都北多摩南部建設事務所長

東京都北多摩北部建設事務所長

東京都土木技術支援・人材育成センター所長

東京都東部公園緑地事務所長

東京都西部公園緑地事務所長

東京都江東治水事務所長

③ 「災害時等における設計、測量、地質調査等の応急対策業務に関する細目協定」（都港湾局）

東京都港湾局（以下「甲」という。）と一般社団法人建設コンサルタンツ協会関東支部（以下「乙」という。）、一般社団法人東京都測量設計業協会（以下「丙」という。）及び一般社団法人東京都地質調査業協会（以下「丁」という。）とは、平成 25 年６月 25 日をもって東京都知事と乙、丙及び丁との間に締結した「災害時等における設計、測量、地質調査等の応急対策業務に関する協定」第６条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第１条　甲が乙、丙及び丁に協力を要請する業務は、甲が管理する施設における応急対策業務とする。

（協力の要請）

第２条　乙、丙及び丁は、甲からの協力要請に基づき、できる限り速やかに乙、丙及び丁を構成する会員（以下「会員」という。）と調整し、現地へ派遣可能な会員名を甲へ通知するものとし、甲は、その中から協力を要請する会員を確定するものとする。

２ 災害により甲が乙、丙及び丁に連絡することが不可能な場合又は緊急を要する場合、甲は、会員に直接協力要請を行うことができるものとする。その場合において、甲はその旨を事後、乙、丙、又は丁に報告するものとする。

３ 甲の要請には、別表に掲げる者（以下「事務所長」という。）からの要請を含むものとする。

（協力要請の手続き）

第３条　甲からの、乙、丙及び丁又は会員への協力要請は文書で行うものとする。

２　前項によりがたい場合は、甲から、乙、丙及び丁又は会員への協力要請を口頭、電話その他適切な手段で行うことができるものとし、この場合において、甲は、要請後速やかに文書を乙、丙及び丁又は会員に提出するものとする。

（業務の実施）

第４条　協力の要請を受けた会員は速やかに現地の状況を把握し、予め定めた担当業務を実施するものとする。

２　甲は、会員が業務を実施するために必要な情報を提供するものとする。

（業務の実施体制）

第５条　乙、丙及び丁は、第４条の業務内容を早急に実施できるよう事前に業務の内容並びに必要な技術者等の確保及び動員の方法を定め、その実施体制及び連絡系統並びに会員を示した文書（以下「実施計画書」という。）を甲に報告するものとする。なお、実施計画書に変更が生じた場合には速やかに甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第６条　乙、丙及び丁又は会員は、第４条の業務が終了したときは、甲に報告書を提出するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第７条　乙、丙及び丁又は会員が、第４条の業務に要した費用は甲が負担するものとし、乙、丙及び丁又は会員は前条の報告書を提出する際、甲に請求するものとする。

２　甲は、乙、丙及び丁又は会員から前項の請求があった場合には、所定の手続きにより、費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第８条　業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁又は会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は技術者等に損害が生じた場合には、乙、丙及び丁又は会員は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告、その処置について甲と乙、丙及び丁又は会員は協議して定めるものとする。

（読替規定）

第９条　第２条第３項の規定を適用する場合には、同条から第８条までの「甲」を「事務所長」と読み替えるものとする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

（協定の効力及び更新）

第 11 条　この協定の期間は、協定締結した日から平成 26 年３月 31 日までの期間とする。

２　前項に規定する期間満了の３箇月前までに甲、乙、丙及び丁のいずれかから文書により何ら申し出がないときは、前項の定めにかかわらず、同一条件をもって更に１年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

この協定を証するため、本書を４通作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、それぞれ１通を保有するものとする。

平成 25 年６月 25 日

甲　東　京　都

港 湾 局 長　　多羅尾　光 睦

乙　一般社団法人建設コンサルタンツ協会関東支部
　　支　部　長　　長谷川　伸　一

丙　一般社団法人東京都測量設計業協会
　　会　　長　　岩　松　俊　男

丁　一般社団法人東京都地質調査業協会
　　会　　長　　早　田　守　廣

別　表

東京都東京港管理事務所長

東京都東京港建設事務所長

資料第３　災害時におけるクレーン等の供給に関する協定
（都総務局、都建設局、都港湾局）

①　「災害時におけるクレーン等の供給に関する協定」（都総務局）

東京都(以下「甲」という。)と東京建設重機協同組合(以下「乙」という。)とは、東京都内に地震、風水害等の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における、移動式クレーン及び運転士（以下「クレーン等」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)
第１条　本協定は、東京都地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、甲が乙のクレーン等を活用して迅速に対策を実施するために、甲から乙に対して行う応急対策業務の協力要請に関して必要な事項を定める。

(応急対策業務に関する要請)
第２条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し、業務内容、日時場所等を指定し、クレーン等を提供するよう要請する。
２　前項の要請は、災害の実情に応じて東京都地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い、当該分掌事務を所管する局長が行うものとする。

(クレーン等の提供)
第３条　乙は、前条の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対しクレーン等を提供する。ただし、災害の状況等やむを得ない事情により、乙が対応できない場合においては、その義務を負わない。

(費用負担)
第４条　第２条の要請に基づき乙が実施したクレーン等の提供に要する費用は、甲が負担する。
２　前項の費用は、災害時の直前の提供元の事業者における価格を基準として算定する。

(請求)
第５条　乙は、業務の終了後、前条の費用を甲に請求する。

(協議)
第６条　本協定の実施に関し必要な事項は、あらかじめ甲乙が協議して定める。
２　本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定める。

(雑則)
第７条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年３月３１日までの間とする。ただし、期間満了日の３か月前までに、甲乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２５年１２月９日

甲　東京都
　　東京都知事　　猪　瀬　直　樹

乙　東京建設重機協同組合
　　理　事　長　　柴　﨑　祐　一

②　「災害時におけるクレーン等の供給に関する細目協定」（都建設局）

東京都建設局（以下「甲」という。）と東京建設重機協同組合(以下「乙」という。)とは、平成25 年 12 月 9 日をもって東京都知事と乙との間に締結した「災害時におけるクレーン等の供給に関する協定」第６条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）
第１条　甲が乙に協力を要請する業務は、甲が管理する施設の応急対策業務を行うために、移動式クレーン及び運転士（以下「クレーン等」という。）が必要となった場合における、クレーン等の供給とする。

（クレーン等の報告）
第２条　乙又はあらかじめ乙を構成する組合員（以下「組合員」という。）は、組合員が保有する災害時に可動可能なクレーン等を把握し、甲に報告するものとする。
２　前項のクレーン等に、著しい変化があったとき、又は、甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（協力の要請）
第３条　甲は乙又は組合員に対し、日時を指定してクレーン等の提供を、文書により要請するものとする。
２　前項により難い場合は、甲から乙又は組合員への協力要請を口頭、電話その他適切な手段で行うことができるものとし、この場合において、甲は、要請後速やかに文書を乙又は組合員に提出するものとする。
３　甲の要請には、別表に掲げる者（以下「事務所長等」という。）からの要請を含むものとする。

（業務の実施）
第４条　乙は、前条に基づく協力要請があったときは、組合員をしてクレーン等を出動させ、応急対策業務を実施させるものとする。
２　組合員は、前条に基づく協力要請があったときは、クレーン等を出動し、応急対策業務を実施するものとする。

（業務の指示）
第５条　業務の指示は、事務所長等が行うものとし、組合員はその指示に従うものとする。

（業務の報告）
第６条　乙又は組合員は、第４条の業務が終了したときは、事務所長等に報告書を提出するものとする。
（費用の請求及び支払い）
第７条　乙又は組合員が、第４条の業務に要した費用は甲が負担するものとし、乙又は組合員は前条の報告書を提出する際、甲に請求するものとする。
２　甲は、乙又は組合員から前項の請求があった場合には、所定の手続きにより、費用を支払うものとする。

（損害の負担）
第８条　第４条に基づく業務の実施に伴い、甲、乙及び組合員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又はクレーン等に損害が生じた場合には、乙又は組合員は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙及び組合員は協議して定めるものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（協定の効力及び更新）
第 10 条　この協定の期間は、協定締結した日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間とする。
２　前項に規定する期間満了の３箇月前までに、甲乙いずれかから文書により何ら申し出がないときは、前項の定めにかかわらず、同一条件をもって更に１年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有するものとする。

平成26年２月18日

甲　東京都
建 設 局 長　　横　溝　良　一

乙　東京建設重機協同組合
理　事　長　　柴　﨑　祐　一

別表

東京都第一建設事務所長

東京都第二建設事務所長

東京都第三建設事務所長

東京都第四建設事務所長

東京都第五建設事務所長

東京都第六建設事務所長

東京都西多摩建設事務所長

東京都南多摩東部建設事務所長

東京都南多摩西部建設事務所長

東京都北多摩南部建設事務所長

東京都北多摩北部建設事務所長

東京都土木技術支援・人材育成センター所長

東京都東部公園緑地事務所長

東京都西部公園緑地事務所長

東京都江東治水事務所長

③ 「災害時におけるクレーン等の供給に関する細目協定」（都港湾局）

東京都港湾局（以下「甲」という。）と東京建設重機協同組合(以下「乙」という。)とは、平成25年12月9日をもって東京都知事と乙との間に締結した「災害時におけるクレーン等の供給に関する協定」第６条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第１条　甲が乙に協力を要請する業務は、甲が管理する施設の応急対策業務を行うために、移動式クレーン及び運転士（以下「クレーン等」という。）が必要となった場合における、クレーン等の供給とする。

（クレーン等の報告）

第２条　乙又はあらかじめ乙を構成する組合員（以下「組合員」という。）は、組合員が保有する災害時に可動可能なクレーン等を把握し、甲に報告するものとする。

２　前項のクレーン等に、著しい変化があったとき、又は、甲の要求があった場合は、保有状況を

速やかに甲に報告するものとする。

（協力の要請）
第３条　甲は乙又は組合員に対し、日時を指定してクレーン等の提供を、文書により要請するものとする。
２　前項により難い場合は、甲から乙又は組合員への協力要請を口頭、電話その他適切な手段で行うことができるものとし、この場合において、甲は、要請後速やかに文書を乙又は組合員に提出するものとする。
３　甲の要請には、別表に掲げる者（以下「事務所長」という。）からの要請を含むものとする。

（業務の実施）
第４条　乙は、前条に基づく協力要請があったときは、組合員をしてクレーン等を出動させ、応急対策業務を実施させるものとする。
２　組合員は、前条に基づく協力要請があったときは、クレーン等を出動し、応急対策業務を実施するものとする。

（業務の指示）
第５条　業務の指示は、事務所長が行うものとし、組合員はその指示に従うものとする。

（業務の報告）
第６条　乙又は組合員は、第４条の業務が終了したときは、事務所長に報告書を提出するものとする。
（費用の請求及び支払い）
第７条　乙又は組合員が、第４条の業務に要した費用は甲が負担するものとし、乙又は組合員は前条の報告書を提出する際、甲に請求するものとする。
２　甲は、乙又は組合員から前項の請求があった場合には、所定の手続きにより、費用を支払うものとする。

（損害の負担）
第８条　第４条に基づく業務の実施に伴い、甲、乙及び組合員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又はクレーン等に損害が生じた場合には、乙又は組合員は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙及び組合員は協議して定めるものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（協定の効力及び更新）
第 10 条　この協定の期間は、協定締結した日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間とする。
２　前項に規定する期間満了の３箇月前までに、甲乙いずれかから文書により何ら申し出がないときは、前項の定めにかかわらず、同一条件をもって更に１年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有するものとする。

平成２６年3月２６日

甲　東京都
　　港 湾 局 長　　多 羅 尾 光 睦

乙　東京建設重機協同組合
　　理　事　長　　柴　崎　祐　一

別表

東京都東京港管理事務所長

東京都東京港建設事務所長

資料第４　災害時における応急対策業務に関する協定（都総務局）（都住宅政策本部）

①「災害時における応急対策業務に関する協定」（都総務局）

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、東京都が社団法人プレハブ建築協会に対し、応急仮説住宅の建設及び住宅建設資材提供等災害応急対策業務（以下「応急業務」という。）に関し、協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　東京都知事（以下「甲」という。）は、災害が発生し東京都のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により社団法人プレハブ建築協会長（以下「乙」という。）に対し、応急業務の協力を要請するものとする。

（協　　力）

第３条　乙は、甲の要請があった時は、可能な限り応急業務について甲に協力するものとする。

（費用負担）

第４条　甲の要請により、乙が応急業務に要した費用は甲が負担するものとする。

（請　　求）

第５条　乙は、応急業務の終了後、甲の認定を受けてこれに要した費用を甲に請求するものとする。ただし、請求の方法は、別に定める。

（協　　議）

第６条　この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関する必要な事項は甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑　　則）

第７条　この協定は、昭和54年12月１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

昭和54年12月１日

甲　　東　京　都　知　事
鈴　木　俊　一

乙　　社団法人プレハブ建築協会長
石　橋　信　夫

② 「災害時における応急対策業務に関する協定の実施細目」　（都住宅政策本部）

（趣旨）

第１条　この実施細目は、災害時における応急対策業務に関する協定に基づき東京都住宅局長（以下「甲」という。）と社団法人プレハブ建築協会長（以下「乙」という。）との間に、建設業者が行う応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設及び住宅建設資材（以下「資材」という。）提供業者の行う資材の提供等甲が必要とする災害応急対策業務（以下「応急業務」という。）の円滑かつ迅速な処理を期するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において住宅とは、災害救助法第２３条第１項第１号に定める応急仮設住宅をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害の実情に応じて、乙に対し場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項について乙に応急業務に関し協力を要請するものとする。

（協力）

第４条　乙は、甲より前条の要請があつたとき、可能な限り、甲に協力するものとする。

（住宅建設業者、資材提供業者のあつせん）

第５条　乙は、甲から災害発生により応急業務の協力要請を受けた場合は、住宅建設業者及び資材提供業者のあつせん並びに技術指導について甲に協力するものとする。

（住宅建設工事）

第６条　乙のあつせんを受けた住宅建設業者は、甲の指示により住宅建設業務に従事するものとする。

甲の交付する公用令書により住宅建設業務に従事する場合で、公共の安全確保その他の理由により緊急に工事を施行する必要がある時は、甲の指示により通常の事務手続きを経ないで工事を施行することができる。

ただし、事後、直ちに所定の事務手続をとるものとする。

（資材の提供）

第７条　乙のあつせんを受けた資材提供業者は、甲の指示により甲に資材を引き渡すものとする。この場合、甲は乙に資材引渡し場所、戸数、規模、費用、納期その他必要な事項を通知する。

（費用の請求）

第８条　応急業務に従事した住宅建設業者、資材提供者は、これに要した費用を当該業務の終了後、甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

（災害補償）

第９条　甲の要請により、応急業務に協力した者に、人身事故が発生した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がない場合には、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）又は災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和３８年東京都条例第３８号）に基づき甲が補償する。

（報告）

第１０条　乙は、応急業務について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について毎年１回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第１１条　乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年１回、甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合も報告するものとする。

（協議）
第１２条　この実施細目に定めるもののほか必要な事項については、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。
（適用）
第１３条　この実施細目は、昭和５４年１２月５日から適用する。

この実施細目を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

昭和５４年１２月５日

甲　　東京都住宅局長　　平　山　　秀　親

乙　　社団法人プレハブ建築協会長　　石　橋　　信　夫

資料第５　大規模災害時における清掃工場の使用に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と東京二十三区清掃一部事務組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害時において、甲が、次に掲げる法律の規定に基づき、乙の所有又は管理する施設を使用するのに必要な事項を定める。

一　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号。以下「救助法」という。）第２６条第１項

二　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「基本法」という。）第６４条第１項（ただし、特別区の存する区域における消防活動に限る。）

三　基本法第７１条第１項

（使用施設）

第２条　甲が使用できる施設の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

（用途）

第３条　甲は、前条に定める施設（以下「清掃工場」という。）について、次に掲げる法律の規定に基づく災害応急対策を実施する救出救助機関及び民間ライフライン機関等の活動拠点として使用する。ただし、使用にあたっては、乙の業務に重大な支障を生じさせないよう配慮する。

一　救助法第２３条第１項第５号の規定に基づく被災者の救出救助

二　災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第８条第１号の規定に基づく遺体の捜索

三　基本法第５０条第１項第７号の規定に基づく犯罪の予防、交通の規制その他被災地における治安の維持

四　基本法第６２条第１項の規定に基づく特別区の存する区域における消防活動

五　基本法第５０条第１項第５号の規定に基づくライフライン等の施設及び設備の応急復旧

２　建替工事等により、当該清掃工場が前項で定める用途に供することが困難と認められる場合は、甲乙の協議により、あらかじめ期間を定めたうえ、当該清掃工場を使用しない。

（使用の通知）

第４条　甲は、清掃工場の使用にあたって、乙に対し、救助法第２６条第２項又は基本法第８１条の規定に基づき、公用令書を交付する。ただし、公用令書を交付するいとまがなく緊急を要する場合にあっては、電話等の通信手段又は直接口頭をもって必要な事項を通知し、事後速やかに公用令書を交付する。

（要員の派遣）

第５条　甲は、使用する清掃工場に対し、活動拠点の運営に必要な要員を派遣する。

（費用の負担）

第６条　第３条に定める用途に使用したことにより発生した損失の補償に要する費用は、救助法第３３条又は基本法第８２条の規定に基づき、甲が、これを負担する。

（協議）

第７条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に必要な事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

（適用）

第８条　この協定は、平成２０年３月３１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２０年３月３１日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　　東京都知事　　石 原 慎 太 郎

乙　　東京都千代田区飯田橋三丁目５番１号
東京二十三区清掃一部事務組合
代表者　　管理者　　多　田　正　見

別表（第２条関係）

施　設　名	所　　在　　地
１　中央清掃工場	中央区晴海五丁目２番１号
２　港清掃工場	港区港南五丁目７番１号
３　墨田清掃工場	墨田区東墨田一丁目１０番２３号
４　有明清掃工場	江東区有明二丁目３番１０号
５　新江東清掃工場	江東区夢の島３番地
６　品川清掃工場	品川区八潮一丁目４番１号
７　目黒清掃工場	目黒区三田二丁目１９番４３号
８　大田清掃工場	大田区京浜島三丁目６番１号
９　多摩川清掃工場	大田区下丸子二丁目３３番１号
１０　世田谷清掃工場	世田谷区大蔵一丁目１番１号
１１　千歳清掃工場	世田谷区八幡山二丁目７番１号
１２　渋谷清掃工場	渋谷区東一丁目３５番１号
１３　杉並清掃工場	杉並区高井戸東三丁目７番６号
１４　豊島清掃工場	豊島区上池袋二丁目５番１号
１５　北清掃工場	北区志茂一丁目２番３６号
１６　板橋清掃工場	板橋区高島平九丁目４８番１号
１７　練馬清掃工場	練馬区谷原六丁目１０番１１号
１８　光が丘清掃工場	練馬区光が丘五丁目３番１号
１９　足立清掃工場	足立区西保木間四丁目７番１号
２０　葛飾清掃工場	葛飾区水元一丁目２０番１号
２１　江戸川清掃工場	江戸川区江戸川二丁目１０番地

資料第６　災害時における建物の解体等の応急対策業務に関する協定
（都総務局）

東京都(以下「甲」という。)と一般社団法人東京建物解体協会(以下「乙」という。)とは、東京都内に地震、風水害等の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における建物の解体等の応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　本協定は、東京都地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、甲から乙に対して行う建物の解体等の応急対策業務の協力要請に関して必要な事項を定める。

（応急対策業務に関する要請）
第２条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し、業務内容、日時場所等を指定して建設資機材及び労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を要請することができる。
２　甲は、災害時の実情に応じて、甲が実施する救出救助活動等の現場から直接、本協定に基づく業務に協力する乙の会員事業者に要請の連絡をすることができる。
３　前項の要請の連絡を円滑に実施するため、乙は、同項に規定する乙の会員事業者の同意を得た上で、年３回当該乙の会員事業者の連絡先及び現場の所在地、工期・作業時間、重機の種類等を、あらかじめ甲に提供する。

（建設資機材等の提供）
第３条　乙は、前条の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供する。

（費用負担）
第４条　第２条の要請に基づき乙が実施した建設資機材等の提供に要する費用は、甲が負担する。
２　前項の費用は、災害時の直前の提供先の事業者における価格を基準として算定する。

（請求）
第５条　乙は、業務の終了後、前条の費用を甲に請求する。

（損害の負担）
第６条　本協定に基づく応急対策業務の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼした場合又は業務に従事した者に損害が生じた場合には、その処置について、甲及び乙は誠意をもって協議の上、取り決める。

（協議）
第７条　本協定の実施に関し必要な事項は、あらかじめ甲乙が協議して定める。

２　本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定める。

（雑則）

第８条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年３月３１日までの間とする。ただし、期間満了日の３か月前までに、甲乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降もこの例による。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２５年１１月８日

甲　東　京　都
東京都知事　　猪瀬　直樹

乙　一般社団法人東京建物解体協会
会　　長　　髙山　眞幸

資料第７　災害時等における道路啓開等の支援に関する協定（都総務局）

東京都(以下「甲」という。)、一般社団法人日本自動車連盟(以下「乙」という。)、全日本高速道路レッカー事業協同組合（以下「丙」という。）及び一般社団法人全国ロードサービス協会（以下「丁」という。）は、東京都内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における道路啓開等の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害時等において、甲から乙、丙及び丁に対して行う道路啓開等の支援の要請に関して必要な事項を定める。

（道路啓開等の要請）

第２条　甲は、道路啓開等の支援が必要な場合は、乙、丙及び丁に対し、次に掲げる事項を要請することができる。

（１）緊急通行車両の通行の妨げになる車両その他の物件（以下「車両等」という。）の移動・運搬

（２）車両等の保管場所の確保

（３）車両等の移動・運搬に関する専門的な知識を有する者の派遣

（要請に対する回答）

第３条　乙、丙及び丁は、前条の規定による要請があった場合は、最大限協力するものとし、甲に対し、支援に関し必要な事項を回答する。

（要請及び回答の方法）

第４条　第２条及び前条の規定による要請又は回答は、書面により行う。

２　前項の規定にかかわらず、書面によって要請又は回答を行う時間的余裕がない場合は、口頭によりこれを行うことができる。ただし、口頭による要請又は回答を行った場合は、速やかに当該要請又は回答について書面を作成し提出する。

（情報提供）

第５条　甲、乙、丙及び丁とは、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

（費用負担）

第６条　第２条の規定による要請に基づき乙、丙及び丁が実施した業務に要する費用は、甲が負担する。

２　前項の費用は、災害時等の直前の乙、丙及び丁における価格を基準として算定する。

３　第１項の費用の具体的な内容、請求及び支払方法等詳細については、甲、乙、丙及び丁協議の上、別途定める。

（損害の負担）

第７条　本協定に基づく業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼした場合又は業務に従事した者に損害が生じた場合には、その処置について、甲、乙、丙及び丁は誠意をもって協議の上、取り決める。

（担当部署及び連絡責任者）

第８条　甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく業務に関する担当部署を定め、連絡責任者を選任するとともに、相互に通知する。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

（協議等）

第９条　本協定の解釈に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙丁協議の上、定める。

２　甲、乙、丙及び丁は、相互に協力して、本協定に係る検討、協議、訓練を行うなど、本協定に基づく業務の円滑な運用に努める。

（有効期間）

第１０条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までの間とする。ただし、期間満了日の３か月前までに、甲乙丙丁のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降もこの例による。

平成２６年７月３１日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　東京都知事　舛　添　要　一

乙　東京都港区芝大門一丁目１番３号
一般社団法人日本自動車連盟
代表者　会　長　　小　栗　七　生

丙　東京都港区南青山一丁目１０番３号
全日本高速道路レッカー事業協同組合
代表者　理事長　　佐　藤　正　良

丁　東京都大田区東糀谷五丁目１５番１３号
一般社団法人全国ロードサービス協会
代表者　会　長　　藤　來　有　二

資料第８　災害時におけるコンクリート圧送車等での応急対策業務に関する協定（都総務局）

東京都(以下「甲」という。)と東京都コンクリート圧送協同組合(以下「乙」という。)とは、東京都内に地震、風水害等の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における、コンクリート圧送車及び運転士（以下「コンクリート圧送車等」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、東京都地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、甲が乙のコンクリート圧送車等を活用して迅速に応急対策を実施するために、甲から乙に対して行う協力要請に関して必要な事項を定める。

（コンクリート圧送車等の報告）

第２条　乙は、乙の組合員（以下「組合員」という。）が保有する災害時に可動可能なコンクリート圧送車等を把握し、甲に報告するものとする。

２　乙は、前項のコンクリート圧送車等の保有状況等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、その保有状況等について、速やかに甲に報告するものとする。

（応急対策業務に関する要請）

第３条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し、業務内容、日時場所等を指定して、コンクリート圧送車等の提供を文書により要請する。ただし、これにより難い場合は、口頭その他適切な手段で要請することができるものとし、この場合において、甲は、要請後速やかに文書を乙に提出するものとする。

２　前項の要請は、災害の実情に応じて東京都地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い、当該分掌事務を所管する局長等（別表に掲げる者を含む。以下「局長等」という。）が行うものとする。

（コンクリート圧送車等の提供及び業務の実施）

第４条　乙は、前条の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対しコンクリート圧送車等を提供し、組合員に応急対策業務を実施させるものとする。ただし、災害の状況等やむを得ない事情により、乙が対応できない場合においては、その義務を負わない。

（業務の指示）

第５条　業務の指示は、局長等が行うものとし、組合員はその指示に従うものとする。

（業務の報告）

第６条　乙又は組合員は、第４条の業務が終了したときは、局長等に報告書を提出するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第７条　第４条の業務に要した費用は甲が負担する。

２　乙又は組合員は、前条の報告書を提出する際、第４条の業務に要した費用を甲に請求するものとする。

３　第1項の費用は、災害時の直近の乙における価格を基準として算定する。

４　甲は、乙又は組合員から第２項の請求があった場合には、所定の手続により、費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第８条　第４条に基づく業務の実施に伴い、甲、乙及び組合員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又はコンクリート圧送車等に損害が生じた場合には、乙又は組合員は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙及び組合員は協議して定めるものとする。

（協議）

第９条　この協定書に定めるもののほか、本協定の実施に関し必要な事項は、あらかじめ甲及び乙が協議して定める。

２　本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙の協議の上、定める。

（雑則）

第10条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成３２年３月３１日までの間とする。ただし、期間満了日の３か月前までに、甲又は乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成３１年　３月　４日

甲　東京都
　　東京都知事　　小　池　百合子

乙　東京都コンクリート圧送協同組合
　　理　事　長　　末　藤　雅　宏

別表

東京都第一建設事務所長

東京都第二建設事務所長

東京都第三建設事務所長

東京都第四建設事務所長

東京都第五建設事務所長

東京都第六建設事務所長

東京都西多摩建設事務所長

東京都南多摩東部建設事務所長

東京都南多摩西部建設事務所長

東京都北多摩南部建設事務所長

東京都北多摩北部建設事務所長

東京都土木技術支援・人材育成センター所長

東京都東部公園緑地事務所長

東京都西部公園緑地事務所長

東京都江東治水事務所長

東京都東京港管理事務所長

東京都東京港建設事務所長

東京都東京港建設事務所高潮対策センター所長

資料第９　震災時における応急危険度判定員への宿泊施設の提供に関する協定（都都市整備局）

東京都（以下「甲」という。）と社団法人全日本シティホテル連盟関東支部（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画、東京都被災建築物応急危険度判定要綱及び東京都防災ボランティアに関する要綱（以下「東京都地域防災計画等」という。）に基づく被災建築物の応急危険度判定に従事する者（以下「応急危険度判定員」という。）への宿泊施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、甲の区域において地震による災害（以下「震災」という。）が発生し、甲が東京都地域防災計画等に基づき、被災建築物の応急危険度判定を実施する区市町村を支援する必要が生じた場合において、乙が甲に協力し、応急危険度判定員に対し宿泊施設を提供することに関する基本的事項を定めることを目的とする。
（協力の内容）
第２条　乙は、この協定の締結後、乙の構成員のうちこの協定に賛同し、宿泊施設を提供することができる構成員（以下「賛同構成員」という。）の名称、所在地、連絡先等を記載した一覧を作成し、甲に提供する。賛同構成員に異動があった場合も同様とする。
２　賛同構成員は、次に掲げるときには速やかに賛同構成員の宿泊施設の被災状況、空室数等に関する情報を甲に提供する。
（１）　甲の区域において震度６弱以上の地震が発生したとき。
（２）（１）にかかわらず、甲の区域において大規模な震災が発生し、甲からの要請があったとき。
３　賛同構成員は、第４条の実施要領に基づく甲又は区市町村の要請があったときは、震災発生後７日間において賛同構成員の宿泊施設の客室を応急危険度判定員に対して提供するよう努める。
（実費弁償）
第３条　前条第３項により賛同構成員が応急危険度判定員に対して客室を提供した際の宿泊料については、実費弁償を原則とする。
（実施要領）
第４条　甲は、賛同構成員の宿泊施設の客室の提供に係る要請の方法、実費弁償その他この協定の実施に必要な事項について、要領を定めるものとする。
（協議）
第５条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙とは、協定締結の証として、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成 22 年 9 月 30 日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都都知事　石原　慎太郎

東京都台東区寿二丁目２番９号浅草ビスタホテル内
乙　社団法人全日本シティホテル連盟関東支部
代表者　支部長　星野　武

同趣旨の協定
乙　東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合
乙　東京都ホテル旅館生活衛生同業組合

資料第 10　緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書

（都都市整備局）

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、相互に連携し、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（以下「条例」という。）の円滑な施行に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲と乙とが、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進するため、相互に連携を行う上で必要な事項を定めることを目的とする。

（連携の内容）

第２条　甲と乙は、次の事項について、相互に必要な支援と協力を行う。

（１）耐震診断の実施に関すること。

（２）診断者の技術力の向上に関すること。

（３）相談体制の整備と普及啓発の実施に関すること。

（４）その他、条例の施行に関すること。

（協議）

第３条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、調印の日から、平成２４年３月３１日までとする。ただし、期間の満了の３か月前までに、甲又は乙から何ら申し出がないときは、さらに１か年更新されたものとみなし、以後、この例による。

甲と乙は、協定締結の証として本書２通を作成し、それぞれ署名の上、各自その１通を保有する。

平成２３年６月３０日

甲　東京都
　　都市整備局長　河島　均

乙　一般社団法人東京都建築士事務所協会
　　会　長　　三栖　邦博

同趣旨の協定　　乙　社団法人日本建築構造技術者協会

乙　特定非営利活動法人耐震総合安全機構

資料第 11　緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書

（都都市整備局）

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会（以下「乙」という。）は、相互に連携し、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「条例」という。）の円滑な施行に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲と乙とが、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進するため、相互に連携を行う上で必要な事項を定めることを目的とする。

（連携の内容）

第２条　甲及び乙は、次の事項について、相互に必要な支援と協力を行う。

（１）耐震改修等の実施に関すること。

（２）相談体制の整備と普及啓発の実施に関すること。

（３）その他条例の施行に関すること。

（協議）

第３条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、調印の日から、平成２５年３月３１日までとする。ただし、期間の満了の３か月前までに、甲又は乙から何ら申し出がないときは、さらに１か年更新されたものとみなし、以後、この例による。

甲及び乙は、協定締結の証として本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２４年７月６日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
都市整備局長　飯尾　豊

乙　東京都中央区八丁堀二丁目５番１号
社団法人東京建設業協会
会　長　　近藤　晴貞

資料第 12　緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書

（都都市整備局）

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都中小建設業協会（以下「乙」という。）は、相互に連携し、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「条例」という。）の円滑な施行に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲及び乙が、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進するため、相互に連携を行う上で必要な事項を定めることを目的とする。

（連携の内容）

第２条　甲及び乙は、次の事項について、相互に必要な支援と協力を行う。

（１）緊急輸送道路沿道建築物の所有者による耐震改修等の実施に関すること。

（２）相談体制の整備と普及啓発の実施に関すること。

（３）その他条例の施行に関すること。

（協議）

第３条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、調印の日から、平成 27 年３月 31 日までとする。ただし、期間の満了の３か月前までに、甲又は乙から何ら申出がないときは、さらに１か年更新されたものとみなし、以後、この例による。

甲及び乙は、協定締結の証として本書２通を作成し、それぞれ署名の上、各自その１通を保有する。

平成 25 年 12 月 25 日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都

都市整備局長　　藤井　寛行

乙　東京都新宿区新宿二丁目 10 番７号ＴＯＭビル５階

一般社団法人東京都中小建設業協会

会　長　　豊田　　剛

資料第 13　緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書
（都都市整備局）

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）、株式会社みずほ銀行（以下「乙」という。）及びみずほ信託銀行株式会社（以下「丙」という。）は、相互に連携し、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成 23 年東京都条例第 36 号。以下「条例」という。）の円滑な施行に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、甲、乙及び丙が、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進するため、相互に連携を行う上で必要な事項を定めることを目的とする。

（連携の内容）
第２条　甲、乙及び丙は、次の事項について、相互に必要な支援と協力を行う。
（１）緊急輸送道路沿道建築物の所有者による耐震改修等の実施に関すること。
（２）相談体制の整備と普及啓発の実施に関すること。
（３）その他条例の施行に関すること。

（協議）
第３条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、決定する。

（有効期間）
第４条　この協定の有効期間は、調印の日から、平成２６年３月３１日までとする。ただし、期間の満了の３か月前までに、甲、乙又は丙から何ら申出がないときは、さらに１か年更新されたものとみなし、以後、この例による。

甲、乙及び丙は、協定締結の証として本書３通を作成し、それぞれ署名の上、各自その１通を保有する。

平成 25 年 1 月 17 日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
都市整備局長　飯尾　豊

東京都千代田区内幸町一丁目１番５号
乙　株式会社みずほ銀行
取締役頭取　塚本 隆史

東京都中央区八重洲一丁目２番１号
丙　みずほ信託銀行株式会社
取締役社長　野中 隆史

資料第 14　災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定書

（都住宅政策本部）

（趣　旨）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、東京都（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条第１項第１号に規定する応急仮設住宅をいう。

（要請の手続）

第３条　甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請することができるものとする。

（協　力）

第４条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「建設業者」という。）のあっせんを行うほか、住宅の建設について可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅の建設）

第５条　乙のあっせんを受けた建設業者は、甲（甲が住宅建設業務を区市町村長に委任した場合は、当該区市町村長。次条において同じ。）の指示に従い住宅の建設を行うものとする。

（費用の負担及び請求）

第６条　建設業者が前条の住宅の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　建設業者は、住宅の建設の終了後、甲の認定を受けて、前項の規定する費用を甲に請求するものとする。

（連絡窓口）

第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては東京都都市整備局都営住宅経営部住宅整備課とし、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会本部・建設部会事務局とする。

（報　告）

第８条　乙は、住宅の建設について協力できる建設能力等の状況について、毎年１回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第９条　乙は、本協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年１回、甲に提供するものとし、その後当該名簿の記載事項に異動があった場合は、その都度甲に報告するものとする。

（協　議）
第１０条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（適　用）
第１１条　この協定は、平成２５年７月１１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２５年７月１１日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

甲　　東　京　都

都市整備局長　　飯　尾　　豊

東京都中央区八丁堀三丁目４番１０号

乙　　一般社団法人　全国木造建設事業協会

理　事　長　　青　木　宏　之

資料第15　東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会との協定・細目協定（都建設局）

①　「災害時における応急復旧業務に関する協定」

東京都を甲とし、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会を乙として、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、災害時の応急復旧業務に関して協力を求め、乙がこれに応じて協力を行うときの手続き等を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急復旧を実施することができない場合において、乙に対し協力を要請することができるものとする。
２　乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由のない限り、甲に協力するものとする。
（費用負担）
第３条　甲の要請により、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。
（請　求）
第４条　乙は、業務の終了後、甲の認定を受けて業務の実施に要した費用を甲に請求する。
（協　議）
第５条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。
（雑　則）
第６条　この協定は、平成９年９月１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成９年９月１日

甲　　東京都知事　　青　島　幸　男

乙　　東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会
会　長　　川　田　利　雄

②　「災害時における応急復旧業務に関する細目協定」

東京都を甲、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会を乙とし、平成９年９月１日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における応急復旧業務に関する協定」第５条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）
第１条　甲が乙に実施を要請する業務（以下「業務等」という。）は、次のとおりとする。
一　船舶による巡回・点検
二　堤防・護岸の応急復旧
三　河道内の障害物除去による河積の確保
四　緊急水上輸送の確保
五　その他、甲が必要とする業務
（業務等実施区間）
第２条　乙に属する会員のうち業務等に従事する者（以下「会員」という。）の業務等実施区間は、関係する東京都建設事務所長（以下「所長」という。）の要請する区間とする。
（業務等の実施体制）
第３条　所長は、前条の業務等実施区間の具体的な被害の状況の応じて、必要と認めるときには、書面又は電話等の方法により、乙又は会員に出動を要請するものとする。

２　乙は、出動要請を受けた場合、会員をして直ちに当該区間の被災状況の把握、報告及び所長の指示による当該区間の業務等を実施するものとする。ただし、乙が災害時のため出動できない状況の場合に、原則として書面又は電話等により甲から出動解除の承諾を得たときはこの限りではない。
３　乙及び会員は、東京地方に震度６以上（気象庁発表）の地震が発生した場合は、所長からの要請があったものとみなし、第１条に掲げる船舶による巡回・点検を自主的におこなうものとする。
４　会員は、出動要請を受けた場合は、直ちに現場責任者を定め、連絡場所等とともに所長に通知するものとする。
（業務等の指示）
第４条　業務等の指示は所長が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。
（業務等の完了）
第５条　会員は、業務等が完了したときは、直ちに所長にその旨を報告するものとする。
２　会員は、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を、作業完了後速やかに所長に報告するものとする。
（実費用の請求及び支払い）
第６条　会員は、業務等完了後、当該業務等に要した実費を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。
（損害の処置）
第７条　業務等の実施に伴い、甲及び乙双方の責に期さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙が協議し、定めるものとする。
（従事者の災害補償）
第８条　甲は、会員の業務等従事者が、業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。
（協　議）
第９条　この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。
（雑　則）
第10条　この協定は、平成９年９月１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各１通を保有する。

平成９年９月１日

甲　　東京都知事　　青　島　幸　男

乙　　東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会
会長　川　田　利　雄

資料第16　災害時における水門等の応急復旧業務に関する協定・細目協定（都建設局）

①　「災害時における水門等の応急復旧業務に関する協定」

東京都を甲とし、石川島播磨重工業株式会社を乙、川崎重工業株式会社を丙、株式会社栗本鐵工所を丁、佐藤鉄工株式会社を戊、大同機工株式会社を己、株式会社田原製作所を庚、日立造船株式会社を辛、三菱重工業株式会社を壬とし、甲乙丙丁戊己庚辛壬間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が乙丙丁戊己庚辛壬に対し、甲の所管する河川管理施設のうち、水門、閘門、樋門（以下「水門等」という。）に対する災害時の応急復旧業務に関して協力を求め、乙丙丁戊己庚辛壬間がこれに応じて協力を行うときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し本条第３項に掲げる業務を行う必要が生じたときは、乙丙丁戊己庚辛壬に対し、協力を要請することができるものとする。

２　乙丙丁戊己庚辛壬は、甲の要請を受けたときは、特別の理由のない限り、甲に協力するものとする。

３　甲が乙丙丁戊己庚辛壬に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

一　東京都建設局が所管する水門等の応急復旧

二　その他甲が必要とする業務

（費用負担）

第３条　甲の要請により、乙丙丁戊己庚辛壬が前条第３項に掲げる業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

（請　求）

第４条　乙丙丁戊己庚辛壬は、業務の終了後、甲の認定を受けて第２条第３項に掲げる業務の実施に要した費用を甲に請求する。

（協　議）

第５条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙丙丁戊己庚辛壬が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、平成９年10月１日から平成10年３月31日までとする。ただし、甲及び乙丙丁戊己庚辛壬から申出のない場合には、更に１年間延長され、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書９通を作成し、甲乙丙丁戊己庚辛壬記名捺印のうえ、各１通を保有する。

平成９年10月１日

甲	東京都知事		青　島　幸　男
乙	石川島播磨重工業株式会社	代表取締役社長	武　井　俊　文
丙	川崎重工業株式会社　東京本社	取締役副社長	緒　方　謙二郎
丁	株式会社栗本鐵工所　東京本社	専務取締役東京支社長	河　田　啓　吾
戊	佐藤工業株式会社	代表取締役社長	佐　藤　恒　夫
己	大同機工株式会社	代表取締役社長	米　倉　主基雄
庚	株式会社田原製作所	代表取締役社長	隅　出　英　明
辛	日立造船株式会社　東京支社	鉄構事業本部営業本部長	柴　田　紀　之
壬	三菱重工業株式会社	代表取締役社長	増　田　信　行

（注）株式会社田原製作所の解散により、現在は豊国工業株式会社東京支店が引き継いでいる。

②　「災害時における水門等の応急復旧業務に関する細目協定」

東京都を甲とし、石川島播磨重工業株式会社を乙、川崎重工業株式会社を丙、株式会社栗本鐵工所を丁、佐藤鉄工株式会社を戊、大同機工株式会社を己、株式会社田原製作所を庚、日立造船株式会社を辛、三菱重工業株式会社を壬とし、平成９年10月１日をもって甲と乙丙丁戊己庚辛壬との間に締結した「災害時における水門等の応急復旧業務に関する協定」第５条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）
第１条　甲が乙丙丁戊己庚辛壬に実施を要請する業務は、東京都建設局の所管する河川管理施設のうち、水門、閘門及び樋門（以下「水門等」という。）の損壊箇所の応急復旧とする。
（応急復旧実施施設）
第２条　乙丙丁戊己庚辛壬が応急復旧に従事する施設は、別紙記載施設のうち甲の要請する施設とする。
２　乙丙丁戊己庚辛壬は、甲が特に必要として前項に規定する以外の施設に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。
（応急復旧の実施体制）
第３条　甲は、水門等に災害が発生し、必要と認めるときには、被害状況に応じて書面又は電話等の方法により、乙丙丁戊己庚辛壬に出動を要請するものとする。
２　乙丙丁戊己庚辛壬は、甲より出動要請をうけた場合、直ちに施設の被災状況の把握、報告及び甲の指示による当該施設の応急復旧を実施するものとする。ただし、乙丙丁戊己庚辛壬が特別な理由により出動できない場合は、この限りではない。
３　乙丙丁戊己庚辛壬は、甲より出動要請を受けた場合、直ちに現場責任者を定め、連絡場所等とともに甲に通知するものとする。
４　乙丙丁戊己庚辛壬は、甲より出動要請を受けた場合、必要に応じて関連付帯設備業者も同行できる体制をとるものとする。
（応急復旧の指示）
第４条　応急復旧の指示は甲が行うものとし、乙丙丁戊己庚辛壬はその指示に従うものとする。
（応急復旧の完了）
第５条　乙丙丁戊己庚辛壬は、応急復旧が完了したときは、直ちに甲にその旨を報告するものとする。
２　乙丙丁戊己庚辛壬は、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を、作業完了後速やかに甲に報告するものとする。
（損害の処置）
第６条　応急復旧の実施に伴い、甲及び乙丙丁戊己庚辛壬双方の責に期さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙丙丁戊己庚辛壬はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙丙丁戊己庚辛壬が協議し、定めるものとする。
（従事者の災害補償）
第７条　甲は、乙丙丁戊己庚辛壬の応急復旧従事者が、本応急復旧業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年条例第38号）」に基づき、これを補償するものとする。
（協　議）
第８条　この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙丙丁戊己庚辛壬が協議して定めるものとする。
（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、平成９年10月１日から平成10年３月31日までとする。ただし、甲及び乙丙丁戊己庚辛壬から申出のない場合には、更に１年間延長され、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書９通を作成し、甲乙丙丁戊己庚辛壬記名捺印のうえ、各１通を保有する。

平成９年10月１日

甲	東京都知事		青　島　幸　男
乙	石川島播磨重工業株式会社	代表取締役社長	武　井　俊　文
丙	川崎重工業株式会社　東京本社	取締役副社長	緒　方　謙二郎
丁	株式会社栗本鐵工所　東京本社	専務取締役東京支社長	河　田　啓　吾
戊	佐藤工業株式会社	代表取締役社長	佐　藤　恒　夫
己	大同機工株式会社	代表取締役社長	米　倉　主基雄
庚	株式会社田原製作所	代表取締役社長	隅　出　英　明
辛	日立造船株式会社　東京支社	鉄構事業本部営業本部長	柴　田　紀　之
壬	三菱重工業株式会社	代表取締役社長	増　田　信　行

（注）株式会社田原製作所の解散により、現在は豊国工業株式会社東京支店が引き継いでいる。

資料第17　排水機場に係わる６社との協定・細目協定（都建設局）

①　「災害時における排水機場の応急復旧業務に関する協定」

東京都を甲とし、株式会社荏原製作所を乙、株式会社電業社機械製作所を丙、株式会社酉島製作所を丁、ニイガタ原動機サービス株式会社を戊、株式会社日立製作所を己、ヤンマーディーゼル株式会社を庚とし、甲乙丙丁戊己庚において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が乙丙丁戊己庚に対し、甲の所管する河川管理施設のうち、排水機場に対する災害時の応急復旧業務に関して協力を求め、乙丙丁戊己庚がこれに応じて協力を行うときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し本条第３項に掲げる業務を行う必要が生じたときは、乙丙丁戊己庚に対し、協力を要請することができるものとする。

２　乙丙丁戊己庚は、甲の要請を受けたときは、特別の理由のない限り、甲に協力するものとする。

３　甲が乙丙丁戊己庚に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

一　東京都建設局が所管する排水機場の応急復旧

二　その他甲が必要とする業務

（費用負担）

第３条　甲の要請により、乙丙丁戊己庚が前条第３項に掲げる業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

（請　求）

第４条　乙丙丁戊己庚は、業務の終了後、甲の認定を受けて第２条第３項に掲げる業務の実施に要した費用を甲に請求する。

（協　議）

第５条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙丙丁戊己庚が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、平成９年10月１日から平成10年３月31日までとする。ただし、甲及び乙丙丁戊己庚から申出のない場合には、更に１年間延長され、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書７通を作成し、甲乙丙丁戊己庚記名捺印のうえ、各１通を保有する。

平成９年10月１日

甲	東京都知事	青　島　幸　男
乙	株式会社荏原製作所　東京事務所　営業統括部長	松　尾　　明
丙	株式会社電業社機械製作所　常務取締役営業本部長	南　保　順　二
丁	株式会社酉島製作所　東京支社　取締役支社長	伊集院　正　一
戊	ニイガタ原動機サービス株式会社　代表取締役	大河原　　功
己	株式会社日立製作所　公共営業本部長	長　野　晄　史
庚	ヤンマーディーゼル株式会社　東京支社　支社長	志　村　光　紘

（注）ヤンマーディーゼル株式会社は、社名変更により現在はヤンマー東日本株式会社となっている。また、ニイガタ原動機サービス株式会社は、社名変更により現在は新潟原動機株式会社となっている。

②　「災害時における排水機場の応急復旧業務に関する細目協定」

東京都を甲とし、株式会社荏原製作所を乙、株式会社電業社機械製作所を丙、株式会社酉島製作所を丁、ニイガタ原動機サービス株式会社を戊、株式会社日立製作所を己、ヤンマーディーゼル株式会社を庚とし、平成９年10月１日をもって甲と乙丙丁戊己庚との間に締結した「災害時における排水機場の応急復旧業務に関する協定」第５条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結をする。

（業務の内容）
第１条　甲が乙丙丁戊己庚に実施を要請する業務は、東京都建設局の所管する河川管理施設のうち、排水機場の損壊箇所の応急復旧とする。
（応急復旧の実施施設）
第２条　乙丙丁戊己庚が応急復旧に従事する施設は、別紙記載施設のうち甲の要請する施設とする。
２　乙丙丁戊己庚は、甲が特に必要として前項に規定する以外の施設に出動を要請したときは、原則としてこれに応図るものとする。
（応急復旧の実施体制）
第３条　甲は、排水機場に災害が発生し、必要と認めるときには、被害状況に応じて書面又は電話等の方法により、乙丙丁戊己庚に出動を要請するものとする。
２　乙丙丁戊己庚は、甲より出動要請を受けた場合、直ちに施設の被災状況の把握、報告及び甲の指示による当該施設の応急復旧を実施するものとする。ただし、乙丙丁戊己庚が特別な理由により出動できない場合は、この限りではない。
３　乙丙丁戊己庚は、甲より出動要請を受けた場合、直ちに現場責任者を定め、連絡場所等とともに甲に通知するものとする。
４　乙丙丁戊己庚は、甲より出動要請を受けた場合、必要に応じて関連付帯設備業者も同行できる体制をとるものとする。
（応急復旧の指示）
第４条　応急復旧の指示は甲が行うものとし、乙丙丁戊己庚はその指示に従うものとする。
（応急復旧の完了）
第５条　乙丙丁戊己庚は、応急復旧が完了したときは、直ちに甲にその旨を報告するものとする。
２　乙丙丁戊己庚は、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を、作業完了後速やかに甲に報告するものとする。
（損害の処置）
第６条　応急復旧の実施に伴い、甲及び乙丙丁戊己庚双方の責に期さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは，乙丙丁戊己庚はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙丙丁戊己庚が協議し、定めるものとする。
（従事者の災害補償）
第７条　甲は、乙丙丁戊己庚の応急復旧従事者が、本応急復旧業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年条例第38号）」に基づき、これを補償するものとする。
（協　議）
第８条　この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙丙丁戊己庚が協議して定めるものとする。
（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、平成９年10月１日から平成10年３月31日までとする。ただし、甲及び乙丙丁戊己庚から申出のない場合には、更に１年間延長され、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書７通を作成し、甲乙丙丁戊己庚記名捺印のうえ、各１通を保有する。

平成９年10月１日

甲	東京都知事	青　島　幸　男
乙	株式会社荏原製作所　東京事務所　営業統括部長	松　尾　　明
丙	株式会社電業社機械製作所　常務取締役営業本部長	南　保　順　二
丁	株式会社酉島製作所　東京支社　取締役支社長	伊集院　正　一
戊	ニイガタ原動機サービス株式会社　代表取締役	大河原　　功
己	株式会社日立製作所　公共営業本部長	長　野　晄　史
庚	ヤンマーディーゼル株式会社　東京支社　支社長	志　村　光　紘

（注）ヤンマーディーゼル株式会社は、社名変更により現在はヤンマー東日本株式会社となっている。また、ニイガタ原動機サービス株式会社は、社名変更により現在は新潟原動機株式会社となっている。

資料第 18　災害時における応急対策業務に関する協定（都建設局）

①「災害時における応急対策業務に関する協定」

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、東京都が社団法人東京都造園緑化業協会に対し、災害応急業務に関する協力を行うことを求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　東京都知事（以下「甲」という。）は、災害が発生し東京都のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により社団法人東京都造園緑化業協会会長（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

（業務の指示）

第３条　甲は災害の実情に応じて、乙に対し地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い所管業務局長より業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（建設資機材等の提供）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供する。

（費用負担）

第５条　乙の使用した建設資機材等に要する費用は甲が負担する。

（請　　求）

第６条　乙は業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

（協　　議）

第７条　この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲（又は所管業務局長）と乙が協議して定めるものとする。

（雑　　則）

第８条　この協定は、平成２１年９月９日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２１年　９月　９日

甲　　東京都知事　　石原　慎太郎

乙　　社団法人
東京都造園緑化業協会会長　　貫洞　哲夫

②「災害時における応急対策業務に関する細目協定」

東京都知事（以下「甲」という。）と社団法人東京都造園緑化業協会会長（以下「乙」という。）とは平成２１年９月９日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第７条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第１条　甲が乙に実施を要請する業務は、都立公園における公園施設の被災箇所の応急対応（以下「業務等」という。）とする。

（業務等実施公園）

第２条　乙に属する会員のうち業務等に従事する者（以下「会員」という。）の業務等実施公園は、都立公園のうち、甲乙協議により詳細を別途定めるものとする。

２　前項の業務等実施公園又は会員を変更しようとするときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

（建設資機材等の報告）

第３条　乙はあらかじめ会員が保有する災害時に稼動可能な建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

２　前項の建設資機材等に、著しい変化があったとき、又は甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第４条　甲は乙に対し、第２条の業務等実施公園の具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して建設資機材等の出動を、文書又は電話等の方法により要請するものとする。

２　甲は、前項の出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請するものとする。

（業務等の実施）

第５条　乙は、前条に基づく出動要請があったときは、会員をして建設資機材等を業務等実施公園へ出動させ、業務等を実施させるものとする。

２　会員は、出動要請があったときは、業務等実施公園へ出動し、業務等を実施するものとする。

３　会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を当該業務等実施公園を所管する東京都公園緑地事務所長（以下「所長」という。）に報告しなければならない。

（業務等の指示）

第６条　業務等の指示は、所長が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（業務等の完了）

第７条　会員は、業務等が完了したときは、直ちに所長に報告するものとする。

（実費用の請求及び支払い）

第８条　会員は、業務等完了後、当該業務等に要した実費を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の要求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の処置）

第９条　業務等の実施に伴い、甲及び乙双方の責に期さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくそ

の状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙が協議し、定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第１０条　甲は、会員の業務等従事者が、業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和３８年条例第３８号）に基づき、これを補償するものとする。

（協議）

第１１条　この協定の解釈について疑問を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙とが協議して定めるものとする。

（雑則）

第１２条　この協定は、平成２１年９月９日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２１年　９月　９日

甲　　東京都知事　　石 原　慎 太 郎

乙　　社団法人
東京都造園緑化業協会会長　　貫 洞　哲 夫

資料第19　東京都環境整備公社との協定・細目協定（都建設局）

①　「地震時における緊急点検等に関する協定」

東京都を甲とし、財団法人東京都環境整備公社を乙として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。
なお、別途契約する河川水面清掃業務と競合する場合においては、本協定を優先する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、地震時における業務に関し協力を求め、乙がこれに応じて協力をするときの手続き等を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は地震発生時に、乙の協力を得る必要があるときには、乙に対し協力を要請することができるものとする。
２　乙は、甲から要請を受けたときは、その業務を可能な限り実施するものとする。
（費用負担）
第３条　甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担する。
（請求）
第４条　乙は、当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。
（協議）
第５条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、またはこの協定の実施に関して必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。
（雑則）
第６条　この協定は、平成２４年３月９日から適用する。

甲と乙は、本書２通を作成し、記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２４年３月９日

甲　東京都建設局長　　村　尾　　公　一
乙　財団法人
　　東京都環境整備公社　理事長　　森　　浩　志

（注）財団法人東京都環境整備公社の組織変更により、現在は公益財団法人東京都環境公社が引き継いでいる。

②「地震時における緊急点検等に関する細目協定」

東京都を甲とし、財団法人東京都環境整備公社を乙として、平成２３年３月９日をもって甲と乙との間に締結した「地震時における緊急点検等に関する協定」第５条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務内容）
第１条　甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。
一　浮遊物の状況把握、河川管理施設の緊急点検
二　被災者、救援者等の人員輸送
三　救援物資等の貨物輸送
四　浮遊物の除去
五　その他甲が必要とする船舶による応急対策業務
（業務実施区間）
第２条　業務実施区間は、別途契約する河川水面清掃業務における対象区間とする。
（業務の実施体制）
第３条　第一建設事務所長または建設局河川部長は、文書、電話等の方法により、乙に協力を要請するものとする。
２　乙は、協力要請を受けた場合、業務を可能な限り実施するものとする。
３　乙は、対象河川がある地域に震度６以上（気象庁発表）の地震が発生した場合は、第３条第１項の要請があったものとみなし、第１条一の業務を自主的に行うものとする。
（安全対策）
第４条　乙は、東京湾内湾の津波警報・津波注意報が発表されていないことを確認した上で、業務を開始する。また業務の実施中も津波予報等には十分注意し、業務従事者の安全を確保する。
（業務の着手及び完了）
第５条　乙は、業務の着手及び完了についてその都度甲へ報告するものとする。
（費用の負担）
第６条　甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる
費用は甲が負担する。
一　　燃料費
二　　船員の人件費
三　　その他甲乙協議の上、必要と認める費用
（費用の請求及び支払い）
第７条　乙は、業務完了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。
（損害の処置）
第８条　業務の実施に伴い、甲及び乙双方の責に期さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または船舶等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙が協議し、定めるものとする。
（従事者の災害補償）
第９条　甲は、業務において乙の従事者が負傷し、若しくは疫病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和３８年条例第３８号）に基づき、これを保障するものとする。
（協議）
第１０条　この協定の解釈について疑義を生じ、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。
（雑則）
第１１条　この協定は、平成２４年３月９日から適用する。
甲と乙は、本書２通を作成し、記名押印のうえ、各１通を保有する。
平成２４年３月９日

甲　東京都建設局長　　村　尾　　公　一
乙　財団法人
東京都環境整備公社　理事長　　森　　浩　志

（注）財団法人東京都環境整備公社の組織変更により、現在は公益財団法人東京都環境公社が引き継いでいる。

資料第20　災害時等における情報収集業務等に関する協力協定（都建設局）

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京道路清掃協会（以下「乙」という。）とは、平常時及び災害時において甲が所管する施設を適切に管理するため、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第１条　甲が乙に実施を要請する業務は、主として道路において、平常時及び災害時における情報収集や点検（以下「点検等」という。）とする。

（業務実施区間）

第２条　本協定に基づき乙が実施する本業務の区域は、原則、都知事管理道路とし、乙に属する会員のうち点検等に従事する者（以下「会員」という。）の業務実施区間は、平常時においては甲から路面清掃事業等を受託している区間とし、災害時においては、甲乙協議し甲が指示する区間とする。

（活動内容）

第３条　会員は、甲から路面清掃事業等を受注している平常時の作業中や、甲の出動要請の基づく点検等において、都知事管理道路の異常等を発見した場合は、当該道路を所管する東京都建設事務所長（以下「所長」という。）に速やかに連絡するものとする。

２　情報連絡の詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

（路面清掃資機材等の報告）

第４条　乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に稼動可能な路面清掃資機材及び人員（以下「路面清掃資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

２　前項の路面清掃資機材等に著しい変化があったとき、又は甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（災害時における出動要請）

第５条　甲は乙に対し、第２条の業務実施区間の災害の状況に応じて、日時を指定して路面清掃資機材等の出動を文書又は電話等により要請するものとする。

２　甲は、前項の出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請するものとする。

３　平常時の路面清掃作業等実施中に東京地方に震度６弱以上（気象庁発表）の地震が発生した場合、甲から路面清掃事業等を受託している会員については、甲からの要請があったものとみなし、受託区間の点検等を自主的に行うものとする。

４　前項において、甲から路面清掃事業等を受託していない会員については甲の出動要請に基づき点検等を行うものとする。

（災害時における業務の実施）

第６条　乙は、甲からの出動要請（前条第３項の場合を含む。）があったときは、会員をして路面清掃資機材等を業務実施区間へ出動させ、業務を実施させるものとする。

２　会員は、出動要請（前条第３項の場合を含む。）があったときは、業務実施区間へ出動し、業務を実施するものとする。

3　会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び路面清掃資機材等を当該業務実施区間を所管する所長に報告しなければならない。
4　会員は、自らの安全確保を最優先とし、業務の実施が危険又は困難と判断した場合には速やかに所長に報告し、指示に従うものとする。
5　会員は、業務実施区間付近等で人命が危機にさらされる等の緊急事態に遭遇した場合には、直接警察や消防当局に通報し、その指示に従うものとする。また、所長にもその旨を可及的速やかに連絡し指示に従うものとする。

（災害時における業務の指示）

第７条　業務の指示は、所長が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。
2　第 5 条第 3 項により出動した会員は、業務実施区間の被害状況等の把握を行い、速やかに所長に報告するものとする。
3　業務実施区間に倒壊家屋等のがれきが散乱している場合においても所長の指示なしにがれき等の除去を行ってはならない。

（災害時における業務の完了）

第８条　会員は、業務が完了したときは、直ちに所長に報告するものとする。

（災害時の実費の請求及び支払）

第９条　会員は、業務完了後、別紙様式により当該業務に要した実費を甲に請求するものとする。
2　甲は前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害時における損害の負担）

第10条　業務の実施に伴い、損害が生じた時は、その賠償の責について甲乙協議して定める。

（協定の変更）

第11条　本協定は必要に応じて甲乙協議の上、変更することができる。

（その他）

第12条　この協定に定めのない事項又は解釈に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 25 年 3 月 22 日

甲　東京都建設局長　　村尾 公一

乙　一般社団法人
東京道路清掃協会会長　　蛭田 信宏

資料第 21　災害時等における復旧業務の協力等に関する協定（都建設局）

東京都（以下「甲」という。）と街路灯保守管理協同組合（以下「乙」という。）とは、甲が所管する施設の平常時の適正な管理及び災害時の復旧業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が所管する施設について、平常時より適正な状態に維持・管理し、また、災害時においては、施設の迅速な復旧業務等を円滑に実施するため、甲及び乙が相互に協力することを目的とし、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　災害時　　東京都内に、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

二　施設　　甲が所管する街路灯、及び受電盤等の付属施設

三　所長　　建設事務所長

四　受託組合員　甲から街路灯保守管理等を受託している乙に属する組合員

五　非受託組合員　甲から街路灯保守管理等を受託してない乙に属する組合員

（業務実施区間）

第３条　本協定に基づき、乙が業務を実施する区間（以下「業務実施区間」という。）は、原則、都知事管理道路（以下「都道等」という。）とし、受託組合員が業務を実施する区間は、平常時及び災害時共に、この受託区間を原則とする。非受託組合員については、災害時に所長から甲が依頼を受けた後、甲、乙協議の上、甲が乙に要請する区間とする。

（平常時の業務内容等）

第４条　平常時における業務は、施設の点検の外、道路の状況確認及び情報収集とし、受託組合員が甲から受託した受託作業実施中及び作業区間への移動途上で行うこととする。異常を発見した際は、当該都道等を所管する所長に速やかに連絡する。

２　情報連絡手段等の詳細については、甲、乙協議して定めるものとする。

（災害時の業務内容等）

第５条　災害時における業務は、施設の状況確認、点検、情報収集及び復旧業務とし、受託組合員及び乙から指示を受けた非受託組合員（以下「各組合員」という。）が行うこととする。業務の実施に当たっては、甲は乙に対し、第３条に定める業務実施区間の災害状況に応じて、日時を指定の上、文書、電話等により要請をするものとする。乙は、甲からの要請に基づき、各組合員に対し、業務実施のための出動の指示を行う。

２　乙は、甲からの出動要請に備え、組合員の安全確認並びに体制及び資機材の確保を行うものとする。

３　同条第１項に規定する業務において、平常時の街路灯保守管理等作業実施中に東京地方に震度６弱以上（気象庁発表）の地震が発生した場合、甲から乙に対し要請あったものとみなし、受託組合員は、帰社までの受託区間の点検等を自主的に行うものとする。なお、受託時の特記仕様書等に災害時の対応の記載がある場合は、その仕様内容を優先することとする。

４　前項の状況において、非受託組合員は、速やかに出動できる態勢を確保した上で待機し、甲の出動要請に基づき乙が内部調整を行い、乙が非受託組合員に対し出動の指示を行う。

（災害時の業務の指示）

第６条　業務の具体的な指示は、受託者については当該区間を管理している所長が、また、非受託者については乙を通して要請された区間を管理している所長が行うものとし、会員はそれぞれの所長の指示に従うものとする。

（災害時における業務の実施）

第７条　各組合員は、業務着手時に業務実施区間を所管する所長に対し、現場責任者、出動時間、資機材等について報告しなければならない。

２　各組合員は、自らの安全確保を最優先とし、本業務の実施が危険又は困難と判断した場合、決して無理はせず、速やかに所長に状況を報告し、所長の指示に従うものとする。

３　業務実施区間に倒壊家屋等のがれきが散乱している場合は、二次災害防止のため、所長の指示なしにがれき等の除去を行ってはならない。

４　各組合員は、業務の実施中において、人命が危機にさらされる等の緊急事態に遭遇した場合には、各組合員が自ら警察や消防当局に通報し、警察や消防当局から指示があった場合はその指示に従うものとする。また、所長にもその旨を速やかに連絡し、所長からの対応等の指示に従うものとする。

５　第５条第３項又は第４項により出動した各組合員は、業務実施区間の被害状況等の把握を行い、速やかに所長に状況を報告するとともに、道路障害物除去作業後の施設復旧に向け、所長に対し助言等を併せて行うものとする。

（災害時における業務の完了）

第８条　各組合員は、業務が完了したときは、直ちに所長に報告するものとする。

（災害時の実費の請求及び支払）

第９条　第５条に定める出動要請に基づき、乙の業務に要した費用は、業務完了後、乙が甲に請求し、甲が負担する。

２　前項の具体的な内容、請求方法等については、甲、乙協議の上、別途定めることとする。

３　甲は、乙より前項の請求があったときは、内容を精査確認し、手続に従い乙に対しその費用を支払うものとする。

（災害時における損害の負担）

第１０条　業務の実施に伴い、損害が生じた時は、その賠償の責について甲、乙協議し別途定めることとする。

（街路灯保守管理資機材等の事前報告）

第１１条　乙は、組合員が保有する災害時に稼動可能な街路灯保守管理資機材及び人員（以下「資機材等」という。）をあらかじめ把握し、毎年４月末日までに甲に事前に報告し、相互に情報共有を図るものとする。

２　前項の資機材等に著しい変化があったとき、又は甲の要求があった場合は、その都度、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（協定の変更）

第１２条　本協定は必要に応じて甲、乙協議の上、変更することができる。

（その他）

第１３条　この協定に定めのない事項又は解釈に疑義を生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

以上、協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 28 年 3 月 14 日

甲　東京都建設局長　　佐野 克彦

乙　街路灯保守管理協同組合
代表理事　　鈴木 啓友

資料22　日本埋立浚渫協会との協定・細目協定（都港湾局）

①「災害時における応急対策業務に関する協定」

東京都を甲とし、社団法人日本埋立浚渫協会を乙として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して応急対策業務に関し、協力を行うことを求めるときの手続を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害の発生に伴う応急対策業務遂行上必要とする場合には、次条に掲げる業務について、乙に対し協力を要請することができるものとする。
２　乙は、要請を受けた場合は、乙の会員（以下「会員」という。）をして可能な限り協力させるものとする。
（業務内容）
第３条　甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。
1)　港湾区域における障害物の除去
2)　港湾施設（土木、建築施設）の緊急応急措置
3)　海岸保全施設（土木、建築施設）の緊急応急措置
4)　その他甲が必要とする業務
（費用負担）
第４条　甲の要請により、会員が第３条に規定する業務遂行に要した費用は甲が負担する。
（請　求）
第５条　会員は、甲の認定を受けて当該業務の実施に要した費用を、甲に請求するものとする。
（情報提供）
第６条　乙及び会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。
（協　議）
第７条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。
（雑　則）
第８条　この協定は、平成８年９月１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年８月３０日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都
東京都知事　　青　島　幸　男

乙　　東京都港区虎ノ門一丁目２番８号
社団法人　日本埋立浚渫協会
会　長　　水　野　廉　平

②「災害時における応急対策業務に関する細目協定」

東京都東京港管理事務所（以下「甲」という。）と一般社団法人日本埋立浚渫協会（以下「乙」という。）とは、平成８年８月３０日付をもって締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第３条の規定に基づく災害時の応急対策業務の実施に関し、次のとおり細目協定（以下「協定」という。）を締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲が管理する係留施設及び埋立護岸等の港湾施設（以下「施設等」という。）において発生した災害の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、これに必要な建設機械・作業船・資材・労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保と動員の方法等を定めることにより、もって災害の拡大防止と業務の円滑な運営を期すことを目的とする。

（業務対象施設）

第２条　乙の応急対策業務対象施設は、別紙記載施設のうち甲の要請する施設とする。

（建設資器材等の報告）

第３条　乙は、本協定締結後災害時に稼働可能な建設資機材等を把握し、甲に報告するものとする。

２　乙は、前項の建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があった場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）

第４条　甲は、施設等に災害が発生し、必要と認めるときは被害状況に応じて書面又は電話等の方法により、乙に出動を要請するものとする。

２　乙は、出動要請を受けた場合は、業務の実施体制等について直ちに甲に通知するものとする。

３　乙は、甲の指示による当該施設の応急対策業務を実施するものとする。

（業務の指示）

第５条　業務の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の完了）

第６条　乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

２　乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を速やかに甲に報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第７条　乙又は乙の会員は、業務完了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第８条　業務の実施に伴い、甲乙及び会員の責に帰すことができない理由により第三者に損害を及ぼしたとき又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙及び会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙及び会員が協議し、定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第９条　甲は、乙及び会員の業務従事者が本業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年条例第38号改正平成23年10月条例第70号）に基づき、これを補償するものとする。

（業務等の委任）
第10条　乙は、甲の承認を得たときは、第３条から第６条に規定する事項について、乙の会員で構成する「東京港応急対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）に委任することができる。
２　乙は、前項により協議会に委任したときは、協議会をして甲に対し甲所定の書面により報告するものとする。
（協議会の費用請求）
第11条　甲は、乙の申し出があったときは、前条による業務の実施に係る費用について協議会が甲　に直接請求することを認めるものとする。
２　前項により費用の請求をする場合は、乙は、費用の請求に使用する印鑑を速やかに甲に届出させるものとする。
（字句の読替）
第12条　第10条により乙が協議会に委任した場合において、第3条から第6条及び第8条から第9条中「乙」とあるのを「乙又は協議会」と読み替えて、この協定を適用する。
（有効期限）
第13条　この協定の有効期限は、平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、甲乙双方から申し出がない場合は、継続するものとする。
（協　議）
第14条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項についてはその都度甲乙協議して定めるものとする。

附則
この協定の締結により、平成２１年9月１０日付の「災害時における応急対策業務に関する細目協定」は廃止する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年４月１日

甲　　東京都港区港南三丁目９番５６号
東京都東京港管理事務所
所長　山　根　恭　子

乙　　東京都港区赤坂三丁目３番５号
住友生命山王ビル８階
一般社団法人　日本埋立浚渫協会
会長　村　重　芳　雄

資料第23　東京タグセンターとの協定（都港湾局）

「災害時における応急対策業務に関する協定」

東京都を甲とし、東京タグセンターを乙として、甲乙間において次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して応急対策業務に関し、協力を求めるときの手続きを定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害の発生に伴う応急対策業務遂行上必要とする場合は、次条に掲げる業務について、乙に対し協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項に基づき要請を受けた場合は、乙の会員（以下「会員」という。）をして可能な限り協力させるものとする。

（業務内容）

第３条　甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

⑴　被害状況調査に必要な船舶の応援

⑵　漂流物の曳航及び係留

⑶　危険水域の海上警戒

⑷　流出油の処理

⑸　応援要員及び緊急物資の輸送

（費用負担）

第４条　甲の要請により、会員が第３条に規定する業務遂行に要した費用は甲が負担する。

（請　求）

第５条　乙は、甲の認定を受けて会員が当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

（情報提供）

第６条　乙及び会員は、災害発生により港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（協　議）

第７条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑　則）

第８条　この協定は、平成８年９月１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成８年８月３０日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都　　東京都知事　　青　島　幸　男

乙　　東京都港区海岸三丁目２６番１０１号
東京タグセンター　　理　事　長　　鈴　木　　實

資料第24　災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する協定・細目協定（都港湾局）

①　「災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する協定」

東京都を甲とし、株式会社ＩＨＩインフラシステムを乙とし、豊国工業株式会社を丙とし、大同機工株式会社を丁として、甲乙丙丁間において次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙丙丁に応急対策業務に関して協力を求め、乙丙丁がこれに応じて協力を行うときの手続等を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生し、本条第３項に掲げる業務を行う必要が生じたときは、乙丙丁に対し、協力を要請することができるものとする。
２　乙丙丁は、甲の要請を受けたときは、可能なかぎり甲に協力するものとする。
３　甲が乙丙丁に協力を要請する業務は、次のとおりとする。
（1）江東地区及び中央地区内の水門門扉の緊急応急措置
（2）江東地区及び中央地区内の陸こうの緊急応急措置
（3）その他甲が必要とする業務
（費用負担）
第３条　甲の申請により、乙丙丁が第２条第３項に掲げる業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。
（請　求）
第４条　乙丙丁は業務の終了後、甲の認定を受けて第２条第３項に掲げる業務の実施に要した費用を甲に請求する。ただし、請求の方法は、別に定める。
（有効期限）
第５条　この協定の有効期限は、平成２２年９月３０日から平成２３年３月３１日までとする。
ただし、甲及び乙丙丁から申し出がない場合は、継続するものとする。
（協　議）
第６条　この協定の解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙丁協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書４通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２２年９月３０日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都
東京都知事　石　原　慎　太　郎

乙　大阪府堺市境区大浜西町３番地
株式会社ＩＨＩインフラシステム
代表取締役社長　麻　野　純　生

丙　広島県東広島市西条町御薗宇６４００番地３
豊国工業株式会社
代表取締役　金　谷　俊　宗

丁　埼玉県戸田市新曽３３６番地
大同機工株式会社
代表取締役社長　徳　永　光　昭

② 「災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する細目協定」

東京都東京港建設事務所（以下「甲」という。）と株式会社ＩＨＩインフラシステム営業本部東京営業部（以下「乙」という。）、豊国工業株式会社東京支店（以下「丙」という。）、大同機工株式会社（以下「丁」という。）、とは平成２２年９月３０日付をもって締結した「災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する協定」第２条の規定に基づく江東地区及び中央地区の水門門扉及び陸こう（以下「水門門扉等」という。）の災害時の応急対策業務の実施等に関し、次のとおり協定を更新締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲が管理する水門門扉等において発生した災害の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、これに必要な建設機械・資材・労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保と動員の方法等を定めることにより、災害の拡大防止と業務の円滑な運営を期することを目的とする。

（業務対象施設）

第２条　乙丙丁の応急対策業務対象施設は、別紙記載施設のうち甲の要請する施設とする。

（建設資機材等の報告）

第３条　乙丙丁は、本協定締結後あらかじめ稼働可能な建設資機材等を把握し、甲に報告するものとする。

２　乙丙丁は、前項の建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、速やかに甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）

第４条　甲は、水門門扉等に災害が発生した場合において、必要と認めるときは被害状況に応じて書面又は電話等の方法により、乙丙丁に出動を要請するものとする。

２　乙丙丁は、出動要請を受けたときは、直ちに業務の実施体制等について甲に通知するものとする。

３　乙丙丁は、出動要請を受けたとき、直ちに施設の被害状況を把握して甲に報告するとともに甲が指示する当該施設の応急対策業務を実施するものとする。

（業務の指示）

第５条　業務の指示は、甲が行うものとし、乙丙丁はその指示に従うものとする。

（業務の完了）

第６条　乙丙丁は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

２　乙丙丁は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を速やかに報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第７条　乙丙丁は、業務完了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第８条　業務の実施に伴い、甲乙丙丁それぞれの責に帰すことができない理由により第三者に損害を及ぼしたとき又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙丙丁はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙丙丁協議し、定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第９条　甲は、乙丙丁の業務従事者が本業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年条例第38号改正昭和57年７月条例第100 号）に基づき、これを補償するものとする。

（有効期限）

第10条　この協定の有効期限は、平成２５年２月２８日から平成２６年３月３１日までとする。

ただし、甲及び乙丙丁から申し出がない場合は、継続するものとする。

（協　議）

第11条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項についてはその都度甲乙丙丁協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書４通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年２月２８日

甲　東京都港区港南三丁目９番５６号
東京都東京港建設事務所
所　長　原　浩

乙　東京都港区芝浦三丁目１７番１２号
株式会社ＩＨＩインフラシステム
営業本部東京営業部
部　長　山　路　祥　一

丙　東京都墨田区江東橋二丁目２番３号
豊国工業株式会社　東京支店
支店長　奥　田　隆　之

丁　埼玉県戸田市新曽３３６番地
大同機工株式会社
代表取締役　徳　永　光　昭

資料第25　災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する協定・細目協定（都港湾局）

①「災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する協定」

東京都を甲とし、豊国工業株式会社を乙とし、三菱重工鉄構エンジニアリング株式会社を丙とし、西田鉄工株式会社を丁として、甲乙丙丁間において次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙丙丁に応急対策業務に関して協力を求め、乙丙丁がこれに応じて協力を行うときの手続等を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生し、本条第３項に掲げる業務を行う必要が生じたときは、乙丙丁に対し、協力を要請することができるものとする。
２　乙丙丁は、甲の要請を受けたときは、可能なかぎり甲に協力するものとする。
３　甲が乙丙丁に協力を要請する業務は、次のとおりとする。
(1)　港地区及び港南地区内の水門門扉の緊急応急措置
(2)　港地区及び港南地区内の陸こうの緊急応急措置
(3)　その他甲が必要とする業務
（費用負担）
第３条　甲の申請により、乙丙丁が第２条第３項に掲げる業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。
（請　求）
第４条　乙丙丁は業務の終了後、甲の認定を受けて第２条第３項に掲げる業務の実施に要した費用を甲に請求する。ただし、請求の方法は、別に定める。
（有効期限）
第５条　この協定の有効期限は、平成２２年９月３０日から平成２３年３月３１日までとする。
ただし、甲及び乙丙丁から申し出がない場合は、継続するものとする。
（協　議）
第６条　この協定の解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙丁協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書４通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２２年９月３０日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都
東京都知事　石　原　慎　太　郎

乙　広島県東広島市西条町御薗宇６４００番地３
豊国工業株式会社
代表取締役　金　谷　俊　宗

丙　広島県広島市中区江波沖町５番１号
三菱重工鉄構エンジニアリング株式会社
代表取締役　東　完　夫

丁　熊本県宇土市松山町４５４１
西田鉄工株式会社
代表取締役　西　田　進　一

②「災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する細目協定」

東京都東京港建設事務所（以下「甲」という。）と豊国工業株式会社東京支店（以下「乙」という。）、三菱重工鉄構エンジニアリング株式会社（以下「丙」という。）、西田鉄工株式会社関東支店（以下「丁」という。）とは、平成２２年９月３０日付をもって締結した「災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する協定」第２条の規定に基づく甲の所管する水門門扉及び陸こう（以下「水門門扉等」という。）の災害時の応急対策業務の実施等に関し、次のとおり協定を更新締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲が管理する水門門扉等において発生した災害の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、これに必要な建設機械・資材・労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保と動員の方法等を定めることにより、災害の拡大防止と業務の円滑な運営を期することを目的とする。

（業務対象施設）

第２条　乙丙丁の応急対策業務対象施設は、別紙記載施設のうち甲の要請する施設とする。

（建設資機材等の報告）

第３条　乙丙丁は、本協定締結後あらかじめ稼働可能な建設資機材等を把握し、甲に報告するものとする。

２　乙丙丁は、前項の建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、速やかに甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）

第４条　甲は、水門門扉等に災害が発生した場合において、必要と認めるときは被害状況に応じて書面又は電話等の方法により、乙丙丁に出動を要請するものとする。

２　乙丙丁は、出動要請を受けたときは、直ちに業務の実施体制等について甲に通知するものとする。

３　乙丙丁は、出動要請を受けたとき、直ちに施設の被害状況を把握して甲に報告するとともに甲が指示する当該施設の応急対策業務を実施するものとする。

（業務の指示）

第５条　業務の指示は、甲が行うものとし、乙丙丁はその指示に従うものとする。

（業務の完了）

第６条　乙丙丁は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

２　乙丙丁は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を速やかに報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第７条　乙丙丁は、業務完了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第８条　業務の実施に伴い、甲乙丙丁それぞれの責に帰すことができない理由により第三者に損害を及ぼしたとき又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙丙丁はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議し、定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第９条　甲は、乙丙丁の業務従事者が本業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年条例第38号改正昭和57年７月条例第100 号）に基づき、これを補償するものとする。

（有効期限）

第10条　この協定の有効期限は、平成２５年２月２８日から平成２６年３月３１日までとする。

ただし、甲及び乙丙丁から申し出がない場合は、継続するものとする。

（協　議）

第11条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項についてはその都度甲乙丙丁協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書４通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年２月２８日

甲　　東京都港区港南三丁目９番５６号
東京都東京港建設事務所
所長　　原　　浩

乙　　東京都墨田区江東橋二丁目２番３号
豊国工業株式会社　東京支店
支社長　　奥 田 隆 之

丙　　神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目３番１号
三菱重工鉄構エンジニアリング株式会社 東京本社
プラント事業本部営業部長　安 田 雅 宏

丁　　東京都墨田区太平三丁目３番１２号
西田鉄工株式会社　関東支店
支店長　　河 野 誠 一

資料第26　災害時における排水機場のポンプ等の応急対策業務に関する協定・細目協定

（都港湾局）

①　「災害時における排水機場のポンプ等の応急対策業務に関する協定」

東京都を甲とし、株式会社日立プラントテクノロジーを乙とし、クボタ機工株式会社を丙とし、株式会社荏原製作所を丁として、甲乙丙丁間において次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙丙丁に応急対策業務に関して協力を求め、乙丙丁がこれに応じて協力を行うときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生し、本条第３項に掲げる業務を行う必要が生じたときは、乙丙丁に対し、協力を要請することができるものとする。
２　乙丙丁は、甲の要請を受けたときは、可能なかぎり甲に協力するものとする。
３　甲が乙丙丁に協力を要請する業務は、次のとおりとする。
(1)　砂町排水機場の各ポンプ機器及び主機関の緊急応急措置
(2)　辰巳排水機場の各ポンプ機器及び主機関の緊急応急措置
(3)　浜離宮排水機場の各ポンプ機器及び主機関の緊急応急措置
(4)　芝浦排水機場の各ポンプ機器及び主機関の緊急応急措置
(5)　その他甲が必要とする業務

（費用負担）
第３条　甲の要請により、乙丙丁が第２条第３項に掲げる業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

（請　求）
第４条　乙丙丁は業務の終了後、甲の認定を受けて第２条第３項に掲げる業務の実施に要した費用を甲に請求する。ただし、請求の方法は、別に定める。

（有効期限）
第５条　この協定の有効期限は、平成２２年９月３０日から平成２３年３月３１日までとする。
ただし、甲及び乙丙丁から申し出がない場合は、継続するものとする。

（協　議）
第６条　この協定の解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙丁協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書４通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２２年９月３０日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都
東京都知事　石　原　慎　太　郎

乙　東京都豊島区東池袋四丁目５番２号
株式会社日立プラントテクノロジー
代表社長　東　原　敏　昭

丙　大阪府枚方市中宮大池一丁目１番１号
クボタ機工株式会社
代表取締役社長　宮　本　良　文

丁　　東京都大田区羽田旭町１１番１号
株式会社荏原製作所
代表取締役社長　矢　後　　夏　之　助

②　「災害時における排水機場のポンプ等の応急対策業務に関する細目協定」

東京都東京港建設事務所（以下「甲」という。）と株式会社式会社日立プラントテクノロジー（以下「乙」という。）、クボタ機工株式会社東京支店（以下「丙」という。）、株式会社荏原製作所東京支社（以下「丁」という。）とは、平成２２年９月３０日付をもって締結した「災害時における排水機場のポンプ等の応急対策業務に関する協定」第２条の規定に基づく排水機場のポンプ機器及び主機関（以下「ポンプ等」という。）の災害時の応急対策業務の実施等に関し、次のとおり協定を更新締結する。

（協定の目的）
第１条　この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲が管理するポンプ等において発生した災害の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、これに必要な建設機械・資材・労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保と動員の方法等を定めることにより、災害の拡大防止と業務の円滑な運営を期することを目的とする。
（業務対象施設）
第２条　乙丙丁の応急対策業務対象施設は、別紙記載施設のうち甲の要請する施設とする。
（建設資機材等の報告）
第３条　乙丙丁は、本協定締結後あらかじめ稼働可能な建設資機材等を把握し、甲に報告するものとする。
２　乙丙丁は、前項の建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、速やかに甲に報告するものとする。
（業務の実施体制）
第４条　甲は、ポンプ等に災害が発生した場合において、必要と認めるときは、被害状況に応じて書面又は電話等の方法により、乙丙丁に出動を要請するものとする。
２　乙丙丁は、出動要請を受けたときは、直ちに業務の実施体制等について甲に通知するものとする。
３　乙丙丁は、出動要請を受けたとき、直ちに施設の被害状況を把握して甲に報告するとともに甲が指示する当該施設の応急対策業務を実施するものとする。
（業務の指示）
第５条　業務の指示は、甲が行うものとし、乙丙丁はその指示に従うものとする。
（業務の完了）
第６条　乙丙丁は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。
２　乙丙丁は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を速やかに甲に報告するものとする。
（費用の請求及び支払い）
第７条　乙丙丁は、業務完了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。
（損害の負担）
第８条　業務の実施に伴い、甲乙丙丁それぞれの責に帰すことができない理由により第三者に損害を及ぼしたとき又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙丙丁はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙丙丁協議し、定めるものとする。
（従事者の災害補償）
第９条　甲は、乙丙丁の業務従事者が本業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年条例第38号改正　昭和57年７月条例第 100号）に基づき、これを補償するものとする。

（有効期限）
第10条　この協定の有効期限は、平成２５年２月２８日から平成２６年３月３１日までとする。
　ただし、甲及び乙丙丁から申し出がない場合は、継続するものとする。
（協　議）
第11条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項についてはその都度甲乙丙丁協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書４通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年２月２８日

甲　東京都港区港南三丁目９番５６号
東京都東京港建設事務所
所　長　原　浩

乙　東京都豊島区東池袋四丁目５番２号
株式会社　日立プラントテクノロジー
社会システム営業本部長　井 上 史 朗

丙　東京都中央区日本橋本石町三丁目３番１０号
クボタ機工株式会社　東京支店
支店長　萩　原　通

丁　東京都大田区羽田旭町１１番１号
株式会社　荏原製作所　東京支社
支社長　宮野尾　雄司

資料第27　災害時における応急対策業務に関する協定（都港湾局）

災害時における応急対策業務に関する協定

東京都（以下「甲」という。）と社団法人日本埋立浚渫協会（以下「乙」という。）及び伊豆七島建設業協同組合（以下「丙」という。）とは、災害時の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）
第１条　この協定は、災害時における民間協力の一環として、伊豆諸島及び小笠原諸島において甲が管理する空港、港湾及び漁港における諸施設についての被災時の応急対策業務並びに港湾区域及び漁港区域において発生した船舶の航行安全に支障となる障害物（以下「障害物」という。）の除去等の応急対策業務（以下「業務」という。）に関して、これに必要な乙又は丙が有す建設機械、作業船、資材及び労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保と動員の方法等を定め、もって災害の拡大防止と業務の円滑な運営を期することを目的とする。

（業務対象施設及び区域）
第２条　乙及び丙の業務対象施設及び区域は、伊豆諸島及び小笠原諸島で甲が管理する別表でそれぞれ対象と示す空港、港湾及び漁港において甲の管理する施設（以下「施設等」という。）及びその区域（水域を含む。）とする。

（建設資機材等の報告）
第３条　乙及び丙は、この協定の業務に従事できる乙又は丙に加盟している事業者（以下「従事候補者」という。）を別紙１により甲に報告するものとする。
２　乙又は丙は、甲から要請があった場合には、従事候補者の稼働可能な建設資機材等を把握し、直ちに甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）
第４条　甲は、施設等に災害が発生しその応急対策が必要と認めるとき又は災害時に障害物が発生しその除去を必要と認めるときは、乙及び丙に別紙２により従事候補者の中から業務に従事する事業者（以下「従事事業者」という。）の選定を依頼するものとする。
２　乙及び丙は、前項の依頼に基づき、従事候補者の中から従事事業者を選定し、別紙３により直ちに甲に報告するものとする。
３　甲は、前項により報告を受けた従事事業者と業務の履行に関する契約を締結するものとする。
４　業務の指示は甲が行うものとし、従事事業者はその指示に従い、業務を実施するものとする。

（業務の指示）
第５条　業務の指示は、甲が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（業務の完了）
第６条　会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。
２　会員は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を速やかに甲に報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）
第７条　会員は、業務完了後、業務に要した費用を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の規定により請求を受けたときは、その内容を精査確認し、速やかにその費用を会員に支払うものとする。

（損害の負担）
第８条　業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び会員の責に帰すことができない理由により第三者に損害を及ぼしたとき又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙又は丙及び会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙又は丙及び会員が協議し、定めるものとする。

（従事者の災害補償）
第９条　甲は、乙又は丙及び会員の業務従事者が本業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和３８年条例第３８号）に基づき、これを補償するものとする。

（協議）
第１０条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項についてはその都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（雑則）
第１１条　この協定は平成２５年１０月１６日から適用することとし、平成２４年3月３０日付「災害時における応急対策業務に関する協定」はこの協定適用日をもって廃止する。

この協定を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年１０月１６日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都　　猪　瀬　直　樹

乙　東京都港区赤坂三丁目３番５号
社団法人　日本埋立浚渫協会
会　長　　村　重　芳　雄

丙　東京都港区芝大門二丁目４番４号
伊豆七島建設業協同組合
理事長　　前　田　大　介

別 表

	港湾	漁　　港			空港	対象
	地方港湾	第1種	第2種	第4種	地方管理空港	
大　　島	元町、岡田、波浮	元町、岡田、野増、差木地、泉津			大島	乙及び丙
利　　島	利島					乙及び丙
新　　島	新島	若郷、羽伏			新島	乙及び丙
式 根 島	式根島	野伏、小浜				乙及び丙
神 津 島	神津島			三浦	神津島	乙及び丙
三 宅 島	三池、大久保	湯の浜、伊ヶ谷、大久保	坪田	阿古	三宅島	乙及び丙
御 蔵 島	御蔵島					乙及び丙
八 丈 島	神湊、八重根(洞輪沢)	洞輪沢、中之郷		神湊 八重根	八丈島	乙及び丙
青 ヶ 島	青ヶ島、大千代					乙及び丙
父　　島	二見			二見		乙
母　　島	沖			母島		乙
計	都営 16 港	都営 14 港	都営 1 港	都営 6 港	都営 5 空港	

資料第 28　都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定（都教育庁）

①　「都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定」

東京都教育委員会（以下「甲」という。）と社団法人東京電業協会及び社団法人東京都電設協会（以下「乙」という。）とは、大規模な震災が発生した場合における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、東京都内に大規模な震災が発生した場合に、甲が所管する都立学校（以下「都立学校」という。）の電気設備（電気器具・配線を含む。）の機能確保及び復旧を図るため甲と乙との基本的な事項を定め、震災に対して迅速かつ円滑に対応することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、東京都内に震災が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、必要に応じて乙に対し、都立学校における応急対策業務への協力を要請することができる。

（業務の内容）

第３条　協力要請を行う応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

（１）甲の電気設備に関する被災状況の調査報告

（２）甲の電気設備に関する応急措置・対策工事

（要請手続）

第４条　甲は、乙に対して、被害状況に応じて、業務等実施区域への出動を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の実施）

第５条　乙は、甲からの協力要請を受けた場合には、速やかに応急対策業務を行うための体制を確立し、必要な人員、機材等を出動させるものとする。

２　前条に基づき出動した乙の会員は、あらかじめ甲乙で協議した担当都立学校において、それぞれ施設管理者の指示に従い第３条で定める業務を実施するものとする。

３　乙は、会員が業務を完了したときは、その状況を速やかに文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく文書を提出するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、乙の会員が第３条に定める応急対策業務に要した費用を負担するものとする。

（損害の負担）
第７条　業務の実施に伴い甲及び乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について、甲乙が協議して定める。

（災害補償）
第８条　業務従事者が、本業務において負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の取扱いは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和３８年　東京都条例第３８号）に定めるところに準じるものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して別途定めるものとする。
２　この協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第10条　本協定の有効期間は、平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までとする。
なお、有効期間満了の日までに、甲乙いずれにも異議のない場合には、その翌日から１年間延長するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書３通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２１年３月１６日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都教育委員会

教育長　大原　正行

乙　東京都港区元赤坂一丁目７番８号
社団法人東京電業協会

会　長　馬田　　榮

東京都港区東麻布二丁目２９番８号
社団法人東京都電設協会

会　長　牧野　光洋

② 「都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定　実施細目」

（趣　旨）

第１条　この細目は、都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定（以下「協定」という。）第９条に基づき、その実施に関し、必要な事項を定める。

（要請手続）

第２条　協定第２条の協力要請（以下「要請」という。）は、東京都教育委員会（以下「甲」という。）の所管する東京都学校経営支援センター（以下「支援センター」という。）から社団法人東京電業協会及び社団法人東京都電設協会（以下「乙」という。）が乙と乙の会員（以下「会員」という。）との連絡を統括する者として地区ごとに定めるもの（以下「地区連絡責任者」という。）に対して行う。

（業務の実施）

第３条　甲は協定締結後、速やかに各支援センターごとに所管する都立学校を乙に対して明らかにし、乙はこれに基づき、震災時に各会員の担当する都立学校を決定するとともに、地区連絡責任者を決定して、甲に報告する。

２　地区連絡責任者は、支援センターから要請を受けた時は、要請にかかる都立学校を担当する会員に連絡を行い、その出動を促す。

３　前項の連絡を受けた会員は出動に当たり、要請にかかる都立学校に連絡を行う。

４　協定第５条第２項の施設管理者及び同条第３項の報告先は各支援センターとする。

（費用の精算）

第４条　甲は、協定第３条の業務に要する費用については、会員の請求に基づき、東京都契約事務規則に規定された手続により支払う。

附　則

この実施細目は、平成２１年４月１日から実施する。

資料第 29　都立学校における震災時の防水等の応急対策業務に関する協定（都教育庁）

①　「都立学校における震災時の防水等の応急対策業務に関する協定」

東京都教育委員会（以下「甲」という。）と東京都塗装工業協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模な震災が発生した場合における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　　的）

第１条　この協定は、東京都内に大規模な震災が発生した場合に、甲が所管する都立学校（以下「都立学校」という。）の天井及び外壁等の防水機能確保及び復旧を図るため、甲と乙との基本的な事項を定め、震災に対して迅速かつ円滑に対応することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、東京都内に震災が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、必要に応じて乙に対し、都立学校における応急対策業務への協力を要請することができるものとする。

（業務の内容）

第３条　協力要請を行う応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

（１）甲の天井及び外壁等に関する被災状況の調査報告

（２）甲の天井及び外壁等に関する応急措置・対策工事

（要請手続）

第４条　甲は、乙に対して、被害状況に応じて、業務等実施区域への出動を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の実施）

第５条　乙は、甲からの協力要請を受けた場合には、速やかに応急対策業務を行うための体制を確立し、必要な人員、機材等を出動させるものとする。

２　前条に基づき出動した乙の組合員は、あらかじめ甲乙で協議した担当都立学校において、それぞれ施設管理者の指示に従い第３条で定める業務を実施するものとする。

３　乙は、組合員が業務を完了したときは、その状況を速やかに文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく文書を提出するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、乙の組合員が第３条に定める応急対策業務に要した費用を負担するものとする。

（損害の負担）
第７条　業務の実施に伴い甲及び乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について、甲乙が協議して定める。

（災害補償）
第８条　業務従事者が、本業務において負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の取扱いは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和３８年　東京都条例第３８号）に定めるところに準じるものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して別途定めるものとする。
２　この協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（協定の期間及び更新）
第10条　本協定の有効期間は、平成２２年６月２３日から平成２３年３月３１日までとする。
　ただし、期間満了の日の３０日前までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、この協定を変更若しくは終了させる意志を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して１年間延長されたものとする。以後この例による。

この協定書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２２年６月２３日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都教育委員会教育長

乙　東京都渋谷区鶯谷町１９番２２号
東京都塗装工業協同組合理事長

②「都立学校における震災時の防水等の応急対策業務に関する協定実施細目」

（趣　旨）

第１条　この細目は、都立学校における震災時の防水等の応急対策業務に関する協定（以下「協定」という。）第９条に基づき、その実施に関し、必要な事項を定める。

（要請手続）

第２条　協定第２条の協力要請（以下「要請」という。）は、東京都教育委員会（以下「甲」という。）の所管する東京都学校経営支援センター（以下「支援センター」という。）から東京都塗装工業協同組合（以下「乙」という。）が乙と乙の組合員（以下「組合員」という。）との連絡を統括する者として地区ごとに定めるもの（以下「地区連絡責任者」という。）に対して行う。

（業務の実施）

第３条　甲は協定締結後、速やかに支援センターごとに所管する都立学校を乙に対して明らかにし、乙はこれに基づき、震災時に各組合員の担当する都立学校を決定するとともに、地区連絡責任者を決定して、甲に報告する。

２　地区連絡責任者は、支援センターから要請を受けた時は、要請にかかる都立学校を担当する組合員に連絡を行い、その出動を促す。

３　前項の連絡を受けた組合員は出動に当たり、要請にかかる都立学校に連絡を行う。

４　協定第５条第２項の施設管理者及び同条第３項の報告先は各支援センターとする。

（費用の精算）

第４条　甲は、協定第３条の業務に要する費用については、組合員の請求に基づき、東京都契約事務規則に規定された手続により支払う。

（法令の遵守）

第５条　乙は、業務の実施に当たり、建築業法ほか関係法令を遵守するものとする。

附　則

この実施細目は、平成２２年６月２３日から実施する。

資料第 30　災害時における応急対業務に関する細目協定（都水道局）

災害時における応急対策業務に関する細目協定

東京都（東京都水道局。以下「甲」という。）と一般社団法人東京都中小建設業協会（以下「乙」という。）とは、昭和６２年４月１日付けをもって東京都知事と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第７条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第１条　甲が乙に要請する業務は、配水管等の水道施設の応急復旧及び障害物の除去（以下「業務」という。）とする。

（建設資機材等の報告）

第２条　乙は、あらかじめ会員（乙の会員に登録している業者をいう。以下同じ。）が保有する災害時に使用可能な建設資材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

２　前項の建設資機材等に著しい変化があったとき、又は甲の請求があった場合は、乙は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第３条　甲は乙に対し、日時及び場所を指定して、文書、電話等の方法により建設資機材等の出動を要請するものとする。

（業務の実施）

第４条　乙は、前条に基づく甲の出動要請があったときは、会員をして建設資機材等を業務実施場所へ出動させ、業務を実施させるものとする。

２　会員は、出動要請があったときは、当該場所へ出動し、業務を実施するものとする。
３　会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間、建設資機材等を甲に報告しなければならない。

（業務の指示）
第５条　業務の指示は甲が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（支給材料）
第６条　業務に必要とする水道管及び弁、栓等の材料は、甲が支給するものとする。

（業務の完了）
第７条　会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（実費用の請求及び支払い）
第８条　会員は、前条により甲に報告後、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求書を受理した日から起算して３０日以内に支払うものとする。

（損害の負担）
第９条　業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲と乙とで協議して定める。

（従事者の災害補償）
第１０条　甲は、会員の業務従事者が、業務においてその者の責に帰さない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和３８年条例第３８号）に定めると

ころに準じ、その損害を補償する。

（協議）

第１１条　この協定の各条項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２７年６月１１日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　公営企業管理者
東京都水道局長　吉田　永

乙　東京都新宿区新宿二丁目１０番７号
ＴＯＭビル５Ｆ
一般社団法人東京都中小建設業協会
会　長　豊田　剛

資料第 31　災害時における応急対策用建設機械の供給に関する協定書（都水道局）

東京都水道局（以下「甲」という。）と東京建設重機協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策用建設機械（以下「クレーン車」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙のクレーン車を活用して配水管等の水道施設（以下「水道施設」という。）の応急復旧を図ることを目的とする。

（供給可能台数）

第２条　乙は、甲の出動要請があつた場合は、乙の組合員が保有するクレーン車（１０~２０トンもので運転従事者を含む。）８０台を限度として甲に供給しなければならない。

（出動要請）

第３条　甲は、乙に対し、日時、場所及び台数を指定して、電話等によりクレーン車の出動を要請するものとする。

（出動経費）

第４条　クレーン車の出動に係る経費は、甲が負担するものとし、その額は、乙の移動式クレーン標準作業料金表（最新）を基準とし、出動要請の都度、甲乙協議して定めるものとする。

（作業の終了）

第５条　クレーン車による応急復旧の作業が終了した場合は、乙は甲が発行するクレーン車出動票を取りまとめ、すみやかに甲に提出し、その検査を受けるものとする。

２　乙は、前項による検査を受けた後、出動に係る経費を甲に請求するものとする。

３　甲は、前項の請求があつたときは、請求を受理した日から起算して３０日以内に支払うものとする。

（損害の負担）

第６条　クレーン車による応急復旧の作業における損害の負担については、次の各号の定めによるものとする。

（１）乙は、クレーン車による作業に際し、乙の責に帰する理由により、甲及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（２）甲は、その責に帰する理由により、作業中のクレーン車を損傷し、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

（３）甲は、作業中におけるクレーン車の運転従事者について、その者の責に帰さない理由により、死亡その他の事故が生じたときは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和３８年東京都条例第３８号）」に定めるところに準じその損害を補償する。ただし、当該運転従事者が他の法令による療養その他の給付若しくは補償を受けた時、又は事故の原因となつた第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価額の限度において損害賠償の責を免れる。

第７条　乙は、この協定の条項中、乙の組合員に係る定めについては、その趣旨を当該組合員に徹底させるものとする。

（疑義）

第８条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第９条　この協定は、昭和５４年２月２６日から適用する。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

昭和５４年２月２６日

甲　東京都千代田区丸の内三丁目８番１号
東京都水道局長　千葉　慶事

乙　東京都中央区新富一丁目１９番２号
東京建設重機協同組合
理事長　松田　勝喜

資料第 32　震災等非常災害時における水道工事用材料の供給に関する協定

（都水道局）

震災等非常災害時における水道工事用材料の供給に関する協定

東京都（以下「甲」という。）と日本ダクタイル鉄管協会（以下「乙」という。）とは、震災等非常災害（以下「災害」という。）が発生した場合における水道工事用材料（以下「材料」という。）の供給に関し、次の条項により協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、甲が首都直下地震等の災害時において、迅速かつ円滑に応急・復旧対策を実施するため、災害の規模等に応じた甲及び乙の具体的な取組に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において甲の保有する材料のみでは水道工事の施行が困難であると判断したときは、乙に対し、「要請内容通知票」（別記第 1 号様式）により、材料の供給に関する協力要請（以下「要請」という。）をする。

２　材料の納入場所は、甲が、別に通知する東京都水道局震災備蓄資材置場一覧（以下「資材置場一覧」という。）の中から、要請において指定する。ただし、甲は、被害状況等により必要がある場合は、資材置場一覧に記載された場所以外の場所を指定することができる。

（会員の紹介）

第３条　乙は、前条第１項の要請を受けたときは、乙に属する会員の中から、甲に対して材料の供給が可能な者を「要請受理票」（別記第２号様式）により甲に紹介する。

（実績平均在庫数の調査）

第４条　乙は、甲が毎年１回実施する在庫数調査に協力するものとし、調査内容等は「実績平均在庫数調査表」（別紙）のとおりとする。

２　乙は、前項の調査の結果を、会員ごとの内訳を添付の上、６月末日までに報告しなければならない。

（連絡体制等の通知）

第５条　甲及び乙は、連絡の体制及び方法について、本協定締結後直ちに相互に通知するものとする。

２　甲及び乙は、連絡体制等に変更があった場合は、その都度相手方に通知するものとする。

（会員名簿の提出）

第６条　乙は、乙に属する会員の名簿（以下「会員名簿」という。）を本協定締結後直ちに甲に提出するものとする。

２　乙は、会員名簿の内容に変更があったときは、その都度甲に通知するものとする。

（協定の効力発生日）

第７条　この協定は、平成２２年５月１日から効力を有する。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定の効力発生日から平成２３年３月３１日までとする。た

だし、 有効期間満了１箇月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の有効期間を１年間延長するものとし、以後この例による。

（平成１４年の協定の廃止）

第９条　平成１４年１月２８日に締結した協定については、平成２２年４月３０日をもって廃止する。

（補　則）

第１０条　第２条第１項に規定する要請及び第３条の規定による紹介（以下「要請等」という。）を行おうとするときは、口頭、ファクシミリ又は電子メールにより事前に連絡するものとする。

２　要請等のほか、この覚書に規定する通知は、書面により行わなければならない。

３　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２２年４月３０日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　公営企業管理者
東京都水道局長　尾　﨑　勝

東京都千代田区九段南四丁目８番９号
乙　日本ダクタイル鉄管協会
理事長　本 山 智 啓

（同趣旨の協定　平成 22 年 4 月 30 日）
甲　同上
東京都千代田区九段南四丁目８番９号
乙　日本ダクタイル異形管工業会
会長　遠 山 秀 一

（同趣旨の協定　平成 22 年 4 月 30 日）
甲　同上
東京都千代田区九段南四丁目８番９号
乙　日本水道鋼管協会
会長　岸 本 純 幸

（同趣旨の協定　平成 22 年 4 月 30 日）
甲　同上
東京都千代田区九段南四丁目８番９号
乙　水道バルブ工業会
理事長　木 村 彰 男

資料第 33　震災等非常災害時における水道工事用材料の供給に関する覚書（都水道局）

東京都（以下「甲」という。）と株式会社クボタ（以下「乙」という。）とは、平成２２年４月３０日に甲と日本ダクタイル鉄管協会（以下「協会」という。）とが締結した震災等非常災害時における水道工事用材料の供給に関する協定（以下「協定」という。）第３条の規定により協会が甲に乙を紹介した場合における乙の甲に対する水道工事用材料（以下「材料」という。）の供給に関し、次の条項により覚書を締結する。

（目　的）

第１条　本覚書は、首都直下地震等の震災等非常災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が迅速かつ円滑に応急・復旧対策を実施するため、災害の規模等に応じた甲及び乙の具体的な供給の体制、規模、方法等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（供給要請）

第２条　甲は、乙に対し、「要請受理票」（協定別記第２号様式）により、材料の供給要請（以下「要請」という。）をする。

２　材料の納入場所は、甲が、別に通知する東京都水道局震災備蓄資材置場一覧（以下「資材置場一覧」という。）の中から、要請において指定する。ただし、甲は、被害状況等により必要がある場合は、資材置場一覧に記載された場所以外の場所を指定することができる。

（応諾書の提出）

第３条　乙は、甲からの要請内容による供給に合意するときは、直ちに甲に対して「災害緊急調達応諾書」（別記第１号様式。以下「応諾書」という。）を提出する。

（材料の供給及び支払）

第４条　乙は、前条の規定により応諾書を提出したときは、直ちに要請内容に従い材料を供給する。

２　甲は、前項の規定により材料の供給を受けた場合は、当該材料の費用（運搬費を含む。）を支払う。

３　前項の費用は、乙が材料の供給を終了した後、乙の提出する納品書に基づき、災害直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上決定する。

（変更又は取消しの申立て）

第５条　乙は、第３条の規定により応諾書を提出した後、やむを得ない事情により要請のとおり供給を行うことが困難になった場合は、「（変更・取消）申立書」（別記第２号様式）により直ちにその旨を甲に申し立てること。

（供給体制の通知）

第６条　乙は、要請の実施に必要な災害時の供給体制について、この覚書締結後速やかに甲に通知するものとする。

２　乙は、前項の供給体制に変更があった場合は、その都度直ちに甲へ通知するものとする。

（連絡体制等の通知）
第７条　甲及び乙は、連絡の体制及び方法について、この覚書締結後直ちに相互に通知するものとする。
２　甲及び乙は、連絡体制等に変更があった場合は、その都度相手方へ通知するものとする。

（災害補償）
第８条　この覚書に基づく義務の履行に関して乙に生じた損害は、乙が負担する。ただし、その損害（火災保険その他の保険等により補てんされた部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（効力発生日）
第９条　この覚書は、平成２２年５月１日から効力を有する。

（有効期間）
第１０条　この覚書の有効期間は、覚書の効力発生日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了１箇月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の有効期間を１年間延長するものとし、以後この例による。

（補　則）
第１１条　第２条第１項に規定する要請、第３条の規定による応諾書の提出及び第５条の規定による申立て（以下「要請等」という。）を行おうとするときは、口頭、ファクシミリ又は電子メールにより事前に連絡するものとする。
２　要請等のほか、この覚書に規定する通知は、書面により行わなければならない。
３　この覚書の解釈について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２２年４月３０日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　公営企業管理者
東京都水道局長　尾　﨑　勝

乙　東京都中央区日本橋室町三丁目１番３号
株式会社クボタ　東京本社
東京本社事務所長　岩　部　秀　樹

（同趣旨の覚書　平成２２年４月３０日）

甲　　同上

乙　　東京都港区新橋２丁目１６番－１－７０１号
ニュー新橋ビル　７０６号室
コスモ工機株式会社
代表取締役社長　　加　藤　正　明

（同趣旨の覚書　平成２２年４月３０日）

甲　　同上

乙　　東京都中央区日本橋１丁目２番５号
大成機工株式会社　東京支店
常務執行役員支店長　　木　村　光　男

（同趣旨の覚書　平成２２年４月３０日）

甲　　同上

乙　　東京都港区新橋四丁目１番９号
株式会社栗本鐵工所　東京支社
執行役員東京支社長　　鷲　尾　正　明

（同趣旨の覚書　平成２２年４月３０日）

甲　　同上

乙　　東京都中央区築地２丁目１２番１０号
日本鋳鉄管株式会社
代表取締役社長　　秋　田　眞　次

資料第 34　災害時における給水装置の応急装置の協力に関する協定（都水道局）

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京空調衛生工業会（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画及び東京都水道局震災応急対策計画に定める災害時における民間協力の一環として、給水装置の応急措置業務に対する協力に関して次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）
第１条　甲は、災害時において、甲のみでは給水装置の応急措置を行うことが困難であるときは、乙に対して給水装置の応急措置に係る協力を要請することができるものとする。この場合において、甲から協力の要請があったときは、乙は、甲に協力し、及び乙の組合員をして甲に協力させるものとする。
（業務の内容）
第２条　甲が乙に協力を要請する業務は、給水装置の応急措置とする。
（給水装置の応急措置の実施）
第３条　乙は、甲の協力要請により給水装置の応急措置を実施するときは、乙の組合員をして甲の指示により給水装置の応急措置を行わせるものとする。
（費用負担）
第４条　この協定に基づく甲の指示による給水装置の応急措置の費用は、甲が負担するものとする。
（緊急連絡網の策定）
第５条　乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するため、緊急連絡網を整備し、甲に提出するものとする。
（防災訓練への参加）
第６条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。
（実施細目）
第７条　この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議して実施細目を定めるものとする。
（その他）
第８条　この協定に定めがない事項又は内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。
（適用期間）
第９条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了１か月前までに甲乙いずれかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を１年間延長するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年７月２６日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　公営企業管理者
東京都水道局長　増子　敦

東京都中央区新富二丁目２番７号
乙　一般社団法人　東京空調衛生工業会
代表者
会長　　是常　博

資料第 35　災害時における水道施設等の応急装置の協力に関する協定（都水道局）

東京都（以下「甲」という。）と東京都管工事工業協同組合（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画及び東京都水道局震災応急対策計画に定める災害時における民間協力の一環として、配水管及び給水装置（以下「水道施設等」という。）の応急措置業務に対する協力に関して次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）
第１条　甲は、災害時において、甲のみでは水道施設等の応急措置を行うことが困難であるときは、乙に対して水道施設等の応急措置に係る協力を要請することができるものとする。この場合において、甲から協力の要請があったときは、乙は、甲に協力し、及び乙の組合員をして甲に協力させるものとする。

（業務の内容）
第２条　甲が乙に協力を要請する業務は、水道施設等の応急措置とする。

（水道施設等の応急措置の実施）
第３条　乙は、甲の協力要請により水道施設等の応急措置を実施するときは、乙の組合員をして甲の指示により水道施設等の応急措置を行わせるものとする。

（費用負担）
第４条　この協定に基づく甲の指示による水道施設等の応急措置の費用は、甲が負担するものとする。

（緊急連絡網の策定）
第５条　乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するため、緊急連絡網を整備し、甲に提出するものとする。

（防災訓練への参加）
第６条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（実施細目）
第７条　この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議して実施細目を定めるものとする。

（その他）
第８条　この協定に定めがない事項又は内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用期間）
第９条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了１か月前までに甲乙いずれかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を１年間延長するものとし、以後この例による。

（旧協定の効力）
第１０条　この協定の締結に伴い、平成２４年４月２０日付けで締結した災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定は、この締結の前日をもって終了するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２５年１２月１６日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　公営企業管理者
東京都水道局長　吉田　　永

東京都港区赤坂六丁目１５番１４号
乙　東京都管工事工業協同組合
理事長　　岩野　隆一

資料第 36　災害時における水道施設等の応急装置の協力に関する協定（都水道局）

東京都（以下「甲」という。）と協同組合東京都水道請負工事連絡会(以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画及び東京都水道局震災応急対策計画に定める災害時における民間協力の一環として、給水装置及び配水管（以下「水道施設等」という。）の応急措置業務に対する協力に関して次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）
第１条　甲は、災害時において、甲のみでは水道施設等の応急措置を行うことが困難であるときは、乙に対して水道施設等の応急措置に係る協力を要請することができるものとする。この場合において、甲から協力の要請があったときは、乙は、甲に協力し、及び乙の組合員をして甲に協力させるものとする。

（業務の内容）
第２条　甲が乙に協力を要請する業務は、水道施設等の応急措置とする。

（水道施設等の応急措置の実施）
第３条　乙は、甲の協力要請により水道施設等の応急措置を実施するときは、乙の組合員をして甲の指示により水道施設等の応急措置を行わせるものとする。

（費用負担）
第４条　この協定に基づく甲の指示による水道施設等の応急措置の費用は、甲が負担するものとする。

（緊急連絡網の策定）
第５条　乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するため、緊急連絡網を整備し、甲に提出するものとする。

（防災訓練への参加）
第６条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（実施細目）
第７条　この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議して実施細目を定めるものとする。

（その他）
第８条　この協定に定めがない事項又は内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用期間）
第９条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了１か月前までに甲乙いずれかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を１年間延長するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２５年１２月１６日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　公営企業管理者
東京都水道局長　吉田　永

東京都千代田区東神田一丁目１５番２号
乙　協同組合東京都水道請負工事連絡会
代表理事　貝澤　二郎

資料第 37　災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定（都水道局）

東京都（以下「甲」という。）と東京都水道専業者協会（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画及び東京都水道局震災応急対策計画に定める災害時における民間協力の一環として、配水管及び給水装置（以下「水道施設等」という。）の応急措置業務の円滑な実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）
第1条　甲は、災害時において、甲のみでは水道施設等の応急措置を行うことが困難であるとき、乙に対して水道施設等の応急措置に係る協力を要請することができるものとする。この場合において、甲から協力の要請があったときは、乙は、甲に協力し、及び乙の会員をして甲に協力させるものとする。
（業務の内容）
第2条　甲が乙に協力を要請する業務は、水道施設等の応急措置とする。
（体制の整備）
第3条　乙は、災害に備えて、24時間対応可能な連絡・非常配備等の体制を整備し、その一覧を緊急連絡網として甲に提出するものとする。
（業務等の実施）
第4条　乙は、第1条の規定による甲の要請を受けたときは、乙の会員を甲の指定する場所に出動させ、甲の指示により、甲の指定する水道施設等の応急措置業務を乙の会員に実施させるものとする。
2　乙は、前項の業務を円滑に進めるため、甲の要請により、甲の実施する防災訓練に乙の会員を参加させるものとする。
（費用の負担）
第5条　乙が乙の会員をして実施させた前条第1項の業務に要する費用は、甲が負担する。
（実施細目）
第6条　この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議して実施細目を定めるものとする。
（協議）
第7条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。
（適用期間）
第8条　この協定の有効期間は締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1か月前までに甲乙いずれかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例による。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年7月30日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲　東京都
代表者　公営企業管理者
東京都水道局長　増子　敦

東京都葛飾区新宿二丁目18番19号
乙　東京都水道専業者協会
代表者
会　長　　網代　徳夫

資料第 38　災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定
（都水道局）

東京都（以下「都」という。）と三多摩管工事協同組合（以下「組合」という。）とは、東京都地域防災計画及び東京都水道局震災応急対策計画に定める災害時における民間協力の一環として、給水装置及び配水管（以下「水道施設等」という。）の応急措置業務に対する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）
第１条　都は、災害時において、都のみでは水道施設等の応急措置を行うことが困難であるときは、組合に対して水道施設等の応急措置に係る協力を要請することができるものとする。この場合において、都から協力の要請があったときは、組合は、都に協力し、及び組合の組合員をして都に協力させるものとする。
（業務の内容）
第２条　都が組合に協力を要請する業務は、水道施設等の応急措置とする。
（水道施設等の応急措置の実施）
第３条　組合は、都の協力要請により水道施設等の応急措置を実施するときは、組合の組合員をして都の指示により水道施設等の応急措置を行わせるものとする。
（費用負担）
第４条　この協定に基づく都の指示による水道施設等の応急措置の費用は、都が負担するものとする。
（緊急連絡網の策定）
第５条　組合は、都の協力要請に対し、迅速に対応するため、緊急連絡網を整備し、都に提出するものとする。
（防災訓練への参加）
第６条　組合は、都が行う防災訓練に対し、都の要請に基づき必要な協力を行うものとする。
（実施細目）
第７条　この協定の実施に関し、必要な事項は、都及び組合が協議して実施細目を定めるものとする。
（その他）
第８条　この協定に定めがない事項又は内容に疑義が生じた場合は、都及び組合が協議の上定めるものとする。
（適用期間）
第９条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了１か月前までに都又は組合いずれかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を１年間延長するものとし、以後この例による。
２　平成１６年４月１日付けで都と組合とが締結した「震災時における給水装置の応急措置の協力に関する協定」は、この協定の締結をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、都及び組合が記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年５月２４日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　公営企業管理者
東京都水道局長　　増　子　　敦

東京都立川市柴崎町五丁目１１番２３号
三多摩管工事協同組合
理事長　　松　田　英　行

資料第 39　災害等発生時の応急対策業務等に関する協定（都水道局）

東京都を甲とし、東京水道サービス株式会社を乙として、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、次の災害又は事態（以下「災害等」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしているときに、甲が行う水道の給水能力の維持又は回復に係る応急対策の補完業務として、乙が行う応急対策業務等に関し必要な事項を定める。

（１）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に定める災害

（２）新型インフルエンザ等の大規模流行

（３）前各号に定めるもののほか、安定給水に重大かつ広域的な支障が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態であって、本協定に基づき甲が乙に応急対策の応援を要請する必要がある事態

（計画の作成）

第２条　乙は、甲が定めた災害等発生時の応急対策計画に基づき、必要な応急対策計画又は行動マニュアル等を作成する。

２　甲乙は、それぞれが作成した計画等を相互に交換する。

また、記載内容に重要な変更が生じる場合は、速やかに甲乙間で協議する。

（態勢の整備）

第３条　乙は、災害等の発生時に備えて、２４時間の連絡及び非常配備態勢を整備し、これを表とし、甲の連絡及び非常配備態勢配置表と相互に交換する。

２　乙は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第９条に定める警戒宣言の発表があった場合、又は、島しょ部を除く東京都内のいずれかで震度５強以上の地震が観測された場合、非常配備態勢をとり、第４条に定める業務に従事できるよう備える。

３　乙は、前項に定める場合に加えて、災害等が発生し又はまさに発生するおそれがある場合、甲の要請により非常配備態勢をとる。

４　前項の要請は、文書により行うものとする。

（災害等発生時の応急対策業務）

第４条　災害等の発生により甲の施設又は設備等に破損又は損傷が発生し、又は発生しているおそれがある場合において、甲は、迅速な復旧のため、乙に対し、文書により日時、場所及び業務内容を指定し、出動を要請できる。この場合において、乙は甲の要請に基づき、応急対策業務を実施する。

２　前項に係る応急対策業務については、あらかじめ甲乙協議の上定める。

（災害等発生時の委託業務）

第５条　災害等が発生し、又はまさに発生しようとしているときに、甲が乙に委託している業務のう

ち、安定給水を確保するために必要な業務については、乙は当該業務に係る契約に基づいて業務を継続するものとする。

２　前項以外の委託業務については、４条に定める業務の要員を確保するために、甲乙協議のうえ、被災の規模等に応じ委託業務を中断する。

３　委託業務量の減少が発生した場合は、必要に応じて委託契約の変更を行う。

（連絡窓口）

第６条　第３条、４条及び５条に関する連絡窓口については甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（費　用）

第７条　この協定に基づき乙が要した費用については甲の負担とし、費用や支払方法等の詳細は甲と乙の協議により定める。

２　乙は、前項の協議により費用の詳細が確定した後、速やかに請求を行う。

（訓　練）

第８条　乙は、第４条及び第５条第１項の業務が円滑に行われるよう、甲の実施する訓練に参加するものとする。

（協　議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈若しくは実施に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

（適　用）

第１０条　この協定は、平成２９年８月１日から適用する。

２　災害等発生時の応急対策業務等に関する協定（平成２１年３月３１日締結）は廃止する。

この協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその１通を保有するものとする。

平成２９年７月３１日

甲　東京都
代表者　東京都公営企業管理者
水道局長　醍　醐　　勇　司

乙　東京水道サービス株式会社
代表取締役社長　　増　子　　敦

資料第 40　地震災害等の発生時における業務の協力に関する協定（都水道局）

東京都（東京都水道局。以下「甲」という。）と株式会社ＰＵＣ（以下「乙」という。）とは、地震災害等が発生した場合において、甲が行う業務に係る乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震災害等の発生前後における甲と乙との協力に関して必要な事項を定めることにより、必要な協力態勢の確保を図り、もって地震災害等が発生した場合（以下「発災時」という。）において、甲と乙とが協力して東京都水道局震災応急対策計画に基づく業務（以下「震災応急対策業務」という。）その他の発災時に必要な業務を迅速円滑に行うことを目的とする。

（用語）

第２条　この協定において「地震災害等」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（発災時の業務協力）

第３条　乙は、発災時には、甲に協力して震災応急対策業務を行うものとする。

２　前項の規定により乙が行う震災応急対策業務の詳細は、甲と乙とが協議して別に定めるものとする。

３　発災時における第１項に規定する業務以外の業務に関する協力については、その都度甲と乙とが協議を行うものとする。

（態勢の整備）

第４条　乙は、地震災害等の発生に備えて、２４時間対応可能な連絡・非常配備等の態勢を整備し、甲から求めがあったときは、当該態勢について書面により甲に提出しなければならない。

２　甲及び乙は、発災時におけるそれぞれの連絡窓口について、別に定めるところにより、互いに通知するものとする。

（態勢確保の要請）

第５条　甲は、発災時に給水対策本部を設置した場合において、乙に協力を求める必要があると認められるときは、乙に対し、原則、書面により非常配備態勢を取るよう要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から非常配備態勢を取るよう要請を受けたときは、非常配備態勢を整え、震災応急対策業務に備えるものとする。

３　前二項の規定にかかわらず、乙は、夜間、休日等に東京都内（島しょ部を除く。）で震度５強以上の地震が発生した場合には、非常配備態勢を整え、震災応急対策業務に備えるものとする。

４　甲及び乙は、夜間、休日等の発災時に非常配備態勢を整える場合は、交通機関の運行状況等を鑑み、自宅と所属の距離が離れている甲及び乙の職員を、甲の事業所及び乙が甲から業務を受託する事業所のうち、自宅から最寄りの別途定める参集対象事業所に参集させることができるものとする。ただし、甲の事業所と乙が甲から業務を受託する事業所との所在地が同一である場合には、甲の職員は甲の事業所に、乙の職員は乙が甲から業務を受託する事業所に参集させるものとする。

（業務実施要請）

第６条　乙は、前条第２項又は第３項の規定により非常配備態勢を取った場合において、第３条の規定により震災応急対策業務を行うよう甲から要請があったときは、原則、書面による甲の指示に従って震災応急対策業務を行うものとする。

２　前条第４項の規定により、自宅から最寄りの甲の事業所又は乙が甲から業務を受託する事業所に参集した職員は、各参集事業所の指示に基づき活動する。

（職員移動用バスの利用）

第７条　自宅から最寄りの事業所に参集した甲及び乙の職員は、それぞれの所属へ移動するために甲が用意する職員移動用バスを利用することができるものとする。

（非常配備態勢の解除等）

第８条　甲は、非常配備態勢を解除しようとする場合には、乙に対し、通知するものとする。

２　前項の通知があった場合には、乙は、乙の非常配備態勢を解除するものとする。

（業務の終了）

第９条　甲は、第３条の規定により乙が業務を行っている場合において、当該業務を行う必要がなくなったときは、乙に対し、その旨通知しなければならない。

２　乙は、前項の規定による業務の終了の通知があった場合には、速やかに当該業務を終了するものとする。

３　前二項の規定による業務の終了にかかわらず、非常配備態勢の解除については、前条第１項の規定により、甲から乙に対し、別途通知するものとする。

（費用の支払）

第１０条　乙が甲から要請を受けて第３条の規定により行った業務の実施に要した費用は、甲が負担する。

２　前項の規定による支払金額、支払時期、支払方法等については、別途甲と乙とが協議するものとする。

（応急給水訓練等）

第１１条　乙は、甲乙間の業務委託契約により参加すべき訓練その他の甲が実施する応急給水訓練等に参加するものとする。

２　甲は、前項の規定により乙の参加が必要な応急給水訓練等を実施しようとするときは、乙に事前に連絡をするものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも書面によりこの協定の解除に関する申出がないときは、この協定の有効期間を１年間延長するものとし、以後同様とする。

（第三者に対する損害）

第１３条　乙が第３条の規定により行う業務の遂行中に第三者に損害を及ぼした場合には、その損

害の賠償に関し、その都度甲と乙とが協議するものとする。

（補則）
第１４条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して別に定めるものとする。

（協議）
第１５条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙とが協議して決定するものとする。

（旧協定の廃止）
第１６条　平成１８年５月１日付けで甲と乙とが締結した「地震災害時における応急給水業務に関する協定」は、この協定の締結をもって廃止するものとする。

この協定締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

平成３１年３月２９日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　公営企業管理者
東京都水道局長　中嶋　正宏

東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
乙　株式会社　ＰＵＣ
代表取締役社長　小山　隆

資料第 41　発災時における復旧用資材等の情報提供に関する覚書（都水道局）

東京都（東京都水道局。以下「甲」という。）と東京管工機材商業協同組合（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画及び東京都水道局震災応急対策計画に定める災害発生時（以下「発災時」という。）における、官民協力の一環としての情報提供に関して、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第１条　本覚書は、水道施設の復旧を行う甲と水道工事請負単価契約を締結する業者（以下「業者」という。）が、発災時に業者が復旧に必要となる資材を調達する際に活用可能な情報について、乙の組合員（以下「組合員」という。）に関する情報を乙が甲に提供し、この情報を甲が業者に提供することで、情報提供を受けた業者が資材の調達に当たり組合員の協力を受けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（乙が甲に提供する情報）

第２条　乙が甲に提供する組合員の情報は、次の各号のとおりとする。

(1) 会社名
(2) 代表者名
(3) 住所
(4) 連絡先
(5) 発災時に供給可能な資材の名称
(6) 発災時に供給可能な資材の数量
(7) その他必要な情報

（連絡先）

第３条　甲及び乙は、本覚書締結後直ちに相互に連絡先を通知するものとする。

（平常時における情報提供）

第４条　乙は、甲に対して、第２条に規定する組合員の情報を年度当初に提供するものとする。

２　前項に規定する情報提供は、別紙１「組合員情報一覧」及び別紙２－１、別紙２－２、別紙２－３「資材情報一覧」により行うものとする。

３　第１項に規定する情報提供は、文書により行うものとする。

（発災時における情報提供）

第５条　地震災害等の発生により、甲が東京都水道局震災応急対策計画に定める給水対策本部を設置した場合、甲は、乙に対して、情報提供の依頼を随時行うものとする。

２　前項による依頼を受けた場合、乙は、甲に対して、第２条に規定する組合員の情報を収集し、別紙１「組合員情報一覧」及び別紙２－１、別紙２－２、別紙２－３「資材情報一覧」により情報提供を行うものとする。

３　第１項に規定する依頼及び第２項に規定する情報提供は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他文書により難い場合には、この限りではない。

４　東京都内（島しょ部を除く。）で震度６弱以上の地震が発生した場合、乙は、第１項による依頼を待たずに、第２条に規定する組合員の情報を自主的に収集するものとする。

（甲から業者への情報提供）

第６条　甲は、前条の規定により、乙から提供を受けた情報を業者に提供するものとする。

（発災時における組合員の協力）

第７条　発災時、前条の規定により甲から提供された情報を基に、組合員が業者から直接に連絡を受けた場合、当該組合員は、資材の供給に関して、可能な限り業者に協力をするものとする。

２　前項に規定する業者から組合への連絡内容及び組合員の協力内容について、甲は一切関与しないものとする。

（防災訓練への参加）

第８条　乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対して必要な協力を行うものとする。

２　第１項に規定する必要な協力を行ったことにより乙に生じた費用は、乙が負担するものとする。

（その他）

第９条　本覚書に定めのない事項は、その都度甲と乙との協議により定める。

（有効期間）

第 10 条　本覚書の有効期間は締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了１か月前までに甲乙いずれかの意思表示がないときは、本覚書の有効期間を１年間延長するものとし、以後この例による。

本覚書締結の証として、甲と乙は本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２６年１１月２８日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

甲　東京都

代表者　東京都公営企業管理者

水道局長　　吉　田　　永

東京都千代田区岩本町一丁目７番６号

乙　東京管工機材商業協同組合

理事長　　橋　本　　政　　昭

資料第 42　応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定（都水道局）

東京都（以下「甲」という。）と協同組合東京都水道請負工事連絡会（以下「乙」という。）とは、甲が行う水道事業の給水区域外における配水管及び給水装置（以下「水道施設等」という。）の応急措置業務に対する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条　甲は、甲が行う水道事業の給水区域外で災害が発生し、（公社）日本水道協会等を通じて被災水道事業体からの応援要請が甲へあった場合において、乙の協力が必要であると判断したときは、乙に対して水道施設等の応急措置の協力の要請（以下「協力要請」という。）をすることができる。この場合において、乙は、甲に協力するとともに、乙の組合員をして甲に協力させるものとする。

（業務等の実施）

第２条　乙が甲の協力要請により、甲が行う水道事業の給水区域外で水道施設等の応急措置を実施するときは、乙は甲の指示に基づき、乙の組合員に指示するものとする。

（体制の連絡）

第３条　甲は、災害派遣に備える事業所の当番表その他協力要請への対応に必要な情報を乙に提供するものとする。

２　乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するため、緊急連絡網を作成し、甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第４条　この協定に基づく甲の指示による水道施設等の応急措置の費用は、甲が負担する。

（実施細目）

第５条　この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議して実施細目を定めるものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（適用期間）

第７条　この協定の有効期間は締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、甲乙いずれかの終了の意思表示がないときは、この協定の有効期間を１年間延長するものとし、以後、この例による。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２９年３月１０日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

甲　東京都

代表者　公営企業管理者

東京都水道局長　　醍醐　勇司

乙　協同組合東京都水道請負工事連絡会

理事長　貝澤　二郎

資料第 42　応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定（都水道局）

東京都（以下「甲」という。）と東京都水道専業者協会（以下「乙」という。）とは、甲が行う水道事業の給水区域外における配水管及び給水装置（以下「水道施設等」という。）の応急措置業務に対する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条　甲は、甲が行う水道事業の給水区域外で災害が発生し、（公社）日本水道協会等を通じて被災水道事業体からの応援要請が甲へあった場合において、乙の協力が必要であると判断したときは、乙に対して水道施設等の応急措置の協力の要請（以下「協力要請」という。）をすることができる。この場合において、乙は、甲に協力するとともに、乙の会員をして甲に協力させるものとする。

（業務等の実施）

第２条　乙が甲の協力要請により、甲が行う水道事業の給水区域外で水道施設等の応急措置を実施するときは、乙は甲の指示に基づき、乙の会員に指示するものとする。

（体制の連絡）

第３条　甲は、災害派遣に備える事業所の当番表その他協力要請への対応に必要な情報を乙に提供するものとする。

２　乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するため、緊急連絡網を作成し、甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第４条　この協定に基づく甲の指示による水道施設等の応急措置の費用は、甲が負担する。

（実施細目）

第５条　この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議して実施細目を定めるものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（適用期間）

第７条　この協定の有効期間は締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、甲乙いずれかの終了の意思表示がないときは、この協定の有効期間を１年間延長するものとし、以後、この例による。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２９年３月１０日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　公営企業管理者
東京都水道局長　　醍醐　勇司

乙　東京都水道専業者協会
代表者
会　長　小林　光一

資料第 42　応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定（都水道局）

東京都（以下「甲」という。）と東京都管工事工業協同組合（以下「乙」という。）とは、甲が行う水道事業の給水区域外における配水管及び給水装置（以下「水道施設等」という。）の応急措置業務に対する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条　甲は、甲が行う水道事業の給水区域外で災害が発生し、（公社）日本水道協会等を通じて被災水道事業体からの応援要請が甲へあった場合において、乙の協力が必要であると判断したときは、乙に対して水道施設等の応急措置の協力の要請（以下「協力要請」という。）をすることができる。この場合において、乙は、甲に協力するとともに、乙の組合員をして甲に協力させるものとする。

（業務等の実施）

第２条　乙が甲の協力要請により、甲が行う水道事業の給水区域外で水道施設等の応急措置を実施するときは、乙は甲の指示に基づき、乙の組合員に指示するものとする。

（体制の連絡）

第３条　甲は、災害派遣に備える事業所の当番表その他協力要請への対応に必要な情報を乙に提供するものとする。

２　乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するため、緊急連絡網を作成し、甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第４条　この協定に基づく甲の指示による水道施設等の応急措置の費用は、甲が負担する。

（実施細目）

第５条　この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議して実施細目を定めるものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（適用期間）

第７条　この協定の有効期間は締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、甲乙いずれかの終了の意思表示がないときは、この協定の有効期間を１年間延長するものとし、以後、この例による。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２９年３月１０日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

甲　東京都

代表者　公営企業管理者

東京都水道局長　　醍醐　勇司

乙　東京都管工事工業協同組合

理事長　佐藤　章

資料第 42　応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定（都水道局）

東京都（以下「甲」という。）と三多摩管工事協同組合（以下「乙」という。）とは、甲が行う水道事業の給水区域外における配水管及び給水装置（以下「水道施設等」という。）の応急措置業務に対する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条　甲は、甲が行う水道事業の給水区域外で災害が発生し、（公社）日本水道協会等を通じた被災水道事業体からの応援要請が甲へあった場合において、乙の協力が必要であると判断したときは、乙に対して水道施設等の応急措置の協力の要請（以下「協力要請」という。）をすることができる。この場合において、乙は、甲に協力するとともに、乙の組合員をして甲に協力させるものとする。

（業務等の実施）

第２条　乙が甲の協力要請により、甲が行う水道事業の給水区域外で水道施設等の応急措置を実施するときは、乙は甲の指示に基づき、乙の組合員に指示するものとする。。

（体制の連絡）

第３条　甲は、災害派遣に備える事業所の当番表その他協力要請への対応に必要な情報を乙に提供するものとする。

２　乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するため、緊急連絡網を作成し、甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第４条　この協定に基づく甲の指示による水道施設等の応急措置の費用は、甲が負担する。

（実施細目）

第５条　この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議して実施細目を定めるものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（適用期間）

第７条　この協定の有効期間は締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、甲乙いずれかの終了の意思表示がないときは、この協定の有効期間を１年間延長するものとし、以後、この例による。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２９年３月１０日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　公営企業管理者
東京都水道局長　　醍醐　勇司

東京都立川市柴崎町五丁目１１番２３号
乙　三多摩管工事協同組合
理事長　　松田　英行

資料第 43　災害時における下水道管路施設の応急復旧業務に関する協定・覚書
（都下水道局）

①　「災害時における下水道管路施設の応急復旧業務に関する協定」

東京都下水道局長（以下「甲」という。）と下水道メンテナンス協同組合代表理事（以下「乙」という。）とは、災害時における下水道管路施設の応急復旧業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対し、甲の下水道管路施設のうち、下水道管等、人孔、ます（道路雨水ますを除く。）及び取付管（道路雨水ます取付管を除く。）（以下「管路等」という。）に対する災害時の応急復旧業務に関して協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急復旧業務を管路等に実施することができない場合において、状況により、乙に対して応急復旧業務に対する協力を要請できる。

２　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力する。

（業務の内容）

第３条　甲が乙に実施を要請する応急復旧業務は、管路等の被害箇所の緊急点検、応急措置及び復旧業務（以下「業務等」という。）とする。

（業務等実施区域）

第４条　乙が業務等を実施する区域は、管路等が布設されている区域とする。

（出動体制）

第５条　乙は、あらかじめ、乙に属する会員のうち業務等に従事するもの（以下「会員」という。）が出動要請を受けた場合に可能な出動体制を整備して、甲に報告するものとする。

２　乙は、前項の出動体制に著しい変化があったとき又は甲の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲に報告するものとする。

（出動要請）

第６条　甲は、乙に対して、被害状況に応じて、業務等実施区域への出動を書面又は電話等の方法により要請するものとする。

（業務等の指示）

第７条　業務等の指示は、当該業務等実施区域を所管する管理事務所長又は流域下水道本部技術部長（以下「指示者」という。）が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（業務等の実施）

第８条　乙は、第６条に基づく出動要請があったときは、会員をして業務等実施区域に出動させ、業務等を実施させるものとする。

２　会員は、出動要請があったときは、業務等実施区域へ出動し、指示者の指示に従い業務等を実施するものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合には、この限りでない。

３　会員は、出動後直ちに現場責任者、連絡場所及び出動時刻を指示者に通知するものとする。

４　会員は、出動後、管路等の被害状況を把握し、指示者に報告するものとする。

（業務等の完了）

第９条　会員は、業務等が完了したときは、直ちに指示者にその旨を報告するものとする。

２　会員は、業務等完了後遅滞なく、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した資機材等の内訳を指示者及び乙に報告するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第 10 条　乙が業務等に要した費用は、甲が負担する。

２　乙は、会員からの業務等の完了報告確認後、当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

３　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（損害の処理）

第 11 条　業務等の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については甲乙協議して定めるものとする。

（会員の災害補償）

第 12 条　甲は、会員が業務等において負傷し、若しくは疾病に掛かり、又は死亡したときの災害補償については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（協　議）

第 13 条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成１４年３月３１日までとする。ただし、甲又は乙から申し出がない場合には、更に１年間延長するものとし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成１３年１０月　１日

甲　　東京都公営企業管理者
　　下水道局長　　鈴木　宏

乙　　下水道メンテナンス協同組合
　　代表理事　　神戸　義雄

②「災害時における下水道管路施設の応急復旧業務に関する協定第６条の出動要請に関する覚書」

東京都下水道局長（以下「甲」という。）と下水道メンテナンス協同組合代表理事（以下「乙」という。）とは、平成１３年１０月１日付けをもって甲と乙との間に締結した「災害時における下水道管路施設の応急復旧業務に関する協定」（以下「協定」という。）第１３条の規定に基づき、協定第６条の出動要請に関して、次のとおり覚書を締結する。

（出動要請者）

第１条　協定第６条の出動要請は、施設管理部長又は流域下水道本部技術部長が行う。ただし、施設管理部長又は流域下水道本部技術部長が直接行うことが不可能な場合においては、施設管理部管路管理課長若しくは流域下水道本部施設管理課長が行う。

本覚書締結の証として、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２５年　４月　１日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都公営企業管理者
下水道局長　　小川　健一

乙　東京都千代田区大手町二丁目６番２号
下水道メンテナンス協同組合
代表理事　　鈴木　　宏

資料第44　水再生センター・ポンプ所内における緊急時の応急措置等に関する協定（都下水道局）

東京都下水道局（以下「甲」という。）と下水道メンテナンス協同組合（以下「乙」という。）とは、甲の区部に所在する水再生センター（南部スラッジプラントを含む。）・ポンプ所内における送泥管、送水管等の事故及びこれらの下水道施設の冠水（以下「事故等」という。）に係る応急措置等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目　的）
第１条　この協定は、事故等が発生した際、甲が乙に対し、応急措置等に関して協力を求めるときの手続等を定めるものとする。
（出動要請）
第２条　甲は、乙の協力が必要となった場合、乙に出動を要請する。
２　乙は、前項に基づく出動要請があったとき、乙の組合員より施工会社を速やかに選任し現場へ出動させる。
（出動報告等）
第３条　乙は、出動後直ちに出動時間、施工会社、現場責任者、建設資機材等を甲に報告する。
２　乙は、事故等の現場の状況、補修規模等を調査し、必要に応じて保安措置を講ずるとともに、それらの結果を速やかに甲に報告する。
（応急措置）
第４条　甲は、前条第２項の報告を受け、事故等に係る止水、清掃等の応急措置の実施について、方法、日時等を乙に指示する。
２　乙は、前項の指示があったとき、当該応急措置を実施する。
３　乙は、当該応急措置が完了したとき、直ちにこれを甲に報告する。
（経費の負担）
第５条　乙の応急措置等に要した経費は、甲が負担する。
（連絡先の確保）
第６条　甲と乙とは、緊急時の連絡先等をあらかじめ確保し、文書により相互に通知する。
２　前項の連絡先を変更しようとするときは、甲乙協議の上速やかに文書により通知する。
（協　議）
第７条　この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成１７年４月１日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都公営企業管理者
下水道局長　二　村　保　宏

乙　東京都千代田区大手町二丁目６番２号
下水道メンテナンス協同組合
代表理事　神　戸　義　雄

資料第 45　災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定・細目協定
（都下水道局）

①　「災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定」

東京都下水道局長（以下「甲」という。）と一般社団法人　東京下水道設備協会長（以下「乙」という。）とは、災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関し、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対し、甲の下水道施設のうち、水再生センター、ポンプ所及び汚泥処理施設（以下「水再生センター等」という。）に設置された設備機器に対する災害時の応急復旧業務に関して協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により、乙に対して応急復旧業務に対する協力を要請することができる。

２　乙は、甲の要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力する。

（費用負担）

第３条　乙が前条の規定により応急復旧業務に要した費用は、甲が負担する。

（請　求）

第４条　乙は、業務の終了後、甲の認定を受けて、当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

（協　議）

第５条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２５年　４月　１日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
　　東京都公営企業管理者
　　下水道局長　　小川　健一

乙　　東京都新宿区西新宿三丁目２番１１号
　　一般社団法人
　　東京下水道設備協会長　　片岡　啓治

②　「災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する細目協定」

東京都下水道局長（以下「甲」という。）と一般社団法人　東京下水道設備協会長（以下「乙」という。）とは、平成２５年　４月　１日付けをもって甲と乙との間に締結した「災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定」第５条の規定に基づき、応急復旧業務の実施に関して、次のとおり細目協定を締結する。

（業務の内容）
第１条　甲が乙に実施を要請する業務は、甲の下水道施設のうち、水再生センター、ポンプ所及び汚泥処理施設（以下「水再生センター等」という。）に設置された設備機器に対する災害時の応急措置及び復旧業務（以下「業務等」という。）とする。
（業務等実施施設）
第２条　乙が業務等に従事する施設は、別表のとおりとする。
２　乙は、甲が特に必要と認める場合において前項に規定する施設以外の施設に対する出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。
（出動体制の報告）
第３条　乙は、あらかじめ、乙に属する会員のうち業務等に従事するもの（以下「会員」という。）が出動要請を受けた場合に、会員の組織や地理的条件等を勘案した出動可能な体制を整備して、甲に報告するものとする。
２　前項の出動体制に著しい変化があったとき又は甲の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲に報告するものとする。
（出動要請）
第４条　甲は、乙に対して、被害状況に応じて、業務等実施施設への出動を書面又は電話等の方法により要請するものとする。
２　前項の要請は下水道事務所長、水再生センター所長又は流域下水道本部技術部長が直接行うものとするが、直接行うことが不可能な場合においては、（ポンプ）施設課長若しくは水再生センター（次）長、又は流域下水道本部施設管理課長若しくは流域下水道本部水再生センター長が行う。
（業務等の指示）
第５条　業務等の指示は、当該業務等実施施設を所管する下水道事務所長、水再生センター所長又は流域下水道本部技術部長（以下「指示者」という。）が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。
（業務等担当者）
第６条　甲及び会員は、それぞれ業務等担当者を配置する。
２　甲と乙とは、別途、前項の業務等担当者を中心とした連絡体制を整備し、業務等担当者に異動が生じた場合には、速やかに相手方に通知するものとする。
（業務等の実施）
第７条　乙は、第４条に基づく出動要請があったときは、会員をして業務等実施施設に出動させ、業務等を実施させるものとする。
２　会員は、出動要請があったときは、業務等実施施設へ出動し、業務等を実施するものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合は、この限りではない。
３　会員は、出動後直ちに現場責任者、連絡場所及び出動時刻を指示者に報告するものとする。
４　会員は、出動後、当該施設の設備機器の被害状況を把握し、指示者に報告するものとする。
（業務等の完了）
第８条　会員は、業務等が完了したときは、直ちに指示者にその旨を報告するものとする。

２　会員は、業務等完了後遅滞なく、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した資機材等の内訳を指示者及び乙に報告するものとする。

（実費用の請求及び支払）

第９条　協定第４条による請求は、乙が業務等の完了後、甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（損害の処理）

第１０条　業務等の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置については甲乙が協議して定めるものとする。

（協　議）

第１１条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成 25 年４月１日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都公営企業管理者
下水道局長　小川　健一

乙　東京都新宿区西新宿三丁目２番１１号
一般社団法人
東京下水道設備協会長　片岡　啓治

資料第 46　災害時における処理場等の応急対策業務に関する協定・細目協定

（都下水道局）

①　「災害時における処理場等の応急対策業務に関する協定」

東京都下水道局長（以下「甲」という。）と社団法人　日本下水道処理施設管理業協会長（以下「乙」という。）とは、災害時における処理場等の応急対策業務に関し、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対し、甲の下水道施設のうち、流域下水道本部の所管する処理場及びポンプ所（以下「処理場等」という。）に設置された設備機器の運転等に対する災害時の応急対策業務に関して協力を求めるときの手　続等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により、乙に対して応急対策業務に対する協力を要請することができる。

２　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力する。

（費用の負担）

第３条　乙が前条の規定により応急対策業務に要した費用は、甲が負担する。

（請　求）

第４条　乙は、業務の終了後、甲の認定を受けて、当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

（協　議）

第５条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（雑　則）

第６条　この協定は、平成１３年１２月１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成１３年１２月１日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都公営企業管理者
下水道局長　　鈴木　　宏

乙　　東京都千代田区内神田一丁目３番３号
社団法人　日本下水道処理施設管理業協会長
関根　紘一

（注）社団法人日本下水道処理施設管理業協会は、名称変更により一般社団法人日本下水道施設管理業協会となっている。

② 「災害時における処理場等の応急対策業務に関する細目協定」

東京都下水道局長（以下「甲」という。）と社団法人　日本下水道処理施設管理業協会長（以下「乙」という。）とは、平成１３年１２月１日付けをもって甲と乙との間に締結した「災害時における処理場等の応急対策業務に関する協定」第５条の規定に基づき、応急対策業務の実施に関して、次のとおり細目協定を締結する。

（業務の内容）

第１条　甲が乙に実施を要請する業務は、甲の下水道施設のうち、流域下水道本部の所管する処理場及びポンプ所（以下「処理場等」という。）に設置された設備機器の運転等に関する応急措置及び対策業務（以下「業務等」という。）とする。

（業務等実施施設）

第２条 乙が業務等に従事する施設は、別表のとおりとする。

（出動体制の報告）

第３条　乙は、あらかじめ、乙に属する会員のうち業務等に従事するもの（以下「会員」という。）が出動要請を受けた場合に可能な出動体制を整備して、甲に報告するものとする。

２　前項の出動体制に著しい変化があったとき又は甲の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲に報告するものとする。

（出動要請）

第４条　甲は、乙に対して、被害状況に応じて、業務等実施施設への出動を書面又は電話等の方法により要請するものとする。

（業務等の指示）

第５条　業務等の指示は、流域下水道本部技術部長（以下「指示者」という。）が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（業務等の実施）

第６条　乙は、第４条に基づく出動要請があったときは、会員をして業務等実施施設に出動させ、業務等を実施させるものとする。

２　会員は、出動要請があったときは、業務等実施施設へ出動し、業務等を実施するものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合は、この限りでない。

３　会員は、出動後直ちに現場責任者、連絡場所及び出動時刻を指示者に通知するものとする。

（業務等の完了）

第７条　会員は、業務等が完了したときは、直ちに指示者にその旨を報告するものとする。

（実費用の請求及び支払）

第８条　協定第４条による請求は、会員が業務等の完了後、甲に請求するものとする。なお、会員は請求の内容を乙に報告する。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の処理）

第９条　業務等の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置については甲乙が協議して定めるものとする。

（協　議）

第１０条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙とが協議して定めるものとする。

（雑　則）

第１１条　この協定は、平成１３年１２月１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成１３年１２月１日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都公営企業管理者
下水道局長　　鈴木　　宏

乙　　東京都千代田区内神田一丁目３番３号
社団法人　日本下水道処理施設管理業協会長
関根　紘一

（注）社団法人日本下水道処理施設管理業協会は、名称変更により一般社団法人日本下水道施設管理業協会となっている。

資料 47　災害時における排水設備の復旧に関する協定・実施細目

（都下水道局）

①　「災害時における排水設備の復旧に関する協定」

東京都下水道局（以下「甲」という。）と東京都管工事工業協同組合（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画に定める災害時における民間協力の一環として、排水設備の復旧に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における排水設備の復旧について、甲が乙に対し協力を求める時の手続き等を定めるものとする。

（適用範囲）

第２条　この協定の適用される排水設備とは、下水道法第 10 条に定義される排水設備で、東京都の特別区の存する区域に設置されたものをいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時における排水設備の速やかな復旧に資するため、乙に対して協力を要請する。

２　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力する。

３　前項の要請は、原則として文書により行う。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、口頭又は電話で行い、後日速やかに文書により処理する。

（協力を要請する業務の内容）

第４条　甲が乙に対して協力を要請する業務（以下「業務等」という。）の内容は、次の各号に定めるところによる。

（１）排水設備の復旧等に関する相談に対応するための相談窓口（以下「相談窓口」という。）の設置。

（２）乙が相談窓口で受け付けた相談に対応し、第６条第２号に定める費用の負担を相談者に明示した上での、甲の管理する公共下水道に接続する排水設備の被害状況の調査及び応急復旧措置の実施。

（３）甲の要請がある場合、排水設備の公共ますへの固着状況の調査及び応急措置。

（業務等の実施）

第５条　乙は、甲の協力要請があった場合、直ちに相談窓口を開設する。

２　乙は、相談窓口における相談事案に関して、調査又は応急復旧措置が必要と判断したときは、乙に属する会員を出動させ、これらを実施させることができる。

３　乙は、甲の要請がある場合、乙に属する会員を出動させ、排水設備の公共ますへの固着状況の調査及び応急措置を実施させる。

（費用の負担）

第６条　業務等の実施に要した費用の負担は、次の各号に定めるところによる。

（１）相談窓口の設置に係る費用は、乙が負担する。

（２）排水設備の被害状況の調査及び応急復旧措置に要する費用は、下水道法第 10 条の２に定める当該排水設備の設置者等又は同法第 11 条の２に定める他人の排水設備を使用する者が負担する。

（３）第４条第３号により実施する公共ますへの固着状況の調査及び応急措置に係る費用は、甲が負担する。

（実施細目）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して別途実施細目を定める。

（その他）

第８条　この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、本協定締結の日から平成 26 年３月 31 日までとする。
ただし、有効期間満了の１か月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申し出がないときは、この協定の有効期間を１年間延長するものとし、以降この例による。
なお、この協定の締結日をもって、平成 23 年４月１日付で締結した「災害時における排水設備の復旧に関する協定」は廃止する。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成 25 年５月 28 日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都下水道局
代表者　東京都公営企業管理者　下水道局長
小　川　　健　一
東京都港区赤坂六丁目１５番１４号
乙　東京都管工事工業協同組合
代表者　理事長　　岩　野　　隆　一

②　「災害時における排水設備の復旧に関する協定実施細目」

東京都下水道局（以下「甲」という。）と東京都管工事工業協同組合（以下「乙」という。）とは、「災害時における排水設備の復旧に関する協定」（以下「協定」という。）第７条に基づき、次のとおり定める。

（連絡網の整備）
第１条　排水設備の復旧に関する体制を迅速に構築するため、甲と乙は緊急連絡網を整備し、相互に交換する。
２　甲と乙は、平常時又は災害時における下水道の状況等について、相互に情報の共有に努める。
（相談窓口の設置）
第２条　協定第４条第１項第１号に規定する、お客さまからの排水設備の相談は、原則として乙の総合設備メンテナンスセンター(以下「メンテナンスセンター」という。)で対応する。
２　甲は、お客さまからの排水設備の相談に対応するため必要と判断したときは、乙に下水道事務所内への相談窓口の設置を要請する。
３　乙は、メンテナンスセンターの状況に応じて、メンテナンスセンターの機能を補完するため必要と判断したときは､甲に下水道事務所内への相談窓口の設置を要請する。
４　乙は、前２項に規定する相談窓口要員を下水道事務所に配置する。
（固着状況の調査及び応急措置）
第３条　甲は、下水道法第１４条による使用制限又は使用制限に準じる措置を実施した区域の中で、対象地域を定め、乙に対し協定第４条第１項第３号による公共ますへの固着状況の調査及び応急措置（以下「調査及び措置」という。）を要請する。
２　調査及び措置の指示は、実施場所を所管する下水道事務所長（以下「指示者」という。）が乙の指定する乙の会員に行う。
３　乙の会員は、指示者の指示に従い、調査及び措置を行う。

（調査及び措置の完了）
第４条　乙の会員は、調査及び措置が完了したときは、直ちに指示者にその旨を報告する。
（費用の負担）
第５条　乙が第３条に規定する調査及び措置に要した費用は、甲が負担する。
２　乙は、会員からの調査及び措置の完了報告確認後、当該地域における通常の実費用を甲に請求する。
３　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を乙に支払う。
（損害の処理）
第６条　乙は、調査及び措置の実施に伴い、乙の会員の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
２　甲及び乙の責めに帰さない事由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については甲と乙が協議して決定する。
（乙の会員の災害補償）
第７条　甲は、調査及び措置に従事した乙の会員が、調査及び措置においてその者の責めに帰さない事由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急処置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和 38 年東京都条例第 38 号）に定めるところに準じ、これを補償する。
（その他）
第８条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して決定する。
（有効期間）
第９条　この実施細目の有効期間は、締結の日から平成 26 年３月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申し出がないときは、この協定の有効期間を１年間延長するものとし、以降この例による。

この実施細目を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 25 年６月 13 日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
　　東京都下水道局
　　代表者　東京都公営企業管理者　下水道局長
　　小　川　　健　一
乙　港区赤坂六丁目１５番１４号
　　東京都管工事工業協同組合
　　代表者　理事長　　岩　野　　隆　一

資料第 48　地震時における都有施設の応急危険度判定に関する協定（都財務局）

東京都（以下「甲」という。）と、一般社団法人 日本建築構造技術者協会（以下「乙」という。）とは、地震が発生した場合における迅速な応急危険度判定活動(以下「判定活動」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条 この協定は、東京都地域防災計画に基づく地震時における協力の一環として、甲が乙に対し、判定活動に関する協力を求める時の手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条 甲は、地震が発生し判定活動に関し乙の協力が必要な時は、乙に対し、都有施設の判定活動の協力を要請することができる。

（活動の指示）

第３条 甲は地震の実情に応じて、東京都地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い、業務を所管する局長より応急危険度判定員の派遣要請があった場合、必要に応じて乙に対し応急危険度判定を技術的に補助する人員（以下「判定補助員」という。）の派遣を求めるものとする。

（判定補助員の派遣）

第４条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し判定補助員を派遣する。

（費用負担）

第５条 この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が負担するものとする。

（協議等）

第６条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲（又は業務を所管する局長）と乙が協議して定めるものとする。

２　甲、乙は相互に協力して、本協定に係る検討、協議、訓練を行う等、本協定に基づく活動の円滑な運用に努める。

（雑則）

第７条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 32 年３月 31 日までの間とする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲乙いずれかの者が文書により更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年継続するものとし、以降もこの例による。

平成 31 年１月 17 日

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

甲　東京都

東京都知事　小池 百合子

乙　一般社団法人 日本建築構造技術者協会

会長　森高 英夫

代理人　一般社団法人 日本建築構造技術者協会
関東甲信越支部　ＪＳＣＡ東京

代表　山内　哲理

「地震時における都有施設の応急危険度判定に関する細目協定」

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人 日本建築構造技術者協会(以下「乙」という。）とは、平成 31 年１月 17 日をもって甲と乙との間に締結した「地震時における都有施設の応急危険度判定に関する協定」第６条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（活動の内容）

第１条　甲が乙に要請する活動は、甲の公共建築物のうち社会公共施設等を対象とした応急危険度判定を技術的に補助する活動（以下「補助活動」という。）とする。

（補助活動実施地域）

第２条　補助活動を実施する地域は、島しょ地域を除く東京都内とする。

（判定補助員等の報告）

第３条　乙は、乙に属する会員のうち本補助活動に従事するもの（以下「従事会員」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

（派遣の要請）

第４条　甲は、乙及び乙の会員に対し、具体的な地震の状況に応じて、日時及び場所を指定して従事会員の派遣を、文書又は電話等の方法により要請するものとする。

２　前項の協力要請は、公共建築物等応急危険度判定部会（災害対策本部）が行うものとする。

（補助活動の実施）

第５条　乙は、前条に基づく派遣要請があったときは、従事会員に、補助活動を依頼する。

２　従事会員は、前条に基づく派遣要請があったときは、特別の理由がない限り、前項の乙からの依頼の有無にかかわらず補助活動を実施するものとする。

３　甲は、従事会員が行う補助活動が迅速かつ効果的に行えるよう、あらかじめ補助活動を依頼する施設情報について乙に提供する。

（補助活動の指示）

第６条　補助活動の指示は、財務局が行うものとし、従事会員はその指示に従うものとする。

（補助活動の完了）

第７条　従事会員は補助活動が完了したときは、施設所管局及び財務局に報告するものとする。

（実費用の請求および支払い）

第８条　乙は、補助活動完了後、当該補助活動に要した費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、その措置が講じられた後速やかに支

払う。

（損害の負担）

第９条　補助活動の実施に伴い、損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

（従事者の災害補償）

第 10 条　甲は、従事会員が、本補助活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和 38 年東京都条例第 38 号）に準じて、これを補償するものとする。

(守秘義務)

第 11 条　乙及びその会員は、協定に関わる内容で知りえた施設情報を第三者に漏らしてはならない。

（協議）

第 12 条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又は、この協定の定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第 13 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 32 年３月 31 日までの間とする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲乙いずれかの者が文書により更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年継続するものとし、以降もこの例による。

２　乙は第３条の従事会員について、毎年度当初に甲に報告するものとする。

３　甲は第５条第３項の施設情報について、毎年度当初に乙に提供するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 31 年１月 17 日

甲　東京都
東京都知事　小池百合子

乙　一般社団法人 日本建築構造技術者協会
会長　森高 英夫

代理人　一般社団法人 日本建築構造技術者協会
関東甲信越支部　ＪＳＣＡ東京
代表　山内哲理

資料第 49　災害発生時等における協力体制に関する覚書（都下水道局）

東京都下水道局（以下、「甲」という。）と東京都下水道サービス株式会社（以下、「乙」という。）は、災害発生時における協力体制について、以下のとおり覚書を締結する。

第１　本書における「災害」とは、東京都下水道局災害対策運営要綱第２に定義する「災害」とする。

第２　甲及び乙は、災害時において、各々が収集した情報の共有に努めるものとする。

第３　今後の双方の災害対策の実効性を高めるため、訓練等において相互に人員を派遣し、情報共有に努めるなど、より連携を深める。

第４　東京都内（島しょ地区を除く）において災害が発生したときは、乙は自己の責任において社員を参集させ、甲の支援要請に協力する。具体的な支援方法及び支援内容等は今後協議する。

第５　この覚書の解釈に疑義が生じたとき、又は、この覚書に関して必要な事項は、双方協議により定める。

第６　本書は２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２２年３月２５日

甲　東京都公営企業管理者
　　下水道局長　　松田　二郎

乙　東京都下水道サービス株式会社
　　代表取締役社長　　前田　正博

資料第 50　多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定

（都下水道局）

東京都下水道局（以下「甲」という。）、八王子市（以下「乙１」という。）、立川市（以下「乙２」という。）、武蔵野市（以下「乙３」という。）、三鷹市（以下「乙４」という。）、青梅市（以下「乙５」という。）、昭島市（以下「乙６」という。）、調布市（以下「乙７」という。）、町田市（以下「乙８」という。）、小金井市（以下「乙９」という。）、小平市（以下「乙 10」という。）、日野市（以下「乙 11」という。）、東村山市（以下「乙 12」という。）、国分寺市（以下「乙 13」という。）、国立市（以下「乙 14」という。）、福生市（以下「乙 15」という。）、狛江市（以下「乙 16」という。）、東大和市（以下「乙 17」という。）、清瀬市（以下「乙 18」という。）、東久留米市（以下「乙 19」という。）、武蔵村山市（以下「乙 20」という。）、多摩市（以下「乙 21」という。）、稲城市（以下「乙 22」という。）、羽村市（以下「乙 23」という。）、あきる野市（以下「乙 24」という。）、西東京市（以下「乙 25」という。）、瑞穂町（以下「乙 26」という。）、日の出町（以下「乙 27」という。）、檜原村（以下「乙 28」という。）、奥多摩町（以下「乙 29」という。）、府中市（以下「乙 30」という。）（以下「乙１」から「乙 30」までを総称して「乙」という。）、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）及び下水道メンテナンス協同組合（以下「丁」という。）は、地震等の災害により乙の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援に関して、以下のとおり、協定を締結する。

なお、この協定の締結をもって、平成 29 年 3 月 31 日付けで甲、乙 1 から乙 29 まで、丙及び丁で締結した「多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定」は廃止する。

（目的）

第１条　この協定は、丙及び丁の乙に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害により被災した乙の管理する下水道管路施設の機能の早期回復を行うことを目的とする。

２　この協定は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の２に規定する災害時維持修繕協定であるとともに、「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下「多摩ルール」という。）を補完するものである。

（対象）

第２条　この協定の対象となる下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）は、乙が管理する公共下水道管路施設とし、下水道管きょ（圧送管を含む。）、人孔（マンホールポンプを含む。）、公設ます及び取付管とする。

（支援要請）

第３条　乙は、丙及び丁に対し、災害により被災した協定下水道施設の復旧業務（以下「業務」という。）に対する支援を要請することができる。

２　丙及び丁は、乙の要請があったときは、特別な理由がない限り、乙に協力する。

（業務の内容）

第４条　乙が丙に支援を要請する業務は、協定下水道施設における乙が行う業務の支援とし、多摩ルールにおける応援自治体の業務と同等とする。

２　乙が丁に支援を要請する業務は、協定下水道施設の巡視、点検、調査、清掃及び修繕とする。
３　その他、甲、乙、丙及び丁間で協議し必要とされる業務

（支援要請の方法）

第５条　乙は、丙及び丁に対し支援要請を行うに当たり、甲に対し、丙及び丁への支援要請を依頼する。

２　甲は、丙及び丁に対し支援活動体制の報告依頼を行い、丙及び丁は支援活動の可否を検討し、支援活動体制を速やかに甲に報告する。

３　甲は、丙及び丁の支援可能な支援人員等及び乙の被災状況等を勘案し、丙及び丁への支援要請に対する支援活動体制の調整結果を乙、丙及び丁に対して連絡する。

４　乙は、前項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡を受け、その範囲内で丙及び丁に対して支援要請を行う。

なお、小規模な被害で緊急を要する場合等においては、乙は丁に対し直接支援要請を依頼することができる。この場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

５　要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難い場合は、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

６　本条の支援要請に関する窓口は、別に定める連絡窓口表による。

（支援体制）

第６条　丁は、乙の要請する業務を行うために、必要な人員、資器材等を確保し、可能な支援体制を整備しなければならない。

（報告）

第７条　丁は、あらかじめ前条の規定による支援体制の内容（支援協力の組合員名簿、提供可能な車両等の資器材及び人員）について毎年４月１日現在の体制を甲及び乙に報告するものとする。

２　丁は、前項の規定による支援体制に著しい変化があった場合又は甲及び乙の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲及び乙に報告するものとする。

３　丙及び丁は、乙の要請により業務が終了した場合は、速やかに甲及び乙に対し書面をもって報告を行うものとする。

（業務の指揮）

第８条　業務の指揮は、協定下水道施設の管理者が別途定める者（以下「指揮者」という。）が行うものとし、丙及び丁はその指揮に従うものとする。

（丙の業務の実施）

第９条　丙は、第４条の規定による支援に当たっては、第８条に規定する指揮者の指揮のもと、甲とも緊密に連絡を取りながら、円滑に、かつ、臨機応変に業務を実施する。

（丁の業務の実施）

第10条　丁は、第４条の規定による支援に当たっては、甲が調整した支援活動体制に基づき、丁の組合員を業務の遂行に必要な区域に出動させ、業務を実施させるものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合にはこの限りでない。

２　丁の組合員は、前項の規定による丁の指示があったときは、業務の遂行に必要な区域へ出動し、

第８条に規定する指揮者の指揮のもと、業務を実施するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第11条　この協定に基づき丙及び丁が業務に要した費用は、乙がそれぞれの協定下水道施設の管理区分における業務に要した費用に応じて負担する。

２　前項の規定に基づき、乙が負担する費用は、丙及び丁の請求により、乙１から乙 30 までが個別に支払うものとする。

３　乙は、丙及び丁からの請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

（業務に必要な情報の扱い）

第12条　乙は、支援要請を行うに当たり、丙及び丁から要請があった場合は、被災情報及び現地情報を可能な限り提供するとともに下水道台帳等を提供する。

なお、乙が被災等の理由により、下水道台帳等を提供できない場合は、乙の要請により甲が提供することができる。

２　丙及び丁は、この協定に基づく業務により知り得た個人情報をこの協定に定めた業務の目的以外に使用又は第三者に提供してはならない。

（損害の処理）

第13条　業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用機材等に損害が生じたときは、丙及び丁は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び当該乙に報告し、その措置については甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

（丁の組合員の災害補償）

第14条　丁の組合員が業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときの災害補償については、その都度、甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第15条　この協定の有効期間は協定の締結の日から平成 31 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲、乙、丙又は丁から申し出のない場合は、更に１年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協定に違反した場合の措置）

第16条　甲、乙、丙又は丁がこの協定の定めに違反した場合においては、甲、乙１から乙 30 まで、丙及び丁は、協議の上、この協定を廃止することができる。

（その他）

第17条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙１から乙 30 まで、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 33 通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成 30 年　10 月　29 日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都公営企業管理者　下水道局長　　小山　哲司

乙１　　東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
八王子市長　　石森　孝志

乙２　　東京都立川市泉町 1156 番地の 9
立川市長　　清水　庄平

乙３　　東京都武蔵野市緑町二丁目 2 番 28 号
武蔵野市長　　松下　玲子

乙４　　東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号
三鷹市長　　清原　慶子

乙５　　東京都青梅市東青梅一丁目 11 番地の 1
青梅市長　　浜中　啓一

乙６　　東京都昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭島市長　　臼井　伸介

乙７　　東京都調布市小島町二丁目 35 番地 1
調布市長　　長友　貴樹

乙８　　東京都町田市森野二丁目 2 番 22 号
町田市長　　石阪　丈一

乙９　　東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号
小金井市長　　西岡　真一郎

乙 10　　東京都小平市小川町二丁目 1333 番地
小平市長　　小林　正則

乙 11　　東京都日野市神明一丁目 12 番地の 1
日野市長　　大坪　冬彦

乙 12　　東京都東村山市本町一丁目 2 番地 3
東村山市長　　渡部　尚

乙 13　　東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市長　　井澤　邦夫

乙 14　　東京都国立市富士見台二丁目 47 番地の 1
国立市長　　永見　理夫

乙 15　東京都福生市本町 5 番地
福生市長　加藤　育男

乙 16　東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市長　松原　俊雄

乙 17　東京都東大和市中央三丁目 930 番地
東大和市長　尾崎　保夫

乙 18　東京都清瀬市中里五丁目 842 番地
清瀬市長　渋谷　金太郎

乙 19　東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号
東久留米市長　並木　克巳

乙 20　東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1
武蔵村山市長　藤野　勝

乙 21　東京都多摩市関戸六丁目 12 番地 1
多摩市下水道事業管理者　中村　元幸

乙 22　東京都稲城市東長沼 2111 番地
稲城市長　髙橋　勝浩

乙 23　東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1
羽村市長　並木　心

乙 24　東京都あきる野市二宮 350 番地
あきる野市長　澤井　敏和

乙 25　東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長　丸山　浩一

乙 26　東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎 2335 番地
瑞穂町長　杉浦　裕之

乙 27　東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
日の出町長　橋本　聖二

乙 28　東京都西多摩郡檜原村 467 番地 1 号
檜原村長　坂本　義次

乙 29　東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地 6
奥多摩町長　河村　文夫

乙 30　東京都府中市宮西町二丁目 24 番地

府中市長　　高野　律雄

丙　　東京都八王子市子安町四丁目７番１号
公益財団法人　東京都都市づくり公社
理事長　　大原　正行

丁　　東京都千代田区大手町二丁目６番２号
下水道メンテナンス協同組合
理事長　　小川　健一

資料第51　東京都警備業協会との協定（警視庁）

警視庁（以下「甲」という。）と社団法人東京都警備業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における甲所管の応急対策業務に関し、乙が行う支援活動について、平成８年１月１９日に協定を締結したが、このたび、出動警備業者が共同企業体として活動することとなったため、協定を一部変更して、次のとおり再締結する。

（業務の内容）

第１条　この協定により、甲が乙に実施を要請する業務は、次の業務とする。

(1)　災害時における緊急交通路の確保等に関する交通誘導警備業務

(2)　被災地における防犯パトロール、避難場所等の警戒活動警備業務

(3)　そのほか甲において必要と認める警備業務

（出動警備員等）

第２条　乙は、甲が別途指定する基準を満たす警備業者の出動を、該当警備業者を構成員として結成された「東京都災害時支援警備共同企業体」（以下「企業体」という。）に委託するものとする。

２　前条各号の警備業務に従事する警備員は、原則として、「警備員等の検定に関する規則」で定める検定に合格している者を充てるものとする。

（出動可能人員表の備え付け等）

第３条　乙は、甲の出動要請に応じるため、警備業者ごとに出動可能人員等を記載した表を備え付けておかねばならない。

２　乙は、前項の表を、毎年、甲に提出するものとする。

（出動要請）

第４条　甲は、乙に対して、日時、場所及び業務内容を指定し、文書、電話等の方法により警備員の出動を要請する。出動期間は、要請時に、別途、協議するものとする。

（警備業務等の実施）

第５条　甲の要請により災害時支援に当たる警備員は、指定された場所に出動し、企業体の指揮に基づき、甲が指定する警備業務に従事するものとする。

２　乙は、企業体の行う警備業務を統括するものとする。

３　乙は、災害時支援に係る警備業務が円滑に推進されるよう必要な訓練の実施に努めるとともに、甲の実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

（費用の支払い）

第６条　乙は、指定された警備業務を終了後、甲に対して、別途、協議の上で定める費用の支払いを請求するのとする。

（出動警備員の災害補償）

第７条　出動警備員が、この協定に基づく警備業務の実施により災害を受けた場合の補償は、出動警備員の使用者たる企業体の責任において行うものとする。

（損害の負担）

第８条　この協定に基づく警備業務の実施により生じた損害は、乙又は出動警備員の使用者たる企業体の責任において負担するものとする。

（協議）

第９条　この協定の実施について疑義が生じたときには、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（運用）

第10条　この協定は、平成１０年１１月２６日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙各１通を保有する。

平成１０年１１月２６日

甲　　警視総監　　前　田　健　治

乙　　社団法人東京都警備業協会
　　会　長　　片　岡　直　公

資料第52　東京建設業協会との協定（東京消防庁）

「災害時における救助・救急業務に関する協定」

東京消防庁（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会（以下「乙」という。）とは、昭和50年４月１日付をもって東京都知事と乙との間に締結した災害時における応急対策業務に関する協定第７条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第１条　この協定により甲が乙に実施を要請する業務は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業（以下「業務」という。）とする。

（出場の要請）

第２条　甲は、消防署長（以下「署長」という。）をして、乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、日時及び場所を指定して、文書・電話等の方法により建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の出動を要請するものとする。

２　甲は、前項の規定に基づき、会員に対し、建設資機材等の出動を要請したときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

（業務等の実施）

第３条　会員は、前項の規定に基づき、出動要請を受けたときは、指定された場所に出動し、署長の指示に基づき、業務を実施するものとする。

２　会員は、前項の規定に基づき、出動したときは、直ちに出動責任者、出動時間、建設資機材等を出動要請をした署長に通知するものとする。

３　業務を円滑に推進するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

（費用の請求及び支払）

第４条　会員は、前条第１項に基づく業務の終了後、別紙様式により、署長の承認を受けて、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第５条　第３条の規定に基づき生じた損害は、甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第６条　甲は、業務に従事した会員が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和41年東京都条例第84号）に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

（建設資機材等の調査）

第７条　乙は、甲が毎年１回実施する会員の災害時における可動可能な建設資機材等の調査に協力するものとする。

（会員名簿の提出）

第８条　乙は、会員名簿を毎年１回甲に提出するものとし、会員に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

（協　　議）

第９条　この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（適　　用）

第10条　この協定は、昭和57年２月１日から適用する。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

昭和57年２月１日

甲　　東　京　消　防　庁
　　消防総監　　曽　根　晃　平

乙　　社団法人東京建設業協会
　　会　　長　　飛　島　　斎

資料第53　日本産業・医療ガス協会等との協定（東京消防庁）

「災害時における救急用酸素の調達業務に係る協定」

東京消防庁（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会（以下「乙」という。）との間に、震災等の災害時における救急用酸素調達に関する協定を締結する。

（供給の要請）

第１条　甲は、乙に対し、数量及び場所を指定し、文書又は電話等の方法により供給を要請するものとする。

２ 乙は、震災等災害発生時に甲の要請により、乙に属する会員（以下「会員」という。）を活用し、甲の指定する場所に供給するものとする。

３ 円滑な供給を図るため、甲は災害の長期化により供給の要請が予想される場合には、乙に情報提供をするものとする。

（走行の確保）

第２条　乙は、甲の要請により、会員に車両等で搬送させる場合、必要により甲に誘導車両の派遣を依頼できるものとする。

（契約の締結）

第３条　甲、会員間における物品買入れ契約の締結については、できるだけ速やかに行うものとする。

（供給単価及び支払）

第４条　会員が甲に納入する救急用酸素の契約金額は、会員の販売時の一般市場価格とする。

２ 会員は、供給の要請に伴い、納入完了した場合は、甲に当該費用を請求するものとする。

３ 甲は、前項の請求があった場合、内容を精査確認し、甲に定める規則により速やかにその費用を支払うものとする。

（不慮の事態の措置）

第５条　乙は、甲の要請を受け、会員に対し指定された数量の確保に最大限努めるものとするが、会員の事故又は輸送手段の確保ができない場合は、供給の要請を受け入れないことができる。

なお、この場合は速やかに甲に通知するものとする。

（協定の期間）

第６条　本協定の有効期間は、平成２４年１２月１日から平成２５年３月末日までとする。

ただし、協定期間満了１か月前までに、双方いずれかが別段の意思表示がないときは、さらに１年間延長するものとする。以後同様とする。

（協定破棄の場合）

第７条　甲、乙いずれか一方より本協定を破棄する場合、１か月前までに書面をもって相手に通知するものとする。

（協議事項等）

第８条　本協定に定めない事項については、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保管するものとする。

平成２４年１２月１日

甲　東京都千代田区大手町一丁目３番５号
東京消防庁消防総監　　北村　吉男

乙　東京都港区芝~~玉~~丁目３０番９号
一般社団法人日本産業・医療ガス協会代表理事　　豊田　昌洋

（同趣旨の協定）

平成２４年１２月１日　　乙　東京都中央区日本橋本町三丁目４番１８号
一般社団法人東京医薬品卸業協会理事長　　内匠屋　理

平成２５年７月１日　　乙　東京都豊島区高田三丁目３６番１２号
一般社団法人日本衛生材料工業連合会会長　　高原　豪久

平成２４年１２月１日　　乙　東京都文京区本郷三丁目３９番１５号
商工組合日本医療機器協会理事長　　今村　清

資料第 54　災害時における救急器材の調達業務に係る協定書（東京消防庁）

東京消防庁（以下「甲」という。）と商工組合日本医療機器協会（以下「乙」という。）との間に、震災等の災害時における救急器材調達に関する協定を次の条項により締結する。

（供給の要請）

第１条　甲は、乙に対し、数量及び場所を指定し、文書又は電話等の方法により供給を要請するものとする。

２　乙は、震災等災害発生時に甲の要請により、乙に属する会員（以下「会員」という。）を活用し、甲の指定する場所に供給するものとする。

３　円滑な供給を図るため、甲は災害の長期化により供給の要請が予想される場合には、乙に情報提供をするものとする。

（走行の確保）

第２条　乙は、甲の要請により、会員に車両等で搬送させる場合、必要により甲に誘導車両の派遣を依頼できるものとする。

（契約の締結）

第３条　甲と会員間における物品買入れ契約の締結については、できるだけ速やかに行うものとする。

（供給単価及び支払）

第４条　会員が甲に納入する救急器材の契約金額は、会員の販売時の一般市場価格とする。

２　会員は、供給の要請に伴い、納入完了した場合は、甲に当該費用を請求するものとする。

３　甲は、前項の請求があった場合、内容を精査確認し、甲の定める規則により速やかにその費用を支払うものとする。

（不慮の事態の措置）

第５条　乙は、甲の要請を受け、会員に対し指定された数量の確保に最大限努めるものとするが、会員の事故又は輸送手段の確保ができない場合は、供給の要請を受け入れないことができる。

なお、この場合は速やかに甲に通知するものとする。

（協定の期間）

第６条　本協定の有効期間は、平成２４年１２月１日から平成２５年３月末日までとする。

ただし、協定期間満了１か月前までに、双方いずれかが別段の意思表示がないときは、さらに１年間延長するものとする。以後同様とする。

（協定破棄の場合）

第７条　甲、乙いずれか一方より本協定を破棄する場合、１か月前までに書面をもって相手に通知するものとする。

（協議事項等）

第８条　本協定に定めない事項については、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保管するものとする。

平成２４年１２月１日

東京都千代田区大手町一丁目３番５号
甲　東　京　消　防　庁
消　防　総　監　　北　村　吉　男

東京都文京区本郷三丁目３９番１５号
乙　商工組合日本医療機器協会
理　　事　　長　　今　村　　清

資料第 55　災害時における医薬品類の調達業務に係る協定書（東京消防庁）

東京消防庁（以下「甲」という。）と一般社団法人東京医薬品卸業協会（以下「乙」という。）との間に、震災等の災害時における医薬品類調達に関する協定を次の条項により締結する。

（供給の要請）

第１条　甲は、乙に対し、数量及び場所を指定し、文書又は電話等の方法により供給を要請するものとする。

２　乙は、震災等災害発生時に甲の要請により、乙に属する会員（以下「会員」という。）を活用し、甲の指定する場所に供給するものとする。

３　円滑な供給を図るため、甲は災害の長期化により供給の要請が予想される場合には、乙に情報提供をするものとする。

（走行の確保）

第２条　乙は、甲の要請により、会員に車両等で搬送させる場合、必要により甲に誘導車両の派遣を依頼できるものとする。

（契約の締結）

第３条　甲と会員間における物品買入れ契約の締結については、できるだけ速やかに行うものとする。

（供給単価及び支払）

第４条　会員が甲に納入する医薬品類の契約金額は、会員の販売時の一般市場価格とする。

２　会員は、供給の要請に伴い、納入完了した場合は、甲に当該費用を請求するものとする。

３　甲は、前項の請求があった場合、内容を精査確認し、甲の定める規則により速やかにその費用を支払うものとする。

（不慮の事態の措置）

第５条　乙は、甲の要請を受け、会員に対し指定された数量の確保に最大限努めるものとするが、会員の事故又は輸送手段の確保ができない場合は、供給の要請を受け入れないことができる。

なお、この場合は速やかに甲に通知するものとする。

（協定の期間）

第６条　本協定の有効期間は、平成２４年１２月１日から平成２５年３月末日までとする。

ただし、協定期間満了１か月前までに、双方いずれかが別段の意思表示がないときは、さらに１年間延長するものとする。以後同様とする。

（協定破棄の場合）

第７条　甲、乙いずれか一方より本協定を破棄する場合、１か月前までに書面をもって相手に通知するものとする。

（協議事項等）

第８条　本協定に定めない事項については、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保管するものとする。

平成２４年１２月１日

東京都千代田区大手町一丁目３番５号
甲　東京消防庁
消防総監　北村吉男

東京都中央区日本橋本町三丁目４番１８号
乙　一般社団法人　東京医薬品卸業協会
理事長　内匠屋理

資料第 56　災害時における衛生材料の調達業務に係る協定書（東京消防庁）

東京消防庁（以下「甲」という。）と一般社団法人日本衛生材料工業連合会（以下「乙」という。）との間に、震災等の災害時における衛生材料の調達に関する協定を次の条項により締結する。

（供給の要請）

第１条　甲は、乙に対し、数量及び場所を指定し、文書又は電話等の方法により供給を要請するものとする。

２　乙は、震災等災害発生時に甲の要請により、乙に属する会員（以下「会員」という。）を活用し、甲の指定する場所に供給するものとする。

３　円滑な供給を図るため、甲は災害の長期化により供給の要請が予想される場合には、乙に情報提供をするものとする。

（走行の確保）

第２条　乙は、甲の要請により、会員に車両等で搬送させる場合、必要により甲に誘導車両の派遣を依頼できるものとする。

（契約の締結）

第３条　甲と会員間における物品買入れ契約の締結については、できるだけ速やかに行うものとする。

（供給単価及び支払）

第４条　会員が甲に納入する衛生材料の契約金額は、会員の販売時の一般市場価格とする。

２　会員は、供給の要請に伴い、納入完了した場合は、甲に当該費用を請求するものとする。

３　甲は、前項の請求があった場合、内容を精査確認し、甲の定める規則により速やかにその費用を支払うものとする。

（不慮の事態の措置）

第５条　乙は、甲の要請を受け、会員に対し指定された数量の確保に最大限努めるものとするが、会員の事故又は輸送手段の確保ができない場合は、供給の要請を受け入れないことができる。

なお、この場合は速やかに甲に通知するものとする。

（協定の期間）

第６条　本協定の有効期間は、平成２５年６月１日から平成２６年３月末日までとする。

ただし、協定期間満了１か月前までに、双方いずれかが別段の意思表示がないときは、さらに１年間延長するものとする。以後同様とする。

（協定破棄の場合）

第７条　甲、乙いずれか一方より本協定を破棄する場合、１か月前までに書面をもって相手に通知するものとする。

（協議事項等）

第８条　本協定に定めない事項については、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保管するものとする。

平成２５年７月１日

甲　東京都千代田区大手町一丁目３番５号
東　京　消　防　庁
消　防　総　監　　北　村　吉　男

乙　東京都港区浜松町一丁目２番３号
泉浜町ビル１Ｆ
一般社団法人　日本衛生材料工業連合会
会　　長　　高　原　豪　久

資料第57　東京セメント建材協同組合との協定（東京消防庁）

「震災時における消防活動業務の協力に関する協定」

東京消防庁（以下「甲」という。）と東京セメント建材協同組合（以下「乙」という。）とは、甲の管轄する区域内において震災発生時に、東京都地域防災計画に基づく民間協力の一環として、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第１条　この協定により乙が実施する業務は、震災時において火災が多発した場合に、甲の要請により乙に属する組合員（以下「組合員」という。）の所有するコンクリートミキサー車の積載水を消防隊の消火活動に活用するため、防火水そう等の消防水利への充水作業、建設資機材を活用した救助活動の支援作業等とする。

（出動の要請）

第２条　甲は、組合員に対し、日時及び場所を指定して、文書・電話等の方法により、コンクリートミキサー車、建設資機材及び人員（以下「コンクリートミキサー車等」という。）の出動を要請するものとする。

２　甲は、前項の規定に基づき、組合員に対し、コンクリートミキサー車等の出動を要請した場合は、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

（業務等の実施）

第３条　組合員は、前条の規定に基づき出動要請を受けたときは、所属従業員をして指定された場所への出動を命じ、第１条の業務を実施するものとする。この場合、出動先における充水箇所等について甲の指示に従うものとする。

２　組合員は、前項の規定に基づき、出動したときは、直ちに出動責任者、出動時間、出動コンクリートミキサー車数等を甲に通知するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第４条　組合員は、前条第１項の規定に基づく業務の終了後、別記様式により、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第５条　第３条の規定に基づき生じた損害は、甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第６条　業務に従事した乙の組合員の従業員が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に係わる関係法令に定めるところによるものとする。

（訓練の実施）

第７条　業務を円滑に推進するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

（コンクリートミキサー車等の調査）

第８条　乙は、甲が実施する災害時における組合員の出動可能なコンクリートミキサー車等の調査に協力するものとする。

（組合員名簿の提出）

第９条　乙は、組合員名簿を毎年１回甲に提出するものとし、組合員に異動があったときは、その都度通知するものとする。

（協　議）

第10条　この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（適　用）

第11条　この協定は、平成８年４月１日から適用する。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名捺印のうえ、その１通を保有する。

平成８年３月２７日

甲　東京消防庁
消防総監　小宮多喜次

乙　東京セメント建材協同組合
理事長　松本英夫

資料第 58　東京都生コンクリート工業組合他 6 協同組合との協定（東京消防庁）

「震災時における消火活動業務に関する協定」

東京消防庁（以下「甲」という。）と東京都生コンクリート工業組合、東京地区生コンクリート協同組合、三多摩生コンクリート協同組合、東関東生コン協同組合、埼玉中央生コン協同組合、玉川生コンクリート協同組合及び湘南生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）とは、甲の管轄する区域内において震災発生時に、東京都地域防災計画に基づく民間協力の一環として、次のとおり協定する。

(業務の内容)

第１条　この協定により乙が実施する業務は、震災時において火災が多発した場合に、甲の要請により乙に属する組合員及びその製品を輸送する輸送会社（以下「組合員等」という。）の所有するコンクリートミキサー車の積載水を消防隊の消火活動に活用するため、防火水そう等の消防水利への充水作業等を行う業務とする。

(出動の要請)

第２条　甲は、組合員等に対し、日時及び場所を指定して、文書・電話等の方法により、コンクリートミキサー車及び人員（以下「コンクリートミキサー車等」という。）の出動を要請するものとする。

２　甲は、前項の規定に基づき、組合員等に対し、コンクリートミキサー車等の出動を要請した場合は速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

(業務等の実施)

第３条　組合員等は、前条の規定に基づき出動要請を受けたときは、可能な場合において、所属従業員をして指定された場所への出動を命じ、第１条の業務を実施するものとする。この場合、出動先における充水箇所等について甲の指示に従うものとする。

２　組合員等は、前項の規定に基づき出動したときは、速やかに出動責任者、出動時間、出動コンクリートミキサー車数等を甲に通知するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第４条　組合員等は、前条第１項の規定に基づく業務の終了後、別記様式により、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第５条　第３条の規定に基づき生じた損害は、甲乙協議して定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第６条　業務に従事した乙の組合員等の従業員が、この協定に基づく業務を実施中に死亡し、又は負傷した場合の災害補償については、労働災害にかかわる関係法令又は「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和３８年東京都条例第３８号）に定めるところにより、その損害を補償する。

(訓練の実施)

第７条　業務を円滑に推進するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

(コンクリートミキサー車等の調査)

第８条　乙は、甲が実施する災害時における組合員等の出動可能なコンクリートミキサー車等の調査に協力するものとする。

(組合員等名簿の提出)

第９条　乙は、組合員等の名簿を毎年１回甲に提出するものとし、組合員に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

(協　議)

第１０条　この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適　用)

第１１条　この協定は、平成８年１０月１日から適用する。

甲と乙とは、本書を８通作成し、それぞれ記名捺印のうえ、その１通を保有する。

平成８年９月３０日

甲　東京消防庁
消防総監　小宮多喜次

乙　東京都生コンクリート工業組合
理事長　常慶隆一

東京地区生コンクリート協同組合
理事長　浅野久彌

三多摩生コンクリート協同組合
理事長　浅見英明

東関東生コン協同組合
理事長　大出信好

埼玉中央生コン協同組合
理事長　田中瑞穂

玉川生コンクリート協同組合
理事長　角田隆勇

湘南生コンクリート協同組合
理事長　鈴木尚治

資料第 59　東京都公園協会との協定　（東京消防庁）

「震災時における消防職員及び消防資器材の搬送に関する協定」

東京消防庁（以下「甲」という。）と財団法人東京都公園協会（以下「乙」という。）とは、甲の管轄する区域内において震災が発生した場合、東京都地域防災計画に基づき、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第１条　この協定により乙が実施する業務とは、震災時において消防職員及び消防資器材を陸路により搬送することが困難な場合に、甲の要請により、乙の管理する船舶を用いて別紙第１に定める搬送をいう。

（出動の要請）

第２条　甲は、乙に対し、別紙第２に定める連絡系統を用い、文書、電話等の方法により、日時及び場所を指定して、業務に従事する船舶及び人員（以下「船舶等」という。）の出動を要請するものとする。

（業務等の実施）

第３条　乙は、前条の規定により出動要請を受けたときは、船舶等を指定された場所への出動を命じ、第１条の業務を実施するものとする。

２　乙は、前項の規定に基づき出動したときは、直ちに出動責任者、出動時間、出動船舶数等を甲に通知するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第４条　乙は、前条第１項の規定による業務の終了後、別記様式により、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第５条　第３条の規定に基づき生じた損害は、甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第６条　業務に従事した乙の職員が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に係わる関係法令に定めるところによるものとする。

（訓練演習の参加）

第７条　乙は、船舶運行計画に支障のない範囲において、甲が実施する震災消防演習等の訓練演習に協力するものとする。

（協　議）

第８条　この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（適　用）

第９条　この協定は、平成８年７月１日から適用する。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名捺印のうえ、その１通を保有する。

平成８年６月２８日

甲　東京消防庁
消防総監　小宮多喜次

乙　財団法人東京都公園協会
理事長　石川金治

資料第60　屋形船東京都協同組合との協定（東京消防庁）

「震災時における消防職員及び消防資器材の搬送に関する協定」

東京消防庁（以下「甲」という。）と屋形船東京都協同組合（以下「乙」という。）とは、甲の管轄する区域内において震災が発生した場合、東京都地域防災計画に基づく民間協力の一環として、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第１条　この協定により乙が実施する業務とは、震災時において消防職員及び消防資器材を陸路により搬送することが困難な場合に、甲の要請により、乙に加盟する組合員（以下「組合員」という。）の船舶を用いて別紙第１に定める搬送をいう。

（出動の要請）

第２条　甲は、組合員に対し、別紙第２に定める連絡系統を用い、文書、電話等の方法により日時及び場所を指定して、業務に従事する船舶及び人員（以下「船舶等」という。）の出動を要請するものとする。

２　甲は、前項の規定に基づき、組合員に対し船舶等の出動を要請した場合は、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

（業務等の実施）

第３条　組合員は、前条の規定により出動要請を受けたときは、船舶等を指定された場所への出動を命じ、第１条の業務を実施するものとする。

なお、業務の実施中に溺水者等を発見した場合は、人命救助等必要な処置にあたるものとする。

２　組合員は、前項の規定に基づき出動したときは、直ちに出動責任者、出動時間、出動船舶数等を甲に通知するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第４条　組合員は、前条第１項の規定に基づく業務の終了後、別記様式により、当該業務に要した実費用を甲に請求することができるものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を支払うものとする。

（従事者の災害補償等）

第５条　第３条の規定に基づき生じた損害並びに発生した業務従事者の人的事故の災害補償についてはその都度、甲乙協議して定めるものとする。

（訓練演習の参加）

第６条　乙は、甲が実施する震災消防演習等の訓練演習に、組合員が積極的に参加協力できるよう配意するものとする。

（組合員名簿の提出）

第７条　乙は、組合員名簿を毎年１回甲に提出するものとし、組合員に異動があったときは、その都度通知するものとする。

（協　議）

第８条　この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（適　用）

第９条　この協定は、平成８年１１月１日から適用する。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名捺印のうえ、その１通を保有する。

平成８年１０月３１日

甲　　東 京 消 防 庁
　　消 防 総 監　　小 宮 多 喜 次

乙　　屋形船東京都協同組合
　　理　事　長　　鈴　木　哲　夫

資料第61　災害救助犬団体等との協定（東京消防庁）

「災害救助犬の出動に関する協定」

東京消防庁（以下「甲」という。）と社団法人ジャパンケンネルクラブ（以下「乙」という。）とは災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定する。

（業務内容）

第１条　この協定による業務は、東京消防庁管内の災害現場において、甲が救助活動のため災害救助犬の出動が必要であると認めた人命検索活動とする。

（出動の要請）

第２条　甲は、人命検索活動のため災害救助犬が必要であると認めた場合は、乙に対し、災害救助犬の出動を要請するものとする。

２　災害救助犬の出動頭数は、災害種別、規模及び検索範囲などを考慮し、その都度甲及び乙で協議するものとする。

３　乙は、第１項の規定による出動の要請を受けたときは、速やかに乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、災害救助犬の出動を命ずるものとする。

（業務等の実施）

第３条　会員は、災害救助犬とともに出動したときは、甲の現場指揮本部長の指揮のもとに人命検索活動を行うものとする。

２　前項の業務を円滑に実施するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

（業務の終了）

第４条　この協定による業務の終了は、甲の現場指揮本部長が人命検索活動の終了を告げたとき、又は災害救助犬による人命検索活動の続行が不可能となったときとする。

（費用の請求及び支払）

第５条　乙は、業務の終了後、甲に対して当該業務に係る費用を請求するものとする。

２　甲は、乙から前項の請求があったときは、業務内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害現場等における損害等）

第６条　この協定に基づく会員並びに災害救助犬の業務及び訓練等に伴って生じた損害（第三者に対する損害を含む。）は、乙及び会員の責任において負担するものとする。

（会員等の名簿提出）

第７条　乙は、甲に毎年１回、会員及び災害救助犬の名簿を提出するものとし、甲はその名簿を登録しておくものとする。

ただし、乙は会員等に異動があったときは、その都度、甲に通知するものとする。

（連絡会）

第８条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるため、必要の都度、連絡会を開催するものとする。

（協　議）

第９条　この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（実施細目）

第10条　この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

平成９年７月１日

東京都千代田区大手町一丁目３番５号
甲　東　京　消　防　庁
消　防　総　監　　小　宮　多喜次

東京都千代田区神田須田町一丁目５番地
乙　社団法人ジャパンケンネルクラブ
理　事　長　　経　徳　禮　文

同文の協定

平成９年７月１日

乙　災害救助犬協会富山会長　黒　川　哲　男
乙　日本災害救助犬協会会長　景　山　二　郎
乙　日本レスキュー協会会長　打　間　奈津子

資料第62　東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会との協定

（東京消防庁）

「震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定書」

東京消防庁（以下「甲」という。）と東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会（以下「乙」という。）は、甲の管轄する区域で発生した震災等大規模災害時で、救急車等の搬送車両が不足する場合に、東京都地域防災計画に基づく、患者等搬送事業者の民間協力の一環として、乙に属する東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会員（タクシー事業者を含む。以下「会員」という。）による甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（業務内容）

第１条

この協定により甲が乙に実施を要請する業務は、震災等大規模災害時に発生した多数の傷病者のうち、緊急性の低い傷病者の搬送業務（以下「搬送業務」という。）とし、次に掲げるものとする。

（１）救護所等から医療機関への搬送業務

（２）医師、看護師又は救急救命士の管理下にある病院間搬送業務

（３）その他甲が必要と認めた搬送業務

（震災等大規模災害の種別）

第２条

震災等大規模災害とは、次に掲げる災害をいう。

（１）大規模な地震、風水害等の自然災害

（２）大規模な航空機事故及び列車事故

（３）その他前号に掲げる災害に準ずる事故

（出動の要請）

第３条

甲は、第１条各号の搬送業務を乙に対し要請する場合は、次の事項を警防本部又は署隊本部から電話等により直接に会員に通知するものとする。

（１）出動の日時及び場所

（２）搬送業務に必要な車両の台数及び乗務員数

２　会員は、震災等大規模災害が発生した場合において甲と連絡手段が途絶しているときは、努めて当該会員の事業所の所在地を管轄する消防署に出動し、搬送業務の要否を確認するものとする。この場合も、甲が出動を要請したものとみなす。

３　甲は、搬送車両の集結状況を乙に適宜、情報提供するものとする。

（搬送業務の実施）

第４条

会員は、前条の規定に基づき、震災等大規模災害の現場へ出動要請を受けたときは、指定された場所に出動し、甲の現場最高責任者の指示に基づき、搬送業務を実施するものとする。

２　甲の現場最高責任者は、会員を危害が及ぶ場所等に立ち入らせてはならない。

３　甲の現場最高責任者は、搬送車両の選択について、傷病者の状態から判断し、会員に指示するものとする。

４　甲は、会員が出動した場合には、活動状況を取りまとめ、乙に情報提供するものとする。

（費用の請求及び支払い）
第５条
　会員は、前条第１項に基づく会員の搬送業務終了後、当該搬送業務に要した費用を別記様式により、甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、道路運送法に基づく国土交通大臣の認可を受けた運賃及び所定の利用料の相当額を支払うものとする。
（損害の負担）
第６条
　搬送業務の実施に伴い第三者に損害が生じたときは、その賠償の責については、甲乙協議して定めるものとする。
（従事者の災害補償）
第７条
　第４条の規定に基づく、搬送業務に起因して会員が死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、甲乙協議して定めるものとする。
（訓練演習の参加）
第８条
　乙は、甲が実施する震災等大規模災害における訓練演習等（以下「震災訓練等」という。）に、会員が積極的に参加できるよう配意するものとする。
２　甲は、会員が震災訓練等に参加した場合は、実災害における搬送業務と同等とみなし、道路運送法に基づく国土交通大臣から認可を受けた運賃の相当額を支払うものとする。
（緊急通行車両等事前届出済証）
第９条
　甲は、乙に対し、第２条に定める災害発生に備え、東京都地域防災計画に定める「緊急通行車両等事前届出済証」を事前に交付するものとする。
（協議）
第１０条
　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。
（施行日）
第１１条　この協定は、平成２７年７月１日から施行する。
　上記協定締結の証として本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、おのおのその１通を保有する。
　　平成２７年６月２９日

東京都千代田区大手町一丁目３番５号
甲　東京消防庁
　　消防総監　　大江　秀敏
東京都千代田区麹町一丁目１２番地
乙　東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会
　　会長　　辻　　正司

資料第 63　水による消火が適さない金属を取り扱う工場等での火災発生時における消火資器材提供に関する協定（東京消防庁）

東京消防庁（以下「甲」という。）と一般社団法人日本消火器工業会（以下「乙」という。）は、甲の管轄する区域内において、マグネシウム等の水による消火が適さない物質を取り扱う工場等において火災が発生した場合に、火災の鎮圧のため緊急に必要とされる消火資器材（以下「資器材」という。）の円滑な供給への協力について、次の条項により協定を締結する。

（協力業務）

第１条　乙は、甲の要請により、火災を消火するために必要な資器材を確保し、提供し、及び当該資器材を効果的に活用するための助言を行うものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、前条の要請を乙に対し、別表１に定める連絡先に、文書、電話等の方法により、行うものとする。

（要請内容）

第３条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、別表２の資器材の準備を乙に属する企業へ依頼し、第１条に規定する資器材の確保、提供及び助言（以下「協力業務」という。）を提供可能な範囲で実施するものとする。

２　乙は、前項の規定に基づき協力業務を実施するときは、直ちに実施責任者、受渡し可能時間、資器材の数量、受渡し場所、活用時の注意事項等を甲に通知するものとする。

（費用の請求及び支払）

第４条　乙は、前条第１項の規定による協力業務を実施した場合は、別記様式により、甲に受渡した資器材にかかる費用を甲に請求することができる。

２　甲は、前項の請求があったときは、その費用を支払わなければならない。

（従事者の災害補償）

第５条　甲は、この協定に基づく協力業務に従事した乙の職員が、災害現場における消防作業に従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合は、災害補償について、災害補償関係法令に定めるところにより補償をしなければならない。

（疑義の解決）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、締結日から２年間とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも文書をもって廃棄の通告がない時は、この協定と同一内容で更新され、有効期間を２年間延長するものとし、以後も同様とする。

（適用）

第８条　この協定は、平成２６年１２月２日から適用する。

甲と乙は、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成２６年１１月２８日

東京都千代田区大手町一丁目３番５号
甲　東京消防庁
消防総監　　大江　秀敏

東京都台東区蔵前三丁目１５番７号
乙　一般社団法人日本消火器工業会
会長　　遠山　榮一

「水による消火が適さない金属を取り扱う工場等での火災発生時における消火資器材提供に関する協定」

東京消防庁（以下「甲」という。）と一般社団法人日本マグネシウム協会（以下「乙」という。）は、甲の管轄する区域内において、マグネシウム等の水による消火が適さない物質を取り扱う工場等において火災が発生した場合に、火災の鎮圧のため緊急に必要とされる消火資器材（以下「資器材」という。）の円滑な供給への協力について、次の条項により協定を締結する。

（協力業務）
第１条　乙は、甲の要請により、火災を消火するために必要な資器材を確保し、提供し、及び当該資器材を効果的に活用するための助言を行うものとする。
（協力要請）
第２条　甲は、前条の要請を乙に対し、別表１に定める連絡先に、文書、電話等の方法により、行うものとする。
（要請内容）
第３条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、別表２の資器材の準備を乙に属する企業へ依頼し、第１条に規定する資器材の確保、提供及び助言（以下「協力業務」という。）を提供可能な範囲で実施するものとする。
２　乙は、前項の規定に基づき協力業務を実施するときは、直ちに実施責任者、受渡し可能時間、資器材の数量、受渡し場所、活用時の注意事項等を甲に通知するものとする。
（費用の請求及び支払）
第４条　乙は、前条第１項の規定による協力業務を実施した場合は、別記様式により、甲に受渡した資器材にかかる費用を甲に請求することができる。
２　甲は、前項の請求があったときは、その費用を支払わなければならない。
（従事者の災害補償）
第５条　甲は、この協定に基づく協力業務に従事した乙の職員が、災害現場における消防作業に従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合は、災害補償について、災害補償関係法令に定めるところにより補償をしなければならない。
（疑義の解決）
第６条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。
（協定の有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、締結日から２年間とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも文書をもって廃棄の通告がない時は、この協定と同一内容で更新され、有効期間を２年間延長するものとし、以後も同様とする。
（適用）
第８条　この協定は、平成２６年１２月２日から適用する。

甲と乙は、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成２６年１１月２８日

東京都千代田区大手町一丁目３番５号
甲　東京消防庁
消防総監　　大江　秀敏

東京都中央区日本橋三丁目６番１０号
乙　一般社団法人日本マグネシウム協会
会長　　加藤　数良

資料第64　東京都柔道接骨師会との協定（都福祉保健局）

「災害時の救護活動等についての協定書」

東京都を「甲」とし、公益社団法人東京都柔道接骨師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第１条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

２ 乙は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づき区市町村が行う医療救護について、本協定に準じた協力に努めるものとする。

３ 甲は、前項に規定する乙と区市町村との協力関係の確保について、必要な調整に努めるものとする。

（協力の内容）

第２条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

ア 傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和４５年法律第１９号）に規定された業務の範囲）の実施

イ 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

２ 乙が医療救護所において行う応急救護は、医療救護所の医師の指示により実施するものとする。

（費用弁償）

第３条 甲は、乙の協力に係る次の費用について、その実費を弁償するものとする。

ア 協力に必要な柔道整復師の派遣に要する経費

イ 衛生材料等の経費

（損害賠償）

第４条 甲の要請に基づき、乙が行った救護活動にかかる従事者の損害賠償については、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和３８年東京都条例第３８号）の例による。

（防災訓練への参加）

第５条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（応急救護計画の策定）

第６条 乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２ 乙は、前項の災害応急救護計画を策定するに当たっては、公益社団法人東京都医師会との密接な連携の下に行うものとする。

（協 議）

第７条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第８条 この協定の有効期間は協定締結日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、甲・乙何らの申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書２通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各１通保有する。

平成２６年３月２７日

甲　　東 京 都
　　代表者 東京都知事 舛 添 要 一

乙　　公益社団法人東京都柔道接骨師会
　　代表者 東京都柔道接骨師会長 工 藤 鉄 男

資料第 65　災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定

（都福祉保健局）

東京都を甲とし、財団法人日本救急医療財団を乙として、甲乙間において、次の条項により、航空会社の保有する航空機による災害時等の医療搬送等業務（以下「本業務」という。）の協力に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画等に基づいて行う本業務を甲と乙とが協力して実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（協力要請）
第２条　甲は、被害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、乙が別途協定を締結した航空会社（以下「指定航空会社」という。）に対し、乙に代わり、本業務等の協力を要請することができる。

（指定航空会社の通知）
第３条　乙は、あらかじめ甲に対し指定航空会社名等を通知するものとする。

（業務の指示）
第４条　甲は、災害の状況に応じて、東京都地域防災計画等に基づいて本業務を実施するため、乙に代わり、指定航空会社に対し、日時、場所等を指定して航空機の運航を指示することができる。
２　乙は、指定航空会社に対し、甲から指示があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し航空機等の提供を行わせるものとする。
３　甲は、前２項に係る業務の実施について問題が生じたと判断するときは、乙に対してその改善を申し入れることができる。

（業務内容）
第５条　乙は、指定航空会社に対し、甲の要請又は指示により提供した航空機等によって、甲の指示する次の業務を行わせるものとする。
(1) 傷病者、医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等の搬送
(2) その他甲乙協議して合意した人員、物資等の搬送

（航空保険）
第６条　乙は、指定航空会社に対して、航空保険（機体、第三者・乗客包括賠償責任保険）に加入させるものとする。

（費用負担）
第７条　甲又は乙の要請又は指示により、指定航空会社が実施した本業務に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
(1) 航空機運航に係る経費
(2) その他本業務遂行に必要な経費
２　前項第１号の定めによる費用弁償等の額については、運輸大臣に届け出た航空運送事業に係る運賃料金における当該提供機種の貸切運賃に、本業務に要した時間を乗じて得た額とする。本業務に要した時間については、航空機が指定航空会社の定常基地を出発してから戻るまでの合計飛行時間を算定するものとする。
３　前項の本業務に要した時間については、１時間以下の場合は１時間とし、１時間を超えた場合は 30 分を単位として超えた時間を算定するものとする。

（損害賠償）
第８条　本業務の実施に伴い、乙が甲に損害を与えた場合の損害賠償額は、指定航空会社が加入する航空保険の保険金額を限度とする。

（災害補償）
第９条　甲は、指定航空会社等の職員がこの協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、乙の求めに応じ、災害時において

応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 38 年東京都条例第 38 号）に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

（協定の有効期間及び解除）
第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から２年間とする。ただし、甲又は乙から協定の終期１か月前までに特段の意思表示がない場合は、引き続き２年間、協定の有効期間が延長されたものとみなす。
２　甲又は乙は、必要があるときは、甲乙協議の上、この協定を解除することができる。

（疑義の解釈等）
第 11 条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（施行期日）
第 12 条　この協定は、平成 13 年３月１日から施行する。
この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 13 年３月１日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都知事　石 原 慎 太 郎

東京都文京区湯島三丁目 37 番４号
乙　財団法人日本救急医療財団
理　事　長　大　塚　敏　文

資料第 66　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（都福祉保健局）

①「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」

東京都を「甲」とし、一般社団法人東京医薬品卸業協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結
する。

(総　則)

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要　請)

第２条　甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる医薬品等

(2) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第５条　第２条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(医薬品等の引取り)

第６条　医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第７条　医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第８条　甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細　目)

第９条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協　議)

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(雑　則)

第11条　この協定の施行に伴い、平成１４年１０月１日付け「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成18年2月13日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　東京都知事　石原　慎太郎

乙　　東京都中央区日本橋本町二丁目１番５号
一般社団法人東京医薬品卸業協会
代表者　理　事　長　内匠屋　理

資料第 66　大東京歯科用品商協同組合との協定（都福祉保健局）

②「災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書」

東京都を「甲」とし、大東京歯科用品商協同組合を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総　則)

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における歯科用医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要　請)

第２条　甲は、災害時における歯科用医薬品等の確保を図るため、歯科用医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(歯科用医薬品等の範囲)

第４条　甲が供給を要請する歯科用医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる歯科用医薬品及び歯科材料

(2) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第５条　第２条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(歯科用医薬品等の引取り)

第６条　歯科用医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第７条　歯科用医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第８条　甲は、乙の協力により調達された歯科用医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細　目)

第９条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協　議)

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(雑　則)

第11条　この協定の施行に伴い、平成１０年６月４日付け「災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成18年2月13日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都
代表者　東京都知事　石　原　慎　太　郎

乙　　東京都文京区本郷一丁目２５番２５号
大東京歯科用品商協同組合
代表者　理 事 長　　井　上　恒　雄

資料第66　日本産業・医療ガス協会との協定（都福祉保健局）

③「災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書」

東京都を「甲」とし、一般社団法人日本産業・医療ガス協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総　則)

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療ガス等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要　請)

第２条　甲は、災害時における医療ガス等の確保を図るため、医療ガス等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医療ガス等の範囲)

第４条　甲が供給を要請する医療ガス等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 酸素ガス及び液体酸素

(2) 酸素ガス及び液体酸素の使用にあたり必要となる資器材等

(3) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第５条　第２条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(医療ガス等の引取り)

第６条 医療ガス等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(医療ガス等を使用する施設の安全性等の確認)

第７条　医療ガス等を使用する施設の安全性等を確認する必要がある場合は、甲は乙に対し、安全性の確認について協力を要請するものとする。

(搬送体制の確保)

第８条　医療ガス等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第９条　甲は、乙の協力により調達された医療ガス等について、その実費を負担するものとする。

(細　目)

第10条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協　議)

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(雑　則)

第12条 この協定の施行に伴い、平成１８年２月１３日付け「災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成19年10月1日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都
代表者　東京都知事　石　原　慎　太　郎

乙　　東京都港区芝五丁目３０番９号
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
代表者　代表理事　　田　口　　博

資料第 66　日本医療機器協会との協定（都福祉保健局）

④「災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書」

東京都を「甲」とし、商工組合日本医療機器協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総　則)

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療機器等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要　請)

第２条　甲は、災害時における医療機器等の確保を図るため、医療機器等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医療機器等の範囲)

第４条　甲が供給を要請する医療機器等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる医療機器等

(2) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第５条　第２条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(医療機器等の引取り)

第６条　医療機器等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第７条　医療機器等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第８条　甲は、乙の協力により調達された医療機器等について、その実費を負担するものとする。

(細　目)

第９条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協　議)

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(雑　則)

第11条　この協定の施行に伴い、平成１０年６月４日付け「災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成18年2月13日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都
代表者　東京都知事　石　原　慎　太　郎

乙　東京都文京区本郷三丁目３９番１５号
商工組合日本医療機器協会
代表者　理 事 長　　松　原　一　雄

資料第 66　日本衛生材料工業連合会との協定（都福祉保健局）

⑤「災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書」

東京都を「甲」とし、社団法人日本衛生材料工業連合会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総　則)

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における衛生材料の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要　請)

第２条　甲は、災害時における衛生材料の確保を図るため、衛生材料を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(衛生材料の範囲)

第４条　甲が供給を要請する衛生材料の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる衛生材料

(2) 避難所等で使用される衛生材料

(3) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第５条　第２条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙傘下の組合又は乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(衛生材料の引取り)

第６条　衛生材料の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第７条　衛生材料の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第８条　甲は、乙の協力により調達された衛生材料について、その実費を負担するものとする。

(細　目)

第９条　この協定を案施するために必要な事項については、別に定める。

(協　議)

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(雑　則)

第11条　この協定の施行に伴い、平成１０年６月４日付け「災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成18年2月13日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都
代表者　東京都知事　　石　原　慎　太　郎

乙　　東京都港区浜松町1-2-3　泉浜松町ビル1階
社団法人　日本衛生材料工業連合会
代表者　会　　長　　高　原　慶一朗

資料第67　災害時の救護活動等についての協定（都福祉保健局）

「災害時の救護活動等についての協定」

東京都を「甲」とし、社団法人日本助産師会東京都支部を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　乙は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき区市町村が行う医療救護について、本協定に準じた協力に努めるものとする。

３　甲は、前項に規定する乙と区市町村との協力関係の確保について、必要な調整に努めるものとする。

（協力の内容）

第２条　災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

ア　助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導（保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に規定する業務の範囲）の実施

イ　傷病者に対する助産・保健指導に関する衛生材料等の提供

２　乙が救護所において行う活動は、救護所の医師と連携して実施するものとする。

（費用弁償）

第３条　甲は、乙の協力に係る次の費用について、その実費を弁償するものとする。

ア　協力に必要な助産師の派遣に要する経費

イ　衛生材料等の経費

（損害補償）

第４条　甲の要請に基づき、乙が行った救護活動に係る従事者の損害補償については、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和 38 年東京都条例第 38 号）の例による。

（防災訓練への協力）

第５条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（応急救護計画の策定）

第６条　乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　乙は、前項の災害応急措置救護計画を策定するに当たっては、社団法人東京都医師会との密接な連携の下に行うものとする。

（協　議）

第７条　この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成 19 年４月１日から平成 21 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、甲乙何らの申出がないときは、有効期間が１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通保有する。

平成 19 年６月 11 日

甲　　東　京　都
　　代表者　東京都知事　　石　原　慎　太　郎

乙　　社団法人日本助産師会東京都支部
　　代表者　東京都支部長　　森　田　玲　子

資料第68　災害時における要援護者の移送に関する協定書（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と財団法人全国福祉輸送サービス協会東京支部（以下「乙」という。）とは、甲が実施する要援護者の移送に係る乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が被災地内の要援護者を他地区へ移送する場合における乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（移送用車両の要請）

第２条　甲は乙に対し、要援護者の移送に必要な車両（以下「福祉タクシー」という。）の供給を要請することができる。

２　乙は、甲からの要請があった場合、乙の組合員の中から福祉タクシーを供給するものとする。

（費用弁償）

第３条　甲の要請に基づく福祉タクシーの供給に要する費用は、甲が負担する。

（事故等）

第４条　乙の供給した福祉タクシーが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに他の福祉タクシー等により、供給を継続するよう務めるものとする。

２　乙は、その供給した福祉タクシーの運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第５条　乙は、その福祉タクシーの運行に際し、乙の責に帰する理由により事業用自動車の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（損害賠償）

第６条　甲は、その責に帰する理由により使用中の福祉タクシーを損傷し又は滅失したときは、乙に対し、その損害を賠償する。

（災害補償）

第７条　甲は、使用中の福祉タクシーの運転者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 38 年東京都条例第 38 号）」に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、当該運転手が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故についてはこれらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（平常時からの連携）

第８条　甲及び乙は、平常時から、福祉タクシーの供給に関する情報交換や訓練等を実施するなど、その連携に努めるものとする。

（協　議）

第９条　この協定に定める事項に疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は平成１９年６月１１日から平成２０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、甲・乙何らの申出がないときは、更に１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

甲及び乙は、本協定書を２通作成し、記名押印の上各１通を保有する。

平成１９年６月１１日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都知事　石原　慎太郎

東京都千代田区九段南四丁目８番１３号
乙　財団法人全国福祉輸送サービス協会東京都支部
代表者　東京支部長　水田　誠

資料第69　東京都看護協会との協定（都福祉保健局）

災害時の救護活動等についての協定書

東京都を「甲」とし、公益社団法人東京都看護協会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
２　乙は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づき区市町村が行う医療救護について、本協定に準じた協力に努めるものとする。
３　甲は、前項に規定する乙と区市町村との協力関係の確保について、必要な調整に努めるものとする。

（協力の内容）
第２条　災害時において、乙は、甲が社団法人東京都医師会に対し要請する医療救護班の編成に協力するほか、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。
ア　傷病者等に対する応急救護（保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）に規定された業務の範囲）の実施
イ　傷病者等に対する応急救護に関する衛生材料等の提供
ウ　甲が行う医療救護活動に係る会議への参加及び活動報告
２　乙が医療救護所において行う応急救護は、医療救護所の医師の指示により実施するものとする。

（費用弁償）
第３条　甲は、乙の協力に係る次の費用について、その実費を弁償するものとする。
ア　協力に必要な看護師の派遣に要する経費
イ　衛生材料等の経費

（損害賠償）
第４条　甲の要請に基づき、乙が行った救護活動にかかる従事者の損害賠償については、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和３８年東京都条例第３８号）の例による。

（防災訓練への参加）
第５条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（応急救護計画の策定）
第６条　乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
２　乙は、前項の災害応急救護計画を策定するに当たっては、社団法人東京都医師会に協力し、情報の共有を図りながら行うものとする。

（協　議）
第７条　この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は協定締結日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、甲乙何らの申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書２通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各１通保有する。

平成２４年１０月３０日

甲　　東　京　都
　　代表者　　東京都知事　　石　原　慎太郎

乙　　公益社団法人東京都看護協会
　　代表者　　会　　長　　嶋　森　好　子

資料第70　災害時における被災者の支援に関する協定（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と東京都生活衛生同業組合連合会（以下「乙」という。）は、東京都内において大規模な地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙の会員である生活衛生同業組合（以下「組合」という。）が実施する被災者の支援（以下「支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における被災者の生活衛生に関する協力体制を確立して、都民の安定した生活の確保を図ることを目的とする。

（支援業務内容及び対象組合）

第２条　乙の支援業務の内容は、次のとおりとする。

(1)　救援物資（食材及び食品）の提供

(2)　避難所等における炊出しの実施

(3)　避難所等における理容、美容、クリーニングの実施

(4)　宿泊・一時避難等としての施設の提供

(5)　入浴施設の開放、入浴の便宜供与

(6)　帰宅困難者に対する、水、トイレ、避難情報等の提供

２　本協定の対象となる組合及び具体的な支援業務は別表のとおりとする。

（要請）

第３条　甲は、災害時に、支援業務を実施する必要があると認めたときは、乙に支援を要請するものとする。

２　前項の要請は、別記様式第１号により行う。ただし、別記様式第１号による要請をすることができない緊急の場合は、口頭により要請し、後日、別記様式第１号により処理するものとする。なお、前条第１項第６号については、甲の要請を待たないで、乙が状況に応じ自主的に可能な範囲で支援を実施できるものとする。

（費用負担）

第４条　乙の業務の提供による経費については、災害救助法の規定により甲が負担すると認めたものを除き、原則として乙が負担する。

（業務の提供及び報告）

第５条　乙は、甲から第３条に定める要請があったときは、組合間の調整を行ったうえで、業務の提供を行う組合を決定するものとする。

２　業務の提供を行った組合は、業務が完了したときは、別記様式第２号により、速やかに実施状況を甲に報告するものとする。

（合同訓練）

第６条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加し協力するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成２５年７月１１日から平成２７年３月３１日までとする。

２　期限満了の日の３か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２５年７月１１日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

甲　東　京　都

知　事　　猪瀬　直樹

東京都渋谷区広尾五丁目７番１号

乙　東京都生活衛生同業組合連合会

会　長　　飛田　英雄

別表（第２条関係）

対象組合及び業務

組　合　名	支　援　業　務
東京都鮨商生活衛生同業組合	・食材の提供及び料理、弁当等の食品の提供　・避難所等における炊出し人員の派遣　・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都麺類生活衛生同業組合	・食材の提供及び料理、弁当等の食品の提供　・避難所等における炊出し人員の派遣　・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供

組　合　名	支　援　業　務
東京都中華料理生活衛生同業組合	・食材の提供及び料理、弁当等の食品の提供　・避難所等における炊出し人員の派遣　・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都社交飲食業生活衛生同業組合	・食材の提供及び料理、弁当等の食品の提供　・避難所等における炊出し人員の派遣　・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都料理生活衛生同業組合	・食材の提供及び料理、弁当等の食品の提供　・避難所等における炊出し人員の派遣　・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都飲食業生活衛生同業組合	・食材の提供及び料理、弁当等の食品の提供　・避難所等における炊出し人員の派遣　・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都喫茶飲食生活衛生同業組合	・食材の提供及び料理、弁当等の食品の提供　・避難所等における炊出し人員の派遣　・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都食鳥肉販売業生活衛生同業組合	・食材の提供　・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都氷雪販売業生活衛生同業組合	・氷の提供　・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都理容生活衛生同業組合	・避難所等での理容サービスの提供　・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都美容生活衛生同業組合	・避難所等での美容サービスの提供　・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都興行生活衛生同業組合	・簡易避難所としての場所の提供　・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都ホテル旅館生活衛生同業組合	・避難所としての宿泊施設の提供（宿泊・入浴・食事） ・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合	・避難所としての宿泊施設の提供（宿泊・入浴） ・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都公衆浴場業生活衛生同業組合	・避難所としての入浴施設の開放　・入浴の便宜供与 ・井戸による生活用水等の提供　・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都クリーニング生活衛生同業組合	・被災者の毛布、衣類等のクリーニング　・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供

別記様式第１号

福保健環第　　号
平成　　年　　月　　日

災害時における被災者支援の要請書

東京都生活衛生同業組合連合会
会長　　○○様

東京都知事
猪　瀬　　直　樹

平成　　年　　月　　日締結の災害時における被災者の支援に関する協定書第３条の規定に基づき、下記の支援について要請します。

記

１　要請する内容

要請内容	要請期間	実施場所	支援を受ける被災者数又は提供数（予定）	備考

２　連絡先

役　職　・　氏　名	
電話番号・ﾌｧｸｼﾐﾘ番号	
メ ー ル ア ド レ ス	

担当
東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課
電 話 番 号：
ﾌｧｸｼﾐﾘ番号：

別記様式第２号

第　　号
平成　　年　　月　　日

災害時における被災者支援の実績報告書

東京都知事　殿

東京都○○生活衛生同業組合
会長　　○○　　○○

平成　　年　　月　　日福保健環第　　号東京都生活衛生同業組合連合会に要請のあった災害時における被災者支援の協力については、下記のとおり対応したので、平成２５年　　月　　日締結の災害時における被災者の支援に関する協定書第５条の規定に基づき報告します。

記

被災者支援の協力に係る実施状況

支援内容	実施期間	実施場所	支援を受けた被災者数又は提供数	備考

資料第71　災害時における高齢者の生活支援等のための介護職員等派遣に関する協定（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、二次避難所（福祉避難所）等への介護職員等の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

（総　　則）

第１条　この協定は、災害時において、災害時要援護者である高齢者を支援するため、区市町村又は他道府県等からの要請に基づき、甲が二次避難所等への介護職員等の派遣を実施する場合における乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

２　乙は、甲からの要請に基づき、乙の会員である施設と調整し、介護職員等の派遣について人材の確保等の必要な協力を行うものとする。

３　甲は、乙と区市町村又は他道府県等との協力関係の確保について、必要な調整を行うものとする。

（介護職員等の業務）

第２条　甲が乙に第１条第２項の規定に基づき派遣の協力を要請する介護職員等の業務は、次のとおりとする。

（１）高齢者の日常生活の介助に係る業務

（２）その他高齢者の生活支援に係る業務

（協力要請）

第３条　甲は、区市町村又は他道府県等からの要請に基づき、介護職員等の派遣を行う場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。ただし、事態が緊迫して、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行うものとする。

（１）　派遣要請理由

（２）　派遣場所

（３）　派遣人数

（４）　派遣期間

（介護職員等派遣候補者名簿の作成及び提出）

第４条　乙は、前条の定めによる協力要請があった場合は、介護職員等の派遣候補者名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

（費用弁償）

第５条　甲の要請に基づき、乙が介護職員等の派遣を行った場合は、別に定めるところによりその実費を甲が弁償するものとする。

（資材等の調達）

第６条　甲は、本協定により派遣する介護職員等の活動場所への移送及び物資等の調達について、必要な措置を講じるものとする。

（細　目）
第７条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協　議）
第８条　この協定に関し、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の期間は、協定書締結日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに甲乙から申出がないときは、更に１年間延長され、以降この例による。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２５年８月１２日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東　京　都
代表者　東京都知事　　猪　瀬　　直　樹

東京都新宿区神楽河岸一丁目1番
乙　社会福祉法人東京都社会福祉協議会
代表者　会　　長　　古　川　貞　二　郎

（同趣旨の協定　　平成２５年８月１２日）

甲　同上

東京都新宿区新宿三丁目３２番１号
乙　一般社団法人東京都老人保健施設協会
代表者　会　長　　山　田　　禎　一

資料第72　東京都災害福祉広域調整センターの設置及び運営等に関する協定（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、第２条で規定する場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力し、東京都災害福祉広域支援ネットワーク構成団体とも協働しながら、社会福祉施設及び福祉避難所等への福祉職員等の円滑な派遣調整等を行い、もって災害時の福祉支援力の低下を防止するため、この協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京都災害福祉広域調整センターの設置及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（東京都災害福祉広域調整センターの設置）

第２条　以下の場合、甲は東京都災害福祉広域調整センターを設置する。

（１）　東京都の地域において大規模災害が発生し、または発生するおそれがあると認めた場合。

（２）　甲が災害対策本部を設置した場合（即応対策本部又は応急対策本部を設置した場合も同様とする）。

（３）　甲と乙が協議の上、必要と判断した場合。

（東京都災害福祉広域調整センターの設置場所）

第３条　東京都災害福祉広域調整センターは、原則として以下を設置場所とする。

（１）　東京都内で災害が発生した場合は甲（東京都新宿区西新宿二丁目８番１号）とする。

（２）　他県で発災し、支援をするためにセンターを立ち上げる場合は乙（東京都新宿区神楽河岸１番１号）とする。

２　前項の施設が被災し、利用できない場合、その他当該施設内に東京都災害福祉広域調整センターを設置することが困難である場合には、甲と乙が協議の上、これに代わる設置場所を確保する。

（東京都災害福祉広域調整センターの役割）

第４条　東京都災害福祉広域調整センターは、災害時において、人的支援が必要とされる要配慮者が利用する社会福祉施設及び福祉避難所等への福祉職員等の応援派遣を円滑に支援するため、被災地や応援派遣団体との必要な調整等を行う。

（東京都災害福祉広域調整センターの運営）

第５条　乙は、東京都災害福祉広域調整センターの運営を行うものとし、甲は、同センターの運営に必要な支援を行う。

（経費負担）

第６条　東京都災害福祉広域調整センターの運営に関し必要となる経費は、甲が負担する。ただし、甲と乙が協議の上、合意が得られた場合については、この限りではない。

（東京都災害福祉広域調整センターの閉鎖）

第７条　東京都災害福祉広域調整センターの閉鎖時期については、甲と乙が協議の上、決定する。

（平常時の取組）

第８条　甲と乙とは、災害時に迅速かつ円滑に被災地や応援派遣団体との必要な調整ができるよう、

平常時から相互に連携した取組に努める。

（協議）

第９条　この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議の上、決定する。

（有効期間）

第１０条　この協定の期間は、協定書締結日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに甲乙の一方から書面により特段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に延長され、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成３０年３月７日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東 京 都
代表者 東京都知事　小池　百合子

乙　東京都新宿区神楽河岸１番１号
社会福祉法人東京都社会福祉協議会
代表者 会 長　青山　佾

資料第73　災害時における要配慮者の生活支援のための福祉職員等派遣に関する協定（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都医療社会事業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、社会福祉施設及び福祉避難所等への福祉職員等の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第１条　この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、区市町村又は他道府県からの要請に基づき、甲が福祉避難所等への福祉職員等の派遣を実施する場合における乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

２　乙は、甲からの要請に基づき、乙の会員及び全国組織と調整し、福祉職員等の派遣について可能な範囲での人材の確保及び派遣調整の必要な協力を行うものとする。

３　甲は、乙と区市町村又は他道府県等との協力関係の確保について、必要な調整を行うものとする。

（福祉職員等の業務）

第２条　甲が乙に第１条第２項の規定に基づき派遣の協力を要請する福祉職員等の業務は、要配慮者の生活支援に係る業務とする。

（協力要請）

第３条　甲は、区市町村又は他道府県等からの要請に基づき、福祉職員等の派遣を行う場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合で、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行うものとする。

（１）　派遣要請理由
（２）　派遣場所
（３）　派遣人数
（４）　派遣期間

（福祉職員等派遣候補者名簿の作成及び提出）

第４条　乙は、前条の定めによる協力要請があった場合は、福祉職員等の派遣候補者名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

（費用弁償）

第５条　甲の要請に基づき、乙が福祉職員等の派遣を行った場合は、別に定めるところによりその実費を甲が弁償するものとする。

（資材等の調達）

第６条　甲は、本協定により派遣する福祉職員等の活動場所への移送について、必要な措置を講じるものとする。

（細 目）

第７条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協 議）

第８条　この協定に関し、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の期間は、協定書締結日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに甲乙の一方から書面により特段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に延長され、以降も同様とする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年３月７日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東 京 都
代表者 東京都知事　小池　百合子

乙　東京都豊島区南大塚三丁目４３番１１号
一般社団法人東京都医療社会事業協会
代表者 会 長　田上　明

資料第74　災害時における要配慮者の生活支援等のための福祉職員等派遣に関する協定（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京精神保健福祉士協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、社会福祉施設及び福祉避難所等への福祉職員等の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第１条　この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、区市町村又は他道府県からの要請に基づき、甲が福祉避難所等への福祉職員等の派遣を実施する場合における乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

２　乙は、甲からの要請に基づき、乙の会員及び全国組織と調整し、福祉職員等の派遣について可能な範囲での人材の確保及び派遣調整の必要な協力を行うものとする。

３　甲は、乙と区市町村又は他道府県等との協力関係の確保について、必要な調整を行うものとする。

（福祉職員等の業務）

第２条　甲が乙に第１条第２項の規定に基づき派遣の協力を要請する福祉職員等の業務は、次のとおりとする。

（１）　要配慮者の日常生活の介助に係る業務

（２）　その他要配慮者の生活支援に係る業務

（協力要請）

第３条　甲は、区市町村又は他道府県等からの要請に基づき、福祉職員等の派遣を行う場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合で、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行うものとする。

（１）　派遣要請理由

（２）　派遣場所

（３）　派遣人数

（４）　派遣期間

（福祉職員等派遣候補者名簿の作成及び提出）

第４条　乙は、前条の定めによる協力要請があった場合は、福祉職員等の派遣候補者名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

（費用弁償）

第５条　甲の要請に基づき、乙が福祉職員等の派遣を行った場合は、別に定めるところによりその実費を甲が弁償するものとする。

（資材等の調達）

第６条　甲は、本協定により派遣する福祉職員等の活動場所への移送について、必要な措置を講じるものとする。

（細 目）

第７条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協 議）

第８条　この協定に関し、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の期間は、協定書締結日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに甲乙の一方から書面により特段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に延長され、以降も同様とする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年３月７日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東 京 都
代表者 東京都知事　小池　百合子

乙　東京都新宿区大久保一丁目１番２号
一般社団法人東京精神保健福祉士協会
代表者 会 長　関原　育

資料第74　災害時における要配慮者の生活支援等のための福祉職員等派遣に関する協定（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と公益社団法人東京社会福祉士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、社会福祉施設及び福祉避難所等への福祉職員等の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第１条　この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、区市町村又は他道府県からの要請に基づき、甲が福祉避難所等への福祉職員等の派遣を実施する場合における乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

２　乙は、甲からの要請に基づき、乙の会員及び全国組織と調整し、福祉職員等の派遣について可能な範囲での人材の確保及び派遣調整の必要な協力を行うものとする。

３　甲は、乙と区市町村又は他道府県等との協力関係の確保について、必要な調整を行うものとする。

（福祉職員等の業務）

第２条　甲が乙に第１条第２項の規定に基づき派遣の協力を要請する福祉職員等の業務は、次のとおりとする。

（１）　要配慮者の日常生活の介助に係る業務

（２）　その他要配慮者の生活支援に係る業務

（協力要請）

第３条　甲は、区市町村又は他道府県等からの要請に基づき、福祉職員等の派遣を行う場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合で、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行うものとする。

（１）　派遣要請理由

（２）　派遣場所

（３）　派遣人数

（４）　派遣期間

（福祉職員等派遣候補者名簿の作成及び提出）

第４条　乙は、前条の定めによる協力要請があった場合は、福祉職員等の派遣候補者名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

（費用弁償）

第５条　甲の要請に基づき、乙が福祉職員等の派遣を行った場合は、別に定めるところによりその実費を甲が弁償するものとする。

（資材等の調達）

第６条　甲は、本協定により派遣する福祉職員等の活動場所への移送について、必要な措置を講じるものとする。

（細 目）

第７条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協 議）
第８条　この協定に関し、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の期間は、協定書締結日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに甲乙の一方から書面により特段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に延長され、以降も同様とする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年３月７日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東 京 都
代表者 東京都知事　小池　百合子

乙　東京都豊島区南大塚三丁目４３番１１号
公益社団法人東京社会福祉士会
代表者 会 長　大輪　典子

資料第74　災害時における要配慮者の生活支援等のための福祉職員等派遣に関する協定（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都介護福祉士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、社会福祉施設及び福祉避難所等への福祉職員等の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第１条　この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、区市町村又は他道府県からの要請に基づき、甲が福祉避難所等への福祉職員等の派遣を実施する場合における乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

２　乙は、甲からの要請に基づき、乙の会員及び全国組織と調整し、福祉職員等の派遣について可能な範囲での人材の確保及び派遣調整の必要な協力を行うものとする。

３　甲は、乙と区市町村又は他道府県等との協力関係の確保について、必要な調整を行うものとする。

（福祉職員等の業務）

第２条　甲が乙に第１条第２項の規定に基づき派遣の協力を要請する福祉職員等の業務は、次のとおりとする。

（１）　要配慮者の日常生活の介助に係る業務

（２）　その他要配慮者の生活支援に係る業務

（協力要請）

第３条　甲は、区市町村又は他道府県等からの要請に基づき、福祉職員等の派遣を行う場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合で、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行うものとする。

（１）　派遣要請理由

（２）　派遣場所

（３）　派遣人数

（４）　派遣期間

（福祉職員等派遣候補者名簿の作成及び提出）

第４条　乙は、前条の定めによる協力要請があった場合は、福祉職員等の派遣候補者名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

（費用弁償）

第５条　甲の要請に基づき、乙が福祉職員等の派遣を行った場合は、別に定めるところによりその実費を甲が弁償するものとする。

（資材等の調達）

第６条　甲は、本協定により派遣する福祉職員等の活動場所への移送について、必要な措置を講じるものとする。

（細 目）

第７条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協 議）
第８条　この協定に関し、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の期間は、協定書締結日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに甲乙の一方から書面により特段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に延長され、以降も同様とする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年３月７日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東 京 都
代表者 東京都知事　小池　百合子

乙　東京都江東区猿江一丁目３番７号
公益社団法人東京都介護福祉士会
代表者 会 長　白井　幸久

資料第74　災害時における要配慮者の生活支援等のための福祉職員等派遣に関する協定（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、社会福祉施設及び福祉避難所等への福祉職員等の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第１条　この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、区市町村又は他道府県からの要請に基づき、甲が福祉避難所等への福祉職員等の派遣を実施する場合における乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

２　乙は、甲からの要請に基づき、乙の会員及び全国組織と調整し、福祉職員等の派遣について可能な範囲での人材の確保及び派遣調整の必要な協力を行うものとする。

３　甲は、乙と区市町村又は他道府県等との協力関係の確保について、必要な調整を行うものとする。

（福祉職員等の業務）

第２条　甲が乙に第１条第２項の規定に基づき派遣の協力を要請する福祉職員等の業務は、次のとおりとする。

（１）　要配慮者の日常生活の介助に係る業務

（２）　その他要配慮者の生活支援に係る業務

（協力要請）

第３条　甲は、区市町村又は他道府県等からの要請に基づき、福祉職員等の派遣を行う場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合で、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行うものとする。

（１）　派遣要請理由

（２）　派遣場所

（３）　派遣人数

（４）　派遣期間

（福祉職員等派遣候補者名簿の作成及び提出）

第４条　乙は、前条の定めによる協力要請があった場合は、福祉職員等の派遣候補者名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

（費用弁償）

第５条　甲の要請に基づき、乙が福祉職員等の派遣を行った場合は、別に定めるところによりその実費を甲が弁償するものとする。

（資材等の調達）

第６条　甲は、本協定により派遣する福祉職員等の活動場所への移送について、必要な措置を講じるものとする。

（細 目）

第７条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協 議）
第８条　この協定に関し、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の期間は、協定書締結日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに甲乙の一方から書面により特段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に延長され、以降も同様とする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年３月７日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東 京 都
代表者 東京都知事　小池　百合子

乙　東京都千代田区飯田橋二丁目９番３号
特定非営利活動法人
東京都介護支援専門員研究協議会
代表者 理事長　小島　操

資料第75　災害時における救援活動協力に関する協定書（病院経営本部）

東京都病院経営本部を「甲」とし、特定非営利活動法人日本災害医療支援機構（JVMAT）を「乙」とし、地震等の大規模災害が発生した場合のボランティア支援等に関し、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、災害発生時等において、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に救援活動が実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害発生時に、運転者及び車両等、人的、物的支援を確保する必要が生じた場合は、乙に対し、派遣を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、原則として、第１号様式により文書をもって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事態等が発生した場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協　力）

第３条　乙は、前条による甲からの協力依頼に対し、甲に協力するものとする。

（活動内容）

第４条　乙は、第２条の依頼があったときは、甲の指定する職員と協力し、救援活動に必要な輸送業務等を実施するものとする。

（活動報告）

第５条　乙は前条に基づき、その業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに２号様式により活動内容を甲に対し、報告するものとする。

（費用負担）

第６条　この協定により、乙が提供した物品等に係る経費は、甲が負担するものとし、その額についてはその都度甲乙の協議の上決定する。

（費用の請求）

第７条　乙は、前条の協議に基づき、甲に対して費用の請求を行う。

（費用の支払い）

第８条　甲は、前条の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、平成２２年４月１日から効力を有する。甲乙いずれかによる終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（疑義の解釈）

第10条　この協定書に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議してその都度定める。

甲と乙とは、本通２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２２年４月１日

（甲）

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号　第一本庁舎２９階

東京都病院経営本部

本部長　中井　敬三　　印

（乙）

東京都中央区日本橋一丁目３番１６号　三井住友海上日本橋ビル３階

特定非営利活動法人　日本災害医療支援機構

理事長　島崎　修次　　印

第１号様式

病経総第○○○号
平成　　年　　月　　日

特定非営利活動法人
　日本災害医療支援機構　理事長　　様

病院経営本部長

災害時における輸送業務等協力依頼書

「災害時における救援活動協力に関する協定書」に基づき、災害時の輸送業務に関し u8、下記のとおり協力要請いたします。

記

災害発生日時	年　　月　　日　　時　　分　発生
災害種別等	
輸送業務期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
輸送区間	地から　　地まで
必要な車両台数	台
現場派遣職員	（所属）　　（職種）　　（氏名）
備　　考	

連絡先　　病院経営本部経営企画部総務課庶務係　　担当○○　　電話 03-5320-5809

第２号様式

平成　　年　　月　　日

病院経営本部長　　宛

特定非営利活動法人
日本災害医療支援機構理事長

災害時における輸送業務等に係る実施状況報告書

「災害時における救援活動協力に関する協定書」に基づき、災害時の輸送業務に関する実施状況について、下記のとおり報告いたします。

記

輸送業務期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
輸送区間	地から　　地まで
輸送人員	病院　　名
輸送業務内容	（例）○○から○○までの輸送業務、○○への救援物資の輸送　など
輸送業務担当者	
備　　考	

資料第76　災害時における遺体の搬送に関する協定（都福祉保健局）

①社団法人全国霊柩自動車協会との協定

東京都を「甲」とし、社団法人全国霊柩自動車協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第１条　この協定は、「東京都地域防災計画」及び「東京都広域火葬実施計画」に基づき、区市町村からの要請に基づき甲が行う災害時における遺体の搬送に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第２条　甲は、災害時における遺体の搬送について、区市町村から要請があったときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(輸送業務)

第４条　乙は、甲の指示により、区市町村が設置する遺体収容所等から火葬場への遺体の搬送に従事するものとする。

(緊急要請)

第５条　第２条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(搬送体制の確保)

第６条　甲は、乙の搬送経路の確保等について、必要な措置を講じるものとする。

(報告)

第７条　乙は、甲の要請により協力したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第８条　甲は、甲の要請により乙が実施した遺体の搬送について、その実費を負担するものとする。

(細目)

第９条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲、乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成11年６月30日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者　東京都知事　石原　慎太郎

乙　　東京都新宿区四谷三丁目2番地
社団法人全国霊柩自動車協会
代表者　会長　岡　康夫

②社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との協定

東京都を「甲」とし、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第１条　この協定は、「東京都地域防災計画」及び「東京都広域火葬実施計画」に基づき、区市町村からの要請に基づき甲が行う災害時における遺体の搬送に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第２条　甲は、災害時における遺体の搬送について、区市町村から要請があったときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(輸送業務)

第４条　乙は、甲の指示により、区市町村が設置する遺体収容所等から火葬場への遺体の搬送に従事するものとする。

(緊急要請)

第５条　第２条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(搬送体制の確保)

第６条　甲は、乙の搬送経路の確保等について、必要な措置を講じるものとする。

(報告)

第７条　乙は、甲の要請により協力したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第８条　甲は、甲の要請により乙が実施した遺体の搬送について、その実費を負担するものとする。

(細目)

第９条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲、乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成13年７月10日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者　東京都知事　石原　慎太郎

乙　　東京都港区虎ノ門五丁目13番1号
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
代表者　会長　山下　宗吉

資料第77　災害時における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定

（都福祉保健局）

東京都を「甲」とし、ドライアイスメーカー会を「乙」とし、全日本ドライアイスディーラー会を「丙」とし、甲乙丙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第１条　この協定は、「東京都地域防災計画」及び「東京都広域火葬実施計画」に基づき、区市町村からの要請に基づき甲が行う災害時における遺体保存用ドライアイスの供給に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第２条　甲は、災害時において遺体保存用ドライアイスを区市町村に供給する必要が生じたときは、乙及び丙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第３条　乙及び丙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(緊急要請)

第４条　第２条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙及び丙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙及び丙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(搬送体制の確保)

第5条　ドライアイスの搬送については、丙が行うものとする。ただし、丙の搬送経路の確保等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(報告)

第６条　甲の要請により乙及び丙が協力したときは、丙が代表して実施内容を甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第７条　甲は、甲の要請により乙及び丙から供給されたドライアイスについて、その費用を負担するものとする。

(細目)

第８条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙丙協議の上決定するものとする。

甲、乙及び丙は、本協定書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成11年６月30日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者　東京都知事　石原　慎太郎

乙　東京都港区港南一丁目6番41号
ドライアイスメーカー会
代表者　会長　小池　敏雄

丙　東京都千代田区三崎町三丁目3番23号
全日本ドライアイスディーラー会
代表者　会長　白井　一成

資料第78　災害時における火葬の実施に関する協定（都福祉保健局）

東京都を「甲」とし、東京博善株式会社を「乙」とし、株式会社戸田葬祭場を「丙」とし、株式会社日華を「丁」とし、甲乙丙丁間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)
第１条　この協定は、「東京都地域防災計画」及び「東京都広域火葬実施計画」に基づき、区市町村及び他県等からの要請を受け、都内を広域火葬体制とした場合に、甲が調整し、実施する遺体の火葬に対する乙、丙及び丁の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
(被災状況の報告)
第２条　甲は、災害時における火葬場の被災状況を把握するため、乙、丙及び丁に報告を求めることとする。
(協力要請)
第３条　甲は、災害時において区市町村等が平常時使用している火葬場での遺体の火葬が困難となり、都内全域を広域火葬体制とすることを決定し、火葬場の調整の必要が生じたときは、乙、丙及び丁に対し、火葬協力を要請するものとする。
(要請事項の報告)
第４条　甲の要請に対して乙、丙及び丁は、遺体の受入れに関して報告することとする。
(火葬場の調整等)
第５条　甲は、乙、丙及び丁からの報告に基づき、応援火葬場の割り振りに関する調整を行い、乙、丙及び丁に対して協力を依頼するものとする。
２　前号の規定に基づき、甲から要請を受け、遺体の火葬を実施する乙、丙及び丁は、遺体の火葬を円滑に実施するため、被災区市町村等と火葬の実施について協議・調整を図るものとする。
(実施報告)
第６条　乙、丙及び丁は、甲の要請により火葬を実施したときは、実施内容を甲に報告するものとする。
(費用弁償)
第７条　甲は、甲の要請に基づき、乙、丙及び丁が協力して実施した遺体の火葬について、その実費を負担するものとする。
(細目)
第８条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。
(協議)
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲、乙、丙及び丁協議の上決定するものとする。

甲、乙、丙及び丁は、本協定書を４通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成11年6月30日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者　東京都知事　石原　慎太郎

乙　東京都千代田区内神田二丁目5番6号
東京博善株式会社
代表取締役社長　大橋　孝

丙　東京都板橋区舟渡四丁目15番1号
株式会社戸田葬祭場
代表取締役社長　中山　準

丁　東京都府中市多磨町二丁目1番1号
株式会社日華
代表取締役社長　宇都宮　鐵彦

資料第79　災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定（都福祉保健局）

東京都を「甲」とし、全日本葬祭業協同組合連合会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、「東京都地域防災計画」及び「東京都広域火葬実施計画」に基づき、区市町村からの要請に基づき甲が行う災害時における棺等葬祭用品の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（要請）
第２条　甲は、災害時における棺等葬祭用品等を区市町村に供給する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。
（要請事項の措置等）
第３条　乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、甲の指示により区市町村の設置する遺体収容所等への棺等葬祭用品の供給等について速やかに措置する。
（緊急要請）
第４条　第２条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。
（搬送体制の確保）
第５条　棺等葬祭用品の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保等について、甲は必要な措置を講じるものとする。
（報告）
第６条　乙は、第３条の規定に基づき、甲の要請を受けて棺等葬祭用品を供給したときは、実施内容を甲に報告するものとする。
（費用弁償）
第７条　甲は、甲の要請に基づき乙から供給された棺等葬祭用品について、その費用を負担するものとする。
（細目）
第８条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。
（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲、乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成２９年９月１日

甲

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都知事　小池　百合子

乙

東京都港区港南二丁目４番１２号

全日本葬祭業協同組合連合会

会 長　松井　昭憲

資料第79　災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定（都福祉保健局）

東京都を「甲」とし、八王子葬祭業協同組合を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、「東京都地域防災計画」及び「東京都広域火葬実施計画」に基づき、区市町村からの要請に基づき甲が行う災害時における棺等葬祭用品の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（要請）
第２条　甲は、災害時における棺等葬祭用品等を区市町村に供給する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。
（要請事項の措置等）
第３条　乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、甲の指示により区市町村の設置する遺体収容所等への棺等葬祭用品の供給等について速やかに措置する。
（緊急要請）
第４条　第２条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。
（搬送体制の確保）
第５条　棺等葬祭用品の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保等について、甲は必要な措置を講じるものとする。
（報告）
第６条　乙は、第３条の規定に基づき、甲の要請を受けて棺等葬祭用品を供給したときは、実施内容を甲に報告するものとする。
（費用弁償）
第７条　甲は、甲の要請に基づき乙から供給された棺等葬祭用品について、その費用を負担するものとする。
（細目）
第８条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。
（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲、乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成２９年９月１日

甲

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都知事　小池　百合子

乙

東京都八王子市天神町１４番地

八王子葬祭業協同組合

理事長　町田　貞修

資料第79　災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定（都福祉保健局）

東京都を「甲」とし、全東京葬祭業連合会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)
第１条　この協定は、「東京都地域防災計画」及び「東京都広域火葬実施計画」に基づき、区市町村からの要請に基づき甲が行う災害時における棺等葬祭用品の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
(要請)
第２条　甲は、災害時における棺等葬祭用品等を区市町村に供給する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。
(要請事項の措置等)
第３条　乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、甲の指示により区市町村の設置する遺体収容所等への棺等葬祭用品の供給等について速やかに措置する。
(緊急要請)
第４条　第２条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。
(搬送体制の確保)
第５条　棺等葬祭用品の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保等について、甲は必要な措置を講じるものとする。
(報告)
第６条　乙は、第3条の規定に基づき、甲の要請を受けて棺等葬祭用品を供給したときは、実施内容を甲に報告するものとする。
(費用弁償)
第７条　甲は、甲の要請に基づき乙から供給された棺等葬祭用品について、その費用を負担するものとする。
(細目)
第８条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。
(協議)
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲、乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成11年６月30日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者　東京都知事　石原　慎太郎

乙　東京都港区虎ノ門五丁目13番1号
全東京葬祭業連合会
代表者　会長　佐久間　登

（同趣旨の協定　平成13年7月10日）

乙　東京都港区虎ノ門五丁目13番1号
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
代表者　会長　山下宗吉

資料第 80　災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と東京都石油商業組合（以下「乙」という。）とは災害時における徒歩帰宅者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、東京都全域で地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、交通が途絶し、帰宅することが困難な者のうち、やむを得ず徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するため必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第２条　甲は、乙に対し、災害時に次の各号について支援を要請することができるものとする。

（１）　乙の組合員の給油所において、徒歩帰宅者に対し一時休憩所として、飲料水及びトイレを提供すること。

（２）　乙の組合員の給油所において、徒歩帰宅者に対しラジオの音声を流しておくなどのメディアを活用した情報及び地図等による通行可能な道路に関する情報を提供すること。

（３）　乙の組合員の給油所において、徒歩帰宅者に対し簡易な応急手当などを行う外、必要に応じて休息場所の提供又は救急要請を行うこと。

ただし、応急手当を行う場合は、徒歩帰宅者の要請又は同意のあるときに限る。

（支援の実施）

第３条　乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し支援を実施するものとする。ただし、甲から乙に対し、通信の途絶により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで支援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

第４条　前条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第５条　甲及び乙は、災害時において協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協　議）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、決定する。

（適　用）

第７条　この協定は、平成１６年８月５日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成１６年８月５日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
　　東京都知事　　石　原　慎太郎

乙　東京都千代田区永田町二丁目１７番１４号
　　東京都石油商業組合理事長　　飯　田　金　廣

資料第 81　災害時における帰宅困難者支援に関する協定（都総務局）

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市及びさいたま市（以下「甲」という。）と（協定を締結する企業名）（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援の内容）

第２条　甲の各都県市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

（１）　乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること

（２）　乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（支援の実施）

第３条　乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。この場合、支援を実施する店舗は、支援を要請した都県市の区域内にあって、本協定に賛同する店舗とする。なお、甲の各都県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各都県市の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第４条　本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

２　乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。なお、ステッカーの更新方法等については、別途協議する。

（経費の負担）

第５条　第３条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（適用）

第８条　この協定は、平成１７年８月３１日から適用する。

２　この協定の締結を証するため、本書９通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成１７年８月３１日

甲

埼玉県知事	上田清司	横浜市長	中田　宏
千葉県知事	堂本暁子	川崎市長	阿部孝夫
東京都知事	石原慎太郎	千葉市長	鶴岡啓一
神奈川県知事	松沢成文	さいたま市長	相川宗一

乙　協定締結者名　別表１～８の８社

（同趣旨の協定）

甲　同上

乙　協定締結者名、協定締結日　別表９～１７のとおり

別　表

No	協定締結者	協定締結年月日
1	株式会社サークルKサンクス	平成17年8月31日
2	株式会社スリーエフ	
3	株式会社セブン―イレブンジャパン	
4	山崎製パン株式会社	
5	株式会社ファミリーマート	
6	ミニストップ株式会社	
7	株式会社ローソン	
8	株式会社吉野家	
9	国分グローサーズチェーン株式会社	平成17年9月22日
10	株式会社ココストア	
11	株式会社ポプラ	
12	山田食品産業株式会社	
13	株式会社モスフードサービス	平成20年6月11日
14	アールアンドケーフードサービス株式会社	平成20年11月21日
15	株式会社九九プラス	平成21年8月27日
16	株式会社壱番屋	平成22年8月20日
17	株式会社ダスキン	平成25年3月11日

資料第82　災害時における帰宅困難者支援に関する協定（都総務局）

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市及びさいたま市（以下「甲」という。）と株式会社デニーズジャパン（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。
（支援の内容）
第２条　甲の各都県市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。
（１）　乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。
（２）　乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等を提供すること。
（３）　乙の店舗において、帰宅困難者に対し、一時的に休憩の場を提供すること。
（支援の実施）
第３条　乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。この場合、支援を実施する店舗は、支援を要請した都県市の区域内にあって、本協定に賛同する店舗とする。なお、甲の各都県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各都県市の要請を待たず支援を実施することができる。
（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）
第４条　本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。
２　乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。なお、ステッカーの更新方法等については、別途協議する。
（経費の負担）
第５条　第３条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。
（情報の交換）
第６条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。
（協議）
第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。
（適用）
この協定は、平成１９年２月８日から適用する。
２　この協定の締結を証するため、本書９通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成１９年　２月　８日

甲　　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号
埼玉県
埼玉県知事　　上 田 清 司

千葉県千葉市中央区市場町１番１号
千葉県
千葉県知事　　堂 本 暁 子

東京都新宿区西新宿２丁目８番１号
東京都
東京都知事　　石原慎太郎

神奈川県横浜市中区日本大通１番地
神奈川県
神奈川県知事　　松 沢 成 文

神奈川県横浜市中区港町１番１号
横浜市
横 浜 市 長　　中 田　　宏

神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市
川 崎 市 長　　阿 部 孝 夫

千葉県千葉市中央区千葉港１番１号
千葉市
千 葉 市 長　　鶴 岡 啓 一

埼玉県さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市
さいたま市長　　相 川 宗 一

乙　　株式会社デニーズジャパン　（現　株式会社セブン&アイフードシステムズ）
代表取締役社長　浅間　謙一

（同趣旨の協定）

甲　同上

乙　別表のとおり

別　表

No	協定締結者	協定締結年月日
1	ロイヤルホスト株式会社	平成 19 年 2 月 8 日
2	ワタミ株式会社	平成 23 年 6 月 20 日
3	チムニー株式会社	
4	株式会社第一興商	平成 23 年 9 月 1 日
5	株式会社ビーアンドブィ	
6	株式会社サガミチェーン	平成 24 年 8 月 31 日
7	味の民芸フードサービス株式会社	平成 24 年 8 月 31 日
8	埼玉県カラオケ業防犯協力会	平成 24 年 9 月 19 日
9	千葉県カラオケ事業者防犯協会	
10	東京カラオケボックス事業者防犯協力会	
11	神奈川県カラオケボックス協会	
12	サトレストランシステムズ株式会社	平成 24 年 12 月 1 日
13	タリーズコーヒージャパン株式会社	平成 25 年 3 月 11 日
14	株式会社ストロベリーコーンズ	平成 25 年 10 月 8 日
15	株式会社オートバックスセブン	平成 26 年 11 月 6 日

資料第 83　災害時等におけるタイヤ整備等の支援協力に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と東京自動車タイヤ商工協同組合（以下「乙」という。）とは、東京都内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における甲への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時等におけるタイヤ整備等の支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は災害時等において、甲から乙に対して行うタイヤ整備等の支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、災害時等において緊急にタイヤ整備等が必要であると認めるときは、乙及び乙の組合員事業者に対し、業務内容、日時、場所等（以下「業務内容等」という。）を指定して、タイヤ整備等の実施を要請できる。

２　甲は、災害時等の実情に応じて、甲が実施する救出救助活動等の現場を管轄する甲の事業所から直接、本協定に基づく業務に協力する乙の組合員事業者に対し、業務内容等を指定して、タイヤ整備等の実施を要請できる。

３　甲は、乙及び乙の組合員事業者に対する要請を書面により行うが、書面によって要請を行う時間的余裕がない場合は、口頭によりこれを行うことができる。ただし、口頭による要請を行った場合は、速やかに当該要請について書面を作成し提出する。

４　前項の要請の連絡を円滑にするため、乙は、同項に規定する乙の組合員事業者の同意を得た上で、年３回当該乙の組合員事業者の事業所名、所在地、担当者、電話番号等（緊急時の電話番号を含む。）、対応可能作業及び対応可能車両を、あらかじめ甲に提供する。

（支援協力）

第３条　乙及び乙の組合員事業者は、前条の要請を受けたときは、タイヤ整備等の支援協力について、速やかに対応する。

（情報提供）

第４条　甲と乙とは、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

（費用負担）

第５条　第２条の要請に基づき乙の組合員事業者が実施したタイヤ整備等に要した費用は、甲が負担する。

２　前項の費用は、災害が発災した直前の乙の組合員事業者における価格を基準として算出する。

（請求）

第６条　乙は、業務の終了後、前条の費用を甲に請求する。

（損害の負担）

第７条　本協定に基づくタイヤ整備等の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼした場合又は業務に従事した者に損害が生じた場合には、その処置について、甲及び乙は誠意をもって協議の上、取り決める。

（協議等）

第８条　本協定の実施に関し必要な事項は、あらかじめ甲及び乙が協議して定める。

２　本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定める。

（有効期間）

第９条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２８年３月３１日までの間とする。ただし、期間満了日の３か月前までに、甲乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降もこの例による。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２７年４月１０日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東　京　都
代表者　東京都知事　舛　添　　要　一

東京都千代田区九段北一丁目１０番２号
乙　東京自動車タイヤ商工協同組合
代表者　　理事長　　五　味　　光　雄

資料第 84　東京都公園協会との協定（都建設局）

「震災時における船舶による輸送等に関する協定」

東京都を甲とし、財団法人東京都公園協会を乙として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）
第1条　この協定は、東京都建設局河川部が定めた「防災船着場及び船舶の震災時利用のあり方について（平成18年3月）」（以下「震災時利用のあり方」という。）に基づき、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの手続等を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は、震災が発生し、震災時利用のあり方に基づき次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し日時、場所、用途等を指定し文書、電話等の方法により協力を要請することができるものとする。
２　乙は、前項に基づき甲から協力要請を受けた場合は、甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。
（業務内容）
第３条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。
（１）　被災者及び救援者等の人員輸送業務
（２）　救援物資等の貨物輸送業務
（３）　その他甲が必要とする船舶による応急対策業務
（費用負担）
第４条　甲の要請により、乙が実施した、前条の業務の遂行に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。
・　燃料費
・　船員の人件費
・　その他甲乙協議の上、甲が必要と認める費用
（請求）
第５条　乙は、甲の確認を受けて当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。
（情報提供）
第６条　乙は、震災発生時河川施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。
（協議）
第７条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項について、甲乙協議して定めるものとする。
(雑則)
第８条　この協定は、平成１９年　１月１１日から適用する。

甲と乙は、本書２通を作成し、記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１９年　１月１１日

甲　　東京都
　　東京都建設局長　　依田俊治

乙　　財団法人東京都公園協会
　　理事長　　山下保博

※平成２２年４月１日より、公益財団法人東京都公園協会に名称変更

資料第85　関東旅客船協会との協定・実施細目（都港湾局）

①　「災害時における船舶による輸送等に関する協定」

東京都を甲とし、関東旅客船協会を乙として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、東京都地域防災計画に基づき次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し日時、場所、用途等を指定し文書、電話等の方法により協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項に基づき甲から協力要請を受けた場合は、乙の会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務内容）

第３条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

⑴　被災者及び救援者等の人員輸送業務

⑵　救援物資等の貨物輸送業務

⑶　被災者及び救援者等の臨時宿泊施設としての業務

⑷　その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（費用負担）

第４条　甲の要請により、乙の会員が実施した、前条の業務の遂行に要した費用は甲が負担する。

（請　求）

第５条　乙の会員は、甲の認定を受けて、当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

（情報提供）

第６条　乙の会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（協　議）

第７条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑　則）

第８条　この協定は、平成８年７月１日から適用する。

甲と乙は、本書２通を作成し、記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年７月１日

甲　　東　京　都　　知　事　　青　島　幸　男

乙　　関東旅客船協会　　会　長　　新　村　和　雄

② 「災害時における船舶による輸送等に関する協定実施細目」

（趣旨等）
第１条　この細目は、平成８年７月１日付災害時における船舶による輸送等に関する協定（以下「協定」という。）第７条の規定に基づき協定の実施に関する手続及びその他の必要な事項を定めるものとする。
２　この実施細目における用語の意義は、協定の例による。
（要請の手続）
第２条　協定第２条に規定する甲の要請は、港湾局長が行う。
２　甲は、乙に対する前項要請を口頭、電話又は電信で行った場合は、後日、速やかに文書を送付するものとする。
３　甲は、乙に連絡がとれない場合は乙の会員に対し直接要請を行うことができるものとする。
（業務の実施）
第３条　甲は、協定第３条に規定する業務を円滑に進めるため、現場責任者を置くものとし、乙及び乙の会員に通知するものとする。
２　現場における業務の指示は、前項の現場責任者が行うものとし、乙の会員はその指示に従うものとする。
（連絡体制）
第４条　甲と乙は、災害時に円滑な協力が図れるよう連絡体制を確立するものとする。
２　連絡責任者は、甲にあっては港湾局港営部港営課長とし、乙にあっては直接各船社責任者とし、別に名簿を作成する。
（費用負担の範囲）
第５条　協定第４条に規定する甲が負担する費用は、乙の会員が協定第３条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。
（雑　則）
第６条　この実施細目は、平成９年４月１日から実施する。

この実施細目の成立を証するため、本書２通を作成し、甲と乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成９年３月３１日

甲　　東京都新宿区西新宿２丁目８番１号
東　京　都　　港湾局長　　今　沢　時　雄

乙　　東京都港区海岸１丁目１６番１号
関東旅客船協会　　会　長　　新　村　和　雄

資料第86　日本船主協会との協定・実施細目（都港湾局）

①　「災害時における船舶による輸送等に関する協定」

東京都を甲とし、社団法人日本船主協会を乙として、甲乙間において次のとおり協定する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、東京都地域防災計画に基づき次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し日時、場所、用途等を指定し文書、電話等の方法により協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項に基づき甲から協力要請を受けた場合は、可能な限り甲が必要とする業務を乙又は乙の会員（以下「会員」という。）において実施するものとする。

（業務内容）

第３条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

⑴　被災者及び救援者等人員の輸送業務

⑵　救援物資等の貨物輸送業務

⑶　被災者及び救援者等の臨時宿泊施設としての業務

⑷　その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（費用負担）

第４条　甲の要請により、乙又は会員が実施した、前条の業務の遂行に要した費用は甲が負担する。

（請　求）

第５条　乙又は会員は、甲の認定を受けて、当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

（情報提供）

第６条　乙又は会員は、災害発生時港湾施設等に被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（協　議）

第７条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

（雑　則）

第８条　この協定は、平成８年１２月２７日から適用する。

甲と乙は、本書２通を作成し、記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年１２月２７日

甲　　東　京　都　　知　事　　青　島　幸　男

乙　　社団法人　日本船主協会　　会　長　　新　谷　　功

② 「災害時における船舶による輸送等に関する協定実施細目」

（趣旨等）
第１条　この細目は、平成８年１２月２７日付災害時における船舶による輸送等に関する協定（以下「協定」という。）第７条の規定に基づき協定の実施に関する手続及びその他の必要な事項を定めるものとする。
２　この実施細目における用語の意義は、協定の例による。
（要請の手続）
第２条　協定第２条に規定する甲の要請は、港湾局長が行う。
２　甲は、乙に対する前項の要請を口頭、電話及び電信で行った場合は、後日、速やかに文書を送付するものとする。
３　甲は、甲の要請に応じて協定第３条に規定する業務に従事する船舶の要請期間を変更する必要がある場合は、あらかじめ乙又は会員と協議するものとする。
（業務の実施）
第３条　甲は、協定第３条に規定する業務を円滑に進めるため、現場責任者を置くものとし、乙及び会員に通知するものとする。
２　現場における業務の指示は、前項の現場責任者が行うものとする。
（連絡体制）
第４条　甲と乙は、災害時に円滑な協力が図れるよう連絡体制を確立するものとする。
２　連絡責任者は、甲にあっては港湾局港営部港営課長とし、乙にあっては総務部長とする。
（費用負担の範囲）
第５条　協定第４条に規定する甲が負担する費用は、乙又は会員が協定第３条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。
（雑　則）
第６条　この実施細目は、平成９年４月１日から実施する。

この実施細目の成立を証するため、本書２通を作成し、甲と乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成９年３月３１日

甲　　東京都新宿区西新宿２丁目８番１号
東　京　都　　港湾局長　　今　沢　時　雄

乙　　東京都千代田区平河町２丁目６番４号
社団法人　日本船主協会　理事長　　増　田　信　雄

資料第87　日本外航客船協会との協定・実施細目（都港湾局）

①　「災害時における船舶による輸送等に関する協定」

東京都を甲とし、社団法人日本外航客船協会を乙として、甲乙間において次のとおり協定する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を行うことを求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するうえにおいて、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙の会員の船会社（以下「会員」という。）は要請内容に応じ、可能な協力を行うものとする。

（業務内容）

第３条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

⑴　被災者及び救援者等人員の輸送業務

⑵　被災者及び救援者等の臨時宿泊施設としての業務

（連絡体制）

第４条　甲及び乙は、本協定が円滑に行われるよう、相互連絡体制を確立するものとする。

２　甲が協力を要請するに当たって、乙に連絡がとれない場合は、会員に対し直接連絡を行うことができるものとする。

（費用負担）

第５条　甲の要請により、会員が実施した第３条に規定する業務遂行に要した費用は甲が負担する。

（情報提供）

第６条　会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、締結の日から平成９年３月３１日までとする。

ただし、期間満了１か月前までに甲乙双方からなんら意思表示がないときは、期間満了の翌日から１か年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協　議）

第８条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年８月２６日

甲　　東京都新宿区西新宿２丁目８番１号
東京都　　東京都知事　　青　島　幸　男

乙　　東京都千代田区平河町２丁目６番４号
社団法人　日本外航客船協会　会　長　　宮　岡　公　夫

② 「災害時における船舶による輸送等に関する協定実施細目」

（趣旨等）
第１条　この細目は、平成８年８月２６日付災害時における船舶による輸送等に関する協定（以下「協定」という。）第８条の規定に基づき協定の実施に関する手続及びその他の必要な事項を定めるものとする。
２　この実施細目における用語の意義は、協定の例による。
（要請の手続）
第２条　協定第２条に規定する甲の要請は、港湾局長が行う。
２　甲の乙に対する要請は、文書、口頭、電話又は電信のいずれの方法によっても行うことができるものとする。ただし、文書以外の方法で行った場合は、後日速やかに文書を送付するものとする。
（業務の実施）
第３条　甲は、協定第３条に規定する業務を円滑に進めるため、現場責任者を置くものとし、乙及び会員に通知するものとする。
２　現場における業務の指示は、前項の現場責任者が行うものとし、乙及び会員はその指示に従うものとする。
（連絡体制）
第４条　前条第４条に規定する連絡責任者は、甲にあっては港湾局港営部港営課長とし、乙にあっては事務局長とする。
（費用負担の範囲）
第５条　協定第５条に規定する甲が負担する費用は、会員が協定第３条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。
（雑　則）
第６条　この実施細目は、平成９年４月１日から実施する。

この実施細目の成立を証するため、本書２通を作成し、甲と乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成９年３月３１日

甲　　東京都新宿区西新宿２丁目８番１号
東　京　都　　港湾局長　　今　沢　時　雄

乙　　東京都千代田区平河町２丁目６番４号
社団法人　日本外航客船協会　事務局長　　東　谷　邦　夫

資料第88　日本内航海運組合総連合会との協定・実施細目（都港湾局）

①　「災害時における船舶による輸送等に関する協定」

東京都を甲とし、日本内航海運組合総連合会を乙として、甲乙間において次のとおり協定する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、東京都地域防災計画に基づき次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し日時、場所、用途等を指定し文書、電話等の方法により協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項に基づき甲から協力要請を受けた場合は、乙の会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務内容）

第３条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

⑴　救援物資等の貨物輸送業務

⑵　その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（費用負担）

第４条　甲の要請により、乙の会員が実施した、前条の業務の遂行に要した費用は甲が負担する。

（請　求）

第５条　乙の会員は、甲の認定を受けて、当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

（情報提供）

第６条　乙の会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（協　議）

第７条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑　則）

第８条　この協定は、平成８年７月１日から適用する。

甲と乙は、本書２通を作成し、記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年７月１日

甲　東　京　都　　知　事　　青　島　幸　男

乙　日本内航海運組合総連合会　会　長　　佐　藤　國　吉

② 「災害時における船舶による輸送等に関する協定実施細目」

（趣旨等）
第１条　この細目は、平成８年７月１日付災害時における船舶による輸送等に関する協定（以下「協定」という。）第７条の規定に基づき協定の実施に関する手続及びその他の必要な事項を定めるものとする。
２　この実施細目における用語の意義は、協定の例による。
（要請の手続）
第２条　協定第２条に規定する甲の要請は、港湾局長が行う。
２　甲は、乙に対する前項要請を口頭、電話又は電信で行った場合は、後日、速やかに文書を送付するものとする。
（業務の実施）
第３条　甲は、協定第３条に規定する業務を円滑に進めるため、現場責任者を置くものとし、乙及び乙の会員に通知するものとする。
２　現場における業務の指示は、前項の現場責任者が行うものとし、乙の会員はその指示に従うものとする。
（連絡体制）
第４条　甲と乙は、災害時に円滑な協力が図れるよう連絡体制を確立するものとする。
２　連絡責任者は、甲にあっては港湾局港営部港営課長とし、乙にあっては企画部長とする。
（費用負担の範囲）
第５条　協定第４条に規定する甲が負担する費用は、乙の会員が協定第３条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。
（雑　則）
第６条　この実施細目は、平成９年４月１日から実施する。

この実施細目の成立を証するため、本書２通を作成し、甲と乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成９年３月３１日

甲　　東京都新宿区西新宿２丁目８番１号
東　　京　　都　　港湾局長　　今　沢　時　雄

乙　　東京都千代田区平河町２丁目６番４号
日本内航海運組合総連合会　　会　長　　佐　藤　国　吉

資料第89　東京港運協会との協定（都港湾局）

「災害時における緊急物資受入れ等に関する協定」

東京都を甲とし、社団法人東京港運協会を乙として、甲乙間において次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対し緊急救護物資の受入れ等に関し、協力を求めるときの手続を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するうえにおいて、乙に対し協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項に基づき要請を受けた場合は、乙の会員（以下「会員」という。）をして可能な限り協力させるものとする。

（業務内容）

第３条　甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

⑴　甲が指定する緊急救護物資受入れ施設において、受入れ場所の確保

⑵　緊急救護物資の荷役作業及び水上輸送

⑶　臨港道路、ふ頭内通路等の障害物の除去

⑷　その他甲が必要とする業務

（施設指定）

第４条　前条において、甲が指定する緊急物資受入れ施設は、別表のとおりとする。

（費用負担）

第５条　甲の要請により、会員が第３条に規定する業務遂行に要した費用は、甲が負担する。

（請　求）

第６条　乙は、甲の認定を受けて、会員が当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

（情報提供）

第７条　乙は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（協　議）

第８条　この協定の解釈に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑　則）

第９条　この協定は、平成９年３月１日から適用する。

甲と乙は、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成９年２月２６日

甲　東京都　東京都知事　青島幸男

乙　社団法人東京港運協会　会長　津山肇

別表　　緊急物資受入れ対象施設

H18年4月

緊急物資受入対象施設

1　上屋

ふ頭名	施設名	面積
竹芝ふ頭	内貿上屋	2,150㎡
日の出ふ頭	日の出2号	2,160㎡
	日の出3号	2,160㎡
	日の出4号	2,124㎡
	南上屋	1,890㎡
芝浦ふ頭	内貿1号上屋	8,601㎡
	内貿2号上屋	8,317㎡
	内貿3号上屋	5,086㎡
品川ふ頭	内貿1号上屋	7,113㎡
	内貿2号上屋	7,122㎡
	内貿3号上屋	6,634㎡
10号地ふ頭	1号上屋	6,522㎡
	2号上屋	6,522㎡
	3号上屋	6,522㎡
	4号上屋	14,250㎡
	5号上屋	6,768㎡
	6号上屋	6,818㎡
晴海ふ頭	2号上屋	4,678㎡
	3号上屋	4,758㎡
	4号上屋	3,020㎡
青海ふ頭	青海流通センター1号	9,523㎡
	青海流通センター2号	9,523㎡
大井ふ頭	海貨1号上屋	7,627㎡
	海貨2号上屋	5,485㎡
	海貨3号上屋	5,102㎡
	海貨4号上屋	5,139㎡
	海貨5号上屋	6,129㎡
	青果1号上屋	2,789㎡
	食品2号上屋	7,301㎡
辰巳ふ頭	内貿雑貨上屋	3,600㎡

ふ頭名	施設名	面積
中防内側ばら物ふ頭	1号上屋	960㎡
	2号上屋	960㎡
	3号上屋	498㎡
	4号上屋	498㎡
	5号上屋	498㎡
計		178,847㎡

注：面積は平成18年4月1日の告示面積を小数点第一位で四捨五入

2 野積場

ふ頭名	施設名	面積
日の出ふ頭	G	1,442㎡
芝浦ふ頭	J	12,553㎡
	K	9,524㎡
	L	1,769㎡
	M	1,182㎡
	N	4,945㎡
品川ふ頭	C	14,222㎡
	D	14,079㎡
	G	18,332㎡
	H	19,908㎡
	I	5,351㎡
	J	4,579㎡
	K	5,316㎡
	重量物A	7,919㎡
	重量物B	16,802㎡
	重量物C	79,939㎡
大井建材	A	10,858㎡
	B	4,830㎡
	C	5,460㎡
10号地ふ頭	1号上屋背後	5,178㎡
	2号上屋背後	3,576㎡
	3号上屋背後	5,178㎡
	4号上屋背後	10,529㎡
	5号上屋背後	3,958㎡
	6号上屋背後	3,947㎡
	A	13,825㎡
	C	13,506㎡
	D	12,864㎡
	E	12,874㎡
	G	13,506㎡
	H	13,506㎡
	I	6,711㎡
	J	12,433㎡
	L	14,641㎡
	N	13,379㎡
	自動車附属	2,958㎡

ふ頭名	施設名	面積
フェリー	A	10,997㎡
	B	19,169㎡
青海ふ頭	重量物	122,487㎡
辰巳ふ頭	A	8,935㎡
	B	7,985㎡
	C	19,584㎡
	D	13,582㎡
	E	4,051㎡
15号地原木		37,984㎡
若洲建材ふ頭	A	6,885㎡
	B	7,290㎡
	C	6,885㎡
	D	16,033㎡
中防内側 ばら物ふ頭	A	11,147㎡
	B	7,791㎡
	C	5,600㎡
	D	4,800㎡
計		712,784㎡

注:面積は平成18年4月1日の告示面積を小数点第一位で四捨五入

資料第90　東京港港湾運送事業協同組合との協定（都港湾局）

「災害時における緊急物資受入れ等に関する協定」

東京都を甲とし、東京港港湾運送事業協同組合を乙として、甲乙間において次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対し緊急救護物資の受入れ等に関し、協力を求めるときの手続を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するうえにおいて、乙に対し協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項に基づき要請を受けた場合は、乙の組合員（以下「組合員」という。）をして可能な限り協力させるものとする。

（業務内容）

第３条　甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

⑴　甲が指定する緊急救護物資受入れ施設において、受入れ場所の確保

⑵　緊急救護物資の荷役作業

⑶　臨港道路、ふ頭内通路等の障害物の除去

⑷　その他甲が必要とする業務

（施設指定）

第４条　前条において、甲が指定する緊急物資受入れ施設は、別表のとおりとする。

（費用負担）

第５条　甲の要請により、組合員が第３条に規定する業務遂行に要した費用は、甲が負担する。

（請　求）

第６条　乙は、甲の認定を受けて、組合員が当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

（情報提供）

第７条　乙は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（協　議）

第８条　この協定の解釈に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑　則）

第９条　この協定は、平成９年３月１日から適用する。

甲と乙は、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成９年２月２６日

甲　東　京　都　　東京都知事　　青　島　幸　男

乙　東京港港湾運送事業協同組合　理　事　長　　松　原　　宏

別表　　緊急物資受入れ対象施設

H18年4月

緊急物資受入対象施設

1　上屋

ふ頭名	施設名	面積
竹芝ふ頭	内貿上屋	2,150㎡
日の出ふ頭	日の出2号	2,160㎡
	日の出3号	2,160㎡
	日の出4号	2,124㎡
	南上屋	1,890㎡
芝浦ふ頭	内貿1号上屋	8,601㎡
	内貿2号上屋	8,317㎡
	内貿3号上屋	5,086㎡
品川ふ頭	内貿1号上屋	7,113㎡
	内貿2号上屋	7,122㎡
	内貿3号上屋	6,634㎡
10号地ふ頭	1号上屋	6,522㎡
	2号上屋	6,522㎡
	3号上屋	6,522㎡
	4号上屋	14,250㎡
	5号上屋	6,768㎡
	6号上屋	6,818㎡
晴海ふ頭	2号上屋	4,678㎡
	3号上屋	4,758㎡
	4号上屋	3,020㎡
青海ふ頭	青海流通センター1号	9,523㎡
	青海流通センター2号	9,523㎡
大井ふ頭	海貨1号上屋	7,627㎡
	海貨2号上屋	5,485㎡
	海貨3号上屋	5,102㎡
	海貨4号上屋	5,139㎡
	海貨5号上屋	6,129㎡
	青果1号上屋	2,789㎡
	食品2号上屋	7,301㎡
辰巳ふ頭	内貿雑貨上屋	3,600㎡

ふ頭名	施設名	面積
中防内側ばら物ふ頭	1号上屋	960㎡
	2号上屋	960㎡
	3号上屋	498㎡
	4号上屋	498㎡
	5号上屋	498㎡
計		178,847㎡

注：面積は平成18年4月1日の告示面積を小数点第一位で四捨五入

2 野積場

ふ頭名	施設名	面積
日の出ふ頭	G	1,442㎡
芝浦ふ頭	J	12,553㎡
	K	9,524㎡
	L	1,769㎡
	M	1,182㎡
	N	4,945㎡
品川ふ頭	C	14,222㎡
	D	14,079㎡
	G	18,332㎡
	H	19,908㎡
	I	5,351㎡
	J	4,579㎡
	K	5,316㎡
	重量物A	7,919㎡
	重量物B	16,802㎡
	重量物C	79,939㎡
大井建材	A	10,858㎡
	B	4,830㎡
	C	5,460㎡
10号地ふ頭	1号上屋背後	5,178㎡
	2号上屋背後	3,576㎡
	3号上屋背後	5,178㎡
	4号上屋背後	10,529㎡
	5号上屋背後	3,958㎡
	6号上屋背後	3,947㎡
	A	13,825㎡
	C	13,506㎡
	D	12,864㎡
	E	12,874㎡
	G	13,506㎡
	H	13,506㎡
	I	6,711㎡
	J	12,433㎡
	L	14,641㎡
	N	13,379㎡
	自動車附属	2,958㎡

ふ頭名	施設名	面積
フェリー	A	10,997㎡
	B	19,169㎡
青海ふ頭	重量物	122,487㎡
辰巳ふ頭	A	8,935㎡
	B	7,985㎡
	C	19,584㎡
	D	13,582㎡
	E	4,051㎡
15号地原木		37,984㎡
若洲建材ふ頭	A	6,885㎡
	B	7,290㎡
	C	6,885㎡
	D	16,033㎡
中防内側 ばら物ふ頭	A	11,147㎡
	B	7,791㎡
	C	5,600㎡
	D	4,800㎡
計		712,784㎡

注:面積は平成18年4月1日の告示面積を小数点第一位で四捨五入

資料第91　調布空港協議会との協定・細目協定（都港湾局）

①　「災害時の航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定」

東京都を「甲」とし、調布飛行場を基点に航空輸送事業、航空機使用事業並びに航空関連業務を営む連合組織である調布空港協議会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり航空機による災害時の緊急輸送業務の協力に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき甲が行う緊急輸送業務を、災害時における民間協力の一環として乙の協力を求めて実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条　甲は、災害が発生し、東京都のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、乙に対し緊急輸送業務の協力を要請することができる。

（業務の指示）

第3条　甲は災害の実情に応じて、乙に対し、東京都地域防災計画に定める緊急輸送業務を実施するため、日時場所を指定して航空機、航空燃料等の資機材及び操縦士、整備士等の労力等（以下「航空機等」という。）の提供を要請する。

２　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し航空機等を提供するよう会員航空会社等に斡旋を行う。

（業務内容）

第4条　乙の加盟会社は、甲の要請により提供した航空機等により、甲の指示する次の要員・物資の輸送等を行う。

⑴　医薬品

⑵　食料品、飲料水等

⑶　医療従事者

⑷　その他甲乙協議し、合意した人員、物資の輸送等

（協議）

第5条　費用負担、損害賠償等この協定に定めのない事項については、甲乙協議して別途定めるものとする。

２　この協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

附則

この協定書は平成19年1月31日から適用する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保管する。

平成 8年2月23日　制定

平成19年1月31日　改正

甲　東　京　都　代表者　石　原　慎　太　郎

乙　調布空港協議会　代表者　井　出　　勝

②　「災害時の航空機による緊急輸送業務の協力に関する細目協定」

東京都（以下「甲」という。）と調布空港協議会（以下「乙」という。）とは、平成8年2月23日をもって甲乙間において締結した「災害時の航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定」第5条第1項の規定に基づき、費用負担、損害賠償等に関して次のとおり細目協定を締結する。

（費用弁償等）

第1条　甲の要請により、乙の会員航空会社等が実施した緊急輸送業務に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

⑴　航空機、航空燃料等の資機材の提供に係る経費

⑵　操縦士、整備士等の労力の提供に係る経費

2　前項の定めによる費用弁償等の額については、国土交通大臣に届出た航空運送事業に係る運賃料金における当該提供機種の貸切運賃に、緊急輸送業務に要した時間を乗じて得た額とする。

3　前項の緊急輸送業務に要した時間は、1時間以下の場合は1時間とし、1時間を超えた場合は、30分を単位として超えた時間を算定するものとする。但し、1時間を超えた場合の30分に満たない時間は、30分とみなす。

4　第2項の運賃料金において当該提供航空機の運賃料金が定められていない場合は、甲乙協議して運賃料金が定められている機種の中から当該提供航空機と同等とみなせる機種を選定し、その機種の貸切運賃をもって算定した額とする。

（損害の負担）

第2条　業務の実施に伴い航空機等の資機材が損傷したときは、航空機保険で全額支払われる場合を除き、その賠償責任について甲乙協議して定めるものとする。

（第三者に対する責任）

第3条　乙の会員航空会社等は、業務の実施に伴いその責に帰する理由により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第4条　甲は、乙の会員航空会社等の職員がこの協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和38年東京都条例第38号）に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

（協議）

第5条　この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附則

この協定書は平成19年1月31日から適用する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保管する。

平成 9年5月14日　制定

平成19年1月31日　改正

甲　東　京　都　代表者　石　原　慎　太　郎

乙　調布空港協議会　代表者　井　出　　勝

資料第 92　災害時の航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定・細目協定
（都港湾局）

①　「災害時の航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定」

東京都を「甲」とし、東京ヘリポートを基点に航空運送事業、航空機使用事業並びに航空関連業務を営む連合組織である東京ヘリポート協議会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり航空機による災害時の緊急輸送業務の協力に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき甲が行う緊急輸送業務を、災害時における民間協力の一環として乙の協力を求めて実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、東京都のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、乙に対し緊急輸送業務の協力を要請することができる。

（業務の指示）

第３条　甲は災害の実情に対して、乙に対し、東京都地域防災計画に定める緊急輸送業務を実施するため、日時場所を指定して航空機、航空燃料等の資機材及び操縦士、整備士等の労力等（以下「航空機等」という。）の提供を要請する。

２　乙は、甲の要請があったときは、でき得る限り、甲に対し航空機等を提供するよう会員航空会社等に斡旋を行う。

（業務内容）

第４条　乙の加盟会社は、甲の要請により提供した航空機等により、甲の指示する次の要員・物資の輸送等を行う。

（１）　医薬品

（２）　食料品、飲料水等

（３）　医療従事者

（４）　その他甲乙協議し、合意した人員、物資の輸送等

（協議）

第５条　費用負担、損害賠償等この協定に定めのない事項については、甲乙協議して別途定めるものとする。

２　この協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本署２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保管する。

平成１８年　３月２９日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
　　東　京　都
　　代表者　東京都知事　　石　原　慎　太　郎

乙　　東京都江東区新木場四丁目
　　東京ヘリポート協議会
　　代表者　会　　長　　倉　増　　和　治

②　「災害時の航空機による緊急輸送業務の協力に関する細目協定」

東京都（以下「甲」という。）と東京ヘリポート協議会（以下「乙」という。）とは、平成 18 年 3 月 29 日をもって甲乙間において締結した「災害時の航空機による緊急輸送業務の協定に関する協定」第５条１項の規定に基づき、費用負担、損害賠償等に関して次のとおり細目協定を締結する。

（費用弁償等）

第１条　甲の要請により、乙の会員航空会社等が実施した緊急輸送業務に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（１）　航空機、航空燃料等の資機材の提供に係る経費

（２）　操縦士、整備士等の労力の提供に係る経費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、国土交通大臣の認可を受けた不定期航空運送事業に係る運賃料金における当該提供機種の貸切運賃に、緊急輸送業務に要した時間を乗じて得た額とする。

３　前項の緊急輸送業務に要した時間は、１時間以下の場合は１時間とし、１時間を越えた場合は、30 分を単位として超えた時間を算定するものとする。但し、１時間を超えた場合の 30 分に満たない時間は、30 分とみなす。

４　第２項の運賃料金において当該提供航空機の運賃料金が定められていない場合は、甲乙協議して運賃料金が定められている機種の中から当該提供航空機と同等とみなせる機種を選定し、その機種の貸切運賃をもって算定した額とする。

（損害の負担）

第２条　業務の実施に伴い航空機等の資機材が損害したときは、航空機保険で全額支払われる場合を除き、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

（第三者に対する責任）

第３条　乙の会員航空会社等は、業務の実施に伴いその責に帰する理由により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第４条　甲は、乙の会員航空会社の職員がこの協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関わる条例」（昭和 38 年東京都条例第 38 号）に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

（協　議）

第５条　この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本証書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保管する。

平成１８年　３月２９日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
　　東京都　　代表者　東京都知事　　石　原　慎　太　郎

乙　　東京都江東区新木場四丁目
　　東京ヘリポート協議会　　代表者　　会　長　　倉　増　　和　治

資料第93　災害時における水上輸送基地の利用に関する協定（都港湾局）

東京都を甲、東京都漁業協同組合連合会を乙として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して水上輸送に必要な係留施設の利用に関し協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、水上輸送基地の配置計画（東京都港湾局）に基づき、乙が整備した係留施設（別表の係留施設に限る。）の利用に関して、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し日時、場所、用途等を指定し文書、電話等の方法により協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項に基づき甲から協力要請を受けた場合は、乙の整備した係留施設を利用させるものとする。

（業務内容）

第３条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請し、乙の係留施設を利用して行う業務は、次のとおりとする。

⑴　被災者及び救護者等の人員輸送業務

⑵　救護物資等の貨物輸送業務

⑶　甲が必要とする船舶による応急対策業務

⑷　乙の所有する船舶の調達及び運航に関する業務

⑸　以上に関して必要となる平常時の訓練業務

（施設の利用）

第４条　甲が本協定に基づき乙の所有する係留施設を利用する場合には、甲は乙の所有する係留施設を無償で利用できるものとする。

ただし、甲の利用に際して乙の負担する実費相当額が生じる場合はこの限りでない。

（情報提供）

第５条　乙及び乙の会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（掲示）

第６条　乙は水上輸送基地であることを明示する港湾局指定の表示板を設置するものとする。

（協議）

第７条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第８条　この協定は、平成１３年４月１日から適用する。

甲と乙は、本書２通を作成し、記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１３年３月３１日

甲　東　京　都　　港湾局長　　齋　藤　哲　哉

乙　東京都漁業協同組合連合会　　代表理事会長　菊　池　滋　夫

（別　表）

「災害時における水上輸送基地の利用に関する協定」（第２条第１項）の対象施設

住　　所	桟橋延長
東京都大田区京浜島三丁目１番地先	５０ｍ

資料第94　災害時における水上輸送基地の利用に関する協定（都港湾局）

東京都を甲、東京湾遊漁船業協同組合を乙として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して水上輸送に必要な係留施設の利用に関し協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、水上輸送基地の配置計画（東京都港湾局）に基づき、乙が整備した係留施設（別表の係留施設に限る。）の利用に関して、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し日時、場所、用途等を指定し文書、電話等の方法により協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項に基づき甲から協力要請を受けた場合は、乙の整備した係留施設を利用させるものとする。

（業務内容）

第３条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請し、乙の係留施設を利用して行う業務は、次のとおりとする。

⑴　被災者及び救護者等の人員輸送業務

⑵　救護物資等の貨物輸送業務

⑶　甲が必要とする船舶による応急対策業務

⑷　乙の所有する船舶の調達及び運航に関する業務

⑸　以上に関して必要となる平常時の訓練業務

（施設の利用）

第４条　甲が本協定に基づき乙の所有する係留施設を利用する場合には、甲は乙の所有する係留施設を無償で利用できるものとする。

ただし、甲の利用に際して乙の負担する実費相当額が生じる場合はこの限りでない。

（情報提供）

第５条　乙及び乙の会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（掲示）

第６条　乙は水上輸送基地であることを明示する港湾局指定の表示板を設置するものとする。

（協議）

第７条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第８条　この協定は、平成１３年４月１日から適用する。

（停止条件）

第９条　この協定は、乙が別表の係留施設を整備することを停止条件として効力が発生する。

甲と乙は、本書２通を作成し、記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１３年３月３１日

甲　東　京　都　　港湾局長　齋　藤　哲　哉

乙　東京湾遊漁船業協同組合　理事長　吉　野　正　夫

（別　表）

「災害時における水上輸送基地の利用に関する協定」（第２条第１項）の対象施設

住　所	桟橋延長
東京都品川区勝島一丁目２番地先	２０ｍ

資料第 95　災害時における応急・復旧業務に関する協定（都港湾局）

東京都を甲とし、公益社団法人関東小型船安全協会を乙として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対し応急・復旧業務に関し、協力を求めるときの手続を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害の発生に伴う応急・復旧業務遂行上必要とする場合には、次条に掲げる業務について、乙に対し協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項に基づき要請を受けた場合は、乙の会員（以下「会員」という。）をして可能な限り協力させるものとする。

（業務内容）

第３条　甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

(1) 救援物資の海上輸送

(2) 航路啓開

(3) 被害状況の情報収集

(4) その他甲が必要とする業務

（協議）

第４条　費用負担、損害賠償等この協定に定めのない事項については、甲乙協議して別途定めるものとする。

２　この協定の解釈に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第５条　この協定は、平成 26 年８月 15 日から適用する。

なお、更新等については甲乙協議して別途定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成 26 年８月 15 日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都
東　京　都　知　事　　舛　添　要　一

乙　神奈川県横浜市中区太田町四丁目 47 番
公益社団法人
関東小型船安全協会
会　　長　　黒　川　暁　博

資料第 96　災害時における緊急物資の受入れ及び輸送等に関する協定
（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人全国物流ネットワーク協会（以下「乙」という。）は、甲が別表に定める広域輸送基地として開設する、公共トラックターミナルの災害時運営における物資の受入れや輸送等を円滑に実施するために、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）
第１条　甲は乙に対し、甲が開設する広域輸送基地における物資の流れ（受入場所、荷役作業、輸送等）に関する協力を要請し、乙は必要な助言を行うものとする。

（協定期間）
第２条　本協定の期間は、平成３１年４月１日から平成３２年（２０２０年）３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月までに甲乙双方から意志表示がない場合は、更に１年間延長され、以後も同様とする。

（協議）
第３条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成３１年４月１日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都知事　　小池　百合子

東京都渋谷区渋谷三丁目２６番１５号
乙　一般社団法人全国物流ネットワーク協会
代表者　会長　　森　日出男

別表　広域輸送基地

名称	所在地
京浜トラックターミナル	東京都大田区平和島二丁目１番１号
板橋トラックターミナル	東京都板橋区高島平六丁目１番１号
足立トラックターミナル	東京都足立区入谷六丁目１番１号
葛西トラックターミナル	東京都江戸川区臨海町四丁目３番１号

資料第 97　災害時における施設使用等に関する協定

（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と日本自動車ターミナル株式会社（以下「乙」という。）は、東京都内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における施設使用等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時において、緊急物資を受け入れ、区市町村の輸送拠点等へ輸送するための積換えを行う場所（以下「広域輸送基地」という。）として、甲の協力要請に基づき、乙の協力を得て、乙の施設を使用する場合において必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）広域輸送基地の運営に必要な場所の提供

（２）乙の施設及び施設周辺の被災状況の把握と情報提供

（３）広域輸送基地災害対策本部への人員の派遣

（４）広域輸送基地の運営に必要な什器、消耗品等の提供

（５）その他甲が必要とする業務

２　乙は、前項の要請を受けた場合は、最大限協力する。

３　甲は、乙が前項の協力を行うために必要がある場合は、広域輸送基地としての機能確保のために必要な支援に努める。

（広域輸送基地）

第３条　甲が広域輸送基地として使用できる乙の施設は、次のとおりとする。

（１）名称　　京浜トラックターミナル
　　所在地　東京都大田区平和島二丁目１番１号

（２）名称　　板橋トラックターミナル
　　所在地　東京都板橋区高島平六丁目１番１号

（３）名称　　足立トラックターミナル
　　所在地　東京都足立区入谷六丁目１番１号

（４）名称　　葛西トラックターミナル
　　所在地　東京都江戸川区臨海町四丁目３番１号

（広域輸送基地の開設）

第４条　甲は、第２条第１項第２号により乙に情報提供を要請し、乙からの情報提供に基づき、前条の施設について広域輸送基地として開設する。その際、甲は乙に対して、開設する旨の連絡を行う。

（広域輸送基地の運営の終了）
第５条　甲は、広域輸送基地の運営を終了した場合、その旨を乙に対して連絡するとともに、乙の施設を現状に復し速やかに乙に引き渡す。

（費用負担）
第６条　この協定に基づき、乙が業務の遂行に要した経費については、甲が負担する。
２　甲が負担する経費は、災害直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上決定する。

（費用の請求及び支払）
第７条　乙は、業務終了後、前条に定める経費を甲に請求する。
２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求の日から起算して３０日以内に費用を支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、その措置が講じられた後速やかに支払う。

（細目）
第８条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）
第９条　前条に定めるもののほか、この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２４年１０月３１日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都知事　石原　慎太郎

東京都千代田区平河町二丁目７番９号
乙　日本自動車ターミナル株式会社
代表者　代表取締役社長　村山　寛司

資料第 98　災害時における応急対策用バスの供給に関する協定書（都水道局）

東京都水道局（以下「甲」という。）と締結先（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策用バス（以下「車両」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における復旧体制整備の一環として、甲が乙の車両を活用して応急活動要員を輸送し、もって応急給水及び配水管等の水道施設の応急復旧を図ることを目的とする。

（供給台数）

第２条　乙は、甲の出動要請があった場合は、供給可能台数を優先的に甲に供給するものとする。

（出動要請）

第３条　甲は、乙に対し、日時、場所及び台数を指定して、電話等により車両の出動を要請するものとする。

（経費の負担）

第４条　車両の出動に係る経費は甲が負担するものとし、その額は、乙が関東運輸局から認可を受けた直近の認可運賃料金に定めるところによるものとする。

２　荒天その他これに類する状況下において出動した場合は、認可運賃料金の３割を限度とする金額を前項の額に加算する。

（作業の終了）

第５条　車両による人員の輸送が終了した場合は、乙は、甲が発行する車両使用伝票をとりまとめ、速やかに甲に提出し、その検査を受けるものとする。

２　乙は、前項による検査を受けた後、車両の出動に係る経費を甲に請求するものとする。

３　甲は、前項の請求があったときは、請求を受理した日から起算して３０日以内に乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第６条　車両による人員輸送中における損害については、次の各号に定めるところによる。

（１）　乙は、車両による人員輸送に際し、乙の責に帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（２）　甲は、その責に帰すべき理由により、人員輸送中の車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対し、その損害を賠償する。

（３）　甲は、人員輸送作業中における車両の運転従事者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和３８年東京都条例第 38 号）」に定めるところに準じ、その損害を補償する。ただし、当該運転従事者が他の法令による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害

補償の責を免れる。

（期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日までとする。

ただし、協定期間満了の前日までに、甲乙協議のうえ双方に異議のない場合は、この協定の有効期間を１年間延長するものとし、以後この例による。

（その他）

第８条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１９年３月１３日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

甲　東　京　都

代表者　公営企業管理者

東京都水道局長　　御　園　良　彦

乙　会社名　（別紙　バス会社）

代表　　㊞

※　締結先は目次を参照のこと。

資料第 99　災害時における容器入飲料の調達に関する協定（都総務局）

東京都を甲とし、社団法人全国清涼飲料工業会を乙とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における容器入飲料の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要　請）

第２条　甲は、災害時において容器入飲料を確保する必要が生じたときは、乙に対して、その調達について協力を要請するものとする。

２　前項の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

この場合、乙の会員に対する要請は、乙への要請とみなす。

３　甲は、乙に対し容器入飲料の数量及び運搬先を指定の上供給を要請し、乙は当該場所において、甲又は甲の指定する者に引き渡すものとする。

（協　力）

第３条　乙は、甲から要請のあったときは、可能な限り容器入飲料の供給に協力するものとする。

（容器入飲料の範囲）

第４条　甲が乙に対して供給を要請する容器入飲料は、原則として、水又は無糖茶等、災害時の飲料として適当なものとする。

（運　搬）

第５条　容器入飲料の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用弁償）

第６条　この協定に基づき、乙が供給した容器入飲料の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の規定による費用は、乙が容器入飲料の供給・運搬終了後、乙の提出する納品書に基づき、災害直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上決定するものとする。

（細　目）

第７条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（雑　則）

第８条　この協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第９条　この協定は、平成１７年１０月２７日から適用する。

甲と乙とは、上記協定の証として本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成１７年１０月２７日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者 東京都知事　石　原　慎太郎

東京都中央区日本橋室町三丁目３番３号
乙　社団法人全国清涼飲料工業会
代表者 会　長　　平　本　忠　晴

資料第 100　災害時等における緊急支援物資の保管及び荷役等に関する協定

（都総務局）

東京都(以下「甲」という。)と東京倉庫協会(以下「乙」という。)とは、東京都内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における緊急支援物資の保管及び荷役等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、災害時等において甲から乙に対して行う緊急支援物資の保管及び荷役等の要請に関して、必要な事項を定める。

（緊急支援物資の保管及び荷役に関する要請）

第２条　甲は、緊急支援物資の保管及び荷役が必要な場合は、乙に対し、緊急支援物資の品目、数量その他の必要な事項を明示の上、その旨を要請する。

２　甲は、乙が事故その他の理由により連絡できない場合には、直接、本協定に基づく業務に協力する乙の会員事業者に要請の連絡をすることができる。

３　前項の要請の連絡を円滑に実施するため、乙は、同項に規定する乙の会員事業者の同意を得た上で、当該乙の会員事業者の連絡先等を、あらかじめ甲に提供する。

（物流専門家の派遣に関する要請）

第３条　甲は、緊急支援物資の保管及び荷役に当たり、物流に関する専門的な支援が必要と認める場合は、乙に対し、物流に関する専門的な知識を有する者(以下「物流専門家」という。)の派遣を要請することができる。

（要請に対する回答等）

第４条　乙は、第２条第１項の要請があった場合は、最大限協力するものとし、乙の会員事業者と協議の上、甲に対し、受入れに関し必要な事項を回答する。

２　甲は、前項の回答に基づき、発注内容及び発注する乙の会員事業者(以下「発注先会員事業者」という。)を決定し、発注先会員事業者に発注するとともに、乙に対し発注状況を情報提供する。

３　乙は、前項に規定する情報提供を受けた場合は、その内容を発注先会員事業者以外の乙の会員事業者に対し、伝達する。

４　乙は、前条の要請があった場合は、乙の会員事業者と協議の上、甲に対して、物流専門家を派遣する。

（要請及び回答の方法）

第５条　第２条から前条までの要請及び回答は、書面により行う。

２　前項の規定にかかわらず、書面によって要請又は回答を行う時間的余裕がない場合は、口頭によりこれを行うことができる。ただし、口頭による要請又は回答を行った場合は、当該要請又は回答について書面を作成し提出する。

（情報提供）
第６条　甲と乙とは、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

（費用負担）
第７条　緊急支援物資の保管及び荷役並びに物流専門家の派遣に要する費用は、甲が負担する。
２　緊急支援物資の保管及び荷役に係る費用は、地震、風水害等の災害が発生する直前の発注先会員事業者における価格を基準として算定する。
３　第１項の費用の具体的な内容、請求及び支払方法等詳細については、甲と発注先会員事業者とが協議の上、別途定める。

（事故等）
第８条　本協定に基づく業務開始後において、事故等の発生に伴い緊急支援物資が破損する等により使用不可能となった場合は、乙は甲に対しその状況を報告する。
２　事故等の発生により、本協定に基づく業務の継続が困難な事由が発生した場合は、甲乙協議の上、対応を定める。

（災害補償）
第９条　本協定に基づく業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったことにより損害が生じた場合は、その損害の補償について、甲及び乙は誠意をもって協議の上、取り決める。

（関係機関との連絡）
第 10 条　本協定に基づく業務に係る関係機関との連絡調整は、原則として甲が行う。

（担当部署及び連絡責任者）
第 11 条　甲と乙とは、本協定に基づく業務に関する担当部署を定め、連絡責任者を選任するとともに、相互に通知する。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

（協定実施に関する手続等）
第 12 条　本協定の実施に関する手続その他の必要な事項は、甲乙協議の上、別途定める。

（協議等）
第 13 条　本協定の解釈に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定める。
２　甲及び乙は、相互に協力して、本協定に係る検討、協議、訓練を行うなど、本協定に基づく業務の円滑な運用に努める。

（有効期間）

第14条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年３月３１日までの間とする。ただし、期間満了日の３か月前までに、甲乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降もこの例による。

平成２５年５月２４日

甲　東京都
東京都知事　猪 瀬 直 樹

乙　東京倉庫協会
会　長　　田 中　　稔

資料第 101　災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と日本ＴＣＧＦ（以下「乙」という。）は、東京都の災害時における東京都への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の調達支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（供給協力の要請）

第２条　甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の会員企業のうち本協定に基づく物資の調達支援協力への参加を申し出た企業（以下「参加企業」という。参加企業は別紙１のとおり。）が保有する又は調達可能な物資の供給を要請できる。

（供給協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、参加企業が保有し、又は調達可能な物資の調達支援協力について速やかに対応する。この場合において、乙は、参加企業と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約により関係者に協力を強制できないなど参加企業の協力が困難な場合があることを踏まえつつ、最大限の対応に努めるものとする。

２　甲は、乙及び参加企業による調達支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルートの被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に供給協力を要請できる物資は、次に掲げるもののうち、参加企業が保有し、又は調達可能な物資とする。

一　別表に掲げる物資

二　前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（要請及び発注の方法）

第５条　甲は、物資の供給を要請するときは、書面をもって乙の代表窓口（参加企業のうち乙を代表して次項及び第４項に規定する情報連絡その他の甲及び参加企業との連絡調整に関する業務を担当するものをいう。以下、「代表窓口」という。）に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で代表窓口に要請を行い、事後に書面を提出することができる。

２　代表窓口は、前項の要請を受けたときは、参加企業に対し、甲の要請の内容を速やかに伝達し、当該要請に対する参加企業の回答をとりまとめた上で速やかに甲に伝達するものとする。

３　甲は、参加企業の回答を代表窓口から受領した後、発注内容（発注先参加企業、発注物資、発注物資の数量、配達場所等）を決定して、代表窓口及び発注先参加企業に対し発注書を発行する。

４　代表窓口は、甲から前項の発注書を受領したときは、その内容を発注先参加企業以外の参加企業に対し、速やかに伝達するものとする。

５　代表窓口は、甲の要請に対し、自ら物資を供給する義務及び参加企業に物資を供給させる義務を負わないが、参加企業との情報連絡などについて真摯に対応するものとする。

（物資の引渡し）

第６条　甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資の引渡しを確認の上、これを受領するものとする。

（費用の負担）

第７条　参加企業が甲に供給した物資の代金及び物資の配達に要した費用は、甲が負担する。

（物資の価格）

第８条　物資の価格及び配達に要する費用は、災害が発生する直前の発注先参加企業における適正な価格とする。

（請求及び支払）

第９条　発注先参加企業は、甲に対して、供給した物資の対価等の請求を個別に直接行うものとする。

２　甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）等に基づき、遅滞なく、発注先参加企業に支払うものとする。

（代表窓口の指定等の手続）

第１０条　乙は、本協定に基づく要請等に関する代表窓口を指定して、別紙第１号様式により甲に通知する。なお、代表窓口に変更があった場合には、変更前の代表窓口から直ちに甲に通知する。

２　本協定に定める甲から乙への連絡、要請等の通知は、原則として前項の代表窓口に行うものとする。ただし、甲から参加企業に対し、併せて通知等をすることを妨げるものではない。

３　甲は、代表窓口が事故その他の理由により連絡できない場合には、直接参加企業に要請等の連絡をすることができる。

（甲の連絡責任者）

第１１条　甲は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して乙に通知する。なお、甲は、連絡責任者に変更があった場合には直ちに乙に通知する。

（終了事由）

第１２条　本協定は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日に終了する。

一　甲又は乙が、書面をもって、終了予定日の１か月前までに相手方に通知した場合　終了予定日

二　乙が解散したとき　乙が解散した日

２　乙が解散する場合は、あらかじめ甲に対し、解散する旨を通知しなければならない。

（改正）

第１３条　本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

（協議）

第１４条　本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保管する。

平成２５年３月１１日

甲　東京都
東京都知事　猪 瀬 直 樹

乙　日本 TCGF
代表幹事　　岡 田 元 也

別紙１（第２条関係）

参加企業一覧

企　業　名
アサヒプロマネジメント株式会社
味の素株式会社
イオン株式会社
株式会社伊藤園
伊藤忠食品株式会社
花王株式会社
加藤産業株式会社
キユーピー株式会社
キリンホールディングス株式会社（キリン株式会社）
国分グループ本社株式会社
サッポロホールディングス株式会社
サントリー食品インターナショナル株式会社
資生堂ジャパン株式会社
合同会社西友
日清食品ホールディングス株式会社
株式会社日本アクセス
日本コカ・コーラ株式会社
株式会社 PALTAC
ひかり味噌株式会社
株式会社明治
三菱食品株式会社
森永製菓株式会社
森永乳業株式会社
雪印メグミルク株式会社
ライオン株式会社
株式会社ライフコーポレーション
株式会社ローソン

別表（第４条関係）

■　災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～３日間程度)	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、粉ミルク、缶詰(イージーオープン) 生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、 ウェットティッシュ、ゴミ袋 蚊取り線香(夏季) 使い捨てカイロ(冬季)	食料品 精米、即席麺、食パン、レトルト食品 漬物、梅干、調味料、菓子類、果物、お茶 生活必需品 タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、 カセットボンベ、石鹸、歯ブラシ ティッシュペーパー、トイレットペーパー 防水シート

「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」（別紙第１号様式）代表窓口の指定

年　　月　　日

東京都知事　殿

日本ＴＣＧＦ代表幹事

東京都との「災害時における物資の調達支援協力
に関する協定」における代表窓口の指定について

標題の件について、日本ＴＣＧＦは、東京都との「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」第 10 条の規定に基づき、代表窓口について下記のとおり通知いたします。

記

１　代表窓口

<table>
<tr><td>企業名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>部　署</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>役　職</td><td colspan="2"></td><td>ふりがな
氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">電話</td><td>平常時</td><td></td><td rowspan="2">FAX</td><td>平常時</td><td></td></tr>
<tr><td>災害時</td><td></td><td>災害時</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">携帯
電話</td><td>電話番号</td><td></td><td rowspan="2">衛星
携帯
電話</td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ</td><td></td><td>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ</td><td></td></tr>
<tr><td>PC
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

以　上

「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」（別紙第１号様式）代表窓口の変更

年　　月　　日

東京都知事　殿

日本ＴＣＧＦ代表幹事

東京都との「災害時における物資の調達支援協力
に関する協定」における代表窓口の変更について

標題の件について、日本ＴＣＧＦは、東京都との「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」第 10 条の規定に基づき、代表窓口について下記のとおり通知いたします。

記

１　変更時期：　　年　　月　　日

２　変更後の代表窓口

<table>
<tr><td>企業名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>部　署</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>役　職</td><td colspan="2"></td><td>ふりがな
氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">電話</td><td>平常時</td><td></td><td rowspan="2">FAX</td><td>平常時</td><td></td></tr>
<tr><td>災害時</td><td></td><td>災害時</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">携帯
電話</td><td>電話番号</td><td></td><td rowspan="2">衛星
携帯
電話</td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ</td><td></td><td>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ</td><td></td></tr>
<tr><td>PC
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

以　上

資料第 102　災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「乙」という。）は、東京都の災害時における東京都への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の調達支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（供給協力等の要請）

第２条　甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資調達に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）の派遣、及び乙のグループ企業が保有する又は調達可能な物資の供給を要請することができる。

（供給協力等の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、連絡調整員を甲の指定する場所に派遣するとともに、乙のグループ企業が保有し、又は調達可能な物資の調達支援協力について速やかに対応するよう努めるものとする。

２　前項の規定において、甲は、乙のグループの経営判断、乙のグループ企業と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙のグループ企業の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

３　甲は、乙及び乙のグループ企業による調達支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルートの被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に供給を要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙のグループ企業が保有し、又は調達可能な物資とする。

一　別表に掲げる物資

二　前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（要請及び発注の方法）

第５条　甲は、物資の供給を要請するときは、書面をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第１１条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に書面を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、乙のグループ企業に対し、甲の要請の内容を速やかに伝達し、当該要請に対する乙のグループ企業の回答をとりまとめた上で速やかに甲に伝達するものとする。

３　甲は、乙のグループ企業の回答を乙から受領した後、速やかに発注内容（発注物資、発注物資の数量、配達方法、配達場所等）を決定して、乙に対し発注書を発行する。

４　乙は、甲から前項の発注書を受領したときは、速やかに対応するものとする。

（物資の引渡し）

第６条　甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資を確認の上、乙のグループ企業から当該物資の引渡しを受けるものとする。

（情報の共有）

第７条　甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

（費用の負担）

第８条　乙からの連絡調整員の派遣、乙のグループ企業が甲に供給した物資の代金及び甲の指定する物資の配達場所までの配達に要する費用は、甲が負担する。

（物資の価格及び物資の配達に要する費用）

第９条　物資の価格は、災害が発生する直前の乙のグループ企業における適正な価格とし、物資の配達に要する費用は、乙のグループ企業が負担する実費相当額とする。

（請求及び支払）

第１０条　乙は、甲に対して、供給した物資の対価及び物資の配達に要する費用等の請求を直接行うものとする。

２　甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第１１条　甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には相手方に対し直ちに通知する。

（改正）

第１２条　本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

（協議）

第１３条　本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第１４条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了日の３か月前までに、甲乙のいずれかの者が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保管する。

平成２７年３月３１日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都知事　舛　添　要　一

東京都千代田区二番町８番地８
乙　株式会社セブン＆アイ・ホールディングス
代表者　代表取締役社長　村　田　紀　敏

別表（第４条関係）

■　災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～３日間程度)	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、粉ミルク、缶詰(イージーオープン) 生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、 ウェットティッシュ、ゴミ袋 蚊取り線香(夏季) 使い捨てカイロ(冬季)	食料品 精米、即席麺、食パン、レトルト食品 漬物、梅干、調味料、菓子類、果物、お茶 生活必需品 タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、 カセットボンベ、石けん、歯ブラシ ティッシュペーパー、トイレットペーパー 防水シート

資料第 103　災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、東京都の災害時における東京都への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の調達支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（供給協力等の要請）

第２条　甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙が保有する又は調達可能な物資の供給を要請することができる。

（供給協力等の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、物資の調達支援協力について速やかに対応するよう努めるものとする。

２　甲は、乙による調達支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルートの被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有し、又は調達可能な物資とする。

一　別表に掲げる物資

二　前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（要請及び発注の方法）

第５条　甲は、物資の供給を要請するときは、書面をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第１０条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に書面を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、当該要請に対する回答を速やかに甲に伝達するものとする。

３　甲は、乙の回答を受領した後、速やかに発注内容（発注物資、発注物資の数量、配達方法、配達場所等）を決定して、乙に対し発注書を発行する。

４　乙は、甲から前項の発注書を受領したときは、速やかに対応するものとする。

（物資の引渡し）

第６条　甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

（費用の負担）

第７条　前条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等に要した経費は、甲が負担する。

（物資の価格及び運搬等に要した経費）

第８条　物資の価格は、乙の調達した物資に災害発生直前に設定されていた小売価格等を基準とした適正な価格とし、物資の運搬等に要した経費は、乙が負担する実費相当額とする。

（請求及び支払）

第９条　乙は、甲に対して、供給した物資の対価及び物資の運搬等に要した経費の請求を書面をもって直接行うものとする。

２　甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第１０条　甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には、相手方に対し直ちに通知する。

（情報交換）

第１１条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（改正）

第１２条　本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

（協議）

第１３条　本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第１４条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了日の３か月前までに、甲乙のいずれかの者が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保管する。

平成２９年３月３１日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都知事　小池　百合子

新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
乙　ＮＰＯ法人　コメリ災害対策センター
代表者　理事長　捧　雄　一　郎

別表（第４条関係）

■　災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品目
作業関係	作業シート、標識ロープ ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ袋（使い捨て）、 バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

資料第 104　大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定（都総務局）

①「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」

（目的）
第１条　この協定は、東京都内（島しょを除く。）において、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、災害応急・復旧対策活動及び都民生活の安定に必要な石油燃料について、東京都（以下「甲」という。）と石油連盟(以下「乙」という。)が協力して、都内被災地へ安定的に供給するために必要な事項を定める。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、乙に対し、石油燃料供給の協力を要請することができる。
２　乙は、前項による甲の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力する。
３　甲が乙に対し要請する内容は、次の各号のとおりとする。
一　災害対策上特に重要な施設で、甲が指定する施設に対する石油燃料の供給
二　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第７６条による緊急通行車両その他甲が指定した車両に対する石油燃料の供給
三　都民、事業者等に対し石油燃料を販売する給油取扱所に対する石油燃料の供給
四　前号までに定めるもののほか、第１条の目的を達成するために必要なもの
４　甲は、乙が前項各号に掲げる要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じる。

（優先実施）
第３条　乙は、前条第３項に定める甲の要請のうち、第一号及び第二号に掲げる内容を優先して実施する。

（費用の負担）
第４条　第２条の規定に基づき乙が供給した石油燃料の対価及び運搬費用については、原則として、当該石油燃料の供給を受けた者が負担する。

（実施細目）
第５条　この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、別途定める。

（協議）
第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に記載が無い事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２０年１１月２６日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　東京都知事　石 原 慎 太 郎

乙　東京都千代田区大手町一丁目９番４号
石油連盟
代表者　会長　天 坊 昭 彦

②「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定細目」

東京都（以下、甲という。）と石油連盟（以下、乙という。）とは、甲乙間の平成２０年１１月２６日付け「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」（以下、本協定という。）第５条の規定に基づき、業務内容及び損害補償等に関し、次のとおり本協定の細目を締結する。

（災害対策上特に重要な施設の指定と供給）

第１条　本協定第２条第３項第１号にいう災害対策上特に重要な施設は以下のとおりとする。

一　庁舎（都・区市町村・警察・消防・都防災無線施設）
二　病院
三　水道施設
四　下水道施設
五　排水機場
六　トンネル施設（緊急輸送ネットワーク）
七　その他甲が災害対策上必要とする施設

２　前項に掲げる施設のうち、特に緊急性が高いと認める施設（以下、緊急供給施設という。）を、甲乙協議の上定める。

３　乙は、各緊急供給施設に対して供給を担当する乙の加盟会社及び乙の会友会社（以下、加盟会社等という。）を定め、甲に通知する。各緊急供給施設に対して供給を担当する加盟会社等に変更があったときは、速やかに、甲に文書で通知する。

４　甲及び乙は、緊急供給施設に対して本協定に基づく石油燃料の供給を円滑に実施するため、必要な手順、所要情報の内容及びその提供等について、別途協議の上これを定めるものとする。

５　乙は、第１項に掲げる施設のうち第２項で指定した緊急供給施設以外の施設については、乙に対する甲の供給要請があった時点の状況に応じ、可能な限度で対応するものとする。

（緊急車両等への供給）

第２条　本協定第２条第３項第２号に定める緊急通行車両その他甲が指定した車両（以下、緊急車両という。）に対する石油燃料供給は各給油取扱所が行うこととし、加盟会社等は系列の給油取扱所に対し、可能な限り優先的に供給を行うよう、平時から周知を行う。また、緊急車両に対する石油燃料供給における石油燃料の対価等の取引条件は、供給を行う給油取扱所と当該供給を受けた緊急車両もしくは当該車両の運用管理者の間で取り決めることとする。

（給油取扱所に対する供給）

第３条　本協定第２条第３項第３号に定める給油取扱所に対する石油燃料の供給は、当該給油取扱所に対して取引契約上の供給義務を負う加盟会社等が、当該取引契約に基づいてこれを行うものとする。

２　本協定第２条第３項第３号に定める給油取扱所であっても、加盟会社等との間に取引契約が締結されていないものについては、本協定に基づく石油燃料供給の対象外とする。

（本協定に基づく石油燃料の供給開始）

第４条　本協定に基づく緊急供給施設に対する石油燃料の供給は、原則として、各緊急供給施設から本細目第１条３項に定めた供給担当の加盟会社等に対する直接の要請によって行うものとする。

２　東京都内（島しょを除く。以下同じ。）に生じた災害のうち、東京都内のいずれかの地で震度６弱以上となる地震が発生した場合は、供給担当の加盟会社等は、各緊急供給施設からの要請の有無にかかわらず、可能な限り、緊急供給施設に対する本協定に基づく石油燃料供給の準備を整えて供給活動を開始するものとする。

（本協定に基づく石油燃料の供給期間）

第５条　本協定に基づく石油燃料の供給を行う期間は、災害発生から都内全ての交通規制が解除されるまでの間とする。但し、それ以前であっても、地域的な交通混乱の終息、取引先納入業者による供給開始等本協定によらなくとも必要な石油燃料の供給を受けられる状況になったと判断される緊急供給施設については、甲乙協議の上本協定による石油燃料の供給を終了する。

（情報の提供）

第６条　甲は、本協定に基づく石油燃料の供給（本細目第３条の場合を含む。以下、本条において同じ。）を円滑かつ迅速に遂行できるよう、東京都内の被災状況及び交通規制の状況、緊急供給施設並びに施設周辺の罹災状況及び関係地域における災害対策活動の状況等の情報を収集し、乙及び加盟会社等に対し可能な限り提供するものとする。情報提供等に関する詳細は別途定める。

（供給に要する費用）

第７条　本協定第２条第１項に基づき石油燃料の供給を受けた者は、供給を行った加盟会社等に対し、供給を受けた石油燃料の対価及び輸送費用を支払う。但し、本細目第２条及び第３条の規定による供給の場合を除く。

２　前項に基づく石油燃料の対価及び輸送費用並びにその支払条件については、甲及び乙が協議し、甲が定める。この場合、災害発生時から７日を経過したときは、甲若しくは乙の要請により、石油燃料及び輸送費用の時価を勘案して修正することができるものとする。

３　甲は、本細目成立後速やかに、本条第１項の趣旨並びに前項に基づく決定内容を、緊急供給施設に通知し、その同意を得なければならない。

４　乙は、本細目成立後速やかに、本条第１項の趣旨並びに第２項に基づく決定内容を、個々に加盟会社等に通知し、その同意を得なければならない。

５　甲は、本細目第４条第２項に基づいて乙の加盟会社等が石油燃料供給の活動を行った場合、いずれの緊急供給施設にも給油できなかった石油燃料の輸送費については、法の定めるところにより、当該加盟会社等に支払うものとする。

６　前項に基づく輸送費用の請求額及び支払条件については、甲と関係する個々の加盟会社等で協議の上定める。

（従事者の損害補償）

第８条　甲は、乙の加盟会社等の職員（乙の加盟会社等からの依頼により輸送業務に従事する者を含む。以下、本条及び次条において乙等という。）が本協定に基づく業務の実施により、死亡その他の事故が生じたときは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和 38 年東京都条例第 38 号）により、これを補償するものとする。但し、損害補償を受けるべき者が、他の法令（条例を含む。）による治療その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行なわない。

（損害の処理）

第９条　本協定に基づく業務等の実施に伴い、甲及び乙等の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は乙等の使用車両等に損害が生じたときは、乙等はその事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲及び乙等が協議して定める。

この細目を証するため本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２２年３月５日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　　総務局総合防災部長
中　村　長　年

乙　　東京都千代田区大手町一丁目３番２号
石油連盟
代表者　　専務理事
山　浦　紘　一

資料第 105　大規模災害時における石油燃料の安定供給等に関する協定

（都総務局）

①　「大規模災害時における石油燃料の安定供給等に関する協定」

制　　定　平成２０年１１月２６日
一部改正　平成２５年　１月１７日
一部改正　平成２６年１２月２６日
一部改正　平成２８年　４月　１日

（目的）
第１条　この協定は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、東京都（以下「甲」という。）と東京都石油業協同組合（以下「乙」という。）及び東京都石油商業組合（以下「丙」という。）とが協力して行う、災害応急・復旧対策活動及び都民生活の安定に必要な石油燃料の安定的な供給並びに災害時の石油燃料の確保のための備蓄について必要な事項を定める。

（石油燃料の安定供給）
第２条　甲は、災害時において、乙及び丙に対し、次に掲げる施設又は車両に対する石油燃料の供給等を要請する。
一　災害対策上重要な施設のうち別に定めるもの
二　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第７６条に規定する緊急通行車両のうち別に定めるもの
三　前２号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項
２　乙及び丙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。
３　甲は、乙及び丙が前項に規定する協力を円滑に実施できるよう必要な措置を講じる。

（石油燃料の安定供給に係る費用の負担）
第３条　前条第２項の規定により乙又は丙が供給した石油燃料の対価及び運搬に要する費用については、甲が負担する。

（災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業の実施）
第４条　甲、乙及び丙は協力して、経済産業省資源エネルギー庁（以下「資源エネルギー庁」という。）が実施する災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業（以下「製品備蓄促進事業」という。）を推進する。
２　甲は、災害時において、乙及び丙に対し、製品備蓄促進事業により備蓄した石油燃料を甲が指定する緊急自動車等に供給することを要請する。
３　乙及び丙は、前項の石油燃料について、災害時において甲が指定する緊急自動車等への供給に限るよう、乙及び丙の支部及び石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和５０年法律第９６号）第２７条第１項第５号及び石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第３３条第２項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件（経済産業省告示第２４３号）の規定に基づき告示された石油販売事業者（中核給油所）を指導する。
４　前条の規定にかかわらず、第２項の規定により乙又は丙が供給した石油燃料に要する費用については、当該石油燃料の供給を受けた者が負担する。
５　甲は、平成２７年度以降各年度に措置する予算の範囲内において、乙が行う製品備蓄促進事業の管理に要する経費を負担するものとし、その額は甲及び乙が協議の上、別に定める。

６　この事業の実施について必要な事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

（石油燃料の供給に係る払出し方法等）
第５条　第２条及び前条に規定する石油燃料の供給について、災害時の払出し等の方法等については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

（燃料供給における実効性確保）
第６条　甲は、石油燃料の安定的な供給並びに災害時の石油燃料確保のために甲及び中核給油所が備蓄した燃料等の供給が円滑かつ迅速に遂行されるよう、必要な情報を収集し、乙及び丙に適宜提供する。
２　乙又は丙は、燃料供給の実効性を確保するため、甲が指定する給油所に対して必要に応じて研修及び訓練等を実施する。

（実施細目）
第７条　この協定の実施に必要な事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

（協議）
第８条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、必要に応じて、甲、乙及び丙が協議して定める。

附　則
この協定は、平成２０年１１月２６日から適用する。

附　則（平成２４年１２月２７日付２４総防管第１４７５号）
この協定は、平成２５年２月１日から適用する。

附　則（平成２６年１２月２６日付２６総防管第２１８６号）
１　この協定は、平成２６年１２月２６日から適用する。
２　第４条の２の規定は、平成２７年度歳入歳出予算が、平成２７年３月３１日までに東京都議会で可決された場合において、平成２７年４月１日に確定させる。
３　第４条の２の規定は、平成３１年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、本規定の趣旨及び災害時における石油燃料確保の重要性を踏まえ、甲、乙、丙は継続して中核給油所における燃料備蓄に取り組むための協議を行うこととする。

附　則（平成２８年４月１日付２８総防計第４６号）
１　この協定は、平成２８年４月１日から適用する。
２　第４条の規定は、平成３１年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、本規定の趣旨及び災害時における石油燃料確保の重要性を踏まえ、甲、乙、丙は継続して中核給油所における燃料備蓄に取り組むための協議を行うこととする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年４月１日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　東京都知事　舛　添　要　一

乙　東京都千代田区永田町二丁目１７番１４号
東京都石油業協同組合
代表者　理事長　矢　島　幹　也

丙　東京都千代田区永田町二丁目１７番１４号
東京都石油商業組合
代表者　理事長　矢　島　幹　也

②　「大規模災害時における石油燃料の安定供給等に関する協定実施細目」

東京都（以下「甲」という。）と東京都石油業協同組合（以下「乙」という。）及び東京都石油商業組合（以下「丙」という。）とは、大規模災害時における石油燃料の安定供給等に関する協定（以下「協定」という。）第７条の規定に基づき、次の条項により実施細目を締結する。

第１章　総則

（趣旨）
第１条　この実施細目は、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（石油燃料の供給開始）
第２条　協定第２条による災害対策上重要な施設及び車両並びに協定第４条第２項による緊急自動車等に対する石油燃料の供給等は、甲から乙又は丙に要請がなされ、乙又は丙がこれを受けた旨甲に回答した時点から開始するものとする。

（石油燃料の供給期間）
第３条　協定に基づく石油燃料の供給を行う期間は、前条に規定する乙又は丙の回答の時点から、甲が乙又は丙に石油燃料の供給終了を通知する時点までの期間とする。

（燃料供給における実効性確保）
第４条　甲は、協定及びこの実施細目に基づく石油燃料の安定供給並びに甲及び中核給油所が備蓄燃料等の供給を円滑かつ迅速に遂行できるよう、被災状況、交通規制の状況、施設周辺の被災状況、関係地域における災害対策活動の状況等に関する情報を収集し、乙及び丙に適宜提供するものとする。
２　乙又は丙は、協定及びこの実施細目に基づく石油燃料の安定供給及び備蓄燃料等の供給を円滑かつ迅速に遂行できるよう、甲が指定する給油所に対して、必要に応じて研修及び訓練等を実施する。
３　前項による研修及び訓練等の実施に要する費用については、甲、乙及び丙の協議により別途

定める。

（石油燃料の払出し等の手続等）
第５条　甲、乙及び丙は、石油燃料の災害時の払出し等の業務を円滑に実施するため、必要な手順、連絡方法、情報提供等について、別途協議により定めるものとする。

第２章　災害時の石油燃料の安定的な供給

（災害対策上重要な施設のうち別に定めるもの）
第６条　協定第２条第１項第１号に規定する災害対策上重要な施設のうち別に定めるものは、次に掲げるとおりとする。
一　甲（警視庁所管の警察署、東京消防庁所管の消防署その他これらに準じる施設を含む。）、都内の特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）の庁舎
二　東京都防災無線が設置されている施設
三　甲及び区市町村が所有又は管理する水道施設
四　甲及び区市町村が所有又は管理する下水道施設
五　甲が所有又は管理する排水機場
六　東京都地域防災計画に規定する緊急輸送ネットワーク上に存在するトンネル施設
七　甲が災害対策上必要とする施設として認めるもので、乙及び丙にあらかじめ通知したもの
２　乙又は丙は、協定第２条第２項の規定により、前項各号に掲げる施設に対して、甲の要請を受けた時点の石油燃料の在庫状況等を踏まえて、可能な限り石油燃料を供給するものとする。

（施設情報の共有）
第７条　災害時、円滑に燃料を供給するため、甲は前条第１項各号に規定する施設に係る設備等の情報をあらかじめ乙及び丙に提供する。
２　乙及び丙は、甲から提供を受けた情報を厳重に管理する。

（施設に対する石油燃料の輸送）
第８条　第６条第１項各号に掲げる施設に石油燃料を供給する場合、当該施設までの石油燃料の輸送は、乙又は丙が行うものとする。

（緊急通行車両のうち別に定めるもの）
第９条　協定第２条第１項第２号に規定する緊急通行車両のうち別に定めるものは、次のとおりとする。
一　東京都財務局、東京都交通局、東京都水道局、東京都下水道局及び東京消防庁が所管する車両
二　甲が災害対策上必要とする車両として認めるもので、乙及び丙にあらかじめ通知したもの
２　乙又は丙は、協定第２条第２項の規定により、前項各号に掲げる車両に対して、甲の要請を受けた時点の石油燃料の在庫状況等を踏まえて、可能な限り石油燃料を供給するものとする。

（費用の負担）
第１０条　協定第３条により甲が負担する費用の額は、乙又は丙が第６条第２項及び前条第２項の規定により供給した石油燃料の量に供給時点の都内の市場における適正な取引価格を乗じて得た額に、第８条の規定による輸送に要した費用の額を合算して積算するものとする。
２　前項の費用の支払は、乙又は丙が作成した前項の積算に基づく請求書を、甲が受領した日から３０日以内に行うものとする。ただし、災害の状況等により、甲が請求書を受領した日から３０日以内に支払をすることが困難である場合は、甲と乙又は丙とが協議し、これを延長することができるものとする。

（従事者の損害補償）
第１１条　甲は、乙又は丙の組合加盟会社の従業者（乙又は丙の組合加盟会社からの依頼により石油燃料の輸送業務に従事する者を含む。以下「加盟会社従業者等」という。）が、協定に基づく業務の実施により、死亡その他の事故による損害が生じたとき（加盟会社従業員等の故意又は重過失により損害が生じた場合を除く。）は、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和３８年東京都条例第３８号）の例により、これを補償するものとする。ただし、損害補償を受けるべき者が、他の法令（条例を含む。）による治療その他の給付若しくは補償を受けることができるとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けることができるときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

（損害の処理）
第１２条　協定に基づく業務の実施に伴い、加盟会社従業者等の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は加盟会社従業者等の使用車両等に損害が生じたときは、乙又は丙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲、乙又は丙が協議して定める。

第３章　中核給油所における石油燃料の備蓄

（中核給油所における石油燃料の備蓄方法）
第１３条　協定第４条に規定する中核給油所（乙が選定し経済産業省資源エネルギー庁（以下「資源エネルギー庁」という。）があらかじめ承認した給油取扱所。以下同じ。）における石油燃料備蓄は、資源エネルギー庁が中核給油所に対してあらかじめ備蓄する石油燃料の購入代金を補助金として交付し、中核給油所が当該補助金により石油燃料を購入し保管する、流通在庫備蓄方式によるものとする。

（甲が指定する緊急自動車等）
第１４条　協定第４条第２項に規定する甲が指定する緊急自動車等は、次のとおりとする。
一　警察災害派遣隊及び緊急消防援助隊が、東京都の地域内で活動するために使用する緊急自動車
二　前号が定めるもののほか、甲が必要と認める車両

（中核給油所における備蓄等の費用）
第１５条　甲は、第１３条に規定する流通在庫備蓄方式により備蓄等を行う石油燃料について、管理に要する経費を負担するものとする。
２　前項の管理に要する経費の支払方法は、別途甲及び乙との協議により定めるものとする。
３　第１項に規定する石油燃料の管理に要する経費の額は、１年間当たり、油種ごとに石油燃料の購入価格の５パーセントを原則とし、別途甲及び乙との協議により定めるものとする。

第４章　雑則

（補則）
第１６条　この実施細目に疑義が生じたとき、又はこの実施細目に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議し別に定める。

附　則
この実施細目は、平成２５年２月１日から適用する。

附　則

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

附　則

１　この実施細目は、平成２６年１２月２６日から適用する。

２　第１１条の２、第１３条の２及び第１５条の２の規定は、平成２７年度歳入歳出予算が、平成２７年３月３１日までに東京都議会で可決された場合において、平成２７年４月１日に確定させる。

３　第１１条の２、第１３条の２及び第１５条の２の規定は、平成３１年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、本規定の趣旨及び災害時における石油燃料確保の重要性を踏まえ、甲、乙及び丙は継続して中核給油所における燃料備蓄に取り組むための協議を行うこととする。

附　則

１　この実施細目は、平成２８年４月１日から適用する。

２　第１１条及び第１３条の規定は、平成３１年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、本規定の趣旨及び災害時における石油燃料確保の重要性を踏まえ、甲、乙及び丙は継続して中核給油所における燃料備蓄に取り組むための協議を行うこととする。

この実施細目を証するため本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年４月１日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都総務局長　中西　充

乙　　東京都千代田区永田町二丁目１７番１４号
東京都石油業協同組合
理事長　矢島　幹也

丙　　東京都千代田区永田町二丁目１７番１４号
東京都石油商業組合
理事長　矢島　幹也

資料第 106　大規模災害時における石油燃料確保のための備蓄等に関する協定（都総務局）

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、東京都（以下「甲」という。）と«会社名»（以下「乙」という。）とが協力して行う、災害応急・復旧対策活動に必要な石油燃料確保のための備蓄及び供給について必要な事項を定める。

（石油燃料の備蓄）

第２条　甲は、次に掲げる車両が、災害時において使用する石油燃料をあらかじめ確保するため、乙と協議の上、石油燃料を備蓄するものとする。

一　緊急通行車両等の確認事務処理要領（平成８年２月 29 日付７財経輸第 414 号）に基づき、東京都財務局長が確認した車両

二　東京都公営企業の管理者がその所管する緊急通行車両等の確認事務処理要領等に基づき確認した車両で、甲が覚書等の締結により燃料備蓄の対象とした車両

三　甲が災害対策上必要とする車両として認めるもので、乙にあらかじめ通知したもの

（石油燃料の供給）

第３条　甲又は甲が指定する者は、災害時において、乙に対し、第２条に掲げる車両に対する石油燃料の供給を指示する。

２　乙は、前項の規定による指示を受けたときは、甲が別に定める手引き等に基づき対応するものとする。

（石油燃料の供給開始）

第４条　本協定第３条による石油燃料の供給は、甲又は甲が指定する者から乙に指示がなされた時点から開始するものとする。

（石油燃料の供給期間）

第５条　本協定に基づく石油燃料の供給を行う期間は、前条に規定する時点から、甲又は甲が指定する者が乙に石油燃料の供給終了を通知する時点又は別に定める規定に基づき購入した石油燃料を全て供給するまでの期間とする。

（石油燃料の備蓄方法）

第６条　本協定第２条に規定する石油燃料の備蓄は、あらかじめ甲が乙から石油燃料を購入し、乙が運営する給油取扱所に、当該石油燃料を寄託する流通在庫備蓄方式によるものとする。

（石油燃料の備蓄に係る調達方法等）

第７条　前条に規定する石油燃料の備蓄について、備蓄数量、調達、保管、災害時の払出し等の方法、費用の負担等については、契約に定めるところによるほか、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（備蓄した石油燃料の使用）

第８条　本協定第２条各号に掲げる車両は、第４条に規定する石油燃料の供給期間が開始した以降、第６条に規定する給油取扱所にあらかじめ備蓄した石油燃料を使用するものとする。

（指定給油所における備蓄等の費用）

第９条　第６条に規定する流通在庫備蓄方式により備蓄等を行う石油燃料について、購入代金及び保管費の支払は、契約に定めるところによるものとする。

２　第１項に規定する石油燃料の購入代金の額は、前項の契約を締結する日の直近の市況による時価により算定する。

３　第１項に規定する石油燃料の保管費の額は、１年間当たり、油種ごとに石油燃料の購入価格（消費税を除く）の５パーセントとする。

４　保管の実態がない期間における保管費については、日割り計算して、前項で定める保管費を減額する。なお、１年は 365 日と計算する。

（備蓄等の手続等）

第 10 条　甲及び乙は、石油燃料の備蓄及び災害時の払出し等の業務を円滑に実施するため、必要な手順、連絡方法、情報提供等について、別途協議の上定めるものとする。

２　乙は、甲が前項の目的を達成するために実施する研修及び訓練等に参加するものとする。

（協議）

第 11 条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、必要に応じて、甲及び乙が協議して定める。

附　則

この協定は、平成２７年９月４日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保有する。

平成２７年９月４日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都総務局長　中西　充

乙　　石油販売事業者等

資料第107　災害時における応急対策用天幕等の確保に関する協定（都財務局）

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、東京都（以下「甲」という。）がﾃｨ･ｴｽ･ﾋﾟｰ太陽株式会社（以下「乙」という。）に対し、災害時における応急収容施設としての天幕等の調達に関する協力を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することが困難な場合には、状況により、乙に対し、災害応急収容施設としての天幕等の調達の協力を要請することができる。

（調達に関する指示）

第３条　前条に定める甲の乙に対する天幕等の調達の要請は、東京都財務局長（以下「財務局長」という。）が調達内容、日時及び場所等を指定して行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、財務局長が調達に係る指示を行うことが困難な場合には、東京都知事の事務を分掌する他の局長がこの指示を行うものとする。

（天幕等の提供）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、天幕等を提供する。

（費用負担）

第５条　甲の使用した天幕等に要する費用は甲が負担する。

（代金の請求）

第６条　乙は、天幕等の提供が完了した後、甲の認定を受けて当該地域における通常の費用を甲に請求するものとする。

（協定期間）

第７条　協定期間は、平成８年３月１日から平成９年２月２８日までとする。

ただし、期間満了前甲、乙いずれからも何等の申出がない場合は、この契約の有効期間をさらに１年延長するものとし、今後この例によるものとする。

（疑義の決定等）

第８条　この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

平成８年３月１日

甲　（東京都知事）

乙　（ﾃｨ･ｴｽ･ﾋﾟｰ太陽株式会社代表取締役）

資料第108　東京都生活協同組合連合会との協定（都生活文化局）

①「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」

東京都（以下「甲」という。）と東京都生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、東京都内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して円滑な救援、支援活動を行い、都民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時において、応急生活物資の調達と安定供給、医療・保健活動、ボランティア活動、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行い、もって被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。
（応急生活物資の調達と安定供給）
第２条　災害時に必要な応急生活物資の調達と安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供と必要な要請を行い、乙はそれを受けて、乙に加盟する各生活協同組合（以下「会員生協」という。）に対し、必要な指導・要請を行うものとする。
２　甲は、会員生協が、区市町村と災害時の応急生活物資の調達及び安定供給に関する協定を締結する場合に必要な協力を行い、乙は会員生協に対して、同協定の締結を促進する指導・要請を行うものとする。
３　甲が乙に対し要請する応急生活物資についての細目は、別途定めるものとする。
（医療・保健活動への支援）
第３条　災害時の救急医療活動その他の医療・保健活動を円滑に行うため、乙は、甲が東京都医師会と締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」に沿って協力するものとする。
（ボランティア活動の推進）
第４条　乙は、災害時において、会員生協組合員のボランティア活動を積極的に推進し、甲の行う応急対策事業に協力するものとする。
（情報の収集・提供）
第５条　甲と乙は、災害時において物価の高騰等の防止を図るため、協力して都民に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。
（防災意識の向上）
第６条　乙は、会員生協の活動を通じて、日常的に会員生協組合員の防災意識の向上に務め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。
（その他必要な支援）
第７条　この協定に定める事項のほか、被災者に対する支援が必要な場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。
（広域的な支援体制の整備）
第８条　乙は、東京都以外を事業区域とする他の生活協同組合や日本生活協同組合連合会との間の連携を強化し、生活協同組合間相互支援協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。
（協定事項の発効）
第９条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。
（連絡協議会の設置）
第10条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために連絡協議会を設置する。
２　連絡協議会の開催及び運営については、甲と乙とが協議の上、別途定める。
（協議）
第11条　この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定する。

この協定を証するため本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその１通を保有するものとする。

平成８年１月２２日

甲　　東　京　都
代表者　　東京都知事　　青　島　幸　男

乙　　東京都生活協同組合連合会
代表者　　会長理事　　野　村　鋹　市

②「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定　実施細目」

東京都（以下「甲」という。）と東京都生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」（以下「協定」という。）第２条第１項の規定に基づき、災害時における応急生活物資供給等に関する協力事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第１条　この実施細目に定める災害時の事項は、原則として甲が東京都災害対策本部を設置し、要請を行ったときをもって発効する。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において甲が応急生活物資を調達する必要があるときは、乙に対し応急生活物資の供給業務について協力を要請することができる。

２　甲は、必要に応じて乙に対して、輸送業務について協力を要請することができる。

（業務の協力実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙に加盟する生活協同組合及び生活協同組合連合会並びに乙が加盟する生活協同組合連合会（以下「会員生協等」という。）が保有する応急生活物資の供給業務及び輸送業務（以下「業務」という。）に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第４条　甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別に定める。

２　乙は、会員生協等が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

（要請の手続き）

第５条　甲の乙に対する要請手続きは、「応急生活物資の供給･輸送業務等要請書（第１号様式）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

２　甲は、乙に連絡がとれない場合は、乙があらかじめ定めた会員生協等に対し、文書又は電話等により直接要請を行うことができる。

３　連絡責任者は、甲にあっては業務所管局の担当課長とし、乙にあっては東京都生活協同組合連合会専務理事とし、乙に連絡がとれない場合は、あらかじめ乙が定めた会員生協等の担当理事とする。

４　乙は、連絡する順位を定めた名簿を毎年度当初、甲に提出するものとし、会員生協等の担当理事に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

５　甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（情報の提供）

第６条　甲は、乙に対し速やかに業務実施区域の被災状況及び交通規制の情報等を提供するとともに、都民に対して生活物資の供給状況等の情報伝達に努めるものとする。

２　乙は、会員生協等をして業務実施区域の被災状況及び生活物資の供給状況等を把握させ、甲に対してその情報を提供するものとする。

（輸送）

第７条　業務は、緊急通行車両事前届出済証を有している乙及び会員生協等が使用する車両を用いて乙及び会員生協等が行うものとする。ただし、車両が使用不可能な場合は、他の手段を用いて行うものとする。

２　甲は、乙が実施する業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（応急生活物資の受領）

第８条　甲は、甲が指定した場所において乙及び会員生協等が輸送した応急生活物資を、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

（業務報告）

第９条　乙は、業務終了後速やかに業務内容を、「応急生活物資の供給･輸送業務等報告書（第２号様式）」により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第１０条　第３条及び第７条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、物資の対価については災害が発生する直前に会員生協の組合員に供給していた物資の価格を参考に甲と乙が協議して定め、輸送等に要した費用については甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払い）

第１１条　乙は、業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して３０日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（損害の負担）

第１２条　第３条及び第７条の規定に基づく業務により生じた損害は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（従事者の損害補償）

第１３条　甲は、乙及び会員生協等の業務に従事した者が、その業務に従事したことにより死亡その他の事故が生じたときは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和３８年東京都条例第３８号）」に定めるところによりその損害を補償する。ただし、損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

（協　議）

第１４条　この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項を生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

平成２６年3月２０日改正

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　　東京都知事　　舛　添　　要　一

東京都中野区中央五丁目４１番１８号
乙　東京都生活協同組合連合会
代表者　　会 長 理 事　伊　野　瀬　　十　三

（第１号様式）

応急生活物資の供給・輸送業務等要請書

年　　月　　日

様

東京都知事　　(印)

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」実施細目第５条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1　協力要請業務

事　　項	内　　容
要請業務	
実施日時	
実施場所	
連絡先	
備考	

2　供給要請物資等

品　　目	仕　　様	数　量	備考

※　災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

（第２号様式）

応急生活物資の供給・輸送業務等報告書

年　　月　　日

東京都知事　　様

東京都生活協同組合連合会
会長理事　　（印）

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」実施細目第９条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1　協力業務

事　　項	内　　容
要　請　業　務	
実　施　日　時	
実　施　場　所	
業　務　従　事　者	
使　用　車　両	
備　　考	

2　供給物資等

品　　目	仕　　様	数　量	備考

※　災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

資料第 109　災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定（都環境局）

①　「災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定書」

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都ＬＰガス協会（以下「乙」という。）とは、東京都内に震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが相互に協力して避難所の救援活動を円滑に支援するため、ＬＰガス及び燃焼器具（以下「ＬＰガス等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時におけるＬＰガス等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（協力体制の確保）
第２条　災害時に必要なＬＰガス等の調達及び供給を行うため、甲は、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙は、それを受けて乙の支部に対して必要な指導を行うものとする。
２　甲は、東京都内の区市町村と乙の支部とが災害時のＬＰガス等の供給に関する協定等を締結する場合に必要な協力を行い、乙は、乙の支部に対し当該協定等の締結を指導するものとする。
（協力要請）
第３条　災害時において、甲がＬＰガス等を避難所へ供給するために必要とするときは、甲は、乙及び乙の支部（以下「乙等」という。）に対して、ＬＰガス等の供給について協力を要請することができる。
（協力義務）
第４条　乙等は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、避難所へのＬＰガス等の優先供給、運搬等について積極的に協力するよう努めるものとする。
２　甲は、災害時において避難所へのＬＰガス等の供給が円滑に行われるよう、平素から受入体制の整備に努めるよう区市町村に働きかける。
（費　用）
第５条　前条第１項の規定により乙等が避難所へ供給したＬＰガス等の対価及び乙等が行った運搬等の費用については、ＬＰガス等の供給を受けた避難所の設置者が負担するものとする。
（情報交換）
第６条　甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及びＬＰガス等の供給等について、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。
（防災意識の向上）
第７条　乙は、その協会活動を通じて、日常的なＬＰガス等の備蓄、緊急時対応設備の整備の重要性の認識等乙の会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。
２　甲は、この協定を円滑に機能させるため、甲及び避難所の設置者の実施する防災訓練等に、乙等の参加を求めることができるものとする。
（実施細目）
第８条　この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものする。
（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、双方から申し出のない場合には、更に１年間延長され、以降、この例によるものとする。
（協　議）
第１０条　この協定に定める事項について、疑義が生じたとき、又は、この協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し双方記名押印の上各自１通を保有する。

平成２６年５月１９日

甲　　東京都環境局長

長 谷 川　　明

乙　　一般社団法人　東京都ＬＰガス協会会長

尾　崎　　義　美

②　「災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定細目」

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都ＬＰガス協会（以下「乙」という。）とは甲乙間の平成２６年　５　月１９日付け「災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定」（以下「本協定」という。）第８条の規定に基づき、業務内容及び損害賠償等に関し、次のとおり本協定の実施細目を締結する。

（供給要請）

第１条　甲は、東京都内の区市町村から、避難所へのＬＰガス及び燃焼器具（以下「ＬＰガス等」という。）の供給要請を受けた場合は、乙及び乙の支部（以下「乙等」という。）に供給要請をすることができる。

２　乙等は、前項の規定による供給要請を受けた場合は、要請のあった区市町村の避難所へ優先的にＬＰガス等を供給する。

３　甲から乙等への要請は、供給開始希望年月日、供給場所、供給するＬＰガス等の数量及びその他必要な事項を記入した別紙によりファックス、メール等で行うものとする。ただし、別紙により要請する時間がないときは、口頭で要請した上で、その後できる限り速やかに別紙を提出するものとする。

（運搬及び設置）

第２条　ＬＰガス等の避難所への運搬及び設置は、甲又は乙等の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙等に対し、ＬＰガス等の運搬及び設置に関する協力を求めることができる。

２　乙等は、避難所の設置者から納品の確認を受けた上で、ＬＰガス等を引き渡すものとする。

３　乙等は、要請を受けた供給ごとに、ＬＰガス等の運搬及び設置の業務が終了したときは、別紙により甲へ報告するものとする。ただし、別紙により報告する時間がないときは、口頭で報告した上で、その後できる限り速やかに別紙を提出するものとする。

（費　用）

第３条　本協定第５条に規定する対価及び費用の額は、乙等又は乙等の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙等及び供給を受けた区市町村との間で協議の上、決定するものとする。

（価格高騰の防止）

第４条　乙は、災害時においてＬＰガス等の価格の高騰の防止に努めるものとする。

(緊急通行)
第５条　乙等は、災害時にＬＰガス等を円滑に運搬するための「緊急通行車両等確認証明書」及び「標章(ステッカー)」の交付を甲にあらかじめ申請する。
２　乙は、「緊急運搬車両用横断幕等」をあらかじめ備え、乙等は災害時にＬＰガス等を運搬する車両にこれを掲げるものとする。
(従事者の損害補償)
第６条　甲は、乙等の職員及び従事者（乙等の依頼により運搬業務に従事する者を含む。）について、本協定に基づく業務の実施による死亡その他の事故が生じたときは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和 38 年東京都条例第 38 号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、損害補償を受けるべき者が、他の法令（条例を含む。）による治療その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行なわない。
(損害の処理)
第７条　本協定に基づく業務等の実施に伴い、甲及び乙等の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はＬＰガス等の運搬に使用された車両等に損害が生じたときは、乙等はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告しその処置については、甲及び乙等が協議して定めるものとする。

この細目の締結を証するため本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年５月１９日

甲　　東京都環境局環境改善部長
木　村　　尊　彦

乙　　一般社団法人　東京都ＬＰガス協会会長
尾　崎　　義　美

資料第 110　災害時における食料品調達業務に関する協定（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と社団法人日本即席食品工業協会（以下「乙」という。）とは、東京都内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して、都民生活の早期安定を図るため、都民生活に必要となる食料品を甲が乙から受ける供給に関して、この協定を締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における食料品の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（要　請）
第２条　甲は災害時における食料品の確保を図るため、食料品を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。
２　甲は乙に対し食料品の数量及び輸送先を定めて要請し、当該場所において甲又は区市町村職員責任者が数量を確認のうえこれを引き取るものとする。
（協　力）
第３条　乙は、甲から要請を受けた時は、食料品の供給に可能な限り協力するものとする。
（食料品の種類）
第４条　甲がこの協定に基づき、乙から供給を受ける食料品は、即席めん（スナックめん）とする。
（要請方法）
第５条　甲の乙に対する要請方法は文書によるものとする。ただし、緊急を要する時又は文書によることが困難な場合は電話等の方法により要請し、文書は事後行うものとする。
（運　搬）
第６条　食料品の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて、甲に対して運搬の協力を求めることができる。
（費用弁償）
第７条　この協定に基づき、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、乙が食料品の供給・運搬終了後、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。
（協定の有効期限）
第８条　協定期間は平成１２年６月１９日から平成１３年３月３１日までとする。ただし、双方から申出のない場合には、更に１年間延長され、以降、この例によるものとする。
（協　議）
第９条　この協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本協定書を２通作成し、双方記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成１２年６月１９日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都福祉局長
神　藤　信　之
東京都台東区浅草橋五丁目５番５号
乙　社団法人　日本即席食品工業協会
代表者　理事長
井　田　　毅

資料第 111　災害時における副食品・調味料供給に関する協定

（都産業労働局）

①災害時における副食品（つくだ煮・煮豆）供給に関する協定書

東京都(以下、「甲」という。）と、全国調理食品工業協同組合（以下、「乙」という。）とは、災害時における副食品（つくだ煮・煮豆）の供給に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が被災者に対して配布する食料品の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
（要請）
第２条　甲は、災害が発生し、この協定に基づく協力を求める必要が生じたときは、乙に対し、必要な事項を明らかにして要請するものとする。
（協力）
第３条　乙は前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り協力するものとする。
（品目及び数量）
第４条　品目及び規格については、下記のとおりとする。数量については、災害時に甲乙協議のうえ決定する。
（価格及び費用の請求）
第５条　乙が供給する副食品（つくだ煮・煮豆）の価格は、災害が発生した直前の販売価格とする。
２　乙は、甲に副食品（つくだ煮・煮豆）を供給したときは、前項の規定の価格により甲にその代金を請求するものとする。
（食料品の輸送）
第６条　輸送は原則として、乙が行うものとし、その費用については甲が負担するものとする。
（履行場所）
第７条　東京都が指定する場所とする。
（代金の支払）
第８条　甲は、第５条第２項および第６条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。
（協定期間）
第９条　この協定は、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までとする。
（協議）
第10条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

記

１．品目　　つくだ煮・煮豆
２．規格　　海草・魚介類及び豆類を原料とした佃煮・煮豆

この協定の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２６年４月１日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都産業労働局長　　塚田　祐次

乙　　東京都台東区東上野三丁目１番10号
全国調理食品工業協同組合　理事長　菊　池　　幸

②災害時における副食品（梅干・しょう油漬・たくわん）供給に関する協定書

東京都(以下、「甲」という。）と、東京都漬物事業協同組合（以下、「乙」という。）とは、災害時における副食品（漬物）の供給に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が被災者に対して配布する食料品の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
（要請）
第２条　甲は、災害が発生し、この協定に基づく協力を求める必要が生じたときは、乙に対し、必要な事項を明らかにして要請するものとする。
（協力）
第３条　乙は前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り協力するものとする。
（品目及び数量）
第４条　品目及び規格については、下記のとおりとする。数量については、災害時に甲乙協議のうえ決定する。
（価格及び費用の請求）
第５条　乙が供給する副食品（漬物）の価格は、災害が発生した直前の販売価格とする。
２　乙は、甲に副食品(漬物）を供給したときは、前項の規定の価格により甲にその代金を請求するものとする。
（食料品の輸送）
第６条　輸送は原則として、乙が行うものとし、その費用については甲が負担するものとする。
（履行場所）
第７条　東京都が指定する場所とする。
（代金の支払）
第８条　甲は、第５条第２項および第６条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。
（協定期間）
第９条　この協定は、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までとする。
（協議）
第10条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

記

１．品目　　漬物
２．規格　　農産物を塩、醤油等を用いたものに漬けたもの又はこれを干したもの

この協定の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２６年４月１日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都産業労働局長　　塚田　祐次

乙　　東京都千代田区外神田二丁目２番17号
東京都漬物事業協同組合　代表理事　籠　島　　正　直

③災害時における調味料（味噌）供給に関する協定書

東京都(以下、「甲」という。）と、東京都味噌工業協同組合（以下、「乙」という。）とは、災害時における調味料（味噌）の供給に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が被災者に対して配布する食料品の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
（要請）
第２条　甲は、災害が発生し、この協定に基づく協力を求める必要が生じたときは、乙に対し、必要な事項を明らかにして要請するものとする。
（協力）
第３条　乙は前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り協力するものとする。
（品目及び数量）
第４条　品目及び規格については、下記のとおりとする。数量については、災害時に甲乙協議のうえ決定する。
（価格及び費用の請求）
第５条　乙が供給する調味料(味噌）の価格は、災害が発生した直前の販売価格とする。
２　乙は、甲に調味料（味噌）を供給したときは、前項の規定の価格により甲にその代金を請求するものとする。
（食料品の輸送）
第６条　輸送は原則として、乙が行うものとし、その費用については甲が負担するものとする。
（履行場所）
第７条　東京都が指定する場所とする。
（代金の支払）
第８条　甲は、第５条第２項および第６条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。
（協定期間）
第９条　この協定は、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までとする。
（協議）
第10条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

記

１．品目　　味噌
２．規格　　米味噌又は麦味噌

この協定の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２６年４月１日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都産業労働局長　　塚田　祐次

乙　　東京都中央区日本橋浜町二丁目16番５号
東京都味噌工業協同組合　理事長　飯田又右衛門

④災害時における調味料（味噌）供給に関する協定書

東京都(以下、「甲」という。）と、全国味噌工業協同組合連合会（以下、「乙」という。）とは、災害時における調味料（味噌）の供給に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が被災者に対して配布する食料品の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
（要請）
第２条　甲は、災害が発生し、この協定に基づく協力を求める必要が生じたときは、乙に対し、必要な事項を明らかにして要請するものとする。
（協力）
第３条　乙は前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り協力するものとする。
（品目及び数量）
第４条　品目及び規格については、下記のとおりとする。数量については、災害時に甲乙協議のうえ決定する。
（価格及び費用の請求）
第５条　乙が供給する調味料(味噌）の価格は、災害が発生した直前の販売価格とする。
２　乙は、甲に調味料（味噌）を供給したときは、前項の規定の価格により甲にその代金を請求するものとする。
（食料品の輸送）
第６条　輸送は原則として、乙が行うものとし、その費用については甲が負担するものとする。
（履行場所）
第７条　東京都が指定する場所とする。
（代金の支払）
第８条　甲は、第５条第２項および第６条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。
（協定期間）
第９条　この協定は、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までとする。
（協議）
第10条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

記

１．品目　　味噌
２．規格　　米味噌又は麦味噌

この協定の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２６年４月１日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都産業労働局長　　塚田　祐次

乙　　東京都中央区新川１丁目26番19号
全国味噌工業協同組合連合会　会長　赤羽　総一郎

⑤災害時における調味料（醤油）供給に関する協定書

東京都(以下、「甲」という。）と、日本醤油協会（以下、「乙」という。）とは、災害時における調味料(醤油）の供給に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が被災者に対して配布する食料品の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
（要請）
第２条　甲は、災害が発生し、この協定に基づく協力を求める必要が生じたときは、乙に対し、必要な事項を明らかにして要請するものとする。
（協力）
第３条　乙は前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り協力するものとする。
（品目及び数量）
第４条　品目及び規格については、下記とおりとする。数量については、災害時に甲乙協議のうえ決定する。
（価格及び費用の請求）
第５条　乙が供給する調味料(醤油）の価格は、災害が発生した直前の販売価格とする。
２　乙は、甲に調味料（醤油）を供給したときは、前項の規定の価格により甲にその代金を請求するものとする。
（食料品の輸送）
第６条　輸送は原則として、乙が行うものとし、その費用については甲が負担するものとする。
（履行場所）
第７条　東京都が指定する場所とする。
（代金の支払）
第８条　甲は、第５条第２項および第６条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。
（協定期間）
第９条　この協定は、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までとする。
（協議）
第10条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

記

１．品目　　醤油及び醤油関連製品
２．規格　　大豆や麦を原料とした醤油、及び醤油をベースとした調味料

この協定の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２６年４月１日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都産業労働局長　　塚田　祐次

乙　　東京都中央区日本橋小網町３－１１
日本醤油協会　会長　濱　口　道　雄

資料第 112　異常災害等発生時における給食用米穀とう精及び輸送に関する協定（都産業労働局）

①異常災害等発生時における給食用米穀とう精及び輸送に関する協定書

異常災害等の発生により、区市町村が被災者等に給食する事態が発生したときは、給食用米穀の区市町村長への引渡しを迅速かつ円滑に行うため東京都（以上「甲」という。）と（別紙卸売業者）(以下「乙」という。)は、次により協定を締結する。

第１　とう精及び輸送

甲が、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成２１年５月２９日付２１総食第１１３号）及び米穀関係災害対策実施要綱（平成 16 年 4 月 1 日付 16 産労農食第 109 号）に基づき、政府の所有する玄米または乙の手持ちの米穀を買付け、とう精及び輸送を依頼したときは、乙はこれを履行するものとする。

第２　経費の負担

第１の規定に基づくとう精及び輸送に要する経費については、甲が負担する。

第３　協定の細則

この協定の細則については、別紙のとおり定めるものとする。

第４　協議

この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議のうえ決定する。

第５　その他

甲及び乙は、本書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ１通を保有する。

この協定の成立の日をもって異常災害時における給食用米穀のとう精及び輸送に関する協定書（昭和 61 年 8 月 22 日付 61 生文価米第 214 号）は廃止する。

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都知事　石原　慎太郎　㊞

乙　会社名　　（別紙　　卸売販売業者）
代表　　㊞

※　締切日及び締結先は目次を参照のこと。

②異常災害等発生時における給食用米穀とう精及び輸送に関する協定書細則

第１　趣　旨

この細則は、「異常災害等発生時における給食用米穀のとう精及び輸送に関する協定書」（平成 16 年 6 月 18 日 16 産労農食第 116 号　以下、「協定書」という。）第３に基づき定める。

第２　玄米の引渡

東京都（以下「甲」という。）が、協定書第１に定める玄米のとう精及び輸送を卸売業者（以下「乙」という。）に依頼したときは、乙は、甲が農林水産省生産局長から売却を受けた玄米（以下「玄米」という。）を甲に代わって政府所有米を管理する受託事業体（以下「受託事業体」という。）から乙のとう精工場まで輸送するものとする。

第３　玄米のとう精の要件等

協定書の第１に定めるとう精については、別記様式第１号のとう精指示書によるほか、次の各号に定めるものとする。

(1)　とう精歩留

おおむね、９０パーセントとする。

(2)　精米の要件

とう精された精米の包装及び品位は、次のとおりとする。

ア　包装

包装は紙袋、麻袋又はポリ袋のいずれかを用いるものとし、１袋の量目は 30 キログラムを原則とする。ただし、甲の指示又は承認を得た場合はその限りではない。

イ　精米の品位

原則、農産物検査法（昭和 26 年 4 月 10 日付法律第 144 号）第 6 条第 1 項に基づく「農産物規格規程」（平成 13 年 2 月 28 日農林水産省告示第 244 号）に定めた、三　精米（二）規格　ハに規定する二等級と同等以上とする（別添参考）。

(3)　玄米及び精米の検査

甲は、次の項目について、乙の立会いのもとに検査を行うことができる。

ア　とう精度

イ　精米の品位

ウ　量目

エ　数量

オ　包装

カ　品目（銘柄等）

キ　その他（とう精台帳等）

(4)　減価採用

(3)の検査の結果、不適正となったものについては、乙は甲の指示により補正を行う。

なお、これに要する経費は、乙の負担とする。ただし、甲が止むを得ない事情があると認めたときは、これを採用することができる。この場合のとう精費は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(5)　とう精委託費

とう精委託費は、労賃、管理費等必要な経費を含むものとし、甲乙協議のうえ定める。

(6)　受払台帳

乙は、玄米及び精米の受払いについて、その経過を明らかにするため、従来の受払台帳と区分して処理し、事業完了後、速やかに甲にその写しを提出するものとする。

第４　輸送

第２により、乙が甲に代わって玄米を輸送するときは、以下のとおりとする。

(1)　受託事業体からの引取り日時、場所、数量、その他必要な事項については、別記様式第２号の指示による。

(2)　とう精された精米の引渡し日時、場所、数量等については、別記様式第３号の指示するところによる。

(3)　輸送委託費

受託事業体から乙のとう精工場までの輸送に要する経費（荷役料、高速道路等有料道路を使用した場合の料金を含む）及び乙のとう精工場から甲が輸送指示書により指定した場所までの輸送に要した経費の算出は、甲乙協議のうえ定める。

第５　緊急通行車両等の事前届出

米穀の調達を円滑に行うため、それに必要な輸送車両を「緊急通行車両等」として、確保するために可能な限り事前届出をするものとする。

輸送車両については、「緊急通行車両等の確認事務処理要綱（平成７年３月４日付７財経輸第 432 号）」（以下「財務局要領」という。）第５条第１項に基づく「事前届出」（以下、「事前届出」という。）により次のとおり処理するものとする。

(1)　事前届出の対象とする車両は、乙の所有車・委託車・その他常時運搬等に提供している車両とし、別記様式第１号により、甲に提出するものとする。

(2)　緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、「緊急通行車両等の事前届出済証」（別記様式第２号の２、以下「届出済証」という。）を乙に交付するものとする。

(3)　乙は、警戒宣言発令時又は災害発生時に、甲もしくは、最寄の警視庁本部、警察署、交通検問所等に「届出済証」を提出して、緊急通行車両の「緊急」標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

(4)　乙は、「届出済証」の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、廃車になったとき、その他緊急通行車両等として必要性がなくなったときは、速やかに「届出済証」を甲に返還するものとする。

また、「届出済証」の内容が変更したとき、あるいは紛失、滅失、著しく汚損、もしくは破損したときは、再交付の申請をするものとする。

第６　荷役及び保管

乙は、第４の(1)及び(2)により、玄米又は精米を輸送する場合に必要な荷役を行うものとする。

また、止むを得ない事情により倉庫に保管する必要があるときは、甲の指示により保管するものとする。この場合において、当該荷役及び保管に要した経費は甲が負担する。

第７　とう精及び輸送の依頼者

協定書の第１によるとう精及び輸送については、東京都産業労働局長又は区市町村長が指示するものとする。

第８　賠償責任

乙は、甲から玄米の引渡しを受けた後、甲の指定する者に引渡すまでに玄米及び生産された精米の亡失、損傷等による事故が生じたときは、甲に対し損害賠償の責を負わなければならない。ただし、次の事項に該当する場合はこの限りではない。

(1)　故意又は重大な過失によらない場合

(2)　その他、不可抗力による場合

第９　米穀の価格

卸売業者にあっては、卸売価格とする。

第１０　経費の請求及び支払

１　乙は、とう精及び輸送に要した経費を甲に請求するときは、次の各号に定める書類を請求書に添えて提出するものとする。

(1)　とう精台帳の写

(2)　災害給食用米穀仮受領書（別記様式第４号）

(3)　荷役、保管、保険等に要した経費がある場合は、それを証する書類

２　甲は、請求書の内容を確認し、適当と認めたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に乙に支払うものとする。

第１１　免責事由

この細則の免責事由は、次の号の定めるところによる。

(1)　第２及び第４(2)について、道路事情等により乙が行う当該輸送が極めて困難であると甲が認めた場合

(2)　第３条について、被災又は電力事情等により乙が行う玄米のとう精が極めて困難であると甲が認めた場合

第１２　緊急時の処理

緊急の場合、「とう精指示書」「災害給食用米穀輸送指示書」等所定の書類を発行できないときは、口頭などにより処理することができる。

なお、この場合は事後速やかに書類をもって処理する。

第１３　その他

乙は、とう精工場所在地等に変更があった場合、速やかに甲に申し出ること。

都又は区市町村長　→　卸

－Ｆ－

様式第１号（第３条）・様式第２号〔第４条（１）〕

災害給食用米穀（玄米）のとう精及び輸送指示書

卸売業者名
住所

名称　　殿

１　とう精指示
（１）原料玄米　　Kg

（２）とう精歩留　　９０％

（３）生産される精米　　Kg

２　玄米輸送指示
（１）輸送数量　　玄米　　Kg

（２）取引日時　　年　月　日　時

（３）取引場所　（住所）

（受託事業体名）

（電話番号）

（担当者）

上記のとおり、災害給食用米穀のとう精及び玄米の輸送を指示します。

年　月　日

東京都産業労働局長
又は区市町村長名　　㊞

都又は区市町村長　→　卸

－G－

様式第３号〔第４条（２）〕

災害給食用米穀とう精後精米輸送指示書

卸売業者名
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

１　輸送数量　　精米＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿Kg

＿＿＿＿＿＿袋　　１袋の量目＿＿＿＿＿＿＿＿Kg

２　取渡日時　　＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時

３　取渡場所　　（住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（担当者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　引渡先　　＿＿＿＿＿＿＿＿区市町村長

上記のとおり、災害給食用米穀のとう精後精米の輸送を指示します。

年　　月　　日

東京都産業労働局長
又は区市町村長名　　㊞

都又は区市町村長　→　卸

－H－

様式第４号〔第１０条（２）〕

災害給食用米穀仮受領書

卸売業者名

名称　　殿

１　受領数量　　精米　　Kg

　　袋　　１袋の量目　　Kg

２　受領日時　　年　　月　　日　　時

３　受領した場所　　（住所）

上記のとおり、災害給食用米穀を受領しました。

年　　月　　日

区市町村担当者

所属氏名　　㊞

資料第 113①　大規模災害時における生鮮食料品の調達に関する協定（都中央卸売市場）

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に定められた大規模災害時における生鮮食料品の確保にあたって、東京都中央卸売市場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者（以下、「場内業者等」という。）に対し、生鮮食料品の調達に関する協力を求めるときの手続き等を定めることを目的とする。

（協力要請）
第２条　東京都中央卸売市場長（以下、「甲」という。）は、災害時における生鮮食料品の調達に関し、場内業者等（以下、「乙」という。）に対して協力を要請し、必要な指示をすることができる。

（協力）
第３条　乙は甲の要請があったときは、他に優先して調達対象物品を甲に提供するものとする。
２　前項の物品を場外に搬送する場合に、乙は搬送車両の提供等協力をするものとする。

（費用負担）
第４条　甲が乙から調達した生鮮食料品の代価は、甲の負担とする。
２　前項の代価は、災害発生時の直近の取引価格に応じた価格とする。

（請求）
第５条　　乙は、生鮮食料品の提供後、甲の認定を受けてこれに要した費用を甲に請求するものとする。

（協議）
第６条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）
第７条　この協定は、平成　　年　　月　　日から適用する。
この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

甲　　東京都中央卸売市場長

乙　　各団体

※締結日及び締結先は目次を参照のこと。

資料第 113②　大規模災害時における生鮮食料品の調達及び輸送に関する協定（都中央卸売市場）

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に定められた大規模災害時における生鮮食料品の確保に当たって、東京都中央卸売市場大田市場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者（以下「関係業者等」という。）に対し、生鮮食料品の調達及び輸送に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）
第３条　東京都中央卸売市場大田市場場長（以下「甲」という。）は、災害時における生鮮食料品の調達に関し、関係業者等（以下「乙」という。）に対して協力を要請するとともに、必要があるときは、生鮮食料品の確保について指示することができる。

（協力）
第３条　乙は甲の要請があったときは、他に優先して調達対象物品を甲に提供するものとする。
２　前項の物品を場外の集積地に輸送する場合には、乙はこれに協力するものとする。

（費用負担）
第４条　甲が乙から調達した生鮮食料品の代価は、甲の負担とする。
２　前項の代価は、災害発生時の直近の取引価格に応じた価格とする。

（請求）
第７条　　乙は、生鮮食料品の提供・輸送後、甲の認定を受けて、これに要した費用を甲に請求するものとする。

（協議）
第８条　この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は甲と乙が協議して定めるものとする。

付則
この協定は、平成１３年１０月１日から適用する。
この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

甲　　東京都中央卸売市場大田市場　場長

乙　　各団体

※締結日及び締結先は目次を参照のこと。

資料第 113③　大規模災害時における生鮮食料品の輸送に関する協定（都中央卸売市場）

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に定められた大規模災害時における生鮮食料品の確保に当たって、東京都中央卸売市場大田市場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者（以下「関係業者等」という。）から調達した生鮮食料品の輸送に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）
第４条　東京都中央卸売市場大田市場場長（以下「甲」という。）は、災害時において関係業者等から調達した生鮮食料品の輸送について、一次的には卸売業者・仲卸業者及び売買参加者等に要請するものの、車両等が十分に確保できない場合は、大田市場に関係する運送事業者等（以下「乙」という。）に対して協力を要請することができる。

（協力）
第３条　乙は甲の要請があったときは、甲の調達した物品及び市場で受け付けた救援物資等を他に優先して、場外の都区市町村が指定する集積地に輸送することに協力するものとする。

（費用負担）
第４条　乙は、生鮮食料品の輸送後、甲の認定を受けて、これに要した費用を甲に請求するものとする。

（協議）
第９条　この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は甲と乙が協議して定めるものとする。

付　則
この協定は、平成１３年１０月１日から適用する。
この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

甲　　東京都中央卸売市場大田市場　場長

乙　　各団体

※締結日及び締結先は目次を参照のこと。

資料第 114　災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、甲の災害時における甲への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。甲乙間における平成３０年６月１２日付け「災害時における物資の調達支援協力に関する協定書」は、本協定締結と同時に効力を失うものとする。

（目的）

第１条　本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の調達支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（供給協力等の要請）

第２条　甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙又は乙のグループ会社が保有する又は調達可能な物資の供給を要請することができる。

（供給協力等の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、物資の調達支援協力について速やかに対応するよう努めるものとする。

２　甲は、乙又は乙のグループ会社による調達支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルートの被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保、国内の空港及び港湾の使用など円滑な出荷に関する支援、輸入品における輸入規制の緩和や手続の情報の提供、その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙又は乙のグループ会社が保有し、又は調達可能なものとする。

一　乳児用液体ミルク

二　前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（乳児用液体ミルクに関する特約）

第５条　前条の供給物資のうち、乳児用液体ミルクについては、日本国内において製造・販売される製品を調達するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、国内の流通状況等の事情により、国内で製造された乳児用液体ミルクを調達できない場合は、海外製品を調達するものとする。

３　前項の場合であって、やむを得ず国内での販売が承認されていない製品を調達する場合は、被災者に供給することが可能となるよう甲が全面的に支援するものとする。万一、承認がなされず供給できない事態になった場合でも乙は何らの責めを負わないとともに、供給のために要した費用又は乙が供給のために外部機関で事前に調査・検査した費用については、甲がこれを負担するものとする。

また、輸入手続等が全て完了し被災者への供給が可能となった場合であっても乙は、当該乳児用液体ミルクの品質等について保証等するものではなく、一切の責を負わない。

（要請及び発注の方法）
第６条　甲は、物資の供給を要請するときは、書面をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第１１条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に書面を提出するものとする。
２　乙は、前項の要請を受けたときは、当該要請に対する回答を速やかに甲に伝達するものとする。
３　甲は、乙の回答を受領した後、速やかに発注内容（発注物資、発注物資の数量、配達方法、配達場所等、連絡ができる納品現場の責任者）を決定して、乙に対し発注書を発行する。
４　乙は、甲から前項の発注書を受領したときは、速やかに対応するものとする。

（物資の引渡し）
第７条　甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

（費用の負担）
第８条　前条の規定により、乙又は乙のグループ会社が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等に要した経費は、甲が負担する。運搬には、乙又は乙のグループ会社が関わる、物資の配送費用、倉庫内の作業費用など全般を含む。

（物資の価格及び運搬等に要した経費）
第９条　物資の価格は、乙又は乙のグループ会社が調達した物資に災害発生直前に設定されていた小売価格等を基準とした適正な価格とし、物資の運搬等に要した経費は、乙又は乙のグループ会社が負担する実費相当額とする。ただし、従来、販売をしていなかった物資・製品については、類似の製品を基準に、国内販売のない製品については、海外での一般的に販売されている価格を考慮し、乙又は乙のグループ会社が適正な価格を設定する。

（請求及び支払）
第１０条　乙又は乙のグループ会社は、甲に対して、供給した物資の対価及び物資の運搬等に要した経費の請求を書面をもって直接行うものとする。
２　甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）等に基づき、遅滞なく、乙又は乙のグループ会社に支払うものとする。

（連絡責任者）
第１１条　甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には、相手方に対し直ちに通知する。

（情報交換）
第１２条　甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（改正）
第１３条　本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

（協議）
第１４条　本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第１５条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成３２年（２０２０年）３月３１日までとする。ただし、期間満了日の３か月前までに、甲乙のいずれかの者が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保管する。

平成３１年３月２５日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都知事　小池　百合子

乙　千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオン株式会社
代表執行役社長　　岡田　元也

資料第115　災害時等における報道要請に関する協定（都政策企画局）　（本文321頁）

（趣旨）
第１条　この協定は、東京都知事（以下「甲」という。）が東京都地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、東京都が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲、東京都公安委員会（以下「乙」という。）及び株式会社朝日新聞社（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。
（報道の要請）
第２条　甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の各号に掲げる事項に関する広報を行う場合において、必要なときは、丙に対し、報道要請を行うものとする。
⑴　警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
⑵　消防、水防その他の応急措置に関する事項
⑶　被災者の救難、救助その他保護に関する事項
⑷　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
⑸　施設又は設備の応急の復旧に関する事項
⑹　保健衛生に関する事項
⑺　交通の規制又は緊急輸送の確保に関する事項
⑻　前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置、生活の安全に関することその他の災害応急対策に関する事項
（要請の手続）
第３条　甲又は乙は、前条に規定する報道要請を行う場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
⑴　報道要請の理由
⑵　必要な報道の内容
⑶　その他の必要な事項
（報道の実施）
第４条　丙は、甲又は乙から第２条に規定する報道要請を受けた場合は、適切に対応する。
（車両の通行）
第５条　丙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。
（連絡責任者）
第６条　この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置き、東京都政策報道室広報部報道課長、警視庁総務部広報課長及び株式会社朝日新聞東京本社編集局社会部長をもってこれに充てる。
（協議）
第７条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。
（適用）
第８条　この協定は、締結の日から適用する。
この協定の締結を証するため、本協定書を３通作成し、甲、乙、丙は記名押印の上、各１通を保有する。

平成９年９月１日　甲　東京都知事　青島幸男
乙　東京都公安委員会委員長　河野義克
丙　株式会社朝日新聞社代表取締役社長　松下宗之

同内容の協定

平成９年９月１日	丙	社団法人共同通信社社長	犬養康彦
	丙	株式会社読売新聞社代表取締役社長	渡辺恒雄
	丙	株式会社毎日新聞社代表取締役社長	小池唯夫
	丙	株式会社日本経済新聞社代表取締役社長	鶴田卓彦
	丙	株式会社中日新聞東京本社代表取締役社長	白井文吾
	丙	株式会社産業経済新聞東京本社代表取締役社長	清原武彦
	丙	株式会社日刊工業新聞社代表取締役社長	溝口勲夫
	丙	株式会社日本工業新聞社代表取締役社長	山下幸秀
	丙	株式会社時事通信社代表取締役社長	村上正敏
	丙	株式会社ｼﾞｬﾊﾟﾝﾀｲﾑｽﾞ代表取締役会長兼社長	小笠原敏晶

資料第 116　災害時等における放送要請に関する協定（都政策企画局）

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、（以下「災害時等」という。）公共への通知に資するため、東京都知事（以下「甲」という。）がアメリカン・フォーシズ・ネットワーク横田（以下「乙」という。）に放送を依頼するときの手続きを定めるものとする。
（放送の要請）
第２条　甲は、災害時等において、乙に放送を要請することができるものとする。
（要請の手続）
第３条　甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
（１）放送要請の理由
（２）放送を要請する事項
（３）その他必要な事項
２　依頼は、有線電気通信設備、無線設備もしくは使者等により行う。
（放送の実施）
第４条　乙は、甲から要請を受けた場合、いかなる要請についてもこれを好意的に検討する。但し、乙は、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、その都度自主的に決定する。乙は、放送を見合わせる権利を留保する。
２　乙は、放送の日時等について、すみやかに甲へ報告する。
（連絡者）
第５条　第３条に掲げる放送要請に関する事項の伝達、第４条第２項に掲げる報告及びこれらに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲は知事本部政策部報道課長、乙は AFN ラジオチーフを連絡者として定める。
（雑則）
第６条　この協定の有効期間は、下記署名の遅い方の日付から１０年間とする。ただし、この協定は、当事者双方の文書による合意により、いつでもこれを無効することができ、また当事者の一方が他方に対し最小限６０日間の事前予告を文書により行うことによって、これを破棄することができる。この協定の修正は双方の文書による合意によりなされ、連番をとった補遺とする。双方はこの協定の現実性と必要性を検証するため、２年ごとに再検討を行う。
この協定は、英語及び日本語により２通を作成し、英文、日本文ともに等しく正文とするが、協定の解釈にあたっては、英文を優先する。この協定の成立を証するため、当事者署名のうえ各一通を保有する。

東京都知事本局長　秋山俊行

アメリカン・フォーシズ・ネットワーク・ジャパン　司令官　デヴィッド・Ｓ・ウェストオーバー空軍中佐

２０１１．１０．２５
（英文略）

資料第 117　日本アマチュア無線連盟との協定（都総務局）

「アマチュア無線による災害時の情報収集活動に関する協定書」

（趣旨）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法第 52 条第４号に定める非常通信）に基づき、東京都（以下「甲」という。）が、災害時における情報収集活動に対し、社団法人日本アマチュア無線連盟（以下「乙」という。）に協力を求めるときの必要な事項を定める。
（協力要請）
第２条　甲は、災害時における被災情報等の収集にあたり必要と認めるときは、乙に対し、情報の収集活動の協力を要請することが出来る。
（情報収集）
第３条　乙は、甲の要請に基づき、可能な限り情報を収集し甲に提供するものとする。
（情報の内容）
第４条　甲が乙に要請する情報内容は、次によるものとする。
(1)　被災状況に関するもの
(2)　その他甲が災害対策上必要とするもの
（ボランティア活動）
第５条　甲の要請に基づくアマチュア無線局の活動はボランティア活動とし、情報収集によって生じる二次災害などの危険負担などは、乙の責任において対処するものとする。
（費用負担）
第６条　甲の要請による情報収集に係る費用は無償とする。
（訓練への参加）
第７条　乙は、甲が実施する防災訓練に参加することが出来、甲はそれに協力するものとする。
（疑義の決定方法）
第９条　この協定の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。
（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２０年３月３１日までとする。なお、期間満了の日の３ヶ月前までに甲乙のいずれからもなんら申出がないときは、この協定は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を２通作成し、それぞれ記名捺印のうえ、各１通を保管する。

平成１９年３月１日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　　東京都知事　　石原　慎太郎

乙　東京都豊島区巣鴨一丁目１４番５号
社団法人日本アマチュア無線連盟
代表者　　会長　　原　　昌三

資料第 118　東京の防災力の向上のための連携協力に関する協定（都総務局）

首都直下地震等の大規模な災害への備え、東京の防災力の向上を図るため、東京都（以下「甲」という。）と東京商工会議所（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、東京の防災力の向上を図るため、甲と乙が相互に連携・協力する上での基本的事項について定めることを目的とする。

（内容）

第２条　帰宅困難者対策（東京都帰宅困難者対策条例（平成２４年東京都条例第１７号。以下「条例」という。）第１条に規定する帰宅困難者対策をいう。以下同じ。）を推進するため、甲及び乙は、防災に関する説明会、セミナー等の実施及び広報媒体を活用した普及啓発を行う。

２　前項に規定する目的を達成するため、甲は、次に掲げる取組を行う。

一　次項第一号の先駆的な防災活動に係る普及啓発

二　防災対策に関する外国人向けの広報活動

三　会員企業（乙の会員である企業等をいう。以下同じ。）における帰宅困難者（条例第１条に規定する帰宅困難者をいう。以下同じ。）の受入れを推進するための次に掲げる取組

ア　備蓄品の購入に係る支援

イ　損害賠償責任が事業者に及ばない制度の創設に向けた国との連携

ウ　都市開発諸制度（公共的な貢献を行う建築計画に対して、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に寄与する良好な都市開発の誘導を図る制度）を適用する新規建築物を対象とした防災備蓄倉庫等の整備の促進

エ　甲が規定する制度を通じて購入した備蓄品の特別区内における保管場所の確保に向けた支援

オ　一時滞在施設（条例第１２条第１項に規定する一時滞在施設をいう。以下同じ。）の運営等に係る支援

四　会員企業の地域における企業間で連携して行う帰宅困難者対策への取組に対する運営の助言等

３　第１項に規定する目的を達成するため、乙は、次に掲げる取組を行う。

一　会員企業に対する先駆的な防災活動の促進

二　会員企業に対する一時滞在施設の確保、集客施設における利用者の保護の徹底及び第３条第３項の備蓄に加え１０パーセント余分に備蓄することの推進への協力の要請

三　甲が主催する訓練への会員企業の参加の呼び掛け

四　会員企業の地域における企業間で連携して行う帰宅困難者対策への取組に対する連携の促進

第３条　甲は、都内中小企業の事業継続計画の策定に関する支援等を通して、会員企業自らの災害時における防災への対応力の強化を図る。

２　前項に規定する目的を達成するため、乙は、次に掲げる取組を行う。

一　会員企業に対する主要な取引先企業を含む事業継続計画の策定のための環境整備

二　会員企業に対する災害時における事業を継続するための体制確保の促進、取組状況の把握等

３　乙は、会員企業の条例第７条第２項に規定する従業者の３日分の備蓄を促進する。

第４条　甲は、都内中小企業の先進的な防災技術の実用化及びその普及に関する支援等を通して、会員企業の技術力を活用した都内の防災力向上を図る。

２　前項に規定する目的を達成するため、乙は、会員企業の防災技術の開発及び製品化の促進を支援する。

（協議）

第５条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、別途甲乙が協議し、その取扱いを定める。

（効力）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までの間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに、甲乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年５月２９日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都

知事　　舛　添　　要　一

乙　東京都千代田区丸の内三丁目２番２号
東京商工会議所

会頭　　三　村　　明　夫

資料第119　復興まちづくりの支援に関する協定書（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と東京弁護士会など１４団体（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害により東京都内に被害が発生し、復興施策を推進する場合、甲及び乙が相互に協力し、復興まちづくりを円滑に行い、被災住民の生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画（災害復興計画）に基づき、甲が係わる復興まちづくりに関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（まちづくり支援班の派遣）
第２条　甲は、復興まちづくりに関する次の事項に該当する場合、弁護士などの専門家等で構成する復興まちづくり支援班（以下「まちづくり支援班」という。）の派遣を要請することができる。
(1) 甲が専門相談を実施する場合
(2) 区市町村又は地域復興協議会等から、まちづくり支援班の派遣要請を受けた場合
(3) その他復興まちづくり事業に関して、まちづくり支援班の派遣が必要な場合
２　甲の派遣要請先は、乙の団体等で構成する災害復興まちづくり支援機構（以下「支援機構」という。）とする。
３　支援機構は、甲からの派遣要請があった場合、乙と協議し、別表の専門家及び学識経験者等のうちからまちづくり支援班を速やかに編成し、派遣する。
４　乙は、支援機構からの要請に応じ、速やかに専門家を派遣する。
（費用弁償等）
第３条　甲の要請に基づくまちづくり支援班に要する費用に関する弁償等については、別に定めるものとする。
（平常時からの連携）
第４条　甲及び乙は、平常時から、復興まちづくり活動についての支援のための情報交換や訓練等を実施するなど、連携強化に努めるものとする。
２　支援機構は、前項の連携強化に当たって、学識経験者等の参画を得るよう努めるものとする。
（協　議）
第５条　この協定に定める事項に疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。
（有効期間）
第６条　この協定の有効期間は平成19年１月１１日から平成２０年１月10日までとする。ただし、期間満了の日の３ヶ月前までに、甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

甲及び乙は、本協定書を１５通作成し、記名押印の上各１通を保有する。

平成19年１月１１日

甲	東京都	代表者　東京都知事	石原　慎太郎
乙	東京弁護士会	代表者　会長	吉岡　桂輔
	第一東京弁護士会	代表者　会長	奈良　道博
	第二東京弁護士会	代表者　会長	飯田　　隆
	東京司法書士会	代表者　会長	山本　　修
	東京税理士会	代表者　会長	金子　秀夫
	東京都行政書士会	代表者　会長	宮内　一三

東京土地家屋調査士会	代表者	会長	山下　富雄
東京都社会保険労務士会	代表者	会長	金田　　修
社団法人中小企業診断協会東京支部	代表者	支部長	髙島　利尚
社団法人東京都不動産鑑定士協会	代表者	会長	神戸　冨吉
社団法人日本建築家協会	代表者	会長	仙田　　満
社団法人東京都建築士事務所協会	代表者	会長	三栖　邦博
社団法人再開発コーディネーター協会	代表者	会長	伊藤　　滋
社団法人日本技術士会	代表者	会長	都丸　徳治

（同趣旨の協定　平成２２年３月２６日）

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
　東京都　代表者　東京都知事　石原　慎太郎
乙　東京都千代田区三崎町一丁目２番１０号
　社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会　代表者　理事長　鷲尾　賢司
　東京都新宿区本塩町９番地３
　社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会　代表者　理事長　生田目　正秋
　東京都千代田区九段南四丁目４番１号
　日本公認会計士協会東京会　代表者　会長　尾内　正道
　東京都千代田区霞ヶ関三丁目４番２号
　日本弁理士会関東支部　代表者　支部長　久保　司

（同趣旨の協定　平成２２年５月３１日）

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
　東京都　代表者　東京都知事　石原　慎太郎
乙　東京都千代田区平河町二丁目４番１３号ノーブルコート平河町４０３号室
　社団法人全日本土地区画整理士会　代表者　会長　大川　勝敏

（同趣旨の協定　平成２８年12月１日）

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
　東京都　代表者　東京都知事　小池　百合子
乙　東京都豊島区南大塚三丁目４３番１１号
　公益社団法人東京社会福祉士会　代表者　会長　大輪　典子

別　表　（第２条関係）

団　体　名	派　遣　す　る　専　門　家	協　定　締　結　年　月　日
東京弁護士会	法律相談業務を担当する弁護士	平成19年1月11日
第一東京弁護士会	法律相談業務を担当する弁護士	
第二東京弁護士会	法律相談業務を担当する弁護士	
東京司法書士会	司法書士法に定める業務に関する相談業務を担当する司法書士	
東京税理士会	税務相談業務を担当する税理士	
東京都行政書士会	行政関係文書作成に関する相談業務を担当する行政書士	
東京土地家屋調査士会	土地家屋調査士法に定める業務に関する相談業務を担当する土地家屋調査士	
東京都社会保険労務士会	労働・社会保険関連相談業務を担当する社会保険労務士	
社団法人中小企業診断協会東京支部	災害復興計画の作成支援業務を担当する中小企業診断士	
社団法人東京都不動産鑑定士協会	不動産調査関連相談業務を担当する不動産鑑定士	
社団法人日本建築家協会	建築相談業務を行う建築士	
社団法人東京都建築士事務所協会	建築相談業務を行う建築士	
社団法人再開発コーディネーター協会	復興基本計画作成支援業務を担当する再開発コーディネーター	
社団法人日本技術士会	災害危険度の技術判断、地域防災力向上への技術支援、その他関連事項の技術相談を担当する技術士	
社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会	土地家屋調査士法に定める業務に関する相談業務を担当する土地家屋調査士	平成22年3月26日
社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会	司法書士法に定める業務に関する相談業務を担当する司法書士	
日本公認会計士協会東京会	公認会計士法に定める業務に関する相談業務を担当する公認会計士	
日本弁理士会関東支部	弁理士法に定める業務に関する相談業務を担当する弁理士	
社団法人全日本土地区画整理士会	土地区画整理事業及びその関連業務に関する相談業務を担当する土地区画整理士	平成22年5月31日

（平成24年4月1日現在　19団体）

資料第 120　災害ボランティア活動支援に関する協定（都生活文化局）

東京都（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、東京都内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力し、市民活動団体等とも協働しながら、ボランティアの円滑な活動を支援するため、この協定を締結する。

なお、本協定における乙の実施主体は、乙が運営する「東京ボランティア・市民活動センター」とする。

（目的）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、東京都災害ボランティアセンター（以下「都災害ボランティアセンター」という。）の設置及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（都災害ボランティアセンターの設置）

第２条　東京都災害対策本部が設置された場合は、甲及び乙が連携し、都災害ボランティアセンターを設置する。

２　東京都災害対策本部が設置されない場合でも、被災状況に応じて、甲及び乙が協議の上、都災害ボランティアセンターを設置する。

３　甲及び乙は、前２項の規定により都災害ボランティアセンターを設置するに当たり、市民活動団体等との協働に努める。

（設置場所）

第３条　都災害ボランティアセンターは、東京ボランティア・市民活動センター（新宿区神楽河岸１番１号）内に設置する。

２　前項の施設が被災し、利用できない場合、その他当該施設内に都災害ボランティアセンターを設置することが困難である場合には、甲乙協議の上、これに代わる施設を確保する。

（都災害ボランティアセンターの役割）

第４条　都災害ボランティアセンターは、ボランティアが被災者のニーズに即した円滑な活動ができるよう、市民活動団体等とも協働し、区市町村に設置される災害ボランティアセンター等（以下「区市町村災害ボランティアセンター」という。）を支援する。

（都災害ボランティアセンターの運営）

第５条　乙は、市民活動団体等と協働し、都災害ボランティアセンターの運営を行うものとし、甲は、同センターの運営に必要な支援を行う。

（甲の業務）

第６条　甲は、次の業務を行う。

一　都内外の被災状況の情報収集

二　国・道府県・区市町村等との連絡調整

三　区市町村からの要請に基づく、区市町村災害ボランティアセンターの代替施設や資器材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保

四　ボランティアの受入れ状況等の情報提供

五　その他、都災害ボランティアセンターの運営を支援するために必要となる業務

（乙の業務）
第７条　乙は、次の業務を行う。
一　災害ボランティアコーディネーターの区市町村災害ボランティアセンターへの派遣
二　区市町村災害ボランティアセンターの設置及び運営の支援
三　区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供
四　資器材やボランティア等の区市町村間の調整
五　その他、都災害ボランティアセンターを運営する上で必要となる業務

（経費負担）
第８条　都災害ボランティアセンターの運営に関し必要となる甲乙の経費負担は、甲乙協議の上、決定する。

（都災害ボランティアセンターの閉鎖）
第９条　都災害ボランティアセンターの閉鎖時期については、甲乙協議の上、決定する。

（平常時の取組）
第１０条　甲と乙とは、災害時に迅速かつ円滑なボランティア活動を支援できるよう、平常時から市民活動団体等を含め、相互に連携した取組に努める。

（協議）
第１１条　この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定する。

（雑則）
第１２条　この協定は平成２５年３月３１日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２５年３月３１日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都知事　猪瀬　直樹

乙　東京都新宿区神楽河岸１番１号
社会福祉法人東京都社会福祉協議会
会長　　古川　貞二郎

資料第 121　地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書（都環境局）

東京都（以下「甲」という。）と社団法人東京産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、東京都内において地震等大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この協定において対象となる「災害廃棄物」とは、地震等大規模災害（震災、風水害）により発生したがれき（建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等）や粗大ごみ等で乙が調達できる車両、資機材で対応できるものをいう。

（協力要請及び要請内容）

第３条　甲は、自ら管理する施設において乙の協力を必要とするとき、又は、東京都内の区市町村（以下「区市町村」という。）が実施する次の各号に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、区市町村から協力の要請があったとき、乙に協力を要請することができる。

(1)　災害廃棄物の撤去
(2)　災害廃棄物の収集・運搬
(3)　災害廃棄物の処理・処分
(4)　災害廃棄物の仮置場の監理
(5)　前各号に伴う必要な業務

（災害廃棄物の処理等の実施・協力の内容）

第４条　乙は、甲から要請があったときは、協力先と具体的な協力の内容及び方法について協議し、必要な人員、車両、資機材等を調達し、災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。

２　乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

(1)　周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
(2)　災害廃棄物の再生利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

（情報の提供）

第５条　甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙に都内の被災、復旧状況等必要な情報を提供する。

２　乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲に報告する。

（協力要請及び要請手続き）

第６条　甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、後に速やかに文書をもって通知する。

(1)　甲の管理する施設名又は区市町村名
(2)　協力内容
(3)　その他必要な事項

（実施報告）

第７条　乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告する。

(1)　甲の管理する施設名又は区市町村名
(2)　実施内容
(3)　その他必要な事項

（費用の負担）
第８条　第３条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲の管理する施設に関する事業においては甲と、区市町村からの協力要請に基づく事業においては当該区市町村と協議の上決定する。

（災害補償）
第９条　第３条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）その他の法令の規定するところによる。

（連絡窓口）
第１０条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては環境局廃棄物対策部計画課とし、乙においては事務局とする。

（報告）
第１１条　乙は、本協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、協会員の人員、車両、資機材等の状況を毎年５月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は随時甲に報告するものとする。

（協議）
第１２条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙協議の上決定する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成１９年１２月２５日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　東京都知事　石原　慎太郎　印

乙　東京都千代田区内神田一丁目９番１３号
社団法人　東京産業廃棄物協会
代表者　会長　　吉本　昌且　印

資料第 122　震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（都住宅政策本部）

①　社団法人東京都宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会東京都本部及び社団法人東京共同住宅協会との協定

東京都住宅局を甲とし、社団法人東京都宅地建物取引業協会を乙とし、甲乙間において、東京都地域防災計画に基づく民間協力の一環として、甲と乙とが相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、東京都において地震等による災害（以下「震災」という。）が発生した場合において、甲が、震災により住家を滅失し自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者の応急的な住宅として、民間賃貸住宅提供の協力を乙に求めるときの基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、震災が発生し、公的一時提供住宅及び応急仮設住宅が十分確保できない場合において,乙に対し、一時提供住宅として利用可能な民間賃貸住宅の状況の情報提供及び住宅提供の協力を要請するものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲の第２条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協議）

第４条　この協定の実施等に関し必要な事項等については、今後甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑則）

第５条　この協定は、平成１４年９月１１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成１４年９月１０日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都住宅局
局長　橋本　勲

東京都千代田区富士見二丁目２番４号
乙　社団法人東京都宅地建物取引業協会
会長　藤田和夫

同趣旨の協定	乙	社団法人全日本不動産協会東京都本部
	乙	社団法人東京共同住宅協会

② 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定

東京都都市整備局を甲とし、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会を乙とし、甲乙間において、東京都地域防災計画に基づく応急仮設住宅の供給として、甲と乙とが相互に協力して行う民間賃貸住宅の供給に関して、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、東京都において地震等による災害（以下「震災」という。）が発生した場合において、甲が、震災により住家を滅失し自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者の応急的な住宅として、民間賃貸住宅提供の協力を乙に求めるときの基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、震災が発生し、災害救助法が適用された場合において、乙に対し、応急仮設住宅として利用可能な民間賃貸住宅の状況の情報提供及び住宅提供の協力を要請するものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲の前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協議）

第４条　この協定の実施等に関し必要な事項等については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（雑則）

第５条　この協定は、平成２７年７月１４日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２７年７月１４日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都都市整備局
局　長　　安　井　順　一

東京都中央区八重洲二丁目１番５号
乙　公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
会　長　　川　口　　雄　一　郎

資料第 123　震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定の一部を変更する協定（都住宅政策本部）

東京都住宅局（以下「甲」という。）と、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）とは、平成１４年９月１１日付けで締結した震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定の一部を次のとおり変更する。

１　前文中「東京都住宅局」を「東京都都市整備局」に、「社団法人」を「公益社団法人」に、「民間協力の一環」を「応急仮設住宅の供給」に、「提供」を「供給」に改める。

２　第２条中「公的一時提供住宅及び応急仮設住宅が十分確保できない」を「災害救助法が適用された」に、「一時提供住宅として」を「応急仮設住宅として」に改める。

３　第３条中「第２条」を「前条」に改める。

４　第４条中「今後甲と乙が」を「甲と乙とが」に改める。

附　則

この協定は、平成２７年７月１４日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２７年７月１４日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都都市整備局
局　長　　安　井　順　一

東京都千代田区富士見二丁目２番４号
乙　公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
会　長　　瀬　川　信　義

同趣旨の協定　乙　公益社団法人全日本不動産協会東京都本部

乙　公益社団法人東京共同住宅協会

資料第 124　災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定（都住宅政策本部）

東京都都市整備局（以下「甲」という。）と住宅金融公庫首都圏支店（以下「乙」という。）は、東京都地域防災計画等に基づく協力の一環として、災害時に甲と乙とが相互に協力して行う住宅相談窓口の開設等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における都内の被災住宅の早期復興に資するため、甲が実施する住宅相談等の施策に関して、乙に協力を求めるにあたり必要な基本的事項を定めるものとする。

（住宅相談窓口の設置）

第２条　災害時において、乙は、甲から住宅相談窓口開設の要請を受けた場合には、速やかに被災者の住宅再建等に関する相談に対応するための住宅相談窓口を都内に開設し、都民の住宅復興に資する情報を提供することとする。

２　住宅相談窓口の開設にあたって、甲は必要に応じて場所の確保に協力するものとする。

（職員の派遣）

第３条　乙は、被災地の地方公共団体に対して甲の要請に応じて職員を派遣し、被災した都民の速やかな復興を支援するものとする。

（復興に向けた諸制度の実施及び周知）

第４条　甲は、乙が実施する「災害復興住宅融資」について、都民への周知に努めるものとする。

２　乙は、甲が実施する住宅復興関連施策について周知を行うものとする。

３　東京の住宅事情の特殊性も踏まえ、被災地の復興にあたり、都市の再生が円滑に進むよう、甲乙両者協力のもと、災害の規模や状況に応じて、被災マンションの建替え支援のための融資など各種施策の実施や周知に努めるものとする。

（被災者となった債務者への支援）

第５条　乙は、諸規定に従い乙の住宅融資に係る債務者のうち被災した都民に対する住宅ローンの支払いの猶予や返済期間の延長などの措置を講ずるものとし、併せて当該措置について、都民に対して積極的に周知を行うものとする。

２　甲は、当該措置について都民への周知に努めるものとする。

（連絡窓口等）

第６条　この協定の業務に関する窓口は、甲においては東京都都市整備局住宅政策推進部住宅政策課、乙においては住宅金融公庫首都圏支店公共業務グループとする。

２　甲と乙は、災害時において、円滑に協力体制がとれるよう、平時より十分な情報交換等を行う。

（疑義の解決）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度、甲と乙が十分な協議の上、定めるものとする。

（適用）

第８条　この協定は、平成１７年９月１日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１７年９月１日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

甲　東京都都市整備局

局　長　　梶　山　　修

東京都文京区関口一丁目２３番６号　プラザ江戸川橋ビル内

乙　住宅金融公庫首都圏支店

支店長　　竹　内　良　民

資料第125　災害時における指定金融機関との取り決めについて（都会計管理局）

東京都出納長室（以下「甲」という。）と、東京都指定金融機関株式会社富士銀行（以下「乙」という。）は、東京都災害対策本部が設置された場合における都公金の取扱を、下記のとおり行う。

1　緊急連絡体制

甲と乙は、「災害時の東京都公金の管理に関する総括責任者等連絡体制」（別紙）により、業務関連の情報収集を図るなど相互の連絡を密にする。なお、変更があった場合、その都度相互に連絡する。

2　災害時の派出所職員の派遣

ア　乙は、各派出所へ職員を派遣できる体制を整えることとし、その派遣状況について遅滞なく甲に連絡する。

イ　出納機関を移動する場合、甲は、災害の状況に応じ乙と協議の上、移動先に乙の職員を派遣させる。

3　現金の支払

ア　乙は、東京都が災害対策に必要とする現金の支払に対応できる体制を整える。

イ　但し、甲はこの現金について原則として、支払日の前営業日までに乙に連絡する。

4　営業時間外の公金の取扱

甲は、乙の営業時間外における派出所職員の派遣及び現金の支払について、相互の協議の上その取扱いを決め、関係機関に通知する。

5　災害救助基金の取崩し

乙は、甲から災害救助基金の取崩しの指示を受けたときは、それに応ずるものとする。

6　協議

ア　災害の規模、甲、乙及び収納代理金融機関等のシステム、業務運営体制の情勢により、公金の取扱に支障を生じる場合は甲乙協議してその対応策を決定する。

イ　また、公金の取扱の解釈に疑義が生じた場合、及びこの取扱に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。

平成１２年３月３１日

甲　　東京都出納長　　佐々木　克巳

乙　　東京都指定金融機関
株式会社富士銀行　頭取　　山　本　惠　朗

資料第 126　震災時等における情報の提供に関する協定（都都民安全推進本部）

東京都（以下「甲」という。）及び公益財団法人日本道路交通情報センター（以下「乙」という。）は、東京都（島しょ部を除く。）において大規模な震災等が発生した場合、「運転者等に対して、道路交通における危険を防止し、交通の安全と円滑に資する情報を提供する」ことを基本理念とし、相互に協力し推進していくことを協定する。

なお、本協定の実施において必要な事項は、別途協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保管するものとする。

平成２７年3月３０日

甲　東京都青少年・治安対策本部長

乙　公益財団法人日本道路交通情報センター理事

「震災時等における情報の提供に関する協定」の実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、平成２７年３月３０日付けで東京都（以下「甲」という。）と公益財団法人日本道路交通情報センター（以下「乙」という。）との間で締結した「震災時等における情報の提供に関する協定」に基づき、東京都における大規模な震災等の発生時において、交通の安全と円滑に資する情報を、甲及び乙が連携して運転者等に提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

（適用基準）

第２条　東京都（島しょ部を除く。）において首都直下地震等の大規模な震災等が発生したことにより、東京都知事を本部長とする東京都災害対策本部が設置され、かつ、乙が「災害時情報提供サービス」の提供を開始した時に適用する。

（提供の方法）

第３条　甲は、運転者等に対して役立つ火災情報を乙の保有する「災害時情報提供サービス」を利用して提供する。

（提供する情報）

第４条　前条に基づき甲が提供する火災情報の各項目は、以下のとおりとする。

(1)　確認時間

(2)　発生場所

(3)　半径又は面積

(4)　備考

（費用の負担）

第５条　前条に基づく情報提供において、火災情報の提供に係る経費は甲が負

担し、「災害時情報提供サービス」に係る経費は乙が負担する。

ただし、本実施細目に定めのない事項により、新たな経費が発生する場合は、別途協議するものとする。

（第三者に対する損害）

第６条　甲及び乙は、自らの責任において情報提供を実施するものとし、火災情報又は道路交通に関する情報により、第三者に損害を与えた場合は、それぞれの責任において解決するものとする。

（免責事項）

第７条　乙は、自らの判断で「災害時情報提供サービス」による情報提供を実施するものとし、「災害時情報提供サービス」による情報提供が実施されていないために甲が火災情報を提供できない場合、乙は甲に対し責めを負わないものとする。

２　乙は、「災害時情報提供サービス」に係るシステム障害又は通信障害その他自己の責任に帰すことができない事由により、「災害時情報提供サービス」による情報提供を実施できない場合は、甲に対し責任及び保証の義務を負わないものとする。

（システムの管理）

第８条　乙は、「災害時情報提供サービス」について甲に影響を与える改造、変更等を行う場合は、あらかじめ十分な余裕をもって通知し、協議するものとする。

（平素からの協力体制）

第９条　甲及び乙は、大規模な震災等が発生したときの円滑な情報提供を実現するために、平素から次の事項について、相互に協力するものとする。

（１）情報提供に係る防災訓練の実施（年１回以上）

（２）災害時における防災等の情報交換（適宜）

（３）火災情報以外の新たな情報の提供の実施

なお、第１号から第３号までの事項の実施において経費が発生する場合は、別途協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　本実施細目の有効期間は、平成２７年３月３０日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１カ月前までに、甲乙いずれからも解約の申し出がない場合には、同一条件で期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義の協議）

第１１条　本実施細目により難い事項及び定めのない事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

本実施細目の締結を証するため、本書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保管するものとする。

平成２７年３月３０日

甲　東京都青少年・治安対策本部

治安対策担当部長　　村　山　　隆

乙　公益財団法人日本道路交通情報センター

理　事　　柳　谷　正　則

資料第127　東京都災害派遣精神医療チーム派遣等に関する協定書（都福祉保健局）

東京都知事（以下「甲」という。）と恩方病院を運営する医療法人永寿会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における東京都災害派遣精神医療チーム（以下「東京ＤＰＡＴ」という。）の派遣等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京都災害派遣精神医療チーム運営要領（平成３０年２月７日付２９中精広第２４９号。以下「要領」という。）に規定する東京ＤＰＡＴが、都内外の被災地において、被災によって機能しなくなった精神医療の補填、被災した精神障害者又は災害ストレスによる被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援を行うことに関して必要な事項を定める。

（派遣等）

第２条　甲は、東京ＤＰＡＴの派遣が必要と認めた場合は、要領第４の２及び第５の１の規定に基づき、乙に対し、東京ＤＰＡＴの派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、東京ＤＰＡＴを甲が指定する被災地域等に派遣するものとする。ただし、要領第４の２（２）ただし書に該当するときは、乙及び乙が登録している東京ＤＰＡＴ隊員の被害状況を甲に報告するとともに、派遣可能となった時は、速やかに甲に申し出るものとする。

（活動内容）

第３条　乙は、甲の要請に基づき、東京ＤＰＡＴを編成し、要領第４の３及び第５の２に掲げる次の業務を行うものとする。

（１）東京ＤＰＡＴ活動拠点本部における活動

（２）被災区市町村における活動

（３）他道府県における活動

（４）その他甲、乙で協議の上、必要と認められる活動

（指揮命令）

第４条　前条（１）の活動を行う東京ＤＰＡＴは、東京ＤＰＡＴ調整本部の指示に基づき、活動拠点本部を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターの指示に従い、活動する。

２　前条（２）の活動を行う東京ＤＰＡＴは、被災区市町村の災害対策本部等の指示に従い、当該区市町村災害医療コーディネーターとの連携を図るとともに、被災地で活動する医療チーム及び保健チームとの協力し、活動する。

３　前条（３）の活動を行う東京ＤＰＡＴは、被災した道府県等の災害対策本部の指示の下、活動する。

（医薬品等の確保）

第５条　乙は、派遣する東京ＤＰＡＴに対し、別紙１に掲げる医薬品及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）並びに別紙２に掲げる関連資機材を携行させることを標準とする。

（費用負担）

第６条　甲は、乙が派遣した東京ＤＰＡＴが第３条に定める活動を実施するために要した費用のうち次に掲げるものについて、負担する。

（１）東京ＤＰＡＴ派遣に要する経費等（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）により、国庫負担の対象として支弁される経費又は他県により支弁される経費

（２）東京ＤＰＡＴが携行し、使用した医薬品等

（助成金）

第７条　甲は、乙に対し、別に定める規定により、次に掲げる経費について助成することができる。

（１）別紙２に掲げる関連資機材。ただし、２００，０００円以内に限る。

（２）第９条に定める研修に従事した際の人件費及び衛星携帯電話通信費

（３）衛星携帯電話基本料金

２　前項（１）の助成金については、１回限りとする。

（補償）

第８条　甲は、乙が派遣した東京ＤＰＡＴ隊員が、第３条に定める業務に従事したことにより、疾病若しくは負傷し、又は障害の状態となり若しくは死亡した場合の損害補償に対応するため、東京ＤＰＡＴ隊員を傷害保険に加入させるものとする。

２　前項に要する費用は甲が負担する。

（研修）

第９条　乙は、東京ＤＰＡＴ隊員の登録を予定している者に対して、甲が要領第２の３により実施する研修を受講させる責務を負う。

（有効期間等）

第１０条　この協定の有効期間は、締結日から平成３１年３月３１日までの期間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３か月前までに、甲、乙のいずれかから書面による別段の意思表示がない場合は自動的に１年間延長するものとする。以後も同様とする。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、乙に東京ＤＰＡＴ隊員として登録されたものがいないときは、第２条から第６条まで及び第８条の規定は適用しない。

（その他協議事項）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙と

協議して定めるものとする。

２　本協定書について、甲、乙で協議の上、適宜必要な見直しを行う。

３　乙が東京ＤＰＡＴの編成できる要件を満たさなくなったと認めるときは、要件を満たさなくなった日から起算して１年を経過した日をもって協定期間の終了とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成３０年３月３０日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都　知　事
小　池　　百　合　子

乙　　福岡県福岡市西区今津３８１０番地
医療法人永寿会　　理事長　齋藤　秀樹

同文の協定

平成３０年３月３０日

乙　　東京都青梅市末広町一丁目４番地の５
医療法人社団岩尾会　　理事長　室　愛子

乙　　東京都豊島区西池袋一丁目１０番２号
医療法人財団厚生協会　　理事長　関　晶比古

乙　　東京都八王子市裏高尾町２７３番地
医療法人社団青渓会　　理事長　菊本　弘次

乙　　東京都調布市上石原三丁目３３番地の１７
医療法人社団青山会　　理事長　青木　浩子

乙　　東京都調布市深大寺北町四丁目１７番１
医療法人社団欣助会　　理事長　塚本　一

乙　　東京都西東京市南町三丁目４番１０号
医療法人社団薫風会　　理事長　山田　雄飛
乙　　東京都八王子市美山町１０７６番地
医療法人社団光生会　　理事表　平川　博之
乙　　東京都練馬区関町南四丁目１４番５３号
医療法人社団じうんどう　　理事長　田邉　英一
乙　　東京都日野市西平山一丁目２４番地１
医療法人社団清愛会　　理事長　杉山　吉昭
乙　　東京都足立区中川四丁目２９番１２号
医療法人社団成仁　　理事長　片山　成仁
乙　　東京都足立区西新井五丁目４１番１号
医療法人社団大和会　　理事長　矢野　諭
乙　　東京都八王子市宮下町１７８番地
医療法人社団東京愛誠会　　理事長　長瀬　輝諠
乙　　東京都文京区本郷二丁目１番１号
学校法人順天堂　　理事長　小川　秀興
乙　　東京都文京区千駄木一丁目１番５号
学校法人日本医科大学　　理事長　坂本　篤裕
乙　　東京都三鷹市上連雀四丁目１４番１号
公益社団法人井之頭病院　　理事長　菊池　健
乙　　東京都多摩市連光寺一丁目１番地１
社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会　　理事長　佐藤　忠彦
乙　　東京都小平市小川東町四丁目１番１号
国立研究開発法人　国立精神・神経医療研究センター
理 事 長　　水 澤　英 洋

平成３１年３月２９日
乙　　東京都立川市錦町四丁目２番地２号
国家公務員共済組合連合会　　理事長　松元　崇
乙　　東京都品川区旗の台１丁目５番地８号
学校法人昭和大学　　理事長　小口　勝司
乙　　東京都千代田区九段南四丁目８番地２８号
学校法人日本大学　　理事長　田中　英壽

（別紙１）

東京ＤＰＡＴ標準携行医薬品及び医療資器材

		一般名（主な商品名）	規格	数量
内服薬	催眠鎮痛剤、抗不安剤	ゾルピデム酒石酸塩（マイスリー）	5mg	30 錠
		ロラゼパム（ワイパックス）	0.5mg	30 錠
	抗てんかん剤	バルプロ酸ナトリウム（デパケン）	200mg	30 錠
	抗精神病薬	クエチアピンフマル酸塩（セロクエル）	25mg	30 錠
		リスペリドン（リスパダール内用液）	0.5mg	30 包
	抗うつ薬	フルボキサミンマレイン酸塩（ルボックス）	25 mg	30 錠
	その他	カロナール	300mg	30 錠
		PL 総合顆粒		30 包
		フェリビナクテープ（MS 冷ｼｯﾌﾟ）		30 枚
注射薬	催眠鎮痛剤、抗不安剤	ジアゼパム（セルシン注射液）	10 mg	10 本
		フェノバルビタール（フェノバール注射液）	100mg	5 本
	抗パーキンソン剤	乳酸ビペリドン（アキネトン注射液）	5mg	5 本
	精神神経用剤	ハロペリドール（セレネース注）	5mg	10 本
	呼吸促進剤	フルマゼニル（アネキセート注射液）	0.5mg	5 本
医療資器材等		シリンジ	5ml	5 本
		シリンジ	2.5ml	5 本
		注射針	23G	5 本
		翼状針	23G	5 本
		ディスポ舌圧子		30 本
		アルコール綿		適宜
		固定用絆創膏		2 個
		血圧計		2 台
		聴診器		2 個
		体温計		1 本
		パルスオキシメーター		1 個
		針捨てボックス		1 個

（別紙２）

東京ＤＰＡＴ標準関連資機材（通信機器・記録機器等）

区分	品名	数量
通信機器・記録機器等	衛星携帯電話（予備バッテリー等含む）	１台
	モバイルプリンター（ケーブル含む）	１台
	トランシーバー（充電器含む）	２台
	ライティングシート	１箱
	被災地域地図（東京都広域地図）	１冊
	プリンター用紙	500 枚
	プリンター用インク	１組
	デジタルカメラ（充電器・パソコン接続用ケーブル含む）	１台
	モバイルパソコン（ＡＣアダプター・予備バッテリー含む）	１台
	ＬＡＮケーブル	１本
	テーブルタップ	１個
	データカード・ルーター	１個
	電子記録媒体（ＵＳＢメモリースティック等）	１個
	ホワイトボードマーカー（黒、赤、青）	３本
	ノート・筆記用具等	５セット

資料第 128　東京都災害派遣精神医療チーム派遣等に関する覚書（都福祉保健局）

東京都福祉保健局長（以下「甲」という。）、病院経営本部長（以下「乙」という。）及び公益財団法人東京都保健医療公社（以下「丙」という。）は、大規模災害発生時における東京都災害派遣精神医療チーム（以下「東京ＤＰＡＴ」という。）の派遣等に関し、次のとおり覚書を作成する。

（目的）

第１条　この覚書は、東京都災害派遣精神医療チーム運営要領（平成３０年２月７日付２９中精広第２４９号。以下「要領」という。）に規定する東京ＤＰＡＴが、都内外の被災地において、被災によって機能しなくなった精神医療の補填、被災した精神障害者又は災害ストレスによる被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援を行うことに関して必要な事項を定める。

（登録機関）

第２条　要領第２の２による登録機関は次に掲げる医療機関とする。

公益財団法人東京都保健医療公社　豊島病院

（派遣等）

第３条　甲は、東京ＤＰＡＴの派遣が必要と認めた場合は、要領第４の２及び第５の１の規定に基づき、乙を通じて、丙に対し、東京ＤＰＡＴの派遣を要請するものとする。

２　丙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、乙と協議の上、東京ＤＰＡＴを甲が指定する被災地域等に派遣するものとする。ただし、要領第４の２（２）ただし書に該当するときは、丙及び丙が登録している東京ＤＰＡＴ隊員の被害状況を、乙を通じ甲に報告するとともに、派遣可能となった時は、速やかに乙を通じて甲に申し出るものとする。

（活動内容）

第４条　丙は、甲の要請に基づき、東京ＤＰＡＴを編成し、要領第４の３及び第５の２に掲げる次の業務を行うものとする。

（１）東京ＤＰＡＴ活動拠点本部における活動

（２）被災区市町村における活動

（３）他道府県における活動

（４）その他甲、乙及び丙で協議の上、必要と認められる活動

（指揮命令）

第５条　前条（１）の活動を行う東京ＤＰＡＴは、東京ＤＰＡＴ調整本部の指示に基づき、活動拠点本部を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターの指示に従い、活動する。

２　前条（２）の活動を行う東京ＤＰＡＴは、被災区市町村の災害対策本部等の指示に従い、

当該区市町村災害医療コーディネーターとの連携を図るとともに、被災地で活動する医療チーム及び保健チームとの協力し、活動する。

３　前条（３）の活動を行う東京ＤＰＡＴは、被災した道府県等の災害対策本部の指示の下、活動する。

（医薬品等の確保）

第６条　丙は、派遣する東京ＤＰＡＴに対し、別紙１に掲げる医薬品及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）並びに別紙２に掲げる関連資機材を携行させることを標準とする。

（費用負担）

第７条　甲は、丙が派遣した東京ＤＰＡＴが第４条に定める活動を実施するために要した費用のうち次に掲げるものについて、負担する。

（１）東京ＤＰＡＴ派遣に要する経費等（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）により、国庫負担の対象として支弁される経費又は他県により支弁される経費

（２）東京ＤＰＡＴが携行し、使用した医薬品等

（助成金）

第８条　甲は、丙に対し、別に定める規定により、次に掲げる経費について助成することができる。

（１）別紙２に掲げる関連資機材。ただし、１医療機関２００，０００円以内に限る。

（２）第１０条に定める研修に従事した際の人件費及び衛星携帯電話通信費

（２）衛星携帯電話基本料金

２　前項（１）の助成金については、１回限りとする。

（補償）

第９条　甲は、丙が派遣した東京ＤＰＡＴ隊員が、第４条に定める業務に従事したことにより、疾病若しくは負傷し、又は障害の状態となり若しくは死亡した場合の損害補償に対応するため、東京ＤＰＡＴ隊員を傷害保険に加入させるものとする。

２　前項に要する費用は甲が負担する。

（研修）

第１０条　丙は、東京ＤＰＡＴ隊員の登録を予定している者に対して、甲が要領第２の３により実施する研修を受講させる責務を負う。

（有効期間等）

第１１条　この覚書の有効期間は、締結日から平成３１年３月３１日までの期間とする。ただし、この覚書の有効期間満了の日の３か月前までに、甲、乙及び丙のいずれかから書面による別段の意思表示がない場合は自動的に１年間延長するものとする。以後も同様とす

る。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、丙に東京ＤＰＡＴ隊員として登録されたものがいないときは、第３条から第７条まで及び第９条の規定は適用しない。

（その他協議事項）

第１２条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、甲及び乙丙と協議して定めるものとする。

２　本覚書について、甲、乙及び丙で協議の上、適宜必要な見直しを行う。

３　丙が東京ＤＰＡＴの編成できる要件を満たさなくなったと認めるときは、要件を満たさなくなった日から起算して１年を経過した日をもって本覚書の有効期間を終了とする。

この覚書の成立を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成３０年３月３０日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
　　東京都福祉保健局長　　梶　原　　洋

乙　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
　　病院経営本部長　　内　藤　　淳

丙　　東京都千代田区神田駿河台二丁目５番
　　東京都保健医療公社理事長　山　口　武　兼

（別紙１）

東京ＤＰＡＴ標準携行医薬品及び医療資器材

分類		一般名（主な商品名）	規格	数量
内服薬	催眠鎮痛剤、抗不安剤	ゾルピデム酒石酸塩（マイスリー）	5mg	30 錠
		ロラゼパム（ワイパックス）	0.5mg	30 錠
	抗てんかん剤	バルプロ酸ナトリウム（デパケン）	200mg	30 錠
	抗精神病薬	クエチアピンフマル酸塩（セロクエル）	25mg	30 錠
		リスペリドン（リスパダール内用液）	0.5mg	30 包
	抗うつ薬	フルボキサミンマレイン酸塩（ルボックス）	25 mg	30 錠
	その他	カロナール	300mg	30 錠
		PL 総合顆粒		30 包
		フェリビナクテープ（MS 冷ｼｯﾌﾟ）		30 枚
注射薬	催眠鎮痛剤、抗不安剤	ジアゼパム（セルシン注射液）	10 mg	10 本
		フェノバルビタール（フェノバール注射液）	100mg	5 本
	抗パーキンソン剤	乳酸ビペリドン（アキネトン注射液）	5mg	5 本
	精神神経用剤	ハロペリドール（セレネース注）	5mg	10 本
	呼吸促進剤	フルマゼニル（アネキセート注射液）	0.5mg	5 本
医療資器材等		シリンジ	5ml	5 本
		シリンジ	2.5ml	5 本
		注射針	23G	5 本
		翼状針	23G	5 本
		ディスポ舌圧子		30 本
		アルコール綿		適宜
		固定用絆創膏		2 個
		血圧計		2 台
		聴診器		2 個
		体温計		1 本
		パルスオキシメーター		1 個
		針捨てボックス		1 個

（別紙２）

東京ＤＰＡＴ標準関連資機材（通信機器・記録機器等）

区分	品名	数量
通信機器・記録機器等	衛星携帯電話（予備バッテリー等含む）	１台
	モバイルプリンター（ケーブル含む）	１台
	トランシーバー（充電器含む）	２台
	ライティングシート	１箱
	被災地域地図（東京都広域地図）	１冊
	プリンター用紙	500 枚
	プリンター用インク	１組
	デジタルカメラ（充電器・パソコン接続用ケーブル含む）	１台
	モバイルパソコン（ＡＣアダプター・予備バッテリー含む）	１台
	ＬＡＮケーブル	１本
	テーブルタップ	１個
	データカード・ルーター	１個
	電子記録媒体（ＵＳＢメモリースティック等）	１個
	ホワイトボードマーカー（黒、赤、青）	３本
	ノート・筆記用具等	５セット

資料第 129　東京都災害備蓄倉庫（直営）の 即応態勢 の強化に関する協定書
（都福祉保健局、東京消防庁）

東京都福祉保健局を甲とし、東京消防庁を乙とし、甲乙間において、大規模災害が発生した場合、都民の生命 及び 財産を守り、可能な限り被害を軽減するため、東京都災害備蓄倉庫（直営）の 即応態勢 の強化について、次の条項により協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、甲が設置する東京都災害備蓄倉庫（以下「倉庫」という。）の鍵 、機械警備カード等（以下「鍵等」という。）を甲の要請に基づき、乙 の所管 する倉庫の最寄りの消防署又は消防出張所において保管することにより、甲が早期に倉庫の状況確認を行い、被災者に迅速な備蓄物資の輸送 を 可能と し、大規模災害時における即応態勢の強化を図ることを目的とする。
（保管場所）
第２条　乙は、甲が設置する倉庫の最寄りとなる別 表に掲げる 消防署又は消防出張所（以下「消防署等」という。）において、適切に管理できる場所で鍵等を保管するものとする。
（保管方法）
第３条　甲は、鍵等 及び 保管専用キーボックスを乙に預託し、乙は、預託を受けた鍵等を保管専用キーボックスに 収納し 、保管するものとする。
２　甲は、鍵等を変更した場合は、速やかに乙に連絡し交換するものとする。
３　乙は、鍵等及び保管専用キーボックスを紛失 又は 破損した場合は、速やかに甲に連絡し対処するものとする。
（受渡し 方法等）
第４条　甲の職員が鍵等を受領する場合は、職員ＩＤカード等身分を証明できるものを消防署等に勤務する乙の職員（以下「乙の職員」という。）に提示 するとともに、名刺等の裏に受領日時を記載したものを提出するものとする。
２　乙の職員は、前 項 により甲の職員であることを確認した とき は、甲の職員に 鍵等を 引き渡す ものとする。
３　甲の職員が鍵等を返却する場合は、受領時に提出した名刺等の裏に返却日時を記載し、乙の職員 に提出するものとする。
４　乙の職員は、鍵等の 受渡し に使用した名刺等を保管専用キーボックス内に収納しておくものとする。
５　甲が鍵等の 受渡し 状況を確認する場合は、事前に消防署等に連絡し、保管専用キーボックス内の名刺等を回収することにより行うものとする。
（訓練の実施）
第５条　甲 及び 乙は、この協定の 適正な運用を図るため、事前 に 協議した 上 で訓練を実施するものとする。
（疑義 の決定等 ）
第６条　この協定に定めのない事項又は 各条項の解釈に 疑義が生じた とき は、その都度 甲乙 が協議 の上 定めるものとする。
（適用）
第７条　この協定は、平成１８年４月１日から適用する。

甲 及び 乙は、この協定締結の証として 本書を２通作成し、甲乙 記名押印の 上 、各 １通を保有する。

平成１８年２月２１日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
福祉保健局長　平　井　健　一

東京都千代田区大手町一丁目３番５号
乙　東京消防庁
消防総監　　関　口　和　重

資料第 130　放射性物質等による災害時等対応に関する協定（都産業労働局）

東京都を「甲」とし、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターを「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、「東京都地域防災計画」及び「ＮＢＣ災害対策マニュアル」等に基づき、甲が行う放射性物質等による災害時対応に対する乙の協力、放射線利用施設を管理する乙の当該施設に係る安全予防対策及び応急措置に係る甲への報告等に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　この協定でいう、放射性物質等による災害時とは、次に挙げる事項をいう

ア　甲が原子力災害対策特別措置法第１０条１項通報を受けた場合

イ　甲が核物質取扱施設又は核燃料物質の輸送等に係る事件、事故、又は核（物質）を用いたテロ等を認知した報告を受けた場合

ウ　その他、周辺国等における核実験実施等の疑いがある場合など、放射性物質等による都民の安全が脅かされる恐れがあるなど、当該事態に対して甲の対策が求められると認められる場合

エ　乙が管理する施設において放射線障害が発生した場合

(協力等の内容)

第２条　放射性物質等による災害時等において、乙は、甲からの要請等に基づき、次ぎに挙げる協力及び報告を行うものとする。

ア　大気、雨水、大気浮遊塵の放射能による汚染レベル、空間線量率の緊急調査及び監視、その測定結果等データの提供

イ　甲が持ち込む野菜、牛乳等産品の放射能による汚染レベルの調査、その測定結果等データの提供

ウ　災害の原因物質及び放射線種の特定

エ　その他、放射線防護対策についての助言など対応可能な支援

オ　乙が管理する放射線利用施設の安全予防対策についての定期的な報告

カ　乙が管理する放射線利用施設において放射線障害が発生した場合の応急措置内容等の緊急報告

２　甲からの要請等に基づき乙が行う協力及び報告については、必要に応じて細目を別途定めることとする。

（費用弁償）

第３条　甲は、乙の協力に係る作業上生じた費用について、乙と協議の上、必要な額を費用弁償する。

（防災訓練への参加）

第４条　　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき、必要な参加協力を行うものとする。

（警戒レベルへの対応）

第５条　乙は、その管理する施設において、「東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準（平成18年10月19日付18総防対第496号）」に基づき甲が発令する警戒レベルに応じた対応を行うものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めの無い事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合に応じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

２　乙の業務執行体制の変更などの原因により、この協定を継続することが困難な状況が生じた場合は、甲乙協議の上、協定内容の変更または廃止を行うものとする。

甲、乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成１９年３月１２日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　東京都知事　石原　慎太郎

乙　東京都北区西が丘三丁目１３番１０号
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
代表者　理事長　井上　滉

資料第131　東京都災害派遣精神医療チーム派遣等に関する覚書（都福祉保健局）

東京都福祉保健局長（以下「甲」という。）と病院経営本部長（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における東京都災害派遣精神医療チーム（以下「東京ＤＰＡＴ」という。）の派遣等に関し、次のとおり覚書を作成する。

（目的）

第１条　この覚書は、東京都災害派遣精神医療チーム運営要領（平成３０年２月７日付２９中精広第２４９号。以下「要領」という。）に規定する東京ＤＰＡＴが、都内外の被災地において、被災によって機能しなくなった精神医療の補填、被災した精神障害者又は災害ストレスによる被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援を行うことに関して必要な事項を定める。

（登録機関）

第２条　要領第２の２による登録機関は次に掲げる医療機関とする。

（１）東京都立広尾病院

（２）東京都立墨東病院

（３）東京都立多摩総合医療センター

（４）東京都立小児総合医療センター

（５）東京都立松沢病院

（派遣等）

第３条　甲は、東京ＤＰＡＴの派遣が必要と認めた場合は、要領第４の２及び第５の１の規定に基づき、乙に対し、東京ＤＰＡＴの派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、東京ＤＰＡＴを甲が指定する被災地域等に派遣するものとする。ただし、要領第４の２（２）ただし書に該当するときは、乙及び乙が登録している東京ＤＰＡＴ隊員の被害状況を甲に報告するとともに、派遣可能となった時は、速やかに甲に申し出るものとする。

（活動内容）

第４条　乙は、甲の要請に基づき、東京ＤＰＡＴを編成し、要領第４の３及び第５の２に掲げる次の業務を行うものとする。

（１）東京ＤＰＡＴ活動拠点本部における活動

（２）被災区市町村における活動

（３）他道府県における活動

（４）その他甲、乙で協議の上、必要と認められる活動

（指揮命令）

第５条　前条（１）の活動を行う東京ＤＰＡＴは、東京ＤＰＡＴ調整本部の指示に基づき、活動拠点本部を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターの指示に従い、活動する。

２　前条（２）の活動を行う東京ＤＰＡＴは、被災区市町村の災害対策本部等の指示に従い、当該区市町村災害医療コーディネーターとの連携を図るとともに、被災地で活動する医療チーム及び保健チームとの協力し、活動する。

３　前条（３）の活動を行う東京ＤＰＡＴは、被災した道府県等の災害対策本部の指示の下、活動する。

（医薬品等の確保）

第６条　乙は、派遣する東京ＤＰＡＴに対し、別紙１に掲げる医薬品及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）並びに別紙２に掲げる関連資機材を携行させることを標準とする。

（費用負担）

第７条　甲は、乙が派遣した東京ＤＰＡＴが第４条に定める活動を実施するために要した費用のうち次に掲げるものについて、負担する。

（１）東京ＤＰＡＴ派遣に要する経費等（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）により、国庫負担の対象として支弁される経費又は他県により支弁される経費

（２）東京ＤＰＡＴが携行し、使用した医薬品等

（助成金）

第８条　甲は、乙に対し、別に定める規定により、次に掲げる経費について助成することができる。

（１）別紙２に掲げる関連資機材。ただし、１医療機関２００，０００円以内に限る。

（２）第９条に定める研修に従事した際の人件費及び衛星携帯電話通信費

（２）衛星携帯電話基本料金

２　前項（１）の助成金については、１回限りとする。

（研修）

第９条　乙は、東京ＤＰＡＴ隊員の登録を予定している者に対して、甲が要領第２の３により実施する研修を受講させる責務を負う。

（有効期間等）

第１０条　この覚書の有効期間は、締結日から平成３１年３月３１日までの期間とする。ただし、この覚書の有効期間満了の日の３か月前までに、甲、乙のいずれかから書面による別段の意思表示がない場合は自動的に１年間延長するものとする。以後も同様とする。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、乙に東京ＤＰＡＴ隊員として登録されたものがいないときは、第３条から第７条までの規定は適用しない。

（その他協議事項）

第１１条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、甲と乙と協議して定めるものとする。

２　本覚書について、甲、乙で協議の上、適宜必要な見直しを行う。

３　乙が東京ＤＰＡＴの編成できる要件を満たさなくなったと認めるときは、要件を満たさなくなった日から起算して１年を経過した日をもって本覚書の有効期間を終了とする。

この覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成３０年３月３０日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
　　東京都福祉保健局長　　梶　原　　洋

乙　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
　　病院経営本部長　　内　藤　　淳

（別紙１）

東京ＤＰＡＴ標準携行医薬品及び医療資器材

分類		一般名（主な商品名）	規格	数量
内服薬	催眠鎮痛剤、抗不安剤	ゾルピデム酒石酸塩（マイスリー）	5mg	30 錠
		ロラゼパム（ワイパックス）	0.5mg	30 錠
	抗てんかん剤	バルプロ酸ナトリウム（デパケン）	200mg	30 錠
	抗精神病薬	クエチアピンフマル酸塩（セロクエル）	25mg	30 錠
		リスペリドン（リスパダール内用液）	0.5mg	30 包
	抗うつ薬	フルボキサミンマレイン酸塩（ルボックス）	25 mg	30 錠
	その他	カロナール	300mg	30 錠
		PL 総合顆粒		30 包
		フェリビナクテープ（MS 冷ｼｯﾌﾟ）		30 枚
注射薬	催眠鎮痛剤、抗不安剤	ジアゼパム（セルシン注射液）	10 mg	10 本
		フェノバルビタール（フェノバール注射液）	100mg	5 本
	抗パーキンソン剤	乳酸ビペリドン（アキネトン注射液）	5mg	5 本
	精神神経用剤	ハロペリドール（セレネース注）	5mg	10 本
	呼吸促進剤	フルマゼニル（アネキセート注射液）	0.5mg	5 本
医療資器材等		シリンジ	5ml	5 本
		シリンジ	2.5ml	5 本
		注射針	23G	5 本
		翼状針	23G	5 本
		ディスポ舌圧子		30 本
		アルコール綿		適宜
		固定用絆創膏		2 個
		血圧計		2 台
		聴診器		2 個
		体温計		1 本
		パルスオキシメーター		1 個
		針捨てボックス		1 個

（別紙２）

東京ＤＰＡＴ標準関連資機材（通信機器・記録機器等）

区分	品名	数量
通信機器・記録機器等	衛星携帯電話（予備バッテリー等含む）	１台
	モバイルプリンター（ケーブル含む）	１台
	トランシーバー（充電器含む）	２台
	ライティングシート	１箱
	被災地域地図（東京都広域地図）	１冊
	プリンター用紙	500 枚
	プリンター用インク	１組
	デジタルカメラ（充電器・パソコン接続用ケーブル含む）	１台
	モバイルパソコン（ＡＣアダプター・予備バッテリー含む）	１台
	ＬＡＮケーブル	１本
	テーブルタップ	１個
	データカード・ルーター	１個
	電子記録媒体（ＵＳＢメモリースティック等）	１個
	ホワイトボードマーカー（黒、赤、青）	３本
	ノート・筆記用具等	５セット

資料第 132　全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定・実施細目（都総務局）

「①全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第５条の２及び第８条第２項第１２号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

２　前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（都道府県の役割）

第２条　都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

２　都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

（ブロック幹事県の設置等）

第３条　被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

２　複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

３　幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。

４　各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。

５　幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調

整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
6　幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）
第４条　いずれかの都道府県において、震度６弱以上が観測された地震又は大雨特別警報が発表された大雨、もしくはそれらに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進めるため、速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。
２　連絡本部は、被災県及び被災県の所属するブロックの幹事県並びに国等の関係団体から、被災情報等の収集に努めるとともに、広域応援に係る調整を行う。
３　連絡本部は、収集した被災情報等について、各都道府県に連絡を行う。
４　連絡本部の組織等必要な事項は、別に定める。

（災害対策都道府県現地連絡本部の設置等）
第５条　前条の連絡本部が設置された場合にあって、被災県での情報収集等が必要と認められる場合には、全国知事会は、被災県に情報収集要員（リエゾン）を派遣する。
２　複数の県において被害が見込まれる大規模・広域災害時にあっては、全国知事会は、情報収集要員の派遣に、危機管理・防災特別委員会委員長県及び副委員長県の協力を得る。
３　情報収集要員からの情報等に基づき、被災県において広域応援の調整が必要と見込まれるときは、全国知事会は、被災県に災害対策都道府県現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を設置する。
４　現地連絡本部は、全国知事会の情報収集要員やブロック幹事県の職員等で構成し、被災情報等の収集に努めるとともに、国や関係団体との広域応援に係る調整を行う。

（緊急広域災害対策本部の設置）
第６条　複数の都道府県において被害が見込まれる大規模・広域災害の発生時には、全国知事会は、全国知事会会長を本部長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長を副本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
２　対策本部は、第４条第１項の連絡本部の事務を引き継ぎ、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進める。
３　本部長に事故のあった場合は、副本部長がその事務を代行する。
４　対策本部の組織等必要な事項は、別に定める。

（広域応援の実施）
第７条　全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第３条第５項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。
２　全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
３　通信の途絶等により、第３条第５項の要請がなされない場合にあっても、広域応

援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第１項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

（業務の代行）
第８条　首都直下地震等により、第４条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。
２　前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

（経費の負担）
第９条　広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

２　被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
３　被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

（他の協定との関係）
第10条　この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

（訓練の実施）
第11条　全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

（その他）
第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則　この協定は、平成18年７月12日から適用する。
２　平成８年７月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成19年７月12日から適用する
２　平成18年７月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成24年５月18日から適用する。
２　平成19年７月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成30年11月９日から適用する
２　平成24年５月18日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長及び全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長並びに各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成30年11月９日

全　国　知　事　会　会　長
埼　玉　県　知　事

全国知事会　危機管理・防災特別委員会委員長
三　重　県　知　事

全国知事会　東日本大震災復興協力本部本部長
静　岡　県　知　事

北海道東北地方知事会会長
北　海　道　知　事

関東地方知事会会長
埼　玉　県　知　事

中部圏知事会会長
愛　知　県　知　事

近畿ブロック知事会会長
滋　賀　県　知　事

中国地方知事会会長
広　島　県　知　事

四国知事会常任世話人
愛　媛　県　知　事

九州地方知事会会長
大　分　県　知　事

「②全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目」

（趣旨）

第１条　この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（所属ブロック知事会の決定等）

第２条　協定第３条第２項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、次表を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック幹事県の間で協議のうえ、決定する。

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県 長野県 三重県	中部圏知事会
福井県 滋賀県	近畿ブロック知事会
鳥取県 山口県	中国地方知事会
徳島県	四国知事会

２　各ブロックの幹事県は、幹事県を定めたとき又は変更したときは、全国知事会に報告するものとする。

３　各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

（災害対策都道府県連絡本部の組織）

第３条　協定第４条第１項に定める災害対策都道府県連絡本部は、本部長である全国知事会事務総長の下、全国知事会事務局次長及び全国知事会事務局の各部長並びに公益財団法人都道府県センターの各部長により構成する。

２　その他、災害対策都道府県連絡本部の運営に必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

（緊急広域災害対策本部の組織）

第４条　協定第６条第１項に定める緊急広域災害対策本部は、本部長である全国知事会会長及び、副本部長である全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長の下、前条に定める災害対策都道府県連絡本部の構成員により構成する。

２　その他、緊急広域災害対策本部の運営に必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

（要員の派遣に要する経費の内容等）

第５条　協定第９条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

(1) 要員の派遣に要する経費については､応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。

(2) 要員が応援業務により負傷､疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要す

る経費は、応援県の負担とする。
(3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
(4) 前３号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める

（経費の請求）
第６条　協定第９条第２項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。
(1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
(2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
(3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
(4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
(5) 施設の提供については、借上料
２　前項に規定する請求は、応援県の知事から、被災県の知事に請求する。

（その他）
第７条　その他、協定及び協定実施細目の実施に関して必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則　この実施細目は、平成19年７月12日から適用する。
２　平成18年７月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。
附則　この実施細目は、平成24年５月18日から適用する。
２　平成19年７月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。
附則　この実施細目は、平成30年11月９日から適用する。
２　平成24年５月18日から適用した実施細目は、これを廃止する。

資料第 133　１都９県との震災時等の相互応援に関する協定・実施細目（都総務局）

①「震災時等の相互応援に関する協定」

（趣　旨）

第１条　この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態（以下「災害」という。）において、被災した都県（避難住民（都県以外からの避難住民を含む。）を受入れている都県を含む。以下「被災都県」という。）独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害対策基本法第５条の２、同法第８条第２項第１２号及び同法第７４条第１項の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第３条第４項及び同法第１７２条第４項の規定並びに同法第３２条第２項第６号及び同法第１８２条第１項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

（連絡窓口）

第２条　都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

２　都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　物資等の提供及びあっせん

ア　食料、飲料水及びその他の生活必需物資

イ　避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ　避難、救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

(2)　応急対策に必要な職員の派遣等

ア　避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員

イ　ヘリコプターによる情報収集等

ウ　応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

(3)　施設又は業務の提供若しくはあっせん

ア　傷病者の受入れのための医療機関

イ　被災者を一時収容するための施設

ウ　火葬場、ゴミ・し尿処理業務

工　仮設住宅用地

オ　輸送路の確保及び物資拠点施設

(4)　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

２　都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

（カバー都県・協力都県の設置）

第４条　都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県（以下「カバー都県」と

いう。）をあらかじめ定めることができる。
２　カバー都県は、被災都県を直接人的・物的に支援するほか、被災都県を応援する都県の選定及び連絡調整並びに国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災都県を補完することを主な役割とする。
３　カバー都県以外で被災しなかった都県（以下「協力都県」という。）は、被災都県又はカバー都県からの要請に基づき、被災都県の応援に協力するものとする。

（幹事都県の役割）
第５条　全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第３条第１項に規定する関東地方知事会の幹事県（以下「幹事都県」という。）は、全国協定第３条第５項の規定に掲げる役割を担うものとする。

（幹事代理都県の設置）
第６条　幹事都県が被災等によりその事務を遂行できなくなった場合、幹事都県に代わって職務を代行する都県（以下「幹事代理都県」という。）を置く。
２　幹事代理都県は、別に定める順序に従い幹事都県が指名する。

（連絡員の派遣）
第７条　災害が発生し、被災都県から連絡員の派遣の求めがあったとき、又はカバー都県が必要があると認めたときは、カバー都県は、被災都県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。
２　カバー都県は、連絡員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めるものとする。

（応援要請の方法）
第８条　応援を受けようとする都県は、次の事項について、カバー都県に対し口頭又は文書で要請を行い、応援する都県が決定した後に、応援することとなった都県に対し、文書を提出するものとする。
(1)　被害の状況
(2)　第３条第１項各号に掲げる応援の要請内容
(3)　応援の場所及び応援場所への経路
(4)　車両、航空機、船舶の派遣場所
(5)　応援の期間
(6)　要請担当責任者氏名及び連絡先
(7)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の自主出動）
第９条　カバー都県及び協力都県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援出動をすることが必要と認められるときは、第７条の規定による連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動に出動できるものとする。
２　カバー都県及び協力都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県及び他の都県に対して、出動の連絡を行うものとする。
３　カバー都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、第７条第２項に準じて、自律的活動に努めるものとする。

（応援受入れ体制）
第 10 条　都県は、災害時における他の都県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

（応援経費の負担）
第 11 条　応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。
２　応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。）支弁するものとする。
３　第７条の規定による連絡員の派遣及び被災地における情報収集活動に要した経費は、カバー都県が負担するものとする。
４　前３項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

（他の協定との関係）
第 12 条　この協定は、全国協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

（訓練の実施）
第 13 条　都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

（資料の交換）
第 14 条　都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民の保護に関する計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（連絡会議の設置）
第 15 条　都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

（その他）
第 16 条　この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則　この協定は、平成８年６月１３日から適用する。
２　昭和５２年６月１６日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成１４年３月３１日から適用する。
２　平成８年６月１３日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成１６年２月２４日から適用する。
２　平成１４年３月３１日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成２０年２月６日から適用する。
２　平成１６年２月２４日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成２５年７月３１日から適用する。
２　平成２０年２月６日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成３１年３月３１日から適用する。
２　平成２５年７月３１日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書１０通を作成し、各都県記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成３１年　３月３１日

②「震災時等の相互応援に関する協定実施細目」

（趣　旨）

第１条　この実施細目は、「震災時等の相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この実施細目において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　被災都県　　協定第１条に規定する、被災した都県をいう。

(2)　カバー都県　　協定第４条第１項に規定する、被災都県に対し直接応援をする都県をいう。

(3)　協力都県　　協定第４条第３項に規定する、必要に応じて応援を行う都県をいう。

（カバー都県）

第３条　都県を４都県で構成するグループに分割し、各グループの構成都県が被災した場合（３以上の構成都県が被災した場合を除く。）、被災しなかった他の構成都県がカバー都県となる。

２　各グループの構成都県は別表のとおりとする。

（幹事代理都県）

第４条　協定第６条第２項に規定する幹事代理都県の順序は次のとおりとする。

第１順位　副幹事都県

第２順位　座長都県

第３順位　次年度幹事都県

２　前項の用語は、次の各号に定めるところによる。
(1)　副幹事都県　　幹事都県以外のブロック構成都県のうち、最も在任期間の長い知事の都県とする。
(2)　座長都県　　「震災時等の相互応援に関する協定」連絡会議規約第３条に規定する、連絡会議の座長をいう。
３　幹事都県は、協定第６条第２項に規定する指名をしたときは、その旨を都県に連絡するものとする。

（連絡員の派遣）
第５条　カバー都県は、協定第７条に規定する連絡員を派遣したときは、その旨を派遣先の被災都県に連絡するものとする。
２　協定第７条第１項の規定にかかわらず、カバー都県は自らの都県も被災するなどして連絡員の派遣が困難と判断した場合は、他のカバー都県に対してその旨を連絡するものとする。
３　前項の連絡を受けたカバー都県は、カバー都県間又は協力都県と調整して、連絡員を派遣するものとする。

（連絡員の役割）
第６条　連絡員の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)　被災県の被害情報の収集
(2)　他のカバー都県及び協力都県への情報提供
(3)　被災県が必要とする応援の種類、数量等に係る連絡調整
(4)　前三号に定めるもののほか必要な事項

（応援要請の手続）
第７条　協定第８条前段に規定する要請を受けたカバー都県は、相互に連携し、また必要に応じて協力都県と協議し、協定第４条第２項の規定による応援する都県の選定を行い、選定内容を、被災都県に連絡するものとする。
２　前項の連絡を受けた被災都県は、協定第８条後段に規定する文書による応援要請について、様式１（応援要請書）により実際に応援をする都県に対し行うものとする。

（応援の実施）
第８条　協定第８条及び第９条に規定する応援を行う際は、応援を実施するカバー都県が応援計画を作成するものとする。カバー都県は、次の事項について電話等により、応援を要請した被災都県（以下、「要請都県」という。）に連絡調整したうえ、応援を実施するものとし、後日速やかに、様式２（応援通知書）を送付するものとする。
(1)　物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段、物資の出発予定日時及び到着予定日時

(2)　人的応援については、活動内容、人数、派遣場所、派遣の期間、派遣人員出発予定日時及び派遣人員到着予定日時
(3)　施設及び業務の提供については、受入れ施設の種別、所在地、受入れ可能人数又は数量及び受入れ可能期間
(4)　その他の応援については、応援内容及び応援の期間
(5)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　協力都県が応援を実施する場合には、前項を準用する。

（応援物資の受領通知）

第９条　要請都県は、応援要請に基づく応援物資を受領した場合には、応援した都県に対し様式３（応援物資受領書）を送付するとともに、物資受け渡し場所においては、物資搬送者に対し、様式４（応援物資受領書（現地））を交付するものとする。

（応援終了要請）

第 10 条　要請都県は、応援を受ける必要がないと判断した場合には、応援した都県に対し様式５（応援終了要請書）による応援終了の要請をすることができる。

（応援終了報告）

第 11 条　応援した都県は、応援要請に基づく応援を終了した場合又は前条に規定する応援終了の要請を受け、応援を終了した場合には、要請都県に対し様式６（応援終了報告書）により、その旨を報告するものとする。

（応援の自主出動）

第 12 条　協定第９条に規定する応援の自主出動をした場合には、第８条から第 11 条の規定を準用する。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第 13 条　協定第 11 条に規定する費用のうち、応援職員の派遣に係るものについては、次のとおり定めるものとする。
(1)　要請都県が負担する費用の額は、応援した都県が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
(2)　応援職員が応援業務により負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援した都県の負担とする。
(3)　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請都県が、要請都県への往復の途中において生じたものについては応援した都県が賠償責任を負う。

（資料の交換）

第 14 条　協定第 14 条に規定する資料は、次のとおりとする。

(1)　地域防災計画
(2)　協定第２条に規定する連絡担当部署
(3)　協定第 10 条に規定する施設、場所
(4)　備蓄物資、資機材、車両、船舶、航空機等の保有状況及び調達体制
(5)　陸上輸送基地、海上輸送基地、航空輸送基地、水上輸送基地及び緊急輸送路等の状況
(6)　都県の支援できる項目
(7)　その他必要な資料

（連絡会議の開催）
第 15 条　協定第 15 条に規定する連絡会議は、各都県持ち回りにより、毎年度当初及び必要に応じて随時開催するものとする。
２　連絡会議においては、次のような事項について協議及び情報交換を行う。
(1)　応援体制
(2)　各都県の備蓄体制
(3)　各都県の医療機関、社会福祉施設及びゴミ、し尿処理施設等の受入れ体制
(4)　その他必要な資料

（活動マニュアルの見直し）
第 16 条　都県は、相互応援体制の運用を円滑に行うことを目的として作成した活動マニュアルに、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

付　則
この実施細目は、平成８年９月１日から施行する。

付　則
この実施細目の改正は、平成１０年５月１日から施行する。

付　則
この実施細目の改正は、平成１２年２月３日から施行する。

付　則
この実施細目の改正は、平成１４年３月３１日から施行する。

付　則
この実施細目の改正は、平成１６年２月２４日から施行する。

付　則

この実施細目の改正は、平成２５年７月３１日から施行する。

付　則

この実施細目の改正は、平成３１年３月３１日から施行する。

別表

カバー都県

	グループ構成都県
第１グループ	茨城県、栃木県、群馬県、長野県
第２グループ	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
第３グループ	神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

※　神奈川県、長野県は２つのグループに属するため、それぞれが被災都県となった場合のカバーグループは別に定める。

資料第 134　九都県市災害時相互応援等に関する協定・実施細目（都総務局）

①「九都県市災害時相互応援等に関する協定」

制　　定　平成２２年４月１日
一部改正　平成２６年２月１３日

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「九都県市」という。）は、九都県市域において災害等が発生し被災都県市だけでは十分な応急措置ができない場合及び九都県市域外において災害等が発生し応援の必要がある場合において、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援するため、次のとおり協定を締結する。

（災害等の定義）

第１条　この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

⑴ 災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害

⑵ 不法行為に起因する大規模被害その他九都県市が必要と認める事象

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴ 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣

ア　食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん

イ　被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん

ウ　情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあっせん

エ　救助、応急復旧等に必要な人員の派遣

⑵ 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん

⑶ 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん

⑷ 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん

⑸ 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん

⑹ 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開その他の都県市境付近における必要な措置

⑺ 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援の要請）

第３条　被災都県市が応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行う。

（応援の自主出動）

第４条　災害等の発生により、被災都県市との連絡が取れない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

２　前項に規定する自主的な判断に基づく出動（以下「自主出動」という。）をした都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。

３　自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

（応援調整都県市の設置）

第５条　九都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。この場合において、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

２　被災都県市と応援都県市との連絡調整は、原則として、前項に規定する応援調整都県市を経由して行う。

（現地連絡本部の設置）

第６条　前条第１項に規定する応援調整都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要した経費は、原則として、第３条の規定による応援の要請をした都県市の負担とする。ただし、第４条第１項の規定による応援に要した経費の負担は、九都県市で別途協議する。

（平常時からの取組）

第８条　九都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

(1) 応援受入体制の整備

他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受け入れるための場所又は施設を定める。

(2) 通信体制の整備

複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。

(3) 情報の共有

協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。

(4) 訓練の実施

この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(5) その他

前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（九都県市域外への応援）

第９条　九都県市域外において大規模な災害等が発生し、甚大な被害が想定される場合は、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体への応援を行う。

２　前項に規定する応援の内容等については、第２条から第７条までの規定に準じて、被災した自治体の状況、要請等を考慮し、九都県市が協議して定める。

（協定に関する協議）

第１０条　この協定に関し必要な事項は、九都県市防災・危機管理対策委員会において協議する。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項は、九都県市が協議して定める。

附　則

（実施期日）

この協定は、平成２２年４月１日から実施する。

附　則（平成２６年２月１３日一部改正）

（実施期日）

この協定は、平成２６年２月１３日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書９通を作成し、各都県市は記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年２月１３日

埼玉県知事　　上　田　清　司

千葉県知事　　森　田　健　作

東京都知事　　舛　添　要　一

神奈川県知事	黒　岩　祐　治
横浜市長	林　　文　子
川崎市長	福　田　紀　彦
千葉市長	熊　谷　俊　人
さいたま市長	清　水　勇　人
相模原市長	加　山　俊　夫

②「九都県市災害時相互応援等に関する協定実施細目」

（趣旨）

第1条　この実施細目は、九都県市災害時相互応援等に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（応援調整都県市の設置）

第2条　協定第5条に規定する応援調整都県市は、別表のとおりとする。

2　災害の規模により、応援調整都県市による調整が困難なときは、九都県市共同運営による応援調整本部を設置し、当該応援調整本部が応援調整都県市の役割を担うものとする。

（応援要請の手続）

第3条　被災都県市は、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で、応援調整都県市を経由し、応援を要請する。

ただし、その内容は応援要請の時点で判別しているもので差し支えない。

(1) 被害の概要

(2) 物資等の提供及びあっせんに関する応援（以下「物的応援」という。）を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等

(3) 人員の派遣に関する応援（以下「人的応援」という。）を要請するときは、活動内容、要請人数・場所・期間等

(4) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等

(5) 前各号に定めるもののほか必要な事項

2　被災都県市は、応援要請をしたときは、できる限り速やかに応援要請書（様式1）を応援調整都県市に送付する。

（応援実施の手続）

第4条　応援都県市は、応援を行う事項について応援計画を作成する。

2　応援都県市は、次の事項についての応援計画を応援調整都県市に連絡した上、応援を実施する。また、応援調整都県市は、被災した自治体との連絡が可能なときは、応援内容についての連絡調整を行う。

(1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等

(2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数・場所・期間等

(3) その他の応援をするときは、応援の内容、場所・期間等

(4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

3　応援都県市は、速やかに応援通知書（様式2）を応援調整都県市及び被災した自治体に送付する。

（応援物資の受領通知）

第5条　被災都県市は、物的応援通知書（様式2－1）に基づく物資等を受領したときは、応援

調整都県市を経由し、応援都県市に応援物資等受領書（様式3）を送付する。

（応援終了の報告）

第6条　応援都県市は、応援を終了したときは、応援調整都県市を経由し、被災した自治体に応援終了報告書（様式4）を送付する。

（連絡担当部局の設置）

第7条　各都県市は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を他の都県市に周知する。

（応援職員の派遣に要した経費負担等）

第8条　協定第7条の規定において、職員の派遣に要した経費の負担については、次のとおり定める。ただし、同条ただし書に係るものについてはこの限りでない。

(1) 被災都県市が負担する経費の額は、応援都県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、応援都県市の負担とする。

(3) 応援職員が業務上第3者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災都県市が、被災都県市への往復の途中において生じたものについては応援都県市が賠償責任を負う。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災都県市及び応援都県市が協議して定める。

（九都県市域外への応援）

第９条　都県市域外において大規模な災害や事故（以下、「大規模災害」という。）が発生し、甚大な被害が想定される場合は、第2条の規定により設置される応援調整都県市が中心となり、その他の都県市と連携のうえ、災害に関する情報収集及び情報共有を図る。

2　応援調整都県市は、前項により把握した被災状況に応じて、その他の都県市に対して被災した自治体への応援の実施を通知する。

3　第1項に規定する大規模災害の判断基準は次の各号のとおりとする。

(1) 複数の道府県において観測された震度6弱以上の地震による災害

(2) 複数の道府県において特別警報が発表された大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震による災害

(3) 前2号に定めるもののほか、複数の道府県にまたがる広域的な地域で発生した大規模事故その他の事象

4　第1項の規定により被災した自治体への応援に係る通知を受けた都県市は、協力して被災した自治体への応援を行うものとする。ただし、自らの域内も同時に被災する等、他地域への応援を行うことが困難である場合は、この限りではない。

5　前項の規定により応援を行う場合、応援調整都県市は、必要に応じて応援都県市と協力して先遣隊を組織し、被災地域へ派遣することができる。

6　前項までの規定に基づく応援は、応援調整都県市を調整窓口としたカウンターパート方式によることを原則とする。
7　前項の規定による応援調整については、協定第5条第2項にかかわらず、応援都県市がカウンターパートとなる被災自治体と直接に調整する。

附　則

この実施細目は、平成２２年４月１日から実施する。

附　則（平成26年2月13日一部改正）

（実施期日）

この協定は、平成26年2月13日から実施する。

別表

第2条に規定する応援調整都県市は、次のとおりとする。

	応援調整都県市		
被災都県市	第1順位	第2順位	第3順位
埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都
千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市
東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市
神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市
九都県市域外の自治体	「地震防災・危機管理対策部会に関する申合せ事項」による同部会座長（事務局）都県市		

※ 応援調整都県市で、「神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市」「千葉県・千葉市」「埼玉県・さいたま市」の順位は、それぞれ上に記載してある県市を優先とする。

※ 被災地域が、「千葉市以外の千葉県」の場合は、応援調整都県市として千葉市を優先し、同じく「横浜市、川崎市及び相模原市以外の神奈川県」の場合は、横浜市、川崎市及び相模原市を優先し、「さいたま市以外の埼玉県」の場合は、さいたま市を優先する。

※ 被災地域が九都県市域外の場合で、応援調整都県市による調整が困難なときは、第2条第2項に準じて応援調整本部を設置する。

資料第 135　関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定（都総務局）

（目的）

第１条　この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び九都県市（以下「乙」という。）を構成するいずれかの都府県市（以下「構成都府県市」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成都府県市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織の構成都府県市の応援を受けることにより、被災した構成都府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）九都県市　埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市をいう。

（２）災害等　次に掲げる事象をいう。

イ　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害

ロ　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第１条に規定する武力攻撃事態等及び同法第２５条第１項に規定する緊急対処事態

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、構成都府県市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（３）連合組織　甲又は乙のそれぞれをいう。

（４）被災連合組織　甲又は乙のうち、災害等により被災した構成都府県市の属する連合組織をいう。

（５）災害対策等　災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）職員の派遣

（２）食料、飲料水及び生活必需品の提供

（３）資機材の提供

（４）避難者及び傷病者の受入れ

（５）車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保

（６）医療支援

（７）その他被災した構成都府県市が要請した措置

（応援の要請）

第４条　被災した構成都府県市は、当該被災した構成都府県市単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに被災連合組織に対し、応援を要請する。

２　前項の被災連合組織は、自らの構成都府県市のみでは被災した構成都府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織に対し応援を要請する。

３　前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

（１）被害の状況

（２）要請する応援の内容

（３）応援を要請する構成都府県市及び当該構成都府県市が指示する場所までの経路

（４）その他留意すべき事項

４　被災連合組織は、第２項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

（応援の実施）

第５条　前条第２項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成都府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。

２　前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成都府県市に対し、被災連合組織の構成都府県市のうち応援の対象とする構成都府県市（以下「対象都府県市」という。）を割り当てて行うものとする。

３　前項の規定により対象都府県市を割り当てられた構成都府県市（以下「応援都府県市」という。）は、当該対象都府県市を応援するものとする。

４　応援都府県市は、対象都府県市のほか、他の対象都府県市を割り当てられた応援都府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援都府県市が応援する対象都府県市についても応援するよう努めるものとする。

５　前項の規定による応援は、前条第２項に規定する要請に基づく第２項の規定による対象都府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

（応援の自主出動）

第６条　災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成都府県市を応援することが困難である場合を除き、第４条第２項の要請があったものとみなして、被災連合組織を応援するものとする。

２　前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成都府県市に対象都府県市を割り当てて行うものとする。

３　前項の規定により対象都府県市を割り当てられた応援都府県市は、必要に応じて職員を当該対象都府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

（応援経費の負担）

第７条　この協定に基づき応援都府県市が行う応援に要した経費は、原則として対象都府県市が負担するものとする。ただし、前条第３項の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援都府県市が負担するものとする。

２　前項の対象都府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象都府県市から要請があったときは、応援都府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

（平常時の協力）

第８条　甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

（１）防災組織体制等に関する情報交換

（２）情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施

（３）その他防災に関する業務

（事務局）

第９条　甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

２　前項の事務局は、甲乙間及びそれぞれの連合組織における協定の運用に係る調整に当たる。

３　甲の事務局は、関西広域連合広域防災局とする。

４　乙の事務局は、九都県市地震防災・危機管理対策部会事務局とする。

（他の協定との関係）

第 10 条　この協定は、甲及び乙並びにその構成都府県市が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 10 通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２６年３月６日

関西広域連合
広域連合長　　井　戸　敏　三

神奈川県知事　　黒　岩　祐　治

埼玉県知事　　上　田　清　司

千葉県知事　　森　田　健　作

東京都知事　　舛　添　要　一

横浜市長　　林　　文　子

川崎市長　　福　田　紀　彦

千葉市長　　熊　谷　俊　人

さいたま市長　　清　水　勇　人

相模原市長　　加　山　俊　夫

資料第 136　21 大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目（都総務局）

①「21 大都市災害時相互応援に関する協定」

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供

⑶　救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供

⑷　救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣

⑸　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第２条　応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

⑶　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

⑷　応援場所及び応援場所への経路

⑸　応援の期間

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第３条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

２　被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。

３　自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。

４　自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第４条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

２　前条第２項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。

３　応援要請都市が、第１項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第５条　大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第６条　大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第８条　この協定を証するため、本協定書２１通を作成し、各都市は記名押印の上、各１通を保有する。

附　則

１　この協定は、昭和６１年１０月２３日から効力を生ずる。

２　次に掲げる覚書は、廃止する。
（１）大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書　（昭和３５年５月１３日締結）
（２）東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和５０年６月６日締結）

附　則
１　この協定は、平成２年２月２２日から効力を生ずる。
２　「１１大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則
１　この協定は、平成５年１月２６日から効力を生ずる。
２　「１２大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則
１　この協定は、平成９年３月３１日から効力を生ずる。

附　則
１　この協定は、平成１５年４月１日から効力を生ずる。
２　「１３大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則
１　この協定は、平成１７年４月１日から効力を生ずる。
２　「１４大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則
１　この協定は、平成１８年４月１日から効力を生ずる。
２　「１５大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則
１　この協定は、平成１９年４月１日から効力を生ずる。
２　「１６大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則
１　この協定は、平成２１年４月１日から効力を生ずる。
２　「１８大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則
１　この協定は、平成２２年４月１日から効力を生ずる。
２　「１９大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則
１　この協定は、平成２４年４月１日から効力を生じる。
２　「２０大都市災害時相互応援に関する協定は」は、廃止する。

札幌市長　上田　文雄
仙台市長　奥山　恵美子
さいたま市長　清水　勇人
千葉市長　　熊谷　俊人
東京都知事　石原　慎太郎
川崎市長　阿部　孝夫
横浜市長　林　文子
相模原市長　加山　俊夫
新潟市長　篠田　昭
静岡市長　田辺　信宏
浜松市長　鈴木　康友
名古屋市長　河村　たかし
京都市長　門川　大作
大阪市長　橋下　徹
堺市長　竹山　修身
神戸市長　矢田　立郎
岡山市長　髙谷　茂男
広島市長　松井　一實
北九州市長　北橋　健治
福岡市長　髙島　宗一郎
熊本市長　幸山　政史

②「21大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」

（趣旨）
第１条　この実施細目は、２１大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第７条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。
第２条

（連絡担当部局）
第２条　協定第５条により大都市は、相互応援のための連絡担当局部課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。
（応援職員の派遣に要する経費負担等）
第３条　協定第４条第１項に定める経費のうち、協定第１条第４号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。
⑴　応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
⑵　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
⑶　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。
⑷　前３号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。
２　応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
３　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
４　応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。
（救援物資等の経費の支払方法）
第４条　応援都市は、協定第４条第３項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。
⑴　備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
⑵　車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
２　前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。
３　前２項の規定により難いときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。
（幹事都市）
第５条　協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表１に掲げる輪番により１会計年度の間これに当たるものとする。
２　幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。
３　前２項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。
（幹事都市の所掌事務）
第６条　幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。
⑴　協定第５条に定める連絡担当部局の大都市への周知
⑵　協定第６条に定める大都市相互の資料の交換の促進
⑶　協定第７条の定めによる大都市が協議する必要が生じた場合における会議の開催又は文書による調整
⑷　防災に関する大都市間の会議の開催等
⑸　応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知
⑹　被災都市から要請のあった事項
（応援都市）
第７条　応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。
２　応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。
（会議及び訓練の実施）
第８条　大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。

２　「１１大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附　則

１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。

２　「１２大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附　則

１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。

２　「１３大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附　則

１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。

２　「１４大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附　則

１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。

２　「１５大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附　則

１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。

２　「１６大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附　則

１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。

２　「１８大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附　則

１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。

２　「１９大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附　則

１　この実施細目は、協定の発行日から適用する。

２　「２０大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表１（第５条関係）

順	都市名	順	都市名
1	静岡市	12	浜松市
2	福岡市	13	岡山市
3	堺市	14	相模原市
4	東京都	15	熊本市
5	大阪市	16	仙台市
6	川崎市	17	神戸市
7	京都市	18	さいたま市
8	横浜市	19	広島市
9	名古屋市	20	千葉市
10	新潟市	21	札幌市
11	北九州市		

順は、平成２４年度を１とする。

資料第 137　全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定・実施細目

（都中央卸売市場）

①「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」

（目的）

第１条　この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する中央卸売市場を開設する都市で次に掲げる災害が発生し、災害を受けた都市（ 以下「被災都市」という。）の中央卸売市場開設者（以下「甲」という。）が独自では生鮮食料品を被災都市の住民に十分供給できない場合において、災害を受けていない都市の中央卸売市場開設者（以下「乙」という。）が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災都市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（１）　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害

（２）　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害

（３）　その他災害で、被災都市への応援が必要とされる場合

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）　被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供

（２）　被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送

２　前項に定める応援のほか、次に掲げる応援の実現に努めることとする。

（１）　被災都市の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等のあっせん又は提供

（２）　前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

（応援要請と情報収集）

第３条　甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第７条に定める連絡担当部局を通じ、電話、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１項第１号に掲げる応援を要請する場合においては、その品名及び数量

（３）　前条第１項第２号に掲げる応援を要請する場合においては、被害の状況に応じた有効な搬送手段

（４）　前条第２項第１号に掲げる応援を要請する場合においては、資機材、物資等の品名、数量等

（５）　応援を要する中央卸売市場の特定及び当該市場への経路

（６）　応援の期間

（７）　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

２　前項の規定に関わらず、乙は円滑な相互応援の実施に資するため、甲の被害の状況、交通状況等に関する情報収集に努めるものとする。

（協定の遵守）

第４条　乙は、極力要請に応じ、その応援活動に努めるものとする。

（生鮮食料品の応援供給の方法）

第５条　乙は、第２条第１項第１号及び第２号に掲げる応援の要請を受けた場合においては、甲との連絡調整のもと、それぞれが開設する中央卸売市場の事業者間による応援供給の実現に努める。ただし、特別な事由により開設者自らが応援供給の相手方となることを妨げない。

（応援経費の負担）

第６条　第２条第１項第１号及び第２号に掲げる応援に要した経費は、当該事業者間の決済により精算するものとする。ただし、特別な事由により甲が負担すること、または甲と乙による決済で精算することを妨げない。

２　第２条第２項第１号及び第２号に掲げる応援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、乙の自主的な応援に伴う経費は、乙の負担とする。

（連絡担当部局）

第７条　この協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当部局をあらかじめ定め、災害が発生した時は、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項は別に定める。また、この協定に定めない事項は、この協定を締結する中央卸売市場の開設者が協議して決定する。

（協定の効力）

第９条　この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する会員都市を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

上記協定締結の証として本協定書を作成し、全国中央卸売市場協会会長及び各支部の支部長が記名押印し、全国中央卸売市場協会で保有するとともに、各中央卸売市場の開設者に対しその写しを交付するものとする。

附　則

この協定は、平成２４年９月１日から効力を生ずる。

平成２０年９月１日に締結された協定は、これを廃止する。

平２４年９月１日

全国中央卸売市場協会	会　長	塚本 直之
全国中央卸売市場協会北海道・東北支部	支部長	元木　朗
全国中央卸売市場協会関東支部	支部長	塚本 直之
全国中央卸売市場協会東海・北陸支部	支部長	千田 博之
全国中央卸売市場協会近畿支部	支部長	小倉 健宏
全国中央卸売市場協会中国・四国支部	支部長	中川 剛彦
全国中央卸売市場協会九州支部	支部長	戸越　剛

②「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定実施細目」

（目的）

第１条　この実施細目は、全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定（ 以下「協定」という。）の実施に必要な事項を定める。

（連絡担当部局）

第２条　協定第７条により協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当局部課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項を本部事務局に報告する。

（支部の連絡調整体制）

第３条　被災都市の中央卸売市場開設者（以下、「甲」という。）は協定第３条に定める事項について、原則として甲が属する支部事務局（支部長選出都市）に連絡する。但し、甲が支部事務局を設置する都市である場合は、副支部長都市が代わって対応する。

２　甲が属する支部事務局は情報連絡総括としての役割を担い、支部内における応援の協議、調整及び情報提供等を行うこととする。また、本部事務局への情報提供等も原則として支部事務局が一括して行うこととする。

（本部及び他支部の連絡調整体制）

第４条　他支部への情報提供及び広域応援要請は、原則として本部事務局が担当する。また農林水産省との連絡調整についても本部事務局が対応する。但し、甲が本部事務局を設置する都市である場合は、副会長都市が代わって対応する。

２　広域応援要請における都市間の協議及び調整等は各支部事務局が中心となり行うこととする。また支部間における全体調整等は本部事務局が行う。

（その他連絡調整）

第５条　第３条及び第４条に定めるもののほか、必要な連絡調整等については甲が属する支部事務局と本部事務局が協議の上、速やかに対応することとする。

附　則

この実施細目は、協定の発効日から適用する。

平成２０年９月１日付の実施細目は、これを廃止する。

平成２４年９月１日

資料第138　１９大都市水道局災害相互応援に関する覚書（都水道局）

①「１９大都市水道局災害相互応援に関する覚書」

大都市水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、水道事業に関し、大都市において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて相互に応援するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、大都市間で締結した２１大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づく飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供その他の事項について、この覚書を作成する。

（災害）

第１条　この覚書において「災害」とは、協定に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

（連絡担当部課）

第２条　大都市は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第３条　災害を受け他の大都市の応援を要請しようとする大都市（以下「応援要請都市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、別に定める応援要請手続きにより、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた大都市（以下「応援都市」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

２　応援の要請は、応援要請都市が口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに応援都市に文書を送付するものとする。

（応援本部の設置）

第４条　応援都市は、応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、都道府県、社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）その他の関係機関と協議のうえ、応援に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができるものとする。

２　前項の規定により応援本部を設置した場合、応援都市は、応援本部員を派遣し、応援要請都市の依頼に基づき円滑な応援の実施に努めるものとする。

３　応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、応援要請都市の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として応援要請都市が負担するものとする。

２　法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。

３　応援都市の職員の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。

４　応援都市の職員とともに応援に従事する管工事業者等（以下「業者等」という。）の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。

５　応援都市は、応援要請都市が第１項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。

６　前５項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

（防災関係物資等の調査結果の交換）

第６条　大都市は災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。

２　大都市は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。

３　大都市は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。

（施設管理等に関する情報の交換）

第７条　大都市は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。

２　大都市は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

（災害防止方策の調査研究）

第８条　大都市は、災害防止方策について調査研究し、その結果及び参考となる資料を相互に交換するものとする。

（実施細目）

第９条　この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

（協議）

第１０条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附　則

（適用）

１　この覚書は、平成２５年　３月３１日から適用する。

（１８大都市水道局災害相互応援に関する覚書の廃止）

２　１８大都市水道局災害相互応援に関する覚書（平成２２年３月３１日締結）は、廃止する。

この覚書の成立を証するため本書１９通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２５年　３月３１日

札幌市水道事業管理者　　北　野　靖　尋

仙台市水道事業管理者　　山　内　　晃

さいたま市水道事業管理者　　渡　辺　　收

東京都公営企業管理者　　増　子　　敦

川崎市上下水道事業管理者　　平　岡　陽　一

横浜市水道事業管理者　　土　井　一　成

新潟市水道事業管理者　　元　井　悦　朗

静岡市公営企業管理者　　関　　清　司

浜松市水道事業及び下水道事業管理者　鈴　木　　勲

名古屋市水道事業・工業用水道事業
及び下水道事業管理者　　長谷川　和　司

京都市公営企業管理者　　水　田　雅　博

大阪市水道事業管理者　　井　上　裕　之

堺市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局理事　　木　田　義　和

神戸市水道事業管理者　　横　山　公　一

岡山市水道事業管理者　　酒　井　五津男

広島市水道事業管理者　　宮　本　　晃

北九州市水道事業・工業用水道事業
・下水道事業管理者　　吉　田　一　彦

福岡市水道事業管理者　　尾　原　光　信

熊本市上下水道事業管理者　　宮　原　國　臣

②「１９大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目」

（趣旨）

第１条　この実施細目は、１９大都市水道局災害相互応援に関する覚書(平成２５年３月３１日締結。以下「覚書」という。)第９条の規定に基づき、覚書の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この実施細目で使用する用語は、覚書で使用する用語の例による。

（幹事都市）

第３条　覚書の円滑な実施を図るため、覚書幹事都市を別表1のとおり、応援幹事都市を別表２のとおりそれぞれ定めるものとする。

２　覚書幹事都市は、平常時における大都市間の情報交換及び連絡調整業務を行う。

３　応援幹事都市は、災害時において次の各号に掲げる業務を行う。

⑴被災した大都市の状況把握

⑵応援要請に関する連絡調整

⑶国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関との連絡調整

４　覚書幹事都市の任期は、毎年４月１日から翌年の３月３１日までとする。

（被害状況の早期把握等）

第４条　応援幹事都市は、災害の発生後、被災した大都市の状況把握に努めるものとする。この場合において情報通信手段が途絶したときは、応援幹事都市は、必要に応じて、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と調整のうえ、直ちに現地に出動できるものとする。

２　前項後段の規定により現地に出動した応援幹事都市は、被害状況の早期把握に努めるとともに、被災した大都市から口頭による応援の要請を受けることができるものとする。

３　大都市は、地震発生時の応援要請に基づく迅速な応援を可能とするため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を別表３のとおり定めるものとする。

４　大都市は、地域防災計画の見直しその他の事由により、前項に規定する体制及びその設置基準の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

（連絡担当部課に関する情報の交換）

第５条　覚書第２条の連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者に関する情報の交換は、様式１（以下「連絡表」という。）により毎年６月末日までに行うものとする。

２　大都市は、連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

（応援要請の手続）

第６条　被災した大都市の応援要請は、応援幹事都市に対して行うものとする。

２　応援の要請を受けた応援幹事都市は、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と調整を図ったうえで､応援要請都市に代って他の大都市へ速やかに応援の要請を伝達するものとする。

３　応援の要請を受けた大都市は､応援幹事都市と調整を図ったうえで現地に出動するものとする。

（応援都市の職員等）

第７条　応援要請都市は､必要とする応援都市の職員及び業者等の派遣を要請するものとする。

２　応援要請都市は､応援都市の職員及び業者等に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

３　応援都市の職員及び業者等は、食料、被服、資金、装備その他の災害時必要物資等を携行するものとする。

４　応援都市の職員及び業者等は､応援都市の都市名を表示する腕章その他の標識を着け、その身分を明らかにするものとする。

（連絡調整責任者の通知）

第８条　応援要請都市は、災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、情報連絡を一元化するため、速やかに連絡調整責任者を定め、応援幹事都市へ通知するものとする。

（応援本部の業務等）

第９条　応援本部は､応援要請都市の依頼に基づき次の各号に掲げる業務を行うものとする。

⑴応援要請都市との情報交換及び連絡調整

⑵国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関との情報交換及び連絡調整

⑶応援都市の職員及び業者等に対する宿舎のあっせんその他の便宜の供与

⑷応援都市との作業分担の調整

⑸その他応援に必要な業務

２　前項各号に掲げる業務の総括は、応援幹事都市が行うものとする。

３　応援本部員は、覚書第４条第３項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部の協力要請があったときは、これに極力応じるものとする。

（応援都市の職員の派遣に要する経費の負担）

第１０条　覚書第５条第３項に定める応援要請都市が負担する額は､応援都市の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該応援都市の職員の旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内とする。

２　応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
３　応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては、応援都市が、それぞれその賠償の責に任ずるものとする。
４　前３項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

（業者等に要する経費の負担）
第１１条　覚書第５条第４項に定める応援要請都市が負担する額は、応援都市の算定基準によるものとする。
２　前項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

（応援経費の繰替支弁）
第１２条　応援都市は、覚書第５条第５項の規定により応援経費を一時繰替支弁した場合は、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。
⑴物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
⑵車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
⑶機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
２　前項に定める応援要請都市への請求は、関係書類を添付した応援都市からの請求書により、行うものとする。
３　前２項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

（防災関係物資等の情報交換）
第１３条　防災関係物資等の調査は、次の各号に掲げる様式により行うものとする。
⑴防災関係物資等の備蓄及び整備の状況については、様式２
⑵災害発生直後に応援に従事できる職員については、様式３
２　前項に規定する防災関係物資等の調査の結果は、毎年６月末日までに交換するものとする。
３　大都市は、調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

（物資等の規格統一）
第１４条　防災関係物資等については、必要に応じて規格の統一化に努めるとともに、これらの備蓄及び整備については、それぞれ十分な配慮を行うものとする。

（施設管理情報の交換）

第１５条　覚書第７条第１項に規定する防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報の交換は、次の各号に掲げるものを対象とする。

⑴水道施設位置図(浄･配水場、工事事務所、営業所等)

⑵応急給水予定場所を表示した図面

⑶使用資機材の規格

⑷その他必要な図書

２　大都市は、前項各号に掲げるもののほか、必要に応じて、浄･配水場の図面及び取･導･送･配水管路図面を応援幹事都市に提供するものとする。

（受入マニュアルの作成等）

第１６条　覚書第７条第２項に規定する応援の受入れに関するマニュアル(以下「マニュアル」という。)に定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴応援都市の職員及び業者等の集結場所

⑵応急給水場所及び給水方法

⑶応急復旧方法

⑷応援時に必要となる携行品

⑸その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

２　大都市は、地域防災計画の見直しその他の事由により、マニュアルの内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

（調査研究書の交換）

第１７条　覚書第８条に規定する災害防止方策についての調査研究の結果及び参考となる資料は、毎年６月末日までに交換するものとする。

（協議）

第１８条　この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附　則

（適用）

１　この実施細目は、平成２５年　３月３１日から適用する。

（１８大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目の廃止）

２　１８大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目（平成２２年３月３１日締結）は廃止する。

この実施細目の成立を証するため本書１９通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２５年　３月３１日

札幌市水道事業管理者　　北　野　靖　尋

仙台市水道事業管理者　　山　内　　晃

さいたま市水道事業管理者　　渡　辺　　收

東京都公営企業管理者　　増　子　　敦

川崎市上下水道事業管理者　　平　岡　陽　一

横浜市水道事業管理者　　土　井　一　成

新潟市水道事業管理者　　元　井　悦　朗

静岡市公営企業管理者　　関　　清　司

浜松市水道事業及び下水道事業管理者　鈴　木　　勲

名古屋市水道事業・工業用水道事業
及び下水道事業管理者　　長谷川　和　司

京都市公営企業管理者　　水　田　雅　博

大阪市水道事業管理者　　井　上　裕　之

堺市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局理事　　木　田　義　和

神戸市水道事業管理者　　横　山　公　一

岡山市水道事業管理者　　酒　井　五津男

広島市水道事業管理者　　宮　本　　晃

北九州市水道事業・工業用水道事業
・下水道事業管理者　　吉　田　一　彦

福岡市水道事業管理者　　尾　原　光　信

熊本市上下水道事業管理者　　宮　原　國　臣

別表１（第３条関係）

年度	覚書幹事都市
平成２４年度	仙台市
平成２５年度	さいたま市
平成２６年度	東京都
平成２７年度	川崎市
平成２８年度	横浜市
平成２９年度	新潟市
平成３０年度	静岡市
平成３１年度	浜松市
平成３２年度	名古屋市
平成３３年度	京都市
平成３４年度	大阪市
平成３５年度	堺市
平成３６年度	岡山市
平成３７年度	広島市
平成３８年度	神戸市
平成３９年度	熊本市
平成４０年度	北九州市
平成４１年度	福岡市
平成４２年度	札幌市

注　平成４３年度以降の覚書幹事都市は、上の順序に従って各大都市が担当するものとする。

別表２（第３条関係）

大都市	応援幹事都市	
	第１順位	第２順位
札幌市	仙台市	川崎市
仙台市	札幌市	東京都
さいたま市	新潟市	浜松市
東京都	横浜市	仙台市
川崎市	静岡市	札幌市
横浜市	東京都	名古屋市
新潟市	さいたま市	静岡市
静岡市	川崎市	神戸市
浜松市	堺市	さいたま市
名古屋市	京都市	横浜市
京都市	名古屋市	北九州市
大阪市	神戸市	福岡市
堺市	浜松市	岡山市
神戸市	大阪市	新潟市
岡山市	広島市	堺市
広島市	岡山市	熊本市
北九州市	熊本市	京都市
福岡市	北九州市	大阪市
熊本市	福岡市	広島市

注　第１順位の大都市も被災し、応援幹事都市としての業務に支障が生じた場合、第２順位の大都市が第１順位の大都市に代わり応援幹事都市の業務を遂行する。

別表３（第４条関係）

応援する大都市の体制 ／ 被災した大都市	注意体制	警戒体制	非常体制
	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行できる体制とする。	情報収集及び連絡活動を行うとともに、応援幹事都市の調整に基づき、出動できる体制作りを行う。	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、応援幹事都市の調整に基づき、被災都市に向けて直ちに出動できる体制とする。
札幌市	震度５弱の地震が発生したとき	震度５強の地震が発生したとき	震度６弱以上の地震が発生したとき
仙台市	震度５弱の地震が発生したとき	震度５強の地震が発生したとき	震度６弱以上の地震が発生したとき
さいたま市	震度５弱の地震が発生したとき	震度５強の地震が発生したとき	震度６弱以上の地震が発生したとき
東京都	震度５弱の地震が発生したとき	震度５強の地震が発生したとき	震度６弱以上の地震が発生したとき
川崎市	震度５弱の地震が発生したとき	震度５強の地震が発生したとき	震度６弱以上の地震が発生したとき
横浜市	震度５弱の地震が発生したとき	震度５強の地震が発生したとき	震度６弱以上の地震が発生したとき
新潟市	震度５弱の地震が発生したとき	震度５強の地震が発生したとき	震度６弱以上の地震が発生したとき
静岡市	震度５弱の地震が発生したとき	震度５強の地震が発生したとき	震度６弱以上の地震が発生したとき
浜松市	震度５弱の地震が発生したとき	震度５強の地震が発生したとき	震度６弱以上の地震が発生したとき
名古屋市	震度５弱の地震が発生したとき	震度５強の地震が発生したとき	震度６弱以上の地震が発生したとき
京都市	震度４の地震が発生したとき	震度５弱・強の地震が発生したとき	震度６弱以上の地震が発生したとき
大阪市	震度５弱の地震が発生したとき	震度５強の地震が発生したとき	震度６弱以上の地震が発生したとき
堺市	震度５弱の地震が発生したとき	震度５強の地震が発生したとき	震度６弱以上の地震が発生したとき
神戸市	震度５弱の地震が発生したとき	震度５強の地震が発生したとき	震度６弱以上の地震が発生したとき
岡山市	震度５弱の地震が発生したとき	震度５強の地震が発生したとき	震度６弱以上の地震が発生したとき
広島市	震度５弱の地震が発生したとき	震度５強の地震が発生したとき	震度６弱以上の地震が発生したとき
北九州市	震度５弱の地震が発生したとき	震度５強の地震が発生したとき	震度６弱以上の地震が発生したとき
福岡市	震度５弱の地震が発生したとき	震度５強の地震が発生したとき	震度６弱以上の地震が発生したとき
熊本市	震度５弱の地震が発生したとき	震度５強の地震が発生したとき	震度６弱以上の地震が発生したとき

様式１（第５条関係）（Ａ４）

災 害 時 連 絡 表

○ ○ ○ 水 道 局

連 絡 担 当 部 課 名	部　　課　　係	
連 絡 担 当 責 任 者 名	課長	
	TEL　（　　）	FAX　（　　）
連絡担当責任者補助者名	課　　係	
	TEL　（　　）	FAX　（　　）

補 職 名	氏　　名	電　　話
水道事業管理者		昼間電話　（　　）
総 務 担 当 部 長		昼間電話　（　　） 夜間電話　（　　）
総 務 担 当 課 長		昼間電話　（　　） 夜間電話　（　　）
総 務 担 当 係 長		昼間電話　（　　） 夜間電話　（　　）
防 災 担 当 者		昼間電話　（　　） 夜間電話　（　　）

様式２（第１３条関係）（Ａ４）

防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査表

（平成○年度末現在）

○○○水道局

項　目	内　　容	保有数量	初期応援可能数	備　　考
車　両	給水車（　　㎥）	台	台	
	給水車（　　㎥）	台	台	
	トラック	台	台	
	クレーン車	台	台	
	その他			
給水容器	仮設水槽　（　㎥）	基	基	
	仮設水槽　（　㎥）	基	基	
	給水タンク（　　ℓ）	基	基	
	給水タンク（　　ℓ）	基	基	
	給水タンク（　　ℓ）	基	基	
	ポリ容器　（　　ℓ）	個	個	
	ポリ容器　（　　ℓ）	個	個	
	その他			
機　材	応急給水装置	基	基	
	ろ過機	台	台	
	発電機	台	台	
	投光機	個	個	
	鉄管切断機	台	台	
	電動ネジ切機	台	台	
	その他			
管　類	直　管（　　mm）	m	m	
	直　管（　　mm）	m	m	
	直　管（　　mm）	m	m	
	継手類	個	個	
缶　詰	水の缶詰	缶	缶	
	食糧	缶	缶	
その他				

注　その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入してください。

様式３（第１３条関係）（Ａ４）

災害発生直後に応援に従事できる職員調査表

（平成○年度末現在）
○ ○ ○ 水 道 局

派　　遣　　先	派 遣 人 数
被 害 状 況 調 査	調 査 員　　名
応　援　本　部	本 部 員　　名
	連 絡 員　　名
応 急 給 水 作 業	１班　　名×　　班＝　　名

資料第 139　公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定
（都水道局）

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、異常渇水等の災害で被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）に属する都県支部（以下「都県支部」という。）間における相互応援活動及び公益社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）の他の地方支部と関東地方支部との間における相互応援活動に係る都県支部の体制に関し必要な事項を定める。

（要請の種類）

第２条　関東地方支部内において災害が発生した場合、当該災害で被災した事業体が属する都県支部の支部長は、次の要請をすることができる。

(1)　他の都県支部長に対する応援要請

(2)　協会本部の他の地方支部長（以下「他の地方支部長」という。）に対する応援要請

（要請方法）

第３条　前条の要請は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部長（以下「関東地方支部長」という。）に対して行うものとする。

２　前項の要請は、次の事項をできる限り明らかにし、口頭、電話、電信又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を関東地方支部長に提出する。

(1)　災害の状況

(2)　必要とする応援内容

(3)　必要とする資機材、物資等の品目及び数量

(4)　必要とする給水車台数または応急復旧班数

(5)　応援の場所及び応援場所への経路

(6)　応援の期間

(7)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

３　第１項の要請を受けた関東地方支部長は、関東地方支部内の他の都県支部長（以下「応援都県支部長」という。）に対して応援を要請する。この場合において、前項の規定は、関東地方支部長の要請についてこれを準用する。

４　関東地方支部長は、第１項の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めたときは、協会本部を通じて、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。

５　関東地方支部長は、被災状況等から必要があると認めたときは、第１項の要請を待たずに、応援都県支部長に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

（代理）

第４条　関東地方支部長である事業体が被災し、適切な連絡調整が行えない場合は、別表１に掲げる順位により、各都県支部長がこの協定における関東地方支部長の事務を代理するものとする。

２　都県支部長は、都県支部長である事業体が被災した場合に、この協定に定める都県支部長の事務を代理させる事業体をあらかじめ決めておくものとする。

（応援都県支部長の責務）

第５条　応援都県支部長は、関東地方支部長から第３条に定める応援の要請を受けたときは、応援を要請した都県支部長（以下「被災都県支部長」という。）に全面的に協力するものとする。

（応援活動）

第６条　応援活動は、概ね次のとおりとする。

(1) 応急給水活動

(2) 応急復旧活動

(3) 応急復旧資機材の提供

(4) 工事業者の斡旋

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援職員の受入）

第７条　応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災都県支部長は、応援活動のために派遣する職員（以下「応援職員」という。）の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設の指定が困難な場合においては、応援活動に従事する水道事業体（以下「応援水道事業体」という。）及び応援水道事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に対し、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

（幹事応援水道事業体）

第８条　関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害が発生した場合等に、現地対策本部と応援水道事業体との連絡調整を効率的に行うため、幹事応援水道事業体を定めることができる。

（中継水道事業体）

第９条　関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、関東地方支部内の被災都県支部以外の都県支部、又は他の地方支部からの応援が必要となった場合は、遠方からの応援水道事業体の移動補助を目的とした活動を行う中継水道事業体を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

（支援拠点水道事業体）

第 10 条　関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、応援の長期化が見込まれる場合は、効率的な応援体制の構築を実現することを目的とした活動を行う支援拠点水道事業体を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

（費用負担）

第 11 条　この協定に基づく応援に要する費用の負担については、法令その他別段の定めがあるものを除き、応援を受ける水道事業体（以下「被災水道事業体」という。）が負担することを原則として、詳細を別途定めるものとする。

２　被災水道事業体が負担すべき費用であっても、被災水道事業体が当該費用を支弁するいとまがない場合は、応援水道事業体が一時繰替支弁するものとする。

（他の地方支部への応援）

第 12 条　関東地方支部長は、協会本部から他の地方支部の正会員に対する応援活動の協力要請を受けたときは、その受諾について、各都県支部長と協議するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2　関東地方支部長が、前項の応援活動の協力要請を受諾したときは、関東地方支部内の事業体においては、この協定による応援活動の例により協力するものとする。

（協会本部正会員以外の水道事業体等への応援）

第 13 条　関東地方支部内の各都県支部長、各県等の行政機関又は他の地方支部長から、協会本部正会員以外の水道事業体又は簡易水道事業体等に対する応援活動の協力要請があった場合は、関東地方支部長と関係する都県支部長が協議の上、この協定に準じて当該応援活動の協力要請に対応するものとする。

（連絡担当部課）

第 14 条　関東地方支部長及び各都県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（平時からの情報交換及び訓練）

第 15 条　相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、関東地方支部長及び各都県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる関東地方支部防災連絡協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

2　相互応援の円滑な実施を図るため、関東地方支部内で合同防災訓練を定期的に実施するものとする。

（その他）

第 16 条　この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、関東地方支部長及び各都県支部長が協議してこれを定める。

附　則

1　この協定は、平成 10 年 4 月 30 日から適用する。

2　この協定の締結の証として、本書 9 通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

附　則

1　この協定は、平成 23 年 12 月 7 日から適用する。

2　この協定の締結の証として、本書 9 通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

附　則

1　この協定は、平成 28 年 8 月 8 日から適用する。

2　この協定の締結の証として、本書 9 通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印

の上、各自その１通を保有する。

平成 28 年 8 月 8 日

公益社団法人日本水道協会関東地方支部長
横 浜 市 長　　林　　文　子

公益社団法人日本水道協会東京都支部長
東京都公営企業管理者　　醍　醐　勇　司

公益社団法人日本水道協会神奈川県支部長
川 崎 市 長　　福　田　紀　彦

公益社団法人日本水道協会千葉県支部長
千葉県知事　　森　田　健　作

公益社団法人日本水道協会埼玉県支部長
さいたま市長　　清　水　勇　人

公益社団法人日本水道協会群馬県支部長
前 橋 市 長　　山　本　　龍

公益社団法人日本水道協会栃木県支部長
宇都宮市長　　佐　藤　栄　一

公益社団法人日本水道協会茨城県支部長
日 立 市 長　　小　川　春　樹

公益社団法人日本水道協会山梨県支部長
甲 府 市 長　　樋　口　雄　一

別表１

順　　位	支　部　長　名
第　１　順　位	東　京　都　支　部　長
第　２　順　位	神　奈　川　県　支　部　長
第　３　順　位	千　葉　県　支　部　長
第　４　順　位	埼　玉　県　支　部　長
第　５　順　位	群　馬　県　支　部　長
第　６　順　位	栃　木　県　支　部　長
第　７　順　位	茨　城　県　支　部　長
第　８　順　位	山　梨　県　支　部　長

公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領

制定　平成 10 年　6 月 30 日幹事会決定
一部改正　平成 23 年 10 月 14 日幹事会決定
一部改正　平成 28 年 8 月 8 日幹事会決定

（趣　旨）

第１条　この要領は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）の支部長（以下「関東地方支部長」という。）と関東地方支部に属する都県支部長（以下「都県支部長」という。）とが、平成 10 年４月 30 日に締結した「公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）第 16 条に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（要　請）

第２条　関東地方支部内で災害が生じた場合において、被災した都県支部の支部長は直ちに情報収集に努め、応援要請についての判断を迅速に行えるようにするとともに、平常時から都県支部内での連絡体制について整備するように努める。

（各都県支部の応援体制）

第３条　関東地方支部内において、地震災害が発生した場合は、次のとおり当該地震の震度に応じて応援体制を整えるものとする。

種　別	発令の時期	体　制
注意体制	震度５（弱）の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。
警戒体制	震度５（強）の地震が発生し、かつ災害が発生したとき	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災事業体の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度６（弱）以上の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災事業体の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。

２　関東地方支部長から応援の要請又は応援体制の準備の要請を受けた都県支部長は、都県支部内の事業体に対して速やかに応援を要請し、応援活動について調整をするものとする。

３　関東地方支部長は、関東地方支部内において震度６弱以上の地震が発生したときは、調査隊を派遣することができる。

４　前項の調査隊に係る職員は被災した事業体が属する都県支部の支部長と関東地方支部長が協議して決定する。

（応援活動）

第４条　応援活動は、応援を受ける水道事業体（以下「被災水道事業体」という。）の指示に従い、被災水道事業体が定めた応急給水及び応急復旧に関するマニュアル等に基づいて、関係各機関と調整し、協力を得るなどして行う。

２　応援活動に従事する水道事業体（以下「応援水道事業体」という。）が、工事事業者とともに活動する場合は、応援水道事業体が応援に従事する工事事業者に連絡し、被災水道事業体での応援活動の業務を請け負う意思があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者を派遣する。この場合において、当該業務を請け負う工事事業者との契約は、原則として応援水道事業体が締結する。ただし、被災地に工事を請け負うことができる業者がいる場合は、被災水道事業体と応援水道事業体が契約方法などについて協議するものとする。

３　協定第６条第５号に掲げる特に要請があった事項については、応援水道事業体が応じることができるものについて、応ずるように努めるものとする。ただし、協定の趣旨から逸脱するようなものについては、この限りでない。

（応援水道事業体現地対策本部）

第５条　関東地方支部長は、応援の規模に応じ指揮命令系統の整理のため必要と認めるときは、各都県支部長と調整の上、応援水道事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くことができる。

２　現地対策本部は、現地における応援水道事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成するものとする。

３　幹事応援水道事業体は、現地対策本部を構成する応援水道事業体の中から関東地方支部長の指名又は互選により選出する。

４　現地対策本部を統括する現地対策本部長（以下、「本部長」という。）は、幹事応援水道事業体が担うこととする。

５　現地対策本部員（以下、「本部員」という。）は、現地対策本部を構成する応援水道事業体が担うこととする。

（現地対策本部の運営）

第６条　現地対策本部の基本的な役割は、次のとおりとする。

(1) 応援体制の整備及び把握
(2) 応援活動における指揮命令系統の確立
(3) 被害状況の把握
(4) 応援受け入れ態勢の支援
(5) 被災水道事業体との連絡調整
(6) 応援水道事業体間相互の連絡調整
(7) 関係各機関との連絡調整

（応援活動の体制）

第７条　各事業体が派遣する応援の基本編成は、次のとおりとする。

項　　目	編　　成
応急給水活動	1　応急給水班１班あたり３名体制（運転手１名、給水要員２名）を標準とする。 2　３班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する都県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。 3　派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、１週間程度とする。
応急復旧活動	1　応急復旧班１班あたり８名体制（責任者１名、記録者１名及び作業員６名）を標準とする。 2　３班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する都県市部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。 3　派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、１週間程度とする。
	1　漏水調査班１班あたり４名体制（責任者１名及び作業員３名）を標準とする。 2　ただし、各事業体の現状を踏まえ、これらの業務を漏水調査会社等へ委託することについては、前もって検討し、協力要請を行っておくこと。 3　派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、１週間程度とする。
現地対策本部	1　本部長及び本部員が属する事業体は、現地対策本部の運営に必要な人員を派遣する。 2　派遣する人数については、本部長及び本部員が協議の上決定する。 3　派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、１週間程度とする。

2　応援水道事業体の職員（以下「応援職員」という。）には、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

3　応援職員は、被災水道事業体又は現地対策本部の指示に従う。

4　応援職員は、所属する事業体名を表示した腕章等を着用する。

（応援の受入態勢）

第８条　都県支部長は、その属する事業体に対して、応援を受け入れた場合を想定し、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう次の事項について応援受入マニュアル等を作成するよう依頼し、都県支部長は、これを把握するよう努めるものとする。

(1)　一般的事項

ア　各応援活動に関する方法及び手順

イ　各応援活動の担当及び担当との連絡方法

ウ　作業報告の内容及び手続

エ　応援職員のための宿舎及び駐車場の確保、給食の手配並びに防寒等に関する対策

オ　他機関との応援体制

(2)　応急給水活動に関する事項

ア　応急給水の水源となる水道施設等

イ　応急給水拠点の位置

ウ　給水車の要請リスト

(3)　応急復旧活動に関する事項

ア　復旧優先線路の明示

イ　資機材及び残土等の置場の確保

ウ　施設図、配水系統図及び配水系統変更図等の整備

(4)　応急復旧資機材の提供に関する事項

ア　資機材の備蓄及び整備状況

イ　必要となる資機材の種別

ウ　各事業体における応急復旧資機材の標準的な仕様

（中継水道事業体の活動）

第９条　協定第９条に規定する中継水道事業体は、応援職員への被災地情報の提供、応援職員の休憩場所や駐車場の提供等、応援職員の移動補助を目的とした活動を行う。

２　前項の場合において、中継水道事業体は、応援職員の休憩場所や駐車場の提供にあたり、既存の庁舎や敷地を開放するなど、可能な限り特段の費用負担が生じないよう留意する。

（支援拠点水道事業体の活動）

第 10 条　協定第 10 条に規定する支援拠点水道事業体は、被災水道事業体での応急給水活動に支障がある場合には、応急給水基地となる水道施設の提供、応援職員の宿泊施設確保の補助、応援職員への通信手段の貸与等、応援職員の活動補助等を行う。

２　前項の場合において、支援拠点水道事業体は、可能な限り特段の費用負担が生じないよう留意する。

（応援活動の情報提供）

第 11 条　関東地方支部長、中継水道事業体及び支援拠点水道事業体の属する都県支部長は、中継水道事業体及び支援拠点水道事業体に対して、被災水道事業体の情報等を提供するものとする。

２　関東地方支部長及び都県支部長は、関東地方支部内の事業体に対して、被災水道事業体での活動状況について、必要に応じて情報等を提供するものとする。

（応援に要する費用負担の原則）

第 12 条　応援職員に係る人件費等の費用は、応援水道事業体が負担するものとする。ただし、旅費及び諸手当（調整手当等応援の有無に関わらず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下において同じ。）については、応援水道事業体の規定により算出した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲において、被災水道事業体が負担する。

２　応援職員が応援活動に係る業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道事業体の負担とする。ただし、被災水道事業体において応急治療する場合の治療費は、被災水道事業体の負担とする。

３　応援職員の被災水道事業体での宿泊や食料に係る経費については、被災水道事業体の負担とする。ただし、それを補完する目的で応援水道事業体の職員が携行する食料や生活用品等については、応援水道事業体の負担とする。

4　法令上特別の定めその他の特別の措置により、応援水道事業体に対して、応援に要した費用について補填があった場合は、その金額を被災水道事業体の負担額から控除する。

5　応援職員が、応援活動に係る業務上において第三者に対し損害を加えた場合については、原則として、その損害が応援活動に係る業務の従事中に生じたものについては被災水道事業体が、被災水道事業体への往復途中に生じたものについては応援水道事業体が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。

6　応援職員とともに応援に従事する事業者等の派遣に要する経費は、応援水道事業体の算定基準により算定し、被災水道事業体が負担する。

7　中継水道事業体及び支援拠点水道事業体が被災水道事業体の支援に要した費用は、前各項に準じて扱うものとする。

8　その他具体的な負担区分については、次のとおりとする。

	被災水道事業体が負担すべき費用	応援水道事業体が負担すべき費用
人件費等	超過勤務手当、深夜勤務手当 特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当 旅費（日当含む）	給料 地域手当等基本的な負担
管材料費	継ぎ手、直管等	
工事請負費	工事請負費（材料費、労務費、機械器具損料、諸経費等）	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン、軽油） 修理費、賃借料、輸送料	損料
滞在費用	食料費（弁当等） 宿泊費（仮設ハウス設置費用、ホテル等宿泊費）	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服（クリーニング代を含む） 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品、通信費、トランシーバー、消火器、地図、コピー代	写真代「広報、記録用」 その他事務用品
補償関係費用	応援職員の傷病に対する応急的な治療費、第三者に対する損害賠償金の負担「応援作業中」	応援職員の災害補償費 「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担 「往復途上」

（応援に要する費用の一時繰替支弁の請求）

第 13 条　協定第 11 条第２項の規定により、応援水道事業体が応援に要する費用を一時繰替支弁した場合、関係書類を添付した請求書により、被災水道事業体に請求するものとする。

（連絡体制）

第 14 条　協定に基づく要請、連絡及び情報の交換については、協定第 14 条に規定する連絡担当部課を通じて行うものとする。ただし、被災状況等により困難な場合は、この限りでない。

（関東地方支部防災連絡協議会）

第 15 条　協定第 15 条第１項に規定する関東地方支部防災連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において定期的に交換を行う情報は、次のとおりとする。

(1)　連絡相当部課、連絡責任者及び連絡担当責任者補助者に関する事項
(2)　協定第４条第２項の代理に関する事項
(3)　各支部における防災物資等の備蓄及び整備状況
(4)　災害発生後の応援活動のために派遣することのできる職員
(5)　配管図等の整備及び保管状況
(6)　応援活動に関するマニュアルの整備状況
(7)　災害防止対策に関する調査研究の結果及び参考となる資料
(8)　中継水道事業体の案内図及び施設内の使用可能場所のわかる図面等の資料

２　連絡協議会の事務は、関東地方支部長である事業体が処理する。
３　特に協議すべき事項がない場合は、第１項に掲げる事項の情報の交換をもって、連絡協議会の開催に代えるものとする。
４　特に協議すべき事項がある場合は、関東地方支部長に開催を要請するものとし、関東地方支部長が必要と認めたときは、連絡協議会を開催するものとする。

附　則
この要領は、平成 10 年６月 30 日から実施する。

附　則
この要領は、平成 23 年 12 月７日から実施する。

附　則
この要領は、平成 28 年８月８日から実施する。

資料第140 東京都水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定（都水道局）

（趣旨）

第１条　この協定は、水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、東京都水道局と千葉県水道局（以下「両水道局」という。）とが災害等により、著しく水道施設に損傷を受け、通常の給水に支障が生じる場合において、円滑かつ迅速な相互応援の実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

（連絡担当部課）

第３条　両水道局は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、別記様式１「災害時連絡表」（以下「災害時連絡表」という。）により、毎年４月末までに相互に交換するものとする。

２　両水道局は、災害時連絡表により交換した内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡するものとする。

（応援の要請）

第４条　災害を受け応援を要請しようとする水道局（以下「応援要請水道局」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた水道局（以下「応援水道局」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

２　応援の要請は、応援要請水道局が、次の各号に定める事項を明らかにして、口頭又は電信、電話その他の情報通信手段により行うものとし、後日、速やかに応援水道局に文書を送付するものとする。ただし、応援要請水道局は、被害状況が判明しない等により、応援を要請すべき事項が明らかでない場合については、応援水道局と別途協議の上、応援を要請するものとする。

(1) 災害の状況
(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
(3) 必要とする職員の職種別人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路
(5) 応援の期間
(6) 各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援内容）

第５条　応援水道局が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

(1) 応急給水活動
(2) 応急復旧活動
(3) 応急復旧用資機材の提供
(4) 管工事業者等の派遣
(5) 前各号に掲げるもののほか特に応援要請のあった事項

（応援要員の派遣）

第６条　応援水道局は、応援要請があった場合、直ちに応援体制を整え応援要請水道局に協力するものとする。

２　応援要請水道局は、応援水道局の職員及び管工事業者等（以下「応援要員」という。）に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

３　応援要員は、食料、被服、資金、装備その他災害時に必要な物資等を携行していくものとする。

４　応援水道局から派遣された職員は、応援要請水道局の指示に従って作業に従事する。

５　応援要員は、応援水道局名を表示する腕章その他の標識を着用し、その身分を明らかにするものとする。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要した経費は、原則として応援要請水道局が負担するものとする。

２　応援水道局の職員の派遣に要する経費は、応援水道局が応援水道局の旅費及び諸手当に関する規定に基づき算出した額を支弁し、応援要請水道局が負担する。

3　応援水道局の職員とともに応援に従事する管工事業者等の派遣に要する経費は、応援水道局が応援水道局の基準に基づき算出した額を支弁し、応援要請水道局が負担する。
4　応援水道局の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道局が負担する。ただし、被災地において応急治療をする場合の治療費は、応援要請水道局が負担する。
5　前各項の規定にかかわらず、法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援水道局に対して、応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を応援要請水道局の負担額から控除するものとする。

（損害賠償に関する特則）

第８条　応援水道局の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請水道局が、応援要請水道局への往復途中に生じたものについては応援水道局が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。

（応援経費の一時繰替支弁）

第９条　応援水道局は、応援要請水道局が前２条に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請水道局から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。
2　応援水道局は、前項の規定により一時繰替支弁した場合、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請水道局に請求するものとする。
(1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
(2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
(3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
(4) 応急治療をする場合の治療費及び損害賠償に係る経費については、その実費額

（防災関係物資等の調査結果の交換）

第10条　両水道局は、災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の整備の状況について、別記様式２「防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査表」により毎年４月末に相互に交換するものとする。
2　両水道局は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に完できる体制の確立に努めるものとする。
3　両水道局は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。
4　両水道局は、調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡するものとする。

（施設管理等に関する情報の交換）

第11条　両水道局は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。
2　両水道局は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画（法第２条第10号に規定する地域防災計画をいう。）に基づく災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成９年６月１日から適用する。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成９年５月３０日

東京都水道事業管理者　　川　北　和　徳
千葉県水道事業管理者　　上　田　宏　昭

資料第 141　東京都と仙台市との情報連絡調整担当水道事業体としての活動に関する覚書（都水道局）

（趣旨）

第１条　東京都又は仙台市のいずれか一方の水道事業体が大地震等広域災害により被災した場合、迅速に応急態勢を確立するために、被災していないもう一方の水道事業体が情報連絡調整担当水道事業体として活動することについて、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この覚書における情報連絡調整担当水道事業体とは、公益社団法人日本水道協会（以下「協会」という。）「地震等緊急時対応の手引き（平成２５年３月改訂）」に定義されているものを指し、発災直後は、被災水道事業体が自ら被害情報や応援要請を発信することが困難なため、被災水道事業体に赴き、被害情報を集約し、被災水道事業体と協議しながら応援要請の規模や内容等を決定する等の役割を担う。

（活動要請について）

第３条　東京都又は仙台市のいずれか一方の水道事業体が大地震等広域災害により被災した場合、被災水道事業体は、情報連絡調整担当水道事業体及びその他の応援事業体と調整を図り、必要に応じて情報連絡調整担当水道事業体に対し活動要請を行う。ただし、震度６強以上の地震が観測された場合には、被災していないもう一方の水道事業体は活動要請を待たずに要員を派遣し、情報連絡調整担当水道事業体として活動を行う。

（情報連絡調整担当水道事業体としての活動内容）

第４条　情報連絡調整担当水道事業体としての活動内容は、次に掲げる事項とする。

（１）被災水道事業体と協議しながら応援要請の規模、内容等を決定する。

（２）被災水道事業体、協会（本部、地方支部、都府県支部等）等と協議し、応援要請を行う対象水道事業体を決定する。

（３）応援活動における指揮命令系統を確立する。

（４）応援活動状況を把握する。

（費用負担）

第５条　東京都又は仙台市が、情報連絡調整担当水道事業体としての活動に要する費用は、「地震等緊急時対応の手引き（平成２５年３月改訂）」の費用負担の基本的な考え方に準じて、その負担区分及び負担割合を決めるものとする。

（先遣調査隊との協力）

第６条　協会から先遣調査隊が派遣された場合は、協力して活動を行う。

（他に情報連絡調整担当水道事業体が決定された場合）
第７条　他に情報連絡調整担当水道事業体が決定された場合は、その情報連絡調整担当水道事業体と協力し、活動を行うものとする。

（活動の終了）
第８条　現地において水道給水対策本部が設置された場合は、情報連絡調整担当水道事業体の機能は水道給水対策本部に引き継ぐものとする。

（情報交換等）
第９条　東京都と仙台市とは、発災時において円滑かつ迅速に情報連絡調整担当水道事業体としての活動を実施するため、定期的に次の各号に掲げる取組を相互に協力して行う。
（１）情報連絡調整担当水道事業体に係る情報交換
（２）訓練の実施

（その他の協力）
第 10 条　東京都と仙台市とのいずれかが被災した場合において、被災水道事業体から必要とする資機材の提供等の要請があったときは、被災していないもう一方の水道事業体は、可能な範囲でこれに応じるものとする。

（協議）
第 11 条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、東京都と仙台市とがその都度協議して定めるものとする。

附　則
この覚書は、平成２８年１１月２９日から適用する。
この覚書の成立を証するため本書２通を作成し、それぞれが記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２８年１１月２９日

東京都
代表者　東京都公営企業管理者
水道局長　醍醐　勇司

仙台市
代表者　仙台市水道事業管理者
髙橋　新悦

資料第 142　東京都水道局と大阪市水道局の災害時の救援活動に関する覚書

（都水道局）

東京都水道局と大阪市水道局（以下「両事業体」という。）は、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等、今後起こりうる広域災害発生の可能性を考慮し、一方が大規模な災害等により被災した場合に救援活動を行うものとし、その迅速かつ円滑な実施を図ることを目的として、この覚書を締結する。

（救援の内容）

第１条　両事業体のうち一の事業体が、他の事業体において大規模な災害等により被災した場合に行う救援活動の主な内容は、次のとおりとする。

(1) 公益社団法人日本水道協会（以下「日水協」という。）（本部、地方支部、府県支部等）、国、その他関係機関との救援要請に係る調整
(2) 応急給水活動
(3) 応急復旧活動
(4) 応急給水、応急復旧に必要な資機材、燃料及び物資等の提供
(5) 工事事業者のあっせん
(6) その他の要請のあった事項への協力

（救援活動の要請）

第２条　救援活動を行う事業体（以下「救援事業体」という。）は、被害を受けた事業体（以下「被災事業体」という。）からの救援要請に基づき、救援活動を実施するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、救援事業体は、災害時の情報通信手段の途絶により、被災事業体からの救援の要請がないときは、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

３　救援事業体は、被災事業体において震度６強以上の地震が観測された場合、又は前項の情報収集により被害が甚大であると判断した場合において被災事業体と連絡が取れないときは、日水協、国、その他関係機関と協議の上、自主的に救援活動を実施するものとする。

４　前項の規定により救援活動を実施したときは、被災事業体からの要請があったものとみなす。

（日水協及び他事業体との救援活動）

第３条　日水協及び他の事業体から被災事業体に救援隊が派遣された場合は、救援事業体はこれらと協力して活動を行うものとする。

（救援活動経費の負担）

第４条　救援活動経費の負担に関する詳細は、「地震等緊急時対応の手引き」（日水協発行）の費用負担の基本的な考え方に準じるものとする。

２　前項の規定により疑義が生じた場合は、両事業体が協議の上定めるものとする。

（合同防災訓練等の実施）

第５条　両事業体は、救援活動の円滑な実施に必要な情報を事前に共有し、技術の習得を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換し、併せて合同防災訓練を行うものとする。

２　合同防災訓練は、定期的に行うものとし、両事業体はこれを交互に主催するものとする。

３　合同防災訓練に要する費用は、原則、訓練自体の経費（会場費、消耗品費等）は訓練開催地の事業体が負担し、訓練参加に係る経費（交通費、宿泊費等）は、参加事業体が負担する。

（協議）

第６条　この覚書の解釈に疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項若しくはこの内容により難い事項については、その都度協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため本書２通を作成し、双方記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年１月１９日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　東京都公営企業管理者
　　水道局長　中嶋　正宏

大阪府大阪市住之江区南港北二丁目１番10号
大阪市
代表者　大阪市水道事業管理者
　　水道局長　河谷　幸生

資料第 143　東京都水道局と岡山市水道局の災害時の救援活動に関する覚書

（都水道局）

東京都水道局と岡山市水道局（以下「両事業体」という。）は、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等、今後起こりうる広域災害の可能性を考慮し、一方が大規模な災害等により被災した場合に救援活動を行うものとし、その迅速かつ円滑な実施を図ることを目的として、この覚書を締結する。

（救援の内容）

第１条　両事業体のうち一の事業体が、大規模な災害等により被災した場合に他の事業体において行う救援活動の主な内容は、次のとおりとする。

(1) 応急給水活動

(2) 応急復旧活動

(3) 応急給水、応急復旧に必要な資機材、燃料及び物資等の提供

(4) 公益社団法人日本水道協会（以下「日水協」という。）（本部、地方支部、府県支部等）、国、その他関係機関との連絡調整

(5) その他の要請のあった事項への協力

（救援活動の要請）

第２条　救援活動を行う事業体（以下「救援事業体」という。）は、被害を受けた事業体（以下「被災事業体」という。）からの救援要請に基づき、救援活動を実施するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、救援事業体は、災害時の情報通信手段の途絶により、被災事業体からの救援の要請がないときは、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

３　救援事業体は、被災事業体において震度６強以上の地震が観測された場合又は前項の情報収集により被害が甚大であると判断した場合において、被災事業体と連絡が取れないときは、日水協、国、その他関係機関と協議の上、自主的に救援活動を実施するものとする。

４　前項の規定により救援活動を実施したときは、被災事業体からの要請があったものとみなす。

（日水協及び他事業体との救援活動）

第３条　日水協及び他の事業体から被災事業体に救援隊が派遣された場合は、救援事業体はこれらと協力して活動を行うものとする。

（救援活動経費の負担）

第４条　救援活動経費の負担に関する詳細は、「地震等緊急時対応の手引き」（日水協発行）の費用負担の基本的な考え方に準じるものとする。

２　前項の規定により疑義が生じた場合は、両事業体が協議の上定めるものとする。

（合同防災訓練等の実施）

第５条　両事業体は、救援活動の円滑な実施に必要な情報を事前に共有し、技術の習得を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換し、併せて合同防災訓練を行うものとする。

２　合同防災訓練は、定期的に行うものとし、両事業体はこれを交互に主催するものとする。

３　合同防災訓練に要する費用は、原則、訓練自体の経費（会場費、消耗品費等）は訓練開催地の事業体が負担し、訓練参加に係る経費（交通費、宿泊費等）は、参加事業体が負担する。

（協議）

第６条　この覚書の解釈に疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項若しくはこの内容により難い事項については、その都度協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため本書２通を作成し、双方記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年２月８日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　東京都公営企業管理者
　　水道局長　中嶋　正宏

岡山県岡山市北区鹿田町二丁目１番１号
岡山市
代表者　岡山市水道事業管理者
　　水道局長　今川　眞

資料第 144　東京都と茨城県との中継水道事業体としての活動に関する覚書

（都水道局）

（趣旨）

第１条　広域災害が発生した場合の遠方の水道事業体による応援を円滑かつ迅速に受け入れるため、東京都（以下「甲」という。）及び茨城県（以下「乙」という。）との間で、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この覚書において中継水道事業体とは、公益社団法人日本水道協会（以下「協会」という。）「地震等緊急時対応の手引き」（平成２５年３月改訂）に定義されているもので、遠方からの応援隊の移動に対し、車両の待機場所や応援隊員の休憩場所等を提供するとともに、広域災害等で被災地の情報が明確でなく、応援先を確定できない場合に当面の目的地となる水道事業体を指す。

（中継水道事業体としての活動内容）

第３条　甲乙いずれかが水道事業体として被災した場合、被災していないもう一方の事業体は、中継水道事業体として、応援水道事業体に対し、必要に応じて、次に掲げる事項について中継地を提供する。

（１）応援車両の待機場所及び職員の休憩場所

（２）応援地が決定されるまでの当面の目的地

（活動場所）

第４条　第３条の活動を実施する中継地は、甲と乙とが協議の上別途定める。

（費用負担）

第５条　甲又は乙は、中継水道事業体としての活動を実施する場合、既存の庁舎や敷地を活用する等、特段の費用が発生しないよう留意する。

２　やむを得ず費用が発生する場合は、原則として被災事業体が負担するものとする。

（支部長等による決定との関係）

第６条　協会都府県支部長若しくは協会地方支部長又は協会が、災害の発生に際し、別途中継水道事業体を決定した場合は当該決定を尊重する。

（情報交換等）

第７条　甲と乙とは、発災時において円滑かつ迅速に中継水道事業体としての活動を実施するため、定期的に次の各号に掲げる取組を相互に協力して行う。

（１）中継地に係る情報交換

（２）訓練の実施

（その他の協力）
第８条　甲乙いずれかが被災した場合、被災した事業体から必要とする資機材等の提供の要請があった場合、被災していないもう一方の事業体は、可能な範囲でこれに応じるものとする。

（協議）
第９条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、甲と乙とがその都度協議して定めるものとする。

附　則
この覚書は、平成２６年９月１６日から適用する。

この覚書の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２６年９月１６日

甲　東京都
代表者　東京都公営企業管理者
水道局長　吉　田　　永

乙　茨城県
代表者　茨城県公営企業管理者
企業局長　中　島　　敏　之

資料第 145　東京都と茨城県との支援拠点水道事業体としての活動に関する覚書（都水道局）

東京都（以下「甲」という。）と茨城県（以下「乙」という。）は、一方が大規模な災害等により甚大な被害を受けた場合に、効率的な救援体制の構築を実現するため、もう一方が支援拠点水道事業体としての活動を行うものとし、その迅速かつ円滑な実施を図るため、この覚書を締結し必要な事項を定める。

（用語の定義）

第１条　この覚書において支援拠点水道事業体とは、公益社団法人日本水道協会（以下「日水協」という。）「地震等緊急時対応の手引き」（平成２５年３月改訂）に定義されているもので、被災地の被害が甚大で、応援の長期化が避けられない場合や、物資の調達に支障が出た場合等に、効率的な応援体制の構築を実現する目的から、給水車への給水基地の提供、宿泊場所確保等の補助、情報連絡の補助等を行う水道事業体をいう。

（支援拠点水道事業体活動の要請）

第２条　甲又は乙のいずれかが大規模な災害等により甚大な被害を受けた場合、被災事業体は、もう一方の事業体に対し支援拠点水道事業体としての活動要請を行う。

（支援拠点水道事業体としての活動内容）

第３条　支援拠点水道事業体被害状況を鑑み、主に次の活動を可能な範囲で実施する。

ア　対応可能な宿泊施設及び食糧支給事業者を調査する。

イ　被災事業体及び救援隊に対応可能な宿泊施設の情報提供を行う等、宿泊に関する調整を実施する。

ウ　被災事業体及び食糧支給事業者と調整を行い、配送を含めた食糧の手配を実施する。

（費用負担）

第４条　甲又は乙が支援拠点水道事業体としての活動を実施する場合、可能な限り特段の費用が発生しないよう留意する。

２　やむを得ず費用が発生する場合は、原則として被災事業体が負担するものとする。

３　費用の支払方法等については、別途、甲と乙とが協議の上、決定する。

（日水協への報告）

第５条　甲又は乙が支援拠点水道事業体として活動を行う際は、都支部長、県支部長及び関東地方支部長を通じて日水協本部へ報告を行う。

（情報交換等）
第６条　甲及び乙は、発災時において円滑かつ迅速に支援拠点水道事業体としての活動を実施するため、定期的に次の各号に掲げる取組を相互に協力して行う。
（１）支援拠点水道事業体に係る情報交換
（２）訓練の実施

（その他の協力）
第７条　甲又は乙のいずれかが被災した場合、被災事業体から必要とする資機材等の提供の要請があった場合、被災していないもう一方の事業体は、可能な範囲でこれに応じるものとする。

（協議）
第８条　この覚書の解釈に疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項若しくはこの内容により難い事項については、甲と乙とがその都度協議して定めるものとする。

附則
この覚書は、平成３１年２月４日から適用する。

この覚書の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３１年２月４日

甲　東京都
代表者　東京都公営企業管理者
水道局長　中嶋　正宏

乙　茨城県
代表者　茨城県公営企業管理者
企業局長　澤田　勝

資料第 146　関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定（都水道局）

〔関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書〕

（趣旨）

第１条　この協定は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、横浜市及び川崎市の各工業用水道事業者（以下「協定事業体」という。）が管理する工業用水道が、地震等の大規模の災害で被災し、被災した協定事業体（以下「被災事業体」という。）独自では緊急の復旧措置が実施できない場合に、被災事業体が他の協定事業体に要請する応援活動等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定の対象となる「大規模の災害」とは、原則として、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げられる災害とし、かつ、同法第９７条に規定する「激甚災害」に相当する規模のものとする。ただし、災害全体の規模の程度にかかわらず、工業用水道施設の被害の程度、状況によっては対象とすることができるものとする。

２　この協定に基づく「応援活動」の範囲は、原則として、被災した施設の仮復旧（仮復旧せず、最初から本復旧をする場合を含む。）、給水再開まで及び被災事業体が要請する復旧義務とする。

（応援事業体）

第３条　協定事業体の給水区域及びその周辺で大規模な災害が発生した場合、被災をうけなかった協定事業者体（以下「応援事業体」という。）は、応援活動を速やかに実施できる体制を執るものとする。

２　応援事業体は、応援活動を迅速、円滑に遂行するため、主たる応援事業体（以下「応援主管事業体」という。）を決定する。

３　応援主管事業体は、原則として第９条で定める幹事事業体のうち、被災事業体との連絡の便等から幹事、副幹事のいずれか一方が努めることとし、他方がこれを補佐するものとする。ただし、災害発生の地域、状況により、これにより難い場合は応援事業体間で速やかに決定するものとする。

４　応援主管事業体は、速やかに他の応援事業体と協力して被災事業体に対する応援活動を行うものとする。

（応援の要請）

第４条　被災事業体は、応援を受けようとするときは、別に定める事項を明らかにして、幹事事業体又は連絡の取り得るいずれかの協定事業体に応援を要請するものとする。ただし、通信の途絶等により連絡ができない場合はこの限りでない。

２　要請を受けた幹事事業体又は協定事業体は、直ちに他の協定事業体又は幹事事業体に要請内容を連絡するものとする。

（通信途絶等の場合の自主活動）

第５条　通信途絶等により被災事業体から第４条の規定に基づく要請がない場合には、幹事事業体は、速やかに被災事業体に近接する協定事業体と連絡をとり、被災状況、応援の適否等必要な情報収集を行うものとする。

２　前項の情報から被害が甚大であると判断され、かつ、被災事業体との連絡ができない場合には、応援事業体は国及び社団法人日本工業用水協会等と調整の上、自主的に応援活動を実施するものとする。
３　前２項の応援活動は、被災事業体から第４条の規定に基づく応援の要請があったものとみなす。

（応援の内容）
第６条　応援の内容は、次のとおりとする。
(1) 応急の復旧作業に必要な人員（職員、旅行業者等）の派遣、資器材の提供
(2) その他被災事業体から要請のあった事項

（経費の負担）
第７条　応援に要した経費は、原則として被災事業体の負担とする。
２　応援事業体の職員が応援の業務上第三者に損害を与えた場合、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災事業体が、また、被災事業体への往復の途中に生じたものについては当該職員の所属する応援事業体が賠償の責に任ずるものとする。
３　被災事業体が、第１項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援事業体は被災事業体からの要請に基づき、当該費用を一時立替え支弁するものとする。
４　応援職員の派遣に要する経費の負担については、各応援事業体が定める規程により算出した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲とする。

（公務災害補償に関する請求手続）
第８条　応援事業体の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に関する請求手続は、当該職員の所属する応援事業体が行うものとする。
　なお、災害の事実関係を明らかにした報告書、公務災害についての意見書等、請求に必要な書類の作成については被災事業体が協力するものとする。

（幹事の選任）
第９条　被災事業体からの応援要請の受理、次条に定める連絡会議を円滑に実施する等のため、協定事業体の中から幹事及び副幹事（以下「幹事事業体」という。）を互選により選任する。
２　幹事事業体の任期は２年とし、再選を妨げない。
３　幹事は、定期的に連絡会議を招集するものとする。

（連絡会議の開催）
第１０条　次の各号に掲げる事項等を実施するため、前条第３項の規定により、幹事事業体の幹事は毎年一回以上、定期又は随時に連絡会議を開催するものとする。
(1) 第１１条に定める情報交換
(2) 第１２条に定める本協定以外の応援等の調整
(3) 相互応援に関する情報交換及び訓練、研修等の実施
(4) その他

（情報の交換）
第１１条　協定事業体は、この協定に基づく応援活動が円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を相互に交換するものとする。

（他の地方への応援の調整等）
第１２条　災害時の広域応援に関する協定等、本協定とは別途に締結されている協定等の定めにより、又は協定事業体以外の他の工業用水道事業者等に対して応援を行う場合若しくは応援を要請する場合は、幹事事業体の幹事は第１０条に定める連絡会議を開いて協定事業者に諮った上、協定事業体を代表して、国、社団法人日本工業用水協会等と連絡をとりながら応援の連絡・調整等を行うものとする。

（施行期日）
第１３条　この協定は、平成１１年１月５日から施行する。

（その他）
第１４条　この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。
２　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を８通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成１１年１月５日

茨城県公営企業管理者	石　川　哲　夫
栃木県公営企業管理者	星　野　　章
群馬県企業管理者	廣　瀬　玉　雄
埼玉県公営企業管理者	野　沢　通　泰
千葉県工業用水道事業管理者	伊　藤　貞　雄
東京都公営企業管理者	赤　川　正　和
横浜市水道事業管理者	白　濱　英　一
川崎市工業用水道事業管理者	野　口　敞　宏

資料第147　東京消防庁相互応援協定の締結状況一覧（東京消防庁）

1　消防相互応援協定　　（平成31年4月1日現在）

都　県	市町村等	締結年月日
東京都	稲城市	昭和45. 5.18
	大島町	昭和63. 6. 2
	新島村	平成元. 3. 1
	八丈町	平成元. 6. 1
	利島村	平成元. 6. 1
	神津島村	平成元. 6. 1
	三宅村	平成元. 6. 1
	御蔵島村	平成元. 6. 1
	青ケ島村	平成元. 6. 1
神奈川県	相模原市	昭和39.12.22
	川崎市	昭和43. 8. 2
	横浜市	昭和51. 6.30
	大和市	昭和54. 1.23
千葉県	市川市	昭和42. 3. 7
	松戸市	平成18.12.15
	浦安市	平成18.12. 13
埼玉県	三郷市	昭和40. 1.23
	草加八潮消防組合	平成28.3.30
	川口市	昭和42.11.21
	埼玉西部消防組合	平成25. 4. 1
	戸田市	平成18.12. 15
	秩父広域市町村圏組合	平成 3. 2.19
	朝霞地区一部事務組合	平成10.10. 1
山梨県	上野原市	平成 2. 4.25
	東山梨行政事務組合	平成18.12.10
	大月市	平成 8. 6.28

2　中央高速道路富士吉田線消防相互応援協定

都　県	市町村等	締結年月日
神奈川県	相模原市	昭和44. 9. 1
山梨県	富士吉田市	昭和44. 9. 1
	都留市	昭和44. 9. 1
	大月市	昭和44. 9. 1
山梨県	富士河口湖町	昭和44. 9. 1
	西桂町	昭和44. 9. 1
	上野原市	昭和44. 9. 1
	富士五湖広域行政事務組合	昭和44. 9. 1

3　東京湾消防相互応援協定

都　県	市町村等	締結年月日
神奈川県	川崎市	平成 2. 5.29
	横浜市	平成 2. 5.29
千葉県	千葉市	平成 2. 5.29
	市川市	平成 2. 5.29

4　航空消防相互応援協定

⑴　大阪市　　昭和53. 3.25　締結
⑵　横浜市　　平成 7. 3.29　締結
⑶　川崎市　　平成 7. 3.29　締結
⑷　千葉市　　平成 7. 3.29　締結
⑸　仙台市　　平成 8. 1.22　締結
⑹　名古屋市　　平成 8. 1.31　締結
⑺　神戸市　　平成18.12.26　締結

5　業務協定

⑴　海上保安庁東京海上保安部　　昭和44. 8. 7　締結
⑵　運輸省東京国際空港事務所　　昭和46. 7.31　締結

6　その他の消防相互応援協定

米空軍第３７４空輸団　　平成24.10.30　締結

資料第 148　関東ブロック大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定（都住宅政策本部）

①　公益社団法人東京都宅地建物取引業協会他各県協会との協定

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県（以下「都県」という。）と、別記の宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）は、大規模広域災害（二以上の都道府県の区域にわたり被害が発生し、又は一の都道府県の区域において甚大な被害が発生し、広域的な対応が必要な災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模広域災害時において、都県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、宅建協会に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　都県は、大規模広域災害が発生し必要と認める場合、自都県に所在する宅建協会に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請するとともに、他の都県に対し、被災者への応急借上げ住宅の提供を要請することができるものとする。

２　前項の要請を受けた都県は、自都県に所在する宅建協会に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請することができるものとする。

（協力）

第３条　宅建協会は、前条の規定に基づく都県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、都県に可能な限り協力するものとする。

（都県の役割）

第４条　都県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一　応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること

二　応急借上げ住宅の借上げに関すること

三　応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること

四　応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること

五　その他関係者との調整に関すること

２　都県は、前項に掲げる業務の一部を、宅建協会に委託することができる。

（宅建協会の役割）

第５条　宅建協会は、第３条に基づき都県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一　応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

二　応急借上げ住宅として都県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に

係る確認に関すること
三　応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
四　都県からの委託を受けた業務に関すること
五　その他関係者との調整に関すること

（個別協定との関係）
第６条　この協定は、都県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、宅建協会と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

（協議）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項等については、都県及び宅建協会の協議の上定めるものとする。

（雑則）
第８条　第６条の個別協定を締結していない都県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定（第２条第２項を除く。）の規定を準用できる。

第９条　この協定は、平成２９年　３月２７日から適用する。

この協定を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自１通を保有する。

（別記）
公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会
公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会
一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会
公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会
公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会

平成２９年　３月２７日

茨城県知事　　橋　本　　昌
栃木県知事　　福　田　富　一
群馬県知事　　大　澤　正　明
埼玉県知事　　上　田　清　司
千葉県知事　　鈴　木　栄　治
東京都知事　　小　池　百合子
神奈川県知事　黒　岩　祐　治
山梨県知事　　後　藤　　斎
静岡県知事　　川　勝　平　太

公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会
会　長　　張　替　武　敏

公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会
会　長　　五十嵐　　薫

一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会
会　長　　長　井　貞　二

公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
会　長　　内　山　俊　夫

一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会
会　長　　貝　川　和　正

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
会　長　　瀬　川　信　義

公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
会　長　　坂　本　　久

公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会
会　長　　市　川　三千雄

公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会
会　長　　初　澤　宣　廣

② 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部他各県本部との協定

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県（以下「都県」という。）と、別記の全日本不動産団体都県本部（以下「不動産協会都県本部」という。）は、大規模広域災害（二以上の都道府県の区域にわたり被害が発生し、又は一の都道府県の区域において甚大な被害が発生し、広域的な対応が必要な災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模広域災害時において、都県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、不動産協会都県本部に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　都県は、大規模広域災害が発生し必要と認める場合、自都県に所在する不動産協会都県本部に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請するとともに、他の都県に対し、被災者への応急借上げ住宅の提供を要請することができるものとする。

２　前項の要請を受けた都県は、自都県に所在する不動産協会都県本部に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請することができるものとする。

（協力）

第３条　不動産協会都県本部は、前条の規定に基づく都県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、都県に可能な限り協力するものとする。

（都県の役割）

第４条　都県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一　応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること

二　応急借上げ住宅の借上げに関すること

三　応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること

四　応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること

五　その他関係者との調整に関すること

２　都県は、前項に掲げる業務の一部を、不動産協会都県本部に委託することができる。

（不動産協会都県本部の役割）

第５条　不動産協会都県本部は、第３条に基づき都県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一　応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

二　応急借上げ住宅として都県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること

三　応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること

四　都県からの委託を受けた業務に関すること

五　その他関係者との調整に関すること

（個別協定との関係）
第６条　この協定は、都県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、不動産協会都県本部と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

（協議）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項等については、都県及び不動産協会都県本部の協議の上定めるものとする。

（雑則）
第８条　第６条の個別協定を締結していない都県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定（第２条第２項を除く。）の規定を準用できる。

第９条　この協定は、平成２９年　３月２７日から適用する。

この協定を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自１通を保有する。

（別記）
公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部
公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部
公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部
公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部
公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部
公益社団法人全日本不動産協会東京都本部
公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部
公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部
公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部

平成２９年　３月２７日

茨城県知事　　橋　本　　昌
栃木県知事　　福　田　富　一
群馬県知事　　大　澤　正　明
埼玉県知事　　上　田　清　司
千葉県知事　　鈴　木　栄　治
東京都知事　　小　池　百合子
神奈川県知事　黒　岩　祐　治
山梨県知事　　後　藤　　斎
静岡県知事　　川　勝　平　太

公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部
本部長　　須　田　洋　次
公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部

本部長　　稲　川　知　法

公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部
本部長　　新　井　晴　夫

公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部
本部長　　長　島　友　伸

公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部
本部長　　森　　幸　一

公益社団法人全日本不動産協会東京都本部
本部長　　中　村　裕　昌

公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部
本部長　　秋　山　　始

公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部
本部長　　村　松　清　美

公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部
本部長　　前　田　忠　浩

③ 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益社団法人東京共同住宅協会との協定

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県（以下「都県」という。）と、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益社団法人東京共同住宅協会（以下「関係団体」という。）は、大規模広域災害（二以上の都道府県の区域にわたり被害が発生し、又は一の都道府県の区域において甚大な被害が発生し、広域的な対応が必要な災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模広域災害時において、都県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、関係団体に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　都県は、大規模広域災害が発生し必要と認める場合、自都県に所在する関係団体に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請するとともに、他の都県に対し、被災者への応急借上げ住宅の提供を要請することができるものとする。

２　前項の要請を受けた都県は、自都県に所在する関係団体に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請することができるものとする。

（協力）

第３条　関係団体は、前条の規定に基づく都県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、都県に可能な限り協力するものとする。

（都県の役割）

第４条　都県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一　応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること

二　応急借上げ住宅の借上げに関すること

三　応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること

四　応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること

五　その他関係者との調整に関すること

２　都県は、前項に掲げる業務の一部を、関係団体に委託することができる。

（関係団体の役割）

第５条　関係団体は、第３条に基づき都県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一　応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

二　応急借上げ住宅として都県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること

三　応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること

四　都県からの委託を受けた業務に関すること
五　その他関係者との調整に関すること

（個別協定との関係）
第６条　この協定は、都県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、関係団体と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

（協議）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項等については、都県及び関係団体の協議の上定めるものとする。

（雑則）
第８条　第６条の個別協定を締結していない都県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定（第２条第２項を除く。）の規定を準用できる。

第９条　この協定は、平成２９年　３月２７日から適用する。

この協定を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２９年　３月２７日

茨城県知事　　橋　本　　昌
栃木県知事　　福　田　富　一
群馬県知事　　大　澤　正　明
埼玉県知事　　上　田　清　司
千葉県知事　　鈴　木　栄　治
東京都知事　　小　池　百合子
神奈川県知事　黒　岩　祐　治
山梨県知事　　後　藤　　斎
静岡県知事　　川　勝　平　太

公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
本部長　　三　好　　修

公益社団法人東京共同住宅協会
本部長　　谷　崎　憲　一

資料第 149-①　災害時における施設使用等に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と八王子市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京都震災対策条例（平成１２年東京都条例第２０２号）第５２条第４項の規定に基づき、震災時において甲の救出及び救助の活動拠点となる乙が所有し、又は管理する土地又は家屋（以下「大規模救出救助活動拠点」という。）の円滑な使用を確保するために必要な事項を定める。

（使用施設）

第２条　甲が使用できる施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)　名称　八王子市立上柚木公園　　所在地　八王子市上柚木二丁目地内

(2)　名称　北野多目的広場　　所在地　八王子市北野町地内

(3)　名称　八王子市立富士森公園　　所在地　八王子市台町二丁目地内

(4)　名称　八王子市滝ガ原運動場　　所在地　八王子市高月町地内

（用途）

第３条　甲は、大規模救出救助活動拠点について、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）等の規定に基づき災害応急対策（甲の要請に基づき自衛隊、警察、消防等が行うものを含む。）の活動拠点として使用する。ただし、使用に当たっては、乙の業務に重大な支障を生じさせないよう配慮する。

２　改修工事等により、大規模救出救助活動拠点が前項で規定する用途に供することが困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ期間を定めた上、当該大規模救出救助活動拠点を使用しない。

（使用の通知）

第４条　甲は、大規模救出救助活動拠点の使用を決定した場合には、乙に対し、文書をもって速やかにその旨を通知する。ただし、緊急の場合で文書により要請ができないときは、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（要員の派遣）

第５条　甲は、使用する大規模救出救助活動拠点に対し、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員を派遣する。

（協力の要請）

第６条　甲が乙に協力を要請する業務は次の各号のとおりとする。

⑴　大規模救出救助活動拠点として使用するために必要な鍵及び機械警備カード（機械警備カードにより施設を開施錠する場合）の貸与

⑵　大規模救出救助活動拠点として使用可能なスペースの確保

⑶　大規模救出救助活動拠点開設に必要な資機材、被服、消耗品等の保管

⑷　その他乙の本来業務に支障のない範囲で、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第７条　第３条第１項に規定する用途に使用したことにより発生した損失の補償に要する費用は、甲が、これを負担する。

（防災訓練の実施）

第８条　乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に協力することとする。

（協議）

第９条　この協定に疑義が生じたとき又はこの協定の実施に必要な事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

（適用）

第１０条　この協定は、平成２９年　８月　１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成２９年　８月　１日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　　東京都知事　　小池　百合子

乙　　東京都八王子市元本郷町三丁目２４番１号
八王子市
代表者　　八王子市長　　石森　孝志

資料第 149-②　災害時における施設使用等に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と青梅市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京都震災対策条例（平成１２年東京都条例第２０２号）第５２条第４項の規定に基づき、震災時において甲の救出及び救助の活動拠点となる乙が所有し、又は管理する土地又は家屋（以下「大規模救出救助活動拠点」という。）の円滑な使用を確保するために必要な事項を定める。

（使用施設）

第２条　甲が使用できる施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称　青梅スタジアム　　所在地　青梅市今井五丁目地内

（用途）

第３条　甲は、大規模救出救助活動拠点について、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）等の規定に基づき災害応急対策（甲の要請に基づき自衛隊、警察、消防等が行うものを含む。）の活動拠点として使用する。ただし、使用に当たっては、乙の業務に重大な支障を生じさせないよう配慮する。

２　改修工事等により、大規模救出救助活動拠点が前項で規定する用途に供することが困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ期間を定めた上、当該大規模救出救助活動拠点を使用しない。

（使用の通知）

第４条　甲は、大規模救出救助活動拠点の使用を決定した場合には、乙に対し、文書をもって速やかにその旨を通知する。ただし、緊急の場合で文書により要請ができないときは、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（要員の派遣）

第５条　甲は、使用する大規模救出救助活動拠点に対し、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員を派遣する。

（協力の要請）

第６条　甲が乙に協力を要請する業務は次の各号のとおりとする。

⑴　大規模救出救助活動拠点として使用するために必要な鍵及び機械警備カード（機械警備カードにより施設を開施錠する場合）の貸与

⑵　大規模救出救助活動拠点として使用可能なスペースの確保

⑶　大規模救出救助活動拠点開設に必要な資機材、被服、消耗品等の保管

⑷　その他乙の本来業務に支障のない範囲で、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第７条　第３条第１項に規定する用途に使用したことにより発生した損失の補償に要する費用は、甲が、これを負担する。

（防災訓練の実施）

第８条　乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に協力することとする。

（協議）

第９条　この協定に疑義が生じたとき又はこの協定の実施に必要な事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

（適用）

第１０条　この協定は、平成２９年　８月　１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成２９年　８月　１日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都

代表者　　東京都知事　　小池　百合子

乙　　東京都青梅市東青梅一丁目１１番１号

青梅市

代表者　　青梅市長　　浜中　　啓一

資料第 149-③　災害時における施設使用等に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と狛江市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京都震災対策条例（平成１２年東京都条例第２０２号）第５２条第４項の規定に基づき、震災時において甲の救出及び救助の活動拠点となる乙が所有し、又は管理する土地又は家屋（以下「大規模救出救助活動拠点」という。）の円滑な使用を確保するために必要な事項を定める。

（使用施設）

第２条　甲が使用できる施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称　多摩川緑地公園グランド　　所在地　狛江市猪方四丁目地内

（用途）

第３条　甲は、大規模救出救助活動拠点について、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）等の規定に基づき災害応急対策（甲の要請に基づき自衛隊、警察、消防等が行うものを含む。）の活動拠点として使用する。ただし、使用に当たっては、乙の業務に重大な支障を生じさせないよう配慮する。

２　改修工事等により、大規模救出救助活動拠点が前項で規定する用途に供することが困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ期間を定めた上、当該大規模救出救助活動拠点を使用しない。

（使用の通知）

第４条　甲は、大規模救出救助活動拠点の使用を決定した場合には、乙に対し、文書をもって速やかにその旨を通知する。ただし、緊急の場合で文書により要請ができないときは、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（要員の派遣）

第５条　甲は、使用する大規模救出救助活動拠点に対し、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員を派遣する。

（協力の要請）

第６条　甲が乙に協力を要請する業務は次の各号のとおりとする。

⑴　大規模救出救助活動拠点として使用するために必要な鍵及び機械警備カード（機械警備カードにより施設を開施錠する場合）の貸与

⑵　大規模救出救助活動拠点として使用可能なスペースの確保

⑶　大規模救出救助活動拠点開設に必要な資機材、被服、消耗品等の保管

⑷　その他乙の本来業務に支障のない範囲で、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第７条　第３条第１項に規定する用途に使用したことにより発生した損失の補償に要する費用は、甲が、これを負担する。

（防災訓練の実施）

第８条　乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に協力することとする。

（協議）

第９条　この協定に疑義が生じたとき又はこの協定の実施に必要な事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

（適用）

第１０条　この協定は、平成２９年　８月　１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成２９年　８月　１日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都

代表者　　東京都知事　　小池　百合子

乙　　東京都狛江市和泉本町一丁目１番５号

狛江市

代表者　　狛江市長　　高橋　都彦

資料第 149-④　災害時における施設使用等に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と日野市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京都震災対策条例（平成１２年東京都条例第２０２号）第５２条第４項の規定に基づき、震災時において甲の救出及び救助の活動拠点となる乙が所有し、又は管理する土地又は家屋（以下「大規模救出救助活動拠点」という。）の円滑な使用を確保するために必要な事項を定める。

（使用施設）

第２条　甲が使用できる施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称　多摩川グラウンド　　所在地　日野市万願寺一丁目地先内

（用途）

第３条　甲は、大規模救出救助活動拠点について、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）等の規定に基づき災害応急対策（甲の要請に基づき自衛隊、警察、消防等が行うものを含む。）の活動拠点として使用する。ただし、使用に当たっては、乙の業務に重大な支障を生じさせないよう配慮する。

２　改修工事等により、大規模救出救助活動拠点が前項で規定する用途に供することが困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ期間を定めた上、当該大規模救出救助活動拠点を使用しない。

（使用の通知）

第４条　甲は、大規模救出救助活動拠点の使用を決定した場合には、乙に対し、文書をもって速やかにその旨を通知する。ただし、緊急の場合で文書により要請ができないときは、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（要員の派遣）

第５条　甲は、使用する大規模救出救助活動拠点に対し、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員を派遣する。

（協力の要請）

第６条　甲が乙に協力を要請する業務は次の各号のとおりとする。

⑴　大規模救出救助活動拠点として使用するために必要な鍵及び機械警備カード（機械警備カードにより施設を開施錠する場合）の貸与

⑵　大規模救出救助活動拠点として使用可能なスペースの確保

⑶　大規模救出救助活動拠点開設に必要な資機材、被服、消耗品等の保管

⑷　その他乙の本来業務に支障のない範囲で、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第７条　第３条第１項に規定する用途に使用したことにより発生した損失の補償に要する費用は、甲が、これを負担する。

（防災訓練の実施）

第８条　乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に協力することとする。

（協議）

第９条　この協定に疑義が生じたとき又はこの協定の実施に必要な事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

（適用）

第１０条　この協定は、平成２９年　８月２９日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成２９年　８月２９日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都

代表者　　東京都知事　　小池　百合子

乙　　東京都日野市神明一丁目１２番１号

日野市

代表者　　日野市長　　大坪　冬彦

資料第 149-⑤　災害時における施設使用等に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と町田市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京都震災対策条例（平成１２年東京都条例第２０２号）第５２条第４項の規定に基づき、震災時において甲の救出及び救助の活動拠点となる乙が所有し、又は管理する土地又は家屋（以下「大規模救出救助活動拠点」という。）の円滑な使用を確保するために必要な事項を定める。

（使用施設）

第２条　甲が使用できる施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称　町田市立野津田公園　　所在地　町田市野津田町２０３５番地

（用途）

第３条　甲は、大規模救出救助活動拠点について、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）等の規定に基づき災害応急対策（甲の要請に基づき自衛隊、警察、消防等が行うものを含む。）の活動拠点として使用する。ただし、使用に当たっては、乙の業務に重大な支障を生じさせないよう配慮する。

２　改修工事等により、大規模救出救助活動拠点が前項で規定する用途に供することが困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ期間を定めた上、当該大規模救出救助活動拠点を使用しない。

（使用の通知）

第４条　甲は、大規模救出救助活動拠点の使用を決定した場合には、乙に対し、文書をもって速やかにその旨を通知する。ただし、緊急の場合で文書により要請ができないときは、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（要員の派遣）

第５条　甲は、使用する大規模救出救助活動拠点に対し、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員を派遣する。

（協力の要請）

第６条　甲が乙に協力を要請する業務は次の各号のとおりとする。

⑴　大規模救出救助活動拠点として使用するために必要な鍵及び機械警備カード（機械警備カードにより施設を開施錠する場合）の貸与

⑵　大規模救出救助活動拠点として使用可能なスペースの確保

⑶　大規模救出救助活動拠点開設に必要な資機材、被服、消耗品等の保管

⑷　その他乙の本来業務に支障のない範囲で、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第７条　第３条第１項に規定する用途に使用したことにより発生した損失の補償に要する費用は、甲が、これを負担する。

（防災訓練の実施）

第８条　乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に協力することとする。

（協議）

第９条　この協定に疑義が生じたとき又はこの協定の実施に必要な事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲又は乙のいずれからも申出がないときは、この協定の有効期間を更に１年間延長するものとし、以降もこの例による。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成３１年３月３１日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　　東京都知事　　小池　百合子

乙　　東京都町田市森野二丁目２番２２号
町田市
代表者　　町田市長　　石阪　丈一

資料第 149-⑥　災害時における施設使用等に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と多摩市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京都震災対策条例（平成１２年東京都条例第２０２号）第５２条第４項の規定に基づき、震災時において甲の救出及び救助の活動拠点となる乙が所有し、又は管理する土地又は家屋（以下「大規模救出救助活動拠点」という。）の円滑な使用を確保するために必要な事項を定める。

（使用施設）

第２条　甲が使用できる施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称　多摩市立陸上競技場　　所在地　多摩市諏訪四丁目９番地

（用途）

第３条　甲は、大規模救出救助活動拠点について、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）等の規定に基づき災害応急対策（甲の要請に基づき自衛隊、警察、消防等が行うものを含む。）の活動拠点として使用する。ただし、使用に当たっては、乙の業務に重大な支障を生じさせないよう配慮する。

２　改修工事等により、大規模救出救助活動拠点が前項で規定する用途に供することが困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ期間を定めた上、当該大規模救出救助活動拠点を使用しない。

（使用の通知）

第４条　甲は、大規模救出救助活動拠点の使用を決定した場合には、乙に対し、文書をもって速やかにその旨を通知する。ただし、緊急の場合で文書により要請ができないときは、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（要員の派遣）

第５条　甲は、使用する大規模救出救助活動拠点に対し、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員を派遣する。

（協力の要請）

第６条　甲が乙に協力を要請する業務は次の各号のとおりとする。

⑴　大規模救出救助活動拠点として使用するために必要な鍵及び機械警備カード（機械警備カードにより施設を開施錠する場合）の貸与

⑵　大規模救出救助活動拠点として使用可能なスペースの確保

⑶　大規模救出救助活動拠点開設に必要な資機材、被服、消耗品等の保管

⑷　その他乙の本来業務に支障のない範囲で、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第７条　第３条第１項に規定する用途に使用したことにより発生した損失の補償に要する費用は、甲が、これを負担する。

（防災訓練の実施）

第８条　乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に協力することとする。

（協議）

第９条　この協定に疑義が生じたとき又はこの協定の実施に必要な事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲又は乙のいずれからも申出がないときは、この協定の有効期間を更に１年間延長するものとし、以降もこの例による。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成３１年４月１日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　　東京都知事　　小池　百合子

乙　　東京都多摩市関戸六丁目１２番１号
多摩市
代表者　　多摩市長　　阿部　裕行

資料第150-1　都医師会等との協定（都福祉保健局）

①都医師会「災害時の医療救護活動についての協定書」

東京都（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都医師会（以下「乙」という。）は、昭和５１年８月１７日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」について、下記のとおり改める。

（総則）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年１１月１５日法律第２２３号）、災害救助法（昭和２２年１０月１８日法律第１１８号）及び東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

２　甲は、災害対策基本法、災害救助法、東京都地域防災計画及び区市町村地域防災計画に基づき区市町村が行う医療救護活動について、災害対策の広域性、連続性に鑑み、本協定に準じて地区医師会の協力を受けて実施できるよう、区市町村と必要な調整を行う。

３　乙は、前項の定めによる区市町村の医療救護活動が円滑に行われるよう、地区医師会と必要な調整を行う。

（災害医療救護計画の提出）

第２条　乙は、災害対策基本法第６条に基づく防災に関する計画について、東京都地域防災計画の修正があった場合等、必要に応じて見直しを行い、甲に提出する。

（医療救護班の派遣）

第３条　甲は、下記の医療救護活動を実施するため、必要と認めた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請する。

（１）災害対策基本法、災害救助法又は東京都地域防災計画等に基づき、甲及び区市町村が行う、東京都内における医療救護活動

（２）災害対策基本法第８条第２項１２号による相互応援協定若しくは同法第７４条第１項に基づく要請又は災害救助法第１４条に基づく指示があった場合等の東京都外における医療救護活動

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の防災に関する計画等に基づき医療救護班を編成し、派遣する。

３　第１項の定めによる医療救護班の構成人数は、次のとおりとする。

（１）医師（必須）　１名

（２）看護師　１名

（３）その他事務補助　１名

なお、必要に応じ、甲乙協議の上、職種及び人数について変更することができる。

４　医療救護班の派遣期間は、甲乙協議の上、決定する。

（医療救護班の活動場所）

第４条　医療救護班は、医療救護所、避難所、医療機関、医療対策拠点又は医療救護活動拠点等において、医療救護活動を実施する。

（医療救護班の業務等）

第５条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）傷病者に対するトリアージ

（２）傷病者に対する応急処置及び医療

（３）傷病者の収容医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定

（４）死亡の確認及び遺体の検案への協力

（５）助産救護
（６）その他、甲乙協議の上、必要と認められる業務
２　医療救護班は、派遣期間中、甲に対して活動内容を適宜報告するとともに、派遣期間が終了する際に、必要に応じて、次の医療救護班等に活動内容等の引き継ぎを行う。
３　甲及び乙は、医療救護活動に必要な情報を収集し、相互に情報を共有するとともに、医療救護班への伝達に努める。
（指揮命令）
第６条　医療救護班の活動場所は、次の者が指示する。
（１）東京都内における医療救護活動の場合、甲及び区市町村が指示する。
（２）東京都外における医療救護活動の場合、道府県又は市町村等の行政機関が指示する。
２　医療救護班は、その業務内容等について、前項に規定する者に加え、活動場所における指揮者等の指示に従う。
３　甲は、必要に応じて、医療救護班の活動場所、業務内容等について、前２項に規定する者と調整を行うなど、医療救護班に対し、必要な支援を行う。
（医療救護班の移動等）
第７条　医療救護班の移動手段、宿泊先及び食糧の確保は、原則として次のとおりとする。
（１）東京都内における医療救護活動の場合、医療救護班自らが確保する。
（２）東京都外における医療救護活動の場合、移動手段及び宿泊先は甲が確保し、食糧は医療救護班自らが確保する。
ただし、緊急の場合又はこれにより難い場合は、甲乙協議の上、決定する。
（医薬品等の確保）
第８条　医療救護班が使用する医薬品及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）の確保は、次のとおりとする。
（１）東京都内における医療救護活動の場合、活動場所に提供されるもの又は甲が備蓄するものを使用し、必要に応じて、医療救護班が携行する医薬品等を使用する。
　　なお、甲が備蓄する医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
（２）東京都外における医療救護活動の場合、活動場所に提供されるものを使用し、必要に応じて、医療救護班が携行する医薬品等を使用する。
（医療費）
第９条　次項に定める場合を除く、医療救護所、避難所等における医療費は、無料とする。
２　医療機関における医療費は、原則として患者負担とし、保険診療等によるものとする。
（合同訓練）
第10条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当する。
（費用弁償等）
第11条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施し、また、甲が実施する合同訓練に参加した場合に要する次の経費は、甲が負担する。
（１）医療救護班の編成、派遣に要する経費
（２）医療救護班の移動、宿泊及び食糧における実費弁償
（３）医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
（４）医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、障害の状態となったとき又は死亡した場合の損害補償

ただし、合同訓練に参加した場合に要する経費のうち、（２）の近接地（職員の旅費に関する条例第２条第３項に規定する近接地を指す。）における移動並びに宿泊費及び食事に要する経費については、甲の負担の対象外とする。

２　医療救護活動を実施する際の費用弁償等については、災害救助法の定めにより行い、前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定める。

なお、災害救助法の適用を受けない期間及び地域において医療救護活動を行った場合も、この条に準じて、甲が費用弁償等を行う。

（協議会への参画）

第12条　この協定の円滑な実施等を図るため、乙は、甲が設置する災害医療に関する協議会等に参画する。

（細目）

第13条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第14条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第15条　この協定の有効期間は、協定書締結日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲乙から申出がないときは、更に１年延長され、以降この例による。

なお、本協定書について、甲乙協議の上、適宜必要な見直しを行う。

甲と乙は、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成２９年４月１日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
東京都知事　小　池　百　合　子

乙　東京都千代田区神田駿河台二丁目５番地
公益社団法人東京都医師会
会　長　尾　﨑　治　夫

② 都歯科医師会「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」

東京都（以下「甲」という。）と社団法人東京都歯科医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の歯科医療救護活動についての協定書（平成８年２月１日）の全部を次のように改正する。

（総　　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第２条　甲は、東京都地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第３条　乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

⑴　歯　科　医　師
⑵　歯科衛生士又は歯科技工士等　　若干名
⑶　その他の補助事務

（歯科医療救護班の活動場所）

第４条　乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第５条　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

⑴　歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
⑵　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
⑶　避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
⑷　検死・検案に際しての法歯学上の協力

（指揮命令）

第６条　歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第７条　乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第８条　乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

２　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（医療費）

第９条　救護所における医療費は、無料とする。

（合同訓練）

第10条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の

一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第11条　甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

⑴　歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア　歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ　歯科医療救護班が持参した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ　歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合

⑵　合同訓練時における歯科医療救護活動の前⑴に係る経費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（災害医療運営連絡会への参画）

第12条　乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する東京都災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

（細　　目）

第13条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協　　議）

第14条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を２通を作成し、双方記名押印の上、その１通を保有する。

平成１１年6月２８日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

甲　　東　京　都

代表者　　東京都知事　　石　原　慎太郎

東京都千代田区九段北四丁目１番２０号

乙　　社団法人東京都歯科医師会

代表者　　会　　長　　西　村　　誠

③　都薬剤師会「災害時の救護活動に関する協定書」

東京都を「甲」とし、公益社団法人東京都薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）及び東京都地域防災計画（以下「都防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　甲は、法、都防災計画及び区市町村地域防災計画に基づき区市町村が行う医療救護について、本協定に準じて地区薬剤師会の協力を受けて実施できるよう必要な調整を行うものとする。

３　乙は、地区薬剤師会に対し、前項の定めによる区市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（薬剤師班の派遣）

第２条　甲は、法第５条の２、第８条第２項第１２号、第７４条第１項又は都防災計画に基づき、都内区市町村又は道府県市等において、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第３条　乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤師班の活動場所）

第４条　薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）

第５条　薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

（１）　救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導

（２）　救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

（業務の指示）

第６条　薬剤師班が行う医療救護活動は、原則として被災自治体災害対策本部の指示による。

（薬剤師班の輸送）

第７条　甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給・輸送）

第８条　薬剤師班が使用する医薬品等は、甲がその供給について必要な措置をとるものとする。

２　救護所等において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲がその供給について必要な措置をとるものとする。

３　医薬品等の輸送は、甲が必要な措置をとるものとする。

（調剤費）
第９条　救護所における調剤費は、無料とする。

（合同訓練）
第10条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

（費用弁償等）
第11条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
（１）薬剤師班の編成、派遣に伴うもの
　　ア　薬剤師班の編成、派遣に要する経費
　　イ　薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
　　ウ　薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
（２）合同訓練時における医療救護活動の前（１）に係る経費
２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（災害医療運営連絡会への参画）
第12条　乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する東京都災害医療運営連絡会に参画するものとする。

（細目）
第13条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）
第14条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（附則）
１　この協定は、平成２０年７月１７日から施行する。
２　平成８年２月１日に締結された協定は、これを廃止する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保管する。

平成２０年７月１７日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東　京　都
代表者　東 京 都 知 事　　石 原　慎 太 郎

東京都千代田区神田錦町一丁目２１番地
乙　公益社団法人　東京都薬剤師会
代表者　会　　長　　桑 原　辰　嘉

資料第151　災害時における血液製剤の供給業務に関する協定（都福祉保健局）

東京都を「甲」とし、日本赤十字社東京都支部を「乙」とし、財団法人献血供給事業団を「丙」として、甲乙丙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における血液製剤の確保業務に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（要請）
第２条　甲は、災害時において血液製剤の供給の必要が生じたときは、乙及び丙に対し、血液製剤の供給を要請するものとする。
（要請事項の措置等）
第３条　乙及び丙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。
（血液製剤の範囲）
第４条　甲が供給を要請する血液製剤の範囲は次のとおりとする。
医療救護活動に必要となる輸血用血液及び血しょう分画製剤
（搬送体制）
第５条　血液製剤の搬送は、乙及び丙が密接な連携の下に行うものとする。ただし、甲は、乙及び丙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、必要な措置を講じるものとする。
（費用弁償）
第６条　第２条の規定により供給された血液製剤について、甲は、その実費を負担するものとする。
（協議）
第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

甲と乙と丙とは、本協定書を３通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成１５年７月１日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都知事　石原　慎太郎

東京都新宿区大久保一丁目２番１５号
乙　日本赤十字社東京都支部
副支部長　田中　順一郎

東京都渋谷区広尾四丁目１番３１号
丙　財団法人　献血供給事業団
理事長　青木　繁之

資料第 152　災害時における愛護動物の救護活動についての協定書（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と社団法人東京都獣医師会（以下「乙」という。）とは、東京都域において大規模な災害が発生した場合に、被災した愛護動物の救護を図り、もって都民生活の安定に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画等に基づき、災害時において甲及び乙が協力して実施する愛護動物の救護活動（以下「活動」という。）に関し、必要な事項を定める。

（対象動物）

第２条　活動の対象となる動物は、被災地域内の犬、ねこ等の愛護動物（以下「被災動物」という。）とする。

（活動内容）

第３条　活動の内容は、次に掲げる事項とする。

一　動物救援本部の設置及び運営管理に関すること。

二　被災動物の救護及び応急処置に関すること。

三　その他必要な災害応急業務に関すること。

（活動要請等の手続）

第４条　甲は、活動の要請が必要であると認めるとき、又は被災区市町村からの活動の要請を受け、活動が必要と認めるときは、乙に対し活動を要請するものとする。

２　前項に定める甲の活動要請は、次に掲げる事項を記載した別記様式１によるものとする。ただし、事態が緊迫して、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行い、事後、速やかに文書を送付するものとする。

一　要請理由

二　要請内容

三　活動の場所

四　活動の期日又は期間

五　その他必要な事項

３　甲は、第１項の規定による活動の要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に別記様式２により通知するものとし、また、その活動が必要でなくなったときは、速やかに別記様式３により乙に通知するものとする。

（活動の履行）

第５条　乙は、活動の要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

２　甲と乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

（平常時の対応等）

第６条　甲は、災害時に区市町村で行われる活動について、区市町村と乙の会員とが相互協力のもと円滑に活動を実施できるよう平常時から必要な調整を行うものとする。

２　乙は、平常時から乙の会員に対し本協定の普及及び啓発に努め、災害時において乙の会員が区市町村と円滑に活動を実施できるよう必要な調整を行うものとする。

３　甲及び乙は、活動の円滑な実施を図るため、平常時から定期的な連絡会を開催する。

（負担）

第７条　乙は、原則として甲に活動に要する経費負担を求めないものとする。

（資材等の調達・搬送）

第８条　甲は、乙の実施する活動に必要な資材等の調達及び搬送について、必要な措置を講じるものとする。

（損害補償）

第９条　第４条の規定に基づき、甲が要請した活動に従事した乙の会員がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲は、次に掲げる場合を除き、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）又は災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和３８年東京都条例第３８号）の規定に準じて、その者又はその者の遺族若しくは被扶

養者に対する損害補償を行うものとする。
一　当該損害が当該乙の会員の故意又は重大な過失により生じた場合
二　当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
三　当該乙の会員等が他の制度等により補償を受ける場合
２　第４条に基づき、甲が要請した活動に従事した乙の会員が第三者に損害を与えた場合、当該第三者の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償にあたる。
（活動の終了）
第１０条　乙は、活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。
２　乙は、活動を終了したときは、速やかに次の事項を記載した別記様式４により、甲に報告するものとする。
一　活動の具体的内容
二　活動の実施期間
三　前各号に掲げるもののほか、必要な事項
（合同訓練）
第１１条　乙は、甲から要請があつた場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。
（連絡体制）
第１２条　この協定の運用等に関しての連絡窓口は、甲にあっては東京都福祉保健局健康安全部環境衛生課、乙にあっては社団法人東京都獣医師会事務局とする。
２　甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。
（細目）
第１３条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。
（協議）
第１４条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。
（協定の期間及び更新）
第１５条　この協定の期間は、協定書締結日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、協定期限の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は１年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年３月１５日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都知事　　石　原　　慎　太　郎

乙　東京都港区南青山一丁目１番１号
社団法人　東京都獣医師会会長
村　中　　志　朗

資料第153　災害時等における放送要請に関する協定（都政策企画局）

①「災害時等における放送要請に関する協定」

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第20条の規定に基づき、東京都知事（以下「甲」という。）が日本放送協会（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。
（放送の要請）
第２条　甲は、災害対策基本法第55条の規定による通知又は要請が公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めることができる。
２　前項の規定は甲が、大規模地震対策特別措置法第９条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めるときに準用する。
（要請の手続）
第３条　甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
⑴　放送要請の理由
⑵　放送事項
⑶　その他必要な事項
（放送の実施）
第４条　乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど自主的に決定し、放送する。
（連絡責任者）
第５条　第３条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくこととする。
（雑　　則）
第６条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。
第７条　この協定は、昭和55年12月１日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各１通を保有する。

昭和55年12月 1日

甲　東京都知事　　鈴　木　俊　一
乙　日本放送協会会長　　坂　本　朝　一

同文の協定

昭和55年12月１日	乙	株式会社東京放送取締役社長	山　西　由　之
	乙	株式会社文化放送取締役社長	岩　本　政　敏
	乙	株式会社ニッポン放送取締役社長	石　田　達　郎
	乙	株式会社ラジオ関東取締役社長	遠　山　景　久
	乙	株式会社エフエム東京取締役社長	大　野　勝　三
	乙	日本テレビ放送網株式会社取締役社長	小林　与三次
	乙	株式会社フジテレビジョン取締役社長	浅　野　賢　澄
	乙	全国朝日放送株式会社取締役社長	高　野　　信
	乙	株式会社東京12チャンネル取締役社長（現　株式会社テレビ東京）	中　川　　順
昭和56年１月10日	乙	株式会社日本短波放送取締役社長（現　株式会社　日経ラジオ社）	安　藤　　蕃
平成２年７月30日	乙	株式会社エフエムジャパン取締役社長	曾　山　克　巳

同文の協定

平成８年１月31日	甲	東　京　都　知　事	青　島　幸　男
	乙	東京ﾒﾄﾛﾎﾟﾘﾀﾝﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ 株式会社取締役社長	藤　森　鐵　雄
平成８年４月30日	乙	ｴﾌｴﾑｲﾝﾀｰｳｪｰﾌﾞ株式会社取締役社長	竹　内　經　輝

②「災害時等における放送要請に関する協定実施細目」

（趣　　旨）
第１　　この実施細目は、「災害時等における放送要請に関する協定」（昭和55年12月１日締結。以下「協定」という。）第６条の規定に基づき放送要請の実施に関し必要な事項を定める。
（要請の依頼先）
第２　都各局等は、協定第２条にいう事態において放送機関に放送を求める必要がある場合は、総務局指令情報部（災害対策本部の設置前においては、総務局災害対策部。以下同じ。）に対し要請依頼する。
２　災害対策本部設置前の夜間及び休日等において要請する場合は、夜間防災連絡室に対し要請依頼する。
（放送要請手続の指示等）
第３　総務局指令情報部は、都各局等から要請があった場合又は災害時において緊急を要する通信のため特に必要と認めた場合は、知事本部局政策部（災害対策本部の設置前においては、知事本部局政策部。以下同じ。）に対し放送要請手続きをとるよう指示する。
２　夜間防災連絡室は、災害対策本部設置前の夜間及び休日等において都各局等から要請があった場合は、原則として総務局災害対策部応急対策課長に連絡する。連絡を受けた同課長は、知事本部局政策部報道課長と協議し、放送要請手続きをとる。
（要請文の作成・協議）
第４　知事本部局政策部は、総務局指令情報部と協議のうえ要請文（別記第１号様式）を作成する。
（放送要請の決定）
第５　放送要請は、本部長（知事）が決定する。
（要請文の伝達方法）
第６　知事本部局政策部は、総務局指令情報部に対し要請文の各放送機関への伝達を依頼する。
２　総務局指令情報部は、別表により無線一斉通報（音声及びファクシミリ）にて各放送機関へ伝達する。
（知事等の直接放送）
第７　知事等が、テレビ・ラジオで直接都民に呼びかける場合（生放送）は、原則として、映像スタジオ（第１本庁舎５階）で行う。
（区市町村の放送要請）
第８　区市町村が災害対策基本法第57条に基づき放送要請を行う場合は、原則として都を経由（知事に要請依頼）するものとする。ただし、都との通信途絶など特別の事情がある場合は、区市町村は放送機関に対し直接、要請することができるものとする。この場合、区市町村は事後すみやかに都に報告するものとする。
２　都に対し要請依頼する場合の要請依頼先は、前記第２に準じることとし、要請依頼文は別記第２号様式により行うこととする。
（放送機関の対応）
第９　都から放送要請を受けた各放送機関は、放送の形式、内容、時刻等をそのつど自主的に決定し放送する。
２　各放送機関は、前記第８但し書による区市町村からの直接要請があった場合についても可能な限り放送するものとする。
３　各放送機関は、放送の日時等について、すみやかに知事本部政策部へ報告する。
（都庁記者クラブ等への発表）
第10　知事本部局長（災害対策本部の設置前においては、知事本部長）は放送要請を行うときは、各放送機関への伝達と同時に都庁記者クラブ等にその旨を発表する。

（附　　則）
この実施細目は昭和60年９月１日（60情報庶第　96号）から施行する。
一部改正　　昭和63年４月１日（62情報庶第 706号）
一部改正　　平成２年８月１日（２情報庶第 240号）
一部改正　　平成４年６月１日（４情報総第　５号）
一部改正　　平成８年７月16日（８政政総第　６号）
一部改正　　平成13年８月20日（13知政報第８６号）

資料第 154　災害時における東京都災害備蓄倉庫での荷役作業等に関する協定（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会（以下「乙」という。）は、東京都内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、東京都災害備蓄倉庫（以下「倉庫」という。）での荷役作業等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時において、災害応急対策用貨物自動車供給契約書に基づき乙が提供した車両等で緊急物資を迅速に輸送するために、甲が乙に倉庫での荷役作業等の協力を求める場合において、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）甲が指定する別表に定める倉庫での荷役作業

（２）その他甲が必要とする業務

（費用負担）

第３条　この協定に基づき、乙が業務の遂行に要した経費については、甲が負担する。

２　甲が負担する経費は、災害直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上決定する。

（費用の請求及び支払）

第４条　乙は、業務終了後、前条に定める経費を甲に請求する。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求の日から起算して３０日以内に費用を支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、その措置が講じられた後速やかに支払う。

（事故等）

第５条　乙は、業務の実施に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（従事者及び第三者に対する責任）

第６条　乙は、本協定による業務の遂行に際し、乙の責に帰する事由により業務に従事した者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（災害補償）

第７条　甲は、本協定により業務に従事した者が、本業務において本人の責に帰さない事由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和３８年東京都条例第３８号）に定めるところに準じてその損害を補償する。

（有効期間）

第８条　協定期間は平成２４年１１月１日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに甲乙から申出がないときは、更に１年間延長され、以降

この例による。

（協議）

第９条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２４年１０月３１日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

甲　東京都

代表者　東京都知事　石原　慎太郎

東京都新宿区四谷三丁目１番８号

乙　社団法人東京都トラック協会

代表者　会長　大髙　一夫

別表（第２条関係）　　東京都災害備蓄倉庫

名称	所在地
毛利倉庫	東京都江東区毛利二丁目１番１２号
北烏山倉庫	東京都世田谷区北烏山七丁目２番及び八丁目１番
塩浜倉庫	東京都江東区塩浜二丁目２６番１３号
船橋倉庫	東京都世田谷区船橋四丁目４１番１７号
西新小岩倉庫	東京都葛飾区西新小岩二丁目１番
白鬚東倉庫	東京都墨田区堤通二丁目８番１４号、７番１３号、６番８号、５番５号及び４番３号
城南大橋第二倉庫	東京都大田区東海三丁目４番
南千住倉庫	東京都荒川区南千住六丁目４５番４１号
麻布十番駅地下倉庫	東京都港区麻布十番一丁目２番地先から３番地先
清澄白河駅地下倉庫	東京都江東区三好一丁目８番地先から１番地先
立川地域防災センター倉庫	東京都立川市緑町３２３３番地の２
多摩広域防災倉庫	東京都立川市緑町３２５６番地の５
都庁第二本庁舎倉庫	東京都新宿区西新宿二丁目８番１号　都庁第二本庁舎
テレコムセンター倉庫	東京都江東区青海二丁目５番１０号
葛飾区倉庫	東京都葛飾区立石五丁目１３番１号　葛飾区役所
西多摩福祉事務所倉庫	東京都青梅市河辺町六丁目４番１号　青梅合同庁舎

資料第155　災害対策用車両供給協定書（都水道局）

東京都水道局(以下「甲」という。)と、東京都庁輸送事業協同組合(以下「乙」という。)とは、次の条項により東京都地域防災計画に基づく災害応急対策に必要な車両の供給に関し、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第一条　この協定書は、東京都域内において、地震、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急対策に必要な車両の供給について定め、もって応急給水及び配水管等の水道施設の応急復旧を図ることを目的とする。

(車両)

第二条　この協定書により定める車両とは、次のものをいう。

(1)　貨物自動車(2～10トン車)

(2)　貨物自動車(ライトバン、ワゴン車)

(3)　クレーン車及びユニック車

(4)　その他(必要に応じて別途協議)

(配車台数)

第三条　乙が災害時に甲に優先供給する車両台数は、おおむね次のとおりとする。

(1)　貨物自動車(2～4トン車)　2トン車250台　4トン車30台

(2)　貨物自動車(ライトバン、ワゴン車)　20台

(3)　クレーン車及びユニック車(4トン)　40台

(料金)

第四条　甲が使用した車両に係る料金は、甲が負担するものとし、その額は乙が提出した運賃率表又は、国土交通省が定めた(平成11年3月26日自貨第39号通達。)運賃率表の時間制運賃率の基準運賃(運賃割り増し率を含む。)に10パーセント相当額を加算したものとする。

2　甲が特に時間を指定しない限り、8時間制運賃によるものとする。

3　車庫待ち料金その他運賃率表に定めのない事項については、別紙「災害対策用車両車庫待ち料金等について」によるものとする。

4　第1項の規定にかかわらず、運賃率表の内容が変更されたときは、乙は甲へ運賃率表を提出する。

(有料道路等)

第五条　甲の使用する車両が有料道路又は有料の駐車場(以下「有料道路等」という。)を使用した場合においては、甲は、乙が支払った当該有料道路等の使用料を負担する。

(料金の請求)

第六条　乙は、甲の発行した車両使用の指示書及び有料道等の領収書を取りまとめて甲に提出し、甲の承認を受けた後、運賃、車庫待ち料金及び有料道路等の使用料金(以下「運賃、料金等」という。)を請求するものとする。

2　甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、運賃、料金等を支払わなければならない。

(損害賠償)

第七条　車両の運行に際し、甲乙はそれぞれの責めに帰する理由により、甲又は乙、及び第三者に損害を与えたときは、甲又は乙はその賠償の責めを負うものとする。

第八条　甲は、使用中の車両の運転者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例(昭和38年東京都条例第38号)」に定めるところに準じ、その損害を補償する。

2　前項の定めにかかわらず、当該運転者が他の法令による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価額の限度において損害賠償の責めを免れる。

(期間)

第九条　この協定の期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1箇月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例による。

(連絡体制等の通知)

第十条　甲及び乙は、連絡の体制及び方法について、本協定締結後直ちに相互に通知するものとする。

2　甲及び乙は、連絡の体制を年度当初に相手方に通知するものとする。

3　乙は、乙に属する組合員の名簿及びその保有車両内訳について、年度当初に甲に提出するものとする。

(その他)

第十一条　この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成25年3月15日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲　東京都
代表者　公営企業管理者
東京都水道局長　増子　敦

東京都新宿区新宿四丁目3番15号
乙　東京都庁輸送事業協同組合
代表理事　古屋芳彦

災害対策用車両車庫待ち料金等について

1　車庫待ち料金

運賃率表に定める時間制運賃率の基準運賃の基礎額(4時間制を特約した場合は4時間制の基礎額、その他の場合は8時間制の基礎額)に7割を乗じて得た額とし当該車庫待ち時間が運賃率表に定める時間加算額(8時間の場合に限る)、深夜・早朝割増又は休日割増(以下、「加算額等」という)に該当する場合は、上記基礎額に加算額等を加えた額に7割を乗じて得た額とする。

2　車庫待ちから出庫した場合の運賃及び料金

車庫待ち料金と出庫の運賃をそれぞれ算出の上合算する。

3　荒天候時の運賃

荒天候その他これに類する状況下において出庫した場合は、運賃率表に定める時間制運賃率の基礎運賃(運賃割増率を含む)の3割を最高限度とした金額を加算する。

4　その他

(1) 車庫待ちから出庫した場合は、当該車庫待ちは以後解除されたものとする。

(2) 車庫待ちからの出庫の場合、着車に要する時間等は出荷稼働とする。

資料第 156　災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書（都総務局）

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）並びに茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、山梨県知事、長野県知事、さいたま市長、千葉市長、横浜市長、川崎市長、相模原市長、独立行政法人水資源機構理事長、東日本高速道路株式会社関東支社長、中日本高速道路株式会社東京支社長、中日本高速道路株式会社八王子支社長及び首都高速道路株式会社代表取締役社長（以下これらを総称して「乙」という。）と一般社団法人日本建設業連合会関東支部長（以下「丙」という。）は、災害時における災害応急対策業務及び建設資材等の調達（以下「業務等」という。）に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第１条　　本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象等により生ずる災害及び予測できない災害が発生、又はそのまま放置すれば直ちに災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の対象）

第２条　　業務等の対象は、甲若しくは甲の所掌する事務所及び管理所（以下「甲の事務所等」という。）の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関及び事務所等（以下「乙の地方機関等」という。）の長が、管理中又は施工中の公共施設（高速道路会社にあっては自社施設を含む。）とする。

２　前項に規定する対象以外であっても、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長が、特に必要と判断し、第３条、第４条又は第６条の規定により、丙に業務等を要請した場合は、丙及び丙の会員は、特別な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

（災害応急対策業務）

第３条　　甲又は乙は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、丙に災害応急対策業務の実施を要請するものとする。

２　甲又は乙は、前項の規定により災害応急対策業務の実施に向けて出動を要請する丙の会員を特定するため、別に定める様式により、丙の会員の使用可能な建設機械、資材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する情報」という。）の収集及び報告を、丙に要請するものとする。

3　丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに、第１項の規定により要請を受けた災害応急対策業務に応じるための丙の会員の資機材及び人員に関する情報を収集し、当該要請をした甲又は乙に報告するものとする。

ただし、関東地方整備局管内（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県）で震度６弱以上の地震が発生した場合、丙は、前項の規定によらず、資機材及び人員に関する情報の収集を開始するものとする。

4　甲又は乙は、前項の規定により報告を受けた丙の会員の資機材及び人員に関する情報により、災害応急対策業務を実施する丙の会員を特定し、出動を要請するものとする。

5　甲又は乙は、前項の規定により出動を要請する丙の会員を特定した場合は、その内容を丙に通知するものとする。

6　丙の会員は、甲又は乙から第４項の規定により出動の要請があった場合、出来る限り速やかに、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示により、災害応急対策業務を実施するものとする。

（建設資材等調達）

第４条　甲又は乙は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、別に定める様式にて、丙に建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。

2　丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに建設資材等の在庫情報を収集し、甲及び当該要請をした乙に報告するものとする。

3　甲又は乙は、前項の規定により報告される建設資材の在庫情報により、丙に調達の具体的な内容を指示するものとする。

4　丙は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、出来る限り速やかに、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示する場所へ、調達した建設資材等を運搬するものとする。

（連絡体制の整備等）

第５条　甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制（丙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を保有するものとする。

2　丙は、丙の会員への連絡体制及び丙の会員が有する技術者、建設機械、建設資材等（以下「要員・資 ~~機~~材等」という。）の数を把握し、また、災害時における建設資機材等の確保、運搬及び人員確保の方法について定め、毎年４月末までに甲及び乙に報告するものとする。

3　丙の会員は、災害時において迅速に業務等ができるよう、要員・資 ~~機~~材等の確

保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。

（大規模災害時等の場合）

第６条　甲は、複数の都県又は政令指定都市にわたる広域的な大規模災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時等」という。）は、第３条及び第４条の規定にかかわらず、乙が行う丙への要請に対して、秩序ある業務の遂行のため必要な調整を行うことができるものとする。

この場合、乙が第３条及び第４条の規定により行う丙への要請は、甲を通じて一元的に行うものとする。なお、甲又は丙は、乙の業務等の要請を一元的に行う場合は乙に連絡するものとする。

２　前項の規定により甲が一元的に実施を要請する業務等については、関係する乙又は乙の地方機関等の長が、第３条第６項並びに第４条第３項及び第４項の指示を行うものとする。

（本協定の効力）

第７条　本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等と丙が締結する同じ目的の協定を妨げるものではないが、大規模災害時等においては、本協定を優先するものとし、甲は、第６条の規定により必要な調整を行うことができるものとする。

また、本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等が締結する他団体との同じ目的の協定（災害応急対策業務等に関する協定）を妨げるものではない。

（契約の締結）

第８条　甲若しくは甲の事務所等の長及び乙若しくは乙の地方機関等の長は、第３条の規定により丙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、丙の会員と当該出動の内容に係る契約を締結するものとし、第４条の規定により丙に調達を要請したときは、遅滞なく、丙と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。

２　第６条の規定により甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、業務等を必要とした乙若しくは乙の地方機関等の長が、遅滞なく、当該業務に係る契約を丙の会員と締結するものとし、調達については丙と契約を締結するものとする。

（訓練の実施）

第９条　甲、乙又は丙は、防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、甲、乙、丙相互のスキルアップ及び協力体制の充実･強化を図るものと

する。

（有効期限）

第10条　　本協定の有効期間は、協定締結日から平成２９年３月３１日までとする。
ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

（損害の報告）

第11条　　丙又は丙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び建設資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後、遅滞なく、書面により、その状況について、当該業務等を要請した機関に報告するとともに、その措置について当該業務等を要請した機関と協議して、定めるものとする。また、第６条の規定により甲が一元的に丙に要請した業務等については、当該業務等を必要とした乙又は乙の地方機関等の長に対して同様の報告及び協議を行うものとする。

（その他）

第12条　　本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書２１通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、各々１通を保有するものとする。

平成３０年 ３月２８日

甲　埼玉県さいたま市中央区新都心２－１
国土交通省　関東地方整備局長　　石　川　雄　一

乙　茨城県水戸市笠原町９７８番６
茨 城 県 知 事　　橋　本　　昌

栃木県宇都宮市塙田１丁目１番２０号
栃 木 県 知 事　　福　田　富　一

群馬県前橋市大手町１丁目１番１号
群 馬 県 知 事　　大　澤　正　明

埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号
埼 玉 県 知 事　　上　田　清　司

千葉市中央区市場町１番１号
千 葉 県 知 事　　鈴　木　栄　治

東京都新宿区西新宿２丁目８番１号
東 京 都 知 事　　舛　添　要　一

神奈川県横浜市中区日本大通１番地
神 奈 川 県 知 事　　黒　岩　祐　治

山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山 梨 県 知 事　　後　藤　　斎

長野県長野市大字南長野字幅下６９２番地の２
長 野 県 知 事　　阿　部　守　一

埼玉県さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さ い た ま 市 長　　清　水　勇　人

千葉県千葉市中央区千葉港１番１号
千 葉 市 長　　熊 谷 俊 人

神奈川県横浜市中区港町１番１号
横 浜 市 長　　林　 文 子

神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地
川 崎 市 長　　福 田 紀 彦

神奈川県相模原市中央区中央２丁目１１番１５号
相 模 原 市 長　　加 山 俊 夫

埼玉県さいたま市中央区新都心１１番地２
独立行政法人水資源機構 理事長　　甲 村 謙 友

埼玉県さいたま市大宮区桜木町１丁目１１番２０号
東日本高速道路株式会社　関東支社長　　横 山 正 則

東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
中日本高速道路株式会社　東京支社長　　高 松 隆 久

東京都八王子市宇津木町２３１番地
中日本高速道路株式会社 八王子支社長　　飯 塚 徹 也

東京都千代田区霞ヶ関１丁目４番１号
首都高速道路株式会社 代表取締役社長　　菅 原 秀 夫

丙　東京都中央区八丁堀２－５－１　東京建設会館
　　一般社団法人　日本建設業連合会 関東支部長　坂　本　好　謙

（１都８県知事、５政令指定都市市長、ＮＥＸＣＯ東、
　ＮＥＸＣＯ中東京・八王子支社、首都高速、水資源機構　の１９者）

資料第157　日本赤十字社との契約（都福祉保健局）

「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約書」

東京都（以下「甲」という。）と日本赤十字社東京都支部（以下「乙」という。）との間に、災害救助又はその応援の実施に関し、下記のとおり委託契約を締結する。

記

第１条　甲は、乙に対し、災害救助法（以下「法」という。）第32条の規程に基づき、甲の行う災害救助業務のうち、次の事項を委託する。

⑴　医　　療
⑵　助　　産
⑶　死体の処理（一時保存を除く）

第２条　乙が行う医療、助産及び死体の処理（以下「委託業務」という。）は、原則として、甲の指示によりこれを行うものとする。

第３条　委託業務の実施の範囲は、次のとおりとする。

⑴　医　　療
　イ　診　　療
　ロ　薬剤又は治療材料の支給
　ハ　処置、手術その他の治療
　ニ　看　　護
⑵　助　　産
　イ　分娩の介助
　ロ　分娩前後の処置
　ハ　脱脂綿、ガーゼ等衛生材料の支給
　ニ　看　　護
⑶　死体の処理（一時保存を除く）
　イ　死体の縫合、洗浄、消毒等の処置
　ロ　検案

２　医療の期間は、災害発生の日から14日以内、助産の期間は、災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩したものであって、分娩の日から７日以内、死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況により甲は、乙と協議のうえ期間の延長を行うことができる。

第４条　委託業務は、乙の編成する救護班によって、これを行うことを原則とする。

第５条　委託業務を実施するために要した費用については、甲が支弁するものとする。

２　前項の定めによる支弁費用については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

第６条　第３条の範囲を超えて委託業務を行った場合の費用は、これを乙において負担するものとする。ただし、災害の状況によっては、甲乙協議のうえ甲において負担することができる。

第７条　甲は、この契約による委託業務について乙を指導監督するものとする。

第８条　乙は救護活動実施に際しては、東京都衛生局及び区市町村との連絡を密にし、救助に遺憾なきを期するものとする。

第９条　本契約の実施について必要な事項は、別に定める。

第10条　前各条に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、必要の都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

第11条　本契約の有効期間は、契約の日から、満１箇年とする。ただし、有効期間満了の日の１箇月前までに、契約当事者のどちらからも何らの意思表示がないときは、満了の日の翌日から向こう１箇年間、契約を更新したものとみなし、以下同様とする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を所持する。

平成４年４月１日

甲　東　京　都
　　代　表　者　　東京都知事　　鈴　木　俊　一

乙　日本赤十字社東京都支部
　　代　表　者　　東京都支部長　鈴　木　俊　一
　　上記代理人　　副支部長　　金　平　輝　子

資料第 158　災害応急対策用貨物自動車供給契約書（都財務局）

東京都（以下、「甲」という。）と　社団法人　東京都トラック協会　（以下、「乙」という。）とは、次の条項により東京都地域防災計画の一環としての災害応急対策活動並びに都道府県等相互の応援措置のために必要な一般貨物自動車（以下、「事業用自動車」という。）の供給契約を締結する。

（事業用自動車の供給）

第1条　甲は乙に対し、その使用する日時及び場所を指定して事業用自動車の供給を求める。

2　乙は、甲の求めがあったときは特別の理由がない限り、甲に対し事業用自動車を提供しなければならない。

（事業用自動車の供給手続き）

第2条　甲は、乙から事業用自動車の供給を受けたときは事後、速やかに雇上車運行依頼書兼運行実績報告書を乙に交付するものとする。

（運賃等）

第3条　甲が使用した事業用自動車に係る運賃及び料金は、平成11年3月26日自貨第39号通達に基づき公示された運賃に係る範囲の上限の運賃及び料金（その適用方を含む。）の時間制運賃率表の運賃に10％に相当する額を加算することとし、4 時間制を特約しない場合は、8時間制によるものとする。なお、深夜・早朝・休日に係る各割増額についても同様の取り扱いとする。

2　前項の時間制運賃によることを適切としない場合については、距離制運賃としその適用について、甲乙協議して定めるものとする。

3　前 1 項の公示された範囲内の運賃及び料金が変更されたときは、その適用について、甲乙協議して定めるものとする。

4　車庫待ち料金等公示された運賃及び料金に定めのない事項については、別紙「災害応急対策用貨物自動車車庫待ち料金その他について」によるものとする。

（運賃等の支払い）

第4条　乙は、甲の交付した雇上車運行依頼書兼運行実績報告書に必要事項を記入し、取りまとめて甲に提出し、甲の検査を受けた後、運賃及び料金並びに実費負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料等をいう。以下、同じ。）を請求するものとする。

2　甲は、前項の請求があったときはその日から起算して30日以内に運賃及び料金並びに実費負担額を支払わなければならない。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（事故等）

第5条　乙の供給した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

2　乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第6条　乙は、その事業用自動車の運行に際し、乙の責に帰する理由により事業用自動車の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

（損害賠償）

第7条　甲は、その責に帰する理由により使用中の事業用自動車を損傷し又は滅失したときは乙に対し、その損害を賠償する。

（災害補償）

第8条　甲は、使用中の事業用自動車の運転者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）」に定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該運転手が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故についてはこれらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（契約の有効期間）

第9条　この契約の期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙から何らかの申し出がないとき、本契約は同一内容をもって更新し、期間は1年間とする。

（協議）

第10条　この契約の各条項の解釈について疑問があるとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本書２通を作成しそれぞれ記名押印の上、そのうち１通を保有する。

平成17年　4月　1日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
　　東京都
　　代表者　東京都知事　　石　原　慎　太　郎

乙　　東京都新宿区四谷3丁目1番8号
　　社団法人　東京都トラック協会
　　会長　　中西　英一郎

別紙

災害応急対策用貨物自動車車庫待ち料金その他について

1　車庫待ち料金

時間制運賃率表の基礎額(4 時間制を特約した場合は 4 時間制の基礎額、その他の場合は 8 時間制の基礎額)に 7 割を乗じて得た額とし、当該車庫待ち時間が時間加算額(8 時間制の場合に限る。)、深夜早朝割増又は休日割増(以下、「加算額」という。)に該当する場合は上記基礎額に加算額等を加えた額に 7 割を乗じて得た額とする。

なお、協議により運賃の内容が変更されたときは又は新たな運賃の届出がなされたときは、車庫待ち料金についてもそれにより算出するものとする。

2　車庫待ちから出庫した場合の運賃及び料金

車庫待ち料金と出庫の運賃をそれぞれ算出のうえ合算する。

3　荒天時等の運賃

荒天時その他これに類する状況下において出庫した場合は、時間制運賃率表の基準運賃(運賃割増率を含む。)の 3 割を最高限度とした金額を加算する。

4　その他

(1)　車庫待ちから出庫した場合は、当該車庫待ちは以後解除されたものとする。

(2)　車庫待ちから出庫の場合、着車に要する時間等は出庫稼働とする。

資料第 159　災害応急対策用貨物自動車供給契約書（都財務局）

東京都（以下、「甲」という。）と　東京都庁輸送事業協同組合　（以下、「乙」という。）とは、次の条項により東京都地域防災計画の一環としての災害応急対策活動並びに都道府県等相互の応援措置のために必要な一般貨物自動車（以下、「事業用自動車」という。）の供給契約を締結する。

（事業用自動車の供給）

第1条　甲は乙に対し、その使用する日時及び場所を指定して事業用自動車の供給を求める。

2　乙は、甲の求めがあったときは特別の理由がない限り、甲に対し事業用自動車を提供しなければならない。

（事業用自動車の供給手続き）

第2条　甲は、乙から事業用自動車の供給を受けたときは事後、速やかに雇上車運行依頼書兼運行実績報告書を乙に交付するものとする。

（運賃等）

第3条　甲が使用した事業用自動車に係る運賃及び料金は、平成11年3月26日自貨第39号通達に基づき公示された運賃に係る範囲の上限の運賃及び料金（その適用方を含む。）の時間制運賃率表の運賃に10％に相当する額を加算することとし、4 時間制を特約しない場合は、8時間制によるものとする。なお、深夜・早朝・休日に係る各割増額についても同様の取り扱いとする。

2　前項の時間制運賃によることを適切としない場合については、距離制運賃としその適用について、甲乙協議して定めるものとする。

3　前 1 項の公示された範囲内の運賃及び料金が変更されたときは、その適用について、甲乙協議して定めるものとする。

4　車庫待ち料金等公示された運賃及び料金に定めのない事項については、別紙「災害応急対策用貨物自動車車庫待ち料金その他について」によるものとする。

（運賃等の支払い）

第4条　乙は、甲の交付した雇上車運行依頼書兼運行実績報告書に必要事項を記入し、取りまとめて甲に提出し、甲の検査を受けた後、運賃及び料金並びに実費負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料等をいう。以下、同じ。）を請求するものとする。

2　甲は、前項の請求があったときはその日から起算して30日以内に運賃及び料金並びに実費負担額を支払わなければならない。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（事故等）

第5条　乙の供給した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

2　乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第6条　乙は、その事業用自動車の運行に際し、乙の責に帰する理由により事業用自動車の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

（損害賠償）

第7条　甲は、その責に帰する理由により使用中の事業用自動車を損傷し又は滅失したときは乙に対し、その損害を賠償する。

（災害補償）

第8条　甲は、使用中の事業用自動車の運転者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）」に定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該運転手が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故についてはこれらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（契約の有効期間）

第9条　この契約の期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙から何らかの申し出がないとき、本契約は同一内容をもって更新し、期間は1年間とする。

（協議）

第10条　この契約の各条項の解釈について疑問があるとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本書２通を作成しそれぞれ記名押印の上、そのうち１通を保有する。

平成17年　4月　1日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
　　東京都
　　代表者　東京都知事　　石　原　慎　太　郎

乙　　東京都新宿区新宿4丁目3番15号
　　東京都庁輸送事業協同組合
　　代表理事　古屋　芳彦

別紙

災害応急対策用貨物自動車車庫待ち料金その他について

1　車庫待ち料金

時間制運賃率表の基礎額(4 時間制を特約した場合は 4 時間制の基礎額、その他の場合は 8 時間制の基礎額)に 7 割を乗じて得た額とし、当該車庫待ち時間が時間加算額(8 時間制の場合に限る。)、深夜早朝割増又は休日割増(以下、「加算額」という。)に該当する場合は上記基礎額に加算額等を加えた額に 7 割を乗じて得た額とする。

なお、協議により運賃の内容が変更されたときは又は新たな運賃の届出がなされたときは、車庫待ち料金についてもそれにより算出するものとする。

2　車庫待ちから出庫した場合の運賃及び料金

車庫待ち料金と出庫の運賃をそれぞれ算出のうえ合算する。

3　荒天時等の運賃

荒天時その他これに類する状況下において出庫した場合は、時間制運賃率表の基準運賃(運賃割増率を含む。)の 3 割を最高限度とした金額を加算する。

4　その他

(1)　車庫待ちから出庫した場合は、当該車庫待ちは以後解除されたものとする。

(2)　車庫待ちから出庫の場合、着車に要する時間等は出庫稼働とする。

資料第160　災害応急対策用貨物自動車供給契約書（都財務局）

東京都（以下、「甲」という。）と　日本通運株式会社 東京支店　（以下、「乙」という。）とは、次の条項により東京都地域防災計画の一環としての災害応急対策活動並びに都道府県等相互の応援措置のために必要な一般貨物自動車（以下、「事業用自動車」という。）の供給契約を締結する。

（事業用自動車の供給）

第1条　甲は乙に対し、その使用する日時及び場所を指定して事業用自動車の供給を求める。

2　乙は、甲の求めがあったときは特別の理由がない限り、甲に対し事業用自動車を提供しなければならない。

（事業用自動車の供給手続き）

第2条　甲は、乙から事業用自動車の供給を受けたときは事後、速やかに雇上車運行依頼書兼運行実績報告書を乙に交付するものとする。

（運賃等）

第3条　甲が使用した事業用自動車に係る運賃及び料金は、平成11年3月26日自貨第39号通達に基づき公示された運賃に係る範囲の上限の運賃及び料金（その適用方を含む。）の時間制運賃率表の運賃に10％に相当する額を加算することとし、4 時間制を特約しない場合は、8時間制によるものとする。なお、深夜・早朝・休日に係る各割増額についても同様の取り扱いとする。

2　前項の時間制運賃によることを適切としない場合については、距離制運賃としその適用について、甲乙協議して定めるものとする。

3　前 1 項の公示された範囲内の運賃及び料金が変更されたときは、その適用について、甲乙協議して定めるものとする。

4　車庫待ち料金等公示された運賃及び料金に定めのない事項については、別紙「災害応急対策用貨物自動車車庫待ち料金その他について」によるものとする。

（運賃等の支払い）

第4条　乙は、甲の交付した雇上車運行依頼書兼運行実績報告書に必要事項を記入し、取りまとめて甲に提出し、甲の検査を受けた後、運賃及び料金並びに実費負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料等をいう。以下、同じ。）を請求するものとする。

2　甲は、前項の請求があったときはその日から起算して30日以内に運賃及び料金並びに実費負担額を支払わなければならない。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（事故等）

第5条　乙の供給した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

2　乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第6条　乙は、その事業用自動車の運行に際し、乙の責に帰する理由により事業用自動車の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

（損害賠償）

第7条　甲は、その責に帰する理由により使用中の事業用自動車を損傷し又は滅失したときは乙に対し、その損害を賠償する。

（災害補償）

第8条　甲は、使用中の事業用自動車の運転者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）」に定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該運転手が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故についてはこれらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（契約の有効期間）

第9条　この契約の期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙から何らかの申し出がないとき、本契約は同一内容をもって更新し、期間は1年間とする。

（協議）

第10条　この契約の各条項の解釈について疑問があるとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本書２通を作成しそれぞれ記名押印の上、そのうち１通を保有する。

平成17年　4月　1日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
　　東京都
　　代表者　東京都知事　　石　原　慎　太　郎

乙　　東京都中央区日本橋人形町2丁目26番5号
　　日本通運株式会社　東京支店
　　取締役常務執行役員
　　支　　店　　長　　林　勝利

別紙

災害応急対策用貨物自動車車庫待ち料金その他について

1　車庫待ち料金

時間制運賃率表の基礎額(4 時間制を特約した場合は 4 時間制の基礎額、その他の場合は 8 時間制の基礎額)に 7 割を乗じて得た額とし、当該車庫待ち時間が時間加算額(8 時間制の場合に限る。)、深夜早朝割増又は休日割増(以下、「加算額」という。)に該当する場合は上記基礎額に加算額等を加えた額に 7 割を乗じて得た額とする。

なお、協議により運賃の内容が変更されたときは又は新たな運賃の届出がなされたときは、車庫待ち料金についてもそれにより算出するものとする。

2　車庫待ちから出庫した場合の運賃及び料金

車庫待ち料金と出庫の運賃をそれぞれ算出のうえ合算する。

3　荒天時等の運賃

荒天時その他これに類する状況下において出庫した場合は、時間制運賃率表の基準運賃(運賃割増率を含む。)の 3 割を最高限度とした金額を加算する。

4　その他

(1)　車庫待ちから出庫した場合は、当該車庫待ちは以後解除されたものとする。

(2)　車庫待ちから出庫の場合、着車に要する時間等は出庫稼働とする。

資料第 161　災害応急対策用バス供給契約書（都財務局）

東京都（以下、「甲」という。）と　社団法人　東京バス協会　（以下、「乙」という。）とは、次の条項により東京都地域防災計画の一環としての災害応急対策活動並びに都道府県等相互の応援措置のために必要な一般貸切旅客自動車（以下、「車両」という。）の供給契約を締結する。

（車両の供給）

第 1 条　甲は乙に対し、その使用する日時及び場所を指定して車両の供給を求める。

2　乙は、甲の求めがあったときは特別の理由がない限り、甲に対し事業用自動車を提供しなければならない。

（車両の供給手続き）

第 2 条　甲は、乙から車両の供給を受けたときは事後、速やかに雇上車運行依頼書兼運行実績報告書を乙に交付するものとする。

（運賃等）

第 3 条　甲が使用した車両に係る運賃は、平成 12 年 2 月以降各社の届出した運賃及び料金表（その適用方を含む。）に定める運賃の上限額とする。ただし、車掌が乗務しない場合については 5 分引きとする。

2　届出の内容が変更されたときは、その運賃及び料金によるものとする。この場合において、乙は速やかに届出書の写しを添えて甲に通知するものとする。

（運賃等の支払い）

第 4 条　乙は、甲の交付した雇上車運行依頼書兼運行実績報告書及び関係書類を添付して甲に提出し、甲の検査を受けた後、運賃及び料金並びに実費負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料等をいう。以下、同じ。）を請求するものとする。

2　甲は、前項の請求があったときはその日から起算して30日以内に運賃及び料金並びに実費負担額を支払わなければならない。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（事故等）

第 5 条　乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交換してその供給を継続しなければならない。

2　乙は、その車両の運行に際し、事故が発生したときは甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第 6 条　乙は、その車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により車両の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

（損害賠償）

第 7 条　甲は、その責に帰する理由により使用中の車両を損傷し又は滅失したときは乙に対し、その損害を賠償する。

（災害補償）

第 8 条　甲は、使用中の車両の乗務員について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 38 年東京都条例第 38 号）」に定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該乗務員が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故についてはこれらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（契約の有効期間）

第９条　この契約の期間は、平成17年4月１日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙から何らかの申し出がないとき、本契約は同一内容をもって更新し、期間は1年間とする。

（協議）

第 10 条　この契約の各条項の解釈について疑問があるとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本書 2 通を作成しそれぞれ記名押印の上、そのうち 1 通を保有する。

平成17年4月１日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
　　東京都
　　代表者　東京都知事　　石　原　慎　太　郎

乙　　東京都渋谷区代々木2丁目7番7号
　　ヒューマックス南新宿ビル7階
　　社団法人　東京バス協会
　　会長　　上條　克之

資料第 162　災害時における普通貨物四輪駆動車の優先供給契約書（都財務局）

東京都（以下、「甲」という。）と　オリックス・レンタカー株式会社　（以下、「乙」という。）とは、災害が発生した場合、甲の応急対策活動に協力するため次のとおり、普通貨物四輪駆動車（以下、「車両」という。）の優先供給契約を締結する。

（総則）

第 1 条　この契約は、東京都地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策活動に対する車両の供給に関し必要な事項を定める。

（車両の供給）

第 2 条　乙は、甲が実施する応急対策活動において、甲から協力の要請があったときは特別の理由がない限り、車両を供給するものとする。

（車両の供給手続き）

第 3 条　甲は、災害が発生し車両を緊急に調達する必要が生じたときは乙に対し、使用する日時、場所及び車両台数等、必要な事項を明らかにして供給を求めるものとする。

2　甲は、乙から車両の供給を受けるときは速やかに使用認票を乙に交付するものとする。

（車両の貸し出し）

第 4 条　乙は、甲からの要請があったときは整備が完了し並びに燃料を満杯にしたうえで、運行に支障のない車両を甲に貸し出しするものとする。

（車両の交換）

第 5 条　乙は、貸し出した車両が故障その他乙の責による理由により運行を中断したときは、速やかに当該車両を交換しなければならない。

（賃借料等の負担）

第 6 条　甲は、乙から借り受けた車両代金を負担する。その料金は、発災時における店頭表示価格によるものとし、その詳細については、別途協議するものとする。

（事故の報告）

第 7 条　甲は、乙が貸し出した車両の運行に際し、事故が発生したときは乙に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害発生時の補償等）

第 8 条　乙は、自動車損害賠償責任保険及び自動車保険に加入した車両を甲に貸し出すものとし、甲の使用中に事故等による損害が発生したときは次の金額の範囲内は乙が補償を行うものとする。

(1)　対人補償（1 人につき）無制限（自賠責 3000 万円を含む）

(2)　対物補償（1 事故につき）　500 万円（免責なし）

(3)　車両補償　　時価　　（免責なし）

(4)　搭乗者事故補償（1 事故 1 名、定員まで）　1000 万円

（契約の有効期間）

第９条　この契約の期間は、平成１６年４月１日から平成１７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の 1 か月前までに甲乙から何らかの申し出がないとき本契約は同一内容をもって更新し、期間は１年間とするものとする。

（協議）

第 10 条　この契約の各条項の解釈について質疑が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙とは、本書２通を作成しそれぞれ記名押印の上、そのうち１通を保有する。

平成１６年４月１日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　東京都知事　　石　原　慎　太　郎

乙　　東京都品川区大崎１丁目６番４号
オリックス・レンタカー株式会社
代表取締役　　横山　和夫

資料第 163　災害時における普通乗用四輪駆動車の優先供給契約書（都財務局）

東京都（以下、「甲」という。）と　株式会社トヨタレンタリース東京　（以下、「乙」という。）とは、災害が発生した場合、甲の応急対策活動に協力するため次のとおり、普通乗用四輪駆動車（以下、「車両」という。）の優先供給契約を締結する。

（総則）

第 1 条　この契約は、東京都地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策活動に対する車両の供給に関し必要な事項を定める。

（車両の供給）

第 2 条　乙は、甲が実施する応急対策活動において、甲から協力の要請があったときは特別の理由がない限り、車両を供給するものとする。

（車両の供給手続き）

第 3 条　甲は、災害が発生し車両を緊急に調達する必要が生じたときは乙に対し、使用する日時、場所及び車両台数等、必要な事項を明らかにして供給を求めるものとする。

2　甲は、乙から車両の供給を受けるときは速やかに使用認票を乙に交付するものとする。

（車両の貸し出し）

第 4 条　乙は、甲からの要請があったときは整備が完了し並びに燃料を満杯にしたうえで、運行に支障のない車両を甲に貸し出しするものとする。

（車両の交換）

第 5 条　乙は、貸し出した車両が故障その他乙の責による理由により運行を中断したときは、速やかに当該車両を交換しなければならない。

（賃借料等の負担）

第 6 条　甲は、乙から借り受けた車両代金を負担する。その料金は、発災時における店頭表示価格によるものとし、その詳細については、別途協議するものとする。

（事故の報告）

第 7 条　甲は、乙が貸し出した車両の運行に際し、事故が発生したときは乙に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害発生時の補償等）

第 8 条　乙は、自動車損害賠償責任保険及び自動車保険に加入した車両を甲に貸し出すものとし、甲の使用中に事故等による損害が発生したときは次の金額の範囲内は乙が補償を行うものとする。

(1)　対人補償（1 人につき）無制限（自賠責 3000 万円を含む）

(2)　対物補償（1 事故につき）　2000 万円（免責なし）但し、免責補償に加入するものとする。

(3)　車両補償　時価（免責なし）但し、免責補償に加入するものとする。

(4)　人身傷害補償（1 人につき）　3000 万円

（契約の有効期間）

第９条　この契約の期間は、平成１６年４月１日から平成１７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の 1 か月前までに甲乙から何らかの申し出がないとき本契約は同一内容をもって更新し、期間は１年間とするものとする。

（協議）

第 10 条　この契約の各条項の解釈について質疑が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙とは、本書２通を作成しそれぞれ記名押印の上、そのうち１通を保有する。

平成１６年４月１日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　東京都知事　　石　原　慎　太　郎

乙　　東京都千代田区九段南２-3-18
株式会社　トヨタレンタリース東京
代表取締役　　梶野　茂

昭和 48 年 10 月　　第１次修正
令和元年７月　　第 15 次修正

印刷物規格表第２類
印 刷 番 号（31）32

東京都地域防災計画

震災編　別冊②協定等

編集発行　　東京都防災会議

（東京都防災会議事務局）東京都総務局総合防災部
〒163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
電　話　０３（５３２１）１１１１（代）内線 25-036

印　　刷　　宮嶋印刷株式会社
〒101-0065　東京都千代田区西神田３丁目２番１号
電　話　０３（６８２３）５３６８

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。